神宮司廳藏版

器用部一

古事類苑

古事類苑刊行會

古事類苑

器用部第一冊目録

器用部一
飲食具一
器用部二
飲食具二
器用部三
飲食具三
器用部四
飲食具四
器用部五
飲食具五
器用部六
容飾具一

器用部七
容飾具二
器用部八
容飾具三
器用部九
容飾具四
器用部十
澡浴具一
器用部十一
澡浴具二
器用部十二
家什具
器用部十三
屛障具一

器用部十四
屏障具二
器用部十五
屏障具三

古事類苑

器用部一

飲食具一

盌　名稱　製作　種類（以原質爲名　以製作爲名　以形狀爲名　以用法爲名　以産地爲名　以人名爲名）貢進　用法　七ツ椀　椀形　椀屋　椀貢　雜載　四

葉椀（クボテ）　五〇

葉盤（ヒラデ）　名稱　初見　製作　用法　雜載　五一

盤（サラ）　名稱　製作　種類（以原質爲名　以製作爲名　以形狀爲名　以用法爲名　以地名爲名）貢進　用法　雜載　五四

器用部二

飲食具二

合子　名稱　製作　種類（附圖）産地　用法　雜載　七一

樏子　七七

豆子　同

托子　七九

茶盞室　八〇

鉢 名稱 種類（以原質爲名 以製作爲名 以形狀爲名 以用法爲名）貢進 用法 八一

箸 名稱 初見 製作 種類（以原質爲名 以色爲名 以製作爲名 以用法爲名）用法 工人 箸屋 箸直 馬頭盤 箸臺 箸壺 箸箱 箸筒 箸紙 雜載 九一

匙 一〇九

杓子 一一二

串 一一五

器用部三

飲食具三

机 名稱 製作 種類 用法 一一九

食單 一二三

油單 一二四

臺盤 名稱 製作 種類 用法 一二五

臺 一三〇

食床 一三三

懸盤 名稱 製作 種類 用法 同

膳 名稱 種類 膳棚 一三八

飯臺 一四三

硯蓋 一四四

盆　一四六
折敷　名稱　種類　製作　用法　一四九
緣高　一五六
片木　一五七
衝重　一五八
供饗　一六一
四方　三方　一方　二方　一六二
薄盤　一六七
折櫃　名稱　工人　製作　雜載　用法　同

器用部四

飲食具四

瓺(ミカ)　一七一
瓱(サラケ)　一七三
甕(モタヒ)　同
壺　一七五
𤭜(ツハリ)　一七七
瓶(カメ)　酒壺　一七八
游瓨(ユカ)　一八〇

平瓮(ヒラカ) 一八一
缶(ホトキ) 一八三
坏(ツキ) 高坏 一八四
樽 名稱 製作 種類 貢進 明樽問屋 樽貢 雜載 一八八
酒海 一九八
樏子(モタヒ) 一九九
銚子 名稱 種類 用法 銚子直 雜載 二〇〇
提子 名稱 種類 用法 雜載 二〇七
瓶子 名稱 製作 種類 用法 雜載 二一〇
吸筒 二一四
瓢簞 二一六
間鍋(カンナベ) 二一八
ちろり 二一九
德利 名稱 種類 用法 德雜載 二二〇
盃 名稱 初見 製作 種類（以原貢爲名 以製作爲名 以形狀爲名 以人名爲名 土器盃 鸚鵡盃 介貝盃 木葉盃 猪口 こつぷ 雜盃） 貢進 用法 盃銘 盃箱 盃洗 盞子 盞臺 盃臺 雜載 二二四
椀(サスエ) 二五八
藥罐 同
土瓶 二六〇
湯次 二六一

器用部五

飲食具五

項目	頁
湯桶(ユトウ)	二六二
桶 名称 製作 種類 用法 直桶 結桶師 桶屋	同
杓	二七〇
水嚢	二七三
漏斗	同
笊籬	二七四
筒(ケ)	二七七
中取	二七九
行器(ホカヰ)	二八一
破籠(ワリコ)	二八二
食籠(シキロウ)	二八五
御膳籠	二八七
米櫃	二八八
飯櫃	同
重箱	二八九
折	二九三

項目	頁
物相(モッソウ)	二九四
面桶(メンツウ)	二九五
辨當	同
釜 名稱 製作 種類 產地 釜屋 釜直 雜載	二九七
鼎	三〇四
鍑(サカリ)	三〇七
鍋 名稱 製作 種類（以厚質爲名 以形狀爲名 以用法爲名） 產地 貢進 鍋泣 鍋蓋 鍋取 雜載	三〇八
甑(コシキ)	三一八
蒸籠(セイロウ)	三二一
炮碌 焙籠	同
七竈	三二三
火吹竹	三二四
煨昇(ヒカキ)	三二五
火消壺	三二六
鐵輪	同
五德	同
俎	三二八
庖丁	三三三
擂鉢	三三五
擂木	三四〇

薑擦（ワサビオロシ）　三四三

器用部六

容飾具一

鏡　名稱　製作（面背　帶精）　種類（以原質爲名　以形狀爲名（附圖）　以用法爲名　以地名爲名）　用法（室內裝飾　船上裝飾）　神事用鏡　佛事用鏡　產地　鏡工　磨鏡（附圖）　鏡筥　鏡臺　鏡立　雜載　三四七

器用部七

容飾具二

櫛　名稱　初見　製作　種類　用法（燃櫛爲燭　投櫛絕緣　櫛爲餞　賜櫛齋宮　以櫛爲占）　產地　櫛工（附圖）　櫛屋　櫛筥　櫛案　櫛巾　櫛掃　櫛押　雜載　三八七

器用部八

容飾具三

笄　名稱　沿革　製作　種類　用法　雜載　四一九
簪　名稱　沿革　製作　種類（以原質爲名　以製作爲名　以用法爲名）　用法　雜載　四二八
釵子　名稱　用法　四四七

耳搔 四五一
鑷子（ケヌキ）名稱 種類 用法 產地 雜載 四五二

器用部九

容飾具四

鬘 名稱 種類 用法 鬘捻 鬘掛（カモジカケ） 鬘商 雜載 四五七
寶髻 四六七
義髻 四六八
假髻（スヱ） 四六九
蔽髪（ヒタヒ） 四七一
付髪 四七三
髱刺（ツトサシ） 四七四
髮刺 四七六
髷止（ワゲドメ） 四七九
小枕 同
髻（モトユヒ）名稱 沿革 製作 種類 產地 髻笥 髻商 雜載 同
白粉 名稱 初見 製法 種類 用法 產地 施粉具 白粉商 雜載 四九一
紅粉 名稱 初見 製法 種類 用法（點頰 畫唇 染爪） 產地 紅粉具 紅粉商 雜載 五〇三
面脂 五一三

口脂 同
化粧水 同
髮油 種類(浮(アブラワタ) 猪油 五味子 胡麻油 菜種油 胡桃油 伽羅油 鬢付油 すき油) 油壺 油筒 油桶 鬘油 油商 雜載 五一五
香嚢 五二八

器用部十

澡浴具一

澡豆(サウヅ) 名稱 製作 用法 澡豆壺 澡豆飾 五三九
洗粉 粉 漬粉 手水粉 鬘洗粉 五四一
小糠 糠袋 五四三
石鹸 五四四
垢摺 五四五
絲瓜皮 同
浮石 五四六
河藥 同
泔器(ユスルツキ) 名稱 製作 種類 用法 雜載 五四七
鬢水入 五五三
匜(ハニサフ) 名稱 製作 種類 用法 匜袋 雜載 五五四
多志良加 五六一

蝦蟾槽　五六一
水瓶　五六五
水注子　五六九
手湯戶　五七〇
缶　五七二
罍　同
手水桶（附圖）　同
手水鉢（附圖）　五七四
杓　五七六
播器（附圖）　五七七
升　五七八
嗽茶碗　同
楊枝　名稱　製作　寸法　種類　用法　楊枝筥　楊枝指　楊枝店　雜載　五七九
琢砂　五九三
齒藥　同

器用部十一

澡浴具二

盥　名稱　製作　種類（附圖）　用法　盥具　雜載　五九五

洗 六一〇
浴斛 名稱 製作 種類 用法 浴斛具 雜載 六一二
風呂桶 六二一
內衣 名稱 製作 用法 雜載 同
天羽衣 六二七
今木 六二八
湯具 六二九
膝覆 六三一
風呂敷 同
手拭 名稱 原料 寸法 種類(以色爲名 以寸法爲名 以用法爲名 西洋手拭) 用法 巾箱 手拭臺 挾巾杖 手拭掛 手拭ノ拵 手拭商 雜載 六三二

器用部十二

家什具

厨子 六五八
黑棚 六六四
櫃 名稱 種類 六六五
長持 中持 六七二
簞笥 六七六

箱 名稱 種類 製作 雜載 六七八
亂筥 六八六
廣蓋 六八七
籠 皮籠 六八八
葛籠 行李 檜編 六九一
嚢 名稱 用法 種類 六九五
火櫃 炭櫃 風爐 火桶 火箸 火鉢 炭斗 火爐 自在 六九九
火闥 湯婆 溫石 懷爐 七一三
箒 名稱 箒商 種類 雜載 用法 七一七
さいはらひ 七二五
塵拈 同
唾壺 七二六

器用部十三

屏障具一

幕 名稱 用法 初見 幕具 製作 雜載 種類 七三四
幔 名稱 用法 製作 幔具 種類 七五〇
屏幔 幔門 七五六
絹垣 垣代 七五八

器用部十四

屏障具二

幄 名稱 幄屋 製作 幄具 種類 輕幄 用法 …… 七六〇

帟(ヒラハリ) 名稱 用法 製作 …… 七七一

幌(トバリ) 名稱 用法 製作 幌具 種類 垂布 …… 七七七

帷 …… 七八三

帽額 水引 …… 七八五

斗帳 名稱 組 帽額) 製作 裝置 (帳臺 幢 …… 七八九

障子帳 …… 八〇七

屏風帳 …… 八一〇

百子帳 …… 同

几帳 名稱 用法 製作 雜載 (手足帳) 差几帳(附圖) 種類 …… 八一二

行障 …… 八二二

步障 …… 八二四

軟障 名稱 用法 初見 軟障具 製作 …… 八二五

壁代 名稱 法 製作 壁代具 用 …… 八三一

立薦 張筵 懸筵 …… 八三七

遾條(アムレロ) …… 八三九

器用部十五

屏障具三

簾 名稱 簾具 製作 簾商 種類 雜載 用法 八四一

障子 名稱 用法 製作 雜載 種類 八六一

屏風 名稱 法 初見 屏風發 製作 屏風商 種類 雜載 用 八九二

古事類苑

器用部一

飲食具一

器用ハ器物ノ總稱ニシテ、邦語ニ之ヲウツハモノト云ヒ、又調度若シクハ道具トモ云ヘリ、凡ソ器物ノ用タル、其範圍極メテ廣ク、悉ク之ヲ載スルニ堪ヘズ、今此部門ニハ、專ラ飲食容飾、澡浴、家什、屏障、坐臥、燈燭、行旅ノ諸具、及ビ輿、車、船舶等ニ關スルモノヲ收メ、其餘、度、量、權衡ノ類ハ稱量部ニ、文房具ハ文學部ニ、兵器ハ兵事部、武技部ニ、祭具ハ、神祇部ニ、佛具ハ宗教部ニ、農具、工具ハ產業部ニ、樂器及ビ遊戲具ハ樂舞部、遊戲部等ニ分載セリ、他ハ類推シテ知ルベシ、

飲食具ハ飲食ニ必須ナル器具ヲ謂フ、飲食物ヲ盛ルニハ盌、盤、鉢、銚子、盃ノ類アリ、其之ヲ安置スルニハ机、臺盤、折敷、膳、盆ノ類アリ、鍋、釜、俎、庖丁等ハ、專ラ調理ノ用ニ供スルモノニシテ、瓺(ミカ)、甈(サラケ)、壺、瓶、樽等ハ、多ク貯藏ノ用ニ備フルモノナリ、其他飲食ニ要スル器物ノ種類甚ダ多シ、盌ハ又埦、垸、椀、梡、碗、鋺、鋎等ノ字ヲ用キテ、マリ又ハモヒト云フ、後ニハ音讀シテワント云フ、此中ニテ鋺鋎ハ古ハ金玉ノ器ニノミ用キシガ如シ、故ニ多クカナマリト訓ゼリ、而シテマリト云ヒシ名ハ、中世ニ至リ漸ク亡ビテ、カナマリノ名ノミ存セリ、其モヒト云フハ、水ヲ盛ル器ヲ稱スルナリ、盌ハ又御器トモ云フ、因テ字或ハ五器ニ作ル、

茶椀ハ始メ茶ヲ盛ルニ由リテ名ヲ得シモノナレドモ、後ニハ汎ク陶器ヲ稱スルコト、ナ

レリ、其一轉シテ飲食具ニノミ稱スルニ至リシハ、恐ラクハ近古ノ事ナルベシ、而シテ此ニ飯ヲ盛ルハ極メテ後世ノ慣習ニ出ヅ、茶湯ニ用キル茶椀ノ事ハ、遊戯部茶湯篇ニ在リ、

葉椀ハクボテト云フ、其狀ノ凹ミテ深キニ由レリ、原ト木葉ヲ縫ヒ合セテ作リシモノナレドモ、後ニハ多ク陶器ヲ以テ之ヲ製ス、

葉盤ハヒラデト云フ、葉椀ヲクボテト云フニ對シタル名ニシテ、亦木葉ヲ以テ製ス、或ハ一葉ヲ用キルアリ、或ハ數葉ヲ縫ヒ合ハスルアリテ、其葉ハ多ク柏ヲ用キル、

盤ハ字又槃ニ作リ、サラ又ハパントト云フ、然レドモ後世ハ多ク皿ノ字ヲ用キテサラトノミ云ヘリ、

合子ハガフシト云フ、蓋ヲ具スル椀ノ稱ニシテ、其數箇ヲ組入ルヽモノヲ引入合子ト云フ、

楪子ハ卽チ疊子ナリ、舊クウルシヌリノサラト云ヒ、後ニ之ヲチヤツト云フ、多ク僧家ニ於テ用キシモノヽ如シ、豆子ハ俎豆ノ豆ノ類ナリ、

托子ハタクスト云フ、又茶托ト云ヒ、茶臺ト云フ、

茶盞室ハチヤワンイレト云フ、又納盞筒ノ字ヲ用キル、茶椀ヲ納ムル筒ナリ、

鉢ヲハチト云フハ字音ナリ、又砵、缽ノ字ヲ用キルハ我邦ノ製字ナリ、其形狀ハ深キ皿ノ如クニシテ、食物ヲ盛ル器ナリ、元來鉢ハ、佛家資具ノ一ニシテ、具サニハ鉢多羅ト云ヒ、又跋多羅ト云フ、卽チ印度語ニシテ、鉢ト云フハ其略語ナリ、翻譯シテ盂ト云フ、支那ニテハ古クヨリ其製ニ倣ヒテ、普通ノ食器ト爲シヽガ、我邦ニテモ漸次ニ類似ノ器ヲ作リテ、食物ヲ盛リシヨリ、遂ニ一般ノ食器トナレリ、其質ニハ金器、漆器、陶器等アリテ、其美ナルモノニ至リテハ、錦出、金襴出等アリ、

箸ハハシト云フ、食物ヲ口ニ傳フルモノニシテ、竹木ヲ削リ、又ハ金屬ニテ作リ、二本ヲ以テ

一具トス、眞魚箸ハ食物ヲ調理スルニ用キル、

匙ハカヒト云フ、食物ヲ抄ヒ取ルニ用キル、其質ニ金器アレドモ、多クハ木器ナリ、

杓子ハ匙ノ類ニシテ、多クハ木ヲ以テ製ス、貝殼ニ柄ヲ施シタルヲ貝杓子ト云フ、

串ハ竹又ハ金屬ニテ作リ、食物ヲ貫キテ調理スルノ具ナリ、

机、臺盤、臺、懸盤、膳、折敷等ハ皆木器ニシテ、漆器ナルアリ、木地ナルアリ、蒔繪ヲ施セルアリ、胡粉ヲ以テ畫圖スルアリ、又形狀ニ大小アリテ、脚アルアリ、脚ナキアリテ一ナラズ、

瓺ハミカト云ヒ、𤭯ハサラケト云ヒ、甕ハモタヒ、游堝ハユカ、平瓮ハヒラカ、缶ハホトキト云フ、並ニ瓦器ニシテ、用法ニ從ヒテ各其形狀ヲ異ニセリ、而シテ此種ノ瓦器ニハ、古來文字ノ用例一ナラズ、彼此混淆シテ識別シ難キモノアリ、

坏ハツキト云フ、土器ニシテ、筥坏、盞坏、汁漬坏、片坏、窪坏等ノ別アリ、又高坏アリ、高坏ハ坏ニ臺ヲ加ヘテ高ク造レルモノナリ、酒坏ノ事ハ下ニ言フベシ、

樽ハ初メ字音ニテ稱セシガ如シ、後ニハタルト云フ、木ヲ以テ作リ、竹箍ヲ施シ、酒等ヲ容ルルニ用キル、樽ニハ指樽、匾(ヒラ)樽、手樽、柳樽等アリ、指樽ハ箱ニ似テ横狹ナルヲ云ヒ、匾樽ハ桶ニ似テ小ナルヲ云ヒ、手樽ハ樽ニ兩手アリテ長キヲ云ヒ、柳樽ハ柳木ニテ作リ、手樽ニ類セルヲ云フ、

酒海ハ樽ノ類ノ如ケレド、其製詳ナラズ、橘子モ亦酒器ナレド其製詳ナラズ、

銚子ハサシナベ、又ハサスナベト云ヒ、字音ニテ、テウシト云フ、鍋ニ口及ビ柄アリ、初ハ上ニ鐶アリ、鐶ハ蓋シ提梁ナラン、後ニハ提梁ナシ、茗ヲ煮、酒ヲ温メ、又酒ヲ注グ等ニ用キル、

提子ハヒサゲト云フ、銚子ノ柄ヲ去リタル如キモノニシテ、長キ口アリ、鉉アリテ、提持スルニ便ニセリ、

盌名稱

瓶子ハヘイジト云フ、金器アリ、多クハ陶器ナリ

吸筒ハスヒヅヽト云フ、又單ニ筒トモ稱ス、竹筒ヲ用キル、瓢簞ハ瓢ノ內實ヲ去リタル物ナリ、並ニ酒ヲ入レ又ハ酒ヲ注グニ用キル、

間鍋、ちろり、德利ハ金屬或ハ陶器ヲ以テ作リ、酒ヲ溫メ或ハ酒ヲ注グニ用キル、

盃ハサカヅキト云フ、酒ヲ盛ル坏ノ義ナリ、又盞、觴等ノ字ヲ用キル、多ク土器ニテ製スルニヨリテ、又カハラケトモ稱セリ、土器ノ外ニ金器アリ、漆器アリ、陶器アリ、珠玉アリ、獸角アリ、介貝アリ、其美ナルモノニ至リテハ、漆ヲ髹シ、金銀ヲ粉末トシテ蒔繪ヲ施ス等ノ巧アリ、酒臺子、盃臺ハ酒盃ヲ載スル器ニシテ、臺盞ハ原ト盃ノ餘瀝ヲ棄ツル具ナレドモ、亦盃ノ臺ニ用キタリ、

棬ハサスエト云フ、木ヲ曲ゲテ作リタル物ニシテ、盃ノ類ナリト云フ、

笥ハケト云ヒ、行器ハホカヒト云フ、並ニ飯ヲ盛ル器ニシテ、破籠(ワリコ)、重箱、折物(ヲリモノ)、相面桶(サウメンツウ)、辨當等ハ、多ク外出旅行ノ際ニ用キル具ナリ、

鍋ハナベト云フ、始メ專ラ金器ヲ用キ、カナナベト稱セシガ、後ニ瓷器ヲ以テ製スルアリ、之ヲ土鍋(ドナベ)ト云フ、並ニ飲食物ヲ煮ルニ用キル、鉉ヲ施シ、又蓋ヲ用キルコトアリ、

釜ハカマト云フ、飯ヲ炊キ湯ヲ沸カスニ用キル金器ナリ、古ヘ之ヲカナヘト稱セシモ、亦金器ノ意ナリト云フ、

擂盆ハスリコバチト云フ、磨粉鉢ノ義ナリ、又スリバチト云フハ略言ナリ、內部ニ線條ヲ刻セル燒物ノ鉢ニシテ、食物ヲ研リテ粉末ニスルモノナリ、其粉末スルニ用キル棒ヲ擂木(スリコギ)ト云フ、其材ニハ松、柳、桑、山椒等ヲ用キル、

〔倭名類聚抄 十六瓦器〕盌　說文云、盌〈烏管反、字亦作椀、辨色立成云、末里、俗云毛比、〉小盂也、

〔箋注倭名類聚抄四瓦器〕說文又云、瓷小盂也、玉篇、瓷亦作盌、方言、盌謂之盂、急就篇注、盌似盂而深長、
王念孫曰、椀之言宛曲也、盂之言迂曲也、盂、椀皆曲貌也、

〔類聚名義抄九皿〕盌マリ、俗云、モヒ、

〔伊呂波字類抄末雜物〕盌マリ、亦作椀、

〔倭訓栞前編二十九末〕まり　日本紀、古事記等に、椀又鋺を訓せり、圓き義也、るき反り也、和名抄に、日本靈異記に、其器皆鋺、俗云賀奈萬利、按鋺字所出未詳、古語、椀爲磨利、宜用金鋺二字といへり、されど金偏木偏を通用せし例多し、盌も同じ、和名抄にみゆ、新撰字鏡には鈖を金まりとよめり、

〔新撰字鏡金〕鋡古火反、龕也、袋也、受入器也、加奈万利、　鋺宛音、勸盌頭、加奈万利、　鈖金万利、又奈太、

〔倭名類聚抄十六金器〕金椀　日本靈異記云、其器皆鋺、俗云賀奈萬利、今案、鋺字所出未詳、古語謂椀爲磨利、宜用金椀二字也、椀即盌字、見瓦器中、

〔箋注倭名類聚抄四金器〕按、椀說文作盌、又作瓷、並云小盂也、玉篇、盌亦作椀、蓋俗以木造盌、故作椀也、其磁盌作碗、金盌作鋺、與木牒子作楪、磁牒子作碟、其義同、則鋺字與玉篇於遠切釋鋺字、製字之原自異、又按、椀是木盌、則注二椀字、皆當作盌、源君以椀爲金木通用字、非是、

〔類聚名義抄八金〕鋺於元反、鉏上、カナマリ、未詳、宜用金椀二字、　鋎カナマリ

〔伊呂波字類抄加雜物〕鋺カナマリ、古語謂椀爲鋺、宜用金椀、

〔新猿樂記〕四御許者覡女也、○中略尋其夫、則右馬寮史生七條已南保長也、姓金集名百成、○中略鋺カナマリ(中略)已上物鑄上手也、

〔日本靈異記考證中〕第十四　鋎　高野本作鋺、和名抄引此、同按鋎即鋺字、續日本紀、大安寺資財帳用此體、字鏡集亦鋎訓カナマリ、集韻、鋎刀也、非此義、萬葉集片垸、玉造小町子壯衰書、金垸、江次第茶垸、東鑑垸飯、亦垸字也、

〔貞丈雜記一祝儀〕一埦飯の事、庭訓往來、其外古書、垸字を用タルハ誤也、埦ノ字ハ玉篇ニ烏管切ト・アリ、音ワン也、垸ノ字ハ、玉篇ニ後官切トアリ、音クハン也、埦ト垸同字ニアラズ、埦ハ椀と同用の字

也、古書ニ埦ヲ不ㇾ用シテ、垸を假り用たるは、埦ノ字、俗字ニハ一引を加ヘテ垸ト書ク、宀の下ニ死を書く故、死ノ字を忌みて、垸ノ字を假り用ルナルベシ、字體ノ似たる故ニ、押テ假り用る歟、

○按ズルニ、埦飯ノ事ハ、禮式部埦飯篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔類聚名義抄 三木〕椀 クボテ、コロモハリ、盌正、マリ、モヒ、

〔伊呂波字類抄 和雜物〕椀 ワン 茶椀、金椀、

〔下學集 下器財〕椀 ワン

〔撮壤集 中家屋〕椀 ワン 見二和名鋺注一

〔運歩色葉集 和〕椀 ワン

〔物類稱呼 四器用〕椀わん 飯椀、汁椀、菜椀等の品類あり、 西國及北國にて、ごきと云、東國、中國、四國にて日用の飯器をおやうぎと云、相摸、安房、上總、下總、武藏邊に至るまで、かうだいと云、江戸は勿論、其國々の驛舍にては、かうだいとは稱せず、わんとのみよぶ也、

〔三才圖會 四十器用〕椀

黃帝時、有二甯封人一、爲二陶正一、此陶之始也、或言桀臣昆吾所ㇾ作非、今之曰ㇾ碗、曰ㇾ盆、曰ㇾ碟、制雖ㇾ不ㇾ同、皆屬ㇾ陶耳、

〔延喜式 十七内匠〕銀器 略○中

水鋺一口、徑六寸五分、深一寸五分、料銀大一斤二兩、炭五斗、和炭一石二斗、油一合五勺、長功九人、火工二人半、鍛冶二人半、磨二人、夫二人、中功一十七人半、工一十二人大半、夫四人大半、短功十二人、工一十人、夫二人、

漆供御雜器 略○中

大椀一口、徑八寸六分、深三寸、料漆一合七勺、貲布一尺、揩墨四勺、綿二兩、功半人、

中椀一口、徑七寸八分、深二寸、料漆一合四勺、貲布九寸、揩墨四勺、綿二兩、功半人、

登製作

朱漆器〇中略

飯椀一口径八寸、料漆一合二勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、炭一升、長功一人大半、中功二人、短功二人小半、

羹椀一口径七寸、料漆一合二勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、炭一升、長功一人小半、中功一人大半、短功二人、

〔風俗俳人氣質 三〕早天から借屋を見廻る俳人の宿還入

傍から四人が合槌うつひやうしにて、𛀁からば惣朱のかた地にして、膳椀貳十人前、〇中略外に茶氣のすいもの椀五人分づゝ、五通、湯盃すきや物𛀁な〳〵、明日御みせ下されく、〇下略

〔御伽名代紙子 二〕念佛講の酒で醉が廓の座敷踊

堺筋の椀屋久右衛門といふ身上よしの一子、久兵衛とて一人もひとりがらと器量よく、𛀁かも親の根來ものに劣らぬ、布著せの堅地にて、若けれど始末を第一に心がけ、〇下略

〔椀記〕享保十一年四月廿一日、御茶、〇中略　御會席御椀、内外朱ニテ角ヨリイトソコマデ黒、　十三年二月十一日、御茶、〇中略　御會席（中略）椀、イトソコ口、外クリイロ、〇中略

〔喰初口傳〕椀などにも、鶴龜、松竹を白繪に、白粉にて蒔繪にして、〇下略

〔婚禮道具諸器形寸法書 人〕武家ノ高家ニ正月ナドノ祝儀椀有之、朱漆ニシテ鶴龜松竹書之、

〔茶道筌蹄 五〕吸物椀之分

網ノ繪　小は原叟好、喰初椀形は了々齋好、

〔可笑記 三〕むかしさる人の云るは、〇中略さて膳部の事、椀折敷、ちいさめなるをよしとさだめて、〇下略

〔立身大福帳 七〕椀家具

盌種類以原質爲名

當世は宗和なり下ぐりといふをせうぐわんす、新しくかた地にさすれば、萬事一通りそろへて、廿人まへにて、六百匁かゝる、しんさい橋道具やを、せんさくすれば、そりわん、ねごろ物、貳百五六十匁にては有、なりわろし、然どもかたさは、石同せん、つかふて大ぶん徳なり、

〔續日本紀 光仁三十五〕寶龜九年十月乙未、遣唐使第三船到泊肥前國松浦郡橘浦、判官勅旨大丞正六位上兼下總權介小野朝臣滋野上奏言、臣滋野等、去寶龜八年六月二十四日、候風入海、七月三日、與第一船同到揚州海陵縣、〇中略三月廿二日於延英殿對見、所請並免、即於內裏設宴、官賞有差、四月〇中略二十四日、事畢拜辭、奏云、本國行路遙遠、風漂無准、今中使云往、冒涉波濤、万一顚躓、恐乖王命、勅答、朕有少許答信物、今差寶英等押送、道義所在、不以爲勞、即賜銀鋺酒以惜別也、〇下略

〔三代實錄 陽成四十三〕元慶七年五月三日戊辰、〇中略內敎坊奏女樂、妓女百三十八人遞出舞、酒及數杯、別賜御餘枇杷子一銀椀、大使已下起座拜受、

〔觀世音寺資財帳〕觀世音寺嘉保□年寶藏實錄日記

一見在　第一韓櫃〇中略　銀鋺貳口

前帳云、二口有蓋各一枚、全者今撿見在、四足中、二口有蓋、二口無蓋、　永保三年帳云、見在銅鋺有二衍、口幷蓋非銀鋺、　寬治六年帳云、今撿同、

〔延喜式 齋宮五〕年料供物

銀鋺一合〇中略並供御料長用

〔竹取物語〕天人の粧ひしたる女、山の中より出來て、銀のかなまるをもちて、水をくみありく、

〔落窪物語 三〕衞門の尉はかうむりを得て、三河の守に成にければ、衞もんはたゞ七日がほどいとま申て、將てくだりけるに、女君旅のぐ、しろがねの金盌一ぐ、さうぞくよりはじめて、いと細しくなんしてくだし給ひける、

〔今昔物語二十七〕白井君銀提入井被取語第二十七

其ノ房ニ井ヲ堀ケルニ、土ヲ投上タリケル音ノ石ニ障テ、金ノ樣ニ聞エケルヲ聞付テ、白井ノ君此レヲ恠ムデ寄テ見ケレバ、銀ノ鋺ニテ有ケルヲ取テ置テケリ、

〔續日本紀九元正〕養老六年十一月丙戌、詔曰、〇中略太上天皇〇元明奄棄普天、〇中略故奉爲太上天皇造〇中略銅。鋺。器一百六十八、〇下略

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合白。銅。飯。鋺。玖口。　佛分參口一口徑四寸三分、深二寸三分、一口徑六寸、深二寸七分、　藥師佛分壹口口徑四寸、深三寸、　觀世音菩薩分壹口口徑四寸、深二寸、　塔分參口徑六寸五分、深三寸七分、飯鋺有合　通分壹口口徑六寸四分、深三寸、

合白銅鋺伍拾捌口口徑各五寸六分、深二寸三分、〇下略

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一靑。銅。椀。　二百七十四

〔日本書紀神代二〕時彥火火出見尊、就其樹下、徙倚彷徨、良久有一美人、排闥而出、遂以玉。鋺。來當汲水、因擧目視之、

〔晉書五十八周訪傳〕王敦〇中略遺玉環玉椀以申厚意、訪投椀於地曰、吾豈買豎可以寶悅乎、

〔古事記上〕爾海神之女、豐玉毘賣之從婢、持玉器將酌水之時、於井有光、仰見者有麗壯夫、〇註略以爲甚異奇、爾火遠理命、見其婢、乞欲得水、婢乃酌水入玉器貢進、爾不飮水、解御頸之璵、含口唾入其玉器、

〔古事記傳十七〕さて後世には、井より水を汲揚るには、必繩など著たる都流倍を用ふる事なれども、〇略註上代の井は、淺き泉なるなども多かりしかば、今も山里などは然なり盛器を以て直に汲揚もえつとおぼしければ、此の玉器も盛器以て、汲にてもあるべく、又汲たるを盛る料にても有べし、次の文に、酌水入玉器貢進とあれば、汲揚るのみの料の器には非ず、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕九月神嘗祭

陶。埦。三口

〔延喜式 三十五大炊〕宴會雜給

其飯器、〇中略命婦三位以上閭笥、加宮五位以上命婦並陶椀、加盤

齋內親王參賀茂祭日雜物

陶埦廿一合

〔延喜式 四十主水〕園韓神祭料 春冬同並

陶椀六合

〔空穗物語 國讓下〕火おけのすゝけたるに、火わづかにおこしたるに、だい一たてゝ、ゑ。ろ。き。た。う。わ。目んに、おものひめめきてすこしもりて、すゝをりはじかみつけたる、かぶらかたいしほばかりして、よさりの御物にもあらず、あしたのお物にもあらぬ程にまいりたり、

〔延喜式 三十五大炊〕平野祭料 夏冬同並

盛飯土椀 〇夏七十合、冬一百合、

園韓神祭料 夏冬同亦

土埦六合 加盤

齋內親王從初齋院遷野宮時禊料

土埦百口

〔兼葭堂雜錄 一〕椐棚の上に並ぶ御供器、いづれも土器なり、



以髹作爲名

前に圖するおつぼこトいへる土器は、延喜式に春日祭料土堝十合といへるものなるべし、

〔延喜式 四十主水〕御生氣御井神一座祭 中宮准此

土椀一合 加盤、下皆准此、(中略)已上汲水料、

春宮坊御生氣汲水料雜器

土垸一合 備盤

踐祚大嘗會解齋七種御粥料

土堝七合、(中略)著足土堝四合、

〔書言字考節用集 七器財〕木椀(キワン) 又有金椀、銀椀、玉椀等、

〔北史 三十觀傳 盧〕叔彪(中略)魏收常來詣之、訪以洛京舊事、不待食而起云、難爲子費、叔彪留之、良久食至、但有粟飡葵菜、木椀盛之、片脯而已、

〔延喜式 三十五大炊〕宴會雜給

其飯器、參議已上並朱漆椀、

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕盌(中略)相傳、漆椀始於惟喬親王、(中略)疑其以閑暇考漆椀杓子等便于事、令人作之乎、(中略)至筒井順慶之好巧、椀食床具兼備矣、後柏原帝時、和州城主也、今亦攝陽順慶町漆椀家多有之、江州日野、紀州根來、同黑江、奧州會津、攝州大坂、同堺、京師皆作之、其根來椀最佳、今絕不出、以京大坂之椀爲上、

○按ズルニ、椀ノ髹法ニ種々アリ、純黑ナル者ヲ眞漆(シンヌリ)ト云ヒ、萌黃ナルヲ青漆(セイシツ)ト云ヒ、漆ニ朱或ハ辰砂等ヲ加ヘタルヲ皆朱(カイシュ)ト云ヒ、朱ノ少シク黑色ヲ帶ビタルヲ鬱朱(ウルミ)ト云フ、其他根來(ネゴロ)塗、春(シュン)慶(ケイ)塗、若狹塗等アリ、

〔延喜式 四十造酒〕諸節雜給酒器

朱漆椀四口〔加盤、五月料、〕

〔江家次第二正月〕七日節會裝束

其饌物者中墨物也、以七寸朱漆垸盛菓子、

〔三省錄後編附錄上軒の忍〕むかし京都相國寺朱の膳椀を作られし記錄に、一人前に付五錢目づゝにて成といふ、〇下略

〔茶道筌蹄五〕食器之部

利久まではこと〴〵く朱椀なり、利休より黑椀を用ゆ、朱も兼用、

〔四方のあか上〕遊女高尾朱椀記

此器や山谷わたりに名だゝる遊女、三浦屋のもと何がしとかや、最上氏に從良せし時、百い椀器をつくりて、去たしきかぎりにわかちあたへしとなん、時うつり事さりて、原富の子香玉子の家藏となり、美人の形管にもかへざるべし、原富はむかしあし引の山の手に名だかき、三絃の妙手なり、

今も世に名のみ高尾の紅葉は朱椀朱をしき昔なりけり

〔日本永代藏三〕紙子身袋の破れ時

商賣ひだり前なる、吳服屋忠助とて、むかしは駿河の本町に、軒ならべし中にも、花菱の大紋に家名を去らせ、〇中略朱椀龍田のもみぢを散し、〇中略其時節とはいひながら、亭主の心がけ惡敷が故なり、

〔狂歌東都花日千兩日本橋〕　陽月舍

夕日さす內朱の椀に黑江やのかゝす蒔繪のみつあしの膳

〔異制庭訓往來〕靑漆。光明。朱椀。

〔甲陽軍鑑九下品第二十六〕一板垣信形笛吹峠のこなた、かる井澤に、十一月まで罷有、同野陣に假屋形をひろく作り、十月六日の始の合戰に、手にあはざる衆、手柄の武士共にも上中をさたして饗應を仕るに、上の手柄には膳三膳、或は二膳、赤。椀。にて振舞、又手にあはざる人々には、黒。椀。にて精進飯をくれらる、是を他國にて信玄公なされたるとさたあり、板垣信形短氣なる人にて如此、

〔半日閑話一〕一十二月十三日御煤拂御規式〇中略御目見御吸物御酒被下退出仕候、押付右之御下男頭御使に而、御年男江被下物、〇中略

赤椀三ッ組　三具〇中略

右之通宿所江被遣、此品を元日御年男夫婦、家司壹人上下三人にて祝之と云、

〔嬉遊笑覽二下器用〕黒。漆。の。椀。は賤きものにて、田舍にのみ用ひたりしを、宗易〇千家好事に、茶席に用ひたりしより、會席椀と稱するものを、ことさらに作ること、はなれり、

〔明良洪範六〕又同家〇池田忠雄ノ三浦舍人ノ嫡子帶刀ヘ、忠勝〇酒井ノ末女ヲ送ラント申サレシガ、同心セズ、〇中略忠勝感心シ、萬事其方ノ心次第ニ取扱フベシト申サルヽ、故、事調ヒケル、三浦ハ祿モ家人モ多ク、不自由ナケレド、婚姻有シ後ハ、萬事質素ニテ、調度ナドモ、花美ナル物ハ用ズ、膳部モ平膳黒椀ニテ麁索也、

〔正月揃四〕轆轤師青陽

轆轤師塗師の正月、五日より鉋鉞の具足を調、入山去秋に木を臥、木地を挽ば、塗師これを請取て、鮫、椋の葉、木賊にて摺磨、黒わん、皆朱、〇下略

〔元祿曾我物語三〕帚掃除世話やかでよし茶屋座敷

太鼓座頭を御伽に出し、う。る。み。椀。にいつかけした家具に向へば、五匁膳の胸算用も、違ひはあらじ、

〔萬代狂歌集三秋〕旅館聞鹿といふことを　俊滿

旅は目のうるみ椀なるゆふけ時鹿のねごろをきくにつけても

〔骨董集上編中〕淺葱椀。。

昔、淺葱椀といふ物あり、〇中略慶安の比既ありし物なり、〇中略淺黄椀は、下品の器にはあらざるべし、俳諧糸屑元祿七年印本にも、淺黄椀を出せれば、當時もはら用ひたる器なるべし、〇中略御伽名題紙衣元文三年印本巻之二に、淺黄椀の事見えたれば、元文の比までもありしもの歟、今はたえて名だに聞えずなりぬ、〇下略

〔尤之草紙上〕あをき物のしな〳〵

いだす膳部はなに〳〵ぞ、〇中略せいしつのわん、あさぎごき、

〔貞德文集下〕將又口切出申候、淺黄椀、塗足打、貴樣御意得にて、五人前被取揃、急度奉頼存候、

〔好色二代男四〕忍び川は手洗が越

物の靜なる、向ひ島に下屋敷、二百人前の淺黄椀、三町ばかり牡丹畠をこしらへ、〇下略

〔雍州府志七土產〕椀折敷　二條南北新町所製謂縹椀、黑漆上以縹色幷赤白之漆、畫花鳥、〇中略近世上品椀亦造之、

〔一話一言三十八〕醒齋翁の机塚に詣てよめる長歌　四方歌垣眞顏

山の井の、あさくはあらぬ、淺黄椀、〇下略

〔御伽名代紙子二〕念佛講の酒で醉が廓の座敷踊

今商ひのさかりなる、花塗の椀、折敷、角々までに氣をつけて、費なる事をせず、

〔元祿太平記二〕地獄の沙汰も錢がいはする

繻珍のまくらやわらかに、卷繪の椀にて飯食せんと、間似合の方便ながら、賓らしくけいやくし

て大坂へかへる、

〔町人嚢三〕或町人の學者語て云、○中略木具の膳に、蒔繪の椀、神代の風儀とは見えず、

〔茶道筌蹄五〕食器之部

黒塗一文字椀　坪平付、大小とも利休形、○中略

網繪椀　原叟好、紀州侯より加州侯へ進せられ候節の好なり、朱に黒にて網の繪なり、○中略

糸目椀　如心齋好、腰高添一疊半に用ゆ、外の席へも兼用ゆ、坪平は丸椀、一文字椀の內を假用ゆ、

吸物椀之分

蓷　仙叟好朱、糸底黒ウルミは原叟好、○中略

夕顏椀　仙叟好ハタソリ、夕顏の繪、

〔茶式湖月抄三篇下〕文字椀形寸法

食椀　總高二寸三分、廣四寸七分三厘、香臺高四分、厚一分、廣二寸二分、

食椀蓋　總高壹寸六分、香だい高三分二厘、內厚一分、廣二寸、

椀のふちにひも有之、かうだいの外指かゝりのやうシヤクミあり、內の形は外に順ず、

汁椀○圖略、下同、　總高二寸一分半、廣四寸五分半、カウダイ高四分七厘、內厚一分、廣二寸一分、

同蓋　總高壹寸五分、廣四寸二分、カウダイ高三分三厘、內厚一分、廣一寸九分、

右利休時分より傳來有之家の形なり、內外黒花塗、何れも食椀の圖にしたがひ形ち同事、

同椀ニ付平皿、并坪皿の形寸法、

總高壹寸六分半、イ八ヵ吉廣四寸四分、イ三分吉カウ臺三分一リン、同厚八リン、同ひろさ二寸一分、面二分、ひも四分半下ニあり、

同蓋　總高壹寸、廣四寸七分、かう臺三分、同厚七リン、同廣一寸五分三リン、

同坪皿大サ形　總高二寸二分、廣三寸八分三リン、かうだい高三分半、同厚八厘、同廣一寸八分五リン、面六分三リン、ひも六分半下ニあり、

同蓋　總高八分半、廣四寸一分半、かうだい高二分七リン、同厚七リン、同廣一寸四分半、

右いづれもヌリ、本わん同せん也、○中略

原叟好網の椀これは道三所持の本に有レ之

紀州公より、水野和泉守へ被レ遣候よし、

食椀　總高二寸二分五厘、廣四寸四分半、かうだい三分、少しよはし同中深一寸七分、廣二寸二分、同厚壹分、よはし

食椀の蓋　總高壹寸五分五厘、廣四寸壹分、かうだい高貳分、同廣貳分、厚八厘、中深一寸壹分、右內の形外によそふ、已上六ッ高臺とも七リン、

食椀の內へ入れる、

同平皿　總高壹寸八分、廣四寸四分、よはしかう臺高二分五厘、同廣二寸一分八厘、同厚八厘、

同蓋　總高壹寸、少しよはし廣四寸二分、かうだい高貳分、同廣壹寸六分半、同厚八厘、中深七厘、

同坪皿　總高二寸五分五厘、廣三寸九分、かうだい高三分、同廣二寸、同厚八厘、中深二寸分半、

同蓋　總高八分五厘、廣三寸六分五厘、かうだい貳分、同廣壹寸五厘同厚八厘、總中深五分、

右ロニ黑のつばめ總椀皆朱、黑蒔繪網のもやう如圖、坪皿平皿とも、內いと底の內蒔繪なし、○中略

葎吸物椀　總高二寸九分、外法也廣上ニテ三寸、下ニテ二寸七分、いと底廣一寸五分五厘、同ふかさ一分四五厘、內ふかさ二寸五分、

〔今様職人盡歌合上〕　泉州堺　天戸樓日々成

秋さびし葎の宿のむぐら椀月ももれとや今宵もとめし

〔狂歌東都花日千兩日本橋〕　花前亭

子をおもふ心のやみの黑江やに鶴の蒔繪の喰初の椀

〔毛吹草三〕紀伊　黑江澀地椀

○按ズルニ、黑江澀地椀ハ、紀伊國名草郡黑江村ニ於テ製スル澀地椀ナリ、澀地トハ、地ニ澀ヲ塗リテ、漆ヲ架リタルヲ云フ、

〔紀伊國名所圖會一上和歌山〕國產之事　澀地椀黑江

〔棠大門屋敷五〕浮世川身は捨小船

二人ともにうなづきあひ、心の內にて念佛し、さいごを極てぞ居たりける所へ、らういろに、金のいつかけしたる椀、折敷に、〇下略

〔古事記下履中〕乃於其隼人賜大臣位、百官令拜、隼人歡喜、以爲遂志、爾詔其隼人、今日與大臣飲同盞酒、共飲之時、隱面大鋺、盛其進酒、於是王子〇墨江中王先飲、隼人後飲、故其隼人飲時、大鋺覆面、爾取出置席下之劍、斬其隼人之頸、

〔延喜式五齋宮〕月料小月物別減廿分之一、

大埦十合

〔風俗文選十頌〕蕎麥切頌　雲鈴

花車を好みたる、あるへいとう盛もくるしく、又は一箸づゝの盛並も、中々待遠なれば、たゞつくね盛の大椀にて、三盃目の時、はじめて本性には立もどりけり、

〔好色一代男七〕新町の夕暮島原の曙

物さびたる釜はたぎりて、岩倉の松茸を燒て、中椀にふたつ飲、〇下略

〔傾城色三味線鄙之卷〕高洲ちもりに茂る戀草

件の大和屋が三年酒を、はつたりと爛をいたして、勝手から持て參れば、時分はよきぞはや盛れと、大盃は脇になつて、中碗平皿、後は錫鉢にて、合ひの又合ひ、大あひと申し出して、〇下略

〔傾城色三味線淺之巻〕詞に角のたゝぬ丸山の口舌

空眠して隣を聞けば、〇中略慥に長崎詞と覺へたり、何卒是は仕掛次第で一盃は呑めさふなものと、卧をやめて火繩取出し、御むつかしながら火を一ッと差出せば、火も進上いたさふず、まづ此間をして下されと、中椀をあてがへば、望む所とむく起きにして、何方のお盃でござります、お手元見まして、お聞いたさふと翫出れば、〇下略

〔和漢三才圖會庖厨具三十一〕盌〇中略

中椀（ナカ）　一名盞盞（カサ）　四ッ目　又名盞盞（カサ）

〔萬葉集四〕粟田娘子贈大伴宿禰家持歌二首

思遣（オモヒヤルスベノ）、爲便乃不知者（シラズバ）、片垸之（カタモヒノ）、底曾吾者（ソコニゾワレハ）、戀成爾家類（コヒナリニケル）、

〔萬葉集略解四下〕片垸〇片垸といふは、合子に對して、蓋なきをいへり、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各受大膳職〇中略片埦六十口、〔中略〕已上依圖解所充

〔延喜式一四時祭〕供神今食料

土片椀廿口

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料

片埦廿口陶十口

〔配酌法用〕椀の笠取樣の事

椀にふた有之事、ごみはこり不入樣との事也、〇下略

〔好色三代男五〕夢かと怪し村雨女郎

後には一膳のみになりて、かさより汁椀、折敷になる時、一度に聲をあげて、〇下略

〔觀世音寺資財帳〕觀世音寺嘉保□年寶藏實錄日記

一見在〇中略第三韓櫃、〇中略　同〇中略白平鋺壹口　前帳云、全、寛治六年帳云、同前、

白銅尻付鋺貳口在蓋〇中略　同〇中略白丸鋺貳口

前帳云、有蓋各一枚、但一枚元葱花形、寛治六年帳云、今撿同前、

〔古事談一王道后宮〕一條院御時、〇中略殊召堪能之侍臣、以大乳垸賜酒云云、

〇按ズルニ、乳垸ハ耳ノ著キタル垸ナリ、

〔嬉遊笑覽二下器用〕糸底なきを坊主椀といふ、續五元集に糸玄りのなきもおかしき坊主椀、これ糸尻なきにはあらず、其處内に窪みたるをいふ、よしの椀などにあるもの也、

〔節用集大全三器財〕唐椀とうわん

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕盌

其形有〇中略唐椀、丸椀、杉形椀、鐔ハタソリ反椀等數品、

〇按ズルニ、唐椀ハ支那風ノ椀ナリ、丸椀ハ圓形ノ椀ナリ、杉形椀ハ上縁ノ窄メル椀ナリ、鐔反椀ハ縁ノ外ニソリタル椀ナリ、

〔茶道筌蹄五〕食器之部

黑塗丸椀　坪平付、大小とも利休形、〇中略

黑塗碁笥椀　利休形、汁飯椀とも碁笥底なり、坪平なし、〇中略

朱丸椀　坪平付、黑ツバメ利休形、〇中略

面桶椀　利休形、いづれもウルミ、外蓋、菜盛ばかり、坪平は丸椀をかり用ゆ、

吸物椀之分

むかし形　黒丸椀形にて、木地薄し、○中略

ハタソリ　原叟好ウルミ、煮物椀にかゝり用ゆ、

〔茶式湖月抄三篇下〕丸椀形寸法

食椀　總高二寸五分半、廣四寸七分、かう臺高外四分、内三分半、同厚一分、廣二寸二分七厘、　口にひもあり○中略

同蓋　總高壹寸六分半、廣四寸二分半、かう臺外三分、内二分半、同厚八厘、廣二寸壹分、

汁椀　總高二寸一分半、廣四寸六分半、かう臺外三分半、内三分、同厚壹分、廣二寸三分、

同蓋　總高壹寸五分半、廣四寸一分半、かう臺外二分半、内二分二厘、同厚八厘、廣二寸分中、　大丸小丸差別不ㇾ知

右内外黒花塗、尤宗旦○小栗所持之椀を寫ところ也、○中略

面桶椀形寸法○中略

食椀　總高二寸四分半、廣四寸一分半、ひもトかうだい四分、同廣二寸一分、厚八厘、

同蓋　總高壹寸二分二厘、廣四寸五分半、かう臺三分三厘、同廣一寸九分半、厚七厘、

汁椀　總高貳寸壹分、廣三寸九分七厘、ひもトかう臺四分半、同廣一寸九分半、厚八厘、

同蓋　總高一寸一分半、廣四寸貳分、かう臺三分、同廣一寸七分半、厚七厘、

菜入　總高一寸七分、廣三寸八分、ひもトかう臺三分三厘、同廣一寸八分、厚七厘、

同蓋　總高一寸一分、廣四寸、かう臺二分半出也、同廣一寸八分、厚七厘、

右は花塗うるみ朱、身蓋とも六ッ有、ふたには紐なく、内の形は外に應也、

碁笥椀形寸法○中略

食椀　高さ二寸三分、さし渡四寸五分半、板二寸一分半、ふかさ一分八厘、
同蓋　高さ一寸六分半、さし渡三寸九分半、かう臺二分半、同廣二分半、厚六厘、
汁椀　高さ一寸九分、さし渡四寸二分半、板一寸九分、ふかさ壹分半、
同蓋　高さ一寸三分半、さし渡三寸七分半、かう臺貳分、同廣一寸三分半、厚六厘、
右内外眞黒花塗なり

〔敎草女房形氣十五上〕第二回
叔母へ馳走の晝飯の膳、下女が持出たるは、野代の會席膳に黒の丸椀、〇下略

〔和漢文操賦一〕雪見賦　羅乙子
日野が嶽には反椀の名ありて、我とおもはむ者あらば、此盃まいりさふと、〇下略

〔和漢文操說五〕播餅說　陳素六
そののち顯家の御時には、ひたぶるに公家衆のまじらひより、よろづに風流をこのませ給ひ、皆朱のそり椀も、法事めきたりとて花もよし野の菓子椀などにほしひらめ、くぼかなる所に例のあづきを置たれば、花のかたちに似たるより、牡丹餅とはいへりとぞ、

〔紀伊國名所圖會六下那賀郡〕そり椀にうれしき花の旅寢哉　松居

〔毛吹草三〕陸奥　薄椀
〇按ズルニ、薄椀ハ形狀ノ薄キヨリ云フ、會津ニ於テ製スル者尤モ著名ナリ、會津ニ於テハ、南部椀ヲ摸倣セシモノアリ、又抹金ノ描畫ヲ施シタルモノアリ、世ニ蒲生氏郷命ジテ作ラシム、故ニ氏郷椀ト稱スト云ヘリ、

〔日本鹿子八〕同國〇陸奥中名物出所之部
薄椀

〔狂歌東都花日千兩 日本橋〕
あひ紙の雪を拂へば梅。椀。のうるしも匂ふ闇の黑江や、　雛室正女
烏羽玉のやみはあやなし黑江やにうるしの匂ふ夜るの梅椀　松の門鶴子
○按ズルニ、梅椀ハ宇女椀、或ハ宇女平盤ト云フ、飜反ノ平盤ナリ、

〔扶桑名處名物集 河内〕三日市驛
三日市やさ。ね。か。た。椀の飯もりもけはひて化けし雀いろ時　彌生庵

〔易林本節用集 器財〕燕口。。

〔節用集大全 三器財〕燕口

〔書言字考節用集 七器財〕燕口

〔嬉遊笑覽 二下器用〕又同集〈筑波廬〉に、十せんの位もひをば改めて燕口なる椀のかず〳〵、燕口といふも古きもの也、ひはわれめをいふ也、

〔和漢三才圖會 三十一庖廚具〕盌〈○中略〉
平盤　壺盤　疊子

〔物類稱呼 四器用〕椀〈○中略〉平。ひら　ひらざら　下總及奧州にて、ひらきといふ、

〔書言字考節用集 七器財〕椀。皿。

〔名產諸色往來〕坪皿　平皿

〔物類稱呼 四器用〕椀〈○中略〉坪　肥前佐賀にて、の。ぞ。き。と云、

〔書言字考節用集 七器財〕。小。椀

〔男重寶記 四〕料理に用る諸道具字畫
。猪。口

○按ズルニ、猪口ハ鍾ノ字音ヨリ起リ、其形ヲ摸シテ、菜ヲ盛ル器トセルナリ、

〔貞丈雜記 七 器部〕一今時の漆椀(ヌリワン)の内に、こ。し。だ。か。とて、如此なる物あり、是はかはらけの下に、輪を置たる形を作りたる者也、又つ。ぼ。ざ。ら。とて、如此なる物あり、又ひ。ら。ざ。ら。とて、如此なる物あり、此つぼざら、平ざらと云物は、わげ物の形をうつして作りたる也、

〔四季草 六 酒食〕平皿　壺皿　腰高

椀に平皿、壺皿、腰高といふ物あり、式正の膳には、さいも皆かはらけにもるなり、煮汁の多くある物は、かはらけにてはこぼるゝゆゑ、杉の木のわげ物に盛なり、そのわげ物の平き(ヒラタ)をかたどりて、平皿を作り、其わげ物のつぼふかきをかたどりて、つぼ皿を作りたるなり、そのわげ物にかつらとて、白き木を糸の如く細く削りて、輪にしてわげ物の外にはめるなり、平皿、壺皿の外に、細く高き筋あるは、かのかつらを入たる體をうつしたるなり、腰高の形は、かはらけの下に、檜の木の輪を臺にしたる形をうつして作れるなり、かはらけには必輪を臺にして置く物なり、是を高杯(タカツキ)と云ふなり、

〔婚禮道具諸器形寸法書 人〕平皿。

蓋　差渡四寸五分、總高九分、内コウ臺高二分五厘、同差渡一寸六分五厘、

身　差渡四寸三分、總高一寸七分、内コウ臺高三分、同差渡二寸二分、

坪。皿。

蓋　差渡三寸八分、總高九分、内コウ臺高二分半、同差渡一寸四分半、

身　差渡三寸五分、總高二寸四分、内コウ臺高三分、同差渡一寸七分五厘、

腰。高。

差渡四寸、高二寸、内コウ臺高一寸一分、同差渡二寸三分、

木猪口

大　差渡二寸六分半、高一寸七分、內コウ臺高二分、同差渡一寸三分、

小　差渡二寸四分、高一寸五分、內コウ臺高二分、同差渡一寸一分半、〇中略

銀猪口

大　徑二寸七分、總高二寸二分、內コウ臺高二分半、

小　徑二寸三分、總高一寸七分、內コウ臺高二分、〇下略

〔風俗文選五紀行〕南行紀　李由許六

二日、聖夜ぶかく起て、非番の男を起す、煤氣たる行燈の影に、會津盆の打ひらめたるに、日野椀の壺皿、いとさびしげにつきすへたり、

〔三省錄後編二飲食〕天明年間、白川侯〇松平定信の諭書に、〇中略夕膳には煮物にても、平皿ものにても、一つ餘なくとも、何にても一つ可差出候、〇下略

〔俗つれ〳〵一〕過ぎて善は親の意見惡きは酒

然るに此親父たる人は、格別の思入、常々子どもに言含めらるゝは、我無常時到りて、臨終の時節急なる時には言ふ事も難からむ、別の子細無し、唯酒を禁めて、月忌命日の齋非時にも、固く酒鹽の入りたる料理する事無く、家の內には壺、平皿の蓋も、盃に似たる物を置かず、門に禁酒の札を石に彫りて建つべし、此遺言より外なし、

〔槐記〕享保十一年霜月四日、御茶、〇中略平皿四角　午蒡ニタマゴチツメサキ海老〇中略　御壺皿四角　半分ハ朱、半分ハ黑、〇下略

〔諸道聽耳世間猿三〕器量は見るに煩惱の雨含り

是は御馳走尼御にもと、いひつゝ、箸をとりて、平皿の蓋とれば、小鯛の難波煮、〇下略

〔鶉衣前編下〕旅賦

膳にはいなだの鱠かすかに、鰹のやき物大根葉のあえ物、壺皿の豆腐に、きざみ昆布の味も覺束なく、〇下略

〔槐記續編〕享保十七年三月廿四日、下加茂松林院ヘ御成、九ツ時御出、拙、〇山科道安大膳御供、〇中略平ヨセドヂフ、アンカケ、カラシ

〔臨時客應接〕茶漬の獻立、手近に有合の品にて、早く手輕仕組べし、大概左もあるべき歟、

春の部

平　はんぺん　みつば　まいたけ　ふきのとふ　すまし

猪口　よめな　かやうすく小口切　すまようゆ

〔記槐〕享保十一年霜月七日、大德寺孤峯庵へ御成、〇中略菓子入四角唐物　砂糖　ビイドロ大チヨコ

〔槐記續編〕享保十七年三月廿四日、下加茂松林院ヱ御成、九ツ時御出、拙、〇山科道安大膳御供、　大猪口ウドアヂアヱ　小猪口ウコギヒタシモノ

〔俗耳鼓吹〕天明元年辛丑、小石川布施氏〇註略の宅江、洲崎望陀欄の主祝阿彌を招請、獻立、〇中略南京白手菊猪口　やくみ打込

〔本朝文鑑七頌〕醋德頌　高九蚶

冬の生海鼠のほそがきには、煎酒の猪口とも、肩をならぶるならん、

〔和漢文操六箴〕生海鼠箴　長鷺洲

易牙も海鼠腸の猪口にむかへば、ほとんど蘭麝の香にまどへり、

〔皇都午睡三編上〕蕎麥に二種あり、カケ、モリも有り、カケはぶつかけ、モリは小青樓に入て、猪口にだしをつぎ出すなり、

〔數寄道具定直段附〕猪口之部 五ツニ付

菊覗　白銀壹枚

鹽器　同貳拾目

大菊　銀壹枚

緣六角 檜鉢ノ繪　同

黑筒立　三拾目

又玄齋好赤大小 十ニ付　五拾目

同腰高　赤三拾目

四角　同貳拾目

以用法爲名

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卌三人〇中略

土師器作物忌無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人、〇中略

供給料、〇中略水眞利三百口、〇中略同宮〇度會宮供給料、〇中略水眞利六十口、〇中略同宮〇度會宮月別一度進

上一年料、〇中略御水眞利百廿口、〇中略

陶器作內人無位礒部主麻呂〇中略

御水麻利卅合〇中略

九月例〇中略陶水眞利三具、〇中略已上宛太神宮司以祭祀用之、

〔止由氣宮儀式帳〕供膳物

天照坐皇太神御前、御水四毛比、〇中略

止由氣太神御前、御水四毛比、〇中略

相殿神三前、御水六毛比、〇中略

神嘗祭爲供奉太神宮司宛奉雜用物〇中略

陶水瓺利三具

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各受大膳職〇中略水垸四口〈中略〉已上依國解所充〇中略次各燒藥灰〇中略燒灰料雜物〇中略水椀一口、

〔延喜式一四時祭〕供神今食料

水椀八口

〔延喜式六齋院〕齋王定畢所請雜物

膳器〇中略銀水鋺一口

〔延喜式十七內匠〕伊勢初齋院裝束

銀水鋺一合

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次二所〇悠紀主基供御雜器、送內膳等諸司、所記物數只一所料〇中略主水司　御机一前銀御水鋺一合徑六寸、深一寸、五分、通用二箇日、冷。鋺。二口、盤三枚、數得　右初日料〇中略冷鋺二口數居得盤　右次日料

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合。飯。鋺。壹拾合、佛物七合、聖僧物三合、

〔延喜式三十五大炊〕松尾祭料

飯椀五十一口

〔延喜式三十五大炊〕大原野祭料春冬亦同

土飯垸七十口加盤

〔延喜式六齋院〕齋王定畢所請雜物

膳器　銀飯鋺一合

〔延喜式十七內匠〕賀茂初齋院幷野宮裝束

銀飯椀一合

〔江家次第十七〕東宮御元服

一御器等事

依延喜十六年四月一日旬記、皆可用朱漆歟、只箸匕用銀云云、而永保〇中略御飯垸亦用銀、予大略示之、而季綱曰、寬仁三年記曰、御飯垸以下皆用銀器由被注、仍不設云云、予案彼年記云、〇中略自餘箸匕飯垸以下皆用銀器、仍不可儲云云、如件記者、飯垸者可用銀器、窪坏、盤等可用朱漆歟、〇下略

〔類聚雜要抄一〕聟娶御前

銀器　飯垸一口

〔宗五大草紙上〕人の相伴する事

一饅頭はめし椀に入て、ゑる椀をふたにし候、ふたのゑるわんにて、汁を可請、〇中略さてむぎのすはり候時、きうじの人盆を持て出て、まんぢうをうつし候、其めし椀に、麥の汁をうくる也、まんぢうの汁の入たる汁わんをば、配膳の人取也、

〔好色五人女四〕大節季はおもひの闇

お茶湯天目も假のめし椀となり、此中の事なれば、釋迦も見ゆるし給ふべし、

〔商人軍配團五〕銀儲けの勢大水より出てくる思案

在々に大水つきしと聞くより早く、伏見に來て、大船四五艘借り出し、手前の男二人の外に三人の雇人して、俄に米三石食にたかせ、飯椀を合にして、一盃を一つ宛に束ねさせ、〇中略近在を廻り、つくね飯一つ拾五文づゝなり、

〔我おもしろ下〕上野廣小路蕎麥飯の引札

私家傳蕎麥飯の義は、嘘八百年來一子相傳にして、粟の飯五十年の夢ぐらゐのことにあらず、先づ飯椀の蓋をとれば、露をふくめる月の如く、口に入ては、あわ雪の解るに似たり、

〔我衣〕美濃部は、肝癖の症ありて、短氣の人なり、何か同役衆中參會して酒宴の折柄、飯椀の大きなるに、波々と酒をつぎて、下田氏持來り、美濃部に頻りに進む、○下略

〔醒睡笑五〕婲

一朝食のうへに、初獻にはかさにてとをし、二返には中の椀、三返には汁のわんにてもらせけり、四返めには、はなやかに飯のわんにてつがせんと、たくみすまひて、銚子を先に出し、跡よりていしゆ出て、時宜をいはんとおもふ間に、とくはや飯のわんにて、こぼるゝばかりうけたれば、亭主いはん事なきまゝ、さてかよひ盆でよう御座らふ物を、

〔玉露叢十〕一寬永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ、將軍家家光公ヘ仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、○中略公方樣○中略猶亦御膳召上ラレヤウ、御汁ノ椀ニテモ、亦御カサニテモ、扨ハ御皿ニテ成トモ、御手ニカヽリタル器ニテ御食入サセラレ召上ラレ候、中々ニ取揃ヘテハ召上ラルヽコトニハナク候、

〔好色五人女一〕状箱は宿に置て來た男

船頭聲高に、さあ〳〵出します、銘々の心祝なれば、住吉さまへのお初尾とてえやく振て、又あたま數よみて、香ものまぬも七文づゝの集錢出し、間鍋もなくて、小桶に汁椀入て、飛魚のむしり肴、取いそぎて三盃機嫌、おの〳〵のお仕合、此風眞艫で御座ると、○下略

〔浮世親仁形氣一〕食を樂む達者親父

身共も若い時は、三升の食に疵は付ませなんだが、無念にござるは年の加減で、此頃は汁椀に一盃程はたべ殘しますと、喰自慢を高聲にはなさる、

〔好色一代男 七〕さす盃は百二十里

亭主が仕懸、是にかぎらず、盃、間鍋、吸。物。椀。まで、瞿麥のちらし紋、きのついたる事ぞかし、

〔元祿曾我物語 三〕帯掃除世話やかでよし茶屋座敷

無理いはんす事の、そんなら盞を替てと、吸。物。椀。の蓋になつて、燗鍋の通ふ事雨の足より壵げく、

〔臨時客應接〕蕎麥を出さば、店屋の器物は勝手に置、〇中略尤蕎麥の道具あらば夫を用ひ、左もなくば一通の吸物椀に盛て出し、盛替も吸物椀に輕(かろく)四ッ五ッ盆へ載、〇下略

〔料理通 四編〕普茶卓子略式心得

一席中都て雅言を用ゆ、〇中略吸物椀を蓋碗(がいわん)といひ、〇下略

〔槐記〕享保十二年三月廿一日、一亭一客ニハ、料理ニ心得アルコトナリ、〇中略亭主ノハ一器ニモラルヽモノヲ用意シテ、引テ後ヨリ出スモノハ、皆己ガ皿カ、煮。物。椀。ニ一ツニ、入ルヽコトナリ、ソノガテンニスベシ、

〔婚禮道具諸器形寸法書 人〕古代數。寄。屋。椀。

内外朱塗、ツバメ黑塗、幅四分程ナリ、

〔婚禮道具諸器形寸法書 人〕餅。椀。

蓋　徑四寸八分、カウ臺共高九分、内コウ臺高三分、

身　徑五寸三厘、高コウ臺共一寸五分五厘、内コウ臺三分五厘、

〔浪花 襍誌 街廼噂 四〕菓。子。椀。〇圖略

江戸通用の吸物椀に同く、大ぶりにて深みあり、色は内外あらひ朱にてぬる、料理種はくさ／＼なれども、先は切身、かまぼこ、ゑび、椎茸、松茸、麩、ゆば、菜、せりの類也、江戸の大平の種と同じ、

〔茶道筌蹄 五〕食器之部

精。進。椀。　利休形、香臺の內いづれも黑し、

吸物椀之分

喰。初。椀。　松竹鶴龜の繪は利休形、夕顏は原叟好、

〔茶式湖月抄三篇下〕精。進。椀。形寸法

食椀〇圖略、下同、　總高二寸六分半、さし渡四寸八分半、ひもトモ深壹寸六分、かう臺高外六分、内五分半、同廣三寸四分、厚一分二厘、

同蓋　總高壹寸五分七厘、さし渡四寸三分、かう臺高外二分餘、内三分、さし渡二寸一分半、厚八厘、

汁椀但し汁わんより上ふた二ツともこそりわん也、食わんとは形かはるなり、　總高二寸四分半、さし渡四寸四分、但しひもトモ深壹寸五分半、かう臺高外四分半、内四分六厘、廣二寸二分半、厚壹分、

同蓋　總高壹寸三分半、さし渡四寸分半、かう臺高外壹分七厘、内貳分、廣〇原書寸法缺厚七厘、

右ふた二ツとも汁椀と同形なり、尤口にひもなし、食椀ばかりひもあり、ぬり內外朱、かうだいの內いづれも黑塗也、地ずりは朱の方也、何れも椀の深さなり、かつこう汁わんと同事也、食わんは壹ツはなれたる形ち恰好なり、是を皆朱の精進わんとて利休ごのみなり、

精進椀ニ付坪皿之寸法

平皿　總高一寸八分、さし渡四寸三分半、かう臺高三分二厘、廣二寸一分半、厚一分二厘、恰好常にある平皿同事也、外のひも上より四分半の所にあり、下のメン上より壹寸分半の所にあり、メン廣五分、

同蓋　總高九分半、さし渡四寸七分、かう臺高二分七厘、廣一寸二分、厚一分貳厘、

坪皿　總高二寸五分、さし渡三寸八分半、かう臺高三分七厘、廣一寸九分、厚壹分、

恰好つねにある坪皿同事なり、外のひも上より六分三厘のところにあり、下の面上より一寸七分貳厘の所にあり、メン五分、

同蓋　總高九分、さし渡四寸二分三厘、かう臺高貳分八厘、廣壹寸五分二厘、厚壹分、

右塗やう、本椀同事なり、

〔骨董集上編下〕雛椀折敷圖

椀は挽物の木地なり、〈○中略〉丹、緑青にて、松竹の繪あり、京師には明和安永の比まであり しよし、繪びつとおなじく、古き物にこそあらめ、質素にてかへりて雅致あり、

椀高サ一寸一分餘、わたり一寸五分、かねざしをもてはかれり、〈○圖略〉

〔伊呂波字類抄知雜物〕茶。椀。

〔下學集器財下〕茶椀（チヤワン）

〔撮壤集家屋中〕茶椀（碗同字）

〔物類稱呼四器用〕茶碗ちやわん　北國、及中國、西國、四國、或は常陸にて、てんもくと云、肥前鍋嶋、奥州二本松にて、いしごきといふ、信州筑摩邊にて、けんぐりと云、此邊の山民は、隣家へ行かふに、茶碗を袂に入行て、其うつわにて、湯茶を飲と也、其ゆへをしらず、

〔大和物語下〕よしみねのむねさだの少將、ものへゆく道に、五條わたりにて、雨いたうふりければ、〈○中略〉少將には、ひろき庭に生たるなをつみて、むし物といふものにして、ちやうわんにもりて、〈○下略〉

〔類聚雜例〕長元九年四月十七日、天皇〈○後一條〉崩於晝御帳前、〈○中略〉五月十九日〈○中略〉其後權大納言、新大納言、前大僧正慶命、權少僧都濟祇等、拾御骨、經輔、兼房朝臣等、採折敷祇候、以御骨許一升、納茶。垸。壺、加納呪砂、以眞言書一卷、〈覚本〉結付壺上、〈以白革縫袋壺上、以茶垸器一口爲蓋壺、生絹爲其緒、〉

〔今昔物語二十四〕女行₂醫師家₁治₂瘡逃語第八

今ハ氷ス事ヲバ止メテ、茶垸ノ器ニ何藥ニテカ有ラム、摺入タル物ヲ、鳥ノ羽ヲ以テ、日ニ五六度付ク許也、

〔吾妻鏡五〕文治元年十月廿日己巳、參河守範賴朝臣、相伴參著、〇中略茶垸具二十、〇中略同進₂院₁之由申之、

〔建武以來追加〕定₂德政₁事 政所方德政時制札案文〇中略

一ボン、カウバコ、茶ワン、花ヒン、カウロ、カナ物、已下廿ケ月タルベキ事、付フクノタケヒ廿四ケ月事〇中略

永正十七年二月十二日　丹後守平朝臣

上野介藤原朝臣

〔三內口決〕一器事

木具土器面向之參會、會席祝儀ハ必用₂之候、塗物ノ器、〇中略青瓷或白茶碗大臣朝夕之器也、一切塗物不₂用之、逍遙院、稱名院、禁中御會參內之時者、自₂長橋局₁朝夕所₁用之茶碗、密々被₂召寄₁令₂受用₁候、大臣規模此分ニ候、

〇按ズルニ、茶垸ノ器ト云ヒ、茶垸具ト云ヒ、茶垸壺ト云ヒ、白茶碗ト云ヒ、又單ニ茶垸ト云フ、皆茶垸ヲ以テ陶器ノ總稱トセルナリ、宜シク產業部陶工篇陶器名稱條ヲ參看スベシ、

〔棠大門屋敷三〕淀鯉龍門之助

大茶碗に、冷酒四五はいひつかけ、腕をさすりこぶしを握り、〇下略

〔類聚名物考調度十三〕金瑠璃茶碗　こんるりちやわん　これは紺瑠璃の借字なるべし、今も瑠璃手といふ碗有り、禪林小歌注、金瑠璃茶碗、

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一硝子茶碗 鱗形　一ツ

〔君臣言行錄 以下〕同年〇寛永 九月 三十日、此日主上〇後水尾 御前台德公〇德川秀忠 御酌天盃云々、扨行幸ニ付、主上御膳黄金白銀ニテ製調フ、左ノ如シ、晴ノ御膳御掛盤六箇、大小ナシ 白銀ヲ以テ製ス、御茶碗七箇、大小各蓋アリ 黄金ヲ以テ是ヲ製ス、〇中略 中宮ノ御方へ、茶碗、大小蓋アリ、七箇、外銀内金ナリ、〇中略 女院御方、茶碗七箇、大小フタアリ 外銀内黄金ヲ用フ、〇中略 右御道具黄金白銀ニテ仕立、還幸ノ節直ニ御進上ニナル、

〔蔭涼軒日錄〕延德二年七月廿六日、〇中略 林埜岡之夫人方江遣狀、副以白磁小茶碗一箇、扇裹薄紙一卷、蓋此二物、彼方相求之故遣之也、

〔和漢三才圖會 三十一 庖廚具〕繪茶碗(そめつけちやわん)

南京染付茶盌、淨白土膚甚濃密、而藍色之染付鮮明、多人形花鳥也、近年出赤繪金襴手、甚花美也、肥前伊万里窰不劣于南京、有加喜右衞門者、細工得其名、凡南京伊万里之白磁者、澄茶色不佳、于濃茶宜、酌煎茶良、

〔燭夜文庫 附錄〕東路の日記

茶はゑぶくつめたく、茶碗に何がし屋と、家名いかめしく、やきつけたるをかし、

〔俗耳鼓吹〕天明元年辛丑、小石川布施氏〇註略 の宅江、洲崎望陀欄の主祝阿彌を招請、獻立、〇中略

白からいやき 茶わん　くしこ くづかけ　わさび〇中略

春慶小角 木具足なし、木地吸物わん、

辻燒 ふた茶わん　赤貝 赤みそれりもの 〇下略

〔狂歌江都名所圖會 三篇〕植木店

緣日の藥師の場の麥湯見せ出す茶わんも、るりの朝がほ　池水

〔扶桑名處名物集 伊豆〕三島宿

宿とれば三島に出すせん茶さへ暦手染の茶わんなりけり　喜久雄

〔嬉遊笑覽 二下 器用〕近ごろジツキンとて、茶盌の數、十あるを、一ツヽ色を異にし、繪も各同じからず、老(ハケ)少(イトウ)年を、十樣錦といふが如く、十錦とは呼なるべし、

〔雅筵醉狂集 四 冬〕ある人のもとへ行けるに、高雄の茶を煎じもてなしければ、

音たてゝ木の葉しぐるゝ釜の茶を酌やもみぢのにしき手の碗

〔色道懺悔男 六〕しもく町の銀のころ

たかねど茶は、七厘ににえたつはなが所がら、うき世を墨染やきの碗に、きれいなすまゐ、〇下略

〔懷硯 三〕氣色の森の倒び石塔

釣鍋に少き離を仕かけ、葉茶を煎じて、伊勢茶碗の手厚きに汲みなして我を饗應ける、

〔御入部伽羅女 二〕禽儀は花崎二枚手形

去年堀川の道具屋喜右衛門方にて、壹兩二歩に相調へし肴鉢御破り、廿人前揃ひし皿五ッ、唐津燒の茶碗二ッ、是らも半分直にして百四拾五匁、合て四百四拾貳匁五分、御算用下されませと、亭主が後には、丸山中の男廿四五人、すはといはゞ、打なぐつても取べき行かた、〇下略

〔風流鎌倉土產 二〕情はさまぐ

さきほどは御人下され、せんじちや、雨中のつれぐ幸と、うれしくとりあへず、けふはあめの小止なく、御さびしさおしはかり、するがより到來の名物いわ茶碗、きれゐになど、世のはなしになりぬ、

〔北窻瑣談 二〕一我友源子和が家に、常に用ゆる茶碗あり、管を吹て雙調にいたれば、茶碗おのづから鳴る、子和が父長昌、此茶碗を雙調々々と呼し、

〔風流鎌倉土產 二〕火入にこがるゝ思ひ

ころしも彌生の最中、小傳次誘引して、山高氏へ案内すれば、茅屋の見苦敷に、うれしくも御尋と、

團居してはや碁をはじめけるに、澀茶五郎七燒の茶碗、あはたゞしく下女がたち居してもてなす、

〔風流曲三味線二〕長老樣の聟引出物

新發意智惠を出して、○中略錫の水呑茶碗を、銀の土器になぞらへ、○下略

〔臨時客應接〕水の好あらば、必汲置の水を出すべからず、○中略但水呑茶碗なくば、奇麗なる茶漬茶碗にても、煎茶茶碗にてもよし、○下略

〔敎草女房形氣三上〕第五回

かくて隱居、中古渡の湯呑にて、茶を呑て下に置き、○下略

〔煎茶早指南〕茶鍾

形さま〴〵あれども、いづれもちいさくして内はさろく、かうだいのたかきをよしとす、内の白きは、煎茶もつとも色を賞するものゆへなり、かうだいの高きは、持にあつからぬためなり、近比兄翁○姓氏未詳松風店の形を、瀨戸にてうつさせられしを、專ら瀨戸物にうりひろむ、得神の二字をかきたる茶わんは、木田の清廉ぬし、瀨戸にてやかせられたるが、用てよき事は、兄翁の好にまされり、さかれども賣物になし、是も形は故人の好みおかれたるものなり、

〔俳優家贔屓氣質〕腐儒者の芝居好は陳奮感心な狂言の講釋

此めぼうし茶の湯ではない、茶呑茶碗のきたなびれたを、さる御屋敷で梅が枝といふ銘を付、三百兩迄付たれど、また相談があかぬほどに、お前樣にお目にかける、○下略

〔鎌倉諸藝袖日記二〕茶人の假慇懃丸裸の亭主

中立の後に成ては、どこの乞食がのんだやら、はぬけのおやぢのさらいで、一生茶漬茶碗に、さたやらしれぬ古茶わんを、かゐでみたり、ひねくりまはしたり、○下略

〔臨時客應接〕主人御茶漬にといふ、○中略但茶を掛る時は、茶漬茶碗を盆へ受取、自分の前に置、○中略主人御飯を御替被成といふ、○中略客人の膳の右の脇へ盆を出し、飯茶碗を受取、自分の前に置、○下略

〔兎園小說十二集〕大酒大食の會

文化十四年丁丑三月廿三日、兩國柳橋萬屋八郎兵衛方にて、大酒大食の會興行、連中の內稀人の分書拔、○中略飯連（常の茶漬茶碗にて、萬年味噌にて、茶づけ香の物ばかり、）

〔男色大鑑八〕執念は箱入の男

もはや吸物は宵から六色か、今一度桂川の柳魚に松茸をあしらいて、蓋茶碗にて輕う出せ、○下略

〔風俗俳人氣質一〕主人の名代に妾宅へ見舞初日より二日め

蠅入ずのひらきを、自身立て明、何やらふた茶碗を、そこら中へならべ、○下略

〔槐記〕享保十四年二月十六日、入江樣御成、（拙右京大夫）夜ニ入テカケ物ノ御香アリ、○中略ミジヤナイ、犬ノコエ、（道安ヨリ出）蓋茶碗、○下略

〔業大門屋敷五〕浮世川身は捨小船

錦手のふた茶碗、南京の燒物皿、さしみは、ひつへぎにもりこぼし、○下略

〔四方のあか下〕春色花鳥媒

その小袋と小娘に、ほんに油斷はなら坂や、この手がしはのふた茶碗、われてひゞけてひゞたけの、入間の里の里ちかき、○下略

〔好古小錄下〕此間下賤ノ飯盌ヲ、チヤウギ碗ト云、チヤウギハ定器ト書ベシ、老學庵筆記ニ、故都時定器不ㇾ入ㇾ禁中、惟用ㇾ汝器、以ㇾ定器有ㇾ芒也、

〔饅頭屋本節用集知財寶〕定器（ヂヤウギ）

〔大鏡 三 太政大臣實頼〕小野の宮のさん殿の〇中略たつみの方に、三間四面の御堂たてられて、めぐり廊はみな供僧の坊にせられたり、〇中略御堂には金色佛おほくおはします、供米卅石ぢやう。。きごとにをかれてたゆる事なし、

〔甲陽軍鑑 十一下 品第三十八〕一申酉両年の御備書付、分國中へ廻なされ候、跡部大炊助、原隼人佐奉之、〇中略

向後於陣中貴賤共、振舞一切可停止之、然則定器之外、椀折敷以下、無用之荷物、帯來禁法事、已上

〔毛吹草 三〕和泉　常器椀(ジヤウギワン)

〔日本鹿子 二〕和泉國中ヨリ出ル名物類

常器椀

〔男女祝元美人妝書 三〕姫送入式

五番長持　常器椀 家ノ紋付、或草繪幸菱祝草付ルモ有、好ニ應ズ、

〔立身大福帳 七〕常器わん　さかい又は地引の高直なるはそんなり、久しくなれば朱くろみむさし、きの國わんの內、かしはや源之丞たつぱねといふて、壹匁のわんにかたきわんあり、是にても四五年はこたゆる、きの國の上をかふが大きなる德なり、

〔本朝櫻陰比事 五〕四つ五器かさねての御意

昔都の町に餅搗、煤掃師走の空物凄く、春の事ども取急ぐに、丹波の奥山家より、常。器。の。椀。賣りに來りしが、未だ京の通も不案內にして、先づ祇園の社に一荷をおろし、火灯の繪馬など詠めしうちに、又里人らしき扮裝にして、此有樣を見濟まし、彼の荷物を盜みかたげ退きぬ、椀賣驚き南の御門より、雲をさるしに追懸け行くに、やうやう八坂の塔の前にて捕へ、晝中に人のものを取にげと、聲を懸くれば、盜人も同音に喚けば、所の人大勢集りながら、いづれを主とも沙汰爲難し、兩

人どもの言分に、確に證據も無し、盜人は二人の中にありと、遁さず取廻し御前へ罷出でし、兩人おなじ申分なれば、あらまし御聞屆け遊ばされ、一荷の椀を御白洲に撒散らさせ、兩人一度に立懸つて手ばしかく、これを重ねよとの御意、聲を懸けて立合ひ、一人はやう〳〵四五膳重ねける間に、一人は手に入かさねしまへば、これより盜人露顯れ、其身丸裸に遊ばし、洛外に追拂はせ給ひ、此著類は椀賣に下されけるとなり、

以産地爲名

〔茶道筌蹄五〕食器之部

吉。野。椀。坪付　利休形、芍藥椀と云はよろしからず、葛の花なり、親椀ばかり碁笥底、坪は了々齋好也、尤以前は上り子の坪平を用ゆ、

○按ズルニ、吉野椀ハ大和國吉野郡ニ於テ製スル椀ニシテ、黑漆ヲ以テ髹シ、外面ニ木芙蓉ヲ、朱漆ヲ以テ畫クリ、又根來塗ヲ摸倣シテ、髹法ヲ創メタリ、世ニ吉野根來ト云フ、其髹法ヲ以テ椀ヲ塗リタルモアリ、共ニ其原始ノ時詳ナラズ、

〔茶式湖月抄三篇下〕吉。野。椀。寸法

食椀　總高二寸二分、廣四寸四分、底板二寸分半、内の深さ壹分半、

同蓋　總高壹寸六分半、廣三寸九分半、かう臺高貳分、厚壹分、廣壹寸八分、

汁椀　總高壹寸九分、廣四寸一分八厘、底板壹寸九分、深壹分二厘、

同蓋　總高壹寸三分半、廣三寸七分、かう臺高貳分、廣壹寸七分二厘、厚八厘、

右の椀眞の黑花塗、内外朱にして芙蓉の繪あり、身ふた共同斷、但蓋の糸底地ずり朱、椀四ツとも口も朱のいつかけ有之、

〔萬代狂歌集一春〕山花を　惟柄見鷹

食椀、汁わんとも口のつばめ朱、ふた口いとぞこつばめ朱、○下略

吉野椀ひく山賤もえばらくはさらで詠むる花の木のもと

〔今様職人盡歌合上〕　青陽館梅世

よし野椀はげしく花にふく風を霞のあみに貫ていればや

〔日本鹿子七〕同國近江〇中名物出所之部

椀、日野五器ト云

〔自笑樂日記二〕鉢かづきのお三に妻戀笛

知る通り、手前僅なる資本にて、此色商賣に取つき、日野椀十人前も、中笠二つ欠たるを漸々調へ、吸物出すにも其汁椀を用ひ、〇下略

〔日本鹿子八〕下野國中ヨリ出ル名物之類

日光椀

〔日本山海名物圖會三〕日光膳椀　下野國日光山、江戸より三十一里あり、此所より出る椀、膳堅地にてつよし、雜用に便りありとて、諸人賞翫する也、

〔奥羽觀蹟聞老志三膽貫土産〕飯器　會津所出多品、又江刺郡所出謂之正法寺椀、朱內漆〇黒外、或畫鶺鴒、或蒔花草、飾之以金箔、其朱色煒燁、好事者爲茶亭之飯器、其雅物可愛、然如今省古制、與往年大異、

〔工藝志料七〕漆工

或云ク、正平年間僧無底トイフ者アリ、陸奥國江刺郡黒石村ニオイテ一寺ヲ創建ス、號シテ正法寺ト云フ、又黒石精舍トイフ、正法寺ハ禪宗ニシテ、越前國永平寺、能登國總持寺ト共ニ一派ノ總本寺タリ、故ニ諸國ノ僧徒來聚スルモノ夥多ナルヲ以テ、正法寺ニ於テ使用スル所ノ食器ノ椀モ、亦其ノ數多クシテ貲ルベカラズ、故ニコレヲ造ルコト甚多カリシナルベシ、其ノ造

ル所ノ椀ニ類似セル者四方ニ傳播セシヨリ、世人コレヲ正法寺椀ト稱スルニ至リシナラント、又云ク、南部椀ハ、陸奥ノ三戸郡淨法寺村ヨリ出ヅ、同郡畑村ニテ椀ヲ作リ、田山村ニテ漆ヲ塗ル、此ノ地皆南部氏ノ管タリシヲ以テノ故ニ南部椀ト稱セリ、而レドモ南部ニテハ、淨法寺椀トイヒ、他ノ地ニテハ、南部椀トイフト、

○按ズルニ、淨法寺椀トハ、陸奥國三戸郡ノ地ニ於テ製セシ椀ニシテ、内部ハ朱塗外部ハ黑塗ニ爲シ、朱ヲ以テ雲及ビ草花等ノ摸様ヲ畫キ、所々ニ金切箔ヲ押セリ、世ニ秀衡椀ト云フ、正法寺椀トハ陸中國江刺郡正法寺ニ於テ用キシ所ノ椀ニシテ、根來(俗ニ云フ奥州根來)ニ塗リシ者ヲ云フ、

〔嬉遊笑覽 二下器用〕○加賀の城ケ鼻の椀に、金箔繪の中に青、白、赤、黄の色を用ひて繪を書る、古きものに上品あり、

〔和漢三才圖會 七十六紀伊〕根來寺

昔當寺及境内作朱塗飯器、于今往々有之、稱根來椀、同折敷、其漆塗無今似之者、

〔紀伊國名所圖會 一上和歌山〕國産之事　根來椀

〔紀伊國名所圖會 六下那賀郡〕荒田神社　この地(○荒田神社ノ邊)は、いにしへ根來寺全盛のときは、みな境内にてありしを、天正十三年のひやうくわにかゝりて荒廢に及ぶ、根來とはやう〳〵椀折敷の異名にのこりて、人々これによびならはし、○下略

○按ズルニ、正應元年、紀伊國高野山ノ僧徒、故アリテ多ク那賀郡ニ移住シテ、根來寺ヲ創立セリ、根來椀ハ、蓋シ此時ヨリ製セシモノナラン、其髹法ハ、朱漆ヲ以テ之ヲ塗ル、或ハ黑漆ヲ以テ、臺輪ノ内部ノミ塗リタル者モアリ、全體黑漆ヲ以テ塗リタルヲ、黑根來ト云ヘリ、天正十三年ニ至リ、豐臣秀吉ト戰ヒテ、廢滅セラレ、漆器ノ製モ隨テ廢スルニ至レリ、

〔世間長者容氣 二〕子ゆゑの闇に提灯の見通し長者

客づき合もすれども、五六十年前の献立を、古き節用集の頭書から見出し、根來椀の堅き身上なりけるが、〇下略

〔嬉遊笑覽二下器用〕根來は、そのかみよき朱ぬりを云たる處なり、〇中略根來山破られて後、薩摩の田代根古へ行たる者あり、彼處よりは朱出る故、緣ありて行たりけん、そこにて椀を作りて、塗たるもの多しとなむ、

〔三曉庵談話上〕一根來椀之事　御國〇薩摩へ根來椀と申候て有之候、根來山破却已後、根來の者共、田代根古へ參居候、田代々は能朱出候に付、居住候て椀を作候由、根來之正眞は、朱わんを紙にて拭候へば、紙に朱付候由、右之段於京師咄被聞候由に候、先年上京之せつ、肥後八代放生會之內行懸り、宿亭主より料理を出候に付、根來手筋之黑椀にて候故、珍敷見置、後に酒抔出し、亭主も出候に付、先き之椀を尋候得者、八代より二三里奧に一村有之、右椀を作り候、本は根來山之者參居候て、椀を作候、其子孫今にわんを作り候由咄致候、左候へば、方々國々へ參居たると見へ候、

〔嬉遊笑覽二下器用〕根來は、そのかみよき朱ぬりを云たる處なり、〇中略薩摩椀はわろかりしを、鷹筑波に、さつま椀花ぬりはたゞのり地かな薩摩守忠度を隱したり

以人名爲名

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕盌〇中略

椀木地以欅爲上、〇中略其形有宗和椀、遠江椀、

〇按ズルニ、宗和椀ハ金森宗和ノ創製スル所ニシテ、今常ニ用キル椀ハ卽チ是ナリ、遠江椀ハ遠江守小堀政一ノ創製スル所ニシテ、横ニ糸目アル椀ナリ、

〔槐記〕享保十一年霜月四日、御茶、　御會席　食椀汁器宗和形ダイナリ　カウ

〔櫻塢漫錄〕南部椀、又秀衡椀ともいふ、其始詳ならずと雖も、土人の口碑によれば、藤原秀衡の創意よりいでしものなりとぞ、其製內朱外黑にして、黑漆の上に朱を以て鶴花卉の類を描き、ところ

どころに金箔を押せり、その雅致あるを以て、尤も點茶家に愛翫せらる、

盌貢進

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料

陶埦八口（中略）巳上美濃國充之○中略　右主神司幷膳部所請

鏡形一口（中略）巳上美濃國充之　右殿部所請

年料供物

陶埦卅口（中略）巳上美濃國充之○中略　右水部司所請

所須藥種

陶椀二合（中略）巳上美濃國充之○中略　右藥部司所請

〔延喜式二十三民部〕凡太宰府年料造進、朱漆○中略 飯椀一百口、徑七寸 羹椀二百口、百口徑六寸五分、百口徑六寸、

年料雜器

尾張國瓷器、大椀五合、徑各九寸五分 中椀五口、徑各七寸 小椀口、徑各六寸 茶椀廿口、徑各五寸○中略 長門國瓷器、大椀五合、徑各九寸五分 中椀十口、徑各七寸 小椀十五口、徑各六寸 茶椀廿口、徑各五寸

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、○中略 其畿內輸雜物者、○中略 陶器○中略 一丁○中略 水椀有蓋十三合、無蓋廿五口、各受一升○中略 水椀十口、受二升

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、○中略 陶器○中略 一丁○中略 凡椀各卅口、○中略 有蓋椀廿口、○中略 御椀廿口、河內國行程一日 調、○中略 水椀八十八合、攝津國行程一日 調、○中略 水椀卅九合、近江國行程上一日、下半日、調、○中略 水椀四百八十合、美濃國行程上四日、下二日、調、○中略 水椀廿五合、○中略 有蓋埦卅五合、播磨國行程上五日、下三日○中略 調、○中略 椀五百五十合、片椀百五十二合、○中略 無蓋椀五十口、○中略 椀下盤各五十口、備前國行程上八日、下四日、○中略 調、○中略 御埦二百口、○中略 椀四百六十合、片椀卅合、讚岐國行程上十二日、下六日、○中略 調、○中略 埦卅合、○中略 椀三百卅口、筑前國去府行程一日 調、○中略 水椀三百廿口、

盌用法

〔日本書紀 十三允恭〕元年十有二月、○中略於是大中姫命、惶之不知退而侍之、經四五剋、當于此時、季冬之節、風亦烈寒、大中姫命所捧鋺水溢而腕凝、不堪寒以將死、

〔日本書紀 十六武烈〕是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲淚盈目、遂作歌曰、○中略拖摩該僞播(タマケニハ)、伊比佐倍母理(イヒサヘモリ)、拖摩暮比僞(タマモヒニ)、瀰逗佐倍母理(ミツサヘモリ)、○下略

〔大和物語 下〕かくてなをみおりければ、この女うちなきてふして、かなまりに水をいれて、むねになんすへたりける、

〔枕草子 三〕あてなるもの
けづりひのあまづらにいりて、あたらしきかなまりにいりたる、

〔讃岐典侍日記 上〕御まへにかなまりに、ひのおほらかに入たるを御らんじて、あれみれば、心ちのさはやかに覺ゆる、○下略

〔日本靈異記 中〕窮女王歸敬吉祥天女像得現報緣第十四
其飲食蘭、美味芬馥、無比無等、無不具足物、設器皆鋺、使荷之人卅人也、

〔空穗物語 藤原の君〕をのこども、すのだい、かなまるして物くう、

〔今昔物語 二十八〕三條中納言食水飯語第廿三
中納言、○藤原朝成例食フ樣ニシテ、水飯持來ト宣ヘバ侍立ヌ、○中略大キナル鋺ヲ具シタリ、○中略中納言、鋺ヲ取テ侍ニ給テ、此レニ盛レト宣ヘバ、侍匙ニ飯ヲ救ツヽ、高ヤカニ盛上テ、嵜ニ水ヲ少シ入レテ奉タレバ、中納言臺ヲ引ヨセテ、鋺ヲ持上給タルニ、然許大キナル手ニ取給ヘルニ、大キナル鋺カナト見ユルニ、氣シクハ非ス程ナルベシ、○又見宇治拾遺物語

〔明良洪範 二十四〕大母殿
此大母殿、○秀忠乳母月ニ一二度ヅヽ、定マリタルナグサミアリ、大板切ニ飯ヲウヅ高ク盛テ、扨六尺

中間等マデ、勝手ヘヨビ入レ、自身右ノ飯ヲ碗ニ盛テ、振舞コトヲナグサメリ、

〔明良洪範二十四〕春日局

二位ノ局〈○春日局〉ノ云レシハ、女中衆ハ喰ヌ振スル者也、然レドモ食事ハ堆ク押付テ、澤山ニ盛物ゾ、我手本ヲ出スベシ迚、二三人ノ膳ヲ一膳ニ盛ラレ、碗小サキハ用ヒヌ事ゾ、向ヒ箸ト云テ、上臈介添ノ女飯碗ヲバ脇ニシテ、蓋ニ取分テ進ラスル也、〈○下略〉

〔古今夷曲集九雜〕これは〱大酒のまるゝ事よと亭主の笑へりければ　讀人しらず

あがり子の椀をおりべになずらへて八たびのまばや醉時のあらん

返し

あがり子のわんをおりべになせりともてうしのこりて酒や殘らん

〔茶根百事譚二〕飲食ヲ菲フセシ話

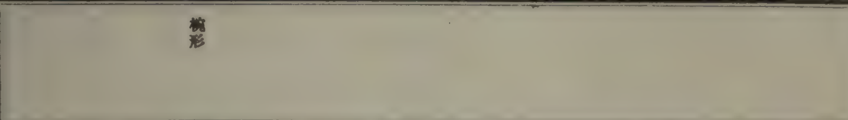
井伊兵部少輔直政語ラレシハ、昔年東照宮甲州若御子表ニ於テ、北條氏直ト御對陣ノ時、〈○中略〉其芋汁未ダ煮ヘザルヲ、手々ニ椀ニ盛、舌打シテ食ヘリ、直政ヘモ椀ニ堆ク盛テ與ヘタルヲ取、少シ食ケルニ、殊ノ外味惡ク、食スルニ堪難ク、下ニ置テ居ケレバ、流石萬千代殿ハ、若衆ニテ華美ナリトテ、皆々數椀爭ヒ食ケル、

〔貞丈雜記七膳部〕一菓子盆と云物古はなし、〈○中略〉寺方などにては、まんぢうかんなどを椀にもる也、

〔雲萍雜志一〕生駒山を越えける日、秋篠といふ村はづれに、如意輪觀音を安置する堂あり、〈○中略〉菓子を椀に盛りていだしつれば、予とりて見るに、たらの木の芽を、味噌をくるみて、炮りたるなり、

七ツ椀

〔嬉遊笑覽二下器用〕七ツ椀といふものは、おや椀、汁椀の外に中椀あり、其外蓋四ツあり、椀毎にふたに用て一ツ殘る、女は本椀より中椀に取分てくふ、殘りたる蓋は高鉢の臺の端に置て臨時の用とす、



椀形

〔婚禮道具諸器形寸法書人〕本椀七ッ重

一　差渡四寸四分、總高三寸一分、内コウ臺高七分半、同差渡二寸三分、
二　差渡四寸二分、總高二寸二分、内コウ臺高三分半、同差渡二寸一分、
三　差渡三寸八分、總高一寸五分五厘、内コウ臺高二分五厘、同差渡一寸九分、
四　差渡三寸六分、總高一寸二分、内コウ臺高二分、同差渡一寸七分五厘、
五　差渡三寸四分、總高一寸、内コウ臺高二分、同差渡一寸六分、
六　差渡三寸三分半、總高八分、内コウ臺高二分、同差渡一寸五分、
七　差渡二寸九分、總高七分、内コウ臺高一分半、同差渡一寸四分、

替汁椀

蓋　差渡四寸、總高一寸六分、内コウ臺高三分、同差渡一寸九分、
身　差渡四寸二分、總高二寸一分五厘、内コウ臺高四分、同差渡一寸一分、

二之椀

蓋　差渡三寸七分、總高一寸四分、内コウ臺高三分、同差渡一寸七分、
身　差渡三寸九分、總高二寸、内コウ臺高三分半、同差渡一寸九分、

三之椀吸物椀トモ二之椀ニ寸法同斷

〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭　祭神料
椀。形。卅口
平岡神四座祭　祭神料
埦。形。四口

○按ズルニ、椀形ハ椀ノ形ニ造リシ陶器ナリ、

〔延喜式五齋宮〕月料小月物別減二廿分之一一

鋺。。形。。二百口

〔延喜式三十五大炊〕園韓神祭料夏冬亦同

鋺。形。六十口

大原野祭料春冬亦同

鋺。形。百廿五口

椀屋

〔渡世身持談義三〕身代堅地の椀屋も今は損の上塗

今から大掛な思付を止にして、其儘親の代から仕續きたる、昔の椀屋をたまかにして見んと、本心に立歸り、鳴瀧の姨に預け置たる、百兩の金を取戻して元手とし、今より家を堅地の椀屋を、地道にして行んと、上分別を出し、〇下略

〔諸國落首咄二〕常陸にも有前鬼坊

常州筑波と云所に、菅野道三といへる禪門ありしが、常々其人の異名を前鬼といへり、卽ち其借屋に菊屋の重左衛門とて、椀を商へる人ありしが、有時火事に逢ひて、諸道具著類盡く燒て、漸々我身計立離しに、所の人よめり、

五器ひとつ得出さぬ火事に大峰や前鬼が借屋かけ出にけり

椀買

〔今様職人盡歌合上〕ふるわんかひ

常陸水戸　東舍春俊

古椀のかけはなれしも末のかさあひなばまたもぬるよありなん

青梅眞丸

その、ちは日をふる椀のかひもなくかさねてあはぬ事のくやしさ

羽州庄内　兩見舍喜丸

買て來る古椀よりも世の中にかけたることのおほき身ぞうき　濃州岐阜　鶴壽園志翁丸

ちぎりしはかた地とおもふ古椀のちぐはぐになる中ぞつれなき

○按ズルニ、古椀買トハ、椀ノ具備セザルモノ、又ハ缺損セルモノヲ買ヒテ修繕シ、其蓋ト身トヲ具シテ、再ビ市場ニ出シテ、賣買スル者ヲ謂フ、

〔物類稱呼〕狂語

椀雑載

父もなく母もなく、箸もなく汁もなく、て。ゝ。の。椀。の山盛りを、つかみくらはんず、

〔婚禮道具諸器形寸法書人〕産砂椀(ウブスナワン)

○按ズルニ、日ニ鶴龜、松竹梅ノ摸樣アリ、總高四寸一分、カウダイノ高一寸二分、徑五寸二分、カウダイノ徑二寸七分ナリ、其産砂ト名ヅクルノ意詳ナラズ、

〔荷物貫定〕騎馬荷物ノ事

椀七十五匁一具略〇中

役武者荷積

椀七十五匁一具略〇中

士大將荷物貫目

椀二貫百目廿人

〔數寄道具定直段附後篇〕塗師宗哲

芳。野。椀。　五人前　百四拾目

大。一。文。字。椀。　同　百二拾目

小。ノ。方。　同　百拾目

大丸椀　同　百廿目
小ノ方　同　九拾目
坪平〈各此坪平ヲ用〉　同　九拾目
上リ子椀　同　百目
反リ坪平　同　百目
碁笥椀　同　百目
朱輪廣椀　同　百拾匁
　但シイト底狭シ、菓子椀ハ廣シ、
ウルミ朱輪廣椀　同　百目
朱丸椀　同　百目
同坪平　同　五拾目
精進椀　同　百廿目
〇中略
朱平皿　同　五拾目
面桶椀　同　百三十五匁
　但シ六ツ入子〇中略
朱菓子椀〈常叟好仙叟宗室ノ手〉　五組　五拾八匁
底朱菓子椀〈仙叟好〉　同　五拾五匁
黒吸物椀　五人前　五拾三匁
朱糸目吸物椀〈原叟好〉　同　五拾八匁
萑吸物椀　同　五拾八匁

葉椀

夕顔吸物椀。同好　同　五拾八匁

喰初おつぼ吸物椀。同好　同　五拾八匁

但シ鶴亀松竹ノ蒔

うるみ反り吸物椀。同好　同　五拾三匁

網ノ椀。同好　同　百三十五匁

同坪平。同好　同　百三十五匁略〇中

網ノ繪大平皿。天然好　五人前箱入　百六拾目略〇中

糸目椀。宗室好　五人前こし高五ツ添　百廿九匁

碁笥椀。同こし高五ツ添　百六拾目

〔新撰字鏡草〕菽（久保天、又久比良天、）　蔛（久保天）

〔倭名類聚抄十三調度部飲食具〕葉椀　本朝式云、十一月辰日宴會、其飲器、參議以上朱漆椀、五位以上葉椀、（和語云久保天）

〔類聚名義抄八〕葉椀（クボテ）

〔古事記傳三十〕葉椀（クボテ）は葉盤（ヒラデ）と同じ物にして、たゞ形の窪（クボ）く深きが異なるなり、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、〇中略並居葉椀、（久菩氏）覆以笠形葉盤、（比良天似笠形）以木綿結垂裝飾、

〔延喜式三十五大炊〕宴會雜給

其飯器、〇中略五位以上葉椀、〇中略大歌、立歌、國栖、笛工並葉椀、（五月五日青柏、七月廿五日荷葉、餘節干柏、）

〔空穗物語二藏開〕この猿六七ひきつれて、さま〴〵の物のはを、くぼてにさして、こゐ、くり、かき、なし、いゐ、ところなどをいれて、もてくるをみ給に、いとあはれに、さはこれにやしなはれて、有なり

けりと、めづらかにおぼさる、

〔空穗物語藏開下〕いせよりきぬもてまいれる、まどころにくぼてなどさす、山よりさかきもてまいれり、

〔空穗物語國讓上〕か、るほどに、そん王の君藤つぼにあるゆふ暮に、かははなれて、くろき水おけのおほきやかなる、よついつ、かさねて、女どもさしいれてゐぬ、つぼねの人々あやしき物かな、御せんにか、る物を、さしいれていぬるとてみれば、おほきなるくぼてを、しろきくみしてゆひて、いつ、さしいれたり、とりいれたれば、ほどはをけのおほきさなり、あけてみれば、ひとつには、ねりたるきぬを、いゐもりたるやうにいれたり、いまひとつには、あやをおなじやうにいれたり、いまひとつには、かつを、さけなどのやうにて、ぢんいりたり、くぼてのふたに、なま女のてにてけふならむ、からうして一つづ、のりつかひして、くまにはなどる、

ねぎごともきかずなりにしかさまには神のおほかるくぼてそでとぞ〇下略

葉盤名稱

〔新撰字鏡草〕莪、菻二字上同、又比良天、〇〇〇蓏比良天、又久保天、

〔倭名類聚抄祭祀十三〕葉手 漢語抄云、葉手、比良天

〔箋注倭名類聚抄祭祀五〕按葉手、亦恐非漢語、

〔類聚名義抄八〕葉手ヒラテ

〔南海寄歸傳一〕九受齋軌則

然其別者頗兼三淨耳、並多縫葉爲盤、寬如半席、貯粳米餅一升二升、亦用爲器、受一升二升、擎向僧處、當前授與、次行諸食、有三二十般、此乃貧窶之輩也、

葉盤初見

〔日本書紀神武三〕戊午年十有一月己巳、〇中略更遣頭八咫烏召之、〇中略次到弟磯城宅、而鳴之曰、天神子召汝、怡奘過怡奘過、時弟磯城、慄然改容曰、臣聞天壓神至、旦夕畏懼、善乎烏汝鳴之若此者歟、卽作葉。

葉盤製作

盤。八枚盛食饗之、(葉盤、此云比羅耐)

〔古事記傳三十〕比羅傳と云は、久須氏に對ひたる名にて、淺く平なる由なり、其形右の式に、(〇延喜大嘗祭式)笠形とあるにても、凡てを知べし、

〔古事記傳三十〕今世大嘗祭に用ひらるゝ葉盤も、柏葉を竹針にて、盃の形に刺作りたる物なりとぞ、

〔蒹葭堂雜錄一〕槲。御膳(又槲御供とも云)

槲葉にて、箱の如くに折て、細き竹にて縫製す、

槲の御供は圖(〇圖略)するごとく、槲葉を宮のごとくに折て、細き竹にて釘製せしものなり、帝都白河家、(神祇官)にて行はる鎭魂祭(十二月中寅日)にも、槲葉を八枚圓く重て、細き竹にて編つけ盃のごとくに製し、中に飯を盛て神に供す、是をひらでの御供と稱す、其製小異ありといへども、槲の御食に同じ、是なん上古より葉椀葉手といへる器なるべし、

葉盤用法

〔類聚三代格一〕太政官符

定准犯科祓事

一大祓料物廿八種(〇中略)　柏十五把(枚手六十枚料、〇中略)

一上祓料物廿六種(〇中略)　柏十把(枚手卅枚料、〇中略)

一中祓料物廿二種(〇中略)　柏五把(枚手廿枚料、〇中略)

一下祓料物廿二種(〇中略)　柏五把(枚手廿枚料、〇中略)

延暦廿年五月十四日

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、(〇中略)並居葉椀、(久菩弖)覆以笠。形。葉。盤。(比良天、似笠形)以木綿結垂裝飾、

〔江家次第十五〕大嘗會

葉盤雜載

姫先取葉盤奉天皇、天皇取御箸御飯盛給、姫、如此總十度、〇中略姫亦以葉盤奉天皇、天皇合盛八種肴於一枚授姫給之、加盛汁物供之、鮑、海藻等汁也、次菓子十二、葉盤列置如此、

〔古事記中仲哀〕今寔思求其國者、〇三韓於天神地祇亦山神及河海之諸神悉奉幣帛、我之御魂坐于船上、而眞木灰納瓠、亦箸及比羅傳多作、皆々散浮大海以可度、

〔止由氣宮儀式帳〕職掌禰宜內人物忌事

父無位神主乙麻呂

右人行事與物忌共副御饌前迫仕奉、又大御饌爾供奉、御枚手五十六枚、日別奉進、〇中略又湯貴進御枚手、合千二百六十枚奉進、祭別四百廿枚、

〔神樂歌〕韓神　末

也比良天乎、天耳止利毛知天、和禮加良加見乃、加良乎支世武哉、加良乎支世牟也、

〇。〇。

〔萬葉集二相聞〕後崗本宮御宇天皇代、有間皇子自傷結松枝御歌二首、〇中略

家有者、笥爾盛飯乎、草枕、旅爾之有者、椎之葉爾盛、

〔相模集〕早夏

ふたかたにわが氏神をいのるかなこの手柏のひらでたゝきて

〔夫木和歌抄七首夏〕建長八年百首歌合夏　從二位行家

神山のかしはのひらで打たゝきみわすゑいのる月は來にけり

〔夫木和歌抄三十四雜〕神祇　和泉式部

神山のまさきのかづらくる人ぞまづやひらでのかずはかくるゝ

此歌は、神祭日人々きて、かしはのあるをとりて、歌かきてとせめければよめると云々、

〔新勅撰和歌集九神祇〕題しらず　惠慶法師

霜がれやならのひら葉をやひらでにさすとぞいそぐ神のみやつこ

盤名稱

〔倭名類聚抄十六瓦器〕盤　唐韻云、盤〈薄官反、佐良、〉器名也、

〔類聚名義抄九皿〕皿〈明丙反、器、〉　盂〈○〉盂〈○今正、音于、ホトギ、サラ、〉　盤〈或槃字、音盤、サラ、ワ、ヘン、〉

〔伊呂波字類抄佐雜物〕盤〈サラ、薄官反、器名、〉

盤製作

〔事物紀原八什物器用〕盤

禮大學有湯之盤銘曰、德日新、日々新、又日新、是夏世已有盤制、而湯始銘之也、或曰盤盂、黃帝臣孔甲造、此蓋二物之所起也、

〔撮壤集中家具〕皿〈サラ〉

〔延喜式十七內匠〕銀器〈○中略〉

盤一口〈徑七寸五分〉料銀大十四兩、炭四斗、和炭八斗、油一合六勺、長功七人、〈火工二人、鍛工二人、磨人一人、夫二人、〉中功七人小半、短功七人大半、〈○中略〉

漆供御雜器〈○中略〉

盤一口〈徑八寸〉料漆一合一勺、貲布五寸、揩墨三勺、功半人、〈○中略〉

朱漆器〈○中略〉

盤一口〈徑八寸〉料漆一合一勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿二分、揩墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人半、短功二人、盤一口〈徑七寸〉料漆一合、朱沙一分、貲布四寸、絁布各一寸、綿二分、揩墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人半、短功二人、盤一口〈徑六寸〉料漆七勺、朱沙一分、貲布二寸四分、絁布各一寸、綿二分、揩墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、盤一口〈徑五寸〉料漆六勺、朱沙一分、貲布二寸、絁布各一寸、綿一分、揩墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、〈○中略〉

盤種類以原質爲名

賀茂初齋院幷野宮裝束〈○中略〉

下食盤十枚、〈各方一尺七寸〉料漆五升、朱砂十二兩、掃墨二升、燒土二升、油三合、貲布一丈、絹六尺、綿三屯、炭一斛、單功卅人、

〔延喜式〈三十四木工〉〕神事幷年料供御

九寸盤、長功工一人、夫二人十六枚、中功十二枚、短功十枚、　八寸盤、長功工一人、夫二人廿枚、中功十六枚、短功十二枚、　六寸盤、長功工一人、夫二人廿四枚、中功廿枚、短功十六枚、

〔空穗物語〈吹上之下〉〕おのこどもあつまりて、まないたたてゝ、魚鳥つくる、か。ね。の。さ。ら。に、北方の御れうとてもる、

〔雅亮裝束抄〈一〉〕くすりのはこ二がう、おりたておなじ事なり、一がうに、この定のつぼみつ、かねのさらのおほきなるひとつ、くすりをするてつかひひとつあり、〈○下略〉

〔榮花物語〈十九御裳着〉〕御前の物など、すべてぢんすわうこたんのをしきに、ころがねこ。が。ね。の。御。さ。ら。ど。も。〈○下略〉

〔延喜式〈六齋院〉〕齋王定畢所請雜物

膳器〈○中略〉　銀。盤。二口

〔延喜式〈十七内匠〉〕賀茂初齋院幷野宮裝束〈○中略〉

銀盤二口

〔遊仙窟〈三〉〕鵝子鴨卵、照₂耀於銀盤₁、麟脯豹胎〈○中略〉紛₂綸於玉疊₁、

〔紫式部日記〕右衛門のかみはおまへの事、ぢんのかけばん、ころがねの御さらなどくはしくはみず、

〔山槐記〕治承三年正月六日、持₂參市餠₁、〈○中略〉御厨子所預散位久信〈右衛門大夫〉令₃盛₂銀盤一枚₁、

〔唐大和上東征傳〕大和上曰、不須愁、宜求方便、必遂本願、〇中略大銅盤廿面、中銅盤廿面、小銅盤四十四面、

〔南海寄歸傳一〕九受齋軌則

若是王家、及餘富者、並授銅盤銅椀、及以葉器大如席許、餚饌飮食數盈百味、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合白銅大盤伍口佛物三口、通物二口、

〔觀世音寺資財帳〕嘉保口年實藏實錄日記

第三韓櫃　同〇白銅盤參枚

前帳云、一枚端小破、　寛治六年帳云〇中略

第六韓櫃　同〇鐵盤貳枚

〔延喜式五齋宮〕年料供物〇中略

木盤一百八十二口百六十二口膳部所料、廿口酒部所料、〇中略

造備雜物〇中略

木盤七口

〔好色二代男四〕心玉が出て身の燒印

又丸盆に二ッ盃、石皿に小鮹(する め)魚さき入て、〇下略

〔胸算用一〕長刀はむかしの鞘

又其隣には、〇中略湊燒の石皿五枚、釣御前に佛の道具添て、取集て二十三色にて、壹匁六分借りて、年を取ける、

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料〇中略

土盤十口〇中略(中略)已上、家充之

右主神司幷膳部所請

卜二男十八女、〇中略

土大盤二口（中略）以上家充之○中略　右殿部所請

〔延喜式主水四十〕聖神寺七種御粥料

土盤七口

〔延喜式造酒四十〕雜給年料

土片盤卅口

〔延喜式中務十二〕藥司

陶盤廿合

〔延喜式大膳三十二〕雜給料

六位已下二百六十人別　陶高盤、大盤各十口、參議已上盛二菓子一料

〔延喜式内膳三十九〕諸節供御料中宮亦同、下皆准レ此、　正月三節

瓷盤七口

〔類聚雜要抄一〕御齒固

青瓷佐良七口

〔今昔物語二十八〕左京大夫□付異名語第廿一

一人ニハ、青ク綵タル折敷ニ、青瓷ノ盤ニ箔ヲ口テ盛テ居タルヲ持セタリ、○下略

〔譚海一〕大坂鴻池なるもの、家に、名物の青磁の皿壹枚あり、同人ある日二三輩同道して、生玉の酒屋に遊びたるに、料理に出せし皿の内に、此名物の皿と同様の物あり、少しもたがはず一座嘆美せしに、鴻池なるもの此皿を亭主に懇望し、金三拾兩出しもらひうけ、卽座に金子相渡せし所にて、皿をば打碎き捨たり、同伴のもの驚き倖て子細をとひければ、此皿我等家に所持と毫末違ふ事なし、我等所持の皿は世上に人のまる所なれば、同様の物二ッ有ては、われら所持の名を滅

する故、くだきすてたりと云り、

〔蔭凉軒日錄〕延德二年十二月五日、○中略光通西堂持₂一綠白磁小皿二十箇₁來、伸公帖謝、

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一瑪瑙皿[illegible]　一

〔十訓抄八〕白河院は、花盛雪の朝必御覽じて、もてなさせおはしましけり、○中略雪は北ざまがめでたき也、小野の方へと仰有ければ、殿上人上達部うちむれてつかうまつる、皇太后宮の御方へと仰あれば、人々つかうまつりて、門の外におり立たりければ、御車をばかきはづし、○中略童の十七八計なるが、綠青にて色どりたる折鋪に、金の御盃すゑて、こんるりの御皿に、銀にて之たるは餅をもりたり、葉をば青く色どりて、今かたつかたは同御皿にざくろをもられたり、○又見₂古今著聞集₁

〔古事談三〕又人ヲ呼テ、此御房ニ可₂然物マイラセヨト有ケレバ、天童瑠璃ノ皿ニ、カラノ梨子ノムキタルヲ、四果モリテ置、○下略

以製作爲名

〔江家次第十一月〕朔旦旬○中略

內豎各持₂朱盤₁

新嘗會裝束○中略

以₂七寸朱漆盤₁盛₂菓子₁

〔延喜式四十造酒〕諸節供御酒器

朱漆大盤一枚、朱漆中盤一枚、

〔江家次第七月八〕七日乞巧奠事○中略

以上並尾張青瓷、有₂朱漆華盤₁、西北机、○中略居₂朱彩華盤一口₁、

〔山槐記〕長寬二年三月廿七日、○中略飯盛₂塗筒₁覆₂蓋黑漆盤₁也、

〔玉露叢十〕寛永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ、將軍家光公ヘ仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、其時ノ覺書、朝ハ御數寄屋ニテ、○中略
染付皿一鮭鮨ほそく切せうが　御汁こんぶ鱈水つかめ

〔吾吟我集六戀〕寄皿戀
色ふかく人をば思ひそめつけのさらに忘れぬわがこゝろ哉

〔懷硯三〕氣色の森の倒び石塔
夫より臺所へ出て見るに、いつもの鮑貝には乾飯の如くなりてあるをも、誰あつて心を付る者もなく、餘りの事に膳棚にかゝり、匂ひを尋る處に、少き靑皿に、飛魚半を喰ひ止て在しを、手にて徐と播出すを、此女走り來り、夕飯に添へんと思ふて置たるものをと、○下略

〔槐記〕享保十二年極月十日、御茶、○中略 皿赤繪、柿七ツ、金襴手、　十三年二月十一日、御茶、○中略 御皿キンランテノイマリ　十四年二月廿六日、大德寺龍光院へ渡御、○中略 皿南京赤繪コンニヤク、細キリウコギ、

〔槐記續編〕享保十六年二月廿三日、參候、○中略 御皿金襴手、赤繪、

〔世間子息氣質一〕取付世帯は表向を張つて居る太鼓形氣
亭主は道具に倍うつての直打書、此赤繪の皿、十枚銀貳百拾五匁、

〔扶桑名處名物集尾張〕瀬戸　梅平
瀬戸竈に紅葉焚らん染付の色うるはしき錦出の皿

〔狂歌東都花日千兩日本橋〕　綠樹園
買かしと引や網手の皿の目にふたゝびかゝる河岸のゑら魚

〔業大門屋敷三〕傾城生死の海
風流に釣たる棚々には、南京の模樣皿廿枚、さんごじゆの猪口廿を添たり、

以形狀爲名

〔扶桑名處名物集大和〕素麪　便々齋

をだ卷の糸めの皿にもり出すみわ素めんにそへし杉箸

〔皇大神宮儀式帳〕職掌雜任卅三人

土師器作物忌無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人、〇中略

供給料、〇中略高佐良二百卅口、〇中略同宮〇度會宮供給料、〇中略高佐良卅二口、〇中略同宮〇度會宮月別一度

進上一年料、〇中略御高佐良卅八口、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各受大膳職〇中略高盤廿口、口已上依神祇官解所充、〇口原本作脚、據一本改、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符民部大藏宮內三省

宮內　高盤廿口

〔延喜式一四時祭〕供神今食料〇中略

高盤廿口

〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭〇中略

高盤〇中略三口

〔延喜式三十三大膳〕雜給料

陶高盤、大盤各十口、參議已上盛菓子料〇中略

宴會雜給　國栖笛工

陶高盤、大盤各十口、盛小齋已上菓子料三位

〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭〇中略

枚盤〈〇中略〉三口

〇按ズルニ、枚盤ハ平ナル盤ナランヽ

〔延喜式四十造酒〕諸節雜給酒器

八寸盤卅口〈五月減二十口、七月加二十口、〇中略〉五寸盤四枚

〔皇大神宮儀式帳〕職掌雜任卅三人

土師器作物忌無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人、

供給料、〈〇中略〉片佐良三百六十口、〈〇中略〉同宮〈〇度會宮〉供給料、〈〇中略〉片佐良百廿口、〈〇中略〉同宮〈〇度會宮〉月別一度進上一年料、〈〇中略〉御片佐良百廿口、

〇按ズルニ、片佐良ハ片椀ト同ジク、蓋ノナキ盤ヲ云フ、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各受二大膳職一〈〇中略〉片盤廿七口〈(中略)已上依二圖解一所レ充〉

〔延喜式一四時祭〕鳴雷神祭一座〈〇中略〉

片盤廿口

〔延喜式二四時祭〕太詔戸社二座〈〇中略〉

片盤〈〇中略〉四口

〔延喜式五齋宮〕月料〈〇中略〉

片盤四百口

〔延喜式四十主水〕御生氣御井神一座祭〈中宮准レ此〉

片盤五口〈已上汲水料〉

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡應レ供二神御一雜器者、〈〇中略〉前下大盤五十六口、

〔空穗物語 藏開中〕中務の君御だいまいると聞ゆれば、いとねぶたくくるし、ち。い。さ。き。ば。ん。に、すこしわけて、いませとの給へば、ち。う。の。ば。む。に御わけ、べちにすこしわけて、ともの御あはせなどもてまいれり、

〔類聚雜要抄 一〕仁和寺殿競馬行幸御膳幷御遊酒肴事保延三年九月廿三日、伊與守忠隆奉行、

御膳　御臺二本　大盤二枚　中盤一枚

已上紫檀地菊螺鈿、被鶴松蒔摺之在伏輪、〇下略

〔饅頭屋本節用集 器財古〕小皿コザラ

〔俗耳鼓吹〕天明元年辛丑、小石川布施氏〇中略の宅江、洲崎望陀欄の主祝阿彌を招請、獻立、〇中略

古渡南京靑地中皿
銘々口取　朝日ごぼう、二色せうが、〇中略
古肥前小皿くるみせうゆ。　銘々

〔料理通 四編〕普茶卓子略式心得

一席中都て雅言を用ゆ、小皿を碟兒とよび、皿子といふ、

〔喰初口傳〕膳の中には、小き靑石三、小重土器、又は小皿などに入居る、土器には輪あり、

〔明良洪範 十一〕加藤左馬助嘉明ハ初メハ小身成シガ、後ニ會津四十萬石ヲ領シ、智勇仁德ノ良將也、故ニ士民ヨク伏スル也、慶長年中、南京ヨリ渡ル所ノ、成化年製ノ燒物ノ器ヲ多ク買入タリ、其中十枚小皿アリ、是ハ世ニ云虫喰南京ト云物ニテ、藍色土目等得モ言レヌ出來也トテ、殊ニ秘藏シケルニ、或時客饗應ノ節、近習ノ士、其小皿ヲ一ツ取落シ破ル、其士大ニ恐レ閉居セントスル由ヲ聞キ、早々呼出シ、皿破ル迚何ゾ閉居スルニ及ンヤ、敢テ苦シカラズ、殘リノ皿ヲ取寄セ悉ク打碎キテ、此皿九枚殘リ有ル中ハ、一枚誰ガ麁相シテ破ツタリト、イツ迄モ汝ガ麁相ノ名ヲ殘ス事、吾本意ニ非ズ、何程尊キ器物ナリトモ、家人ニハ替難シ、凡器物草木鳥類ナドヲ愛スル者ハ、其爲

メニ却テ家人ヲ損フ事出來ル物也、是主タル者ノ心得ベキ事也、珍器奇物ハ有テモ無テモ事欠ズ、家人ハ吾四肢也、一日モ無クテハ成ラヌ者也、天下國家ヲ治ルモ家人有ル故也ト語ラレシト、其近習ノ士話サレシト也、

〔玉露叢十一〕寛永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ、將軍家光公ヘ仙臺ノ政宗、御膳ヲ上ラル、其時ノ覺書、朝ハ御數寄屋ニテ、〇中略
一小皿 御香物〇下略

〔西鶴名殘之友二〕昔たづねて小皿
此男宗鑑庵の木の葉の中より、瀬戸燒の小皿一枚拾ひあげて、是は宗鑑お內儀、白粉ときに疑ひなしといふ、是は汝一代の見立と、大笑ひの種なり、

〔厨事類記上〕裏書 晝御膳
今案、〇中略 朱漆瓷雜器者、盛御菜料器也、近代用土器、又以朱漆盤〇丸盤也七枚運送供御也、

〔玉露叢十一〕寛永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ、將軍家光公ヘ仙臺ノ政宗、御膳ヲ上ラル、其時ノ覺書、朝ハ御數寄屋ニテ、〇中略
一角皿 御燒物石がれい　御食

〔槐記〕享保十一年霜月七日、大德寺弧峯庵ヘ御成、〇中略　皿セトノ四角〇中略　十四年三月四日、道正庵御茶獻上、〇中略　四角皿青キス、ゴ細作リ、酢ナマス、

〔我衣〕赤繪の香合、染付の厚手の角皿、酒呑猪口、火入のるいに、にせもの驚く計見事成る品、專ら下りて、中以下の目利は、皆誠の物也と心得たり、

〔延喜式三十二大膳〕國栖笛工
麻笥盤三口

○按ズルニ、麻筒盤ハ桶ノ如キ盤ナラン、

〔延喜式内膳三十九〕年料

麻筒盤十二口、四口漬御菜料、八口納淨醤未醤料、

〔延喜式主計四十〕踐祚大嘗會解齋七種御粥料

麻筒盤二口

〔延喜式造酒四十〕造酒雜器

麻筒盤一口、(中略)已上三種糟料、(中略)麻筒盤一口、(中略)已上醴酒料、中宮准此、

〔狂歌江都名所圖會三〕茅場町藥師詣に額皿のめの字の串も並ぶ岡本　梅巴山人

○按ズルニ、額皿ハ額面ノ狀セル皿ナリ、

〔江家次第十七〕東宮御元服

傳家被奉威儀御膳、(中略)以上華盤盛之、其華盤廣八寸盛高八寸、例一尺盤也、而八寸作之可爲違例、有染色、無華形、

〔桂林漫錄下〕花稜

家兄甫周○桂川曰、鉢皿ノ花形ナルヲ、ハリギト云フハ、花稜ノ華音ハアリンノ轉訛ナル可シ、葵花稜、菊花稜ノ名、武備志ノ日本嗜好之部ニ見ユ、

〔槐記〕享保十一年四月廿一日、御茶、(中略)御皿、柏ノ木ノ葉形ナリ、

〔下學集器財下〕桔梗皿キキヤウザラ

〔節用集大全器財六〕桔梗皿ききやうざら

〔嬉遊笑覽器用二下〕形を花がたに作りたるなり、桔梗笠にても知べし、(中略)又桔を吉慶の義にとり、圓き鉢皿に吉字と桔梗の花を、染付にしたる漢土の瓷器あり、

以用法爲名

〔嬉遊笑覽〔二下器用〕〕鷹筑波集に、染つけて花野やうつす桔梗皿、　重治

〔後撰夷曲集〔八雜〕〕題志らず　　滿永
菊盆に槿のちよく桔梗皿みな花やかな道具ども哉

〔日本書紀〔十五仁賢〕〕二年九月、難波小野皇后、恐宿不敬自死、（弘計天皇時、皇太子億計侍宴、取瓜將喫無刀子、弘計天皇親執刀子、命其夫人小野傳進、夫人就前立置刀子於瓜盤、是日更酌酒立喚皇太子、緣斯不敬恐誅自死、）

〔延喜式〔四伊勢大神宮〕〕度會宮（○中略）
陶。埦。盤。（○中略）三口
○按ズルニ、陶埦盤ハ陶埦ヲ載スル盤ナリ、

〔延喜式〔七踐祚大嘗祭〕〕凡應供神御雜器者、（○中略）粥。盤。八口、

〔明月記〕建久七年六月十二日、（○中略）頭藏人持來粥御盤、（粥一杯御飯一杯）取居之了、

〔延喜式〔五齋宮〕〕年料供物（○中略）
後。盤。卅口

〔延喜式〔六齋院〕〕人給料（○中略）
下。食。盤。十枚

〔延喜式〔三十七典藥〕〕元日御藥
朱漆下食盤八合（徑八寸、並收寮、○中略）
東宮、（○中略）蠟繪下食盤四口、

〔江家次第〔一正月〕〕元日宴會
北臺盤西頭、置水。盌。并黑漆炭取火爐等、（近例不見）

〔書言字考節用集〔七器財〕〕手。鹽。皿。（テシホサラ）

〔榮花世繼男二〕父は紙子一官子は三官飴の荷賣臺所船に二三十人前の膳組、貝燒に髭籠もりのさゝ、みなど、鹽山椒を手鹽皿に入て、本膳においてまはる、

〔續山の井秋下〕菊

霜をける菊やさながら手鹽皿　百之

〔貞德文集上〕從堺細物道具來由承候、○中略　青磁膾皿、○中略　加樣之道具一色成共御媒介賴申候、

〔婚禮道具諸器形寸法書人〕銀之膾皿

長五寸五分餘、巾四寸七分、高九分半、內コウ臺高三分半、同差渡シ、○以下缺

〔胸算用五〕つまりての夜市

扨又是は割物々々と、大事に懸けて出しけるは、南京の刺身皿四十枚、其隔てに入れたる、京大坂の名ある女郎の文殼なり、

以地名爲名

〔皇大神宮儀式帳〕菓子佐良三具　已上宛二太神宮司一以二祭祀用一之、

〔止由氣宮儀式帳〕神嘗祭爲二供奉一、太神宮司宛奉雜用物、○中略　菓子佐良三具

〔扶桑名處名物集山城〕宇治里　佳影

うもれ木に花のかたちの口取はうぢの出茶やにあはぬ菓子皿

〔渡世身持談義一〕世盛の花嫁御寢覺の心安い貧家の祝言

祝言の夜も、朽木盆に盃載て、清水燒の皿に、飛魚引裂入て、ちろりに小半入れて、千代の結びの盃事、○下略

盤貢進

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

河內國、小盤十六口、片盤二十八口、高盤百二十口、○中略　粥盤八口、前下大盤五十六口、○中略　尾張國、高

盤卅口、〇中略 備前國、片盤卅口、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國每國有符

應造新器

河內國　後盤八口、前下大盤十六口、片粥盤八口、〇中略 片盤五十六口、〇中略 已上御料、〇中略

備前國　片盤卅口、〇中略 已上人給料、

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料〇中略

盤廿口(中略)以上美濃國充之〇中略 右主神司幷膳部所請〇中略

油杯、盤各二口、(中略)以上美濃國充之 右殿部所請

年料供物〇中略

盤十口、已上美濃國充之〇中略 供水木蓋後盤各四枚、(中略)已上當國充之 右水部司所請〇中略

所須藥種〇中略

盤二口已上美濃國充之〇中略 右藥部司所請

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡應供神御雜器者〇中略

河內國所造、小盤十六口、片盤廿八口、高盤百廿口、塩坏十六口、粥盤八口、前下大盤五十六口、〇中略 尾張國所造、〇中略 高盤卅口、〇中略 備前國所造、〇中略 片盤卅口、

〔延喜式二十三民部〕凡太宰府年料造進、朱漆〇中略 下食盤六十枚、徑一尺七寸 中盤八十八枚、徑一尺〇中略 盤四百五十枚、卅枚、徑七寸、二百廿枚、徑六寸、二百枚、徑五寸五分、〇中略 右以正稅充料造進、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京、五畿內國調、〇中略 其畿內輸雜物者、一丁、〇中略 高盤七口、高六寸、徑一尺二寸、〇中略 片盤廿五口、徑九寸〇中略 片盤五十口、徑一尺〇中略 大高盤七口、高五寸、徑一尺二寸、 粥前下盤六合、徑一尺四寸、 粥盤六合、徑一尺四寸〇中略

盤用法

吐盤三口、徑一尺八寸〇中略小高盤卅八口、高五寸、徑六寸〇中略

凡諸國輸調、〇中略一丁、〇中略大高盤各十二口、叩瓮麻笥盤各八口、大盤十二合、〇中略酢瓶下盤、小盤筥

杯様脚短坏凡椀各卅口、小盤廿二合、〇中略片盤八十四口、〇中略後盤卅四口、〇中略

河內國調、〇中略片盤二百七十六口、大高盤五十口、粥盤十四合、吐盤六口、小高盤百二十四口、〇中略和泉國調、〇中略高盤百四口、〇中略片盤百六口、〇中略近江國調、〇中略麻笥盤廿四口、〇中略美濃國調、〇中略麻笥盤十四口、片盤卅六口、〇中略高盤十七口、〇中略後盤卅四口、〇中略大盤卅五口、播磨國調、〇中略大高盤九十九口、〇中略麻笥盤四口、大盤七十五口、〇中略小盤有蓋八十合、〇中略片盤六十七口、椀下盤五十口、〇中略備前國調、〇中略麻笥盤十六口、〇中略片盤二百十四口、〇中略讃岐國調、〇中略麻笥盤五十口、大盤十二合、大高盤十二口、椀下盤卅口、〇中略筑前國調、〇中略麻笥盤五十六口、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各受大膳職〇中略盤卅枚（中略）已上依國解所充

〔延喜式一四時祭〕園幷韓神三座祭

盤四口

〔延喜式五齋宮〕年料供物〇中略

盤卅口

〔延喜式三十五大炊〕平野祭料〇中略

盤七十枚

〔延喜式四十造酒〕造酒雜器

擇盤一口　供奉料　擇盤一口

〔延喜式四十主水〕踐祚大嘗會解齋七種御粥料

盤雜載

阿世利盤七口　聖神寺七種御粥米　阿世利盤七口

〔類聚三代格一〕太政官符

定雜犯科祓事

一大祓料物廿八種略〇中　盤六口

一上祓料物廿六種略〇中　盤四口

一中祓料物廿二種略〇中　盤四口

一下祓料物廿二種略〇中　盤二口

延曆廿年五月十四日

〔源氏物語九葵〕御さらどもなど、いつのまにかし出でけん、花そくいときよらにして、もちゐのさまもことさらび、いとおかしうと、のへたり、

〔源氏物語四十九寄生〕よひすこしすぐる程におはしましたり、しん殿のみなみのひさし、ひんがしによりておましまゐれり、御臺やつ、れいの御さら。〇などうるはしげにきよらにて、又ちひさきだいふたつに、くろそくのさらども、いといまめかしうせさせ給ひて、もちゐまいらせ給へり、

〔數寄道具定直段附〕皿之部五ッ付

大菊　赤六拾目

同中　同銀壹枚

同筒立　青同

柚味噌皿　赤貳拾五匁

同　白三拾目

同唐革　赤三拾五匁

品名	註	色	目方
百合		同	三拾匁
同大ノ方		同	三拾五匁
口亂	葉唐草	青	六拾目
木瓜	牡丹彫物	同	同
覺々齋好 はまぐり		白	三拾目
宗旦好 かぶと	筋金入	青	六拾目
宗全好 柏		黄	貳拾五匁
覺々齋好 舟		白	三拾目
同 手附	内菊ノ繪	青	六拾目
宗旦好 いたら貝		素	三拾目
升皿		青	六拾目
同		赤	五拾目
如心齋好 鶴菱		青	三拾目
分銅形		素	同
如心齋好 貝盞		精 赤	貳拾目
三ツ葉		黄	三拾五匁

古事類苑

器用部二

飲食具二

合子名稱

〔倭名類聚抄十六漆器〕合子　唐式云、尚書局、漆器三年一換、供每節料朱合等、五年一換、今案朱合、俗所謂朱漆合子也、

〔箋注倭名類聚抄四漆器〕按、合子有蓋、故名合、猶謂香匳爲香合、蛤蜊亦以有蓋得蛤名、則知今俗所用漆椀卽是、然今節會所用合子無蓋、爲撤食器、恐非古義、

〔伊呂波字類抄加雜物〕合子カウシ

〔下學集下器財〕合子ガウシ

〔貞丈雜記七諸器部〕一合子ガウシとも合器ゴキとも云は椀の事也、身とふたを合する故の名也、合器を五器と書てめしわん、汁椀、平皿、つぼさら、こし高の五也と云說あり、あやまり也、

〔枕草子十〕いみじくきたなき物

殿上のがうし。

〔枕草子春曙抄十〕合子にや引入合子など云也、五器也、

合子製作

〔榮花物語二十七衣珠〕御だう〇藤原道長にはかんのとの〇嬉子道長女の御ほうじ、九月〇萬壽二年廿一日に、あみだだうにてせさせ給、きこしめしけるごきを、ほとけにつくりたてまつらせ給へるなりけり、

〔貞德文集下〕就其椀折敷二十人前、新用意仕置候、但椀者朽木五器、木具金薄押可然候哉、

〔空穗物語吹上之下〕これはつくも所、さいく三十人ばかりゐて、ぢん、すはう、志たん、らして、〇中略ろ

合子種類

くろしどもゐて、ごきどもおなじものしてひく、○下略

〔七十一番歌合上〕十七番　左　ひきれうり

秋うるしぬる夜はいかにわれひきれはけめは白き村雲の月

左さることゝは聞ゆるを、はけめと云やたゝ詞ならん、絶まといふべきを、ひきれに引れていへるにや、○中略

我戀はこはすのはてのうりひきれぬるかとすればいそぐ別路

左こはすのいそがはしさに、なま塗のひきれは、さもと聞えたり、

〔大鏡三太政大臣頼忠〕惠心僧都の頭陀行せられけるをりも、京中にこぞりていみじき御時をまうけつゝまいりしに、この宮子○遵よりは、うるはしくかねのごきどもうたせ給へりしかばこそ、かくてはあまりみぐるしとて、僧都乞食とゞめ給ひしかば、○下略

〔空穗物語吹上之上〕御ものだい九よろひ、こがねのごきよきまいり物おなじかずなり、みこたちかんたちめに、こたんのついがさね、おなじろくろびきのごきほど〳〵にこたがひて、そなへてまひる、

○按ズルニ、今昔物語ニハ此事ヲ擧テ、カチノゴキヲ銀ノ器トセリ、

〔空穗物語菊宴一〕かくてきさいの宮賀、正月廿七日にいでくる、○中略かねのごきに、こがねのけうてり、これらよりはじめてせぬ事なし、

〔空穗物語藏開上〕こもちの宮の御まへに、ころがねのついがさね十二、おなじごきすへて、こきものうちしき、いときよらなり、

〔唐大和上東征傳〕大和上曰、不須愁、宜求方便必遂本願、○中略備辨○中略漆合子盤卅具、

〔明月記〕建久三年四月二日癸卯、○中略下官○藤原定家撤弓箭、纓劒、供朝夕御膳、藏人今夜相觸也御□□黑漆無

臺、御座平座敷席、有御脇息圓座、止銀器、用黑漆合子、高盛御さば器等缶器如恒、

〔嬉遊笑覽 器用 二下〕里ばなれたる處などには、漆もぬらぬ合子を用ひたる故に、質朴に堅固なるものを、白木合子といふ是なり、夢窻國師本來意をよめる、山賤の白木の合子そのまゝに漆つけねばはげ色もなし、

〔古今著聞集 十六 興言利口〕同院〇北御室隨身中臣近武がはかまぎを執し覺し召けるに、何事のはれにてか有けん、上童を召供せらるゝ、事有けるに、近武を召て、汝がはかまぎは殊に執し覺しめさるゝ、此童に其定に著せてとらすべしと仰られければ、近武承て則かの童の出立の所へ行にけり、先酒をこひ出していひけるは、大がうしにて五ど召べし、其後たか枕をして去ばしねべきよしをいひければ、童も堪能者にて有けるにや、かひ〳〵敷いふがごとくにのみてねにけり、

〔山槐記〕仁安二年二月十一日庚辰、〇中略關白被行朱器饗之時、箸、匕幷小合子兩三、諸卿懷中之、故實云々、

〔庭訓往來〕引入合子(ヒキイレカウシ)

〔庭訓往來諸抄大成扶翼 上〕引入合子

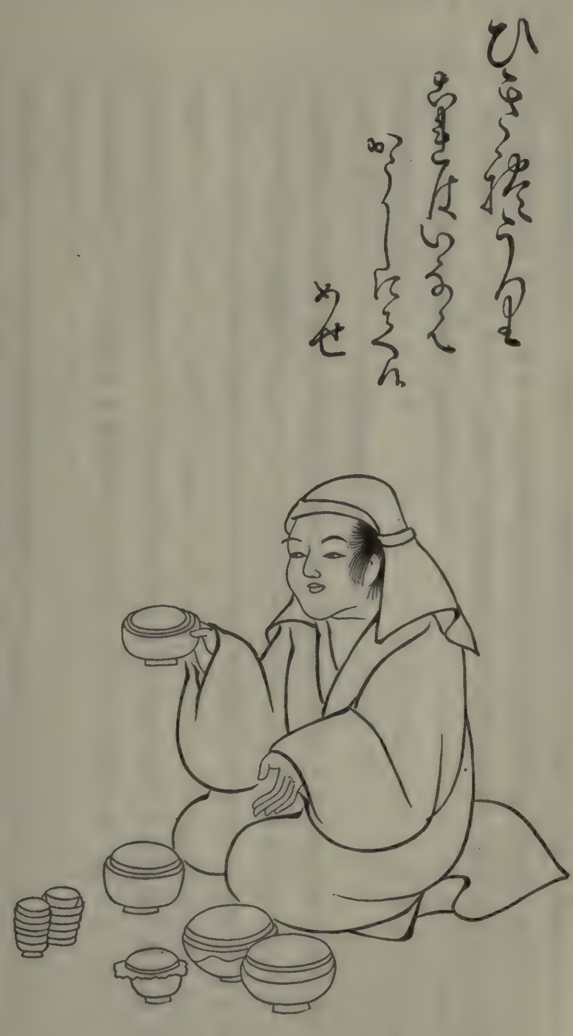
貞丈云、引入の二字ひきれと讀べし、職人盡歌合に、ひきれうりあり、歌にもひきれと讀たり、其繪にはうるしぬりの椀を賣る體を畫たり、椀はめしわん、汁わん、ふた等を重ね入るやうに作たる故に引入と云なり、合子はわんの事なり、みとふたと合ふことゆへ合子と云なり、本式の食器はかはらけにてふたなし、

〔新撰類聚往來 中〕曳入合子(ヒキイレカウシ)

〔七十一番歌合 上〕二十番　右　ろくろし

嬉しくもひきれにしたるつきの木の月のかけぬをこよひみる哉

〔七十一番歌合上〕



合子產地

〔正月揃〕四 轆轤師靑陽

轆轤師塗師の正月、五日より鉋鉞の具足を調、〇中略引入合子〇中略みな此轆轤師より起りて、三國一をうたふ正月、

　初春の花をながめて

花見ればこゝろはよし野うるしとは御器ぬしまでもおもひえるわん

〔柿本影供記〕其前立机、花立也居飯一坏幷菓子魚鳥等、但以他物造之、非實物、其器如唐合子、〇〇〇桼器以水牛角作之

〔源平盛衰記〕三十三 光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

中納言〇猫間光隆ハ、斯ル由ナキ所へ來テ、耻ガマシヤ、今更歸ランモ流石也ト思テ、宜フベキ事モハカバカシク不被仰、興醒テ堅唾ヲ呑デ御座ケルニ、何鹿田舍合子ノ大ニ尻高ク底深キニ、生塗ナルガ所々剝タルニ、毛立シタル飯ノ、黑ク籾交ナリケルヲ、堆ク盛上テ、御菜三種ニ平茸ノ汁一ツ折敷ニ居テ、根井持來テ、中納言ノ前ニサシ居タリ、大方トカク云計ナシ、木曾〇源義仲ガ前ニモ同ク備タリ、木曾ハ箸取食ケレ共、中納言ハ靑ク興醒テメサズ、木曾是ヲ見テ、如何ニ猫殿ハ、不饗ゾ、合子ヲ簡給歟、アレハ義仲ガ、隨分ノ精進合子、アダニモ人ニタバズ、無鹽ノ平茸ハ、京都ニハキト無物也、猫殿只掻給へ〳〵ト勸メタリ、〇中略其後根井猫間殿ノ下ヲ取テ、中納言ノ雜色ニ給、雜色因幡志、腹ヲ立テ、我君昔ヨリ斯ル淺猿キ物不進トテ、厩ノ角へ合子ナガラ抛捨タリ、木曾ガ舍人是ヲ見テ、穴淺増ヤ京ノ者ハ、ナドヤ上臈モ下臈モ物ハ覺ヘヌ、アレハ殿ノ大事ノ精進合子ヲヤトテ取テケリ、〇又見平家物語

〔毛吹草〕三 日向　五器

〔昔語質屋庫〕一 室咲の質草

南都の皇居に遠からぬ、六田の鄕の質屋と、無理な和訓も典物を預る世渡り、よし野五器堅い身

上表る丶、好事屋寶樹といふものありけり、

〔日本鹿子 七〕同國〈○近江〉中名物出所之部

朽木塗物〈盆、鉢、五器等、〉

〔駿臺斷餘〕一梶井殿平生御膳〈一日兩度也〉御器。。〈表裏黒漆也、無紋也、〉江州クルシノ庄ヨリ毎年進納、〈今ハ不納〉

〔胸算用 一〕長刀はむかしの鞘

紀伊國五器、鍋蓋までさらりと新く仕替へて、〈○下略〉

合子用法

〔大鏡 二 左大臣時平〕たゞこの君だちの御中には、大納言源昇卿御女のはらの顯忠おとゞのみぞ右大臣までなり給へる、〈○中略〉御めし物はうるはしくごき。。などにもまいり、すべてたゞ御かはらけにて、だいなどもなく、おしきにとりするゑつゝ、ぞまいらせける、

〔長秋記〕保延元年正月十六日庚寅、〈○中略〉依御物忌無御出居、餛飩飯盛於小盤、節會時盛合子也、

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、〈○中略〉次家司〈親隆朝臣同著〉職事侍等著臺盤、〈先是備饗於臺盤、交居合子飯菜、非職諸大夫不著臺盤云々、〉

〔雅亮装束抄 一〕ないらんのいゑにもやのだいきやうを、すきのだい饗となづけてせらるゝ事あり、〈○中略〉そむざ以下の上達部に、ちいさき大ばんをすへてがうし。。。のやう〳〵なるにて、きやうをすふるなり、

〔蓬萊抄〕御寢之後、主殿司寄疊垂幕、〈夏之時無幕〉藏人等付寢、殿上人同之、獻殿上人以合子。。爲枕故實也、

合子雜載

〔本朝二十不孝 四〕善惡の二ッ車

今一人の乞食も老足なれば、駕籠に乘せ東路に下りぬ、殘るものとて滅。形。合。器。、貝杓子、古筵の朝露夕部に風の身を責め、〈○下略〉

〔男色大鑑 三〕編笠は重ての恨み

楪子　豆子

めけ器(ごき)を持て、人の手より口にうつし、時節も有物かな、自由なる御情にあづかると、袖下より手を入るゝも有、

〔諸國落首咄三〕是は頓作內儀の手柄

都錦の小路山伏山の町の點者、用事有りて大峰のずしの點者方へ行れければ、亭主立出で樣々の物語しける、折節夕飯時分になり、ごきや膳の音高く聞ゆれば、定めし夕飯がな振舞るゝよと心待して居けれども、中々熱き茶さへ飲さず、餘り憎しと思ひて、內儀方へ一首贈らるゝ、

大峰のずしに始て來て見ればごきやぜんきの音ばかりなり

內儀おかしく思ひて、取敢ず返歌、

ごきせんき其品々を聞からは山伏山の町の人かや

〔醒睡笑五〕人はそだち

一大和の傍に十市とて大名ありしが、世にをちぶれ、吉野のにしつこうにおはせし時、あたりの者共をふるまはんと觸らるゝやう、此いく〳〵かに、誰々女中どもに、わたり候へとなり、山がつの寄あひ、女中とは御器の事なるべし、牢人にてましませば、椀などもあるまじ、てんでにもちて、ゆけやといひつゝ、御器をわたしさまに、是は我等がはげ女中〳〵と、申てさし出した、

二人静に、にしつかうといふ正字を辨せず、色々に書たるあり、彼瀧の東に有村を、東川といひ、西にある在所を、西川といひ、如此書也、

〔倭名類聚抄十六漆器〕疊子　唐式云、飯椀、羹椀疊子、各一、楊氏漢語抄云、疊子、字流之沼利乃佐亙、

〔箋注倭名類聚抄四漆器〕按〇中略疊子又作牒子、法隆寺資財帳有牒子、大安寺資財帳有漆塗圓牒子、俗又作楪子碟子、今俗呼如茶都、卽牒子之音轉、〇中略疊子淺薄可重疊、故謂之疊子、牒、札也、又有片薄義、且與疊同音、故或作牒子也、

○按ズルニ、疊子楪子音通ズルヲ以テ、其字ヲ共ニ用ヰシガ、後世楪子ノ字ノミ用ヰテ、疊子ノ字ハ用キザリシナリ、今俗ニ云フ腰高ハ蓋シ疊子ノ遺製ナラン、

〔金石萃編唐一百三〕濟瀆廟北海壇祭器碑　碑陰○中略

椀二百箇　疊子五十隻　盤子五十隻○中略

按○中略疊子即于椀後、卽今俗名碟子、疊有重累之義、碟音舌、集韻云、治皮也、不與椀同類、今俗作碟非也、

〔下學集器財下〕楪子(チヤツ)

〔饅頭屋本節用集財寶知〕楪子(チヤツ)椀

〔節用集大全器財二〕楪子(ちやつ)椀具

〔易林本節用集器財知〕楪子(チウツ)

〔書言字考節用集器財七〕楪子(チヤツ)皿屬之

〔金史禮志十六〕國子監言、歲春秋仲月上丁日、釋奠於文宣王、用本監官房錢六十貫、止造茶食等物、大小楪。排設、

〔下學集器財下〕厨子(フス)

〔饅頭屋本節用集財寶門〕豆子(ヅス)椀

〔壒囊抄七〕ツスチヤツナンド丶云字ハ何ソ

楪子大ニ淺シ、豆子小深ト書ケリ、楪子トハ宋音歟、楪余涉反ナレバ、楪子ト云ハ、吳漢ノ兩音ニ非ズ、今然ヲチヤツト云ハ、子ヲスト略セルニヤ、是ヲ字ノ訓ト思ヘル人有テ、楪ノ一字ヲ用ル有、是ハ如何侍ラン、和訓ニハ非ズ、○中略是等皆禪家ノ詞也、

〔和漢三才圖會庖廚具三十一〕楪子(ちやつ)○中略


豆子


楪子

按、楪子、淺盤而有高臺、

豆子者、壺盤之小者、楪子與此漆器、僧家多用之、盛調菜、蓋祭祀器有俎豆二物、豆子卽豆之略制矣、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕楪子陸拾伍口

〔醒睡笑八〕平家

一橋のゆきげたを、さら〳〵〳〵と走りわたるを、やゝもすればわするゝ、そちは鈍なり、膳にすはる皿にておぼえよといはれ、ある時又橋のゆきげたを、ちやつ〳〵〳〵とはしりわたるとかたりことば、

〔好色五人女二〕木屑の杉やうじ一寸先の命

是がをさめなれば、すこし物入もいとはず、ばんじその用意すれば、近所の出入のかゝども集り、椀家具、壺、平、るす、豆子、ちやつ迄取さばき、手毎にふきて、膳棚にかさねける、

〔煎茶早指南〕ちやつはくわしのみを、盛ばかりにてはなし、客と茶をのむ時、これにすえて出しおけば、一座の中、茶わんまちがわずしてよし、○圖略

托子

〔撮壤集家屋中〕托子(タクス)

〔饅頭屋本節用集財寶〕托子(タクス)

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕托子(ちやだい)　茶柘(音託)俗云茶臺○中略

按、手承物曰托、(拓同)今以托子進茶者、使熱湯不損掌、且憚己手不潔也、

〔事物紀原八什物器用〕托子

又曰、〈○事始〉建中初、崔寧女以金盞無儲、病其燙指、取楪子承盛之、既啜而傾、乃以蠟環楪子中坐之、杢遂定、卽遣匠以漆環易蠟、寧奇之、製名托子、遂行於代、後傳者更環其底、

〔煎茶訣 乾〕茶托〈和名〉ちやだい

錄〈○茶錄〉に茶橐、譜〈○茶譜〉に茶托、圖〈○茶具圖贊〉に漆雕秘閣などいへり、今俗間に用ふる高茶臺は全く漆彫秘閣を摸せるものにして、こゝに圖せるは、今の煎茶家に用ふる舶來新渡の形にて、却て後世のものとみるべし、銅錫磁さま〴〵のかたちもあれど、此類の古色を存せるもの、近今の舶來には絕てなし、

〔蔭凉軒日錄〕長享二年正月十五日、相公曰、茶湯器托子無葉、酒水器之托子有葉如何、總而如此之物乎、愚白、不相定者也、然上者只可爲上意、

延德二年十一月十二日、〈○中略〉又遣泉里云、當年未請待、今晚有閑暇者、來訪爲幸云、必可參、自芳洲沽却建盞一ケ、同托子一ケ、金絲轉曲賜之必可買得云々、代三百疋云々、〈○下略〉

〔世間手代氣質 四〕旦那を尻に敷火燵温かな手代が懷中万たしなみふかく、連れて來た腰元に、茶臺にて茶をはこばせ、〈○下略〉

〔渡世身持談義 一〕拔目のない始末の談義利の强ひ世帶藥次男に鼓を打習はせ、女房娘に不斷鹿子の裲襠著せ、常住高蒔繪の茶臺にて茶を運ばせ、〈○下略〉

〔臨時客應接〕納敬、〈ちやだい〉茶碗は、湯の沸たつ間に拭て置べし、

茶盞室

〔煎茶訣 乾〕茶盞〈チヤサン〉〇茶盞室〈チヤワンイレシツ〉〇

〔煎茶早指南〕納盞筒〈ちやわんいれ〉

〔茶經 上〕畚　畚以白蒲捲而編之、可貯盌十枚、或用筥、其紙帊以剡紙夾縫令方、亦十之也、

〔煎茶早指南〕竹の筒の茶わん入は、高翁もいまだはからざるの佳境なり、尤竹のうつくしきをゑ

らび、茶わんの大小によりてつくるべし、(○圖略)

〔煎茶訣乾〕和名ちやわんいれ

經(○茶經)には畚とあり、此畚とは蒲にて編み、チヤワン十枚を卷きて、之まひおくものとなり、今ここに圖せる如き、竹にて製せるを畚とはいひがたし、按ずるに、是全く賣茶翁高遊外などの始て製せるものならんか、こはチヤワン五枚をいるゝを度とす、漢製も漢名もなければ、予はこれを茶盞室と稱し、保壽と銘す、

鉢名稱

〔新撰字鏡金六〕鉢(甫活反、入、飯器也、)

〔倭名類聚抄十六器〕鉢　四聲字苑云、鉢(博末反、字亦作盋、見唐韻、今案無和名、以音爲名、)學佛道者食器也、胡人謂之盂也、

○按ズルニ、天文本に俗云波知トアリ、

〔類聚名義抄金八〕鉢(音撥、亦盋、俗云、ハチ、以音爲名、)〔同皿九〕盋(正鉢、布末反、器、)

〔伊呂波字類抄波雜物〕鉢(ハチ、學佛道者食器也)

〔釋氏要覽中道具〕鉢(梵云鉢多羅、此云應器、今略云鉢也、又呼鉢盂、即華梵兼名、鉢者乃是三根人資身要急之物、佛聽用二種、注之知左、)

〔事物紀原八什物器用〕鉢

本天竺國器也、胡語謂之鉢多羅、漢云應量器、省略彼土言、故名鉢、西國有佛鉢是也、宋廬江王以銅鉢餉祖祈、則是晉宋之間、始爲中夏所用也、

鉢種類以原質爲名

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕鉢　音撥　盋(本字)(○中略)

按、鉢即鐵鉢也、浮居每用乞施、有投米者、則發鉢受之、今俗磁器形似鉢者亦曰鉢、盛肉及菓餠等、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各受大膳職(○中略)陶鉢十六口(中略)已上依圖解所充

〔延喜式一四時祭〕供神今食料(○中略)

陶。鉢。八口

〔延喜式五宮〕供二新嘗一料〇中略

陶鉢八口（中略）巳上美濃國充之〇中略　右主神司并膳部所レ請〇中略

陶鉢一口已上美濃國充之　右殿部所レ請

〔延喜式四十造酒〕踐祚大嘗祭供神料

陶鉢十六口〇中略　供奉料〇踐祚大嘗祭　陶鉢一口〇中略　供奉年料中宮准レ此　陶鉢一口

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一燒。物。鉢。　十六

一燒物鉢　一櫃

〔鋏方明記秋〕冷し物の事、夏は瓜など又は何にても、錫の鉢或茶。碗。鉢。などに水を入、冷して出すものなり、

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一硝。子。鉢。　一ツ

一鍮。錫。之。鉢。　一

〔君臣言行錄八下〕同〇寬永年九月三十日、扔行幸ニ付、主上〇後水尾御膳黄金白銀ニテ製調フ左ノ如シ、〇中略

御鉢。大小同製、〇銀、中略中宮ノ御方へ、〇中略　鉢。大小同製、〇銀、中略女院ノ御方へ、〇中略　鉢。大小二〇銀製、中略右御道具黄金白銀ニテ仕立、還幸ノ節直ニ御進上ニナル、

〔玉露叢十三〕一同年〇寬永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、

一銀御鉢　十　松平相摸守光仲

一銀御鉢　五　松平土佐守忠義
一銀御湯漬鉢　一　井伊掃部頭直孝
一カラ金大鉢　六
一カラ金小鉢　十　松平肥前守忠直
一錫御鉢　十　堀美作守親昌
一錫御鉢　十　津輕土佐守信茂
一大錫鉢　十　內藤兵部少輔
一錫御鉢　十　織田上野介
一錫御鉢　十　堀左門

〔昨日波今日能物語上〕一又ある坊主のすゞのはちにて、なますをあゆる所へ、人の來れば、ふと立てかくさんとすれど、まちかくなれば、あたまにいたゞき、まづ此なりにづきん、女共にぬはするが、何と御座らふといはれた、

〔鶉衣前篇上〕餅辭

水無月の朔日は氷餅とて、やごとなき上ツがたにも、もてはやし給ふに、草葉もよらる丶、土用の比、水餅の錫鉢にうかび出でたるぞ、上戸のしらぬすゞしさなりけり、

〔物類稱呼四器用〕木鉢。きばち　江戸にてきばち、京にてひきばち、越後にてふくばち、土佐にてきちばちといふ、

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一木鉢　一

〔類聚雜要抄三五節雜事〕行事所雜物等

以製作爲名

木鉢三口

〔日本鹿子 八〕下野國中ヨリ出ル名物之類

同〇日光木鉢(キハチ)

〔大和名所圖會 六乾芳野〕芳野賦

產は、〇中略木鉢、材木、山折敷、

〔毛吹草 三〕大和 塗鉢

〔庭訓往來〕青漆鉢

〔貞德文集 上〕從堺細物道具來由承候、〇中略染付鉢、〇中略加樣之道具一色成共御媒介賴申候、

〔槐記〕享保十二年極月十日、御茶、〇中略 御肴 芝川海苔、南京染付鉢、

〔自笑樂日記 一〕不粋な客に粋な世話は蝦夷噺

當世は何にてもかはりたる事を仕出さねば、人も眼を止めず、享祿のむかし、都東山邊にて紙細工の鉢を仕出し、南京、印曼梨の摸様を寫し、錦出、金襴出、さま〴〵に見事なる張たて、水の事は扨置、たきたてのあつものをいれても、すこしも損せず、ぱつちりといふ氣遣なく、龜相の小めろが取おとしてもわれざれば、遠方へのおくり物にして、その輕き事瓢も甍をくはへ、凝ごんにやくも、中へ入事を耻る重寶、さてこそかるき物がはやると、〇下略

〔西鶴傳授車 三〕手柄は蜆がら身も蓋も蚫の片六

とかく今宵は不審だらけ、太皷仲間からの御慰とて、金銀の紙にて口を封たる蜆貝百計、錦手の鉢に盛て、海老江の庄六素袍の袂をひるがへして、千秋萬歳の千箱の玉を奉ると折目だかに持て出れば、〇下略

〔槐記〕享保十二年閏正月廿三日、御茶、〇中略 御香物〇中略 鉢〇八角ノ平タキ、赤繪ノ南京

〔槐記〕享保十一年五月朔日〇中略 會席〇中略 鉢ミシマ

〔萬寶全書〕八高麗燒物之類

古三島　渡りにてひとへに古き物也、惣じて三島手と云は、茶碗の表に三島暦を見るごとくに堅なる細き繪あり、よつて又是を暦手共云なり、〇中略 鉢、〇三島手鉢、〇中略、

一雲鶴　地敷に雲鶴の繪有、繪を書、上に藥をかけたる物なり、〇中略 鉢、〇中略、

刷毛目、トハ內にても外にても、又內外共にても、はけにてはきたるやうに筋あり、ほり出の手と云、〇中略 鉢、〇中略

金海〇中略 皺革鉢有、內に金之字色々有、〇中略

御本手　利休、織部本なり、是は兩人共に公方より、御本を受物好を加へ、高麗へ誂へ遣されしを、本のごとくにして本朝へわたりたるを、御本手と云、次第々々に御本有、〇中略 鉢、皿、

〔萬寶全書〕八染付物之類

金襴手染付　嘉靖時代鉢皿小道具何れも上手多し、染付之物に所々金を燒付たる也、又金不入して、同時代の小道具有、又後渡有、

〔婚禮道具諸器形寸法書〕人挽鉢〇中略 圖

徑一尺四寸六分、高五寸五分、內コウ臺高六分五厘、カウ臺徑八寸八分、同厚五分、

〔節用集大全〕一器財 入子鉢

〔釋氏要覽〕中道具 鉢器大小數 十誦律云、鉢、半鉢、大鍵鎡シヨシ鍵鎡書中之應器小鉢書勘衣鉢疏用書故、云、小鍵鎡、僧祇四分律云、鍵鎡入二小鉢一、小鉢入二次鉢一、次鉢入二大鉢一、鍵鎡此律言小鉢、次鉢即中鉢、半鉢即十誦律大鉢也、

〔名產諸色往來〕七鉢

〔好色二代男〕五彼岸參りの女不思議

絹幕、括枕の見透くに、風呂敷引張りし中に、入子鉢の明空を枕にしたも、夢幻の春じやもの、恥ぬ

以形狀爲牟

べき見にもあらず、

〔好色五人女二〕木屑の杉やうじ一寸先の命
亭主の長左衛門、棚より入子鉢をおろすとて、おせんがかしらに取おとし、うるはしき髪の結目たちまちとけて、あるじ是をかなしめば、すこしもくるしからぬ御事と申て、かい角ぐりて、臺所へ出けるを、〇中略さては晝も棚から、入子鉢のをつる事も有よ、いたづらなる七ッ鉢め、〇下略

〔諸商人世帶氣質六〕淵の上に鮀魚(あめのうを)掴取の金銀は孝行の德
淵と思ふ處をさがしけるに、黒きもの山の如く見えければ、一掴み取て上れば、峰より年々流れこんで、堅まりし漆なれば、魚を入れん爲に持來りし、入子鉢へ漆を入て、鮀(あめ)は葛蔓にて結ひ提て立歸り、〇下略

〔節用集大全三器財〕皷鉢(つゞみはち)盛物之具、形似二細腰皷一、

〔嬉遊笑覽二下器用〕寛永發句帳に、たんほゝをあへてやいるゝ皷鉢、三直　立皷の形したる鉢なるべし

〔節用集大全二器財〕冑鉢(かぶとばち)カブトバチ

〔毛吹草三相撲〕甲鉢

〔業大門屋敷四〕親の心子ぇらず
醤油でからりと煎(いつ)たくわゐを、甲鉢(かぶとばち)に入れてあがれば、〇下略

〔槐記〕享保十一年四月廿一日、御茶、〇中略御香物ウリ、ナスビ、アユノ色付三匹　手ノアル鉢〇中略　御菓子色チマキ笹ノ葉付朝セン竹ノ子　青地小鉢水クリ水チハリ　箸付

〔皇都午睡三編中〕寢た顔して聞ていれば、最前の肴るゐを、戸棚の小鉢重鉢の類に入て、〇下略

〔教草女房形氣二十五回〕引菜(ひきさい)は約束の鮎の叉燒(てりやき)肉、杢兵衛が青磁の手鉢に、タップリとあり、

〔槐記〕享保十二年五月十八日、午半參上、○中略　御菓子 青ケシ、團子三ツ、黃赤白、　青磁ノウ。ス。キ。鉢。、水タメテ　米琉璃砂糖入、水地ノタ

〔槐記續編〕享保十九年十月四日、右京大夫へ御成、拙○中略　鉢引 シメジ鹽ヤキ、染ノ薄。鉢。ニ、青松葉チシキ、板ノ蓋ニ青竹ノ手取、

〔男重寶記四〕料理に用る諸道具字盡

丼 どんぶり

〔萬寶全書八〕高麗燒物之類

金海○中略　ど。ん。ぶ。り。鉢內に金の字有、或はなきも有、

〔寬天見聞記〕蕎麥屋の皿もりも丼。となり○下略

〔俗耳鼓吹〕天明元年辛丑、小石川布施氏○略　註の宅江、洲崎望陀欄の主祝阿彌を招請、獻立、

琉球 大丸盆
- 南京染付 どんぶり　車えびあはび鹽もみ
- 同斷 どんぶり　鰯ぬた唐がらしみそ
- 古渡南京染付 平鉢　つくしみつばしごよめなけし

くるみせうゆ　古應龍小皿銘々○中略

赤繪南京 大。鉢。　鯉平作り　ちよろぎいり酒入　黒くわゐ

〔兎園小說十二〕大酒大食の會

文化十四年丁丑三月廿三日、兩國柳橋萬屋八郞兵衞方にて、大酒大食の會興行、連中の內稀人の分書拔、

酒組○中略

一五升入丼鉢にて壹盃半

小石川春日町　天堀屋七右衛門三十七

直に歸り、聖堂の土手に倒れ、明七時迄打臥す、

〔臨時客應接〕給仕酒の肴を、小皿へ取て出さば、大平にても鉢丼の類にても、盛たる姿に倣ひ、○下略

〔鳩翁道話 前〕側をみれば飯蛸が七ツ八ツ、南京のどんぶりの中に、車座に座禪してゐる、○下略

〔饅頭屋本節用集 財寶〕砂鉢

〔書言字考節用集 器財七〕砂鉢 支那所謂磁盆

〔和漢三才圖會 三十一 庖厨具〕盤 ○中略

按俗用皿字、○中略 而小盤爲皿、深盤爲鉢、淺盤爲淺鉢、佐波知 並磁器也、

〔明良洪範 十七〕又或時紀伊賴宣卿方へ、忠輝卿ヲ招カレ饗應有シ時、如何故ニヤ、忠輝卿兎角機嫌宜シカラズ、賴宣卿心配シ給ヒ、自身盃ヲ進メナドシ給ヘド、酒モ飲ミ給ハズ、然ルニ賴宣卿用事有テ、正木小源太ト云小姓ヲ呼ビ寄セ給フニ、忠輝卿其小姓小源太ヲ御覽ジ給ヒテ、賴宣卿ニ所望シ玉ヒケル、賴宣卿早速御承知有リケレバ、夫ヨリ大イニ機嫌宜ク成リ玉ヒ、興ニ乘ジテ傍ニ有合セシ大砂鉢ヲ取ラセテ、酒ヲナミ〳〵トツガセ、兩度迄飲ミ玉フトゾ、

〔北里劇場 隣の疝氣〕大名の留守居も、大かたは手前の宅にて、玄つそに寄合、料理等隨分かろく、もし茶屋にて寄合と云へども、今は燒物に鰹節ひくことさへ、常と心得、傘などひくことあり、又は吸物椀、皿、さ。鉢。その外下直成る道具、煮物には、更に火を不入、なまもの持歸り、家内のさいとする、

〔好色三代男 五〕夢かと怪し村雨女郎

二階より、禿とおぼしき女の童、銀の銚子に、金繪の砂鉢持て、女郎も姥も引請々々のみしが、○下略

〔元祿太平記 五〕ながめことなる高雄の紅葉

鹽漬の楊梅卷鯣に南蠻かけて、枕本に重ねたる砂鉢呑するを見て、病らはしやんすなと、いたは

り丈の難有さ、

〔雍州府志 七土產〕磁器○中略 自中華所來之磁器、有畫僧牧溪之下畫者、往々有之、多畫鯉魚、是謂牧溪鉢之類也、

〔延喜式 五齋宮〕造備雜物○中略

壺鉢二口

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合白銅藥鉢貳口 佛物

〔御入部伽羅女 二〕食儀は花崎二枚手形

去年堀川の道具屋喜右衞門方にて、壹兩二歩に相調へし肴鉢御破り、○下略

〔元祿太平記 四〕難波の色は埒もない者

去る人を相手に、肴鉢にて呑かけ、醉た機嫌に、丹波屋の女郎浮舟をかりて、朝込の約束、○下略

〔萬載和歌集 六雜〕客に下戸なしといふことを　朱樂菅江

客は皆酒の肴の鉢なれやちよとよればさしちよとよればさし

〔槐記〕享保十二年四月三日、午後ヨリ左典厩ガ宅ヘ、茶ニ御成、卽チ御供、○中略 香物鉢 チリヘ四角、手付角ヨリ角エ、

〔鳩翁道話 續々編〕去る所の下女が、香の物鉢をとりおとして割ましたれば、內儀が大聲をあげて、おりん何をわつたのじや、ハイかうのもの鉢を取おとしまして、大きに不調法でござりました、○下略

〔臨時客應接〕菓子は菓子鉢歟、銘々盆の類ならば、紙を敷に不及、○下略

〔下學集 下器財〕再進鉢サイシンハチ

〔異制庭訓往來〕再進鉢

〔饅頭屋本節用集 財寶左〕再進鉢（サイシンバチ）

〔易林本節用集 器財左〕再進鉢（サイシンバチ）

〔宗五大草紙 上〕人の相伴する事

一さいしんをうけ候事、○中略又さいしん鉢を座敷にをく事は、もとはなく候、まいらせ候て、かげへ取候て、又なをし候て出候、貴人の御前へは、別に參候、當時さいしん鉢を、座敷にをかれ候故、勢州へ不審致候へば、其事にて候、當時如此候との給ひ候し、

鉢貢進

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀

和泉國、○中略鉢一口、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕凡應供神御雜器者、○中略和泉國所進、○中略鉢一口、

〔延喜式 二十四主計〕凡左右京五畿内國調、○中略其畿内輸雜物者一丁、○中略鉢八口、受三五升、玉手土師鉢五十口、受二一升、○中略

凡諸國輸調一丁、鉢三十口、　美濃國調、○中略水鉢廿五口、　播磨國調、○中略鉢卅二口、　讃岐國調、○中略鉢六十口、

鉢用法

〔延喜式 二四時祭〕供新嘗料○中略

鉢八口

〔延喜式 五齋宮〕供新嘗料○中略

鉢八口

〔延喜式 三十九内膳〕新嘗祭供御料

鉢廿六口、○中略右解齋料、但雜器年中七節通用、○中略次條准此　鉢廿六口、○中略右豐樂料、○中略鉢廿六口、○中略右同中宮豐樂料、

箸名稱

〔窻の須佐美一〕故の笹山の祖君（斉山大藏大輔幸成、諡忠成、從四位侍從、幸成）の許に客あり、菓子をつみて出しけるに、客歸られけるを過て、常にはうちの方より直に歸られけるが、いかゞ有けん、もとの道より入なんと有けるに、若者ども彼菓子をうち散し、喰などし、すべき樣なくして、其儘うづくまりしかば、打笑て菓子は心にまかされよ、鉢は秘藏のものぞ、わられなと云入られけり、

〔男色大鑑八〕執念は箱入の男

其後に水溜て深き鉢に櫻の花を浮て、生貝を角切にして、先細の箸を添て出せ、色座敷は仕掛ばかりの物ぞ、錢三十の物が小判貳兩になるを知らずや、（○下略）

〔好色一代女六〕暗女晝化物

されども手の屆棚のはしに、（○中略）堀江燒の鉢に飛魚の干物、（○中略）絶えず取肴のある事ひとつなる客は是も喜悅也、

〔新撰字鏡竹〕筴箸（上古狹反、箸也、亦取也、下丁庶反、飯敧也、筴也、顯也、二字波志、筴同、）

○按ズルニ、飲食具ノ箸ハ治據切ナリ、而シテ戰國策ニ、智伯曰、兵箸晉陽三年矣トアリ、又列子仲尼篇ニ、形物其箸トアル箸ハ、直略切ナリ、爰ニ丁庶反トアルハ蓋シ誤ナラン、

〔倭名類聚抄十四厨膳具〕箸　唐韻云、筯（遲倨反、和名波之、）匙也、字亦作箸、兼名苑云、一名扶提、

〔箋注倭名類聚抄六厨膳具〕廣韻、箸、匙箸、說文、箸、飯敧也、廣雅筴謂之箸、玉篇、箸筴也、飯具也、即此義、玉篇又載筯云、匙筯與箸同、按說文無筯字、又借箸明附箸字、遂爲借義所奪、後人作筯字、以爲匙箸字也、玉篇於箸字下不云或作筯、別出筯字、恐後人所增、（○中略）按禮記曲禮、羹之有菜者用梜、注梜猶箸、今人或謂箸爲梜提、兼名苑蓋本之、急就篇注、箸一名梜、所以梜食也、王應麟曰、字從木、則從木似是、然說文梜、檢柙也、挾、俾持也、二字不同、則知挾提之梜、古從手、後人從木以別俾持字、故王氏曰、从木、遂與檢柙字混也、

〔段注說文解字五上竹〕箸、飯攲也、攲各本作攲、支部攲持去也、危部攲隔也、攲者傾側意、箸必傾側用之、故曰飯攲、宗廟宥座之器、曰攲器、古亦當作攲器也、箸曲禮謂之挾、假借爲箸落、爲箸明、古無去入之別、字亦不从艸也、从竹者聲、陟慮切、又遲倨切、五部、

○按ズルニ、說文ニ箸アリテ著ナシ、故ニ七箸ノ箸モ著明ノ著モ並ニ竹ニ從フ、

〔本草綱目三十八服器〕筯ハシ拾遺

釋名、箸、時珍曰、古箸以竹、故字從竹、近人兼用諸木及象牙爲之矣、

〔事物紀原八什物器用〕箸

禮記曰、飯黍無以箸、韓子曰、紂爲象箸、觀之明箸前有商紂始以象爲之耳、

〔類聚名義抄八竹〕筯箸　或正、長慮反、筴、ハシ、上又助箸二音、下音除、

〔伊呂波字類抄波雜物〕箸　ハシ、亦作筯、　扶提　鈲

〔運步色葉集葉〕筯ハシ

〔東雅十一器用〕箸ハシ　倭名抄に、筯はハシ、字又作箸、唐韻に、筯は匙箸也といふ、匙カヒ、彙名苑にヒ一名は匙といひ、說文に、匕は所以取飯也と云ふと註したり、箸をハシといふは觜也、其食を取る事の、鳥觜の如くなるをいふなり、又ハシとは端也、古には細く削れる竹の中を折屈めて、其端と端とをむかひ合せて、食を取りしかば、かく名づけしなり、猶弓の弭、箭の筈をハズといふが如しといふ也、カヒとは古語に物の柄を呼びてカヒといふ、匕匙飯匙の如き幷にカヒといふも其義也、古の時に、箸竹幾株など云ひしは、今の如く二筋をもて、一前などいひし如くにはあらず、細く削り成したる一筋を、中より屈めて、其の兩端を對して、食を取りたるなり、萬葉集に見えし弟の挽歌に、父母が成しのまに〳〵箸向ふとも、よみ、又今も諺に、箸折り屈めし兄弟なりなど云ふ事のあるは、古の遺言にして、其本一つなるものゝ相向ひぬるをいふなり、

〔倭訓栞前編二十四波〕はし　箸も食する橋なるべし、よて御箸の渡るといふ辭あり、新撰字鏡に筴もよめり、今も大嘗會の箸、古へ尙方の箸も、竹を用ゐたる事、內膳式、姓氏錄に見えたり、中世も親王大臣にあらざれば、白箸を用ゐずといへり、箸臺といふあり、後世漆箸だにあるに、文正の比の

箸には、金をのべ沈をけづりて用ゐ、今は民間に象牙骨咄犀(ウニコル)を用るに至れり、驕奢の甚しき惧るべし、○中略信濃には、箸をはなぞうといふ、

箸初見

〔古事記上〕故所避追而、降出雲國之肥河上在鳥髮地、此時箸(ハシ)從其河流下、於是須佐之男命、以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在而、童女置中而泣、○下略

箸製作

〔延喜式内匠十七〕賀茂初齋院幷野宮裝束

銀箸三具、各長八寸四分料銀小十二兩、和炭三斗、長功三人、中功四人半、短功六人、

白銅箸四具、料白銅大八兩、細布三尺、信濃布五尺、油二合、炭一斛、長功十二人、中功十四人、短功十六人、

〔厨事類記〕銀器

箸二雙　記云、長八寸四分、或記長七寸五分、一說八寸七分、

朝餉銀器

箸　記云、長八寸四分、或記同前、○長七寸五分

〔大草殿より相傳之聞書〕折をしき玄きろうのはしの長さ七寸たるべし、けづりやうは、かうばしのごとくけづり、金銀にみがき用る也、○下略

〔伊勢六郎左衛門尉貞順記〕主人ならせられ候事

箸はいねのほのはらみたるを學びてけづり候なり、てんしん箸は一尺二寸、御食の時は一尺一寸計也、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕箸○中略

按筯用桑槐作者良、杉檜次之、椹(サハラ)有臭氣不堪用、竹箸多漆髹之、凡異國人用匕與箸、本朝人不用匕、唯用箸、

箸種類以原質爲名

〔茶道早合點 下〕箸

杉の箸あり、竹の箸あり、竹の節をこめたるもあり、長短太細削かた等、流義によつて品多し、

〔茶式湖月抄 三篇 下〕箸の寸法

長サ八寸五分 大ノ方　同八寸 小ノ方

右杉木也、あとさきを少細く、總體四角ニ少シ平目なるものなり、但、眞の不角切折敷の箸は、八寸五分の箸なり、但巾二分ニ厚サ壹分歟、

竹箸も同寸なり

〔女大學教草書入〕喰初の祝

喰初は誕生ありし當日より、百廿日めに養初の祝義あるなり、○中略箸は勝木なり、長サ壹尺二寸を用ゆ、

〔應仁記 上〕亂前御晴之事

九番ニ花之御幸也、去レバ花御覽ノ結構ハ、以百味百菓ヲツクリ、御相伴衆ノ筯ヲバ、金ヲ以展之、御供衆ノ筯ヲバ、沈ヲ以削之、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜内人物忌事

忌鍛治内人無位敢石部廣公

右人行事ト定、任日後家雜罪事祓淨氐、三節祭仕奉、御贄作奉淨小刀并金御箸作奉氐、別小刀三柄御箸四口、○下略

〔空穗物語 藏開 上〕左の大殿大きみ、春宮にさぶらひ給がもとより、○中略ちいさきしろがねのはし、あまたすへて奉り給へり、

〔延喜式 六 齋院〕人給料○中略

白。銅。箸。四具

〔觀世音寺資財帳〕觀世音寺　嘉保□年寶藏實錄日記

第三韓櫃○中略　銅。箸。貳具　前帳云、全、　寛治六年帳云、同前、

第六韓櫃○中略　鐵。箸。壹隻　前帳云、片平料、　鍛冶箸　寛治六年帳云、今撿同前、

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮○安德御五十日也、○中略

此間供二市餅一云々、銀盤一枚盛レ之、柳。箸。七廉粉木等置二様器一、其體如二箸臺一云々

〔拾遺和歌集　十六雜春〕除目のころ、子日にあたりて侍りけるに、按察更衣のつぼねより、松。を。は。し。に。て。

たべものをいだして侍りけるに、　もとすけ

ひく人もなくてやみぬるみよし野の松はねのひをよそにこそきけ

〔鹿島志　下〕七不思議○中略　七には、松。の。箸。更に脂いです、正月七日の間は太箸といひて、松の箸をつくりて、家毎に朝夕用ふる也、

〔醍醐雜事記　二〕大僧供頭支度事

箸五十前　檜。

〔好色二代男　三〕樂助が翫猿

さる人庭櫻咲きて見に罷りしに、○中略　其竹椽の端に、丹波筑摩に入れて、杉。箸。を洗ふて干して置かせしは、此心入のうるさし、○下略

〔寛天見聞記〕箸のふときは蕎麥屋の樣なりと嘗しも、いつしか細き杉箸を用ひ、天麩羅蕎麥に霰そば、皆近來の仕出しにて、○下略

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日、亥一剋供二神膳一、其次第自二柏殿東一、其行列次第、○中略　一、人執二御箸筥一、納二竹。箸。六具一、歟可レ尋、屈レ竹以レ絲結レ之、入二木柏四束一、

〔西鶴名殘之友〕四乞食も橋の渡り初め時に彼の老人、數多の者共を近ふ呼びて、萬を我にあやかるべし、○中略心の樂みを申せば、何れもあやかり者とて、竹の箸切て貰ひける、

〔後水尾院當時年中行事〕上八月十五日、名月御さかづき、つねの御所にて參る、まづいも、次ニ茄子を供す、なすびをとらせましまして、萩のはしにて穴をあけ、穴のうちを三反はしをとほされて、御手にもたる、

〔東都歲事記〕二六月十四日　今明日龜戸香取太神宮祭禮○中略　祭禮の式、都ていにしへの儘にて、御供とて小麥をふかし、それへき葉芋の葉を紛にせしなりの粉をかけて、薄の箸をそへて、御假屋にて寶前に供し、產子の人民も是を食す、

〔大和物語〕下少將○良岑宗貞には、ひろき庭に生たるなをつみて、むし物といふ物にして、ちやうわんにもりて、はしには梅の花のさかりなるをおりて、その花びらにいとおかしげなる女の手にてかくかけり、

　きみがためころものすそをぬらしつゝはるの野にいでてつめるわかなぞ○又見ニ續後拾遺和歌集一

〔安齋隨筆〕前編十五ながえのてうしにもみぢのかわらけ○中略　赤板のはしを、紅梅のはしと云に同じ意也、

〔町人囊〕四ある人のいへるは、いにしへの奢りといふは、今の質朴なるといふ程のことなり、○中略唐土の天子なれば、常に象牙の箸を用ゆといふ共、驕りといふべき程の事にあらね共、天子といへども、古は象牙の箸など用る事なく、竹又は木の箸を用ゆと見えたり、近代唐船より象牙の箸はいふに及ばず、瑪瑙琥珀にて造たる盃、色々の彫物多く持渡れり、今は奢とも珍しく共いふ人なし、

以色爲名

〔四條流庖丁書〕一箸ノ事、白ハシハ銀ヲ學、赤ハシハ銅ヲ學也、銀ハ毒ヲ消故ニ學之也、赤ガネハ藥ヲ生也、依之學也、

〔雍州府志土産七〕白箸　在四條坊門、箸木者美豆木、或宇利木用之、元出丹波幷若狹、於茲又改斲之、杉箸專用杉、

〔本朝文粹序九〕白箸翁　紀納言

貞觀之末、有一老父、不知何人、亦不得姓名、常遊市中、以賣白箸爲業、時人號曰白箸翁、

〔梵舜日記〕寬永五年正月三日、善兵衞白箸百膳持來也、

〔大內日記〕寬永十年九月六日、二條殿、九條右大將殿、八條殿、三條前內府四人ハ敷居之內ニ、此四人ヘハ木具ノ臺ニ、御菓子餅ナドスヱテ、白箸添テ、其外ノ衆ハ舖居ノ外ニ祗候、杉原ニ菓子居テ、赤箸添テ、右四人ヘノ御給仕ハ梅園、橋本也、

〔玉露叢十一〕寬永十二年正月廿八日、公方樣家光〇德川御側ニハ、九寸ニ何ヤラン造花二本ニ、常ノヲコシ炭三ツ四ツ置合、カラスミト杏仁ト置マゼテ、白箸一膳アリ、

以製作爲名

〔胸算用一〕長刀はむかし鞘

早極月初に万事を手廻よく仕廻て、割木も二三月までも貯へ、〇中略塗箸、紀伊國五器、鍋蓋までさらりと新く仕替て、家主殿へ目黑一本、〇下略

〔萬の文反古一〕世帶の大事は正月仕舞

町內へ例年ぬり箸二膳づゝ、年玉つかひ候へども、是も門々多し、無用に仕るべく候、

〔好色一代男一〕別れは當座拂

祇園細工の足附に、杉板につけて燒きたる魚、お定まりの鱠、漬梅、色著の薑に、塗竹箸を取添へ、

〔諸事留五〕天保十四卯年正月十四日

髪差、喜世留、其外翫物之銀箸井高蒔繪之箸類、高價之小間物手遊之類、世上賣買不致分、御用之節ハ、兒島伴助、同虎之助江被仰付、調進ニ相成、猥ニ仕込置、他所江賣出し候義は無之筈ニ付、是迄御用達之手ニ付、前書之品納方いたし候者、井右品仕込置候者、名前早々御取調、來ル廿日迄、持田勝助方江御申越可有之事、

卯正月十四日　北三廻り

〔華實年浪草一上正月〕太箸(フトバシ)又謂之雜煮箸

〔町人囊一〕或人の曰、日本正月の儀式は、神代の風俗をうつして、清淨質朴を本としたる禮法なり、○中略雜煮のゑなく/\、木具太箸の體質素をよしとす、

〔本朝二十不孝一〕大節季に無い袖の雨

夫婦さこそは老の波、かゝる憂事も是非なし、せめて子どもが、正月に太箸取らぬも情なし、

〔男色大鑑八〕執念は箱入の男

其後に水溜て、深き鉢に櫻の花を浮て、生貝を角切にして、先細の箸を添て出せ、○下略

〔我おもしろ上〕書ものゝ禮にとて、割かけの箸をもらひて、

勘定の外とも思ひそろばんのたまものなれや割かけの箸

〔倭訓栞前編五〕をりはし　式、野ノ宮の條に、兆竹折箸事と見え、續日本後紀の長歌に、折箸の本末ゑらにと見えたり、

〔倭訓栞前編二十四〕はしむかふ　万葉集に、父母が成のまに/\箸向弟(ナオト)の命と見えたり、箸は一對なるものゆゑにゑかいへり、今俗箸折屈の兄弟といふ是也、古へ萩の折箸などいへば、折屈めて一對ともなせし也、又童謠に、はしをれすゐをれといふは、箸折末折といふなるべし、されば古の時に、箸竹幾株などいひしも、今のごとく二條を一前などいふごとくにはあらず、細

以用法爲名

く削成たる一筋をよりかゞめて、食を取たる也といへり、

〔下學集 器財 下〕生脍箸（マナバシ） 爼箸（マナバシ）同上、八寸五分、

〔和漢三才圖會 庖廚具 三十一〕木砧 ○中略

魚箸以鐵作之、長六寸、柄四寸許、而左挾肉抑持也、

〔大草家料理書〕一まなばしに七の病有、刀に五の病、此内禁忌箸刀あり、秘事ナリ、

一箸 ○魚箸 の長サ一尺二寸、手形四寸ニ切かむきめあり、崎一寸二分こがす、

一魚箸の木、つげ、若つげなくば山桓、是は式箸の事也、膳部方ニハ何にても用木を可用、○下略

〔四條流庖丁書〕筯（ハシ） ○魚箸 之事

長一尺 金定

先キ一寸ヲコガスベシ、平形有ベク候、口傳アリ、先一寸ヲコガスベキ樣、口傳ニ可有候、木ハウツ木、又ハコメ〳〵ヲ可用也、猶口傳在之、

一筋ノ形コヽニアリ、此ガンギガタノ事口傳有、ヒシ形トハ當世人ノ申付タル也、然間ヒシ形トハ不可言、ガンギ形ト云ベシ、古ハガンギノ如ニ剉タル也、又網ノ目ノ如クホリタル也、口傳在之、筯サキコガスハ、鶉ノフヲマナビタル間如毛成ベシ、數ハ不定、スヂノ數ハ半成ベシ、

〔今川大雙紙 下〕食物之式法の事

一まな箸の寸一尺に切るべし、手がけを四寸に切也、さきは八分也、一尺貳寸にも切る也、

〔今昔物語 二十八〕左京屬紀茂經鯛荒卷進大夫語第三十

今昔、左京ノ大夫□□ノ□□ト云フ舊君達有ケリ、○中略 而ルニ其ノ職ノ屬ニテ紀ノ茂經ト云フ者有ケル、○中略 今日包丁茂經仕ラムト云テ、魚箸削リ鞘ナル包丁ヲ取出シテ、打鋭テ遲シ遲シト云居タル程ニ、遣ツル童ハ糸疾ク木ノ枝ニ荒卷三卷ヲ結付テ、捧テ走テ持來タリ、

箸用法

〔毛吹草三〕山城　魚箸(マナバシ)

〔茶式湖月抄二篇下〕菜箸。長八寸五分中にて三分つよし、跡先角々にほそく、裏に角あり、

〔堀川後度狂歌集一春〕元日

今朝すわる雜煮の箸の横雲にはしをならして渡る小鳥　六起園糸浪

〔北山抄一正月〕同日〇元日宴會事

供御膳、〇中略天皇撤御箸、内弁端笏候氣色、群臣搢笏下箸、次供御飯、次賜群臣飯汁物、畢、重下御箸、舊例不必待臣下汁物、群臣食畢、供三節御酒、

〔江家次第二正月〕大臣家大饗

三獻〇中略次居汁物、汁膾魚盛別坏、雉燒有之、次箸下、先立七於外、次箸於内、〇中略立主人勸盃於非參議大辨、或七巡後云云、上殿五位執瓶子經西簀子敷着座、上辨以下離座取笏、拔箸不拔七、平伏、

〔江家次第二正月〕七日節會

自西階供膳、〇中略御箸下、臣下應之、〇中略供御飯、〇中略次御箸鳴、臣下應之、

〔禁秘御抄上〕一御膳事

昔正食之、近代只立箸許也、取佐波立箸、陪膳取其御箸、又立別御箸折出也、著御之時、二臺盤物陪膳自居之、不然之時ハ藏人居之、立箸後經本路還本所、

〔今昔物語十二〕多武峯增賀聖人語第卅三

今昔、多武ノ峯ニ增賀上人ト云フ人有ケリ、〇中略增賀自ラ黑ク穢レタル折櫃ヲ提ゲ持テ、彼ノ僧供引ク所ニ行テ此レヲ受ク、〇中略增賀受ケ得テ、房ニハ不持行ズシテ、諸ノ夫共ノ行ク道ニ、夫共ト並ビ居テ、木。ノ枝。ヲ折テ箸トシテ、我レモ食ヒ、傍ノ夫共ニモ令食レバ、人々此レヲ見テ、此レハ

只ニハ非ズ、物ニ狂フ也ケリト、轉ガリテ穢ガリケリ、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、(朱器初度)戊日也、○中略居飯、○註略尊者把笏目余、(○藤原賴長)余已下依次立匕箸、(先立匕於外方、後立箸於內方、)了一同食之、○中略次羞溫汁、○註略辨巳上座居了、資信朝臣拔箸、(不拔匕)把笏伺尊者氣色、尊者拔箸、(不拔匕)把笏目余、卽一同食之、

〔古今著聞集〕(十八飲食)中の院右大臣、鳥羽殿へ參られたりけるに、さけをなんす丶められけるに、御前にさかなもの有けり、右府のまへにもませくだ物すへられたりけり、其間に院御笛にて、胡飲酒をふかせおはしましたりけるに、右府柑子を箸にさして祓にして、ひさうの手をつくしてまはれたりける、いと興有てぞ侍ける、

〔源平盛衰記〕(二十六)行尊琴絃附靜信箸事
京極源大納言雅俊卿、亭ニテ講行ヒ給ケルニ、導師ハ如覺院ノ靜信法印ニゾオハシケル、諸僧座ニ著テ僧供行ハントシケレ共、導師アマリニ遲カリケレバ待侘テ、終ニ僧膳行ケル、中間ニ法印來リ給、遲參ヲ惡ミテ僧中ニ導師ノ箸ヲ取隱ス、法印著座シテ高坏ヲ見レバ箸ナシ、暫打案ジテ、法印懷ヨリ箸ヲ取出シテ物ヲ拾ヒ食ケリ、何ノ料ニ持給ケル箸ゾト、上下惡マヌ者ナシ、誠ニ優ナル用意ニハアラネドモ、遠慮賢クシテ角用意有ケルガ、智慧深シテ、時ニ臨テ化現シ給フカ、此人人ノ事ハサモ有ナン、

箸工人

〔人倫訓蒙圖彙〕(五)箸師　四條坊門にこれをつくる、上を數寄屋箸といふ、白木、杉、丸。箸、八。角。箸品々あり、又塗箸所々にあり、

箸屋

〔日本永代藏〕(三)煎じやう常とはかはる問藥
何とぞ只取事をと、氣を付心を碎中に、屋形々々に行て殿作り仕舞、大工屋根葺、おのがひとつれに二百三百人、○中略跡より番匠童に鉋屑木(かんなくづとつば)をかつがせけるに、可惜檜の木切々をちて捨るをか

箸直

まはず、〇中略其後は日ごとに暮を急ぎ、大工衆の歸りを見合、其道筋に有程拾ひけるに、五荷よりすくなき事なし、雨の降日は此木屑より箸を削て、須田町瀬戸物町の青物屋におろし賣、箸屋甚兵衛と鎌倉河岸にかくれなく、

〔江戸鹿子六〕白箸屋

日本橋北一丁目　新九郎

〔明和新增京羽二重大全三〕同〇禁裏御箸所

一條新町西江入町　箸屋喜右衛門

〔三省錄附四言〕水藩の檜山氏が慶安五辰年四月十五日より同廿二日まで、〇註略水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸より水戸江下りたりし時分の、賄料請取品直段書付、幷入用をしるしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、〇中略

一白はし　五拾膳　代四拾文

〔天保十三年物價書上下〕箸類引下ゲ直段取調書上

一白尺長箸　當五月引下ゲ直段卸拾膳入百文ニ付四把、小賣壹把ニ付錢廿八文之處、當時百文ニ付四把三分、小賣壹把ニ付同二十六文、

一杉尺長箸　當五月引下ゲ直段卸拾膳入百文ニ付六把、小賣壹把ニ付同廿文之處、當時百文ニ付六把半、小賣壹把ニ付同十八文、

一白箸　當五月引下ゲ直段卸拾膳入百文ニ付七把、小賣壹把ニ付錢十六文之處、當時百文ニ付七把半、小賣壹把ニ付同拾五文、

一杉箸　當五月引下直段卸數百膳ニ付八拾八文賣之處、當時百膳ニ付八拾貳文、

一同斷　當五月引下ゲ直段卸拾膳入百文ニ付拾三把、小賣壹把ニ付同拾文之處、當時百文ニ付拾四把、小賣壹把ニ付同九文、

一染杉箸　當五月引下ゲ直段卸拾膳入百文ニ付拾六把、小賣壹把ニ付錢七文之處、當時百文ニ付拾七把、小賣壹把ニ付同六文、

一下丸割箸　當五月引下直段卸九拾六膳束ニ而同七十六文之處、當時九拾六膳束ニ而同七拾貳文、

一割箸　當五月引下ゲ直段卸九拾六膳束ニ而壹把ニ付同五拾六文之處、當時九拾六膳束ニ而壹把ニ付同五拾貳文、〇中略

馬頭盤

右之通、此度錢相場御定有之候ニ付、箸類引下ゲ直段取調、此段申上候、右直段ゟ高直之賣方不仕、猶直安に仕入候分は、右直段に不拘、下直ニ賣々致し、木品爲劣不申、正路に渡世可致旨申聞置候間、此段奉申上候、已上、

右引下ゲ直段、銘々見世先江張出し置候樣申達仕度候、

寅八月廿六日

諸色之内箸類掛り牛込馬場下横町
名主小兵衛印

同所早稻田町
同 虎三郎印

〔江家次第 正月一〕供御藥

次供御銀匙、〈本方五分匕云云〉居馬頭盤、〈又居中盤〉〇中略

藥殿雜具〈金銅小器一口、同輪一脚、銀匙一枚、銀馬頭盤一枚、〉

〔江家次第 十七〕東宮御元服

皇太子御座前立朱漆四尺御臺盤一脚、〈無覆、有引物〉兼供朱漆馬頭盤、〈有銀箸匕等〉〇下略

〔侍中群要 三〕供御膳事

御大盤二脚、〈釆女二人、先昇立鬼間御格子外南北妻、〉北臺盤居馬頭盤、若兼不供者、召御膳宿仰馬頭盤可供之由、其詞云、〈馬頭盤末以禮〉〇下略

〔後水尾院當時年中行事 正月上〕朔日、〇中略釆女女官等、だいばん所の南の妻戸よりいりて、馬頭ばん金器等の物を、だいばんのうへにとり雙て、次第に供す、

〔厨事類記〕銀器〇中略

馬頭盤一枚 記云、長八寸八分、首尾弘三寸八分、中三寸五分、足高一寸七分、或記云、長八寸四分、弘端四寸四分、中三寸六分、四角有足、一說長八寸四分、〇中略

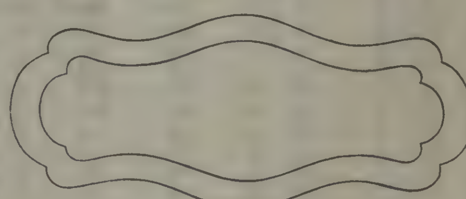
朝餉銀器〇中略

箸臺

馬頭盤　記云、長九寸三分、或記八寸四分、或長一尺二寸、弘四寸八分、○中略

銀器繪圖

馬頭盤足四付之



〔貞丈雜記七膳部〕一箸の臺と云は、み丶かはらけの事也、七五三などの膳、すべて式正の膳には、必みみかはらけに箸をおくなり、



箸の臺　耳かわらけ



箸の臺にはしを置たる形なり

〔延喜式 内匠 十七〕賀茂初齋院幷野宮裝束

銀箸臺二口、料銀小卌八兩、炭四斗、和炭一斛、油二合、鹽二升、長功八人、中功十人、短功十二人、

〔江家次第 二十〕執聟例 近代例

聟公來、○中略供餅銀盤三枚、木尻居、各盛小餅 加銀箸臺一雙、木箸一雙、件箸臺多作鶴形、

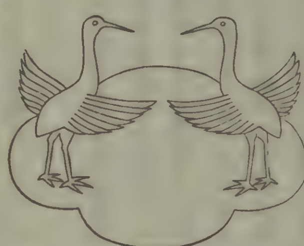
〔厨事類記〕銀器 ○中略

箸臺 記云、弘三寸二分、長四寸、

銀器繪圖

箸臺銀雙鶴

羽上案箸



箸臺



〔延喜式 齋院 六〕齋王定畢所請雜物

膳器 ○中略 銀箸臺二口

〔江家次第 正月 一〕供御藥

御厨子所供御臺二本、一御臺有御箸臺 土器木箸一雙、

〔江家次第 十七〕御元服

西机立居陶器箸臺

〔類聚雜要抄〕一保延二年十二月日、內大臣殿〈○藤原賴長〉廂大饗差圖、〈東三條殿○中略〉

箸臺〈口徑五寸、二方折立端、〉　已上深草土器用之

〔西宮記〕一天皇元服

寬仁不儲御箸幷臺等、仍忽依太政大臣仰、削御箸、以様器盤為箸臺也、

〔三中口傳〕二甲一貴賤饗應事

公卿ノ饗ハ高坏、例飯ヲフククラカニ盛テ神妙、菜居廻シテ、一本ニハ箸ノ臺可有之、〈○下略〉

〔空穗物語〕忠こそ たゞ君の御前にまいり給て、ちさきちやうぶにかくかきてをきたり、はしのだいに、

けふだにもあふとちらなんあやめ草なみだの河のふかきみぎはに、とあり、

〔兼盛集〕御はしのだいあるおしきのおもてに

君がへん萬代のかずかぞふればたゞかたはしの千とせなりけり

〔紫式部日記〕御いかは霜月のついたちの日、れいの人々のしたてゝのぼりつどひたり、〈○中略〉わか宮〈○後一條〉の御まかなひは、大納言のきみひんがしによりてまいりすへたり、ちいさき御だい、御さらども、御箸のだい、すはまなども、ひいなあそびのぐとみゆ、〈○又見榮花物語〉

〔今昔物語〕二十八三條中納言食水飯語第廿三

今昔、三條ノ中納言〈○藤原朝成〉ト云ケル人有ケリ、〈○中略〉中納言侍ヲ召セバ、侍一人出來タリ、中納言例食フ様ニシテ、水飯持來ト宣ヘバ、侍立ヌ、暫許有テ、御臺行□□ヲ持參テ、御前ニ居エツ、臺ニハ箸ノ臺許ヲ居エタリ、

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛卯　入道殿御賀〈○藤原忠實七十賀〉雜事〈○中略〉

一後宴日〈○中略〉　御賀御前物目錄〈右大將調之〉〈○中略〉

銀器一具〈○中略〉御箸一雙〈在臺、以金鶴州濱形、〉

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君〈○藤原賴長子師長〉元服事、〈年十二、○中略〉殿上人并懸盤六前、〈菓子干物生物窪坏物各二種、飯酢鹽箸臺等備之、〉座上置所、爲居理髮前物也、

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮〈○安德〉御五十日也、〈○中略〉所々居饗内殿上垸飯、〈○中略〉註 飯廿坏、〈盛様器臺盤三脚、縁居之、十具、十坏、其傍様器箸臺置箸、〉

〔安東郡專當沙汰文〕一專當郡入部之時口開饗營之、〈○中略〉又號箸臺錢五十文專當前計、箸臺ノ佐羅置之間、專當ガ得分也、

一巣頭饗ト名付、總御田内一段カ丁部、毎年ニ巡ニ廻テ、半宛二日ニ饗膳營之、〈○中略〉箸臺錢五十文在之、〈專當前計也、自餘無之、〉

一廻饗ト名付、丁部等皆寄合テ饗營之、〈○中略〉是ニハ箸臺錢無之、

箸壺

〔延喜式〕〈二十四主計〉凡諸國輸調、〈○中略〉陶器〈○中略〉一丁、〈○中略〉箸壺片盤八十四口、〈○中略〉

美濃國〈○中略〉調、〈○中略〉箸壺十四口、

〔延喜式〕〈三十六主殿〉供奉年料〈○中略〉

箸坩十五口

〔皇大神宮儀式帳〕職掌雜任卅三人

陶器作内人無位礒部主麻呂〈○中略〉

大宮、荒祭宮、瀧祭宮、瀧原宮、伊雜宮、并五所之料者、祭時之奈保良比供給料、〈○中略〉箸坩六十口、〈○中略〉

止由氣宮〈仁〉進上御食料、御酒缶六口、〈○中略〉供給料、〈○中略〉箸坩卅口、

箸箱

〔延喜式〕〈三十一宮内〉供奉神事諸司行列

采女八人〈中略〉一人執神八枚手箸宮、

〔西鶴織留 一〕古帳よりは十八人口
ひとつ釜の加賀米にはしらかし、汁鱠菜も同じやうに居りて、主下人のへだてなければ、朔日、二十八日に膾せぬ事もあらためず、精進日には香の物にて、朝夕お主のお影と箸箱をいたゞき、〇下略

箸筒

〔節用集大全 一器財〕筋筒(はしづゝ)
〔折たく柴の記 上〕父〇新井正濟の仰せしは、我父は〇中略つねに物めしけるに、箸筒の黒くぬりしに、かきつばたの蒔繪をゑたりしより、箸とりいでゝ物めして、めし終りぬれば、箸をおさめてかたはらにさしをき給ひしを、〇下略

箸紙

〔近世御膳調進圖〕御箸 一雙 次紙包之
〔料理通 四編〕普茶卓子略式心得
箸を牙筋といふ、箸紙に差て細き朱唐紙にてまき、福祿壽などの目出度文字をかく、
〔煎茶綺言 二下〕八仙卓讌式記
牙筋　象牙ノ箸ナリ　白紙ニテ包ミ、中ヲ朱紙ニテ卷ク、箸ノ先キヲ銀ニテ張リタルモノナリ、
〔假名世説 上〕風來山人、芳町及び南方にのみ遊びて、北里の事は不通なりしが、箸紙客の替名をゑるせば、文にはおのが本名をあらはしといへる語、山人の自讃なりき、
〔堀川後度狂歌集 一春〕元日
箸紙のかみよの春や元日に祝ふぞうにも杉のにほん紀　萬榮亭龜丸

箸雜載

〔日本書紀 五崇神〕十年九月壬子、〇中略爰倭迹迹姫命、仰見而悔之急居、〇急居此云二菟岐于一則箸撞陰而薨、乃葬於大市、故時人號其墓謂箸墓也、
〔朝野群載 七攝籙家〕御齋會加供解文

左大臣家奉送八省御齋會加供事

合 〇中略 箸

右奉送如件

大治二年正月□日　事業肥後掾中原盛尙

〔玉手繦 三〕皇國人の食事するに、禮儀正しき事は、万國に比類なく、其は何なる卑しき者どもゝ、親子夫婦兄弟を云ず、膳を別にし、栥箸といふと、自の箸とを別つこと、蕃夷人らが見る者ごとに感心する由なり、

〔野澤名物燒蛤 二〕箸を戴く侍 拜領の時服などは、妻女勿論下々の手にかけさせず、ゐぎたゝみをくなど自身仕り、朝夕の箸をいたゞき、〇下略

〔人倫訓蒙圖彙 七〕箸供養 かれがゑかけ針のくやうにひとしく、年中の箸の恩德を報せざれば、地獄に落るなりと、つと古風のときは、信仰したる者多かるべし、今ざれたる憂世にさへ、片邊土には、だまさるればこそ、根からたゆる事はなし、

〔倭名類聚抄 十四厨膳具〕匙 說文云、匕卑履反、和名賀比、所以取飯也、兼名苑云、匕一名匙、是支反、與枇同、又音提、見唐韻、

〔段注說文解字 八上〕匕、相與比敘也、比者密也、敘者次第也、以妣籀作妣、𠤬或作䄟、秕或作秕等、求之則比亦可作匕也、此製字之本義、今則取飯器之義行而本義廢矣、从反人、相與比敘之意也、卑履切、十五部、匕亦所㠯用比取飯、㠯者用也、用字衍、比當作匕、漢人曰匕黍稷、匕牲體、凡用匕曰匕也、匕即今之飯匙也、少牢饋食禮注所謂飯橾也、少牢饋食禮、廩人概甑甗匕與敦、注曰、匕所以匕黍稷者也、此亦當即飯匙、按禮經匕有二、匕飯匕黍稷之匕、蓋小、經不多見、其所以別出牲體之匕、十七篇中屢見、喪用桑爲之、祭用棘爲之、又有名疏、名挑之別、蓋大於飯匙、其形製略如飯匙、故亦名匕、鄭所云有淺斗狀如飯操者也、以之別出牲體謂之匕載、猶取黍稷謂之匕黍稷也、匕牲之匕、易詩亦皆作匕、大東傳、震卦王注皆云、匕所以載鼎實、是也、禮記雜記乃作枇、本亦作朼、鄭注特牲引之而曰朼、畢同材、曰朼載、蓋古[illegible]作匕、漢人或作朼、非當名作匕、匕載作朼、以此分別也、若士喪、士虞、特牲、有司篇匕載字皆作朼、乃是淺人寫改所爲、鄭注易亦云、匕牲體薦鬯、未嘗作朼、牲體也、注中容有木旁之朼、經中必無、劉昌宗分別非是、一名柶、木部曰、禮有柶、柶匕也、所以取飯、凡匕之屬皆从匕、[illegible]、匕也、方言

曰、匕謂ニ之匙一、蘇林注漢書曰、北方人名ㇾ匕曰ㇾ匙、元應曰ㇾ匕、或謂ニ之匙一、今江蘇所ㇾ謂椺匙湯匙也、亦謂ニ之調羹一、實則古人取ㇾ飯載ㇾ牲之具、其首蓋銳而薄、故左傳矢族曰ㇾ匕、昭廿六年傳是也、劍曰ニ匕首一、周禮桃氏注是也、亦作ㇾ鍉、元應曰、方言作ㇾ榅、从ㇾ匕是聲、是支切、十六部、地理志朱提縣讀如ニ此字一、

〔事物紀原八什物器用〕匙

方言曰、匕謂ニ之匙一、說文曰、匕所ニ以取一ㇾ飯、文王之贊ㇾ易、至ㇾ震曰不ㇾ喪ニ匕鬯一、大東之詩曰、有ニ捄棘匕一、注云、匕所ニ以載一ニ鼎實一、則匕三王之制也、

〔日本釋名下雜器〕匙(カヒ)　勺子(シヤクシ)を云、物をかきとる意、かき也、

〔倭訓栞前編六〕かひ　匙をよめるは飯匙の類也、貝の形に似たる也、古へ我邦にも、匕筯ともに用うと見ゆ、枕草紙に、はしかひのとりませてなりたるといへり、今節會の臺盤に、必ず匕筯を具ふ、或いはく、大禮に金銅の匕筯を用う、漢家の儀に准らふる成べし、新撰字鏡に鉽をよめる、此義にや、又鮡を藥のかひとよめり、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕椮音參　飯亟　椮　俗云於大以加比　飯匕　和名抄、匕和名賀比、　狹匕

俗云世加比

按、椮飯亟也、插ニ釜中一扱ニ取熟飯一也、柿核中有ニ小白肉一、形似ニ飯亟一、俗呼ㇾ飯曰ニ於太比一、加比者匕之和名、世俗相傳曰、有ニ閻歲制一

飯亟、則屋富也、未ㇾ知ニ其由來一、

飯匕音時、匙同、說文云、所ニ以取一ㇾ飯也、異國人食ㇾ飯皆以ㇾ匕、肉以ㇾ箸、日本飯肉共以ㇾ箸、

狹匕、卽片殺削ㇾ之用、刮ニ扱未ニ嘗者、似ㇾ匕而狹、世加比者狹匕之訓、中略、蓋此本朝之製也乎、

〔世俗淺深秘抄下〕菩提院入道關白〇藤原基房説々〇建暦二年中略

於ニ節會座一令ㇾ食ㇾ物事、中古以來無ㇾ之云々、然而至ニ五十年一之間ハ令ㇾ食、カキ或如ニ柑子一者剝ㇾ之食、又如ニ粉熟一ナル物ノ候ヲバ以ㇾ匕スクイテ、入ニ箸臺一テ以ㇾ箸突摧テ食ㇾ之候也云々、

〔延喜式十七內匠〕伊勢初齋院裝束

銀匕四枚、料銀廿四兩、信濃布四尺、炭五斗、和炭一石、單功八人、

賀茂初齋院幷野宮裝束

銀匕二柄、料銀小十八兩、和炭二斗、油一合、長功四人、中功六人、短功八人、

白銅匕八柄、料白銅大九十六兩、鐵一廷半、細布五尺、信濃布七尺、油四合、炭八斗、長功六十四人、中功七十二人、短功八十人、

〔厨事類記〕銀器〇中略

匙　記云、長八寸、或說大一支、弘二寸六分、柄長七寸五分、小一支、弘一寸五分、長二寸、或說長八寸四分、〇中略

朝餉銀器〇中略

匙　記云、大二寸七分、柄長□□少二寸三分、柄長□□或記長八寸、大少同前、

〔空穗物語あて宮〕治部卿のぬし、〇中略たちをぬききらめかして、かたはしよりをいはらひて、かうふりをえりへざまにし、うへのはかまをかへざまにきかたしにあしふたつをさしいれて、夏のうへのきぬに、冬の下がさねをきひきおひていゐがひをさくにとり、〇下略

〔伊勢物語上〕今はうちとけて、髪をかしらにまきあげて、おもながやかなる女の、手づからいひがひとりて、けこのうつはものに、もりけるを見て、心うがりて、いかずなりにけり、

〔今昔物語二十八〕三條中納言食水飯語第廿三

今昔、三條ノ中納言〇朝成藤原ト云ケル人有ケリ、〇中略中納言侍ヲ召セバ、侍一人出來タリ、中納言例食フ樣ニシテ、水飯持來ト宣ヘバ、侍立ヌ、〇中略一人大キナル銀ノ提ニ大キナル銀ノ匙ヲ立テ重氣ニ持テ前ニ居タリ、然レバ中納言鋺ヲ取テ侍ニ給テ、此レニ盛レト宣ヘバ、侍匙ニ飯ヲ救ツヽ高ヤカニ盛上テ、傍ニ水ヲ少シ入レテ奉タレバ、〇下略

杓子

〔鶉衣前篇上〕擂鉢傳

その比せつかひといひしおのこは、檜のきの木目細かに、その姿やさしきから、昔は御所にうぐひすの名にも呼れしが、○下略

〔書言字考節用集七器財〕杓子（シヤクシ）

〔運歩色葉集賀〕貝杓子（カイシヤクシ）

〔本朝食鑑十介〕帆立蛤（訓如字、或稱伊多耳加比、）

海人采殼賣難波之市、市工磨琢夾竹柄而造成大食匙、以貨四方、是酌味噌汁醤汁之匕杓也、○中略發明、帆立蛤殼解諸毒、故造成大匕杓以酌諸汁羹、而解禽魚蔬菜之毒、是本朝古來何人之所爲乎、其博識仁術不恥於農黄矣、

〔倭訓栞中編二十三保〕ほたてがひ　帆立貝の義、海扇也といへり、車渠の一名も海扇といふ、相似て別物なり、今俗多く杓子に用ひたり、よて杓子貝ともいへり、諸毒を解すといふ、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕杓子（用字音）

按、杓子倭之製、以扱飯及臛汁、形似人掌、而用橅木作之、勢州多鬼郡藤小屋村始作之、相傳、惟喬親王令旨曰、東限江州、西限播州、杓子木免伐取之書、于今有、（有神祠、以爲什物、）蓋惟喬雖一宮、不能即皇位、閑居江州、何爲有免許令旨乎、（與弟惟仁親王有爭位之事虚説也）今江州多賀里多作之、

髹杓子、小而宜盛飯於盌、（俗云擂手）今皆漆髹、

凡民家饗應、挿食進人、曰今一匕焉、當初用匕、近世異名狀也乎、

貝杓子以車渠貝、竹爲柄、扱臛汁佳、今則惡野卑而不用、多用銅杓子、

〔鶉衣前篇上〕長短解

擂粉木は兩手に握るを程とし、杓子、さい槌はかた手にたれり、下ざまの物ながら、天理のまゝな

るぞたうとけれ、

〔用捨箱上〕鍋取杓子之古製

鍋取公家といふは、いやしめていふにはあらず、老懸をかけたるをいへるなり、老懸を俗に鍋取又釜取ともいふ、さて今厨にて鍋取をもちふる家、たま〳〵はあれども、革鞋足半の形に作れり、〇中略此畫〇百鬼夜行畫の杓子の柄いたく曲れり、案るに昔はみなかくの如くなりし故に、杓子定規の諺はあるなるべし、此古製百餘年前までは、江州多賀社より守りに出す杓子のみに、殘りありしとをぼしく、尤の草紙原板寛永十一年刻まがれる物の品々の段、大工のかねや藏のかぎ、檜物屋の仕事、なべのつる、おたがしやくし、と並べ出せり、又俳諧にも、

玉海集貞室撰明暦二年印本

ゆがみなりにも壽命ながかれ

手づよさはお多賀杓子の荒けづり

など見えたり、蝌蚪をおたが杓子といふも、お玉じやくしといふは誤水中にて尾のうね〳〵とうごめくさま、柄の曲りたる杓子に似たる故の名なる事必せり、今のお多賀杓子は、常の杓子にかはらねば蝌蚪にも似ず、柄は定規ともなるべく、眞直にて古製を失ひたり、

〔茶道筌蹄五〕杓子

黑塗は黑の食次に用ひ、朱は朱の食次に用ゆ、黑の手付には形長きを用ゆ、金は朱の手付食次に添ふ、尤火色なり、

〔精進魚類物語〕かゝる所に、杓子の荒太郎、本より山そだちの男にて、心も甲にはやり物なりけるが、たゞ一人かけ入て、ひたとくむで御器の中へどうとおとす、〇下略

〔玉露叢十三〕一同年十六年〇寛永ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門

及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一銀。御。杓。子。　一　　井伊掃部頭直孝

〔好色二代男　一〕花の色變へて江戸紫

在郷より逢ひに寄られたる人、春に酢徳利鹽朽ちたる目黒、二十五日様のお筆、表具の仕替へ、塗。杓。子。を取交せ、〇下略

〔好色五人女　一〕くけ帯よりあらはるゝ文

下女は又それ〳〵に金。じ。や。く。し。片手に、目黒のせんば煮を盛時、〇下略

〔本朝二十不孝　四〕善惡の二ッ車

今一人の乞食も老足なれば、駕籠に乘せ、東路に下りぬ、殘るものとて、滅形合器、貝杓子、古筵の朝露夕部に風の身を責め、〇下略

〔新編相模國風土記稿　二十七足柄下〕箱根宿〇中略　以前ハ今ノ蘆川町ノ邊ニ、民家纔ニアリテ、山。杓。子。ヲ細工シ、箱根權現ノ坊中ヘ鬻ギテ活計トナセリ、故ニ當時ハ杓子町トイヘリト、此杓子ヲ、坊中ヨリ檀家ヘノ配札ニ添テ贈リシト云、

〔寶藏　四〕杓子

身を捨てあまねく物をすくふが爲に、釈子と字せり、此故にもろ〳〵のぼさつも、これにまたがへり、こゝにえせ者有て、取て定規として、其難をまうく、まかじ御意に入まいらせて、その果報にあづからんには、猶その風情なまめく人の小手招にこそ、

月はいも招く手もとは杓子かな

御多賀土産勿レ鄙　老若男女長命址　數奇者雖レ不レ誣レ飡　祝言振舞今一ヒ

〔和漢文操　五〕杓子頌　　伊東恕

串

世は衣食住の三の中に、食を天として第一となせるは、釋迦孔子の八千餘卷も、毛嬙西施が三十二相も、喰はねば面白からぬ故也、〇中略さらや五器、皿のうつは物さへ、萬葉、古風には、椎の葉にもるとよみ置しを、東山殿の物數寄より、赤繪錦手の風流にわたる、それが中にも此杓子は、神代に三杵の姿を失はず、蒔繪のさたに及ばぬもたふとし、そののち信長の信玄のと、鑓長刀の骨をおりて、我朝の王道をおさめむとせしに、今は是をもて彼をまねげば、百万の敵をもいやがらせ、遊行はあらめの一杓子に、八十万人をすぐひ給ふとよ、ゑかれば佛法といひ、王法といひ、三種の神器は雲井の沙汰にして、是は万民の重寶といふべし、

註曰、〇中略按ズルニ、童謠ニ杓子ニテ人ヲ招ゲバ、必ズ死スルトテ忌ム事ナリ、何故ニヤ知ラズ、

〔鶉衣拾遺上〕杓子銘或人杓子を床の飾物にずきして、此銘をもとむ、

爰に千早振お多賀杓子ありて、用ひざれば鼠と遊びて、味噌桶の陰にかくれ、用ひられては、虎の勢ありて、床のうへにものぼらんとす、さるを杵も摺小木も同じ幸を眞似んと思へる、これを世のたとへにして、杓子定規とはいふなりけり、

〔三省錄附四言〕水藩の檜山氏が慶安五辰年四月十五日ゟ同廿二日まで、〇中略註水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸ゟ水戸江下りたりし時分の、賄料請取品直段書付、幷入用をゑるしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事、おどろく計也、〇中略

一玉ゑやくし　三本　壹本ニ付代八文ヅヽ

一貝ゑやくし　五本　壹本ニ付代四文ヅヽ

〔倭名類聚抄十四廚膳具〕弗銖　唐韻云、弗初限反、與剗同、和名夜以久之、炙宍弗也、銖音東弗銖炙具也、

〔箋注倭名類聚抄六廚膳具〕按、夜伊久之、燒串之義、久之剌肉之名、與櫛以插髮有久之之名同、〇中略下總本串皆作弗、廣本同、伊呂波字類抄也部亦作弗、按、廣韻弗、炙肉弗、初限切、串、穿也、習也、古患切、二

字音義不同、此作弗為是、然皇國古人、串字訓久之、古事記痛矢串、萬葉集五十串、大神宮儀式帳太玉串、皆是、蓋依穿也之訓、源君既慣用串字、為久之、又見唐韻訓弗為炙宍弗、謂弗串同字、遂引廣韻、改作串也、下總本廣本作弗、恐係後人校改、伊呂波字類抄亦蓋知串之不可訓炙宍串、改之、非源君之舊也、又按、串弗二字、皆說文所無、而毛詩皇矣云、串夷載路、傳云、串、習也、爾雅釋詁同、蓋串俗毋字、詩傳訓串為習者、借毋為慣也、慣習也、見說文、說文又云、毋、穿物持之也、故廣韻云、串穿也、弗蓋俗籤字、後世所作象形也、或諧聲作籛、說苑雜言篇、智伯厨人亡炙籛而知之、韓魏反而不知、是也、與廣韻訓竹緣籛字自別、

〔倭名類聚抄 十四 厨膳具〕籤　唐韻云、籤（昨先反、與前同、和名太介乃久之、）細削竹也、

〔箋注倭名類聚抄 六 厨膳具〕廣韻一先云、箈、說文蔽絮簀也、昨先切、籤上同、與此音同義異、廣韻二十四鹽云、籤、說文驗也、一曰、銳也、貫也、七廉切、訓銳訓貫、與細削竹其義相近、而音則不同、恐源君混籤籛為一字也、籤俗籤字、下總本作籤、福井本伊勢本作籛、

〔伊呂波字類抄 伊 雜物〕中䇿（イタシ 炙具也）　〔同 久 雜物〕串（クシ）　〔同 也 雜物〕弗（ヤイクシ 厨膳具）　䇿（同 兩字一句歟）

〔和漢三才圖會 三十一 庖厨具〕弗（くし 音產）　弗　和名夜以久之　笄（音嚼）　籤（音前、和名太介乃久之、）

按、弗炙肉器也、韓昌黎詩云、如以肉貫弗、（與串不同、串音慣、穿也、貫也、）弗俗云、鐵弓之屬也、

〔四條流庖丁書〕一ヤキ串ノ事、大ヤキグシト云時ハ長一尺二寸、小ヤキ串ト云時ハ一尺可成、大燒串ノ時ハ、節ヨリ上七寸、節ヨリ下五寸、合一尺二寸ト可心得也、小ヤキグシノ時ハ、節ヨリ上六寸、節ヨリ下四寸、合一尺ト可心得也、何モ節ヨリ上ヲバ、竹ノコウヨクケヅリ、節ヨリ下ヲバ、コウヲ殘也、竹ノ腹ノ方ヲシノギニ可立、尚口傳有之、

〔今川大雙紙 下〕食物之式法の事

一燒串の寸の事、節より上をば六寸、下をば五寸にする也、總じて一尺一寸也、けづる刀のかず十

一刀なり、さきを丸くひらくすべし、竹の皮を付る事ひけふ也、

一鳥の燒串はかはるべし、さきをけんさきにすべし、本よりけづるもの也、〇中略

一うをの燒串けづる事、上三寸下四寸、これは一流也、たぶんは上七寸下五寸也、

〔好色二代男五〕彼岸參りの女不思議

二王門を出る時、四十三四と見えし女房、地無しの古著物に、金入りの帶して、仲間らしき者につぎつぎの袋持たせて行くに、袖乞數多著きける、袋の口明けて、田樂串を一把づゝやつて通る、貰ひながら、竈は無しと笑ふ、

〔近世畸人傳四〕堅田祐庵

ある人豆腐の串に貫たるを俗に田樂といふ食せしむるに、此串の竹は遠く來れるもの也といふ、主もせらず、厨下にとひしに、浪花より物を荷來る竹をもて削たりといひしなどは、奇といふも餘あり、

〔尤之雙紙下〕さす物のしなゞゝ

竹のくしには、でんがくをさす、

古事類苑

器用部三

飲食具三

机名稱

〔倭名類聚抄 十六 木器〕机（附牙脚）　唐韻云、机（音與几同、和名都久惠）案屬也、史記云、持案進食、（案音與机同）按唐式云、行床牙脚、（今案、行床者食床屬也、牙脚者今所謂牙象脚也、）

〔箋注倭名類聚抄 四 木器〕按説文云、几踞几也、象形、徐鍇曰、人所凭坐也、○中略 説文又云、案几屬、徐鍇曰、案所凭也、周禮掌次職云、張氈案、是案亦所以凴倚之器、故唐韻訓几爲案屬、又有以案爲食案者、考工記玉人之事、案十有二寸、棗栗十有二列、注、棗栗實於器、乃加於案、後漢書梁鴻傳、擧案齊眉、及史記持案進食、皆是食案別是一義、源君以唐韻案屬讀爲食案之屬、遂引机爲都久惠者誤、然古事記、日本書紀、萬葉集以下古書、皆以机爲食案、其誤不防源君也、

〔倭訓栞 前編 十六 都部〕つくゑ　机案をいふ、坏居（ツキスヱ）の義きす反く也、今専らに文机を稱せり、されど飲食の具を本とす、日本紀にも百机飲食を、もゝとりのつくゑものとよめり、古事記に、百取机代物に作る、儀式帳に、机代二百十前と見ゆ、式に切案、高案、大案など見えたり、源氏に、みそのつくゑ、おきものつくゑ、建武年中に、白木のつくゑなどいへり、

机製作

〔大饗雜事〕一机（天祿二記、大臣赤木、自餘黑柹、辨少納言黑柹、外記史木佐木榻足、○中略）

公卿料（永承記云、皆用漆器、承平記大臣以下牙像脚、外記史榻脚、）

赤木（在金銅菱釘、脚別廿（高一方四、長一方六）承平六記、象木已上用黑柹牙象机、寶藏、）

机種類

長二尺六寸　弘一尺四寸四分　面白生絹　中倍用美紙(○註略)

辨少納言料(承平六記、辨少納言用支佐木、無簀薦、以上用榛器云々、)

黑柿(在金銅菱釘一脚別十二甘一方三長一方四)

寸法同　面同(或黃絹、其時、上官机押紙歟、)　中倍同

已上打金銅金物(長方六短方四)

上官料(承平六記、史外記用支佐木榻足云々、康和記、外記史榻足朴木机、面押白絹、延久記、面黃絹、倚子足、永保三記、倚子足、)

朴(康平記云、倚子足、年々記注榻足、而工等先例稱作倚子足之由候、大殿御氣色之處仰云、令作倚子足者、)

寸法同　面黃絹(或押紙)　中倍同　無金物

〔三中口傳二乙〕一懸盤以下莊嚴綵色等事

懸盤机各其體事(○中略)

机者面弘一尺餘、長二尺餘歟、其左右ノ端ニ置縁(其體如常文机)、如圍碁局足四角立之、(高九寸許歟)大饗時納言赤木机、大辨等黑柿也、各面押白生絹、上官朴木机面押黃生絹也、

〔大塚嘉樹隨筆六〕赤木机

今本宮ノ饗ノ度、大膳職ヨリ調進スル所ノ赤木机ハ檜木ニテ造リ、蘇芳ヲ以テ塗ルナリ、(蘇芳木闕如ノ故ナリ)面ニハ小葵ノ裂ヲ押ス、(或ハ生ノ平絹ナルモアリ)然シテ其ノ常ノ文机ノ如シト云フモノニ合ヘリ、(三中口傳ノ)本文ニ又云、如圍碁局足四角立之ト云ヘルハ、別ノ製作ニヤ、(今ノ世、其モノ、ハ見ルコトナシ、)如難考、

寛政六年七月註之　嘉樹

〔西宮記正月上〕給蘇甘栗事

同記(○吏部王記)天慶八年正月五日、詣右相府(○藤原實賴)饗所、寢殿西放出設客座尊者座、以赤木机四前、叅議已上以黑柿机三前、(對座)辨少納言濱椿二前、西對東廂榻外設史座、机用榻足云々、(○中略)刑部卿源

清遠朝臣就二一世座一、以二支佐木机一羞レ饌、主公勸坏云々、

〔今昔物語 二十六〕觀硯聖人在俗時値二盗人一語第十八

今昔、兒共摩行シ觀硯聖人ト云者有キ、其ガ若クシテ在俗也ケル時、〇中略關山ノ邊ニシテ盗人ニ合ヌ、〇中略觀硯殺ンズルニ非ザリケリ、此ハ何ニ爲事ゾト思廻スニ更ニ不二心得一、見バ庵ノ前ニ郎等共居並テ、俎五六許並テ、樣々ノ魚鳥ヲ造リ極ク經營ス、此主人ノ男早ク食物奉ラセヨト行ヘバ、郎等共手毎ニ取テ、目ノ上ニ捧ツヽ持來ヲ、主人寄テ取居ウ、黑柿ノ机ノ清氣ナル二ツヲ立タリ、

〔小右記〕治安元年七月廿五日戊戌、今日任大臣(太政大臣公季、左大臣賴通、關白、右大臣(藤原實資)、內大臣敎通、大納言賴宗、能信、)大饗於二小野宮一行レ之、〇中略尊者赤木机各二脚、簀薦二枚、自餘簀薦机面白絹、主人机一脚不レ敷二簀薦一、弁少納言黑柿机不レ敷二簀薦一、古昔例尊者只用二赤木机一、以次上達部黑柿、弁少納言支佐木也、〇中略納言已下前赤木机(机面白絹)一脚、簀薦、尊者及已下兼立、机弁備、但不レ居レ飯、有レ儀先所レ立也、如二左相一、蓋是正曆例也、弁少納言座在二西庇一、南上東面、兩端錦疊、黑柿机(机面黃絹)不レ敷二簀薦一、机面等絹色依二正曆例一、天慶例弁少納言已上、尊者机面皆白絹、外記史机面黃絹云々、後案猶可レ依二天曆例一、正曆例不レ穩歟、計宜所レ行歟、外記史座西對南庇、東上對(南北相對)、緣端疊、朴木榻足机、机面押レ紙、(天慶例机面赤絹、可レ依二此例一、〇下略)

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛卯、入道殿御賀、(實〇藤原忠實七十賀)雜事、〇中略

一御前物　沈地螺鈿机六前(二重織物松立、五重打敷)　銀器　盛二珠玉香藥一(在二御酒盞、御汁物、沈折敷二枚、御銚子、〇中略)

一後宴日〇中略　御賀御前物目錄(右大將調レ之、但於二玉者一予(藤原賴長)送レ之令レ調、)

沈螺鈿机六脚(金總塗物、平折四角打、)　金物(塗物、平折角足角入レ筋、塗物、足有二伏輪一、塗物玉總角、左、銀笠、瑠璃、以レ塗二文松枝一、右瑠璃心葉、立二四角一懸レ之、二重織物面、)

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於二東三條一再行二大饗一、(朱器初度)戊日也、廿七日癸亥、撤二尊者已下辨已上膳一、〇中略

机用法

饗膳（前一日辨備之、○中略）侍從座前、立濱椿机六前（行一）居饗（不勸盃、不著汁、仍無役送人、）諸大夫座前、立同机六前（行一）居饗（不勸盃、不著汁、仍無役送人、）尊者陪從座前、立黑柿机十前（行一）居饗、

〔大饗次第〕嘉禎二年六月九日（○中略）

立主人机居肴物

地下四位各一人舁赤木机一脚（面押白絹）自簀子進、東（四位在後）入第四間、立主人座乾方、（艮坤妻無簀鳳）

〔新儀式（四臨時）〕天皇加元服事

當日早朝、所司設御座於紫宸殿御帳之內南、（○中略）又南廂之西第三間設酒饌等、（設白木八足机三前、就中二前居御酒具、一前居八足小机、二前居御酒肴類、唐禮設餔䭃、今代以乾鯛鯛醬、並用陶器、其上覆以白細布、小机敷布、）

〔執政所抄（上二月）〕十三日、故攝政入道殿御忌日事、（宇治○中略）

六僧前一前　四種物、深草、六寸盤、（○中略）

已上下家司所課、方尺切机、敷布二尺備之、

〔日本書紀（一神代）〕一書曰、（○中略）月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山、則毛麁毛柔亦自口出、夫品物悉備、貯之百机（モヽトリノツクヘ）而饗之、

〔古事記（上）〕爾海神自出見云、此人者天津日高之御子虛空津日高矣、卽於內率入而、美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上而具百取机代物（モヽトリノツクヘシロモノ）爲御饗、

〔日本書紀（二神代）〕一書曰、（○中略）皇孫（○瓊々杵尊）因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以爲妻、於是大山祇神乃使二女（○磐長姬、木花開耶姬、）持百机（モヽトリノツクヘモノ）飮食奉進、

〔古事記（下雄略）〕於是赤猪子以爲望命之間、已經多年、姿體瘦萎、更無所恃、然非顯待情、不忍於悒而令持百取之机代物（モヽトリノツクヘシロノモノ）、參出貢獻、

〔萬葉集（十六）〕能登國歌三首

食單

所聞多禰乃、机之島能、小螺乎、伊拾持來而、石以、都追伎破夫利、早川爾、洗濯、辛鹽爾、古胡登毛美、高杯爾盛、机爾立而、母爾奉都也、目豆兒乃負、父爾獻都也、身女兒乃負、

〔空穗物語梅の花笠〕さてうちよりいとゝものまいる、〇中略やつくゑいといかめしうはあらぬ、からのなまものなどして、よきうないどもかぎりなくさうぞかせてまいらす、

〔空穗物語吹上之上〕ろくろしどもいで、ごきどもおなじものしてひく、つくゑたてゝ、ものくふ、わんするて、さけのみなどす、

〔長秋記〕元永二年五月三十日、三夜御養產也、〇中略南庭立粥案、（當階東間附南頭）廳官一人、（衣冠）案下案上桶一口、入粥立杓、

〔倭名類聚抄十四廚膳具〕食單　唐式云、鐵鍋食單各一、（漢語抄云、食單、須古毛、）

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、〇中略一丁食薦七枚、（長六尺、廣二尺五寸、）

〔延喜式三十八掃部〕雜給料〇中略

編食薦一枚、（長六尺、廣三尺、）料擇藺一尺五寸、生絲五銖、長功一人、中功一人半、短功一人大半、

稗蔣食薦一枚、（長六尺、廣三尺、）料稗蔣二尺、麻十三兩、長功半人、中功大半人、短功一人、

〔雅亮裝束抄一〕だいきやうのこと

つくゑをたてゝきやうをばすふるなり、其つくゑのうへに、すごもといひて、みすのやうにあみて、しろきすゞしのきぬのうらつけて、まはりにしろきへりさしたるが、つくゑのひろさなるを、つくゑごとのうへにしくなり、

〔大饗雜事〕一簀薦事

裏ハ白生絹、其下ニ敷油單候也、鯖口折トハ、繪樣獻之、裏ハ閉付候也、

油單

一簀薦

如簾編竹、裏ニ著白生絹、○中略

一簀薦之、保安三、尊者前簀薦二枚、二疊敷、尊者前、永久尊者陪膳取簀薦三枚敷、五位四人舁机二脚立、大中納言參木陪膳、五位各取簀薦數枚敷之、又五位等舁机立之、宰相座手長二人、依二行也、

裏白絹　無中倍紙　弘長如机寸法　左右赤糸各二雙　中五筋、白糸立樣編之、　公卿柱下許敷之、辨少納言上官等机下不敷之、

〔類聚雜要抄〕一母屋大饗

永久四年正月廿三日、內大臣殿忠通藤原母屋大饗、寢殿指圖、東三條殿、○中略

机下ニハ簀薦敷之　簀薦ト云ハ、竹ヲ御簾ノ樣ニ編テ、白生平絹付裏也、弘長机定也、

〔倭名類聚抄〕十四厨膳具油單　唐式云、鴻臚蕃客等器皿油單及雜物並令少府監支造、

〔雅亮裝束抄〕一ないらんのいゑに、もやのだいきやうを、すきのだい饗となづけてせらるゝ事あり、○中略大ばんのばちあしのしたにわたりて、くにのきぬをゆたんにしたるをつけて、大ばんごとのあしのしたにしきまはしたり、うしとらのすみよりはじめてしくなり、このゆたんのすみをば、すびつのすみのやうに、すぢかへてさばぐちにをるなり、それはかうけのいゑにする事なり、人のする事なれども、おりやうならひたるにあしからず、

〔大饗雜事〕一油單

面生うす〲と青歟、裏は練候也、雨皮體也、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、朱器初度戊日也、○中略平旦、散位高階泰兼朝臣正四位下、衣冠、青鈍奴袴、來、折油單、四角、有結口、具見饗饌儀、辰剋許折了退出、泰兼、年來有所勞、籠居、而依禪閤（藤原忠實）仰、扶病參入、仍大饗之間不參、唯爲折油單所參也、

廿七日癸亥、撤尊者已下辨已上膳、○中略　饗膳前一日辨備之　尊者兩座前左大臣雖不來備饌　各立朱漆三尺臺

臺盤名稱

盤二脚、〇中略 註 前別臺盤下、廻敷油單。。。絹、二脚副一舖、四角折舖口、〇中略 納言參議座前、立朱漆四尺臺盤十一脚、二行別六脚 其下敷油單、以一舖覆二十二脚下、四角折舖口之上、六油單、上客料理所獻之、〇中略 非參議大辨座前、立朱漆四尺臺盤一脚、〇無油單下略

〔倭名類聚抄十六漆器〕大盤　唐式云、大盤、本朝式云、朱漆臺盤、黑漆臺盤、

〔書言字考節用集七器財〕臺盤(ダイバン) 載食椀之臺、支那所謂大盤也、

〔東雅十一器用〕大槃タイハン　倭名抄に、唐式の大槃は、本朝式にいふ朱漆臺槃、黑漆臺槃也と註せり、卽今の臺盤是也、大山津見神、其二女して、百取机代之物を持しめて、皇孫の尊に參らせしと見えし机といふもの、此物の始とぞ見えたる、南北史等に、我國の人、食に盤爼なしと見えしは、いかに傳へ謬りたりけん、覺束なき事なり、

〔倭訓栞中編十三多〕だいばん　臺盤は今寺院に用る飯臺の如し、小臺盤あり、長臺盤あり、ひらの御盤は丸盆の如き物也、薩州に飯をいへり、和名抄に、唐式の大槃を併注せり、

臺盤製作

〔延喜式十七內匠〕朱漆器

臺盤一面、長八尺、廣三尺三寸三分、料漆一斗一升二合、朱沙一斤四兩、帛四尺、綿三斤十二兩、貲布二丈、調布六尺、掃墨二升、油二合、小麥一升、青砥、伊豫砥、其數隨用、下條不顯數者亦准此、炭一石、長功卅八人、中功卅四人、短功五十人、

臺盤一面、長四尺、廣三尺二寸五分、料漆五升六合、朱沙十兩、帛二尺、綿二斤、貲布一丈、調布三尺、掃墨一升、油一合、小麥五合、青砥、伊豫砥、炭五斗、長功十九人、中功廿二人、短功廿五人、

八尺臺盤臺一脚、長七尺六寸、廣二尺五寸七分、高一尺五寸五分、料漆五升、絹一尺五寸、布二尺、綿一斤十兩、掃墨一升、油二合、細布五尺、料黏伊豫砥、青砥各小半顆、炭五斗、單功廿五人、

四尺臺盤臺一脚、長三尺二寸、廣二尺三寸、高一尺五寸五分、料漆二升五合、絹布各一尺、綿十三兩、掃墨五合、油一合、細布三尺、料黏伊豫砥、青砥各小半顆、炭二斗五升、單功十三人、〇中略

臺盤種類

賀茂初齋院幷野宮裝束

朱漆臺盤三面、各三尺、加臺、料漆九升、朱砂卅兩、掃墨三升、油五合、燒土五升、綿三屯、絹七尺、細布一丈二尺、信濃布一丈二尺、調布一丈五尺、伊豫砥一顆、青砥二枚、阿膠十兩、炭一斛、單功廿五人、

〔玉海〕治承三年十一月廿八日壬午、今日造始隨身所大盤云々、依吉日也、細工所作之也、

〔山科家留記〕文政元年大嘗會御下行一件武邊往復紙面寫留

此度大嘗會本文御屏風御下行帳之內、臺盤四脚新造三拾石貳斗四升有之候處、天明度ニ者臺盤新造修復貳拾石と有之候、右者何故不殘新造相成候哉、且新造一脚ニ付、御下行米何程と申極り有之候哉、承知仕度奉存候、〇下略

〔延喜式齋院六〕齋王定畢所請雜物

膳器　三尺朱漆臺盤三前加臺

〔延喜式內膳三十九〕供御料雜器

朱漆臺盤四面二面尋常料 二面節會料　黑漆臺盤二面潔齋料

〔西宮記正月上〕臣家大饗

藤氏一大臣大饗、用朱器臺盤、

〔江家次第正月一〕元日宴會

御帳內御座南立朱御臺盤一脚、〇中略其上雙立朱御臺盤二脚、〇中略設侍從諸大夫床子幷黑漆臺盤、各立二行、辨備饗饌、

〔江家次第正月二〕七日節會裝束

其前立朱臺盤五脚、辨備饗饌、近例立四尺四脚八尺一脚、西第一臺盤、大臣並親王料、第二三四納言料、八尺參議料、

〔河海抄 十八 宿木〕天曆四年閏五月五日、此日自中宮給産餉、〇中略有男女房饗、各用朱臺盤、

〔長秋記〕元永二年十月廿一日、巳剋着束帶、行向二位經營所、(上皇御所大炊殿、公實女嫁源有仁、〇中略、)實行(〇藤原)通季等卿、顯隆朝臣所々令立調度、〇中略車宿西妻立黑漆臺盤一脚、爲隨身所、(不懸垂布、是暫居所也、)同東妻爲雜色所、立黑漆臺盤、懸紺垂布、(須懸白布也、而依可爲隨身所懸紺也、今度許可爲雜色所也云々、)

〔殿曆〕康和三年十月二日、今日院御賀定云々、(〇白河五十賀、中略、)定文云、院御賀事、　一御膳(御臺盤二脚、蒔繪、銀器、)

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮(〇安德)御五十日也、〇中略所々居饗、内殿上垸飯、〇註略飯廿坏、盛様器〇〇〇〇臺盤三脚(繪居之、奥十坏、口十坏、)

〔名目抄 雜物〕小臺盤(ダイハン)(兩面杷、切臺盤、長臺盤、)

〔江家次第 一 正月〕供御藥

後取飮畢、以坏出、於殿上置於小臺盤下、或置於侍臣臺盤上、〇下略

〔江家次第 五 二月〕列見 二月十一日

弁少納言着(四上北面、非參議大辨絕席小臺盤、)

〔禁秘御抄 上〕朝夕御膳事

殿上臺盤侍臣以下行之、上古公卿着小臺盤、(用土器)近代不然、匡房記云、其頭猶希有事也云々、

〔台記別記〕久安三年十二月十二日壬寅、今日天子(〇近衞)始讀御注孝經、〇中略攝政(〇藤原忠通)來、自上戶著圓座、(當小大盤、)愛子(〇藤原賴長)退著長大盤上頭、(依父子禮也、)攝政示可著小大盤之由、予辭不著、宗輔伊通參議清隆卿著此饗、

〔明月記〕正治二年正月十七日、着束帶參大内、〇中略日入以後、皇后宮權大夫參入、直着幄座(南座、北面、)各進出幄邊、右衞門督入自北着北座、(南面)立臺盤二脚、上卿前小臺盤也、宰相弁少納言前長臺盤、(各有饗)

〔禁秘御抄 上〕殿上

臺盤用法

臺盤三脚〈切臺盤大臣〉

〔類聚名物考調度十三〕切臺盤　きりだいはん
長きをば、長臺盤とも云ひ、小きをば、小臺盤とも云ふが如く、これは長きを中より二ッに切たるさまなればいふ、切妻戸きりめどうなどいへる類ひなり、これは壹人前の物載るばんなり、

〔日中行事〕頭人〈〇藏頭〉切臺盤につきたれば、つぎ〳〵の人下の戸に出、せいえきして頭のきそくにまたがひて、次第におくはしにつく、

〔禁腋秘抄〕清涼殿
後ノ方ハ、切臺盤ツキ八尺二脚也、

〔類聚雜要抄二調度〕立調度例事
永久三年七月廿一日戊子、關白右大臣殿〈〇藤原忠實〉移御東三條、母屋庇御簾、〈〇中略〉雜事等、如以前古指圖也、〈〇中略〉
撥足脚臺盤二脚、但足脚別四本二所ニ付之、

〔内裏式上〕八日〈〇正月〉賜女王祿式〈十一月同〉
立臺盤、置銀筋匙、〈但饌各用私物〇下略〉

〔儀式七〕正月七日儀
勅使及客徒就承歡堂、〈勅使對大使、客徒東面北上、其勅使大使者、熊羆皮上施床子并臺盤、毯上施酒器、〉

〔延喜式六齋院〕人給料
臺盤七基、〈八尺一基、四尺六基、〉

〔新儀式四臨時〕天皇奉賀上皇御算事
獻物之間供上皇御膳、辨備御臺盤二基、安置御前也、

〔禁秘御抄上〕朝夕御膳事

殿上臺盤侍臣以下行之、上古公卿著小臺盤(用土器)、近代不然、匡房記云、其頃猶希有事也云々、

主上著倚子御覽臺盤、近代絕畢、其時主殿司退、藏人居物也、倚子寄臺盤上程、凡出御殿上作法也、

〔日中行事〕陪膳の人殿上にたちて、まづ手水をめす、頭はくら人これをかく、殿上人は主殿司かくる也、わた殿にたてたる臺盤を、だいながら二人してかきて、大床子のまへによこざまにすへたり、ばとう盤あり、次々の藏人二人、この御だいばんをかきて、一の御だいの南にたてざまにすふ、

〔雅亮裝束抄一〕ないらんのいゑに、もやのだいきやうをすきのだい饗となづけてせらるゝ事あり、みさうぞくのてい、つねのもやのにおなじ事なり、そむざ以下の上達部に、ちいさき大ばんをすへて、がうしのやう〳〵なるにてきやうをすふるなり、だいばんのていそんざもおなじ、たゞしよこざの大納言已下はむかひざなり、大ばんはふたつをなかをすかさずをしあはせて、きやうをすふるなり、その臺盤のをしあはせたるなかにわたりて、ふちのうへにくだものをすふるを、なかすみ物といふなり、

〔空穗物語吹上之下〕をとこども五十人ばかり、なみいてだいばむたてゝものくふ、

〔源氏物語十二須磨〕わづらはしきことまされば、所せくつどひし馬車のかたもなく、さびしきに、世はうき物なりけりとおぼし知らる、だいばんなどもかたへはちりばみて、たゝみ所々ひきかへしたり、

〔榮花物語三十九布引瀧〕おはしまし所をみるにつけても、殿上人もなくなりもてゆく、大盤もちりつもり、〇下略

〔江次第抄二正月〕大臣家大饗

藤氏一大臣　藤氏一大臣者、謂氏長者也、用朱器臺盤、此朱器等者、閑院左大臣冬嗣公御物、在勸學

臺

院、關白初任之時渡之、正月大饗用此器也、

〔台記〕久安六年九月廿六日己亥、禪閤(○藤原忠實)曰、攝政(○忠實子忠通)於我不孝、(○中略)是以將絕父子之義、攝政者天子所授、我不得奪之、氏長者我所讓、無有勅宣、然則取長者官授爾、何有所怖憚矣、余(○忠通弟賴長)且諫且辭、禪閤不聽、卽召仲行、賴賢、仲賢等、仰可取出長者官渡左券、朱器臺盤權衡等之由、(○中略)戌時、有威朝臣持來朱器等、授祿謝之、

〔勘仲記〕正應二年四月廿一日庚申、酉刻着楚々束帶、參關白殿、御拜賀事、(○藤原家基爲藤氏長者)爲申沙汰也、(○中略)自前長者(○藤原師忠)被渡朱器臺盤、家司不相副、(下家司許也)

〔倭名類聚抄 十六 木器〕棍 四聲字苑云、棍(似泉反、與旋同、今案俗云臺是、)圓案也、

〔箋注倭名類聚抄 四 木器〕按、舊唐書五行志云、俗名盤爲臺、然則臺非特國俗所呼爲爾、又按、依圓案之注、則知今俗呼高杯者蓋是、

〔玉函叢說 三〕臺

臺といふ物のすがた知りたるは、古き年中行事の御齋會の卷に、衆僧に布施賜はる所は、清涼殿の修法との間に、廊のやうなるがうちに、疊を向ふざまに敷て、著座したる前に、おほきなる朱漆の高坏の上のたひらけきにて、饗をすへわたしたるさまをかきたるに、江家次第をみれば、御齋會の條に、公卿著右近陣座、(東西對坐、親王等西、)陣官居肴物、(用府圓臺、)とあり、さは彼廊のさましたるは、右近の陣の座にて、おほきなる高坏は圓臺也けり、げにされぱこそ臺をかぞふるには、何本とはいふなり、さて圓臺とあるは、臺てふ物は丸きにはかぎらねば也、春日驗記の繪にも、折敷高坏のさましておほきなる、うちは赤く外は黑きに、坏してあはせなど居あるあり、傍にそれがまたもするつけてあるを、うちかたむけて、ふきのごふかたなどかきたり、うちかたむけ、ふきのごふさまをもておもへば、上の折敷のやうなるは、それにもあらで、高坏の上をひろらかに、方に作りたるなりけ

り、されば是も臺なり、か丶る臺もあればこそ、圓臺の名も有也けり、雅亮裝束抄の中に、小饗は高坏にて居るなり、此高坏の居やう、一人の前に三本なり、それを向ふざまに居れば、六本が差合て居らる丶也とあるなり、此高坏の上丸やうならば、六本が差合てなどかくべうもあらずかし、さは是も方なる臺なるべし、雜要抄、關白右大臣殿、東三條に移御の御前の物の圖を見れば、是は彼圓臺なるべし、方なるをも圓なるをも、意にまかせ用ひたるにや、又高坏とも臺とも何れをもかよはしてよぶ也けり、

〔西宮記臨時八〕陪膳事

右府〈○藤原實資〉命云、公卿陪膳時、以御臺一雙、供大床子上、不用御臺盤、是故殿〈小野宮○藤原實賴〉敎命也云々、

〔江家次第十九月〕射場始〈幼主猶着直衣給〉

二度射　供御膳〈○註略〉　一御臺〈有御箸臺、箸等、六位持來於無名門下、頭傳取居西、〉　二御臺〈不警蹕、五位藏人取之、〉

〔三中口傳二甲〕一貴賤饗應事

色目事

御臺四本　一本〈御飯無蓋、可用銀器臺木箸一雙也、〉菜七種〈荒菜高盛也〉御箸〈耳土器、木箸一雙〉　一本〈比目菜八種、耳土器、酢鹽各一口、箸臺可用土器、〉　一本〈汁菜八種、土器可用之、〉　一本〈菓子八種、土器可用之、○中略〉

臺三本　一本〈飯箸臺〉菜八種　一本汁菜八種　一本菓子八種

〔空穗物語藤原君〕おとなばらはさうぞくえたり、物まいるだい四して、もからぎぬきたる人まかなひす、〈○下略〉

〔榮花物語十三木綿四手〕かくて物まいらせ給、まかなひは左衞門督つかうまつり給、とりつぎ給事は二位中將三位中將などせさせ給、御だいまいりてのほどに、大とのいでさせ給て、うるはしき御よそひにて、御かはらけ參らせ給ほど、いへばをろかにめでたし、

〔續世繼四伏見の雪のあした〕大殿〇藤原師實のふしみへおはしましたりける、〇中略修理のかみ〇藤原俊房たちいでてかへりまゐりて、あるじまうけて、きこしめさすべきやうはべらざる也、御だいなどのあたらしきも、かく御らんずる、山のあなたのくらに、おきこめて侍れば、びんなくとりいづべきやうはべらず、あらはにはべるは、みな人のもちゐたるよし申ければ、なにのはばかりかあらん、たゞとりいだせとおほせられければ、〇下略

〔類聚雜要抄一〕一宇治平等院御幸御膳元永元年九月廿四日、大殿被下御日記定、

御臺二本面赤㫖文錦被押、在伏輪、裏ニ塗金青、天書菊紅葉同貝、又蝶小鳥平貝居之、

〔玉函叢説三〕繪三方

臺の表とは今いふ内なり、うらとは今いふ外なり、〇下略

〔類聚雜要抄一〕一仁和寺殿競馬行幸御膳幷御遊酒肴事保延三年九月廿三日、伊豫守忠隆奉行、

御膳　御臺二本　大盤二枚　中盤一枚

巳上紫檀地、菊螺鈿、被鶴松蒔摺之、在伏輪、

〔玉函叢説三〕繪三方

案するに、此御臺は裏に菊を螺鈿にて摺りて、表には螺鈿に蒔繪ませて、松鶴をつけられたるなめり、

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮〇安德御五十日也、〇中略供御前物、御臺六本、〇蒔繪〇松〇鶴〇置金銅布知、無御飯、御盤一枚居銀、一院一口、入ニ籠煎ニ、オモユノ如キモノ、

〔春華門院御五十日記〕建久六年十月七日戊午、今日今上〇後鳥羽第一皇女〇昇子御五十日也、〇中略申剋諸卿參集之後、殿下〇藤原兼實出御賓筵、〇中略被催皇女御前物、即供之、〇中略役送殿上四五位、取御臺參進、〇蒔繪〇小臺、〇銀器等悉可尋、傳之、〇中略

姫宮御前物太政大臣調進　打敷裏濃蘇芳浮織物　御臺六本

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子懐成(仲恭)三歳御著袴也、○中略被レ奉二御膳具一、御具、著袴了可レ供二御膳一也、代々自二内裏一被レ進之流例也、○中略　御臺六本面朱漆、不レ蒔之、正治例也、代代多蒔二鶴松一、今度有レ儀如レ之、

食床

〔倭名類聚抄十六木器〕食床　方言要目云、食床、盛レ食長床也、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於二東三條一再行二大饗一、朱器初度、戊日也、　廿七日癸亥、撤二尊者已下辨已上膳一、○中略

饗膳之一、○前一日辨二備中略　同○尊者車副牛飼座居レ饗、車副座用レ机、本家車副役送、牛飼座用二食床一、本家公納役送、

懸盤名稱

〔運歩色葉集賀〕懸盤ハン

〔枕草子九〕人のいへにつき〳〵しき物　かけばん

〔庭訓往來〕懸盤、○中略鐵輪以下進二注文一、悉以借預者、可レ進二使者一也、

〔筆の靈前篇六〕類聚雜要抄に、盤の數を七枚と云るが如く、盤を多く用る時は、臺も多く用ふべき事、雜要抄の圖の樣にてしるべし、臺一に盤一を置て、其上に窪一を居ればなり、然るに臺大きくて盤は別に無く、直に窪坏を多く居れば、多の臺を用ひず、其臺やがて盤の用をもかくる意なるによりて、其を懸盤と云へるなり、其臺と盤との二用をかけたる義にて付し名なり、延喜木工寮式には、懸案といへるがありて、そは分書に長五尺八寸、廣一尺八寸、高二尺五寸、左右著レ朸長各八尺といへり、是懸盤の本の名なり、世の常の物食ふつくゑにくらぶれば、いと大くて、數箇の用を一にてかけたれば、然はいへるなり、また官名の兼官なるを、云々の云々をかけたると云ふ言づかひ、假字ともに見えたり、それと同じくて、臺の用をもかけたる盤なれば、かけ盤といふなり、

懸盤製作

〔厨事類記〕懸盤□□□□鶴松摺貝

□□御產御膳用二榎木一、螺鈿白金物、面弘横一尺一寸八分、面竪一尺五分、厚三分、裏下端丸樣可レ削之、

紫檀地螺鈿金銅布持、高二分餘、自布持外一分半許也、面押織物同折敷、但小文

四角立心葉松垂總角、毎末付玉藥、〇下略

〔三中口傳二乙〕一打敷間事

打敷與懸盤面同色

必同色也、松重蘇芳白萌黃、裏款冬等打敷常事也、其面色押懸盤面、

一懸盤以下莊嚴綵色等事

懸盤机各其體事

懸盤者如高坏面有四方緣、其面押織物也、裏幷足沈地摺貝、松鶴足者各別也、四角ニ立緣テ上下ニ有橫緣、四方ニ牙象ヲ彫也、足ノ四角ノ內ニ合テ、面ノ下裏ニ保曾ヲ付テ居之也、紫檀地花杏地作之、〇中略

懸盤面押物事

打敷被用織物者、可押同者、織物

綵色懸盤面用唐物事

依爲卒爾用之、又不可有其難、

懸盤綵色事 付以足稱臺事

面綵色事總無之、必押面之故也、面四方緣幷足、綵色之可畫松鶴也、

面與足各別、仍稱臺、

綵色折敷事〇中略

懸盤裏モ折敷面裏モ同色ニ雖可綵色、只裏ヲバ共ニ塗胡粉、〇中略

懸盤裏足螺鈿事

懸盤種類

足ト同樣、沈紫檀等ヲ伏テ摺貝之時、折敷面ヲモ沈紫檀ヲ伏テ摺貝也、

同綵色樣事

四角ニ立緣ニ、紺青四面牙象、幷上下ノ緣ニ綠青、如此可塗也、

〔調度口傳〕一掛盤之事

これは作り木にする、塗器の最上とするなり、〇中略梨子地蒔繪紋ぢらし、梨子地紋ぢらし、黑塗まきへ紋ぢらし、黑塗紋ぢらし、黑塗いつかけ等あるべし、但し內はいづれも朱塗あり、是は常の器なれば、精進には朱塗を除べし、古法は上のはなれるよふに拵たるもの也、當時はつくり付也、

〔玉函叢說三〕四方三方

掛盤も今やうは、汁坏の臺の足のさまにもうけたるすがたなれど、古くは板に穴をゑりたるにてありけるにや、古き年中行事の朝覲の行幸の供御の掛盤、鳥羽僧正のかゝれたる、卷物の繪にあなる掛盤、みな此定めなり、〇中略いかさまにも板に穴をゑりて、其殘れるかたちを足のやうにおもはするはひが事なり、

〔守貞漫稿後集一食類〕膳

懸盤〇圖略貴人專用之、精製ハ外梨子地金蒔繪、或ハ內外トモ爲之歟、粗ナルハ黑漆等也、

〔源氏物語三十四若菜〕夜に入ぬれば、あるじの院がたも、まらうどの上達部たちも、みな御前にて、御あるじのことさうじ物にて、うるはしからず、なまめかしくせさせ給へり、院の御まへにせんかうのかけばんに、御はちなど、昔にかはりてまいるを、人々涙をしのごひ給、

〔春華門院御五十日記〕建久六年十月七日戊午、今日今上〇後鳥羽第一皇女〇昇子御五十日也、〇中略母后任子〇藤原御前物予調進

打敷松重浮織物文鶴丸

懸盤六脚〇須用沈木、但近代件物難得、仍用榎木、〇有螺鈿、〇松面白龜甲浮織物總白組、

懸盤用法

〔後成卿九十賀記〕建仁三年十一月廿三日丁亥、今日於上皇〇後鳥羽二條御所、被賀入道正三位釋阿〇藤原成後九十算、〇中略供上皇御膳、陪膳源大納言通資役送公信朝臣以下、殿上四位、白地錦打敷、楾木蠟御懸盤六脚、御飯以下皆盤、玉、

〔三內口決〕懸盤

平生朝夕膳、諸家可用此盤事候、雖然各依無沙汰不用候、當所受用物者、一日晴ニテ號檜〇〇〇懸盤候、打捨云々、再往不可用之器候、

〔東武實錄〕寬永三年九月行幸ノ日

主上御膳、黃金白銀製調、

晴ノ御膳

御掛盤六箇大小ナシ、〇白〇銀ヲ以テ製ス、〇中略

御內々ノ御膳

御掛盤三箇一二三〇黃〇金ヲ以テ製ス

〔玉露叢十三〕一同年〇寬永十六年ニ江戶大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一銀御懸盤　一通　森內記長繼

〔江家次第二十〕攝政關白家子書始

居饌公卿朱漆高坏、攝政料四本、大臣三本、一本作子立後納言以下二本、殿上人懸盤兼居之、

〔三中口傳二甲〕一貴賤饗應事

粽色懸盤六脚面織物

本數不可過六本

一脚御飯銀器御箸有レ蓋　一脚四種高盛御菜　一脚御比目菜　一脚平盛汁物御菜　一脚同前　一脚
御菓子

巳上盛二銀平盞一

〔年中定例記〕殿中從二正月一十二月迄御對面御祝巳下之事

一御祝〇年始はて、朝供御參候、〇中略丸桶とて、口一尺四五寸計なる鉢を、赤漆にぬりたるに、あさぎのすゞしの絹にてはりたるふたをして、持て參て御かけばんにならべ申候、常は御懸盤にて參候、御臺樣も同前に仕候、御精進の時は、あしの付たる折敷にてきこしめし候、御かけばんは〇御かけばんは、原書作二御はんにて候一、據二一本一改、いづれも外をせいしつにぬり、内をば光明朱にてぬられたるにて候、

〔枕草子五〕あきのぶの朝臣のいへあり、そこもやがて見んといひて、車よせておりぬ、〇中略からゑにあるやうなるかけばんなどして物くはせたるを、見いるゝ人なければ、家あるじいとわろくひなびたり、

〔小右記〕萬壽四年四月五日乙亥、余〇藤原實資參二東宮一、若宮〇後冷泉著袴日也、〇中略余先著座、内大臣巳下相從、居二衝重一盃酒一兩巡、次供二御膳一、懸盤六本、淺香敷、〇下略

〔榮花物語十三木綿四手〕かくて御もとにまいる人々、すこしもかたくなしきは、えりすてさせ給、おはしましていらせ給へば、〇中略殿上人の座には、懸盤の物ども、いみじうしすへたり、

〔榮花物語十九御著裳〕れいの樣にはあらで、御懸盤のおもてを、うみのこゝちにして、山のやうにすはまのかたにつくりて、さま〴〵のものどもをもりたり、

〔兵範記〕仁安三年七月十日己巳、今夕於二院殿上一有二朝覲行幸定一、〇中略定　行幸雜事

一御前物　攝政申二職人一了　懸盤六脚紫檀地在二打敷一　行事重家朝臣

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子懷成(仲恭)三歲御著袴日也、〇中略供二上皇〇後鳥羽御膳一、予〇藤原道家調

膳名稱

進之、〇中略

懸盤六脚（作之、蝋細、四角有心葉組三垂、其末有露、盤面押打敷切、）

一脚（御飯在御蓋盤）　一脚（四重坏四口、馬頭盤、御箸二雙、木銀匕二枚、）　一脚（窪器四口）　一脚（菓子四坏）　一脚（干物四坏）　一脚（生物四坏）

〔常山紀談七〕太閤〇豐臣秀吉東照宮〇德川家康を饗禮有しに、かけ盤を始め器不殘葵の御紋を蒔繪にし、誠に美を盡したる次第なりしを、〇下略

〔明良洪範二十五〕堀越後守忠俊後室

後室上臈達へ悟サレケルハ、〇中略掛盤ニ向ヒテ物參ルニ、カシコマリテハ居ヌ者ゾ、掛盤ノ料ハ古代ノ法式有也、〇下略

〔運步色葉集〕膳

〔書言字考節用集七器財〕膳（漢書註、熟食曰饔、具食曰膳、今按本朝俗以食盤為膳者誤、）

〔倭訓栞前編十三〕せん　膳は字書に具食也と注せり、西土に槃といへり、よて靈異記に膳をよきくらひものとよめり、餝膳訓同じ、三本立の御膳六本立の御膳などもみゆ、

〔雍州府志七土產〕椀折敷〇中略臺盤謂膳、或謂折敷、元折板而敷之居椀具、故謂折敷、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕食机（おしき）　食案　行床

倭名抄云、行床者食床屬也、

按、今俗云折敷者、乃御食机矣、蓋御者天子推尊之詞、而婢女不論貴賤、動則用御字、庶民衣服稱御衣、屎桶名御厠之類可笑、而今呼食机為折敷、又稱膳者甚誤也、膳者飲食兼備總名也、

食机之形有數品、金森宗和、雪齋、小堀遠江守等、皆善茶道、各好巧異形、而蝶足、銀杏足、猫足、宗和足不勝計、其漆髹色正黑者名眞、和朱或辰砂名皆朱、同用榜葛剌朱者色不鮮明、用倭土朱者又次之、和藍靛者名青漆（青黛色也）朱帶黑色者名溜朱、下髹雌黃上引漆者（黃微赤色）名春慶、

〔中山傳信錄 六〕器皿

室中皆席ㇾ地坐、無椅桌之用、飲食諸具、皆低小以便ㇾ用、其與中土異ㇾ製者、圖ㇾ之如ㇾ左、〇圖略

槃

凡飲食置ㇾ碗之具、如古俎豆、槃器或方或圓、皆著ㇾ脚、高五六寸許、食羅數具於前、

〔貞丈雜記 七膳部〕一規式の膳部には、白木を用ひ、何をも土器に盛る事は、是一度切に用ひて、用ひ終て後打こはし捨て、それを二度用まじき故也、〇中略後世に至りて白木の膳土器などを、金銀のはくにてだみ、彩色などをするは、おごりにして、白木土器を用る本意を取うしなひたる者也、

〔槐記〕享保十四年二月二十六日、大德寺龍光院へ渡御、 會席 御膳唐木地ノ杉、胡桃足、

〔享保集成絲綸錄 十九〕寛文三卯年九月

振舞膳部之覺

一御鷹之鳥拜領披之時、老中於招請は檜之木具盃臺三迄は不ㇾ苦、〇中略常々振舞には可ㇾ爲塗膳、向詰は無用事、〇中略

九月

〔西遊記 續編 一〕古朴

邊國にても城下町家などは、都の風にも押移るものなるに、薩摩などは格別の遠國故にや、城下にも猶古風殘れり、〇中略膳も宗和などいふ膳は一ツも見えず、皆二枚脚の木具なり、

〔守貞漫稿 後集 食類 一〕膳

今世木具膳〇圖略多クハ春慶ヌリ也、粗製ナレドモ貴人ニ用ㇾ之、

〔嬉遊笑覽 二下器用〕貞德文集に、雜餉之獻立、委細御書候て給候云々、就ㇾ其椀折敷二十人前新ニ用意仕置候、但椀は朽木五器木具金箔押可ㇾ然候哉、洛陽集に、自悅花に呼ぬ主の杣や朽木盆などみゆ、朽木

の。膳。具も古きもの也、金箔押の木具も、今は神に供する物とのみおもへり、

〔微妙公御夜話〕一微妙公〇前田利常或時内藤外記殿へ御咄に、手前隱居之身にて、毎日木具にて喰致候事、奢之儀と存、塗。膳。部に可仕と申付て、二日三日たべ候得共、むさき様にて、其後又木具にてたべ申候、過分之事に候へ共、責て是程の事はと、如斯と御咄の由、藤田内藏允殿咄承り候、

〔風俗文選四說〕出女說　木導

やがて衣引かづき、再寢の夢のさめ時は、腹の減期を相圖とおもへり、高足打の塗。膳。にすはりながら、通りの馬士に言葉をかはす、〇下略

〔槐記〕享保十年霜月十日晝、深諦院殿御茶ニ召サル、〇中略　御會席膳シ。ュ。ン。ケ。イ。ノ。糸。目。、フチウラタメヌリノ黑、椀クロ、

〔風俗俳人氣質三〕早天から借屋を見廻る俳人の宿這入

傍から四人が合槌うつひやうしにて、太からば惣。朱。の。か。た。地。にして、膳椀貳十人前、〇中略　太な太な明日御みせ下され、〇下略

〔花街漫錄下〕吉原百膳

吉原百膳とは、いはゆる二の膳もそはりて二百膳あり、こと〲く春。正。蒔。繪。にて、下繪は狩野氏養卜法眼卜云の筆也、おの〲十人前づゝ持傳へて、ことゝあるをりからは、いづれの家にも持出て、用ゐしならひ也しかば、いつとなく吉原百膳とぞいひならしける、

〔女重寶記五女用器財〕懸盤かけばん　蝶。足。ちやうあし　臺。膳。だいのぜん

〔嬉遊笑覽二下器用〕蝶足の膳は、明曆万治のころの草子の繪に、菓物などを盛る圖あり、その時代の折敷なるべし、今の蝶足に較れば、足低く先尖りたり、按るに、これけそくの類也、足の形、蝶花形に似たれば、花足にむかへて、蝶足といふなるべし、

〔守貞漫稿後集食類一〕膳

蝶足膳〇圖略必ラズ外黒内朱也、此ゴトク高キハ女用也、然モ男用ハ蝶足ト云ザル歟、祝膳トモ云也、民間婚姻總客ニハ宗和ヲ用ヒ、新夫婦ニハ用之也、

京坂ハ正月必ラズ用之、平日用之者稀也、江戸ハ平日朝用之、午食夕食ニハ他ヲ用フ、此膳ニハ諸椀モ内朱外黒ヲ用ヒ、三都トモ然リ、江戸午食夕食ニハ茶碗也、

男用似之テ低キコト大略半也、故男女一組トスルハ高低ヲ本トス、

〔婚禮道具諸器形寸法書人〕猫足膳

本膳　鏡板厚三分五厘、長一尺三寸七分、巾一尺三寸三分、縁高八分、足高七寸、

二膳　鏡板厚三分五厘、長一尺二寸一分、巾一尺一寸八分、縁高七分、足高六寸三分五厘、

三膳　鏡板厚三分、長一尺五分五厘、巾一尺、縁高六分五厘、足高五寸五分、

〔守貞漫稿後集食類一〕膳

中足膳〇圖略　京坂俗或ハ猫足膳ト云、チコノアシニ形似タル故也、略式ニ用之、専ラ黒漆也、

〔調度口傳〕一板足の事

足打のすかしなく、婚禮に用ゆるは大サ三方に准ずべし、

一大足打の事

これを木具とも云、五位以上表向のふるまひに用ゆ、寸法三方に准ずべし、

一小足打の事

右に同じ、内々の時は五位以下の人用、〇中略何れも、式正のものに白木を用、其儀によりて素うるしを用ゆ、是も白木はよごれやすきものゆゑ、略してぬりたる也、實は白木の場所に用ゆる也、

〔茶湯獻立指南一〕足打御膳

表壹尺壹寸四方、縁の高さ壹寸五歩、足の高さ四寸五歩、本膳也、

表壹尺五步四方、緣の高さ壹寸貳步、足の高さ四寸、二の膳也、
表壹尺四方、緣の高さ九步、足の高さ三寸六步、三の膳也、何も足にくりかた有べし、
右之寸法、主人の御位に依べし、御高官なれば式正の寸法あるべし、其家にとはるべし、是は先略儀を云也、何も栗色にぬるべし、○中略
一御相伴膳は、表壹尺四方、緣の高サ壹寸、足の高サ貳寸、本膳表九寸五分四方、緣の高サ九步、足の高サ壹寸八步、二の膳表九寸四方、緣の高サ八步、足の高サ壹寸七步、三の膳何も栗いろにぬるべし、

〔尤之雙紙上〕あをき物のしな〴〵
いだす膳部はなに〳〵ぞ、ろくせうのゑのあしうちに、せいしつのわん、

〔狂歌東都花日千兩日本橋〕　陽月舍
夕日さす內朱の椀に黑江やのか、す蒔繪のみつあしの膳

〔萬載狂歌集六雜〕めしつかひける男の、國許より日光膳をおくりおこせしとて、見せければ、　清澄
名物の日光膳ときくなればはしも朱ぬりになしてくはまし

〔敎草女房形氣十五上〕第二回
叔母へ馳走の晝飯の膳、下女の持出たるは、野代の會席膳に黑の丸椀、○下略

〔調度口傳〕一總輪の事
一說に宗和とも云、茶人の好の名故宗和とも云、丸すみにして內丸くしたる也、黑塗にかぎるべし、當世いつかけにしたるもある也、

〔守貞漫稿後集食類一〕膳

膳棚

和宗膳(略○圖)三都トモニ民間以レ之本膳ト云、饗客用レ之ヲ本式トス、内外朱漆或ハ黑漆也、

〔和漢三才圖會(三十一庖厨具)〕庋閣(せんたな)　俗云膳棚

字彙云、庋閣板爲レ之所三以藏二食物一也、禮内則云、天子之閣、左達レ五右達レ五、

按、庋閣、俗云、膳棚之屬也、棚(音彭、訓太奈、)棧也、閣也、

〔茶湯獻立指南(一)〕一三。が。い。の。た。な長サ六尺、貳組置べし、壹組は御膳道具上る、壹組は御相伴の膳を組すべし、

一三がいのたな長サ六尺貳組置べし、壹組は二御膳の道具上る、壹組は御相伴の二の膳、

一三がいのたな長サ六尺貳組置べし、壹組は三御膳の道具を上る、壹組は御相伴の三の膳、

一向詰貳色、御吸物、三がい六尺の壹組上る、

一御肴の類一色、御茶菓子總ぐわし類、三がい六尺の壹組上る、

右膳棚前に壹組に、奉行壹人下役の者一人二人宛付置、

〔好色五人女(二)〕木屑の杉のやうじ一寸先の命

近所の出入のかゝども集り、椀家具、壺、平、るす、ちやつ迄取さばき、手毎にふきて膳棚にかさねける、

飯臺

〔和漢三才圖會(三十一庖厨具)〕食床(俗云飯臺)

倭名抄云、食床(盤レ食長床、)

按食床、今云飯臺之類、學寮衆僧並居吃レ飯之床、

〔皇都午睡(三編上)〕上方にて買(かう)て來るを、江戸にては買(かつ)て來る、(略○中)飯臺を膳箱、齊(さい)とうを飯臺、

〔槐記〕享保十一年二月二十日、百拙へ御成、(○近衞家熙)　御會席(略○中)　御膳ハンダイ

〔守貞漫稿(後集食類一)〕膳

飯臺〇圖略蓋ヲフセタル所也、食スル時、下ノ如ク仰ケテ、其上ニ碗ヲ置キ、食テ後拭テ臺ニ碗ヲ納ム、下ノ如ク引出シアルモアリ、春慶ヌリ、或ハ黒カキ合セヌリ也、
京坂市民平日專用之、江戸ニテハ是ヲ折助膳ト異名ス、其故ハ用之者、毎食後ニ膳椀ノ類ヲ洗ハズ、唯月ニ四五回洗之、其間ハ布巾ニテ拭之納ム、此故禪僧及ビ武家ノ奴僕用之也、奴僕俗ニ折助ト異名スルガ故也、

〔骨董集上編中〕重箱硯蓋
今の硯蓋といふものは、いと近年比造出したるものにや、古き繪に見えず、元祿十七年の印本の繪に、重箱ありて硯蓋なし、卵子酒寶永六年作享保七年板の繪に、硯蓋ありて重箱も変りてあり、自笑の草紙寶永七年板の繪には、硯蓋のみありて重箱なし、これより後西川祐信がかける印本の繪などを、あまた見るに、硯蓋のみありて重箱はなし、これ等をもておもふに、重箱に肴を盛ことは、元祿の末にすたれて、硯蓋に盛ことは、寶永年中に始りしとおもはる、但硯箱の蓋に菓などを載たる事は、古き記錄或は歌集などに見えたり、山の井慶安元年印本卷之五に、新黒谷の花見の事をいへる條に、あやなる硯箱やうの物のふたにくだものいれ、青きひとりにたきものゝえならぬ、くゆらせたり云々といへるも、ふるき物語ぶみの體をうつせるものとおぼゆ、近世好事の者、古へ菓を盛たるにもとづきて、硯箱の蓋に肴を盛しが始となりて、つひに一種の器物になりしなるべし、されば硯蓋は式正に用ゆる器にあらず、〇中略
三疋猿支考撰、上梓の年號なし、按るに寶永の比なるべし、著作堂藏本、
附合の句　菊の香に菓子とりませて硯蓋　蘭小
硯蓋に菓子を盛たる事、近は此に見えたり、本朝諸士百家記寶永五年印本卷之五云々なんど、とりつくろひての饗應、硯蓋に干菓子うづだかくもりて、結のしふさやかにけはふたるは云々、こゝにも

かくいへり、硯蓋に干菓子を盛しは、いにしへ菓を盛しなごりにや、とまれかくまれ肴を盛一種の器物となりしは、寶永以後の事なるべし、今さま〴〵の形を造かへて、硯蓋と稱るは、原をうしなへる也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕硯蓋は、元祿已後多く見えたれども、諸國咄(貞享二年版巻二)時代蒔繪の硯箱の蓋に、秋の野をうつせしが、此中に御所落雁煎榧さま〴〵の菓子つみてとあり、但しいまだ一種の器物に作りしにはあらず、徘徊三疋猿(寶永元年支考撰)末をとめたる竹のしら露(季覽)菊の香に菓子取ませて硯ぶた(凉菟)此頃よりのち、肴などをも盛るものとはなりしなるべし、

〔嘉永年中行事〕黑御所御祝

靈鑑寺、圓照寺、中宮寺などの尼宮なり、長橋の奏者所より參らる、常御殿にてひし花びらきし大服茶硯蓋のさかなにて一獻參る、

〔内安錄〕禁裏附となりて、節分の夜に、内侍所へ警固上げに廻りければ、定式白魚の吸物、地紙形白木の硯蓋に松の枝を立て、肴品々を盛りたるを出し、行事官と武家附と盃事をする定例也、

〔俗耳鼓吹〕天明元年辛丑、小石川布施氏(狂歌の名山手白人)の宅(江)洲崎望陀欄の主祝阿彌を招請獻立、(客萬年氏、祝阿彌、文竿、予、○太田覃)

十月十七日(○中略)

大硯蓋(八幡木地蠟色いつかけ)　大かまぼこ一色　あられ鹽○中略　　硯ぶた(木地らういろまき繪)　きすなし　白魚やき　おにがらやき○中略

硯蓋　ふき　松風　くわゐにくし　うらたけ　あはび○中略

あくるとし壬寅正月十六日、望陀欄へ布施氏夫婦、子息、予招請、料理付、

孟春十六日、望陀欄、(○中略)

(文臺)御硯蓋　かや　せんゑ　かちぐりせんゑ　はたはら　ところ　いせゑび　　のなぞ酢　さけやし　せうが　○下略

盆

〔御伽名代紙衣 四〕遣ひ盛の花の緣結び目の解けた太夫華車洒落たる肴とて、櫻の花に酢味噌とり合せて、蒔繪の硯蓋にのせて持つて出られ、○下略

〔茶道筌蹄 五〕總菓子盆○中略

菊の繪硯蓋　桐木地錫緣、菊の繪、花は胡粉、葉は紺青なり、宗全好、

〔茶式湖月抄 二篇下〕菊繪硯蓋

外法　大サ八寸七分四方　高壹寸二分 但内法　板厚壹分半　裏壹分シヽツケ　カドノメン

二分三厘　スヾノイカケ貳分　高サ壹分

〔數寄道具定直段附〕指物師利齋

菊繪硯蓋　貳拾五匁

〔數寄道具定直段附 後篇〕一閑張笹屋才右衞門

硯蓋　四匁五分

〔下學集 器財 下〕菓子盆クワシボン

〔書言字考節用集 器財 七〕盆 本朝俗謂受物之器爲盆、義未詳、

〔物類稱呼 器用 四〕盆ぼん　中國にて、ぼにといふ、歌に蘭をらに、紫苑をしをにといふごとくにはぬる也、

〔和漢三才圖會 三十一 庖廚具〕盆　音坌　瓫同　𥁰音翁　和名比良加　俗云保止岐　今只用字音呼

按、盆凡播盆果子盆之類、上濶下窄而深、陶器也、然今緣僅寸許、如盤捲物皆稱盆、以爲配膳之用、或代食机、其深者皆稱盆、如此有古今名義相反者亦不少、

〔西鶴織留 一〕津の國のかくれ里

其後は江戸酒貸銀田畠を求め、棟高ふ作りて住なし、心よき春をかさね、元日の嘉例とて、父親は胸前垂して蓬萊を丸盆に組つけ、代々伊勢海老なしにいはひける、

〔西鶴織留　五〕一日暮しの中宿

はたらきさへいたせば、お氣に入事ぞと出尻あらしたる跡にて見れば、〇中略十枚の挽盆を一枚もそのまゝは置ず、

〔渡世身持談義　一〕世盛の花嫁御寢覺の心安い貧家の祝言

祝言の夜も朽木盆に盃載て、淸水燒の皿に飛魚引裂入て、ちろゝに小半入れて、千代の結びの盃事、〇下略

〔茶道筌蹄　五〕通盆

黑　利休形丸

一閑張　元伯好なり

杉の木地　利休形鏡へギ目

湯盆

黑角きらず　利休形

溜　長角、カンナ目、皮トジ、疊付黑、仙叟好、

一閑張　長角、溜塗、疊付黑、原叟好、

黑丸　元伯好、今千家に用ゆ、一書には不用とあり

菓子盆之部

一閑張　菱は如心齋好、角、溜塗、疊付黑は原叟好、

雜器　ナデ角黑、如心齋好なり、

總菓子盆

一閑四方　へギ目あるは元伯好、へギ目なきは宗全好、

砂張盆　南蠻　朝鮮

三足盆　利休形、朱疊付黑、

八角盆　朱塗、黑ツバメ、如心齋好、元來は唐物寫し也、

〔茶式湖月抄二篇下〕杉丸盆

さしわたし七寸六分　高五分　厚壹分半　トチ四ツ　內へギメ

入子八寸杉

大　さしわたし七寸九分　高八分半　厚壹分半　角六分半　そこへギメ

小　さしわたし七寸四分　高七分

右うるみ朱ぬり

木地八寸杉

さしわたし壹尺　高七分半　厚壹分半ツヨシ　角六分　底へギメ　四方カワ壹分

同小　さしわたし八寸七分　高七分半　厚壹分半　角六分　四方ノカワ壹分　底へギ目

〔數寄道具定直段附〕指物師利齋

杉丸盆　三匁

〔數寄道具定直段附後篇〕塗師宗哲

通盆　一枚八匁六分　仙叟好通盆溜艶目　一枚八匁六分　朱菓子盆　五枚箱入五拾目　山崎盆　五枚百目　高坏盆　五枚八拾六匁　仙叟好溜湯盆　一枚三拾三匁　八角菓子盆　一枚三拾三匁　四方盆　一枚四拾三匁　若狹盆　一枚四拾三匁　松木盆　一枚廿一匁五分

一閑張笹屋才右衛門

茶菓子盆類人前五　拾貳匁九分　總菓子盆形黒塗四方　四匁五分　湯盆丸形　六匁五分

〔毛吹草三〕山城　淺黃盆　陸奧　薄椀同盆

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは付

ほ　大坂之分　ぼん折敷　難波はしすぢ

折敷名稱

〔下學集器財下〕折敷

〔運步色葉集道〕折敷

〔倭訓栞前編五〕をしき　東鑑に折敷と書り、所謂方盆也、一說に和卓の音とす、木の葉を折敷て杯盤となせし、上古の名の遺れるもの也、○中略所謂折敷物也、

〔北史九十四倭國列傳〕倭國、○中略俗無盤俎、藉以槲葉、

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附青砥左衛門事

西明寺ノ時賴禪門、密ニ貌ヲ窶シテ、六十餘州ヲ修行シ給ニ、或時攝津國難波ノ浦ニ行到ヌ、○中略朝ニ成ヌレバ、主ノ尼公手ヅカラ飯匙取ル音シテ、椎ノ葉折敷タル上ニ、飼盛テ持出來タリ、

〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、○中略神折敷を組入、

〔貞丈雜記七膳部〕一足付ヲ足打とも云、折敷に足を打付たる故也、足付の折敷といふ事を略して、足付足打などゝ云也、

一折敷と云ハ足なきを云也、足付の事を折敷といふ事もあり、足付の折敷なる故、折敷とも云なり、○中略

一かんなかけ、又かなかけとも云ハ、へぎたる板にかんなをかけて、うつくしくけづりて作たる折敷をいふ、

一角の折敷とも、又角とばかりも云ハ、四すみの角を切りたる折敷の事也、○圖略

折敷製作

一小角(コカク)と云ハ、右の角の折敷を、三寸四方にしたる也、中角ハ五寸四方にしたる也、大角と云ハ八寸四方也、是を八寸とも云、

一平折敷と云ハ、四角のかどを切らざる也、四角のまゝ也、足ハ無之、角の折敷のごとく足付る事も有べし、用に依べし、

一角切らずと云ハ、平折敷の事也、東山殿年中行事に、管領ヘ引渡角不切と云事あり、所々に見たり、

一そば折敷と云ハ、角切らずにて、足にハくりかたなきを云、

一今時ハ年始などに、無位無官のいやしき者に至る迄、盃を三方にのする風俗になりたり、古ハ三方ハ平人の用る物にあらず、盃ハかくの折敷、又ハへぎにのせたる也、酌弁記に、主人貴人の在所へ盃を持て可出様之事、角の折敷がへぎにすはりたりともとあり、是平人ハ三方を用ざる故、如此云たる也、

〔世俗立要集〕一折敷高坏略○中

面折敷長九寸弘八寸　足折櫃口五寸六分高二寸八分、　スベテ胡粉ヲ摺テ、ウツシノハナヲモチ、遠山ヲカク、

面同前　但シ美麗ノトキハ、面バカリニ白平絹ヲ押ス、

折敷種類

〔執政所抄〕正月上十五日　粥御節供事

殿下御料十二本略○中　四種一折敷　折敷面押白生絹供之、打敷一帖、六尺六幅

北政所御料十二本　同様器高坏　色目同前、但打敷折敷面龜甲文、唐綾千壽鶴松巣之、

〔厨事類記〕様器具

土高坏十二本略○中　同折敷十二枚弘押面織物、綾平絹依時儀、　總角組長二尺六寸、九十六筋、略儀四十八筋、枚別四筋、

筋、　心葉松五十二本加折敷二枚定

〔調度口傳〕一高折敷之事

是は五位以下にまいらする器也、足高サ四寸計にて、一說に足付折敷高折敷一物と云、

一足付折敷之事

是も五位以下之人江參らする器也、足高サ三寸計とぞ、

一平折敷

全く平人に參らする也

一塗折敷

これも平人の用ゆるもの也

一小折敷

常の折敷をスハキに去たる也、又黑塗折敷もあり、是は女中に限るべし、

〔茶道筌蹄五〕折敷之分

角きらず　元來利休形の湯盆なり、膳に用ゆる事は仙叟より始る、依て曲折敷を湯盆にもちひても然るべき歟、

鐁(カンナメ)目　利休形溜角切、カンナ目あり、

曲　利休形溜角きり

朱　利休形黑ツハメ角きり

山折敷　飛彈作にならふて利休形なり、カンナメ內ニ櫻皮のトジメあり、側深くして打合せなり、

吉野折敷　根來作なり、鏡は黑ハケメ側朱也、裏は春慶、啐啄齋より吉野折敷と呼ぶ、吉野椀にとり合す、千家に本歌あり、

半月折敷　如心齋好一閑作、黑クルミ足、糸目椀にとりあはす、

山崎盃　織部好、溜塗鍮目、裏黒形丸、

〔茶式湖月抄三篇下〕精進椀に付く皆朱之折敷形寸法

折敷　さしわたし壹尺五分外法、高さ八分、外に壹分くろの乄ヽ置あり、内深さ七分、角外壹寸六分、内壹寸四分、ふち厚さ二分半、宗左方の折敷寸法ハ、九寸壹分半四分、かハの高さ外にて六分半、内にて五分、厚さ貳分、角壹寸五分、

右角切の折敷形、これ皆朱の折敷といふなり、底いた外へのちりなし、

鍮目折敷寸法

一大さ一尺四分四方、但外法、底板のチリ共の寸也、五厘あり、　一緣の高さ六分半、但惣高さ板の乄ヽ置ともに九分あり、　一同厚さ二分　一角切目壹寸四分

一見付たてにかんな目あり、巾四分ヅヽ、板の裏に乄ヽ置道、ふちの上端丸目もふちとゞめなく、眞のタメヌリなり、

曲折敷

一大さ九寸六分四方、但内法なり、底の厚さ見延候分ハ壹分七八リン、底に乄ヽ置ハ此外也、　一緣の高さ五分二厘、惣高さ底の乄ヽ置とも、　一同厚さ貳分　一外のチリ四五厘　一角の切目壹寸四分、但曲目の中のすみより中すみまで、　右檜木地上々の木、眞の溜塗なり、

不角切の折敷

外法さしわたし九寸六分四方、カワの高さ外にて八分、内にて五分半、同厚さ二分、右折敷底にて裏に乄ヽ置あり、眞の黒塗なり、

山折敷

さしわたし外法上端にて壹尺壹寸、底板外法にて壹尺貳分半、此壹分半ハ兩方のちりに成也、底

板內外かんなめあり、かわ高さ壹寸壹分二リン、內にて同斷の厚さ壹分、角丸なり、かわ底板へかはとぢ、一方に三所も有、かわの巾二分ヅヽ、とぢめの下貳寸五分ヅヽ、かわ外にかわの所にて三分の所、內の底板へハ三分半の所有、かわのくひちがひ五寸貳分、〇下略

〔毛吹草 三〕山城　折敷　大和　山折敷　石見　濱田折敷　紀伊　根來椀折敷昔寺繁昌之時捨タ

ル道具ト云、當時方々ニテ賣買之、

〔大饗雜事〕一國折敷百枚

一繪折敷五十枚之內、廿枚送酒部所、白十三枚青七枚

白蝶小鳥尊者以下至弁少納言、青蝶小鳥上官、白鶴松枝稱座折敷高坏也、

一綠青折敷百枚　面押白絹

〔類聚雜要抄 一〕一五節殿上饗目錄保延元年、右衛門督家成進五節時、玄蕃頭久長調進之、

雜物　繪折敷三百枚　白折敷百枚〇下略

〔玉函叢說 三〕繪三方

保延元年、五節の殿上の饗の雜物の中に、繪折敷三百枚、白き折敷百枚とみへたり、此白き折敷とは、胡粉塗たるのみにて、畫ぬなればなるべし、さはゑがヽぬをばぬりて、ゑがけるをば本のまヽにやはおくべき繪をかいぬにも、胡粉塗なりのあるに、今木地の上に畫きたるは誤り也けり、但し檜破子のやうの喰物たゞちにいろい物は、木地の上に畫くべし、それも折たてなど有べき物は、塗べきにや、古き繪の繪折櫃も胡粉にて木地のやうには見へず、彼三百枚の繪折敷も白き折敷の上に、猶繪をくはへたるなる事明らけし、當時近衛殿の元服し給ひし時の繪折敷も胡粉地なりき、また宮方の元服著袴などの御いはひの繪三方も胡粉地也き、是等誠に古きやうをうつされたりと覺ゆ、古しはいたくうるはしくせん料には、沈の折敷銀の折敷などは、物語などにもあなり、〇註略されど篙してだみたる事は聞へず、宇治平等院御幸の御膳の御臺も、表には錦をおされ、

伏輪まではあれども、裏には紺青地に書き、貝摺られたり、○註略供御のだにかくあれば、たゞ人の料いかであらんや、誠に箔してだみて書くは、いたく下れる世にし出きたる成べし、さて其輪もおさ〳〵しき事はあるべからず、○下略

〔空穗物語 梅の花笠〕うちよりいと、ものまいる、したんのおしき、ぢんのだいにするて、○下略

〔空穗物語 祭の使〕その日に成て、まづにしのおとゞにあふみのかみ、せんかうのをしきはたちづつ、れいのごとして二十人のまうちきんだちとりてまいる、

〔源氏物語 若菜三十五〕うへのきぬの色々けぢめをきて、おかしきかけばんとりつゞきて、ものまいりわたす、をぞ、しも人などはめにつきて、めでたしとはおもへる、尼君のおまへにも、せんかうのおしきに、あをにびのおもておりて、さうじものを參るとて、めざましき女のすぐせかなと、をのがじゝはしりうごちけり、

〔空穗物語 菊の宴一〕女御の君のまかなひ、民部卿御前に、ぢんのをしき、おなじ事してうちしきまいる、

〔紫式部日記〕南おもてに、おまへの物はまいりすへたり、にしによりて、おほみや○東三條院のおもの、れいのぢんのおしき、なにくれのだいなりけんかし、

〔拾遺和歌集 物名七〕くちばいろのおしき

あし曳の山のこのはのおちくちばいろのおしきぞあはれなりける

〔續千載和歌集 物名七〕すぎおしき

忘れずよ霜のしたなる花すゝきおしき形みの秋の面影　入道前太政大臣○藤原實兼

〔諸家系圖纂 二十 梶川系圖〕

正治（中略）宿主賀出頭、角切折敷菱餅ヲスヘ進云、正治悅喜シテ則為二家紋一、

〔豫章記〕頼朝卿天下ヲ打靜給ヒ、鎌倉由井ノ濱ニテ大酒宴有ケルニ、諸侍坐ノ位定テ諍可レ被レ申、然者先初ヲバ御定可レ有トテ、頼朝小。折。敷。ヲ御取寄有、坐牌ヲ定メ給ヲ、〇下略

〔可笑記三〕むかしさる人の云るは、〇中略さて膳部の事、椀折敷ちいさめなるをよしとさだめて、〇下略

折敷用法

〔西宮記臨時三〕藤花宴

天暦三年四月十二日、於二飛香舍一有二藤花宴一、〇中略供二御膳具一、〇中略御折敷四枚立二御机上一、淺香折敷沈裏、以レ金閉之、朽葉色唐羅、花文綾敷物、有二心葉藤色閉組等一、但件組折敷一枚、各四所加二象牙臺一、表紫檀、裏蘇芳、有二銀筋一、供膳料折敷二枚、以二樣木一作、无二心葉組等一、

〔台記〕久安六年正月廿一日己亥、有二御射一、六七許度、兩矢中レ的、以二折敷一爲レ的、有レ勅令二麻呂亦射一レ之、

〔台記別記〕久安六年三月三日庚辰、三月三日御節供事、重方調二進之一

土高坏十二本、以二金青一畫二松鶴一

折敷面宮形萌木織物、縁有二伏輪一、有二心葉盛物如一レ常　萌木宮形三重織物打敷

〔吾妻鏡十一〕建久元年十月十三日甲午、於二遠江國菊河宿一、佐々木三郎盛綱相二副小刀於鮭楚割一、居二折敷一以二子息小童一送二進御宿一、申云、只今削レ之令レ食之處、氣味頗懇切、早可レ聞食歟云云、殊御自愛、彼折敷被レ染二御自筆一曰、

まちえたる人のなさけもすはやりのわりなく見ゆる心ざしかな

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易レ地事

都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名衆ヲ結テ茶ノ會ヲ始メ、〇中略異國ノ諸侯ハ遊宴ヲナス時、食膳方丈トテ、座ノ圍四方一丈ニ珍物ヲ備フナレバ、其ニ不レ可レ劣トテ、面五尺ノ折敷ニ、十番ノ齋羹、點心百種、五味ノ魚鳥、甘酸苦辛ノ菓子共、色々樣々居雙ベタリ、

緣高

〔大内問答〕一攝家淸花門跡其外御公家衆御參會の樣體の事
堂上御參會の事は、悉に不覺悟候、歌鞠の御會に致祗候、細々見及申分は、攝家淸花門跡大臣迄は四方、大中納言殿上人は三方、官務外記、醫藥陰陽、賀茂衆、武家の面々は足付、

〔四條流庖丁書〕一カナカケノ折敷ニ、直ニ參リ物入テ參ラスルコト不可有、責テハ花紅葉ノ下ニテハ、芝居ナレバ免ス處モ可有、古無之事也、御前ニテ舞々猿樂ノ道ノ者ニコソ、左樣ニ有テモ苦カラヌ、カリソメニモ角ノ折敷ニ參物ヲ、直ニ打散シテ出シタラバ、可參モノ歟、カナカケハ角折敷土器ナドヲ可陶臺也、

〔宣胤卿記〕永正十四年十月五日丁未、今日一條大納言殿房家〇註略御拜賀也、〇中略
一三獻御酌、殿上人二人次第勤之、公卿前衞重諸大夫殿上人前、足付〇下略

〔文祿三年卯月八日加賀之中納言殿江御成之事〕御相伴衆〇中略
左ノ六
結城少將殿　足打　今枝勘右衞門　瀧川助九郎
右ノ六
會津少將殿　同　大野彌一郎　甲田帶刀

〔相良文書三十六〕慶長拾一季丙午江戶御屋形作日記〇中略
永樂貳貫九百九十三文買にて　遣方〇中略
正月十二日
一永樂四十五文　折敷廿まひ

〔類聚名物考調度十三〕緣高折敷　ふちだかのをしき
今俗には緣高とのみいふ、古へは折敷に緣高と、さもなきつねの物有りし故、わかちていひしなり、

〔貞丈雜記七膳部〕一ふち高は、ふち高の折敷と云物也、折敷のふちを高くしたる物也、菓子などをもる爲に、ふちを高くする也、大きさ五寸四方計、ふち高さ一寸五分ばかり、角切角也、廻りに桂を入

片木

る也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕按るに今緣高といふものは、足付の折敷(木具とも八寸ともいふなり)の緣の高きものなり、(折櫃に足付たるは、緣高といふべからず、)緣高きは、物を盛るによければ、櫃のごとく用ひ、蓋をも作りたる也、(膳に用ひざれば、異ものの如くなれり、)

〔宗五大草紙上〕公方樣諸家へ御成の事

一御菓子のこと七種、ふち高にすはるべし、それを又御四方にすへて參候、

〔大諸禮〕通之次第同喰樣

一菓子出事、たとへば相伴申ほどの人へは、何へもいだす也、去ながら賞翫へは、足付のふちだか、各へは、足つけずにふちだか也、

〔文祿三年卯月八日加賀之中納言殿江御成之事〕次之御供衆貳百人前(○中略)

御くわし七種　ふちだか(○中略)

御女房衆五十人前、だい(○中略)

御菓子七種(金ノふちだか)(すなご)

〔好色五人女二〕木屑の杉やうじ一寸先の命

納戸にありし菓子の品々を、緣高へ組付てと申せば、手元見合、まんぢう、御所柿、唐くるみ、落雁、榧、杉やうじ、是をあらましに取合、

〔書言字考節用集七器財〕榧(ヘギ字彙、木版)盛物也、　片木(同)

〔貞丈雜記七膳部〕一へぎと云は、板をうすくへぎたる儘、けづらずに作たる折敷を云、

〔天保十三年物價書上下〕木具類引下ゲ直段取調書上

一白木打片木(椴唐檜)(六寸五分四方) 當五月引下直段壹枚ニ付拾八文之處、當時猶又引下ゲ壹枚ニ付拾六文、

衡重

一同断（同四方 六寸八分）（同断壹枚ニ付貳拾文之處、同断同拾八文、○中略）

右引下ゲ直段、銘々見勢先江張出し置候樣申達仕度候、

寅八月廿六日

諸色之内木具類掛牛込馬場下横町

名主　小兵衛（○人外略一）

〔下學集 器財下〕衡重（ツイカサネ）

〔名目抄 雜物〕衡重（ツイガサネ）上下用レ之

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一つゐがさねは、そうみやうなり、くぎやう、四はうはつねの人はもちゐず、げんしやうを四方にあけたるをいふ也、

〔貞丈雜記 七器財部〕一三方四方の下にあけたる穴を、今ハくりかたと云、古ハげん志やうと云、げん志やうをあくると云事、上臈名之記に見へたり、げん志やうとハ眼像と書て、眼ハ目也、目とハあなの事也、目の像といふ事也、引目、猪の目などと云目の字も、皆穴の事にて同意也、

〔玉函叢說 三〕衡重の考

中比より人をあへする器の中に、衡重てふ物あり、（衡の字はつくといへるがよみ也、されどついかされとは用しくには、つくといふ事にはあらで、ついといへる詞によりて、此字假用ひたるなるべし、ついといへる詞こととまうけて、とみにしいへるないへり、衡立障子てふ物、古尋常の障子は、數居鴫居となきにはたつべうもあらぬを、是はいづちにもとみに立ん料に、志いでつれば、さる名をばつけたるにて、つぎ立るにはあらざれど、衡の字を用る事も是をもて志るべし。）元は何くれの物の蓋を打復して、身の上に居たれば、衡重とはいひにけんかし、五節所にて姫君の衡重には掛外居を用ゐ、女房のには長櫃を用ゐけるなどいへるも、さこそはありけめ、（五節所の姫君女房等衡重の事は、雑要抄五節所裝束料雑事とある條の末に、當日〈中略〉次女房衡重用二長櫃一、姫君料掛外居用レ之、凡自余日同前と見へたり、長櫃の衡重は女房のあまたある中に、すべてうちむかひに並居て、臺盤などのさまにてあるべきなり、され）ど打まかせては足なき折櫃を用ゐける也、古き賭射の檜の、射手の饗まうけたる所に、衡立のあ

なるは、みな足なき折櫃也、古き賭射の繪の衝重は、折敷のふちもなく、下の折櫃のとぢめもかゝず、是は古き繪のくせにて、むつかしければ、かきもらしける也、狩衣などの鰭袖と大袖と縫目かきて、大袖と身との縫めはかきもらせる類なり、且古き繪の折敷、皆ふちをばかきもらせり、もし今の人むかしの折敷は、かくふちもなくてありぬやといふべきか、されどふちの折曲られてあればこそ、折敷とはいふめれ、ふちなくば折敷の名あるべかられば、古しへよりふちはありつるを、むつかしければ書もらしたるに疑なし、げにも御前にて、王卿に肴物などたまはする衝重も、かくこそ有べき、祭の使庭座行幸の御前の饗子にて、衝重を給はする事は、諸家の記録にあまねくあることなれば、委しく注するにおよばず、雑要抄に、仁和寺殿競馬行幸の御遊の肴物記したる所に、殿下の前の肴物菓子等の末に折敷二枚、大臣の前の末にも已上折敷二揃とあり、されどかゝる度に折敷のみにて給はする例のなければ、此折敷は折櫃の蓋にて、則折櫃の衝重なる事明らか也、かゝれば衝重には、足なき折櫃を用らる也、折まげたる定め也ける、

〔貞丈雜記 七膳部〕一ついかさねとハ衝重と書て、三方、四方、供饗の總名也、皆ついがさね也、上の臺と下の足とをつきかさねたる物なる故、ついがさねと云也、三方に穴をあけたるを三方と云、四方に穴をあけたるを四方と云、穴を一ッもあけざるを供饗と云、此三品ハ何れも同じ形なり、足付ハ衝重の部にあらず、

〔玉函叢説 三〕衝重寸法 井三方

一面八寸

一緣の高サ一寸 但面八分の一

一厚サ一分六厘餘 但緣の高サ六分の一

一面の餘リ五厘餘 但厚サの三分の一

一筒の渡リ六寸四分 但面の十分の八

一筒の高サ五寸七分六厘 但筒の経リ十分の九

一緣筒の角の折目八分 但面の十分の一

一總板緣の厚サに同じ

一くり形より上一寸一分六厘（但緣の高サと緣の厚サと分たる寸法）

一土居五分八厘（但上の牛分の寸法）

一操形の左右狹所土居に同じ

〔江家次第〕（十九十月）射場始（幼主著直衣給）

給公卿饌、（○中略）註所雜色以下、給出居幷的付前衡重、藏寮官人、給殿上侍臣前衡重、（有飯）

〔河海抄〕（十八宿木）天曆四年閏五月五日、此日自中宮給產餉、息所前衡重廿枚、面打敷等用蟬翼、

〔古事談〕（一王道后宮）一條院御時、喚諸卿於御前渡殿東第一間、立地火鑪、（○中略）先供御膳、次給衡重上達部、

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日春宮（○安德）御五十日也、（○中略）諸卿著座、（○中略）居衡重之、（尾張國備進、有飯、大宮大納言雖不可居飯云、後聞、諸司釋座着物不居之、只居衡重之時、有飯者、）

〔俊成卿九十賀記〕建仁三年十一月廿三日丁亥、今日於上皇（○後鳥羽）二條御所、被賀入道正三位釋阿（○俊成）九十算、（○中略）次賜釋阿前物、（○中略）次居公卿衡重、（塗胡粉、有畫圖、院廳儲之、）

〔吾妻鏡〕（三十四）仁治二年十二月一日甲寅、酒宴經營之間、或用風流菓子、或衡重外居等、畫圖爲事、御所中之外、向後一切可停止、如此外過分式之由、被觸仰諸家、凡禁制過差事先日雖被定、經營結構之時、動依有違犯事、今日重被仰下云云、

〔孝亮宿禰記〕慶長二年九月八日、德善院僧正參內、於小御所有御對面、勸修寺大納言、雖不口參所、予、九條殿、二條殿參、僧正就參內、衡重テ可被下歟、但平押敷歟如何、御返事云、僧正用衡重事モ有之、又平押敷之事有之、大納言モ於禁中用平折敷事有之、是者攝家親王以下之爲御相伴之間、用衡重不可苦歟、殊當時事、德善院爲權勢之人、可被用衡重之由、有御返答也、仍今日被用衡重了、

〔兼葭堂雜錄 一〕衝重といへる臺は、賀茂祭には必ず入事なるが、其製傳はらざりしを、元祿七年賀茂祭御再興の時、いろ〳〵僉儀ありて、出來たりしとぞ、通例の三方ぐりの臺の横長にして低きものなり、白く塗て摸樣を畫く、是をうつして、茶道に紺青を以遠山を書き、俗に遠山臺となづけ、早春の熨斗臺などに專ら用ゆ、故に有職の道に心あるものは、衝重といひて、豫て知といへども、餘人は知らず、只遠山臺といへる物と心得たり、原來有職の方には遠山は畫かず、若松あるひは松に鶴、錦花鳥、四季の花等なり、尤衝重といふは、急の設に筥の蓋を仰むけてのせ用ひしゆえに、つい重ねたるといふよりして、衝重とはいふよし、衝立の屛風なども、其時にのぞみて、つい立たるよりして號くるといへり、胡粉にて白く塗たるを樣塗(やうぬり)といへり、公事根源臨時客の條に、朱器樣器といへる事あり、樣器といへるは、木地の器のことにして、樣塗といへるは、生地にて用ゆるを、疎き木理を隱さんために、白く塗し物にて、生地と同樣なりとぞ、寸法は普く知る所なれば、是を贅せず、折敷の面に册木(とぢき)とて、柳あるひは棒にて册たる結びあり、是なん蓋を仰むけて、筒に册つけたる形なり、又筒の打合せと、折敷の打合せと、左右の違ひあり、則ち翻したる證なりといふ、

供饗

〔下學集 下器財〕公卿(クギヤウ)臺器也

〔運步色葉集 久〕供饗(キヤウ)

〔書言字考節用集 七器財〕供饗(クギヤウ)又作(二)公饗(一)、臺器也、

〔物類稱呼 四器用〕供饗くぎやう　江戸及び四國にて、けそくといふ、東國にてろくがうと云、西國にてろくごう、又ごうと云、近江にてくげと云、越前にてくぎやうと云、加賀にてをけそくだいと云、供したる品を、をけそくといふ、今按にろくごうと云は、おくぎやうの訛か、

〔家中竹馬記〕一女房などの中にて、公卿にすはりたる盃を、こなた衆飲時は、盃を手に取て後、公卿をそばへをしのけて置て、酒を受る也、我飲たる盃をば、下にをくを、酌する人公卿へ上る也、

四方
三方
二方
一方

〔躾方明記八〕くぎやうに、のしかちぐりこぶ置て、さて盃三重て出し候事、式三獻をりやくしたる體也、

○按ズルニ、梟首ニ供饗ヲ用キル事ハ、法律部中編梟首篇ニ載セタリ、

〔書言字考節用集七器財〕小四方(コジハウ)小盤也、俗云足打、　三方(サンバウ)臺盤之屬、又有二方、四方之制、今世天子伏見家用二四方一、

〔玉函叢説三〕衝重の考

衝重の身のうちに物こむる事は常ならで、彼身をもうち復したるが常なれば、それを後には、上の折敷にとぢつけたるより、一ツの器とはなれりける、さてより置物の机などのさまに、穴ゑりて足となせるより、四方三方などてふ事はいできにけり、彼四方とはまたく四ッ足なり、飛驒守惟久がかきつる、八幡太郎の軍の繪に、武衡家衡等が郎等ども、なみ居てものくふ所に、皆四方にてすゑわたしたり、されば穴ゑりたるはじめは、穴だにゑればみな四方なりけめ、さるを後に親王大臣は四方、納言以下三位以上は三方、其已下は穴えらぬ衝重とは定められし成べし、さて四方三方も誠しくは四方ゑりの衝重、三方ゑりの衝重といふべきを、略して四方三方とはいふなり、今も四方三方の筒のとじめのきり前なるは、彼打復したる折の遺風なりけり、古へは王卿などは、公の御前ならで、いたく衝重用うる事はなし、私には臺、又は假初なるには折敷高坏を用ひたるに、彼四方ゑり三方ゑりなどいふ事のいできてよりぞ、折敷高坏にもかへ、臺にもかへて、用ゐけるより、何本立とも呼なるべし、

〔玉函叢説三〕大三方

一面一尺一寸五分
一緣の高サ一寸四分三厘但面の八分の一
一厚サ二分三厘餘但緣の高サ六分の一

一面の餘リ壹分五厘餘但厚サの三分の一

一筒の高サ八寸二分八厘但筒の徑リ十分の九

一緣筒の角の折目一寸一分五厘但面の十分の一

一總板厚サに同じ

一くり形より上一寸六分六厘但緣の高サと緣の厚サと合たる寸法

一土居八分三厘但上の中分の寸法

一くり形の左右狹所土居に同じ

一緣の高サは低キを好み、板の厚サは厚キを好み、面の餘りは長キをこのみ、筒の徑リは廣キをこのみ、筒の長サは短キを好み、角の打目は狹キをこのみ、操形の左右土居は狹キをこのむ、

一中三方面一尺一寸　一小三方面九寸五分　一廣三方面一尺三寸五分

〔玉函叢説三〕四方三方

四方三方の穴は、今はいとちいさき也、是はそのあなの名を寶珠形など俗にいへば、その名になづみて、燈籠のまどの月形などのやうに、またく寶珠の形をゑるぞと思ふより、かくはなれりけるなるべし、まことは穴には意なくて、殘れる板を足のさまに見するなれば、穴はいかにもおほらかにて、下は横ざまにたひらげて、掛盤の下の土居の樣に有べきなり、〇下略

〔調度口傳〕一四方之事

普通の三方のごとくにて、すかし四方にあるなり、大臣以上の膳具にして、容易に用べきにあらず、若大臣ならぬ人用る時は、前の一方をはりて用ゆるなりといふ、むかし公方樣には、四方御用なく三方也、寸法三方に准ず、

一三方の事

常の三方に替る事なし、七五三の時、本膳差渡一尺五寸、ふちこし三寸二分、こし一尺、二三膳七分落にて組入子也、五々三の時は、差渡一尺三寸五分、ふち二寸八分、こし九寸三分、のし三方一尺二寸、盃三方一尺又九寸、小三方九寸、これは一名公卿トモ云テ、三位以上の用ゆるものにて、其以下用るなし、婚禮の時、万石以上にて御緣女は三方にて參らせ、御聟江は板足にて參らする也、內々にては御聟江も、三方にて參らする事、近頃の法なり、

一二。方の事

三方のごとくにして、すかしを前後の二方へ明たる也、是は三位ならぬ人に用ゆると云、其品傳らず、

一一。方の事

右に同じ、前に計すかし有也、一說に二方は四位の人、一方は五位の人と云へども、其品傳らざれば、容實知らず、云傳へし事也、

〔筆の靈前篇六〕善一按に、四方は臺の中にて、其橫長き品、あるは圓き品にわけて、四方同じ形なるをぞ云べき、眼象四方にあるのみの事と思はんは合ふべからず、又三方と云あり、是は四方と同じ様なる物なれど、四方は橫目の木をまげたる、其縫合せを角にて爲けんか、又は古制は木を竪にして、四方に付け、各眼象ゑりけんかもしらず、其橫目の木を用ふる者、眞中にて縫合する事、今の三方の制の如きが、たもちも好く万に便ありとて、然作る事始りて、中にて木を繼合すれば、そこには眼象ゑり難くなりて、三所に眼象を付れど、猶實は四方なり、然るを古の書に、四方は眼象四方にある由の名と思へるは、ひが事なるべし、又三方と云名は、其眼象の三ツあるに因ると思へば、聞ゆるが如くなれど、眼象四方にあるが常なるに、殊に三方につけて三方とよび、別に一の臺の品とし、種をわかちふやすべきいはれなし、然れば三方といふ名は、もとひが事にて、其もな

ほ四方と云べき具なり、故に三方の名は古書に見及ばず、四方は中右記嘉保元年三月十一日の條に、朱大盤廿七とて、先ッ四方六ッ、次ニ小大盤十九、次八又二ッ、次第如ㇾ之、此中八尺長二ッ、四方六、小大盤十九、已上例史所持之とあり、此四方と云物、推はかるに、眼象ある者をさして云べきにあらず、後に云ふ如く、小き物にもあるべからず、そは次に小大盤とあるにて知るべし、又八尺長二とあり、是は横長き臺を云ふなり、其長きに對へて、方なれば四方といへるなりと聞ゆ、方臺など云ふべき如くなれど、四邊同尺の義を云ひあらはさんとて、四方とは云ひならへるなるべくこそ、

〔宗五大草紙上〕人の相伴する事

一相伴の人により膳の替事、殿中にては、公方樣攝家大臣門跡皆御四方、公卿は三方、攝家大臣門跡の御相伴の時は、武家の御相伴衆はなし、御配膳も役奏とて、殿上人御みやつかひ候、武家の御相伴の時は、公方樣御前四方、公家大中納言三方、武家は足付、御配膳御供衆、又長老の御相伴時は、公方樣にも御とぎは、ぬり折敷御わんにて候、長老同前、○中略又善法寺殿被ㇾ出候時は、殿上人のごとく三方にて候間、飯湯づけともにかはらけ、內々にて又かはり候、武家へ參會之事、細川殿、畠山殿、山名殿、一色殿、赤松殿、大內殿、右馬頭殿、土岐殿、武田殿金仙寺殿、大名の內衆には上原豐前、波々伯部、多賀豐後、陶、間田、杉浦上など所にて見及候つる、各參會の所へ公家衆飛鳥井殿、藤中納言殿、御出候事候し時、三方にて御膳を調參候へば、殊外御斟酌にて、各のごとく足付にて御參候つる、又あつかひもなくこなたより足付に拵候ても參り候し、

〔三內口決〕一盤四方三方事

大臣以上ハ四方、大納言以下ハ三方也、

攝家ハ不ㇾ依淺官、自幼少於公界被ㇾ用四方候、爲一人條、一向各別事候、然處淸華ノ諸流ハ、於公界可

用四方之由被存歟、曾以無其謂、所詮於禁中御相伴之時、清花之大中納言、自前々三方ニ相定候上者、爭於公界可被用四方乎、諸家更不可免之事也、於私宅者、大臣之孫子迄ハ用四方候、是ハ堅固內內ノ儀候、如愚老〇藤原實枝モ內儀之時、四方受用理運事候、若如此之儀被思直、淸華之衆被及異儀哉ト推量候、細緣之三方ハ、六位藏人ニ用之候、公界參會之時如此、

私云、官女上臈分之人用細緣、

殿上人、四位、五位、公界參會之時、三方勿論也、然所於親王家攝家宮門跡等、被用折敷、隨分稱雄之雲客甚以不便、仍有所存之輩、酒肴之時者令早出、或平生不昵近、是故實也、愚老雲客之時、於伏見殿給細緣三方了、於攝家モ如此之用捨尤可然哉、況諸門跡之儀、誰不可存異儀、於家禮之輩者、一向非可被量、依此義諸家之勝劣令混亂歟、無有職之所至也、

〔大內問答〕一自然として、攝家淸花、其外の御公家樣、御出候時は、武家衆も參會候には、御肴御盃など參りやうの事、同殿中には、如何御座候哉の事、

右に申候ごとく、攝家淸花、御出の事は、稀成事にて候、於殿中も、公方樣攝家門跡大臣へは四方、大中納言は三方如此、〇中略又攝家門跡は無御參賀、武家の御相伴衆までの時は、公方樣御四方、大中納言は三方、武家の御相伴衆は平おしきにて候、

〔文祿三年卯月八日加賀之中納言殿江御成之事〕御相伴衆

左上だん	聖護院殿	四方	安威攝津守 服部采女正
右上だん	菊亭右大臣殿	四方	堀田圖書 河尻肥前守
右ノ一	江戸大納言殿	三方	猪子內匠 本田若狹守
右ノ二	大和中納言殿	同	片桐東市正 古田織部

〔槐記〕享保十二年八月十二日、參候、仰〇近衞家熙ニ、來ル十八日ニハ、東宮御方〇櫻町本殿ヘ渡御ナルベ

シト仰出サレタリ、〈中略〉○渡御ノ間ハ、諸卿ヲ初トシテ、末マデノコラズ平折敷也、還御ノ跡ノ饗應ハ、大臣ハ大臣、公卿ハ公卿、殿上人ハ殿上人ト、ソレ〳〵ニ膳部ヲカヘテ、三寶モアレバ、足ウチモアリ、勿論ヒラヲシキモアリ、ソレ故二段ニナリテ、別シテヤカマシキコト也ト仰ラル、

○按ズルニ、神事ニ用キル四方三方ノ事ハ、神祇部祭具篇ニ在リ、

薄盤

〔調度口傳〕一薄盤之事

當時薄盤と云は、一ツの名目になれども、實に前條之四方より平折敷まで薄盤也、然るを當時柳營を初諸侯方にて、薄盤と稱し、年頭などに式三獻、雜煮三こん、五々三などに用ゆ、白木又素うるしも有、大サは前の三方に同じ、又家々に依、いさゝか替りあり、薄き木を以て作るによりて、薄盤と稱するなり、

折櫃名稱

〔倭名類聚抄 十六 木器〕櫃　蔣魴切韻云、櫃〈音與簣同、倭名比都、俗有長櫃、韓櫃、明櫃、折櫃、小櫃等之名、〉似廚向上開闔器也、

〔箋注倭名類聚抄 四 木器〕折櫃屈折一木爲之、今盛果物有名折之器、即是名之遺也、

〔類聚名物考 調度七〕折櫃　をりひつ

をりびつを口にとのふるには、ヅウの如くツを濁りていふなり、さてかたちは卽今の世に菓子折といふものにて、足付のふち高の事なり、大小は物によりて殊なり、折といふ板のさし物の釘打にはあらで、曲物故に木を折まぐる故の名なり、この折櫃には、草木などかりに入る事も有り、

〔安齋隨筆 前編十四〕一折櫃　古書に見えたり、ヲリウヅと云也、檜の薄板を折り曲げて筥に作る也、是は餅類肴などを盛りフタをして、四隅に作り花などを立てヽ飾る也、俗に折と云も同物也、然るに高橋家の傳也とて、形を繪圖にして寸尺を書たるあり、田舍人の所爲にて、餘りにカタクナヽル事也、如此の雜物に、何ノ法式寸尺ノ定あるべきや、形は四角にも六角にも心任せにすべし、フタもあり、臺もあり、筥の身に合せて作るべし、筥に直に足を打付たるは略也、此折ウヅ一ツ

を一合と云也、折ウツにかぎらず、すべて筥物の類をば、一合二合と云、又折櫃の類を胡粉にてぬりみがき、緑青などをぬり、或は金銀の箔にてダミ、繪かき彩色などすれば穢らはし、古風にあらず、食類を盛る物なれば、白木にてこそ清淨なれ、且古風にてよし、

折櫃製作

〔延喜式主計二十四〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、一丁〇中略折櫃五合、長二尺、廣一尺四寸、

〔三中口傳二乙〕一菓子間事

折櫃事

古ハ以紺青緑青等青丹二色二合二色綵色之、其上以金銀泥ダミ繪ヲ書、近代色々ニ染テ散薄タリ、隨時儀可被調之、二色相計、古儀各二合ヲ一色被調可宜也、金銀帶二筋ヲ懸テ、上ノ帶ノ上ヲ口ノハタマデ、白ミガキニテク丶ミタル也、稱伏輪、折櫃ノ口ノハタ計ニ置伏輪無下事也、或上下懸帶不用伏輪、或雖綵色散薄不懸帶、共以不法式、但近代多在之、

居筥時彫牙象、或書風流不打任事歟、古ハ無之、近代面々意巧也、〇中略

立紙事

云薄樣云色紙、發時無差別、但薄樣猶刷時事也、折櫃懸帶伏輪之時、猶立薄樣色紙等定事也、立色紙時同書繪也、

〔厨事類記〕殿上垸飯〇中略

折櫃二十合、高三寸、口徑六寸、綵色畫圖、淡美麗、金銀布持、〇中略

臺盤所垸飯〇中略

折櫃高二寸五分、徑五寸五分、同前〇淡輸如殿上垸飯

折櫃用法

〔延喜式大膳三十二〕宴會雜給

折櫃工人

明櫃八合、〈〇中略〉折櫃五十合、〈命婦料、但二十合、敷布別三尺、〇中略〉

右新嘗祭宴會料依前件、〈〇下略〉

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮〈〇安德〉御五十日也、〈〇中略〉所々居饌、內殿上垸飯、〈〇中略〉菓廿坏、〈盛方折櫃、以折櫃口寸法爲盛物高、件櫃塗組泥、以紺青緑青畫鶴松、有金銅口帶、以色々薄樣立四角、盛物皆滿折櫃之內、高與紙立均、〉

〔古今著聞集〈六管絃歌舞〉〕同〈〇建長三年六月〉廿六日、院御所にて御遊有けり、〈〇中略〉夜ふけて折櫃のうへに折敷をおきて、けづりひをすへて、公卿の前におかれけり、院には御臺にてぞ供せられける、

〔槐記〕享保十二年六月十日、今日ハ關白樣〈〇近衛家久〉御有氣ノ御祝儀アリ、〈〇中略〉諸卿ヨリノ獻上モノ、山ヲナシテ夥シ、仰ニ、諸方ヨリノ進物モ、大ヤウ同ジモノ也、但シ滋ノ井ヨリ參リタルモノコソ、故實ノモノナレ、拜見スベキノ由、仰ニテ拜見ス、折櫃二合、一方ニ餅、一方ニ干菓子也、仰ニ、昔ハ諸卿ノ集參ニテ、此折櫃ナリ、今ハメヅラシキ樣也、尤モ此上ヘ平折敷ヲ重子タルヲ、ツキ重子ト云、今ノ三寶ハ、ソレヲトヂツケテ、便ニシタルモノ也、昔ハ二ツモノニテ、菓子ヲ喰テ其折敷ヲ、後ヘ投テ捨ル故實也、階ナドノ上ヨリ落スハ、スラセテ音セヌヤツニナドスルコトアリト仰也、〈聞モ及バヌ珍キコト、世ニアリガタクコソ、〉十一日、右御禮參上、〈〇中略〉昨日ノ御ウワサ也、昨日ノ獻上物ノ、御裾分ヲ進ゼラル、彼滋野井殿ヨリ獻上ノ折櫃ヲモ進ゼラル、皆胡粉ニテヌリテ、松竹鶴龜ヲ記ス、〈〇圖略〉仰ニ、古ヨリ斯樣ノ器ハ、大ヤウ胡粉ヌリ也、コレヲ、樣器ト云、漢ノ名ニテ候ヤト窺フ、和名也ト仰ナリ、銀ノ略ニテ、銀樣ト云心カト仰ラル、

〔延喜式〈三十三大膳〉〕造器二人、〈一人木器、一人土器、〉月別所造折櫃卅合、平片坏八百口、其粮料、黑米日二升、鹽二勺、

〔續修東大寺正倉院文書後集〈四十三〉〕山作所作物雜工散役帳

檜工十六人〈〇中略〉　四人折櫃十合〈〇中略〉

天平寶字六年三月卅日　領下道主

折櫃雜載

〔尊勝院文書〕越前國使等解　申勘定□□□□物事
合買雜物卄一物
價稻四百五十四束〇中略
折櫃十合　直五束東別二合
天平勝寶七歲五月三日　田使曾禰連弟麻呂〇以下二人略
主典安都宿禰雄足

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕造陶司石山寺充雜器事
折櫃參拾口〇中略
天平寶字六年二月九日
正六位上行正林連黑人

古事類苑

器用部四

飲食具四

〔新撰字鏡 瓦〕甀 馳僞反、小口罌、彌加、 甕 烏共反、去、瓮、彌加、 瓮 烏江反、三加、 甖 美加

〔倭名類聚抄 瓦器 十六〕甀 本朝式云、甀 美加、今案音長、一音伏、見唐韻、 辨色立成云、大甕、和名同上

〔箋注倭名類聚抄 瓦器 四〕那波本甈作甀、廣韻甀瓶也、那波氏蓋依之校改、按注引唐韻、則校改似是、然延喜式皆作甈、則改作甀、終非是、蓋源君引式舉甈字、唐韻無甈有甀、謂甈甀同字、故以唐韻甀字音音式甈字也、然式甈字、似皇國所制字、恐非即唐韻甀字、類聚名義抄作甀、亦蓋依他書改者、其誤與那波氏同、

〔東雅 器用 十一〕甀 ミカ 瓼 サラケ 倭名鈔に本朝式を引て、甀はミカ、瓼はサラケ、○中略 ミカとはミは深也、深山讀てミヤマといふ事の如し、古語にカと云ひしは、ヤクといふ語を合呼びし也、ヤクは燒也、即今俗に瓷器を呼びて燒物といふが如く、瓦器にして深きをいふ也、

〔倭訓栞 前編 三十〕みか 日本紀に甕をよみ、新撰字鏡に瓮をも甀をもよめり、みは大の義、かはかめの略成べし、釋にも上古物の大なるをみかといふ、甕星甕栗など是也と見えたり、一説に甕星も甕栗も嚴星嚴栗の義にして、みかいか相通ふともいへり、延喜式に甈字をよめり、甀の誤字なるべし、倭名抄に見えたり、瓶也、みかのはらた丶へなどいへるは、甕をはらともよめる故也、みかのべも瓮をべともいふをもて也、されど祝詞式に、甕上高知甕腹滿並と書せるぞ本義なりけん、

古へ酒を醸たる瓱ながら神に奉るをもてかく云へり、

〔延喜式 二十四 主計〕凡左右京五畿内國調、一丁輸錢隨時增減、其畿内輸雜物者、（中略）陶器、八丁池由加瓱各一口、（受五石、）（中略）

凡諸國輸調、（中略）陶器、三丁池由加瓱各一口、（各受五石、）

〔古事記 中 應神〕故茲神之女名伊豆志袁登賣神坐也、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣、皆不得婚、（中略）爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備設、爲宇禮豆玖云爾、

〔古事記傳 三十四〕甕は酒を釀加米(カムカメ)にて、（中略）古書皆此字は美加(ミカ)に用ひたり、かくて此は人身の長ばかりの深さに酒を釀(カム)なれば、高く大なる甕なり、諸祝詞に甕上(ミカノヘ)高知(タカシリ)とあるも、高き形を以て云り、

〔播磨風土記 印南郡〕含藝里（本名瓶落、土中上、）所以號瓶落(ミカオチ)者、難波高津御宮御世、（仁德）私部局取等遠祖他田熊千瓶酒著於馬尻、求行家地、其瓶落於此村、故曰瓶落、

〔播磨風土記 託賀郡〕法太里（甕坂、花波山、）（中略）一家云、昔丹波與播磨堺國之時、大甕堀埋於此土、以爲國境、故曰甕坂、

〔尊勝院文書〕越前國使等解　申勘定□□□□物事

合買雜物卅一物

價稻四百五十四束（中略）

瓱四口（二口受三石、二口受二石五斗、）　直一百卅束（二口各卅束、二口各卅束、）（中略）

天平勝寶七歲五月三日　田使曾禰連弟麻呂（以下二人略）

〔隨意錄 五〕有一門人、歸自奥州津輕、語曰、津輕海邊、有地名瓮陵、（加米能於加）其陵自古多瓮甕、其徑或六七寸、或八九寸、且其陵土多爲石、瓮甕附著焉、土人鑿得之者、往往有焉、予（冢田虎）因按之、國史云、天孫夢有

甌　　甕

天神、訓之曰、宜取天香山中土、造平瓮八十枚、幷造嚴瓮、而敬祭天神地祇、亦爲嚴呪咀、如此則虜自平伏云云、此神武東征之時也、國初有如是事、然則津輕之甕、其此類之遺也與、

〔倭名類聚抄 十六瓦器〕甌　本朝式云、甌(佐良介、今案所出未詳、)辨色立成(○辨色立成恐日本紀私記誤)云、淺甕、(和名同上)

〔東雅 十一器用〕甌ミカ　甌サラケ　倭名鈔に本朝式を引て、甌はミカ、甌はサラケ、今按ずるに、甌字所出未詳、辨色立成には大甕をミカと云ひ、淺甕をサラケといふと注せり、○中略　サラケとはサラは淺也、(淺をアサといふ、アは發語の詞也、古語にサと云ひしは細也、小也、狹也、淺也、サラといひしは、即これ詞助なる也、)ケはカといふ語の轉せし也、瓦器にして淺きをいひし也、甌の字の如きは所出未詳、我國之俗、創造れる所なるも知るべからず、

〔延喜式 二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、○中略　陶器、○中略　二丁甌一口、(受一石二斗、)○中略

凡諸國輸調、○中略　陶器、○中略　一丁甌二口、(受一石五斗、)

〔延喜式 三十六主殿〕供奉年料、(○中略、中宮准此)

甌三口

〔延喜式 三十九內膳〕年料、○中略

甌十一口、(汲運水料、)

〔日本書紀 十五顯宗〕白髮天皇(○清寧)二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、(一云、巡行郡縣收斂田租也、)適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、○中略　億計王(○仁賢)起儛既了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、○中略　出雲者新墾、新墾之十握稻之穗、於淺甕(サラケ)釀酒美飲喫哉、○下略

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕甌壹佰口(一口徑一尺八寸、深三尺四寸、一口徑一尺九寸、深五尺七寸、一口徑一尺八寸、深三尺三寸、○下略)

〔新撰字鏡 瓦〕甖(口莖反、入、瓦器也、古毛太比、又取月、)甇(於耕反、平、罃、母太比、)甀甊甈(三字毛太比)

〔倭名類聚抄 十六瓦器〕甕　揚雄方言云、自關而東罌謂之甕、(烏貢反、字亦作瓮、罌音烏莖反、字亦作甖、和名毛太非、)

〔箋注倭名類聚抄 十六瓦器〕原書卷五、作自關而東趙魏之郊謂之瓮、或謂之甖、說文甖缻也、瓮罌也、玉篇瓮甕同上、按甕後世形聲字、與說文訓汲瓶甕字自別、

〔段注說文解字 十二下瓦〕瓮罌也、罌者缶也、缶者小口罌也、然則瓮者罌之大口者也、方言曰、瓬瓮瓭甁甖也、自關而西、晉之舊都、河汾之間、其大者謂之甀、其中者謂之瓿甊、自關而東、趙魏之郊、謂之瓮、或謂之甖、甖即罌字、从瓦公聲、烏貢切、九部、

〔干祿字書 去聲〕瓮甕 並正

〔古事記傳 二十一〕古閉に用たる字、瓮か瓫か定まらず、必一なるべきを、形も義も似たる故に、後にまがひて、何れをも書るなるべし、故今辨へおくなり、瓮は烏貢反、說文に罌也と云て、甕と同じことなり、瓫は步奔反、盆と同じ、○中略大抵瓮は大きにして、腹大きなる物、瓫は小き物と見えたり、されど漢國にても、古く用ひたるさま、二字まぎらはしく聞ゆ、今思に閉には瓫字よりは、瓮の方今少しよく當れゝば、古書に用たる皆此字なるべし、

〔東雅 十一器用〕甕モタヒ　倭名鈔に楊氏方言を引て、甕罌等の字、共に讀みてモタヒといひ、甕又作瓮、罌亦作罌と注せり、舊事紀、日本紀の如きは、甕讀みてミカといひけり、建甕槌神、天津甕星等の甕の字を讀む事の如き是也、さらば上古之時、總てはこれをミカといひしを、後世の俗、其制之大小によりて名づけ呼ぶ所も相わかれたりける也、モタヒといふ義の如きは不詳、(中略)モタヒとい ふは、モタは持つべきなといひしに似たり、也、ヒとは即器也、その擁持し

〔日本書紀 三神武〕戊午歲九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之巓、瞻望域中、○中略賊虜所據皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、香山、此云介遇夜摩、以造天平瓮八十枚、嚴瓮、嚴瓮、此云怡途背、而敬祭天神地祇、亦爲嚴呪詛、嚴呪詛、此云怡途能伽辭離、如此則虜自平伏、○中略天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃使椎根津彥著弊衣服及蓑笠、爲老人貌、又使弟猾被箕、爲老嫗貌、○中略二人得至其山、取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此埴造作○中略嚴瓮、而陟于丹生川上、用祭天神

地祇、

〔書紀集解 神武三〕幷造嚴瓮（原作瓮、據崇神天皇紀改之、下同、）

〔釋日本紀 九述義〕嚴瓮（イツヘ）　兼方案之、嚴重之義、瓮者土瓶也、今世神今食新嘗祭等供神物陶器土器此因緣也、凡嚴瓮者祭神之土器之總名也、

〔日本書紀 五崇神〕十年九月壬子、○中略　武埴安彥與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、○中略　時天皇○中略　復遣大彥與和珥臣遠祖彥國葺、向山背擊埴安彥、爰以忌瓮鎭坐於和珥武鐰坂上、則率精兵進登那羅山而軍之、

壺

〔新撰字鏡 瓦〕瓺𤭛（二字、豆保）

〔倭名類聚抄 十六漆器〕壺　周禮注云、壺（音胡、和名都保）所以盛飮也、兼名苑云、一名㽘、（唐韻音與謹同、以瓢爲酒器也、）

〔箋注倭名類聚抄 四漆器〕所引司馬之屬挈壺氏注文、聘禮注、壺酒尊也、說文、壺昆吾圜器也、象形从大象其蓋也、○中略　按儀禮士昏禮注云、合㽘破匏也、禮記昏義注云、㽘破瓢爲杯也、正義云、㽘謂半瓢、以一瓢分爲兩瓢、謂之㽘、○中略　按唐韻所云酒器、猶言飮酒器、所謂破瓢爲杯者、不與周禮挈壺氏所載及掌客注云壺酒器也同、然則㽘字可訓佐加豆岐、源君以兼名苑瓢㽘爲壺尊之壺、以唐韻酒器爲盛酒器、並誤、

〔段注說文解字 十下〕壺　昆吾圜器也、（缶部曰、古者昆吾作匋、壺者昆吾始爲之、聘禮注曰、壺酒尊也、公羊傳注曰、壺禮器、腹方口圓曰壺、反之曰方壺、有爵飾、又喪大記、狄人出壺、大小戴記投壺、皆壺之屬也、）象形（謂蓋）从大象其蓋也、（奄下曰、蓋也、大有餘也、戶姑切、五部、）凡壺之屬皆从壺、

〔干祿字書 平聲〕壺壺（並上俗下正）

〔倭名類聚抄 十六瓦器〕坩　楊氏漢語抄云、坩（古甘反、和名都保、今按木謂之壺、瓦謂之坩、）壺也、或曰甀甖（武器二音）垂拱留司格云、瓷坩二十口、一斗以下五升以上、故知坩者壺也、

〔箋注倭名類聚抄 四瓦器〕按坩字從土、玉篇亦云、坩土器也、其用土造明矣、則云瓦謂之坩可也、三禮注

疏、及聶氏三禮圖、乾道六經圖等書、皆不言壺定用何材、木謂之壺、未知何據、〇中略按廣韻、坩、坩甒、又云、甒甖甒、故坩或曰甒甖也、禮器注、壺大一石、瓦甒五斗、玉篇、甒盛五升小甖也、按說文無甒字、淮南氾論訓抱甀而沒、高誘注、甀、武也、今兗州謂小武爲甀、士喪禮下篇甒二、鄭注、甒、瓦器、古文甒皆作廡、則知古借用武廡字、〇中略以上蓋皆漢語抄文、引格證坩之爲壺也、按垂拱留司格六卷、裴居道等奉勅撰、見唐書、今無傳本、

〔東雅器用十一〕壺ツボ　倭名鈔漆器の類に、周禮注を引て、壺はツボ所以盛飲也と注し、又瓦器の類に、楊氏漢語抄を引て、坩はツボ壺也、今按ずるに、木謂之壺、瓦謂之坩と注せり、壺といひ坩といふ、古制は知るべからず、ツボとは其形の圓なるをいひしと見えたり、古の俗、凡物の形圓なるを呼びて、ツブといひツボといふ、圓讀みてツブラといひ、粒讀みてツブといひ、水沫をミツボといひ、草木の蓓蕾をツボミといふが如き、皆是也、壺の如きも古にはツブといひけり、日本紀に、壺此にツブといふと注せられし卽是也、

〔延喜式内匠十七〕銀器

酒壺一合（受一斗五升）料銀大七斤八兩、炭二石、和炭七斛五斗、油八合六勺、長功卅四人（火工十二人、鏤鑪六人、磨四人、夫十二人、）中功卅九人（工廿六人、夫十三人、）短功卅三人（工廿九人、夫十四人、）

伊勢初齋院裝束

大壺一合、料漆四合、絹一尺、綿六兩、細布一尺五寸、掃墨三合、燒土五合、單功四人、

賀茂初齋院幷野宮裝束

白銅酒壺一合（受二斗）料白銅大廿斤、油五合、鐵三廷、炭卅斛、和炭一斛、信濃布一丈五尺、麻繩一了、伊豫砥一顆、長功五十人、中功五十五人、短功六十人、

〔延喜式民部二十三〕凡太宰府年料造進、〇中略黑漆提壺十四口、

𤭯

右以正稅充料造進

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略一丁〇中略酒壺六合、〇中略大壺、大高盤各十二口、〇中略小壺小𤭯廿四口、〇中略有柄中𤭯、中壺各十六口、

〔延喜式三十九內膳〕年料〇中略

壺八口納醬漬并漬物料

〔泉州志二大鳥郡〕蜂田壺　出東村

余按、上古陶邑造瓦器、今蜂田造壺者、此其遺風也、今謂半田壺者、語之轉也、

〔類聚名義抄九瓦〕𤭯𤮕音樓、正、ハソウ、カメ、又缶盆反、

〔伊呂波字類抄雜物部〕𤭯ハソウ大膳式云

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、〇中略陶器、〇中略一丁〇中略大山𤭯二口、受一斗五升〇中略大𤭯三口、受一斗〇中略中𤭯四口、受八升〇中略小𤭯八口、受三升〇中略

凡諸國輸調、〇中略陶器、〇中略一丁〇中略小壺、小𤭯廿四口、〇中略

和泉國行程上二日、下一日、調、〇中略大山𤭯八口、〇中略大𤭯十二口、〇中略中𤭯九十口、〇中略小𤭯九十八口、山𤭯二口、

〔延喜式三十二大膳〕鎭魂皇后宮東宮亦同大直神一座〇中略

酒四座別𤭯一口各受一斗

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國每國有符

應造新器〇中略

尾張國〇中略大𤭯十二口〇中略參河國〇中略都婆波卅二口〇中略備前國〇中略都婆波

瓶

六十口〇中略　已上人給料

〔新撰字鏡連火〕瓮（侯孤反、甈也、加女、）〔同瓦〕瓶（薄經反、水加女、）

〔倭名類聚抄十六瓦器〕瓶子　楊氏漢語抄云、瓶子、（上音薄經反、和名加米、）

〔箋注倭名類聚抄四瓦器〕按説文、缾、甖也、瓶、缾或从瓦、甖、汲缾也、是瓶本汲器、轉爲盛物器、方言、缶謂之瓿甌、其小者謂之瓶、〇中略　中世以來盛酒之器有瓶子、音讀、

〔段注説文解字五下缶〕缾、甖也、（易井卦辭曰、羸其瓶、左傳曹孫蒯飮馬於重丘、毀其瓶、按瓶亦汲缶、左傳具綆缶、此缶之小者、）从缶幷聲、（薄經切、十一部、）瓶、缾或从瓦、

〔延喜式二十三民部〕年料雜器

尾張國瓷器〇中略　𤭯十口、（大四口、小六口、）長門瓷器〇中略　𤭯十口、（大四口、小六口、）

右兩國所進年料雜器、並依前件、其用度皆用正税、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿内國調、一丁輸錢隨時增減、其畿内輸雜物者〇中略　陶器〇中略　一丁〇中略　平𤭯四口、（受五升、）〇中略　水𤭯十口、（受五升、）〇中略

凡諸國輸調〇中略　陶器〇中略　一丁〇中略　水𤭯、大酒𤭯、平𤭯、有蓋無柄大𤭯、有柄大𤭯〇中略　各十二口〇中略　負𤭯八口、筥𤭯、臼各廿四口、鉢卅口、酢𤭯下盤、有柄酢𤭯〇中略　各卅口〇中略　有蓋椀、小𤭯各廿口、御椀廿口、有柄中𤭯、中壺各十六口〇中略　有柄小𤭯卅口、

〔延喜式三十四木工〕神事幷年料供御〇中略　居水𤭯案、（長四尺五寸、廣二尺、高二尺、厚八分、）長功二人、中功二人半、短功三人、

〔延喜式三十九内膳〕年料〇中略　酢醬𤭯卅口〇中略　負𤭯四口、大𤭯八口、小𤭯八口、筥𤭯八口、

〔調度歌合〕五番　右

水がめ

くちにさていつかもらさむ思ひせく心の水のわきかへる身を

〔天保十三年物價書上上〕瀬戸物引下ゲ直段書上

尾州瀬戸燒
一壹斗入瓶壹ッニ付　當五月直段銀四匁五分
　當時引下ゲ直段銀四匁三分

但八升入ゟ壹升入迄右に准じ直段引下ゲ申候

尾州常滑燒
一並四荷入水瓶壹ッニ付　當五月直段銀拾八文
　當時直段同斷

但三荷入ゟ壹荷入迄右に准じ申候〇中略

右瀬戸物類は數口有之、當用之分取調候處、前書之通直段引下ゲ申候、依之此段申上候、以上、

寅八月廿一日　諸色掛佐内町
名主　八右衛門〇外一人略

酒臺

〔倭名類聚抄十六器〕酒臺 附臺子　東宮舊事云、漆酒臺、

〔箋注倭名類聚抄四漆器〕按酒臺可以居瓶、臺子可以居杯、非一物、〇中略齋宮寮式、酒臺後盤並載、後盤可訓志利佐良、亦可以證酒臺臺子非一物、〇中略廣本以辨色以下爲別條、亦非、

〔延喜式十七内匠〕銀器〇中略

酒臺一口、高六寸三分、廣六寸、料銀大一斤四兩、炭六斗、和炭一斛三斗、油一合四勺、長功一十人、火工五人、鍍工一人、磨二人、夫二人、中功一十二人、工九人半、夫二人半、短功十三人大半、工十一人、夫二人大半、

〔儀式六〕元日御豐樂院儀

造酒司率酒部等、東廊南二三間安、參議以上酒臺、〇下略

〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭〇中略

酒盞三口、各加酒臺、〇中略

度會宮〇中略

游堈

酒臺〇中略各三口

〔延喜式五齋宮〕年料供物〇中略

酒臺五十口(中略)酒部所料〇中略

月料〇中略

酒盞酒臺各十五具

〔延喜式四十造酒〕園韓神祭料春秋同

酒二石、絁三尺、篩料三細布二尺、酒臺二具折敷料〇中略

賀茂神祭料

酒一石二斗、絁四尺、篩料暴布三丈二尺、二尺折敷料酒臺二具〇中略酒臺二具、〇中略

諸節雜給酒器〇中略

四尺臺盤一面、〇中略銀盞一枚、加盤〇中略

右內命婦已上料、並請內藏寮、事畢返上、

〔江家次第二正月〕七日節會裝束

殿東軒廊安殿上酒臺〇下略

〔倭名類聚抄十六瓦器〕游堈　唐韻云、堈音剛、楊氏漢語抄云、游堈、由賀、甕也、今案俗人呼大[illegible]爲由加乎、是辨色立成云、於保美加、

〔箋注倭名類聚抄四瓦器〕按、由賀之賀、即美賀、比良賀之賀、蓋器皿之古名、大嘗祭式有由加十口、式又云、凡應供神御雜器者、神語曰由加物、蓋由者齋忌齋庭之齋、則知由賀、是齋甕之義、猶齋斧齋鉏之稱也、儀式帳渇鍬、楊氏以游堈字充之、恐牽強、

〔東雅十一器用〕游堈ユカ　倭名鈔に、唐韻を引て、堈は甕也、楊氏漢語抄に、游堈はユカといふ、今按ずるに、俗人大桶を呼びてユカヲケといふ是也、辨色立成にオホミカといふと注せり、游堈讀みてユ

平瓮

カといふは、字の音をもて呼びし也、オホミカといふは、オホは大也、ミカは甕也、俗に大桶をユカヲケといふ事は、ユカとは甕の極めて大なるものをいひしかば、大桶をも亦かくいひしと見えたり、(即今俗に、酒戸の大桶なオホコガなどいふは、ユカチケといふ語の轉語せしと見えたり、)

〔延喜式 二十四 主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、(中略)陶器、八丁池由加瓱各一口、(受五石、)(中略)一丁由加一口、(受一石、)(中略)

凡諸國輸調、(中略)陶器、三丁池由加瓱各一口、(各受五石、)(中略)小由加四口、(受一石、)

〔延喜式 三十六 主殿〕供奉年料(中宮准此)

池由加二口、(一口釜殿、一口湯殿、)(中略)由加廿口、(中略)

右起十一月一日、迄來年十月卅日料、

〔延喜式 三十九 內膳〕年料(中略)

由加十六口(汲運水料)

〔倭名類聚抄 十六 瓦器〕盆　唐韻云、盆(蒲奔反、字亦作瓮、辨色立成云、比良加、俗云保止岐、)瓦器也、爾雅云、瓫謂之缶、(音不)兼名苑云、盆一名盂、(音于)

〔箋注倭名類聚抄 四 瓦器〕按比良、平也、加與美賀由賀之賀同、比良加其形平也、廣本注末有俗云保止岐五字、按御保止岐見大神宮儀式帳、推古紀缶、新撰字鏡甈甂甇罋䍃皆同訓、則保止岐非後俗語、儀式帳有御比良加、御保止岐二名、其物不同、可知謂保止岐為比良加之俗名非是、(中略)說文、盆盎也、考工記、陶人為盆、實二鬴、厚半寸、脣寸、方言、甂謂之盎、自關而西、或謂之盆、或謂之盎、(中略)按說文、盂飯器也、方言、盌謂之盂、是盂與盆不同、兼名苑以盂為盆一名、不知何據、

〔段注說文解字 五上 皿〕盆、盎也、(廣雅、盎謂之盆、考工記、盆實二鬴、)从皿分聲、(步奔切、十三部、)

〔事物紀原 八 什物器用〕盆

爾雅曰、盎謂之缶、注云今盆也、呂氏春秋曰、堯使質絡缶而鼓之、則缶已爲用於堯世矣、周官牛人、祭祀共其盆簝、禮器、孔子曰、奧者老婦之祭也、盛於盆、尊於瓶、此又二物之名、出於周代也、

〔東雅 十一器用〕盆ヒラカ　倭名鈔に、唐韻を引て、盆は瓦器也、字亦作瓫、辨色立成にヒラカといひ、俗にはホトギといふと注せり、○中略ヒラは平也、其形をいふ也、カは燒也、瓦器なるをいふ也、猶漢に瓦盆といふが如し、ホトギの義不詳、

〔倭訓栞 前編二十五比〕ひらか　日本紀に平瓮をよめり、かは笥の義成べし、式に或は水瓮を訓せり、又手湯瓮もあり、新撰字鏡に𥂁をよめど考得ず、鍑もよめり、倭名抄に盆をよめり、瓫に同じ、唐韻に瓦器也と見えたり、今俗漆器に音をもて盆とよぶものは、其形の似たる成べし、もと槃の屬也、

〔古事記 上〕於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍、(多藝志三字以音)而、水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而櫛八玉神化鵜、入海底、咋出底之波邇、(此二字以音)作天八十毘良迦、(此三字以音)

〔古事記傳 十四〕比良迦は、○中略註書紀神武卷に、平瓮此云毘邏介と見え、○中略さて此器は、今の皿又土器の如くなる物と聞えたり、但儀式に比良加、徑一尺三寸、深一尺四寸と見え、大嘗祭式に比良加一百口、各受一斗などもあれば、大なるも有なるべし、名義、比良は、書紀に平瓮と書る如く深からず平なる形をいふ、○中略註迦は此類の器の總名と聞えて、由加、○中略註多志良加、(式に見ゆ)瓱などあり、又瓼土器などの氣も通音なれば、本一つ名なるべし、○中略太神宮儀式帳に、天比良加十二口など見ゆ、(今伊勢神宮に用ゐる比良迦、俗に盆瓦と云て、形に丸き盆の如く、徑八寸許、深一寸許にて、尋常の土器の如き燒なる物にて、毎節字爾鄕より貢すとなり、今も心御柱のもとに安くことゝぞ、)

〔日本書紀 三神武〕戊午歳九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之嶺、瞻望域中、○中略賊虜所據皆是要害之地、故道路絶塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、(香山此云介遇夜摩)以造天平瓮八十枚、(平瓮此云毘邏介)幷造嚴瓮、(嚴瓮此云怡途背)而敬祭天神地祇、亦爲嚴呪詛、(嚴呪詛此云怡途能伽辭離)如此則虜

缶

自平伏、○中略天皇旣以夢訓爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃使椎根津彥著弊衣服及蓑笠、爲老人貌、又使弟猾被箕、爲老嫗貌、○中略二人得至其山、取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此埴、造作八十平瓮、天手抉八十枚、手抉此云多衢餌離、嚴瓮、而陟于丹生川上、用祭天神地祇、

〔釋日本紀 九述義〕天平瓮ヒラカ　兼方案之、平賀者盛供神物之土器也、今世伊勢太神宮御殿下多以安置之、或說諸神參候之神座云々、

〔新撰字鏡 瓦〕甌古耶反、瓮也、保止支、又加万、　甀域甋同亡反、瓮也、盂也、保止支、　甕盎同於浪反、保止支、　瓮盆同輔運反、保止支、　〔同 土〕墁徒食、徒南二反、瓮坩也、盂也、盆也、瓮也、保止支、　〔同 金〕鍂保止支

〔倭名類聚抄 十六瓦器〕盆○中略　爾雅云、瓮謂之缶、音不

〔箋注倭名類聚抄 四瓦器〕原書釋器、瓮作盎、郭注云、盆也、按盆瓮同字、若爾雅作瓮謂之缶、郭氏必不下注如此明、爾雅不作瓮、又說文、盎、盆也、甕盎或从瓦、則似瓮甕字形似而譌、然此引唐韻載盆、因引爾雅、又瓮字無音注、則源君所見爾雅作瓮、不作甕也、今不徑改、說文、缶、瓦器、所以盛酒漿、方言、缶謂之瓿甊、郭璞注、卽盆也、急就篇、甄缶盆盎甕甖壺、顏師古注、缶盆盎一類耳、缶卽盎也、大腹而斂口、盆則斂底而寬上、玉篇、缶、瓴同上、缶見內膳司式、法隆寺資財帳有瓱、蓋缶俗字、按保度、與懷訓不止古呂之不止同、陰訓保止、亦同義、謂其形之深、岐與介通、岐介加皆一聲之轉、然則似比良加保度岐其形不同、

〔段注說文解字 五下缶〕缶、瓦器、所以盛酒漿、釋器、陳風傳皆云、盎謂之缶、許云盎盆也、缶也、似許與爾雅說異、缶有小有大、如汲水之缶、蓋小者也、如五獻之尊、門外缶、大於一石之壺、五斗之瓦甒、其大者也、皆可以盛酒漿、秦人鼓之以節謌、鼓、之錄切、擊也、韵會鼓作擊、李斯傳、廉藺傳、漢楊惲傳皆可證、象形、字象器形、方九切、三部、俗作缻、凡缶之屬皆从缶、

〔干祿字書 上聲〕缶缶上俗下正

〔東雅 十一器用〕盆ヒラカ○中略　ホトギの義不詳、ホドとは臍といふが如く、キは器也、其形の窪かなるをいひしと見えたり、

坏

〔倭訓栞前編二十八〕ほとぎ　日本紀に缶をよめり、新撰字鏡に、甂又瓺又甕又墁をよめり、火坏(ホフキ)の義なるべし、倭名鈔に、瓫をひらか、俗にいふほとぎと注せり、爾雅に、瓫謂之缶と見えたり、或は樂器とせる事倭漢同じ、延喜式に、酒缶平缶蓋水瓫叩瓫などあり、

〔延喜式主計二十四〕凡左右京五畿内國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、〇中略陶器〇中略二丁〇中略缶三口、受二五斗一丁〇中略缶蓋六口、徑六寸〇中略土師器、一丁〇中略手湯瓫(ホトキ)二口、徑六寸、受二一斗〇中略瓫八口受二一斗〇中略

凡諸國輸調、〇中略陶器〇中略一丁〇中略缶六口、瓫十二口、〇中略著乳瓫八口、受二三斗

〔尊勝院文書〕越前國使等解　申勘定□□□□物事

合買雜物卄一物

價稻四百五十四束〇中略

缶卄口　直卅東〇口別二束中略

天平勝寶七歲五月三日　田使曾禰連弟麻呂〇以下二人略

〔類聚名義抄土六〕坏音胚(ハイ)、瓦未燒、ツキ、サカツキ

〔伊呂波字類抄都雜物部〕坏ツキ、大坏、中坏、座坏、乘坏等、

〔倭訓栞前編十六〕つき　坏をよむは土笥の義、又土器の轉音なり、酒つき高つきなどいふ是也、延喜式に宮坏、壺坏、汁漬坏、中片坏、又間坏、片坏、又窪坏あり、字書にも、坏は瓦器未燒也と見えたり、日本紀に坏をも訓せり、萬葉集に一つきの酒と見ゆ、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國每國有符

應造新器

河內國〇中略足下坏(アシヒキノ)十六口　御鹽坏十六口〇中略間坏(ハシ)卄口　大高坏卅口　枚次材八十口

次材高坏八十口（○中略）已上御料

尾張國（○中略）高坏卅口（○中略）短女坏四十口（○中略）小坏十二口（○中略）片坏卅口（○中略）筥坏卅口

參河國等呂須岐卅口（○中略）山坏小坏各六十口（○中略）

備前國（○中略）短女坏卅口　山坏卅口（○中略）己豆伎卅口　已上人給料

〔延喜式（十七内匠）〕漆供御雜器

窪坏一口（徑五寸、深一寸五分、）料漆七勺、貲布三寸、掃墨二勺、功小半人、

〔延喜式（三十三大膳）〕造器二人、（一人木器、一人土器、）月別所造折櫃卅合、平片坏八百口、其粮料、黑米日二升、鹽二勺、

〔延喜式（二十三民部）〕年料雜器

尾張國瓷器、（○中略）花形鹽坏十口、（徑各三寸、○中略）長門國瓷器、（○中略）花形鹽坏十口、（徑各三寸、○中略）

右兩國所進、年料雜器、並依前件、其用度皆用正稅、

〔延喜式（二十四主計）〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、（○中略）陶器（○中略）一丁（○中略）脚短杯有蓋十三合、無蓋廿口、（各受三合、）筥杯卅四口、（受四合、○中略）等呂須伎四口、（受五升、○中略）短女坏廿口、小坏廿六口、（各受三合、○中略）盌坏燈盞各五十口、（各受二合已上、）土師器一丁（○中略）間坏一百口、（受五合、○中略）酒盞汁漬坏各廿口、（各口徑五寸、受五合、）中片坏七十五口（徑六寸、受四合、○中略）坏作土師（○中略）中片坏一百九十九口（徑六寸、○中略）

凡諸國輸調、（○中略）陶器（○中略）一丁（○中略）筥杯、樣脚短坏、凡椀各卅口、（○中略）深坏六十口、御取坏、大小筥坏、菜坏、片坏各八十二口、（西海道片坏二百口、）盌坏百口、（有蓋五十四口、○中略）清坏八十口、斐坏一百廿口、

大和國（○中略）調（○中略）玉手土師坏五十口、間坏百口、（○中略）片坏七十二口、

河內國（○註略）調（○中略）汁漬坏六十口、中片坏八百六十一口、（○中略）坏作土師（○中略）中片坏六百六口、

攝津國（○註略）調（○中略）脚短坏卅六合、筥坏二百七十二合、水椀卅九合、盌坏七十合、

和泉國〈○中略〉註調〈○中略〉筥坏廿六口、〈○中略〉短女坏九十二口、小坏百卌五口、
近江國〈○中略〉註調〈○中略〉大筥坏一千三百六十口、小筥坏百六十口、深坏六十口、
美濃國〈○中略〉註調〈○中略〉雜坏廿口、〈○中略〉清坏廿口、足下坏五十口、油坏卌六口、叓坏六十口、
〔執政所抄〈十下月〉〕亥子御餅事
深草小春日坏立紙盛之、居例折櫃、
〔續修東大寺正倉院文書〈四十三〉〕筥陶司石山寺充雜器事
陶坏陸拾口　鹽坏陸拾口〈○中略〉
天平寶字六年二月九日
正六位上行正林連黑人
〔空穗物語〈吹上之下〉〕はまのほとりの花さかりになりぬ、君達花御覽じに、はやしのゐんに出給ふ、〈○中略〉ぢむのおしき廿ぢむのろ。く。ろ。ひ。き。の。お。ほ。ん。つ。き。ども、丞き物うちしき心ばへめづらかなる、〈○中略〉君だち御はらへしになぎさのゐんにいで給て、〈○中略〉か。ね。の。御。つ。き。どもしておまへごとにまいりたり、

高坏

〔運歩色葉集〈多〉〕高坏
〔貞丈雜記〈七器部〉〕一たかつきと云は、食物をもるかはらけの下に、わげ物の輪を置たるを云也、つきと云は坏の字也、土器茶碗などの類を、すべてつきと云也、かわらけの下には輪を置て、坏を高くする故、たかつきといふ也、大草流の書に、式三獻の折敷高つき也とあるは、右の土器の下にわげ物を置く事也、今時如此なる物を、木にて作りて高坏と云も、かわらけの下にわげ物の輪を置て、高くしたる形をまなびて作り出したるなり、
〔雅亮裝束抄〈一〉〕りんじきやくのこと

きやうはたかつきにてすふるなり、たかつきのすへやう一人のまへに三本なり、（○中略）

大將あるじの事

だいきやうのをんざとは、ことはて、おほゆかにおりゐて、かうぶつとて、つちたかつきをしきにしたるさかなくだものをまいらせ、又いもがゆなどまいらせて、さいばらあなたうとなどうたひ、（○下略）

〔厨事類記〕様器具

土高坏十二本（或六本）塗胡粉雲母、或畫松鶴、

〔門室有職抄〕人々差酒飯儀

至極饗應之時、高坏十二本備也、其時必用打敷高坏、次八本、次六本、次四本、次三本云々、普通高坏用之、

〔調度口傳〕一丸高坏の事

黒塗蒔繪等なり、古は膳部ニ用、五本立七本立ト云、當時菓子臺ニ用ゆ、

一角高坏の事

丸ニ同じ、又入用も有、

〔今昔物語二十二〕高藤内大臣語第七

今昔、（○中略）良門ノ内舍人ノ御子ニ高藤ト申ス人御ケリ、（○中略）庇ノ方ヨリ遣戸ヲ開テ、年十三四許有ル、若キ女ノ薄色ノ衣一重、濃キ袴著タルガ、扇ヲ指隱シテ、片手ニ高坏ヲ取テ出來タリ、（○中略）高坏折敷ヲ居テ、坏ニ箸ヲ置テ持來タル也、

〔台記別記〕久安六年三月三日庚辰、三月三日御節供事、（重方調進之）　土高坏十二本（以金青畫松鶴）

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴事、（○中略）當日先居饗饌、（列官代能業奉行之）上達部座、朱塗高

樽名稱

坏各三本、（余〔藤原兼實〕前四本、但追居云々、）殿上人座懸盤二脚、各兼居飯、

〔調度歌合〕三番　左

懸すてふ我うき名のみたかつきにもりし泪ぞくひてかひなき　たかつき

〔倭名類聚抄　十六漆器〕樽　辨色立成云、樽、（音與尊同、字亦作罇、從缶見說文、今案無和名、俗稱去聲）

〔箋注倭名類聚抄　四漆器〕按、說文云、尊酒器也、又載尊字云、尊或从寸、徐鉉曰、今俗以尊作尊卑之尊、別作罇非是、廣韻亦云、尊從土從缶從木、後人所加、源君云見說文者誤、○中略　按、周禮司尊彝、六尊有著尊、注著尊著地無足、則尊亦有無脚者、

〔干祿字書　平聲〕罇樽（上通下正）

〔事物紀原　八什物器用〕樽

禮運曰、禮之初始諸飲食、汙樽而杯飲、注云、鑿地爲樽、此樽名始也、後世或以瓦木爲之、取諸此也、至有虞始、又以泰名樽、

四樽

禮明堂位曰、泰有虞氏之尊也、山罍夏后氏之尊、著商尊也、犧象周尊也、此四代之制也、

〔下學集　下器財〕榼（タル）　樽（タル）　桱（タル）（三字義同也、但桱日本字也、）

〔東雅　十一器用〕樽タル　倭名鈔漆器之類に、辨色立成を引て、酒樽有脚酒器也、字與尊同、又作罇、今按無和名、俗稱去聲と注せり、尊はもと銅器也、倭名鈔すでに漆器となし、後人讀みてタルといひし事、並に其義不詳、（後俗また桱の字を用ひて、酒器となし、讀むこと樽に同じ、桱はもとこれ籯楚之籯に同じくして、酒器の名にはあらず、其字木に从ひ巠に从ひぬるによりて、借用ひて讀む事、垂の如くにして、酒器とはなしたる也、）

〔倭訓栞　前編十四〕たる　足をよめり、らりるれろにて用けり、垂も足と義通へり、樽も酒を垂の義成べし、榼も同じ、よて後俗桱字をも用うれど、桱は筳に同じ、酒器にあらず、二合の意をとる也、倭

名鈔には、无₂和名₁俗稱去盤と見えたり、朝鮮語にも泰留と見えたり、○下略

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕樽音尊　罇　甎　墫以上同字　彝音夷　俗云太流

按、樽酒器、本作₂尊₁、而以₂尊₁爲₂尊卑之字₁、而後加₂缶、加₂木、加₂瓦、加₂土、今多用₂樽字₁、樽茂盛之字乃林木

〔古事記 下雄略〕是豐樂之日、亦春日之袁杼比賣獻₂大御酒₁之時、天皇歌曰、美那曾曾久、淤美能袁登賣、本陀理登良須母、本陀理斗理、加多久斗良勢、斯多賀多久、夜賀多久斗良勢、本陀理斗良須古、此者宇岐歌也、

〔古事記傳 四十二〕本陀理登良須母は、○略 註 秀罇取もなり、罇はもと酒を盃に注ぎ入る丶器なり、説文に罇注ノ酒器とあるにて知べし、罇と樽と同じことなり、此方にて多理と云物も、古は酒を注ぐ器なりし故に、此字を當たるなり、されば古の罇は、後世に瓶子銚子などを用る如く、用ひたりし器なり、然るに後世には樽は酒を入レ置ク器となりて、注ぐ器には非ず、○中略 多理と云名の義は、垂にて其口より酒の垂リ出るよしなるべし、後世には多流と云は、垂れるにて、鳴鏑をも古はなりかぶらと云しを、後にはなるかぶらと云、樽をも古はたりきと云しを後にはたる木と云類なり、和名抄には漆器類に、辨色立成云、樽字亦作₂罇、見₂説文₁、今按無₂和名₁とあり、延喜式にも酒罇はいと稀に見えたるのみなり、是を見れば、古に多理と云し名、中ごろ京畿には失て、邊鄙に殘れるが、後に又廣く普くなれるにや、秀とは其形の長高きを云なるべし、

〔東大寺正倉院文書 十五〕尾張國天平六年正税帳

依₂太政官天平六年正月十三日符₁造罇漆口大二小五

　調度價稻肆伯伍束

　料漆壹斗貳升　直稻貳伯肆拾束升別廿束

　按漆料絹壹丈　直稻壹拾參束

　綿貳屯　直稻貳拾陸束屯別拾三束

　鐶幷廻等料鐵壹拾漆斤　直稻壹伯貳束斤別六束

樽種類

著苧壹條長三丈五尺廣壹尺七寸　直稻貳拾肆束〇下略

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕樽

似箱而横狹者名指樽、似桶而矮者名匾樽、其有兩手者名柳樽、高長有兩手者名手樽、

〔尺素往來〕來月朔日相當初午候、稻荷御參詣勿論候歟、然者於還坂邊、例式之差樽一個、縛樽兩三、檜破子、取肴風情可分用意候、

〔筆の靈後篇六十二〕縛樽といふは、職人盡歌合のさかつくりの畫にある樽の如き類の物を、呼分て云名なり、細き木を竪ざまに多く集め造りて、たがにて締めたるなり、結桶と云稱と同じ義なり、

〔享保集成絲綸録十九〕元祿十七申年〇寶永元年二月

覺

一自分之取かはしに蕨樽わら卷樽可爲無用候、柳樽其外かろき樽を可被用事、〇中略

右之通被仰出候間、急度可相守候、以上、

〔運歩色葉集屋〕柳樽

〔書言字考節用集七器財〕柳樽松永久秀始製爲

〔貞丈雜記七酒盃〕一柳樽と云は、柳の木にて作りたる手樽の事也、今はひの木さわらの木などにて、平くたらひの如く作りたるを柳樽と云、古の柳樽とは大に違なり、古柳を用ひし事は、柳木はやはらかなる木にて、水氣にあへば木ふやける也、樽にして酒もらぬ故に、柳を専用ひし也、

〔貞丈雜記七酒盃〕一又云、柳一荷など云は、柳にて作りし樽へ酒を入る故に、柳幾箇と云と申說宜しからず、文明日々記云、二月廿七日、御方御所に能有、御樽五荷二荷あま野三荷百濟寺云々、御湯殿上の日記ニ、イナカ幾荷と云事あり、近年諸藝方賣買代物に云、やなぎの代古酒百文別三枚、新酒百文

別四枚ト云々、これらの文を以て見れば、あま野、百濟寺、イナカ、柳などいふは、酒を造り出す所の地名なるべし、

〔塵泥十二〕忠憲云、或說に柳樽は松永彈正久秀の製しはじめしよしいひ傳ふれども、此松永より以前の舊書どもに、柳樽の名見えたれば、此說信じがたし、また一說に、柳樽は河內國柳川より出るところの、樽の名を號するといへり、これもよりどころあるに似たれども、おそらくはうけがたきことにや、おもふに柳樽は伊勢山岡の說のごとく、柳の木を以て造るよりの名なるべし、爰に今の俗に柳樽を婚禮の目錄に、家內喜多留と假名になすは、ひたすら故實古法にあらず、舊書に家內喜多留と書ることは、たゞに一書にも所見あらず、但進物の注文に記せるには、柳幾荷とのみ書して、樽といふ文字をだに記さず、況家內喜多留に於てをや、

〔御たのみの記〕本式柳の木にて作る、柳なき時は杉にてもよし、されども柳樽といふ、寸尺定法なし、かつこうよく作るべし、手の短きは見ぐるし、樽に書付する事無之、注文には柳幾荷と書之、樽の字は不書之、樽の口を人の左へ向けて置べし、樽の手はたてに成べし、

〔物類稱呼四器用〕瓶とくり　江戸にて云ぬりだるを、遠江にてやなと云、又此國にて酒を嗜む人の女子を生む時は、其名をやなとつくる人多し、柳樽の略語なるべし

〔延喜式五齋宮〕初齋院裝束

漆樽二合

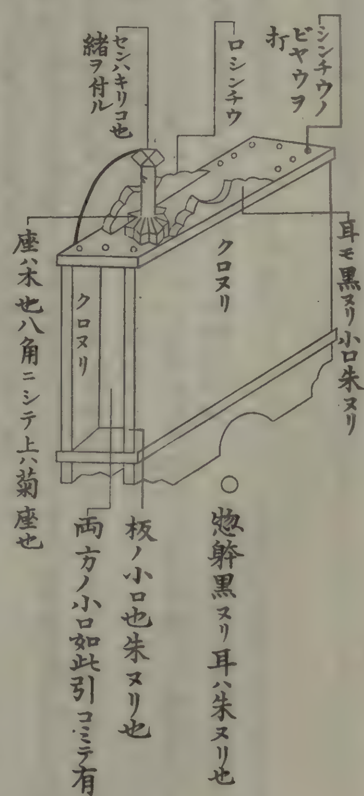
〔男色大鑑五〕命乞は三津寺の八幡

其年の暮に、丹後鰤壹本に塗樽に入し酒三升、盃前になれば、三輪素麪十把もらひて、是にも禮狀を遣しける、略下

〔貞丈雜記七酒盃〕一さし樽の事、尺素往來に、京都將軍時代の書也例式指樽(サシダル)一個縛桿(ユイダル)兩三とあり、さしだるは

箱をさして樽にする也、ゆひだるとは常の柱を入て、かつらを入るとは、たがをはめる事、ゆひたるを云也、さし樽はもはや當世はやらぬ物なれば、後にはあとかたもなく成るべし、依之左に繪圖を記す、

指樽の圖



右のさし樽、大なるも小きもあり、今は世上に澤山にはなし、

〔筆の靈後篇六十二〕差樽は、其結樽より小出しに酒を分け入れ置て、飲人につぎあたふる具なり、故に差とは云へるなり、さし鍋をもて酒をつぐと、同じ義にて付たる名なり、

〔伊勢貞助雜記〕一公方様へ御さしだる、或はとつくり鈴など進上被成候哉、指樽之事不及見候、進上には成まじく候、

〔晴右記〕永祿八年五月九日、正法寺指樽一荷こふじきろう持來、彼申次事被申樣體申也、

〔和國小性氣質三〕町に稀なる若衆後家

盛者必衰の斷、身上さん〴〵に落ぶれ、今は召使ふ僕もなく、○中略溜塗の指樽一ッ、衣の衾、是等の

外座もなし、されど極めての女嫌ひ、雞も雌は寄せず、隙さへあれば指樽の枕叩ひて、樂び此内にあり、○下略

〔世間母親容氣四〕母から呑込む酒屋の聟殿

さあ今日は結納と騷めき、上下いためつけし手代が目錄を揃へ、釣臺に並べしを見れば、干鯛鹽鰹節、五升の樽二つ、其外に巻物は扨置き、帶地さへなく、目出度御納め下さるべしとの口上、○下略

〔書言字考節用集七器財〕手樽（テダル）

〔大江俊矩記〕文化十三年三月廿六日丙午、俊迪今夕内々歸京也、爲坂迎帶刀道次淸八等、自巳剋頃奴茶屋迄遣、○中略酒貳升入手樽壹等爲持遣、

〔畫土產一〕大釜の拔殘し

其言葉も是非に酒を飲まする處と、德利手樽を探せども、いかな〳〵一滴もなかりし、

〔諸國はなし三〕殘るものとて金の鍋　仙人の段

一里ばかりも過ぎて、松原の蔭にて日和もあがれば、老人ひらりと下りて、草臥の程も思ひやられたり、せめては酒一ッ盛るべし、これへと見え渡りて吸筒も無く、不思議ながら近う寄れば、吹出だす呼吸につれて、美麗き手樽一ッ顯はれける、

〔燭夜文庫附錄〕江月樓探題三十五首狂歌

月　呑つくせいざ是からは四斗樽のかたぶく迄の月をこそみめ

〔塵塚談上〕文化三寅年の冬、小石川橋戶町駿河屋庄兵衞といふ酒肆あり、毎冬濁酒を造釀しあきなふ、或時酒庫にて四斗樽の空樽へ、濁酒を充滿に入て、酒飲の集る場へ持出し置けるに、暫して酒氣沸激し、蓋を吹飛し肆中白雨の如くに飛散りて、桶中に酒一滴もなく空樽となりけり、此酒

樽の蓋は、いかやうに振動しても、離れぬものなるに、酒氣の慓悍の猛なる事を恐るべし、

〔令義解 神祇二〕孟夏〈○中略〉三枝祭〈謂率川社祭也、以三枝花飾酒樽祭、故曰三枝也、〉

〔江都管鑰秘鑑 四〕樽屋藤左衛門由緒の事

　先祖由緒書〈○中略〉

權現樣〈○徳川家康〉濱松御退陣之砌、信玄士卒奉追之、彌吉天野與八郎防戰、其後所々御陣之節、酒樽奉献上候、此樽信長江被進候、於此御陣信玄麾下松下圖大夫を打取候ニ付、信長公被聞召、彼の三四郎働かと御意、此後依台命假名を樽と相改申候、

〔西鶴名殘之友 四〕何とも知れぬ京の杉重

南都諸白と書付たる一樽、はるばる送られけれど、我下戸なれば、さのみ嬉しからず、折節酒好の人にきこしめせとて封を切れば、酒樽に餅をつめて越しければ、上戸共驚き力を落しける、〈○下略〉

〔世間母親容氣 三〕得生極樂芝居の中川

池田伊丹鴻池大鹿より積出す酒樽を、大切に取廻し、〈○中略〉道理なき金に眼をかくれば、天道の冥加に盡きて、樽より我身の菰をかぶらん事、まのあたりなるべしと、正直の聞え隱浪路(かくれなみじ)を押放して任せ置に、氣遣無き問屋なればとて、次第に荷嵩まさり、〈○下略〉

〔我おもしろ 下〕酒樽記

一升樽といへば、一生足るべき事なるを、一升は夢の如しと、二升めの樽にとつてかゝるは、足る事を不知也、貧乏陶に足る事を知るは、貧くしてへつらふ事なきにあたり、四斗樽に足ることをゑるは、富て驕る事なきにあたるべし、山々の樂は其うちにあり、下戸の内の神酒陶は、二タ月を越て酢となり、上戸の家の樽酒は、一ケ月を不過して壳となる、其壳樽上戸を退き、下戸に隨て終に劒菱は菱餅と變じ、七ツ星はお備と化す、樽の鏡の圓なるは、則鏡餅にして、切ぬきし窓の方な

るは是切餅也、餞三月半輪の餅欠は炙饗に燒て喰はれ、再明き樽となり、やくざもの丶寄合に入りがくそく病身になりしも、淺漬澤庵老の匕の鹽加減にて、又世に出しは、全く醫師のおもしの利たるなるべし、かくさま〲移りかはりゆく一生の身のほどをおもひ合せて、おのが名のたる事を忘れかし、

〔貞丈雜記七酒盃〕一大鼓。樽。と云物、むかしよりありし物にて、急度したる物にてはなし、進物にもせざる也、節用集永正天文の比之記に云、大鼓樽見たり、

頭書大鼓樽の形は、舞樂の大鼓の形にて、上の寶貨の所を口にしたる也、口は常の如し、此圖梅津長者といふ繪卷物に見ゆ、

〔大江俊矩記〕文化六年十二月八日甲午、非藏人中贈物酒肴予催之、貳升入大鼓樽壹、重組三重、〇中略右之通也、

〔世事百談〕樽人形

ある人の說に、延寶、天和の頃のものにやとおもへる、浮世繪を見しに、そのおもむき遊女のごとき女の、小き樽に衣をうちかけ、編笠をきせたり、おもふに酒宴などの席にてのたはむれにて、遊女のもてあそびとのみおもひしに、寶曆七年の印本に、繪本咲分櫻といふ冊子に、こゝに載する圖〇圖略あれば、そのころも猶この戲れありしことゝ見えたり、これによりておもへば、遊女のみのことにはあらで、なべて花見野がけなどのをりから、興じもてあそびしなるべし、ある日柳亭翁に、この樽人形のゆゑよしをとふに、翁いへらく、一老人の話に、むかし人。形。樽。といひしものあり、野遊などに持ち行くとき、ふくさやうのものに包めば、その形木偶に似たるをもて、名を負せたり、さてその樽に小兒の小袖、または羽織など打ちきせ、人形廻しの戲れをなしゝが、つひにひとつの遊戲となりて、はては酒をいるゝ事をば用とせず、木偶まはしにたよりよきやうに作り、

樽貢進

明樽問屋

花見幕の內などにて是を興ずるなり、人形樽の詞を轉じて、樽人形といひけるとぞ、西武撰の砂金袋明暦三年印本に、

影うつせ人形樽のかゞみ餅　康重

人形樽の名はふるくこゝに見えたり、また山岡元隣が寶藏萬治の印本、後に幸藏と名を改む、の花見の事をいへる條に、こゝら行きかふわび人の、人形樽につめ懐拼當にをさめて、花はいづれの情に見つるかしらねども、とり〴〵ほこりがなる顔つきも、實に春は春なれやとあり、これらにて人形まはしに用ひしことはいはざれど、人形樽の名のあかしとすべし、また桃青が俳諧次韻延寶九年撰に、

前　樂やつこかくれて風流林とよぶ　其角

附　樽に羽おりをきせてあふぎし　桃青

この句かの樽を人形として、まはすことのあかしなりけり、

〔令義解三賦役〕凡（中略）其調副物、（中略）十四丁、樽一枚、受三斗、廿一丁、樽一枚、受四斗、卅五丁、樽一枚、受五斗、

〔延喜式十五內藏〕諸國年料供進

樽伊賀、伊勢、尾張、參河、遠江、駿河、近江、美濃、若狹、加賀、丹後、播磨、紀伊、阿波、伊豫、十五箇國各二合、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

伊賀國（中略）樽二合、加赤漆枋、以下皆同、　伊勢國（中略）樽二合、（中略）　尾張國（中略）樽二合、（中略）

右以正税交易進、其運功食並用正税、（下略）

〔延喜式二十四主計〕凡（中略）其畿內輸雜物者、（中略）一丁、（中略）酒垂十口、徑一尺二寸、（中略）

和泉國（中略）調、（中略）酒垂百六口、

〔寶曆集成絲綸錄二十八〕寶曆元未年十二月

今度明樽商賣之儀、古來ゟ致來候者共相願候ニ付、吟味之上、貳拾人之者共、明樽問屋申付候間、自今ハ外商賣有之者共、附商賣致間敷候、尤明樽商賣望之者ハ、右貳拾人之者共江相對之上にて、明樽商賣可致候、

十二月

樽買

〔守貞漫稿 六生業〕樽買

酒醬油等ノ空樽ヲ專トス、故ニ樽買ト云、空莒櫃ヲモ買之、每日枴ト錢トヲ携出テ、タルハゴザイタルハゴザイト云巡ル、買集テ明樽問屋ニ賣ル、問屋ヨリ醬油ハ製造ノ家ニ賣リ、酒樽明櫃等ハ其便ニ應テ賣之、

樽雜載

〔宣胤卿記〕文龜四年〇永正元年閏三月四日乙未、今日室町殿宰相中將四位義澄爲東庭花御覽御參內、直御參小御所御樽十荷、折十合御持參、於小御所有一獻、〇下略

〔長祿二年以來申次記〕二月朔日

一白鳥一　一熨斗蚫千本一打　一御樽天野五荷　以上進上　畠山殿每年式日にて如斯也

〔童蒙酒造記〕新樽之事

一熊野木取は木香強し、故に湯ふりして、又水ふりして、扨水氣を乾かせ酒を詰べし、又すほん樽は木香弱し、依之其儘詰べし、

呑口木の事

一杉の口木は其儘遣ふ、弱檜口木は湯にて煮てほして遣ふべし、苦みを去る爲也、

〔諸商人世帶氣質〕目藥貝より涌て出る泉の酒壺

兎角は與三郎を頼み取てもらへと、禮いひて二升三升或は四升五升取に來る程に、造り株持て居る大酒屋より、通樽多く集り、每日二三石づゝの商ひ、〇下略

酒海

〔皇都午睡 三編上〕酒屋は貧乏樽とて、安き樽に入れ、樽代共いくらとて賣る、得意賣は德利なり、(○下略)

〔政談 二〕酒屋ニ樽拾ト云、御用ト云者有テ、下々酒ヲ調ルコト自由ナル故、寒氣ヲ防グ爲ニ調テ飲ム、(○中略)此五六十年以前ハ、(○中略)樽拾ト云者モ無レバ、酒ヲ呑ムコト不自由也、此等ニ依テ見レバ、下々一人ノ身ノ上ニテモ、物入多キ世界ニ成タリ、

〔倭名類聚抄 十六漆器〕酒海　蔣魴切韻云、樽酒海也、(今案、俗所用罇與酒海各異、故別載之、)

〔箋注倭名類聚抄 四漆器〕按造酒司式有大酒罇中酒罇、又有金銅酒海朱漆酒海、是二物不同、故云此間樽與酒海各異也、

〔東雅 十一器用〕樽タル(○中略)倭名鈔に蔣魴切韻に、樽は酒海也といふ、今按ずるに、俗所用罇に酒海と、各異なりと註したり、さらば順の頃ほひ、酒海と云ひしもの、漢にいふ所とは、既に同じからず、(倭名鈔には、酒海は漆器類にして、延喜式にも、内匠寮にて酒海を造る朱漆等の料、詳に見えたれば、其漆器なること疑ふべからず、或說に、古制瓦器なる物ありといふ事あり、古の時ッがといふものゝ如きも、木をもて造れるあり、ナベといふものゝ如きも、鐵をもて造れるあり、瓦をもて造れるあり、これら其名は同じけれども、其質は各異なり、酒海の如きも、また木瓦の二式ありしも知るべからず、)

〔延喜式 十七内匠〕朱漆器

酒海一合、(受一斗五升、)料漆一升六合、朱沙六兩、貲布五尺、絁布各二尺、綿八兩、掃墨二合、油一合、長功卌四人、中功卌人、短功卌六人、

賀茂初齋院幷野宮裝束

酒海三合、(各受二斗二合、)料漆四升、朱沙十六兩、貲布一丈、絹布各四尺、綿一斤、油四合、炭一斛、一合料、漆二升、掃墨七合、燒土八合、貲布五尺、絹布各一尺五寸、油一合、炭二斗五升、單功十三人、(朱漆八人、墨漆五人、)

〔延喜式 二十三民部〕凡太宰府年料造進、朱漆酒海六合、(三合徑二尺、三合徑一尺六寸、○中略)

櫑子

右以正税充料造進

〔延喜式 六齋院〕人給料

酒海三合 各受二斗

〔延喜式 四十造酒〕諸節供御酒器 中宮准此

銀畫一合、金銅酒海一合、○中略

右供奉御器依前件

諸節雜給酒器

四尺臺盤三面、七月加一面 朱漆酒海三口、七月加一口 ○中略

右五位已上料 ○中略

四尺臺盤一面、朱漆酒海一口、○中略

右内命婦已上料、並請内藏寮、事畢返上、

〔江家次第 十七〕御元服

同机 白木八足机 二脚、○中略 註 東机置陶器烏頸平瓶一口、納七升 ○中略 陶器酒海一口、口徑一尺五寸許、以上皆入醴酒 ○中略 瓶在北、

酒海在南、○下略

〔倭名類聚抄 十六漆器〕櫑子 唐韻云、櫑(音與雷同、字亦作罍、本朝式云、櫑子、)酒器也、

〔箋注倭名類聚抄 四漆器〕說文、櫑或从缶、櫑子見延喜内藏寮民部省等式、按、櫑子盛竹筍、見源氏物語橫笛卷、則知是盛菓器、不知本朝式所載者、酒器耶、抑盛菓器耶、或曰、盛竹筍者、行旅具中所載樏子非櫑子、○中略 廣韻引說文曰、龜目酒尊、與此不同、按後漢書班彪傳注云、罍酒器也、與此所引同、

〔詩經集註 五谷風〕缾之罄矣、維罍之耻、鮮(上聲)民之生、不如死之久矣、(叶舉里反) 無父何怙、無母何恃、出則銜恤、入則靡至、(比也、缾小罍大、皆酒器也、罄盡、鮮寡、恤憂、靡無也、)

銚子名稱

〔類聚名義抄三木〕櫑 力回反、𧮂、狀太、壘、量、罍、壘、□或□又力罍反、　〔同缶九〕罍 正、櫑壘罍 三或、昔雷、酒尊、モタヒ 力亥反

〔伊呂波字類抄毛雜物〕罍 音雷、酒器、

〔延喜式十五內藏〕諸國年料供進 ○中略

櫑子 伊豆、甲斐、相摸、武藏、安房、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、能登、越後、因幡、伯耆、出雲、石見、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、讃岐、土佐、廿六箇國各四合、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物 ○中略

伊豆國 (中略)櫑子四合　甲斐國 (中略)櫑子四合 ○下略

〔源氏物語三十七橫笛〕おとゞのきみわたり給へり、れいならず、御まへちかき〻らい〻し〻どもを、なぞあやしと御らんずるに、院の御ふみなりけり、

〔河海抄十四橫笛〕御まへちかきらいしどもを

疊子、又櫑子、和名疊子、同上、疊 音雷又作罍

玉疊 遊山窟 たかつきのすがたにて、上はぬりをけのふたを、あをのけたるやうなる物也、をきぶちをたかくまたる也、內は朱漆、外は黑漆、螺鈿樣々也、菓子などを入らる丶也、內藏寮に被納之、詩に金罍とあるは酒罇也、もたいと訓之、禮記、山罍、其形似壺、容一斛、刻而畫之、爲雲雷之形也云々、韓詩云、天子以玉飾、諸侯大夫皆以黃金、士以梓、是等皆酒器也、然而我朝摸彼形歟、

〔新撰字鏡金〕銚 於到反、椎、左須奈戸、

〔倭名類聚抄十六金器〕銚子 四聲字苑云、銚 徒弔反、辨色立成云、銚子、佐之奈邊、俗云、佐須奈倍、燒器、似鎗鐺而上有鐶也、唐韻云、鎗鐺 烏二音、漢語抄云、和名同上、溫器也、

〔事物紀原八什物器用〕銚

廣雅曰、鐺謂之銚、說文云、溫器也、曹操上獻帝表曰、臣祖騰有順帝賜純銀粉銚、疑漢人始爲之也、

注子

銚子種類

事始曰、唐元和初、酌酒用樽勺、雖十數人、一樽一杓、挹酒了無遺滴、無幾改用注子、雖起自元和時、而輒失其所造之人、

〔下學集下器財〕銚子（テウシ）

〔運歩色葉集天〕銚子（用兩口事、近衛院之時、丹波大江山有酒點童子鬼、彼鬼變取人、勅賴光保昌紀公時、令對治之、此時一方ノ口ニ入酒、入毒進、彼鬼立死、今可誅者自右口勸酒也、祝言實）口也、

〔名目抄雜物〕銚子（テウシ）（元三御藥之時用之）

〔庭訓往來〕打銚子、〇中略鐵輪以下進注文、悉以借預者、可進使者候也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞〇伊勢貞丈云、打銚子、ぬりたるものあるゆゑ、打立のまゝ塗らぬを云、

〔東雅十一器用〕銚子サシナベ　倭名鈔に四聲字苑を引て、銚は燒器、似鋗鎖、而上有鐶也、辨色立成にサシナべといふ、俗にはサスナべといふなりと注したり、其注せし所に據れば、猶今の鐺子といふものゝ制の如くにして、鐶とは俗に鉉といふものをいふに似たり、サシナべとも、サスナべともいひしは、匜を半插といふが如くに、其注ぐべき道あるをいふ也、後の世の如く、銚子の字の音をもて呼びて、酒器となすものにはあらず、

〔倭訓栞中編十五底〕てうし　銚子と呼ものは、注子の訛音なりといへり、

〔萬葉集十六〕長忌寸意吉麻呂歌

刺名倍爾（サシナベニ）、湯和加世子等（ユワカセコドモ）、櫟津乃（イチヒツノ）、檜橋從來許武（ヒバシヨリコム）、狐爾安牟佐武（キツニアムサム）、

右一首、傳云、一時衆集宴飮也、於時夜漏三更、所聞狐聲、爾乃衆諸誘興麻呂曰、關此饌具雜器狐聲河橋等物、但作歌者、卽應聲作此歌也、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕銚子（音調）　和名佐之奈閉　今用字之音呼〇中略

按、銚子有兩口及柄、官家醋酬必用之、如禮式則用長柄銚子、又以偏提加酌之、二物飾以金銀紙作雄

雄胡蝶、結植松花橘二木、花橘又名ニ蔽柑子一

〔貞丈雜記 酒盃七〕一兩口の銚子は略儀也、古殿中にては片口を用られし也、魚板持參記ニ云、御祝の時は片口たるべし、式膳部記に云、公方樣御成など、其外きつとしたる時は、片口にて參候間、口をも包む事なく候、自然かた口なき時、もろ口にて候へば、口の包樣有之、他流には木の葉をゆひ付など色々の事候、一向なき事に候云々、條々聞書に云、式三獻常の御盃の時も、御銚子はかた口可成也、公方樣にては、正月五月其外節朔には、かた口の御銚子白シ、白とは白めつき也、五一冊抜書にあり、宗御酒も白酒也、又私樣にて片口のてうしなければ、かた〳〵の口を包む也、出陣の時も其外祝言にも、かた口の銚子を可用云々、今の世片口の銚子絕て、皆もろ口計あり、一說にてうしの右口は、切腹の人に酒のまする時、此口より酒を出す間、常には包おくと云はあやまり也、常に切腹人の用意に、口を二ッ付ておくにはあらず、もろ口のてうしは大酒もりにて、客人入みだれて呑時、右の人へも左の人へも、酒を盃へ入べき爲に、兩方に口を付たる也、切腹の用意にはあらず、切腹人に酒のまする時も常のごとく左口より酒を出す也、銚子の持樣は常とかわりて、左右の手を取かへて持て逆にする也、右より酒出事なし、右口を用るは亂酒の時計なり、

〔厨事類記〕銀器

片口銚子　記云、口徑六寸、柄長、

已上舊記不同

〔宗五大草紙 上〕公方樣諸宗へ御成の事

一式三獻の時、かた口の銚子可用、白酒也、くはへなし、常の三の盃同前、

〔海人藻芥〕山名修理大夫入道 紀州作州兩國守護 之比、仁和寺ニ居住之間、年始ニ罷向彼宿所之處、二三獻ノ義アリ、毎度各盃也、銚子ハ片口ヲ裹タリ、此事高尾張入道 以正 難之云、銚子ノ口ヲ裹事ハ、全分略

銚子用法

義也、彼禪門ノ家中ニハ不足ナリ云々、於以正者雖不肖ノ身、片口ノ銚子以下、祝ノ義式ノ具足ハ、高武州師直ガ代ヨリ、京中ノ職人給之間、如形不足ナシト云々、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年八月四日戊子、戌剋將軍家(賴經藤原)若宮大路新造御所御移徙也、(中略)供五菓(中略)註　酒坏、(入片口銚子、置折敷上、銚子覆蓋、)

〔增鏡十三今日の日影〕十四日(正應元年六月)又うちのうへ(伏見)入らせ給ひて、こなたにて始めて御みきこしめせば、南おもてへ出でさせ給ふ、(中略)かねの御ごき、しろがねのかたくちの御てうし、一條どの御はいせん、そののち女御殿も御てうしにてかけさせ給事侍けり、

〔續世繼四小野の行幸〕かざみきたるわらは二人、ひとりはしろがねのてうしに、みきいれてもてまひり、(下略、又見二十訓抄、古今著聞集、)

〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記

第四韓櫃　銅銚子貳口

前帳云、全一口有蓋、損一口无蓋、　寬治六年帳云、今撿同前、

〔江家次第正月一〕供御藥

御厨子所尋常御銚子、御酒盞渡於藥殿、(中略)次供御料酒、(御銚子有蓋、御盤上居金銅金輪、其上居銚子、)

〔三中口傳二甲〕可用銚子提事

朝覲行幸之時、主上御膳用銚子、元服著袴等饗用片口銚子、然者銚子者存式之日用之、賓客羞膳之時用銀提、關白家臨時客用提者也、

〔三中口傳二乙〕一酒肴間事

銚子ハ晴時不出之、可用提、(中略)

片口銚子

限主人用之、銚子ハ限酒入之、自餘物不入之、

〔宗五大草紙上〕公私御かよひの事

一銚子を人に渡候事、貴人へは銚子を取なをし、ながえの方をさし出し、總の我身をちとしづむるやうにして、銚子をちとさしあぐる樣に心得て、酒の入たる方を右の手に取、ながえを左の手のひらにすへてまいらすべし、同じ程の人ならば、是も銚子を取なをし、右の手にて酒の入たる方を持、左の手にてながえを持ても可渡、人の寄やうによりて、左からならば、是も右の手にて酒の入たる方を取、左の手にてながえを取て左の脇へ渡す也、右からならば、左の手にて酒の入たる方をとり、右の手にてながえを取て、右の脇へ可渡、又酒の入たる方を兩の手に持て、ながえをも渡也、何も銚子を下に置べからず、下樣へは何となく渡候也、

〔貞丈雜記七酒盃〕一銚子提子に蝶形を付る事は、蝶はのどかなる日に出て、草木の花の露を吸て、おのが友と打つれあそびたはぶるゝ物也、人もそのごとく酒をのみては、人と中よくよろこびたのしむべきに、腹だちいさかひなどするは、よからぬ事也、されば酒のむ人は、蝶の花の露を吸て、あそびたのしむ如くせよといふ敎の爲に、蝶の折形を付るなり、瓶子に蝶花形を付るも同じ心也、

一銚子提子に祝の時、松、山たち花山たちばなはやぶかうじ也を蝶花形にそへて付る事、松はいつも色かわらず、千年をも經る物也、山たち花は冬に至ても雪霜にいたまず、實も赤く熱する物にて、二品ともにめでたき物なる故、祝に用る也、

一銚子の柄を包む事はなき事也、京師將軍殿中にて御用ありし御銚子は柄を包ざる也、大草流式之膳部記に、京都將軍家の庖丁人、大草三郎左衛門尉公以ノ記、銚子の柄をつゝみ候事、當流にはなく候とあり、魚板持參記に云、御銚子の柄包候事、殿中には無ことなり云々、されば柄を包む法式はなき事也、又銚子

をば一ゑだ二枝と云也、舊記に見えたり、

一銚子の柄にある星をば、きくがねと云也、星の上に菊の花の紋あるゆへ也、又かつらの星とも云也、かつらとは星の前後にかねの輪を入る也、其輪をかつらと云、桶の輪をかつらと云に同じ心也其かつらのきはにある星なる故、かつらの星と云也、又つまかくしの星とも云、是は銚子をとる時、手の大ゆびの爪さき、その星のかげに隱るゝ故の名也、つまかくしと云詞は、妻をかくすと云に似たるゆへ、婚禮などの時は忌む詞也、

〔玉函叢說三〕銚子に木草つくる事

いつのほどよりか、世の中のならはしに、銚子に木草などを付る事あり、三月の節句には桃の枝、五月のは菖蒲、九月のは菊の枝など也、年のはじめのいはひには、松竹藪柑子、ゑだ、ゆづり葉、又は松と藪かうじとのみつくるも、又はやぶ柑子をさりて橘などつくるもあるにや、おほかた年のはじめのいはひのは、人々の家によりてかはれるも有れば、なほぞあるべき、さて三月の節句の桃の枝を付るは、月令廣義に、法天生意を引ていはく、三日桃花を取て酒にひたしてこれをのめば、病をのぞき、顏色をうるほすと見え侍るにや、また五月の節句のは、歲時雜記に、午日菖蒲をとりて縷のごとくし、或は細末にして酒にうかべて、これをのめば、陽氣をたすけ、年をのぶと侍り、九月の節句の菊は、西京雜記に、漢のはじめよりありつるよしをゑるせりとか、されば此國にも是等の事によりて、其花根などを酒にもひたし、盃にもいれてのむめれば、其折々の草木を銚子にもつけ、萬の物にも飾りもて興ずるなるべし、かく是等は本文などもある事なればにや、たが家にもいとしもかはらぬを、正月のなん同じからぬは、本文などもなきなれば成べし、

〔古事談二臣節〕八幡別當淸成者、常宇治殿ヘマヰリケリ、或日參タリケルニ、御料ノ御オロシヲ被出タリケルヲ、藏人所ノ臺盤ノ上ニ置タリケルヲ、淸成手ヅカミニツカミ喰テ、酒ノ銚子ニ入タリ

ケルヲ皆飲タリケリ、近來ノ別當不然歟、

〔太平記二十九〕松岡城周章事

屍侍ニハ、赤松信濃守範資上座シテ、一族若黨三十二人、膝ヲ屈シテ並居タリケルガ、イザヤ最後ノ酒盛シテ、自害ノ思ヒザシセントテ、大ナル酒樽ニ酒ヲ湛ヘ、銚子ニ盃取副テ、家城源十郎師政酌ヲトル、

〔幕朝故事談〕諸侯

帝鑑の間大名へ、元日の御酒被下は、御餘りの酒を丁子に入て、御餘頂戴被仰下候筋故、酒を受て而後戴く事なり、

〔月宵鄙物語二〕千隈河のさゝれ石

女は圍爐裏に物くべて湯涌すかと見れば、やがて銚子に酒あたゝめ、鮎石臥なんど取添て持出て、○下略

銚子直

〔西宮記臨時十一〕成勘文事

可著鈦左右獄囚贓物事○中略

清原延平年廿五山城國人　強盜　贓物二種○中略　銀銚子一口直二貫二百文○中略

長德二年十二月十七日

銚子攘賊

〔三代實錄八清和〕貞觀六年正月十四日辛丑、延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒、○中略四年○承和六年、開成、我國使聘禮既畢、還向本朝、圓仁相隨上船、○中略弟子惟正、惟曉、俱留住沙石之上、海賊十餘人、忽然出來、顏色非常、意在要物、圓仁與惟正等俱語云、我死只在玆、不如捨物、專任彼賊、卽捨隨身物著身衣服、皆悉與之、最後授銚子、賊卽云、和尚若捨銚子、客中無此器、辛苦無極矣、賊乃發慈心、○下略

〔都氏文集三銘〕銚子廻文銘

多煮茶茗飲來如何、和調體內散悶除痾、

〔調度歌合〕五番　左　　てうし

みきとだに人は今さら思はぬをゑゐてうしとや猶うらみまし

〔賤のをだ巻〕銚子もわざと小さくして、幾度も銚子をかへて、坐興のあるやうにして、扨盃もうすければ、さのみ酒も過サず、馳走ぶりも能様にゑたり、今は〇享和頃酒の手へかゝり、〇中略銚子も有合の大銚子にて、膳に露を打などいふことは取失ひて、辨利にのみ成行て、雅なることも風流なることもなし、

提子名稱

〔下學集器財不〕提子ヒサゲ

〔易林本節用集器財加〕金色カナイロ提子　〔同器財比〕提子ヒサゲナイス

〔書言字考節用集器財七〕銅提ヒサゲ酒器　提子同同上

〔和漢三才圖會庖厨具三十一〕偏提　俗云比左介、又云加奈以呂、〇中略

按、偏提有系柄可提持、故名之、與銚子同、婚禮嘉祝之宴用之、今多以錫及白銅作之、俗呼曰加奈以呂、

名義不詳、

〔倭訓栞前編比二十五〕ひさげ　枕草子にひさげと見ゆ、資暇錄に偏提と見え、拾遺記に、元和間謂之注子、伉子良惡同鄭注名、去柄安繫、名偏提といへり、神宮雜例集に提と記せり、海人藻芥に、提は右の手をもて持つ、左の手を寄と見えたり、

提子種類

〔今昔物語二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔、利仁ノ將軍ト云人有ケリ、〇中略サラ〱ト煮返シテ署預粥出來ニタリト云ヘバ、參ラセヨトテ、大ナル土器シテ、銀ノ提ノ斗納許ナル三ツ四ツ許ニ汲入テ持參タルニ、一盛ダニ否不食デ飽ニタリト云ヘバ、極ク咲テ集リ居テ、客人ノ御德ニ署預粥食ナド云ヒ嘲リ合ヘリ、

〔今昔物語二十七〕白井君銀提入井被取語第廿七

今昔、世ニ白井ノ君ト云フ僧有キ、此近クゾ失ニシ、其レ本ハ高辻東ノ洞院ニ住シカドモ、後ニハ烏丸ヨリハ東、六角ヨリハ北ニ、烏丸面ニ六角堂ノ後合セニゾ住シ、其ノ房ニ井ヲ堀ケルニ、土ヲ投上タリケル音ノ石ニ障テ、金ノ様ニ聞エケルヲ聞付テ、白井ノ君此レヲ佐ムデ、寄テ見ケレバ、銀ノ鋺ニテ有ケルヲ取テ置テケリ、其ノ後ニ異銀ナド加ヘテ、小ヤカナル提ニ打セテゾ持タリケル、而ル間備後ノ守藤原ノ良貞ト云フ人ニ、此ノ白井ノ君ハ、事ノ縁有テ親カリシ者ニテ、其ノ備後ノ守ノ娘共、彼ノ白井ガ房ニ行テ、髮洗ヒ湯浴ケル日、其ノ備後ノ守ノ半物ノ、此ノ銀ノ提ヲ持テ、彼ノ鋺堀出シタル井ニ行テ、其ノ提ヲ井ノ筒ニ居エテ、水汲ム女ニ水ヲ入サセケル程ニ、取ハヅシテ、此ノ提ヲ井ニ落シ入レテケリ、其ノ落シ入ルヲヤガテ、白井ノ君モ見ケレバ、即チ人ヲ呼テ、彼レ取上ヨト云テ、井ニ下シテ見セケルニ、現ニ不見エザリケレバ、沈ニケルナメリト思テ、人ヲ數井ニ下シテ搜セケルニ、无カリケレバ、驚キ佐ムデ、忽ニ人ヲ集メテ、水ヲ汲干シテ見ケレドモ无シ、遂ニ失畢ニケリ、此レヲ人ノ云ケルハ、本ノ鋺ノ主ノ靈ニテ、取返シテケルナメリトゾ云ケル、然レバ由无キ鋺ヲ見付テ、異銀サヘヲ加ヘテ被取ニケル事コソ損ナレ、此レヲ思フニ、定メテ靈ノ取返シタルト思フガ、極テ怖シキ也、此クナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十八〕三條中納言食水飯語第廿三

今昔、三條ノ中納言ト云ケル人有ケリ、〇中略中納言例食フ様ニシテ、水飯持來ト宣ヘバ侍立ヌ、〇中略一人大キナル銀ノ提ニ、大キナル銀ノ匙ヲ立テ、重氣ニ持テ前ニ居タリ、然レバ中納言鋺ヲ取テ侍ニ給テ、此レニ盛レト宣ヘバ、侍匙ニ飯ヲ救ツヽ高ヤカニ盛上テ、〇下略

〔台記別記〕久安四年八月九日甲子、今日女子多子九年叙従三位、〇中略本無位使親隆朝臣留勅使、爲令差食、〇中略一獻爲實持來盃數居所以長持銀提相隨之、流巡了差汁下箸、

提子用法

〔庭訓往來〕金色提、○中略鐵輪以下進二注文一、悉以借預者、可レ進二使者一者也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞云、○伊勢貞丈、中略、金色提、是又塗ずして金色のまゝなるを云、

〔宗五大草紙上〕公私御かよひの事

一提を持、くはへを仕事、提を右の手にてつるを取、左の手にてひさげのはたをそとかゝへて、右のひざを立、左のひざをつきて可レ畏、ひつさげても持、又事により時宜によりてたゝみにも置べし、酒を入候事、おほくは不レ可レ入候、但銚子に酒なくば可レ被レ入、銚子に提の口をあつべからず、さい越しにならば、さいのうちへ手を入、つきてくはへべし、又御酌の人さいのそとへ銚子を出て、是もさいの外に手を付てくはふべし、總じては座敷の中程へ出合候てくはへ候、但御酌貴人なれば、ふかく〳〵と參りてくはへ候、又くはへ貴人にて候へば、御酌ふかく〳〵と御出候て、くはへられ候が能候、又くはへ候やう、右の手にてはつるを取、左の手にて提のはたをそとかゝへてくはへ候、立候事は御酌の人立候て後に立たるが能候、おなじ様に立たるはわろく候事、又永正十八年四月比、かりそめに上洛の時、色々の事、故勢州○伊勢貞陸へ尋申候時、くはへの事、常には銚子のわたりの左へくはへ候、慈照院殿○足利義政被レ仰候しは、左へくはへ候て、其酒を入きらで、わたりの上をこし右へ可レ入よし、たしかに被レ仰候つるよし、物語候し、

〔宇治拾遺物語一〕このしうとの小藤太、此聟の君つれ〳〵にておはすらん、さかな折敷にすへてもちて、いまかた手に提に酒を入て、ゑんよりいらんは、人見つべしと思て、おくの方よりさりげなくてもて行に、○下略

〔増鏡十老の波〕院のぼり給ひて、御したうづなどなをさるゝほどに、女房別當の君、○中略ゑろかねの御さかづき柳筥にすゑて、おなじひさげにて柿びたしまゐらすれば、はかなき御たはむれなどの給ふ、

提子雜載

〔枕草子 九〕心にくき物

物まいる程にや、はしかひなどのとりませてなりたる、ひさげのゑのたふれふすもみゝこそとどまれ、

〔後奈良院御撰何曾〕さびかへりたる釼のさき　ひさげ

瓶子名稱

〔伊呂波字類抄 雜物部〕瓶子ヘイシ、

〔下學集 器財下〕瓶子ヘイジ

〔名目抄 雜物〕胡瓶コヘイ　瓶子ヘイシ

〔尺素往來〕酒者柳一荷、〇中略相副瓶子幷銚子、提子所調設之也、

〔東雅 器用十一〕瓶子カメ〇中略　酒瓶の如きは、後俗また字音をもて呼びけり、ヘイジといふなど　瓶子、胡瓶などの如き是也、

〔倭訓栞 前編二十七〕へいじ　瓶子の音也、酒をつぐもの也、節會の夜、殿前にとり瓶子といふものを置は、胡瓶子にて鳥頸の瓶子也、江次第に、胡國より來りたる器也といへり、

瓶子製作

〔饗應寸法〕瓶子

一高サ　一尺一寸二分　同口ノ高　一寸　同胴太身廻リ　二尺三寸八分　同細身廻リ　九寸　同疊ズリ廻リ　一尺三寸　同疊ズリ緣高サ　六分　同口鬼頭　カッカウ次第

〔寸法雜々〕一瓶子の寸法

かた八寸のへいしは高さ八寸五分、ふたつけの廣五寸貳分、口の高さ八分、座の廣さ貳寸ヅヽのへいしも、大小共に是を以定むべしと云々、

瓶子種類

〔今昔物語 二十八〕左京大夫□□付異名語第廿一

堀川ノ中將〇藤原兼通ノ青經ノ君呼タル過可ㇾ噴シトテ、殿上人皆不ㇾ參ヌ人无ク皆參タリ、〇中略一人ニ

ハ青瓷ノ瓶ニ酒ヲ入レテ、青キ薄様ヲ以テ口ヲ裹テ持セタリ、
〔厨事類記〕殿上垸飯〇中略
盃三口土器、居ニ折敷一、　青瓷瓶子二口以ニ薄様一裹レ口
〔源平盛衰記二十二〕土肥燒亡舞同女房消息附大太郎烏帽子事
安キ程ノ事也トテ、宿所ニ請ジ入奉テ、白瓶子ニ口裹ミ、サマ〲ノ肴ニテモテナシ奉ル、
〔貞丈雜記七酒盃〕一唐瓶子之事、鎌倉年中行事云、正月朔日、御座ニ御二重御唐瓶子、同銚子提有レ之云云、唐瓶子とは、かねにてこしらへたる瓶子なり、又は木にて作り、黑ぬりにしたるもあり、かねはこしらへ唐めきたる故、唐瓶子と云なるべし、外に子細なし、
〔長門本平家物語十九〕昌明をしよせて、かの家をみるに、褐衣に菊とぢしたるよろひたゝれきたるをとこの、からへいしにくちつゝみて取出したり、
〔徒然草上〕大覺寺殿にて、近習の人ども、なぞ〲をつくりてとかれける處へ、くすし忠守參りたりけるに、侍從大納言公明卿、我朝のものども見えぬ忠守かなと、なぞ〲にせられけるを、唐瓶(からへい)子(し)とときてわらひあはれければ、腹だちて退出にけり、
〔成氏年中行事正月〕一同五日ノ夜御行始、管領へ御出恒例也、〇中略御花瓶參時ハ、左手ニテハ御盃ヲ可レ持、〇中略御唐瓶子樽ナドハ、盃ニヲカズトモ參事アリ、一對ナラバ二度ニ持テ可レ參、一對御劍ヲバ先一如レ常持參テ、カタ〲ヲバ御透ニテ懸ニ御目一テ、管領ニテモ又他家ニテモ、亭ノ方へ可ニ預置一、
〔類聚名物考調度六〕飾瓶子　かざりへいじ
常の瓶子は銀錫にて作る、柄と口との有るもあり、多く普通のはなし、口のみなり、堂上方にては平常に瓶子を用ゐられて、銚子を用ゐられず、此外に飾瓶子あり、はれの時儀式には一對置物と

瓶子用法

す、酒入ず、木にて作りて、箔をおして、鳳凰桐雲などを極彩色とす、口をば絹にてつゝみて、同色の平紐にても口をくゝり、又は組糸にても口をむすぶ也、高さ大かた二尺ばかりなり、禁裏御棟上の飾瓶子を見しに、籠にて作り、上を張てゐどり、高さ三尺餘り有りし、

〔三中口傳 三〕瓶子以紙造輪爲土居事

不知此儀、又不見之、但今案歟、不倒瓶子事尤大切也、

〔貞丈雜記 七酒盃〕一瓶子一對、口を蝶花形に包む時、座敷の左の方に置は男蝶、右の方に置は女蝶也、

一條々聞書に、祝言の時は瓶子の口を、蝶花がたには包まず、ひしに包むと云、猶尋ぬべしとあり、是は銚子提子と瓶子一對と、蝶形につゝめば、蝶の數四ッになる也、四の字を忌む故也、

一瓶子の口、外に包樣も有べきに、ひし形に包むは、いかなるいはれぞといふに、菱は水草にて水底にはびこりしげり、ひしのみもかたくつよき物也、はびこりしげりかたくつよきを祝に用る也、酒も水類の物なる故、菱の花形にて口を包む也、

〔延喜式 四十造酒〕釋奠料 同春秋 瓶子二口、平文胡瓶二口、居短榻 ○中略

諸節供御酒器 中宮准此 銀盞一合、○中略 金銅胡瓶一口、○中略

右供奉御器依前件

諸節雜給酒器 四尺臺盤三面 七月加一面、○中略 白銅瓶子六合 五月減二合、七月加二合、平文胡瓶六合、五月減二口、並居著帽甲短榻上二腳、餘節准此、○中略

右五位已上料 ○中略

四尺臺盤一面、○中略 金銀胡瓶一口、○中略

右內命婦已上料、並請內藏寮、事畢返上、

〔江家次第 一正月〕元日宴會

南臺盤居胡瓶一口、(胡國瓶也、見史書、○中略)其上立案、(垂帽額)其上鋪紺布、立胡瓶二口、(西向、近例只有一口、金○銅○鳳○瓶也、其東立樓、○中略)西廂南第三間西向立胡瓶二口、安福殿東廂亦准此、

近例以胡瓶立砌訛也、若立砌者無公卿兩儀路歟、

〔江家次第正月二〕攝政時叙位事

若有勸盃者、藏人頭勸攝政、五位藏人取瓶子、

〔江家次第十七〕御元服

東机置陶○器○烏○頸○平○瓶○一口、(七升納、件鳥頭以木作樣之、以白土塗之、)

〔江家次第二十〕大將饗

其西立二脚白木机一脚、(上層居白○瓶○子○四口、中層置青瓷瓶子一口幷絹打敷等、)

〔神道名目類聚抄三祭器〕瓶子(ヘイジ)　神酒ヲ盛器ナリ



〔大饗御裝束間事〕所々座事(付酒部所餘所)

康和二七十七、爲隆記云、○中略南北行立二蓋棚一脚、上幷立瓶子六口、茶垸四口堂上料、靑瓷二口上官料、

〔參考源平盛衰記三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

以上南都異本物語○平家無、而云、其日モ暮シカバ、中將○平重衡ヲ持成カト見エテ、垂腹瓶子持テ參タリ、清ゲナル家子侍、肴盃面々ニ持テ參、狩野介一段下リタル所ニ座席調テ畏、○中略雨中ノ御徒然何カ苦シク候ベキナレバ、一瓶子懷テ參候、女房御酌ニ參給ヘト申ケリ、

瓶子雜載

〔古今著聞集十八飲食〕中御門左大臣家へ、大外記賴兼はつねにさんじけり、參たびごとに、かならず瓶子一さかな物を、座のまへにをかれければ、しばし公事の物がたり申て、みづからかたぶけのみつゝ、ひねもすしこうしけり、

〔平家物語一〕殿上のやみうちの事

忠盛○平又御前のめしにまはれけるに、人々拍子をかへて、いせへいじはすがみなりけりとぞはやされける、○中略伊勢の國に、住國ふかゝりしかば、其國の器によせて、いせへいじとぞはやされける、其うへ忠盛のめのすがまれたりける故にこそ、かやうにははやされけるなれ、

〔源平盛衰記四〕鹿谷酒宴靜憲止御幸事

引立引立置タル馬共驚テ、散々ニ跳踊食合踏合シケレバ、舍人雜色馬ヲシヅメント、庭上上ヲ下ヘ返テ猥藉也、酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケルニ、瓶子ヲ直垂ノ袖ニ懸テ頸ヲゾ打折テケル、大納言成親○藤原見之戲呼事ノ始ニ、平氏倒侍リヌト被申タリ、面々咲壺ノ會也、康頼○平突立テ、大方近代アマリニ平氏多シテ、持醉タルニ既ニ倒亡ヌ、倒タル平氏ノ頸ヲバ取ニ不如トテ、是ヲ差上テ一時舞タリ、○又見平家物語一

吸筒

〔撮壤集中家屋〕家具類　筒ツヽ

〔異制庭訓往來〕瓶子五百具、筒。大小三百、相語名譽之庖丁人、所構種々料理也、

〔庭訓往來〕遠所之花者、乘物僮僕難合期、先近隣之名花、以歩行之儀思立事候、○中略破籠。小竹。筒。等者、

自₌是可₋隨₋身、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞云〇伊勢貞丈、中略、小竹筒は靑竹に酒を入るゝなり、わりごも、さゝゑも、其日ぎりにかけながしにするなり、

〔貞丈雜記 七 器部〕さゝえと云は、竹の筒に酒を入て持たせ行を云、靑竹を切てふしを兩方に置て、上のふしにあなをあけて、酒を入る也、竹は笹の葉の枝なる故さゝえと云、

〔貞丈雜記 七 酒盃〕一つゝの酒と云は、今すひ筒の酒と云に同じ、又さゝえとも云、竹の葉をさゝとも云によりて、竹筒に酒を入る故さゝえといふなり、

〔義經記 五〕よし野法師判官を追かけ奉る事

かたをかゞなになるらんと思ひて、さしよりてみれば、くりかた打たるこづゝ〇原本作₌こづゝみ₋、據₌一本₋改、に酒を入て持たりけり、

〔輪池拾葉 二〕問曰、義經記、吉野法師、判官を追かけ奉る條云、くりかた打たるこづゝみに、酒を入て持たりける、此こづゝみはいかなるものにや、未ㇾ詳、

奉答、判官物語と題せし義經の異本には、くりかたうちたるこづゝにさけ入てと有、下文につつうちふりて申樣のみてはおほしつゝはちいさしとみえたれば、筒なることうたがひなし、庭訓往來に、破籠小竹筒と有を、今はサゝエと訓たれども、この文によれば、コヅゝとよむべきにや、既に異制庭訓には、瓶子五百具、筒三百とみえたり、されば、ツゝとよむが本名、サゝエとよむは異名なり、サゝは酒の義、エはイへのかへしならん歟、その故は今も陸奥國にて、竹筒に酒を入る江戸のトクリのごとしをサゝエといへり、〇下略

〔近代艷隱者 三〕都のつれ夫婦

その體うるはしき男の、色ある女に油單包をもたせて、藤浪のきよげなる岩間づたへに、靑苔の

席をたづねて來りしが、とある所に座して、竹筒より酒を出し、醉をすゝめて花見るさま也、

〔水鳥記 中〕鎌倉甚鐵坊先懸附さめやすが事

今樽次も此山中にて、かゝるえれものにあふこそふしぎなれ、いかさま是はみづからをたぶらかさんとて、きつねかむじなのわざと覺えたり、さあらば一勺さづけてくれんとて、すいつゝ取てなげつけ、○下略

〔武家義理物語 三〕發明は瓢箪より出る

やう〳〵淀の小橋を過ぎ、水車の夕波おもしろく、是を肴にして、吸筒取出し、二人さし請もせはしければ、後に乘たる兩人も呼びませて、酒事をかしく成りぬ、

〔撮壤集 中 家具類〕瓢箪

〔易林本節用集 比 器財〕瓢箪（ヒヨウタン）

〔雍州府志 六 土產〕壺盧　或謂葫蘆、又稱瓠瓜、又謂匏瓜、倭俗謂瓢箪、又稱浮壺便、凡壺酒器也、盧飯器也、老硬者作盛藥佳器、或盛山椒粒、或用繩繫腰、盛酒茶、爲遊山之具、是稱腹壺、以其腹有約束也、

〔本朝食鑑 三 菜〕乾瓢

附錄、瓢（瓠及壺盧者總稱也、瓠子訓布久邊、瓢瓜亦同、蒲盧者俗謂百生瓢箪也、俱不食、但暴乾可用器、此亦正二月下種、莖葉花並與瓠同、大者作酒瓢炭瓢、小者去瓤入椒及丸散香煎之類、或作佩瓢、生時治形之、不好則乾後全好、近代爭誇奇爾、）

〔鵞峯文集 十九 說〕ノヘ瓢說

靜軒野氏求得一瓢、其爲形也曲而斜、斜而垂、名曰ノヘ、嗚呼瓢兮、其在架也、懸而垂者ノヘ、今掛之于壁亦ノヘ也、盛酒于此、置盃盤之間、則隨手之所觸而ノヘ也、酒壺而眠則ノヘ、而又ノヘ也、攜之以賞花、則與風枝ノヘ也、腰之對月則與人影ノヘ也、無物可觸、無物可對、則其形之ノヘ自若也、嗚呼瓢兮、動亦ノヘ、靜亦ノヘ、奇哉異哉、熟視利奔名走之人、則朝ノヘ于權貴之門、暮ノヘ於侯伯之第、及夜歸

家、其形雖レ不二ノヘ一、而其心ノヘ也、所レ謂意馬坐馳、可レ愧二汝之靜而無心一乎、動者汝之用也、靜者汝之體也、軒中已靜、主人亦靜、與レ汝相對而逾靜矣、唯見二簡編之蠹蟲之䟦一行汝邊一而ノヘ二耳也、魯齋主人奇二其形一、感二其靜一、而爲二之說一、〈壬寅孟冬〉

〔好色二代男〈五〉〕彼岸參りの女不思議

重箱に飯入れて、あへ物一つ、瓢簞の酒も樂みは同じ、

〔燭夜文庫〕蝸廬記

山と山つみにはあらず、酒屋遠くて常に瓢のまろびがちなるこそ侘しけれ、

〔堀川後度狂歌集〈三秋〉〕八月十五夜　六柯園猿人

照月に尻を向ても憎からじさかさにうつす酒の瓢簞

〔後撰夷曲集〈八雜〉〕人のうづくまれるかたしたる酒瓢簞を、心戒と名付てよめる、　長嘯子

夕顏となりこそさがれ上人は佛の種や蒔そんじけん

〔我おもしろ〈下〉〕瓢簞吸筒の銘

達磨はわるい酒、ねかせばおきる、起してもねたがるは此瓢たん、性は善也、生は千なりとも、本來空ふくにごく〳〵これ極樂、

〔鶉衣〈拾遺下〉〕瓢長者傳

巴陵舍に一ツの瓢あり、其かたちをかしく曲れり、曲る物は全きとか、久しく愛につかへて許由がにくみをかうふらず、鉢叩にも奪はれず、あるじも中流に舟を失はねど、常に愛して千金の價に思へりとぞ、むかし不之庵の翁は是を褒稱して、長者瓠の三字を銘せしより、頓て此名を打かへして、みづから瓠長者とは名乘ける也、長者の自稱必しも其故のみにもあらず、此瓠に不思議ありて、酒を出す事綿々として不レ止、是仙術にも幻術にもあらず、只一婢に阮宣が杖を持せて、一

間鍋

度市中に往來すれば、朝に尻の輕しとみえしも、忽然と夕に滿り、かゝれば宇治の物語にいへる、姥が米を盡る期有とも、此酒は盡る日あるべからず、むべ也長者の號ある事、あるじ我に一語を求む、卒爾に記て贈ることゝ云かり、

〔書言字考節用集七器財〕間鍋(カンナベ)煖酒器、言不熱不冷、用其中間之義、

〔東雅十一器用〕鏤子〇中略即今煖酒之器を、カンナベといふは、カミナベ也、カミとは温醸をいふ也、或はカナナベといふ語の轉じて、カンナベといひしもまた知るべからず、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕鐺　酒鐺　俗云、加牟奈倍、〇中略

按温酒謂爲間、以冷熱中間爲往之俗語乎、故名間鐺、湯桶詞之類也、恐鐵鍋之訓相誤然矣、而以鐺直代銚子酌酒、卑賤之風也、

〔茶道筌蹄五〕酒次之分

銚子鍋　いにしへは火に懸ケ、燗をする器なりしを、織部〇古田より席上に用ゆ、

同丸　角　丸も角も利休形黑ヌリ蓋

同糸目　原叟好、道爺作、蓋三通あり、共蓋桐カラ草石鐶子ツマミ、菊唐草染付、宗入黑石鐶子撮(ツマミ)鐵無地ツマミ同様なり、

同平　啐啄齋好、蓋手素銅、

同累座　啐啄齋好、黑ヌリ蓋、後了々齋好て鐵ブタを添ゆる、

同塗　利休形、丸燗鍋の通り、鐵の上を黑塗にす、

〔洞房語園〕彼在郷人忝なふはござれども、迚もの事に御酒一つたべとふござるといへば、香久山禿に言付、酒を出しければ、身どもは給ぬとて、自身と燗鍋を持て、圍爐裏の側へ行、袂から長さ六七寸計りの伽羅のわり木を二本取出し、圍爐裏へくべ、燗をして茶碗にて一つ呑、慮外ながらとて香久山にさす、

ちろり

〔好色一代男 七〕差す盃は百二十里

亭主が仕懸此にかぎらず、盃、間鍋、吸物椀まで瞿麥の散紋、氣の附たる事ぞかし、

〔風流曲三味線 四〕元服しても子供心

主人は此子が酒に痛むと見乍ら、客への馳走なれば、宵から見事に飲りましたがお暇乞とあれば、爰は一つかえと燗鍋取て、八分目斟げば、是非に及ばず、目を塞ひでぐつと飲み、〇下略

〔鶉衣 前篇上〕摺鉢傳

さらでも住うき傍輩の中に、はしたなき間鍋の口さし出、杓子の曲り心より、うき名は立そめ、〇下略

〔數寄道具定直段附〕釜師清右衛門

原叟好 糸目間鍋 鐵蓋添箱入　拾五匁　利休形 四方間鍋 塗蓋添箱入　銀四兩　同 丸間鍋 同　拾五匁

〔數寄道具定直段附 後篇〕塗師宗哲

塗間鍋　三拾八匁　同挽物木地　四拾三匁

〔堀川後度狂歌集 一春〕元日　有難亭御代住

かん鍋のふたみが浦の初日の出とその袋の色かとぞ見る

〔書言字考節用集 七器財〕銚釐(チロリ) 今世温酒器

〔倭訓栞 前編十五知〕ちろり　酒器にいふは、三餘贅筆に急須と見えたり、ちら〳〵を俗にちろ〳〵ともいへり、燗に急なるをもて名とする也、〇中略今酎瓶と稱する者、内に火を入る鐵炮あつて、酒のさめざるやうに制したる器也、

〔皇都午睡 三編上〕京と大坂と一夜の船の隔あるにさへ、大坂の温(ぬく)ひは京で暖(あたゝか)ひ、〇中略京のちろりを湯婆(たんぽ)、〇下略

德利名稱

〔風流曲三味線　一〕色より思ひを掛奉る曼陀羅さて〳〵是は現銀に堅いお人樣じや、酒の取たもござりますと、戸棚から備前燒の大德利出し、ちろりへうつし、○下略

〔堀川後度狂歌集　秋三〕松蟲　文車庵
淋しさに寢酒の德利ふる比はちろり〳〵と松むしの鳴

〔運歩色葉集　登〕得利（トクリ）（入酒器）　陶（トックリ）（入酒）

〔易林本節用集　登食服〕陶（トクリ）　得利（同）

〔書言字考節用集　七器財〕陶（トクリ）（酒器）　得利（同）（俗字）

〔倭訓栞　前編十八登〕とくり　曇具理の義なるべし、群碎錄に、今人呼藏酒器曰曇と見え、壜にも作れり、墨莊漫錄に、東坡云、新釀甚佳、求一具理、具理南荒人餠甖と見えたり、膽瓶も同じ、又陶器にや、くり反き也、下總の國にてはぼちといふ、

〔物類稱呼　四器用〕甀とくり　下總にてぼちといふ、この國にて酢ぼち酒ぼちなど丶云、

〔和漢三才圖會　三十一庖厨具〕罌（音英）　甇（同）　甀（音武）　俗云止久利
罌、乃瓶之總名、又備火長頸瓶也、小口罌曰甀、（音壁）
按、罌子和名未知其據也、形大小不一、而頸細長、民家日用酒瓶也、盛醋或醬油亦良、其背小而蚊蚋塵埃不入易也、南京及朝鮮之作、土輕而不變味、備前印部之產次之、肥前伊萬利之產又佳、如有微臭氣者、能投入水於內、酒淨用銀杏末和湯可洗、
錫罌子甚華美也、本綱云、置酒於新錫器、浸漬日久、或有毒、蓋錫含砒霜石氣也、舊年者不害、

〔貞丈雜記　七酒盃〕一今德利と云物を、古は錫といひける也、むかしはやき物の德利なし、皆錫にて作りたる故すゞと云し也、

〔茶道筌蹄 五〕酒次之分

錫　利休形德利なり

〔西遊記 續編 一〕古朴

邊國にても城下町家などは、都の風にも押移るものなるに、薩摩などは格別の遠國故にや、城下にも猶古風殘れり、器物も酒の銚子といふものなし、皆錫の德利なり、○下略

〔八水隨筆〕誰やらのはなしに、定家の陶(とくり)とやら、ふくべとやらを、所持したる人有り、古物にても雅器にあらねば、何の用にたゝず、此類また有、予が忘れる大井左大夫殿と申せし御方、甲州の族にて花菱を紋とす、此家に勝賴の備前德利あり、先祖の器とては是ばかりなれども、用なしとてわらはれぬ、

〔毛吹草 三〕備前　伊部(インベ)燒物 酒德利 瓶 藍壺 鉢等

〔槐記〕享保十七年三月廿四日、下加茂松林院エ御成、九ツ時御出門、拙大膳御供、○中略御酒　ヒセン德利

〔玉露叢 二十二〕寬文十一年六月十八日ニ、ベツカウノ德利一對○中略○右ノ品々日光御寶藏へ納メ玉フ、

〔皇都午睡 三編 中〕品川宿は、○中略女郞は十文目にて雜用は別なり、先茶屋より白丁(はくてう)とて、白の大德利を提て、女郞屋へ案內して藝者を呼ぶ、

〔好色一代女 四〕墨繪浮氣袖

長屋住居の侍衆に、召使はれし中間と見えしが、朝の買物芝肴を籃に入れ、片手に酢德利附木を持添へ、○下略

〔西鶴織留 四〕家主殿の鼻ばしら

又かうじ屋から、蟬の大きさしたる油蟲ども、數千疋わたりきて、○中略醬油の德利にはいり、鹽籠

にむさき事どもして、人のしらぬ世の費也、

〔我おもしろ下〕酒樽記

貧乏陶に足る事を知るは、貧くしてへつらふ事なきにあたり、〇中略下戸の内の神酒陶は二タ月を越て酢となり、〇下略

徳利用法

〔鍭方明記五〕酌之事

一すゞの酌之事、すゞの底を兩手にてかゝへ候て參する事もあり、但すゞに依べし、夏は下に置、手をかけ候てよし、其故はあたゝまりなど入ざる心得なり、

〔臨時客應接〕銚子にても、間德利にても、折々水にて濯がねば、酒の味ひを損ずる故心付べし、

〔親俊日記〕天文十一年八月十日戊子、淵田入道後家德利一持來之、

〔梵舜日記〕慶長十七年十二月廿四日、次禰宜和泉シャウチウ酒一德利持參也、

〔守貞漫稿後集一〕酒食類

江戸近年式正ニノミ銚子ヲ用ヒ、略ニハ燗德利ヲ用フ、燗シテ其儘宴席ニ出スヲ專トス、此陶形近年ノ製ニテ、口ヲ大ニシ、大德利口ヨリ移シ易キニ備フ、銅鐵器ヲ用ヒザル故ニ味美也、又不移故ニ冷ヘズ、式正ニモ初メノ間、銚子ヲ用ヒ、一順或ハ三獻等ノ後ハ專ラ德利ヲ用フ、常ニ用之故ニ、銅チロリノ燗酒甚飲難シ、大名モ略ニハ用之、京坂モ往々用之、

袴

〔臨時客應接〕間德利のはかまの箱なくば、盆の上に置べし、

〔鶉衣前篇下〕名德利説

あるはちろりといひ、間鍋といひ、前後左右のむつかしみありて、茲によそほひ袴をかけて、實は心のとけざるかたもあるべきに、〇下略

〔蜀山百首〕雜二十首

世の中はさてもせはしき酒のかんちろりのはかまきたりぬいだり

〔寛政四年武鑑〕松平内藏頭治政〇備前岡山 時獻上 暑中御徳利

京の叉六は、我死ば備前の國の土となせ、もしも徳利とならば極樂、と辭世せしも殊勝なり、

〔正月揃五〕酒屋の孟趣

〔鶉衣前集下〕名。徳利說

つくねんと靜なる時、泥塑人のごとしとは、賢徳の姿をほめて、此物にはあらざれども、したしめば一團の和氣あたゝかに、雪の夜あらしも身にしまざるは、これがためのたとへにもいふべかりける、まして備前の名產にして、六升ばかりを入るゝときけば、たとへ八仙の客にはとぼしくとも、虎溪の禁足は忘るゝにたりぬべし、なを此物の德を思ふに、斗樽は座敷に場をとれば、これがたぐひにはいふべからず、あるはちろりといひ、間鍋といひ、前後左右のむつかしみありて、弦によそほひ袴をかけて、實は心のとけざるかたもあるべきに、たゞ此物の口をそらざまになして、なみ居る人の中に出ても、いづれに向ふともなく、たれにそむくともなき姿をもそなふなるべし、此ぬしこれに名を呼む事を求む、むかし子猷が竹は、見ぬ日ありともさてやみぬべし、此ぬしのこの物における、一日もなくてはあらざるべく、つねに膝下に召まつはさるれば、かの此君の名の古きを尋て、此童とよばんにいかゞ有べき、されば世の近侍の童は、立居に尻のかろきをほむれども、此童の奉公振はたゞいつまでも、いつまで草の根づよく尻の重からむこそ、主人の心には叶ふなるべけれ、

月に雪に花に德利の四方面　阿曾備

〔堀川後度狂歌集三秋〕九月九日

神酒の口にさゝれて三方の高きに登るせくの白菊

盃名稱

〔新撰字鏡〕角觚（古胡反、禮器也、一升曰爵、二升曰觚、角乃佐可豆支、）觵觥（同、古横反、禮器也、角爵、佐加豆支、）

〔倭名類聚抄十六瓦器〕盃盞　兼名苑云、盃一名巵、（盃亦作杯、巵音支、和名佐賀都木、）方言注云、盞（音與産同、和名同上、）盃之最小者也、

〔箋注倭名類聚抄四瓦器〕按、廣韻云、桮杯上同、盃俗則作杯似是、然類聚名義抄作坏、彼所見本書亦從土也、蓋皇國古俗皆用瓦盃、故字變從土、古事記、日本書紀、皆用是字、伊呂波字類抄亦載之、此盞本從土、而以漢籍坏是坏丘坏冶字非此義、下總本、那波本、遂改作杯、恐非源君之舊也、○中略　按、佐賀都岐、酒坏也、與高坏、泔坏、油坏之坏同、

〔干祿字書平聲〕盃杯（上通下正）

〔類聚名義抄三木〕杯（音盃、サカツキ）　桮（正、盃或□籀、匜古）　椷　棤（俗）　榼（苦盍反、酒器又俗益字、）　榼（正、盍古、サカツキ）

〔同三角〕觴（音傷、二正、サカツキ、）　䚃（胡本、胡昆、二反、）　觚（音狐、飲酒角ケタナルチサカツキ、）　觥（古横反、角爵、五觵上、サカツキ、）　觥（俗）　觶（支寘二音、サカツキ、）　觵（サクツキ）

〔同九皿〕䀇（麻摩二音杯）　盌（音安、盌大于盞）　盞（音殘）　盄　盧（今正、從雅、二三杯）　盄　盞（音犯、杯、）　盞（今淺、醆醆三或音産、サカツキ、）　盃（通、杯、正音）　坏（ツキ、サカツキモル、一名巵、音支、亦坏、）

〔伊呂波字類抄左雜物〕盃（サカツキ、亦作杯）　䀇（サカツキ）　匲（小杯名也）　坏　巵　觴（俗作䚀）　檨　爵　盞（盃宿者也）　小鍾

施　雀　與　白（白擧）　觥（酒器、受七升、爵二失禮者罰酒盃也、）　觚　盃　玉緣（酒承也）　爵　滿盃　玉舜　𣪊　鸚鵡盃

巳上同

〔東雅十一器用〕盃サカヅキ○中略　サカヅキとは、サカは酒也、ツキとは古語瓦器を呼てツキといふ、高坏短坏等の如き是也、後俗また器の字を讀みてツキといふ、下器讀みてカツキといひ、窪器讀みてクボツキといふが如き是也、倭名鈔に見えしサカヅキといふものも、今の如くに漆器なるものをいひしにはあらず、卽今カハラケといふもの是也、カハラケといふは、カハラは瓦也、ケは笥也、古には凡そ食を盛るものを呼びて笥といひけり、俗には土器を讀みてカハラケといふ也、ツキとは古語に器を呼びてケといひ、キといひしかば、土をもて作れる器なるをいひしに似たり、器の字の音をもてや呼びぬらん、後俗又是によりて、凡の器をよびてツキといふなり、飯次湯次

などいふ類是也、また鍾の字讀みてサカヅキといふ也、卽今瓷器にしてチヨクといふもの是也、鍾を呼びてチヨクといふは、福建及び朝鮮の方言なるを、近俗かの方言の如くに呼びし也、

〔南嶺遺稿四〕盃はさかつぎ也、然れども左樣に讀ては風雅ならざる故、さかづきといふ也、湯をつぐものをゆつぎと云類也、觴は角にて製たるもの也、其形くぼみたる物也、盞はひらき盃也、巵は小盃也、盃は唐にて蓋有盃也、

盃初見

〔日本書紀七景行〕十八年八月、到的邑而進食、是日膳夫等遺盞、故時人號其忘盞處曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗號盞曰浮羽、

〔料理通四編〕普茶卓子略式心得

一席中都て雅言を用ゆ、〇中略盃を爵といひ、又罩提といひ、〇下略

〔古事記上〕又其神〇八千矛神之嫡后須勢理毘賣命甚爲嫉妬、故其日子遲神和備氏、自出雲將上坐倭國而裝束立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足踏入其御鐙而歌曰、〇歌略〇中略爾其后取大御酒坏、立依指擧而歌曰、〇歌略

盃製作

〔延喜式十七内匠〕銀器

盞一口加盞盤受三合料、銀大一斤、炭六斗、和炭一石二斗、油一合五勺、長功一十人、火工二人、磨工二人、鑷工三人、中功一十一人、火工八人、夫三人、短功一十二人、火工九人、夫三人、

朱漆器

盞一口徑五寸料、漆一合七勺、朱沙一分、貲布二寸四分、絁布各一寸、綿二分、擣墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、

〔貞丈雜記七酒盃〕一古は祝儀にも常にも、盃といふは皆かわらけ也、さかづきといふ事は近代の事也、今も盃を朱ぬりにして、うすくひらくするは、かわらけをまなびたる物也、京の銀閣寺に、七賢の盃とて七ッ入子の盃に、晉の七賢の名を蒔繪にしたる盃あり、是は東山殿の御盃也と申傳る

也、いぶかしき物なり、東山殿時代ぬり盃はなし、後に作りたるなるべし、

〔鹽尻初編九〕或人問、古へ我國の盃其形如何にやと、曰上古盃は土器のみ、漆ぬりは中世已來か、相州鎌倉敬恩寺時宗なりに、昔平重衡千壽前と、酒宴せし盃とて寺寶にあり、大さ今の平皿のごとくにして淺く薄し、内外黑ぬりにして、内梅花まき繪あり、是中古酒盃なり、古田織部正守能茶亭の饗に備る時、製し初し盃の形なり、近世は彌輕薄の器となれり、

〔日本國風五〕酒坏

是迄さかづきは土器なるところ、織部古田朱漆のぬり盃を物數寄せられたり、是木にて製したる塗盃世に出來たる始也と、世以て云へり、然るに東山銀閣寺に、將軍義政公製し給ひし朱漆の塗盃ありて、今寶物となる、中略これを觀れば、織部朱漆の盃の始と云べからず、たゞ盃の形ちつき、其物數寄のはじめと云となるべし、

〔水鳥記下〕甚鐵坊一二のたるをのみやぶる事付りさめやすゑゐふせらるゝ事

よしのうるしにて、ためぬりにぬつたる大さん取出し、うへから下までひとつになれと引うけ、ゑばしたもつてぞ見えにける、

〔東照宮御實紀附錄二〕御歸城の後、三五郎鈴木に御盃下され、信國の御刀を引る、盃に三日月を蒔繪にしたれば、向後これを吉例として、三日月をもて紋とせしめらる、

〔銀臺遺事二〕一とせ關東にて尙齒會とて、七十歲以上の人を招きて、終日饗應有、御內の者共へも、其齡なるは皆々召して酒給はり、三井孫兵衞親和とて、其比高名の能書有、是も七十歲餘なりけるに、壽の字を篆文に書せて、夫を蒔繪にしたる盃を萬歲杯と名付、各の引出物とし、下略

〔浚明院殿御年賀記〕天明六年三月七日五十御賀御祝儀御規式中略

御內證獻上之品中略

御盃　五拾　水野出羽守

但御盃、内之方菊壽、印籠之わく成菊壽字、厚切金にて致候も有、やすり粉にて致候も有之、十枚ヅヽ五通りに替り、裏にも竹之蒔繪有之、

〔茶道筌蹄　五〕盃之分

萩の繪　原叟好、大小二ツ重ね、朱刷毛目に、黒漆にて萩の摸樣、

鈌　原叟好、朱二ツ重ね、裏に黒漆にて鈌を書く、

飛石　原叟海部屋善次方にて、黒にて飛石をかゝれしを、今に寫し來る、朱の一枚盃なり、

〔簾中舊記〕正月御はがためやうだい

御かたくちにて、九こん參らせ候、此御盃はつぼき物にて候、三の御さかづきもまいり候、

〔賤のをだ卷〕扨盃もうすければ、さのみ酒も過ず、馳走ぶりも能樣にしたり、今は〈○享和頃〉酒の手へかかり、衣類の爲にならぬ所に計氣が付て、盃もふかくこしらへ、〈○中略〉辨利にのみ成行て、雅なることも風流なることもなし、

〔萬歲狂歌集　六雜〕蚫貝のかたつくれる盃を出しければ

此貝を手にとりえしはわたつ海の底なし上戸あまならねども

〔和漢三才圖會　三十一庖厨具〕杯〈音背〉　盃〈同〉　坏〈同〉　和名佐加豆岐〈○中略〉

按、坏初用瓦器、故名酒土器、〈サカツキ止與都通〉出於城州深草者良、河州龍〈タツノ〉目次之、日本紀云、神武天皇取香久山埴土作平瓮、以祭神祇、〈平瓮、卽今之平瓦器類、〉今亦神酒、婚儀、嘉祝、皆用瓦器、然厭破易、尋常用木杯、多朱髹、鈿鐔、描金、撒金等甚華美也、

〔續世繼　四小野の御幸〕かざみきたるわらは二人、〈○中略〉いま一人はゑろがねのおしきにこがねのさかづきすゑて、大かうじ御さかなにて、いだし給へりければ、御とものの殿上人とりてまいりて、い

とめづらしき御よういにはべりけり、○又見二十訓抄、古今著聞集、

〔實隆公記〕文龜二年七月十二日壬午、卅首勅題拜見、○中略下官自女中方參入候、御酌、金銀御盃二也、

〔延喜式五齋宮〕初齋院裝束

銀盞一具、○中略

年料供物

銀盞一合(中略)並供御料長用

〔延喜式六齋院〕齋王定畢所請雜物

膳器、○中略銀盞一合、

〔北山殿行幸記〕しろがねの御さかづきを、宰相もちてまゐりたるを、はいぜんとりて御まへにまゐらせらる

〔江家次第五二月〕十一日列見事

大辨搢笏取杓、到上卿座南邊、入酒於白銅盞、

〔江家次第六三月〕石清水臨時祭

三獻、○中略陪從發歌笛聲、立插頭華臺、藏人取之立長樹東端、置螺盃銅盞、盃在臺上、藏人取之置插頭華臺頭、如常、

〔類聚名物考調度十四〕銅盞

今思ふに、これは金銅、銀銅の酒盃なり、

〔北山抄二十一月〕下酉日賀茂臨時祭事

以螺盃銅盞賜一巡、使等起座、○下略

〔令義解一職員〕內藏寮

頭一人、掌○中略寶器、謂金椀玉盞之類也

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年八月辛巳、〇三日上〇仁明爲先太上天皇〇嵯峨及太皇太后〇嵯峨后橘嘉智子置酒於冷然院、上奉白玉巵、伶官奏樂、令源氏兒童舞于殿上、極歡而罷、

〔徒然草 上〕よろづにいみじくとも、色このまざらん男は、いとさう〴〵しく、玉のさかづきのそこなき心ちぞすべき、〇下略

〔文選 四賦〕三都賦　左太沖

且夫玉巵無當、雖寶非用、

〔東大寺正倉院御寶庫御開封記錄〕御寶物目錄

一瑪瑙杯　一

〔源氏物語 四十九寄生〕宮の御かたより、ふすくまゐり給、ぢんのおしき四、玄たんのさかづき、ふちのむらごのうちしきに、おり枝ぬひたり、白かねのやうき、るりの御さかづき、へいじはこんるりなり、〇下略

〔蔭涼軒日錄〕文明十六年十月十七日、次謁西御所、同致禮謝、獻以七寶瑠璃盃、〇下略

〔東大寺獻物帳〕犀角杯一 白、一黑、

〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記

第一韓櫃　犀角坏壹口

前帳云、口缺三所各一分者、寛治六年帳云、今撿同前、

〔節用集大全 一器財〕鼈甲作盞（べつとうづくりのさん）

〔三代實錄 三十一陽成〕元慶元年六月廿五日甲午、渤海國使楊中遠、自出雲國還於本蕃、王啓幷信物不受而還之、大使中遠、欲以珍翫玳瑁酒盃等奉獻天子、皆不受之、

〔江家次第 十七〕御元服

以製作爲名

其上置陶器御盃一口、口徑四寸、加蓋井盤等、○下略

〔萬載狂歌集雜六〕燒物の盃に酒をもれば、おのづから盃中に、星のかげうかむとて、重寶にしける人のもとにて、　　朱樂菅江

一口は下戸でも千葉のすけよかし家の秘藏の盃にほし

〔言經卿記〕慶長八年八月廿六日庚戌、禁中ヨリビイドロ馬上盞一拜領了、忝者也、

〔下學集器財下〕椰子盃ヤシハイ椰木也、横截椰子爲盃、若以毒投盃中、酒忽沸涌、令人無害也、然今人漆其盃中、其失椰子之用也、○又見塩囊抄

〔節用集大全器財五〕椰子盃やしはい消毒

〔好色二代男六〕人魂も死ぬる程の中さる格子には、紙盃に割竹を傳せ、酒買はすなど、何事もすればなるものなり、

〔蔭凉軒日錄〕長享三年六月十二日、芳州依蘊斷後來、愚云、浮白風流罪、蓋白漆之大盃出、故及之、

〔男女祝元美人妝書六〕夫婦三土器

三土器ハ往古ヨリ今モ土器ヲ用、乍去例ハ何ノ比ヨリカ塗盃ヲ用、○下略

〔堀川後度狂歌集秋三〕九月九日　　土性軒逸山

菊壽盃童子が酌の千代こめて不老不死の中に瀧呑

〔正月揃五〕紙屋の芳春

すこし丘がたに並ゐて、雪ならぬ絹かけ松見て、飮んといふに、吸筒おの〳〵取出す、みな盃をわすれて來ぬ、おかしく此口よりすぐに、口にあけんともいひ、許由が流に手してやらんといふも、さすが心きよからざりしに、僕こゝろへて、日頃たしなめりとて、たゝみ盃といふものを、藥袋より出すも又紙なり、

〔機巧圖彙下〕搖盃

此盃二重底にして、上底はびいどろなり、その下に龜あつて、平常は盃を手にとつても、此かめうごかず、酒をうくれば、頭ならびに手足皆動搖するなり、ゆへにこれを搖盃と名づく、〇下略

以形狀爲名

〔浮世親仁形氣五〕老を樂む果報親父

扨昔から御酒がお好とて、高蒔繪の大盃を出せば、是よりは茶碗でと望む程に、いかやう共御心まかせと、其日は行儀を改めず、〇下略

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、〇中略造酒司所備、〇中略小盞六十口、已上各盛筥置案

以人名爲名

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕杯〇中略其大者名武藏野、小者名織部、〇天正之比、武臣古田織部重能善茶道、而始作此形、其餘數品不枚擧、

〔橘庵漫筆二編一〕織部盃　盃に織部形といへるもの有て、小盃なり、よつて邊鄙の野人など、盃を織部と心得し人もありとかや、元豐臣家のときに、日根野織部正高吉と云し人の、好み申されし形となん、依て織部形といへり、此織部と云は、古織〇古田織部正ならず別人なり、日根野氏は武備調ひし人にて、武器の物數寄名人なりとかや、されば武器に名のこれり、

〔水鳥記下〕近鄕のもの共そこふかにかせいする事付擒次をりべおどしの事

そこふかにくまんとたくみ給ひしに、何とかし給ひけん、をりべをひとつとりおとし給ふ、

〔醒睡笑三〕不文字

古田織部の數寄に出さるゝほどの物をば、其道をまなぶもまなばぬも、天然と賞翫し、もてあつかひしゆゑ、中酒に座敷へ用ひられつる盃までも、なべて人織部盃といひふるゝ、さるまゝ京に三八といふ者あり、扨は盃をばいづれもおりべといふ物ぞと、合點しゐたり、あるとき三八が顏あかく、機嫌よささうなるを、人見つけて、そちはあらけなくゑひたる體ぞといへば、道理かな今朝のふるまひに、汁の椀のおりべで、つゞけざま三盃のみたるもの、

土器盃

〔三中口傳 二甲〕御酒盞事

三獻毎度土器可レ供レ之

〔海人藻芥〕鍾ハヘイカウ二度入、三度入是也、然近代皿ノ物五度入、七度入、十度入、塞鼻如レ斯種々土器令レ出來、酒與盛故也、

〔寸法雜々〕一盃のかはらけ寸によりて、名をいふなり、

七度入、九寸は九度入と云、いづれも此心得也、

〔今川大雙紙 下〕酒に付て式法の事

一ゑうげんの時は、御とをりとて、ちいさき土器をあまたつみて御前に置也、式は七度入、或は五度入にても酒をばうけ候て、卒度口をあてヽをかるヽを、今のちいさきかわらけにつき渡して、めしいださるヽ人に下さるヽ也、此時は土器を持て立也、

〔資勝卿記〕元和七年十月廿二日庚寅、能過テ、天酌〈○後水尾〉ニテ御トヲリ有、五度入ニテ三盃、至二六位一有レ之、

〔貞丈雜記 七酒盃〕一今時盃に用るかわらけに、内ぐもりとて、土器の内を黒く三ツ星の樣に、やきたる土器あり、内くもりといふ名は、舊記に見及ばず、古はなき物なるべし、くもるといふ事は、祝儀などにはいむべき名也、又内くもりとは、うつくしくはだをみがきたる物也、これをはだよしといふ、古ははだをみがく事はなし、されぱかわらけのひねりどめを、前へむけて酒のむ事、出陣にはいむ由舊記にあり、是みがヽぬ土器を用たる證據也、みがきたるにはひねりどめなし、

〔安齋隨筆 前編十五〕長柄の銚子にもみぢの土器　同館〈○高〉草子、長柄の銚子に、もみぢの土器すへてとあり、もみぢのかわらけとは、赤きかわらけの事成べし、赤きかわらけは、常のかわらけ也、白かわらけもあるゆへ、もみぢのかわらけと云たる也、

髑髏盃

〔雅筵醉狂集 一春〕彼岸櫻

此秋の彼岸にもまたさけ櫻もみぢは春も酒のかはらけ

紅葉土器といふあり

〔西山遺聞 上〕永野九十郎事

西山公〇德川光圀御幼年の時、威公〇德川賴房の命にて、刑人の首を提給ひしは、永野九十郎と云者の首なり、〇中略此九十郎が髑髏は、盃に作らせたまひしといへり、

〔史記 八十六豫讓傳〕趙襄子最怨智伯、〇注略漆其頭以爲飮器、

〔玉山遺稿 一七言古詩〕高子式山人達士也、置髑髏杯時時把玩、一死生遺形骸、超然自適焉、少年輩爭飮爲豪擧、予獨蹙頞不能飮、衆笑予未達、因作髑髏杯行、自嘲兼爲髑髏解嘲、

旣非月支頭、亦無知伯仇、山人好奇奇至骨、日盛美酒以髑髏、少年爭飮誇豪許、皆道山人達士流、座中一客字子羽、蹙頞不飮心獨憂、試問髑髏汝何辜、驚骸廿夢不得休、又問汝何物奴耶隷耶、將王侯將前搖頭供嬉笑、若非侏儒必俳優、髑髏答言、在世時只記、沈湎飮酒池、又記朝戴漉酒巾、夕著白接䍦、有時與來稱草聖、脫帽何妨髮如絲、一自蓬累歸山阿、貴賤貧富不復知、我肉旣飫烏鳶腹、我顱偶爾匹鴟夷、我形不須司命復、我魂不要宋玉辭、糟丘烟霞喚我起、知己誰如山人奇、山人日日摩我頂、曉然何利天下爲、出離蓬蒿廁綺席、子羽莫謾嘲支離、我聞古酒人一棺、徒戢身縱葬陶家土、何異湘水濱、涓滴不到劉伶冢、南州雞絮豈沾唇、淵明臨終不得足、畢卓了生不復晨、古來酒人孰如我、宿習綿綿醉天眞、不管功名朽不朽、不論形神親不親、未作阿梨七分破、常染酴醿萬斛春、君不見無功日月終醉鄕、鄭生意氣盡高陽、中山千日偏苦短、百年三萬亦非長、嵇阮化爲禍之父、黃公墟下暗悲傷、笑殺人間北海守、何如地下南面王自誇、唯我酣暢哉、長夜濡首首作杯、子羽頭顱聞此語、同口責子羽、子羽汝爲生頭顱、彼爲死頭顱、生死頭顱亦奚擇、況勝子璋血模糊、蹙頞不飮一何愚、汝今不飮歲將去、俛仰間與彼爲伍、

介貝盃

〔先哲叢談　八〕秋山儀、字子羽、　紀平洲小語曰、（○中略）子羽、外柔内剛、有〻親友作〻髑髏杯〻者〻、諸客皆擧、獨子羽不〻敢飲〻作〻詩諷〻之、

〔風俗酔茶夜談（後八器財）〕いま東都太平の御代にうまれて、聖朝の德化に浴する人のうちにも、えならぬものずきする事を、風雅とおぼへたともがらには、人の頭髏もてさかづきにつくれるめくらもあり、かのめくらは、唐詩選のこうしやくする事、仕おぼへたれば、月氏頭にのむといふ詩の語をきゝかじりて、かまくらへゆきける折から、屛風が谷にうづもれたる、北條家の髏骨をひろひきて、きんはくもて、これを裝嚴し、或る大諸侯さまのやかたへもちゆきて、かの諸侯さまをせこめ奉りて、髑髏杯の酒をすゝめたる時、諸侯さまにも、さすがに寬仁大度の御氣象にて、めくらがこゝろに、さからひ玉はで、その酒のみ玉ふたれども、めくらが異をこのむに、あきれおはしたるよし、その侯の家につかふる、同學の秋山それがし、かたりきかせ侍りぬ、

〔天文本倭名類聚抄（五龜貝）〕錦貝　辨色立成云、錦貝、（夜久乃斑貝、今案所〻謂〻爲〻盃之紅螺是也、）

〔爾雅十釋魚〕蠃小者蜬註（螺大者如〻斗、出〻日南漲海中〻、可〻以爲〻酒杯〻、〇下略）

〔本草綱目啓蒙（四十二蚌蛤）〕海蠃

青螺ハヤクガヒ、薩州夜久島ノ產ナリ、故ニ名ク、誤リテ夜光ト云フ、形紅螺ニ似テ、厚大ニシテ微扁シ、外色灰白、内ハ銀色ニシテ、翠紫ヲ帶テ珠色ノ如シ、外皮ヲ刮リ去ルトキハ珠色ヲ現ズ、工人斜ニ切テ酒杯トス、夜光ト云フ、

〔枕草子　七〕くぎやう殿上人は、かはる〴〵盃とりて、はてにはやくがひといふ物、おのこなどのせんだに、うたてあるを、御前に女ぞ出でとりける、

〔壒嚢抄　一〕明衡往來ニ泛〻羽觴〻トアルハ何事ゾ　是酒器名也、羽トハ鳥也、觴ハサカツキ也、禮記ニモ提〻觴捕〻蟹之行專滿〻胸中〻トヨメリ、譬ヘバ鳥形ヲ作テ羽ニ觴ヲ居ル也、其付テ鸚鵡酒ヲ好ム故

ニ彼形ヲ作ル、仍鸚鵡盃トモ云也、何レモ只鳥ノサカツキト云心ナリ、或説ニハ、海中ニ貝アリ、鸚鵡ノ形ニ似タリ、是ヲ取テ背ウガチ破リテ盃ニ用、能泛ガ故ニト云々、是ハ曲水ノ宴ニ用ル觴也、○中略鸚鵡ハ物云鳥ナレ、彼形ヲ作テ此盃ノ臺トシ、或似タル貝ヲ用ト云々、

〔演繁露十四〕古爵羽觴

楚詞曰、瑤漿蜜勺實羽觴、張衡西京賦、促中堂之狹坐、羽觴行而無算、班婕妤東宮賦曰、酌羽觴兮消憂、諸家釋羽觴皆不同、劉德曰、酒行疾如羽、如淳曰、以玳瑁覆翠羽於下、徹上可見、劉良曰、杯上插羽以速飮、皆非是、束皙論禊曰、逸詩云、羽觴隨波流、且以隨波之用證之、若果插羽則流泛非便、至謂玳瑁翠羽相須爲麗、則太不經、惟李善引漢書音義曰、作生爵形者是也、古飮器自有爵、眞爲爵形、劉杳謂、古尊彝皆刻木爲鳥獸、鑿頂及背以出酒者、卽其制也、本朝李公麟得古爵、陸佃繪之禮象圖、其形有味有足有尾、但不爲背、而盡窪虛其中以受酒醴、蓋通身全是一爵也、惟右偏著耳以便執持、如屈巵、然乃始是飮器制度、蘇文忠之詩、有狀胡穆銅器者、曰、隻耳獸齧環、長脣鵞擘喙、三趾下銳春蒲短、兩柱高張秋菌細、君看飜覆俯仰間、覆成三角飜兩髻、古書雖滿腹、苟有用我亦隨世、嗟君一見呼作鼎、纔注升合已漂逝、文忠不正命其器以爲爵、而徇穆之所名、姑以爲鼎、然味其所詠、形模大小以較禮象、則與李公麟古爵正同、古爵雀字通、紹興間奉常鑄爵、正作雀形、如禮象所繪、知其有所本也、則夫以爵爲觴、而命之羽觴、正指實矣、孟康釋班賦亦曰、羽觴作生爵形、有頭尾羽翼、師古曰、孟說是也、第其制隨事取便、鑄銅爲之、則可堅久、於祭燕爲宜、若以流泛、卽刻木爲之、可飮可浮、皆通變矣、

〔類聚名物考調度十四〕螺盃　あふむのさかづき

今思ふに、これは二ツのわかち有り、螺鈿といへるは、今云青貝なり、また介をそのまゝすりて、盃にしたるをも云ふ、それは漢の書に見えし所の、鸚鵡盃といへるものにて、今此方に鰒介、あるは阿古やといへる物にて、作れるものなり、

〔續世繼四波の上の盃〕三月三日曲水宴といふことは、六條殿にて、この殿〇藤原師通せさせ給ときこえ侍き、から人のみぎはになみゐて、あうむのさかづきうかべて、もゝの花の宴とてすることを、東三條にて、御堂のおとゞ〇藤原道長せさせ給き、そのふるきあとを尋させ給ふなるべし、

〔曾我物語一〕おなじくさかもりの事

たきぐちの三郎、〇中略おひのばつざしきよりすゝみ出申けるは、たゞいまのさかづきもさる事にて候へども、あまりにもどかしくおぼへ候、大きなるさかづきをもつて、一づゝ御まはし候へかしと申ければ、たきぐちどのゝおほせこそおもしろけれとて、いとうの次郎かいといふかいをとり出し、此かい日本一二ばんのかいとて、ゐんへ參らせたりしを、くげにはかいを御もちひなき事なれば、ぶけにくださるゝ、太郎がいをばちゝぶにくださる、ひさげ五つぞ入ける、二郎がいをば三郎にくださる、しんすけ給はつて、どいの二郎にとらする、てんじやうをゆるされたるうつは物とて、ひざうしてもちけるを、おりふしかはづの三郎、どいがむこになりてきたりしを、ひきでものにしたりけり、うちはをのれなりに、そとはなしぢにまきて、いそなりにめをさしたり、ひさげ三ぞ入ける、〇下略

〔用捨箱下〕太郎次郎

非情の物の魁なるを太郎とよび、それに次を次郎といふ事種々あり、刀に太郎太刀、次郎太刀、盃に太郎貝、次郎螺、〇下略

〔愚管鈔六〕一後京極殿〇藤原良經は、院もいみじき關白攝政かなと、よに御心にかなひて、よき事したりと、ひしと思召てありけり、〇中略中御門京極に、いづくにもまさりたるやうなる家作りたてゝ、山水池水峨々たる事にてめでたくして、元久三年三月十三日とかやに、絶えたる曲水の宴をこなはんとて、鸚鵡杯つくらせなどして、いみじくよの人もまち悅て、松殿の女を北政所にせられ

たり、

〔攝津名所圖會東生郡二〕浮瀨といふ遊筵の看樓は、新淸水に隣る、原此名は貝觴の銘にして、其器を見るに、鮑の貝の、十一の穴あるを塞ぎて、酒をこれに盛れば七合半盛れるなり、これを滿酌して、飮する人を譽とし、暢酣牒を出し其名を署す、これ風俗なりとぞ、由緣齋が、

ひとつなる人に見せばや津の國の難波あたりの浮瀨の月　貞柳

此貝盃の袋は唐織にして、むかし長曾我部元親といふ勇將の陣羽織といふ、又幾瀨といふ貝盃あり、これは鵜貝なり、僅壹合餘盛れる、此袋も浮瀨と同じ、あるは銘を鳴門と號して、夜光貝の盃あり、紅毛わたりの貝巵、銘を春風といふ、君が爲、梅がえなどいふ、鮑の酒器あり、

〔銘肎譚〕今人おほく石決明のうるはしきもて盃とす、或は浮瀨をもて名とす、楊升庵が丹鉛錄云、車渠作盃、注酒滿過一分不溢、車渠一名海扇、和名帆立貝、今多く匙杓に作るといへり、

〔德和歌後萬載集十雜〕淺草の酒家、うかむ瀨といへるたかどのにて、鮑の貝の大なる盃にて酒すゝめければ、　四方赤良

生醉とわらはゞわらへ味酒のみをすてゝこそうかむ瀨の貝

〔類柑子上〕みやこどりの序　僧專吟

なにはあたりの、うつせあはびを、うかむ瀨と名づけて、奇物となせしは、身をすてゝこその、たはれことより出て、遠き境にも去る人すくなからず、こゝに扇德と云人、その俤を去たひて、一ッの器に盞を去つらひ、硯懷紙やうのものを添て、風騷の人々に句を乞、これをさかなになして、酒の興をあらしめんとす、箱の中の貝なれば、二見のうらなどゝも、よぶべかりしを、都鳥とは、もしむさしの國の名物、京には見なれずとかや、それにしては、ふたつともたよりうすし、たゞ水鳥とのこゝろなるべし、〇中略此比袖のうらといふ盞の、發句を勸進したり、いかならうん旅客にや、其貝い

まだ手にとらねど、源左衛門(○扇徳)が貝よりも、やさしくて、袂より出たるならんと、

白ぎくを貝の身にせん袖のうら(○下略)

〔鶉衣續篇上〕田子庵記

こゝに田子庵と號するいはれは、此家に愛翫せる鮑貝の盃ありて、それを田子浦とよぶ故也とぞ、そはさらば難波にきこえたる、浮瀬屋の出店かといふ人も有ぬべし、そもや浦の名をとりて盃の名とし、亦盃の名をとりて庵の名とす、(○下略)

〔雅筵醉狂集六雜〕播磨のなにがし、帆たて貝を盃にして、銘と狂歌を望ければ、つりばりと名をつけ、歌を書てやる、

酒の舟歌や詩をつるはりまがたさかづきとせし貝も帆立てゝ

〔古事記中應神〕天皇即以髮長比賣賜于其御子、(○仁德)所賜狀者、天皇聞看豐明之日、於髮長比賣令握大御酒柏賜其太子、

〔古事記傳三十二〕大御酒柏(オホミキノカシハ)は、酒を受て飲葉なり、(○中略)抑酒を柏に受て飲事は、いと〳〵上代のわざなりしが、定まれる禮となりて、豐明などには、必其事ありしなり、

〔古事記下仁德〕自此後時、太后(○石之日賣命)爲將豐樂而、於採御綱柏幸行木國之間、天皇婚八田若郎女、於是太后御綱柏積盈御船、還幸之時、(○中略)於是太后、大恨怒、載其御船之御綱柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也、(○中略)此時之後、將爲豐樂之時、氏氏之女等皆參朝、(○中略)於是太后石之日賣命、自取大御酒柏、賜諸氏氏之女等、

〔皇大神宮儀式帳〕次齋宮主神司諸司官人等、(其傳人別直會酒采女二人侍御、用柏盛給、)然男官儛畢、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次神服男七十二人、(著青摺布彩并日蔭鬘、各執酒柏、所謂酒柏者、以弓絃葉挾白木、四重、別四枚、在左右、○中略)神祇官一人率神服男女等、到膳屋

木葉盃

猪口

置酒柏退出、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

次神祇官中臣忌部、及小齋侍從以下番上以上、左右分入造酒司、人別賜柏、即受酒而飲訖、以柏爲鬘而和舞、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕六月月次祭(十二月准此)

次寮允以上一人、(酒立女一人持柏、一人持酒、毎一人飲了、一人令飲柏酒、)

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕卯日(○十一月)平明、神祇官班幣帛於諸神、(○中略)次神服女五十人分在左右、(青摺衣、日蔭鬘、男女各執酒柏、以弓絃葉插白竿、四重、重別四枚、)

〔夫木和歌抄 二十九柏〕神祇歌中人家　度會仲房

むかしたれみつのかしはのさかづきをあまてる神にたむけそめけん

〔明德記 下〕抑當宮ノ祭禮ハ、四季ノ奉幣ノ使トテ、都ヨリ勅使下向シテ神事ヲ勤メ、其外月次日次ノ神事トテ退轉無物也、其ニ二見ノ浦ノ所司等、皆和布ヲ取テ神前ニ備、又三角ノカシハノ盃トテ、二見ノ東ナルサヽヲ島ト云所ニテ、柏ノ葉ヲ取事アリ、譬ヘバ此島ケンソニシテ陸地ヨリ通路無間、高鹽ノ絶タル時、此島ノ陰ニ船ヲ浮メテ、此柏ノ葉ヲ浪ノ上ヘ苅落ス、神杯ニ成ベキハ必浮ブ、其器ニ當ラザルハ悉ク沈テミクヅトナル、其故ヲ以神杯ヲ占ナフ也、是ヲ柏ノ神ト號ス、

〔節用集大全 六器財〕盞(さかづき)(俗云チヨク、小坏也、琖ト同、)

〔書言字考節用集 七器財〕琖(チヨク)(爾雅、爵之淺者曰琖、)　醆口(同)(出根木雜事)　猪口(同)(俗字)

〔和漢三才圖會 三十一庖廚具〕盞(音贊)　琖(同)　和名佐賀都木　猪口(チヨク)　盞(俗)　形似猪口故名、未詳、

按盞、盃之最小者、俗云猪口盃、其甌(ハンソル)反者名牽牛花形、大小有數品、今人冷飲用之、(○下略)

〔倭訓栞 中編十四知〕ちよく　常に猪口と書り、或説に盞を鍾といふ、ちよんつうは鍾子也、今瓷器に

いふもの是也、鍾を猪口といふは、卽今福建及朝鮮の方音也とぞ、佛經に鍾をしゆくとよめり、さればしゆく音轉じて、ちよくとなれるなるべしといへり、黃鍾をわうしきとよみ、萬葉集にしくれを鍾禮と書るも皆古音なり、薩摩にてのぞきといへり、

〔料理通四編〕普茶卓子略式心得

一席中都て雅言を用ゆ、〇中略盃猪口を十景盞(じつきんさい)、また石(いし)ともいふ、

〔天保度御改正諸事留四〕天保十三寅年十一月二十一日〇中略

一盃猪口等江金銀を燒付、手を込候繪柄、井高價之品、樂燒等商候者、

右者密々入念取調、早々御申聞可被成候、尤組合内ニ無之候共、及見候ハヾ、是又御申聞可被成候事、

十一月二十一日

〔寬天見聞記〕予幼少の頃は、酒の器は、鐵銚子、塗盃に限りたる樣なりしを、いつの頃よりか銚子は染付の陶器と成り、盃は猪口と變じ、酒は土器でなければ呑めぬなどゝいひ、〇下略

〔守貞漫稿後集一食類〕酒

盃モ近年ハ漆盃ヲ用フコト稀ニテ、磁器ヲ專用トス、京坂モ燗德利ハ未ダ專用セザレドモ、磁杯ハ專ラ行ハルヽ也、磁杯三都トモニチヨクト云、猪口也、三都トモ式正塗杯、略ニハ猪口、式正ニモ初塗杯、後猪口ヲ用フコト銚子ニ准ズ、〇中略

近製猪口〇圖略薄キコト紙ノ如ク、口徑二寸許、深サ八分バカリ也、大小アリ、尾張ニテ專ラ燒之、昔ハ陶器磁器トモ、始メ紋摸樣等ヲ描キ彩リ、後白玉粉ト云ヲ掛テ燒成ル也、然ルニ文政比ヨリ、此猪口ヲ白ノマヽ白玉ヲカケ燒テ、無文ナルヲ太白ト云、是ニ江戸大坂等ニテ、藍及ビ諸彩金銀泥ヲ以テ、種々密畫ヲカキ、其彩品ニ白玉粉等ヲ加ヘタル故ニ、再竈ニ燒テ鬻之也、號テキンガキト

こつぶ

云、錦書ナルベシ、其美未曾有也、近年是ヲ専用セシガ、三五年來數彩ハ稍廢レ、藍或ハ金銀畫行ル、此他舶來ノ物ヲモ用フ、舶來ノ物等ハ、內外ゴスノ藍繪アリ、再燒ノ物ニ非ズ、

〔後撰夷曲集八雜〕題玄らず　滿永
菊盃に槿のちよく桔梗皿みな花やかな道具ども哉

〔扶桑名處名物集伊勢〕桑名　梅香園
蠶かふ桑名の宿の泊り客猪口に糸ひく酒をこふらん

〔倭訓栞中編古八〕こつふ　酒盞の類にいふ蠻語也、或は骨杯と書り、又玄つふともいふ、金叵羅をよめり、或は琖をよめり、遵生八牋の高脚勸杯是也、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕觴〇中略
觚小者稱古都布、名酒冷飮用之、

〔雍州府志七土產〕賀留多　六條坊門製之、〇中略元阿蘭陀人玩之、長崎港土人效之爲戲、凡賀留多有四種紋、〇中略一種紋謂古津不、蠻國酒盃、謂古津不、是表酒盃者也、

〔料理通四編〕普茶卓子略式心得
一こつぷ、酒鍾は銘々ひかへあれど、酒たけなはにおよびて、各たがひに盃をとりかへて、飮事なり、

〔臨時客應接〕主人相伴にて獻つ酬つ、酒宴にならば、外の盃猪口、滑杯などを出し、〇下略

〔酒史新編上〕酒器
昇平既久、玩好日盛、而酒器最多、高野惟馨造髑髏杯、玉山集是尤好奇者也、〇中略攝津商家一大杯畫七猩々鼓樂醉舞之狀、容六升五合、杯臍容一升、攝津名所圖會是尤大者也、嵐山以櫻花聞天下、而土人以櫻樹造杯、墨水以都鳥聞天下、而土人造陶盃畫都鳥、是皆以勝槩得名者也、其他駿河竹絲杯、陸奧埋木杯、

皆爲世所賞、若夫物茂卿之金巨羅、〈徂徠集〉平玄中之紅玉杯、〈金華集〉特文人華麗之語、非其實也、源君美不好酒而好酒器、〈白石集〉梁田邦美不解飮而小盞淺酌、善與酒徒遊處、〈蛻岩集〉可謂奇矣、

〔一話一言三十八〕後水鳥記

文化十二のとし乙亥霜月廿一日、江戸の北郊千住のほとり、中六といへるもの丶隱家にて、酒合戰の事あり、〇中略白木の臺に大杯をのせて出す、そのさかづきは、

江島盃五合入　鎌倉盃七合入、
宮島盃一升入　萬壽無疆盃一升五合入
綠毛龜盃二升五合入　丹頂鶴盃三升入

をの〱その杯蒔繪なるべし〇下略

〔安齋叢書一〕小原盃ハ、小原權兵衞トイフ者、元祿ノ比作出ス、

〔類聚名物考調度十四〕小原酒盃　をはらさかづき

京都將軍の時出來し物となり、二寸四分の平盃なり、黑木の蒔繪有る故にさいふといへり、享保中にも幸阿彌何某に、仰付られて奉りし樣有りといふ、北村季吟がいへるは、むかし小原の黑木賣の女どものうたへる歌に、黑木めせ〱さゝをめせうすくもこくもきこしめせ〱、といへるによりて、この酒盃もおこれりといへり、さゝをめせは酒飮なり、或人云、東福門院樣の御好にて、小原椀の形を以て御盃を仰せ付らる、黑木の蒔繪を、幸阿彌某まゐらせしとかや、寛永年中の事とぞ、その時誰人にや御側にてよみし歌とて、黑木めせめせ〱くろきさゝをめせこくも薄くもきこしめせ〱、

〔嬉遊笑覽十上飮食〕をはら、屠龍工隨筆小原女どもの、笠かぶりて、歩みつれたるを、義政の東山より見給ひて、小原盃は作り初られしといへり、此說非なり、大原女を小原女とはいかゞ、笠かぶりては

薪をいたゞきがたし、但し小原の女といふにや、そは小原女といへることなし、凡かさといふは笠のみにあらず、物覆ふをいふ名なり、合子にかさといふも、おほふ物なればなり、〇中略 はらとは杯の異名なるべし、事物異名酒盃の條に、叵羅叵音坡上聲 と出たり、さりながら常の杯とは異なり、照世盃首卷第一回、阮江蘭接酒在手、見那叵羅、是尖底巨腮小口、足々容得二斤多許、是は中ふくらなる下細き杯なり、群碎錄、不落酒器名、白樂天詞、銀不落從君勸とあれば、不落叵羅一音なり、袁中郎が觴政十三杯杓の內に、黄白金叵羅と有、また帝京景物略、城隍廟市のうり物の內、有倭扇、有葛巴剌碗數珠云々、また西域雙林寺條下に、葛巴剌碗者、解項顱骨、而金絡辯稜、尖如蓮房也、これこゝにていふ佛器猪口なるべし、されば叵羅は異國の碗の名にて、今こッぷといふものと見えたり、こゝにて五山の僧など、酒杯を叵羅といひしより、小盞をおはらといふ事になりしなるべし、

〔雲錦隨筆 一〕武藏野の盃　京師或家の藏に、東山殿時代の蒔畫盃あるよしを聞り、大原木の摸樣なる故に大原と銘す、然れども是は糸底ありて、爾のみ形の異なる事なしとぞ、〇下略

〔節用集大全 四器財〕武藏野むさしの 酒盃大者曰武藏野也、言野見不盡之意也云云、

〔嬉遊笑覽 十上飲食〕誰袖海に、むさし野はおくゆき淺し、笠さかづきはかさびくなりとかく熊がへ、これをみれば、武さし野は大なれども淺きをいへり、くまがへといへる編笠にあり、其形の杯とみゆ、

〔雲錦隨筆 一〕武藏野の盃　攝河近鄉の方言に、集會の酒宴闌に成、既に盃を納んとなすに及んで、客より主に乞て、最早武藏にして納め給へといふ事を例とす、按ずるに、古代の作に、武藏野と號し大盃ありて、內一面芒の描金を書たり、正く此武藏野を順盃にして、納め給へと言しを、後世略して武藏といひ、又其風ひならにて、今樣の盃の大なるを出して、納の盃となすをも、武藏と言へるなるべし、平野の郷なる、多治見氏の藏せられしを、爰に摸寫して左に出たり、〇圖略 其品頗る名作に

て、至つて薄く輕し、尤糸底なし、香臺など附たるは、總て後世の作なるべし、下地黑漆の上、總金箔押たるが、時代にて摺はげ、所々に些づゝ金箔のかすり殘りたり、芒金蒔畫、露錫粉、外同箔押摺禿蒔繪なし、則ち圓きを月に擬へ、武藏野の月の景色を象りしなり、和漢三才圖會按云、○中略爾有ば古代の杯に糸底なきは、土器に准ふが故なる事明けし、鎌倉雪之下大井氏の藏する、和田酒宴の盃、又同所教恩寺の藏たる、北條泰時の杯、徑四寸許、黑漆地の上、總金箔押描金ありて、製作此武藏野同樣なり、又河内國錦部郡古野の極樂寺の什物たる、源廷尉義經朝臣より軍功によつて、那須與市宗高に賜はりし盃も尙是に同じ、尤前にいふ織部といふ小き杯は、古田織部正の好にして、遙に後世の作也、既に其頃には糸底香臺等をも附て、今時の器のごとく成しなるべし、

〔吾吟我集 八旅〕むさし野より、富士をながめて、

盃の名にながれたる武藏野に富士をたぐへて蓬萊の臺

〔好色三代男 四〕又戀かへて難波若衆

此可笑さも餘り過て、暮るゝ頃は、五月雨間なく降れば、世上しつほりして、盃も熊。谷。すりむさしのに替り、重箱にのみかゝれば、○下略

〔置土產 四〕大晦日の伊勢參わら屋の琴

それより四五日も過ぎて、熊谷の大ぶりなる金の盃と、珊瑚珠の盃と重ねて、太夫に取らせければ、更に喜ぶ氣色も無く、金盃は庭掃く男に取らせ、珠の盃は雙六盤の下に敷きて、微塵に碎きすてける、

〔世間長者容氣 二〕振舞に膳をすはりのよい長者

御亭主方よりお目かけて、向後ござつても、やらせらるゝ爲に、御盞頂かせて下されよ、先身共から始めませうと、盃取上しが、大盃を出せとくまがへを取寄せ、○下略

〔本朝文鑑 四書狀〕酒盛移文　　橘佐渡入道

さて後陣には鬼七兵衛、その名も高田の上戸にえらばれて、旗には水村山郭の四字を、城南の風に吹なびかせ、今日の福王寺を目にかけて、風乙皎雪にわたりあふ、夕陽すでに貝鐘〇鐘鐘誤盞にかがやきて、池をめぐり岡をへだつるに、そなたはむさし野、うき島が原、こなたは熊谷、織部など名乗かけてさしちがふる、〇下略

〔雅筵醉狂集 四冬〕水仙花

水仙やそらよりくだる白露をうけてさゝぐる玉のさかづき

水仙花可盞(ベクサカヅキ)

盃の底に、細き穴をあけ、指を以て其穴をふさぎて酒を盛しむ、仍て飲盡さねば、下に置れぬ也、可の字は、文章の上に有て、下に置ざる字ゆへ、俗にべく盃と名づけ用ゆ、

〔元祿曾我物語 二〕輕口もいひ盡しては物がない

草庵に集ひ居て、氣儘の醉興可盃の後は各氣強くなりて、〇下略

〔雅筵醉狂集 一春〕梅雪

梅と雪詩をもつくらず酒くみてさかづきのみの十分の春

十分盃といふもの有

〔本朝櫻陰比事 一〕命は九分目の酒

むかし都の寺町通りに、十分盃を和朝に玄はじめて、工夫の細工人有、唐土の偃師が、繰にも劣るまじきものといへり、

〔元祿曾我物語 三〕一節に昔を忍ぶ旅姿

床過ての亂れ酒、遊船給に白漆の玉子盃、〇下略

〔嬉遊笑覽 十上 飲食〕落葉色々もやうに付るを吹よせといふ、後京極殿、木のもとにつもる木葉をかきつめて露あたゝむる秋の盃、といふ歌より、吹よせといふ盃ありとか、

〔白石遺文拾遺 下〕題二七賢盃一

七賢盃、藏二在于洛東山銀閣一、一套七盃朱漆、金書竹林七子姓字、少壯者盃淺、老大者盃深、蓋是東山大將軍之物、其字所二自銘一也、去歲吾西上之日、過レ寺得二一見一之、以爲二奇絕一、南禪長老晃公因爲レ余使レ工摸作、器成見レ贈、形制字様一如二其舊一、長老持レ戒而作二酒器一、居士不レ飮而愛二酒器一、二人者所レ爲如レ此、可三以發二一笑一也、正德元年五月十一日、

〔日本國風 五〕酒坏

東山銀閣寺に將軍義政公製したまひし、朱漆の塗盃有て、今寶物となる、盃七枚を朱漆に塗て、入子に重ね、大はさしわたし曲尺四寸二分、小は三寸、大の高さいと底ともに一寸六分にて、大より次第に王戎、阮咸、劉伶、向秀、山濤、阮籍、嵇康と、竹林七賢の名を眞字に金粉にて書て、金のいつかけ有、〇下略

〔近世奇跡考 四〕元祖團十郎傳幷肖像

元祖團十郎似顏面形盃

木ぼりにて大さ圖のごとし、〇圖略うらの方にて酒をのむやうにしたるものなり、面は白くぬりて、朱のくまどりあり、眼中は金箔玉眼入、うらの方は黑ぬりなり、

これはやんごとなき方の、をさめ玉ふものにして、友人蘐齋主人たづさへ來て見せしむ、面打のつくりたるものと見えて、いと殊勝の古物也、

〔攝津名所圖會 二 東生郡〕浮瀨といふ遊筵の看樓は、〇中略七人猩々といふ盃は、常の盞にして、朱塗に七人猩々の蒔繪あり、大器にして六升五合盛れるとぞ、むかしより二人計、これにて飮しけると

ぞ聞へし、〇下略

〔水鳥記上〕大塚地黃坊由來幷酒の威德の事

いにしへの、大こよくわん、それはかまたり氏、今の大こゆくわん、これはがんなべうぢにて、重代の大盞有、させ、のまふといふ心にや、蜂に龍を繪がいたれば、すなはち蜂龍の大盞とぞ申ける、

〔江戶名所圖會二天璣〕蜂龍盃

大師河原村池上氏の家に藏せり、往古慶安年間、此地に於て酒戰ありし時、用ひたりし盃にして、酒七合餘りをうくると云、盃中蜂と、龍と、蟹との象を描金にせり、蜂はさし、龍はのむ、蟹は肴をはさむといふ意を含めりとなり、

〔著作堂一夕話中〕吉野が傳幷蟹の盃の圖說

中山の色紙、よしの河の裂、解の盃は、よし野廓にありしとき、愛翫せしところ也、今家〇吉野大夫屋紹益孫佐野氏に存するもの、蟹の盃のみ、予主人に請て一覽するに、白銅の如く見ゆれども、白銅にもあらず、ところ〴〵金の摺はがしありて、すべて金物細工なり、蟹に機關ありて盃を戴ながら、席上を橫行す、盃を納るゝ箱に、桃の墨畫ありて、琉球畫の如く見ゆ、箱のさしかた又古雅也、おもふに是琉球製の酒盃なるべし、この日畫工成瀨氏折よく席上にあり、すなはち圖して予におくらる、按ずるに、晉書に云、畢卓常謂人曰、左手持蟹螯、右手持酒盃、拍盤酒船中、便足樂一生矣、古人酒中蟹螯を玩ぶことゝひさし、

〔羅山文集二十說八〕六。藝。栢。說

江宗務製六盃焉、淺深大小隨序相包容、書杯底以禮樂射御書數之六字、又別鏤書賽之六隅、亦如之、每會賓朋酒闌必出之、乃擲賽而得其字、則飲其字之盃、坐滿者俱催興矣、禮小而數大、其餘稱焉、名曰六藝盃、〇下略

〔酒史新編上〕酒器

先君義公〇徳川光圀嘗造套杯、小者書知字、仁次之、勇最大、常以此勸客、時肥後侯以豪飮聞、公屢與之對酌、嘗招飮於小梅環景樓、侯既醉泛墨水而去、公曰、此人似未盡量者、乃上舟、迅楫追及、復張宴舟中、盃用此杯云、

〔傍廂後編下〕大盃

又淺草の並木邊に浮む瀨といひしあり、こゝにも大盃くさ〳〵あり、江戸より京都迄、五十三の盃、いづれも其處の廣狹賑淋によりて、盃の大小深淺をわかちたるなり、

〔假名世說下〕江戸座の俳諧師神田庵が家に、紀文が凉の酒盃と稱するものを收めてありしを、みたる人のかたりしは、何も別に工せる事もなき朱塗の盃にて、世にいふ小原の形したり、内は鐵線からくさを猫の畫にしたるものなりき、神田庵主の話に、むかし紀文盛なりし頃、一とせ夏の事なりしが、その日紀文は淺草川に船あそびするよし、世間にいひもてふらせしかば、いかなる遊びをかするならんと、是を見物せんとするともがら、其日にいたりぬれば、われおくれじと競ひて舟に乘りしかば、川の面は水の色さへ見わかぬまでに、所せくもやひつれ、今や紀文が舟は來りなんとて待ち居たりしに、夕日かたぶく比にもなりぬれど、それぞと覺しきもみえねば、後にはこゝかしこふねをさゝせて、尋ねめぐるも多かり、やゝともしつくる比にもなりぬれば、ここにも盃流れきたりぬ、かしこにも取りあげたりなど、いひのゝしりて、やがて舟のうちどよめき、見物に出でし數艘の舟、後は酒のみ歌うたふ事もせで、川づらのみ守りゐて、たゞさかづきの流れよらんことを待ちて、夫のみあらそひ興じけり、こはまさしく紀文がなしたるわざなるべし、いざみなかみを尋ねばやと、舟を墨田綾瀨のほとりまでもさしのぼせ、いたらぬくまもなくさがし求めけれども、其夜はさらに紀文が舟をば見あたらざりしかば、夜ふけ興つきてみな人歸りぬとぞ、紀文は其日舟あそびに出づるとのみ、いひふらしおきて、自分は家にありて盃ばか

盃貢進

りながさせしとぞ、後に人々傳へ聞きて、その風流を稱しけるとなん、

〔古今吉原大全　四〕吉原年中行事

八月十四日十五日十六日月見にて、〇中略又なじみの客へ月。見。杯。をおくる故實なり、

吉原名產

月見杯は寶永の比、角山口の太夫香久山かたへ、京都島原の女郎瓜生野といへるが、客の緣によりて、文を遣しける時、銀にてきせるをこしらへ、火皿をつめておくりこしければ、かく山返事をつかはす節、大さかづきのいとぞこなく、ころ〳〵とせし杯をあつらへ、おきまとわするといふ心にて、玄ら菊と銘をつけ、京都へおくりけり、其比此ひやうばん高かりし、ころは八月十五日にてありしかば、其巳後月見に客へ盃をおくる事になりぬ、是より前は女郎より月見のおくり物はなつめに引茶をいれておくりし事とぞ、

〔儀式　四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國（每國有符）應造新器

河內國、〇中略御酒坏八口、〇中略已上御料、〇中略　備前國、〇中略盞十二口、〇中略已上人給料、

〔延喜式　五齋宮〕供新嘗料（十八男十女卜）

酒盞十口（中略）已上美濃國充之〇中略　右主神司幷膳部所請

〔延喜式　七踐祚大嘗祭〕凡應供神御雜器者、〇中略河內國所造〇中略酒盞八口、盞廿口、〇中略尾張國所造〇中

略酒盞十二口、〇中略備前國所造〇中略酒盞卅口、

〔延喜式　二十三民部〕凡太宰府年料造進、〇中略朱漆〇中略盞二百五十口、（百五十口徑五寸、百口徑四寸五分、）〇中略

右以正稅充料造進、〇中略

年料雜器

盃用法

尾張國瓷器、〇中略盞五口、徑各四寸七分、〇中略

右兩國〇尾張長門所進年料雜器、並依前件、其用度皆用正稅、

〔延喜式二十四主計〕凡〇中略其畿內輸雜物者、〇中略土師器、一丁〇中略酒盞汁漬坏各廿合、各口徑五寸、受五合、〇中略坏作土師酒盞六十合、徑各五寸〇中略

河內國〇註略調、〇中略酒盞三百廿口、〇中略坏作土師酒盞七十六合、〇中略美濃國〇註略調、〇中略酒坏卌八口、

〔門室有職抄〕主上ノ御盞ヲ給樣

盞ニ酒ヲ入テ給ハ、座ヲ立テ給テ復本座テ後、他盞ヲ乞テ入移シテ飲之、御盞ハ卽可懷中也、酒ヲ不入シテ給ハ、於御前可懷中歸座、他ノ盞ヲ乞テ可飲也、

〔宗五大草紙上〕公私御かよひの事

一初獻の御盃持て出候人、さのみ若輩の人にては有間敷候、〇中略公方樣、攝家、門跡、大臣家までは四方にすはり候、大かたの公家衆は三方にすはり候、武家は角の折敷にすえ候、大臣ならぬ公家、武家へ御出の時も此分に候し、

〔日本書紀九神功〕十三年二月癸酉、太子〇應神至自角鹿、此日皇太后〇神功宴太子於大殿、皇太后擧觴以壽于太子、

〔日本書紀十二履仲〕三年十一月丙寅朔辛未、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、膳臣余磯獻酒、時櫻華落于御盞、〇又見新撰姓氏錄

〔中右記〕元永二年六月四日己卯、今夕七夜也、申刻可被始由從院有指催、〇中略上達部初獻、惟信朝臣置盃於折敷上、

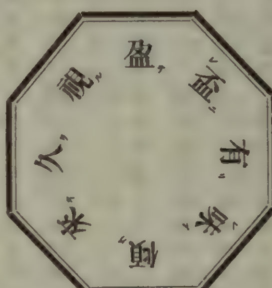
〔吾妻鏡二十一〕建曆三年四月七日戊寅、於幕府聚女房等有御酒宴、〇中略各有怖畏之氣、懷中鍾早出

盃銘

云云、

〔花營三代記 下〕應永廿九年正月十八日、武田兵庫頭、兵庫助、朝日又三郎、小串次郎左衞門、陶山備中次郎、爲射手高名、自御所樣御盃一重被下之、御方ヨリ御盃、御太刀被下、御臺ヨリ御盃一重、練被下之、〇下略

〔本朝文粹 十二銘〕盃銘 廻文　紀納言



〔安齋隨筆 後編八〕利休居士酒盃ノ銘

一杯人飲酒　二杯酒飲酒　三杯酒飲人

〔本朝文鑑 八銘〕盃銘　僧丈草

花はさかりに月はくまなきをのみ見る物かは、酒は晝十夜八ならんをや、

狂云、此銘ハ短簡ニシテ、韵ヲ用ルニ奇法アリ、〇中略爰ニ晝十夜八トハ、世ニ盃ノ諺ニ、晝ハ十分ニ酒ヲ盛ルベク、夜ハ八分ニト云ヘバナリ、

〔花街漫錄 下〕縣升見杯

升見常に此杯を愛して、菊慈童とは呼けるとぞ、近きとし千蔭ぬしも、是に歌をそへられたり、

末汲て千世もへなゝん仙人の住や山路の菊のした水〇圖略

〔三養雜記〕二酒を戒むる隱語の盃銘

又筑紫なる人のもとより、おくられたる盃の銘に、〇圖略ある盃にかくの如く〇なま木のはこさいく書つけたるあり、こは謎のはんじものにて、永祿天正のころ、もはら世にもてはやしける、酒をいましむる隱語にて、工人の箱を造るに、すみがねを正しくつくりたりとも、生木にてつくればあひ口たがふものなり、さればこの大盃にて飲ときは、心正しき人にても、口のたがふことたびたびあるものぞかし、とのいましめなるよし、いひおこせたり、

盃箱

〔當世誰が身の上〕一讓申身の內の財

角て聟の家には、祝言式々につとめ、それより五日は五座敷、七日は七はな跡ばりの振舞、此取込いつか終らんと思ひしに、段々不殘すんで、今日といふけふ盃箱に納り、〇下略

〔堀川後度狂歌集〕三秋九月九日　村雲

菊の花見に來る客に箱入のきせ綿とつていだす盃

盃洗

〔寬天見聞記〕盃あらひとて、丼に水を入、猪口數多浮めて詠め樂しみ、〇中略皆近來の仕出しにて、萬物奢より工夫して、品の強弱にかゝはらず、只目をよろこばす事計りにて、費のみ出來る也、

〔守貞漫稿〕十八雜服附雜事嘉永二年印行、古風ト流布トヲ相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方、大關以下左ノ如シ、〇中略盃スマシノ丼、杯チ洗フ丼鉢也

臺子　盞臺

〔倭名類聚抄〕十六漆器酒臺子。。。辨色立成云、酒臺子、志利佐良、今按、所出未詳、

〔箋注倭名類聚抄〕四漆器按酒臺可以居瓶、臺子可以居杯、非一物、〇下略

〔和漢三才圖會〕三十一庖廚具酒臺子

按酒臺子、倭名抄載東宮舊事云、漆酒臺、志利佐良今俗云渡盞、毎居杯下、棄餘滴也、

盃臺

〔茶道早合點下〕杯臺○圖略

○○とさんなり、唐物燒物、時代塗物を用ゆ、

〔好色一代女六〕暗女晝化物

されども手の達く棚の端に、臺盞煙鍋を並べ、○中略絶えず取肴のある事、ひとつなる客は是も喜悅なり、

〔風流曲三味線二〕長老樣の聟引出物

二瀨は紺の布子に、あかまへだれ胸あけかけて、左の手に臺盞(とさん)、右の手に烟鍋もつて出、○下略

〔貞丈雜記七酒盃〕一盃の臺とは、洲濱の臺(今は島臺と云)などに、花鳥、山水、人形などの作り物をして、それに盃をすへて出すを云也、

一盃の臺などに、草木の花葉などを作りさす事あり、けづり花を本とすべし、けづり花とは、木をかんなにてうすく削りて、夫にて作る故、けづり花と云也、

〔躾方明記五〕酌之事

一盃の臺はゑをかくもあり、又白木も有べし、白木賞翫たるべし、盃は何れも金盃なり、

〔年賀式〕盃臺は松竹梅の大飾を用ゆ、其外西王母が桃花橘等を用ゆべし、猶四季盃臺の書を考時節の物を用べし、土器の中へ壽の字を箔にて置べし、

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事

一盃の臺にすはりたる盃の事、貴人の御盃ならばいくつもあれ、一ツ丶いたゞきてのむべし○下略

〔大內問答〕一御盃の臺は何獻目に可參候哉の事

七獻目ばかりにも可參候か、但是も獻數にもよるべく候、餘にはやく參候はぬ事にて候、

一同さいしきと木地と參候前後の事

さいしきの臺一番に參候、いかに珍敷候共、木地は後々たるべく候、臺の餘大なるも初は不レ參候、殿中年の始の一獻始にも、右京兆進上の橘の臺一番に參候、後々はいかやうのも參候、

〔橘庵漫筆二編三〕獻盃　盃を返盃するとき、自臺に乘せず、獻酌の人取次て、臺にのせるが禮なるよし、室町家の御記にありとかや、左も有べき事なり、今酌人の奴婢など、此禮を知らず、勸盃の人も一隅を上て三隅を取らざる故、禮の體を失せざる樣にて、卻て疊の上に直に盃を置て、勸むることは非禮甚はだしからんか、常人は酌人心得なくば、會釋して吐盞盃臺などにのせて、かへさんにや、

〔茶道筌蹄五〕盃臺之分

黑　朱　利休形、黑は盃うけの糸輪あり、朱にはなし、

樂燒金溜　啐啄齋好

朱網繪　前に同じ

〔延喜式四十造酒〕新嘗會直相日雜器

瓮四口、〇中略酒坏五合、備レ臺〇中略

酒四斛、〇中略酒坏六口、各備レ臺

大原野神祭料春冬同

〔殿中申次記〕十四日〇正月永正十三

一御盃臺二、白鳥一、雁二、鯛十、鯉一、貝蚫一折、柳十荷、

例年進上之、但今日參、細川右京大夫殿

〔看聞日記〕永享七年三月十一日、自東御方折五合有レ臺、繪ニ和歌之心一、御坏臺二藤花臺盃十居、繪ニ歌心一、島一十度入居、繪ニ歌之心一、南御

方へ被進、室町殿依御意被執進、殊勝驚目、是一昨日鞍馬花御覽、管領一獻申沙汰、盡善美云々、其破子等也、後聞内裏へ棚一脚、島御盃臺等被進、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕其後室町殿御直衣に被改て、内々御參有、諸司の御跡の西の御六間において有一獻、島御盃の臺有、○中略廿六日、御還幸之日也、先御會所へ成せ給て有一獻、島破籠造物御盃臺被置之、○下略

〔大内家壁書〕椀飯同御節并所々御出之事

一五日之御節之時、御折御盃之臺御樽進上有べからず、但御用之時進上あるべきよし被仰觸者、可有進上、時之體によるべし、

一何れの所へ御出之時も、折盃之臺樽つかはすべからず、是も時儀によるべし、○中略

文明十三年十二月廿六日　　御評定

〔紹巴富士見道記〕所がら海士人の墨田河原、○駿河庵原より丈室に入、小夜更て花やかなる盃の臺、和尚手づから持出給ひ、漢和一折有てねぬる、

〔太閤記十五〕大明より使者之事

一唐使へ五月○文祿三年廿三日御對面之事

三獻　折等種々　御盃臺

〔槐記續編〕享保十六年三月十六日、頭中將殿ノ御ハナシニ、コノゴロ關白○藤原家久へ御料理ヲ上シニ、盃ノ臺ヲ物ズキニテ、桃ノ枝ニ實ノナリタル處ヲ臺ニシテ獻ゼシヲ、御褒美ニテ、後段々關白公ヨリノ御馳走ノ御料理ノ節、又右ノ臺ヲ出サレシ程ニ、イカナル故ニヤト思ヒシガ、難波ヨリ杯ヲ取始メラレシカバ、盃ノ下ニ紙ニ包ミタルモノ・アリシ程ニ、タシカニ御詠ナルベシト思テ居シカドモ、誰取上ベキヤウモナク、皆々讓リ合テ辭セシカドモ、難波ガ盃ヲトラレシユヘニ、

盃雜載

取上テ拜見セラレシカバ、御詠ニハアラデ桃花盛ト云題ヲシルサレタリ、〇下略

〔賴言卿記〕寶暦十二年五月十九日辛巳、今日冷泉民部卿、五十年滿被賀ニ付、送盃臺一基、添詠歌、盃之包紙ノ中ニ書也、以盃包紙奉書、

くみかはし老をば松の木の花にめぐる盃千代も手にとれ

〔俗耳鼓吹〕天明元年辛丑、小石川布施氏〇中略の宅江、洲崎望陀蘭の主祝阿彌を招請、獻立〇中略

盞臺　銘月すり出し　まきゑ菊　尾州寸方

〔大江俊矩記〕文化五年二月五日辛未、差次藏人入來、近衞殿獻物之事示談、御盃臺大サ三尺二寸五分、洲濱形但緣形近衞殿生松ニ作リ花ノ紅梅蠟引根笹あしらい、尉と姥ノ人形、大サ六寸木地顏衣裝付金銀盃添、大三方ニ居、總入用金壹兩也、尤盃ハ白檀紙ニ包、小捻ニ而結、勿論すはま三方共まさニ而ハ無之、板目之由、花林ニ分仕立、十日中ニ出來之筈也、

〔萬代狂歌集六雜〕人のもとにて、つゞみの筒のかたちせる、盃臺を出しければ、　四方赤良

酒のうへ大平樂はいはずして万歲樂とうつ舌つゞみ

〔數寄道具定直段附〕盃臺　青　銀四兩　同織部風　同　銀五兩

〔數寄道具定直段附後篇〕塗師宗哲

朱盃臺　拾七匁五分

〔續日本紀十二聖武〕天平八年十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等、上表曰、臣葛城等言、〇中略和銅元年十一月二十一日、供奉擧國大嘗、二十五日、御宴、天皇〇元明譽忠誠之至、賜浮杯之橘、〇下略

〔萬葉集五〕梅花歌三十二首并序〇中略

波流楊奈宜可豆良爾乎利志烏梅能波奈多禮可有可倍志佐加豆岐能倍爾（ハルヤナギカヅラニヲリシウメノハナタレカウカベシサカヅキノヘニ）壹岐目村氏彼方

〔萬葉集七〕旋頭歌〇中略

春日在三笠乃山二月船出遊士之飲酒杯爾陰爾所見管、

〔萬葉集八冬相聞〕大伴坂上郎女歌一首

酒杯爾梅花浮念共飲而後者落去登母與之、

〔空穗物語菊宴〕しばしばかりありて、すきばこよつに、つらつきすへて、もみぢおりしきて、まづののくだ物もりて、くさびらなどして、おばないろのこはいなどまいるほどに、かりなきてわたる、きたのかたか。。。はらけ。。。に、かくかきていだし給、

あき山にもみぢとちれるたび人をさらにもかりとつげて行かな

〔伊勢物語下〕むかし男有けり、その男いせの國に、かりのつかひにいきけるに、〇中略夜やう〳〵明なんとする程に、女がたより出す盃に、うたをかきて出したり、取て見れば、

かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、とかきてすへはなし、その盃のさらに、つゐ松のすみして、歌のすゑをかきつく、

又あふさかの關はこへなんとて、明ればをはりの國へこえにけり、

〔源氏物語二十九行幸〕わざともなきに、おぼえたかくやんごとなき殿上人、藏人頭、五位の藏人、近衞の中少將、辨官など、ひとがら花やかに、あるべかしき十餘人、つどひたまへれば、いかめしうつぎつぎの、たゞ人もおほくて、かはらけあまたゝびながれ、みなゑひになりて、をの〳〵かうさいはひ人にすぐれ給へる、御有樣を、もの語にしたり、

〔拾遺和歌集十七雜秋〕をみにあたりたる人のもとに、まかりたりければ、女どもさかづきに、ひかげをそへて、いだしたりければ、　よしのぶ

在明の心ちこそすれさかづきにひかげもそへて出ぬと思へば

〔後奈良院御撰何曾〕けふは朔日あすは晦日　さかづき

樽　藥罐

〔酒史新編序〕佩弦青山君、〇延光病而不朝者累數月、唯晩飡前擧兩三蕉者、不異平時耳、門人故舊傳聞、日遠有贈酒者、有贈盃盞者、四方醲醇、常滿廚下、諸州名盃珍盞悉聚焉、所闕者僅數州云、每書窻日褪、君擧此盃而酌此醇、徵醺餘興有酒史新編之著、〇中略乙丑季夏之望、齋藤弘撰、

〔數寄道具定直段附後篇〕塗師宗哲

盃　五枚　二拾目　大盃　一枚　六匁　三ッ重萩盃　壹組　四拾三匁

〔萬葉集古義二中天〕土佐國朝峯神社にて酒をのむ器を、けさかづきといへり、筒盃、其形今のもつさうの如くにして圓し、

〔梅園日記一〕蜜柑盃

蜜柑の皮を盃となす戲は、小兒のするわざ也、もろこしには大人の橙盃あり、〇下略

〔倭名類聚抄十六木器〕棬　陸詞切韻云、棬音與拳同、漢語抄云、佐須江、器似斗、屈木爲之、考聲切韻云、棬、盃類也、

〔倭訓栞前編十〕さすえ　倭名抄に棬をよめり、插柄の義、器似斗と注せり、又屈木爲之といへるは、今いふまげ物なり、盃類とも見えたり、今も東國の民間には、此物を酒器とすといへり、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕棬音圈　和名佐須江、俗云佐佐江、　竹筒、俗字、和訓同、

五車韻瑞云、棬屈木盂也、一曰、器似升、屈木爲之、孟子云、猶以杞柳爲杯棬者、是也、

按棬、俗云曲物也、盂雲倶切飯器、又云、飲器也、然則棬樽佐須江也、棬盂、今云入子盃之類也、今以竹筒爲樽、亦和名同用竹筒二字、未詳所出、

〔孟子十一告子章句〕告子曰、性猶杞柳也、義猶桮棬也、以人性爲仁義、猶以杞柳爲桮棬、桮音杯、棬丘圓反、性者人生所稟之天理也、杞柳柜柳、桮棬屈木所爲、若巵匜之屬、

〔下學集下器財〕鑵子クワンス　藥鑵ヤクワン

〔書言字考節用集七器財〕湯鑵タウクハン俗云藥鑵

〔物類稱呼〈四器用〉〕湯鑵やくはん　大坂及中國四國にて、ちやびんと云、遠江にて、どうびんと云、信濃にて、てどりと云、　土州の客予に語ていはく、我故鄕〈○土佐〉にやつくわんと云有、ちやびんと云物よりは少大きくして口短を云、ちやびんと云は形丸らかにして、口長きを云とぞ、江戸にて其かたちいろ〳〵有といへども、すべてやくはんと云、又藥びんは其製別物なり、

〔倭訓栞〈中編二十七也〉〕やくわん　藥鑵の音なりといへり、湯鑵をいふなり、隱元やくわんなどもいへり、遠州に湯瓶、信濃に手とりといふ、湯瓶は大草紙に見ゆ、

〔類聚名物考〈調度十四〉〕藥鑵　やくわん

この器はもと藥煮物なるを、今は茶を煎物として、藥をば俗に藥鍋といふ物有りて、その制異なり、ことに近年は隱元藥罐といふ物出來たり、是は銅にて作り、口の長くさし出たる物なり、隱元禪師の此方へ歸化の時、もちて渡られしと云ひ傳へたり、古への制はいまだ詳ならず、

〔和漢三才圖會〈三十一庖厨具〉〕銅鑵　俗云藥鑵

本綱云、銅器盛二飮食茶酒一、經レ夜有レ毒、煎レ湯飮損二人聲一、

按、今銅鑵專用レ之、煮レ物甚速熟、凡銅工作レ之、塗二白目於内一、令二銅白色一、以防二銅氣一、〈和錫鉛爲二白目一、詳二于金類一、〉然新者有二銅臭氣一、數煮レ物經レ月者不レ臭、害亦無矣、

〔雍州府志〈七土産〉〕藥罐　以レ銅製レ之、今造二諸品物一、然元出レ自レ煎二藥器一、故總號二藥罐屋一、

〔本朝世事談綺〈二器用〉〕隱元藥鑵

相傳ふ隱元禪師、狀をこのみて作らしめ、常に爐におかれけると也、或說に、湯氣藥鑵といふなり、鑵子の蓋をさりて、その跡へ藥鑵を居て、茶の湯氣を以、上の素湯の沸事を工夫して、是を湯氣(ゆけ)藥(やく)鑵(わん)と名付と也、元藥鑵は藥を煎ずる器なり、近世藥鍋出來て、藥鑵は外にす、

〔成氏年中行事〈正月〉〕一同五日ノ夜御行始、管領へ御出恒例也、〈○中略〉藥鑵ナド參時ハ、右ノ手ニテハ

土瓶

ツルヲ取、左ノ手ニテハ口ノモトヲ取テ、口ヲバ公方様御坐有方ヘ向不レ申シテ可レ致二進上一、

〔守貞漫稿 十八 雑服附雑事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、○中略古風方ニ曰、○中略廣。嶋。薬鑵、眞鍮ニテ雲龍等ノ形ヲ打出ス

〔毛吹草 三〕山城 薬罐細工

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

や 京之分 やくはんや ふや町四條下ル丁 同 東洞院佛光寺下ル 同 大佛やくはんや、まくち 五條にし方南二すぢめ けんにん寺町東へ入

や 江戸之分 やくはんや 日本橋北西中通かわや町 同 御ほりばた通 同 姫御門山城がし

や 大坂之分 やくわんや 天満難波橋ノ西

〔書言字考節用集 七 器財〕土瓶ドビン 本名瓦釜

〔物類稱呼 四 器用〕土瓶どびん 薩摩にてちよかと云、同國ちよか村にてこれをやく、ちよかは、もと琉球國の地名なり、其所の人薩州に來りて、はじめて制るゆへに、ちよかと名づく、又常陸及出雲或は四國にて、どひんとひの字を清て唱ふ、出雲常陸などにては、どびんとなづくるは、牛馬の睪丸也、四國にては人の睪丸の大なるをいふとぞ、

〔西遊記 續編 四〕高麗の子孫

薩州鹿兒島城下より七里西の方、ノシロコといふ所は、一郷皆高麗人なり、○中略高麗燒の細工場幷びに竈を見物す、仰山なる事どもなり、此村半分は皆燒物師なり、朝鮮より傳へ來りし法を以て燒故に、白燒などは實に高麗渡りの如くにて、殊に見事なり、○中略其外は下品にて、質厚く色も薄黑く、烈火にかけても破るゝことなし、故に下品は土瓶など多く造り出す、これは夥敷賣買し

て、薩隅日の三州は、大方民間にも此土瓶を用ゆ、猶大坂までもとり來りて、薩摩燒と稱して重寶とす、薩摩にてはノシロコ燒のチヨカといふ、チヨカとは茶家の心にて土瓶の事なり、薩摩の方言なり、土瓶といひては知るものなし、

〔天保十三年物價書上上〕瀨戶物引下ゲ直段書上

一壹升入土瓶 尾州瀨戶燒 壹ツニ付 當五月直段百五拾貳文 當時引下ゲ直段百四拾貳文

但五合入三合入等、右ニ准じ直段引下申候、○中略

一壹升人土瓶 京都燒 壹ツニ付 當五月直段百八拾六文 當時引下ゲ直段百七拾貳文

但八合入ゟ五合入迄、右ニ准じ直段引下ゲ申候、

一青地壹升入土瓶 相馬燒 壹ツニ付 當五月直段百拾六文 當時引下ゲ直段百八文

但五合入、右に准じ直段引下ゲ申候、○中略

右瀨戶物類は數口有之、當用之分取調候處、前書之通、直段引下ゲ申候、依之此段申上候、以上、

寅八月廿一日　諸色掛り 佐內町 名主 八右衞門 ○外一人略

〔守貞漫稿 雜服附雜事 十八〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方大關以下左ノ如シ、○中略 道八ノ土瓶、陶工名

湯次

〔茶道筌蹄 五〕湯次

黑塗湯の子スクヒとも利休形なり、又金の湯の子スクヒあり、金の湯次に添ふと同じからず、網の絵は朱の湯の子スクヒなり、

同唐金

金杓子添ふ、利休形、元サハリ寫しにて、禪家に銅提といひて酒次なり、

湯桶

〔東武實錄〕寛永三年九月行幸ノ日

主上〇後水尾御膳黃金白銀製調〇中略

御內々ノ御膳〇中略　御湯次一箇黃金ヲ以テ製ス、蓋アリ、

〔玉露叢十三〕一同年〇寛永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々〇中略

一銀御湯次　二　井伊掃部頭直孝〇中略

一御湯次　六　小笠原主膳正

〔下學集下器財〕湯桶ユトウ文章可笑

〔饅頭屋本節用集油財寶〕湯桶ユトウ

〔日本釋名下雜器〕湯桶ユトウ　ゆは訓也、桶は音なり、ゆおけと訓によみ、或音にてたうとうと云べきを、訓と音とをまじえて、ゆたうとよむ、是をゆとうもじと云、此類猶多し、是後代のあやまり也、上代にはかやうの詞なし、

桶名稱

〔倭名類聚抄十六木器〕桶　蔣魴切韻云、桶徒總反、上聲之重、又他孔反、和名乎計、俗有火桶、水桊桶、腰桶等之名、汲水於井之器也、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕按廣雅、方斛謂之桶、呂氏春秋仲春紀、角斗桶、注、桶量器、禮記作角斗甬、注甬今斛也、說文桶、木方受六升、段玉裁曰、疑當作方斛受六斗、是桶本方斛量器、後轉爲盛水物圜器之名、玄應音義引通俗文云、受桼者曰桶、是今俗所謂宇流之乎計、蓋屈木作之、又正字通云、說文、桶、木方器受六升、今圜器曰桶、合板曰圜、束之以篾、設當于下、猶斛也、是今俗所用乎計也、然乎計是麻筒之義、本爲容績麻之器、轉爲盛水物之用、則古所謂乎計、似屈木作之、又古書所圖、亦是屈木所作、其揔板作者、蓋出後世也、以桶爲汲水於井之器、未聞、若是汲器宜訓都留閉、汲水致之他之器、當訓乎計、

〔段注説文解字 六上木〕桶、木方受六升、疑當作方斛受六斗、廣雅曰、方斛謂之桶、月令角斗甬、注曰、甬今斛也、甬即桶、今斛者、今時之斛、凡鄭言今者、皆謂漢時、秦漢時有此六斗斛、與古十斗斛異、史記商君平斗桶、呂不韋仲春紀角斗桶、故知起於秦也、從木甬聲、他奉切九部

〔運歩色葉集 遠〕桶ヲケ

〔東雅 十一器用〕桶ヲケ　倭名鈔に蔣魴切韻を引て、桶はヲケ、汲水於井之器也、俗に火桶、水桶、桒桶、腰桶等之名ありと註せり、ヲケとはヲは麻也、ケは笥也、延喜式に、麻笥と云るされしもの是也、此物の始、績麻器より起りしかば、水火の桶の如きをも皆呼びてヲケといひし也、其制の如きも二式あり、板を合せて圍となし、束ぬるに竹篾をもてすると、木を屈めて圍となし、縫ふに樺皮をもてすると、幷に底を下に設くるもの也、

〔倭訓栞 前編五乎〕をけ　水桶をいふも、令義解に、女神には麻笥を奉るといふに、水桶を書せれば、其似たるより稱する成べし、延喜式に、水麻笥、小麻笥と見えたり、今も東國の桶は麻笥の如く、木を屈めて圍とし樺をもて縫たる物多しとぞ、那波氏東山道紀行に、信州古無竹、造桶檜爲棬とも見えたり、

〔物類稱呼 四器用〕桶をけ　上下總房州及武藏にて、こがといふ、○註略常陸にて、とうご、豊州及肥前佐賀にて、かいといふ、長崎にて、そうと云、大なるをふといそうといひ、小なる物をほそいそうと云、畿内にて、たご擔桶といふを江戸にて、になひといふ、これになひをけの略也、又になふとは、人ふたりにてもつを云、かつくと云ひ、かたぐると云は意違へり、又たごとは、をけの總稱也、上がたにては、なにたごといふ、たごとばかりいふ時は、畿内西國共に水桶也、東國また豊後にては、たごと云は糞器をいふ也、多識に尿桶と有、この事にや、京にて、かたてをけと云を、江戸にては、かたてをけ、又さるぼう、又くみだしとも云、越前にて、かいみづをけと云、加賀にて、かいけ、上野にて、ひづみと云、造酒屋にて用ゆるかたてをけの大なるものを、肥前にて、たみなけといふ、

〔安齋隨筆 後編五〕一桶ノ訓　延喜式には、桶の事を麻笥チケロムと書たり、上古は今のごとく、竹の輪を入たる桶はなし、皆曲物也、其マゲ物麻糸をウミて納る、麻笥田舎詞にはチコケと云に似たる故、水麻笥

桶製作

などと書たる也、本は麻糸の麻笥より出て、轉用して水麻笥と云たる也、職人歌合繪土佐光信ノ畫に、檜物師がワゲ物を作る體を書たる傍ノ詞に、ゆおけにも是はことに大なる、なにのためにあつらへ給ふやらむとあり、ゆおけは湯桶也、此歌合は甘露寺親長卿の作也、明應の頃の人也、其頃迄も桶は曲物にてありし也、同繪に酒造りを畫たるには、今の桶のごとく竹の輪を入たる桶を畫たり、其頃は二品ありて、湯桶などは古風殘りて、ワゲ物を用しなるべし、竹の輪入は樽也、

〔傍廂 前篇〕桶　箱

或人云く、桶と箱とは互に文字をあて違ひたるなり、桶は竹もてゑむる物なれば、竹に從ふべし、箱は木もて造るなれば、木にゑたがふべしといへり、これ字をのみゑりて、其器のもとをゑらぬなまさかしき僻說なり、桶は麻を績み入るゝ器にて麻笥(ヲケ)といふ、檜の曲物なれば、竹の器にあらず、箱は木なるも、竹にてあみたるも、葛もて組みたるもありて、一樣ならず、古書、古畫にあまたあり、實をゑらずして、推量の理屈だては拙くうるさきものなり、

〔和漢三才圖會 三十一庖廚具〕桶音統　桶、和名乎計、　箍音狐、以篾束物也、俗云桶之和、
按桶双木板爲側、以篾(タケノワ)爲繩、縛之、近底箍名奈岐和、其木以杉爲上、槇次之、栂樅又次之、其他易朽、
棬桶和介 乎計　棬檜薄板作之、不用箍、以樺皮縫之、漆桶苧桶貝桶等用之、

〔西遊記 續編 二〕孟宗竹

暖國には竹よく生育す、寒國は竹にあしく、信濃の國には竹一本も生せず、甚だ不自由成事なり、桶の輪には竹にあらざれば叶ひがたきゆへ、三河尾張より輪につくりて送り來り、甚だ高直なり、○中略 それより北方越後出羽奥州も、南部領邊は人民一生竹を見ざるもの有、太き竹は絕てなし、夫故人家の邊に南國の如く竹籔といふものなし、山中に笹あり、熊笹にて竹の用に立べきものに非ず、○中略 竹なくてもさのみ不自由なる樣にも見えず、只桶の輪のみ何方にても難儀に見

桶種類

ゆ、津輕秋田邊にては榎の木の皮の樣に見ゆるものを曲て、榫にてとぢ、桶として用ゆ、又太き木をくりぬきたるも見ゆ、邊土は人民にいとま多きゆへ、丁嚀なる細工をしても用は足りぬにや、

〔鶉衣拾遺中〕岐岨路紀行延享二年

十四日月〇四大井にとまる、山中はたえて竹のなき所にて、桶の箍などいふ物も木にて營めり、

〔我おもしろ上〕箍かけ替たる手桶の水もりければ、下部が旅のやうなりとつぶやくを聞て、

大學のをしへによるかそのたがはざるに近しといふをきくにも

〔續古事談二臣節〕大入道殿〇藤原兼家攝政ニオハシケル時、法住寺ノオトヾ〇藤原爲光ヨリハジメテ、オホクノ上達部一種物ヲグシテマヰリアツマリ給ケリ、〇中略一條大將〇藤原濟時ハ銀ノ鮨鮎ノ桶ニ、アユヲヲリビツニ入テイレヲレタリ、

〔源平盛衰記四十二〕金仙寺觀音講附六條北政所使逢義經事

軍兵緣ノ際マデ打寄テ、御堂ノ内ニ下居テ、我物ガホニ講ノ座ニ著ス、五種御菜ニ三升盛ヲ百二三十前許組調タリ、座ニ杯居大桶ニ汁入、樽二ニ濁酒入テ座中ニ舁居タリ、

〔日本永代藏六〕銀のなる木は門口の柊

山家へ毎日賣ぬる味噌を、いづれにても小桶俵を拵へ、此費かぎりなし、〇下略

〔後は昔物語〕おまん鮓は寶暦の頃よりと覺ゆ、〇中略鮓賣といふは、丸き桶の薄きに、古き傘の紙をふたにしていくつも重ねて、鰶(こはだ)の鮓、調の鮓とて賣ありきしは、數日漬たる古鮓也、

〔後奈良院御撰何曾〕何も漆のあるとき　ぬりをけ

〔毛吹草三〕大和　塗桶

〔皇都午睡三編上〕上方にて買(かう)て來るを、江戸にては買(かつ)て來る、〇中略片手桶をさるぼ、

〔令義解五軍防〕凡兵士、〇中略毎五十人、〇中略水甬一口、鹽甬一口、〇中略皆令自備、

〔延喜式四十造酒〕造酒雜器

中取案八脚、〇中略水麻笥廿口、小麻笥廿口、〔中略〕酒料〇中略已上供奉

右造酒料支度、及年料節料雜器、並申省請受、

〔兎園小說十一集〕丙午丁未

明くれば七年〇天明丁未の春より米穀の價登躍して、はじめは錢百文に白米六合を換ふと聞えしが、五合に至り四合に至り、五六月に及びては三合になるものからそれすら買はんとほりするもの容易くは得がたかりき、〇中略豪家と唱へらるゝ三井越後の呉服店、糸店、兩替店、ともに琉球芋を多く蒸して、半切の桶に入れ、店の四隅便宜の處にすゑ置きて、十五歳以下の小厮の走り廻りをするものに、恣にとり喫せしかば、日毎に穀をはぶきしこと、大かたならずと聞えたり、

〔書言字考節用集七器財〕米淅桶(コメカシヲケ)

〔世間子息氣質一〕取付世帶は表向を張つて居る太鼓形氣

亭主は倍うつての直打書、〇中略米かし桶六十五匁、

〔萬の文反古二〕京にも思ふやうなる事なし

香の物桶の鹽入時をかまはず、あたら瓜なすびを棄させ、〇下略

〔世間母親容氣二〕嫁が姑と形風流の當言

竈の下を飯炊男次第、薪の費に飯は焦付かせ、濡手を糠味噌桶へ入れても、叱人なければ、香物は損じゆき、

〔玉露叢十三〕一同年〇寬永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一唐金御手桶　十　石川主殿頭忠綱〇中略

一途手桶　五拾　　松平和泉守乘壽〇中略

一手桶　五十　　本多下總守忠良

〔日光山志〕四栗山郷　十ケ村鹽谷郡なり、〇中略多は家に居て木鉢、木杓子、木履等を作るもあり、近來栗山桶とて曲物造の器を出す、是は谷川の水を汲取桶なりといふ、

〔日本靈異記〕下產生肉團之作女子修善化人緣第十九

肥後國八代郡豐服鄉人豐服廣公之妻懷任、寶龜二年辛亥冬十一月十五日寅時、產生一肉團、其姿如卵、夫妻謂爲非祥、入筒以藏置之山石中、經七日而往見之、肉團殼開生女子焉、

筒平介

〔今昔物語〕二十六利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔、利仁ノ將軍ト云人有ケリ、〇中略奇異ト見居タル程ニ、五斛納釜共五ツ六ツ程搔持來テ、俄ニ杭共ヲ打テ居エ渡シツヽ、何ノ料ゾト見程ニ、白キ布ノ襖ト云物著テ中帶シテ、若ヤカニ穢氣无キ下衆女共ノ、白ク新キ桶ニ水ヲ入テ持來テ、此釜共ニ入ル、

〔寶藏〕四桶

生老病死は、御ほとけもまぬかれ給はぬ道なり、されば去らざるを愚なりとし、去りてなげくも次に愚なりとす、あら玉の年立かへる朝には、若水桶に千世をむかへて、去年もめでたし、今年もめでたし、めでたし〳〵といひかさぬれば、いつそのほどにわがくろかみも、白川のみつはくむまで老さらぼへり、せめてはさあるのみか、棺桶にうつろへり、棺桶も猶此世の姿をのこせるに、程なくけむりともえはてヽ、思ひもつくる灰のうちよりひろひ出て、骨桶にをさめらるヽ、ぞいとはかなき、かねてかヽる理を去らましかば、など世を鮨桶のなれ過、砂糖桶のあまくのみやは心得ん、ちよのふがいたヾく桶のそこぬけて、みづたまらねば月も宿らずといへるこそいとを

桶直

かしけれ、水たまらずんば、いかでか月もやどる事あらん、そこぬけたらましかば、いかでか水のたまるべき、そも又水はたがためにかくみ、桶はまたたが爲にかいたゞける、ちよのふはまたこれたそ、

　ぬけし話やそこなき桶の水の月

汲湛否否水汲桶　水在青天月在輪　水在桶月在青天　元來不識月與桶

〔尊勝院文書〕越前國使等解　申勘定□□□□物事

合買雜物廿一物

　價稻四百五十四束〇中略

水乎氣十口　直五束 東別二合

天平勝寶七歲五月三日　田使曾禰連弟麻呂〇以下二人略

〔天保十三年物價書上下〕桶類引下ゲ直段取調書上

一手桶　椹赤身極上　當五月引下ゲ直段金壹朱　當時改四百六文、但三十文下直相成申候、
　　同　下　同貳百四拾文　同貳百廿八文、但十貳文下直相成申候、
　杉赤身上　同四百文　同三百七拾六文、但貳拾文下直相成申候、
　　同　下　同百八拾八文　同百七拾八文、但拾文下直相成申候、〇中略

一小桶九寸　椹赤身極上　當五月引下ゲ直段百四拾八文　同百四拾文、但八文下直相成申候、
　　同　中　同百拾六文　同百拾文、但六文下直相成申候、
　杉赤身上　同百三拾貳文　同百廿四文、但八文下直相成申候、
　　同　下　同百八文　同百四文、但四文下直相成申候、〇中略

一米洗桶尺　椹赤身極上　同貳百七拾貳文　同貳百五拾八文、但拾四文下直相成申候、

同　　中　同百四拾八文　同百四拾文、但八文下直相成申候、

杉赤身上　同百八拾文　同百七拾貳文、但八文下直相成申候、

同　　下　同百貳拾四文　同百拾八文、但六文下直相成申候、

一猿ぼう　椹白太入上　當五月引下ゲ直段百拾六文　同百拾文、但六文下直相成申候、

杉　　下　同百文　同九拾壹文、但五文下直相成申候、○中略

一荷ひ桶　杉椹底中　當五月引下ゲ直段六百四拾八文　同六百拾六文、但三拾貳文下直相成申候、

椹白太入　同九百文　同八百五拾壹文、但四十五文下直相成申候、○中略

右は今般鏤相場金壹兩ニ付、六貫五百文御定被仰渡候ニ付、桶類直段右ニ准じ、前書之通爲引下ゲ申候、依之此段奉伺候、以上、

寅八月　拾三番組諸色掛　下谷坂本町　名主　傳次郎印

結桶師
桶屋

〔饅頭屋本節用集四人倫〕結桶師(ユイヲケシ)

〔三十二番職人歌合〕十三番　左　結おけし

春はまづ柳のおけをいざ結てかうじ花をもめにあげてみむ

二十九番　左　結おけし

竹ならぬ心はまげじ桶ゆひて世をまはる身は正直にして

〔人倫訓蒙圖彙六〕桶結　輪　輪がへにふれめぐる言葉所々にてかわりあり、京にてかづらといふは、むかしは藤かづらにて結しゆへなり、江戸のたがといふは、輪を多くくわゆるの心也、國々にてかわりある也、

〔雍州府志七土産〕桶屋　凡外圍繞片木、內以板爲底、別割青竹二條互纒之、以是爲輪、約束片木圍繞之

杓

外面、或三所或五所、是謂桶、住堀河一條南、大小桶無不有之、專盛水謂田子桶、駿河國田子浦土人、汲潮燒鹽時、傚所汲潮之桶形者也、今略桶字、專謂田子、竹輪中華所謂篾箍也、或以鐵有造輪者、是謂鐵箍、

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付 いろは分

ぬ　江戸之分　ぬりおけ　西久保通

を　京之分　おけや　東堀川ゑびす川より三條まで　同　西堀川下立賣より南二三丁

を　江戸之分　おけや　新橋南通町　同　同北よこ町　同　石町三丁目　同　神田こんや町一丁目　同　京橋桶町二丁目

さ　大坂之分　さたう桶や　天滿本泉寺前　同○酒屋　大桶屋　道修町九丁目てんまや新右衞門

〔世間學者氣質　一〕唐人の寢言は孔子も時にあはず

桶盥は領分の山から槇を取寄せ、藪からは青竹を切出させ、桶屋を手間で呼付て、一度に三十も五十も作らせ、○下略

〔倭名類聚抄十六木器〕杓 附瓢　唐韻云、杓音與酌同、和名比佐古、斟水器也、瓢 符宵反、和名奈利比佐古、瓠也、瓠 音與護同、匏也、匏 薄交反、可爲飲器者也、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕按比佐古者、蓋刳木作之、似今俗杓子而深者、不與今比車久之屈木作者同、大神宮儀式帳木杓、外宮儀式帳木匏卽是、北山抄灌佛條、取黑漆杓酌東邊鉢水、滕行灌佛一杓、○中略按說文勺、挹取也、象形、中有實、與包同意、音酌、又云、杓枓柄也、音飆、二字不同、斟水之杓本作勺、後人增木傍、與枓柄之杓混、○中略按瓢古單言比佐古、其長項者、割之爲斟水器、所謂長項壺盧勺也、後以木勺代之、然其名依舊呼比佐古、比佐古遂爲木勺之專名、故瓢云奈利比佐古以別之、○中略大神宮儀式帳、蒋廿柄、外宮儀式帳匏廿柄、內膳司式、匏一百九十柄、並是以瓢爲杓者、造酒司式、有大匏

四柄、受二升、疑是木杓、而其名依舊也、○中略 廣韻云匏、瓠也、可爲笙竽、與此不同、按廣韻有瓟字、云似瓠可爲飯器、音與匏同、恐源君誤引之、然說文匏瓠也、無瓟字、則匏瓟正俗字耳、

〔段注說文解字 六上木〕杓、枓柄也、（枓柄者勺柄也、勺謂之枓、勺柄謂之杓、小雅言西柄之揭、大雅傳曰、大斗長三尺、張儀傳、令工人作爲金斗、長其尾、令可以擊之、天官書天文志皆云、杓攜龍角、魁枕參首、北斗一至四爲魁、象枓、五至七爲杓、象枓柄、）從木勺聲、（甫遙切、二部、按索隱引說文匹遙反、）

〔事物紀原 八什物器用〕杓

禮明堂位曰、勺夏后氏以龍勺、推此以考、蓋前有制矣、有夏始加以龍飾杓、卽勺也、祭祀曰勺、民用曰杓、其實一也、或以勺之所容不過升勺命之、而杓則加廣其所受、皆取酌焉、遂異其名制也、

〔物類稱呼 四器用〕杓 ひしやく　關西にて、しやくといふ、關東にて、ひしやくと云、もとひさごにてつくりたり、よつていにしへはひさごといひし也、瓠をば生(なり)ひさごといひし也、ひさご轉じてひしやくとなれりとぞ、

〔日本釋名 下雜器〕杓(ヒサク)　ひさご也、ことくと通ず、いにしへはなりひさごのほそながきを以て水をくみしなり、今も賤民はしかせり、水をくむ所大にして、手にとる所ほそきひさご有、わざとつくれるひさくのごとし、

〔古事記傳 三十〕比佐古は本瓠の名なりしが、水を斟器に作るに依て、其器の名にもなりて、木もて作れる杓をも、同く比佐古と云から、瓠をば那理比佐古と云か、又本斟水器の名より出て、瓠をも云か、其本末は未思得ず、いづれにまれ、那理比佐古と云は、蔓になる故の名なり、今世に、ひしやくと云は、ひさごの訛なり、又しやくとのみ云も、ひしやくの略なり、杓字の音には非ず、

〔延喜式 十七內匠〕銀器

杓一柄、（長一尺七寸、受三合、）料銀大十兩、和炭七斗、油七勺、長功四人、（火工一人、磨三人、）中功四人半、短功五人、○中略

賀茂初齋院幷野宮裝束○中略

白銅杓一柄、加盤料白銅大十兩、炭四斛、油一合、信濃布一丈、長功十八人、中功十二人、短功十四人、

〔延喜式 三十四木工〕神事幷年料供御

杓、長功六柄、中功四柄、短功二柄、

〔延喜式 十五內藏〕諸國年料供進

大。匏。卅口遠江國卅口、常陸國十口、

〔延喜式 二十三民部〕交易雜器

山城國○中略匏三百卅柄、○中略大和國○中略瓠三百廿五柄、○中略河內國○中略匏二百廿五柄、○中略和泉國○中略匏一百五柄、○中略攝津國○中略匏一百七十五柄、

〔延喜式 三十三大膳〕輿籠八十脚、匏六十柄、杓卅柄、○中略

右職家料

〔延喜式 三十九內膳〕年料○中略

匏一百九十柄汲汁料雜物

〔雍州府志 六土產〕壺盧○中略　老硬者作杓、輕快堪用、倭俗謂柄杓瓢簞、

〔雍州府志 七土產〕竹屋○中略　柄。杓。汲湯之具也、竹筒存節二寸許切之、橫貫竹。柄。以之杓湯幷水、檜。杉。柄。

杓檜物屋造之、

〔寶藏 四〕柄杓

大津坂本の勸進聖は、腰にさして都若衆の衣の袖をひかへ、赤坂の城の知謀の士は、塀に振て關東勢の鎧の妻を焦せりとや、戀路はむつかしく軍法は罪ふかし、これ我ねがふ所にあらず、冬ごもりする雪の中に、爐のほとり近くよりて、ぬるくもあつくも、うすくもこくも、心に隨ひ手に任せて、ふりたてゝのめるこそ、めさむる心ちすれ、又くらしかねたる夏の日に、下部におほせて、庭

の草木もねりわたる計まかせたるこそ、白雨の名殘覺へて、さながら涼風たてるに、夕の月の、庭にも、木にも、草葉にも、きらめきあへるぞ、命ながえのひしやくのそこゐけなんもおしげなれ、かかる樂を打すて丶、無分別か名の爲か、たま〳〵水車にやとはれて、一生目くるめくほどめぐらさる丶は、そなたの爲にうとましけれ、

　月かげをなぐるやおしき水ひしやく

　炎暑先秋草木紅　朱簾暮卷待南風　不思儀卿龍王歟　少水自由雨大空

〔下學集　器財下〕茶柄酌（チヤビシヤク）〇〇

〔毛吹草　三〕山城　茶柄杓（大津柄杓ト云、當時京ニ住ス）　和泉　茶柄杓　攝津　竹〇柄〇杓〇

〔元祿五年　萬買物調方記〕諸工商人所付　いろは分

　大坂之分　ひさくや　あまが崎町理右衞門

〔攝陽群談　十六名物土産〕同山〇湯杓　同所〇（有馬郡有馬ニアリ、）茶杓、手水杓、水打杓等、竹ノ內皮ヲ曲テ作之、

水嚢

〔下學集　器財下〕漉水嚢（ロクスイナウ、ヒツコシ）

〔書言字考節用集　七器財〕水嚢（スイノウ）（正曰漉水嚢、本名義集、飾斗ニ見事）

〔毛吹草　三〕攝津　竹水嚢

〔元祿五年　萬買物調方記〕諸工商人所付　いろは分

　大坂之分　すいのうや　御だうすぢ　同　御れうのまへ

漏斗

〔書言字考節用集　七器財〕上戶（ジヤウゴ）（本名轉注、又云漏斗）

〔物類稱呼　四器用〕漏斗　じやうご（酒を器にうつす具なり）　上野にて、すひかん、又すひはくなどといふ、

〔和漢三才圖會　三十一庖廚具〕漏斗　俗云上戶

三才圖會云、漏斗皆出入懽伯之器也、不知始於何時、疑起自近代、

笊籬

按漏斗今以銅作之、插樽口盛酒器也、名之上戸者能呑也、又盛穀於笆漏斗用竹作之、

〔倭名類聚抄竹器十六〕笊籬　辨色立成云、笊籬〈唐韻、笊音側教反、去聲之輕、籬音離、楊氏漢語抄云、無岐須久比、〉麥索煮篩也、以竹編爲之、

〔箋注倭名類聚抄竹器四〕按此所云无岐、謂麪條、須久比、抄取之義、无岐須久比、今俗蕎麥麪掬坐流、蓋此類、○中略笊籬出唐書安祿山傳及廣韻、但無解、按齊民要術、切麪粥麪粥法云、湯煮笊籬漉出、

〔伊呂波字類抄无雜物〕笊籬ムキスクヒ

〔下學集器財下〕笊籬イカキ　サウリ　味噌漉也

〔運歩色葉集伊〕笊籬イガキ

〔書言字考節用集器財七〕飯籭イカキ本草、以竹爲之、南方人謂之籭、笊籬、筲箕、

〔物類稱呼器用四〕筲いがき　畿内及奥州にて、いかき、江戸にて、ざる、西國及出雲、石見、加賀、越前、越後にて、せうけと云、武州岩附邊にて、せうぎ、安藝にて、ゑたみ、丹波、丹後にて、いどこ、遠江にて、ゆかけ、越後信濃、上野にて、ぼてといふ、又江戸にて、かめのこざるを、畿内にて、どんがめいがき、藝州にて、どうがめしたみ、下野にて、ひらざると云、又江戸にて御前籠といふ物を、備前にて、ゑまふぐ、又小き物をこしをりと云、又關西にて、めかごと云を、東國にて、めかいと云、或ふごびく、又こめあげざる、又其大なるを、かたまきと云、其外品類盡しがたし、今爰に略す、

〔東雅器用十一〕笊籬○中略　下學集に、笊籬は味噌漉なりと注し、旁にサウリイカキと注せり、サウリとは其字の音を呼びしにて、又イカキともいひしと見えたり、今の如きは、是等の類すべてこれをザルといふ、ザルとはサウリといひし語の轉じ訛れるなり、

〔倭訓栞中編伊二〕いがき　飯籭をいふ、いひかごの轉せる成べし、よて淘羅をもいふめり、伊勢にてはざるといふ、

〔倭訓栞前編佐十一〕ざる　いがきをいふは、笊籬の音也といへり、和名鈔に、むぎすくひと訓じ、下學集

には、さうりいがきと注せり、甲斐のあたりには、いざるともいふなり、西國にては、さうけ、美濃、尾張にては、えやうけといへり、是も笊の笥といへるなるべし、山城にてざるといふは、四角に組たる籠なり、

〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、○中略いがきをざる、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕飯籮　筐音匡　篙音吸　和名之太美　笊音坐　箕音都　籔音叟

本綱云、飯籮南方人謂之筐、

三才圖會云、籮上圓下方、挈米穀竹器、量可一斛、

笊乃籮之屬、比籮稍匾而小、其用亦不同也、笊則造酒造飯、用之漉米、又可盛食物、蓋籮盛其粗、笊盛其精、

按籮之屬有數種、總名以比加岐、丹波籮、粗而匾、可以洗雜菜、初出於丹波、故名、米挈笊、密而深、可以洗米盛飯、未醬漉、乃笊之小圓者、可以漉未醬、

笊籬和名無岐須久比○中略

按笊籬、俗云温飩扱也、竹器狀似攩網、今或以銅作、○中略一種有煮出籠、甚淺而粗、盛魚肉入羮中同煮之與他菜令不混雜、

〔延喜式三十九内膳〕年料○中略

漉籠廿四口漉雜餅料

〔好色一代男六〕食さして袖の橘

詮方なく庭に下ろして、木綿の解明物を著せて、味噌漉を持たせ、豆腐より出でし細なるものを買ひに遣はしけるに、之をも恥ず、

〔東都歲事記四十月〕十日　池上本門寺會式、今日より十三日迄修行、○中略　十三日十四日には、門前

笊籬の市立つ、

〔守貞漫稿 六生業〕江戸ニ在テ京坂ニ無キ陌上ノ買人〇中略 笊味噌漉賣

笊籠、味噌コシ、柄杓、杓子、水嚢、帚等ノ類ヲ賣ル、詞ニザルヤミソコシト云、或ハ柄杓一種ヲ賣ルアリ、又水嚢一種ヲ携ヘ、或ハ賣之、或ハ損ヲ補フ者アリ、

〔毛吹草 三〕丹波　笊籬

〔攝陽群談 十六名物土產〕左曾利(ザウリ)籮(イカキ)　同郡〇河邊　左曾利村ノ俗造之、市ニ沽(ウレ)リ、

〔續江戸砂子 一〕江府名產 井近在近國

龜井町籠　小傳馬町の北の通り龜井町にてこれを作ル、笊、味噌漉、ひげこ、岡持、竹婦產籠、竹輿等、

古事類苑

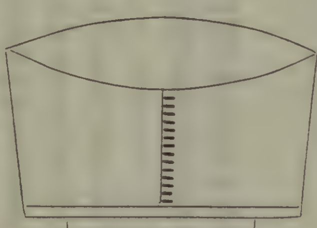
器用部五

飲食具五

〔倭名類聚抄十六木器〕笥 禮記注云、笥思吏反、和名計、盛食器也、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕曲禮上注、作簞笥盛飯食者、文選思玄賦注引作並盛食器、與此所引合、按曲禮注又云、圓曰簞、方曰笥、禮記引兌命曰、惟衣裳在笥、然則笥又可盛衣裳、故說文云、笥、飯及衣之器也、依以上諸書、笥非皇國所言介、只以盛飯食者充之耳、古所謂介、蓋土器、後有以銀造者、內匠寮式銀器有御飯笥、不知源君所載者其狀奈何、

〔厨事類記〕御飯笥御產御膳用之





五十日百日御膳用之

〔東雅十一器用〕笥ケ 倭名鈔木器の部に、禮記注を引て、笥は盛食器也と注したり、我國の俗、飯を盛る

器を呼びて、ケといひし物は、漢にいふ所の如く竹器也とは見えず、唯其字の盛食器也と見えしを取りて、讀みてケとなしたる也、○註略されば倭名鈔にも、笥をば木器類に載たりし也、飯を盛る器を呼びて、ケといひし義不詳、古俗食をいひて、ケといひけり、されば食の字亦讀みてケといふ、舊說にアサケユフケなどいふは、朝飯夕飯也と云ひし是也、藻鹽草に食を盛る物なれば、其器をも又ケといひしにや、笥に盛る所なれば、食をも又ケといひしにや、詳なる事をば知らず、また倭名鈔に、樏子は漢語抄にカレヒケといふ、俗に所謂破子是也と注せり、さらば破子の如きも、又ケとはいひける也、凡器をケと云ひしもの多かり、それが中、ケとのみ云ひしは、飯を盛る物を云ひけり、さらば凡器を呼ぶに、ケをもてせしは、もとこれ飯を盛る器より起れるにぞあるべき、

〔延喜式十七内匠〕銀器

御飯笥一合、徑六寸、深一寸七分、料銀大二斤八兩、炭一石二斗、和炭二石、油三合五勺、長功日十六人、火工五人、鍛鑪工四人、磨三人、夫四人、中功日十九人、工十四人、夫五人、短功日廿二人、工十六人、夫六人、

伊勢初齋院裝束○中略

臺盤二面、各四尺銀飯笥一合、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸鍰、隨時增減、其畿內輸雜物者、○中略一丁、蘭笥二合、徑六寸、深五寸、○中略板笥廿五合、徑五寸、深二寸五分、圓笥七合、徑二尺八寸、深二寸、

河內國○註略調、○中略蘭笥大十合、

攝津國○註略調○中略板笥六百三合、圓笥一百廿四合、大笥四百五十合、

〔三中口傳二乙〕一菓子間事

笥事

古ハ押色々薄樣、懸金銀帶一筋、上方綵色折敷ニ違色テ居之、總不及伏輪、只帶一筋許也、又折櫃同

繪書之、近代如折櫃色々染散薄、可依時儀事也、折敷之色ニ違テ可居也、

朝覲行幸已下有限晴時必居笥、爲法式之時尤可然歟、

〔厨事類記〕殿上垸飯○中略

笥口徑五寸、高三寸五分、押色々薄様、金銀布持、

〔日本書紀十六武烈〕十一年○中略、仁賢、太子、○武烈甫知鮪曾得影媛、悉覺父子無敬之狀、赫然大怒、此夜速向大伴金村連宅、會兵計策、○中略是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲淚盈目、遂作歌曰、○中略拖摩該儞播、伊比佐倍母理、拖摩暮比儞、瀰逗佐倍母理、儞岐曾哀遲喩倶謀、柯稱比謎阿婆例、

〔萬葉集二〕有間皇子自傷結松枝歌二首

家有者、笥盛飯乎、草枕旅爾之有者、椎之葉爾盛、

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕萬陶司石山寺充雜器事

笥參拾口○中略

天平寶字六年二月九日

正六位上行正林連黑人

〔續修東大寺正倉院文書後集四十三〕山作所作物雜工散役帳

樻工十六人○中略　四人作大笥廿合○中略

天平寶字六年三月卅日　領下道主

〔伊勢物語上〕今はうちとけて、髮をかしらにまきあげて、おもながやかなる女の、手づからいひかひをとりて、けこのうつはものにもりけるを見て、心うがりていかずなりにけり、

中取

〔倭名類聚抄十六木器〕樏　唐韻云、樏音纍、今案俗所謂中取是也、所以舁食器也、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕按說文無樏字、疑俗舁字、又說文有𣚍字、云舉食者、徐鍇曰、如食牀兩頭有柄、

二人對擧之、然則孫氏謂暴爲槼、遂音豫耶、

〔延喜式 三十四 木工〕神事幷年料供御 ○中略

中取案一 長九尺、廣一尺八寸、高一尺九寸、厚一寸二分、 長功一人、中功一人半、短功二人、

無手中取案 長八尺、廣一尺八寸、高二尺、厚一寸、 長功一人、中功一人小半、短功一人大半

〔延喜式 三十三 大膳〕年料雜器

中取案卅八脚 職廿七脚、醬院三脚、菓子所四脚、百度所侍從所各二脚、○中略

右職家料

〔延喜式 三十五 大炊〕供御年料 中宮亦同

中取案三脚 ○中略

右十一月新嘗會始用、迄來年新嘗會請換、

〔延喜式 三十九 内膳〕年料

中取案廿四脚 三脚雜器櫃料、二脚盛雜魚料、四脚雜菓子櫃料、四脚洗雜菜槽料、三脚收雜魚櫃料、二脚雜甕櫃料、三脚御米櫃料、三脚鎰料、○中略

右起十一月供用、明年十月請替、

〔延喜式 四十 造酒〕造酒雜器

中取案八脚 ○中略

右造酒料支度、及年料節料雜器、並申省請受、

〔東大寺正倉院文書 八 裏書〕天平勝寶三年納雜物帳

五月七日請 ○中略 中取二前

〔皇大神宮儀式帳〕一年中三節祭時給儲備幷營作雜器事

造儲雜器事 ○中略 中取十足

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年十月癸卯、嵯峨太皇太后〇仁明母后藤原嘉智子遣使奉賀天皇卌寶算也、其獻物〇中略櫃飯八十合、中取五十二前、各居折櫃食廿合〇中略凡厥山海珍味數百捧、

〔下學集 下器財〕外居(ホカイ)器也、或作行

〔運歩色葉集 保〕行器(ホカイ) 外居

〔日本釋名 下雜器〕行器(ホカイ) 外行(ホカユク)也、いはいく也、ゆくと通ず、物を入て、ほかへゆく器也、

〔倭訓栞 中編二十三保〕ほかゐ 行器をいふ、江次第に外居と書り、足の外にそりたるをいふにや、大外居も見ゆ、

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕棨 中取和名抄 行器 今云保加比 疑此一物二名乎

唐韻云、棨舁食器、

按棨今云行器、保加比盛瓮饋、爲嘉祝之餉、舁之者是乎、凡婚禮貨物亦衣架行器相雙、

〔延喜式 三十四木工〕神事幷年料供御〇中略

外居案長三尺六寸、廣一尺八寸、高三尺、厚八分、長功六人、中功七人、短功八人、

〔西宮記 正月上〕給蘇甘栗事

蘇四壺、大二小二甘栗子十六籠、上八中八已上盛甲折櫃二合、居高坏入外居一荷、

〔執政所抄 下四月〕御賀茂詣事〇中日中略

外居二荷

杣板四枚長八尺五寸、弘一尺五寸、 尻蓋板四枚方四尺 鸕木榑二半長八尺五寸、弘五寸、厚二寸、 足榑六寸長六尺、弘四寸、厚三寸、 切二支

已上檜物御庄採進之、兼日下知下文了、於京作調之、

〔空穗物語 吹上之下〕きぬきたるおのこ、ゆたんおほいたるだいすへたる、ほかいもたせておもの

破籠

うく、

〔今昔物語十二〕神名睿實持經者語第卅五
今昔、京ノ西ニ神明ト云フ山寺有リ、其ニ睿實ト云フ僧住ケリ、〇中略病人ノ云ハク、飯ヲ魚ヲ以テ食テ湯ナム欲キ、然レドモ令食ル人ノ无キ也ト、聖人此レヲ聞テ、〇中略知タル人ノ許ニ、飯一盛、湯一提ヲ乞ニ遣リツ、暫時有テ外居ニ飯一盛指入ノ坏具シテ、提ニ湯ナド入レテ持來ヌ、

〔宗長息女婚禮記錄〕道具與以下次第之事〇中略
廿一荷擔行器

〔後水尾院當時年中行事下〕一外居に入たるもの參らず

〔毛吹草三〕山城　行器（ホカイ）

〔倭名類聚抄十四行旅具〕樏子附餉　蔣魴切韻云、樏（力委反、漢語抄云、樏子加禮比計、今按俗所謂破子是、破子讀和利古、）今樏子中有障之器也、

〔箋注倭名類聚抄六行旅具〕按加禮比計、糧笥也、〇中略按廣韻云、樏似盤中有隔也、與此義同、又按樏其器有隔、故謂之累、言其多也、後從木作樏、與木實之樏混無別、

〔下學集下器財〕破籠（ワリゴ）

〔運歩色葉集和〕破籠（ワリコ）

〔尺素往來〕來月朔日相當初午候、稻荷御參詣勿論候歟、然者於還坂邊例式之差樁一個、縛樽兩三、檜破子、取肴、風情可令用意候、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕樏子　和名加禮比計、一云和利古、〇中略
字彙云、樏（音壘）酒器、似盤中有槅者也、
按樏子、今云破子、其形或圓或方、而中有槅、盛飯及諸肴者也、凡以食送人曰餉、（訓加禮比於久留）餉同、其和名加禮比計、卽餉器也、

〔空穗物語あて宮〕二月中の十日、年のはじめのかうしん出來るに、春宮の君たち御つぼねごとに、あて宮さらぬさきより、殿上たちはきのぢんに、くだものいださむとおほす、よきをりなりとて、殿に聞え奉れ給、宮の御だいにはかねのごきに、こがねのけうち、〇中略ひ。わ。り。ご。五十た。ゞ。の。わ。り。ご五十、か。ひ。わ。り。ごは御かた〳〵にし給、〇中略こ宮の御かたにとのにまうけられたりし、はこ、ひわりごそへて奉れ給、殿上よりはじめて、宮のうち所々のたちはきのぢんまで、わりご五てなどきようにしてたまふ、

〔拾遺和歌集雜賀十八〕大貳國章うまごのいかに、わりごてうじて、うたをゑにか丶せける、

元輔

松のこけ千とせをかけておいしげれつるのかひこのすともみるべく

〔枕草子五〕なまめかしきもの

よくしたるひわりご

〔今昔物語二十八〕禪林寺上座助泥缺二破子一語第九

今昔、禪林寺ノ僧正ト申ス人御ケリ、名ヲバ深禪トゾ申ケル、此レハ九條殿ノ御子也、極テ止事无カリケル行人也、其弟子ニ德大寺ノ賢尋僧都ト云フ人有ケリ、其ノ人未ダ若クシテ、東寺ノ入寺ニ成テ、拜堂シケルニ、大破子ノ多ク入ケレバ、師ノ僧正、破子卅荷許調テ遣ラムト思給ケルニ、禪林寺ノ上座ニテ、助泥ト云フ僧有ケリ、僧正其ノ助泥ヲ召シテ、然々ノ料ニ破子卅荷ナム可レ入キヲ、人々ニ云テ催ト宣ヒケレバ、助泥十五人ヲ書立テ、各一荷ヲ宛テ令レ催ム、僧正今十五荷ノ破子ハ誰ニ宛テムト爲ルゾト宣ヒケレバ、助泥ガ申サク、助泥ガ候コソハ破子候ヨ、皆モ可レ仕ケレドモ催セト候ヘバ、半ヲバ催シテ、今半ヲバ助泥ガ仕ラムズル也ト、僧正此ヲ聞テ糸喜キ事也、然ラバ疾ク調ヘテ奉レト宣ヒツ、助泥然ラバ、然許ノ事不レ爲ヌ貧究ヤハ有ル、穴糸惜ト云テ立テ去ヌ、

其ノ日ニ成テ、人々ニ催タル十五荷ノ破子皆持來ヌ、助泥ガ破子未ダ不見エズ、僧正怪シク助泥ガ破子ノ遲カナト思給ケル程ニ、助泥袴ノ扶ヲ上テ扇ヲ開キ仕ヒテ、シタリ顏ニテ出來タリ、僧正此ヲ見給テ、破子ノ主此ニ來ニタリ、極クシタリ顏ニテモ來ルカナト宣ヒケルニ、助泥御所ニ參テ頸ヲ持立テ候フ、僧正何ソト問ヒ給ヘバ、助泥其ノ事ニ候フ、破子五ツ否借リ不得候ヌ也ト、シタリ顏ニ申ス、僧正、然テト宣ヘバ、音ヲ少シ短ク成シテ、今五ハ入物ノ不候ヌ也ト申ス、僧正然テ今五ツハト問給ヘバ、助泥音ヲ極ク竊ニワナナカシテ、其レハ搔斷テ忘レ候ニケリト申セバ、僧正物ニ狂フ奴カナ、催サマシカバ四五十荷モ出來ナマシ、此奴ハ何ニ思テ此ル事ヲバ闕ツルゾト問ハムトテ、召セト喤シリ給ケレドモ、跡ヲ暗クシテ逃テ去ニケリ、此ノ助泥ハ物可咲シウ云フ者ニテナム有ケル、此ニ依テ助泥ガ破子ト云フ事ハ云フ也ケリ、此レ鳴呼ノ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔賀陽院水閣歌合〕長元八年五月十六日、於賀陽院水閣有和歌合、○中略女房料、左方調備檜破子、以紫檀地螺鈿爲足、以村濃色結之、繪圖山水畫風流之美、方人傳取置簾前矣、

〔春記〕長曆四年十一月廿三日甲戌、今日故中宮第一女宮着袴日也、○中略藏人左少辨經成爲關白御使、令持大破子四荷、參臺盤所、其破子之體、以薄物張之、採色莊嚴、太以微妙也、其中入物者、染張綾百疋、同絹百疋也、各入五十疋云々、藏人等荷之參持臺盤所云々、

〔徒然草上〕御室にいみじき兒の有けるを、いかでさそひ出してあそばんと、たくむ法師どもありて、能あるあそび法師どもなどかたらひて、風流の破子やうのもの、念比にいとなみ出て、箱風情の物にしたゝめいれて、ならびの岡の便よき所にうづみをきて、紅葉ちらしかけなど思ひよらぬさまにして、御所へ參りて、兒をそゝのかし出にけり、うれしとおもひて、こゝかしこあそびめぐりて、有つる苔のむしろになみゐて、いたうこそこうじにたれ、あはれ紅葉をたかん人もがな、

食籠

験あらん僧たち、祈りこゝろみられよなどいひしろひて、うづみつる木のもとにむきて、數珠おしすり、印こと〴〵しくむすび出などして、いらなくふるまひて、木葉をかきのけたれど、つやつや物も見えず、所のたがひたるにやとて、ほらぬ所もなく、山をあされどもなかりけり、うづみけるを人の見をきて、御所へまいりたるまに、ぬすめるなりけり、法師どもことのはなくて、きゝにくゝ、いさかひ、はらたちて歸りにけり、あまりに興あらんとする事は、必あひなき物なり、

〔看聞日記〕正長二年（○永享元年）八月廿八日、今日室町殿（○足利義教）鎧着初、管領出仕初、則評定初云々、自内裏風流破子三重被下、（太平樂三重、羯鼓二重、洲濱形二重、）先日仙洞舞御覽破子也、殊勝驚目、握翫無極、

永享五年二月廿五日、抑自室町殿島破子（富士長柄橋、古今序心、）賜之、為悅、晩景有連歌、聖廟法樂也、

〔下學集 下器財〕食籠（シキロウ）

〔倭訓栞 中編十〕ぢきろう　常に食籠とかけり、武備志日本考に食籮あり、

〔和漢三才圖會 三十一庖廚具〕食盒　合子　俗云食籠（○中略）

按盒俗云食籠也、小者以為香盒、大小不一、描金繪堆朱青貝等數品、

〔嬉遊笑覽 二下器用〕食籠は東山殿御飾記、君臺觀座右帳、仙傳抄に、棚にかざれる圖あり、重に作りたるもの多し、又私の贈り物はこれを用、宗碩の佐野渡に、此ふたりの方より食籠などいふもの、とりどりにてこま〴〵と書おくり侍る、

〔大内問答〕一御食籠押物供饗の物も參候哉の事

式々の御參會に、左樣の物は不參候、自然亂酒に成候而、左も候半か、食籠は殿中へは參らず候、

〔三内口決〕一折敷食籠等之事

食籠は内々之物候、然者是モ為押物之代出座敷候事、於當時者理運事候、頗催座之興候條、尤之儀候、

〔後水尾院當時年中行事下〕一器の塗たるものは、古代の物にもあるべけれどいかにや、近代は大概はみえず、〇中略されど重ばこ食籠やうの物は、俗にならひて、此ごろは用る也、

〔宣胤卿記〕永正十五年四月十八日、食樓(上魚物種、下粽、)遣姉小路留守、

〔高野參詣日記〕いづくの程にか、やしろのあるまへに輿かきすへたる所へ、根來よりのむかへとて、馬二疋ひかせて、人あまたはしりきたりて、食籠錫のものなどもたせたり、おもひかけずなんおぼえ侍し、

〔大館常興日記〕天文九年二月四日、御連歌七ッ過時分ニ相はて申候、其後御食籠物にて御酒在之、

十年八月二日、攝州(日行事也)より以使者食籠之樣なる物、五六寸丸(ついこう)也、給之て、これは禁裏樣より御返に參り候、これを御盃に被居て、六角方へ御返に被出候て、可然候哉旨、宮内卿殿より各御談合のよし承候也、尤可然存候由候て、則此使に返進申也、

〔宇野主水記〕天正十一年十月廿四日、筑州湯山御ミヤゲトテ、錫一對木地ニ食籠五ッ、湯山之挽物也、御書添、御使河野越中、淺野彌兵、石田佐吉へ音信、綿十把ヅヽ、

〔東武實錄〕寬永三年九月行幸ノ日

主上〇後水尾御膳黃金白銀製調〇中略

御内々ノ御膳〇中略　御食籠(但シ御供御ノ次同製〇黃金)

〔萬天日錄〕寬文十一年六月三日、阿部豐後守隱居ノ御禮トシテ、御脇指(貞宗代金七十枚)靑貝ノ御香合ヲ公方家ヘ、伏見院歌書幷ニ靑貝ノ御食籠ヲ御臺所ヘ獻ズ、

〔風俗俳人氣質一〕主人の名代に妾宅へ見舞初日より二日め八内返事もせず、蛸のきらず煮が、刷毛目の萩の蒔繪の食籠にありけるに、箸の先で此場は早々御立と書て、砂手ならひから思ひ付、あつはれの趣向、

御膳籠

〔茶道筌蹄 五〕食籠

八角　丸　元伯好、一閑張、二ツとも内朱外黒、八角は懸子あり、

朱三重　一閑張、琉球物うつし、外朱内黒、鏡靑漆、面黄漆なり、

網　原叟好、網繪の椀に添ふ、

靑貝　唐物なり

堆朱　唐物なり

〔數寄道具定直段附 後篇〕塗師宗哲

同(ハ網繪)大食籠　一ツ箱入　百目〇中略

一閑張笹屋才右衞門〇中略

八角食籠　拾貳匁九分

丸食籠　七匁五分

〔天保十三年物價書上 上〕菜籠引下ゲ直段調申上候書付

一御膳籠出來合上壹荷ニ付

八寸高(三月直段金三朱之處 五月書上金二朱ト貳百文)　七寸高(同引下ゲ金貳朱)　六寸高(同七百七十貳文)

八寸平(三月直段金貳朱ト三百廿四文之處 五月書上金貳朱ト百文)　七寸平(同引下ゲ七百七十貳文)　六寸平(同六百七十貳文)

並御膳籠壹荷ニ付、右直段ゟ百文ヅヽ下直ニ候、

右者今般錢相場御定有之候ニ付、引下ゲ方取調仕候處〇中略此段奉伺候、以上、

拾三番組下谷金杉上町 諸色掛り

寅八月　名主 三左衞門印

米櫃

〔書言字考節用集器財七〕穀匣コメビツ

〔物類稱呼器用四〕飯櫃こめびつ　東國にて、こめびつ、京にて、からと、云、大坂及堺にて、げぶつ、奥仙臺にて、らうまいびつ、糄米津輕にて、けしねびつと云、東國西國ともに雜穀をけしねと云、餘國はしらず、

〔好色三代男二〕手管はうつる水鏡

表は障子たてこめて、世間は仕舞ふたやの裏借屋の八疊敷に、茶釜と鍋と味噌桶、米からとの外何もなく、古疊にほこり恨む、

〔日本永代藏五〕朝の鹽籠夕の油桶

始は纔なる借葺に住て、夕の煙細く、朝の米櫃もなく、著類も春夏のわかちなく、只律義千萬に身をはたらき、夫婦諸共にうき時を通しぬ、

〔天保十三年物價書上下〕桶類引下ゲ直段取調書上

一飯櫃貳升入椹赤身極上　當五月引下ゲ直段五百四拾八文當時、改五百廿文、但廿八文下直相成申候、

同　下　同三百四拾八文同三百三拾文、但拾八文下直相成申候、〇中略

右は今般錢相場金壹兩ニ付、六貫五百文御定被仰渡候ニ付、桶類直段右に准じ、前書之通爲引下ゲ申候、依之此段奉伺候、以上、

寅八月　拾三番組諸色掛　下谷坂本町　名主　傳次郎

飯櫃

〔伊呂波字類抄伊雜物〕飯櫃イヒヽツ

〔書言字考節用集器財七〕飯櫃イヒビツ

〔皇都午睡三編上〕上方にて買かうて來るを、江戸にては買かつて來る、〇中略飯櫃をおはち、

〔嘯龍工隨筆〕お鉢は銀器にて、掛盤につく鉢の形に似たるものなり、今の大鼓鉢は、御前より下て、

重箱

次に鉢に飯を次ものなり、されば飯。次。といふと、人の語られし、

〔茶道筌蹄五〕食次

朱塗　黒塗　朱手付　黒手付　何れも利休形也

網の繪　原叟好、手なし、杓子朱塗、

〔相良文書三十六〕慶長拾一季丙午江戸御屋形作日記

　永樂貳貫九百九十三文買にて　遣方〇中略

五月十八日
一永樂八文　おけ一ツ、めしつぎ、

〔槐記〕享保十二年五月十八日、深諦院殿〇山科道安御茶下サル、〇中略御會席〇中略御食次手付ツリ葺、片葺ナシ、

〔槐記續編〕享保十九年四月十一日、御茶、入江様、右京大夫、〇中略御會席〇中略御飯鉢唐物ノ六角ニ、錫スジガ子入タルニ、内朱ニシテカケガフアリ、カケゴウノ上ニ六色ノ具ヲ入ラレテ、下ニ飯タツフリト入レカヘヌヤウニアソバス、

〔守貞漫稿六生業〕御。鉢。イ。レ。賣

京坂ニテハオヒツイレ、江戸ニテオハチイレ、トモニ飯器ヲ納ル畚ヲ云、冬月飯ノ冷ザルニ備フ器ナリ、古クヨリアルニハ非ルベシ、

　蓮。條。蓋。賣

夏月賣之、蓋江戸ハ專圓形ノ飯器ニシテ、綸輪ノ桶ニ蓋モ緣アリ、夏ハ網代蓋ヲ以テ代之、因云、京坂不用之、夏月小籠ヲ以テ代蓋ス、飯器亦楕圓形ノ桶蓋ニ緣ナク、サンブタ也、今世諸國楕圓ヲ俗ニ飯櫃形ト云、是古來楕圓ヲ本トスル故ナリ、又因曰、京坂桶ノ飯器ヲ俗ニオヒツ、或ハメシビツト云、黒漆ノ物ヲオハチト云、江戸ハ都テオハチト云、

〔饅頭屋本節用集知財寶〕重箱チウバコ

〔書言字考節用集器財七〕提盒(サゲヂウ)又作二提重一

〔骨董集上編中〕重箱硯蓋

或書に、重箱は慶長年中、重ある食籠にもとづきて、始て製造すといへるは、うけがたし、今按るに、重箱は衝重の遺製なるべし、衝重の制うつりて縁高となり、縁高の足をとりて重るを重箱といふなるべし、古重箱に肴物を組入、松の折枝などかざれるもの、衝重に肴物を組入る飾を略せるものとおぼゆ、衝重も終にはかさねおけるから、ついがさねの號あるならん、但食籠の號は、重箱より少しふるかるべし、古製の食籠は、いかなる物ぞ、籠にあみたるもの歟、下學集文安に、衝重、縁高、食籠の名を出して、重箱を出さず、尺素往來文明に、食籠見えて重箱の名見えざればさかおもへり、右の諸書に、重箱は慶長年中、始てつくりしといへるを、うけがたきゆゑは、既に文龜本の饅頭屋節用に、重箱の名目見えたればなり、なほふるくは、能の狂言の、菊の花といふに、時にこしもとが先盃を持て出ました、なんでも一ッたべふと存じてゐましたれば、つゝとわきへもつていきました、又其次に結構なまき繪の重箱に、色々の肴を入て持て出ました云々といふことあり、又鈍根草といふ狂言に、宿坊から重の内が參りましたといふことあり、能の狂言のふるきことは、前にもたび〳〵いふ如し、さて寛永の比より、元祿の比までの古畫、或は印本の繪などを參考するに、酒宴に肴を盛器は、すべて重箱也、松檜草花などのかいしきをして盛たり、食籠鉢などに盛たるは、まれ〳〵あるのみ、○中略重箱に肴を盛ことは、元祿の末にすたれて、硯蓋に盛ことは、寶永年中に始りしとおもはる、

〔嬉遊笑覽器用二下〕考槃餘事、提盒足三以供二六賓之需一といへるは、六人前の弁當のさげ重なり、尺素往來に六納(イレ)の樏梡、下學集、食籠樏梡、また提爐といふ物あり、これは茶弁當なり、さげ重といふ物、他に持行ものにて、これも弁當とおなじくて、品よき方にや、今は坊間などには、廢れたる物なれど、五人づめ七人づめの弁當箱ありて、古道具屋に出て買ふ者もなければ、組入たる膳椀重箱一品づ

つ分ちて賣、よき蒔繪したるなど往々あり、これらみな提重なり、似せ物語、天王寺に能ある條、人人さげ食籠もてきたり、もてきあつめたるくひもの、千々ばかりあり、そこばくのさげ重箱を木の枝につけて、堂の前にたてたれば、山も更に堂の前に、ひかり出たるやうになむ見えける、重箱は狂言記、菊の花などに見え、又林逸節用に載たり、好古日錄に、重箱は慶長年中、重ある食籠にもとづきて始て製造す、されども其用ひたるやうは、折櫃と同じ、をりうづは、檜のうす板を折曲て筥に作る、形は四角六角さま〴〵なり、今はこれを折といふ、足利家の頃のものにも、專ら折と書たれば、これも近世の稱呼にはあらず、折うづに肴物餅菓子何にても盛、檜の葉をかひ敷、四すみに作り花などを立て飾とす、蓋あり、御前へは取て出す、昔の畫をみるに、重箱も一重づゝ分ちて、肴を盛り、草木の枝を四隅にさして飾れり、元祿ごろ迄は、飲席にも是を用ひたり、其後今の硯蓋出來て、酒の肴はこれと皿鉢とに盛ことゝなり、重箱は正月用るのみなり、三月の重づめは、ひな祭美麗になりてよりのことなれば、昔よりの事にあらず、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕食盒　提盒　俗云佐介知宇波古○中略

提盒今云提重箱近世製甚精美、三四重層層畫餅酒肴以可提携者、舟逍遙野遊等、行厨提盒必用之器、

〔享保集成絲綸錄三十六〕寬文三卯年九月

一杉折　一杉重　一杉木具　一板臺　一檜重右五種之分、大小名誂候共、仕申間敷事、被申○中略

古之通臺屋木具屋共に、縦何方ゟ誂有之候共、仕間敷由被仰付候間、堅無用可仕候、町中家持借屋棚がり等迄、少しも違背不仕候樣に、堅く相守可申候、巳上、

九月

〔享保集成絲綸錄四〕寶永六丑年二月

覺○中略

一作リ重無用、幷檜重ニ繪之具ニ而御紋付、其外繪かき彩色無用之事、〇中略

二月

〔宗長息女婚禮記錄〕道具輿以下次第之事〇中略

十長持(中略)重箱、銚子提、

〔東武實錄〕寛永三年九月行幸ノ日

主上〇後水尾御膳黃金白銀製調〇中略

御内々ノ御膳〇中略　三重ノ御重箱一組白銀ヲ以テ製ス

〔玉露叢十三〕一同年〇寛永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一小重箱　五組　越後中將光長〇中略

一梨地御重箱　五組　松平出羽守直政〇中略

一銀御重箱　二組　松平淡路守利治〇中略

一錫御重箱　二組　松平出雲守勝宜

〔槐記〕享保十三年七月十二日、中井定格ガ話シニ、昔シ春日ノ局、ノ上洛アリシトキ、板倉周防守ノ誘引ニテ、祇園清水ヘ參ラレシガ、〇中略サテ祇園ニ參ラレシカバ、林ニノコラズ疊ヲシキテ、杉折ノ提重ニテ、饗應ノ夥シキコト云ハン方ナシト、錦小路ノ申セシカバ、上〇近衞家熙ニモ左コソハ聞ツレト仰ラル、

〔柳營秘鑑十〕竹姬君御婚禮之式

一享保十四酉年十二月十一日、竹姬君樣、松平大隅守繼豐方江御入輿之行列、幷御道具獻上之覺

御三家幷諸大名獻上之品〇中略　一御提重壹組宛　佐竹右京大夫　松平甲斐守

〔大江俊矩記〕文化六年十月九日丙申、七ッ入子堺重壹組新調、尤極上受合也、枡和世話ニ而、夷川柳馬場西入藤屋重兵衛取調代壹歩五百文也、
十四年五月一日甲辰、出納内藏權頭來面、黑塗蒔繪三重之提重桐白木箱入、萌黃眞田紐付、一箱、肴一折生鯛一尾、生貝二、海老二、生塗臺、等、隨身贈來之、

〔毛吹草三〕攝津　重箱麁相物

〔俚言集覽知〕重箱で味噌をするやう　重箱の中で洗ふと云諺もあり

〔書言字考節用集七器財〕盆ヲリ今云檜重杉重等也

〔類聚名物考調度十三〕をり　折

折櫃の略にて足なきをいふ、今は俗にはふ。ち。高。ともいふなり、これにも足の有るもあり、

〔貞丈雜記七膳部〕一折と云は木を折わげて、箱にするゆへ折と云、足を折に直に打付る事はなし、折に合せて臺をして、臺に足を付る也、ふたも釘にて打付る事なし、臺よりふたの上へ水引をかけて結ぶ也、蜷川記云、御折は三獻め五獻めより參候而可ㇾ然候、乍ㇾ去獻數少き時は、二獻めよりも參候、きそくの物には箸はすはらず候、折の内にもりたる物、きそくさしたる物ならば、箸をすへざる也、きりそくの物はきそくを以て人に遣故也、又樣體によりすはり候事も候、去ばりをばかげにてとき候て持出候也云々、去ばりとは水引にて折を結たるを云也、今時折と云は、折に直に足を打付、ふたをも釘にてしめ削り花をふたの上にさす也、是は古は折といはず櫃物と云也、折に金らん段子くつわなど入る事、進物の部に記す、今時折一合といふを、折二ッの事と心得たる人あり、あやまり也、折にかぎらず、唐櫃なども一合と云は一ッの事也、すべて箱類をば一合二合と云也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕今さ。ゝ。折。といふ物あり、是はさゝへ折にはあるべからず、さゝやかの義歟、俳諧三疋猿に、さゝ折しける折の饅頭、といふ句あり、篠葉をしける物ゆゑ篠折か、神祭などの人數多き弁當には、此さゝ折を用る事、古への破子用ひたるも同じ趣なり、

物相

〔大內問答〕一御折はいづれの時に可參候哉の事
御折は五六獻目より參候、但獻數も參候はん時は、はやくも參候、時義によるべし、二合參候時は、上座に並て參候、精進といをと參り候、精進を上に可被置候、又一合も參候事勿論の義に候、後々は前に參たるに被取替候、貴人へ御盃參候度每に、御折は可被參候、亭主の前へ盃參候時はいかがにて候、其も又事によるべし、

〔三內口決〕一折敷食籠等之事
酒宴ノ時、折ノ物二合三合一度ニ出之候、數少之時ハ、一合宛モ出候事、又常之儀歟、
凡一獻之時、人々前之物之外ニ押物一充有之物候、然間折物ハ座上へハ不進候、獻ニ不向之人々用候、雖然一獻省略之時者、爲押物之代座上へ進候也、本式之儀能於分別可有執沙汰事候哉、

〔看聞日記〕永享四年五月十六日、自室町殿饅頭折一合、茶子折色々六合、(有畫、繪色色殊勝也、)西雲被執進御返事申、握翫無極、

〔天保十三年物價書上下〕木具類引下ゲ直段取調書上
(根唐檜)一笹折七寸櫻の皮〆　(當五月引下ゲ直段壹ツニ付三拾文之處、當時壹ツニ付貳拾四文)
(同)一同斷八寸櫻の皮〆　(同斷壹ツニ付三拾四文之處、當時壹ツニ付三拾壹文)
(同)一同斷七寸櫻の皮〆なし　(同斷壹ツニ付貳拾貳文、當時壹ツニ付貳拾文)
(同)一同斷八寸櫻の皮〆なし　(同斷壹ツニ付三拾文之處、當時壹ツニ付貳拾七文○中略)
右引下ゲ直段、銘々見勢先江張出し置候樣申達仕度候、
寅八月廿六日　(諸色之內木具類掛、牛込馬場下橫町)名主　小兵衞(外一人○略)

〔下學集下器財〕物相(モツソウ)(香飯分量之器也)

面桶

〔倭訓栞 中編 二十六 毛〕もつさう　盛相とかけり、飯をもりて人に別つの器なり、叢林語なり、

〔雍州府志 六 土産〕飯鮓 ○中略 倭俗量飯之器謂物相、或一合、或二合、或三合、隨用而有之、相木形之謂也、每年西本願寺門主待藤花開、而與飯鮓被獻禁裏院中、

〔牢獄秘錄〕大牢貳間牢入牢者之事

一牢內之者へ食事之儀、牢屋臺所ゟ相廻ル事也、（搦番之懸りなり）（モツソウ曲物のまゝ抜かずに入物ごと遣す、但はし付、）人數だけ遣ス、又汁ハ手桶ニ入、モツソウ曲物の少し小キ（是を汁モツソウといふよし）を付て遣ス、

〔運步色葉集 免〕面桶

〔倭訓栞 中編 二十六 米〕めんつう　面桶の音、假面の器なり、卑俗に飯器をいふも轉用なるべし、

〔類聚名物考 調度 十三〕めんつ　めんつう（ともいふ）

此物古へに聞えず、應仁の比よりは有りしにや、その比書しものにも見ゆ、今も茶人なども用る物なり、俗には乞食の持物とのみ思ふは僻事なり、七鉢の類にて、打かぶせの物にて、饋供かれひなど入る物なり、

辨當

〔雍州府志 七 土産〕面桶片口 ○中略 面桶或稱覆面桶、元一人所服食之飯盛此一器、擔遠方、爲行厨、五人十人隨人之多少、就一人面而與一器、依之號面桶、

〔書言字考節用集 七 器財〕辨當（ベンタウ）（本名行厨）

〔倭訓栞 中編 二十三 倍〕べんたう　辨當とかけり、行厨をいふなり、昔はなし、信長公安土に來て始て視とぞ、○中略 茶辨當は水火爐といへり、

〔俚言集覽 知〕茶辨當　五松館筆語、周益公玉堂雜記、翰林學士、禁門內許以茶鐐擔子自隨、與執政等、茶鐐擔子、茶辨當なり、今國司の侯にあらざれば、地廻の供には、茶辨當を持ことを許されざるに似たり、

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕椌子 ○中略 行厨 俗云辨當 ○中略

行厨 今云辨當 即椌子之屬、飯羹酒肴椀盤等兼備、以爲郊外饗應、配當人數、能辨其事、故名辨當乎、

提爐 携爐 俗云茶辨當

按提爐、今之茶辨當也、入茶爐於櫃、行厨與此令僕擔之、行旅重器也、今製數多、

〔中山傳信錄 六〕櫃

士夫家有一櫃、或朱或黑、漆金間采、製作甚精、郊飲各攜一具、中四器置食物、旁置酒壺一盞一箸二六、諸具略備、民家食櫃、或方或圓、皆作三四層、刳木爲之、

鑪

水火鑪、製用輕筒、銅面錫裏、一置火、一置水、外作一小木架盛之、下二層黑漆奩三四事、中藏茗具、入茶擔中、國王令秀才二人値之、客出遊則擔以隨、

〔老人雜話 上〕信長の時分は、辨當と云物なし、安土に出來し辨當と云物あり、小芋程の内に諸道具をさまると云、僞ならんとて、信せぬ者ありしとぞ、

〔宗長息女婚禮記錄〕道具輿以下次第之事 ○中略

四拾四辨當

〔續近世畸人傳 四〕雁人要助

花顚因にいふ、○中略 予がしたしき人、銅にて作りし三ッ套の鍋、木椀、磁器、酒器、箸などを片荷とし、味噌、鹽、醬油、米、酒などを又片荷にしたるものを作り、檐厨と名づけて、春秋山野遊行に携へ輿せしが、此大火 ○天明八年 に、東山に遁れてあるとき、きて行訪ひしが、此たびは此檐厨にて、十七人心よく凌たりと話せり、

〔雅遊漫錄 三〕行厨

釜名稱

行厨、春擅、攜盒、提盒、山遊提合、食羅等の號、群籍の中多く載す、酒食を納て山川に遊ぶに用ゆ、彼土の制、此土に用に不便なり、世上多く品を盡して形狀有意に任て取用ゆべし、今爰に委くせず、予〇大枝流芳其形を細く長く作る、世上之物とたがふ、是童僕携來て食器なりと人不見、或書籍、或は卷帖表褙の箱の狀に作る、又俗ならずして可なり、

〔新撰字鏡 天〕鬵 字林反、平、釜屬、倭云加奈戸、　〔同 金〕鐳 久具反、載屬也、兵也、　鍑 加奈戸

〔倭名類聚抄 十六 金器〕釜 古史考云、釜 扶雨反、上聲之重、與輔同、和名賀奈閉、一云末路賀奈倍、 黃帝造也、

〔箋注倭名類聚抄 四 金器〕按扶雨、奉母、脣音並母之輕、此云重未詳、〇中略 按加奈倍、蓋金堝之急呼、今俗呼加万、蓋誤以竈訓為釜之名也、

〔下學集 下 器財〕釜 カマ、

〔物類稱呼 四 器用〕釜かま　江戸にて稱するかま、如此を畿內及西國四國倶に、はがまといふ、西國にては、はがまの小なるものにて、茶を煎じて茶がまといふ、又江戸にて云ちやがま、如此を畿內及西國にてくわんすと云、東國にてくはんすとよぶものは、はのなき物につるをかけたるをいふ、四國にてあられくわんすとよぶたぐひ也、

今按に、上世かなへといひし、あし鼎、まろ鼎などいひし物を、後かまといひ、はがまなどとよぶ、安房の國の浦里に、かなへむらといふ所あり、大いなる釜のふた、荒波に打あげられて、今なを有とかや、往古かなへむらとなづけたる成べし、

〔東雅 十一 器用〕釜カナヘ　倭名鈔に釜はカナヘ、一にマロガナヘといふと注したり、カナヘの義は、鼎の釋に見えたり、マロガナヘとは、其腹下の圓かなるをいふなり、釜をカマといひ、竈をカマドといふが如きは、後の俗より出でたり、古には竈をカマと云ひしを、後俗に釜をよびてカマとなし、遂に竈をばカマドといふに至れり、カマドとは竈殿の語訛りしなり、されど今も瓮を燒きぬる竈、又瓦を燒きぬる竈の如きは、カマといふが如きは、猶古語の遺れる也、釜をカマといふが如きは、韓地の方言にや出でぬらむ、卽今も朝鮮の俗、釜を呼びて

釜製作

カマといふなり、

〔古事記傳十二〕今俗に釜をも加麻と云ゆゑに、竈を加麻と云は、釜より出たる名と思ふ人あれど、さに非ず、古へ釜を加麻と云ることなし、釜は賀奈閉、また末路賀奈倍と和名抄に見えたり、思ひまがふべからず、或人釜を加麻と云は朝鮮言なりと云り、さもあるか、又竈より轉りたる名にてもあらむ、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕釜音輔 鬴本字 和字加奈閉、一云末路加奈倍、俗曰加末、〇中略

按釜炊飯煎茶日用之寶器、有大小、其腰如刀鍔、或如鳥翅、故俗謂之羽、羽以上謂之甑、底外有小凸者謂之臍、凡釜鍋皆用鑛鐵冶成之、極暑時鑄者不佳、春秋鑄者最良、鏽亦不多出也、上古無鐵釜、多用瓦釜、中古自河州丹治郡始作之、江州辻村次之、近頃攝州大坂多作之、茶湯之釜名鍑子、出于後、

凡新鍋釜煮物、火燃止則鏽氣出、用柿澀汁清水等分、醋少許盛之、一晝夜而去、復用糠末醬汁、和醋鹽各少許能煮之、豫可防、

新釜外面欲琢者、用醋搾渣須琢之、久如銀、常鍋釜內宜拭淨、如一滴水滯經日、則腐爛生孔缺、

甗音演

三才圖會云、甗上若甑而足以炊物、下若鬲而足以飪物、蓋兼二品而有之、或三足而圓、或四足而方、

按字彙云、甗無底甑也、後人加釜底者乎、今不用之、

〔中山傳信錄六〕釜

炊爨鍋器、皆有鐵者、製亦頗與中國異、或有柄有提處、夏使舊錄云、多用螺殼炊爨、今不爾、間以大螺殼烹茶者有之、

〔立身大福帳七〕鍋かま

なべはいつも同斷、かまには、地がま、田舍むき二いろあり、地釜は羽より上のこしき厚く、志りう

すしすこし高直にても德なり、こしきうすきは、風あたりて、内なる物ぬくもりはやくさめて、大きなるそんなり、

〔窻の須佐美 二〕味方が原の戰に、神君〇德川家康の御馬流矢にあたりたるまでにて、猶敵陣へ向ひ給ふべき御氣色なりしに、夏目杢左衞門我馬を給りて向ひ申べし、はやく御退おはしますべきよし申ければ、汝此馬に乘てあやまちあるべしと仰ければども、打乘て敵に向ひ働て討死しけり、其子に祿を給り、御側近く召仕れけるが、ある夜同輩を討ければ、衆人騷ぎけるを、君は刀を持給ひて御尋あり、御臺所にて大釜の中へ迯入られ、蓋をおほひ、その上に御腰をかけられ、尋ね來りたるものどもに、いまだ行衞しれざるやと御尋あり、とかく見えざるよし一統申ければ、彼等を退けられ、近臣ばかりに成て後、彼ものを御呼出し、只今はやく立退候へと仰ありければ、行衞しらずなりけり、年經て後召出され、本のごとく召仕はれけり、父が忠節に報い給ふ事と思はるゝと、人のかたりし、

〔令義解 五軍防〕凡兵士毎火、〇中略小釜、〇中略隨得二口、〇中略皆令自備、

〔匱土產 五〕都も淋し朝腹の獻立

草庵には小釜ひとつ、素湯わかして、かうせんより人をもてなす物はなかりき、

〔雲萍雜志 一〕飯釜の贊に、萬鎰に募るの勤めにおけるや、明けくれいとま明なければ、飲食に乏しからず、人の世にある是とひとし、此ものゝ德たる、孝に鍋底の焦を削りて、冥理に湯の粉の洗ひながしを捨てず、驕はわづか茶飯に酒の半椀を加へ、儉は、あまねく大根葉割麥の糧を守れり、日日に琢磨の功成りて、ひかり家内の繁榮をてらす、

〔寶藏 四〕飯釜

天竺には味の最上を醍醐味といひ、大唐には大牢といへり、我朝にはいづれをかいふ、わが毳を

釜產地

き藝をくらふ、ふつゝかなる心には、たゞ朝な夕なのいひをこそ覺侍れ、其物をかしぎ出せる器なれば、いかんぞたゞにおはすべき、されはにや天帝郭巨が孝をあはれみて、あたへ給ふにもこれを以てせり、たまく月夜にぬかるゝものあれば、世のうつとりのためしにひけり、傳へ聞、周の鼎、漢の鼎などいひて、兩耳三足五味を和する重器たりといへど、まのあたり見ぬものなれば信じがたくて、かの聖の御代に、三年のみつぎものゆるし聞え給て、民のかまどはにぎはひにけりと、つらね給ひしも、今此飯けむりの事よとゆかしくて、○下略

〔日本新永代藏〕一白銀百枚歳暮の御祝義

折ふし八木高直にて、今に人のいひ出して、おそろしがる辛酉のとしの、餓死をすくはんとて、御廣間へ願ひ、大坂下寺町大蓮寺にて、粥。釜。七ッ本堂の庭にならべて、施行せし事かくれなし、

〔好色三代男〕三情の淺さ錢の數ほど

稍ありて昨日の比丘の通る時、內より茶。釜。の蓋をちやんとならせば、何事もござんせぬかといふて入る、

〔花街漫錄〕下湯。茶。二。ッ。口。之。釜。唐銅

この家○遊女屋山城屋九兵衛にめづらかなる釜あり、うちに玄きりありて、口は二ッあり、日毎に內證遊女やにては、主人の居るべき處をさして內證と唱ふれども、なりにふれては主人をもさしていふ也、のゆるりにかけ置て、湯茶と兩様かねたるものなり、その頃はこの里にては、大かた用ひたるものと見えて、余○花明園西村氏が家にもひとつ所持したり、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、○中略宅常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂○中略能。登。釜。○下略

〔毛吹草〕三近江　辻。村。鍋。釜。

釜問屋

〔雍州府志七土產〕釜　煮湯之具也、○中略厨料之大釜、或大鐺賣之、伊勢國之所鑄、草花竹樹等之紋、甚細密、是謂伊勢釜、

〔續江戸砂子一江府名產〕井近在近國

本所鍋同釜　五本松の邊、鍋屋七右衞門、釜屋六左衞門、江府の地釜といふは此二軒計也、下り釜は大坂天滿、上野の天明也、

〔江戸名物詩初篇〕釜六釜　小名木川

主人清湖綾垣連、從來好事風流禪、鑄得八百八町釜、日日賣出幾萬千、

〔諸問屋再興調八〕乍恐以書付申上奉候

一鍋釜問屋行事五人組之內、芝田町五丁目善八店佐次兵衞煩ニ付、代定七申上候、當四月十二日御差紙頂戴仕、當御役所江罷出候處、右六ヶ條之趣御尋御座候ニ付、組合一同申合、左ニ奉申上候、

一江戸中鍋釜問屋何拾人有之候哉之趣、御尋御座候處、右組合之儀ハ、享保九年辰八月中、町御奉行所樣ゟ問屋仲買とも、人別書等被仰付候に付、奈良屋御役所江人數貳拾五人、名前連名奉差上、其後年來增減等も有之候處、尙又寬政二戌年二月中、御尋ニ御座候ニ付、喜多村御役所江其節奉差上候、連印のもの廿八人に御座候、其後貳人加入仕、江戸中鍋釜仲間屋都合三拾人組合御座候、○中略

一仲買のもの何拾人有之哉趣、御尋ニ御座候得共、鍋釜共ニ品多商賣體ニ付、江戸中三拾人一組切之組合共ニ付、甚手挾之商賣ニ御座候故、商賣馴候者も少々宛附商賣之ものどもニ而、仲買と相定候ものも少々ハ可有御座候得共、聢と相定不申候、其外品在々江取次候者共義も、組合共相糺候得共、是又相定候而仲買と申者ハ相知不申候、尤私共右ニ付問屋仲買小賣共ニ仕來

釜直

申候、

一御地所ニ而出來鍋釜、私共江買請候哉趣奉ㇾ畏候、右鍋釜之儀ハ、吹出之場所ニ而、形容總體出來方甚不同ニ而、高下品々御座候に付、御出來之上御受直段等ハ可ㇾ申上候、

右之通り、仲間一同申聞候處、相談之上相紮、御返答奉ㇾ申上候、以上、

寛政三亥年　　江戸中問屋仲買行事　芝田町五丁目善八店佐次兵衛煩ニ付　定七〇外四人略

右舊記寫奉ㇾ差ㇾ上候、以上、

嘉永四亥年　　小網町貳丁目勘右衛門店　釜屋六右衛門江州住宅ニ付店預人　榮藏印〇外一人略

〔尊勝院文書〕越前國使等解　申勸定□□□□物事

合買雜物卄一物

價稻四百五十四束

釜一口受二斗五升　直卅束〇中略

天平勝寶七歲五月三日　田使曾禰連弟麻呂〇以下略

〔西宮記臨時十一〕成ㇾ勘文事

可ㇾ著ㇾ鈦左右獄囚贓物事〇中略

津守秋方年卅山城國人　強盜　贓物一種　釜一口〇直錢百文中略

長德二年十二月十七日

〔相良文書三十六〕慶長拾一季丙午江戸御屋形作日記〇中略

御小屋大工小屋作に永樂壹貫貳百八十五文かひにて　遣方〇中略

五月十二日
一永樂百六十五文　かま壹ッ

〔諸問屋再興調八〕乍ㇾ恐以ㇾ書付ㇾ申上奉候〇中略

一鍋釜吹取ゟ買請候直段之儀、御尋ニ御座候ニ付、尚又奉ㇾ申上ㇾ候、
但深川ゟ仕入仕候直段拾枚ニ付
本釜　三拾匁
上釜　三拾三匁
鍋壹駄ニ付三拾三枚付ニ而受取申候
打釜　四拾五匁
打鉧　貳拾四貫目　相渡申候
川口ゟ仕入候釜拾枚ニ付
上釜　三拾壹匁
本釜　貳拾八匁
鍋壹駄ニ付三拾五枚付ニ而請取申候
打釜　四拾五匁
打鉧　貳拾四〆目　相渡申候
右別合ニ而荷物引請相仕切申候

一鉧壹兩ニ付何貫目、吹屋方江賣渡候直段、是又御尋御座候、右ハ鉧過不足之差別三拾貫目、直段割合ニ而仕候、

一鍋釜運賃駄賃之儀ハ、吹元方ゟ送遣無賃ニ而請取申候、尤吹方入用等之義ハ、問屋仲方に而ハ委細不ㇾ奉ㇾ存候、〇中略

釜雜載

寛政三亥年(略)○下

〔大江俊矩記〕文化四年四月廿六日戊戌、三。升。釜。壹ツ新調(但し少し違調候古釜也)イ代七百文之內、此方之古釜百三拾文ニ下負ニ取候也、河原町通三條上ル金屋源助方也、使万介、

〔拾芥抄 上本〕釜。鳴。怪部

子日愁事　丑日喪事　寅日官事凶　卯日家喪事　辰日家亡　巳日中吉來

午日鬼神來　未日口舌事　申日同上　酉日同上　戌日大凶　亥日小吉

〔百練抄 十五 後嵯峨〕寛元四年二月七日丁卯、大原野祭也、辰時同社釜吹、其聲遙聞云々、

〔更科日記〕此おのこのいでいりしありくを、おくの方なる女ども、などかくしありかる丶ぞととふなれば、いなや心もえらぬ人をやどしたてまつりて、か。ま。はしもひきぬかれなば、いかにすべきぞとおもひて、えねでまはりありくぞかしと、ねたると思ひていふ、きくにいとむく〳〵しくおかし、

〔醍醐寺雜事記〕大治四年六月日、依座主權律師(定助)勸、權中納言源雅定釜。一口、十。石。納。施入醍醐寺大湯屋、

〔西鶴織留 三〕何にても智惠の振賣

ことしの暮には達者なる男が、釜。み。が。き。にありきける、大釜五文、其外は大小によらず二文づ丶なり、

〔今様職人盡歌合 下〕鑄物師

釜どもよくみがきつくろひて候、かくて湯しまよし町のあたりもちゆきてうり候てん、

鼎

〔倭名類聚抄 十六 金器〕鼎　説文云、鼎(都挺反、與頂同、和名阿之賀奈倍、)三足兩耳、和五味之寶器也、

〔事物紀原 八 什物器用〕鼎

史記黃帝內傳鍾繇疏皆云、黃帝採首山之銅、鑄鼎於荊山、此鼎之始也、後至夏禹、復鑄以象物、白氏六帖、黃帝作鼎三、象天地人、禹收九牧之金、以鑄九鼎、

〔下學集器財下〕鼎(カナヘ)(或作𪔂、作昪也)

〔東雅十一器用〕鼎アシガナヘ　倭名鈔に說文を引て、鼎は三足兩耳、和五味之寶器也、讀みてアシガナヘといふが如きは、古訓にはあらず、古には竈を呼びてカナヘといふと注せり、鼎讀みてアシガナヘと云ひ、釜を呼びてカナヘと云ひ、鼎を呼びてはアシガナヘといひけり、釜をカマといひ、竈をカマドといひ、鼎をカナヘといふが如きは、後の俗に出でしなり、アシガナヘといひしは、其三足あるが故なり、カナとは金也、銅鐵之總名也、ヘとは上古之俗、凡器を呼びし總名也、甗甑讀てイツベといひ、忌瓮讀みてイムベと云ひ、火瓮讀みてホノヘといひ、堝をナベといひ、罐をツルベといふが如き皆是也、後これに倣ふべし、(古語に凡物の間隔あるをヒといひけり、日本紀に間、讀みてヒといふが如き是也、ヒるまた轉じてヘといひ、メとも云ひけり、鼎釜の屬を呼びてヘといひしは、其水火之間にあるをいふ也、櫃櫝の屬をヒツといひ、瓶甕の屬をカメといふ、其義を取る事亦然り、間隔の字、後にヒとヘ、ヘダテなどよむ、又此義にてあるなり、)

〔日本書紀景行七〕二年三月戊辰、立播磨稻日大郎姬、(○中略)爲皇后、后生二男、第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊、(○中略)是小碓尊、亦名日本童男、(童男此云烏具奈)亦曰日本武尊、幼有雄略之氣、及壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛鼎焉、

〔日本書紀通證十二景行〕力能扛鼎、(中略)倭名鈔(中略)和名阿之賀奈倍、又曰、釜和名賀奈閉、今按、金瓮之義也、

〔史記七項羽本紀〕項籍者下相人也、(○中略)籍長八尺餘、力能扛鼎、才氣過人、雖吳中子弟、皆已憚籍矣、

〔日本書紀二十七天智〕十年是歲、(○中略)大炊省有八鼎鳴、或一鼎鳴、或二或三俱鳴、或八俱鳴、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合釜參拾參口(銅○十口之中、一口足○釜、一口懸釜、一口行竈、鐵○廿二口之中、七口在足、並通物、鐵一口、温室分、)

〔續修東大寺正倉院文書四十一〕用卌六貫百七十三文(○中略)
百五十文足○釜一口直(○中略)

天平寶字六年十一月一日上

〔竹取物語〕日暮ぬれば、かのつかさ〈○大炊寮〉におはして見給ふに、誠につばくらめ巣つくれり、〈○中略〉あつまりてとくおろさんとて、綱を引すぐしてつなたゆるときに、やしまのかなへのうへにのけざまにおちたまへり、

○按ズルニ、大炊寮ノ大八島竈神ノ事ハ、神祇部官衙神篇ニ在リ、參看スベシ

〔空穗物語〈吹上之下〉〕うすひとつに女ども八人たてり、よねしらげたり、これはみかしぎ、ころがねあしがなへ、おなじこしきして、きたのかたぬしのおものかしぐ、

〔拾遺和歌集〈物名七〉〕あしがなへ　すけみ

津の國のなにはわたりにつくる田はあしかなへかとえこそ見わかね

〔藤原仲文集〕うりたるかなへを、こよなくこひおこしたりければ、うる人、

ちうごくの鼎にもこそにえ給へおほくのせになおとし給ひそ

かへし

かうよりもうるこそ罪は重げなれむべこそかまの底にありけれ

〔徒然草〈上〉〕是も仁和寺の法師、童の法師にならんとする名殘とて、各あそぶ事有けるに、醉て興に入あまり、かたはらなるあしがなへをとりて、頭にかづきたれば、つまるやうにするを、鼻をおしひらめて、かほをさし入て舞出たるに、滿座興に入事かぎりなし、しばしかなでゝ後ぬかんとするに、おほかたぬかれず、酒宴ことさめて、いかゞはせんとまどひけり、とかくすれば、くびのまはりかけて血たり、たゞ腫にはれみちて、いきもつまりければ、うちわらんとすれど、たやすくわれず、ひゞきてたへがたかりければ、かなはですべきやうなくて、三あしなるつのゝうへに、かたびらをうちかけて、手をひき杖をつかせて、京なるくすしのがりゐて行ける、道すがら人のあやし

み見る事かぎりなし、醫師のもとにさしいりて、むかひゐたりけんありさま、さこそことやうなりけめ、物をいふもくゞもりごゑにひゞきてきこえず、かゝる事は文にも見えず、つたへたるをしへもなしといへば、又仁和寺へ歸りて、したしき者、老たる母など枕がみによりゐて、なきかなしめども、きくらんともおぼえず、かゝるほどに、あるものゝいふやう、たとひ耳はなこそきれうすとも、命ばかりはなどかいきざらん、たゞ力をたてゝ引給へとて、わらのしべをまはりにさし入て、かねを隔て、くびもちぎるばかりひきたるに、みゝはなかけうげながらぬけにけり、からき命まふけて、ひさしくやみゐたりけり、

〔倭名類聚抄十六金器〕鍑　四聲字苑云、鍑（音富、漢語抄云、散賀利、俗用懸釜二字、今案春秋後語云、懸釜而炊云々、部類書器皿部中、別無有此器之名、）似釜而大口、一云小釜也、

〔箋注倭名類聚抄四金器〕按懸訓佐賀利、鍑可懸而煮物、故名佐賀利也、用懸釜字、未知所出、廣本注末有、今案春秋後語云、懸釜而炊云々、部類器皿部中、別無有此器之名二十七字、按晉樂資春秋後傳三十卷、見隋書唐書、春秋後語蓋是、今無傳本、懸釜而炊、蓋晉智伯攻晉陽、引汾水灌其城時之事、詳見戰國趙策、史記趙世家、韓非子十過篇、淮南子人間訓、然是謂懸釜於竈上而炊、非別有名懸釜之器、則諸古本無者爲勝、〇中略按說文、鍑釜大口者、玄應音義引說文、作如釜而大口者、玄應又引三蒼云、鍑小釜也、四聲字苑蓋本之、又廣韻、鍑釜而大口、一曰小釜、皆與此所引同、〇中略按古鍋有施耳於內、懸而煮物者、余嘗見若干口、當是佐加利、釜而大口者疑是、但宣和博古圖錄所載鍑、大腹窄口、不與說文所言同、

〔東雅器用十一〕鍑　サガリ〇中略サガリとは下也、その下げて懸くべきをいふなり、（釜鍑の屬、今も方俗によりて、其制もおなじからず、古の制の如き、猶詳にすべからず、今に依りて云はんには、釜は俗にはハガマといふ物の如くにて、鍑は茶釜といふ物の如くにして、懸くべき者をいふなるべし、されど釜に似て大口ならんものといふなれば、即今鹽なやきぬろ物の如くなるないふに似たり、）

鍋名稱

〔和漢三才圖會〕(庖厨具三十一)鍑　和名散加利
三才圖會云、鍑似釜而口歛、口之上且載鬲焉、以此熟物也、體無紋、

〔新撰字鏡〕(瓦)甂(奈戶)　𨏺𨏺(二字奈戶)　〔同〕(金)鍪(五到反、熬也、熬飯也、奈戶、又加志久、)　鍋(古和反、釭也、輠也、油器、佐須奈戶、)

〔倭名類聚抄〕(十六金器)鍋　唐式云、鐵鍋、食單、各一、(鍋、古禾反、鐵鍋和名賀奈々閉、)

〔箋注倭名類聚抄〕(四金器)按廣韻鍋、温器、卽是物、源君瓦器載堝訓奈閉、故鐵鍋訓加奈奈倍、今俗謂鐵鍋呼奈倍、謂磁鍋爲土奈倍、

〔武備志〕(二百三十一日本考)譯語
器用　鏤(雖皮)
嗜好　鐵鍋(彼國雖自有而不大、大者至爲難得、每一鍋價銀一兩、)

〔倭名類聚抄〕(十六瓦器)堝　辨色立成云、堝、(古禾反、奈閉、今案金謂之鍋、瓦謂之堝、字或相通用、)

〔箋注倭名類聚抄〕(四瓦器)按古無鍋堝字、說文作融、云秦名土釜曰融、讀若過、後人諧聲作鍋堝字、其從金從土、猶盌或作碗作椀作埦、楪子或作楪子或作碟子也、又廣韻、鍋字同紐有堝字、云甘堝、玉篇云、甘堝所以烹金銀、是甘堝其用與鍋同、而用土造之、故字從土也、皇國鍋有用金造者、有用土作者、故鍋字或從土作堝、其義與甘堝之從土相似、然土堝或用鍋字、金鍋或用堝字、故云或相通、

〔下學集〕(下器財)鍋(ナベ)

〔和爾雅〕(五飮食炊煮具)鍋(カナナベ)(金謂之鍋、瓦謂之堝、字亦相通、)ナベ

〔大上臈御名之事〕女房ことば
一なべ　　くろもの

〔物類稱呼〕(四器用)鍋なべ　江戶にてくちなべといふを、遠江及上總下總にてせんばと云、(四國にては、鍋にて制たるをせんばといふ、)泉州にててとりなべと云、

鍋製作

鍋種類以原質爲名

〔日本釋名下雜器〕鍋ナベ　かなへを略せる名なるべし

〔東雅十一器用〕鍋カナナベ　倭名鈔に唐式を引て、鐵鍋はカナヽべといふと注し、又辨色立成を引て、堝はナべといふ、今按ずるに、金謂之鍋、瓦謂之堝、字或相通と注したり、ナべとは古語に中ナカを呼びてナといふ、日本紀釋に、中の字讀みてナといふ是也、へとは間也、隔也、其中に盛る所の物を隔つるをいふなり、凡ナべといふもの、皆これに倣ふべし、鍋よびてカナナべといひしは、土を以て作れるものに分つ也、日本紀に甂の字、讀みてナべといひしは、瓦なるものをいひし也、さらば此物の始は、土をもて作りしより起れるにぞあるべき、今の如きは、土をもて作れるものをば、土鍋といひて、鍋をばナべといふ事になりたり、

〔延喜式十七内匠〕伊勢初齋院裝束
銀鍋子一口、料銀卅兩、熟銅大一斤十兩、滅金小三兩、信濃布一丈、炭一石、和炭二石五斗、單功十二人、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕鍋音戈、耐木字、　和名加奈奈閉
按、鍋類不一、而皆有三小足及臍、或有耳無耳、煮饘羹、貴賤日用之重器也、譬如釜陽牡鍋陰牝、

〔續古事談一王道后宮〕一條院御時、臺盤所ニテ地火爐ツイデト云事アリケリ、〇中略大納言ハ銀。ニテ。土。鍋。ヲツクリテ、ヒサゴヲタテヽ、イモガユヲイレタリケリ、

〔近代艶隱者四〕酒樂の鍬男
物のかくれよりうかゞひ見れば、古き筵一二枚敷たる内に、竈に土。鍋。を掛て、外には器物とても見へず、〇下略

〔天保十三年物價書上上〕瀬戸物引上ゲ直段書上
一柿色大土鍋壹ツニ付　當五月直段九拾貳文　當時引下ゲ直段八拾四文
　但中小共右ニ准じ、直段引下ゲ申候、〇中略

右瀨戸物類は數口有之、當用之分取調候處、前書之通、直段引下ゲ申候、依之此段申上候、以上、

寅八月廿一日　諸色掛り佐内町名主　八右衞門(○外一人略、)

以形狀爲名

〔新撰字鏡 金〕鎗(楚庚反、平、火呂、又由加奈戸、)

〔倭名類聚抄 十六金器〕鎗　唐韻云、鎗(音倉、字亦作鐺、漢語抄云、阿之奈倍、今案俗說非、甑而所炊之飯、謂之鐺飯、鐺音如唐、足懸者偏見、常字在旁、所謂傳歟、)小鼎也、鐎(卽遙反)温器、三足有柄也、

〔箋注倭名類聚抄 四金器〕按說文、鐎、鐎斗也、玄應音義引聲類云、鐎、温器也、有柄、卽刁斗也、史記李將軍傳、不擊刁斗以自衞、集解孟康曰、以銅作鐎器、受一斗、晝炊飯食、夜擊持行、名曰刁斗、索隱蘇林曰、形如鋗、以銅作之、無緣、又宣和博古圖錄、載漢熊足鐎斗、龍首鐎斗、其形與鎗不類、源君以鎗鐎混同、恐非是、

〔東雅 十一器用〕鎗アシナベ　倭名鈔に唐韻を引て、鎗字亦作鐺、漢語抄にアシナベといふと注せり、アシは足也、猶アシガナへといふが如し、六書故に據るに、鎗は俗作鐺、耳足ある器と見えたり、今の如きは此制を見ず、

〔延喜式 四十造酒〕諸節供御酒器(中宮准此)

銀盞一合、(○中略)白銅鎗子一口、(○中略)

右供奉御器依前件

諸節雜給酒器

四尺臺盤三面、(○中略)鎗子三口、(五月七月九月不設、○中略)

右五位已上料

〔江家次第 正月〕供御藥

主殿寮設火爐、(暖御酒料)造酒司渡御酒、(或用銀鎗子暖酒云云)

以用法爲名

〔西鶴織留五〕一日暮しの中宿
一日も是に居ますうちは、鼻に手を當て見てつかはしやりませい、はたらきさへいたせばお氣に入事ぞと、出尻あらしたる跡にて見れば、大。鍋。にひらきを入れ、〇下略

〔和漢文操一賦〕豆腐賦　北七里
むかし淮南王のへや住に、ある夜の小。鍋。せゝりより、此物をめで給ひ、〇下略

〔傾城色三味線大坂之卷〕梅よりすいた萩野が一風
目が醒ると、夫婦起て紙燭燈し連て、臺所に出て棚にさしかゝり、卵子五ッ、赤貝も煮る計りにして、是幸ひと爐の火を起し薄。鍋。をかけ、何も彼も打入て、此うまき事、どうもいへずと舌打して、

〔茶湯獻立指南入〕去達人の茶人の方へ、不時に數寄所望にて參らる、亭主忝とて、先待合へ御入被レ成とて申入、亭主自身きれいなるつるなべに何哉覽持出、〇下略

〔下學集下器財〕〇弦(ツル)〇鍋(ナベ)

〔倭名類聚抄十六金器〕鏊。　四聲字苑云、鏊〔五到反、今案此間云煎餅盤是也、〕炒レ餅鐵盤也、

〔箋注倭名類聚抄四金器〕玉篇、鏊餅鏊也、卽此義、按說文無二鏊字一、蓋鏊所三以熬レ物之器、故謂二之熬一、後從レ金作レ鏊也、

〔下學集下器財〕煎盤(センバン)

〔書言字考節用集七器財〕鏊(イリナベ)〔順和名煎餅盤是也〕

〔東雅十一器用〕鏊イリナベ〇中略　今の如きは鏊讀みてイリナベといふあり、〔或人の説に、大者爲レ鑊、淺者爲レ鏊、鑊はヒラナベ、鏊はイリナベといふなり、鑊をヒラナベといふは、方言要目讀みてヒラガナへといふに據りぬる也、鏊は増韻に釜屬とのみ注して、其形制は不レ詳、倭名鈔に煎餅盤といふが如きは、即今も其物あり、今俗にイリナベといふものゝ如きは、其形制、煎餅盤には同じからず、凡そかゝる者の類は、其方俗にもより、又時制にもよる所なれば、今に依りて古を推すべからぬ事多かり、強て其説をなすべからず、〕

〔和漢三才圖會 三十一 庖厨具〕鍪 音做 和名以里奈倍　鍪字从敖省○中略

按、鍪者鍋屬、淺而有耳足、鄽家燒餅及麩燒用之、油煎或熬鳥亦佳、

〔立身大福帳 七〕醬油やいり鍋

しやうゆやに小麥いるなべを、いりなべといふ、これはおもめの成程あつきがよし、うすきは火きうに通りて麥こげる、あつきは火通りてから後、いれもはやし、德也、

〔寶藏 四〕汁。鍋。

かまになべのそふ事、猶聖主の賢臣を得がごとし、飯は汁をえて其德をたかうし、汁は飯にまたがつて其味をひろむ、朋友のかたへつかはすひねりにも、菜汁申上度奉存候などいひやれるは、よき肴ふるまはんといふにをとれるかは、○下略

〔好色二代男 一〕花の色變へて江戸紫

何の爲に朝起するぞ、誰が許して尻を振つて歩行くぞ、飯。鍋。が磨過ぎて白いが氣に入らぬ、○下略

〔一話一言 二十九〕江戸風俗の事○中略　器財之部　行。平。鍋。

近きころまでは、羹をとゝのゆるには、かならず土にて鍋の形せる小キ器を用ひ、一人々々に供するに便りとす、其後安永のころよりは、銑をもつて、いとあさくちゐさき鍋を造り出しけるより、いつとなく土鍋のまゝ供する事すたれぬ、其後天明の末より、又土にも平椀の形チしたるものに、汁うつすべき口をつけ、又とり手をつけて持に便ある器を製し、行平鍋と稱す、此うつは一度出で、一人々々の配供に甚便りあるをもて、鐺鍋漸衰へたり、貴人の器にあらずといへども、冬日不可闕の器とはなれり、そも行平の名、何によりて名付けるや、いといぶかし、もし平椀の用にして、暖食せる緣によりて、湯氣平といへる心にや、又は中納言の卿、須磨のさすらへのわびしさに、かゝる器をもて味ひをとゝのへ、長き日を消し給つるにやとおぼつかなし、　右中川飛州手

書なり

〔萬の文反古 二〕京にも思ふやうなる事なし
朝夕の鍋釜も、それ〴〵に仕入置て、さりとては尻がるに御座候、關東の釣鍋(つりなべ)に大束(おほたば)くべて、二時ばかり燒ども、もの丶にえ不申候を、處々とをかしくぞんじ候、

鍋產地

〔庭訓往來〕河內鍋、備後酒、○中略或異國唐物、高麗珍物、如雲似霞、

〔庭訓往來抄 下〕能登釜河內鍋何モ名物ナリ、金氣不出ト云ヘリ、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、○中略宅常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂○中略河內鍋、○下略

〔毛吹草 三〕大和　早鍋(ワサナベ)　播磨　野里鍋(ノサトナベ)

〔國花萬葉記 六之二 攝津〕大坂名匠諸職商人幷諸問屋
鍋釜吹屋　天滿河內少掾藤原信秀(吹場道頓堀詰、賣所北なべや町、江戸店靑物丁、)

〔七十一番歌合 上〕六番　左　鍋賣
なにしおへば秋のうちにも播磨鍋ふた丶びにゝる月をみる哉
うらめしや筑摩のなべの逢ことを我にはなどかかさねざるらん

鍋貢進

〔延喜式 二十四 主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、○中略土師器一丁○中略平鍋五十口、○中略受二升
大和國(行程一日)調、○中略鍋二百二口、○中略
河內國(行程一日)調、○中略鍋二百口、

鍋鉉

〔今樣職人盡歌合 下〕なべのつる賣　山梁亭眞慈
かけはづし上手な妹を鍋づるのまがりなりにもこしらへにけり

〔七十一番歌合上〕



〔浪花襍誌街廼噂 三〕萬松、先生大坂の鍋には皆なつるが無といひヤスが、さやうでありやすかへ、鶴人、つるはムりやせん、大坂では中から上の暮しでは、竈の數の五ッ六ッも有ヤスから、釜は釜、鍋は鍋と竈へ掛きりにして置て、煮物があれば空處へかけて煮やすから、別に鍋や釜をはづして、其處へ掛るには及やせん、それゆゑつるは無とも、間に合といふ處よりして、昔からつるなしと見えヤス、

鍋蓋

〔和爾雅 五飮食炊煮具〕鍋蓋(ナベブタ)

〔書言字考節用集 七器財〕鍋蓋(ナベフタ) 本草

〔物類稱呼 四器用〕鍋なべ〇中略なべのふたを、房州にてかざしといふ、

〔好色二代男 三〕一言聞く身の行衛

嗅が赤前垂は夕日にうつろひ、〇中略出て戻りに茶碗火入を提げて、鍋の蓋を明けて見たり、買物の帳を付けたり、一人して萬事の埒をあくる、

〔赤穗義士隨筆 二〕同〇大高子葉鍋蓋の銘

ある人古き鍋蓋に、大高子葉が銘あるを藏す、鹿島山人の題詩あり、詳にその顛末をしるす、

鼎蓋銘併序

人有レ贈二古鼎蓋一枚一者、道是北條家治世之時所レ用物也、古赤穗侯臣大高、名忠雄、字子葉、得レ之爲レ珍、自銘二其蓋一曰、何時一樽酒、一人不レ喰君與レ我、予讀レ之慨然不レ已、夫物因レ人貴、此物雖レ卑經歷已久、經二子葉手一事亦奇矣、且子葉四十七士之一、忠勇義烈、孰可レ不レ稱レ賢乎、此物不レ朽、愈益知二子葉之賢一、爲レ之作レ之、

東海一男子、放二蕩東海濱一、非レ無レ懷二沙思一、不レ見レ鼓二世人一、咄嗟五斗米、蕭條漉酒巾、江城有二知己一、鼎蓋憐二我貧一、經歷知幾載、溫レ古復爲レ新、止鼎惟有レ蓋、权世不二沈淪一、悠々鎌倉時、何容愛爲レ珍、蓋面鐫二十字一、髣髴如レ見レ眞、

大高子葉、此士赤穗臣、豪爽慕藺氏、英雄亦絶倫、烈々義方士、寧敢知苦辛、豫讓感國士、張良推強秦、忽怒毛髮動、撃劒天地震、意氣何以壯、忠死如塵芥、昔聞勇士扛鼎甕主賓、今日吾人會、異器傳此身、此身無長物、珍重口千鈞、伏櫪燕市駿、壯心磨不磷、富貴如浮雲、爵祿寧敢陳、尊中酒數斗、沈醉更幾春、

〔鶉衣前編上〕鍋蓋頌贊

むさしにかりに旅居せし比、あやしの店に求め出せるものあり、さるは鴬やほしがらむ小鍋の蓋なりけり、さんは落て釘の跡のこり、月もるばかりの節穴ありて、いと古うすゝけたる色の、わざとならず、そのわびしさのほどを思ふに獨坊主の佛供をや調じけむ、借屋の婆の娵をやふすべけむ、是をたづきとしろなしける哀は、あみざこ賣る人にもまさりて思はるゝに、今はたこれを買取し我を、あるじのいかに見なしぬらむ、世に摺鉢に蓋なきと諷はるゝを、かれは蓋のみありて、みはいづこにか引わかれし、いまさらに異鍋にうちきせたらむは、小夜衣の名に立もうしと、あはれに見しまゝに、物よくかく人かたらひて、これを閑居の額となしぬ、

たれ雜炊に落葉たきぬる　すゝけし昔とへどこたへず　われわれ鍋の世をのがれなば　よし綴蓋の汝とあそばむ

鍋取

〔用捨箱上〕鍋取

鍋取公家といふは、いやしめていふにはあらず、老懸(おいかけ)をかけたるをいへるなり、老懸を俗に鍋取(なべとり)又釜取(かまとり)ともいふ、さて今厨にて鍋取をもちふる家、たまたまはあれども、草鞋(わらぢ)、足半(あしなか)の形に作れり、古製はしからず、ちいさき扇の形したるが、彼老懸に似る故に、しかいひしなり、〇中略太平記抄慶長十五年著二十四卷、卷纓の老懸の注に、老懸とは下々の者の鍋取といふやうな者ぞと見え、〇中略今は老懸を知らざる者なく、厨の鍋取は見ざる人おほかるべし、

鍋雜載

〔續日本紀一文武〕四年三月己未、道照和尚物化、〇中略初孝德天皇白雉四年、隨使入唐、適遇玄奘三藏、師

受業焉、○中略於後隨使歸朝臨訣、三藏以所持舍利經論咸授和尙而曰、人能弘道、今以斯文附屬、又授一鐺子曰、吾從西域自所將來、煎物養病、無不神驗、於是和尙拜謝啼泣而辭、及至登州、使人多病、和尙出鐺子、暖水煮粥、遍與病徒、當日卽差、既解纜順風而去、比至海中、船漂蕩不進者七日七夜、諸人怪曰、風勢快好、計日應到本國、船不肯行、計必有意、卜人曰、龍王欲得鐺子、和上聞之曰、鐺子此是三藏之所施者也、龍王何敢索之、諸人皆曰、今惜鐺子不與、恐合船爲魚食、因取鐺子拋入海中、登時船進還歸本朝、

〔日本靈異記中〕孤孃女憑敬觀音銅像示奇表得現報緣第卅四

牝飢言、我飢賜飯、妻言今進、起竈燃火、居于空鐺、押頰而蹲、入于空屋、俳佪大嗟、

鐺奈佶平

〔伊勢物語下〕むかし男、女のまだ世へずとおぼえたるが、人の御もとにしのびてものきこえてのち、ほどへて、

あふみなるつくまの祭とくせなんつれなき人のなべの數みん

○按ズルニ、近江國坂田郡筑摩神社ノ祭祀ニ、婦女ノ土鍋ヲ戴キテ供奉スル事ハ、神祇部雜祭篇筑摩祭條ニ詳ナリ、

〔相良文書三十六〕慶長拾一季丙午江戸御屋形作日記○中略

永樂貳貫九百九十三文買にて　遣方

五月十二日 一永樂五十文　なべ壹ッ○中略　同日 一同廿五文　なべ壹ッ

〔東武實錄〕寛永三年九月行幸ノ日

主上御膳黄金白銀製調○中略　御内々ノ御膳○中略　御鍋、蓋アリ、一對、同製○黄金

〔玉露叢十三〕一同年○寛永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門

及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、○中略

一御料理鍋　二組　越後中將光長○中略

一御料理鍋　五　中川内膳正久盛

〔風流曲三味線四〕萬福長者二代の大臣

二間四方の乘物に、屋根は金入の錦にて覆ひ、四方の角に四季の作り花を飾らせ、前には風爐釜、中棚に入子鍋、幷に魚鳥入し青目の組籠、杉重にさま〴〵菓子を入、○下略

〔今樣職人盡歌合下〕鍋鑄掛　挑靑齋柳江

胸の火にかねもわかして鍋いかけなみだのもりをとむるくるしさ

〔新撰字鏡瓦〕甑子曾反、平、須己志支、

〔段注說文解字瓦十二下〕甗、甑也、考工記、陶人爲甑、實二鬴、厚半寸、脣寸、七穿、按甑所以炊烝米爲飯者、其底七穿、故必以箅蔽甑底、而加米於上、而餴之而餾之、从瓦曾聲、子孕切、六部、○中略甗、甑也、一穿、各本作一日穿也、小徐本在鬳聲之下、今正、按甑空名穿、見穴部、不得云又多甗也、陶人爲甗、實二鬴、厚半寸、脣寸、鄭司農云、甗無底甑、無底卽所云一穿、蓋甑七穿而小、甗一穿而大、一穿而大則無底矣、甑下曰甗也、渾言之、此曰甑也、一穿析言之、渾言見甗亦評甑、析言見甑非止一穿、一穿參差互見、使文義相足、此許訓詁之一例也、或曰、當依小徐虛之、聲之下、作一日甑一穿也、六字、山之似甗者曰甗、詩陟則在甗、傳曰、甗小山別於大山也、○中略从瓦、鬳聲、讀若言、魚蹇切、十四部、

〔新撰字鏡木〕橧辭陵反、烝所寢也、草也、己志木、甑己志支

〔新撰字鏡火〕爨莊楊反、炊飯之具、己志支、和耳、

〔本草和名草十一〕甑帶灰　和名、古之支和良乃波比、

〔倭名類聚抄十六木器〕甑附甑帶　蔣魴切韻云、甑音與勝同、和名古之岐、炊飯器也、本草云、甑帶、和名古之岐和良、辨色立成云、炊單、和名同上、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕按大神宮儀式帳、○中略法隆寺資財帳等、用橧字、蓋其器用木造、故變瓦從木、遂與訓家所寢之橧混、李時珍曰、北人用瓦甑、南人用木甑、然則西土亦有用木造者、伊勢神宮今猶瓦甑、○中略甑帶灰、千金翼方、證類本草草部下品載之、廣本無灰字及注乃波飛三字、按此所擧甑帶、

其灰非此用、則纂節灰字及訓乃波飛三字者似是、然本草和名云、甑帶灰和名古之支和良乃波比、此蓋依之、則無灰字、恐非源君之舊、〇中略小野氏曰、甑帶、今俗古之岐乃奈波是也、按古之幾和良蓋敷甑底者、故或名炊單、輔仁以訓甑帶者誤、源君從之非是、又按說文、箄所以蔽甑底、古之幾和良蓋是類、彼以簀、此以結不同耳、

〔倭名類聚抄十六竹器〕箄　四聲字苑云、箄（博繼反、漢語抄云、飯篦以比之太美）蔽甑底竹筐也、

〔箋注倭名類聚抄四竹器〕按凡炊飯蒸米於甑中、熟則移之竹器、以水沃之、令飯氣流、所謂餾也、以比之太美蓋是器、〇中略按說文箄蔽也、所以蔽甑底、从竹卑聲、廣韻博計切、說文又云、箄篎箄、竹器也、从竹卑聲、廣韻幷弭切、二字不同、四聲字苑音博繼反、正文箄、當從畀與字作箅、然字苑解云、蔽甑底竹筐、蔽甑底蓋依說文、但竹筐非所以蔽甑底物、疑即說文箄字注竹器、然則似字苑混箅箄為一字、箅今俗呼甑簀者、不可以訓以比之太美、又篎箄見急就篇、注云、篎所以籮去麤取細者也、今謂之篩、大者曰篎、小者曰箄、其字從卑、則知訓以比之太美之飯箄、從尊卑字、源君引四聲字苑者、襲箅箄混同之誤也、

〔下學集下器財〕甑（コシキ）

〔倭訓栞前編九古〕こしき　甑をよめり、かしくと通せり、炊飯器也と注せり、或は越氣の義也といへり、又甗もよめり、延喜式には榾字を用う、こは城樓也、儀式帳には古曾伎と見えたり、新撰字鏡には甑をよめり、本草に甑蔽に作る、又甑をすこしきとよめり、簀こしきといふにや、倭名抄に甑帶こしきわらと見えたり、今いふ月の輪にや、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕甑音增　䰝同　鬵音尋　和名古之岐　箄音閉　和名以比之太美　炊巾之岐奴乃

甑炊飯器、古史考云、黄帝始造釜甑、火食道成矣、　本綱云、北人用瓦甑、南人用木甑、夷人用竹甑、凡甑中氣垢名陰膠、傅口舌瘡良、

箄(俗云甑乃賫)所以蔽甑底　炊單布(シキヌノ、一名炊巾)　窒(音規)甑下孔

按古者用瓦甑、故从瓦、圓體上大下小、安於釜上炊飯、取其進、謂之甗、(音言)取其氣上、謂之炊、(音吹、訓加之久、)甑之和名乃炊(カシク)之義也、本朝朝夕之飯不用之、而蒸糯饙者必用之、凡酒造家蒸粳饙、用大桶甑、蒸饅頭及糕餅之小甑、捲檜作之、蒸地黃甑用柳木作之、尋常用檜箱、其製三四盒皆無底、每盒敷編簍、謂之箄、其上敷布、謂之炊巾、最下設板盤、開一窒、以爲釜蓋、而湯氣上升蒸成、俗呼甑曰蒸籠、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、(中略)土師器一丁、(中略)甑十口、(受二斗六升、)

大和國(註略)調、(中略)甑卅四口、

〔延喜式四十造酒〕造酒雜器

中取案八脚、(中略)槽三口、(中略)已上供奉料、(中略)酒

右造酒料支度、及年料節料雜器、並申省請受、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、(中略)復有百姓就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕槽參口(一口徑三尺五寸、高三尺五寸、二口各徑一尺三寸、高二尺一寸、)

〔萬葉集五〕貧窮問答歌一首幷短歌

可麻度柔播、火氣布伎多氐受、許之伎爾波、久毛能須可伎氐、飯炊事毛和須禮提、(下略)

〔尊勝院文書〕越前國使等解　申勘定□□□□物事

合買物廿一物

價稻四百五十四束(中略)

槽一口　直五束(中略)

天平勝寶七歳五月三日　田使曾禰連弟麻呂二人〈以下略〉

〔空穗物語〈吹上之下〉〕おほい殿廿石いるかなへどもたて、それがほどのこしきどもたて、いひかしく、

〔徒然草〈上〉〕御產の時こしきおとす事は、さだまれる事にはあらず、御胞衣とゞこほる時のまじなひなり、とゞこほらせ給はねば此事なし、下ざまよりことおこりて、させる本說なし、大原の里のこしきめすなり、

〔後奈良院御撰何曾〕八十一のきさききらがさね　こしき

蒸籠

〔書言字考節用集〈器財七〉〕蒸籠〈セイロウ〉〈蒸レ飯器、出二本草綱目一〉井樓〈同、俗用二此字一〉

〔東雅〈器用十一〉〕甑コシキ〈中略〉今俗に蒸籠を呼びて、セイロウといふあり、また甑の類也、

〔倭訓栞〈中編世十二〉〕せいろう　兵家にいふは城樓と書り、櫓なりといへる、家什にいふは、蒸籠の音なりといへり、

〔餅菓子即席手製集〕薩摩羊羹

一さつまいもの皮をさり、井籠にてよくむし、〈下略〉

炮碌

〔書言字考節用集〈器財七〉〕砂堝〈イリガハラ、又云土堝〉　土鍋〈ホウロク〉　炮碌〈同〉

〔物類稱呼〈器用四〉〕鍪いりなべ　京にていりごら、大和及東國にてほうろく、下總にていりがら、常陸にてちやほうじといふ、

今按に、いりなべ俗にいりがはらと云、いりごら、いりがら、又こうらなどいふは、共にいりがはらの轉語なるべし、又ほうろくは、ほいろの器といふ意、是鍪の屬也、〈中略〉又いりがはらは、土のやきなべといひて、今の制とは形かはりたる物也、

〔東雅〈器用十一〉〕鍪イリナベ〈中略〉今俗に瓦器のホウロクといふもの、鍪之屬なるものあり、古よりあ

りしものにや、詳なる事を知らず、物を焙する事を、ホイロを取るなどいふは、火色(ホイロ)也、其火を得て色の變ずるをいふ也、ホウロクとはホイロの器なるをいふ、クとは器を呼びてケといひ、キといふ語の轉せし也、下學集に、焙爐の字讀みてホイロといふは、漢音をもて呼びし所にて、それは火牀の類、別にこれ一物也、

〔倭訓栞中編二十三保〕ほうろく　焙炒の瓦器をいふ、火色をとるの器といふ義、又炮烙の轉か、或は焙爐具の字を用う、京にていりごらといふ、熬瓦の義、神宮の俗は直にかはらといふ、下總にいりがらといふも同じ、瓦甑也といへり、はんだいといふは、河內國埴田なり、信濃にててうしといふ、常陸にて茶ほうじと云、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕砂鍋　砂鍋俗云法樂、　酙音鍋　甏音號　俗云土釜〇中略 按、砂鍋卽瓦堝、每用焙藥物及茶米穀、以文火徐可攪廻之、相傳、源義經妾名靜、或時靜於吉野勝手明神前爲法樂舞、人咸稱歎之、俗呼砂鍋名法樂者、徐可舞之謎語乎、出於播州者佳、近世攝州大坂多作之、

〔本朝世事談綺二器用〕埴田炮錄
河內國埴田にてこれを製す、むかし行基菩薩、埴田の陶器におゐて、はじめて磁器を作らしむと也、

〔賓藏四〕煎瓦
大は小をかなふるといふ事なかれ、土器に類ひせりとて、灯をかゝげむとすれば、燭臺にのらず、三寸くまんとすれば、手にあまれり、常に藥をかはかし、茶をはうじて、外の用なきに似たり、むかし寬永十四五年の比かとよ、髮切虫といへる妖孽有といひふらせて、誰こそ一定きられたりといへる人はあらねど、かしこの後達、こゝの腰もと下女にいたるまで、かゝれとてしも、うば玉の

焙籠

七釐

わが黒髪を切られなんかと、をそるゝ聲洋々乎として耳にみてり、其事日をかさね月をわたりて、云やまざりつるに、いづくともなく、まじなひ事に、異國より惡魔の風のふき來るに、そこふきもどせ伊勢の神風、といへる和歌を、うつし來りて、門戸にはり、簪にまとへり、𛀁かあれども此事猶云やまざりけるに、又いづくともなく、髮切虫は、剃刀の牙、はさみの手足、いりがはらの𛀁たにかくれりと云ふらせる風說に、草のなびけるがごとし、かくてぞ此もの打わりすてよといへるほどこそあれ、町々家々に門前になげうち、道路にはふらかして、行かふ人もすこぶる足をそばたつるに及べり、おもふにわらるゝは不幸たりといへど、又其名をのこせるは幸ならずや、猶節分は古年の終り、新玉の始めなれば、人々のつゝしむ夜なりとて、年男におほせて、齋明盛服して大つやかにはやさせ、鬼はそと福はうちへと打はらひ、惡魔外道も西の海へとなやらふにぞ、此いりがはらも時をえて、竈に媚よの心をこりぞすべかりける、

一夜明て花の春にやいりがはら

勿萬器謙熬瓦瓰　名醫理世次眞儒　鐵銅固忌地黃製　天下其方不可無

〔和漢三才圖會　三十一庖厨具〕焙籠　焙音佩　篭音籠　俗云保以呂宇

按焙籠焙藥種及茶之籠、其底張紙、凡火乾物曰焙、同熇　火乾熬曰炒、同熇　蓋炒則用砂鍋、焙則用焙籠、

〔倭訓栞　中編　十〕𛀁ちりん　爐の類をいふ、七厘也、藥を煮、酒を煖むるに便利なるをもて、炭の價銀七厘にして足るをもて名くといへり、

〔守貞漫稿　六生業〕瓦器賈
京坂カ。ン。テ。キト火爐、カンテキハカンヘキノ訛カ、此爐忽ニ炭ヲ火トス、故ニ癇癖ト云也、江戸ニテハ七厘ト云、

〔和漢三才圖會　三十一庖厨具〕火爐　今云火波知　○中略

火吹竹

按火爐俗云火鉢也、〇(中略)七釐、爐中有鐵簀盛炭、簀下横有風口、火自熾、以煎藥煖酒、炭價纔不至一分、因稱七厘、

〔俗つれ〴〵二〕作り七賢は竹の一よに亂れ是は一杯呑處と、各々同一心になつて、燗鍋で通ふ事しどけなく、後は七輪取寄せ、五升樽も大方に傾く、

〔書言字考節用集(七器財)〕吹筒(ヒフキダケ)(本草作吹火筒)火管(同)

〔重修本草綱目啓蒙(二十六服器)〕吹火筒　ヒフキダケ　ヒフキヅヽ

一名簌(蘇氏韻揖)　吹筒(註釋雜字)　火管(同上)　竹火筒(本草必讀)

〔和漢三才圖會(三十一庖厨具)〕吹火筒　火不岐太介

按吹火筒、長尺半許竹、末留一節、鑿小孔吹火、本綱云、小兒陰被蚯蚓呵腫、令婦人以吹火筒吹腫處、〇(中略)

一種有手鞴(天不岐)狀如飯匙、尖有細口、兩面有板張韋、以柄如開闔者、則風出於口、熾炭火、

〔寶藏四〕火吹竹

糸あるならしものを弦といひ、竹もてつくれるふき物を管といへり、そのかみ伶倫竹を嶰谷にとりて、六呂六律をわかてり、簫有竽有箏籥有、それより下つかた雲雀笛の雲居に聞え、鹿笛の野山にわたる、みな呂律の聲にもるゝ事なし、猶こゝに一本有、そのもの竹に大小のえらみもなく、ふしに多少のさだめもなく、きるに寸法もなく、たゞ一穴を以てまるべとして、其ふく事いとやすし、われ心みにこれを論せむ、萬のふきものは聲に輕重をなし指に抑揚有て、習ふにかたく、忘るゝにやすくして、まかも其聲餘所のきゝをよろこべるものにして、みな人心の私より出るに似たり、まかるにこのものさのみ心を用ゆる事なく、たゞ通れるを以て其用となせば、道人の心

にこそ類し侍れ、況や南郭先生は、空ふく風の萬の物にふれて、聲あやをなせるを、みな地籟と聞なし侍れば、なんぞ此もの樂器たる事をえざらんや、

春風やまだしき花の火吹竹

槁木折燒活死灰　道人豈惡接塵埃　空虛胴際氣從通　知是仙家丹竈財

〔書言字考節用集器財七〕煨昇(ウヅカキ) 十王(ジフノウ)俚俗訓煨昇為十王、蓋其形似冥官儀手故名、

〔倭訓栞中編二十一〕ひかき　火斗をいふ、火掻の義なり、おきかきともいふ、撥火杖も同じ、十能の名は何によりたるにや、

〔物類稱呼器用四〕熇昇ごうのう　京にてをきかき、江戸大坂共にごふのう、北陸道及因幡、伯耆、或は土佐にて、せんばと云、奥州南部にて、ひかきと云、今按、遞火ひかきと訓ず、江戸にて臺ごふのうと云物也、炭鉤(すみかぎ)是江戸にて云ごうのう也、

〔類聚名物考調度十一〕炭鉤　すみかき　鉤鉻

炭をかきならす器なり、都にて火かきといふ物、江戸にては俗に治宇能といふ、又これにも臺拾能あり、それは異なり、その物をいふべく見れど、又鉤と有るによれば、鐵爪の如くなる物と見ゆれば、灰かきといふ物ならん、又字書に〔 〕れば、金はさみとも見ゆ、

〔和漢三才圖會廚具三十一〕遞火(ひかき)　銅火斗　俗云火掻、又云爐掻(タキカキ)　鉤鉻(スミカキ)　炭鉤　和名須美加岐

遵生八牋云、遞火、銅火斗也、用以撥火、

按、遞火以銅鐵作之、可以扱爐、鉤鉻取炭器、乃一類乎、　種有柄短而有板座者、盛爐居於席用茶湯、

〔玉露叢十三〕一同年十六年寛永〇ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一炭斗　十　京極六

一十能　十

〔窻の須佐美二〕今川の郷人ども、年貢料を金納するとて、七人つれあひて、金七十兩を庄屋の方へ持來りしが、やゝありて一人刀を拔て庄屋を切殺しぬ、妻子これを見ておこりたちたる炭。火を火かきに盛り來りて、切たる男のかしらより打かけければ、一向に動く事も得せず、その外のものも驚きて、彼これと此男を介抱せんとすれども、火もへたちてあきれはてたる所に、代官役人且村人より來て、ことく\くとらへ、奉行所へ達して召捕けり、

火消壺

〔守貞漫稿六生業〕瓦器賣

火消壺ハヲキヒヲ消ス壺也、京坂ニテハカラゲシ壺ト云、水消、カラ消二種アル故也、江戸ハ水ケシセズ、故ニ火ケシ壺、或ハ上略シテケシツボトモ云フ、

〔寶藏五〕炭消壺

其形ふつゝかなるつぼ有、上つがたには玄ろしめされぬあやしのものなりこの名をすみけしつぼとなんいへるは、其用炭の火のあまれる消せるに有、其きやせる折から打いれ、ふたをもちてこれをおほふ、きびしき時はきえ、すきまある時はきえず、おもふに火はもゆるが順也、きゆるは逆なり、人生れながらにして玄る事あらねば、人のいさめ世間の道理、胸中にいれ用ざる人は、逆心なるべき事、このものにつきて玄れり、

すみけしのふたやひかれる月の雲

守節截醫處竹林　煉丹殘火固無侵　壺中天地乾坤外　眼下純陽生一陰

鐵輪五德

〔下學集上器財〕鐵輪（カナワ）

〔運歩色葉集賀〕鐵輪（カナハ）耳ノ、爲始遺也

〔饅頭屋本節用集加財寶〕鐵輪（カナワ）

〔書言字考節用集 器財 七〕鐵束鐵輪(カナワ)(同)、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一かなわ　三あし

〔貞丈雜記 調度 八〕一かなわと云は、物を煮る時、鍋をかくる物也、鐵にて輪をして、角を三ツ立たる物、常に用る物也、江戸にてはごとくと云也、今も京大坂の人などは、かなわといふ也、(舊記にかなわすゆると云事ある故記し置也、古は足を下にして輪を上にして居たり、)

〔散木弃謌集 雜 九〕まへのすびつにすることもなくて、かなはといふもの、たてゝ　みてよめる、

いかにせんいづちゆけども世中のかなはぬさまにゐる物もなき

〔太平記 劒卷〕嵯峨天皇ノ御宇ニ、或公卿ノ娘、餘ニ嫉妬深シテ、貴船ノ社ニ詣ツヽ、七日籠テ申樣、〇中略我ヲ生ナガラ、鬼神ニ成テタビ給ヘ、妬シト思ツル女、取殺サントゾ祈リケル、〇中略女房悦テ都ニ歸リ、人ナキ處ニタテ籠テ、長ナル髮ヲバ五ツニ分ケ、五ツノ角ニゾ造リケル、顏ニハ朱ヲ指シ、身ニハ丹ヲ塗リ、鐵輪ヲ戴テ、三ノ足ニハ松ヲ燃シ、續松ヲ誘(コシラ)ヘテ、兩方ニ火ヲ付テ口ニクワヘツ、夜更人定テ後、大和大路へ走リ出、〇下略

〔增補下學集 器財 下二〕五德(ゴトク)

〔書言字考節用集 器財 七〕五德(ゴトク) 鐵束(カナワ)之屬

〔瓦礫雜考 一〕五德 三德 八德

鐵器に五德といふも利用なること五ツあるなるべし、(こは足三ツありて、上下左右共に用べければ、五德と名づくる歟、)さて五德はいつのころより始りけん、近くは林氏が節用集などにも洩たり、古へはあしがなへ、あしなべなどありて、今の五とくはなしと見えたり、後世あしがなへ、あしなべなどは、次第に不便利なる事に成て、脚をば別に分ちて作り出しものなるべし、〇中略五とくといふ名はいと後の名なり、

○中略但し繪にはふるくもまさしく鐵輪(カナワ)をかきたるあり、



俎

〔守貞漫稿 十八 雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方、大關以下左ノ如シ、○中略マムシ五德 四足ノ五德也

〔倭名類聚抄 十四 廚膳具〕俎　史記、人爲刀俎、我爲魚肉、俎音阻、和名末奈以太、開元式云、食刀切机各一、今按切机卽俎也、

〔箋注倭名類聚抄 六 廚膳具〕所引項羽本紀文、原書人下有方字、按說文、俎、禮俎也、从半肉在且上、王念孫曰、俎之言苴也、苴者藉也、言所以藉牲體也、是俎本祭享之器、轉爲斬魚肉之櫃版、韓詩外傳、伊尹負鼎俎調五味而立爲相、項羽本紀所云者亦是、○中略按末奈以太、眞魚板也、古總稱魚菜曰奈、析言

之則謂栞爲奈、謂魚爲末奈、末是褒稱、魚肉食中之美者、故謂之末奈、〇中略後世謂小兒始食魚肉爲眞魚始、皆是也、則知末奈以多謂調理魚肉之版也、

〔段注説文解字 十四上且〕俎、禮俎也、謂禮經之俎也从半肉在且上、仌爲半肉字、如昚谷有半水字、會意字也、魯頌傳曰、大房半體之俎也、按半體之俎者、少牢禮上利升牢載右胖、下利升豕右胖載於俎、是也、故曰禮俎、半部曰、胖半體肉也、側呂切、五部、

〔事物紀原 八什物器用〕俎

明堂位又曰、有虞氏以梡俎、注云、斷木爲四足而已、然則斷木而爲足、不致文飾、創始爲之故也、唐太宗曰、禹雕其俎、至夏乃用雕文、則俎自虞帝始也、

〔下學集 下器財〕末那板マナイタ梵云末那板、此云魚料、　俎板マナイタ　俎同長二尺八寸、高四寸五分、

〔運歩色葉集 滿〕魚板同

〔書言字考節用集 七器財〕末那板マナイタ今按末那魚之和訓見舊事記、　俎同順和名、又出津　切机同上

〔東雅 十一器用〕俎マナイタ　倭名鈔に史記に見えし刀俎の字を引て、俎はマナイタ、開元式に云、食刀切机各一、今按するに、切机は即俎也と注せり、マナとは魚マナ也、イタとは板也、その魚を割く板なるをいふ也、

〔倭訓栞 前編二十九末〕まないた　日本紀、和名抄に俎をよめり、東鑑に魚板と書り、西土にも魚盤の名あり、按板ともみゆ、開元式の切机も是也といへり、駿河上總にきりばん、下總津輕にさいばん、信濃にまなへいたといふ、

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕木砧　百味　棚几　和名末奈以太〇中略

按木砧魚板也、官女呼魚曰末奈、倭名抄云、俎和名末奈以太以爲厨膳具者不然也、俎祭器屬机之、即論語序所謂陳俎豆者也、蓋形相似而用異、

〔四條流庖丁書〕俎之事幷名所

朝拜		四德
	式	
宴醉		五行

同尺之事（金ノ定）

長二尺七寸五分　廣一尺六寸五分　厚三寸　足高二寸五分　足廣四寸　足厚二寸七分

足付所切口ヨリ四寸　平七分、口傳在之、　木ハ檜ヲ可用、○中略

一爼之事、八足ト云モノ也、今モ神前ニ有之、其後四足ヲ人間ノ爼ト號シテ用之、同名所ノ事、爼ノ面ニアリ、宴醉、朝拜、四德、五行、式、是也、厨ヲ守ル六星、此爼ノ上ニ五ノ名所ニ下リテ守護セリ、今一ノ名所ヲ口傳トシテ、是ヲ當流ニ秘スル也、仍名所ニ隨ヒテ切物ヲ可置、上下事在之、

〔大草家料理書〕一爼の寸法事、在形板長三尺三寸五分、廣二尺一寸五分、厚二寸八分、足高二寸五分、足廣四寸二分、厚一寸八分、　一足付事、切口より三寸、傍より七分、○中略

此爼は御前包丁の寸尺なり、膳部方の用には、此尺より內を以て可作、在口傳、

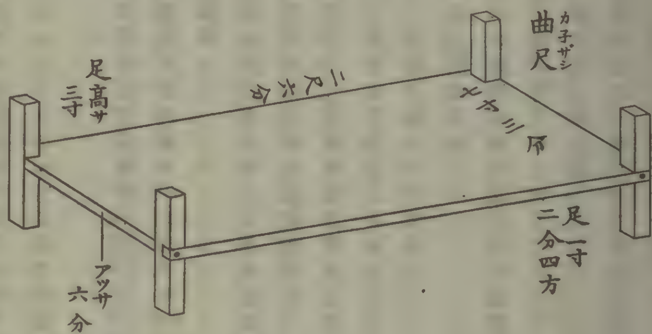
〔宗五大草紙（上）〕料理之事

まな板の寸法の事、長三尺壹寸八分廣壹尺七寸貳分、あつさ貳寸、足の高貳寸八分、足の付やう、切目より內へ壹寸八分入べし、平より內へ八分入て作なり、但りう〳〵多し、かはるべし、一りうのを注侍也、

〔甲陽軍鑑（品第四十五）十六〕一寸法之事

末那板（末那梵語也、此ニハ云魚ト、）廣一尺八寸、足高二寸、板厚四寸、長三尺、已上の高六寸也、鵠末那板可替也、

〔骨董集上編中〕魚板の古製



文明時代の酒食論といふ畫卷、又寛永時代の繪に、此魚板見えたり、これ式正のものにはあらざるべけれども、魚板の一種の古制を見るべし、今も京師の舊家にはまれにあるよし、好事の人文臺などにしてもたるもありとぞ、又甲州の民家には、今もこれを用るよし、表にて魚類を切、裏にて菜類を切る、便利よきものとぞ聞ける、

〔空穗物語吹上之下〕おのこどもあつまりて、まないたたてゝ、魚鳥つくる、かねのさらに北方の御れうとてもる、

〔今昔物語二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

今昔、美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、其神ノ體ハ中參ハ猿、高野ハ蛇ニテゾ在マシケル、毎年ニ一度其祭ケルニ、生贄ヲゾ備ケル、〇中略男長櫃ヲ塵許纔開テ見レバ、長七八尺許アル猿、横座ニ有リ、〇中略前ニ狙ニ大ナル刀置タリ、酢鹽、酒鹽ナド皆居エタリ、人ノ鹿ナドヲ下シテ、食ンズル樣也、

　觀硯在俗時値盜人語第十八

今昔、兒共摩行シ觀硯聖人ト云者有キ、〇中略庵ノ前ニ郎等共居並テ、狙五六許並テ樣々ノ魚鳥ヲ造リ極ク經營ス、

〔吾妻鏡三〕壽永三年六月十六日癸酉、山村小〇太郎者擬戰遠景、〇天野遠景相隔一箇間、取魚板打之、山村顚倒于緣下之間、遠景郎從獲其首云云、

〔源平盛衰記四十五〕女院御徒然附大臣頼朝問答事

大臣〇平宗盛ノ剣首事不容易トテ、狙上ニ大ナル魚ヲ置、利刀ヲ相具シテ内大臣父子〇宗盛及子清宗ノ前ニ被置タリ、自害シ給ヘトノ謀也、

〔近世崎人傳四〕堅田祐庵

所がら湖中の鯉鮒の類を調するに、魚板數枚を用ゆ、はじめ鱗をはなつより、肉を切にいたるまで、次を追て板を轉ず、かくせざればうつり香ありて、なまぐさしといへり、

〔置土産一〕四十九日の堪忍

傾城の男珍らしがる事、よもや世間に知るまじ、又臺所を見渡せば、柳。狙。取廻はして、〇下略

〔好色一代男二〕うら屋も住所

宿に似合ぬ大狙板、つぶれかゝりてもかな色あり、

庖丁

〔和漢文操七銘〕爼板銘　　岸昨嚢

日新兮日古　謝云兮晦云　竪象一年往　横準四時瞟　三巳節獻鶴　七種粥囃芹　惠王何遠廚　孔子未學軍　子攘羊隱父　臣烹見饗君　抑鯖身欲滑　解鯰髭爲斷　鎌矛頻令響　納豆坐所聞　天命畏河豚　我生宜海雲　爭忘蓖蒻銹　縱嗅雉雉薫　寧識無絃趣　質而且有文

〔芙蓉文集下〕爼板　　信夫

爼板あり、其形机に似て兩脚に工みなせる彫物もなく、又我家に用る二見形の類ひにもなし、さながら陶家の無絃の琴に俤かよひて、臺所の二助三助も、明てはたゝき暮てはをさむ、花鳥雪月のまじはりも、ひたぶる此調度の左右にありて、七種の拍子のふつゝかなるは、此國の古風の殘けんか、またはしくぞ覺ゆ、天王寺の樂もいにしへを失はぬよし、兼好法師も沙汰し侍りき、氷るばかりになん冬の月のものすごきに、隣はいまだねずやあらん、鳥の骨たゝくは、かまびしくも一へ床し、耀翁も洛の旅寢に、納豆切音しばしまてとも興せられしなり、〇下略

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

ま　大坂之分　まないた　道修町はしりや

〔下學集下器財〕庖丁(ハウチヤウ)刀名也、又厨見之、詳見莊子也、

〔書言字考節用集七器財〕庖丁(ハウテウ)一名庖子、所以宰割肉者、蓋庖丁人名、梁惠王時執宰割者、詳莊子、　菜刀(ナガタナ)本朝俗截野菜之短片刀謂之菜刀、　出齒庖丁(デハハウテウ)又云菜刀、泉州堺津所出者、

〔東雅十一器用〕爼マナイタ〇中略　倭名鈔に割刀、訓は見えず、俗には庖丁といふ也、莊子に見えし庖丁の事によりて、宰割を執るものを庖丁人などいひ、其用ゆる所の刀をも、またかく名づけしと見えたり、

〔倭訓栞中編十七那〕ながたな　西土も菜刀といふ也、開元式の食刀も同じ、昔の劒今の菜刀といふ

諺は、秦之時轅轢鑽といふ如く、當代の用に立ぬを云といへり、

〔類聚名物考 調度十四〕厨刀　なきりがたな　俗云薄刃　うすば　出刃　でば　庖丁なり
臺所にて魚菜を斷裁小刀也、俗に庖丁といふは、莊子に見えし、古へ牛をよく料理せし人の名也、

〔和漢三才圖會 三十一庖厨具〕木砧 略○中 割刀　俗云庖丁、蓋庖刀乎、略○中
割刀 今云波宇天宇 莊子云、庖丁爲二文惠君一解レ牛曰、臣之刀十九年矣、所レ解數千牛矣、而刀刃若二新發一レ于硎、蓋庖丁 久里夜乃與保呂 俗云二料理人一也、今呼二割刀一曰二庖丁一者誤也

〔雍州府志 七土產〕庖丁　凡於二庖厨一截二魚肉一之刀不レ論二大小一、倭俗總謂二庖丁一、是出レ自二庖丁解一レ牛之義一者乎、多於二鍛冶屋町一打レ之、略○中 又截二野菜一之短片刀是謂二菜刀一、北野通西鍛工口人之所レ打爲レ宜、

〔本朝世事談綺 二器用〕出歯庖丁
庖丁は所々にありといへども、泉州堺を良とす、名譽の庖丁鍛冶あり、一流を鍛ふ、世こぞつてこれを用ゆ、かの男の向歯出たるにより、出歯が庖丁と呼けるより、終にその器の名となる、

〔和泉名所圖會 一大鳥郡〕堺名産　庖丁 打物類を商ふ家多くあり、所レ謂黒打、文殊四郎、御方庖丁、石割等の銘あり、

〔四條流庖丁書〕一庖丁刀ノ事、長目釘穴ヨリ九寸、マチヨリ目釘穴ノ間ハ一寸、然バ身ハ八寸ト可二心得一也、劒形ノ刀也、峯ノスリ様ハ、丸峯ニスリテ、サキ四寸ニ角アルベシ、口傳、柄ハ赤木、亦バ朴ヲ可レ用、努々檜ヲ不レ可レ用、根本ハ鍋藤ヲ巻儀アリ、今ノ庖丁ヲハトリ皮ニテ巻ナリ、然バアイ皮成ベシ、其上ヲ紙ニテ包事有ベシ、如レ此柄ハ鯉口也、少ホリ入テ柄ノ木ハ兩方ホルベシ、此義少モ違ナヲバ、當流ニテハ不レ可レ在レ之ト云々、庖丁刀ノ綺ヲ折事、劒形ヲ學可レ成、口傳在レ之、



如レ此鍋藤ヲ巻トイヘドモ、口傳ニ在替所有ベシ、繪圖ニ用捨有レ之、刀ノサキ四寸ニ角ヲスル事、泉ノ鯉ニ付テモ口傳有レ之、可レ秘々々、

一庖丁ノ柄ヲ可レ卷事、アキ革ニテ左卷可レ成、卷數ハ十餘リニシ、切面ヨリ卷始テ手ノ内ニテ止ベシ、上下六ノ間ヘ卷留ル、皮先ヲ引可レ出、口傳ニ有レ之、又皮ノ上ヲ紙ニテ卷事在、是切物ニ隨テノ事成ベシ、可レ包紙ハ杉原成ベシ、其用過バ包タル紙ヲホドキトル也、當世ハ此事ナシ、可レ秘レ之、

〔大草家料理書〕包丁刀の寸分、長自レ目拔穴レ上九寸、なかごの分は四寸、鋏朴木なり、

〔近世畸人傳四〕高橋圖南

一笑話有、上京の鍛冶に狐つきて、今は此業をせじ、出身するなどいひて狂けるに、老人たいめして、狐にてあらば庖丁をうちてあたへよ、是はおほやけの御物を調ずる料也、是計はうつべしといはれしかば、雌雄二刀をうちしに、雌のかたよくきるれば、小狐と名づくとなん、

〔和漢文操一〕有礒賦 并序

さて山里の土產には、○中略女良(メロ)庖丁は賤が手になれて、終に惠王の厨を見ず、○下略

〔毛吹草三〕山城　政平庖丁○中略　口人菜刀(クチウドノナカタナ)　和泉　出齒庖丁　攝津　庖丁菜刀

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

ほ　京之分　庖丁の柄まなばし　ふや町四條下ル　同　河原町三條上ル丁

う　大坂之分　うすばほうてう　さかひすぢ

〔大草家料理書〕庖丁箱の寸、長サ一尺二寸七分、又廣サ二寸五分なり、

〔西鶴織留五〕一日暮しの中宿

見へませなんだ、かたしのまなばしも、廣敷の疊の間よりたづね出しまして、庖丁。箱。に入れて置ました、

擂鉢

〔饅頭屋本節用集財寶〕擂盆(スリバチ)

〔易林本節用集器財〕雷盆(スリバチ)

〔節用集大全 器財四〕雷盆(らいぼん) 擂粉(スリコ)鉢(バチ)也 〔同 器財七〕雷盆(すりこばち) 香炉名 雷鉢(同) 研盆(同)

〔和漢三才圖會 三十一 庖厨具〕擂盆、俗云須利波知、

按擂(音雷)研物也、其響略似雷轟聲、故從雷乎、其擂盆出於備前者良、其他者土柔而筋理易潰也、

〔物類稱呼 四 器用〕擂鉢すりばち　江戸にてすりばち、大坂にて、すりこばち、山陽道及四國にて、かゞつ、西國にて、すりこのばち共いふ、東國の女言に、しらぢと云、上總及出羽にて、いせばち、奥州にて、らいばん、擂盆か 同三戸にて、かはらけばちといふ、

〔沙石集 五下〕行基菩薩之歌事

彼御誕生ノ所ニ、昔ヨリ講行テント行テ、和讃ヲ作リ誦シ侍ケル、初ノ詞ニ、藥師御前御誕生心太キニゾ似タリケル、スリコ鉢ニサシ入テ、榎ノ本ニゾ置テケルト侍ル、

〔廻國雜記〕すりこばち坂といへる所にて、又誹諧歌をよみて、人に見せ侍りける、

　ひだるさに宿いそぐとや思ふらんみちより名のるすりこばち坂

〔好色一代女 六〕暗女晝化物

是はかしらからしらけて、奈良苧も氣がつきます、客はなし喰ねばひだるしと、擂鉢あたり見渡して、今の薤食るな、お腹に中毒ります、○下略

〔本朝櫻陰比事 二〕聾も愛は聞所

五條の橋にて、かしらに擂鉢を被がせ、兩の手に火吹竹、しやくしを持せ、下女にまぎれなき形をいたさせ、○下略

〔胸算用 一〕問屋の寛濶女

それ〴〵に子といふ物に、身代相應の費、さし當つて目には見えねど、年中に積りて、掃溜の中へ廢り行、破魔弓、手鞠の糸屑、此外雜の擂鉢われて、○下略

〔武家義理物語 四〕せめては振袖著て成とも

猪之介はみるもかなしく、せめては井の水を釣あげ、摺鉢の音さへ志のびて、せつなきけふを暮し、〇下略

〔世間娘氣質 一〕百の鍵よみ彙る歌好の娘

もとより琴をひき歌の道に心ざしふかく、萬花香なる行かた、摺鉢のうつぶせなるを、富士にうつせし燒物かとながめ、〇下略

〔和漢文操 二〕鵜舟遊覽　梅長者

今は俳諧の物數寄より、鵜ぶねに麥飯と思ひよれば、關のとろゝも面白からんと、片荷は菅むしろに竹筒(サヽヘ)をくゝり、片荷は摺鉢をあみに入て、摺小木も取添たれば、名にあふ長良の夕涼に、人もあやしとや見るらん、

〔三省錄 附四言〕明和九年大火のとき、江戸中うりありきたる文に、　大火事相場あらまし〇中略

一すり鉢　大貳百三拾貳文 中百七拾貳文 小八拾貳文

〔寶藏 四〕摺鉢

もの有、たまにあらず、石にあらず、かはらにあらず、其形富士をあふのけたるに似たり、其聲事のとゞろくがごとく、雷のわたるににたり、つねにかまかくになれて、世にたやすきやうにおもはるゝといへども、王公も此やしなひをまたずといふ事なく、もつとも精進一大事の味を調せるにこそ、

〔風俗文選拾遺 二〕摺鉢摺小木の辨

摺鉢は備前の土を最上とす、其形口ひらき底すぼみ、肌は竪ざまに刻みめ有り、ひつくりかへせば富士山に似たり、富士山汝に似たるか、汝富士に似たるか、汝富士に似ん事を欲せず、富士又汝

に似ん事を欲せざれ共、天然と形を同じうする物か、其用をなす事物を摺こなすの器也、其こなすに摺鉢のみにては能せず、摺小木といふ物有、其性木を以て作る、山椒の木を上品とす、其形先丸くふとく、長く大いなる松茸に類せり、是を以かの摺鉢に入れて物を摺こなす、左右へめぐる事天地の如く、これかへす事逆鉾に似たり、其音どろ〳〵ぐわら〳〵として、地を出る雷の如し、それ雷の百里に震ふ、陰陽相せまりて鳴る、其音陽の音にもあらず、又陰の音にもあらず、水火相合て其間に音有り、摺鉢のぐわら〳〵する、摺鉢の音にもあらず、又摺小木の音にもなし、摺小木摺鉢相摺て其間に音有、能こね能まわりて、其間よく和らぎ、能其物をこなし其用を調ふ、君臣父子夫婦兄弟朋友の上下和し、むつまじく事調ひ、用をなすも又かくの如し、君父夫兄朋是を以摺小木とす、臣子婦弟我是を以摺鉢とす、摺鉢先物を受て摺小木是に交り、其間能和し能廻り能こねて其用をなす、あゝ天地の心、陰陽和合の道、摺鉢摺小木の間にも又明らか也、是を不測の妙とやいはむ、

〔鶉衣前編上〕摺鉢傳

備前のくにゝひとりの少女あり、あまざかるひなの生れながら、姿は名高き富士の俤にかよひて、片山里に朽はてん身を、うきものにや思ひそみけん、馬舟の便につけて遠く都の市中に出て、しるよしある店先に、しばしたづきをもとめけるに、師走の空いそがしく、木の葉を風のさそひ盡す比は、世も煤掃のふるきをすて、物みな新器を求るにつれて、ある臺所によき口ありて、宮仕の極がてら、摺木と聞えしもとに、うち合せの夫婦とはなりける、かれは柏木の右衛門にも似ず、松木のあらくましき男ぶりながら、少もかざりなき氣だてのまめやかなれば、女も心に蓋もなく、明くれいそがしきつとめも、おなじ心にはたらきて、とろゝ白あへの雪いたゞくまで、糊米のはなれぬ中とねがひ、水もらさじとはちぎりけるに、その比せつかひといひしをのこは、檜のき

の木目細かに、その姿やさしきから、昔は御所にうぐひすの名にも呼れしが、おなじつとめの夜ふくる時は、走水の下のころびねがちなるを、よそのいがきの目にもれしより、さらでも住うき傍輩の中に、はしたなき間、鍋の口さし出、杓子の曲り心よりうき名は立そめ、炮烙さへ仲ま破れして、あくくれ茶釜にふすべられ、なら坂やわさびおろしのふた面、とにもかくにもたゝずむかたなく、身をあへ物の顔よごれぬれば、買臣が妻の耻をいだき、手ならひの君のむかしを思ひ、つひには土にかへるべき、無常をや観じけむ、ある夜鼠のあるゝまぎれに、棚の端より身を投けるにぞ、顔かたちかけ損じ、見にくきまでの姿にはなりける、かくては食物のつとめ叶はじとて、あるじの怒りはなはだしく、石漆の妙薬にも及ばず、妹背の中も引わかれ、内庭まで下られたれども、猶さみだれの折々は、雨もりの役につらなれば、いとゞ長門の涙かはく隙なく、こゝにもすはりあしくなりて、井戸端にころがり出、蓼萍に埋れて後は、たれ哀とふ人もなかりしに、ほどなく露霜も置うつり、壁の虫の音もかれゆく比ならん、間ちかき寺の門番にひろはれ、ふたゝび部屋にかくまはれながら、ならはぬ火鉢にさまをかへ、酒をあたゝめ、茶を煎じて、ことしはこゝにうさを忍びしに、やゝ春雨に梅もちりて、きさらぎの灸もすめば、また灰をさへ打あげられ、唐がらしといへるものを植られしが、からき目ながら、さてあらばあるべきを、それさへ秋のいろみ過ッゝ、つゐに橋づめの塵塚によごれふし、果はさがなき童部の、まゝごとにくだかれ、行へもしらぬ闇の夜の、礫とはなりけるとぞ、

〔萬寶全書 八〕日本古今燒物之目錄

備前燒物之事、○中略摺鉢等何も品々多し、

○按ズルニ、備前國ニ於テ製スル擂盆ハ、其質堅實ニシテ容易ニ破損セズ、其刻セル線條モ、亦磨滅セズシテ久シキニ耐ユト云フ、

〔竊花世繼男二〕大臣にしては其意を猿猴の懸物目利恥をいはねば理が聞えず、元來我等生國は備前の者にて、すりばち、德利をあきなひ、〇下略

〔狂歌江都名所圖會四〕　　勇々館道艸

摺鉢の備前橋なる辻番にや、きの廻つた親父並びつ

〔萬代狂歌集六羈旅〕衣川にて　　平秩東作

くだけても伊。勢。摺。鉢のくちもせずのころは武士のかめゐ片岡

擂木

〔饅頭屋本節用集財寶〕磨粉木（スリコギ）

〔易林本節用集財器〕摺糊木（スリコギ）

〔節用集大全七器財〕磨粉木（すりこぎ）、楷粉木（同）、擂槌（すりき）、又云雷木

〔物類稱呼四器用〕摺粉木、すりこぎ、　江戸にて、すりこぎ、五畿内及中國四國にて、れ。ん。ぎ。と云、出雲にて、め。ぐ。り。越後にて、めぐり又ま。は。し。ぎ。とも云、出羽にて、め。ぐ。り。こ。ぎ。、津輕にてま。す。ぎ。と云、

〔鋸屑譚〕擂盆、俗にすりばちといふ、擂槌、俗にすりこ木といふ、又はれい木とも、畿内、中國、四國れん木といふ、擂の字の轉音なり、

〔和漢三才圖會三十一庖厨具〕擂木　擂槌　俗云須利古木　又云禮。以。木、字音誤乎、

擂槌用柳木者佳

〔山槐記〕治承三年正月六日、〇中略此間供市餅云々、銀盤一枚盛之、柳箸、匕、摩。粉。木。等置様器、〇中略但先是摘切餅五十果入銀垸、相具御膳所、獻之垸也、以摩粉和摩藥煎獻之云々、

〔蕪集類抄下〕擂香〇中略

茶碗のつきなどにいれて、い。し。の。す。り。こ。ぎ。なくば、やなぎのきのかれたるして、すりくだきて、ふるひて、香ともみなあはせ、〇下略

〔世間子息氣質一〕取付世帶は表向を張つて居る大鼓形氣亭主は道具に、倍うつての直打書、○中略 檽木壹本代八匁、

〔三省錄附四言〕明和九年、大火のとき、江戸中うりありきたる文に、　大火事相場あらまし○中略

一すりこ木　五拾文　三拾文

〔耽奇漫錄九〕百歲叉助平造の、桑の木擂木、及杓子、箸、

〔寶藏四〕擂子木

おなじくもの有、其きをひによろゝ、つねに折釘にかゝりて、あたかもさかほこに似たり、いづれのものをかさぐり出し、いづれのこたゞりをかなせる、取て柱杖とせんとすれば其たけみじかく、金剛杖とせんとすれば其形ぬくし、大義ながら一生うつぶきゐて外を見る事なかれといへば、あるじが身のほどにこそにたれ、にくやあたまも丸し、

〔風俗文選拾遺二〕擂鉢擂小木の辨

擂小木といふ物有、其性木を以て作る、山椒の木を上品とす、其形先丸くふとく、長く大いなる松茸に類せり、○下略

〔鶉衣前編上〕謝無馳走辭

けふを菴栄の矢合せとして、雨の夕べ雪のあした、鍋擂粉木はさはがせずとも、いざと心のむかふにまかせて、折々の廻狀をはじむべし、

〔本朝文鑑八〕擂小木銘并序　藤如行

數ならぬみの、お山の松の木は、君がやちよのためしにもひかれず、谷の坊にこちとられて、すげなき法師にせられ、名をさへ擂小木とよばれぬる、すくせの果報も無念ならずや、そも七種のゆふべより、御忌御影供の寺々をかけめぐり、唐辛のために目をおどろかし、芥子のために鼻を

はぢかれて、蓼にはいかり、胡麻にはよろこぶ、その心さらに定る時なし、かくて玉まつる比のいそがしさ、たま〳〵苺の壁にかゝりて、蛩の音にねぶらんとすれば、俄に碓の槌にやとはれ、或は恪氣の鐵丁にふりまはされて、果は臺所の轉寢もわびし、ある日は大根おろしに必せかれ、ある夜は貝杓子の音に起てさまよふ、まして時雨に雪のちる比は、其汁此汁にいとまを得ず、春のはじめの雜煮より、大年の果の夕飯まで、生涯さらに五十年とは知ながら、かく摺くらすこそ口おしけれ、かゝる娑婆界をへめぐりて、賤男賤女の㸙棒とならんより、今年は永平寺の會下に行て、江湖の僧を供養せば、おのづから三十棒の結緣にあひて、豁然大悟の曉にいたらざらんやと、そのが片腹を押けづりて、此心をぞ銘じ侍る、

さもあれ世帶の夢さめて松風の音ぞ峯に斷ゆる

〔和漢文操　六〕摺小木箴　　仙里紅

そも〳〵萬物萬象の中に、摺小木といふ物ありて、目もなく耳もなけれども、用ゆれば龍の雲にはたらき、用ひざれば苺の壁にかゝる、去かれば渾沌未分のかたちより、無用の用なる物といふべし、こゝに汝が生得を評せば、いら蓼の日の肩をいらゝけぬる、辛の時の身をなやして、利きも其日の用なれば、鈍きも其時の用ならん、こゝに汝が奉公を評せば、そも元日の雜煮より大晦日の夜食まで、日に三度づゝ躍あるき、臼みそによろこび、赤みそにいかりて、あたまのはげるもおぼえずや、されど深山木のそだちなれば、松の一ふしのそくさいにて、たとひ留守の戸の隙なるも、そこにぶらつきて横寢はせず、こゝに汝が名聞を評せば、霜月の廿三日には、大師講とてあづき粥をそなへ、其日の雪を摺小木がくしといへば、雲母坂の明ぼのに誰まことよりちらつきて、噓もあらしのあれぬ時なし、誠やその祖師の片輪なるより、其脚のあとをかくさむとて、そのが憂名にかへたるよし、佛緣はいとたふとしや、さはれど人間の脚を摺小木にして、師走の坂を越

薑擦

えかぬる日は、雪もかくすに所なき也、爰におもへば、擂小木の境界は、身に著ず口にむさぼらず混々沌々たるべきを、比叡の山法師にそゝなかされ、横川の杉の嵐に高ぶり、天狗の鼻の慢心をつたへて、ある時は遊山の辨當につれだち、ある日は悋氣の鐵丁にまはされて、果は化物揃にくはゝり、たちまち一目を生ずれば、擂鉢の笠を著そらして、伽藍にひゞき谷にこたへ、山また山をめぐるとて、其名もめぐりと呼れぬるは、三界轉廻のくるしみも、いづれの世にとおそるべし、されば古人の箴に、心の手綱をゆるすなとは、肥馬輕裘の人をいへれど、汝はいつも裸身にして、たとひ月見の船にうかれ、花見の幕にあそぶとも、おのが身ざまに、忘のぶべくもあらずは、色このまざらんには忘かずと、心の下帶を忘むべき也、

註曰、○中略大師講トハ傳敎大師ノ事ナリトゾ、按ズルニ、其日ハ小豆粥ノ初穗ヲ擂鉢ニ入テ、擂小木ヲ中ニ指入レ、臺所ノ棚ニ供フ、此式ハ下樣ニ起リテ、諸國ニ色々ノ品アリトゾ、

〔千紅萬紫初集〕すり小木のことば

もろこし杭州の人は、日ごとに三十丈の、檑槌をくふといへり、いはんや萬國の都にすぐれたる、大江戸の百萬戸、二百六十餘の公侯、八萬騎の士大夫、二千餘町の市町、寺社、倡優の數を忘らず、一日に何萬丈の、すり小木をくはんとおもふも、例の江戸自慢にして、豆腐を秤にかけてくふ祇園守の紋つけたる上方者などは、馱味噌を上るとわらふなるべし、

すり小木もれん木も同じ山椒みそ伊勢すり鉢に備前擂鉢

〔書言字考節用集器財七〕薑擦（ワサビヲロシ）

〔和漢三才圖會庖廚具三十一〕薑擦　薑磜和左比乎呂之

按薑擦以銅作、狀如小華、而面起爪刺、以擦山葵生薑甘藷等、其裏爪刺略粗可以擦蘿蔔、

〔江戸名所圖會七〕古製山葵擦

此地〈青戸村〉の農民茂右衞門といへるもの是を持傳ふ、賞すべきものにもあらざれど、たゞ上古質朴の風俗を想像にたれり、依て其圖をこゝに擧るのみ、〈○圖略〉土人此器を靑砥左衞門〈○藤綱〉が工夫に出たりと云傳れども、其可否は論ずるにたらず、今も野州邊の農家、是を用ゆるものあり、其圖左のごとし、

全形圖のごとく杉をもつて製す、竹の厚きを鋸の歯のごとくにして、夫を横の板へ切はめ、横板の上より同く竹の線を打付て、動かぬやうにしたる物なり、或人の説に、菖蒲革にかくのごとき紋あるを、俗にわさびおろしといふも、此器の形を借ていひ出せしならんと、是さからん歟、又下に圖〈○圖略〉する物も、其製大方同うして、形すこしく異なり、

〔世間學者氣質 二〕理屈はくさふても新らしい儉約奉行

其年の臺所入用勘定〆上げ、去年の御物入とは三ヶ一、是はどふじやと、帳面吟味すれば、去年中に鍋釜の仕かへが千八百七十二、山葵おろしが七百卅枚、〈○下略〉

〔鶉衣 前編上〕擂鉢傳

なら坂やわさびおろしのふた面、とにもかくにもたゞずむかたなく、〈○下略〉

古事類苑

器用部六

容飾具一

容飾具ハ專ラ男女ノ身邊ヲ裝飾スルニ用キル器物ヲ謂フ、卽チ容儀ヲ整フルニハ鏡アリ、頭髮ヲ理ムルニハ櫛、笄、鬘、髻、油等アリ、顏面ヲ裝フニハ白粉、紅粉、面脂、口脂、化粧水等アリ、鏡ハカヾミト云フ、容貌ヲ照見スル具ニシテ、銅ヲ鑄テ之ヲ造ル、或ハ鐵鏡アレドモ、多クハ照見ノ用ニアラズシテ、祭祀ニ供セシナラン、埴鏡ノ如キハ殊ニ然リトス、又銀鏡アリ、翫弄ノ具タルニ過ギズ、鏡ノ形ハ古來圓キ者多シ、又八角、六稜、方形等アリテ、背ノ正中ニ鈕アリ、鈕ニ組緒ヲ施シ、以テ之ヲ懸クルノ用ニ供シ、又手ニ把ルニ便ニス、而シテ柄ヲ加ヘタルハ後世ノ製ナリ、其面ハ琢磨シテ物象ヲ映ゼシムルモノナレド、時ニハ神佛ノ像ヲ寫シ、文字ヲ刻ミタルモ有リ、其背ニハ、花鳥、草木、其他種々ノ形ヲ刻シ、又螺鈿ヲ施シタルモアリ、而シテ鑄工ノ名ヲ勒シタルモノ多シ、抑、鏡ハ容儀ヲ整フル外ニ、其觀ノ美ナルヲ以テ、御帳ノ柱ニモ常ニ之ヲ懸ケラレ、后宮大臣以下ノ帳ニモ亦必ズ鏡ヲ具シタリ、又梁ニ懸ケタルアリ、乘船ニ懸ケタルアリ、又之ヲ獻ズルニ樹枝ニ懸ケタル事モアリ、而シテ鏡ヲ以テ直ニ神體ト爲シ、或ハ神前ノ裝飾ト爲シタルハ神祇部ニ散見セリ又古ハ鏡ヲ磨クニ、酢漿(カタバミ)草ノ汁、又ハ柘榴ノ酢ヲ用キシガ、後世ニ至リテハ、梅酢ヲ以テ之ニ代ヘタリ、

櫛ノ名ハ神代ヨリ見エタリ、男女トモニ髮ヲ理ムル具ニシテ、兼テ專ラ婦女子ノ首飾トナ

セリ、其材ハ木、竹、象牙、鼈甲、水牛等ヲ以テシ、或ハ金屬ヲ以テセルモアリ、其形狀ノ如キモ、大小厚薄一ナラズ、殊ニ其齒ハ所用ニ從ヒテ精麁ヲ異ニシ、其裝飾ノ如キハ世ト共ニ變遷シテ、或ハ螺鈿ヲ施セルモノアリ、或ハ蒔繪ヲ施セルモノアリ、或ハ又覆輪ヲ施シ、彫刻ヲ施セルモノモアリキ、

笄ハカミカキト云ヒ、後ニ轉ジテカウガイト云フ、髮掻ノ義ニシテ、髮ヲ理ムルニ用ヰル、後世其狀大ニ變ジテ、專ラ婦人ノ首飾トナレリ、又冠ノ笄ハ冠服部冠篇ニ、刀劍ノ笄ハ兵事部刀劍篇ニ在リ、

簪ハ又笄ノ字ヲ用ヰ、並ニカンザシト云フ、髮刺ノ義ナリ、士人ノ簪ハ髻ニ插シテ冠ヲ留ムル具ニシテ、婦人ノ簪ハ、專ラ頭髮ノ飾ニ用ヰル、其華美ナルモノニ至リテハ金、銀、珠玉等ヲ以テ造レルモノアリ、花簪ハ古ノ插頭花(カザシ)ノ遺風ニテ、剪綵ヲ以テ製シタルモノナリ、

釵子ハサイシト云フ、宮女ノ頭髻ヲ飾ルノ用ニ供スルモノナリ、

鑷子ハケヌキ、又ハハナゲヌキトイヒ、或ハケツシキトモイヘリ、額髮、眉、鼻毛等ヲ除クニ用ヰル、

鬘ハ字或ハ髲ニ作リ、カヅラト云ヒ、又清ミテカツラトモ云ヘリ、他人ノ髮ヲ以テ己ノ髮ヲ飾ルナリ、後世髢(カモジ)ト唱フル者卽チ是ナリ、

假髻ハスヱト云フ、鬘ノ一種ナリ、蔽髮ハヒタヒト云フ、鬘ヲ以テ額ヲ蔽ヒ、人ヲシテ面ヲ見ルコトヲ得ザラシムルナリ、

寶髻ハ金玉ヲ以テ、頭髻ヲ飾ルヲ云フ、內親王、女王、內命婦等、其品位ニ從ヒテ各差アリ、寶髻ヲ用ヰルヲ得ザルモノハ義髻ヲ用ヰル、共ニ禮服ヲ著スルトキニ限ル、又付髮アリ、兒童ノ總角ヲ結ブニ用ヰルモノナリ、

鏡名稱

髻刺(フトサシ)、鬢刺(ビンサシ)、髷止(ワゲトメ)ノ類ハ、共ニ婦女ノ理髮ニ用キル具ニシテ、近世ノ創作ニ係ル、簪ハモトユヒト云フ、又元結ノ字ヲ用キル、頭髮ヲ結束スルモノナリ、其種類甚ダ多シト雖モ、要スルニ貴人ハ多ク紫絲ヲ用キ、其他ハ專ラ紙捻ヲ用キタリ、

白粉ハ、シロキモノ、或ハオシロイト云フ、古來鉛粉ヲ用キテ顏面ヲ裝飾スル料トス、又、ハフニト稱シ、專ラ米粉ヲ用キルモノアリ、蓋シハフニハ、白粉ノ字音ナリ、

紅粉ハ舊ク臙粉トモ書シテ之ヲベニト云フ、容飾又ハ染色ノ料ニ用キル、

古ヘ頭髮ヲシテ濡澤ナラシムルタメニ、綿ヲ油ニ浸シテ用キタリ、之ヲ澤トイヒ、アブラワタト訓ゼリ、後世五味子ヲ水ニ浸シテ其汁ヲ用キタリシガ、寬永ノ頃、蠟ヲ鎔解シテ松脂ヲ加ヘ、之ヲ鬢付ト名ヅケテ使用ス、其後伽羅ノ油ヲ製スルコトヲ知リシヨリ世間ニ流布シ、以テ一般ニ頭髮ヲ塗飾スルニ至レリ、

〔倭名類聚抄容飾具十四〕鏡　孫愐切韻云、鏡名居命反、和加加美、照人面者也、

〔類聚名義抄金八〕鈠音謝カヽミ、カヽミル、カツス　鏑音鋼カヽミ　鏡音竟カヽミ

〔東雅器用八〕鏡カヾミ　其名義のごときは舊釋せし說も多けれど、唯其明かにして明かなるの謂と心得ば、大やうだがふべからず、火神を香具土といひ、又悪神香々背男といひしあり、香具、香々、語聲の略せしにて、すべては火の貌と見えたり、凡物の光耀あるを、カヾヤクなどいふは、古言の遺れるなり、鏡をカヾミといふも此義と見べし、

〔日本書紀通證三〕兼良曰、白銅訓云眞澄、蓋眞實澄清之義也、鏡者正直之器、爲神明之德也、〇略　註正通曰、白銅(マスミノ)鏡眞心清明之謂、又曰正直則明也〇下略

〔古記事傳八〕鏡の名義は、炫見(カヾミ)なり、

〔倭訓栞前編六加〕かゞみ　鏡をいふ、赫見(カヾミ)の義也、又影見也、又神と義通ず、

〔釋名四首飾〕鏡景也、言有光景也、

鏡製作

〔廣雅七〕鑑謂之鏡、

〔萬葉集〕〔七雜歌〕詠月
眞十鏡、可照月乎、白妙乃、雲香隱流、天津霧鴨、

〔萬葉集〕〔十二古今相聞往來歌〕寄物陳思
祝部等之、齋三諸乃、犬馬鏡、懸而偲、相人每、

〔萬葉集〕〔十三問答〕垂乳根乃、母之形見跡、吾持有、眞十見鏡爾、〔下略〕

〔古今和歌集〕〔六冬〕
紀のつらゆき
行年のおしくもあるかなます鏡みるかげさへにくれぬとおもへば〔詞書略〕

〔日本書紀〕〔一神代〕忌部遠祖太玉命、堀天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、〔一云、眞經津鏡、〕

〔和漢三才圖會〕〔二十五容飾具〕鏡〔中略〕
凡造鏡、唐金白目相和〔唐金乃鐵和亞鉛成、白目乃鉛和錫成也、〕鎔型爲鏡、而用厚朴炭、數磨之上以梅醋少許點之、鉛〔燒末各少許〕以手指頻摩之、卽鑑物鮮明也、如一面中爲界摩之、則見物亦有數、如其鏡面凸裏平直、則見影爲異形、〔下略〕

〔淮南子〕〔十九修務訓〕明鏡始下型、朦然未見形容、及其粉以玄錫、摩以白旃、鬢眉微毫可得而察、

〔延喜式〕〔十七內匠〕御鏡一面〔方七寸〕料熟銅大四斤、白鑞大一斤四兩、銀大十二兩、熬炭五斗、和炭五斗、伊豫砥、青砥、鐵精二分、帛二尺五寸、綿四兩、調布二尺、油一合、長功廿二人、〔鑄工二人、磨工十八人、夫二人、〕中功廿五人、〔工廿三人小半、夫二人小半、〕短功廿九人小半、〔工廿七人、夫二人小半、〕

〔續修東大寺正倉院文書〕〔四十〕造鏡用度帳
東大寺　應鑄　御鏡四面〔各徑一尺　厚五分〕

面

合應用熟銅七十斤大　卌八斤見所用　廿二斤儲料
白鑞六斤大　臈蜜一斤大　鐵精四兩大　鐵二廷堅　帛絁一丈　生絁二尺　調綿二屯　調
布一丈　砥二碟　靑砥二村　胡麻油四合　荒炭十二斛　和炭六斛　石灰一斤大　笑廿根
應奉仕雜工一十人
單功一百廿四人　鑄工五人單六十四人　八人鑄功　五十六人錯作功　細工一人單十五人
轆轤工一人單二人　右二人樣功　鐵工一人單三人　共作夫二人單卅人　十二人自奈良京運
土夫　二人轆轤工共作　三人鐵工共作　廿三人雜使
應給食料米二斛四斗八升、雜工幷夫一百廿四人料、人別二升
　鹽四升九合六勺、雜工幷夫一百廿四人料、人別四勺　海藻十三斤十兩、雜工幷夫一百廿四人料、人別二兩
　滑海藻十斤八兩、雜工八十四人料、人別二兩　醬八升四合　未醬八升四合　醬滓八升四合已上三種
雜工八十四人料、人別一合　酢四升二合、雜工八十四人料、人別五勺
　薦二枚　折薦四枚　簀二枚　圓坐六枚
以前依去三月廿五日因八麻中村宣、應奉仕御鏡用度如件、
　天平寶字六年四月二日　主典正八位上安都宿禰雄足

〔更科日記〕は、一尺の鏡をいさせて、えゐて參らせぬかはりにとて、僧をいだしたて、、初瀨にまうでさすなり、三日さぶらひて、此人のあべからんさま、夢にみせ玉へなどいひて、まうでさするなめり、

〔本朝續文粹十二修善〕鳥羽勝光明院供養　敦光朝臣
敬白、建立瓦葺二階一間四面堂一宇、奉安置金色一丈六尺阿彌陀如來像一體、
光中雕刻大日如來像一體、十二光佛、廿五菩薩像、鏡面書寫梵字阿彌陀小呪一遍、天蓋顯飛天像

八體、

〔古今醫統通用諸方集九十八器物類〕畫寫鏡法雌黃一錢粉霜硇砂各一分右細研、以膠水調、任意於鏡上描畫人物花草故事、候乾火燒片時以磨鏡藥磨去、其畫自見、

〔續拾遺和歌集雜十八〕公守朝臣母身まかりて後、朝夕てなれける鏡に、梵字を書て供養し侍りける、導師にまかりてまたのあした、後德大寺左大臣のもとに申つかはしける、

法印澄憲

見し人の影もなければます鏡むなしき事を今やさるらむ

〔玉海〕元曆元年正月九日己亥、傳聞、義仲與平氏和平事已一定、此事自去年秋比、連々謳歌有樣々異說、忽以一定了、去年月迫之比、義仲鑄一尺之鏡、面奉顯八幡或說熊野御正體、裏鑄付起請文、假名云々遣之、因茲和親云々、

〔新編鎌倉志三上〕建長寺

圓鑑　壹面、厨子ニ入レ西來庵ニアリ、開山〇大覺禪師所持ノ鏡ナリ、高サ三寸五分、橫三寸アリ、鏡面ニ、觀音半身ノ像、手ニ團扇ヲ持、少シ俯シタル樣ニ見ユルナリ、頭ニ天冠ヲイタヾク、首尾、如意ノ如ニ見ユル物ノ端ニ、瓔珞ヲ垂ル、珠ヲ連ル絲ハナシ、下ニ巾ノ如クナル物ヲ著ス、眼裏ニハ睛ヲ不入、鏡後ニ、水中ニ三日月ノ影、逆ニ鑄付、其高サ半分バカリアリ、上ニ梅ノ枝ヲ鑄付タリ、是ヲ提ルヤウニ環ヲ付ケタリ、鏡ノ形如鼎、是ヲ圓鑑ト號スル事ハ、開山在世ノ時ヨリ、自ラ圓鑑ト額ヲ書、今ニ昭堂ニ掛サセ給ヲ以テナリ、其圖如左、〇圖略

元亨釋書ニ、大覺禪師所持ノ鏡アリ、沒後其徒コレヲ收ム、或人夢ミラク、其鏡禪師ノ儀貌ヲ留ムト、徒ニ告テ乞見レバ、髣髴トシテ、觀自在ノ像ニ似タリ、諸徒傳ヘ看テ異之、平帥平時宗コレヲ聞テ、

請テ府ニ入ル、其晻曖ヲ疑テ、工ニ命ジテ磨治セシム、初メ幽隱ナリ、一磨ヲ經テ、大悲像、鮮明嚴好ナリ、平帥悔謝シテ作禮ス、後ニ寧一山記作ルトアリ、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合白銅鏡陸面 丈六分肆面 貳面尺一五寸五分、幷裏漆徑一尺五寸六分、一徑一形、

右、天平八年歲次丙子二月廿二、納賜平城宮皇后宮者、 壹面花形裏禽獸形、徑九寸八分、 右、天平八年歲次丙子二月廿二日、納無漏王者、 壹面裏禽獸形、徑九寸七分、 右、納圓方王者、 佛分壹面分、裏禽獸形、徑四寸八

塔分一面裏禽獸形、徑五寸八分、

〔拾遺和歌集五賀〕鏡いさせ侍りけるうらに、鶴のかたをいつけさせ侍て、 伊勢

ちとせとも何かいのらむうらにすむたづのうへをぞ見るべかりける

〔散木弃謌集戀〕ますかゞみうらつたひするかさゝぎに心かろさの程をみるかな○詞書略

〔淵鑑類函三百八十服飾〕鏡二 神異經云、昔有₂夫婦₁、將₂別破₁鏡、人執₂半以爲₁信、其妻忽與₂人通₁、其鏡化₂鵲、飛至₂夫前₁、其夫乃知₂之、後人因鑄₂鏡、爲₂鵲安₁背上₁也、

〔信明集〕かゞみかりてかへすとて、まきのしたにかきつく男、

曉のわかれををしのかゞみかもおもかげにのみ人のみゆらむ

〔賀茂保憲女集〕ひをのかへし

玉くしげかゞみのうらにすむ千鳥おぼつかなみにとぶ〳〵とゆく

〔新編鎌倉志三上〕建長寺

圓鑑○中略 後ニ、水中ニ三日月ノ影、逆ニ鑄付、其高サ半分バカリアリ、上ニ梅ノ枝ヲ鑄付タリ、

〔橘庵漫筆二編二〕鏡の裏面に、南天燭を鑄付ることは、其明かならむ理を象り表せり、南は離にして、離は麗なり、明なり、☲卦象如₂此し、天は乾なり、明貴なり、☲卦象如₂斯、美也明也、燭また火の用にして離なり、いづれも明に貴く、麗く、美しき象なり、よつて鏡の裏に鑄付けたり、

〔歷世女裝考一〕鵲の鏡鶴の鏡
百年ばかりこなたの鏡に、南天燭を鑄付けたるもの多し、是を橘庵漫筆に、易の卦象にあてゝ、辨じたるは、鑿說に似たり、さやうのむつかしき事にはあらず、南天を難轉と名詮して、難を轉ずる祝事なり、故に、嫁入の轎にも、なんてんの葉をいるゝなり、

〔東大寺獻物帳〕御鏡貳拾面〇中略
圓鏡一面、重大六斤一兩、徑一尺二寸五分、染背金銀平脫、緋絁帶、染木匣、緋綾嚫盛、
八角鏡一面、重大五斤一兩、徑一尺一寸、平螺鈿背、緋絁帶、染皮箱、緋綾嚫盛、

〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記
第二櫃　鏡參拾參面〇中略　九寸一面、裏螺鈿、入黑漆筥、

〔新編武藏風土記稿十九豐島郡〕妙義社〇上駒込村　社寶
鏡一面圓鏡、徑三寸六分ニ、和歌ヲ刻ス、增鏡掛テゾ賴ム神風ノ吹起スベキ名ヲモ家ヲモ、三樂齋ト彫ル、サセル古物トモミエズ、

〔信長記十三〕鏡屋天下一號之事
鏡屋宗白ト云シ者ヲ村井長門守召連、手鏡ヲ以御禮申サセケルニ、信長公卽取上見給フテ、イト明白也、願ハ心ノ善惡ヲ見ン鏡モガナ、世中ノ癖トシテ、諸侯大夫寵臣等ガ、云爲ヲバ、善モ惡キモ、人皆イミジキヤウニ云ナシケレバ、却テ心ヲ闇ス事ハ、日月ニ彌增ケレドモ、行ノ惡キヲ諫ル事ハナシ、サリヌベカラン、諫臣ヲ求得ズンバ、政道ノ實理ハ聞ズナン成ヌベシト、思召入給フゾ有難キ、角テ鏡ノ裏ヲ御覽ズレバ、天下一ト銘セシ也、公御氣色變リ、去春何レノ鏡屋ヤラン、捧ゲシニモ、裏ニ天下一ト銘ジツル、天下一ハ唯一人有テコソ、一號ニテ有ベケレ、二人有事ハ猥ナルニ非乎、是偏ニ、長門守ガ不明ヨリ起レリ、汝ガ不明ハ予ガ不明也トテ、事ノ外ニゾ痛ミ思召給ヒケル、

○按ズルニ、德川幕府ノ時、工人ニ天下一ノ文字ヲ用キルヲ禁ゼシ事アリ、產業部工業總載篇ニ在リ、

〔松屋叢話〕平務廉は號を竹庵といふ、村田春海の門人にして、めでたき歌人なりけり、手かくわざもこよなうすぐれてぞありける、その家に新の王莽が鏡をもたりけるは、いとめづらかなる物なりや、その記にいへらく、徑五寸五分、重百二十五錢、背作八乳、銘四字、曰長宜子孫、外輪作八乳、間列鳥獸形、流雲邊、素鼻、銘二十八字、其五不可識、按博古圖載漢淸明鑑、銘云、漢有善銅出丹陽、和以銀錫淸且明、左龍右虎尙三光、朱爵玄武順陰陽、文略同、而此云、新有善同出丹羊、則爲新莽之鑄也明矣、莽之貨泉、儘有銅器難得、隷續獨載新莽候鉦、今此鑑之存于我、亦可珍也、善同卽善銅、周禮與銅作與同、丹羊卽丹陽、漢桉民校尉熊君碑文、歐陽作歐羊、古字假用、並可證也、と有にて知るべし、（○下略）

〔槐記〕享保十一年六月廿四日、參候、千金方ノ客忤門ニ、銅鏡鼻ト云モノアリ、何物タルヲ知ラズ、本草類ヲ考ヘテモ不分明、モシ鏡ノ柄ナドノコトニヤト窺フ、（○中略）翌日則右ノ出處ノコラズ、御考ノ趣ヲ御見セナサル、

帶　一鏡如鐶樣、鼻上有大環、（ 鄴代辭卷廿三鏡 ）臺卽所以架鏡者、帶穿鼻以拱持挈併及之、（合璧事類卷五十三鏡部）右之趣ナレバ、究メテ柄ナキ唐ノ鏡ナド云、丸鏡ノ裏ニアルツマミノコト也、コレ見ヨトテ、御家ニアル唐ノ鏡ヲ御見セナサル、類モナキ、古鏡ノ最見事ナルモノニテ、裏ニツマミナドアリ、帶ヲ穿チコレアリ、四方ニ富貴當寂ノ四字アリ、

緒　〔肥前風土記（小城郡）〕鏡渡（在郡北）昔者檜隈廬入野宮御宇、武少廣國押楯天皇（○宣化）之世、遣大伴狹手彥連、鎭任那之國、兼救百濟之國、奉命到來、至於此村、卽娉篠原村（篠謂志奴）弟日姬子（ヲトヒメコ）成婚、（日下部君等祖也）容貌美麗、特絕人間、分別之日、取鏡與

婦、婦舍悲啼渡栗川、所與之鏡緒絶沈川、因名鏡渡、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

天皇即位之年、〇中略爲令縫御帳帷幷御鏡緒等、請内竪幷左右近衞兵衞等、奏進於内裏、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合雜物貳拾捌種

鏡懸緖壹拾參條

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

紐鏡、能登香山、誰故、君來座在、紐不開寐、

〔萬葉集四相聞〕丹比眞人笠麻呂下筑紫國時作歌

臣女乃、匣爾乘有、鏡成、見津乃濱邊爾、狹丹頰相、紐解不離、吾妹兒爾、戀乍居者、〇下略

〔類聚名物考調度十〕氷面鏡　ひもかゞみ

ひもかゞみは紐鏡にて、丸鏡もその外古鏡は、今の如く柄のなき故に、必ず裏に緒を付て取物故に、やがて紐鏡とは云ふ事にて、玉の緒と云ふが如くなるを、連歌の家にては、つらゝまたは氷の鏡を氷面鏡とするなり、是又轉訛の一說なり、

鏡補類以紐貫爲名

〔日本書紀一神代〕一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲生御宙之珍子、乃以左手持白銅鏡、則有化出之神、是謂大日孁尊、右手持白銅鏡、則有化出之神、是謂月弓尊、

〔萬葉集八夏相聞〕大伴家持攀橘花贈坂上大孃歌

氣緖爾、吾念妹爾、銅鏡、清月夜爾、直一眼、令覩麻而爾波、〇下略

〔東宮舊事〕皇太子納妃、自著衣、大鏡、尺八寸、〇中略銅鏡二枚、

〔古事記上〕取天金山之鐵、而求鍛人天津麻羅、而麻羅二字以音科伊斯許理度賣命、令作鏡、〇下略

〔皇太神宮儀式帳〕新宮造奉時行事幷用物事

次取吉日、爲正殿心柱造奉、率宇治大内人一人、諸内人等、戸人等入杣、木本祭用物注左、(其柱名號稱忌柱)

鐵人形四十口、鐵鏡四十面、鐵鉾四十柄、(○下略)

〔延喜式(四伊勢大神宮)〕採正殿心柱祭

鐵人像、鏡、鉾、各卅枚、

〔榮花物語(八初花)〕かくてりんじのまつりになりぬ、つかひにはとのゝ權中將(○藤原道長子敎通)いで給、その日は、内の御ものいみなれば、とのもかんたちべも、まひ人の君たちもみなよひにこもり給て、うちわたりいまめかしげなるところ〳〵あり、とのゝうへ(○道長室倫子)もおはしませば、御めのとの命ぶもおかしき御あそびに、めもつかでつかひのきみをひとへにまぼりたてまつり、かくてこのりんじのまつりの日、藤宰相(○實成)の御隨身ありし宮のふたを、このきみの隨身にさしとらせていにけり、ありしはこのふたにしろがねのかゞみいれて、沈のくし、白がねのかうがいをいれて、つかひのきみのびんかき給べき具とおぼしくて來たり、このはこのうちに、でいにて蘆手をかきたるはありしかへしなるべし、

日かげぐさかゞやくほどやまがひけんますみのかゞみくもらぬものを

〔倭訓栞(前編十一)〕しどき　蝦夷の女は頸に銀鏡をかけて飾りとす、是をしどきと名づく、

〔續日本紀(二十七稱德)〕天平神護二年七月己卯、(○中略)散位從七位上昆解宮成、得似白鑞者、以獻言曰、是丹波國天田郡華浪山所出也、和鑄諸器、不弱唐錫、因呈以眞白鑞所鑄之鏡、其後授以外從五位下、復與役採之、單功數百、得十餘斤、或曰、是似鉛非鉛、未知所名、時召諸鑄工、與宮成雜而錬之、宮成途窮、無所施姦、然以其似白鑞、因爭不肯伏、

〔新千載和歌集(九釋敎)〕後二條院かくれさせ給ての比、彼水精の御かゞみをつかはされて侍けるを、七日光明眞言の法を行て返しわたし奉るとて、　前大僧正禪助

よのつねの光ならねばます鏡そこまですめるさとりをぞしる

〔倭訓栞前編六加〕かゞみ　紅毛の硝子鏡(ビイドロカヾミ)はさびずとぞ

〔歷世女裝考一〕柄鏡

唐物硝子鏡、たて二寸七分よこ一寸七分全質瑇瑁細工、かゞみ硝子繪やう彫あげ、圖の如く〇圖略轉柱をあぐれば、內にびいどろかゞみあり、按に、今市中にてひさぐびいどろかゞみは、かゝる唐物を摸し作りはじめたるならむ、是も五六十年以來の新製にて、今は下輩萬家の重寶たり、

〔集古十種銅器〕蜷川氏藏、山城國宇治郡堀地所得埴鏡圖〇圖略

以形狀爲名

〔東大寺獻物帳〕御鏡貳拾面〇中略

圓。鏡一面、重大卅三斤八兩、徑一尺五寸八分、鳥花背、緋絁帶、八角榲匣盛、

〔多武峯略記〕奉送多武峯聖靈院御裝束幷靈物等事〇中略

庇御鏡五面圖形

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合鏡壹阡貳百漆拾伍面、佛物一千二百七十面之中、花鏡二百五十九面、圓鏡二百八十四面、方鏡六面、鐵鏡七十一面、雜小鏡六百五十面、菩薩物二面、並圓鏡、通物三面、

〔延喜式十七內匠〕御鏡一面方七寸

〔西京雜記三〕高祖初入咸陽宮、周行庫府、金玉珍寶不可稱言、〇中略有方鏡、廣四尺、高五尺九寸、表裏有明、人直來照之、影則倒見、以手捫心而來、則見腸胃五臟、歷然無硋、人有疾病在內、則掩心而照之、則知病之所在、又女子有邪心、則膽張心動、秦始皇常以照宮人、膽張心動者則殺之、高祖悉封閉以待項羽、羽倂將以東、後不知所在、

〔東大寺獻物帳〕御鏡貳拾面

八。角。鏡一面、重大卅八斤八兩、徑二尺一寸七分、鳥獸花背、緋絁帶、八角榲匣盛、

〔多武峯略記〕奉ㇾ送₂多武峯聖靈院御裝束幷靈物等₁事

母屋御鏡九面八花形

〔大鏡一後一條〕おほいぬまるおとこ、いできゝ給ふや、うたひとつつくりて侍りといふめれば、よつぎいとかんある事なりとて、うけ給はらんといふ、しげきいとやさしげにいひいづ、

あきらけきかゞみにあへば過にしもいまゆくすゑのことも見えけり、といふめれば、よつぎいたくかむじて、あまたゝび誦して、うめきて返し、

すべらきのあともつぎ〳〵かくれなくあらたに見ゆるふるかゞみかも

今やうのあ。ふ。ひ。や。つ。は。な。が。た。の。か。ゞ。み。らてんのはこにいれたるに、むかひたる心ちし給ふや、いでやそれはさきらめけど、くもりやすきところあるや、いかにいにしへのこだいのかゞみは、かねしろく、て人手ふれねど、かくぞあかきなど、したりがほにわらふかほつき、しにかゝまほしく見ゆ、

〔義經記七〕平泉寺御見物の事

此僧は讃岐の阿闍梨と申候が、北陸道にかゝり、越後に下り候、御内の勸進はいかやうに候べきと申ければ、富樫よくこそ御出候へとて、加賀の上品五十疋、女房のかたより、罪障懺悔のためにとて、白袴一こし、八はながたにいたる鏡、さては家の子、郎等、女房たち、下女に至るまで、思ひ〳〵に勸進に入る、

〔飛燕外傳〕飛燕〇中略始加₂大號₁、婕妤奏₂書於后₁曰、天地交暢貴人姊及₂此令吉光₁、登₂正位₁、爲₂先人休₁、不ㇾ堪₂喜豫₁、謹奏₂上二十六物₁以賀、〇中略七出菱花鏡一匳、〇下略

〔日本書紀九神功〕五十二年九月朔丙子、久氐〇百濟使等從₂千熊長彥₁詣之、則獻₂七枝刀ナヽツサヤノタチ一口、七子鏡ナヽツコノカヾミ一面、及種々重寶₁、

〔藝文類聚天部一〕梁簡文帝望月詩曰、流輝入畫堂、初照上梅梁、形同七子鏡、影類九秋霜、桂花那不落、團扇與誰裝、空聞北牖彈、未擧西園觴、

〔文德實錄七〕齊衡二年二月癸亥、備中國言、吉備津彥名明〔〇名明恐一衍〕神庫內、鈴鏡一夜三鳴、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月二日辛未、遣神祇大祐正六位上大中臣朝臣常道、向近江國伊福伎神社、奉弓箭鈴鏡、

〔歷世女裝考一〕柄鏡

柄のつきたる鏡を、唐土にては柄鏡といひて、いと古くよりありし物なり、〇中略中昔〔七八百年前〕の比及にいたりては、佛法盛なりしゆゑ、佛にも鏡を供養する事となりて、それには大かた柄鏡を新に鑄て奉納する事とみえたり、〇中略案に、神佛へたてまつるに柄を作るは、建おくに便利ためなんめり、〇中略此圖〔〇御飾記〕にても柄鏡は、衣冠を正す物なるよしぞきこゆる、且又和漢とも、古き柄鏡にはおほかた柄に孔あるも、座右に掛おくためなるべし、〇中略

今のごとく鏡はかならず柄ある物となりし時代を考るに、おのれが藏する寬永の間の畫に、浴後の美少年、湯女とみゆるに髮をゆはせながら、柄鏡を採りて顏を視るさまの圖あり、又正德二年の和漢三才圖會の鏡の所の圖に、圓鏡と柄あるかゞみと二ツならべて畫けり、又元文三年〔正德二年より二十七年のち〕西川祐信が筆の繪本貞操草に、島田にゆひたる娘、圓鏡と柄鏡にてあはせかゞみする圖あり、これを參考するに、今のごとく鏡といへば柄ある物になりしは、僅に百年以來の事なるべし、〇下略

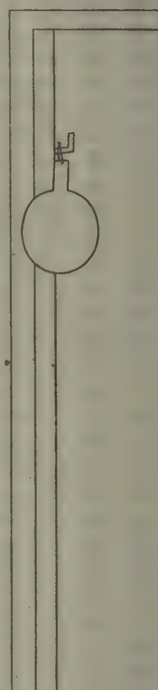
〔淵鑑類函服飾三百八十〕鏡二　李氏錄曰、舞鏡有柄、漢武帝時舞人所執鏡也、

〔君臺觀左右帳記〕銅雀臺ト云カヾミ有、胡銅ノカヾミノヲモテニ色々五色ナル、ルリノヤウナル物ニ、エツキテクモリタリ、其內ニイサヽカミガキテ、物ノカゲノウツルカヾミアリ、重寶也、マレ

ナル物ナリ、

〔御飾記〕

以用法爲名



〔槐記〕享保十一年六月廿四日、參候、千金方ノ客忤門ニ銅鏡鼻ト云モノアリ、何物タルヲ知ラズ、本草類ヲ考ヘテモ不分明、モシ鏡ノ柄ナドノコトニヤト窺フ、仰ニ、鏡ノ柄アルハ手。鏡。ト云、柄ノコトニハアルベカラズト仰ラル、

〔歷世女裝考〕一柄鏡

下野國都賀郡西見野村長光寺の境內に山あり、里人長光山といふ、山の麓に澤あり、菊が澤といふ、明和四年丁亥正月廿八日、長光山の裾霖雨の爲に崩れ、かの菊が澤より堀出したるもの、銅の塔高さ七寸內に觀世音を安置す、柄鏡一面、〇中略さて、件の柄鏡の陰に、不二行者授翁とあるは、すなはち藤房卿なり、世を遁れ玉ひて、此地に隱れおはせし事は、日蔭草といふ草子に見えたり、〇圖略

〔歷世女裝考〕一柄鏡

古き柄つきのかゞみは、みなちひさし、これをば髩。鏡。といひ、〇中略佐夜中山集寬文四年板併書若き時持ものとてやびんかゞみ、附句伽羅の油もかくし女房、

〔義經記〕五判官よし野山に入給ふ事

判官〇中略まづかを召て仰せけるは、〇中略たゞ都へ上り給へと仰せられけれ共、御ひざの上にかほをあて、聲を立てぞなきふしける、侍共も是を見て、皆袂をぞぬらしける、判官びん。の。か。ゞ。み。を

以地名爲名

取出して、是こそ朝夕にかほをうつしつれ、見ん度に、義經をみると思ひてみたまへ、とてたびにけり、是給りて今なき人の樣に、むねにあて、ぞこがれける、泪の隙よりかくぞ詠じける、

　見るとても嬉しくもなしますかゞみこひしき人の影をとめねば〈○下略〉

〔假名手本忠臣藏第六〕由良之助、釣燈籠の灯を照し、讀む長文は御臺より、敵の樣子細々と、女の文の跡や先、〈○中略〉おかるは上より見おろせど、夜眼遠眼なり字性もおぼろ、思ひ付たる延べ鏡出して寫して讀取文章、〈○下略〉

〔歷世女裝考一〕柄鏡

本朝のむかしは、貴賤とも髮は垂しゆゑ、合せ鏡する事はながりしならん、西土は太古より髮を取あげゆひて、其狀の名さへあまたあれば、合せかゞみもしつらん、

〔歷世女裝考一〕懷中鏡

今ある古鏡の小なるは、むかしの懷中鏡なるべし、しかおもふよしは、むかしのよしある女は、今のごとく、ものゝまうでのさきにても、かほつくる事、古書に散見されば、懷にかゞみもちつらん、和泉式部集〈下卷〉の人のおきたりけるかゞみのはこをかへしやるとて、かげだにもとまらざりけります鏡はこのかぎりはいふかひもなし、これは男のおきわすれたるかゞみをかへす歌なり、わすれしとあれば懷中鏡なるべし、男もくわいちゆうかゞみもてば、女はさら也、又枕のさうし〈季吟本卷二〉きよげなる人の、よるは風のさはぎにねさめつれば、ひさしうねおきたるまゝに、かゞみうちみて、これは大内の女房宿直の時のさまなれば、手近く鏡臺などあるべきやうなし、枕のもとにおきし懷中鏡にやありけんかし、後の物にみえたる中に、玉海〈○註略〉建久二年六月の條に、鼻紙の間に鏡をいれて持事みえたり、これらを徵とすれば、古き小鏡は懷中鏡なるべし、

〔枕草子二〕こゝろときめきするもの

鏡用法

からのかゞみのすこしくらきみたる

〔續古今和歌集神祇七〕白河院の御時、あらざる外の事によりて、御きそく心よからず侍ける時、唐鏡を北野の宮へ奉るとて、かゞみの裏に書つけたる、　左京大夫顯輔

身をつみて照しおさめよますかゞみ誰が僞もくもりあらすな

〔曾我物語二〕たちばなのゆらゐの事

二十一のきみ女しやうながら、さいかく人にすぐれしかば、かやうのことをおもひいだしけるにや、げにもけいかうのみかど、たちばなをねがひ、たんじやうありし事、いくほどなくてわか君いできたり、よりともの御あとをつぎ、四かいをおさめたてまつる、さればこのゆめをいひおどして、かいとらばやとおもひければ、このゆめかへすぐ〳〵おそろしきゆめなり、よきゆめをみては、三とせかたらず、あしきゆめをみては、七日のうちにかたりぬれば、おほきなるつゝしみあり、いかゞし給ふべきとぞおどしける、十九のきみはいつはりとは思ひもよらで、さてはいかゞせん、よきにはからひてたびてんやと、大きにおそれけり、〇中略さらばうりかふといへばのがるゝなり、うり給へといふ、かうものゝありてこそうられ候へ、めにもみえず、手にもとられぬゆめのあと、うつゝにたれかかうべしと、思ひわづらふいろみえぬ、〇中略二十一のきみなにてかかひたてまつらん、もとよりしよまうのものなればとて、ほうでうのいへにつたはる、か。ら。の。か。ゞ。み。をとりいだし、又からあやのこそで一かさねそへわたされける、十九のきみなのめならずよろこびて、わがかたにかへり、日ごろのしよまうかなひぬ、かゞみのぬしになりぬと、よろこびけるぞおろかなる、この二十一のきみをばちゝことにふびむにおもひければ、このかゞみをゆづりけるとかや、

〔延喜式八祝詞〕遷却祟神祭〇中略

見明物(アカスモノ)止　鏡、甑物止　玉、射放物(イハナツ)止　弓矢、打斷物止　大刀、馳出物止　御馬、〇下略

〔九條殿遺誡〕先起稱屬星名號七遍、〇註略次取鏡見面、次見曆知日吉凶、次取楊枝向西洗手、

〔淵鑑類函服飾三百八十〕鏡五　漢李尤鏡銘曰、鑄銅爲鑑、整飾容顏、修爾法服、正爾衣冠、

〔山堂肆考器用三十八〕朱梁時趙凝氣貌甚偉、每整衣冠、使人持巨鑑前後照之、烏巾上微有塵、即令侍妓持紅巾拂拭之、

〔枕草子四〕ありがたきもの

いときよげなる硯ひきよせて文かき、もしは鏡こひて、びんなどかきなをしたるも、すべてをかし、

〔榮花物語歌合三十二〕藏人俊經ふたあゐのうつくしきとりて、ひろげ〻くをみれば、むらさきのふせんれうに、あをきざうがんをつけて、伊勢海と云さいばらを、あし手にぬひたり、か〻みの水かねのすなごしたるすはまを、すへみち、さだあきらとりて、うちしきのうへにふす、〇中略かずさしの物は、うちのおまへとおぼしくて、たけのだいよりぬきいでたるをかずには〻たり、か〻みの水、沈の石たて〻、さま〲のくさを〻たくさにて、色々のさいでしてつくりたるも、ことさらとみなせばおかし、〇中略左がたかちわざと覺しくて、沈〻たんのかひずり、か〻みのみづやりなど〻たるわりご共參らせたり、

〔榮花物語根合三十六〕菊のおり物の御几帳ども、おしいでわたして、おはしますほどこそいださね、すこしさしのきて、よきほどにおしいでたる、きぬのすそ、袖口いとめもおどろきてみゆ、菊の折枝、桂のもみぢ、鏡の水などをしたるが、うすものよりすきたるうちめに、か〻やきあひたるほかげいみじうおかし、くれなゐのうちたるをながへにて、桂のかたに〻りて、靑きを下にかさねて、かう染の御ありさま、えもいはず、めでたく見えさせ給、

室內裝飾

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、〇中略先ㇾ是著二裝束一、(中略)紙付ㇾ鏡帖、

〔延喜式十五內藏〕元正預前裝二飾大極殿一、鳳形九隻、順鏡廿五面、〇中略與二內匠、主殿、掃部等寮一、共依ㇾ例裝束、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

御帳のまくらのなかのはしらの左右に、〇中略御あとのなかのはしらの左右に、又ひちがねをうちて、おほきなるかゞみを左右にかけたり、其ていきやうだいのかゞみなり、物のぐかくるやう又おなじことなり、

〔類聚雜要抄二調度〕立二調度一例

永久五年七月二日、關白右大臣殿移二御鴨居殿一、〇中略四面ニ面額ヲ引廻、斗帳定東西南面有二渡一、鴨柄懸二角并鏡等一、如ㇾ常被ㇾ用之、

保延六年十一月四日甲辰、土御門內裏移御、土御門烏丸南面夜御殿并晝御帳帷、鏡懸角、雜事等如ㇾ常、

但鏡徑八寸許、事外ニ小也、不ㇾ可ㇾ例歟、本一尺二寸也、

船上裝飾

〔日本書紀七景行〕四十年十月戊午、爰日本武尊則從二上總一轉入二陸奧國一、時大鏡懸二於王船一、從二海路一廻二於葦浦一、橫渡二玉浦一、至二蝦夷境一、

〔日本書紀八仲哀〕八年正月壬午、幸二筑紫一、時岡縣主祖熊鰐、聞二天皇車駕一、豫拔二取百枝賢木一、以立二九尋船之舳一、而上枝掛二白銅鏡一、中枝掛二十握劍一、下枝掛二八尺瓊一、參二迎于周芳沙麼之浦一、而獻二魚鹽地一、

〔榮花物語三十一殿上花見〕かくて長元四年九月廿五日、女院、住吉、石淸水にまうでさせ給、〇中略賀茂河尻といふ所にて、御船にたてまつる、船は丹波守章任が、つかうまつらせたりける、唐やかたの船に、こまがたをたて、ゝ、鏡沈紫壇などを、さま〴〵おかしきさまにつくしたり、

神事用鏡

〔日本書紀一神代〕一書曰、於ㇾ是日神方開二磐戶一而出焉、是時、以ㇾ鏡入二其石窟一者、觸ㇾ戶小瑕、其瑕於ㇾ今猶存、此卽伊勢崇秘之大神也、

〔古語拾遺〕於是從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意、(是紀伊國日前神也)次度所鑄其狀美麗、(是伊勢大神也)

〔百錬抄九安德〕壽永二年八月廿一日、武士亂入大原野、打開神殿、取御體鏡四枚幷神寶等、稻荷社、奉取御正體、辨之、

〔惠慶法師集〕稻荷の中社の歌

いなり山三つ杉中にます鏡我ことだてゝ賴むかひあれ

〔續日本紀三文武〕慶雲元年十一月庚寅、遣從五位上忌部宿禰子首、供幣帛、鳳凰鏡、窠子錦于伊勢太神宮、

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束

鏡二面(各徑九寸)

〔內宮長曆送官符〕出座料御裝束

御鏡貳面(徑各九寸、付組緒、)

〔皇大神宮儀式帳〕荒祭宮正殿裝束

鏡一面(徑三寸、納錦囊、)

〔內宮長曆送官符〕荒祭宮料

鏡一面(徑二寸、納錦袋、)

〔皇大神宮儀式帳〕月讀宮遷奉裝束

鏡九面(徑各二寸、西一殿二面、西二殿四面、東一殿三面、)

〔內宮長曆送官符〕月夜見宮正殿肆宇

御裝束拾參種

鏡九面〈各徑各二寸、納二緋袋一、〉

〔延喜式四伊勢大神宮〕山口神祭

鐵人像、鏡、鉾各卅枚、

〔延喜式三臨時祭〕東宮八十島祭

鏡卅面〈廿二面、徑五寸、八面、徑一寸、〉

〔執政所抄下四月〕御賀茂詣事〈中申日〉

御賀茂詣定事　恒例大事也、被レ始二神寶、上達部殿上人家司職事、被二參仕之、

神寶事〈○中略〉　一尺御鏡三面、〈付レ緒入レ帳〉納二平文置口筥三合、〈同折立〉

〔土左日記〕五日〈○承平五年二月〉ながめつゝくる間に、ゆくりなく風ふきて、こげどもしりへしぞきにしぞきて、ほと〳〵しくうちはめつべし、楫取のいはく、この住吉の明神は、れいの神ぞかし、ほしきものぞおはすらむ、今はいまめくものか、さてぬさを奉り給へといふ、いふに隨ひて幣たいまつる、かくたいまつれゝど、もはら風止までいや吹に、いや立に、風浪の危ふければ、楫取またいはく、幣には御心のいかねば、みふねもゆかぬなり、なをうれしと思ひたぶべきもの、たいまつりたべといふ、またいふにしたがひて、いかゞはせむとて、まなこもこそふたつあれ、たゞひとつある鏡をたいまつるとて、海に打はめつれば、いと口おし、さればうちつけに海は鏡のごとなりぬれば、ある人のよめる歌、

千早振神の心のあるゝ海に鏡をいれてかつみつる哉

いたく住の江の忘草、岸の姫松などいふかみにはあらずかし、めもうつら〳〵、鏡に神のこゝろをこそ見つれ、楫取の心はかみの心なりけり、

〔延喜式三臨時祭〕國造奏神壽詞

佛事用鏡

鏡一面（徑七寸七分）○中略右國造、○中略入朝、即於京外便處、修飾獻物、神祇官長自監視、預卜吉日申官奏聞、○下略

〔延喜式八祝詞〕出雲國造神賀詞
御表知坐麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天見行事能己登久、○下略

〔北山抄五〕大嘗會事
辰日裝束、○註略兩國豐樂殿東西第三間構擅○註略其上立御帳、卷三面帷○註略前後懸犀角鏡等、

〔兵範記〕嘉應元年九月九日壬戌、中納言被行軒廊御卜、是去月十七日感神院寶殿御帳懸鏡廿一面落事、官外記勘申先例事也、

○按ズルニ、感神院神殿破鏡ノ事ハ、神祇部八阪神社篇ニ在リ、參照スベシ、

〔扶桑略記五文武〕三年六月戊戌日、○中略或記云、同比、天皇於大官大寺內、起九重塔、施入七寶、又於同寺內、度五百人、追感天智天皇御願、欲造丈六佛像、招求良工、未得其人、天皇合掌、向佛發願、曰冀遇工匠、雖云奉刻尊容、其夜有一沙彌、謂天皇言、往年造此像者是化身也、非可重來、雖得良匠、猶有斷斧之蹤、雖云畫工、豈无丹青之訛、宜以大鏡懸於佛前、拜其映像、像則非圖非造三身具足見其形者、應身之體也、窺其影者化身之相也、觀其空者法身之理也、功德勝利無過斯焉、天皇夢覺而歡喜、知如來之應願、即以大鏡懸於佛前、請五百僧大設供養、已上

〔續修東大寺正倉院文書三十四〕造佛所作物帳斷簡
裹着鏡一面、（徑四寸半、厚三分、）料白銅一斤四兩、（四兩白鑞、一斤銅、）
鏡位花形十六枚、（各長四寸、廣二寸半、）料銅五兩二分三銖、　塗練金小一兩　水銀小六兩
右件經藏料用練金小十七兩二分四銖　金薄二百卌三枚　銀薄十四枚　鏡七面

〔山門堂舍記〕首楞嚴院

嘉應元年四月廿七日、佛具堂莊嚴具等被調焉、

一鏡 正面十枚三尊各五枚護法前

〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記

第二韓櫃 鏡參拾參面 九寸圓花形一面 七寸花形一面 件鏡一面、治暦二年八月四日、下二用中尊御天蓋料一、

第三韓櫃 白銅窪鏡拾帖 前帳云、八十一口者、治暦二年八月十九日、講堂不空羂索御閼伽陸口料、下用殘七十五口者、寛治六年帳云、今撿同前、

〔毛吹草 三〕山城 中嶋鏡 和泉守ト云フ 播磨 小鹽鏡ヲシホカイ

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 及レ至二日神當新嘗之時一、素戔嗚尊則於二新宮御席之下一、陰自送糞、日神不レ知、徑坐二席上一、由レ是日神擧體不平、故以恚恨、廼居二于天石窟一、閉二其磐戸一、于時諸神憂之、乃使二鏡作部遠祖天糠戸者造一レ鏡、

〔古事記 上〕是以隨レ白之、科二詔日子番能邇邇藝命一、此豐葦原水穗國者汝將レ知國言依賜、故隨レ命以可二天降一、○中略 爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、幷五伴緒矣支加而天降也、○中略

伊斯許理度賣命者、鏡作連等之祖

〔古語拾遺〕至二于磯城瑞垣朝一、漸畏二神威一、同レ殿不レ安、故更令三齋部氏率二石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劍、以爲二護身御璽一、是今踐祚之日、所レ獻神璽鏡劍也、

〔淸閑寺熙房卿記〕明暦元年十二月十五日、鏡師 藤原重次、任二石見掾一、右職事熙房、

萬治元年四月廿七日、鏡師 秦信勝、任二長門掾一、右職事熙房、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕鏡師

佛神の御正體、鏡を以て是を崇む、鏡師、一條松下町、靑盛重、畠山辻子、上綱新町御池上ル丁、中嶋和

磨鏡

泉、室町二條上ル丁、人見佐渡、五條橋之西、松村因幡、其外所々にあり、〇下略

〔京羽津根三〕諸職諸商買之部

鏡師　寺町夷川上　青造酒之助　六角堂前　鍵屋儀兵衛

〔明和新增京羽二重大全三〕諸職名匠

鏡師　松ノ下一條下ル町　御用青盛重　五條通麩屋町東ヘ入町　加賀田河內　六角堂柳馬場東ェ入町　人見和泉掾　蛸藥師烏丸西ェ入町　河上山城掾　四條通御旅町　稻村文右衞門　油小路丸太町角　富多照輝　二條高倉東ェ入町　植村長吉

〔江戶總鹿子六〕諸職名匠諸商人

鏡師　神田乘物町　中嶋伊勢守　尾張町一丁目　中嶋伊勢守　南鍋町　山本加賀守

尾張町一丁目橫　山隆近江守

〔人倫訓蒙圖彙六〕鏡磨には、すゞかねのしやりといふに、水銀を合せて、砥の粉をまじへ、梅酢にてとぐなり、

〔歷世女裝考一〕むかしの鏡磨

のちみよ草〈寫本全五卷、正德二年壬辰の霜月筆を石花菴の窻下に拭ふと序文にあり、〉二卷　母のはなしに、我がをさなかりし寬永の頃は、かゞみはざくろの汁にてとぎしに、その、ちは梅の酢にて年中みがく、これも世のかしこくなりし一ツなりといはれしとあり、つら〳〵おもふに、昌平の國澤につれて、女も假粧をたしなみ、鏡も世に多くなりしゆゑ、鏡磨も心つきて、ざくろを梅酢になしたるなるべし、

〔夫木和歌抄雜十八〕鏡草　民部卿爲家

かたばみのそばにおひたるかゞみ草露さへ月に影みがきつゝ

〔鶴岡放生會職人歌合〕かゞみとぎ

〔七十一番歌合中〕鏡磨



鏡奩

露ふかきかたばみ草をたもとにてしぼりかくればおもかげもみず

〔七十一番歌合中〕卅三番　右　鏡磨

水かねやざくろのすます影なれや鏡とみゆる月のおもては

〔醒睡笑二〕謂被謂物之由來

一いづれもおなじ事なるを、つねにたくをば風呂といひ、たてあけの戸なきを、柘榴風呂とはなんぞいふや、かゞみゐる、いるとのこゝろ也、

〔俳諧之連歌獨吟千句〕姉何第四

しやくろなりけりいのちなりけり

かゞみとぎさ夜の中山けふこえて

〔狗猧集九秋〕秋は柘榴の實を好む人　月ほどな鏡のくもりとぎはらひ　重頼

〔新撰字鏡竹〕籢、匳、同力鹽反、鏡波古、

〔惠慶法師集〕ある人の鏡の筥に

朝日さすかゞみの山はくもらねど峯の朝霧たえずもあらなむ

〔後漢書十皇后紀〕光烈陰皇后、諱麗華、〇中略七年〇永平崩、〇中略明帝性孝愛、追慕無已、〇中略從席前伏御牀、視太后鏡匳中物、匳、鏡匳也、音廉、感動悲涕、令易脂澤裝具、左右皆泣、莫能仰視焉、

〔雅亮装束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

その二かゐのみなみに、〇中略それにならべて、みなみにかゞみのはこ、やつはながたなるが、おほきなるをおく、かゞみ、まもり、ひれ、あせたなごひいれたり、だいあり、そのていからくしげにおなじ、かゞみをとりいだしてかくれば、はこはふたして、もとの所におくべし、

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮装束

鏡二面、各徑九寸盛₌轆轤筥₋以₌錦₋黏₌表、以₌緋帛₋黏₌裏、○下略

〔內宮長曆送官符〕出坐料御裝束○中略御鏡二面、徑各九寸、付₌組緒₋、納₌轆轤筥₋、黑漆平文、在₌錦折立₋、

〔類聚雜要抄四〕鏡筥鏡臺鏡納料



料木三寸中板七尺五寸
木道單功八十疋喰料
蒔繪金廿七兩一分
漆一升一合
磨料六百疋
蠃塗三疋
口白鑞一斤九兩
置料廿五疋
蠟鋼料千二百九十疋
圓堀入料百疋
塀料七十疋
入玉料百廿疋

但雖₌爲₌庇具₋用時ハ北庇之二階南邊立之、長承三年四月十九日戊戌、皇后宮立后ニ被₌用之、前太政大臣姬君院女御、長元十年三月一日、高陽院四條宮立后例云々、

〔後撰和歌集十九離別羇旅〕とをき國にまかりける人に、たびのぐつかはしける、かゞみのはこのうらにかきつけてつかはしける、

おほくぼののりよし

身をわくる事のかたさにます鏡影ばかりをぞ君にそへつる

〔今昔物語二十四〕參河守大江定基送來讀和歌語第四十八
今昔、大江定基朝臣、參河守ニテ有ケル時、世中辛クシテ、露食物无カリケル比、五月ノ霖雨シケル程、女ノ鏡ヲ賣リニ、定基朝臣ガ家ニ來タリケレバ、取入レテ見ルニ、五寸許ナル押覆ヒナル、張筥ノ沃懸地ニ黃ニ蒔ルヲ、陸奥紙ノ馥キニ裹テ有リ、開テ見レバ、鏡ノ筥ノ内ニ、薄様ヲ引破テ、可咲氣ナル手ヲ以テ此ク書タリ、

ケフマデ〈〇マデ、十訓抄作ノミ〉トミルニ淚ノマスカヾミナレヌル〈〇ヌル、十訓抄作ニシ〉カゲヲ人ニカタルナ

ト、定基朝臣此レヲ見テ、道心ヲ發タル比ニテ、極ク泣テ、米十石ヲ車ニ入レテ、鏡ヲバ賣ル人ニ返シ取セテ、車ヲ女ニ副ヘテゾ遣ケル、歌ノ返シヲ鏡ノ筥ニ入レテゾ遣タリケレドモ、其ノ返歌ヲバ不語ラ、其ノ車ニ副ヘテ遣タリケル雜色ノ、返テ語ケルハ、五條油ノ小路邊ニ、荒タル檜皮屋ノ内ニナム、下シ置ツルトゾ云ケル、誰ガ家トハ不云ヌナルベシトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔拾遺和歌集八雜〕大江爲基がもとに、うりにまうできたりける鏡のつゝみたりける紙に、書付て侍ける、　よみ人しらず

けふまでとみるになみだのます鏡なれにし影を人にかたるな

〔台記〕久安四年四月廿日丁未、亥刻、鏡筥鳴動、泰親占之云、病事口舌、

〔兵範記〕嘉應元年十月廿六日戊申、巳刻參法勝寺、〈〇中略〉先太神宮御料、各大備一具、〈内宮安奥筵、外宮安端筵、〉鏡宮、幣宮、錦蓋、麻桶、線柱、玉佩、　已上安辛櫃蓋置筵上、〈〇中略〉一備置了頭中將參進先開鏡宮蓋備天覽、〈〇下略〉

〔後拾遺和歌集十九雜〕かくて臨時の祭になりて、二條前太政大臣中將にはべりて、祭のつかひしはべりけるに、あるじ、はこのふたに、ぢんのくし、白金のかうがひ、かねのはこに鏡などいれて、使は

中宮のはらからなればにや、日陰とおぼしくて、鏡のうへに、あしでにてかきはべりける、

藤原能長〇歌略

〔藩翰譜七上山内〕むかし一豐織田家に出て仕へし初め、東國第一の名馬なりとて、安土に引來りてあきなふもの有り、〇中略其頃一豐は猪右衛門尉と申せしが、此馬ほしくおもへども、求る事いかにもかなふべからず、家にかへりて世の中に身まづしき程口をしき事はなし、一豐つかへのはじめなり、かゝる馬に乘りて見參に入たらむには、屋形の御感にもあづかるべきものを、と、ひとりごといひしに、妻はつく〴〵ときいて、其馬の價いかばかりにやととふ、黃金十兩とこそいひつれとこたふ、妻さほどにおもひ給はんには、其馬もとめたまへ、あたひをばみづからまゐらすべしとて、鏡の筥の底より黃金十兩とり出しまゐらす、〇下略

〔倭名類聚抄十四容飾具〕鏡臺　魏武疏云、純銀參帶鏡臺、辨色立成云、加々美加介、

〔類聚名義抄八金〕鏡臺カヾミカケ

〔伊呂波字類抄伊雜物〕鏡臺キヤウダイ

〔易林本節用集幾器財〕鏡臺キヤウダイ

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合雜物貳拾捌種

鏡臺肆足

〔源氏物語六末摘花〕けうそくをおしよせて、うちかけて、御びんぐきのしどけなきをつくろひ給、わりなうふるめきたるきやうだい、からくしげ、かかげのはこなどとりいでたり、さすがにおとこの御具さへ、ほの〴〵あるを、ざれておかしとみたまふ、〇中略繪などかきて、色どり給、よろづにおかしうすさびちらし給けり、我もかきそへたまふ、髮いとながき女をかきたまひて、はなにべにをつけてみたまふに、かたにかきてもみまうきさましたる、わが御かげのきやうだいにうつれ

るが、いときよらなるをみ給て、〇下略

〔源氏物語 須磨 十二〕御髪かきたまふとて、鏡臺によりたまへるに、おもやせたまへる影の、われながらいとあてにきよらなれば、こよなうこそおとろへにけれ、此影のやうにややせて侍る、哀なるわざかなとのたまへば、女君涙をひとめうけてみをこせたまへる、いと忍がたし、〇下略

〔榮花物語 煙後 三十七〕春宮のはがねの水瓶、たらゐ、やがて、すけなかの辨、女御殿のは、きやうだいの鏡、あついへの少將もたり、

〔江家次第 十七〕御元服

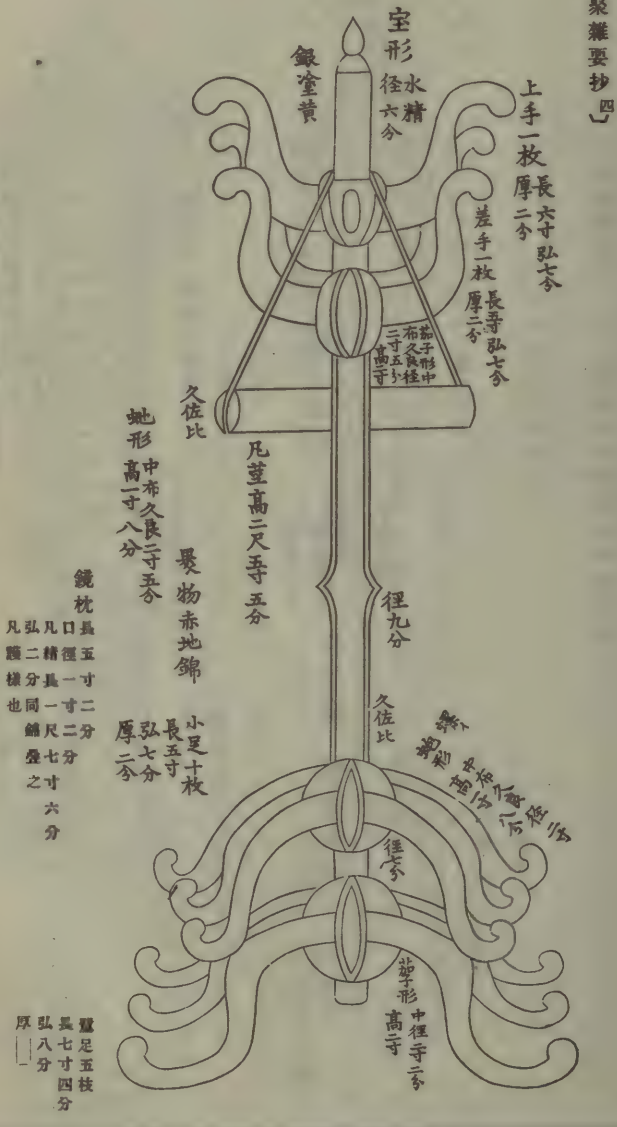
東面厨子中有三層、上層置紫檀地御脇息、〇略 註 鏡臺、螺鈿又臥入之

〔雅亮裝束抄 一〕もやのひさしてうどたつる事

そのみなみに鏡臺をはりてたつ、そのていとうだいのつちゐなくて、からかさのかみのやうなり、かみにかゞみかくるところあり、えもははりてくさびをさすなり、たてゝのち、まづひれをかく、そのていあをき物にぬひものしたり、かふりのゑんびのやうなるが、ふたつあるを、なかをつがひたる、ほそき所のにしきなる所を、かくよこさまなる、木よりまへにひきこすべし、そのうへにあせたなごひをかく、そのてい、からあやの三尺ばかりにてあるなるが、なかにぬひめあり、そのぬひめを、ながさまになかおりにして、なからのほどをとりほそめて、ひれのうへに、まへさまに又ひきかくべし、そのうへにまもりをかく、そのていつねの人のまもりのひとつあるが、にしきをたゝみて、をゝつけたり、それをうへにうちかけて、そのうへにかゞみをかく、このまもりのこゝろは、かゞみをのけはらせんれうなり、かゞみもとひらくみの緒をつけたり、このひれたなごひをかけて、まへにさがりたる所を、ひだりをみぎにちがへて、そのうへにまもりをかくることあるべし、このきやうだいのかゞみを、この定にかけて、からくしげ、かゞみのはこを、みなみへ

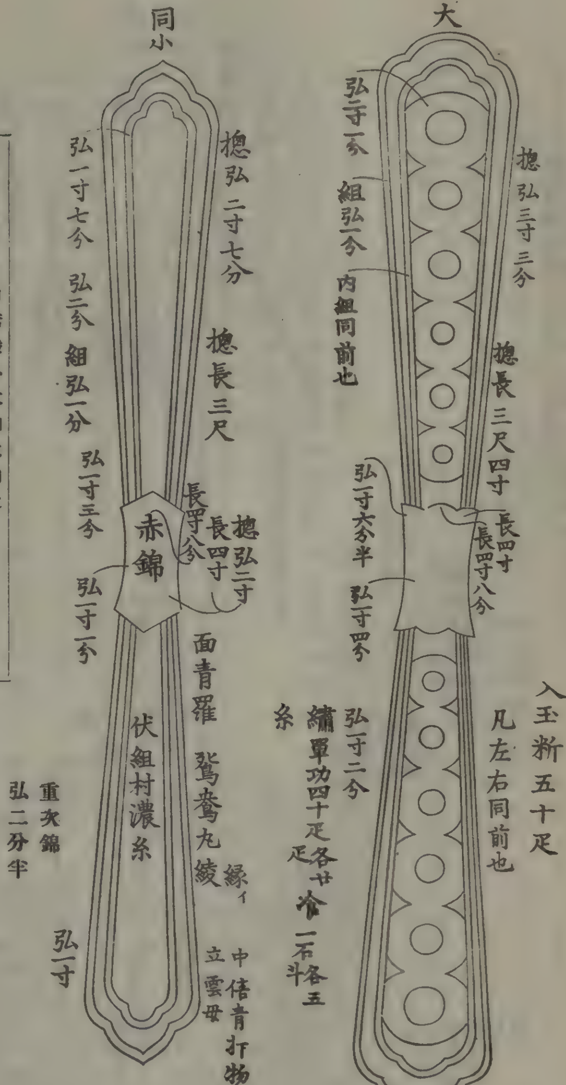
をしやりて、二かひのきはにたつるぎあるべし、うちかうしなどのさはらん心ばせなり、もし又ところせばくて、かゞみをかけてたてずば、かゞみをば、かゞみのはこにいれて、物具どもをいれて、きやうだいをはづして、二かひのきたにおくべし、

〔類聚雜要抄四〕



料木檜大搏一寸、木作料百疋、
蒔料金廿六兩二分、漆四合五勺、磨料三百疋、
螺鈿料六百七十五疋、同堀料八十疋、同堺料卌疋、

鏡臺羅納二枚大小



入帷二重 白唐綾小文固文用之

長四尺六寸　弘一幅 但於中折目耳イヲ合中ニ縫目ヲ左右端ハ折目也

但鏡臺ニ用時ハ一帖也、宮ニ納時ハ一帖ヲ方ニ疊テ下置、令一帖ヲ鏡ヲ押覆テ納之、

料唐綾三丈三尺二寸 各一丈六尺六寸

鏡臺ニ用鏡形

但一鏡ヲ樣々所ヲ注也

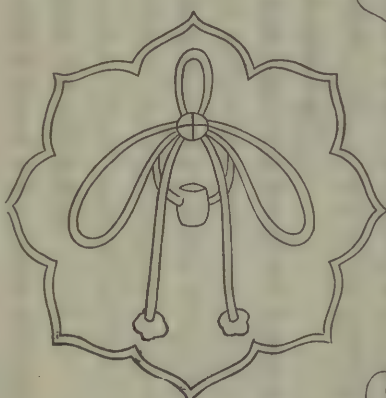


鏡裏ニ緒付樣

凡緒長五尺五寸 總三寸五分 料糸一兩

弘一寸二分 組平緒定

徑一尺　裏文鴛鴦唐草



鏡立

〈類聚雜要抄二調度〉立調度例〈○中略〉　其上立帳、有繧繝一帖、〈○中云々〉敷并表筵、〈○中略〉此中柱二本之内〈南面〉上降一尺六寸打臂金、鏡二面各一面懸之、枕紐入帷等、如鏡臺也、

〈室町殿行幸記〉常御所御具足注文

御鏡臺〈にまきゑ中に色々入〉

〈永享九年十月二十一日行幸記〉一常之御所

御鏡臺〈蒔繪〉

〈日本歲時記二正月〉廿日　今日女人の鏡臺の祝とて、それに供たりし鏡餅を煮食ふことあり、

〈歷世女裝考一〉鏡臺に守を掛る、梛の葉、鶯鶿の羽、〈○中略〉

雅亮裝束抄〈一卷〉に、鏡臺に守を掛る事見えたり、〈○中略〉されば今より六百餘年のむかし、鏡に守りをかくるも、かゞみは女の護身物なればなり、鏡匳に、梛の葉、をし鳥のつるぎ羽、〈○註略〉などいるも、守りをかくる心にて、近きむかしの俗習なり、俳諧連山集〈○註略〉梛の枯葉に殘るすがた見〈付句〉虫干に母のうはきをくりかへし、俳諧毛吹草〈寬永〉ゑだの葉を梛にもちひの鏡かな、〈宗房○註略〉俳諧夏の日〈享保廿年〉翌から人に逢ぬ奉公〈付〉梛の葉は鏡の裏の忘草、〈河東諸曲〉水調子結句に、曇らぬ月の面影は、梛の枯葉の名ばかりに、鏡の裏に殘るらん、なぎはかゞみにのこるらん、〈○註略〉さて梛の葉をかゞみのはこに入るゝよし、いかなるゆゑともおもひえざれば、書によりて搜索しに、古き物にはあたらず、俗談志〈卷四○註略〉に、伊豆權現は、豆州加茂郡に在、神木梛の木、凡三圍、高さ十丈ばかり、葉厚く竪に筋あり、此葉を所持すれば、災難を遁るとて守袋に納む、又女人鏡にゑけば、則夫婦中むつまじきとなり、

〈歷世女裝考一〉鏡臺

今の鏡たて付の櫛箱は、三百年の以前よりありし物なり、又ひらくもたゝむも自在なるかゞみ

鏡雜載

たては、寶永七年板（今より百三十八年まへ）誰が身上に、川崎氏の妻の句とて、住よしの鳥居は月の鏡立とあり、

〔日本書紀 六垂仁〕三年三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物（○中略）日鏡一面、

〔日本書紀 十四雄略〕三年四月、阿閉臣國見（更名磯特牛）譖栲幡皇女與湯人（湯人此云湯衞）廬城部連武彥曰、武彥姧皇女而使任身、武彥之父枳莒喩、聞此流言、恐禍及身、誘率武彥於廬城河、僞使鸕鷀沒水捕魚、因其不意而擊殺之、天皇聞遣使者按問皇女、皇女對言、妾不識也、俄而皇女齎持神鏡、詣於五十鈴河上、伺人不行、埋鏡經死、天皇疑皇女不在、恒使闇夜東西求覓、乃於河上、虹見如蛇四五丈者、堀虹起處、而獲神鏡、移行未遠、得皇女屍、割而觀之、腹中有物如水、水中有石、枳莒喩、由斯得雪子罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮、

〔三代實錄 十六淸和〕貞觀十一年七月八日甲子、大和國十市郡椋橋山河岸崩裂、高二丈、深一丈二尺、其中有鏡一、廣一尺七寸、採而獻之、

〔輪池叢書 十二〕豐前國土中所得古鏡剏圖

古鏡記

小倉城東、足起山頂有妙見祠、配祀和氣淸麻呂、俗傳、淸麻呂奉詔使宇佐、復命忤道鏡之意、爲其所刖後過此山下、禱而得瘉、故祭於此、因有足起之稱、今據鏡面文、古名安立、安立、足起、邦音偶同、故好事者換字爾、祠後地面坦平、延袤二十步許、嶄然如削、四望曠廓、下瞰府城、登眺者常不絕、今玆四月十日公遊豫將登覽焉、前一日有司率徒除其蕪穢、役人擧鋤鉏之、鏗然有聲、穿地尺許、得鏡九枚、匣匳不存、重重相因於土中、或圓或六出樣、大小厚薄各異、有淸瑩者、有暈蝕者、其六背皆輪廓、且有鼻、鼻傍欄界隆起、其中文字點畫不缺、遒勁可玩、如開元錢字體、字數多寡不一、皆有湖州字、疑是唐時物、而遣唐使輩所取來乎、亦不可知、其一背爲花鳥樣、此池尤厚、其二薄如紙、破而不全、是似土所鑄、其一面文有承安

四年字、距今寛政乙卯、六百二十年、因意祠宇舊宏壯、初藏之壇上、後經兵燹而入地乎、抑當時所瘞乎、今摸其形、錄其文、以俟博物君子、庶幾其有所考、嗟乎經數百年之星霜、而陵谷不變、逢千萬人之踐履、而不見發掘、一旦遭邦君而吐其光、神物之顯晦誠有時、豈不異乎、

寛政七年乙卯初夏下旬　小倉　石川剛識

寛政八年丙辰三月、豐前國京都郡苅田村ノ西野山ノ麓、浮キ殿ノ地ヨリ堀出ス、浮キ殿ノ地ニ、古塚トオボシクテ、林中ニ長五六尺、横三尺許、深四五尺許ノ内石垣アリ、土人其石ヲ採用シテ堀カエシタルニ、古鏡十六枚重テアリシ也、

二枚クモリナシ、六枚土蝕ル、　右無疵　八枚破　○下略

〔西京雜記　六〕哀王冢以鐵灌其上、穿鑿三日乃開、有黃氣如霧、觸人鼻目、皆辛苦不可入、以兵守之、七日乃歇、初至一戶、無扃鑰、石牀方四尺、牀上有石、凡左右各三、石人立侍、皆武冠帶劍、○中略復入一戶、亦石扉、開鑰得石牀方七尺、石屏風、銅帳鑄一具、或在牀上、或在地下、似是帳糜朽、而銅鑄墮落牀上石枕一枚、塵埃朏々甚高、似是衣服、牀左右石婦人各二十、悉皆立侍、或有執巾櫛鏡鑷之象、或有執盤奉食之形、無餘異物、但有鐵鏡數百枚、○中略　袁盎冢以瓦爲棺槨、器物都無、唯有銅鏡一枚、

〔桂林漫錄　下〕古甲冑

寛政改元の春、日州諸縣郡六日町ト云所ノ、彌右衛門トイフ農夫、抹田ニ流ヲ引カン爲、溝ヲ堀コト數尺、忽チ一ノ古塚ニ逢フ、穴ハ横サマニ堀リタリ、棺材巳ニ朽タルヤ、一片ノ板ヲ見ズ、穴ノ四邊ノ赤カリシト云フハ、棺ヲ實タル朱ノ色ノ殘レルナル可シ、穴内骸骨無ク、齒一枚、鑑三枚、刀身五把、鐵甲冑一具、玉數顆俗ニ勾玉、管石ト稱スル物ノ類、其他、遺缺ノ物、若干ヲ獲タリ、鑑ハ博古圖ニ載スル所ノ四乳鑑ニシテ、○註略純青翠ノ如シ、鏡背ノ花紋、細キコト髮ノ如ク、纖毫ノ模糊ナシ、○中略相傳フ、昔安德帝西海ノ難ヲ避玉ヒ、終ニ此地ニテ崩御給フ、其廟ヲ院社ト稱シ、其陵ヲ院塚トイフ、○註略物

換リ星移リ、イツシカ陵ノ所在ヲ失シガ、此塚院ノ社ヲ去ル事遠カラザレバ、是ナン疑フ可クモ有ラヌ院ノ塚ニシテ、何レモ帝ノ御物ナル可シト、土俗ノ云ヒタル由ヲ記セリ、

〔萬葉集〕十四相聞夜麻杼里乃、乎呂能波都乎爾、可賀美可家、刀奈布倍美許曾、奈爾與曾利雞米、

〔八雲御抄〕四言斷簡やまどりのおろのはつをにかゞみかけとなふべみこそなによそりけむ、○中略昔となりの國より山どりをたてまつりて、なくこゑたえにして、きく物うれへをわするといへり、みかどこれをえてかひ給に、さらに鳴事なし、あまたの女御に、この山鳥をなかせたらん人を、后にたてんとおほせられければ、やう〳〵になかせむとし給ける中に、一人の女御、ともをはなれてなかぬなめりと思えて、あきらかなる鏡をこのうちにたてたりければ、よろこべるけしきにて鳴事をえたり、尾をひろげてかゞみのおもてにあてゝなきけり、それによりて此女御后に爲給にけり、

〔淵鑑類函〕三百八十服飾鏡三　范泰鸞鳥詩叙云、罽賓王得鸞鳥甚愛之、欲其鳴而不得、夫人曰、聞鳥得類而後鳴、何不懸鏡以照之、王從其言、鸞鳥覩影而鳴、一奮而絶、

〔萬葉集〕二十喩族歌一首幷短歌
比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、○中略須賣呂伎能、安麻能日繼等、都藝氐久流、伎美能御代御代、加久佐波奴、安加吉許己呂乎、須賣良弊爾、伎波米都久之氐、都加倍久流、於夜能都可佐等、許等太氐氐、佐豆氣多麻敝流、宇美乃古能、伊也都藝都伎爾、美流比等乃、可多里都藝氐氐、伎久比等能、可我見爾世武乎、安多良之伎、吉用伎曾乃名曾、於煩呂加爾、己許呂於母比氐、牟奈許等母、於外乃名多都奈、大伴乃、宇治等名爾於敝流、麻須良乎能等母、

〔謠曲〕松山鏡
ワキ詞言語道斷の事、我影の鏡にうつるを見て母の影にて有よし申し候ふはいかに、總じて此

松の山家と申は、無佛世界の所にて、女なれ共はこねをつけず、色をかざる事もなければ、ましてかゞみなど申物をも志らず候ひしを、某一年都に上りし時、鏡を一面買とりて、かれが母にとらせて候へば、世になき事に悦び候ひしが、今はのとき、姫を近付、我を戀しく思はん時は、此鏡を見よと申しほどに、我影のうつるを見て、はゝとおもひ歎く事の不便さは候、いや〳〵所詮鏡の謂を語つて、歎をとゞめばやと思ひ候、やあいかに姫、總じて鏡といふ物には、何にてもあれ向ふ物の影の寫るぞとよ、〇下略

〔續狂言記　二〕土産の鏡

シテ是は越後の國、松の山家の者でござる、某訴訟の事有て、長々在京いたひてござる、此度そう相叶ひ、滿足仕た、急で國へ罷下り、女子共によろこばせうと存る、〇中略何ぞみやげを調へて、〇中略とらせたふ存たれ共、〇中略なりませなんだ、〇中略急候程に、これははや國本に著た、女共をよび出さふ、女共はうちにいるか、某が上方より、今もどつた、はよふ出さしめ、女是の人のこゑがするが、おもどりやつたかしらぬ、シ女共今くだつたは、女やれ〳〵うれしや、〇中略シそれに付て、たま〳〵都へ上つたことじやほどに、何ぞみやげ物をと、のへてくだりたふ思ふたれ共、長々の在京なれば、左樣の物をも、調ふることとならなんだ、〇中略シ去ながら、そなたには、めづらしき物を、もとめてくだつておりやる、女それはうれしい、何といふ物でござるぞ、シ其ことじや、鏡といふ物じやが、是は昔は、神々の寶物で、人間の持物ではなかつたけれ共、今は人間のたしなみ道具となつて、都では、いかやうのいやしき者迄も、是をもつ、其子細は、先此鏡といふ物を、我前に立てみれば、我かたちの善惡が、目の前にうつりて見ゆる、去によつて、あるひは、女は顏に白粉をぬり、べに、かねを付て、かたちをかざる、わごりよ達は、みたことも有まいとおもふて、もとめて來た、これ見させませ、女それはうれしうござる、其樣な重寶なものは、終に聞たこともござらぬ、先是へ見せ

させられい、(こゝにて女かがみをみる)是はいかなこと、そなたは都へのぼつて、長々の在京のうち、女ををいてなぐさまれたと見へた、シそれはなぜに、女いやそうあればこそ、此鏡をやらんいふ物に、女のかげがある、是はそなたの都で、をかれた女じやと見へたが、其しうしんが、こゝまでついて來て有とみへた、なふはら立や、あいつを何とせふしらぬ、シ言語道斷のことをいふやつじや、其女のかげは、をのれが影が見ゆる、それをしらぬか、是を見よ、身どもが向へば、某が影がうつる、あふぎをうつせば、扇のかげ、是程まのまへにうつす物のかげが見ゆる、それが、何がはらの立ことじや、女いや〳〵そうではない、あれ見さしませ、わらはがはらを立れば、あの女めがおそろしいつらをして、わらはに向ひをる、をのれ何としてくれふ、よふわらはが男をねとつて、是まであとをおふてうせたなあ、見ればなか〳〵はらが立、うちわつたがよひ、(こゝにてかゞみへりの板になげつけてうちわるてい、シおもてを下になげてわれたといふなり、)をのれはにくいやつじや、はる〳〵都よりもとめてきた物を、其ごとく打わりをつた、おもへばにくいやつじや、目に物を見せふ、(下略)

〔續狂言記一〕すみぬり女

申々ござれ、シテ何ごとじや、太こなたは誠になされぬに仍而、私が水とすみと取かへて置ました、あの貌を見させられ、シテ誠にあれは汝がいふ通じや、扨も〳〵だまされた、にくいことじや、何とせふぞ、思ひ出した、此鏡を、かたみじやといふてやつて、はぢをかゝせふ、太一段とよふござらふ、シテなふ〳〵、國本へ下つたらば、追付迎をのぼさふけれど、それ迄のかたみじやと思ふて、此鏡を見てたもれ、わごりよに是をやるぞ、女扨も〳〵情ないことでござる、(中略)やあ、是は何者が、此樣に、すみをぬらしをつた、あゝ腹立や〳〵、こなたがしやつたか、腹立や〳〵、(下略)

〔明良洪範二〕增譽曰、前田利家ノ姓ハ菅原ナリ、(中略)利常鼻毛ノ延過テ見苦シケレドモ、是ヲ申出ス者ナシ、本多安房守ガ鏡ヲ土產ニシテ、近習ノ士ニ申付、鼻毛ヲ夜詰メニハ拔セテ見レドモ、知

ラザルヨシニテ居給フ〇下略

〔古今和歌集一春〕水のほとりに、梅の花の咲けりけるを詠める、

年をへて花の鏡となる水はちりかゝるをや曇るといふらん　伊勢

〔梅窻筆記上〕七月七日、二星ノ影ヲウツストテ、手洗ヲ設ガ、普通ノナラヒニテ、夫木集ノ歌ニモ、

聞ばやな二つのほしの物語たらひの水にうつらましかば

トアレド、知信記、天承二年七月七日、夜有乞巧奠事、下官依爲行事、著束帶參宮、供奉奠物、中略東机末申角居御鏡一面、闕疑トアリテ、鏡ヲモテ手洗ニカヘタリ、今モ手洗ヨリ鏡ヲ用ユルガシカラン、

〔夫木和歌抄秋十一〕家集池邊女郎花と云ふ事を　西行上人

池の面に影をさやかにうつしても水鏡みるをみなへしかな

〔水鏡仁明下〕世あがり才かしこかりし人の大かゞみなどいひて書きおきたるに、おろ〳〵は見てことばいやしく、ひが事多うして見所なく、文字おちゝりて、見む人にそしりあざむかれむ事、うたがひなかるべし、紫式部が、源氏など書きて侍るさまは、たゞ人のしわざとやは見ゆる、されどもその時には、日本紀の御つぼねなどつけて笑ひけりとこそは、やがて式部が日記には書きて侍るめれ、まして此世の人のくち、かねて推し量られて、かたはらいたく覺ゆれども、人のためとも思ひ侍らず、只若くよりかやうの事の心にしみならひて、行のひまにも捨てがたければ、我一人見むとて書きつけぬ、大鏡巻も凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡智の鏡にはよも及び侍らじ、これも若し大かゞみに思ひよそへば、そのかたち正しく見えずとも、などか水かゞみのほどは侍らざらむとてなむ、

〔増鏡一おどろの下〕いざたゞおろ〳〵見及びしものどもは、水鏡といふにや、神武天皇の御代よりいと荒らかにしるせり、その次には大鏡、文徳のいにしへより、後一條の御門まで侍りしにや、又

世繼とか、四十條のさうしにて、延喜より堀川の先帝まではすこしこまやかなり、又なにがしの、おとゞの書き給へると聞き侍りし、今鏡に、後一條より高倉院まであ(り)しなめり、〇下略

〔後撰和歌集八冬〕雪の朝老をなげきて　貫之

くろかみと雪との中のうきみればともかゞみをもつらしとぞ思

返し　兼輔朝臣

年ごとにしらがの數をます鏡みるにぞ雪の友はしりける

〔袖中抄十五〕ともかゞみ としまつ雪〇歌略

顯照云、ともかゞみとは、わがかみ、人のかみのしろきを、雪にみゐはする也、

〔夫木和歌抄三十二鏡〕六帖題鏡　衣笠内大臣

いくたびも心をみがけます鏡うらにはかげのうつるものかは

〔類聚名物考調度十〕友鏡　ともかゞみ

合鏡の事なり、異説は僻事なり、後撰集八冬貫之、黑髪と雪との中のうき見れば友鏡をもつらしとぞ思ふ、〇中略抄、雪との中とは髪と我との中なり、友かゞみとは、我と鏡の事なり、互に見えあふによりとも鏡といふなり、又ともかゞみは友鏡なり、いひかよはす友の二人がかゞみなり、

〔十六夜日記〕をしからぬ身ひとつは、やすくおもひすつれども、子をおもふ心のやみはなほしのびがたく、みちをかへりみるうらみはやらんかたなく、さてもなほ、あづまのかめのかゞみにうつさば、くもらぬかげもやあらはるゝと、せめておもひあまりて、よろづのはゞかりをわすれ、身をえうなきものになしはてゝ、ゆくりもなくいざよふ月に、さそはれいでなんとぞおもひなりぬる、

〔北史二十二長孫道生傳〕紹遠字師、少名仁、寬容有大度、雅好墳籍、聰慧過人、〇中略疾甚、乃上遺表曰、謹案、〇中

此數事者、照₂爛典章₁揚₂摧而言₁、足₃爲₂龜鏡₁、略

〔古文書類纂下賣渡證文〕沽却　田地新₂立券文₁事〇中略

右件田地、元者馬三郎相傳領掌之地也、而今依₃有₂要用₁、宛₂現米玖石₁限₂永代₁作₂手令₁沽却于本阿彌陁₁事實也、〇中略若向後雖₃有₂御德政₁、全以不₃可₂申₂子細₁者也、仍爲₂後代龜鏡₁、放₂新立券文₁之狀如₃件、

元弘二年壬申正月廿一日　　馬三郎〇花押略

嫡男彌八〇花押略

〔北條五代記八〕大龜陸へあがる事

同じき年〇天文十四年三月廿日の日中、大龜一ッ小田原浦眞砂地へはひあがる、町人是をあやしみとらへ持來て、松原大明神の池の邊に置、八人が力にてもちわづらふ程也、氏康聞召、大龜陸地へあがる事目出度瑞相なりとて、卽剋宮寺へ出御有て龜を見給ひ、仰にいはく、天下泰平なるべき前表には、鳥獸甲類出現する往古の吉例多し、是ひとへに當家平安の奇瑞、兼て神明の示す所の幸なりと、御鏡を取よせ、龜の甲の上に是をおかしめ給ひ、それ龜鏡と云事は、さしあらはして隱れなき目出度いはれありと、御感悅なゝめならず、竹葉宴醉をすゝめ、一家一門、ことく〴〵く參集列候し、盃酒數順に及ぶ、萬歲の祝詞をのべ給ひてのち、件の龜を大海へはなつべしと有しかば、海へぞはなちける、

古事類苑

器用部七

容飾具二

櫛名稱

〔新撰字鏡 木〕梳、櫛、同色魚反、櫛、久志、

〔倭名類聚抄 十四容飾具〕櫛 説文云、櫛、側瑟反、和名久之、梳枇總名也、

〔東雅 八器用〕櫛クシ 伊弉諾神、並に素戔烏尊の湯津爪櫛、鹽土老翁の玄櫛などいふもの見えたれば、舊事、古事、日本紀等の書に、因來る所すでに久しき物也、そのクシといひしは義詳ならず、釋日本紀に、並訓久志といふ事見えたり、櫛をクシといふも、並(ナラブ)之義と見えたり、異朝にして櫛比といふはよのつねなり、

〔源氏物語 十七繪合〕院○朱雀にもかゝることきかせ給て、うめつぼに御ゑどもたてまつらせ給へり、○中略御せうそこはたゞことばにて、院の殿上にもさぶらふ左近中將を御つかひにてあり、かの大ごくでんの御こしよせたる所のかう〳〵しきに、

身こそかくしめのほかなれそのかみの心のうちをわすれしもせず、とのみあり、聞え給はざらんもいとかたじけなければ、くるしく覺しながら、昔の御かんざしのはしを、いさゝかおりて、

しめのうちはむかしにあらぬ心ちして神代のことも今ぞこひしき、とて花だのからのかみにつゝみて參らせ給、

〔歷世女裝考 二〕櫛をかんざしともいひし事

櫛初見

是はむかし梅壺齋宮にて(俗にいふおものいみ)伊勢へ下り給ひし時、別れの櫛とて、帝御てづから、齋宮の御頭へさし玉ひし、むかしの櫛のはしを(木櫛を定式とす)かきとりて、歌にそへ玉ひたる也、

〔源氏物語 三十四 若菜〕中宮よりも、御さうぞく、くしのはこ、心ことにてうせさせ給て、(中略)姫宮の御方にまいらすべくの給はせつれど、かゝることぞ中にありける、

さしながら昔を今につたふれば玉のをぐしぞ神さびにける、院御らんじつけて、あはれにおぼし出らるゝこともありけり、あえ物けしうはあらじと、ゆづりきこえ給へるほど、げにおもたゞしきかんざしなれば、御かへりもむかしの哀をばさし置て、

さしつぎにみる物にもがよろづ世をつげのをぐしのかみさぶるまで

○按ズルニ、此文亦櫛ヲ稱シテカンザシト云ヘルナリ、

〔古事記 上〕於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國、(中略)故刺左之御美豆良(三字以音、下效之、)湯津津間櫛之男柱一箇取闕而、燭一火入見之時、宇士多加禮斗呂呂岐氐、(中略)八雷神成居、於是伊邪那岐命見畏而、逃還之時、其妹伊邪那美命言、令見辱吾、卽遣豫母都志許賣(此六字以音)令追、爾伊邪那岐命、取黑御鬘投棄乃生蒲子、是摭食之間逃行、猶追亦刺其右御美豆良之湯津津間櫛引闕而投棄乃生笋、是拔食之間逃行、

〔古事記傳 五〕湯津石村、(中略)師(賀茂眞淵)說に、五百を約て由と云り、(中略)(註)湯津桂、湯津爪櫛なども、枝の多く齒の繁きを云、

〔古事記傳 九〕於湯津爪櫛取成其童女ハ、其童女袁湯津爪櫛爾取成と訓べし、湯津は、上湯津石村の下(傳五の十一葉)に云るが如し、(中略)(註)爪は借字、加都麻の上を略けるなり、加都麻は堅津間にて、(多都を切むれば都なり、)櫛の齒のしげくて間の堅くせまれるを云り、(中略)(古の櫛は、爪の形にたりとも、妻櫛の意なりともいふは誤なり、)櫛は本串と同名なり、黄泉段に火を燭し賜ふを思へば、上代の櫛の齒は、やゝ長かりしかば、串と同類と

ぞかし、

〔歷世女裝考一〕櫛の始原、擲櫛を忌緣、湯津津間櫛の考、

此說(古事記傳)に據ば、湯津津間(又爪)櫛といふは、何にて作りたる質かはしられねど、齒はしげくせまりて、今の櫛よりは長き物なりといふ解なり、(中略)竊に謂く、(百樹岩瀨中略、)櫛の火に燃るをもて、木なる事論をまたず、すでに湯津桂といふ木もありしをや、(中略)和名抄(木部)柞四聲字苑云、柞和名由志、漢語抄に云、波々曾木の名、堪作梳也とあり、湯と志とは音近きゆゑに、湯津の津を後年には由之といひけんかし、(中略)これらに據ば、柞は和漢ともに梳材(梳は櫛と同字)なる事和漢同じ、柞を近くは國によりて、はゝそくしの木ともいふ、(本草啓蒙)しかれば今僞黃楊とする櫛は柞にて、神代の湯津津間櫛も柞木櫛なるめりとぞおもはるゝ、(中略)さて津間櫛といふ名義、(中略)竊におもへらく、齒のつまるは櫛の常體なり、けだし梳に對てつま櫛といはんも穩ならず、おのれは袖中抄に、つまは妻の義かといふ說に從事、愚按に、妻櫛といふ義は、左右の髻に相對て双つ刺物なれば也、此櫛一枚にては奇にて用をなさず、それいかんとなれば、上代の男は、髻をば一ッに結て双にわけ、左右へ綰たるを櫛にて刺貫て宿おくなり、これを髻といふ、(註略、)されば件の黃泉段にもはじめは左りのびんづらの櫛をなげ玉ひ、二度目は右のびんづらの櫛をなげ玉へり、(註略)必一對なればならぬ物ゆゑに、夫婦に儀て夫婦櫛といひけんかし、(中略)一日學友來りて物語のつひで、櫛の事をかたりしに、いふやう前年西遊せし時、南都の達識穗井田忠友翁の宅にて(同人撰)觀古雜帖(寫本)といふ物を視し中に、一古寺の寶物とて、神代の櫛を視て摸寫たるを一覽して、心に忘ずしかじ〳〵なりしときゝてうれしくその儘席上にて、闇記の圖を寫させたるを下に出す、此圖をみれば、むかしは櫛をかんざしともいひしはうべなり、髮をとかすべき物にあらず、因ておもふに神代に解梳は別に有けんかし、

長さ九寸餘、幅二寸五分餘、木にて作りたる物、作りさま古朴なり、木の質辨じがたしとぞ、



此圖を視れば、伊弉諾尊櫛の男柱をかきとりて、火に燭し玉ひて伊弉册尊の屍を照ひしも、彦火々出見尊のうがやふきあへずのみことの生れ玉ふ所を視玉ひしほどの間ありしも、櫛の大さにて實にとぞおもはるゝ、又黃泉段のところに、櫛を引かきてなげうち玉へば、生筍なりとおもひて、醜女が拔食しも、おのづから櫛の形ち見ゆ、但しなげ玉へば、神通にてそのまゝ其物となりしなり、

櫛製作

〔日本書紀　二神代〕一書曰、兄火酢芹命、能得海幸、弟彥火火出見尊、能得山幸、時兄弟欲互易其幸、故兄持弟之幸弓、入山覓獸、終不見獸之乾迹、弟持兄之幸鉤、入海釣魚、殊無所獲、遂失其鉤、是時兄還弟弓矢、而責己鉤、(中略)時有一長老、忽然而至、自稱鹽土老翁、乃問之曰、君是誰者、何故患於此處乎、彥火火出見尊、具言其事、老翁卽取囊中玄櫛投地、則化成五百箇竹林、因取其竹作大目麁籠、內火火出見尊於籠中投之于海、

〔延喜式　十五內藏〕年中所造御梳三百六十六枚、(二百枚御料、百枚中宮料、六十枚春宮料、並六月十二月、各半分進之、六枚神今食新嘗祭等料各二枚、皆用由志木、)所須調布一丈六尺、紙卅八張、木綿大五兩二分、木賊大三兩、柳筥四合、三月中旬具數申省、仍令工手依例造備、訖每十枚分爲一裹、(裹以白紙、結以木綿、)十裹盛柳筥、納漆櫃、(白數錄、)安漆牙牀案、(覆以黃帛表、結以縹帶二條、)訖六月一日(十二月准此)先進奏狀、內侍執奏、卽寮官四人執案進立殿庭、少退而立、于時內侍宣、持參來、寮官一人稱唯、共舁案進詣階下、執筥進內侍、訖舁案退出、(獻中宮亦准此、)但六月十二月神今食、十一月新嘗料、各付縫殿寮、其東宮御梳、(裹以白紙、結以木綿、)訖盛柳筥、安高案、(白布數、)先進啓狀、坊官執啓、卽寮官二人執案進立殿庭退出、舍人受案送寮、

〔倭名類聚抄　二十木〕柞　四聲字苑云、柞、(音作、一音昨、和名由之、漢語抄云、波々曾、)木名、堪作梳也、

〔人倫訓蒙圖彙　五〕櫛挽　櫛は伊須、黃楊等其外諸の唐木、象牙、玳瑁等をもつて造り、蒔繪金具をも

櫛種類

つて彩、各下細工人有、唐櫛は唐よりわたす、其外大阪長町にて造り、又梗槩是を商也、細工人別にあつて、此所ゑうるなり、竹、角、象牙、鯨鰭をもつて造る、

〔和漢三才圖會 二十五 容飾具〕櫛 音節 櫛 和名久之 枇 和名保曾岐久之 ○中略

琉球及屋玖島黃楊木、黃潤文理甚美也、豆州三倉島之產次之、土佐日向阿波又次之、而色帶褐不正黃、

豫州出櫛木、名加豆於志美、白色、染黃以爲黃楊、本草所謂柞木是乎、

一種以水木犀爲櫛不佳、出於伊豫、土佐、日向、

一種以伊須乃木爲櫛、下品多用、出於土佐肥前天草日向、

〔我衣〕女子ノ櫛笄、寬文迄ハ鯨ナリ、其後鼈甲ノ薄ク黑キヲヱリ出シ、頭ニイチヤウ、或ハハヅレ雪ナドノ類ヲ細工セシヲ最上トセリ、後鹿ノ角ヲ蘇枋染ニシテ、朝日ノ櫛笄ト云、上品ナリ、後ニ元祿年中、京都紅工ニテ、銀ニテ角切ガクノ内、或ハ丸ノ内ニ、種々ノ紋ヲ彫スカシニシテ、鼈甲ノ頭ニテサス、櫛ノ棟ニモ銀ニテ梅ノ枝、或ハ唐竹ナドヲスカシ、サヤノヤウニハメタリ、重キユヘ髮下ルトテ後ハ不用、

〔類聚雜要抄 四〕差櫛銀二兩、草切四疋 同時上○中略 髮用之、○中略

懸子納○中略 櫛八十枚、螺鈿料二百卌枚、疋別三疋、 納甲乙子○懸 各四十枚、

〔倭名類聚抄 十四 容飾具〕細櫛 唐韻云、梳 音疏、一訓介都留、 細櫛也、枇 毘志反、和名保曾岐久之、 百刺櫛 佐之久之

〔和漢三才圖會 二十五 容飾具〕櫛○中略

櫛齒疏者、曰梳、其齒細密相比者曰枇、篦亦同 以竹爲之、可去髮垢、又枇類可以取蟣虱者曰篦、音雜

按今所用者、有解櫛、水櫛、眞櫛、唐櫛、插櫛五品、

解櫛 止木久之 齒疏而豫可以解髮、大抵三寸許、二十四齒、所謂梳是也、稍密者有四十齒許者、

水櫛【美豆久之】即梳之密者、凡七十四齒許、點水撫整鬢也、

眞櫛【末久之、一云須木久之、】凡百有餘齒、可以去髮垢、所謂枇是也、

古者竹爲之、細齒相比、故曰比、後用木、故字亦作枇乎、本枇杷之枇、俗假借用之矣、

唐櫛【太字久之】以水牛角或鯨鬢施兩端、中編竹相比凡百二十四齒、可以取亂蟣、所謂笸是也、

插櫛【佐之久之】以黃楊木、象牙、玳瑁、或漆塗描金、其齒如水櫛、婦人每插髮者也、

〔倭訓栞【前編】八〕くし　櫛は髮に用る物ゆゑに名とす、歌に別れの櫛、柘の小櫛、筑紫櫛、刺櫛などよめり、五節に、ゑり櫛、まき櫛、から櫛、した櫛、こぐしなど見えたり、

〔歴世女裝考二〕蒔繪の櫛　三ッ櫛

元服法式【永祿年中の物寫本】櫛は三ッ一具なり、【中略】御櫛三ッ、解、簾、細、桐蒔繪也、解はとかし、簾はすき櫛なり、細はびん櫛なり、

〔好色一代男四〕かたみの水櫛

世之介【中略】惜い事をしたと四邊を見れば、黃楊の水櫛落ちてけり、油臭きは女の手馴し紀念ぞ、是にて辻占を聞く事もがなと、岨づたひ岩の陰道を行く、【下略】

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと

ゑりぐし、まきぐし、かんざしをぐして、五せち所ごとにをきまいるなり、

〔空穗物語【藏開の上】一〕后宮、しろかねのくしのはこむよろひ、こがねのはこゆほとも、なに、よろづのありがたき物どもいれて、よの中にありがたき、御すへひたひ、えりぐし、さいし、もとゆひ、おほ宮づかへのはじめの御てうどたてまつり給、

〔類聚雜要抄【三五節雜事】〕一理髮具【中略】

彫櫛二枚【中略】

一可儲本所物○中略　彫櫛六百枚

〔類聚雜要抄四〕彫櫛形　黃楊用之　髮上時用之

○按ズルニ、本書ニ圖ヲ揭ケテ、長一寸八分トアリ、

〔枕草子一〕七日正月は○中略白馬見んとて、里人はくるまきよげにしたてゝ見にゆく、中の御門のとじきみひきいるゝ程、かしらども一ところにまろびあひて、さしぐしもおち、よういせねばおれなどしてわらふも又おかし、

〔枕草子三〕せちは

五月にしくはなし、○中略わかき人々は、さうぶのさしぐしさし、ものいみつけなどして、さま〲からぎぬ、かざみ、ながきね、おかしきおりえだども、むらごのくみしてむすびつけなどしたる、めづらしういふべき事ならねど、いとおかし、

〔枕草子五〕あさましき物　さしぐしみがくほどに、物にさへて折たる、

〔枕草子十〕うれしきもの　さしぐしむすばせて、おかしげなるも又うれし、

〔神樂歌〕刺櫛

さしぐしは、とうまりなゝつ、ありしかど、たけくのしやうの、あしたにとり、ようさりとり、とりしかば、さしぐしもなしや、さきんだちや、

〔新撰六帖五〕くし　前内大臣

明暮てさしぐしもなく成にけりたけふのせうのとるとせしまに

前大納言

君にをきてみせんと思ひしさしぐしを朝夕べに誰かとりけん

〔類聚雜要抄三五節雜事〕一可儲本所物

差櫛上十二枚下十二枚

〔元祿曾我物語三〕帯、播除世話やかでよし茶屋座敷ゑめつけ島田髮、先も跡も長みをなじ程にして、中程により髻を二筋かけ、〇中略白繻子の疊帶、むすび先は一文字にして、庵形のさし櫛、姿見歸りの蹴出しあゆみ、〇下略

〔俗つれ〴〵四〕是ぞ妹背の姿山

落し懸の大島田、忍髻の上に中疊平結、先は一文字にして、庵形の插櫛に切金の折菊、〇下略

〔嬉遊笑覽一下容儀〕世の人心〇書名に、べつかうの總すかしのさし櫛と見えたり、天和貞享のころなり透しの櫛は、其後元文頃より、近く天明迄も行はれたり、彫工東雨安親は、奈良辰政が弟子にて出藍の譽あり、安親が女子に彫て與へたる透しの櫛あり、假鍮(シンチウ)にて形角なり、みねの所狹く、齒長し、おもてに水仙の折花をすかしに造りたり、安親は寛文中の生れにて、延享元年身まかれり、此櫛は寶永正德頃にも造れる歟、

〔娵入記〕よめ入の條々

一くしの箱、くしのかず三十三あるべし、此内びんのくしあるべし、これはびんをけづり侍らむためなり、

〔類聚雜要抄四〕櫛筥一雙甲乙　同〇甲身納銀小筥納十二合、〇中略一合、差櫛二枚、金也、單功六疋、

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十七申年二月

覺〇中略

一女のさし櫛、かうがいに、金銀のかな物無用に候、尤蒔繪類も結構成仕形無用之事、

右之通被仰出候間、急度可相守候、以上、

〔萬葉集九相聞〕石河大夫遷任上京時播磨娘子贈歌

君無者、奈何身裝飾、匣有黄楊之小梳毛、將取跡毛不念、

〔空穗物語あて宮〕かくてあて宮、東宮にまいり給事、十月五日とさだまりぬ、きこえ給人々まどひ給ふことかぎりなし、〇中略かくて其時になりて、御車かずのごとし、御供の人〻な〳〵さうぞきて、日のくるゝをまち給ほどに、なかたゞの中將の御もとより、蒔繪のをきぐちのはこよつに、ぢんのさしぐしよりはじめて、よろづにしつりぐしの御くしあけの御てうど、よき御すゝひたひ、さいし、もとゆひ、ゝりぐしよりはじめてあり、

〔榮花物語初花八〕〻ろかねのはこのふたに、鏡をいれ、沈のくし、白かねのかうがいをいれて、〇下略

〔空穗物語樓の上之下〕殿は人の御〻だいにの給へと、さべき事なれど、人は心こそはづかしけれとて給つ、かれらのすきばこ、ひとつにはからあや五疋、いまひとつには、ぢむしたんのくしあるを、たいの御方に奉らせ給とて、かんの殿、

思ひやる心をつげのくしならばおぼつかなくはなげかざらまし、とて奉り給へれば、御返、

そのかみにふりにし物をあらたむるこれこそつげのをぐしとはみれ、をばのと思給へらるるときこえ給へり、

〔嬉遊笑覽容儀一下〕或諸侯の藏物に、紫檀にて作れる古き櫛二ッ有、一ッは形圓く、傍に短き柄ありて自在に動く、今の毛筋通しなどの用をなすもの歟、一ッはみねを鳥の形に彫たり、

〔俗つれ〳〵四〕御所染の袖色ふかし〻めつけ島田髮、前も後も長み同じことにして、中ほどに平髻を懸け、插櫛白檀の木地に、珊瑚珠の切入、梅の古木に氣を盡し、

〔一話一言二〕平賀鳩溪

平賀源內、名は國倫、字は士彝、鳩溪と號す、狂名は風來山人、又天竺浪人と號す、讃州志度浦の人也、

〇中略明和七年庚寅の頃、長崎に赴く、大通詞吉雄幸左衛門が家を主とす、阿蘭陀本草を學び、エレキテルセイリテイトといへる奇器（人身の火をとりて病をいやす器なり）をつくる事を學び得て歸り、專ら蠻學をなす、或は伽羅の櫛（銀むね、象牙の齒、月に郭公などの細工あり）をつくり、或は金から革等を作りてつねの產とす、

〔平賀鳩溪實記三〕源內櫛の事

源內は、種々心を配りて、兎角世上へ流行事を工夫しけるが、風と思ひ付て、伽羅を長崎より多く持參しけるを取出して、是を櫛に挽せて、銀にてむねを一分通りに覆輪を懸、是を世上へ弘めんと、當時吉原にて名高き遊女、丁子屋の雛鶴こそ歷々も御出なさるゝ名あるものなれば、何卒彼にさゝせんと便をもとめけるに、こゝに一瓢といへる牽頭（タイコ）持あつて、淺草茅町に住居しけるが、彼を密に招き申しけるは、〇中略何卒其方が宅へ招き、我等が胸中をはらさせよと餘儀なき體に申けり、一瓢、〇中略早速承引して、〇中略雛鶴が座敷へ行、四方山の物語して申しけるは、雛鶴さまへ、近頃餘儀なき御無心御座候、御叶ひ可被下やと改めて賴ければ、〇中略相應の事ならば、承知致さんと申ける時に、〇中略一瓢は大きに悅び、直に源內が宅へ行て、云か〲の趣を語りければ、源內は大きに悅び、明るをまつて一瓢が宅へおもむきけり、

源內雛鶴へ初て對面之事

斯て源內は約束の日限にも及ければ供人召連れ、一瓢が方へ趣きけるが、未だ雛鶴は來らず、一瓢も酒肴の設念比にして、今やをそしと待居たり、程なく雛鶴は駕籠にうち乘、一瓢が表口へ這入ければ、待まふけたる一瓢、やがて座敷へ案內して源內へ引合せけり、源內も輿に入て、酒數獻に及て、已に日も西山に傾きたれば、源內雛鶴へ申けるは、先もつて今日は日比の存念晴候て、此上もなき大慶なり、今日の悅、何ぞ進上申たけれど、指したる土產もなし、是は近比麁末ながら、先年我等長崎表より持參せし伽羅を以て、態々此度挽せし櫛也、用立てくれられなば、大悅至極と

迯ければ、雛鶴も嬉しげに、金銀のかゝりしは、さして賞翫もなき物なれど、唐土より長崎へ來る伽羅の、また江戸迄持參し玉ひしを、私に給り候御志と申、遠來の名器、實に匂ひゆかしく候也、以來は他の櫛を用ゆまじと、源内に暇乞して、淺草さして歸りける、源内も立別れ、一瓢に一禮述て、我家をさして歸りけり、源内も滿足せしとかや、此櫛世上にて源内櫛と名付、江戸一統、今以て流行す、されども其始る所を不ㇾ知なり、

〔延喜式 四十 一彈正〕凡内命婦三位巳上、聽ㇾ用二象牙櫛一、

〔類聚雜要抄 四〕彫櫛形 ○圖略

大治五年二月廿一日、中宮藤璋子立后料、待賢門院令二申請一給時、以ㇾ牙作 天令二進給了

〔我衣〕元文中、象牙ノ櫛カウガイハヤル、男女トモ身ノ飾リ奢ルコトハ、享保以來甚シ、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕梳久物語、女乞食のことをいふ處、この淺ましき身となりても、黑髮そゝけず、一筋元結かけて、象牙の牛をれたるさし櫛、これくせもの、昔のおもはれ、○中略 その後、元文ごろ象牙櫛笄はやる、○中略 今も吉原にて、松葉屋半左衞門方には、正月二日遊女ども象牙の櫛をさし、昔の餘風ありとぞ、

〔好色一代女 六〕暗女畫化物

人の目立たぬやうには 𛀁 けれど、顏に白粉、眉の置墨、丈長の平髻を廣疊に掛けて、梅花香の雫を含ませ、象牙の插櫛、大きに萬氣を著けて揷へ、

〔賤のをだ卷〕其比 ○中略 寶曆、象牙の櫛笄も流行たり、蒔繪などさせてさしたり、奇麗にてよかりき、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕四角めきたる大形に齒を深くひきたる櫛、米仲が獨吟歌仙に、閻の地藏を唄にゆりすて、角櫛を下馱の齒などとさみせられ、是享保中の作なり 寶曆頃にもはやりけるにや、其頃の畫にみゆ、遊女の二枚櫛は其後なり、櫛の形は同じ樣なり、

〔好色一代男三〕是非もらひ著物
鼈甲の差櫛が本蒔繪にて、三匁五分で出來るなどゝ、はしたなく申せしは、聞いて戀も覺ぬべし、
〔我衣〕明暦年中迄ハ大名ノ奥方ナラデハ鼈甲ハ不用、〇中略元祿ノ比ヨリ世上活達ニナリテ、鼈甲モハヤアキテ、蒔繪ナドカヽセ、鼈甲モ上品ヲエラビ、價ノ高下ニカヽハルトイヘドモ、金二兩ヲ極品トス、享保頃ヨリ鼈甲ノ上品五兩七兩トナル、依之常體ノ女求ルニ不及力、木ノ櫛ニ色々ノ蒔繪切金等ヲカヽセ、百疋、二百疋ニテ求ム、ソレユヘ寬保年中ヨリ、細工人ニ上手出來テ、水牛ノ色ヨキニ鼈甲ノ黑斑ヲ入テ、上鼈甲ノマガヒニ賣、是モ始ハ廿目ホドモ致シケル、櫛笄トモニ上手ニ似セタリ、
〔物類稱呼四器用〕櫛くし　京大坂にて、たいまいのくしといふを、江戸にてべつかうのくしと云、
〔倭訓栞前編十二〕にたり、〇中略櫛にいふは、牛角を和らげて、玳瑁に似せたるもの也、
〔歴世女裝考二〕瑇瑁の櫛俗にいふべつかふ
賢女心の鏡〇書名、中略、われは此年まで、髮の中に小枕の外は、蒔繪の木櫛に、黑き笄をくぢらなろべしさして花をやりしに、娶のあたまをみれば、透玳瑁の櫛をさし、笄の外にかんざしとやらいふ物、何の用に立事ぞ、
〔空穗物語楼の上之下〕大にのぼり、さて殿に玄ろがねのすきばこ、廿がう、あやちうのみねに、らてんすりたるくし、など奉りたるないしのかみ、宮の御方にな、つ、我御方にもの御方々にも二三づゝくばり奉らせ給、
〔類聚雜要抄四〕甲宮懸子、納螺鈿櫛四十枚、
〔新編鎌倉志一〕鶴岡八幡宮　神寶
十二手匣　壹合小道具不備、箱ノ内ニ圖〇圖略ノ如ナル櫛三十アリ、櫛ノ徑三寸八分餘、高サ一寸

二分、厚サ三分、櫛ノ背ニ淺ク鑿タル穴十三アリ、元靑貝ヲ入タル物ニテ、今ヌケタル跡ナリ、間靑貝ノ見ユルモアリ、穴ノクバリ、皆三二三二三トアリ、木ハイスト云フ、

〔類聚雜要抄四〕

伏輪各三疋　銀三分　二隻四枚也



〔嬉遊笑覽一下容儀〕同書○類聚雜要抄銀にて、伏輪ある細き形の櫛あり、○中略伏輪は、今、銀むねといふと同じ、

〔笑委集十二〕七がいでたつ玄やうぞくには、○中略黑髮島田とかやにゆひあげ、銀ふくりんに蒔繪かきたる玳瑁の櫛にて前髮をおさへ、紅粉を以て面をいろどり、さもあてやかにいでたちけり、

〔我衣〕正德ノ比、厚ムネノ木グシ流行、棟ニ金、銀粉ニテイツカケヲシタリ、甚宜ク見ヘタリ、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕透しの櫛は、其後元文頃より近く天明迄も行はれたり、○中略其後はやれるは、歯の處玳瑁水牛にて、たけ短く面を廣くして、銀の覆輪、種々の摸樣をすかしに造りたり、

〔類聚雜要抄三五節雜事〕一可儲本所物　蒔櫛

〔歷世女裝考二〕蒔繪の櫛　三ッ櫛

江戸にても、享保の比まきゑ櫛、流行しと古老語れり、又櫛の峯に銀のふくりんを懸たるに蒔繪したる物はやり、明和に至ては、まきゑすたれ、竪一寸六分、横六寸許りの甲のべつかふの櫛はやりしとぞ、横長のくしはやりたるは、根なし草にも見ゆ、天明より後文化まで四十五年の間は、まきゑのくし世にすた

り、近年むかしにかへりて、蒔繪の木櫛はやるは、民歸樸といふべし、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕葛藤集、證文に足手そらなる十年季(秀億) 朱ぬりの櫛は誰かみつらむ(潤舟)

〔賤のをだ卷〕一衣類の色も、其比(○寶曆)は、丁子茶と云色流行出て、男女貴賤を論せず、賤者のひとつ布子さへ、丁子茶に染て著たり、(○中略)櫛は朱ぬりの、山形の平たく橫へ長きをさしたり、(○中略)其頃の歌に、丁子茶と五寸もやうに日傘、朱ぬりの櫛に花のかんざし、とて貴賤吟みたり、

〔保元物語三〕爲朝生捕被處流罪事

九月(○保元元年)二日湯屋ニ下タル時、三十餘騎ニテ押寄テケリ、爲朝眞裸カニテ、合木ヲ以テ數多ノ者ヲバ打伏タレ共、大勢ニ取籠ラレテ無云甲斐被搦ニケリ、季實判官請取テ、二條ヲ西へ渡ス、白キ水干袴ニ、赤キ帷子ヲ著セ、髻ニ白櫛ヲゾ指タリケル、北陣ニテ叡覽アリ、公卿殿上人ハ不及申見物ノ者市ヲナシケリ、

〔安齋隨筆前編九〕一五節櫛　五節ノ童御覽の時、舞姬御前に參りて、色々の紙を重ねて櫛を包たるを、御前にさし置て退く也、御目とまりたる舞姬の櫛をば取召るゝ也、御前に櫛置たる體、古キ五節の繪卷物に見たり、

〔公事根源十一月〕五節　同日(○中略)丑日丑二ある時は、上ノ丑ヲ用、式ノ下ノ丑の日ヲ用也、中ノ丑の日をば、五節ノ帳臺試といふ、常寧殿にて主上御覽あり、五節舞姬は五人なり、(○中略)御殿の廂にて亂舞あり、くしなどををかる、昔は年々におこなはる、いまは大嘗會の時より外はなきにや、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと

五せち所に、かむだちめたちいられば、くしは、やなゐばこにいれてまいらすべし、(○中略)ひめ君のさうぞくとらの日(○中略)

するひたひかみあげまうく、かんざし、さいし、四すぢあるを本所にまうく、からぐし、またぐし、
ゐりぐし、こぐし、まかい、(○鞋絲)これらは、くら人がたにまうく、

〔類聚雜要抄(三五節雜事)〕一同(○童女)頭物忌付事
差櫛一說木櫛ヲバ不ㇾ用シテ、其形ニ作テ、其體ニ色取テ、髮ニ當所ヲ一兩所餝懸テ、髮ニカヽヘサセテ差說アリ、但近來ハ櫛ヲバ自ㇾ本ソラシ造也、又サヽズシテ童ニ付、殿上人ノ持之、但殿上人獻時者、件櫛巾ニ物忌ヲ付也、

〔榮花物語(八初花)〕五節、廿日(○寬弘五年十一月)まいる、(○中略)御前に扇おほく候中に、蓬萊つくりたるを、はこのふたにひろげ、日かげをめぐりて、そのなかにらてんまたるくしどもを入て、まろひ物など、さべいさまにいれなして、おほやけざまにかほまらぬ人して、中納言の君の御つぼねより、左京の君のおまへにといはせて、さしをかせつれば、かれとりいれよなどいふは、かのわが女御どの(○義子)より給へるなりと思ふなりけり、またさおもはせんと、たばかりたる事なれば、案にははかられにけり、たき物をたてぶみにして、かみにかきたり、

おほかりしとよの宮人さしわけてまるき日かげをあはれとぞみし、彼つぼねにはいみじうはぢけり、宰相(○實成)もたゞなるよりは心ぐるしうおぼしけり、

〔榮花物語(二十七衣の珠)〕大宮(○藤原彰子)この月(○萬壽三年正月)のうちに覺せたゝせ給、(○中略)三位僧都(○永圓)は御いとこにてないげし給へれば、それ御ぐしおろし奉らんとてあるに、關白殿御はさみ奉らせ給に、御めもくれまどひて、いみじうなかせ給に、どのゝ御まへ(○藤原道長)かくならせ給を、このよの御さいはひはきはめさせ給へり、後生いかにと思きこえさせ給へりつるに、いとうれしう心やすき御事なりと、そゝのかしきこえさせ給へれど、さばかりめでたき御有さまの、にはかにひきかへさせ給をば、どのゝ御まへをはじめたてまつり、殿ばらうへの御かた〴〵せきもあへずなかせ

給へば、宮の御前いとあはたゞしげに覺しめしたり、〇中略辨の内侍ひるいみじうさうぞきて、さ。し。ぐ。し。にものいみをさへつけて、思事なげなりつる程は、さいふともいかゞと覺しつるに、〇下略

〔建禮門院右京大夫家集上〕やしまのおとゞ〇平重盛とかや、このごろ人はきこゆめる、その人の中納言ときこえしころ、五節にくしこひきこえたりしをたぶとて、くれなゐのうすやうに、あしわけをぶねをむすびたるくしさしたるが、なのめならぬに、かきてをしつけられたりし、

蘆分のさはる小舟にくれなゐのふかき心をよするとをしれ〇返歌略

〔吉記〕治承四年十一月十九日丁卯、今日五節童女御覽也、〇中略人々參中宮御方、依可有淵醉也、〇中略侍臣等亂遊殆超近年、白拍子之次獻櫛、兩貫首強雖不可獻、依衆議獻之、次雲客推參八條殿、今樣朗詠亂舞事畢分散、

〔明月記〕建曆三年十一月十二日、今日風流櫛等構出、送之按察、火桶(押錦以櫛爲炭、以白物爲灰、櫛廿枚入之、)炬屋一、(以櫛葺其上、爲檜皮、以櫛爲立蔀、)十三日、御前試了、舞姬退下、〇中略末座殿上人等入五節所乞櫛、六位藏人等來奪取、裝衣雜女又如此、十五日、沐浴、未時欲參仁和寺之間、季嚴僧都來臨相逢、即參御室、依勤今日念佛也、晝著到、此次雖異樣、所乞取櫛十裹、裹薄樣進入於五節所、乞得之由申也、實風流櫛殘等也、十六日、參内候鬼間方、以治部大輔知長給櫛數裹、已爲毎年事、依承此事所參入也、

〔建武年中行事十一月〕寅日、殿上の淵醉あり、朗詠、今樣などうたひて、三ごんはてゝ、亂舞あり、次第に沓をはきて、女官の戸よりのぼりて、うへをへて御ゆ殿のはざまより下におりて、北のらんをめぐりて、五節所にむかふ、其後所々に參て、すいざんなどあり、后宮、女院など、えんすいあれば、けふあすの程也、けふ御前の試あり、御殿のひさしに亂舞あり、櫛などぞをくめる、

〔近世奇跡考一〕相。撲。櫛。

元祿の頃を盛りに經たる兩國梶之助と云相撲取、櫛をさし始しより、其頃前髮ある相撲取、櫛を

さす事はやりて、鬼勝象之助、面に白粉をぬり、二枚櫛をさしけるよし、相撲大全に見ゆ、何のゆゑにさかせしと云に、其頃前づけと云手をとる事はやりけるが、彼等それをつたなき事とし、其手をとらざる證とて櫛をさしけるとぞ、

〔嬉遊笑覽 一下 容儀〕安永中、平賀源内、菅。原。櫛。といへるを工夫し出しけるころ、或人狂歌を贈りけるに、酔て來て小間物見せの御手際は仕出しの櫛もはやる筈なり、返し、かゝるとき何とせん里のこま物や伯樂もなし小づかひもなし、此櫛も瞬息の間のことゝ見ゆ、今其形狀をしらず、

〔類聚雜要抄 二 調度〕長暦二年八月一日、法性寺座主教圓僧都参會關白相府、○藤原頼通語云、自所々御調度等被施入法性寺書狀云、櫛巾、御筥一合、又御櫛筥納物之中在尼。櫛。、○中略殿下仰云、去月十五日、於御堂聞此事、答不知之由、退尋見、誠有櫛巾筥、但體有故云々、○中略又仰尼櫛、是昔尼所指之櫛名也、皆有其櫛樣幷所指云々、

〔貞丈雜記 二 人物〕一女の髪にくしかうがいさす事いにしへはなし、古はよき女房衆は髪をわげてゆう事なし、髪をさげし也、今とてもさげ髪には櫛かうがいをさす事なし、古も同じ事なり、古もげす女は、髪を上げてつのぐるといふ事にするゆへ、かうがいをさしてわげをかためし也、（髪をくるくるとまきてかうがいをさす故、かうがいはつのゝやうなり、依之つのぐると云ふ、かうがいも昔のは甚みじかきなり、）されどもくしをばさゝぬなり、髪にくしさす事はいむ事也、

〔源氏物語 六 末摘花〕すみのまばかりにぞ、いとさむげなる女房、しろき衣のいひしらずすゝけたるに、きたなげなるしびら、ひきゆひつけたる腰つき、かたくなしげなり、さすがにく。し。を。し。た。れ。て。さ。し。た。る。ひたいつき、ないけうばう、ないしどころの程に、かゝるものどものあるはやとおかし、

〔大鏡 一 三條院〕つぎのみかど、三條院のみかどと申き、○中略院にならせ給ひて御目を御らんせざりしこそいといみじかりし、ことに人の見たてまつるには、いさゝかかはらせ給ふ事おはしまさゞ

りければ、そらごとのやうにぞおはしましける、御まなこなども、いときよらにおはしますばかり、いかなるおりにか、時々は御らんずる時もありけり、みすのあみをの見ゆるなどもおほせられて、一品宮ののぼらせ給へりけるに、弁のめのとの御ともに候が、さしぐしを左にさゝれたりければ、あこよ、などくしはあしくさしたるぞとこそおほせられけれ、

〔雅言集覽 左四十七〕くしは右にさすべきものを、左にさしたるを、三條院の見とがめ給へるなり、

〔大和物語 下〕昔、やまとのくにかづらきのこほりにすむおとこ有けり、〇中略この女いとわろくなりにければ、男わづらひて、かぎりなく思ひながらめをまうけてけり、〇中略かくて月日おほくへて、思ひやるやう、つれなきかほなれど、女の思ふ事いといみじき事なりけるを、かくいかぬをいかに思ふらんとおもひ出て、ありし女のがりいきたりけり、ひさしくいかざりければ、つゝましくてたてりけり、さてかいまめば、われにはよくてみえしかど、いとあやしきさまなるきぬをきて、おほぐしをつらぐしにさしかけてをり、手づからいひもりをりけり、いといみじと思ひてきにけるまゝにいかず成にけり、

〔雅亮裝束抄 一〕五せち所のこと

物いみのひろさをはからひて、かみをばとるなり、たうにちは、さしぐしといふものを、右の物いみのかしらに、よこさまにさすなり、このくし、これにはさゝず、ながさ六七寸ばかり、歯のたけ五分ばかりあるを、みねのかたへよくそらしあげて、なかをさしたるとぞ申す、

〔歷世女裝考 二〕横櫛

今、市中にていやしき女、櫛を斜に插を横櫛と唱て、よしある女中は假にもせぬ事なり、よこぐしなるは、心ねもそれとしられていやしげなり、むかしもさる例あり、大和物語〇略注風吹ばの歌の下に、女のがりいきたりけり、業平なりひさしくいかざりければ、つゝましくてたてり、さてかいまめ

燃櫛爲燭

ば、われにはよくてみえしか、いとあやしきさまのきぬきて、大ぐしをつらくしにさしかけてをり、てづからいひもりをりけり、いといみじとおもひてきにけるまゝ、いらずなりにけり、とあり、こゝにつらくしとあるは、横面櫛にて、乃横に大なる黄楊の櫛を刺て居たるにはあらぬか、〈○下略〉

〔古事記　上〕故伊邪那美神者、因生火神、遂神避坐也、〈○中略〉故爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎、〈那邇二字以音、下效此、〉謂易子之一木乎、〈○中略〉於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國、爾自殿騰戸出向之時、伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國未作竟、故可還、爾伊邪那美命答曰、悔哉不速來、吾者爲黄泉戸喫、然愛我那勢命、〈那勢二字以音、下效此、〉入來坐之事恐、故欲還、且具與黄泉神相論、莫視我、如此白而、還入其殿内之間、甚久難待、故刺左之御美豆良、〈三字以音、下效之、〉湯津津間櫛之男柱一箇取闕而、燭一火入見之時、宇士多加禮斗呂呂岐氐、〈○下略〉

〔日本書紀　一神代〕一書曰、〈○中略〉伊弉冊尊曰、吾夫君尊、何來之晩也、吾已飡泉之竈矣、雖然吾當寢息、請勿視之、伊弉諾尊不聽、陰取湯津爪櫛、牽折其雄柱、以爲秉炬而見之者、則膿沸虫流、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛、此其緣也、

〔日本書紀　二神代〕一云、〈○中略〉是後豐玉姬、果如其言來至、謂火火出見尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火火出見尊不聽、猶以櫛燃火視之、時豐玉姬化爲八尋大熊鰐、匍匐逶蛇、〈○下略〉

〔今物語〕近き御代に五節の比、ゆかりにふれて、たれとかやの御局へ、或女のやんごとなき、忍びて參りたりける事ありけるを、ちときこしめして、いかで御覽せんと思しけるまゝに、俄にをしいらせ玉ひけり、とりあへず、ともし火を人のけちたりければ、御ふところよりくしをいくらも取いでゝ、火びつの火にうちいれ給ひたりければ、おくまで見えて、よく〳〵御らんじけり、御心のふせい興ありていとやさしかりけり、

投櫛絶緣

〔吾妻鏡　四十〕建長二年六月廿四日戊午、今日居住佐介之者、俄企自害、聞者競集、圍繞此家、覩其死骸、

有此人之聟、日來令同宅處、其聟白地下向田舍訖、窺其隙有通艶言於息女事、息女殊周章、敢不能許容、而令投櫛之時、取者骨肉皆變他人之由稱之、彼父潜到于女子居所、自屛風之上投入櫛、彼息女不意而取之、仍父已准他人欲遂志、于時不圖而聟自田舍歸著、入來其砌之間忽以下、不堪悲及自害云云、○下略

櫛爲餞

〔夫木和歌抄 雜三十二〕かたみのくし　能宣朝臣

君にやるかたみのくしはわかれぢの神にまかせていのれとぞ思ふ

〔落窪物語 四〕明後日ぐだり給ふとて、左の大い殿にたいめんしたてまつらではいかでかはとて參りたまふ、○中略たれも〳〵御供にくだる人々に、北のかた、いとよくしたる扇二十、螺すりたる櫛、まき繪の箱に白粉入て、こゝの人のかたらひけるして、かたみに見たまへとてとらす、

〔源氏物語 四夕顏〕いよのすけ、神無月のついたちごろにくだる、女房のくだらんにとて、たむけ心ことにせさせ玉ふ、またうち〳〵にもわざとしたまひて、こまやかにおかしきさまなる、くし、あふぎ、おほくして、ぬさなどわざとがましくて、かのこうちきもつかはす、

逢までのかたみばかりとみしほどにひたすら袖のくちにけるかな

賜櫛齋宮

〔倭訓栞 前編四十二和〕わかれのくし　齋宮群行に、天子親く齋宮に櫛をさゝせたまふ、永く都のかたへ歸りたまふなと仰らるゝよし、是を別れの櫛といふといへり、○中略又傳へいふ、伊勢齋王の御櫛を、和泉國日根郡の澤村の櫛代の祠より調進すといふ、

〔鋸屑譚〕夜鄕櫛を忌む事は、神代紀に見えたり、又世櫛を婦女に贈る事を忌むは、蓋齋宮群行辭見天子、天子手自櫛を執らし給ひ、これを其ひたひに加ふ、謂之別御櫛也、

〔西宮記 臨時五〕齋宮三度禊　群行大略同入野宮儀

天皇行八省、主水供御手水、次御大極殿、○中略齋王參入、○中略天皇以小櫛加王額、藏人仰作物所令作入小櫛宮、內侍取傳

以櫛爲占

奉加櫛之間、天皇示不向京由云々、

〔江家次第十二〕齋王群行

宸儀渡御大極殿、(○註略)藏人持候御笏式幷齋王額櫛筥等、(此櫛先仰作物所、以黃楊木令作、長二寸許、入金銀蒔繪筥、方四寸、松折枝幷鶴等蒔之、○中略)內侍奉仰進齋王許、申可近參給由、親王近候御前、(○註略)天皇以櫛刺加其額、勅、京乃方仁趣支給奈不、次內侍以櫛筥給親王乳母、(件櫛、今夜刺之、至勢多頓宮納筥云々、)

〔源氏物語十賢木〕齋宮は十四にぞ成給ける、いとうつくしうおはするさまを、うるはしうしたて奉りたまへるぞ、いとゆゝしきまで見え給を、みかど御心うごきて、別の御くしたてまつり給ふ、いとあはれにてしほたれさせ給ひぬ、

〔大鏡三一條〕齋宮(○三條皇女當子)のくだらせ給ふ、わかれの御くしさゝせ給ひては、かたみに見かへらせ給はぬ事を思ひがけぬに、此院(○三條)はむかせ給へりし、あやしとは見奉りし物をとぞ、入道殿(○藤原道長)おほせられける、

〔榮花物語三十八松の下枝〕齋宮には、當代(○後三條)の女二宮(○俊子)ゐさせ給へりつる、九月(○延久四年)にくだらせ給ふ、あはれなることどもおほかり、大極殿にて、わ。か。れ。の。御。く。し。などのほど、いとあはれなり、御ぐしあげさせ給ひて、いとかう〴〵しくしたてゝおはします、

〔新撰六帖五〕くし　　前左京大夫

あふことをとふやゆふげのうらまさにつげのをぐしのしるしみせなん

〔歌林拾葉集十一〕櫛　　信實

あふことをとふや夕げの占まさにつげのをぐしもしるし見せなん

此歌は古記云、兒女子云、持黃楊櫛女三人、向三辻問之、又午歲女午日問之、今案三度誦此歌、作堺散米、鳴櫛齒三度、後堺ノ內ニ來ル人、答爲內人言語ヲ聞推吉凶云々、くしの占といふこと、

かくのごとし、

〔萬代和歌集十一戀〕占戀といふことを　修理大夫顯季

よゐ〳〵につげのをぐしのうらをしてつれなき人をなをたのむかな

○按ズルニ、夕占ノ事ハ、神祇部雜占篇ニ在リ、參看スベシ、

櫛產地

〔毛吹草三〕山城　櫛硯細工　和泉　コギ櫛　攝津　築嶋櫛(ツキジマグシ)　伊勢　山田櫛(ヤウダグシ)　長門

櫛(大閤薩摩入之時、天下一ニ號、)　紀伊　ユスノ木(櫛ニ用)　薩摩　黃楊木(ツゲノキ)(之櫛ニ用)

〔諸國名產往來〕諸國名物盡

伊勢　櫛　長門　長府櫛　薩摩　藤櫛

〔後撰和歌集十五雜〕女ともだちのもとにつ。く。し。よりさしぐしを心ざすとて、

大江玉淵朝臣女

なにはがたなに丶もあらずみをつくしふかき心のしるしばかりぞ

〔七十一番歌合中〕四十二番　右　櫛挽

出やらでいとゞ心を筑。紫。櫛。はわけの月に山風もがな

櫛工

〔延喜式十五內藏〕雜作手卅三人　造御櫛手二人

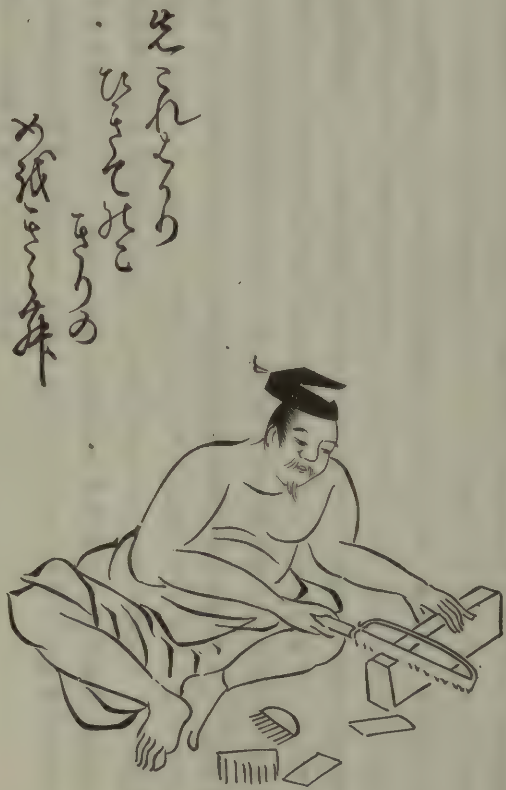
〔七十一番歌合中〕四十二番　右　櫛挽

いかにせん逢ことかたきゆすの木の我にひかれぬ人の心を

〔雍州府志七土產〕櫛篦　處々造之、其內京極二條北、舟木屋之所作爲良、舟木長門國、而所造櫛之黃楊木、幷伊須木之所產也、近世或又以玳瑁象牙造之、

〔人倫訓蒙圖彙五〕櫛挽○中略　京櫛挽、寺町通押小路の下、舟木長門、其外所々にあり、伊須の木長門より出、此木を舟木と號す、

〔七十一番歌合中〕櫛挽



〔和漢三才圖會 四十六介甲〕瑇瑁

按瑇瑁甲飾二文匣香盒一、爲二櫛笄簪子等一、黒紫色映レ日見レ之、有二白赤黄檿文一、艶美可レ愛、然脆易二折損一難二繼補一也、近頃工人、繼二櫛齒折者一、聊不レ見二其痕一、但炙温接レ之耳、

〔歴世女裝考 二〕瑇瑁を斑なしに作る起立

寺島良安翁、此書〇和漢三才圖會を作りし頃、今の如くべつかふの透所のみ斷截接合事あらば、右の文の下へ其事をいふべきにいはざるは、折たるをつぐ事のみにて、今の職術はしらざりしとみへたり、然ればきりよせてつぐ事は、何れの比及にやあらん、其源を尋ぬべしと、正德今より百三十年ばかりまへ以來の書どもを、俗にいふちごくさがしに尋ねけるに、ありげにおもひしにはなくて、おもひの外なる俗書にて一證をえたり、〇中略舊友玳瑁樓照義老人のもとに至りて、〇中略接合事の起立おぼへありやと尋しに、翁謂やう、我家は、今に三代玳瑁の職を業とす、父は元文元年の生れにて、享和十年酉のとし、七十七にて身まかりぬ、父がはなしにきゝしは、享保の中比、長崎より江戸に來りし回國の六部、べつかふ職の者にゆかりありて、杖をとゞめしうち、病に臥し、日を經て全快したる禮謝にとて、べつかふをつぐ事ををしへしより、はじめて櫛笄のをれたるをつぐ事をしり、のちには弟子にもつたへ、世にひろまりしが、いまだ今の如く切拔つぐ事はしらざりしに、元文年中にいたり、職人の中に、よせてつぐものいできて、追々ひろまりしが、いまだ今のやうに、鋏挧をはめて繼事はしらざりしゆゑ、けふは誰が所にてつぐ日なりとて、そこにあつまり、かはるがはる鋏を握りて繼ぎ、たがひに助けあひけるに、仲間の内に一人、他の力を借ず、人よりは多く、細工をなす者ありし故、其術を尋ねしに、秘して敎へず、然るにこの職人、賭に身をはたし、細工道具を箱に納、錠封して質入れし、京へ上りし後、絶て音信なきゆゑ、職人どもいひあはせ、かの質物をうけ出し、箱をひらきて、はじめて道具の便利なるをしりけると、父が聞つたへしとてかたれり、

櫛屋

〔京羽二重六〕諸職名匠

櫛所　寺町三條上ル町　梅本薩摩　右同町　櫻木河内　寺町御池上ル町　舟木長門　寺町四條上ル町　井上和泉　五條はし通　藤澤屋三十郎

〔國花萬葉記一上山城〕諸職名匠

櫛師　梅本薩摩寺町三條上　梅木河内上同丁　船木長門寺町御池上　井上和泉寺町四條上

藤澤屋三十郎

〔文化四年武鑑〕御櫛師　南大工町二丁目　神村和泉

〔江戸總鹿子名所大全六〕諸職名匠諸商人

櫛師　日本橋南二丁目　井上數馬　京橋南二丁目　石井近江守　同所　對馬守　新橋竹川町　松井玄蕃　日本橋北三丁目　和泉屋近江

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人

櫛問屋　木や九兵衛日本橋南二丁メ　木や庄兵衛同所　駒屋長右衛門通ゟほ町　堺や喜太郎日本橋南一丁メ

〔江戸總鹿子名所大全六〕問屋大概

櫛問屋　日本橋南貳丁目　木屋九兵衛　同所　木屋庄兵衛　通ゟほ町　駒屋長右衛門　日本橋南一丁目　堺屋喜太郎

〔一話一言八〕二十三屋

東都唐櫛屋の名を二十三屋といへるは、十九四(トウクシ)といへるなりとぞ、

櫛笥

〔倭名類聚抄十四容飾具〕嚴器　魏武疏云、漆畫嚴器、俗用二唐櫛匣三字一、賀豆玖師介

〔和漢三才圖會二十五容飾具〕櫛匣　櫛匣、久之介、

〔日本書紀 崇神五〕十年九月、○中略倭迹迹姬命語夫曰、君常晝不見者、分明不得見其尊顏、願暫留之、明旦仰欲觀美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形、爰倭迹迹姬命、心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、○下略

〔萬葉集 三〕石川少郎歌一首

然之海人者、軍布苅鹽燒、無暇、髮梳乃小櫛、取毛不見久爾、

〔類聚雜要抄 四〕差櫛筥銀廿兩

櫛筥一雙 甲乙

方一尺

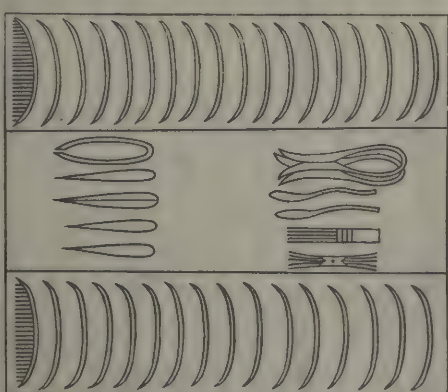


深三寸之中、蓋鑑九分、懸子深七分、有縫立、

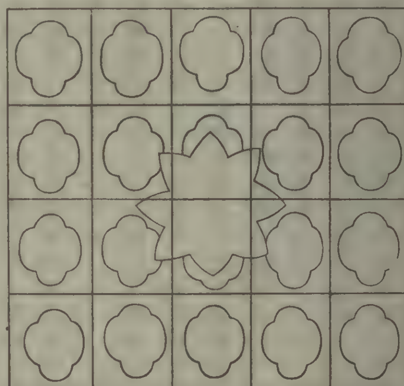
懸子 甲乙同前也

釵二

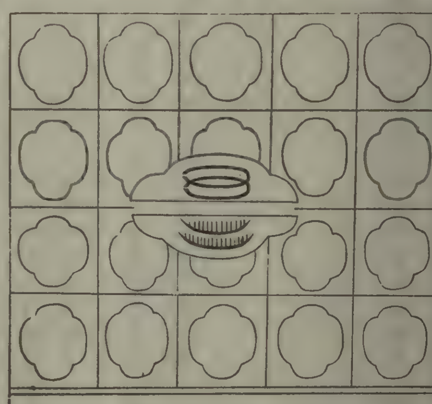
鑷二



櫛四十枚



乙身



甲筥身　納筥廿二合、十六合打堺、六合透堀物、深各八分之中蓋鼇二分

甲、乙筥納筥共、吉薄經可作也、

櫛筥料木、(三寸中板、一丈一尺七寸、弘一尺一寸、)木道、(単功八十疋、臺乃米、)口白錫三斤二兩、(単功卅疋、各廿疋)螺鈿料千三百十六疋、堀料百疋、堺入料百疋、入玉料百疋、蒔料金卅兩二分、(各十五兩一分)漆一升四合、磨料六百疋、裏塗六疋、

〔江家次第十七〕天皇元服御裝束

東向厨子中有三層、(中略)中層置同螺鈿唐。匣。(中略)次懸子置櫛二枚、

〔江家次第十七〕東宮御元服

春宮坊司(中略)左右立平文置物机、(在南北倚子中間、即常主上御倚子、)机上分置櫛。箱。泔坏等、(紫檀地螺鈿鈒)泔坏置左机、(北寄有臺)唐。匣。(櫛。匣。也。)置右机、(無臺)

櫛案

〔源氏物物十七絵合〕前齋宮の御參りのこと、中宮の御心にいれてもよほし聞え給、〇中略院はいと口おしくおぼしめせど、人わろければ、御せうそこなどたえにたるを、その日に成て、えならぬ御よそひども御〇くし〇の〇は〇こ、うちみだりの箱、かうごの箱ども、よのつねならず、くさ〴〵の御たき物ども、くぬえかう、またなきさまに、百ぶのほかをおほくすぎにほふまで、心ことにとゝのへさせたまへり、おとゞみ給ひもせんにと、かねてよりやおぼしまうけけん、いとわざとがましかめり、殿もわたりたまへるほどにて、かくなんと女別當御らんせさす、たゞ御くしのはこのかたつかたを見給に、つきせずこまかになまめきて、めづらしきさまなり、さしぐしのはこのこゝろばに、
　わかれぢにそへしをぐしをかごとにてはるけき中と神やいさめし、おとゞわれを御らんじつけて、覺しめぐらすに、いとかたじけなくいとおしくて、わが御こゝろならひのあやにくなる身をつみて、かのくだり給しほど、御心におもほしけんこと、かう年へてかへり給て、其御心ざしをもとげ給べき程に、かゝるたがひめのあるをいかにおぼすらん、御位をさり、物しづかにて世をうらめしとやおぼすらん、

〔和泉式部集五〕さしぐしのはこにかきて
さま〴〵に神をぞいのるさしぐしのさしはなるゝが心ぼそさに

〔狹衣二〕くしの箱やうのもの、くるまにとりいれなどしてたつ、

〔延喜式五齋宮〕櫛一具、黄楊櫛案一脚、〇中略

右齋内親王神忌御服料

〔延喜式十七內匠〕加茂初齋院幷野宮裝束
櫛〇机〇一具、長一尺五寸、廣一尺三寸、足高九寸、料波多板一枚、檜榑半材、阿膠十兩、炭二斗一升、切釘廿隻、漆一升二合、掃墨三合、燒土三合、綿六兩、絹一尺、手作布一尺、單功九人、木工六人、漆三人、

櫛巾

櫛掃

〔類聚雜要抄二調度〕小野宮差圖

庇立二二階一脚一南北行東面〇中略

下層南、唾壺、手筥、北打亂筥、櫛巾、四方疊置二筥上一、

〔江家次第十七〕天皇元服御裝束

東向厨子中有二三層一、〇中略中層置二同螺鈿唐匣一、(中略)次身入二緞〇櫛〇巾〇一一條、白畳畳面小刀、并檀紙、并紙捻等一、

〔和漢三才圖會二十五容飾具〕梳帚 俗云久之波良比

三才圖會云、梳帚以レ骨爲レ體、以二毛物一粧二其首一、以去二齒垢一、刮以去二古垢一、而帚則去按所レ謂骨者、卽角象牙之類、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕糸金の櫛はらひ、白猪の櫛はらひあり、長き筋を集めて中程を金物にて括りたり、其形水引を束ねたるやうなり、

〔類聚雜要抄二調度〕一被レ加二以前御調度外一御物事

掃筥、立一有二雜一 納二掃〇掃衍櫛掃一、

〔類聚雜要抄四〕懸子納、〇甲乙同前中略 櫛掃二、銀一兩、各二分、單功六疋、各三疋、白猪二、納如レ上、

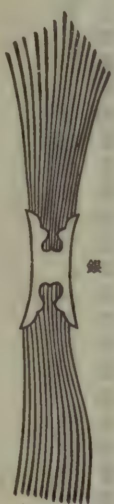
〔類聚雜要抄四〕

櫛掃 銀糸金



銀三兩 單功六疋

櫛掃 白猪毛



銀

櫛押

〔類聚雜要抄四〕手筥一合〈○中略〉
櫛掃結所〈五寸、二尺二升、〉

〔賤のをだ卷〕一昔は女の帽子と云ものをかぶりて步行たり、〈○中略〉扨其ぼうしをとむる針を銀にて物好に拵ひ、最負のかぶき役者の紋所などをうたせてさしたり、其後又櫛おさへと云もの流行出たり、是は櫛の前へ倒れぬ樣の爲なりとて、櫛の前へたてにさしこみたり、櫛おさへも銀にて、紋所或はさま〴〵の物好をうたせたり、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕櫛押への出來しもその頃、〈○寶曆〉なり、帽子針の頭を曲たるやうに作る、頭の丸き處に紋などほるなり、銀にて作る、明和二年前句附、廣いことかな〳〵、當世は軒端にあまる櫛が出來、

櫛雜載

〔古事記上〕於是八百萬神共議而、於速須佐之男命、負千位置戶、亦切鬚及手足爪令拔而、神夜良比夜良比岐、〈○中略〉故所避追而、降出雲國之肥〈上〉河上在鳥髮地、〈○中略〉以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在而、童女置中而泣、〈○中略〉故其老夫答言、僕者國神、大山〈上〉津見神之子焉、僕名謂足〈上〉名椎、妻名謂手〈上〉名椎、女名謂櫛名田比賣、亦問汝哭由者何、答白言、我之女者自本在八稚女、是高志之八俣遠呂智、〈此三字以音〉每年來喫、〈○中略〉爾速須佐之男命詔其老夫、是汝之女者奉於吾哉、〈○中略〉爾足名椎手名椎神白然坐者恐立奉、爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良、〈○下略、又見日本書紀、〉

〔今昔物語二十五〕源賴義朝臣討安陪貞任等語第十三
貞任ガ伯父安陪爲元、貞任ガ弟家任、降シテ出來ル、亦數日ヲ經テ、宗任等九人降シテ出來ル、其後國解ヲ奉テ頸ヲ斬レル者、幷ニ降ニ歸セル者、申シ上グ、次ノ年貞任、經清、重任ガ頸三ツ奉ル、京ニ入ル日、京中ノ上中下ノ人此レヲ見、喤ル事無限リ、首ヲ持上ル間、使、近江國甲賀郡ニシテ、筥ヲ開テ首ヲ出シテ、其ノ髻ヲ令洗ム、筥ヲ持ル夫ハ貞任ガ從降人也、櫛無キ由ヲ云フ、使ノ云ク、汝等ガ

私ノ櫛ヲ以テ可ㇾ梳ルト、夫然レバ私ノ櫛ヲ以テ泣々梳ル、

〔源平盛衰記三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

狩野介、湯殿尋常ニコシラヘテ、御湯ヒキ給ヘト申ス、中將〔重衡○平〕嬉キ事カナ、道ノ程疲テ見苦カリツルニ、身淨メン事ノ嬉シサヨ、但今日ハ身ヲ淸メ、明日ハキラレズルニヤト心細クゾ思ハレケル、〔○中略〕晩程ニ、十四五計ナル美女ノ、地白ノ帷ニ染付ノ裳著タリケルガ、金物打タル楾ニ、新キ櫛取具シテ、髮ニ水懸、洗梳ナンドシテ上率、

〔諸艶大鑑四〕心玉が出て身の燒印

川原町四條の角屋に湯屋あり、菊屋の小八、二階座敷に東山の風までども、汗の止む事なし、〔○中略〕浴衣たゝむ間見合せけるに、三十四五にて小作なる男、損ねぬ鬢を撫でける、其櫛見知のある二ツ紋なり、〔○中略〕友とする人に、灸の蓋をして遣りながら語るを聞けば、我太夫に逢初めて、まだ間も無きに、某が定紋つける事、祇園八幡油斷はせぬが、あらふ事かと人に聞けがしに咄す、廣い都に居ながら、さても疎し、あれを知らぬげな、戀の目印とて、其時逢ふほどの客の紋所を書かせて、櫛何枚か拵へ置き、其日のお敵に合せて插すは嬉しき事にもあらずと、紋ある櫛を二三枚取出だし、小者などに取らして笑へば、彼男短かく二ツに折りて、大釜の下に燒ける、

〔願掛重寶記〕高尾稻荷の社

永代橋西詰に高尾稻荷の社あり、此祠に詣て頭痛平愈の願がけをするに、平愈する事速なり、願がけをなす時に、小き櫛を一枚祠の内より借受、朝夕高尾大明神と祈り髮をなで付るなり、病氣平愈の後、外に新に櫛を一枚添へ社へ奉納するなり、頭痛に限らず、すべて髮の毛の薄き人、頭痛のたぐひ、あたまの煩ある人、願がけして其驗うたがひなし、

器用部八

容飾具三

〔倭名類聚抄 十二冠帽具〕擽鬢刷 文選云、勁刷理鬢、(李善曰、通俗文所以理鬢謂之刷也、刷音雪、)釋名云、䰉(音盗)導也、所以導擽鬢髮也、或曰擽鬢、(擽音歷、和名加美賀岐、)

〔箋注倭名類聚抄 四冠帽具〕所引嵇康養生論文、注鬢原書作髮、此作鬢恐誤、(中略)北堂書鈔引東宮舊事云、太子納妃、有漆畫猪氂刷大小三枚、則知刷雖所以理髮、然非加美加岐也、又按刷、拭也、爲帥髮具名者、轉注也、(中略)源氏物語眞木柱卷、榮花物語初花卷、謂之加宇加伊、卽加美加岐之一轉也、按今俗婦人首飾有加宇加伊、蓋所以拘髻令不亂者、卽是簪、非刷導之類、宜呼爲加无左之、今俗呼加无左之者、插頭花之屬、蓋加佐之也、

〔毛詩註疏 三 傳〕鬒髮如雲、不屑髢也、玉之瑱也、象之揥也、(中略)揥所以摘髮也、

〔伊呂波字類抄 加雜物〕笄(邊兮反、白云、銀笄、)カムカキ 笄(音雞) 鈿(音田、婦人首飾、) 箆 纓(同已上) 擽鬢刷(カムカキ、歷賣二行、) 理髮(謂之刷、) 勁刷鬢 䰉(同已上)

〔易林本節用集 加器財〕髮搔(カウカイ、同)匙笄(同)

〔倭訓栞 前編六加〕かうがい 髮搔の義也、倭名鈔に擽鬢刷、かみかきとみえて、かうがいは其音便なり、本草に搔頭尖ともみえたり、刀に副るかうがいも同物なるべし、(中略)古へ髮を括り上て、かうがいにて留たり、兜鍪など著る時は髮を亂し、其かうがいを太刀にさす也とぞ、

笄沿革

〔倭訓栞中編加四〕かみかき　倭名鈔に、櫛髪刷をよめり、今搔板といふ物成べし、元服にも用う、髮板も同じ、

〔類聚名物考調度十〕笄　かうがい　かみかき

かみかきを、音をかよはしてかうがいと云は、ミをウと云ひ、キをイといふなり、髮搔にて、頭髮のうちのかゆき時にかくものなり、これを後には首の飾りにせしものなり、されば男女ともに用うることとなり、

〔和漢三才圖會容飾具二十五〕揥枝かうがい　掋子　俗云加宇加伊

詩魏風云、佩其象揥、女子著揥於首、男子佩之、蓋揥枝整髮釵也、

三才圖會云、揥所以摘髮、以象骨爲之、若今之篦兒、古今註云、秦穆公以象牙爲之、敬王以玳瑁爲之、始皇金銀作鳳頭、以玳瑁爲脚、號曰鳳釵、

〔俚言集覽加〕髮搔カウガイ　笄カウカイ

笄は刀の具、增古へは髮を搔くに用う、後世には婦人裝飾の品となる、又刀の鞘中に插むものをいふ、

女の笄は、三河及遠州にてほせ。と云、

〔歷世女裝考二〕神代の髮の飾　笄

笄かうがいは本字笄けいなり、御國にて古書に髮搔かうがいとも書たれば、此物の本用は、今の毛筋立けすぢたての如くにつかひ、あるひは髮の內の痒きを搔物としたるなり、

笄を髮の飾に插はじめたる起原

元祿中頃にいたり、笄髷かうがいわげといふ髮の風、京より起り、諸國にうつれり、其結ぶりは、笄を髮の根もとにさし、これに髮を卷つけて狀かたちをなすなり、略〇註笄は髮を理物つくろふものなるを、始て髮に刺物になりしは、

此笄髷おこりしよりの一變なり、○中略此後十五年たちては、稍々飾りに插物になりしや、眞葛原、享保六年板、鷺水撰俳書、あらひ髮にはさゝぬかうがい、付照のよき縮にすかすお湯の肌、前句の笄を玳瑁として照のよきと附たれば、享保ごろ今より百廿年ばかりよりかざりにもさしたりけん、しかれども皆一枚甲のひきぬきにて薄き物なり、俳書十七回、享保八年板、淡々撰集、かうがいの反たがるのは誰に似る、付極暑はおそきかまくらの道、鎌倉見物の旅の女中、菅笠の下なる笄、日の照と頭熱にて反りたらんとの句なり、笄のうすかりし證とすべし、

〔歷世女裝考四〕貞享年中女の頭に飾物十六品

貞享五年京板□□盛衰記、三卷今の女、むかしなかつた事どもを仕出して、身をたしなむ物の道具數々なり、首筋より上ばかりに入用の物十六品あり、○中略かうがいころにて、今より百五六十年前にかんざしをかぞへざは、くじらぞうげなどのかうがいのみにて、かんざしはまいざりしなるべし、○下略

〔近世女風俗考〕擿枝簪の事

婦女の用ふる擿枝といへる物は、其始は髮をけずる具にて、髮を止めおくものにはあらず、近世擿枝髷といふ振出てより、髮鍵の物とはなりぬ、古製は楊枝の如きものにて、竹或は角鯨の鰭にて甚素朴なるもの也、

〔近世女風俗考〕髮を結號の事

今の世に兩輪といふ髷振を、むかしは笄曲といひしなり、異本女用訓蒙圖彙、元祿元年印本、此書貞享板本と同本、所改し故、暫異本といふ、笄髷は、下髮せし奉公人など、其勤しまひ内々の局などに入、くつろぎまたはおのがしゝうち寄時、下髮は身持むつかしき故、くる〳〵と廻して笄にて假にしめ置たるなり、○中略此髷振も寬永の頃ほひよりありこしもの歟、左に證出する古書どもを見てしれ、知歌竹用附云々といへる條に、髮にかうがいをつけたりとあり、此書奥書に万治三年とあり、

笄製作

諸國万句承應元年印本、三之卷十句第四、

前句　手ぎわにほりし家のかうがい　正之

附句　上臈はいとゞふりよき髮のわげ　信親

玉海集明曆二年印本、一氈軒安原貞室撰、春の部一の卷、

おのが枝をかうがいにさせ柳髮　行正○中略

女用訓蒙圖彙貞享四年印本卷之三所載、かうがいわげの圖、○圖略、是より古きもの未見、笄のかたち楊枝の如し、西鶴大鑑一之卷、銀の笄を楊枝にさしかへ云々といへるも考べし、物類稱呼四之卷に、揥、參河及遠州にてほせと云々、春明云、今も此五十瀨の國○伊勢には、木にもあれ、竹にもあれ、小さく扮しをほせくらといへるもおもふべし、

〔諸家奧女中袖鏡〕髮飾の事

一揥枝は御三の間以上、朝鮮形か、貝なり形を用ふ、

一同じ老若女の外は、角形にく太く短き品をも用ゆ、

一御廣式附若き女中は、角形にて差込の花小さきを用ゆ、

一両添、後ろ指、總女中とも禁ず、

一揥枝は、御使番以下、角形にて長く目だつ品をば用ゆ、

〔雲萍雜志三〕洛の燈籠卷は、そのむかし小松內府○平重盛の燈籠を造られし所なれば、その名殘れりとぞ、六波羅より東南にあたりて小高きところなり、あるとき家をつくるとて、そのあたり掘けるに、笄の如きもの多く出たり、赤がねにしてその形丸く、左右に圓く合せたる玉の如きものの附たり、一尺あまりあり、予○柳澤淇園が友文鎭に玄たるを見たり、古雅いはんかたなく至ておもし、往昔の質素たるをおもひやるべし、

〔後は昔物語〕おもふに物の流行、江戸は足早く、京都は足遲し、十年跡に京に登りて見たるに、帶の幅のせまき、笄の長き等、江戸にてむかし流行せし事、其まゝにて有やうに思へり、

〔守貞漫稿女扮十一〕笄(カウガヒ)之事〇中略守貞曰、所詮笄ハ元來梳具也、笄髷アリテ以來、髷ヲ止ル具トナル、又昔ハ笄簪トモニ形相似タリ、恐クハ一物二名歟、享保以來、耳掻アルヲ簪、耳掻ナキヲ笄ト云テ二物トナル也、又笄モ昔ハ竹、角、鯨髭ヲ以テ製之、

〔守貞漫稿女扮十一〕笄

文化前、笄長大略一尺二寸、幅五分、兩端漸ク廣ク薄ク耳圓也、〇圖略又右ト同形ニテ、象牙製ノ笄、端ヨリ一寸バカリ下テ、唐花ノ定紋〇圖略ヲ漆畫ニシタル兩端兩面トモ、四紋アル物、余〇喜多川季莊近年歸坂ノ序、洛ニテ買得之テ、今モ藏セリ、〇中略

今世嘉永中也京坂式正所用鼈甲製〇中略

笄　長ケ概八寸、或八寸五分、其他如圖、〇圖略或ハ幅五分半、

今世京坂ノ笄兩端角也、古製ハ兩端圓也、

〔守貞漫稿女扮十二〕笄〇圖略

地黑漆金蒔繪ヲ專トシ、近世用之、此形モ全ク無地金ノ上ニ蒔繪スルモアリ、又央黑ニテ兩端ノミ無地金或ハマキヱモアリ、

〔守貞漫稿女扮十一〕寶曆六年印本ニ所載少女圖〇圖略

島田曲

如此裂髷ヲ制セザルハ、大凡十二三ノ小女ト見ユ、然ルニ笄ヲ用ヒタリ、是今世ニ爲ザル所也、〇中略當時ノ笄或ハ直、或ハ上ニ反ル、

〔守貞漫稿女扮十二〕今世江戸市中所用鼈甲製圖〇圖略

笄種類

笄　極上製ハ全白甲ナレドモ稀也、多クハ上製ト雖ドモ、央ニ黒甲ヲ交ル、黒甲江戸ニテバラフト云、京坂ニテハモクト云、或ハフト云、○中略江戸ノ笄ハ、片端角、片端圓也、髷テ後ニ圓ノ方ヨリ插シ貫ク也、

〔守貞漫稿二十妓扮〕江戸吉原遊女之扮ハ、京坂ノ太夫天神ヨリ甚ダ華也、江戸市中ノ笄ハ、當時甚ダ短カケレドモ、遊女ノ笄ハ、今モ長キヲ用ヒ、櫛モ甚ダ大形ナルヲ二枚サシ、○下略

〔人倫訓蒙圖彙四〕櫛挽　按、栗又これを商ふ、竹、角、象牙、鯨のひれをもつて造る、

〔類聚雜要抄四〕一母屋調度
甲宮懸子納、○中略髪搔〈平二、二分、一二分〉○中略細
懸子納、○中略平髪搔四枚、〈四兩二分、各一兩二朱、功八疋、各二疋、〉○中略單細髪搔四筋、〈四兩各一兩、功八疋、各二疋、〉

〔雅亮裝束抄二〕わらは殿上のこと
かゝげのはこのふたに、○中略ときぐし一枚、ひらかうがい一つ、あぶらつぼにあぶらわだいれて、口こがたなひとつ、これらをかゝげのはこのふたにいれて、さうぞくにぐしてとりいだすなり、

〔松屋筆記百十二〕かうがい
老談記に、信長公より印とて、金の髪搔を給はりけり、其人の名をとひしに忘れしといへり、

〔紫式部日記〕臨時の祭の使は、とのゝ權中將〈藤原教通〉の君なり、○中略ありしはこのふたに、しろがねのさうしばこをすへたり、かゞみをしいれて、ぢんのくし、白がねのかうがいなど、使のきみのびんかゝせ給べきけしきをしたり、○又見二榮花物語一

〔西鶴織留一〕古帳よりは十八人口
銀の笄に金紋を居させ、さんごじゆの前髪押へ、針がね入の剃髻〈はねもつとひ〉を掛て、○下略

〔男色大鑑入〕心を染し香の圖は誰・

過にし頃、勝尾寺の開帳に、大和屋甚兵衛誘ひて參詣しけるに、〇中略後よりいまだ十六と見て十五なるべき美女の、〇中略おとし懸のはね髻、すかし形のさし櫛、金銀延分のかうがい、〇中略いづれに一つ惡き物好なく、ありのまゝなる素面、萬にいふべき所なし、

〔我衣〕元文年中三味線ノ根緒ニテ、〇圖略ケマンムスビニシテ、カウガイニサシ、其外スヾノ類ニテ、コノ如ク拵ヘカウガイトス、

〔守貞漫稿十女扮〕守貞云、右ニ笄ト云乃今ノ簪也、其頃ハ簪ト云ズ、總テ笄ト云歟、

〔我衣〕享保末ヨリ、ビイドロ笄ハヤル、筆ノ輪ノヤウニシテ五色ノ綿ヲ入タリ、後ニハビイドロヲ捻リテカウガイニサス、

〔人倫訓蒙圖彙四〕角細工　梗槩櫛笄、〇中略角、象牙をもちゆるたぐひ、これをつくる、寺町通を始め處々にあり、

〔雍州府志七土産〕象牙　以象牙并水牛角造器物、〇中略凡書畫卷末軸多用之、近世婦人櫛笄又用之、

〔我衣〕延享元年、金銀ノ櫛笄カンザシ堅ク御停止、其後象牙、ツノ、ベツカフ、錫等ニテコシラヘサス、寛延ヨリ御停止ニカマハズサスナリ、

〔我衣〕明曆アタリ迄ハ女ノカウガイ、〇中略寛文ノコロヨリ鼈甲ヲサス人モアリ、〇中略早正德ノ比ハ、下女モ鼈甲ヲサシ、グル〱結ナリ、

〔甲子夜話四十九〕松平防州ハ、當時浪華ノ尹ナレバ、當地ノ邸ニハ、婦女子ノ殘リ居ルニ、或夜コノ盜〇鼠小僧入リタリト覺シキ、三月ト五月ノ兩度ナリシガ、〇中略一婦ノ部屋ニテハ鼈甲ノ笄簪等ヲ取出テナミヨク雙ベ置キ、銀簪等ハ、折曲ゲテ置キタルノミニテ一物モ取ラズ、〇下略

〔我衣〕明曆アタリ迄ハ、女ノカウガイ、多クハ鯨ノ棒カウガイナリ、〇中略貞享天和迄ハ、鶴ノ脛骨ノカウガイ最上タリ、享保比ヨリハ供ヲツレル女ハ不用、老母ナド用タリ、元文ノ比ハ、馬ノ骨ヲ鶴

ノヨウニ挿、價十錢位ニ賣ル、田舍出ノ下女ナド用ル、

〔類聚雜要抄 四〕一庇具



〔俗つれ〴〵 四〕是ぞ妹背の姿山年のほど十四か五にもせよ、いまだ若木の蕾、○中略落しかけの大島田、忍髻の上に中疊平結、○中略伽羅の角搔枝(かくかうがい)に青貝の折菊、○下略

〔雲萍雜志 三〕今や赤銅眞鍮の笄、あるひは竹などにて造れるものは、丹波但馬の在所にてもさゝず、予○柳澤淇園が祖父の物がたりに、むかし大原にて男も笄をさしたり、近きころは、さすものなしといへり、竹にて短くつくり、結たる髮の横にさしけるとぞ、

〔我衣〕元文ノ比ハ、馬ノ骨ヲ鶴ノヨウニ挿、○中略竹ニ銀箔ヲ置タル笄モ、此時ナリ、下蒔繪櫛笄ノ類、享保ヨリ延享迄ニ多ク仕出シタリ、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕さき笄、金龍山千本櫻といふ繪草子に、享保十九年吉原の遊女兵庫曲にさしたる笄、本一つにて、末二つに分れたり、是さき笄なるべし、今京難波の婦人の髮にさき笄といへども、さる物も用ひず、もとはこの笄を用ひて結べる髮なるべし、

〔守貞漫稿 十二女扮〕武家ノ室息以下腰婢御殿風ニ結ブ者、或ハ此花笄ヲ用ヒ、或ハ無花ヲモ用フ、簪ニモ有之、○中略花簪大形ノ物ハ、笄ト同ク、別ニ差貫ク、小形ノ物ハ、初ヨリ足アリテ、簪ニ付タリ、花簪ハ、市中ノ處女十二三歳以下用之也、

笄ニ花ヲ付ルハ、御殿女中ノミ、市間ニハ無之、又京坂ニモ更ニ無之、

花笄武家下婢モ用レドモ先上輩ノ專用トス

花笄粗製ハ、朝鮮甲ノ摸物アリ、或ハ笄ノミ眞ノ鼈甲、花ハ摸物アリ、又笄花トモニ、眞物ヲ上製トス、

花笄ハ、花アル方ヲ右ニ、花ナキ方ヲ左ニス、

此花ノ如ク〇圖略差貫クヲ、京坂ニテサシコミト云也、差込ト書ク、

花菊ノミニ非ズ、諸花有之、又有因ノ物ヲ附タルアリ、譬バ菊ニ枕ノ類也、文甚ダ大形ナルモアリ、

此圖〇圖略ハ笄ニ付ル花ノ小形ナル物也、

〔好色一代女五〕濡問屋硯

萬賣帳難波の浦は、日本第一の大湊にして、諸國の商人爰に集りぬ、〇中略下に薄綿の小袖、上に紺染の無紋に、黑き大幅帶、赤前垂、吹鬢の京笄、伽羅の油に堅めて、〇下略

〔雅亮裝束抄二〕みづらをゆふこと

まづときぐしにて、ちごのかみをときまはして、ひらかうがいにてわけめのすぢよりおなじ〇[illegible]をわけくだして、まづ右のかみをかみねりしてゆひて、左のかみをよくけづりて、あぶらわたつけ、なでなどして、もとゞりをとるやうにけづりよせて、〇下略

〔十訓抄十〕大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中將いかなる憤か有けん、殿上に參會て、いふ事もなく行成の冠を打落て、小庭になげ捨てけり、行成少もさはがずして、とのもり司をめして、冠取て參れと命じて、守刀よりかうがいぬきとりて、びんかいつくろひて、居直りて、いかなる事にて候やらん、忽にかうほどの亂冠に預るべき事こそ覺え侍らね、その故を承りて後の事にや侍るべからんと、ことうるはしくいはれけり、〇下略

〔明月記〕正治二年十二月廿日壬寅、亥時許、若君〇藤原兼實子、良平、良經養子、御元服、〇中略次予〇藤原定家參著御前圓座、〇中略若君ウツブキ給、御髮ヲ搔返天、かうがいにて分取天、左髮ヲ梳天、小本結ニ天結天、又右ヲ

梳天、次梳合天、長本結ヲ卷天結之、ピンフク以櫛押天、末ヲ卷ハ天々結固了、其髮末ヲ又かうがいにてわけて、左ヲ小本結ニテ結天カキ、又右ヲ小本結ニテ同結之、〇下略

〔近世女風俗考〕揥枝簪の事
古き書どもを見るに、笄さしたるは町人のみにて、遊女のさせる體はなし、遊女の專飾りとするは、寛延より以後の事なり、

〔浪花襍誌街迺噂二〕鶴人、〇中略先第一江戸で見かけぬことは、大阪の女は、女郎でも素人でも、笄をさす穴を張紙でこしらへて、髮のうちへいれておいて、其中へ指こみやす、

笄雜載

〔空穗物語祭の使〕なかたゞの侍從、〇中略ゑろきはちすの花に、かうがいのさきして、かくかきつけてたてまつる、〇下略

〔源氏物語三十一眞木柱〕ひめ君ひはだ色のかみのかさねたゞいさゝかにかきて、はしらのひわれたるはざまに、かうがいのさきしてをしいれたまふ、

〔江家次第十七〕東宮御元服
唐匣〇中略第三層納櫛二、筐子一、婆佐美二、

〔雅亮裝束抄二〕御もとゞりをとること
御くしのはこのふたに、かみをゑきて、もとゆひ、御くし二三枚、かうがい、かばさみをいれたり、とることつねのごとし、

〔散木弃謌集六戀〕いなりにまいりたる人の、杉をごひければ遣はすとて、たゝう紙にかうがいのさきして書つけてつかはしける、〇歌略

簪名稱

〔新撰字鏡角〕髲上兮反、丁兮二反、簪也、加美佐志、〔同竹〕簪則含反、平、加牟佐志、

〔倭名類聚抄十二冠帽具〕簪　四聲字苑云、簪作含反、又則岑反、和名加無左之、插冠釘也、蒼頡篇云、簪笄也、釋名云、笄音雞、此間

云、笄子上音如才、係也、所以拘冠使不墜也、

〔箋注倭名類聚抄 四冠帽〕昌平本下總本有和名二字、○中略說文无、首笄也、从人、匕象簪形、簪俗无从竹从簪、○中略文選左思招隱詩注引云、簪笄也、所以持冠也、此所引卽此、慧琳音義引同、按說文、无首笄也、又云、笄簪也、互相訓、卽此義、

〔釋名 四首飾〕簪兓也、以兓連冠於髮也、又枝也、因形名之也、

〔事物紀原 三冠冕首飾〕簪

桓寬鹽鐵論曰、禹治水、墮簪不顧、簪始見此、自女媧之女爲笄以貫髮、亦簪之始矣、其與冠纓同與乎、

〔釋名 四首飾〕笄係也、所以係冠使不墜也、○中略

揥、摘也、所以摘髮也、○中略

刷、帥也、帥髮長短皆令上從也、亦言瑟也、刷髮令上瑟然也、

〔玉篇 十四竹〕笄古奚切、簪也、婦人笄冠、

〔中華古今注 中〕頭髻

自古之有髻、而吉者繫也、女子十五而笄、許嫁於人、以繫他族、故曰髻而吉、榛木爲笄、笄以約髮也、居喪以桑木爲笄、表變孝也、皆長尺有二寸、沿至夏后、以銅爲笄、於兩旁約髮也、爲之髮笄、

〔類聚名義抄 八竹〕簪側林反カムサシ　簮簪通正　笄音雞カ○ム○ザ○シ○　〔同 八金〕釵音叉又佳反カムサシ　叙音叉

〔伊呂波字類抄 加雜物〕簪カムサシ、側吟反、亦作兂、亦作含反、釵也、

〔下學集 下器財〕簪カンザシ釵 簪釵二字義同、簪具也、

〔運步色葉集 賀〕步搖カンザシ金步搖、長恨歌、　簪カンザシ　鈿同　釵

〔和漢三才圖會 二十九冠帽〕簪音讃　笄笄同、音雞、篦音渡　和名加無左之　通簪　氣筒　俗云加宇加比

簪插冠釘、抱冠使不墜也、女子年十五而笄、古者女媧之女、始以荊木及竹爲笄、以貫髮、至堯以銅爲之、

簪沿革

且橫貫焉、彝以象牙、（中略）

按簪之和名、冠插也、其通簪不用周圍大者、而婦人插髮之髮使不解亂也、（俗謂加字加比和介）用瑇瑁及水牛角作、

〔倭訓栞中編加四〕かんざし　倭名鈔に簪又弁を訓せり、插頭と同じ、髮にさして冠を抱へ墜さぬがための用也、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕かんざしに二義あり、插頭花は髮刺の義、風流に花を折てさしたるがもとにて、是を細工に作り、意巧を加へて樣々にするなり、年賀などに用るは、老をかくす意なり、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと

ゑりぐし、まきぐし、かんざしをぐして、五せち所ごとにをきまはるなり、

〔北山抄五〕即位事

著禮服次第、（中略）女禮服、（中略）不用簪、可用寶、（寶一本作徽）是位職也、

〔出雲風土記大原郡〕佐世郷、郡家正東九里二百歩、古老傳云、須佐能袁命、佐世乃木葉頭刺而踊躍爲時、所刺佐世木葉墮地、故云佐世、

〔古事記傳二十八〕宇受爾佐勢は、髻華に插せなり、（中略）木草の枝を頭に插すを云、（宇受にさすと云は、別に宇受と云物ありて、其に插には非ず、插物ぞ即宇受なる、）後世に插頭と云物、即古の髻華なり、

〔日本書紀二十二推古〕十一年十二月壬申、始行冠位、（中略）幷十二階、並以當色絁縫之、頂撮總如囊、而著緣焉、唯元日著髻華、（髻華此云于孺）

〔釋日本紀十四述義〕髻花

兼方案之、髻花者釵也、今世插頭花象此歟、

〔閑窻自語二〕世俗簪造始事

或人かたられし、今の世をうなのさすかんざしは、享保のはじめまではなかりけりとぞ、それよりかんがふるに、繪草紙などを見るにも、その頃まではかんざし髮搔のたぐひをすべてさゝず、しかればちか比の物なるべし、

〔歷世女裝考〕二今の如く簪をさしたる起原

寬永以來寬文の末まで、五十年ばかりの間の畫軸板本のゐの女繪どもには、首飾一品もみえず、延寶、天和、貞享、元祿、此間三十四年、菱川師宣が繪本あまたあれど、遊女すら髮のかざりなし、櫛はさしたる事、書にはまれにみえたれど、繪にはみえず、貞享五年板、(此年元祿と改元)好色盛衰記(三卷)に、今の女、むかしなかつた事どもを仕出し、身をたしなむ物道具數々なり、首筋より上ばかりに入用の物ども十六品あり、まづ髮の油、髩付、長かもじ、小まくら、平髻(ひらもとゆひ)、しのびもとゆひ、かうがい、さし櫛、まへ髮立、紅粉、白粉、齒黑、きはずみ、おもり頭巾、留針、浮世つゞら笠、あらましさへ此通りぞかし、かくかぞへたてし中にも、かんざしはいはず、然ども是より二年前、貞享三年板一代女(此書も前なる大坂の板)卷三に、琴のつれびき遊しける時、かの猫をしかけけるに、何の用捨もなく奥樣のおぐしにかきつき、かんざしに小まくらおとせばとあり、おもふにこゝにかんざしといひしはめづらし、此書は、一人の女、さま〳〵に世をわたる一代をしるしたる物なれど、全部五冊の文中、此一本のかんざしのみにて、さし繪にもかんざしみえざれば證としがたく、此後廿七年たちて、正德三年板、本朝廿四貞、(三卷)辻にて盆踊の所、現をぬかし、心をうかして踊る子どもの、さし櫛かんざし、首に掛たる丹前帶とあり、おもふに踊に出る乙女ゆゑ、常にはさゝぬ櫛もかんざしも、さしかざりつらん、しか思ふよしは、正德六年板とある(此年享保と改元)繪本圖若草(京板、大本全三冊、西川祐信筆)に、あまたの婦女を畫たる中に、櫛笄はのこらずさしたるさまをゑがき、かんざしさしたるは四人みゆ、○中略寬永の比及より元祿中まで八十年ばかりの間、江戸にて上梓の浮世草子は甚稀也、○中略ゆゑに前にあげ

たるは、皆京大坂の風俗なり、されど物の流行は、天の左遷に順ふ物ゆゑ、都浪花の女風も、おほかたは東したるなるべし、さればかんざしさす風も然らんかし、つら〳〵おもふに、びん付油といふ物、〇註略世に出てのち、髮のゆひぶりもくさ〴〵あれば、むかしのすべらかしよりは、かしらも痒からんに、師宣〇菱川が天和元祿あたりの畫などには、北廓の遊女すら、櫛も笄もかんざしもみえず、かしらの痒き時は、爪もてかきしや、〇中略遊女などさへかんざしさゝざりしはいぶかし、さて件の書どもをよみわたして按ずるに、今の如く人みなかんざしをさす風になりしは、おほかた元文あたりよりの事とおもひしに、はたして一證をえたり、我衣、此書は、元祿以來の雜事を、古老に聞あつめたる寫本の隨筆、安永の比を盛に歷たる江戸人虫尾庵作、花簪は、元文寬保の頃、舞子など、銀の梅の枝に、銀のたんざくをつけたるをさす、ゆきゝすれば、音のするやうにこしらへたる物なり、其頃世にはやるとあり、然れば常の簪もさしたること明し、是今より百年のむかしなりけり、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕婦人首飾、昔は首飾なし、〇中略賢女心化粧〇其磧作に姑六十年以前の事を延享よりなれば貞享頃に當る、定規にして、むかしも今も同じやうに思はれ、嫁の髮みるに、〇中略透とほる玳瑁の櫛をさして、笄の前にかんざしとやらいふ物をさゝるゝは、何の用にたつことぞ、時代ちがひ姑の目からは、辨慶が七ツ道具を、あたまにいたゞくと思はるゝは無理でなし、凡そ首筋より上ばかりに入る物廿一二品もあり、かりそめに出るにも、身拵に隙なき事思はれける、〇中略笄、かんざし、つと出し、〇中略あらましさへ此通りぞかし、かく有は西鶴がいひし貞享より六十年に及べり、

〔守貞漫稿十一女扮〕文化文政中、巨戸ノ處女褻服ノ圖〇圖略

京坂ハ今ニ至リテモ、簪等數ケヲ插テ、髮飾最モ華也、蓋近年僅ニ不華、　江戸モ文政以前ハ此圖ノ如ク兩天釵、ピラ〳〵簪、前刺、背口刺、前後差ハベツカウ櫛等ヲ插シ、紅丈長等ヲ用フ、如此飾今江戸更ニ廢テ、處女ト雖ドモ、櫛一、中刺簪一、婦ノ笄ノ所ニ用フ前差簪一ケ、銀ノ頭掻簪ホツキ小形ヲ用ヒ、其他ヲ插ズ、

簪製作

今世京坂中民之處女禮晴之扮〇中略櫛ト前差簪ハ鼈甲、ウシロザシハ銀釵、〇中略又三都トモニ、禮晴ニハ、鼈甲簪櫛ヲ用ヒ、略褻ニハ、〇中略簪ハ銀、鍮等ヲ用ヒテ、鼈甲ヲ用フル者稀也、婦人モ准之、〇中略

今世嘉永中也京坂式正所用鼈甲製〇圖略

式正時、褻トモニ、櫛、笄、髻止、以上三具ハ各一個ヲ用ヒ、簪ノミ應時テ數ヲ異ニス、

式正ニハ專ラ前後左右各一ケ、凡テ四個ヲ用ヒ、髪カキニハ、銀釵等一ヲ加フ、

褻ニハ、簪前後各一ケ、都テ二個ヲ用フ、或ハ前ノミ一ケヲ用フ、背ニハ銀釵ヲサス、江戸ハ近世式正ニモ背ニ簪一ケヲ用フ、文政前ニハ前ニモ插之シガ天保以來廢ス、〇中略

櫛以下四具トモニ、極上製ハ白甲ノミヲ以テシ、中品ハ黑點アル物ヲ交ヘ用フ、蓋古製ハ全體黑點アル物ヲ用ヒシガ、今ハ稀ニシテ、黑點ヲ交ルニモ、〇中略笄ハ、中央髪ニ插テカクル、所ノミ、簪モ下ノミ曲止中央ノミ皆專ラ髪ニ入テ不見所ノミニ黑點ヲ交ヘ、極上製ハ全ク白甲也、

〔閑窻自語〕二世俗簪造始事

ふるき人のものがたりをきくに、享保の比までは、女のこどもなどは花すゝきなどのかたしたたる白銀のかんざしをさしけり、しかるに御厨子所預故若狹守宗直わかゝりしより好事のものにて、みゝかきをその花の上につけてつくらしめ、かんざしみゝかき、通用たよりありと思ひて、人におくりしに、たよりあるものなれば、よろこびてしだいにつくりそへ、色々このみをくはへ、今は貴賤となく、しろがねにてつくりて、さしもてあそぶ事にはなれり、それかんざしは、髪のかざり、みゝかきは理髪の具のうちなり、そのへだてをわきまへず、たかき人の用ひらるゝは、くちをしき事なり、宗直は時の興にてやつくられしならん、しからざれば、遠きおもんはかりなしとやいふべき、

〔好古日錄末〕雜器

世ニ婦女ノ昔ク用ル笄ハ、貞享年間御厨子所預故備前守始テ工人ニ造ラシム、後ワヅカニ十數年ニシテ宇内ニ弘マリタリ、

〔歷世女裝考二〕釵子に耳搔を作り添し肇

笄に耳かきのあるは、前に云るしたる如くいと古し、かんざしの耳搔は近し、○中略おのれ○岩瀨百樹文化十三年上京の時、加茂の季鷹大人に云ば〳〵對話しつるに、ある時、話右の事におよびけるに、大人謂やう、閑窻自語にかゝれたる如く、かんざしへみゝかきを付たるは、宗直ぬしの創意なり、然るに其頃北野に開帳ありしに、さかしき商人、宗直の創意を襲ひ、梅ばちの紋に、みゝかきある銀ながしのかんざしを、北野の社内にて賣けるに、人々もてはやしたるより、みゝかきある簪世にはやり、今はかんざしといへば、耳搔ある物になれり、今げいこどもがさす、べつかふのかんざし、もし唐人がみば、日本の女は耳の穴ひろしとおもふべしと、大笑ひしたる事ありき、件の說どもに據ば、簪に耳搔ありし肇は、享保三四年の事なるべし、

〔守貞漫稿十一女扮〕搔耳琴柱形○圖略

此肩ノ二段ニナリタル、三都トモニコトシト云、江戸モ先年ハ有之、今ハ廢シテ稀也、

〔守貞漫稿十二女扮〕今世江戸ノ笄簪、圖略○圖ノ如ク短キヲ流布ス、然ト雖ドモ畫圖ヲ見ルニ、甚ダ長ク畫ケル物多シ、故ニ先日始テ江戸ニ來ル大坂ノ女客アリ、其簪太ダ長シ、其故ヲ問ヘバ、江戸ニテ短キ物ヲ用ヒズ、必ラズ簪ハ長ヲ流行ト察テ特製之所也ト、余再問、何ニ據テ察テ長キヲ流布トスト云バ、江戸一枚摺ト云錦繪ヲ見ニ、笄簪太ダ長シ、故ニ江戸風ヲ倣テ如此ト、今當所ニ來テ畫圖ノ非ナルヲ知ト云リ、今世ノ人スラ東西此誤アリ、況ヤ後世ノ人、今ノ畫ヲ見テ證トスルコト用捨アルベシ、

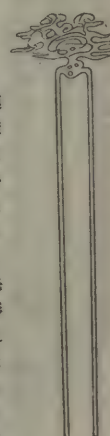
簪種類以原質爲名

〔閑窻自語 二〕東福門院御簪事
東福門院の御かんざしとて、當家〇柳原にもちつたふるあり、こ。が。ね。にて作り、うへに三色のたまをつゝみつけたり、安永年中そのかたによせて、し。ろ。が。ね。にてつくらしめ、三色のたまをいれて、家内のものにさゝしむ、内院の女房、あるは友なる人々など聞および、所望ありてつかはしぬ、されば玉えがたきによりてつくらしむる事かたし、そのうへ、これはいやしきものゝ、さすかんざしにはあらざるべし、のち〳〵心をうつし、世間の人は、享保のはじめまでの如く、花すゝきなどのみゝかきなきかんざしをさすべし、この玉のかんざし、あるものしりがほなる人びとにかたりていふ、かんざしに玉いるゝこと、いにしへはなき事なるべし、所見なしと、此事ちかき書にあり、

〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合雜物貳拾捌種〇中略
銀。髪。刺。參。〇中略
右一色、平城宮御宇天皇〇聖武以天平二年歳次庚午七月十七日納賜者、
以上資財等、天平十八年本記所定、注顯如件、

〔歷世女裝考 二〕孝謙天皇の御簪
難波の好古家梅園主人、天保二年に開板せられたる梅園奇賞に載たる、和州法隆寺の寶物、孝謙天皇の御簪とて其圖あり、〇中略天保十二年の春、江戸本所回向院にて、法隆寺聖德太子の御開帳ありて、種々の御寶物もありときゝて、〇中略朝早く往てをがみしに、かの梅園奇賞にある圖に露もたがはず、たゞ脚岐少し狹きのみにて、物は銀にぞありける、此時いひたてする人にゆるしを乞ひ、ちかくよりて臨寫したる圖左の如し、

孝謙天皇御簪銀製寸法如圖　南都法隆寺寶物之



摸様は平なるに毛彫したるにて、雲中に鳳凰の舞ふかたちと見えけるが、手に採て見ざれば、千百餘年の古色に昏眼して視さだめがたくありし、

〔我衣〕享保頃ヨリカンザシト名付ル物○圖略

上耳カキ、下髮カキ、銀ニテ作ル、

〔花街漫錄下〕茗荷屋之簪○圖略

日本堤の向ひ、淺草山谷町のうらの方なる畠地へ、むかしよりよし原町のちりあくたを捨し所あり、今はさる事もなく、元のはた地と成ぬれば、農業のをりからは、年々さまぐ\のものを掘出す事あり、ある人このかんざしを掘出したりとて、もてきぬるまゝに、うちかへしみるに、元祿の頃ほひの物とたしかに見えたり、金は眞鍮に銀をやき付し物とみゆ、めうがの紋あれば、茗荷屋某の禿などのさしたるものならんかし、いとてがるく作れるもの也、又かたちの古雅なるによりて、近頃世にはやれるも、これらより出たるものなるべし、

〔續近世畸人傳三〕松岡恕庵

恕庵松岡氏、名は玄達、○中略平安の人、○中略白銀の調度國禁となりし時、世間銀の細工ものをあつめ官にさゝげしが、其後又年を經て、しきりに白銀のかんざしをさしたる比、女達の頭を先生みて、先年銀は國禁なりしに、などて是をさすぞと仰ければ、娘たちかへすことばなく、是は銀にてはなし、錫おしてこしらへしもの也と答へければ、さはよき細工よなどとて濟けるとぞ、

〔守貞漫稿十二女扮〕銀釵○圖略

此紋ノ花モ種々有之、蓋簪形ハ是ヲ專トス、上輩下婢トモニ有之ドモ、下輩ノ專用トス、又此丸ヨリハ小形ナルモアリ、

御殿女中ノ簪ニ、右ノ銀簪其他モ用フレドモ、用之ハ稀也、多クハ耳搔ナシ、大略此圖ノ耳搔ヲ除キ去リタル如キ銀ノ髮搔ヲ、宮セコト云、懷中嚢ニ刺納テ持之、頭ニハ笄ノミノ者ヲ專トスト思ヒシガ、夫モ誤ニテ、形ハ種々アレドモ、大略左ノ如キヲ髻邊髷ノ内ニ差ス、故ニ他ニハ見ヘ易カラズ、　銀釵、形種大小不同、○略圖

〔守貞漫稿女扮十二〕江戸銀釵今世風

江戸銀簪、○略圖　大略四寸前後也、古製ハ五六寸、今製短キヲ專トス、珊瑚、或ハ砂金石ノ丸、又ハ瓢簞等ヲ製シ付ル、又ハ銀ニテ種々ノ形ヲ摸スモアリ、又更ニ付物ナキモアリ、

江戸モ近年、銀釵ニ流金ヲ專トス、或ハ素銀モアリ、又半以上ヲ赤銅ニ金象眼ノ𧘱紋、半以下ノ髮搔ノミヲ素銀ノ物モアリ、

〔守貞漫稿女扮十一〕京坂ノ銀釵

京坂ノ銀簪、古製六寸餘、今世同之、或ハ五寸餘、○略圖

京坂耳カキ長ク、江戸ハ短カシ、　此丸玉○圖　天保前、珊瑚流布、年給銀百二三十目ノ炊彈モ用之、江戸モ同之、今モ用之トモ、又近年、金水晶玉ヲ流布トス、江戸モ又コレヲ流行トス、又砂金石甚流布ス、重サ一匁、價金三兩餘、珊瑚下品小丸、價十五雙重サ一匁、銀十五匁ヲ云、

天保中ヨリ銀釵ノ表ヲ滅金ニ製シ、コレニ珊瑚其他ノ珠玉ヲ付ケ、或ハ銀紋、或ハ玉モ紋モ無之物ヲ用フ、滅金ヲ流金トモ云、銀ヲ素ニテモ用フレドモ、流金ヲ流布トス、

〔守貞漫稿女扮十二〕銀製芒簪○略圖

文政末年、江戸ニテ流行ス、處女娼妓トモニ用フ、團扇ト此芒ノ簪ハ、今モ芝居ニテ田舍娘ニ扮ズ

者ハ用レ之、蓋芒ヲ專トスル也、

銀製葵簪〇圖略

天保七八年頃、江戸ニテ流布シ、處女及ビ娼妓トモニ用レ之シ、

〔守貞漫稿十二女扮〕三都トモ眞鍮釵モアリ、然ドモ貧家ノ婦女モ用レ之者稀、鄙客ノ買レ之、或ハ鄙ヨリ來リ仕フ炊婢小婢ノミ用レ之、彼輩モ江戸ニ久ク仕ス者ハ、又用レ之者稀也、

〔守貞漫稿十二女扮〕鐵釵ノ上製ハ、却テ風流ノ婦モ用レ之、蓋是亦半以上鐵、以下銀ノ髮搔也、或ハ全鐵モアリ、

〔古今和歌集十七雜〕五節のあしたに、かんざしの玉のおちたりけるを見て、たがならんととふらひてよめる、　河原の左のおほいまうちきみ〇源融

ぬしやたれとへど白玉いはなくにさらばなべてや哀と思はん

〔倭訓栞中編四加〕かんざし　かざしの玉といふも、笄の飾の玉也といへり、

〔宇治拾遺物語十三〕今はむかし、唐になにとかやいふ司になりて下らんとする物侍き、名をばけいそくといふ、それがむすめ一人ありけり、ならびなくおかしげなりし、十餘歲にしてうせにけり、父母なきかなしむことかぎりなし、〇中略その母が夢に見るやう、うせにしむすめ青き衣をきて、白きさいでして、かしらをつゝみて、髮に玉のかんざし一よろひをしてきたり、

〔拾遺員外下〕をみなへしをるもをしまぬ玄ら露のたまのかんざしいかさまにせん

〔守貞漫稿十一女扮〕今世嘉永中也京坂式正所用鼈甲製、〇中略京坂甲簪、專ラバチミヽ、江戸ハ丸耳ヲ用フ、

同京坂所用、〇中略耳搔ノ圓ナルヲ、京坂ニテ江戸耳ト云、〇圖略此形笄鼈甲製ハ、風流ヲ好ム婦女用レ之、風流女俗ニ粹ト云也、又木製モアリ、三都トモ櫛笄木製ハ伊須材也、蒔畫ヲ描キ用フ、蓋木製ヲ略褒ノ用トスルコト三都同風也、〇中略木製蒔畫笄簪ヲ用フ時ハ、同製月形櫛ヲ用フ也、〇中略蒔畫

以製作爲名

物ハ簪モ一ケヲ用フ、月形櫛、笄、簪、曲止各一ケヲ四ツ揃ヒト云、木製ハ笄以下三具トモニ無稜シテ〇如此マルミ也、

〔續近世畸人傳　二〕松岡恕庵

恕庵松岡氏、名は玄達、〇中略南天の木のふとき幹を取出し、人をよびて、是はよき南天なれば、かんざしにけづりて娘どもにとらせよと命ず、

〔提醒紀談　四〕竹簪

關氏世々書を以てその名高し、〇中略鳳岡の子南樓は、家君午谷翁が師なり、南樓の弟子濱南名は克明その嗣となる、その子東陽、予〇山崎美成と同庚、交情殊に厚く、莫逆の友たり、その家竹簪を藏す、傳へて云、濱南の曾祖母なる人、享保中有德院樣〇德川吉宗に宮つかへせしに、その頃反質の政を行はせたまひし折にて、宮中の婦人の髮の飾に、金銀を停止せしめられて、竹にて簪を造り、すべての女中に賜はりし物とぞ、

〔類聚名物考　調度十〕簪　かんざし　釵　笄　髮刺なり

瑯環記　人謂步搖爲女髻非也、蓋以銀絲宛轉屈曲、作花枝、插髮後、隨步輙搖、以增嫵媚、故曰步搖、閑採雜志

思ふにこれ、今世の花かんざし也、或は金銀にて花の折技を作り、蝶鳥または短冊など付る物なり、

〔歷世女裝考　二〕花かんざし

花の枝を髮に插は、往昔男女の風なり、〇中略插頭花と書て、かざしとよむは義訓なり、本字は髻なり、〇中略大内の花の宴には、公卿の人々、花をかざし玉ふ事諸書にみゆ、のちには剪綵花(つくりはな)をも用ふる事もみへたり、西土にも生花又は剪綵花をも男女髮に插事、陔餘叢考卷一冊簪花の條に諸書を引て、あまたの故事を記せり、〇註略又天竺國にても、佛在世の時、〇註略生花もつくり花も、かんざし

する事、慧林音義〈第十八〉翻譯名義集〈第七〉などに、花かんざしを、天竺ことばに、麽羅とは華鬘なりといひ、又釋迦如來叔母に示されたる大愛道比丘經にもみへたれば、花かんざしをさすは、三國古今の風也、

〔江家次第〕〈正月三〉踏歌

藏人催二內侍以下一〈泥繪唐衣、纈結裳、華釵、錦鞋等、〉

〔唐書〕〈車服二十四〉一品翟九等花釵九樹、二品翟八等花釵八樹、三品翟七等花釵七樹、四品翟六等花釵六樹、五品翟五等花釵五樹、寶鈿視二花樹之數一、

〔賤のをだ卷〕一衣服の色も、其比〈寶曆〇中略〉は丁子茶と云色流行出て、〇中略又子どもは花かんざしとて、美しく花を付たるかんざしをさせり、是は畢竟よし原の禿のあたまを眞似たるなり、其比の歌に、丁子茶と五寸もやうに日傘朱ぬりの櫛に花のかんざし、とて貴賤吟みたり、

〔浪花の風〕首飾の類も、江戸とは同じからず、〇中略また女子供も、銀かんざしを用るは稀にして、多くは絹、又は紙抔にて、美しく作りし花簪など、下直の品を用るなり、これ中より以下の風俗なり、

〔歷世女裝考〕二裁細(きれさいく)工の花かんざし　まげゆはひ　まへざし

裁(きれ)あるひは紙細工の花かんざし、今もつはら用ふ、京製なるはすぐれて美工なれど、價は廉く樸にして雅なり、此物今より四五十年前、某の御館に仕へたる女中偶然つくりはじめけるに、徐々職人の作るやうになりしと、そのみたちにつかへたる老婦がいへり、

〔我衣〕元文、寬保ノ比ニハ、舞子、金銀ニテ梅ノ枝ニ色紙短冊ヲ付テサス、往來スレバ音ノスルヤウニコシラヘタリ、

〔守貞漫稿〕〈女扮十〉守貞〈喜田川〇〉云、是近世花簪ノ初トモ、又中興トモ云ベシ、源氏若菜上四十賀ニ云、カザシノ臺ハ沈ノケソク、マガネノ鳥、銀ノ枝ニ居タル心ロバヘ云々、古ハ高貴ノミ用之、近世ハ

下賤用之、今世ハ銀ヲ却テ賤トシ、滅金等ヲ用フコト多シ、○下略

〔守貞漫稿 二十 女扮〕花簪ハ、三都トモ小間物店ニ賣之、又稠人ノ街ニ立テ小買賣之、花見遊山ノ所モ亦賣之、皆幼女ノ所用ノミ、然モ野歩ニハ中途買之、妓婦等モ往々戲ニ差之者アレドモ稀ト云、又江戸筆道、及三絃ノ師家、男女門弟ノ童男童女ヲ携テ花見ト號シ、向島其他諸所ニ往ク時、群童ヲ携フ故ニ、其群ヲ離レ迷ンコトヲ恐テ、皆必ズ此花簪ヲ頭ニ差テ標トス、梅櫻等ノ造リ花精製絹也、然モ普通ハ染紙也、葉同之、而テ眞ノ花ノ如ク、簪磨キ竹也、○圖略　江戸師家ノ花見ニハ、其一群男女長少トモニ插之也、老夫老嫗モ、是群ニハ用之テ耻トセズ、

〔新可笑記 一〕利非の命勝負
胡蝶菊若二人美兒、緋の袴こしだかに、紋羅のかたぎぬ、まくり手の紫紐、玉牡丹の簪、○下略

〔歷世女裝考 二〕歩搖簪（ひらひらのかんざし）
寛政の間、ぴらぴらのかんざしとて、花の折枝などに鎖を幾すぢもさげ、其するには、鳥蝶あるひは鈴のるゐ一品の物を鎖毎に付たる、銀のかんざしはやりし事ありて、振袖きるほどの乙女は、ぴらぴらならざるはなかりしゆゑ、其比の千柳點に、ぴらぴらにぴらぴらからむ由良の助、寛政八年（泉岳寺義士開帳）文化にいたりてふつとすたり、笄ばかりは、箱せこかんざしといふ物に殘りしも、今はまれなり、此ぴらぴら、西土はいと古し、○中略歩搖は、ぴらぴらかんざしなり、○中略我衣にみへたる正德の花かんざしに、たんざくさげたるは、ぴらぴらのかんざしの權輿とすべし、

〔釋名 四 首飾〕歩搖上有垂珠、歩則搖也、

〔唐書 三十四 五行〕天寶初、貴族及士民、好爲胡服胡帽、婦人則簪歩搖釵、衿袖窄小、

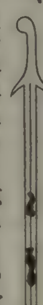
〔守貞漫稿 十一 女扮〕銀ノピラピラ簪○圖略
文化文政頃ハ、三都トモニ流布ス、京坂ハ是亦兩差ト同ク江戸ヨリ後ニ廢シ、三都トモニ、今ハ極

テ稀ニ用フ者アリ、蓋以前ヨリ新婦處女ノミ用レ之、年長ハ用ヒズ、　銀グサリ長短アリ、又三アリ、五アリ、七筋モアリ、〇中略文久中ニ至リビラビラ簪等全ク廢ス、

〔守貞漫稿 十一 女扮〕白。硝。子。ビ。ラ。〳〵。簪。、圖〇略圖ノ如ク大同小異種々、硝子グサリ七筋、或ハ九筋許リ、天保二三年ノ頃、京坂ニテ流布ス、處女ノ用也、

〔歷世女裝考 二〕瑇瑁を斑なしに作る起立

父が廿四五の頃、寶暦十一二年なるべし斑なしの松。葉。か。ん。ざ。し。とて、



今にくらべては、甚細きかんざしを四五本作り、問屋へみせける内を、一本手みせに京へものぼせしに、江戸京とも追々註文ありて、松葉かんざしはやり、銀にても作れり、是かんざしに形ち物いできしはじめなりと、父がいへりと照よし翁かたれり、

〔歷世女裝考 二〕瑇瑁を斑なしに作る起立

かんざしに形の飾り物とて流行しは松葉なりしに、今はさ。し。こ。み。といふ便利ありて、黨は梅に初音をうたひ、蝶は菊に翅を動すあり、是も國澤の餘滴ぞかし、

〔歷世女裝考 二〕朝鮮べつかふ　ばづの事

照義の話に、〇中略爪甲(つめかふ)といふは爪にはあらず、眞甲のへりの所の甲なり、おほかたは、さしこみ形物に作るに用ゆ、

〔歷世女裝考 二〕兩。て。ん。の。か。ん。ざ。し。

もやう一對のかんざしをさす事は、享保あたりの繪にもみへ、近き寛政の間もはやりしが、今はすたれてさる物をみず、此兩てん、西土は古くよりありし物なり、名を鈿合といふ、

〔守貞漫稿 十二 女扮〕兩天簪

京坂ニハ兩。差。ト云、リヤウザシト訓ズ、江戸ニテリヤウテントト云、江戸モ先年專ラ用レ之、今モ右圖

略○圖ノ如クナル、往々褻及略服ノ時ハ、笄ニ代テ用之、中銀製也、京坂ヨリ短カシ、兩丸珊瑚、或ハ瑪瑙ノ類也、先年ハ珊瑚流布、近年砂金石流布也、男子提物押目ニモ流布之トス、略○圖全ク銀製也、又鼈甲製モアリ、

〔守貞漫稿女扮十一〕京坂兩差簪

リヤウザシハ、文化文政頃迄用之、蓋三都トモニ略褻ノ時ニ笄ニ代テ用之、江戸ハ京坂ヨリ僅ニ前ニ廢ス、略○圖全ク銀製也、兩端ニ定紋又ハ種々花形等定リナシ、兩差三都トモニ、今モ稀ニハ用フ人アリ、

〔歷世女裝考二〕後刺　青龍刀のかんざし

三十年前、青龍刀のかんざし、歌妓どもさしはやらせし事あり、簪には似氣なき物とおもひしに、西土にも搜神記七卷に、晉の惠帝元康中に、宮中の婦人瑇瑁の屬にて斧鉞戈戟のゐを作りて當(かん)笄(ざし)にしたる事みえたり、

〔物はくさ一〕いやみ十二段

七段略○中又女のかんざしの模樣、しのぶ、すゝきやうの物は、古風ながらしほらしゝ、青龍刀なども、きつとしていやみなけれど、近頃めづらしきをこのみて、まとひ、かなぼう、あるひは臺所の道具、わさびおろしなどに至つては、もつともいやしきとも、いやみともいふべきやうぞなき、

〔守貞漫稿女扮十二〕武藏野簪略○圖

天保十一二年頃、江戸ニテ暫時流布ス、竹簪ニ鳥ノ羽ヲ貼タリ、處女娼妓モ用之ト雖ドモ、銀製ノ物ノ如クニ非ズ、唯一時ノ興ニ差スノミ、賣之ハ專ラ行人多キ所ニ、天道見世、又ハ路上ニ賣リ步クノミ、賣之詞ニ深川名物ノ武藏野簪ト云シガ、不日シテ深川等ノ娼妓ヲ禁ジ、其家ヲ壞ツ、時人後ニ此簪ヲ賣リシハ先兆カト云リ、

以用法爲名

〔守貞漫稿十二女扮〕團扇簪ハ古キ物也、俗ニアタボ簪ト云、○圖略柄黑朝鮮甲ヲ用フ、文政以前、江戶ニテ再ビ行レシ由ヲ聞リ、天保以來ハ廢シテ、今モ黑點アル鼈甲製ニハ有之、十二三以下ノ女童ニ用フノミ、黑鼈甲團扇極薄クス、蒔畫アリ、

〔武江年表十一〕慶應三年五月十九日、下賤の婦女、簪二本をつかねて頭へさすものあり、めをとざし。といふ、

〔守貞漫稿十二女扮〕今世江戶市中所用鼈甲製圖

簪　文政前ハ前差ト號テ、此ゴトキヲ○圖略髷前ニサス、今ハ廢ス、今ハ背ニノミ插之、○中略江戶今世ノ婦女、式正ニハ、○中略簪右圖ノ如キヲ曲背ニ差シ、或ハ右圖ノ簪ヨリ纖キ鼈甲製ニテ、珊瑚製ノ瓢簞、或ハ甲製ノ造リ花等ヲ付タル物ヲ曲背ニ差ス、

〔守貞漫稿十二女扮〕今世江戶巨戶之處女禮晴之扮○中略三都トモニ禮晴ニハ鼈甲ヲ用フ、今世櫛一、簪一、無花同一、花アリ、上方ニ云、サシ込ノ類、小形銀釵一ケヲ用フ、前差簪ヲ不用コト天保以來也、

〔守貞漫稿十二女扮〕江戶ノ婦、上中下民トモニ略褻ノ時ハ、笄ヲ用ヒズ、簪ヲ以テ代之、故ニ中差ト云、

〔守貞漫稿十二女扮〕今世婦ハ、正ニハ必ラズ笄ヲ用ヒ、晴略褻ニハ、中差簪ヲ以テ代之也、略褻ニモ笄不用ニ非レドモ、用之ハ稀也、晴ニハ笄ヲ專トシ、中差ハ稀、又中差モ鼈甲ハ晴ヲ專トシ、木製ニ金蒔繪ノ物ハ、略褻ニ專用トス、

中差簪○圖略

同白魚形○圖略同德利形○圖略竹之節○圖略是等形笄ナレドモ、江戶今俗ハ專ヲ中差ト云也、

此形○圖略ニテ、丸モアリ、兩端象牙ニテ中紫檀也、今嘉永中大ニ流布シ、婦人褻ニ用之、嘉永末象牙廢シテ、中ハ紫タン、或ハイス、兩端無地鋲ト云テ、無地ニ金フンヲ蒔ク、無地金或ハ金ダミトモ

云、安政元年比ヨリ兩端象牙、或ハ金無地ナレドモ、中ヲ細クシテ、髻ニサス時、太キ分一方ヌキ、央ノ細キ所ヲ髻ニ插シ、而后ニ一方ヲサス、號テ杵形ト云、

此二品略○圖金無地ノ上ニ、再ビ金フンヲ以テ蒔繪シタルモアリ、又杵形兩端丸形ヲ圖セドモ、角形モアリ、丸角並行ル、

杵形中差略○圖右圖ニ似タル形ニテ、牙ノ小口ヲ梅櫻等ノ花形ヲ彫ミ、句ニハ小珊瑚ヲ用ヒタルアリ、牙ノ全體モ花形ニ應ジ鐫之、

〔歷世女裝考二〕後。。刺。。青龍刀のかんざし

今うしろざしとて、簪を耳の後にさす事、五十年前寛政間より風なり、其以前、書にも畫にもみへず、西土はいと古し、字彙、釵の字の註に、繁欽定が情詩を引て、何以慰別離、耳後玳瑁釵とあり、和漢駢事なり、

〔類聚雜要抄三五節雜事〕一理髮具

末額髮二流、略○中簪、

〔中山傳信錄六〕風俗

婦女小民家簪用玳瑁、長尺許、倒插髻中、翹額上、髻甚鬆、前後偏墮、疑郎所謂倭墮髻也、

〔近世女風俗考〕梳枝簪の事

すべて昔の笄簪同物なるを、枝又は耳掻をつけしより、別の物とはなれるかとおぼし、略○中右に舉たる圖の如く簪をさしたるに、一本より外用ひざるを見るべし、もとより金銀等を以て製する事いと〳〵稀也、無論里問答に云、めつたに長いかんざしを、天窻のかざり數多くさす云々といへるは、數多刺事は、寶曆以後の事也、

〔守貞漫稿十一女扮〕寶曆中　昔ハ簪、必ラズ一本ヲ差ス、大略寶曆以來、長簪ヲ數本差ス也、

簪雜載

〔守貞漫稿 二十 妓扮〕今世〇嘉永頃京師ノ島原及ビ大坂新町大夫職遊女之扮、簪ハ京坂無紋ニテ、圖〇圖略ノ如ク數皆一文字ニ插ス、是ヲ霞ニサスト云、江戸ハ末ヲ開キテ插シ、佛像ノ後光ニ似タリ、紋ノ有無、插樣兩地必ズ然リ、

江戸吉原遊女之扮ハ、京坂ノ太夫天神ヨリ甚ダ華也、〇中略簪、背ノ左右各三四本、皆耳搔ト髮ノ間ニ、定紋或ハ花形等ノ作リ者アリテ、〇中略銀釵ノ形ニ似テ又甚ダ長ク、八九寸モアルベク、前ノ左右ニハ、紋ナシノ簪、左右是又各三四本ヲサシ、簪凡テ十二本、或ハ十六本バカリモサシ、又ハ櫛ノ不伏ヤウニ、前ヨリ竪ニ一二本サスモアリ、髷尻ヲ高クシ、專ラ島田髷也、

〔諸家奥女中袖鑑〕髮飾の事

一髮指は御三の間以上、式の節は藏し笄(かんざし)用ゆべし、

一同く平日は是といふ定りもなし

一おなじく留袖前、平うち定紋、銀の髮ざし用ゆ、

一髮ざしは、御使番以下、平打定紋か、又は我が名の文字ほり附、大形にて目立品用ゆ、

〔類聚名物考 調度 十〕鐕　こかんざし

是はちさき簪也、〇中略今案に、簪は西土にても、たゞ髮に刺のみにあらず、異事にも用ゐしと見へて、長恨歌傳に、方士が楊貴妃の魂を尋ねて仙宮へ至りし所にも、〇中略方士抽簪扣扉と見ゆ、かゝる事にも、時として用ゐし成べし、

〔源氏物語 一 桐壺〕たゞかの御形見にとて、〇中略御くしあげのてうどめく物そへ給ふ、〇中略かのをくりもの御らんせさす、なき人のすみかたづねいでたりけん、しるしのかんざしならましかばと、おもほすもいとかひなし、

〇按ズルニ、しるしのかんざしハ、白氏文集ノ長恨歌ニ據テ作レルナリ、

釵子名稱

〔好色一代女三〕金紙の匕髻結

或時雨の淋しく、女交りに殿も宵より御機嫌もよろしく、琴のうれびき遊ばしける時、彼猫をまかけけるに、何の用捨も無く奥様の御ぐしにかきつき、かんざしに小まくらおとせば、略○下

〔北里劇場隣の疝氣〕女郎の風俗も、略○中簪とて色々もようをしたるを、七八本さしちらし、祭りに賣歩行だしやら、辨慶の人形やら見わけがたし、略○中女郎の身持昔とはちがひ、せつなきこと多し、略○中今は二人り禿と云へども、我衣類に少しもちがはざるをきせかさね、くし、かうがい、かんざしに至る迄替ることなし、略○中かのかんざしも一本に付、二三分一兩位、略○下

〔倭名類聚抄十二冠帽具〕簪　釋名云、笄音雞、此間云、笄子、上音如才、係也、所以拘冠使不墜也、

〔箋注倭名類聚抄四冠帽具〕類聚名義抄、笄子訓佐伊之、與此云上音如才合、空物語初秋卷亦有佐伊之、然其音可疑、伊勢本、山田本、曲直瀨本無上音如才四字、

〔玉篇金十八〕釵楚街切、婦人岐笄也、

〔事物紀原冠三冕首飾〕釵

實錄曰、燧人始爲髻、女媧之女、以荊梭及竹爲笄、以貫髮、至堯以銅爲之、且横貫焉、舜雜以象牙玳瑁、此釵之始也、

〔釋名首飾四〕爵釵、釵頭及上施爵也、

〔類聚名義抄竹八〕笄子サイシ

〔伊呂波字類抄左雜物〕釵サイシカンサシ　笄子サイシ

〔倭訓栞中編佐九〕さいし　笄子の音轉也、かんざし也、和名抄に、笄、此間云、笄子、上音如才と見ゆ、

〔空穗物語初秋二〕夏冬のよそひをすきばこに入て、そのまきものうへのおはいうへのくみ子せ

叙子用法

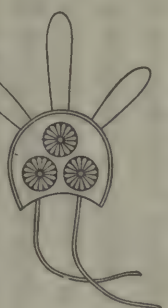
られける、○中略今二には、おほんくしのてうど、すへひたひよりはじめ、さ。い。し。、もとゆい、おほんくしどもなど、そのくさともいはずめでたて丶、たかつきなんまうけ給へりけり、

〔安齋隨筆二十九〕叙子　是は宮女の髻の飾なり、字音サイシなり、今世の詞にオシヤシと云ふは卽ち御釵子なり、サイシの轉語なり、玉篇に釵は婦人岐笄也とあり、○中略貞丈云く、女房式正の時は、垂髪して頂の上に髪を瘤の如く束ねて、是をカブと名づく、其のカブに釵子をさすなり、別に圖あり、如斯するを髪あげと云ふ、

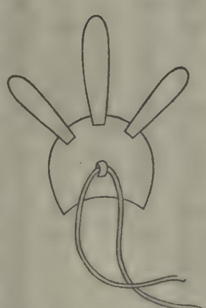
〔歷世女裝考二〕さいしといふ髪のかざり

さて此さいしといふ首飾、文字には釵子とありて、むかしより和訓のなき物なり、此さいしは七八百年の中昔の比及よりや、女の髪のかざりとなしけん、新撰字鏡にも、和名抄にも釵子といふ物みへず、後の物には、さいしとのみ名はみへたれど、形狀はしられず、雅亮裝束抄には、五節の舞の下仕の女に、さいしを著てやる仕方を委くかきたる文をみれば、紐ありて髪に結びつける物也、然るに東山殿比の記錄女房飾抄に寫本圖あり、

叙子の圖さいしをよみくせにて、かいし、おゑやしともいふよし、



銀にて作之





二本一對さいしにそふる物なり、銀にて作る、

右のさいしを髪にかざるには、垂髪のつむりのまん中へ小枕をいれて、瘤だつ物をこしらへ、これにさいしを結びつけるなり、結びやうは雅亮裝束抄に五せちの所くはしくみへたり、髪の毛を瘤

だつ形ちに作るを寶髻と名づく、是髪のゆひ風に名あるのはじめなり、

〔服飾管見五〕首飾

女の首飾つぶさにゑりがたし、〇中略 玉海に、理髮具〇中略 釵子四花釵子一、二有緒、〇中略と見ゆ、〇中略 釵子四といへる注に、花釵子一ツ、二有緒とは、花釵子左右よりさす二本にて一具也、二有緒とは釵子也、〇中略 釵子もかづらとかみとをひとしくかたむる料也、〇中略 花釵子はもとゞりをとめむ料也、〇中略 江家次第、節會の内命婦なども、朝服にはあらねど、華釵とあれば、首飾のみは、やゝ殘りてけり、後の代となりては、ゑりぐし華釵などつくることなく髻もなし、たゞかみをあげてさいしさし、くしのみなりき、釵子の緒は、髪あるにはもちゐず、髪なき時も或はもちう、五節にはたれかみにも、さいしなさして緒をたるゝ也、是を平額といふにや、常に陪膳などするには、かくゑたりけり、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと

ひめ君は五せち所にて、かみあげのさうぞかすこと也、〇中略 おほかたは五せちのあいだは、ひめ君以下さぶらふべきことなり、わらはゝ、ゑもつかひのさ。い。し。ひめ君のかづら〇中略 とりぐして、うちみだりのはこのふたにいれて、二かゐにおくべし、〇中略

ひめ君のさうぞく〇中略

とらの日〇中略 か。ん。ざ。し。さ。い。し。四すぢあるを本所にまうく、〇中略

ゑもづかひのさうぞくの寸法〇中略

ゑもづかひのさうぞく、〇中略 つぎにさいしをさすべし、むらごのみつくりのをゝつけたり、まづむらごをとりて、なかをりにとりなして、ひとむすびして、さいしをつらぬくべし、たゞしかたかたをすこしながくすべし、いたゞきよりひきこさんようゐなり、さいしをひだりのてにとりて、ゑもつかひにむかひてたちて、わけめの右のかたのかみを、すこしさいしにてすくひ

て、わけめをこして、又わけめの左のかたのかみを又すくひて、さいしのさきのいでたるに、このむらごのいとのかた〳〵を、わけめのうへよりひきこして、さいしのさきにからむなり、

〔禁秘御抄上〕御膳事

朝餉女房皆上髮、三位以上釵子許也、暑氣比、凡聽不上髮、

〔類聚雜要抄三〕五節雜事一理髮具〇中略釵子

〔紫式部日記〕にしによりて、おほみやのおもの、れいのぢんのおしき、なにくれのだいなりけんかし、そなたの事はみず、御まかなひ宰相の君さぬきとりつぐ、女房もさいしもとゆひなどしたり、

〔吉記〕壽永元年七月廿三日辛卯、藏人少輔問立后事、〇中略金釵子〇中略如注文者、被用永久御物歟、在何所哉、答云、如注文者、年預所課之中也、然而被用永久御物歟、其在所不覺悟、但不違之注文載其旨者、勿論御膳女房裝束之內、裙襦、比禮、釵子等誰人所課、件裝束等自院御方内々有沙汰、其中釵子、年預調進、但近代其數減歟如例、　八月十四日壬子、今日有冊命皇后〇安德准母亮子內親王、後白河皇女、事、〇中略此間皇后理御髮、〇註略御理髮具、鬢、金釵子(中略)已上永久御物也、至于承安被用之、今度被尋出之、

〔玉海〕元曆元年十一月十八日癸卯、此日踐祚〇後鳥羽大嘗祭也、　廿二日丁未、大將〇藤原良經實子兼五節裝束已下鑁祿等注文、　丑日(藤原兼實)沙汰〇中略梅唐衣〇中略釵子在緖〇中略　卯日攝政〇藤原基通、中略萌黄唐衣〇中略釵子在緖〇中略

五節雜事、依略儀無定文、長寬例也、此注文、泰經注進之、〇中略

一理髮具〇中略釵子四二在緖、花釵子〇〇一、

文治六年〇建久元年五月三日丙辰、此日中宮〇後鳥羽后任子八社奉幣也、〇中略先是中宮有御湯殿事、〇中略其後著御帳南面平敷御座(中略)又雖不理御髮、差給釵子、是儀事理所爲也、陪膳御匣殿同差釵子、不理髮著物具等、可然之中臈

耳搔

等各有障、仍兵衞督爲取入御贖物之役人、裝束釵子、同陪膳、

〔永仁御卽位用途記〕藏人所注進御卽位調進物用途事中略〇

一女房禮服四十具今度三十四具

褰帳二人、中略〇位驗一頭、釵子上居金鳳、含玉一顆、高一寸、長二寸、中略〇平釵子二枚如常中略〇

內侍二人、中略〇位驗一頭、釵子上立鱗形、長一寸五分、高六寸、居雲、長二寸、飾玉四顆於頭、中略〇

平釵子二枚同

威儀命婦四人、中略〇位驗一頭、同前平釵子二枚同前

〔伊呂波字類抄雜物見〕鑷ミヽクシリ

〔運步色葉集見〕耳攪カキ　耳鯖クジリ

〔增補下學集器財下二〕耳攪ミヽカキ　耳搔ミヽカキ

〔書言字考節用集器財七〕空子ミヽカキ又云空耳

〔倭訓栞中編二十五〕みゝかき　空耳を訓せり、耳爬子も同じ、空はくまる意なり、類聚雜要には耳決と見えたり、

〔類聚雜要抄四〕耳決

銀一兩三分　單功一疋

〔河海抄八〕銀耳鯖





鑷子名稱

〔倭名類聚抄〕十四容飾具 鑷子 釋名云、鑷尼輙反、攝也、拔取毛髮也、楊氏漢語鈔云、波奈介沼岐、俗云、計沼岐、

〔箋注倭名類聚抄〕六容飾具 按、說文無鑷有鑷、云鉗也、徐音尼輙切、則知鑷鑷古今字、

〔釋名〕四首飾 鑷攝也、攝取髮也、

〔類聚名義抄〕八金 鑷音聶ケヌキ 鑷子俗云ハナケヌキ、ケヌキ、

〔伊呂波字類抄〕計雜物 鑷子ケヌキ拔取毛髮 鑷 鋏刀已上同、亦ハサミ、

〔下學集〕下器財 鑷子ケヌキ毛拔也

〔和漢三才圖會〕二十五容飾具 鈨けぬき音攝 鑷同 和名波奈介沼岐

〔女重寶記〕五女用器財 鑷子けぬき

〔類聚名物考〕調度十 鑷子 けぬき 毛拔 異名 却老先生

鑷子種類

〔枕草子〕四 ありがたきもの、ものよくぬくるしろがねのけぬき、

〔類聚雜要抄〕四 一母屋調度中略

甲宮懸子納中略 鑷子二一兩二分中略

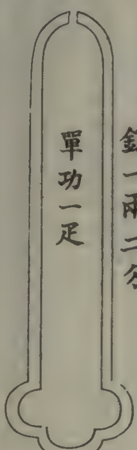
懸子納甲乙同前中略 鑷子四枚銀三兩、單功四疋、各一兩二分、各一疋、中略

一庇具中略

一北庇具中略

鑷子

銀一兩二分



鑷子用法

納物懸子略〇中鑷子六疋〇中略

納物料銀百九十七兩三分四朱略〇中鑷子一疋一兩六升六

〔和漢三才圖會二十五容飾具〕鑷

凡用古船釘爲鑷者良、爲潮腐鏽再鍛之、卽鐵更柔輭、

〔類聚名物考調度十〕げつえき　木鑷子

〔北條五代記五〕關東昔侍形義異樣なる事

諸侍の形義異樣に候ひし、略〇中扨又げつえきと名付て、木をもて大きに木ばさみを作り、其げつえきにて、かしら毛をぬき、又鬢の毛のあひをぬきすかし、皮肉の見ゆる程にして、髮をばびなんせきにて、びんを高くつけあげ給へり、〇又見慶長見聞集

〔和漢三才圖會二十五容飾具〕鑷略〇中

按、華人不拔髭鬚、而長者以爲美、本朝亦古者然矣、唯拔鼻毛及白髮爾、故和名以鼻毛拔爲本乎、近世面部不好眉外有毛、

〔和事始一人倫〕月額

月額そる事、北條氏執權せし頃より始まるにや、略〇中むかしは、げしきとて髮をぬくものを以て、額上を少ぬきしに、信長公髮をぬきて養なく、頭のいたむ事をうれひて、剃刀を用給ひし也、其いにしへは髮をそる事、僧尼の外は、きはめていまいましき事にせしとかや、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕眉を畫くは、もとの眉を鑷子にて拔さりて略〇註畫くにて、こはいと後の風俗なり、

〔江家次第十七〕東宮御元服

二階南立唐匣、略〇中第二層、有櫛四枚、刷二、鑷、刀、

〔元祿曾我物語一〕海なふて生魚絕えぬ都かな

日數消行ての後源右衛門、劍術功者のよし、誰れいひふるゝともなしに、家中へぱつと其沙汰聞へて、額に鑷子をあて、鬢に伽羅を引程の若い者ども打より、心安だての師匠にたのみ、〇下略

〔明良洪範二〕增譽曰、前田利家ノ姓ハ菅原ナリ、〇中略利常鼻毛ノ延過テ見苦シケレドモ、是ヲ申出ス者ナシ、本多安房守ガ鏡ヲ土產ニシテ、近習ノ士ニ申付、鼻毛ヲ夜詰メニハ拔セテ見レドモ、知ラザルヨシニテ居給フ、此節近仕シケル掃除坊主入湯ノ土產ニ、橫山左衛門佐ガ指圖シテ、鼻毛。ヌキ。ヲ捧サセケル、利常是ヲ見給ヒテ、老臣以下ヲ招キ申サレケルハ、我鼻毛ノ延タルヲ、何レモ笑止ニ思ヒ、世上ニテ鼻毛ノ延タル虚氣者ナドイフハ、利常モ心得テ居ルゾ、此頃安房守ガ鏡ヲ送リタルヨリ、近習ノ者共懷ヘ顏ヲ差入、鼻毛セヽクリ、態ザト痛ムツラツキ、此ノ坊主ガ、鼻毛ヌキヲ持參シタルモ、汝等ガサシヅセズバ爭デカ持參セン、皆察シナガラ其マヽニサシ置シ也、其意味申聞スベキ爲呼タリ、我今大名ノ上座ニシテ、官祿日本ニ知レタル利常、利口ヲ鼻ノ先ニ顯ハス時ハ、人氣ヅカヒシ大キニ疑ヒ、存ジ寄ザル難ヲ請ル者也、我タハケヲ人ニ知ラセテコソ心易ク三ケ國ヲバ領シ、何レモ樂シマシムルハト宣ヒシト也、

〔幕朝故事談〕公方家

館林樣御加增の時分は、御老中御用部屋迄御禮に御出被遊候、其節空印髭を拔て居、御著座の時に臨て、鑷を收て御仕合の儀など御挨拶申上る、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕鑷子、髭を作る事を好むころ、書院のたばこ盆に毛拔を添置たり、是を書院けぬきといふ、明曆二年の刻梓、世話燒草に、なむぼうか冷る書院の內ならん月にくさめをするはな毛拔南。方は毛拔の異名なり、漢土にても白髮を拔く、これを鑷白といふ、楊誠齋鑷白詩、止酒愁無那、哦詩意已闌、鑷髭非急務、也遣半時閑、〇中略ある通人と稱する者、心に恊へる鑷工あり、是を雇ひて額髮を拔しむ、鑷工家內に要事ありて歸

鑷子產地

らんことを請ふ、通人これを今志ばしとめて金壹分を與ふ、やがてまた歸らんとすれば又金を與ふ、其内、家より小者を遣して呼しむ、通人又金を與ふ、二時に至らずして金子あまた費したりとぞ、

〔毛吹草 三〕尾張　南方鑷(ナンバウケヌキ)　越前　金津鑷(カナツケヌキ)

〔江戸鹿子 六〕諸職名匠諸商人

鑷子屋　日本橋南四丁目　うぶけや茂左衞門　淺草通九町目　河内

〔壅尻 一〕けぬきを南方と名つけしこと

一名古屋鑷を製する鍛冶に南方と云者有、傳へ言、義教將軍〇足利の富士御覽の時、熱田の圓福寺に御止宿ありし時、鑷鍛冶、けぬきを奉りしかば、なんぼうよき鑷也と仰ありしより、家號とせりとなん、〔按此説非なり〕此號は近衞龍山公より拜領の號なりといふ、是は孔明出師表に、ふかく南方不毛の地に入とありしより、能喰ふ鑷の號に被下しとなん云傳ふ、此説是ならんか、

〔本朝世事談綺 二器用〕南。方。鑷。

尾州名護屋の產也、南方の名は近衞殿のつけさせられしと云、孔明が出師の表に、深く不毛に入り、今南方已定、甲兵足れりの心也と云、

〔本朝世事談綺正誤 一器用〕禪卷說苑曰、鑷子を南方となづけたるは、不毛と云心にて、出師表よりいふとぞ、むかし關東へ下りける勅使の、かのけぬきもとめて、さる名をばつけゝるとぞ、筑後守君美申されし、

〔おろか於比 中〕南方鑷

諸の道中記には漏たれど、尾張宮宿の〇中略南方の鑷は、古來只一家にて、あまた賣るゝものにもあらねば、贋物を造る人もなく、分家などいふもある事なし、寛永十五年重種の編輯しける毛吹

鑷子雜載

草〈四卷〉諸國名物にも載て、尾陽發句帳〈撰集の年月をしるさず、明暦のころの古調也、〉上卷にも、

柳　南方のかせは鑷の柳がみ　何人

と詠り、〇中略　南方は北につきての稱號かと思ひしに、此鍛に通稱次郎左衞門は世々中山と名のれるよし自いへり、此家の招牌極て古朴なるものなれば、先手習おきつるをこゝに縮寫す、文字は皆彫上たるものなり、〇圖略

義教將軍の頃より有無は、何ともいひがたけれど、いと古き名物なる事は論なし、今も他物は造らず、鑷のみ製して世を渡るは、めづらしき家なりといふべし、

〔嬉遊笑覽〈十二附錄〉〕一說に尾張國名古屋に南方といへる鍛冶あり、彼を南方といへるは、源敬卿、かれが作りし毛拔にて御髭をぬき給へば、よくぬけて少しも殘らず、南方不毛之地といふことのあれば、常にかれを南方と仰られしより名となるなり、二說いづれが是なるを知らず、

〔雅筵醉狂集〈六雜〉〕題しらず

鑷是南方强

中庸云、南方之强與、北方之强與、けぬきのつよきをいふ、

古事類苑

器用部九

容飾具四

鬘名稱

〔倭名類聚抄 十四 容飾具〕髲 釋名云、髲(音被、和名加都良、)髮少者、所以被助其髮也、俗用鬘字非也、鬘者、花鬘之鬘、見伽藍具、

〔箋注倭名類聚抄 六 容飾具〕按古以蔓草為首飾、謂之加都良、蓋首蔓(カヽツラ)之急呼、又天竺俗取草木時花、以線貫穿、結為花鬘、莊嚴身首、以為飾好、號曰摩羅、譯為花鬘、見慧琳音義、其狀略與加都良同、故用鬘字、為加都良、古事記以眞析為鬘、又取黑御鬘投棄是也、神代紀亦作以眞板樹為鬘投黑鬘、後有髲髢之側、取他髮飾己髮、亦名為加都良、以其加於髮、與蔓草飾首不異、其名亦同也、此所載者卽是、以鬘髲和名同、俗或用鬘字為髲、故源君辨之也、髲今俗呼加文字、○(中略)說文、髲、鬄也、毛詩庸風正義引說文、作髲益髮也、言人髮少、聚他人髮益之、少牢饋食禮鄭注、古者或剔賤者刑者之髮、以被婦人之紒為飾、因名髲鬄、

〔毛詩註疏 三 偕老〕鬒髮如雲、不屑髢也、○(中略)箋云、髢、髲也、(中略)正義曰、髢一名髲、故云髢髲也、說文云、益髮也、言人髮少、聚他人髮益之、

〔春秋左氏傳 三十 哀公〕傳、十七年、初公自城上見己氏之妻髮美、使髡之以為呂姜髢、(中略)髢髲也

〔釋名 四 首飾〕髲、被也、髮少者、得以被助其髮也、髢、剔也、剔刑人之髮為之也、

〔事物紀原 三 冠冕首飾〕髲髢

周禮王后夫人之服、有下以二髮髢一爲中首飾上者、故詩賛髮如レ雲、不レ屑レ髮也、蓋周制云、馮鑑後事云、晉永嘉中、以レ髮爲二歩搖之狀一、名曰レ鬢、以爲二禮容一、卽今纒髮特髻、乃其遺象、

〔儀禮註疏少牢饋食禮十六〕主婦被錫、衣侈レ袂、〇中略主婦贊者一人、亦被錫、衣侈レ袂、〇中略註被錫、讀爲二髲鬄一、古者或剔賤者、刑者之髮、以ㇾ被二婦人一之紒上爲レ飾、因名二髲鬄一焉、此周禮所レ謂次也、〇中略疏(中略)被錫、讀爲二髲鬄一者、欲レ見鬄、取二人髮一爲レ之之義也、云古者、或剔賤者、刑者之髮、以ㇾ被二婦人一紒上爲レ飾、因名二髲鬄一焉者、此解名二髲鬄一之意、

〔類聚名義抄髟三〕髲カツラ　鬘カツラ、

〔下學集上支體〕鬘カツラ

〔倭訓栞前編加六〕かもじ　髲の俗稱也、又長かもじあり、女房飾抄にも、かもじの水引は、四十の年より二筋也といへり、

〔雅言集覽太二十二〕たまかづら玉鬘今のカモジなり

〔古事記上〕於レ是伊邪那岐命見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命言レ令レ見レ辱レ吾、卽遣二豫母都志許賣一此六字以レ音令レ追、爾伊邪那岐命取二黑御鬘一クロミカヅラ投棄、乃生二蒲子一、

〔古事記傳六〕すべて加豆良カツラに三ツの品あり、葛蔓も同じと鬘と髲となり、〇中略鬘は頭の飾に懸る物なり、〇中略註髲は和名抄に和名加都良カツラ、釋名云、髲少者、所下以被二助其髮一也と有て、俗に加毛自カモジと云物なり、かくさま〳〵あれども、本は一ツより轉れる名にて、草の葛より出たり、〇中略さて何にまれ蔓草を以て頭の飾にかくるを髮葛カヅラと云、是卽鬘なり、〇中略又髲も髮を飾具なれば、鬘とおなじ名を負せつらむ、さて鬘は、上代には、女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしことは、石屋戸の段に眞拆マサキをかけしを始て、日影鬘ヒカゲノカヅラなど、〇中略又絲などを以ても作りしにや、珠をかざること、天照大御神の御飾の字鬘比所に見えたり、玉鬘タマカヅラと云は是なり、髲にも、葛にも、玉かづらと云は、此の玉鬘の名をうつして呼か、又たゞほめていふにもあるべし、

〔日本書紀神代一〕一書曰、○中略于時伊弉冊尊恨曰、何不用要言、令吾耻辱、乃遣泉津醜女八人、一云、泉津日狹女、追留之、故伊弉諾尊拔劒背揮以逃矣、因投黑鬘、此卽化成蒲陶、

〔源氏物語二十三初音〕御ぐしなどもいたくさがり過にけり、やさしきかたにはあらねど、えびかづらしてぞつくろひ給ふべき、

〔河海抄十初音〕えびかづらしてぞつくろひ給べき　日本紀云、伊弉諾投黑鬘、此卽化成蒲萄、此故にかづらをえびかづらといへる也、

〔和漢三才圖會二十五容飾具〕髢　音剃　和名加都良、俗云加毛之、　髲音備　髰音第

髢、婦人首飾、編次髮長短爲之、以爲飾也、○中略按髢、大抵長者三尺許、琉球髢五六尺、以獻上之、

〔和漢三才圖會十二支體〕髮

髮少者所以被助其髮者、曰髲、和名加都良

〔歷世女裝考四〕かもじの事

かもじの本名はかづらといふ、○中略かづらをかもじといふは、湯卷をゆもじ、內方をうもじなどと片名をとりてよぶ事、東山殿比の女言なり、文字には髢と書く、○中略かづらは西土にてもいと古し、

〔守貞漫稿十女扮〕守貞云、古髢、和名加都良ナル者ハ、今ノ加文字ニテ、添トモ云ハ、自髮ニ添助ルノ意ニテ、乃チ假髮也、加文字、髢ノ字ヲ用フ、

〔源氏物語十五蓬生〕かたみにそへ給べきみなれごろもゝしほなれたれば、としへぬるしるしみせ給べきものなくて、我御ぐしのおちたりけるをとりあつめて、かづらにし給へるが、九尺よばかりにて、いときよらなるを、おかしげなるはこにいれて、むかしのくのえかうのいとかうばしき、ひとつぼぐしてたまふ、

たゆまじきすぢとたのみしたまかづら思の外にかけはなれぬる

〔源氏物語湖月抄蓬生十五〕九尺よばかり細○細流抄九尺あまりばかりと讀也、昔はきぬのたけ九尺也、さればかづらも九尺にする也、

〔當世かもじ雛形序〕實や女は髪のめでたからばこそ人のめだつべかめれ、○中略まさきのかづら長かもじ、絶せぬ髪の品々を筆に寫して、女の一助ともなれかしと云かいふ、

安永八年つちのとの亥の春○中略

つりはけ○圖略、以下同、　つとうら　かげびん　まへかみ　中つりはけ　けしほん　中かもじ　びんみの　長かもじ　いれづと　びんづら　びんはり　さしつと　いかたかもじ

〔女中作法之書〕一常のかもじに上中下の尺あり、根は小枕にかもじを縫付たるもの也、地髪短き女中方用ひらるゝよしなり、上は長さ四尺八寸、中は三尺八寸、下は二尺八寸也、これは長かもじにてはなし、ねまきかもじのふときものなり、根まきかもじといふは、かみの根を卷たるゆへ申也、長さ二尺計の物なり、

〔婚禮道具諸器形寸法書地〕長髪文字　五尺五寸、又ハ五尺ノモ有、

〔女諸禮集二〕女中方通の次第

一かよひすべき事、かみはさげがみかもじ、上は四尺八寸のかもじ也、中は三尺八寸なり、下は二尺八寸なり、小上らうは二尺もくるしからず、

〔歷世女裝考四〕貞享年中女の頭に飾物十六品

貞享五年京板□□盛衰記三巻今の女、むかしなかつた事どもを仕出して、身をたしなむ物の道具數々なり、首筋より上ばかりに入用の物十六品あり、○中略長かもじ、小まくら○中略あらましさへ此通ぞかし、

鬘用法

〔枕草子入〕むかしおぼえてふようなる物

七尺のかづらのあかくなりたる

〔玉海〕元暦元年十一月十八日癸卯、此日踐祚、〈○後鳥羽〉大嘗祭也、廿二日丁未、大將〈○藤原良經兼實子〉五節裝束巳下鬘祿等注文、〈○中略〉午日〈例年辰日也、大嘗會儀、以午日稱豐明也、○中略〉以七尺鬘〈理髮用意也〉一調度〈○中略〉一理髮具　末額

七尺鬘

〔雍州府志七土産〕髮心　凡倭俗婦人、頭髮稀少者、別束長髮、是爲心、或謂添、則結之、或下之、結者一所圍繞、而置項上之謂也、下者束髮於一所、垂其末於背後、是謂下、又等其身垂髮於下、是謂滑、(スベラカスト)女子髮添號、加文字、加美之下、略美字者也、〈○中略〉近世男子、亦治容而少髮者、聚他人之落髮、相加自己之頭髮、今俗所稱野郎、亦少髮者如此、又少年著假髮之長、爲婦人之粧而歌舞、

〔めのとのさうし〕もし御ぐしなどすくなく、おんかづらにてつくろひ給ふことありとても、よくよく御身にそふやうにうつくしくしなさせたまへ、まことのやとひものゝやうに、かづらのふしめきたるははしきものなり、よるなどもかひとりて御枕のあたりにをかれ候へ、たゞぬるもおくるも、身にこゝろのそひたるがよきにて候、〈○下略〉

〔大上臈御名之事〕一かもじは、三ところもとがみにつくるなり、

一おくれのかみをば、兩方よりとりて、ぼのくぼにてくむなり、くみとゞめのもとをとゞめね共、上のかみのしたにそのまゝおく也、

一かもじゆふこと、まづかみのうゑのきわをびんのかみをのけてゆひて、したをそろへてけづる也、いれもとひして上はとくなり、かもじのおほきすくなきは、若き人と年よりは、すくなし、そのほかは、よきころたるべし、かもじのしたやくはさだまりたり、人たけによるべからず、あまらばそのまゝたるべし、

〔婚入記〕よめ入の條々

一かもじは、むかしはたけもさだまり候やうに申候つれども、みてよきやうに候、返々かもじのたけは、一ゑやく二尺ほどたまるほどに、これはこのゑさまの御ふくろさまへぎよいをゑたてまつり候、

〔女中作法之書〕一かもじかけといふは、十五歳よりちうのかもじをかくる也、かけやうは、かみをよくすべらかして、七のゆの通にて兩ほうよりよせてちうを入、下をもとゆひにて下ゆひをして、そのうへにひらもとゆひを二重まはしゆひてはしをはねる也、〇中略

一長かもじかけやうの事、十六歳よりかけ申也、上らうには、ひたい口よりつぢまでわけめを一ッたて、兩のびんを前へたれて、殘髮をうしろへすべらかす也、〇中略

一長かもじは、びんそぎせざる前は、かけぬものなり、〇中略

一長かもじの事、中らうの方まではかけらるゝなり、ゆるされ候へば、かよひのかた〴〵もかくるなり、〇下略

〔女房衣裝次第〕一鬘の長さの事、人のたけにより不二相定一候、かけて下へあまる分一尺二寸と也、人の前へ出候て、宮仕候時は、かもじをば引てつかはるゝ也、我人のかもじをふまぬやうに嗜べし、又人の見ぬ所にては、かもじの中程より下を左の手にかいとりて、一まとひして持也、

〔諸家奧女中袖鏡〕髮化粧の事

一垂髮とは、すべらかしさげ髮の事にて、髮の元を結ばず後へ下げ、長かもじを入るなり、

一根結び下がみとは、元を人々の心のまゝに髻を出し、根ゆひして、其元に長かもじ、又は中かもじを入て粧ふなり、〇中略

一ふかそぎより振り分髮とて、肩より下までさげ置くなり、〇中略

但し此内、かもじもかけざるなり、○中略

長かもじの事

一長サ五尺計り、背の七のゆの通りにて髮を寄せ、がもじを入、水こき元結にて堅く結ふなり、扨その元を平元結にて二ゑ廻しゆひ、其上に繪元結をかけるなり、

但し化粧やうゆひは、とくるとも、下結ひは、とけざるやうに結ふべし、○略

中かもじの事

一かもじを初より中を入べき事、結びやう、もと髮長き時は、袖の通りまでおろし、中を入れ、元結にて下二重廻し結びて、端をはねさせ、繪元結をかくるなり、

但し此は、とめ袖の時の事なり、○中略

只下がみの事

一下げ髮とは總名なり、長かもじ、中かもじ、いづれもさげ髮なり、かもじ入ざるも下がみなり、

一根結下髮とて、近代長かもじ、中かもじにても、常のごとく髮をゆひ、其先にかもじを入るゝをいふなり、是は近代御規式相濟、すべらかしにては、髮を結ふ手間取ゆへ、かやうの略式出來たり、好まざる事なり、殊には長かもじ入る時も、猶更あるまじき事なりといへり、

髮飾の事

一長かもじ　只降げ髮　降揚げ　小形の形はづし

右は老女用ゆ

一長かもじ　只降げ髮　降げ揚げ　小形のかたはづし　年の若きは、橫富貴輪、

右若年寄女用ゆ

一長かもじ　只降げ髮　降げ揚げ　橫富貴輪

鬘捻

右御中臈女用ゆ

一中かもじ　降げ揚げ　縮太(しまだ)　雙髻(からわ)　前蟬髻(まへづと)

右御小性女用ゆ

一中かもじ　降げ揚げ　中形のかたはづし

右表使女、御側御次女用ゆ、○下略

〔婚禮法式上〕婚入之部

一婚入の時、御料人、幷召連候女房衆髪結やう、髪にはかづらを入れ、わけめを三所立、入元結にてむすび、其下を水引にて三所結也、若き人は一ところゆひ、又其を平元結にてゆふ也、

〔婚禮問答〕姫君幷召れ候女中、髪は下げ髪たるべきや如何、髪はかもじを入れ、わけめを立て、大元結にてゆふべし、今時すべらかしと申體也、

〔後松日記十二〕婦人は髪を垂たれば、頭をおほふに及ばず、○中略義髻といふものや後の世のかづらを入たるなり、このかづらを武家にてあまた所ゆへども、こは晴にはとくべきものなり、

〔三十二番職人歌合〕五番　右　　鬘捻

花かづらおち髪ならばひろひをきひねりつぎてもうらまし物を

二十一番　右持　　鬘ひねり

うつくしくかゝれとてしもうば御前はよめがかづらを捻らざりけむ○中略

歌がらのゆら〳〵となびやかなるさま、たがねくたれの枕の上、たがうしろてのふさやかなるそぎめにもかゝる玄なはむりがたくこそみたまふれ、かづら捻といへば賤きやうなれど、かの常陸の宮の御むすめも、我おちかみをこそ薫衣香の壺にそへて、乳母の侍従にもたびけれ、いやしきあまのすさみにも、たゆまじき道のすぢは、詞の玉かづらにて侍りけり、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕職人圖彙に、おちやないは、都の西常盤といふ處より出るとかや、女の頭に袋をいたゞき髮の落をかひ、かもじにして賣買世渡るわざとすそれをおちやないかといひて、町々をあるくなり、晝の八ツ時より出るなり、是古へのかづら捻りと同じ、今はかづらやはあれど、落買と云ものなし、

〔雍州府志 七土産〕髮心　洛西常盤里婦人、藏布囊於頭上、徘徊市中、問落有否、若有蓄藏脫落之髮者、則買之、清水洗淨數遍、而後大小長短擇之聚之、隨婦人之所求、而造髮添、(ソヘ)

〔守貞漫稿 十女扮〕加文字　守貞云、〇中略昔ノオチヤナヒハ、落髮ハ無乎ノ略語也、今世無此業、而モ紙屑ニ雜ル等ヲ集メ、或梳夫ヨリモ買集ムナルベシ、蓋梳夫ノハ、男髮ニテ短キ故ニ、髭鬚等ニハ不用歟、又鄙ニハカモジ、カヅラ、トモニ用之コト稀故ニ、落髮ヲ都會ニ集テ、多クノ中ヨリ、長キヲ擇用フナルベシ、

〔鷹筑波集〕たけのかづらをもてるおちやなゐ
桶ゆひは不斷こがしやのみぬらん

髮掛

〔婚禮道具諸器形寸法書 地〕髮文字掛ケ　總高三尺八寸、長四尺五寸、羽目板左右端之出三寸五分、足高四寸、長一尺二寸、巾三寸三分、

鬘商

〔雍州府志 七土産〕髮心　凡造假髮家、謂鬘(カツラ)屋、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕籠耳草子に、男女所業のかはれることをいひて、御池長者町には男のせんだく綿つみあり、やがて女のかご舁、男のおちやないも出づべきにやと、あるまじきをいひしかど、おなじ業なるかつらやは、男の職となれり、

〔江戸鹿子 六〕諸職名匠諸商人
鬘屋(かつら)　新橋南二丁目　能鬘師　通鹽町　よしのや半右衞門　堺町　とこの六兵衞

鬘雜載

〔明和新增京羽二重大全三職名〕かつら所井かもじ
四條河原町角　津國屋七兵衞
なはて三條下町　祇園町　染川

〔國花萬葉記一上山城〕金銀木竹土石

髮もじ　鬘師の外に、古へより烏丸邊に賣來れり、男女のそへ作り髮なり、

〔古事談二臣節〕惟成爲秀才、雜色之時、花逍遙ニ一條一種物シケリ、惟成ニハ飯ヲ充タリ、而長櫃ニ飯二外居、雉子一折櫃、擣鹽一盃納之テ、仕丁ニ令擔テ取出之、人々感聲喧々、其夜與妻臥テ手枕入テ探ニ、下髮皆切之、此時驚問處、其時太政大臣ト申人、御炊ニ変易而、其長櫃仕丁シテ令擔出云々、件妻敢無歎愁之氣、常咲云々、

〔世說新語六賢媛〕陶公少有大志、家酷貧、與母湛氏同居、同郡范逵素知名、擧孝廉、逵未詳投侃宿、于時冰雪積日、侃室如懸磬、而逵馬僕甚多、侃母湛氏語侃曰、汝但出外留客、吾自爲計、湛頭髮委地、下爲二髲、一作髲賣得數斛米、斫諸屋柱、悉割半爲薪、剉諸薦以爲馬草、日夕遂設精食、從者皆無所乏、○中略逵及洛、遂稱之於羊晫、顧榮諸人、大獲美譽、

〔枕草子七〕むとくなる物
かみみじかき人の、かづらとりおろして髮けづる程、

〔枕草子十二〕見ぐるしきもの
色くろふやせ、にくげなる女のかづらしたる、

〔伊勢集上〕物へ行人にかづらをやるとて
けづりこし心もしるく玉かづらたむけの神になるぞうれしき

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと
わらはしもづかひのさいし、ひめ君のかづら、かむざし、さしぐしとりぐして、うちみだりのはこ

のふたにいれて、二かゐにおくべし、

〔大上臈御名之事〕一かづらは、いれぬさきには、かみを一ところゆふなり、○中略

一げすはまゆつくらず、かもじかけず、わきめあるべからず、

〔甲子夜話四十九〕コノ七月、甲申或所ニテ樂善坊ニ逢タリ、ソノ時、以前ノ戯場ノコトモ聞タル中、カツラ是レハ頭ノ當ル所ニ、銅版ヲ首形ニナシテ、髮ヲウヘタルモノナリ、俳優ノ稱ニハハブタヘト云フ、ト云テ、今一般ニ用ユルハ以前ハナシト云タルユヘ、何ツノ頃ヨリ始リタルヤト云ヒタレバ、王子路考ノ頃ヨリト云キ、王子路考トハ、名ハ瀨川菊之丞、王子村ノ人ナリ、頃ハ松平南海懸意セラレシモノナリ、予モ能ク知ル、然レバ未ダ百年ニハ餘ホド足ラザルコトナリ、其前ハト問タレバ、女形ハ皆地髮ニテ髢ハ用ヒズトゾ、○中略男形ハ事ニヨリカツラモアリタルガ、皆入レ髮計ニテ、鉢カネノツキタルモノナシトゾ、然ルニ今ハ侯第ノ婢女ナゾ、狂言トテ爲ル者、地髮ノ飽迄アルニ、強テカツラトテ冒ルコト、其本ヲ知ラザル由リ起ル、

〔令義解六衣服〕内親王禮服

一品禮服、寶髻、謂以金玉飾髻緒、故云寶髻也、四品以上、毎品各有別制、○中略

女王禮服

一位禮服、寶髻、五位以上、毎位及階、各有別制、内命婦准此、○中略

内命婦禮服

一位禮服、寶髻、○下略

〔令集解二十九衣服〕朱云、各有別制、唯爲寶髻也、一品以下四品以上並同、著深紫衣、以不答並同无別也、

〔李太白文集五樂府〕宮中行樂詞八首

小小生金屋、盈盈在紫微、山花插寶髻、石竹繡羅衣、○下略

〔延喜式四十一彈正〕凡純縹○縹恐緑誤并寶髻、及紕裙○裙恐裾誤剪綵作紐等莫禁、

義髻

〔服飾管見二〕寶髻
令を考るに、一品以下四品已上各別製あり、女王五位已上、位及階毎に各別製あり、内命婦また位及階をわかつ事、女王に准ふ、義解に金玉を以て髻の緒をかざる故に、寶髻といふと見えたり、又西宮抄に朝拜供奉の女房の裝束を記せし中に、有徽不載儀式と見えたり、令に徽てふ物をいはざるは、禮冠の徽、禮冠にはなれざれば、別にのせられず、是にならひて内親王女王内命婦の寶髻のしるしも、別に載られぬ也けり、○中略又北山抄即位の條に、不用簪用簺、是位驗也と記して、首書に可用徽字とみえたれど、此頃既に禮服廢れて異説のみ多し、まして婦人の禮服は、ことに變りし也、○中略考るに、唐の兩博髻も、髻の緒につくるならで付べき處なし、且寶鈿を飾るなれば、此朝に寶髻てふ物則是也、但唐の兩博髻にたがへるは、禮冠に准て、徽をくはへて、品位及階をわかてるのみ、されば寶髻と名をかへられしにぞ有ける、其徽は禮冠の徽に同じかるべし、左右の博鬢より彫櫛の前にわたをつけて、その上に徽をたてし事しらる、(實躬卿永仁六年御即位記に、伯家雜事、文保二年の記を引て、位驗一頭、釵子上居金鳳含玉一顆、高一寸、長一寸とあり、釵子の上に居といへる、いたゞきの前にあたれる、是古への遺風也、但その徽金鳳なることは物にみえたれど、寶髻既にたへたれば、建べき所なきまゝに、徽の下に鈿などして、釵子もてかためしなるべし、)

〔令義解六衣服〕朝服
一品以下五位以上、去寶髻及褶舄、○註略以外並同禮服、六位以下初位以上、並著義髻、(謂以他髮飾自髮、是爲義髻、)

〔令集解二十九衣服〕穴云、寶髻時直如常耳、義髻之處亦如也、○中略釋云、以他髻著飾己髻、號爲義髻也、蓋義命令之意也、穴云、六位以下著義髻、五位以上無髻而參耳、朱云、六位以下初位以上著義髻志何、若不得寶髻代歟何、又五位以上、尊常之日、用聽不何、答不聽者、額云、可聽者何、

〔容齋隨筆八〕人物以義爲名
人物以義爲名者、其別最多、仗正道曰義、義師、義戰是也、○中略自外入而非正者曰義、義父、義兒、義兄

弟、義服之類是也、衣裳器物亦然、在首曰義髻、在衣曰義襴、義領、合中小合子曰義子之類是也、

〔唐書三十四五行〕天寶初、貴族及士民好爲胡服胡帽、〇中略 楊貴妃常以假鬢爲首飾、而好服黃裙、近服妖也、時人爲之語曰、義髻抛河裏、黃裙逐水流、元和末、婦人爲圓鬟椎髻、不設鬢飾、不施朱粉、惟以烏膏注脣、狀似悲啼者、圓鬟者、上不自樹也、悲啼者、憂恤象也、

〔服飾管見二〕櫛笄

令に〇中略 朝服の條に、内命婦以上寶髻を去とありて、六位已下の朝服義髻を著るてふ文あるは、内命婦已上も朝服には、寶髻をばされども、義髻はさらざる也、但禮服條に義髻をいはざるは、ふるくより男の髻をみづらといひ、女の髻をかづらといふは、みづらは自髮、かづらは假髮のことにて、則令にいふ義髻也、かゝれば寶髻を著とても、去べきうたがひなし、さればいふべくもなければ也、

〔新撰字鏡髟〕髾色交反、髮也、加美乃須惠、

〔倭名類聚抄十四容飾具〕假髻 釋名云、假髻和名須惠、以此假覆髮上也、

〔箋注倭名類聚抄六容飾具〕假髻〇中略 按、北堂書鈔引晉中興書云、徵祥説曰、泰元中、公主婦女緩鬢假髻、以爲盛飾、用髮豐多、不可行戴、乃先于籠上裝之、名曰假髻、晉書五行志同、恐非皇國所言須惠也、周禮追師、掌王后之首服、爲副編次、鄭注、副之言覆、所以覆首爲之飾、其遺象若今步繇矣、編、編列髮爲之、其遺象若今假紒矣、次、次第髮長短爲之、所謂髲髢、然廣雅、假結謂之髻、髻卽副字、後漢書東平憲王蒼傳注云、副、婦人首飾、三輔謂之假紒、王念孫曰、如鄭説、則步搖者副之遺象、假結者編之遺象、而廣雅假結謂之髻者、副之異於編次者、副有衡笄六珈以爲飾、而編次無之、其實副與編次、皆取他人、大眞外傳云、妃常以假髻爲首飾、而好服黃裙、集異志、後齊武平時、婦人皆剪剔以著假髻、而危邪之狀如飛鳥、至於南面則髻心正西、伊勢本假髻作假髮、那波本同、伊勢廣本作假髻、並非、按覆髮疑

覆髻之說、

〔後漢書三十輿服〕皇后謁廟、○中略假結步搖簪珥、

〔晉書二十五輿服〕皇后謁廟、○中略親蠶、○中略首飾則假髻步搖、

〔事物紀原三冠冕首飾〕特髻

燧人始爲髻、至周王后首服爲副編、鄭云、三輔謂之假髻、今特髻其遺事也、二儀實錄曰、燧人氏婦人束髮爲髻、髻繼也、言女子必有繼於人也、但以髮相纏而無物繫縛、

〔伊呂波字類抄須雜物〕假髮スヱ假ニ覆髮上者 假髻同

〔倭訓栞前編十二須〕すゑ 假髮をするといふ、倭名抄に見えたり、新撰字鏡に髻をかみのするとよめり、末の義なるべし、今はそへといへり、副の義、本草にいふ、髮髲也、今琉球より出る者を上品とす、其髮質黑にして長き故也といへり、類聚雜要五節理髮具に末額髮といへるも是なるべし、

〔玄同放言下集別錄〕假髮は和名須惠なり、○中略今の婦女子は是をかもじと唱へ、俳優の用ふるものをかづらといへり、並に俗語なり、假髮の和名須惠とは、これを假りて、髮の末を長くするの義なるべし、

〔歷世女裝考四〕びんみのを髮に入る事

和名抄容飾の具の部に、釋名云、假髮、和名須惠、以此假覆髮上とあるは、今いふ鬢簑(びんみの)なり、此假髮といふ物、西土にても、いと古くよりありし事、和名抄に引たる漢の劉熙が釋名の外書見多けれど、さのみはひくもうるさし、同書、○倭名抄假髮の次に蔽髮と出して、釋名云、蔽髮、和名比太飛、蔽髮前爲飾、此すゑ、ひたひをもちふる事、雅亮裝束抄五節の舞姬の所にみへたり、

〔雅亮裝束抄一〕ひめ君のさうぞく

とらの日○中略す。ゑ。、ひたひ、かみあげまうく、

蔽髮

〔空穗物語菊の宴一〕后宮〇中略よの中にありがたき御すへ、ひたひ、えりぐし、さいし、もとゆひ、おほ宮づかへのはじめの御てうどたてまつり給、

〔平治物語一〕主上六波羅行幸事
去程ニ主上ハ北ノ陣ニ御車ヲタテ、女房ノカザリヲ召テ御髻カヅラヲ奉ル、〇中略別當惟方、新大納言經宗、ナヲシニ柏ハサミシテ供奉シ、藻壁門ヨリ行幸ナシ奉レバ、此門ハ金子平山堅タリ、家忠如何ナル御車ゾト申セバ、別當上臈女房達ノ出サセ給フ也、惟方ガアルゾ、別ノ子細アルマジト宣ヘドモ金子猶怪テ、弓ノハズニテ簾カキ揚、松明振入テ見奉レバ、二條院御在位ノ始、御歳十七ニ成給上、龍顏本ヨリ美シク御座スニ、花ヤカナル御衣ハ被召タリ、誠ニ目モマヨフ計ノ女房ニ見ヘサセ給、中宮ハ御座ス、爭見トガメ奉ラン、無故落シ進ラセケリ、

〔守貞漫稿十女扮〕加文字　守貞云、〇中略假髻ハ髻ニノミ添ル髮歟、今京坂ノ男子曲ノ刷毛中ニ短キ假髮ヲ納ル人アリ、江戸ニハ不用之、是假髻和名須惠ト云者ニ近シ、今ハ髻ノ心ト云、或ハ竹串、木串等ヲ以テ代之モアリ、

〔倭名類聚抄十四容飾具〕蔽髮　釋名云、蔽髮和名比太飛　蔽髮前爲飾也、

〔箋注倭名類聚抄六容飾具〕按通典、魏制、貴人夫人以下助蠶、皆大首髻七鏌蔽髻、北齊因前制、內命婦以上蔽髻、唯以鏌數花釵多少爲品秩、晉書輿服志、貴人、貴嬪、夫人助蠶、太平髻七鏌蔽髻、長公主公主見會、太平髻七鏌蔽髻、又北堂書鈔載成公綏蔽髻銘、則蔽髮、髮前、恐皆髻字之訛、然不知蔽髻比太飛同否、

〔釋名四首飾〕蔽髮前爲飾也、

〔類聚名義抄彡三〕蔽髮ヒタヒ、容飾具

〔晉書二十五輿服〕貴人、貴嬪、夫人、助蠶服純縹、爲上與下皆深衣、制太平髻七鏌蔽髻、黑玳瑁、又加簪珥、〇下

略

〔倭訓栞前編二十五〕ひたひ　和名鈔に蔽髮をもよめり、額の義に出たり、女の具也、平額、居額の別あり、○中略岡部氏の說に、內宴の樣書たる古き繪に、舞妓の髮あげたる形と、御食まゐらする采女が髮あげたるひたひの樣、うなじのふくらなど、大かたはひとしくて、舞妓は寶髻をし、采女はさる飾せぬ也、雅亮が五節の事書るに、おきびたひ、すゑびたひといへるも是也といへり、

〔歷世女裝考四〕びんみのを髮に入る事

すゑ、ひたひをもちふる事、雅亮裝束抄五節の舞姫の所にみえたり、此ひたひ後世にはびんぶくといひけるが、女房裝束着用次第圖にみえたるをこゝに出す、



〔雅亮裝束抄〕一ひめ君のさうぞく
とらの日、○中略するゑ、ひ。た。ひ。かみあげまうく、

〔類聚雜要抄〕三五節雜事 一理髮具
末、額髮二流、未定七尺、但不注文、内々事也、

〔空穗物語〕あて宮 なかたゞの中將の御もとより、蒔繪のをきぐちのはこよつに、ぢんのさしぐしよりはじめて、○中略よき御するゑ、ひたひ、さいし、もとゆひ、えりぐしよりはじめてあり、

〔新古今和歌集〕十八雜 后にたちたまひけるとき、冷泉院の后宮の御ひたひをたてまつり給けるを、出家のとき返したてまつり給とて、　東三條院

そのかみの玉のかざしをうち返し今は衣のうらをたのまん

〔八代集抄〕十八新古今 玉のかざしとは、ひたいとて、女房の裝束の時、髮あげとて、おほひかづらのやうにする物也、

〔雅亮裝束抄〕二みづらをゆふこと
ちごをさなくて、かみみじかくは、べちにつ。け。が。みといふものを、もとゆひたるうへにゆひつけてゆふなり、そのかみなどを、よくゆひなどして、おとしなどすまじきなり、

〔殿曆〕康和五年十二月九日甲寅、今日威德忠通○藤原殿上、○中略於出居威德著裝束、○註略裝束結鬟、○註略鬟具ハ打亂筥ニ敷檀紙置也、付。髮。紫糸フツヽカニヨリタル三筋、油壺油綿など入、○下略

〔台記〕久安元年十二月四日甲辰、一昨日攝政忠通○藤原參鳥羽、奏請延引行幸、勅曰莫延、傳聞、行幸間、御總角付髮、於路無故落失了云々、若不祥之象歟、後日頭中將語云、件付髮數日置殿上御倚子邊、裹紙置之、不知何人所爲、

〔山槐記〕治承四年四月廿二日甲辰、今日皇帝安德○於紫宸殿、○註略即位、○中略藏人頭重衡朝臣云、御禮

髱刺

服悉著御、於御冠者、或時著御、或時奉取之、御鬢上所著御也、有付髮夾形總角、右宰相中將實守卿奉仕之、略〇中後日光長云、御鬢右宰相中將實守奉仕之、只以紫糸引渡御頭上、左右七八寸許垂之、付髮夾形等只依爲物具雖設之、此程少年御時不用之由、宰相中將被申、而三位中將賴實關此事被申云、凡此說不聞事也、於凡人者有垂鬢、於天子一切無此儀、必用夾形總角付髮事也、於鬢說者、顯綱朝臣爲規模傳道經、道經傳清隆卿、清隆卿傳左大臣、左大臣被傳我故德大寺左府者、雖知子細、依爲先達、假令被申合之許也、宰相中將者幼年之間、更不能傳德大寺左府訓、一流德大寺左府記委細、守彼所奉候也者、倩案此事、難結御鬢之程、年少帝王近衞院以後歟、彼說會釋起此時歟、尤難決事也、

〔北條五代記 五〕關東昔侍形義異様なる事
諸侍の形義異様に候ひし、略〇中若殿原達は、髮さきをもみ、ふさのごとくにゆひ、又つけかみとて別にかみさきをこしらへ、うらをもみちゝみをよせて、花ふさなどのごとくに作り、付髮してゆひ、〇下略

〔物類稱呼 四器用〕蟬髻插つとさし　畿內にてつとさし、東國にてたぼさしといふ、關西にて云髻のつとといふな、東國にてたぼといふ、中國西國共につとばね、土州にてつとさし、又つとばりと云、加賀にてつとかうがいと云、

〔賤のをだ卷〕一延享の比なりけり、森山孝盛七ツ八のころが女子のたぶさしといふもの初て流行出て、父なる人の二條の在番に居られけるが、便りの序に、姉なる人のもとへ、とゝのへて下し玉ひしを、母なる人をはじめ、召仕ふ女子どもまで、めづらしがりて、もてはやしたり、翁の子心にたしかに覺え居たり、尤鯨にてこしらへたるものなり、今はすたりて誰去りたる人もなし、

〔蜘蛛の糸卷 追加〕たぼさし
今貴賤となく用ふるたぼさしと云ふ物は、寬政七八年の比、一橋殿御館の女中の召仕ふ婢女が

工風にて、原紙にて手づからたぼの形に作り、墨もて塗り用ひしに、髮結よかりしとて(今とは少し異なる)此部屋方にて、婢女多く用ひしに、作り樣粗なる故、損じやすきをいとひ、常に出入する小間物屋、神田明神下に住める兵藏と云ふ者に、かやうの物をとて、其たぼさしをあたへて作らせよとて、誂ひしより世に流行せしとぞ、○中略後々に至りては、世上一統の用具となり、今猶殘れり、

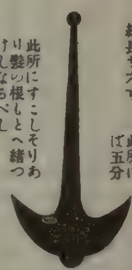
京山按ずるに、寛政年間、翁の隨筆賤のをだまき(寫本)といふ物に、○中略鯨にて作りたる物なりとありて、圖をいだしたる傍註に、此物今すたれて誰志る者なしとあり、其後小林歌城翁(御旗本隱居)鯨にて作りたるたぼさしの、いと古きをおこされて、時代の考證を尋ねられしに、かのをだ卷にのせたる圖と同じ物なり、山形圖の如く總長六寸、左右の張出し四寸なり、をだ卷にある延享の物に定むるよしは、此頃の女のたぼ先、かもめづとゝ名づけ、たぼのさがり、襟に至る程なり、右の圖のたぼさしの丈の長を以て、延享の物と定むべし、をだ卷に、此物今すたれて誰知る人もなしとあれば、近來のたぼさしは、天野翁の說の如く、婢女の作り始めしは、古今の闇合にて、いとめづらしき說なるかし、

〔歷世女裝考 四〕たぼさしの起立

今より四十年ばかり以前に、たぼさしといふ物いできて、市婦等おほかたは、是を用ひて重寶とし、追々輕便つくりかたのものありて、今もすたらず、はじめていできし時は、珍しと人々いひけるが、○中略賤のをだ卷(寫本)をみれば、たぼさしは近古ありける物なり、をだまきに○中略圖を出し、傍註に此物今すたれて、誰志りたる人もなしとありて、ちひさく圖をいだしたるに、寸法を志るさず、ゆゑに大小辨じがたかりしに、一日或貴人よりおほせに、是は昔のたぼさしなるよし、時代の考證あらば記してよとありしが、をだ卷のづにたがはざれば、うつしとゞめし圖左のごとし、

髮刺

延享年中たぼさしの圖



按に、元文延享の頃かもめたぼとて、えりのあたりまではり出す結やう流行たる事、物に見えたり、此たぼさし長サ六寸あるを以て、其たぼの長かりしを知るべし、

〔譚話浮世風呂 三編上〕朝湯より晝前のありさま

辰 いへさ何も移りかはる物でございますよ、鬢插を入はじめた事は、近頃のやうに存ました、その前は一面に、已アイサ、みんな摘髱(つまみたぼ)でございました、それがおまへさん、鬢插だの張籠だのと、調法なことになりました、獨手に髮が結はれます、

〔嬉遊笑覧 一下 容儀〕鬢さしは、安永八年はやり出て、此頃すたれ、(中略)寛政中より曲の中に入る紙のはりこ、同はりこのたぼざしは、烏賊の口より出るとびからすといふ物のやうなる形なり、曲のはりこは、島田、丸曲、島田くづし等あり、それもはり曲の大きながはやりて、はりこも大に違りたりしが、やがてまた曲少くなり、次第にはりこも意巧を加へて、のぎ筋を毛筋の如く付て作る、たぼさしも色々かはり、上方のつとさしにならひ、はりがれな紙にて巻、漆にて塗たるもの今用る所なり、

〔歷世女裝考 四〕びんさし

今を去ること六十餘年前、天明より寛政にわたり、婦人の髮にびんさしとて、鯨又はべつかふなどにて、鍋のつるのやうなる物を作り、是に髩の毛をかきなで、びんを張り出して結ふ風はやりし事、今六十以上の人の知る所なり、大坂の俳諧師匠伊原西鶴が、貞享の比の遺稿を、元祿八年に板行したる俗つれ〴〵〈四巻〉に、振袖の女をゑがき、髮の風、著服、足袋、はき物にいたるまで、一々に系を引て細に傍註したる中に、前髮の所に系を引て、ふきまへ髮、くぢらのひれのまがりたる物を入て、髮のうごかぬやうにとあり、野群談〈享保二年、大坂自笑其碩合作、卷二、〉當世の女しゆは、〈中略〉水牛の髩あげ、針線入りのはね元結とあり、享保のころも、つとあげといふ物ありしとみへたり、是びんさしの

萌なり、さてびんつけ油はじまりしよりのち、草子どもにある○註略婦女の圖に、びんを張出したるはさらになし、○中略然るに安永八年の京板に、當世かもじ雛形とて(全一册)婦人の半身をゑがき、種々の髮の風を圖して、一々髷と髩との名をゑるしたる圖二十二種ある中に、びんさしを入れたる圖二ツあり、因て思ふに、天明にいたりては、びんさしゑて髩を張出し髮の風、京に流行たるが、江戸の市婦にうつり、寛政享和の比及までも、婦としてびんさしならざるはなかりしに、四十年前の文化にいたり、びんさしをすてゝ、びんをちいさくふくらめゆふを、おとしばらげと唱へて京よりうつり、(京は安永の末にをり〳〵此一風ありき)は京婦にもみへしが、今は世上翕然として此風なるは、復古(むかしにかへる)しともいふべし、○中略西土にもびんを張てゆふ風ありしなり、

〔近世女風俗考〕髩の事

寛延寶暦より、圖○圖略の如く、今一ト際高く成たり、是をさし髩といひし也、すべて延寶の始頃より、髩の形長く成たれば、下よりか、ゆるものなくては叶はざる理也、○中略傾城野群談(貞享二年印本、自笑)其磧作、二之巻、歌比丘尼の詞に、當世の女衆は、厨糸つむぐまで玲瓏の玳瑁くし、○中略水牛の髩上、針線入のはね髩云々、また江戸紫(享保十六年印本)髩刺かじやまで寐苦し留守の蚊帳、といへる前句附もあれば、享保頃ありし事は論なし、予(○生川春明)ゑば〳〵案ずるに、此髩刺といへるもの、稍古くより有しものとはみゆれど、何れの頃よりといふこと、たしかなる證書を得ざれば、委細には考記がたしといへども、心みにいはゞ、延寶の頃より用ひし物か、其故は先々も論せしごとく、當時髩の姿長く成たり、去ば下より拘ゆるものなくては止らざる理也、元祿初年頃、西鶴が作せし俗つれづれ四之巻に、美女の姿をあらはして云、吹前髮鯨の鯺の曲たる物を入て、髮の動かぬやうにすと云事を載たれば、髩に物入る事は論なかるべきか、尙古書を嗅(あさ)り、たしかなる證を得て定むべし、(再案ずるに、俗徒然に、髩さしの事を擧ざれば、此頃いまだもちびざりしか、又は時世粧を事にいわんとて、かけるものときしこへたれば、其以前より有し物ゆへ、あらためては擧ざる物か、さ

だめがたし、○中略又云、無論里問答（刊行年號なし、案に明和年間なるべし、）一之卷、○中略髻指は髻張と姿をやつし（中略）とあれば、髻刺は明和の頃廢りし物成べし、

〔甲子夜話七〕婦女ノ髮結フニ、髻サシ迚、頭髮ノ中ニサスモノ、予ガ幼少ノ頃迄ハ無リシ、全ク醫治ノ爲ニ設タル也、但諸侯大夫士ナドノ婦人ハ左有ベキガ、以前ハ娼妓ノ類マデ髻サシハ無キナリ、予（○松浦清）十餘年前カ髮樣ヲ古風ニ復シタリ、侍女ノ髻ニ申付タルガ、今ニテハ髻サシナクテハ、髮ハ結レズト云ユヱ、予ト同齡ナル老婦ニ、以前ハ何ニシテ結タルカ、今ニテハ老髮ノ少キモ、彼物無テハ結申サレズ迚サテ止ヌ、○中略又今ノ如ク髻サシ入ル故ハ、以前ハ髮ヲ額ヘカキ下ゲテ、アトニテ髮ノ根結ヲナシタル也、夫ヲ伊達ニ爲ン迚、髻指ヲ入タル故、如レ今上ヘ舉リタル也、因試ニ今モ髻サシヲ拔テ見レバ、ヤハリ髮ノ風ハムカシノ如ク成ル也、

〔守貞漫稿十一女扮〕大略曆寶頃ノ髻差ノ圖（○圖略）

鯨髭制也、上品ハ水牛、角ヲ以テ製レ之、當時髱ヲ高クス、故ニ此物ノ制ヲ更メ製ス、

髻張、京坂ノ名、髻差、江戸ノ名也、此器ヲ用フルコト、寶曆以來也ト或書ニ云リ、三都トモ然ル哉、追考スベシ、

安永二年茶番狂言ノ冊子ノ、世話ヤキ老母ガ詞ニ、今時ノ女ハ、髮差ノ何ノ角ノト埒ガ明ヌ云々、四天王伶人櫻ト云院本曰、ワシヤ髻裏（フトウラ）ト鯨ノノタシ、是ガナイト燈籠髮出來ヌ、故ニ大義シタ云云、節信曰、髻裏ト云ハ、タボサシ張出ス髮差也、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕婦人首飾、昔は首飾なし、○中略賢女心化粧に、姑六十年以前の事を（延享よりなれば、貞享頃に當る、）定規にして、むかしも今も同じやうに思はれ、嫁の髮みるに、髻の中に鯨の墨遣を二三本も入らるゝは、何の爲にせらるゝぞ、吾は此年まで髮の中には、小枕の外は、蒔繪の木櫛に黑き笄をさして花をやりしに、嫁のあたまをみれば、○中略此器西鶴が頃には未だあらず、○中略其積が

鯨の髷遣(ヤリ)といひしが始なり、

〔近世女風俗考〕髷の事

古老茶物語(享保中の寫本早川因幡書述)寛政頭書に、鬢張といふ物は、明和の始頃よりはやり出て、寛政の頃にすたれり、又寛政の始頃より、針線を丸くゆがめ髷へ入る、天明の頃の髷は、帯をたゝみて置しやうになりたり、

〔近世女風俗考〕髷の事

安永の末か、天明の始か、髷入といふ物はやれり、其製は、厚き紙にて如此造り、髪を上下分ち、其なからに入て結び、又は是に綿をいれて結へるとかや、かくいへるは、予(生川春明)慈母在世の時、聞おきたる話也、予は文化中に出生したれば、まのあたり見ざること故、違ひもあるべし、(中略)針線を丸くゆがめてとは、今専用ふる、髷入の事也、是も古製は、今のさまとは異にて、三階或は五階七階など、針線にて段を造りしとかや、

髷止

〔守貞漫稿十一女扮〕今世(嘉永中也)京坂式正所用鼈甲製

髷止(訓ワゲトメト)〇圖略　曲止ハ從來江戸ニテ、無用之具也、

同京坂所用

髷止〇圖略　穀餅形ト云、中年以上ノ婦、此髷止ヲ用フ、此形ノ耳搔ヲ撥耳ト云、

小枕

〔嬉遊笑覽一下容儀〕鬢さしは、安永八年はやり出て、此頃すたれ、小枕は町方にて、文化の初ころよりすたれて用ひざれども、今は髪少なき者多く、小枕付の入髪をば用るなり、小枕もはじめは、付木などを輪にして用ひたり、寶暦明和のころなり、

髻名稱

〔倭名類聚抄十四容飾具〕髻　孫愐切韻云、髻(音活、和名毛度由比、)以組束髪也、

〔類聚名義抄三彡〕髻(モトユヒ)　(或)

〔伊呂波字類抄毛雜物〕髻(モトユヒ、音活、所以組束髪、)

髻沿革

〔書言字考節用集〕七器財　髻（モトユヒ）切韻、以レ組束レ髪者、

〔雍州府志〕七土産　髪捻（カウヒネリ）今本結（モトユヒ）、元謂二髪捻一、中華所レ謂髻也、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事
御加美結紫糸八條長三尺條別

〔歷世女裝考〕四　元結　文七元結の名義はれもとゆひ

元結は髪ゆふに必用の物なれば、上古にもありつらんが、淺學には見あたらず、萬葉集に、元結をよみいれたる歌あまたあれど、糸なるも紙縷なるもあるべし、和名抄容飾具部に、髻、和名毛度由比、以レ組束レ髪とあれば、糸なるが元結の本義なり、されども女の元結はむかしも飾と實用との二ッあり、今も長かもじの繪元結は飾、常に用ふる文七元結は實用なり、飾なるは人の目につき、實用なるは人の目につかず、されば中昔の物語のるゐに元ゆひとあるは、みな飾の元結なれば、今の文七元結の考證にはなしがたし、〇下略

〔獨語〕寛永の比までは、婦女細き麻繩にて髪を束ねて、其上を黑き絹にて卷きしに、そのゝち麻繩をやめて紙にてゆふ、越前國より粉紙にて元結紙といふ物を造り出し、海内の婦女みなこれを用ふ、それよりきぬにてまくこともやみぬと、吾父まさしく是を見てかたり聞かせたり、

〔雨窻閑話〕古代質素幷小倉色紙の事
寛永の頃迄は、今の元結といふものなくて紙を細くたち、こよりにして髪をゆふ、其節までは、老人は紙を引きさきて、其儘にまごきて是にて髻を括り、其紙の先をもきらずとぞ、故に今古き繪草紙を見るに、其の如き髪つきのもの多し、古風なる事なり、若きものは、だてにとて、其まごきたる紙をわけめへはさみて置きなどしける、故に今も朝比奈などの畫は、其遺風を移すと覺ゆる

髻製作

なり、

〔倭訓栞前編毛三十三〕もとゆひ　寛永の比までは、士庶人の婦女、細き麻繩にて髮を束ねて、其上を黑き絹にて卷きたりといへり、今は捻紙條を用う、こをひねりもとゆひといふ、寛文の頃より也、

〔雍州府志七土産〕髮捻　今本結、元謂髮捻、中華所謂髻也、倭俗杉原紙、或奉書紙、又長永紙、幅一寸許直切之、長二三丈捻之、是謂捻髮捻、而後浸水或米泔、而取出之、左右牽張之、以布巾緊急拭之謂凌、而日乾、短長隨其所欲而截之、束髮而結之、

〔枕草子八〕むねつぶるゝ物

もとゆひよる

〔小大君集〕宮の御もとゆひよりてまゐり給ふことは、たゆふどのなんつかうまつり給しを、北の方うせ給うて、いみはてゝの程にめしたるに、つかうまつりおくとなんみ侍おきし、今もとめて參らんと聞えおき給て、三四日ありて、物の中より侍けるを見たまふるにも、哀なることゝ多くなどきこえ給へるに、

ほしわぶる袖のなかにや有つらんこれをぞ玉のをにはよらまし

御返し

玉のををを君がためにとよりをきて衣のうらを見ずぞ成にし

髻種類

〔江家次第二十一〕諸家子弟元服

童五位元服、○中略本結三筋、長。一、短。二、

〔連阿不足口傳抄〕一元服次第

打亂筥廣蓋兩說、小本結。三筋可入之、

〔皇大神宮儀式帳〕一荒祭宮正殿裝束

紫元結二條長四尺

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束
髻結紫絲八條、長五尺納柳筥一合、方一尺

〔延喜式四伊勢大神宮〕荒祭宮裝束
髻結紫絲二條長四尺

度會宮裝束
髻結紫絲四條各長三尺

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　　よみ人しらず
君こずばねやへもいらじこ紫我もとゆひに霜はをくとも

〔源氏物語一桐壺〕おまへより內侍宣旨うけたまはりつたへて、おとゞまいり給べきめしあればまいり給、御ろくのもの、うへの命婦とりてたまふ、しろきおほうちきに、御ぞひとくだり、れいのことなり、御さかづきのつゐでに、
いときなきはつもとゆひにながきよをちぎる心はむすびこめつや、御こゝろはへありておどろかせ給ふ、
むすびつる心もふかきもとゆひにこきむらさきの色しあせずば、とそうして、ながはしよりおりて、ぶたうし給ふ、

〔殿暦〕康和五年十二月九日甲寅、威德忠實子藤原忠通殿上、○中略於出居威德著裝束、○註略裝束結髻、○註略髻具ハ打亂筥ニ敷檀紙置也、付髮紫末フツヽカニヨリタル三筋、

〔類聚雜要抄三五節雜事〕一可儲本所物
本結五筋一筋紫緂、舞姫料、

〔源氏物語十四澪標〕かはらのおとゞの御れいをまねびて、わらはずいじんを給はり給ける、いとおかしげにさうぞき、みづらゆひて、むらさきすそごのもとゆひなまめかしう、たけすがたとゝのひ、うつくしげにて、十人さまことに今めかしうみゆ、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

五節のわらはは、なまめかし、〇中略

だいりは五節のほどこそすゞろに只ならで、見る人もおかしうおぼゆれ、〇中略清涼殿のそりはしに、もとゆひのむらご、いとけざやかにていでゐたるも、さまざまにつけておかしうのみ、うへざうしわらはべども、いみじき色ふしとおもひたる、いとことはり也、

〔類聚雜要抄三〕五節雜事一可儲本所物

本結五筋(中略)四筋村濃、下仕料、

〔紫式部日記〕たいらかにおはしますうれしさのたぐひもなきに、おとこ〇後一條にさへおはしましけるよろこび、いかゞはなのめならん、〇中略御ゆどのばとりの時とか、〇中略女房二人〇中略うすものゝうはぎ、かとりのも、からぎぬ、さいしさして、白きもとゆひしたり、かしらつきはへておかしくみゆ、

〔洞房語園三〕承應明暦の比、新町山本芳順が家に、勝山といふ太夫ありし、〇中略髮は白き元結にて片曲のだて結び、勝山風とて今にすたらず、

〔萬葉集十一〕正述心緒

肥人額髮結在、染木綿、染心、我忘哉、

〔我衣〕延寶マデハ有合ノ絹切ニテ包ムナリ、元祿ヨリ白キ晒シ木綿ニテシボリ、其儘ムスブ、是風延享ノ比迄用ユ、

〔我衣〕寛文ノ比、黒糸ニテ髮ヲ結フコトハヤル、好色ナル者ニアリ、

〔台記〕保延二年十二月八日辛丑、夜前梳髮、今日取本鳥、改紙本結用紫本結、

○按ズルニ、本文ハ喪中紙本結ヲ用ヒシモノ此日除服、平常ノ紫本結ニ復セシナリ、

〔祭主輔親卿集〕すみける女のたえにけるがもとより、かみをもとゆひにしたるが、むすびながら
あるをおこすとて、

年ひさにはかなき物はかみさびてふるき契のあせずぞ有ける

とあるかへし

いそのかみ結びおきてし元ゆひは古きながらに忘れやはする

〔奇異雜談集二〕戸津坂本にて女人僧を逐て共に瀬田の橋に身をなげ大蛇になりし事

かの婦人いほりにきたりて、御僧はいづかたへぞととへば、内衆たゞいま門へ御出といふ、婦人すなはち門を出で、こゝかしこをみれば、二町ばかり南にその影みえたり、婦人そのまゝはしりゆく、急にはしるゆへに、蘭金剛やがてやぶれて、はだしになりてはしりゆく、一回(ひとへ)むすぶおびはきれておち、かたびらのもすそは風にふかれてうしろへひるがへる、かしらは紙筋(かいすぢ)きれて髮ながくみだれて、うしろによこになびく、命をすてゝはしりゆく、

〔江家次第十七〕東宮御元服

二階南立唐匣、〇中略第四層有續紙等、紙捻櫛巾也、(永保入例、紙遣例)

〔本朝世事談綺二器用〕紙捻(こより)又鬢捻(こより)と書

中華に云所の鬢なり、紙をひねりて髮の元を結ふにより元結といふ、近世までは、自分々々に紙を撚(より)て、おのれが髮を結ひたる也、

〔我衣〕上古ハ髻付油、或ハコキ元結ト云コトナシ、老若共ニ胡麻油ニテ梳テ、コヨリ元結ニテ結タ

り、

〔本朝世事談綺 二器用〕撚元結

寛文のころより起る、紙捻をながく縷て水にひたし、車にて縷をかけて水を搾ゆへに、こごき元結也、

〔誹諧江戸辨慶〕髮置

髮置や正木のかづらこき本結　山夕

〔本朝世事談綺 二器用〕紙捻又髮捻と書

若衆女の長く用るは平元結とて、紙を一寸ばかりにたちて卷そへしなり、

〔歷世女裝考 四〕元結

今のたけながといふ物、近きむかしは平元結といへり、それを髷へむすびて、はねそらしたるを、はねもとゆひとて飾としたるなり、

〔鳩巣小説 下〕本能寺にて明智日向守軍勢、本堂へ嗔とおし込候時、略○中四方田何某と申者、脇の口より鐵炮さげ候て押込候所、蘭丸左の手に刀を提げながら、白小袖に、髮を修禪寺の平元結にて、茶筌髮に結候て駈出、何者に候やと詈候處を、四方田鑓にて突伏申候、

〔好色一代男 三〕袖の海の肴賣

行くに程なく小倉に著きて、朝景色を見るに、木綿鹿子の散し形に、茜裏をふきかへさせ、どしの帶前結びに平髻太くすべらかしに結び下げ略○下

〔本朝世事談綺 二器用〕撚元結

文七元結といふあり、是は紙の名也、至て白く艶ある紙なれば、此紙にて製するを上品とす、

〔世事百談〕文七元結

元ゆひに文七元結とて、上品の稱とす、俗説に、これは切元結のことにて、ふるくは輪元結のみ、長きまゝ、綰ねたるを、浪華の俠士雁金文七といふもの、常にさかり場にはいかいし、鬪諍あれば、生きて再びかへらざるの勇を示さんため、元結をゆひ切り、その死を決するをあらはしゝかば、切元結の短かきを文七元結と、人みないへりとかや、この説ひがことなり、案ずるに、紫一本に、永坂の下にて、文七髻結とて、名物の元結をこしらふなり、文七といへるもの、こしらへ侍るかとたづねければ、ある老人の物語に、文七といふは、元結にこしらふ杉原紙の印の名なりと申されき、元結車にてよるなりと見えたり、かく彼俠士の時代よりふるき名目なり、この説を正しとすべし、

〔類柑子上〕北の窻

わが栖む北鄰に蘆荻しげくおひて、笹阿めなる地あり、茅場町といふ、〇中略れいの男等、機車みつ輪もて來りて、くゐせのかたはらに立つらひけり、文七といふ者、もとゆひこく所に成ぬる也、〇中略元結こく音、ひるは日ぐらしに聞まじへて、又こゝろの心ちしたり、山姥の廻り來ぬ所にこそ、五百機たつるにはあらで、くる〳〵と卷とりたる車のたえまには、百舌の尾ふりの聲、立たり顏なる虻蜂などの羽音にもかよひてけしからず、〇中略

文七にふまるな庭のかたつふり　角

元結のぬる間はかなし虫の聲

大粒はさらすもとひに落つる雁

〔嬉遊笑覽一下容儀〕はね元結、今あるものは、近頃のものとみゆ、もとは今いふ長なが紙のたちし樣なるして結たるが、その末上にそりたるさま、古畫にかけるがある是なり、思ふに今はんがけと兒女子のいふめる、是ははねがけにて、はね元ゆひを省き云なり、かくて後色々染紙して作れるも

出來つるなり、一代女草子、三金紙のはね元結といふ條あり、反ソウせんが爲に、はりがねを入たるなり、世の人心、一針がね入のはね元結と見えたり、みな若ざかりの婦女が用ひしなり、今のごとく女の童のみの物にあらず、色芝居草子、やつはり髮は、大ていにはね元結も目にたゝず出し、髮も少しつと有て、おくれの出たはうるさいもの云々、○下略

〔西鶴織留一〕古帳よりは十八人口

銀の笄に金紋を居させ、さんごじゆの前髮押へ、針がね入の鬋髻ハロもつとひを掛て、○下略

〔倭訓栞前編三十三毛〕もとゆひ　繪○本○結○といふ物あり、鶴龜松竹などの綵色、あや杉紅なるをつま紅といふ、こは宮方よりすけまで也、内侍より以下は、つま紅はならず、一方をすこし紅にして、摸樣は同じと、内々行事に見ゆ、是をだ○う○ど○も○と○ゆ○ひといふは、堂童子本結の義也といへり、堂童子は花筥クバリ賦など役する人をいへり、

〔貞丈雜記八調度〕一い○れ○も○と○ゆ○ひ○、又大○も○と○ゆ○ひ○とも云、今は繪○も○と○ゆ○ひ○と云、ふとくたゝみ、兩端にゑんを入れて、金箔にてだみて、色々の色にて松竹鶴龜などを、繪く也、

入もとゆひの圖



大サ是ほどなり
寸法定なし

兩はしは紙を卷きてゑんを入る、此卷目にも金箔ををくなり、中程むすぶ所の分はひろくするなり、

〔宣胤卿記〕永正八年二月廿七日戊申、今日春日祭也、○中略參=若宮社=、同兩段再拜、仰=巫女=奉=神樂=、付一ケ文繪○本○結○一結、眉作五具、大箱風情物一裹、進=巫女=、

〔寛天見聞記〕其頃○享和縮緬紙とて、ちゞまりたる紙に、彩色の摸樣したるうつくしき紙を、髻ゆひにす、田舍にては、雛の幕に用ゐける、今は縮緬の鬼絞りなどとて、價百疋の餘もすべし、

〔近世事物考〕き○ん○か○元結○

髻産地

元結の始りは、延寳頃の書に見えて人の𛁈る事なり、其中にわきて細きをきんか元結といへり、是ははげあたまの老人のつくもなる髮を束ぬる元結なり、きんかは金皮の略語にて、老人頭上はげ光りかゞやけるを、金色の如しとたとへしなり、

〔好色一代女〕老女のかくれ家

なげ島田、かくしむすびの浮。世。も。と。ゆ。ひ。略〇下

〔大上﨟御名之事〕一いれもとひ、ともに五ところゆふなり、いれもとひの次、一そくほどおきて、水。ひ。き。に。て。ゆ。ふ。な。り。又その下、一そくおきて、水引にてゆふなり、水ひきのぶん二ところなり、いづれも一そくといへども、いれもとひと、水ひきのあひは、すこしひろく見ゆるやう成べし、さて又、其下を三ぞくほどひきさきにてゆふ也、若き人は水ひきのところを、一ところゆふ也、以上四ところなり、廿八の春より五ところゆふ也といへども、たゞわかきときより四所ゆふ也、

〔國花萬葉記山城一上〕金銀木竹土石

髻結、これを業にする事、京洛には古になし、近年江戸髻結のきよらなるにならひで、京師にもこれを營す、寛文の比にはじまりて許多の業となれり、

〔國花萬葉記武藏七下〕古今名物部類

髻結根本江戸ニ初ル、今世京都大阪ニテ專ヲ爲レ之、

〔春雨草三〕今日は、久庵老人案内にて出る、略〇中大和大路の繩手を通りし時、名物とて元結をもとむ、老人申に、寛文の末までは、此堤の下の畠に元結の𛁈ごき場ありて、堤上にて女が賣りしに、今は元結の名物とて、諸國に𛁈られたりと申さる、一把六錢づゝにてもとむ、

〔嬉遊笑覽容儀一下〕類柑子に其角が茅場町の栖の隣なる閑地にて、車を𛁈かけ、元結をこく事をいひて、文七といふ者、元結こく處に成ぬるなり、

髻宮

〔曇花院殿装束抄〕一くろたなのをき物の事〇中略二ちうめにすみあかもとゆひのはこ、わきのちうに御はぐろみのはこ、わたし木くれなゐのうすやうにつゝみて、下のちうに、やは〳〵のかみ、うへにぶむちむ置べし、

〔婚入記〕よめ入の條々

一もとゆいばこ、是も手ばこのごとく、ほそくしたる物なり、さしもといの入なり、

〔女郎花物語中〕くろ棚には、もとゆひのはこに、すみあか水ひき箱、わたし、御はぐろばこなど、よのつねのさまなるべし、

髻商

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人

髻結屋　淺布長坂　堺町よし町其外

髻雜載

〔雅亮装束抄三〕御もとゞりをとること

御くしのはこのふたに、かみをしきて、もとゆひ、御くし二三枚、かうがい、かばさみをいれたり、とることつねのごとし、たゞし御もとゆひをのごふことは、まづかみをすこしやりて、ほそくたゝみて、びんぎならんかけがねのつぼにひきとほして、はなづらのやうにむすびて、それより御もとゆひをひきとほして、すゑをとりあはせて、ひろきかみを、たゝうがみのやうにみつにたゝみて、わなのところを、御もとゆひ、ふたすぢがなかにいれて、ひきのべてのごひて、御もとゆひのなかのほどをぞ、もとつけたる、はなづらのやうなるかみに、きし〳〵とすりのごふやうに、うらうへのすゑをとりてすべし、御くしのはこのふたをきて、御もとゆひのすゑを六七寸ばかりををきて、ひだりの手してとりて、さりげなくて、ながきかたを、右の手して、ひだりのひぢのほどにおしあてゝとりて、そこをきとひねりてをきて、そこよりもとまきのはじめをば□しそめて、いつからまき、おほくてなゝからまきにすぎず、もとまきおほかれば、もとゞりのとくぬくるな

り、又ひぢにあてねば、六七寸のほどよりながきかたを、くしのはこのふたの二方にひきあつることも有べし、うちの御もとゞりとることも、おなじことなり、ふさのゆひやうかはるなり、ふさをふたつにわけて、こもとゆひふたつして、べち〳〵にふたつにゆふなり、そのゆひやうは、うらうへながら、かたかぎにゆふなり、そのかぎのてをひだりみぎにむすべば、ひだりのは、めのこむすびにせよ、それがよきなり、もとゞりをとることは、ならふによるまじ、てんせいのてきゝによるべし、

〔連阿不足口傳抄〕一髻取次第スルスツケ捻紙三五七九之間凡半ナルベシ

〔法體裝束抄〕一兒のかみのゆひやうの事

もとゆひうすやう、又はくたんしなり、もとゆひの左をあげてみじかく、右をさげてながくする也、もとゆひ左はうつむき、右はあをのく也、さてかみのすそは左のわきへとるなり、かみのしなによりて、中をかみひねりにて、一所二所ゆふなり、髮のゆひやうは、をしのはがたつねのごとし、宮など御童體の時、かやうにゆひたてまつるなり、

〔源平盛衰記三十一〕維盛惜妻子遺事

此北方〇平維盛妻ト申ハ、故中御門大納言成親卿ノ御女也、〇中略乳母子ニ兵衛佐ト云女房一人ゾ免レテ候ケル、是ニ付テモ世ノ憂キ事ヲ思ツヾケ給ケルニヤ、イツモ引カヅキ、泣ヨリ外ノ事ゾナキ、サテモ或時髻ヲヒロゲテ何トヤラン書付テ、又如元ニ引結捨給ヘリ、兵衛佐是ヲ取テヒラキ見ニ、一首ノ歌也、

結ビテシ心ノ深キモトユヒニ契シスヱノホドケモヤセン、ト書スサミ給ヘリ、

〔好色一代男二〕女は思はくの外

小鹽山の名木も、落花狼藉、今一入と惜まるゝ、けんぼうといふ男達、其比は捕手居合はやりて、世

白粉名稱

の風俗も糸鬢にしてくりさげ、二筋懸の髻、上髭殘して、袖下九寸に足らず、〈○下略〉

〔賤のをだ卷〕一義大夫節は、有德〈○德川吉宗〉の御代より流行出しといへり、されば豐後ぶしの流弊、次第に淫風に移りて、遊士俗人の風俗あらぬものに成行て、髮も文金風とて、わげの腰を突立、元結多く卷て、卷鬢とて、鬢の毛を下より上へかきあげ、月代のきはにて卷こみてゆひたり、

〔我衣〕寶永ヨリ油元結ノ見世多ク出タリ、元祿前ヨリ元結引有トイヘドモ、買人稀ナルユヘ多クハナシ、

〔倭名類聚抄〈十四容飾具〉〕白粉　開元式云、白粉卅斤、〈○俗云波布邇〉

〔箋注倭名類聚抄〈六容飾具〉〕白粉　按陶弘景注本草粉錫云、即今化鉛所作胡粉也、輔仁訓爲波布邇、則知波布邇即胡粉、釋名胡粉、胡、餬也、脂和以塗面也者是也、然詳榮花物語所言、波布邇、賤女傅面者、非上等之品、未知謂鉛粉爲志呂岐毛能、與波布邇同異如何也、又按波布邇、蓋白粉土之義、然開元式白粉、不得的知粉錫、或是米粉亦未可知也、

〔釋名〈四首飾〉〕胡粉、胡、餬也、脂和以塗面也、

〔伊呂波字類抄〈波雜物〉〕白粉〈ハフニ容飾具〉　粉錫〈揚玄操音〉　解錫　胡粉〈出陶景注〉　流丹白膏〈出丹口決、已上ハフニ、見本草也、〉

〔榮花物語〈十九御裳着〉〕あやしきさましたる女ども、くろかいねりきせて、はうにと云物ぬりつけて、かづらせさせて、かささゝせてあしだはかせたり、

〔倭名類聚抄〈十四容飾具〉〕粉　文選好色賦云、著粉則太白、〈○和名之路岐毛能〉

〔箋注倭名類聚抄〈六容飾具〉〕粉　急就篇注、粉謂鉛粉及米粉、皆以傅面取光潔也、典藥寮式、供御白粉料糯米一石五斗、粟一石、然則西土皇國古皆傅面以米粉可知也、所謂之路岐毛能即是、然後世無著米粉之事、唯有鉛粉、故之路岐毛能轉爲鉛粉之名、今俗謂鉛粉爲於之呂以是也、但源君所擧之粉、古之米粉、抑後世之鉛粉、未得其詳、

〔段注說文解字七上米〕粉、所以傅面者也、(中略)小徐曰、古傅面亦用米粉、故齊民要術有傅面粉英、按鉛賈氏說、粉英僅堪妝摩身體耳、傅人面者、固胡粉也、許所云、傅面者、凡外曰面、周禮傳於餌餈之上者是也、引伸爲凡細末之偁、

〔釋名四首飾〕粉、分也、研米使分散也、

〔中華古今注中〕粉

自三代以鉛爲粉、秦穆公女弄玉有容德、感僊人簫史、爲燒水銀作粉與塗、亦名飛雲丹、傳以簫曲終而同上昇、

〔類聚名義抄七米〕粉音忿　シロキ物　白粉ハフニ

〔新猿樂記〕第一本妻者、齡既六十、而紅顏漸衰、〇中略戀慕之淚、洗面上粉、愁歎之炎、焦肝中朱、〇中略施粉似狐面、著經猶猨尻、

〔東雅八器用〕粉讀て、シロキモノといひ、又白粉の字を出して、讀みてハフニといふ、ハフニとは、白粉の字の音の轉せし也、(シロキモノとは、今俗にオシロイといふ是也、白粉の字、萬葉集にはシフニと讀みたり、古語にニといひしは、丹色をのみいひしにはあらず、白色をもニといふなり、ニとは、彩色をいひし也、ハフニとは、今俗にはオシロイといふもの即是也、)

〔倭訓栞中編二十波〕はふに　和名抄に白粉をよめり、はふは白粉の音、には丹の義なるべし、すべて彩色をにといふなりと、

〔安齋隨筆前編二〕一はふに、〇中略貞丈云、はふには白粉也、俗にいふおしろい也、

〔枕草子九〕からぎぬに、おしろいものゝうつりて、まだらにならんかし、

〔榮花物語十六本の雫〕かほには、べに、おしろいものを、つけたらんやうなり、

〔運步色葉集遠〕白物(ヲシロイ)　白粉(ヲシロイ)

〔娵入記〕よめ入の條々

一手ばこの中に、小ばこ四つあり、その内に入物、一にはおしろい、一にはたうのつち、〇下略

〔嬉遊笑覽(一下容儀)〕しろきものといふべきを、おしろいといふは、女のもてあつかふ故に、おもじをそへ下を略するなり、

〔雅言集覽(三十三於)〕おしろい　ふるくは、しろいものといへり、

〔大和本草(三金玉土石)〕鉛粉　又定粉、水粉、胡粉トモ云、今國俗唐ノ土ト云、婦人ノ面ニヌルモノ也、

白粉初見

〔日本書紀(十四雄略)〕七年、是歲吉備上道臣田狹侍於殿側、盛稱稚媛於朋友曰、天下麗人莫若吾婦、(中略)鉛(イロ)華(セフ)弗(クロハズ)御(カモゾフルコトナシ)、蘭澤無加、

〔日本書紀通證(十九雄略)〕鉛華弗御、蘭澤無加、(二句出文選洛神賦、曹作芳、註鉛華乃粉也、芳澤香油也、志雅堂雜鈔曰、鉛今之水銀膩粉也)

〔日本書紀(三十持統)〕六年閏五月戊戌、賜沙門觀成、絁十五匹、綿卅屯、布五十端、美其所造鉛粉、

〔釋日本紀(十五述義)〕鉛粉

說文曰、傅面者、臣鍇按、周禮饋食有粉、餈米粉也、(中略)漬粉爲之也、又紅染之爲紅粉、燒鉛爲粉、始自夏桀也、

〔事物紀原(三冠冕首飾)〕鉛粉

墨子曰、禹作粉、張華博物志曰、紂燒鉛作粉、謂之胡粉、續事始曰、鉛粉、卽紂所造也、

白粉製法

〔延喜式(三十七典藥)〕造供御白粉料

糯米一石五斗、粟一石、(中請內侍)帛袷帒十六口、料帛二疋、(御井中宮料)曝白粉帛帷四條、料帛二疋、絹篩四條、(五別尺)調布二端、(帷四條料、條別二丈)、縫絲三兩、上紙卅張、明櫃四合、水麻笥四口、(受五斗已上)杓三柄、簀二枚、長席二張、(女醫座)由加四口、酒槽二隻、中取二脚、(已上三種、臨請替)、共作女醫十四人、人別日飯一升、鹽一勺、滓醬一合、酒三合、並限卅日給、

〔和漢三才圖會(二十五容飾具)〕白粉(をしろい)　粉錫　鉛粉　鉛華　定粉　胡粉　光粉　官粉　和名之路岐毛能

本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失色、古人名鉛爲黑錫、故名粉錫、

韶州者爲韶粉、辰州者爲辰粉之類有數名、墨子云、禹造粉、博物志云、紂燒鉛錫作粉、則粉之來亦遠矣、造法略不同、蓋巧者時出新意、以速化爲利故爾、其一曰、每鉛百斤、鎔化削成薄片、卷作筒、安木甑內、甑下甑中各安醋一瓶、外以鹽泥固濟、紙封甑縫、風爐安火、四兩養一七、便掃入水缸內、依舊封養、次次如此鉛盡爲度、不盡者留炒作黃丹、每粉一斤入豆粉二兩、蛤粉四兩、水內攪勻澄去清水、用細灰按成溝紙隔數層、置粉于上、將乾截成瓦定形、待乾收起、

相感志云、韶粉蒸之不白、以蘿蔔甕子蒸之則白、人服食白粉、則大便色黑者、此乃還其質也、味辛氣寒無毒、

按鉛粉(俗云御白)又名唐土、持統天皇六年勸成始造鉛粉、而未甚精矣、慶長元和之比、泉州堺商賈錢屋宗安習方於大明人始造之、炭屋小西等相繼、而大坂及京師盛行、其法略如時珍之說、而今制甚容易良方也、故贅記之、鉛鎔化成薄片、卷作筒、安木甑內、其下釜內盛醋、外以土泥固濟、四隅穿各一小孔、如乾速則塞孔、乾遲則開孔、當竈內之孔也、風爐安火蒸之、白霜升滿甑天、細灰盛掃取、次次如此鉛盡爲度、其白粉水飛再三、別用瓦器、紙布隔數層、置粉於上待乾收取也、如加入豆粉蛤粉之方、甚不佳、或有加入蜂蜜亦不可也、唯鉛與醋外無他耳、近世本朝之白粉甚勝、故華人亦買去、

對馬鉛爲上、潔白且有光艶、唐鉛次之、性柔爲粉潔白、然少光艶、豊後鉛爲下、性堅、

如誤錫鉛襍者、不能成白粉也、雖有粉錫之號不可惑、白粉與雌黃同和、則成萌黃色、(畫具用之)本草所謂二物相惡失色者、實然也、

〔嶺外代答 七金石〕鉛粉

西融州有鉛坑、鉛質極美、桂人用以制粉、澄之以桂水之清、故桂粉聲天下、桂粉舊皆僧房罨造、僧無不富、邪僻之行多矣、厥後經略司專其利、歲得息錢二萬緡、以資經費、群僧乃往衡嶽造粉、而以下價售之、亦名桂粉、雖其色不若桂、然桂以故發賣少遲、

白粉種類

〔人倫訓蒙圖彙 六〕白粉師　おしろいは、鉛をむして水飛するなり、

〔都風俗化粧傳 中化粧〕白粉を製傳

生白粉の製法は、鉛を酢にてむし、水に晒し、かためしもの也、輕粉鉛をやきかへしものと云或は白粉の木にて作るといふはあやまり也、

生白粉を製て、これを三段にわかつ、極細末の宜きを生白粉といふ、其次を舞臺香といふ、芝居役者のつかふおしろいなり其次をとうの土といふ、安き白粉也、

調合おしろいを流し白粉と云、これを丁子香、蘭の露、菊の露、袖の香なんど銘をつくれど、みなおなじ流し白粉にて、名のかはりたる計のもの也、上々の白粉の製やうは、生白粉也、上々白粉を製には、生白粉に、ほだ等分に合せ、ゑまりを少し入るゝなり、中の白粉は、生おしろいとぢんくずと等分に合せて、ゑまりを少し入たるもの也、白粉に香具をあわせ、香あるものにあらず、みな付たる香ひなり、香ひある白粉をよしと思ふはあやまり也、

〔都風俗化粧傳 中化粧〕粉おしろいの傳

流し白粉をよく細にし、絹にてこしふるひてつかふべし、早くする仕様は、此粉を絹につゝみ、ふるひ通してつかふべし、

粉おしろいは、肌白粉、面化粧したる上へつかふ等、其外途中にて化粧をなをす時に用ゆべし、

〔本朝世事談綺 二器用〕白粉

慶長元和のころ、泉州堺鏡屋宗安と云もの、大明の人に習ひ、はじめて造る、又小西白粉は、堺の薬種屋小西清兵衛、小西攝津守父也、大明に入て習得たる所の法也、小西和泉大目此裔といへり、近世本朝の白粉甚勝れたり、よつて異國人是を買去る、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕粉に二種あり、故に和名抄にも粉と白粉と並べあげたり、本草和名に粉錫、和名巴

布爾とあり、粉錫は今京。おしろい。と呼て、婦人の顔に塗るものなり、左からば粉は水銀粉にて、今はらやとも、伊勢おしろいとも呼ぶもの是なり、もしは物異なれども、はらやといふ名は、巴布爾を訛り呼べるにや知べからず、孔志約が唐新本草の序を作りて、鉛錫無辨とは、陶弘景が非を斥したる辭なり、弘景だにさる事あり、ましてこゝには、誤稱もあるべきなり、

〔重修本草綱目啓蒙四金〕粉錫　京オシロヒ
一名白膏（西陽雑俎）　流丹白膏（同上）　流丹（石藥爾雅）　丹地黄（同上）　鉛英（事物異名）　塗坯（同上）　粉心（同上）　五花直（同上）
杭粉（外科正宗、杭州者上品、）　朝粉（天工開物）
一名胡粉、京オシロヒノコト也、鉛ヲ薄ク片ニシ、錯ニテ蒸シテ採ル、數度蒸シトレバ鉛漸々ニ減ズ、畫家ニ用ルゴフンハ蛤粉也、胡粉ニ非ズ混ズベカラズ、又チヤンヌリノ白色ナルハ、京オシロヒヲ入ル、茶碗ノ白藥ニハ、豐後玖珠郡ノ白土ヲ用ユ、燒テ白色變ゼズ、モシ京オシロヒヲ用ユレバ、燒テ赤クナル、何ントナレバ、燒ケバ丹ニナルユヘナリ、〇中略
增、和俗單ニ白粉ト呼テ、婦人面色ヲ粧モノナリ、

〔雍州府志七土產〕白粉　凡製白粉者、入水銀於釜燒之、故其本家謂釜本、所々雖有之、不及洛陽之製、故稱京白粉、其中袖岡越中某所燒爲洛陽第一、禁裏院中女子專用之、

〔日本書紀通證三十五持統〕水銀粉、和名波良夜、俗云伊勢於志呂伊、出勢州射和、爲精品、

〔胸算用一〕伊勢海老は春の紅葉
毎年大夫殿から御拂箱に、鰹節一連、はらや一箱、〇下略

〔春色梅兒譽美七〕十四齣
仙女香といふおしろいを手に
もちしふり袖しんぞう　青楳　青　女娘とふちよつと來な、十才ばかりの禿、　禿　なんざいます
エトきたる　青　アノおめへ、この白粉をやるから、毎日顔へすりこみな、そうすると、此おしろい

は能藥がはいつてゐるから、顏のこまかい腫物が治るよ、○下略

〔和漢三才圖會 二十五 容飾具〕白粉(をしろい)○中略

一種草。實。有。白。粉、用塗婦人面、似鉛粉、

〔和漢三才圖會 九十四 濕草〕白粉草(をしろいくさ) 於之呂以乃木

按白粉草、春生、苗冬枯、高二三尺叢生、○中略 紅花中出紅蘂、細如絲、萼本結子、灰黑色、皺如胡椒、而中滿白粉、採之塗婦人面、光澤優於鉛粉、俗呼曰白粉草、

〔樂屋雜談 上〕是もむかしはさるものゝ日々の催促

こゝも流れの道頓堀、樋のうへを南へ高津新地といへるは、江南の芝居もの、たいがいのあつまり所といへど、中より下、のやくしや、おゝくは此ほとりに住居なせり、○中略 自分が旅あるきに持てゆく取おきの鏡だい、柳ごりにおしろいとき、あらい粉の筒、はつちりのおしろいに、兎の足のまゆはき、日本よくのかけはじめといふべき六寸のかゞみをとりそろへて渡しておけば、○下略

〔都風俗化粧傳 中 化粧〕白粉をする傳

化粧をするには、まづ白粉をとく事を第一とすべし、いかほど手際よく化粧するとも、白粉のときやう荒ければ、化粧して後白粉浮て、粉のふきたるが如く、あらけてのびがたく、光澤を失ひて見苦しきものなれば、白粉をとくことを專一とすべし、 おしろいのときやう、此部の上にあり、 扨化粧をするには、ときたる白粉を額に少しつけて、是を指先にて支づかにまはし〳〵てむらなくのばし、夫より又白粉を手にとりて、兩眉の上のかたより眉の間につけ、又支づかにむらなく延し、夫よりだん〳〵顏につけてはのばし〳〵、兩の頰、鼻の上より鼻の兩わき、口の上下左右、耳の後、耳、首筋、咽と一所づゝ白粉を付、指先にてそろ〳〵と廻してよく延すべし、

耳へ白粉をする傳

顏に白粉したる後、手に付たる白粉にて、兩耳をよく〳〵すりこむべし、耳の白粉はうすきがよし、目立ざるやうにすべし、

首筋へ白粉をする傳

首筋へ白粉をするは、面よりは化粧を少し濃くぬるべし、まづ下へ油をぬり、其上へ白粉をぬるなり、かくのごとくする時は、白粉よくのびて、久しくはげる事なく奇麗に見ゆるなり、

〔都風俗化粧傳中化粧〕白粉をとく水の傳

白粉をとく水は、寒の中に雪をとりて壺に入、よく封じて置ば、雪消て清潔水となる、夏にいたり、此水にて白粉を解ば、よく光澤を出し色を白ふして、汗疹を治し、諸の顏の腫物を生ずる事なし、

白粉產地

〔毛吹草三〕山城　白粉　松尾白粉合土

〔人倫訓蒙圖彙六〕白粉師　京、伊勢、堺等にあり、主領して國名を付なり、

〔諸國名物往來〕諸國名物盡

山城　白粉　和泉　白粉　伊勢　白粉

施粉具

〔女重寶記五女用器財〕粉臺　輕粉皿

〔香取宮遷宮用途記〕一御裝束二具內

女體一具〇中略

御帖紙一帖、紅薄樣納、白物少々、〇中略

御油壺三口、一口油綿、一口白物、一口丁子、

〔女諸禮集三〕嫁入の次第　路次中の次第

一十一番の長持、〇中略おしろいばこ、おしろいとき、

〔婚禮道具諸器形寸法書地〕白粉モミ　長六寸二分、巾四寸三分、

〔都風俗化粧傳 中化粧〕黒き顔に白粉をする傳幷はきこみおしろいの傳

化粧の仕様は、化粧をせんとする前、額の上、髪の生際、首筋のはへぎわ、耳のうしろの生際へ、粉おしろいを、かわきたる刷毛にてとくとこすりつけ置、○下略

〔毛吹草 三〕攝津 眉作(マユツクリ)

〔女重寶記 五女筆用集字づくし〕眉拂(まゆはき)

〔雍州府志 七土産〕眉作(マユツクリ) 或稱眉掃、五寸許竹管兩頭挾白兎毛、其末點白粉而粧面顏、其狀如筆頭之亂、良賤婦人以是點白末粉粧面、○中略古仁和寺門前有造童形侍兒眉掃之家、依之世專謂仁和寺眉作、於今處々製之、

〔婚禮道具諸器形寸法書 坤〕

大眉箒○圖略、下同、	大長五寸五分	毛ノ長
中同	中長四寸七分	上一寸程、下九分ホド、
小同	小長四寸三分	
大上臈	大長三寸七分	同
小上臈	小長三寸二分	上下トモ四分
大小卯毛	大長三寸三分 小長三寸二分	同上九分、下五分、
白ハッシ	長三寸	同同斷
黒ハッシ	長三寸	同、上五分、同、下四分、

〔都風俗化粧傳 中化粧〕白粉をする傳

額、頰、鼻なんど、初より付をきて、それを延さんとするが故に、○中略白粉の乾きかたまりて延がたく、光澤を失ひ落付ぬものなり、只一所づゝ、指に付て段々と延し、よく白粉の行わたりたる時、眉(まゆ)

刷毛に水を少し付て、輕くつかふこと、ていねいに幾たびも刷べし、如此すれば、白粉よくのびて、光澤を出すもの也、兎角眉作のつかひやう數すくなければ、白粉うきてよろしからず、

〔諢話浮世風呂三編下〕おいへ そしておめへ、夫ばかりぢやァねへはな、顔の白粉と生際の白粉と、襟の白粉とは、別々に有ての、眉掃も三本入るとさ、おかべ ヲヤ大騷らしい、私らは眉掃さへ遣ねへものをや、

〔娵入記〕よめ入の條々
一おしろいのはこ、是もてばこのごとくなり、おしろいを入て、つねにとり出しをくなり、

〔婚禮道具諸器形寸法書地〕白粉宮　太サ徑二寸一分、高一寸七分、蓋高七分五リン、甲ノ肉二分半、身覆輪トモニ九分半、〇下略

〔落窪物語四〕北のかたいとよくしたる扇二十、螺すりたる櫛、まき繪の箱に白粉入て、こゝの人のかたらひけるして、かたみにみたまへとてとらす、

〔榮花物語八初花〕御前に扇おほく候中に、蓬萊つくりたるを、はこのふたにひろげて、日かげをめぐりて、まろめおきて、そのなかにらてんしたるくしどもを入て、しろひ物などさべいさまにいれなして、おほやけざまにかほしらぬ人して、中納言の君の御つぼねより右京の君のおまへにといはせて、さしをかせつれば、〇下略

〔榮花物語十一蕾の花〕かくて中宮〇三條后藤原妍子も、たゞにおはしまさねば出させ給て、〇中略つち御門殿にはわたらせ給に、宮の御をくり物になにわざをしてまいらせんとおぼしけるに、〇中略女房のなかには、おほいなるひわりごをして、しろい物たき物などをぞ入て出し給へりける、

〔明月記〕寛喜二年正月十五日戊寅、後聞行幸被儲置物、〇中略蒔繪御草子箱入白物具、蒔繪御硯筥置之、

〔七十一番歌合上〕十四番　をしろいものうり

百氣も、なからけも、いくらもめせ、いかほどよき御をしろいか候ぞ、

〔元治改正京羽津根三〕諸職諸商賣

白粉所　麩屋丁松原下　木田千賀㢒

〔京羽二重大全三〕諸職名匠

白粉所　烏丸通夷川上ル町　井上長門掾　四條東洞院東江入町　井上　今出川寺町西江入二丁目　井上豊後掾　御幸町五條上ル町　延澤や光英　堺町通蛸薬師下ル町　延澤や良徳　烏丸通夷川上ル町　岡田主水　西洞院椹木町上ル町　御用松吉義質　三條通東洞院東江入　谷安映　五條橋通寺町西江入町　井上清次　東洞院丸太町下ル町　杉谷薩摩

〔江戸鹿子六〕諸職名匠諸商人

白粉屋　通銀町　大戸近江守　芝源助町　小松近江守　石町十間棚　藤原正重

〔江戸總鹿子六〕諸職名匠諸商人

白粉屋　通銀町　大戸近江守　芝源助町　小松近江守　石町十間棚　藤原正重

〔國花萬葉記山城一上〕諸職名匠

白粉所　上村河內車や町夷川上　越前大目同さはら木丁下　越中大目同さはら木町下　神田山城富小路姉小路上　足立和泉寺町姉小路西　豐後大目塔ノ段びしや門下　鶴や伊勢寺町四條上　鶴や隼人寺町姉小路上　鶴や越後同姉小路上　鶴や信濃同下御靈前　藤や越後同下御靈町　岸畑大和中立沽ちゑ光院　近江大目新町四條下　井上長門烏丸夷川上　加賀田和泉寺町押小路下　長崎や播磨寺町二條上　壷や九兵衛武者小路梅や町

〔骨董集上編上〕粉の看板

元祿の比、おしろいの看板に白黛をゑがきたる事あり、左にあらはす圖〇圖略の如し、按にこれしろきものといふはんじ物なるべし、

〔嬉遊笑覽附錄十二〕婦人のかほなり善きを凸といふ、此故に昔より白粉の看板に箔を凸の形に造れり、漢土にも、元曲西樓記に、淨扮醜妓上云々、眼大眉粗面又凹、とあり、

〔雅筵醉狂集雜六〕題しらず

おしろいの看板とする凸に凹しらぬ下駄屋文盲

〔枕草子一〕七日〇正月は、〇中略白馬見んとて、里人はくるまきよげにしたてゝ、見にゆく、〇中略見るはいとせばきほどにて、とねりがかほのきぬもあらはれ、しろきものゝゆきつかぬところは、まことにくろき庭に、雪のむらぎえたる心ちしていと見ぐるし、

〔本朝無題詩二人倫〕傀儡子　中原廣俊

傀儡子徒無禮儀、其中多女被人知、〇中略賣色丹州容忘醜、(丹波國傀儡女、容白恐貌醜、故云、)得名赤坂口多髭、(參河國赤坂傀儡女中、有多口髭之者、號口髭君、故云、)施朱傳粉偏求媚、徽嬖聾祈神與祇、

〔明月記〕建曆三年十一月十二日、今日風流櫛等構出、送之按察、火桶、押。鏡。以錦爲之、以白物爲之、〇下略

〔增鏡五內野の雪〕十二月〇寬元二年一日は、石淸水のやしろに行幸あり、〇中略別當通成いみじうきらめかれたり、けさうしたまへるをぞ、わかき人なれども、ひゐの別當、しろきものつくることやあるなど、ふるきひとうちさゝめきけるとかや、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年〇文應元年三月廿八日乙未、和泉前司行方持參御息所御服月充注文於御所、將軍家〇宗尊親王覽之、

正月分〇中略　御。白。粉。

紅粉名稱

〔七十一番歌合上〕十四番　右　しろいものうり
秋寒み雲も殘らぬ月かげは霜とみるまでしろい物哉〇中略
戀すとや人のみる覽おしろいのきはつくまでに流す涙を
〔本朝町人鑑一〕古帳よりは十八人口
素貌でさへ白きに、御所白粉を寒の水にてときて二百へんも摺付け、手足に杮の水を付てたしなみ、〇下略
〔大和本草陸蟲十四〕金龜子タマムシ　死タルヲ、婦人白粉ノ器中ニ入ヲク、
〔毛吹草二〕白粉おしろい　水かね　玉虫　貝の玉
〔嬉遊笑覽一下容儀〕玉虫を白粉の中に貯ふること、〇中略江戸枝折、椰の葉に今玉むしのうしろ向、また眞珠をはらやに雜て置けば、其珠分身して數多くなるとて、兒女のすることなり、懷子俳諧集十白粉箱のふたの明くれ、いつの間にふんじにけらし貝の玉、重長
〔倭名類聚抄十四容飾具〕經粉　釋名云、經粉、和名閉邇經、赤也、染使赤、所以著頰也、今按經卽頳字也、
〔釋名四首飾〕經粉、經、赤也、染粉使赤、以著頰上也、
〔箋注倭名類聚抄六容飾具〕經粉　按閉邇、見源氏物語常夏卷、榮花物語本雫卷、御裳著卷、皆謂以燕脂和粉著之顏面、好色賦施朱則太赤者卽是、今俗所謂桃色於之呂伊是也、今俗直以燕脂爲倍爾、與古異、〇中略崔豹古今注、燕支中國人謂之紅藍、以染粉爲面色、謂爲燕支粉、是卽釋名所謂經粉可證、此引無粉字者非是、
〔中華古今注中〕燕脂
蓋起自紂、以紅藍花汁凝作燕脂、以燕國所生故曰燕脂、塗之作桃紅粧、
〔事物紀原三冠冕首飾〕燕脂

古今注曰、燕脂草出西方、葉似薊、花似茜、土人以染粉爲婦人面色、故名燕脂、後人劾之、以紅花染絳爲之、非彼草染者也、秦宮中悉紅粧當是、其物自秦始也、一曰燕支續事始云、

〔伊呂波字類抄 雜物部〕經粉 ヘニ、經即頳字、釋名、經赤也、　赤點 同、見世俗諺文、

〔下學集 彩色下〕經粉 ベニ 又云臙脂也

〔運歩色葉集 遍〕經粉 ベニ　紅彩　臙脂

〔東雅 器用八〕倭名鈔容飾具に、經粉讀みてベニといふ義詳ならす、倭名鈔に釋名を引て、經赤也、(中略)さらば、べとは邊也、ニとは赤色也、兩頰及脣爪甲の邊を染めて赤からしむるの謂也、

〔倭訓栞 前編二十七 倍〕べに　臙脂をいふ、延丹の義也、紅花をのべたる丹也といへり、

〔和漢三才圖會 容飾具 二十五〕經粉 ベニ 同頳　[illegible]赦　燕脂　和名閉邇

本綱云、其始起自紂、以紅花汁凝作之、調脂飾女面、本産燕地、故名燕脂、

〔釋名 首飾 四〕以丹注面曰勺、勺、灼也、此本天子諸侯羣妾當以次進御、其有月事者、止而不御、重以口說、故注此於面、灼然爲識、女史見之、則不書其名於第錄也、

〔橘庵漫筆 二編 二〕紅藍液を燕脂と云は久しき名なり、殷の妲己、燕の紅花、天下に冠たるを聞て、用ひて脂となす、これによつて燕脂といふ、清土の昔も、紅花は北方の物よろしきにや、本朝羽州最上、山形米澤などの產尤よし、唯紅花は北國宜しき歟、

紅粉初見

〔日本書紀 神代 二〕一書曰、〇中略火折尊歸來具遵神敎、乃至兄〇火酢芹命鉤之日、弟〇火折尊居濱而嘯之、時迅風忽起、兄則溺苦無由可生、便遙請弟曰、汝久居海原、必有善術、願以救之、若活我者、吾生兒八十連屬、不離汝之垣邊、當爲俳優之民也、於是弟嘯已停、而風亦還息、故兄知弟德、欲自伏辜、而弟有慍色、不與共言、於是兄著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、〇下略

〔釋日本紀 述義 八〕赭　東宮切韻曰、赤土也、

紅粉製法

〔後漢書東夷列傳八十五〕倭在韓東南大海中、〇中略女人被髮屈紒、衣如單被、貫頭而著之、並以丹朱坋身、説文曰、坋、塵也、音蒲頓反、如中國之用粉也、〇又見魏志倭人傳

〔史記匈奴列傳一百十〕匈奴單于曰頭曼、〇中略有所愛閼氏、索隱曰、閼氏舊音曷氏、匈奴皇后號也、習鑿齒與燕王書云、山下有紅藍、足下先知不、北方人採取其花染緋黃、採取其上英鮮者作煙脂、婦人採將用爲顏色、吾少時再三過見煙脂、今日始視紅藍、後當足致其種、匈奴名妻作閼氏、今可音煙支、想足下先亦不作此讀漢書也、

〔和漢三才圖會濕草九十四〕紅花べにのはな　紅藍花黃藍、俗云久禮奈伊、呉藍之略言、クレノアイ

本綱、紅藍花、漢張騫始得種於西域、今處處有之、人家場圃所種、二月八月十二月皆可以下種、雨後布子于熱地、如種麻法、初生嫩葉、苗亦可食、其葉如小薊葉、至五月開花、如大薊花而紅色、花下作梂彙多刺、花出梂上、人晨乘露采花、采已復出、至盡而罷、梂中結實、白顆如小豆大、其花暴乾搗熟、以水淘、布袋絞去黃汁、又搗以酸粟米泔清又淘、又絞袋去汁、以青蒿覆一宿、晒乾或捏成薄餅、陰乾收之、以染布帛爲眞紅、又作燕脂可飾婦人面色、〇中略

按紅花、俗傳云、申日下種能茂盛、羽州最上、及山形之產爲良、伊賀筑後次之、豫州今治、及攝播二州之產又次之、最上紅餅大如錢、西國紅餅圓徑三四寸許、染工家用二三日漫水、能碎盛布袋、去黃汁五七次、以所去黃汁爲絹布下染之用、五六日正紅能漫後盛布袋、入早稻藁灰汁少許、絞則眞紅悉出、和米醋用染著于太布、謂之赐布、乾收用時、和灰汁少許絞出則悉脫出、承器更放梅醋少許、即濃紅凍成、俗云加太部仁臘月製者最佳、以刷毛塗磁器、貯之爲婦人飾唇之用、或染絹布、色甚鮮明、謂之寒紅、大優于燕脂、

紅粉種類

〔嬉遊笑覽容儀一下〕本草を考るに、燕脂に四種あり、時珍云、一種以紅藍花汁染胡粉而成、蘇鶚演義、所謂燕脂云々、出西方、中國謂之紅藍、以染粉爲婦人面色者也、また同條附方に、坏子燕脂とある是なり、經粉はこれなるべし、然らば今いふかたべにに胡粉を雜へたるものなり、胡粉とは、粉錫の一名にて、京おしろいなり、畫家に用るとは異なり、

〔重修本草綱目啓蒙 十濕草〕燕脂　ベニ　カタベニ　ウツシベニ（茶盌ニウツシタルモノ）
一名眞紅（函史）　紫臙（名物法言）　桃花粧（事物異名）　戈可速（同上）　紫臙脂（小兒直訣）　桃花粉（通雅）　茜焉
支　絪脂　烟脂　胭脂　烟支　臙脂（共ニ同上）　燕支（北戸録）
灰汁ト醋トヲ用テ、紅花ヲシボリテ、紅色ヲトリ乾シタルヲ、カ。タ。ベ。ニ。ト云、是方書ニ謂ユル乾燕脂ナリ、ソノ青光アルハ青稻灰汁ヲ用ルナリ、ツ。ヤ。ベ。ニ。ト云僞ルモノハ醋ヲ多ク入テ、ソノ量ヲ重クス、ツヤベニヲ用テ布帛ヲ染ム、小椀中ニツケタルヲウ。ツ。シ。ベ。ニ。ト云、唐山ノ製ハ異ナリ、天工開物ニ詳ナリ、又ベニヲ綿ニ染メタルヲ綿燕脂ト云、又燕脂ニ粉ヲ雜ヘ、銀朱ノ如クシタルヲ坯子燕脂（附方）ト云、燕脂坯子（竹嶼附方）方書ニ眞坯ト云ヘリ、又今別ニ和名ニエ。ン。ジ。ト呼ブモノ藥舖ニアリ、深紫色ニシテ土塊ノ如シ、（中略）

〔七十一番歌合 中〕卅三番　右　紅粉解
心さへ人のけはひにみゆる哉さ。に。つ。ら。べ。に。の移りやすさは（中略）
御べにとかせ給へ、か。た。べ。に。も候は、

〔毛吹草 二〕寒。中。紅。粉。（かんのべに）

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕寒のべにを賞する事は、貞德獨吟百韵、障碍をやしはすの月の天狗ども、紅粉に木の葉のちりてまじれる、自注に師走紅粉、木の葉天狗といふ寄合せなり、懷子俳諧集ニ色見えてうつろうものや寒のべに　女（山田）

〔江戸名物狂詩選〕玉屋紅　本町二丁目
朱旗搖影本町風、認得暖簾玉屋中、世上人人貴寒製、買來猪口幾杯紅、

〔東都歲時記 四十一月〕寒の入　寒中丑の日、丑。紅。と號て、女子紅を求む、

〔女重寶記 一〕女けしやうの卷

一白粉（略○中）白粉にかぎらず、紅なども頰さき、口びる、爪さきにぬる事、うす〴〵と有べし、こくあかきはいやしく、茶屋のかゝにたとへたり、

〔事物紀原（三冠冕首飾）〕粧靨

近世婦人粧、喜作粉靨、如月形、如錢樣、又或以朱若燕脂點者、唐人亦尚之、段成式酉陽雜俎曰、如射月者謂之黃星靨、靨鈿之名、蓋自吳孫和誤傷鄧夫人頰、醫以白獺髓合膏、琥珀太多、痕不滅、有赤點、更益其姸、諸嬖欲要寵者、皆以丹青點頰、此其始也、又云、大曆（○唐代宗年號）已前、士大夫妻多妬者、婢妾少不如意則印面、故有月點錢、苟如此則固非嘉事也、宋武宮中、學壽陽落梅粧、此其遺意也、

〔源氏物語（二十六常夏）〕べにといふもの、いとあからかにつけて、かみけづりつくろひたまへる、

〔榮花物語（十九御裳著）〕はぐろめ、くろらかにつけて、べにあかうけさうせさせて、つゝけたてたり、

〔安齋隨筆（後編二）〕べに　古より顏とくちびるにべに付る事は女の粧也、享保年中までは、女のかほには、ゝべにとて、櫻色によそほふ事にてありしに、京などはしらず、江戸にては、元文年中の頃より顏にべに付る事やみたり、是は遊女のまねなりとぞ、遊女はべに付る事はなきよしなり、近世はよき人の姬君なども下々の風俗うつりたり、下々のものは、遊女又は歌舞妓のみの風俗をまなぶことになりくだれり、唐の國にも粉脂といふ事あり、粉といふはおしろいの事、脂といふはべにの事也、近年生れたる女子などは、顏に付ぬ物也と思ふ也、

〔嬉遊笑覽（一下容儀）〕べには、和漢ともに古へ面の色を粧ふ具にして、今の如く唇に塗ることはなかりしと見ゆ、さればこそ粉をくわへたんなれ、

〔譚話浮世風呂（三編下）〕おいへ目のふちへ紅を付るのも、一體は役者から出た事らしい、おかべあれも大かたはさうだらうが、昔からする人が有から、あの方はまアゆるしもせうよ、しかし目のふちへ紅をつけた人は、老（としよつ）て目のふちが黑くなるッサ、

點頰

〔諸家奥女中袖鏡〕身持たしなみやうの事

一紅粉は白粉と共に粧ふものなり、凶時の時、おしろいを粧ふ事ありとも、紅粉は付ぬ物なり、

〔后宮名目〕入輿の眉

粉體用薄紅脂（おしろいすがたにうすべに）

〔女用訓蒙圖彙三〕髮の事

ほうさきに紅をつくるは、櫻の花ぶさにたとへたり、花のしろき底に、ほの〲と赤色のあるにもあらず、なきにもあらぬやうにすべきなり、然るを紅つけたるとめにたつは、無下に心おとりせらるゝ也、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕近く享保頃までも、頰紅とて、紅と白粉と交て頰にぬれり、白粉ばかり粧ふは、遊女のことなりとかや、

〔守武千句〕霜何第八

いとゞだに顏のあかかる人なれや

ほゝさきのみかべにさへもうし

〔用捨箱中〕椿頰燕脂

今の少女、何にもあれ、花のちりたるを取て、頰あるひは額へ唾にて押、戯れをする事あり、是は頰紅をつけし頃、そのまなびをなしたるが、頰紅廢れて後も、童あそびに殘りしにて、茄子の皮を口に含て、鐵漿をつけたるまなびをする類なり、

著唇

〔嬉遊笑覽一下容儀〕近頃は、紅を濃くして唇を青く光らせなどするは何事ぞ、青き唇はなきものを、本色を失なへり、それゆゑ時勢粧を畫く者、女の唇を草の汁にて塗り、濃彩には綠青して彩りぬ、周の時に有りしといふ、黃眉墨粧あやしむべからず、

〔釋名四首飾〕脣脂、以丹作之、象脣赤也、

〔女用訓蒙圖彙三〕髮の事

唇は丹花の唇とて花にたとへたり、是もいたく赤きは賤し、ほの〴〵とあるべし、

〔好色一代男三〕木綿布子もかりの世

上方のはすは女と思しき者、十四五人も居間に見えわたりて、其有樣可笑しながに、髮ぐる〴〵卷いて、口紅むさき程塗りて、○下略

〔毛吹草二〕紅粉(べに) 爪(つめ) 脣(くちびる)

〔嬉遊笑覽一下容儀〕爪べにとて、爪の先に紅をさせども、爪を染るがもとなり、剪燈新話、四時詩要染纖纖紅指甲、金盆夜搗鳳仙花、注に女子採花塗指甲、則如著臙脂、この脂甲を染ること癸辛雜識集、そのほか諸書にみゆ、○中略大和本草に、鳳仙花(ツマクレナヰ)、女兒此花と酢漿草(カタバミ)の葉をもみ合せて爪をそむと記せり、筑紫あたりには、其如くする故に、つまくれなゐと名付るなり、女郎花物語に、ふかつめとりたる指の先、そりかへりたるやうなるに、べにいたくさしたるは、むくつけくさへこそ見え侍れ、女鏡慶安三年刻三爪のきりやう、ふか爪好み給ふべからず、べにいかにもうすくさし給ふべし、○中略懷子俳諧集九爪べにをさすは蝦手のもみぢかな、貞春佐夜中山集、べに染の手を血の色にあやしまれ、とりぬる爪もふかきたしなみ、重明

〔近世女風俗考〕頰紅爪紅の事

高貴のうへは去らず、爪紅などする人さゝも及ばず、○中略如此變じきたれるは、天明寛政の頃とおぼし、

〔女用訓蒙圖彙三〕髮の事

爪紅も、けしからず赤きはつたなし、是は降みふらずみなる時雨に染し初楓の葉さきの紅葉し

たるにたとへたるもの也、

〔諸家奥女中袖鑑〕身持たしなみやうの事

一鐵漿を付、歯を染め、爪紅粉(つまべに)をさす事は、歯は骨の餘り、爪は肉の餘りとあり、然れば肌骨を隱すよしにて、○中略爪切たる跡のはだへをかくすために、爪べにをさすなり、

一つま化粧の事、色を深くさすべからず、餘り紅の濃くはゞ廣は化粧にあらず、

〔武邊噺聞書七〕一關が原御陣の時、伊勢國津の城は、富田信濃守信高籠城ス、○中略城主富田信濃守自身本丸の大手へ出、數度鑓を合せ戰故、頬切たる兵○中略討死ス、○中略城中ゟ容顔美麗成若武者、緋威の具足に、中二段黒革にておどしたる半月打たる甲の緒をメ、片かまの手鑓をつ取、富田が前へ出、鑓合、五六人手負せ、猶進て戰、富田かの若武者を不見知、若分部左京が小性かと思ふ、いかに左馬之助あの若武者は京兆の小性かと尋る、左馬助いや、みしり候はず、左京小性にては無之候と云、若武者の內甲をみれば、年の頃廿四五にも成候半、化粧して鐵漿黒、爪臙脂さし候、必定女にて候らむと云、富田はまた敵の込入けるを門外はるかに突出し、引取様にかの若武者の內甲をみれば、○中略富田北の方なり、○中略此北の方は、宇喜田安心の息女とぞ聞へし、

紅粉產地

〔毛吹草三〕山城　堅紅粉(カタベニ)

〔諸國名物往來〕諸國名物盡

山城　紅粉(ベニ)

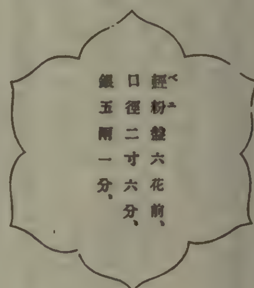
紅粉具

〔類聚名物考調度十〕べにざら　紅藍皿　俗云紅猪口

今案、世の童物語に、紅皿かけざらといふ二人の娘の相競て歌よみしこと有、紅皿は今俗に云ふ紅猪口なり

〔類聚雜要抄四〕手筥一合

第一懸子



納物料銀〈○中略〉　經粉盤〈七兩、打料十疋一斗、〉

〔明月記〕安貞三年三月十七日乙酉、法印寬〈○中略〉行相具題、御前物居机菓子八種、〈○中略〉折敷二面、一居賫、〈べにざら三居○下略〉

〔香取宮遷宮用途記〕一御裝束二具內

女體一具〈○中略〉

御紅粉佐良一口被相逼之

〔七十一番歌合中〕卅三番　左　紅粉解

幾入のべに皿よりも秋の月あか〳〵とこそ澄渡りけれ

〔女諸禮集三〕嫁入の次第　路次中の次第

一十一番の長持、〈○中略〉べにざら、

〔女重寶記五女用器財〕紅粉〈べにちよく〉猪口

紅粉商

〔婚禮道具諸器形寸法書地〕紅猪口箱、總高五寸、五寸四方、中次蓋也、
紅筆、大長三寸二分、小長二寸九分、同上下トモ四分、

〔元治改正京羽津根三〕諸職諸商賣
紅所　烏丸上長者町上　小紅屋和泉掾　室町丸太町上　中村屋善七　椹木町烏丸西
綿屋德兵衞　衣棚下立賣上　松屋傳右衞門　四條ふや町西　猪口紅所紅屋平兵衞

〔江戸繁昌記三篇〕愛宕
遠望谿達、使人魂飛、中略竿頭飄紅、無數星散、臙脂舖招旆也、

紅粉雜載

〔枕草子八〕うつくしきもの
すゞめの子のねずなきするにおどりくる、またべになどつけてすへたれば、おやすゞめの虫などもてきて、くゝむるもいとらうたし、

〔源氏物語六末摘花〕繪などかきて色どり給、中略我源氏もかきそへたまふ、かみいとながき女をかきたまひて、はなにべにをつけてみ給ふに、かたにかきてもみまじきさましたる、わが御かげのきやうだいにうつれるが、いときよらなるをみ給て、手づから此あかばなをかきつけ、にほはしてみ給ふに、かくよきかほだにさてまじれらんは、みぐるしかるべかりけり、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年文應元年三月廿八日乙未、和泉前司行方持參御息所御服月充注文於御所、
將軍家宗尊親王覽之、
正月分中略御緖べニ

〔廻國雜記〕べにが谷をとをりて、化はひ坂を越とて、俳諧、
かほにぬるべにがやつよりうつりきてはやくも越るけはひ坂かな

〔樂屋圖會拾遺下〕立役女形部屋　人ごろし切腹などのせつに、面の色をかゆるは、口紅粉をさゝす、中略口紅粉は、役がらによりて、大きくちいさく作る、すじぐまといふは、矢

ノ模五郎、さるぐまは朝比奈などの作りなり、其數多し、

〔江家次第十七〕御元服

東向厨子中有三層、○中略中層置同螺鈿唐匣、蓋上懸子中置面脂、口脂筥各一口、

面脂 口脂

〔類聚雜要抄二調度〕一被加以前御調度外御物事

口傳 關白相府仰云、○中略有唐匣蓋、上之小筥納面脂、口脂筥等云々、件筥以銀作之、其體有故云々、

〔事物紀原三冠冕首飾〕面脂

廣志曰、面脂、自魏興已來、始有之、

〔釋名四首飾〕脂、砥也、著面、柔滑如砥石也、

化粧水

〔我衣〕伽羅ノ油ハ古來ナシ、寛永ノ末ニ、芝神明前ニセムシ喜左衛門ト云者、花ノ露ト云藥油ヲ製ス、面部ノフキ出物ニヨシ、面ニツヤヲ付ル匂ヒ油ナリ、

〔好色一代男三〕口舌の事ふれ

しぶり皮のむけたる女は、心のまゝ晝寝して、手足もあれず、鼈甲のさし櫛、花の露といふ物も知りて、すこし匂をさすに、親方も見ゆるすぞかし、

〔嬉遊笑覧一下容儀〕花の露と云も藥油にて、面につやを出す者なり、

〔吉原徒然草下〕百十段 二月十五日月あかき夜

しだるき女の顔、花の露にてひからせたる跡先になりて、そばへよりそへば、○下略

〔都風俗化粧傳下身嗜〕花の露の傳

此香藥水は、化粧して後、はけにて少しばかり面へぬれば、光澤を出し、香ひをよくし、きめを細かにし、顔の腫物をいやす、

花の露とりやう

いばらのはな

此花をつみとり、らん引にかくる、かくのごとき器也、〇圖略中に湯を入てわかし、其上へかの花をいれ、其湯氣上の器にたまり、口より露出るを茶碗にうけて取る也、扨此露を除け、

丁子　片腦　白檀

をらん引にかけ、此香具の香ひをとり、いばらの花の露に少し入て用ゆる也、

らん引を用ひずして花の露をとるには

藥鑵に水を入、上の蓋をあをのけにして、其眞中の高き所へ花をのせ、大きなる茶わんを其上へふせをき、炭火にかけ、藥鑵の水、湯となりて花を蒸がゆへ、花の露、上の茶碗にたまり、又したゝり落て藥鑵の緣へ流れ落るを取也、ふたの茶碗の上へ別の茶碗に水を入のせをくべし、〇圖略

〔譚話浮世風呂三編上〕●ハイ只今は二丁目の式亭で賣ます、〇延壽丹 ▲エ、何かネ、このごろはやる江戸の水とやら、白粉のよくのる藥を出す內でございませう、●ハイさやうでございます、私どもの娘なども、江戸の水がよいと申て、化粧の度につけますのさ、なる程ネ顏のでき物などもなほりまして、白粉のうつりが奇麗でようございます、▲私どものりんが田舍育だけに、根から白粉がのりませんが、成ほどよくのります、嫁などもつけますがネ、翌の朝、顏を洗た跡で、ちよいと紙で拭ますと、薄化粧でもいたしたやうに、きのふの白粉が出るさうでございます、種々な調法な事が出來ますよネエ、

〔江戸名物狂詩選〕三馬江戸水。本町二丁目

近年三馬大流行、德利往來店不違、賣出繁昌江戸水、粧成八百八町娘、

松本蘭香水。住吉町

賣出一方蘭香水、鬢付鉛粉製尤芳、家名松本紋銀杏、看板彫成岩戸香、

髮油種類

澤

〔本草綱目啓蒙二十四菜〕絲瓜　ヘチマ　ナガウリ薩州　トウリ信州〇中略　ヘチマノ水ハ、蔓ノ本地ヨリ一二尺ニ切リ、瓶中ニ插ミ入置バ、多ク水出、甚淸白ナリ、俗ニ美人水ト云、

〔甲子夜話七〕油ト謂モノモ、以前ハ硬キ棒油ト云計ニテ伽羅ノ油、クコノ油、スキ油、ギン出ト云類ハ、皆予〇松浦淸ガ幼少ノトキハ無リシ、

〔倭名類聚抄十四容飾具〕澤　釋名云、人髮恒枯悴、以此令濡澤也、俗用脂䣱二字、阿布良和太

〔箋注倭名類聚抄六容飾具〕澤　急就篇注、膏澤者、雜聚取衆芳、以膏煎之、乃用塗髮使潤澤也、卽此物、

〔類聚名義抄五水〕澤音宅　アフラワタ

〔伊呂波字類抄安雜物〕澤アフラワタ　粉、人髮恒枯悴、以此令濡澤也、　脂綿同俗用之アフラワタ

〔歷世女裝考四〕水油の古名

今も市中に男の髮結といふ者、壺めく物に䣱をいれ、水油をひたしてつかふ、此千年以前にありける澤なり、

〔雅亮裝束抄二〕みづらをゆふこと

まづときぐしにて、ちごのかみをときまはして、ひらかうがいにて、わけめのすぢよりおなじ〇項也をわけくだして、まづ右のかみをかみねりしてゆひて、左のかみをよくけづりて、あぶらわたつけ、なでなどして、もとゞりをとるやうにけづりよせて、〇下略

〔殿曆〕康和五年十二月九日甲寅、今日威德殿上、〇中略結髮、〇註略髮具ハ打亂筥ニ敷檀紙置也、付髮、紫糸フツツカニヨリタル三筋、油坏、油綿を入、

〔今物語〕待賢門院の堀川、上西門院の兵衞、をとゝいなりけり、夜ふかくなるまでさうしをみけるに、ともし火のつきたりけるに、あぶらわたをさしたりければ、よにかうばしくにほひけるを、堀

川、

ともし火はたきものにこそ似たりけれ、といひたりければ、兵衛とりもあへず、ちやうじがしらの香やにほふらん、とつけたりける、いとおもしろかりけり、

〔倭訓栞前編二阿〕あぶらわた　今物語に油綿と見えたるは、寒夜の節會などに、丁子の油を綿にひたし、面及手などに塗らるゝをいへり、

〔古今著聞集十六興言利口〕後鳥羽院の御とき、性親があしげといふあがり馬ありけり、たまるものすくなかりける中に、左もつけの武景、かみをおほくとりぐしてのりけれ共猶おちけり、それによりて、かみをみじかくきりて、あぶらわたをぬられたりければ、たけかげいよ〳〵たまらざりけり、それよりぞ武景をば、善知識の府生とは人いひける、

〔香取宮遷宮用途記〕一御裝束二具内

一女體一具略○中

御油壺三口、一口油綿、略○下

猪油

〔日本靈異記中〕行基大德放天眼視女人頭塗猪油而呵嘖緣第廿九

故京元興寺之村、嚴備法會、奉請行基大德、七日說法、于是道俗皆集聞法、聽衆之中、有一女人、髮塗猪油、居中聞法、大德見之嘖言、我甚臭哉、彼頭蒙血、女遠引棄、女大耻出罷、凡夫肉眼是油色、聖人明眼是視宍血、於日本國、是化身聖也、隱身之聖矣、○又見今昔物語

〔古老口實傳〕一猪油所用事、古老禁制之、

五味子

〔重修本草綱目啓蒙十四蔓草〕五味子略○中

南北ノ異アリ、略○中南五味子ハ、サネカヅラ、一名ビンツケカヅラ、筑前トロヽカヅラ石見ビナンセキ伊州ビジンソウ犬坂ビナンカヅラ讃州クツパ勢州フノリ土州フノリカ

ヅラ日州　オホスケカヅラ筑前　ビランジキ江州　山野共ニ多シ〇中略
增〇中略又南五味子ノ莖ヲ切テ水ニ浸ス時ハ粘汁出ヅ、コレヲ以テ束髮ノ用ニ供スレバ、膩垢ノ患ナク且ツ髮ヲ長ズ、

〔倭名類聚抄二十葛類〕五味　蘇敬本草注云、五味和名作加豆良　皮肉甘酸、核中辛苦、都有鹹味、故名五味也、

〔物類稱呼三草木〕五味さねかづら　大坂にてびじんさうといふ、東國にてびなんかづらといふ、出雲にてとろゝかづらと云、伊勢白子にてくつばと云、土佐にてふのりかづらといふ、又さねかづらの實、則藥物の五味子也、相州底倉邊にて五九の伊と云、

〔和漢三才圖會二十支體〕髮
今婦女梳髮以五味蔓浸水粘液塗之、則髮出艶而靭焉、

〔鹽尻一〕五味葛をもて、今の男女盛に髮をかたむ、是も中世よりせし事とぞみえたる、頃日は三州某の谷、びなんかつらを取つくしけるとぞ、京師難波東都はさら也、所々の都會、および田舍の末末まで、婦人是を用ひざるはなしとかや、是も一時の妖艸といふべきにや、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕五味子、髮を結ふに、びなんかづらとて、南五味子の莖を水に漬し、そのねばり汁を用ゆ、〇中略色芝居草子に、髮はそほろの時より、丁子油、山吹ねり、さねかづらは干あがりて、から蛐蜒のはふたやうに、きら〳〵して見苦しきと紙漉のとろゝをつかはせ云々、〇中略かくいへりしも廢れて、今は久しく成ぬれど、近頃まで、油店の看板に、かづらの束ねたるを置たりしが、それもいつか皆うせて、唯兩替町なる下村の店にのみ、もとの儘におしろいの看板の上にのせて有り、そのあるじに尋ねければ、今も稀には、これを求めにくるもの有とぞ、

〔歷世女裝考四〕さねかづら
近世にいたりては、五味子さねかづら藤のやうに蔓のものの也をみぢかく切て、筒に水を入れて刺浸おけば粘汁出るを、

今のぎん出しといふ油をつかふやうに用ひたるは、びん付油いできても、八十年前まではありける事、其比の書にあまた見へたり、此五味子を一名美軟石ともいへり、〇中略又びなんかづらともいへり、俳書二た車、正保三年板、雑舟撰、春風に岸の柳のあらひ髪、付びなんかづらは乳母が歳玉、〇中略今の女中は、びん付の外に、すき油、ぎん出しの重寶あれば、五味葛の名は、百人一首に知るのみならん、享保十一年、不角撰、百人染、一名俳諧百人一首とて、百人一首の句をたちいれたる句集の中に、三條右口臣を、花はいざ野郎帽子もさねかづら、是もさねかづらのはやりし一證とすべし、

〔甲子夜話七〕今ノ鬢ツケ油ト云モノモ、幼少ノ頃ハナク、蔓ヲビナン葛、所謂五味子ナリ水ニ漬シ、其汁ニテ結タリ、コノコト貴人計ニモナク、部屋方婢迄皆然リ、因貴上ニテ蔓堅鬢水入トテ有テ、蔓堅ニハ五味子ノ莖ヲ截テ立テ、鬢水入ニハ水ヲイレ、莖ヲ漬シテ櫛ヲ納レ、コレニテ髪ヲ梳ルナリ、

〔北條五代記五〕關東昔侍形義異様なる事

諸侍の形義異様に候ひし、〇中略鬢の毛のあひだをぬきすかし、皮肉の見ゆる程にして、髪をばびなんせきにて、びんを高くつけあげ給へり、

〔狂言記一〕ゑぼしおり

大名いそげ、やい藤六、ゑぼしはまづおりにやつたか、ゑてゑぼしかみなどゝいふ物は、ゆひつけぬ者は、ゑいはぬといふが、なにとゑた物であらふぞ、〇中略藤六いやその御事で御ざりますか、此筒の中に、びなんせきが御ざりまする、所でおまへのおつむりへつけねばいはれませぬ、大名ふん、ゑらなんだ、さあ〱きてぬれ、〇下略

〔好色一代男三〕戀の捨銀

そも〱京は清く、少女の時より麗はしきを、貌は湯氣に蒸立て、〇中略髪はさねかづらの雫に梳きなし、身は洗粉絶えさず、〇下略

胡麻油　菜種油

〔近世女風俗考〕髮の油の事

儉約問答安永元年八十二歳、上其流老人筆記曰、略 古は唐苧とて、細き苧縄にて髮を結ふ、能人の女子は胡麻白絞等の油にて髮を結、下々の女子は、菜種の油にて髮を結ふ、

胡桃油

〔女重寶記一〕女けしやうの巻

一髮の油は、くるみの油を御つけ候べし、色くろく、しなよく、にほひ高からずしてよし、そのほかの油しな〳〵あれども、いづれもよろしからず、匂ひあしき油を付たる女は、おとりせらるゝもの也、

〔女鏡秘傳書上之下〕かみにあぶらをつくる事

あぶらをつくるに、つねのごまの油をつけ侍れば、殿によりてきらひ給ふものなり、くるみのあぶらをとりてつけ給ふべし、だい一くろくなり、にほひせぬものなり、

伽羅油

〔貞丈雜記八調度〕一きやらの油、すき油、びん付などと云物古はなし、古は水油を付て髮をすきて、ふのりを付て髮をゆひしと也、

〔近世女風俗考〕髮の油の事

伽羅の油といふは、透油の本にて、今の鬢付油は、透油の變せし物也、たゞし百三十年前、鬢附油といへるは伽羅の油の事なり、

〔近世女風俗考〕鬢の事

寶永の始元祿の末より、吹鬢と云名、諸書にみへたり、○註略 また此頃より伽羅の油を多く塗りて光澤を出せし故、縮子鬢といへる名も多く見へたり、

髮の油の事

新智惠の海享保甲辰印本中之巻に曰 匂伽羅の油の秘法、唐蠟八兩、松脂三兩、甘菘二兩、丁子七分、白檀一兩、茴香四分、肉桂三兩

靑木香三分まんていか〇猪の油と胡麻の油加減してよく煎じつめ、きぬ袋にて漉し、麝香龍腦三分合煉云々、

〔女日用大全上〕伽羅油の方の事

大白唐蠟十兩胡麻油、冬は壹合五勺、夏は壹合、丁子、壹兩白檀、壹兩山梔子、二匁甘松、壹兩右四いろのくすりをあぶらにいれ、火をゆるくしてねる、二日めに蠟をけづりていれ、火をつよくして、くろいろになるほどにねりつむる、こげくさくなるとも、湯せんのとき、そのにほひはのくなり、よくいろつきたるときあげてさまし、龍腦貳匁麝香三匁いれてよく〳〵まぜあはす

〔落穗集十〕以前御當地諸賣買物の事

伽羅の油之義、七八十年以前迄は、前髮立の兒小姓抔之義は格別、其外上下共に、年若き男の鬢に油抔をぬり付候と有之は、なまぬるき樣に致し、ゝとなり、其時代には、もみ上ゲの頰鬢と申義は時花、尤侍の中にも有之なれ共、先は步行若黨小者中間のたぐひにあまた有之候が、其輩は蠟燭のながれを油にときゆるめ、松やになどを加へて伽羅の油と名付用ひ申す如く有之也、其節も伽羅の油入用に候へば、藥種屋へ申遣し調へる如く有之たる事故、今時の如くなる伽羅の油店抔と申ては、終に見かけ不申也、

〔本朝世事談綺二器用〕伽羅油

正保慶安のころ、京室町髭の久吉賣はじむ、其後三條の市宇賀縄手の五十嵐これを製す、江戸にては、芝の大好庵、春虫喜右衛門などはじめなり、其以前は胡摩の油に、白檀丁子等を浸して、匂ひ油と稱す、おくれ髮を付るは、玄及（さねかづら）草を以す、

〔本朝世事談綺正誤一〕伽羅油

按るに春虫喜左衛門といへる油見世、芝に今もつてあり、今見せにあるところの大鼓の看板、

以前はのき先にありと見ゆ、

〔我衣〕伽羅ノ油ハ古來ナシ、○中略大坂落城ノ時、木村長門守重成、河內若江口ニテ討死ス、必死トキハメ、首ジツケンノハレニセント、伽羅ヲ胡麻ノ油ニテ煎ジ髮ニスキコム、家康公其必死ト極メタルヲ感ジ井伊掃部頭內安藤長三郎木村ヲ討タマヒテ、御褒美ノ御詞アル、此事諸書ニ少シノ違ヒアリ、是伽羅ノ油ノ始ナルベシ、

寬文年中、日本橋室町一丁目ヘ若衆方中村數馬、伽羅油ノ見世ヲ出ス、少シ前ニ糀町ヘ谷島主水トイヘル女方、油見世ヲ出ス、是油ミセノ元祖ナルベシ、淺草虎ヤ一之進ハ又少シ其後ナリ、其比武士ハ油ヲ付レドモ、町人百姓ハ油元結ヲ不用、依之遠方ニテモ曾テ事欠ズ、用ノ序ニ油ヲ求メニ來ル、正德迄ハ蛤貝ニ一兩入、二兩入、三兩入、曲物五兩入、

中村數馬

上油一兩ニ付代廿二文　極上白匂油一兩代三十六文　極上々黑匂油一兩代四十文

右之通ニテ賣ニ、甚買人多シ、勿論蠟ハ下直ナルユヘ、至極吟味致シ、香具ヲ入、以梅花棟ユヘ直段甚高直ナリ、寶永年中ヨリ髮結床ニテ晒蠟計ノ油ヲツカフナリ、十五兩ニ付百二三十錢ナリ、長クシテ紙ニ包、正德ヨリ世上蛤貝ヲ不用、皆々包紙ニナル、油モ麁相ナリ、四兩五兩トイヘ、價四十錢、或ハ五十文、或ハ百文ニ十四兩ニ賣ナリ、

〔昔々物語〕一昔と大に替りたるは、伽羅の油、きざみたばこ夥敷賣なり、○中略むかしは伽羅の油御旗本に一生少も附ざる人多し、付る人も鬢のはへさがり、又は月代たて、、未だ毛の延ざる人少しづゝ付し、女抔は一向不附、依之伽羅の油賣所、湯島天神に一ケ所、明神に鮨やとて一ケ所、芝にせむしとて一ケ所、麴町に一ケ所、牛込に笹やとて一ケ所、江戸中に六ケ所ならでは賣所なし、便にあつらへ、或は京都へ誂へ抔して調、貝も今の如くにははなし、少き目藥貝程の貝に入て賣、付る

人も、一貝を一ヶ年に付るも有、二年三年に付るも有、夫をさへ伽羅の油付る人をば笑ひそしる、去により前髮の若衆は多く附る分にて、大形一貝を二ヶ月程に付切、或人の子息十五六歲の若衆、一ヶ月に一貝付切とて取沙汰せし程なり、油を多く付て髮の結やう見事成は、油のかげ成べしと笑ふ故、多く付る人なかりし、今は大き成貝に一ッを二三度に付切故、伽羅油賣所多し、女中猶以付る、

〔翁草五〕伽羅の油、昔は藥種屋にて商ひ、男の髮ばかりに少しつけ、女はさねかづらといふ物にて、日に〳〵梳けるゆゑ、臭氣もいでず、奇麗なりしに、四五十年〇元文頃以來、男女ともに頻りに油を用ひ、元結も以前は貴賤とも紙縷にてすましけるを、今の風俗になるにしたがひ、油元結の店も、次第次第に出來たり、

〔歷世女裝考四〕塗髻膏の沿革

おのれ〇岩瀨百樹が茶友に、藥店の隱居宗香とて、天保元年に行年八十七歲の翁にて、頗好事もありけるゆゑ、藥種屋にて伽羅の油を賣りしといふよしきゝつたへありやと問ければ、翁いはく、吾家は悴にて四代藥種屋なり、吾父は寶永二年の生れにて、七十七にて、天明元年に沒せり、吾若年の比、父が語りしは、今伽羅の油とて一ッの家業となりしが、元來は我が店にても賣たる物なりときく、其はじめは、或武家の中間、松脂と地蠟とを度々買ひにこられしゆゑ、なにの藥につかひ玉ふと尋ければ、これをとらかして、部屋のものらがびん付油につかふのなりといひしが、そののち匂ひをすこしいれて、伽羅の油と名付、藥種屋仲間に賣るものありしゆゑ、わがみせにてもうりたるに、よくもうれざりしよし、そののち香具屋にて上製の油をうりはじめ、藥種屋のはすたりたりと父がはなしなり、藥種屋にてうりし物なるゆゑ、一兩目二兩目の名あり、今其名の殘りしは、兩替町の下村ばかり也と、宗香かたりしは、天保元年の事なりき、亡兄醒齋翁所藏せられ

鬢付油

し、正保年中、下村が店のびなんかつらの引札(半紙一枚)今にあり、目標も名も今にかはらず、めでたき舊家ゆゑ、兩目の名も殘りしならん、店前におしろい凸のかんばんありて、そのうへにびなんかつらのたばねたるをのせおくをみて、むかしをしのびしが、今はみえず、

〔世間娘氣質〕男を尻に敷金の威光娘

いにしへは女のきやらの油をつくるといふは、遊女の外稀なる事成りしを、今は娘の子の臍のあとまでに、伽羅の油をぬる事にして、毎朝頭に五兩入の曲物一ッづゝ、はんまいの外に入目と算用せねば、うつかりと女房はもたれぬ浮世ぞかし、

〔嬉遊笑覽(一下容儀)〕賢女心化粧といふ草子に、姑六十年以前の事を定規にして、嫁のかみゆふをみるに、伽羅の油を付らるゝがあれば、武家がたの中間奴などが、髭にてぞ付る物なるに、女のあたまに付るとは、あんまりけうとい事なり、

〔近世女風俗考〕伽羅の油と鬢付油の同物なる證は、渡世商軍談(刻梓の年號を欠、案ずるに享保元文の頃か、八文字自笑作、)甚九郞、京にて聞はつり置たる、蠟をさらす事をふと思ひ出し、家戸の灯挑にとりつきし蠟燭の流れを取て、こゝろみに調物(あはせもの)をして曝し見るに、白く唐蠟の如くなれり、サア銀まふけは極りぬと、夫々江戸を廻り、蠟燭の流れ買出し、是を晒て伽羅の油に思ひつき、堺町近くに店をかり、白梅香白煉といふ伽羅の油を仕出してより、御屋敷がたを始め、町中から買に集り、わづか二年たゝぬ間に千兩といふ金をため、諸方へ出店を出し、手廣くするにしたがひ、日々繁昌して、伽羅甚といふ名を取り、是が鬢付でなければ買はぬやうにはやりし故、(とあり、伽羅油と鬢付をひとつにいへるを以て、同物なるをしられたり、)

〔嬉遊笑覽(一下容儀)〕びんつけといふは、上にいへる伽羅油なり、故に是も下村などの油の紙袋には、今もきやらの油と記したり、箕山が色道大鑑、(延寶六年の序あり)びんつけは、花露、伽羅油を用ゆ、(かたきもやはらかきも、なべて鬢付といふ、すき油などの名はなし、)油は松脂煉は鬢枯てあしゝ、蠟ねりをよしとす、又鬢を梳る事を云處に、油

は木の實を第一とす、梅花これにつぐといへり、

〔女重寶記 一〕女けしやうの卷

一髮のゆいやうの事、○中略 びんのはへさがりは切そろへたるは古風なり、生したて、びん付にてかきあげたるよし、○下略

〔老人養草 四〕形體保養之說

髮を梳るに、水を付てけづるべからず、おほくは虱を生ず、本邦近來男女のかみに油をつけて梳り、蠟油鬢付をいふなりを用ひて束ぬるによりて、頭に虱を生ずる事なし、老人によりて、夫はたゞ世間榮耀風流の伊達男のすることなどゝいひて、水にて梳りて虱を生る類まゝおほし、よく可心得事なり、

〔塵塚談 上〕髮附油頭髮へ附る多少の事、我等○小川顯道二十歲頃は、若男は堅き油を多くつけて結たり、其後は水髮といふて、油を少し附てゆひ、近歲は多くもなく、少しにもあらず附たり、この頃は卑賤の者には、油を少しも附ず、誠の水髮に成しも多し、

〔歷世女裝考 四〕貞享年中女の頭に飾物十六品

貞享五年京板□□盛衰記三卷今の女、むかしなかつた事どもを仕出して、身をたしなむ物の道具數々なり、首筋より上ばかりに入用の物十六品あり、まづ髮の油鬢付、もゝいき髮に、髮の油と、びん付を二ツにかぞへしは、此ころ髮の油といふは、みな水油のみなりしゆゑ、びん付を別とす、

〔嬉遊笑覽 一下 容儀〕婦人首飾、昔は首飾なし、○中略 賢女心化粧に、姑六十年以前の事を延享よりなれば、貞享頃に當る、定規にして、むかしも今も同じやうに思はれ、嫁の髮みるに、○中略 凡そ首筋より上ばかりに入る物廿一二品もあり、かりそめに出るにも身拵に隙なき事思はれける、先髮の油、びん付、ぎん出し、○下略

〔續近世畸人傳二〕松岡恕庵

恕庵松岡氏、〇中略ある日奴僕を呼びて、蠟燭の屑をえり出して、是は某、これは誰に取らせよとわかち、すこしかたちあるを皆殘し置れけるを、かたはらの人、今奴に蠟燭の屑を給ひしは、何事に候やと問、先生鬢つけの爲也と答へらる、

〔製油錄下〕白志ぼり油の事

往古ハ木の實の油にて、鬢附をねり貝に入て賣しよし、それも都會の事にて、諸國にては鬢葛といへるものをとりて水に浸し置ば、其水ねばりたるものとなる、多く是を付て、紙のこよりにて髮をゆひ、田家にては藁をもて結たるよし、傳承りぬ、其時は櫨實と云ものなく、漆の實より榨たる蠟を用し也、寶曆の頃より櫨實を採、漆實同樣の生蠟とする事を覺しより、種子油の白絞を日に晒し、櫨蠟の晒たるに交へ、今のごとき鬢付とする事とはなりぬ、明和安永の頃、菜種子油の早晒を泉州堺に於て仕始しより、浪華にうつり、今は世間一統早。晒。の。油而已を用ふる事となりけり、又當世髮にぬる梅。花。油。も、此晒あぶらに匂ひをつけたるものなり、この晒し油、梅花油ともに大坂製を極上品とする事なれば、諸國にても大坂製を用ひ給へかし、

すき油

〔歷世女裝考四〕塗髮膏の沿革

すき油も古くありし物とみえて、元祿十二年板、初音草噺大鏡、はやる物をいひたてる所に、荻野澤の丞がすき油、女形なり〇中略俳諧菊枕、寶永二年板湯あがりの縮に匂ふすき油、付綱の魚とてかね親の文、

油壺

〔類聚名物考調度十〕油壺　あぶらつぼ

〔雅亮裝束抄二〕わらは殿上のこと

あぶらつぼにあぶらわたいれて、〇下略

〔今昔物語 三十一〕大和國箸墓本緣語第卅四

今昔□□天皇ト申ケル帝一人ノ娘御ケリ、〇中略此娘未ダ娶給フ事モ无キ間ニ、誰トモ不知ヌ人ノ極ク氣高キ、娘ノ御許ニ忍テ來テ云ク、〇中略我レハ此ノ近キ邊ニ侍ル也、我ガ體ヲ見ムト思サバ、明日其ノ持給ヘル櫛ノ箱ノ中ニ有ル油壺ノ中ヲ見給ヘ、〇中略其ノ後、女櫛ノ箱開テ油壺ノ中ヲ見給フニ、壺ノ内ニ動ク者アリ、〇下略

〔明月記〕天福元年七月十六日戊申、未斜自賢家宅小兒來、〇中略郎令乘車、例小兒相具物等皆具之〇中略懸子一入油壺等、

〔娵入記〕よめ入の條々

一あぶらつぼは、みのつぼがよく、みのつぼは、みの、國より出るものなり、

〔婚禮道具諸器形寸法書 地〕油壺　高五寸、口徑二寸一分、蓋厚サ三分五リン、

油壺箱　高六寸、巾五寸三分、

油筒

〔婚禮道具諸器形寸法書 地〕油筒一對　上下ノトコロヱ金物ヲトリ、後ロノ方ニ鋲ヲ打、紅ノ緒ヲ附ル也、緒ワナニシテカクル也、口徑二寸三分、又二寸二分、長一尺二寸、

〔嬉遊笑覽 一下容儀〕古へは、綿に香油を漬し置て用ゆるのみなり、後には是を竹筒に貯へけるにや、宗鑑山崎にて竹の油筒を作りて售しとかや、望一千句、竹の筒ふりふられぬる中はうし髮の油に泪たりそふ、

油桶

〔女重寶記 五女用器財〕油桶(あぶらをけ)

〔婚禮道具諸器形寸法書 地〕油桶一對　高二寸四分、徑九分五リン、

油柄杓　徑五分、高五分、柄二寸一分、

髮油鋪

〔我衣〕寶永ヨリ、油元結ノ見世多ク出タリ、

〔寬天見聞記〕菊井、松本、澤村、よし屋、皆古き髮油見世なり、

髮油雜載

〔江戸總鹿子六〕諸職名匠諸商人

伽羅油屋　神明前　大好庵　門前町　林喜左衞門　宇田川町　同法喜　ばくろ町

傳兵衞　同所　伊兵衞

〔國花萬葉記武藏七下〕江府名匠諸職商人

伽羅油屋　大好庵神明前　林法喜宇田川丁　同喜左衞門神明門前丁　傳兵衞ばくろ丁

伊兵衞同所

〔改正元治京羽津根三〕諸職諸商賣

伽羅油所　四條柳馬場東　下村山城

〔江戸名物狂詩選〕下村山城油　本兩替町

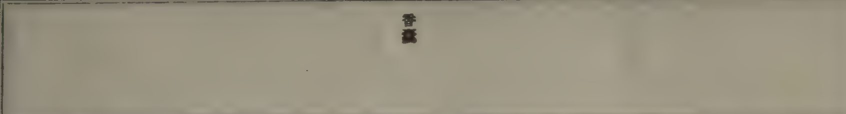
三都無類山城製、貴賤珍重六十州、貯得道中經幾日、不融不替一番油

〔嬉遊笑覽一下容儀〕鹽尻に、今男女盛に五味子を用ひて髮をかたむ、○中略かくいへりしも廢れて今は久しく成ぬれど、近頃まで油店の看板に、かづらの束ねたるを置たりしが、それもいつか皆うせて、唯兩替町なる下村の店にのみ、もとの儘におしろいの看板の上にのせて有り、そのあるじに尋ねければ、今も稀にはこれを求めにくるもの有とぞ、

〔屠龍工隨筆〕中古までは鬢附なく、髮をゆふには、膠鯉煎とて鯉をせんじて、にかはに玄たるものをぬり付たりといへど、鯉を煎じたるものなれば、さこそなまぐさかりぬべし、つれ〲草に、鯉を喰ふ日は、鬢そゝげずともいひ、にかはにも作るといふ二事を合せて、好事の者の言出せる說にや、

〔諸家奥女中袖鏡〕身持たしなみやうの事

一老たるも若きも、身持をたしなみ候事、女たる心得なり、○中略髮に油を付るにも、さのみぬれぬ



香嚢

れとなく付るなり、

〔初音草噺大鑑二〕千早振神の油

貧のぬすみに戀の歌とかや、其躰いやしからぬ浪人、四方髮なるが、紙子に朱鞘の大小をさし、北野の天神の内陣にて、むたいに散錢を取て懷ろへ入る、社僧どもこれは狠藉なりとてとらへければ、いや〳〵さわぎたまふな、自分は、玄らじぼり伽羅之進といふものなりと、なを〳〵ねちこめば、何にもせよ狠藉者なりとひしととらへ、別當へつれゆき、かやう〳〵といふ、別當聞いて、其方名は何と云、宿もとはいづくと詮議しければ、拙子儀は、油の小路邊に罷ある白玄ぼり伽羅之進と申すものなりといふ、其儀ならば苦しうない、許してやれといはる、社僧ども聞て、これは合點參らぬ御下知なり、白絞伽羅之進なれば、盗をしても許し申すべきやといへば、別當いや〳〵これはどふでも、かみのあぶらじやといはれた、

〔倭名類聚抄十二香名〕香嚢　唐韻云、幃(音圍、又許歸反)香嚢也、

〔雍州府志六土産〕香具(中略)○　一種有香嚢、或謂匂袋、於其方也、有花世界兵部卿等之名、是亦麁末之香劑、各有輕重多少之差別、各量之而滾合之、共盛絹嚢而嚢左右著緒繫頂懷其袋、故元稱掛香、今多無其儀、徒納之諸懷、是謂匂袋、倭俗匂字代香字而用之、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕香嚢は丸く銀にて作り、紐を付、鈎(カギ)にてつる物也、(中略)○身に香嚢を懸ることは、古へ薰衣香を專ら用ひたれば、かけ香には及ばざるか、後世匂ひの玉などいふ物ありてかけ香とす、

〔用捨箱中〕誰袖　花袋

誰袖は匂ひ袋なり、紐をつけて二ツ連ね、今袂落しといふ物の如くして持し故に、古畫の誰袖に紐のつかざるはなし、是はもと、色よりも香こそあはれとおもほゆれ誰袖ふれし宿の梅ぞも、といふ古今集の歌にて名づけしなれば、楊枝さしとなりては名義聞えず、昔はおほく香具賣も持來、見

世店にても賣たるなり、誰袖を匂ひ袋なりしといふ證くさ〲あり、其三ツ四ツを記す、老婆物語寛文四年印本下御靈の條に、矢田の地藏の前をのぼりに、そこら見世棚ながむれば、かざりたてたる小間物の品々、いと愛らしくいたいけしたる印籠巾着、針、さし櫛、かうがい、誰袖ふれしにほひの具には、梅花しやう云云、又卜養狂歌集に、犬の誰袖につなをくはへて引ところをかいたるゑに、天和二年の寫本より抄出、印本とは小異あり、かをりぬるにほひもふかしたが袖とひけども君は犬のつらにく、同集に、又若き香具屋まゐりて、色々の香具を出しける、中略伽羅、たが袖、花の露、匂ひ袋などありといひければ云云、女重寶記元祿五年印本匂袋誰袖匂玉香包とあり、○中略又香のかをり一名白菊物語、元祿八年刻に、梅花黑方などのたき物、麝香、龍腦の誰袖云云、又寶の市と題する樂山點の前句附、桂木といふ者の句に、梅が香に誰袖捨る霜の朝といふ元祿十六年吟あり、匂ひ袋なる事よく聞ゆ、是によりて思ふに、今婦女子の細工物といふは、大方香嚢なるべし、まづ貝張(かひはり)は香貝(ほかひがひ)歟、年中定例記室町家の舊記正月十一日の條、御所々々への御みやげは、こぎ板、こぎのこ、匂貝已下――樣へも同前とあり、羽子板、羽根、貝張といふ程の事と聞ゆ、匂貝の事は是より古くもあらんか、貝張といふ物近き草紙にもおほく見えず、

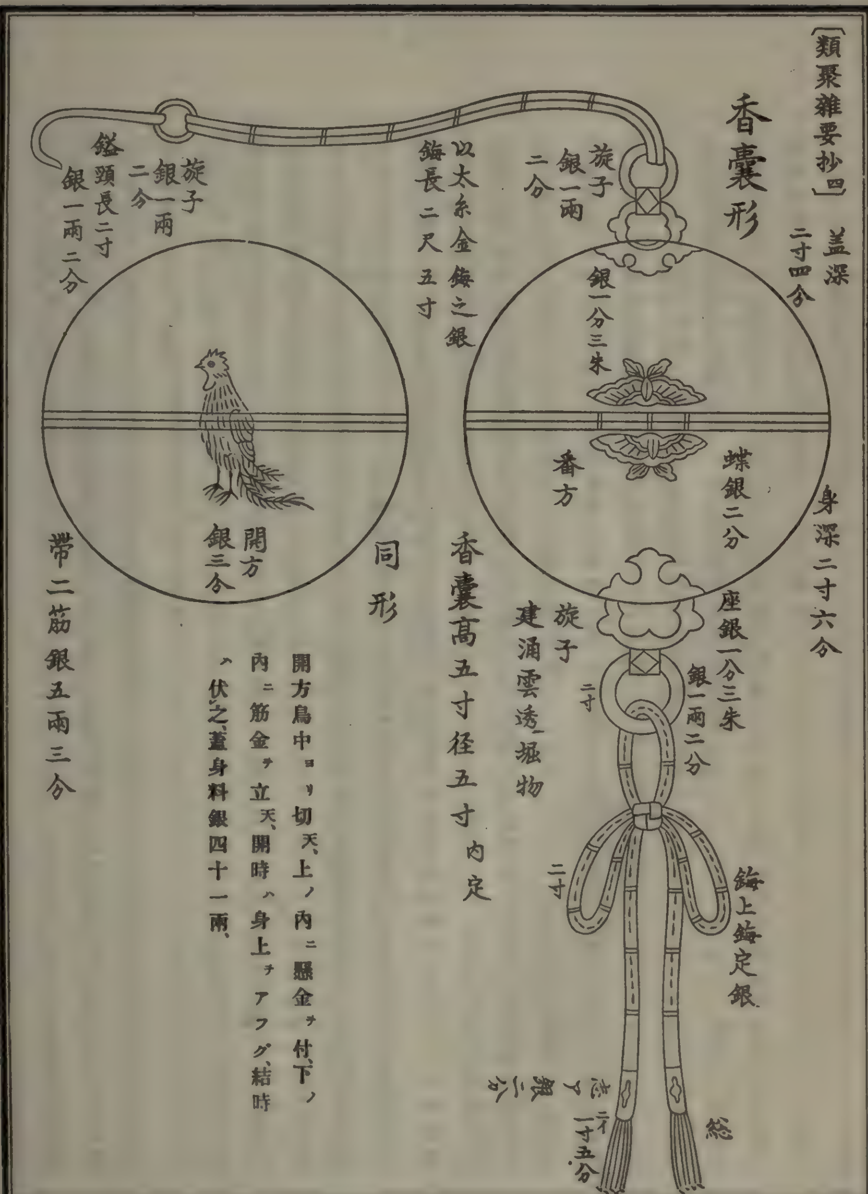
向之岡延寶八　汐干　張子貝けふや干潟の錦の浦　調南

此句貝張をいひしなるべし、又花形の獨樂も原は香嚢にて花袋といひし物にはあらずや、花袋の句は万治前後の俳書におほかた無はあらず、證とすべきを二句錄す、

花月千句慶安二年刻、立圃門　匂ふらし山懐の花ふくろ　幸和

誘心集寛文十三年刻、改元延寶、紀年也、種寛撰、　かけ香歟草の袂の花袋　一春

花袋は匂袋なる事明なり、再按ずるに、浮世袋も匂袋なるべし、三角に縫て紐をつけたる匂袋の看板近年まであり、今もある歟不知前にいひし誰袖は彼三角なる形も見ふるしたるが故、それを精工にしたるなり、倩小女の是等の物を調ずるは、把針手業をならはんためなれば、費をいとひて香


〔類聚雜要抄四〕
香嚢形
蓋深二寸四分
旋子銀一兩二分
以太糸金鍮之銀
鍮長二尺五寸
銀一分三朱
蝶銀二分
番方
身深二寸六分
座銀一分三朱
旋子建涌雲透堀物
銀一兩二分
二寸
二寸
鍮上鍮定銀
總
一寸五分
香嚢高五寸徑五寸内定
同形
開方銀三分
旋子銀一兩二分
鎰頭長二寸銀一兩二分
帶二筋銀五兩三分
開方鳥中ヨリ切天、上ノ内ニ懸金ヲ付、下ノ内ニ筋金ヲ立天、開時ハ身上ヲアフグ、結時ハ伏之、蓋身料銀四十一兩、

關白相府仰云、或說帳內跡方辻金物下打二肱金一懸二香囊一云々、是故殿所レ令レ爲給一也、如二古令一レ傳歟、將又今案歟、不レ聞二惜仰一云々、又說懸二帳前簾鈎一云々、

同身ニ鉢飾居形



牙高二分、銀五兩二分、
一輪高三分、厚一分、薄程銀三兩二分、
二輪高厚同前、銀二兩三分、
三輪高厚同前、銀一兩一分、
鉢口徑三寸八分、深二寸三分、銀廿二兩、
已上輪三口、鉢一口、間各二分、

用二薰衣香一時者、鉢ニ白物入之、
燈火時者鉢上ニ別油器居之、
如加二目呂久呂一ニ加良久利天廻之、凡八所也、

類をいれざりしより、誰袖は楊枝さしと變じ、花袋は獨樂となり、香貝はガラ〳〵といふ物のやうになり、浮世袋は何とも名づけ難き物となりしにやあらん、浮世袋は少女の手すさびに縫しといふ證、

富士石延寶九衣配　女の童うき世袋や衣配り　友也

歳暮の句なれば、居蘇袋の料に送るをいひし歟、

崑山集慶安四　花々のつぼみはうき世袋かな　作者不レ知〇中略

玉手箱延寶四　見れば氣のうきよ袋や花袋　女香屋

前の句は花の香をふくみ、匂袋なるをいひし歟、後の句は香嚢を二ッ並べていひし歟、錄して後勘に備ふ、此ほかにも浮世袋の句あれども考證に便なし、故に略く、　毛吹草附合指南に、袋、傘、弓、浮世、乞食と見えたれば、寛永より浮世袋はあり、傘袋、弓袋、浮世袋、こおき袋と附合を敎へし也、　又世話盡承應三年同指南に、浮世、月蝕、巾着、戯女(ウカレメ)と記す、承應より浮世巾着といふ物あり、浮世巾着は桔梗袋といふ物の類にはあらずや、浮世袋とは別物なるべし、

誰袖の條にいひし如く、昔は香嚢の類おこなはれて、匂袋を蚊帳に掛し事あり、

〔用捨箱下〕蚊帳に香袋を掛

鹿驚集明曆三年印本　つく花は匂袋歟蚊帳草　撰者　春清

信親千句明曆元年刻　前句人知れぬ匂袋歟夏の風　附句釣し蚊帳の内外(うちと)くらき夜

懐子萬治三年刻　床近み目に掛物を心にて　是等の句おほくあり、三句にして止、

匂袋は蚊屋のすみ〳〵　撰者　重頼

是は高貴人の臥玉ふまうけなるべければ、今もさる事あるを、予〇柳亭種彦が知らざるにやあらん、又おもふに赤鳥の卷に、大島求馬の說なりとて、昔は遊女にたはるゝを、浮世狂ひといひしなり、傾城の宅前には柳を二本植て、横手をゆひ布簾をかけ、それに遊女の名を書て、下に三角なる袋を自分の細工にして付しなり、是を浮世袋といひならはしたるなりといふ事を載られたり、是匂袋なるべし、風にあふちて自然香を散さん料なれば、蚊帳へ掛るも同事のやうにおもはる、昔は太夫ととなへし遊女は更なり、格子などいひて、それに次者も、伽羅を衣に留ざるはなきさまなれば、かゝる餘情もなしたるにやあらん、それが彼誰袖の如く、後には香類をいれず、布簾の縫留となりしなるべし、

〔梵舜日記〕慶長八年五月十九日、伏見城右府家康へ御見廻申入候、〇中略次禁中ヨリ匂袋、五十袋勅使勸修寺宰相、廣橋大納言兩人也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年六月廿三日、まん所〇豐臣秀吉室淺野氏へかけ。ぶ。く。ろ。參る、御つかゐ大御ちの人也、　九年六月十一日、御せつけがたへ、御かけぶくろまいらるゝ、九條殿、このへ殿は、ひろはしべん、一でう殿、たかつかさ殿へは、とうの辨、二條殿、せうかうゐん殿へは、う大べん也、一でう院どの、りうさんへもまいらせらるゝ、くわほう院にも、御かけぶくろくださるゝ、　十四日、ゑやうぐんへ、御かけぶくろ參る、御つかいう大辨、

古事類苑

器用部十

澡浴具一

澡浴具ハ專ラ沐浴ニ用キルモノニシテ、垢膩ヲ除クニハ澡豆、洗粉、小糠、石鹼等アリ、其器具ニハ泔器、匜、盥、浴斛等アリ、

澡豆ハサクヅト云ヒ、後ニ轉ジテサクヂトモ云ヘリ、小豆ノ細末粉ヲ以テ製シ、手面等ノ垢膩ヲ澡ヒ除クニ用キル、原ト佛家澡浴具ノ一ニシテ、漢土ヲ經テ本邦ニ傳來セシモノナリ、其時代ハ詳ナラザレドモ、延喜式ニ、天皇中宮供御ノ料、及ビ齋會衆僧ノ料等アレバ、當時既ニ貴賤一般ニ之ヲ用キタリシヲ知ルベシ、

洗粉(アラヒコ)ハ、舊ク漬粉、又ハ手水粉(テウヅノコ)ト云ヒ、又單ニ粉トモ云ヘリ、初ハ專ラ澡豆ヲ用キシガ、後ニハ綠豆ノ粉、及ビ蘭麝粉等ヲ使用セリ、髮洗粉ハ專ラ髮ノ垢ヲ洗ヒ除クニ用キルモノニシテ、藁本(カウホン)ト白芷(ビヤクシ)トノ細末粉アリ、又海蘿(フノリ)ト饂飩粉トヲ湯ニ溶シ、或ハ無患子(ムクロジ)ノ皮ヲ細析シタルアリ、

小糠(コヌカ)ハ一ニマチカネト云フ、蓋シ待糠ノ義、卽チ來ヌカノ緣語ナリ、小糠ヲ入ルヽ袋ヲヌカブクロ、又ハモミヂブクロト云フ、モミヂブクロハ其袋ニ紅木綿ヲ用キルニ由リテ稱セシナラン、

石鹼ハシヤボン、又サボント稱ス、身體ノ垢膩ヲ澡ヒ除クニ用キル所ニシテ、アルカリト膏

油トニテ製シタルモノナリ、原ト外國品ニシテ、衣服ノ洗濯ニ用キルモノハ、夙ニ世ニ行ハレタレドモ、之ヲ身體ノ澡浴ニ用キシハ、最モ近世ノ事ニ屬ス、而シテ無患子ノ皮、白小豆等、總テ油ヲ洗ヒ去ルモノヲモ亦汎ク之ヲシヤボント稱セリ、

垢摺(アカスリ)ノ類ニ、絲瓜皮アリ、浮石アリ、絲瓜皮ハヘチマノカハト云フ、絲瓜ヲ晒シテ其纖維ヲ取リテ製ス、浮石ハカルイシト云フ、其體虛ニシテ輕キガ故ニ名トス、並ニ垢ヲ脫シ膩ヲ磨クニ用キル、

河藥ハカハグスリト云フ、白米ヲ以テ製スルモノナリ、

泔器ハユスルツキト云フ、淅米ノ汁ヲ盛リテ、以テ髮ヲ梳ルノ用ニ供ス、其形ハ茶碗ノ如クニシテ、蓋及ビ臺アリ、又下臺アリ其製作頗ル美ナルヲ以テ、室内ニ陳設シテ裝飾ト爲スモノアリ、後世ユスリツキト云フハ、其語ノ轉ジタルナリ、

鬢水入(ビンミヅイレ)ハ泔器ノ類ナリ、漆器ニシテ、鬢水ヲ盛ルニ供ス、鬢水トハ、鬢髮ヲ梳ルニ用キル水ノ謂ナリ、

匜ハハニサフト云フ、半插ノ字音ナリ、之ヲハンザフト云フハ音便ニシテ、ハサフト云フハ略言ナリ、卽チ湯桶ノ類ニテ、湯水等ヲ注グニ用キルモノナリ、抑〻我邦ノ匜ハ、支那ニ謂ユル匜トハ、其形狀大ニ異ナレドモ、其用ノ同ジキ故ニ、此字ヲ充テタルナラン、此器ハ銀ヲ以テ作レルアリ、木製ノ漆塗ニ蒔繪シタルアリ、又柄アルモアリ、柄ナキモアリテ一定ナラズ、後世ニ齒黑盥(ハグロノタラヒ)ヲハンザフト稱スルハ、同時ニ用キルニ由リテ、其名ノ轉レルナラン、

多志良加ハ土製ノ瓶ニシテ、蝦鰭槽(エビノハタフネ)ハ土製ノ手洗ナリ、倶ニ神祭ノ具ニテ、天皇ノミ用キタマフモノナリ、

水瓶ハミヅガメト云フ、スキビント云フハ音讀ナリ、鑄物アリ、木製アリ、硝子製アリ、水ヲ注

グニ用キル、

水注子ハミヅサシト云フ、鑄物ニシテ、湯ノ熱キ時ニ水ヲ注入スル器ナリ、

手湯戸ハテユノヘト云フ、漆器、陶器、金器等アリ、其形甕ノ如シ、

缶ハホトキト云フ、瓦器ニテ、盆ノ如キモノヽ總稱ナリ、

罍ハ水ヲ盛ル具ニシテ、一ニ盥罍トモ云フ、又酒器ニモ用キル、尙ホ飲食具篇榼子條ヲ參看スベシ、

手水桶ハテウヅヲケト云フ、澡手ノ水ヲ盛ル桶ナリ、

手水鉢ハテウヅバチト云フ、金石陶器等ニテ作リ、常ニ水ヲ貯ヘテ手ヲ洗フノ用ニ供ス、

杓ハ元ト瓢ヲ用キル、因テ之ヲヒサゴト云フ、後世竹木等ニテ作リタルヲモ亦舊稱ニ由リテヒサゴト云ヒ、轉ジテヒサゲ、ヒシヤク、又ハシヤクトモ云ヘリ、澡浴ノ時、湯水等ヲ汲ムニ用キル具ナリ、

搔器ハ搔筒トモ書シ、之ヲカイゲト云フ、其製作及ビ用法等ハ大概杓ト同ジ、

升ハマスト云フ、其形斗量ノ量ニ似タルヲ以テ名ヅク、湯屋ニテ澡浴ノ時ニ用キルモノナリ、

嗽茶碗ハウガヒヂヤワント云フ、茶碗ノ大ナルモノニテ、口ヲ嗽グニ用キル水ヲ盛ルモノナリ、

楊枝ハヤウジト云フ、齒牙ヲ磨キ、口中ヲ滌フニ用キル具ニシテ、形ハ箸ニ類シ、小ナルモノハ一寸有餘ナレドモ、大ナルモノハ一尺二寸ニ至ルモノアリ、原ト佛家ニ齒木ト云ヒシヲ、漢土ニ傳來シテハ、專ラ楊材ヲ以テ作リ、之ヲ楊枝ト譯シテヨリ、本邦ニテモ亦其名稱ヲ用キ、終ニ他ノ材ニテ作レルヲモ、總テ楊枝ト稱スルニ至レリ、

琢砂ハミガキズナト云フ、齒ヲ磨クニ用キル具ニシテ、特種ノ砂ヲ水飛シテ、龍腦、丁子等ヲ加ヘタル砂粉ナリ、後ニハ專ラ齒磨粉(ハミガキコ)ト云ヒテ、琢砂ノ稱ハ廢セリ、

盥ハタラヒト云フ、水或ハ湯等ヲ承クル圓形ノ器ナリ、金器、陶器、木製等アリテ、之ニ附屬シタルモノニ貫簀、臺、打敷等アリ、

洗ハセント云フ、金屬ニテ作レル圓形ノ器ニシテ、其用盥ト同ジ、後世之ヲ飯銅ト云フ、

浴斛ハ字又湯槽、湯船等ニ作リ、ユブネト云フ、卽チ沐浴ニ用キル湯ヲ容ル丶大ナル函ナリ、フネトハ都テ狹長ニシテ、大ナル函ヲ謂ヘルニテ、馬槽、酒槽ナドノ如シ、浴斛ニハ木製ニ漆ヲ塗リタルアリ、白木ニテ作レルアリ、又沐槽、浴槽、手水槽、洗足槽等ノ別アリ、

風呂ハ風爐ノ假借ニテ、原ト風力ニテ火ノ燃ユルヤウニ作レル器ノ總稱ナリ、居風呂(スエフロ)アリ、荷風呂アリ、又板風呂、石風呂、竈風呂、五右衞門風呂等ノ數種アリ、

浴斛及ビ風呂ノ具ニハ、覆帷、下敷帷、波絹、打板、踏板、樋、洗牀、案、桶等アリ、尙ホ浴斛風呂等ノ事ハ、居處部浴室篇ニ詳ナレバ、宜シク參看スベシ、

內衣ハユカタビラト云ヒ、後ニ略シテユカタト云ヘリ、入浴ノ時ニ用キル單衣ナリ、後ニハ專ラ入浴後ニ身ヲ拭フニ用キタリ、故ニ身拭(ミヌグヒ)ノ稱アリ、天羽衣ト云フハ、大嘗祭ノ時、天皇ノ著タマフ內衣ニシテ、又アカハトモ云ヘリ、

今木ハイマキト云フ、湯纏(ユマキ)ノ轉語ナリ、始ハ專ラ浴室若シクハ理髮等ニ奉仕スル婦人ノ著ル衣ヲ稱セシガ、後ニハ汎ク湯具ヲモ稱セリ、

湯具ハユグト云フ、浴槽ニ入ル時陰部ヲ掩フニ用キル一幅ノ布ナリ、一ニユモジト云フハ湯文字ノ義、湯具ノ歟後ノ言ニシテ鮨ヲスモジト云ヒ、章魚ヲタモジト云フニ同ジ、又下裳(シタモ)ト云フハ婦人ノ用キルヲ云フ、又フロフドシト云フハ、湯風呂ニ入ルトキニ用キル褌ナリ、

膝覆ハヒザオホヒト云フ、產兒ヲ浴セシムル婦人ノ膝ヲ覆フニ用キル生絹ノ三幅二重ナルモノナリ、

風呂敷ハフロシキト云フ、湯殿ニ敷キテ浴斛ヨリ上リタル時、足ヲ拭フ布ナリ、又湯アゲトモ云テ、小兒ノ身ヲ拭フニモ用キタリ、

手拭ハ舊クタノゴヒ、又ハタナゴヒト云ヒ、後ニテノゴヒ若シクハテヌグヒトモ云ヘリ、手ヲ拭フニ用キル具ニシテ、一幅ノ布ヲ斷チテ製ス、巾箱(タナゴヒノハコ)、手拭臺、手拭掛等ハ並ニ手拭ノ附屬品ナリ、

澡豆名稱

〔倭名類聚抄 十四 澡浴具〕澡豆 溫室經云、澡浴之法、用二七物一、其三曰二澡豆一、

〔類聚名義抄 五 豆〕澡豆 和語 サクツ

〔伊呂波字類抄 左 雜物〕澡豆 サグツ

〔醒睡笑 二〕謂被謂物之由來

一なべて上臈がたには、さ。く。ぢ。といふを、禁中にはまちかねとかやもてあつかひ給ふ事、こぬかといふ言葉のえんにや、

澡豆製作

〔延喜式 三十六 主殿〕新嘗會供奉料 中宮准此

小豆三升 料。澡。豆。

〔延喜式 四十 主水〕供御月料 中宮亦同

御。澡。豆。料。、小豆二升五合、小月亦同

○按ズルニ澡豆ハ、小豆ヲ細末ニシテ粉トナシタルモノナリ、千金方ニ澡豆製造ノ諸方ヲ載セテ、香藥ヲ合和シタレドモ、反テ小豆ヲ用キザルモノアリ、今左ニ其中ノ一方ヲ揭ゲテ參考ニ供ス、

澡豆用法

〔備急千金要方 六下面藥第九〕洗手面令白淨悅澤澡豆方

白芷　白朮　白鮮皮　白歛　白附子　白茯苓　羗活　萎蕤　括樓子　桃人　杏人　菟絲子　商陸　土瓜根　芎藭各兩壹　猪胰兩具、大者細切、　冬瓜人四合　白豆麪壹升　麪參升、溲猪胰爲餅、曝乾擣篩、

右十九味、合擣篩、入麪猪胰拌勻更擣、每日常用、以漿水洗手面甚良、

〔延喜式 四十主水〕正月最勝王經齋會佛聖已下沙彌已上、○中略澡豆、日別二勺、

〔佛說溫室洗浴衆僧經〕佛告醫王、善哉妙意、○中略今復請佛及諸衆僧、入溫室洗浴、願及十方衆藥療病、洗浴除垢、其福無量、一心諦聽、吾當爲汝先說澡浴衆僧反報之福、佛告耆域、澡浴之法當用七物、除去七病、得七福報、何謂七物、一者然火、二者淨水、三者澡豆、四者蘇膏、五者淳灰、六者楊枝、七者內衣、此是澡浴之法、

〔諸經要集 二十雜要部三十〕護淨緣

僧祇律云、比丘晨起、應淨洗手、不得麤洗、五指復不得齊至腕、當齊手腕以前令淨、不得粗魯洗、不得揩令血出、當以巨摩草末、若灰土澡豆皂莢洗手、揩令作聲、淨洗手、又更相揩者、便名不淨、

〔侍中群要 四〕御盥事

主水司供御手水、女官取之參入、三人以上也、四位一人、五位一人、六位一人參入、五位取御巾筥候左、六位取置御澡豆破盥御箸等之御盤候右、四位取御杓供奉、六位先供御澡豆二匙、或云一匙々々

男房入供御盥儀

御手水番依例裝候、御手水、女房仰云、女房不候、謂命婦不候藏人奉仰示可供奉人、四位、五位、六位、合三人也、但五位四位中一人不候者不供、必用上臈一人、三人到度御前、經御湯殿南簀子入御簾中候之、上臈一人候、多坐戶坤角、差退向艮角候矣、供時進候、次人進取御手巾筥、在御厨子、不具高坏、退當大床子西候、東面次人進取澡豆幷御盥盤、干荷葉御箸御七之澡豆料、御盥坏器御澡豆坏居御盤、退當御手水洗西候之、東面次上臈膝行、進供御手水、二酌許次持御澡豆人進供澡豆、二七許、此間猶供御手水、

○按ズルニ、干荷葉ハ、荷葉ヲ乾カシタルモノナリ、是淨手等ニ用キル所ニシテ、卽チ澡豆ヲ用キル料ナラン、

澡豆壺

〔延喜式（二十一玄蕃）〕凡天皇卽位、則講説仁王般若經、（一代一講）一日朝晡二座講畢、宮中諸殿省寮等廳隨便莊嚴設百高座、（○註略）其一堂設高座一具、請七僧、（講師、讀師、呪願、三禮、唄、散花、維那、○中略）講師法服、（○中略）澡豆壺一合、

澡豆餅

〔延喜式（四十主水）〕供御年料（中宮亦同）

絹小篩四口（各一尺五寸、牛乳井御澡豆料、）

洗粉

〔嬉遊笑覽（三書畫）〕衣服の油を洗ふに、無患子皮と白小豆を粉にして、澡豆（アラヒコ）に用ふる故に、白小豆をシヤボン豆とも呼ぶ、

〔譚話浮世風呂（三編上）〕春はあけぼの、やう〳〵白くなりゆくあらひ粉に、ふるとしの顏をあらふ、

〔譚話浮世風呂（前編上）〕洗粉の袋はぷん〳〵と匂ひて、下男の鼻をうがち、風呂の壁はとん〳〵と扑（た）きて、湯汲の睡を猶さしむ、

粉

〔人倫訓蒙圖彙（四）〕蘭麝粉　つやあらひ粉也、もろこしの李夫人つねにこれを用ひ給ふゆゑに、顏のつやうつくしく、三千のちようあい一身にありといひしも、このつやあらひこのとくとかや、當世都にもつはらはやり、男女ともに、いろつやよく、おぼへ侍り、

〔江家次第（七六月）〕解齋事（神今食、十一月中卯日後曉、六月十二月十一日後曉、）平旦主殿司、自御湯殿方、供御手水、（○中略）其南立白木二階机一脚、其層敷調布、其上居御巾、（入黑葛筥）又置粉一坏、（入小土器）

○按ズルニ、本文ノ粉ハ、手水ノ時ニ用キルモノナレバ、卽チ澡豆ナラン、

漬粉

〔兵範記〕久壽三年正月三日乙巳、早旦着束帶、先參殿下、（○藤原忠通）御手水番人々七八許輩參會、（○皆衣冠、○中略）次殿下出御、有御手水事、其儀、（○中略）次高佐持參御手巾筥、（御手巾布二切帖入之、其上居御漬粉土器、其上安御楊箸一節、）陪膳傳取

之、居御座右方、取御手巾一帖長展之、打懸御脇息上、次殿下召御楊箸、次奉御澣粉、令向御手洗給、

手水粉

○按ズルニ、澣粉ハ手面等ニ傅ケテ洗フヨリノ名ニシテ即チ澡豆ナラン、

〔日中行事〕もんどのつかさ御手水をまいる、女官案にすへてもちてまいる、はんぞう二、たらひの中のはん、しろかねのうつは物二すへて、一には御てうづのこをいる御やうじ二ぐしてまいらす、

○按ズルニ、御てうづのこト云フハ、御手水ニ用キタマフ粉ニシテ、即チ澡豆ナルベシ、

〔女重寶記 一〕女けしやうの巻

一てうずの粉には、もみぢ、まちかねよりは、赤小豆の粉、綠豆のこをつかひ給ふべし、はだへこまやかになり、あせぼ、にきびなど出でず、

髮洗粉

〔女重寶記 一〕女けしやうの巻

一髮もさい〳〵あらへば、しなあしくなるなり、あらはずして、あかおとしやうの藥、こうほん○藁本 びやくし○白芷 此二味をとうぶんにして粉になし、髮にふりかけ、しばらくしてすけば、あかおちて、しなよくなるなり、

〔都風俗化粧傳 中髮〕髮を洗ふ傳

髮をあらふことは、髮のつやを出し、かみの脂ねばりを去らんがためなれば、度々洗てよし、夏の日は汗と油の腐たるにて、甚だあしき臭ひすれば、嗜てことに度々洗ひ惡臭ひを去るべきことなり、仕様は、

ふのり 海蘿　うどんのこ 温飩粉

ふのりをさきてあつき湯につけ置、箸にてまはせば能解るなり、其中へうどんの粉を入れ攪交、熱きうちに髮へ能々すり付、又手にすくひためて髮を能々もめば、髮につきたる油こと〳〵く取る也、其後あつき湯にて髮を洗ば、能とけさばけるなり、其次に髮を水にて洗ひて後よく干(ほし)、髮

を結へば、色をよくし光澤を出し、あしきにほひを去る也、

　又むくの木の皮

細くきざみ煎じて髪を洗ふべし、髪の色を黒ふし、光澤を出す奇妙の方也、

小糠

〔女重寶記大和詞一〕一こ。ぬ。かは　まちかね

〔醒睡笑二〕謂被謂物之由來

一なべて上臈がたには、さ。く。ぢ。といふを、禁中にはま。ち。か。ね。とかやもてあつかひ給ふ事、こ。ぬ。か。といふ言葉のえんにや、

○按ズルニ、本書ハ、元和年間ニ成リシモノナリ、當時小糠ヲサクヂトモ云ヒシヲ見ルベシ、

糠袋

〔譚話浮世風呂三編下〕三歳ばかりの小兒を、留桶に入れておき、母親は片手で留桶のふちを押へ、右の手でぬ。か。袋。をつかひながら、○下略

〔都風俗化粧傳下身嗜〕湯をつかふ事幷にぬか袋の傳

毎朝湯をつかふに至て熱湯にて顔を洗へば、顔にはやく皺を生ず、ぬか袋一名もみぢ袋と云をつかふに、顔につよくあてゝ洗ふべからず、顔のきめをそんず、○中略

糠袋に用ゆる切れは、地のよき晒木綿、紅木綿の類、糸の細き木綿よし、藍ニ染たるか、又島の類のあらき木綿よろしからず、顔をあらすもの也、○中略

糠は絹にてふるひつかふべし、其まゝつかへば、こゞめ交て顔をあらす也、餅米糠別てよし、肌の垢を去るは、紅の絹を手拭かぬか袋の上になりともあてゝ洗へば、垢よく落る也、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕も。み。ぢ。袋。　空穗隨筆、空にけふもみぢ袋や月の顔、露牙といへるも、糠ぶくろをいふ也、汁をもみ出してつかふものなれば、さは名付たるにや、但し赤くなる意にいふか、もみぢ袋といふこと所見なし、さくぢ袋といひけんを訛りしなるべし、さくぢは糠なり、

石鹸

〔本草啓蒙 三十七〕石。鹸。　シ。ヤ。ボ。ン。

紅毛ノ語ニセップト云、羅甸語ニサポーネト云、此ノサポーネヲ轉ジ誤テシヤボントト云、舶來多シ、物ヲ洗ヒテ油アカヲ落スモノ也、集解ノ說ニテハ、アクノヲリニ、ウドンノ粉ヲマジヘタルモノ也、然レドモ蠻產ハ別ニ方アリト云フ、俗ニ油ヲ落スモノヲ皆シヤボント云、無患子ノ皮ヲモシヤボント云、コレモ油ヲ落スニ用フ、又白豆(シロアヅキ)ヲ細末ニシテ澡豆ニ用フルユヱ、白豆ヲシヤボンマメトモ云、又サボテント云草ハ、秘傳花鏡ノ仙人掌ナリ、此レモタヽミニ油ノツキタル時、此物ヲ橫ニ切テ磨スレバ、油ヲスヒトルニ依テ、シヤボント云フヲ轉ジテ、俗ニサボテント云、皆本條ノシ。ヤ。ボ。ン。ヨリ出タル名ナリト云フ、

○按ズルニ、石鹸ト書キテシヤボント云フハ、猶ホ鉛筆ト書キテペント云フガ如シ、或ル說ニ石鹸ハ西班牙語 Xabon 佛語 Savon ノ音譯字ナリト云ヘドモ、鹸ニハ、魚占切、七廉切、古斬切等ノ數音アレド、ボンノ音ナシ、此說恐ラクハ非ナラン、

〔增補華夷通商考 三暹羅土產〕サ。ポ。ン。(灰汁ヲ煉カタメタル者、色白ク鹹シ、衣服ヲ洗フニ用フ、能垢ヲ去、)

○按ズルニ、本書ニ衣服ヲ洗フトノミニテ、身體ヲ洗フト云フコトノ無キハ、當時未ダ本邦人ノ汎ク澡浴ニ用キザリシガ故ナルベシ、

〔和漢三才圖會 八十三喬木〕無患子

本綱、菩提子、生高山中、樹高大、枝葉皆如椿葉對生、(或曰、葉似欅柳葉、)五六月開白花、結實大如彈丸、狀如銀杏及苦楝子、生青熟黃也、老則文皺、黃時肥如油煠之形、○(中略)子皮(即核外肉也、微苦、有小毒、)治喉痺、研納喉中、立開、澣垢、去面䵟、

按無患子(俗云無久呂之、今俗云豆布、)其樹膚似山茶花、木葉似椿及漆葉、凡一莖十二三葉對生、開小白花、其子殼黃皺、蔕下二小子及中黑核之形色、皆如上所說、其黑核頂有微白毛、俗呼名豆布、○(中略)其子皮煎汁、洗

垢摺

絲瓜皮

衣能去垢、又漬水以管吹則泡脹起以爲戲、俗云書盆

〈嬉遊笑覽三書畫〉今しやぼんとて、無患子、芋がら、烟草莖などを燒たる粉を水に漬し、竹の細き管に其汁を蘸て吹ば、玉飛て日に映じ、五色に光りてみゆ、眞のシ。ャ。ボ。ン。は、本草土部に石鹼といふものゝ也、こゝにも蠻船將來る灰色の煉ものなり、蘭人はセップといひ、羅甸語にサポーネといふ、爰にてしやぼんといふなり、衣服の油を洗ふに無患子皮と白小豆を粉にして、澡豆に用ふる故に、白小豆をシャボン豆とも呼ぶ、覇王樹も、截たる小口にて、疊などの油つきたるを摩ておとす故、サボテンと呼たるは、ますゝゝ轉じたり、

〈締盟各國條約彙纂〉改稅約書（慶應二年五月十三日、(西曆千八百六十六年六月廿五日)英佛米蘭四國公使ト於江戸各國文ヲ以、五通ニ認メ、各通ニ連名調印、(各國皆同ヲ以テ、他ハ略シテ之ヲ載セズ)）

第一條　各政府の名代として、此度約書ヲ議定せし全權は、此約書に添たる運上目錄を採用し、各政府の臣民、皆堅く之を遵奉すべき事とせり、〇中略

運上目錄　輸入品　第四種（元代ニ從ヒ、五分ノ稅ヲ收ムベキ品、）

香具、石。鹼。、

〇按ズルニ、本文ノ石鹼ハ即チ澡浴ニ用キル石鹼ナリ、其所以ハ、本則中洗濯用ノモノハ、別ニ其目ヲ掲ゲテ、本品ト區別シタレバナリ、

〈譚話浮世風呂二編下〉梏やァがれ、うぬがいくら引ッこすらうとぬかしやァがつても、おらァ垢擂を落したから、うぬが垢。擂。でおれが背中を引ッこすりやァがれ、〇下略

〈都風俗化粧傳下身嗜〉湯をつかふ事幷にぬか袋の傳

肌の垢を去るは、紅。の。絹。を手拭かぬか袋の上になりともあてゝ洗へば、垢よく落る也、

〈頭書增補訓蒙圖彙十七菜蔬〉絲瓜は皮をほしてたゝみをふき、踵のあかをとるによし、

○按ズルニ、皮をほしてトハ、熟セル絲瓜ヲ取リテ、水或ハ泔水ノ中ニ漬ケ置キ、其種子ト外皮ヲ去リテ日ニ曝シ、後ニ用キルヲ云フナリ、故ニ皮トハ云ヘドモ、畢竟其中ノ纖維ヲ用キルナリ、

浮石

〔倭名類聚抄一石〕浮石　交州記云、體虛而輕、(和名加留以之)

〔書言字考節用集一乾坤〕浮石(カルイシ)(一名水花、本草、海中有浮石、輕虛可以磨脚、)

〔譚話浮世風呂前編大意上〕總て錢湯に五常の道あり、(中略)糠、洗粉、輕石、絲瓜皮にて垢を落し、石子で毛を切るたぐひ則智也、

〔錢湯來歷〕湯語敎
無盡呪輕石盜賊　借着物更以不返

○按ズルニ、錢湯ノ輕石ヲ懷中シテ、賴子講ニ出席スレバ、必ズ當籤シテ金ヲ得ト云フ諺アリシ故ニ、カク云ヘルナリ、

河藥

〔江家次第十五〕大嘗會
卯日、(中略)主殿寮供御湯、(用東戶)
奉仕御湯殿之人、(殿上四位一人、六位一人、並觸山陰卿子孫之人)於女官幄可解改裝束、而於釜殿脫之人有之云云、(中略)
承保供御河藥、(入土器、居折敷、)

〔筆の靈後篇五十四〕御河藥とは、江家次第考十五卷に、御河藥、白米也、自御厨子所進之、入土器、居四足云云などもあり、さて河藥と書くは、借字にて、實は皮藥なり、白米を水に漬して、その水を天皇の御膚にぬり給ふにて、皮膚をしてうつくしからしむる藥なり、薰藥と心得たる說あるは、いみじきひがことなりと、小山田翁(與清)いはれたり、

〔侍中群要四〕御浴殿

口傳云、所司參上、(女官相共)了後奏事由、御浴之間、藏人一人候而鳴弓弦、事了、未御入之前、藏人問云、誰(曾)、(近代說云、誰々侍留、)名對面時、主殿寮官人隨次稱名、次御厨子所參上、供御河藥事了、

供御湯事

御續、六月十二月替分、主殿寮供當官人已下女官候、進河藥、藏人鳴弦、(若方四)御浴了、藏人問主殿官人名謁、

〔禁秘御抄 上〕一恒例每日次第

早旦供御湯、主殿官人奉行之、(近代多經五位也)釜殿運湯、須麻志女官(二人)取傳、(藏人)人爲鳴弦候戶外、內侍申具之由、御船一、桶二、內侍候御垢、典侍(或上臈女房)進御湯帷、奉河藥、次典侍取河藥器拋板、于時藏人鳴弦、

〔日中行事〕御湯殿へおりさせ給て、御ゆめしぬれば、典侍もしは上臈の女房、御ゆかたびらをたてまつる、四あしにすへたる御かはくすりをとりてまいらせてなぐる時、かはらけのをとを聞て、とのもりのすけなるくら人、(とのもりならずばいづれにても)弓のつるをうつ、

〔日中行事略解〕河藥の事を考ふるに、邪惡の氣を避る藥なるべし、されば古人の說の香藥ならん、薰藥といへど、かはらけにもるとあれば、燒物とは見えず、浴後身にぬりて邪惡をさくる藥なるべし、宋洪芻が香譜に、英粉、靑木香、麻黃根、附子、甘松、藿香、零陵香、右除英粉外、同擣羅爲細末、用夾絹袋盛、浴了傳之、此等の藥などを、御身にぬりたまふにや、

泔器名稱

〔伊呂波字類抄 由 雜物〕泔器(ユスルツキ)

〔撮壤集 中 家具〕泔器(ユスリツキ)

〔書言字考節用集 七 器財〕泔坏(ユスルツキ)(婦人納髮理水之器)

〔段注說文解字 十一上 水〕潘、淅米汁也、(內則曰、其間、面垢燂潘請靧、鄭云、潘、米瀾也、按瀾者、瀾之省、○中略)泔、周謂潘曰泔、(今各處語言同○下略)

〔類聚名物考調度十〕泔杯

今女の用る鬢水入の事なり、小茶碗の如くして蓋有りて、中央の棹子の如き臺有り、

〔貞丈雜記調度八〕一ゆするつきは、泔坏(カンパイ)と書く、びん水入の事也、その形は茶碗の如し、木にて作り、漆にてぬり、蒔繪したるもあり、又銀にて作り、けぼりを玄たるもあり、ふたも茶碗のふたの如し、臺もゆするつきと對にする、形は茶碗の臺の如し、但臺の中ゆするつきの緣玄りをうくる所のあなは、あけ通さずして、そこあり、又下臺別にあり、是は香臺にも用べき樣の形也、上は窠(クハ)形(ナリ)にて、ふち二分計も高し、足五所にあり、金物あり、五所にあげまきを結び垂る也、足の下は輪也、是も窠(クハ)也、

ゆするつきの圖ゆするつき、五字共にみてよむべし、○圖略す

頭書

本名泔坏ノ蓋ト云也、面七寸三分ト元服記ニアリ、

泔坏の蓋にあげ卷を付る事、本式いかな物を打て、それにあげまきを付るにはあらず、蓋の上を錦にて張りて、其端々を組緒にて蓋の板にとぢ付て、その緒の餘りを足の方へ引出して、あげ卷に結ぶ也、織物を板にとぢ付るに、大針と小針とまぜてとぢる也、大針にながくとぢたるをになと云、小針に短くとぢたるを鯰と云、河貝結、あはび結の事、包結記にくわしく記す、

一ゆするつきと云事、ゆするはゆりする也、泔坏と書てゆするつきと云も、泔は玄ろみづとよむ字也、坏(ツキ)はすべて椀の類を云、さかづきと云も、酒坏と云意也、たかつきと云も、高坏也、扨泔は、米を水に入てぬかをゆり、米と米をすり合てとぐ故、ゆりすると云事を略して、ゆすると云也、米をとざたる、一番の白水をびん水に用る也、此白水を入る坏なる故ゆするつきと云也、白水は性の寒(ヒエ)る物也、人の血氣はのぼする物也、のぼせ强ければ、眼わろくなり、或は頭痛し、又は髮の內に瘡を生ずる事ある故、頭をばひやすをよしとす、依之髮を結ふに、白水を櫛に付て、髮をけづる也、けづるとけ

は、髮なとかす事也、白水はひやす物なれば也、

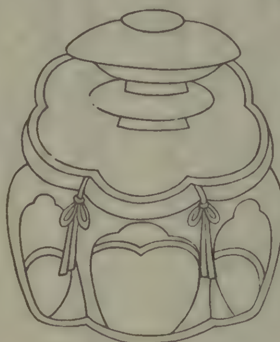
〔空穗物語藏開中〕まことやとのいもの給はせよ、わひてもころもだにとかたらひにてなめし、○中略はなちのはこ、ゆするつきのぐなど奉れ給、

〔類聚雜要抄四〕

泔坏

二階居物上瑠

銀塗外唐草塲内海浮塲



上卷唐組五足同付ㇾ之

同臺五葉入ㇾ角

足高七寸五分、內面厚六分、土居厚三分、

牙象腰弘一寸六分、同手餉長三寸定角

牙象高二分

面敷物小文唐錦、同表臥組、唐組二丈三尺、五重加上卷定

河貝子五所鵄五所當入之角



打物鍛冶單功百疋

食料百疋

三之物用途銀卅七兩

弘五寸八分、高六分、尻高五分、

料木三寸半板三尺七寸厚弘一尺一寸定

木道單功卅疋

蒔繪料金七兩一分、漆二合、

磨料二百疋、

螺鈿料二百五十疋、同堀入料廿疋、

同埒料廿五疋、入ㇾ玉料十八疋、

泔器種類

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、早旦著二行事所一、大嘗會威儀御物幷副御調度内覽、○中略

大嘗會悠紀所　注進　御物目錄事○中略　螺鈿蠻繪二階一脚在二黄地唐錦面一○中略　銀○泔○坏○一口在二螺鈿蠻繪臺一、面赤地唐錦、幷唐組等、○中略

金○銅○物○○中略　泔○坏○二具○中略

大嘗會悠紀所　注進　副御調事○中略　金銅泔坏一口在レ臺、赤地唐錦面、

泔器用法

〔雅亮裝束抄〕二みづらをゆふこと

まづしたむすびをして、かうがいのさきをゆするつきの水にぬらして、むすびめをぬらして、まむすびにすべし、いとをのべしれうなり、○中略ゆするつきの水は、いとのむすびめぬらさんれうなり、

〔侍中群要〕四供二御泔坏水一事

先置レ臺取レ坏出、到二御厨子所一、入レ水了供之、其儀左手取レ水右手取レ蓋供之、居時取レ蓋置二臺下一云々、或取レ臺供之、

〔雅亮裝束抄〕一もやひさしのてうどたつる事

もやひさしに、ひろむしろをしきみて、ひさしのなげしのうへに、やまとむしろをはしらにきりまはして、なげしにむしろのみゝをはしらにひとしくあてゝ、釘してうちつく、○中略そのたゝみのにしのかしらに、二階をたつ、おもてにしきをおしたり、うらにまはして、くみをしたり、上のこしのおくに、火とり、白かねのこ、はし、かゐばちあり、はしにゆするつきをゝくだいあり、にしきのおもてをしたり、ゆするつきふたあり、みなかねなり、

〔雅亮裝束抄〕二わらは殿上のこと

ゆするつきに水いれて、やないばこにをきてぐ　し、

〔類聚雜要抄〕二調度口傳

關白相府(藤原賴通)仰云、(中略)二階上置火取、以唾壺有置下層之說、(打亂筥北)又以泔。坏。臺立唐匣南、以唾壺火取等有置二階上之說云々、(中略)

小野宮差圖　庇立二階一脚、(南北行、東向、)　上層北火取、南泔器、(中略)母屋立二階厨子一雙、(東西行、南向、○中略)　南厨子上層南泔坏

〔類聚雜要抄 二調度〕立調度例事

大治元年二月二日戊戌、白河院移御新三條殿、(三條東洞院北面)　庇御調度如常、但不被立母屋調度、北庇机足二階厨子一脚、火取、泔坏、手筥、硯筥等許被用之、(中略)

大治二年、白河院移御大炊殿、(大炊御門富小路北面、但院一所令渡御、令入東門御、)　母屋庇之御調度被立之、(蠻繪螺鈿、沃懸地、)北庇二階、火取、泔坏、手筥、硯筥、凡皆具被置之、又女院、一品宮兩方樣々蒔繪御厨子、火取、泔坏、手筥、硯筥、御讀筥等被置之、(中略)

大治五年院(鳥羽)幷待賢門院(璋子)移御仁和寺殿、(法金剛院東御所)　庇御調度如常、(中略)北庇二階、火取、泔坏、手筥、硯筥等被置之、(下略)

〔江家次第 十七〕天皇元服御裝束

北面厨子中有二層、上層置御冠筥二合、(倒置冠筥臺、其內置筥、或人云、御冠筥可設一合、二合例不見、又倒置頗見苦、設一合與臺相並可置、其東居泔坏加臺、)下層立二階一脚、(倣置一可立二階西)其二階下層置唾壺筥一合、打亂筥一合、二階階下置平硯筥一合、次取出二階、立於東御屏風前、其上立御冠筥、(有臺不可然歟)其北立泔坏、中層打亂唾壺同置之、

〔北山抄 四拾遺雜抄〕皇太子加元服儀(加載記文)

其日平明、所司裝束紫宸殿、其儀、(中略)自母屋東第三間北障子南去七尺、立平文倚子、(註略)其南二尺餘立平文倚子、(註略)左右立平文置物机、(在南北倚子中間、卽當御倚子、)机上分置櫛箱泔坏等、(但螺鈿之具、櫛匣則唐匣、无臺、泔坏有臺、延喜記云、東机置御冠筥、又出唐匣小調度置之、西机置唐匣泔坏等云々、而康和泔坏在東机、唐匣在西机、納櫛巾小刀、○下略)

〔江家次第十七〕東宮御元服

次春宮坊司、(亮大進少進、率藏人所衆、廳下部等、行事云々、)自母屋東第三間北障子南去一丈、(舊記注七尺、而延光記注南向一丈、由是又相叶云云、)立平文小倚子、(金銀平文也、有金銅金物等、)鋪紫綾毯代、(東西行鋪之、四幅、鎮子准上、)爲御加冠座、其南二尺二寸、立白鑞平文倚子、(北面、無金銀飾及毯代、)左右立平文置物机、(在南北倚子中間、卽當主上御倚子、)机上分置櫛箱泔坩等、(紫檀地螺鈿歟、)泔坏置左机、(北寄、有臺、)

〔西宮記臨時九〕親王元服

親王着座、(○註略)引入着孫庇南二間(中略)本家儲置加冠具、(親王座頭、唐匣一合、泔坏一口、)

〔侍中群要八〕親王元服

凡親王加元服之儀、(○中略)親王自侍方參上着座、次召引入人、着座之後、置加冠調度親王座頭、(唐匣一合、泔坏一口、置座巽角、○下略)

〔西宮記臨時九〕一世源氏元服

天慶二年八月十四日、吏部記云、章明親王加元服、(○中略)酉二剋、置巾櫛具、(二階、唐匣、櫛筥、泔坏、冠筥及脇息等、)

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日庚子、申剋許向權辨(○平範家)亭、於四條東洞院新造家被經營也、右衞門佐光宗令嫁第三女子也、寢殿中央母屋立障子張、(○中略)北妻爲常居所、(○中略)其西(右方)立二階厨子一雙、置居冠筥、插上筥、泔坏臺等、(○下略)

〔玉蘂〕承元三年三月廿三日、此日、故攝政前太政大臣(○藤原良經)長女有入宮事、(○略)

御裝束儀　御出立所(○一條亭中略)　中間(○註略)立御帳、(○中略)同間、南庇副東柱立四尺屛風一帖、(○註略)其前立二階一脚、(北邊)上層中央置泔坏、(在臺、中略)○　本宮(以寢殿西面爲御所、名高陽院是也、○中略)南第二間立御帳、(○中略)同間西庇副南柱立泥繪四尺屛風一帖、(○註略)其前立二階一脚、(東邊)其上層中央置泔坏、(在臺)

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと

四尺の屛風をたて丶、もの丶ぐをく事つねのごとし、ひさしのてうどのていなり、(○中略)二かゐの

うへの火とりは、ゆするつきにをきかへて、はしにをきたるもあしからず、

泔器雜載

〔類聚雜要抄 三 五節雜事〕一調度○中略 泔坏一具

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、大將五節裝束已下饗祿等注文、○中略

一調度　二階　泔坏 在臺

〔源氏物語 三十四 若菜〕正月廿三日子の日なるに、左大將殿○髭黑 の北方、わかなまいり給、かねてけしきもらし給はで、いといたく忍びておぼしまうけたりければ、にはかにてえいさめかへしきこえ給はず、忍びたれど、さばかりの御いきほひなれば、わたり給ふ儀式などいとひゞきこと也、みなみのおとゞの西のはなちいでに、おましよそふ、○中略 御ぢしき四十まい、御しとね、けうそくなどすべてその御ぐども、いときよらにせさせ給へり、らてんのみづしふたよろひに、御衣ばこよつすへて、夏冬の御さうぞく、かうご、くすりのはこ、御すゞりゆするつき、かゝげのはこなどやうの物、うち〳〵きよらをつくし給へり、

〔蜻蛉日記 上之下〕五六日ばかりになりぬるに、おともせず、れいならぬほどになりぬれば、あなものぐるほし、たはぶれごとにこそわれはおもひしか、はかなきなかなれば、かくてやむやうもありなんかしとおもへば、心ぼそうてながむるほどに、いでし日つかひしゆ。す。る。つ。き。の。み。づ。は、さながらありけり、うへにちりゐてあり、かくまでとあさましう、

たへぬるかかけだにあらばとふべきをかたみのみづはみくさゐにけり、などおもひしひしも見えたり、れいのことにてやみにけり、

鬢水入

〔類聚名物考 調度 十〕粉水　けさうみづ　粃裝水

けさう水、或は鬢水とて、それ入る器を俗には鬢水入ともいふ、これ古への泔盃なり、

〔嬉遊笑覽 一下 容儀〕びなんかづらを水に漬て用る器、鬢水入といふ、塗物も金物もあり、形圓扁なり、雛

波などにはびんつけ入れともいへりと見えて、大坂版の前句付に、さても結構な日和さまかな、月代へ鬢付入を頂きて、是は小判金の形に似たるに依て云り、

〔近世奇跡考四〕高尾所置鬢水入圖

表蠟色紅葉金蒔繪

紋かな具、内朱、ふち金いつかけ、

口長さしわたし、三寸四分、横二寸二分、



蓋ニカクノ如キ紋アリ



此器は今より三十とせばかりさき、吉原の駿河屋魚躍といふ者、方圓庵得器におくりあたへしを、ちかごろ某君にたてまつりしとなん、某君予(京傳○)がふるきを好める事をきかせ玉ひ、めして古書畫古器等を見せしめ玉ふついで、此器をも見せ玉ふ、かゝる小器さへ、後の世に傳へて、人のめづるは、まことに高尾がほまれといふべし、

〔甲子夜話七〕貴上ニハ蔓堅、鬢水入トテ有テ、蔓堅ニハ五味子ノ莖ヲ截テ立テ、鬢水入ニハ水ヲイレ、(中略)故ニ貴上ノ品ハ黑漆ニ金銀ノ蒔繪ニシ、卑下ノハ竹筒ニ淺マシキ陶器ノ水入ニテ、婢女モ必コノ物ヲ持リ、今ハ絶テ其品ヲ見ルコトサヘ無ク、稀ニハ蒔繪ノモノ抔、骨董肆ニ見ルノミ、

〔三省錄五附言〕理齋云、むかしは家毎に鬢水入といふかつらを入し器あり、

匜名稱

〔倭名類聚抄十四澡浴〕匜　說文云、匜(移留反、一音移、和名、波邇佐布、)柄中有道、可以注水之器也、俗用楾字、所出未詳、但和名之義、或說云、有柄半插其內、故呼爲半插也、

〔倭名類聚抄十六漆器〕匜　說文云、匜初爾反、一音移、漢語抄幷俗用楾字、所出未詳、或說云、此器有柄半插其中、故名半插也、柄中有道、可以注水之器也、

○按ズルニ、匜ハ倭名類聚抄ニ重出シテ調度部ニハ澡浴具トシ、器皿部ニハ漆器具トシタルハ、其用ト製作トニ由リテ分載セシナラン、

〔箋注倭名類聚抄四漆器〕廣本俗上有漢語抄幷四字、未詳下有或說云此器有柄半插其中故名半插也十六字、按盥條注云、以上二物、具見下澡浴具、則此十六字、後人依澡浴具注增之、非源君之舊、又按楾字、見仁壽二年尼證擴狀、○中略　蓋皇國所製會意字、○中略　按博古圖錄載三代匜、其狀與許氏所云似羹魁合、與皇國半插頗異、然所以盛水沃盥則同、故以匜當半插也、

〔說文解字十二下〕匜似羹魁、柄中有道可以注水、从匚也聲、移爾切、

〔段注說文解字十二下〕匜似羹魁、斗部曰、魁、羹枓也、枓、勺也、匜之狀似羹、勺亦所以挹取也、柄中有道、可㠯注水酒、道者路也、其器有勺、可以盛水盛酒、其柄空中、可使勺中水酒自柄中流出、注於盥槃及飲器也、左傳、奉匜沃盥、杜曰、匜沃盥器也、此注水之匜也、內則敦牟巵匜、非餕莫敢用、鄭曰、巵匜、酒漿器、此注酒之匜也、今大徐本無酒字、小徐有之、酌會刪酒、而以盥器二字冠於似羹魁之上、妄甚、若左傳釋文引說文無酒字、因經注但言盥耳、从匚、此器蓋亦正方、也聲、

〔六書正譌平聲四支上〕乜古匜字、沃盥器也、有流㠯注水象形、歎識有張仲姞乜作也、即乜字大篆、李斯秦刻作乜、小篆省文、今用之、後人又作也、隷作也、借爲助詞、羊者切、詞助之用既多、故正義爲所奪、又加匚爲匜㠯別之、其實一字也、大抵古人因事物制字、今之語助、皆古人器物之字、如之本之艸、乎本吁气、焉本鳥名之類、說文㠯爲女陰象形甚繆、

〔類聚名義抄匚一〕匜ハンサフ

〔伊呂波字類抄波雜物〕匜ハンサウ、柄中有道、可以注水之器也、　楾俗用此字未詳　木泉　半插已上同

〔下學集器財下〕楾ハンサウ

匜製作

匜種類

〔運歩色葉集 葉〕棙(ハンサウ)

〔撮壌集 家具中〕棙(ハンザウ)　匜同　半插同

〔皇大神宮儀式帳〕御食神祭物部、〇中略御波佐布卅二口、

〔大神宮儀式解 十八〕御波佐布は、御匜也、棙の字をも用ゆ、〇中略和名波爾佐布といへば、波左布は半插(ハサウ)の義を云るべし、此物土師器なるは諸書に見ゆ、又陶器にも見えて、造酒式、陶匜六十口と見ゆ、

〔秋斎間語 一〕はざうは、湯水をつぐ物にて、俗にいふ湯桶の類なり、これにゆにても水にてもつぎて、たらゐへうけさする物なるに、近年〇寳暦年間はぐろめの具にたらゐをあやまりて、はざうといふはいかゞ、堂上方元服の調度、官備儀式の器物に、はざうといふはゆつぎなり、いはんやはんぞうとよこなまれるをや、

〔延喜式 十七内匠〕伊勢初斎院装束

棙半插一合、高一尺、周二尺四寸、料漆七合、絹一尺、綿七両、細布二尺、掃墨四合、燒土五合、單功六人、

〔延喜式 四十造酒〕雜給料〇中略

陶匜六十口

〔延喜式 五斎宮〕造備雜物

塗漆匜一口

〔延喜式 四十造酒〕鎭魂祭料〇中略

小匜四口

〔空穂物語 菊の宴 一〕かくてきさいの宮賀、正月廿七日にいでくる、おとねになんつかまつり給ける、まうけられたるもの、〇中略御てうづのてうど、〇中略しろかねのはんざう、〇下略

匜用法

〔大鏡 二左大臣時平〕たゞこの君だち〇時平公達の御中には、大納言源昇の卿御女のはらの顯忠おとゞのみぞ右大臣までなり給へる、その位にて六年おはせしかど、すこしおぼす所やありけん、出てありき給ふにも、家のうちにても、大臣の作法をふるまひ給はず、〇中略又はんざうたらひにて御手すまさず、寢殿のひんがしのまに、たなをして、こおけにちいさきひさげぐして、をかれたれば、仕丁つとめてごとにゆもてまいりていれければ、人してもかけさせ給はず、われ出させ給ひて、御手づからぞすましける、

〔落窪物語 一〕御てうづまいらんと、もとめありきて、御かたにはいづくのはさうたらいかあらん、三の御かたのをとりもてきて、御まへにまいらんとて、かしらかいくだしなどしてゐたり、

〔枕草子 六〕あはれなる物
犬ふせぎのかたより、法師よりきていとよく申侍ぬ、いくかばかりこもらせ給ふべきなどとふ、ゑかゝ〻の人こもらせ給へりなどいひきかせていぬる、すなはち火おけくだ物などもてきつつかす、はんざうに手水などいれて、たらゐの手もなきなどあり、

〔日中行事〕もんどのつかさの御手水をまいる、女官案にすへてもちてまいる、はんざふ二、たらひの中のはんゑろかねのうつは物二すへて、〇略註御やうじ二ぐしてまいらす、

〔後水尾院當時年中行事 上正月〕朔日、四方拜とらの一刻なれば、とうより御ひるなる、常にならします方にて先御手水參る、〇中略是より先に、はいせんの人棙を御手洗の中よりとり出し、うちかへしたるふたをあらためて、御手水をかけ參らす、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀
頒下諸司諸國官符宣旨例〇中略
太政官符、宮內省、

應充行雜器事、○中略 波佐布八口、○中略

右得某國解偁、供奉大嘗會神態料、依例所請如件者、省宜承知、依件充之、○中略

太政官符、民部大藏宮內三省、○中略

宮內○中略 波佐布二口○中略

右得神祇官解偁、供奉大嘗會、其所調度、依例所請如件者、省宜承知、依件充之、

〔康富記〕永享二年十一月十八日乙卯、是日、大嘗祭也、○中略 次著御齋服、有主水司御手水事、陪膳頭右大辨役送藏人左少辨、御手洗楾藏人權辨、御手巾等也、

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料

匜八口

〔延喜式五齋宮〕年料供物

匜手洗各一口、手水案二脚、

〔延喜式五齋宮〕初齋院裝束

楾一合、(中略)上供物已

〔類聚雜要抄三五節雜事〕

一盥具　手洗二口大小　貫簀打敷　楾二口○中略

一舞師房裝束○中略　楾一口　手洗一口○中略

一祿法　大師○中略　楾一口　手洗一口○中略　小師○中略　楾一口　手洗一口

〔北山抄四拾遺雜抄〕御元服儀

當日早朝、所司設御冠座於紫宸殿御帳內之南面、○中略 又設洗器於殿東西壇上、盛匜盥於案上、○下略

〔長秋記〕大治四年正月一日庚辰、皇帝○崇德 加元服也、○中略 攝政○藤原忠通 昇西壇、立洗器北南面 主水正資

盛取棉立壇下、北面○中略 右兵衞督伊通○藤原 昇西壇、經洗器西立、其南東向 受棉向攝政、攝政洗手、當于手洗實也事了以棉返給資盛。○下略

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子近衞○加冠、○中略 御元服式○中略 當日早朝所司、○中略
又設洗器於殿東西壇上、盛盥於案上、○下略

〔玉海〕嘉應二年十月五日辛亥、資長卿來談、來事多是御元服高倉○之間事也、三年正月三日戊寅、天皇渡御南殿北廂、○中略 其儀、○中略 自壇上南行、就洗器西頭取棉、主水正傳取獻之 大相國忠雅○藤原 給笏於隨身、久安故殿藤原忠通給笏於隨身、洗手不歟了、納言忠親○藤原 返棉、

〔薩戒記〕永享五年正月三日戊午、今日有天皇後花園○御元服事、○中略 此間左相府義敎○ 就西壇上洗手、新宰相中將實雅、主水佐ム、內藏權助職貞勤之、相公羽林入宜仁門代於軒廊立案坤方、讓中務取棉沃水、○下略

〔北山抄四拾遺雜抄〕皇太子加元服儀加載記文
其日平明、所司裝束紫宸殿、其儀、○中略 主水司東軒廊西第二間北邊設洗手具、棉洗手手巾等、置八足机上、(中略)應和記云、官先一日、召御所司、令進其具、棉洗手各一具、(中略)內藏寮進、

〔江家次第十七〕東宮御元服
主水司東軒廊西第二間北邊、設洗手具、棉洗手巾等、置八尺机上、

〔東寺要集二〕入道无品親王性信、治安三年三月七日庚午、於仁和寺觀音院授兩部傳法灌頂。○中略
一大阿闍梨御房○中略 棉手洗各一口

〔類聚雜要抄二調度〕立調度例事
保延六年十一月四日甲辰、土御門內裏移御。土御門烏丸南面 夜御殿幷晝御帳帷、鏡、懸角、雜事等如常、○中略
棉一口入水○中略
康治二年七月十一日丙寅、前齋院統子、一院御女、三條殿移御、三條室町東○中略北 御車西面之四足ニ遣向、暫在天

反閉、陰陽師頭參向、黃牛二頭、同門之內、左右之脇ニ向、奥引立、䧺府官人水𣑥左入火童女從₂中門內₁步出、各諸大夫一人相具、中門之砌ニ立、廳官二人持₂𣑥燭等₁相副、御車遣入時、水燭二人頗步出天大藏卿通職續松火ニ寄、童女燭ニ付之天立直天中門ヲ還入天於₂御車前₁天、橋隱砌ニ參寄、本付、諸大夫二人各取₂燭𣑥等₁天從₂橋隱間₁參入志天、燈爐油付、水童女持物、各交帶之後、卽侍相具天從₂東中間₁出畢反閉、

匜袋

〔延喜式主水四十〕供御年料中宮亦同

兩。面。袋。二口、一口御匜料、一口盥料、油絁覆二條、一條御膳櫃料、一條牙床料、油。絁。袋。二口、一口御匜料、一口御盥料、已上四物並著₂絁裏₁、○中略紺布一丈、燎₂御盥水₁釜覆料、○中略

右便納₂司家₁、隨時出用、

匜雜載

〔榮花物語十九御裳著〕御くしあげのないしのすけのこよひ○治安三年四月一日のつぼね、えもいはずしつらはせたまへり、○中略こよひの御まへのものども、やがて給はりたる、つぼねには、びやうぶきちやう、二かい、すゞりのはこ、くしのはこ、ひとり、はんざう、たらひ、たゞみまで、のこりなくたまはる、

〔辨內侍日記下〕常の御所には、きやうようの丸、いかけぢに、ほらがひをすりたる御づし、御手ばこ二、御すゞり、御はんざう、たらひ、○下略

〔今昔物語十九〕內記慶滋保胤出家語第三

今昔、□□天皇ノ御代ニ、內記慶滋ノ保胤ト云フ者有ケリ、○中略石藏ト云フ所ニ住ケル時キニ、冷ミ過シテ腹解ニケリ、厠ニ行キヌル間ダ、隣ノ房ニ有ケル法師ノ聞ケバ、厠ニ居タリケル者ハ、𣑥ノ水ヲ泛泛ス樣也、

〔長門本平家物語十九〕昌明太刀をなげ捨て、得たりおうといだきたり、上になり下に成するに、大源次宗安大石をとり、十郎藏人のひたひをちやうと打わりたり、○中略さて藏人を引をこしてみ

多志良加　盥器槽

れば、額より流る丶血は、棙の水をこぼすが如し、

〔今昔物語二十八〕中納言紀長谷雄家顯狗語第廿九

今昔、中納言紀ノ長谷雄ト云フ博士有ケリ、才賢ク悟廣クシテ、世ニ並ビ無ク、止事无キ者ニテハ有ケレドモ、陰陽ノ方ヲナム何ニモ不知ザリケル、而ル間、狗ノ常ニ出來テ、築垣ヲ越ツヽ屎ヲシケレバ、此レヲ怪ト思テ、□□ノ□□ト云フ陰陽師ニ、此ノ事ノ吉凶ヲ問タリケレバ、其ノ月ノ某ノ日、家ノ内ニ鬼現ズル事有ラムトス、但シ人ヲ犯シ祟ヲ可成キ者ニハ非ズト占タリケレバ、其ノ日、物忌ヲ可爲キナヽリト云テ止ヌ、而ル間、其ノ物忌ノ日ニ成テ、其ノ事忘レテ物忌ヲモ不爲ザリケリ、然テ學生共ヲ集メテ作文シテ居タリケルニ、文頌スル盛ニ、傍ニ物共取置タリケル、中略○塗籠ノ戸ヲ少シ引開タリケルヨリ、動出ル者有ルヲ見レバ、長二尺許リ有ル者ノ、身ハ白クテ頰ハ黑シ、角ノ一ツ生テ黑シ、足四ツ有テ白シ、此レヲ見テ皆人恐迷フ事无限シ、而ルニ其ノ中ニ一人ノ人思量有リ心强カリケル者ニテ、立走ルマヽニ、此ノ鬼ノ頭ノ方ヲハタト蹴タリケレバ、頭ノ方ノ黑キ物ヲ蹴抜キツ、其ノ時ニ見レバ、白キ狗ノ行ト哭テ立テリ、早ウ狗ノ棙ヲ頭ニ指入タリケルヲ、棙ヲ蹴抜タルマヽニ見レバ、狗ノ夜ル塗籠ニ入ニケルガ、棙ニ頭ヲ指入テケルヲ否不引出テ鳴ク音ノ怪シキ也ケリ、其レガ走リ出タルヲ、物恐ヲ不爲ズ量リ有ケル者ノ、狗ノ然カ有ケル也ケリト見テ、蹴顯シタル也ケリ、

〔書言字考節用集器財七〕多之良加（タシラカ）納水之器

〔倭訓栞中編多十三〕たしらか　延喜式に、多志良加一口と見えたり、尼瓶に似たりといへり、水を入る器なり、江次第に見ゆ、日本紀に、手白香皇女ましませり、

〔古事記傳四十三〕手白髮（タシラカノ）郎女、白髮は借字なり、御名瓱器の名なり、貞觀儀式大嘗會儀に水部一人執多志良加、○中略主計式に、多志羅加二口、受二斗一また手白（タシ）髮（ラカ）𨏍（ベ）四口などある是なり、水部執とあるを思へば、水を入るゝ器にや、

又受一斗ともあれば、やゝ大なる器と見ゆ、此物和名抄には見えず、さて御名に負と坐るは其由あるべし、

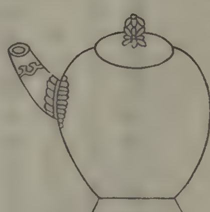
〔多志良加考〕延喜式神今食大嘗祭云、多志良加四口、

タシラカは、御手水を入る器なり、今のハンサウは、此遺製にて、名をかへたる物也、

村井古巖所傳多志良加の圖



はんさうの圖



ハンサウは字音なり、和名類聚鈔澡浴具匜、說文云、匜移爾反、一音移、和名波邇佐布、柄中有道、可以注水之器也、俗用楾字、所出未詳、但和名之義、或說云、有柄半插其內、故呼爲半插也、

弘賢按ずるに、延喜式神今食に匜をハサウとよみしハ、和名抄以後につけしなるべし、匜と多志良加とならべ載たれば、をのづから別物なりし事あきらけし、匜は丈ひきく長き物にて、タシラカとはおなじからざれども、匜字の注釋、タシラカニ似たる所あるより、ハンサウとよびならはせしなるべし、〇中略タシラカの義詳ならずしゐていはゞ、タとは手の義、シラはしらけの義にて、淨むる意にてもあるべき歟、カとはミカ、ヒラカなどいひし同じ義にて、瓷器の名なるべし、

文化十二年正月　源弘賢

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日、亥一剋供神膳、其次第自柏殿東、其行列次第、〇中略次主水

司水取連一人執蝦鰭船、是土手洗也　次水部一人執多志良加、土瓶也

〔儀式一〕六月十一日神今食儀十二月准此

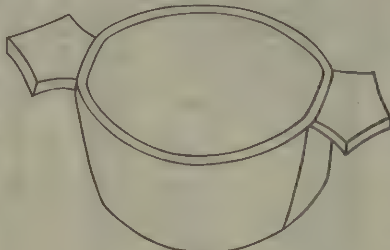
亥一刻薦御膳、其行立次第、○中略　次水取連一人、執海老鰭槽　次水部一人、執多志良加

〔寶石類書五神祇〕鰕鰭船幷蛤鰭槽

三箇重事、ゑびのはた舟といふは、御手洗の具也、

宗○紀宗直云、の、宮殿御考、ゑびのはた舟、當時出納調進之、○下略

〔大嘗會指圖〕



鰕鰭槽二
長一尺三寸壹分
鰭長各二寸四分
幅四寸八分
高四寸八分

〔延喜式一四時祭〕供神今食料

多志良加四口、○中略　蛤鰭槽二隻、○中略

右供御雜物、各付內膳主水等司、神祇官官人率神部等、夕曉兩般、參入內裏、供奉其事、所供雜物、祭訖卽給中臣忌部宮主等、一同大嘗會例、

〔延喜式　三十一宮內〕供奉神事諸司行列
次主水司水取連一人、(執蝦鰭槽)次水部一人、(執多志良加)

〔延喜式　二四時祭〕供新嘗料
多志良加四口、○中略蚡鰭槽二隻、○中略
右依前件、其御贖大殿忌火庭火等祭料、並准神今食、

〔延喜式　五齋宮〕供神嘗料
都婆波、多志良加各四口、○中略蝦鰭槽二隻、○中略
供神嘗料(卜八男十女)
蝦鰭槽二口、(中略)已上當國充之、○中略多志良加四口、(中略)已上美濃國充之、○中略
右主神司并膳部所請

〔儀式　三〕踐祚大嘗祭儀
亥一刻供御膳、四刻撤之、其次第也、○中略水取一人執海老鰭盥槽、次之、水部一人執多志良加、次之、

〔延喜式　七踐祚大嘗祭〕薦悠紀御膳、(亥一刻進、四刻退、)行立次第、○中略主水司水取連一人、(執蝦鰭盥槽、)水部一人、(執多志良加、)

〔儀式　四〕踐祚大嘗祭儀
須下諸司諸國、官符宣旨例、○中略
太政官符諸國(每國有符)
應造新器○中略
參河國○中略多志良加八口○中略
以前得神祇官解偁、爲供奉大嘗會、應須雜物、○中略具如上件者、國承知一事以上依例行之、事有期會、不得闕怠、○中略

水瓶

太政官符宮內省

應充行雜器事(中略)多志良加、陶碓各四口、(中略)

右得某國解偁、供奉大嘗會神態料、依例所請如件者、省宜承知、依件充之、(中略)

太政官符、民部大藏宮內三省、

民部　海老鰭槽一隻(中略)宮內(中略)多志良加二口、(中略)

右得神祇官解偁、供奉大嘗會、其所調度、依例所請如件者、省宜承知、依件充之、

〔北山抄五〕大嘗會事

主殿寮供御浴、自東戸供之、即著祭服、(中略)清涼抄云、式云、水部一人執廻立多之良加者、而天慶九年於嘗殿供御盥失也、云々、仁和四年記云、內侍奉御盥四度、號腰盥、次主水司供御盥者、檢式文、雖載弘仁宮內式、延喜式省之、猶依近例於嘗殿可供歟、

〔江家次第十五〕大嘗會

亥一剋供御膳(中略)水取連一人、執海老鰭槽次之、水部一人、執多之良加次之、(中略)次八姬之中二人、相分共舁海老鰭槽、置御前短帖、(中略)次取水部所持多之良加、謂之入水瓶授姬退候戸外、御手水供了、三沃爲限、候戸外之姬、伺御盥畢參入、取多之良加却返給水部、(中略)姬又歸參、次第取刷巾等匣退出、又進與留姬共舁槽、退出、

〔延喜式二十四主計〕左右京　調輸錢(中略)

東山道　美濃國行程、上四日、下二日、　調(中略)手白髮毬四口

〔倭名類聚抄十三僧坊具〕水瓶　因果經云、善惠仙人、被鹿皮執水瓶、和名、美豆加米、

〔過去現在因果經一〕爾時、善慧仙人、在於山中、得五奇特夢、(中略)得此夢已、即大驚悟、心自念言、我今此夢、非爲小緣、當以問誰、宜入城內問諸智者、作是念已、被倭名類聚抄、被、舊作披、據改、鹿皮衣、手執水。瓶。及杖繖蓋、行入城邑、(下略)

〔類聚名義抄 九瓦〕水瓶ミヅカメ ミカ

〔饅頭屋本節用集 財寶〕水瓶スイビン ミヅカ

〔書言字考節用集 七器財〕水瓶スイビン

〔今昔物語 二十〕清瀧河奥聖人成慢悔語第卅九

今昔、清瀧河ノ奥ニ菴ヲ造テ、年來行僧有ケリ、水瓶ニ水ヲ入レムト思フ時ハ、水瓶ヲ令飛テ此ノ河水ヲ汲セテ年ヲ經レバ、此許(カバカリノ)行人ハ不有(アラジカシ)ト自ラ時々思ケル時モ有ケリ、然ル慢ノ心有ルハ惡キ事トモ智リ无キガ故ニ不知、而ル間時々其ノ菴ノ水上ヨリ、水瓶飛ビ來テ水ヲ汲ム、〇下略

〇按ズルニ、此ノ水瓶ハ卽チ軍持ナリ、故ニ聊カ此ニ載セタリ、

〔百丈清規 下〕辨道具

濾水囊　增輝記云、爲器雖小、其功甚大、爲護生命、故中華僧鮮有受持、准律標示、根本百一羯磨云、水羅有五種、〇中略 二法瓶、陰陽瓶也 三軍遲、以絹繫口、以繩懸沉於水、待滿引出、

〔南海寄歸內法傳 一〕七晨旦觀蟲

凡是經宿之水、旦不看者、有蟲無蟲、律云用皆招罪、然護生取水、多種不同、井處施行、此羅最要、河池之處、或可安權用陰陽瓶、權時濟事、

〔海人藻芥〕手洗水ヲ置中居邊、棙水瓶ヲ入手洗中置之、提ヲバ不入置之事也、〇中略

水瓶ヲバ入手洗、力者持之、〇下略

〔今昔物語 十二〕僧死後舌殘在山誦法花語第卅一

今昔、阿倍ノ天皇〇孝謙ノ御代ニ、紀伊ノ國牟婁ノ郡熊野ノ村ニ、永興禪師ト云僧有ケリ、〇中略 其ノ邊ノ人、禪師ヲ貴ブガ故ニ此ノ人ヲ菩薩ト云フ、〇中略 如此クシテ其ノ所ニ有ル間、一ノ僧有テ、此ノ菩薩ノ所ニ來ル、何レノ所ヨリ來レリト云フ事ヲ不知ズ、持テル所ノ物法花經一部、小字ニシ

テ一卷寫セリ、白銅ノ水瓶繩床一足也、〇下略

〔新猿樂記〕水瓶(中略)已上鑄物

〔東大寺正倉院御開封記錄〕水瓶　三、内一木、一金、一瑠璃子、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合水瓱肆拾五口佛物卅六口之中、二口漢軍持、三口胡軍持、十九口薰瓶、十一口柘榴瓱、一口洗豆瓱、菩薩物一口、通物四口、木叉分物四口、〇中略

以上資財等、天平十八年本記所定、注顯如件、

〔南海寄歸内法傳〕一六水有二瓶

凡水分淨觸、瓶有二二枚、淨者咸用瓦瓷、觸者任兼銅鐵、淨擬非時飮用、觸乃便利所須、淨則淨手方持、必須安著淨處、觸乃觸手隨執、可於觸處置之、唯斯淨瓶及新淨器所盛之水、非時合飮、餘器盛者、名爲時水、中前受飮、卽是無愆、若於午後飮便有過、其作瓶法、蓋須連口、頂出尖臺、可高兩指、上通小穴、麤如銅箸、飮水可在此中、傍邊則別開圓孔、罐口令上、豎高兩指、孔如錢許、添水宜於此處、可受二三升、小成無用、斯之二穴恐蟲塵入、或可著蓋、或以竹木、或將布葉而裹塞之、彼有梵僧、取製而造、若取水時、必須洗内令塵垢盡、方始納新、豈容水則不分淨觸、但畜一小銅瓶、著蓋插口、傾水流散、不堪受用、難分淨觸、中間有垢有氣、不堪停水、一升兩合、隨事皆闕、其瓶袋法式、可取布長二尺、寬一尺許、角襵兩頭、對處縫合、於兩角頭連施一襻、纔長一磔、内瓶在中、掛髆而去、乞食鉢袋樣亦同此、

〔瑩山和尚清規月中行事上〕菩薩戒布薩式

維那先問訊、抽身歷後進淨水前問訊、長跪合掌、唱淨水偈云、〇中略　偈畢、右手取淨水瓶、左掌受淨水、兩手灌洗、〇中略　偈畢、淨水人唱淨水偈、維那左手取香湯瓶、右掌受香水、兩手灌洗、而左手取手巾拭畢、且待淨水人洗手了、

〔八丈清規下〕辨道具

淨瓶　梵語捃稚迦、此云瓶、常貯水隨身以用淨手、寄歸傳云、軍遲有二、若甆瓦者、是淨用、若銅鐵者是觸用、

〔南海寄歸內法傳一〕五食罷去穢

食罷之時、或以器承、或在屏處、或向渠竇、或可臨階、或自持瓶、或令人授水、手必淨洗、○中略次取淨瓶之水、盛以螺盃、或用鮮葉、或以手承、其器及手必須三屑淨揩、豆屑、土乾、牛糞、洗令去膩、或於屏隱淨瓶注口、若居顯處、律有遮文、○中略

九受齋軌則

其施主家、設食之處、地必牛糞淨塗、各別安小牀座、復須淸淨坑瓮預多貯水、僧徒既至、解開衣紐、安置淨瓶、卽宜看水、若無蟲者、用之濯足、然後各就小牀、停息片時、察其早晚、日既將午、施主白言時至、法衆乃反攝上衣、兩角前繫、下邊右角壓在腰絛、左邊或屑或土、澡手令淨、或施主授水、或自用軍遲、隨時濟事、重來踞坐、受其器葉、以水略洗、勿使橫流、

〔南海寄歸內法傳三〕十八便利之事

便利之事、略出其儀、下著洗浴之裙、上披僧脚崎服、次取觸瓶、添水令滿、持將上廁、閉戶遮身、○中略復將三丸入於廁內、安在一邊、一將拭體、一用洗身、洗身之法、須將左手、先以水洗、後兼土淨、○中略既洗淨了、方以右手牽下其衣、瓶安置一邊、右手撥開傍居、還將右手提瓶而出、或以左臂抱瓶、拳其左手、可用右手關戶而去、就彼土處、蹲坐一邊、若須坐物、隨時量處、置瓶左髀之上、可以左臂向下壓之、先取近身一七塊土、別別洗其左手、後用餘七、一一兩手俱淨、其塼木上、必須淨洗、餘有一丸、將洗瓶器、次洗臂腨及足、並令淸潔、然後隨情而去、此瓶之水、不入口脣、重至房中、以淨瓶水漱口、若其事至觸此瓶者、還須洗手漱口、方可執餘器具、斯乃大便之儀、麤說如此、○中略添瓶之罐、著柴爲佳、如畜君持、准前爲矣、銅瓶插蓋而口寬、元來不中洗淨、若其腹邊別爲一孔、頂上以錫錮之、高出尖臺、中安小孔、

此亦權當時須也、

〔延喜式 三十四 木工〕神事幷年料供御居水𨏍案、長四尺五寸、廣二尺、高二尺、厚八分、長功二人、中功二人半、短功三人、

〔書言字考節用集 七 器財〕水注子 スヰサシ

〔頭書增補訓蒙圖彙 十一 器用〕注子は水さし、𣹟盥、湯釜に、湯のあつきとき、水をうめる具なり、

注子（ちうし、みづさし）



〔事物紀原 八 什物器用〕注子 事始曰、唐元和初、酌酒用樽勺、雖十數人、一樽一杓、挹酒了無遺滴、無幾改用注子、雖起自元和時、而輒失其所造之人、

〔和漢茶誌 二〕注子 水壺也、金紫銅胡銅之屬、今俗名其器云金水指、

古者用金紫銅、元明皆以胡銅爲之、今亦同、又有鐵製、或有水提點、其說詳於居家必備、傍有兩耳者、其形大小低昂、任人之所用、本國有水瓶、其形各異、間有銅鐵、或花紋禽獸鑄之雕之、又有眞鍮白銅、白銅者尙南蠻之製、胡銅者其次也、朝鮮白銅又其次也、本邦用陶器、出於伊賀、信樂、備前、唐津、且京師東乾山亦造之、然經緯剛柔之理、不能得其趣、又曰有染付之製、摸草木山澤花鳥雲堂之屬、間亦加金銀以銷鑠之、漢土器亦然、其瓷膚青白者、皆雪脚不浮也、

又曰、京師有樂燒、其形各異、其色有赤黑、(○下略)

○按ズルニ、茶湯ニ用キル注子ノ事ハ、遊戲部茶湯具篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

手湯戸

〔延喜式 五齋宮〕初齋院裝束

手湯戸一合(加臺(中略)已上供物)

〔延喜式 四十主水〕供御年料(中宮亦同)

手湯戸一具(加臺并杓)手洗槽三口、(已上二種隨損請替)

〔延喜式 五齋宮〕供新嘗料(卜八男十女)

手湯瓫二口(已上家充之○中略)

右主神司幷膳部所請

〔延喜式 二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、(○中略)一丁(○中略)手湯瓫二口、(徑六寸、受二斗、○中略)　河內國(行程一里)　調(○中略)　手湯瓫四百十三口

○按ズルニ、手湯瓫ハ、手湯瓫ト別物ニヤ、又ハ文字ノ誤ニヤ、但シ字書ニハ何レモ盆ト同ジトアレバ、猶ホ通用ナランカ、

〔延喜式 十七內匠〕漆供御雜器

手湯戸一口、(周五尺八寸五分、高二尺五寸五分、)蓋一枚、(周三尺五分)料漆三升、搗墨五合、貲布九尺、綿一斤四兩、絁布各一尺二寸、油二合、功五人大半、

伊勢初齋院裝束

手湯戸一合、(周五尺、高一尺四寸、)臺一脚、料漆二升五合、絹一尺五寸、綿一屯、細布一尺五寸、貲布八尺、搗墨五合、燒土一升、油二合、炭五斗、單功八人、

〔延喜式 三十四木工〕神事幷年料供御

轆轤手湯戸盆、（口徑一尺八寸、高一尺三寸、）長功四人、（工一人、夫三人、）中功四人半、短功五人、

〔延喜式　四十三主膳〕年料

手湯戸一口（口濶九寸、底濶一尺一寸、腹徑一尺九寸、深一尺三寸、〇中略）

右坊依主膳監解、申官請受、餘監署所請物准此、

〔儀式　四〕踐祚大嘗祭儀

頒下諸司諸國官符宣旨例（〇中略）

太政官符諸國（每國有符）

應造新器

河內國（〇中略）　御手湯瓮十六口（〇中略）　已上御料（〇中略）

以前得神祇官解偁、爲供奉大嘗會應須雜物幷潔祓具、如上件者、國承知、一事以上、依例行之、事有期會、不得闕怠、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、早旦着行事所、大嘗會威儀御物幷副御調度內覽、（〇中略）

大嘗會悠紀所　注進御物目錄事（〇中略）

白銅物（〇中略）　手湯戸一具

〔延喜式　一四時祭〕供神今食料

土手湯盆二口（〇中略）

右供御雜物、各付內膳主水等司、神祇官官人率神部等、夕曉兩般、參入內裏供奉其事、所供雜物、祭訖卽給中臣忌部宮主等、一同大嘗會例、

〔延喜式　二四時祭〕供新嘗料

土手湯瓮二口（〇中略）

右依前件、其御贖大殿忌火庭火等祭料、並准神今食、

缶　罍　手水桶

〔延喜式 五齋宮〕供新嘗料
土手湯盆、陶手洗各二口、

〔延喜式 四十主膳〕年料
缶四口 二口納漿、二口汲水、部手水料、〇中略

右坊依主膳監解、申官請受、餘監署所請物准此、

〔江家次第 七六月〕解齋事 謂六月十二月十一日後晩、十一月中卯日後晩、
御手水大床子南頭、立白木机一脚、〇中略 其南立白木八足机一脚、其上居缶一口、盛御手水、長經記二口云云、近代如此、杓一口、

〔紫式部日記〕御ゆどのは、とりの時とか、〇中略 そのおけすへたるだいなど、みなしろきおほひしたり、〇中略 みづし二、きよいこの命婦、はりま、とりつぎてうめつゝ、女房二人、大もく、むまくみわたして、御ほどき十六にあまればいる、

〇按ズルニ、水ヲ以テ湯ニ投ジタルヲ釜ニスルヽナリ、卽チ洗兒ノ用ニ供スルナリ、

〔延喜式 二十大學〕饋享
大祝還罇所、謁者引頭詣罍洗、盥手洗爵、〇下略

〔正字通 未缶〕罍 盧回切音雷、酒器、又盥器、畫爲雲雷之象、〇下略

〔延喜式 五十雜〕諸國釋奠式
器數〇中略 盥罍一 實水〇中略
職掌〇中略 洗所三人 〔中略〕一執罍、掌獻官盥具事、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕御西淨之内に棚あり、〇中略 桶杓あり、御手水をも桶にて置同杓、何も黑塗テマキヱアリ

〔融通念佛緣起下〕



〔沙石集三下〕律學者之學與行相違事
故笠置ノ解脫上人、如法ノ律義興隆ノ志深クシテ、六人ノ器量ノ仁ヲヱラビテ、持齋シ律學セシムトイヘドモ、時イタラザリケルニヤ、皆正體ナキ事ニテアリケレドモ、堂衆ノ中ニ器量ノ仁ヲ以常喜院ト云所ニテ、夏中ノ間律學シ侍リ、〇中略サテ彼六人ノ內ニ、名モ承リシカドモ忘レ侍リ、持齋モヤブリテ、僧房ニ同宿兒共アマタヲキテ、昔ノ儀スタレハテヽ、兒ニクハセントテ、サヲ河トイフ河ニテ魚ヲトラセテ、我身ハヒタイツキノ內ニキテ下知シ、弟子ノ僧火タキテ、マヘノ爐ニテ生タル魚ヲニルニ、鍋ノ湯ノアツクナルマヽニ、魚スビツニヲドリオツ、愛弟ノ兒コレヲトリテ手水桶ノ水ニスヽギテ鍋ニ入ル、〇下略

〔下學集下器財〕觸桶同上(東司)具也

〇按ズルニ、觸桶ノ用ハ手水桶ノ如シ、

〔書言字考節用集七器財〕觸桶同上(東司)具

手水鉢

〔道元禪師淸規〕辨道法

大宋諸寺後架無嚼楊枝處、今大佛寺後架構之、兩手把面桶、臨竈頭安桶、把杓汲湯承桶、還來架上、輕手於桶洗面、低細如法、洗眼裏鼻孔耳邊口頭而見淨、不得湯水多費無度而使、漱口吐水於面桶之外、曲躬低頭而洗面、不得直腰濺水於隣桶、兩手掬湯而洗面、勿留垢膩、〈中略〉○不得桶杓喧轟、咳嗽作聲、驚動淸衆、〈下略〉○

〔百丈淸規〕〈下〉列職雜務

淨頭　掃地裝香、換籌洗廁、燒湯添水、須是及時、稍有狼籍、隨卽淨治、手巾淨桶、點檢添換、

〔百丈淸規〕〈下〉日用軌範

輕手揭簾出後架、〈中略〉○輕手取盆洗面、湯不宜多、〈中略〉○嗽口吐水、須低頭以手引下、直腰吐水、恐濺隣桶、不得洗頭、有四件自他不利、〈中略〉○一汗桶不得以唾涕汚面桶、〈中略〉○右手提水、入廁換鞋、不得參差、安淨桶在前、鳴指三下、驚噉糞鬼、蹲身令正、不得努氣作聲、〈中略〉○不得以水澆兩邊、左手洗淨、讓大指第二第三指、不得多用籌子、〈中略〉○淨桶安舊處、以乾手安內衣入袴、以乾手開門、左手提桶出、〈下略〉○

〔色音論〈末〉〕東にみゆる淺草の觀世音にもまゐらんと、〈中略〉○御堂になれば、手水ばち、力及ばぬ大石を、ふねのかたちにつくりなす、〈下略〉○

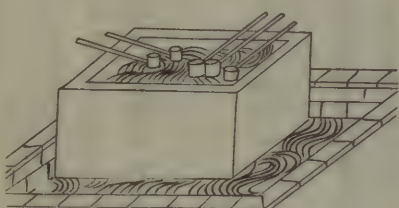
〔嬉遊笑覽〈二下器用〉〕馬ふね、酒ふね何にまれ、横長なる器のたぐひなぞらへて舟といふは、常のことなり、色音論淺草寺の條に、御堂になれば手水鉢、ちから及ばぬ大石を、船の形に作りなすとあるを、めづらしげにいへるものあり、此船の形とあるをいかに思へるにか、天和頃、師宣がかける淺草寺境內の圖に、本堂の前に大なる石の手水鉢の横長なるをかけり、卽是なり、船形といへばとて、艫舳具りて首尾異なるやうに作りしにはあらず、先つ年、大和國なる長谷寺に詣しに、樓門の前に石の器めくものあり、其形凡長サ一丈ばかり、横五尺餘、高サ二尺二三寸もある

べし、其狀石槨とも云べし、こは古き手水鉢と見ゆ、いにしへ參詣群集せし時、かばかりの物にあらずば、足るまじければ也、是に似たる手水鉢の圖、清涼寺融通念佛御緣起の畫中にあり、

〔融通念佛緣起下〕



〔神道名目類聚抄一宮社〕手水所（テウヅトコロ）



杓

〔松屋文集上〕養素園のことば

階ちかく手洗ふべき水いれたるものは、寛文の五とせといひしとしに、つくれりし、堀川のかはかみなる、かめのはしのはしぐひの石なりとぞ、

〔人倫訓蒙圖彙四〕庭石屋　海山の石、壽石、石船、井筒、石樋、手水鉢等也、京万壽寺通、烏丸の西、大坂は、横堀にあり、

〔饅頭屋本節用集比財寶〕柄杓（ヒシヤク）

〔書言字考節用集七器財〕杓（ヒサク）唐韻斟料　水器　柄杓（ヒシヤクシ）同和俗所用、又作檜杓、

〔雍州府志七土産〕竹屋

柄杓汲湯之具也、竹筒存節二寸許切之、横貫竹柄、以之杓湯井水、檜杉柄杓檜物屋造之、

〔女禮秘傳集〕湯柄杓之事、口の纏り五寸計、深サも五寸計にして、えを一尺五寸計にする也、

〔北山抄四一月〕八日灌佛事

次親王以下進自簀子、入自額間、跪机前、搢笏膝行取黑漆杓、酌東邊鉢水、先酌南鉢水、盃時酌北鉢、膝行灌佛一杓、安杓退而禮佛一度、把笏左廻出自初間、〇下略

〔瑩山和尚清規下年中行事三〕四月七日、〇中略　若膈散行、採華來、宿老龕邊打調、日內莊嚴佛龕、佛前安排、殿主聚採五木、曉更煎取、入淨鉢、立誕生佛、置兩杓、香華供養、

〔蔭戒記〕應永卅二年八月十一日丁丑、今夜釋奠也、〇略　次主水官人供手水、酌水於杓、插紙於木、爲手力、上卿懷中笏被洗手、次予插笏於左腋前方洗手、〇下略

〔譚話浮世風呂四編上〕秋の時候

番公の居ねむりはまだいゝが、湯汲の居睡るのがおそれるせ、今時分はいゝけれど、冬寒くてがたがた震ふをもかまはず、小さな柄杓でだらりだらりと汲やつさ、あんまり心いきがねへ、

搔器

〔禮容筆粹　三〕主貴人之御手水を掛候事、貴人之御手水をかけ候事、右の手にてひしやくのえの中程を持、左にて柄の末を持、たとへば御酌をとり候ごとくかまへて、少も水をかけきる事なく、さら〳〵とかけ可申也、左右順逆は其場の勝手次第なるべし、順とは貴人を我かたに見、左手にてひしやくのさきを取、逆とは主貴人を右の方に見奉りて、左手にてひしやくを深く取、右にてひしやくのえの末を取をいふ也、御ひぢの方へ深くかくれば御小袖に水かゝる事あるべし、尤心得べき也、〇下略

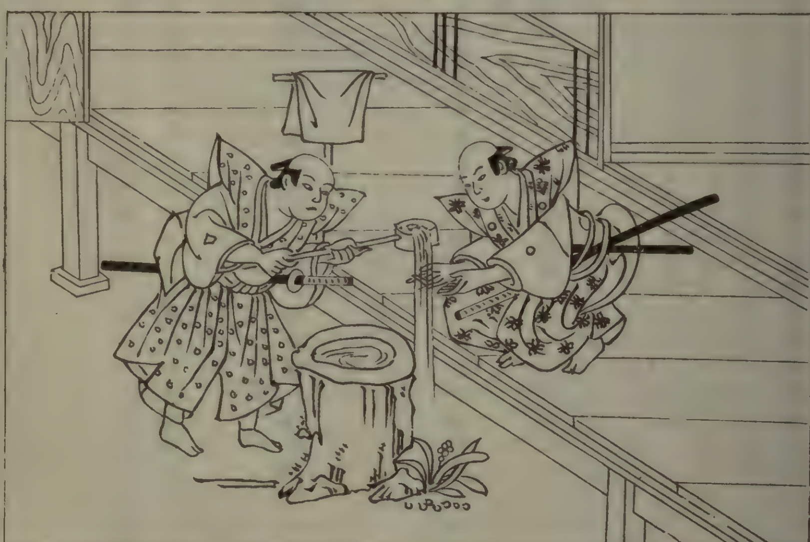
〔下學集　下器財〕搔器カイゲ

〔饅頭屋本節用集　加財寶〕搔器カイゲ

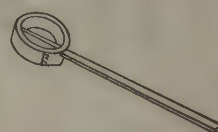
〔女用訓蒙圖彙　一湯殿具〕搔器かいげ

〔商賣往來〕搔器かいげ

〔女用訓蒙圖彙　一湯殿具〕



揺器



升

嗽茶碗

〔海人藻芥〕湯屋風呂ニテ進退ノ事、湯ヲ汲揺筒懸ル所ヘ添二左手一、手ニ湯ヲ添テ懸ル也、不レ添レ手バ湯飛汁散、近處無骨ナル者也、〇下略

〇按ズルニ、揺筒ハ卽チ揺器ト同物ナルベシ、

〔譚話浮世風呂四編上〕秋の時候

先剋風呂へ入たる俳諧師、水舟のわきにかゞみゐて、升から直に水をうちかけて、坊主あたまをくる〳〵と廻しながら、氣味のよささうに、手であらひをる、

〔饅湯來歷〕湯語敎

從二朝暗內一來戽擲　打二晚五ッ一來桝擬

〔女重寶記五女用器財〕嗽茶碗

〔類聚名義抄五水〕漱ウカフ

〔下學集下態藝〕鵜飼嗽也

〔饅頭屋本節用集人倫字〕鵜飼

〔善庵隨筆一〕笈埃隨筆ニ、五山にて、毎日早天に方丈より祖師前へ供膳あり、先拂曉に銅盤に湯

を入れ、手巾を添て奉る、其後白粥を供ふ、未明に至り齋飯調菜をよく煮、念を入て鹽梅し、輪番の僧に供し奉る、四季に衣服をも奉る也、されば俗間に早朝に起て手水し口漱をウガイといふは卯粥なり、事は佛氏に出るとて、瑯琊代醉編卷二十ニ、周朴唐末詩人、寓於閩中僧寺、假丈室以居、不飲酒茹葷、塊然獨處、諸僧晨粥卯食、朴亦携巾盂、赴諸僧中、畢飯而退、率以爲常トアルヲ例證トス、鼎川〇朝謂フ、此說餘リ學問過ギタル考ナリ、烏鬼ヲ使フモノ鵜ヲシテ魚ヲ捕ラシメ、咽喉ヨリ下ヘ下サズシテ吐出セシム、今手水スルモノ湯水ニ口ヲ漱ギ咽喉ヨリ下ニ下サズシテ吐出スル、恰モ鵜飼ノ如クナレバトテ、鵜飼トイフ說ノ簡明朴實ナルニ如ズ、

〔女用訓蒙圖彙二〕同御厨子黒棚かざりの事
同中の棚、略〇中左は、略〇中鵜飼天目二つそえてかざるべし、

楊枝名稱

〔倭名類聚抄十四澡浴具〕楊枝　溫室經云、七物其六曰、楊枝、

〔伊呂波字類抄也雜物〕楊枝ヤウジ

〔下學集器財下〕楊枝ヤウジ梵網之疏云、齒木也、

〔饅頭屋本節用集也財寶〕楊枝ヤウジ

〔大和本草十二雜木〕黒モジ　山中ニ生ズ、略〇中皮黒クシテ香氣アリ、故ニ是ヲ用テ牙枝ヤウジトス、皮ヲツケ用ユ、

楊枝製作

〔雍州府志七土產〕楊枝　所々剹之、其內下粟田口猿屋爲本、百本或五十本、入桐筥並紙袋、贈遠方、今自四條京極西至祇園町特多、其木自河內國玉串村出者爲良、豐前國立石之楊枝木爲絕品、各在京師、立石村、堂上萩原家領地也、

楊枝寸法

〔塵囊抄十一〕用楊枝功能幷寸法アリト云、如何、略〇中
次寸法事、三寸ヲ最小トシ、一尺二寸ヲ最大トス、其中間ハ可任意歟、諸經要集云、僧祇律云、極長十

楊枝種類

六指、極短四指、以上、若无ㇾ齒者、當ㇾ用ㇾ灰ト云云、今此四指ノ量ヲ三寸トスル事、倶舍ニ舒二一肘一ヲ、一尺八寸ト定テ、廿四指肘ト云リ、然バ四指ハ是三寸ニ當レリ、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕楊枝〇中略寸法の事、僧祇律云、極長十六指、極短四指とあり、今此四指を三寸とするを、倶舍に一肘を舒て一尺八寸と定めて、廿四指肘といへり、然れば四指は三寸に當れり、最大なるは一尺二寸、最小三寸、其中は意に任すべしと、右は古代に定れる法也、今〇文政年間四寸より六寸の間を用ふといへり、延寶に遊冶郎用る處のやうじ寸法かくの如し、〔中略〕古畫を見るに、寛永前後天和貞享ごろ迄もやうじの大さ同じやうなり、

〔大和本草十二雜木〕白楊〇〇本草喬木部ニアリ、京都四條邊コレヲ牙杖(ヤウジ)ニケヅリウル、又扇宮ニモコレヲ用ユ、故ニハコ柳ト云、葉ハ梨ノゴトシ、又桐ニ似テ小ナリ、實ハ椋ノ實ホドアリ、冬熟シテ紅ナリ、洛外處々ニアリ、筑紫ニテハ犬桐ト云、葉桐ニ似タレバナリ、又木理柳ニ似タリ、故ニ葉ハ柳ニ似ズトイヘドモ、中華ニテハ白楊ト云、京都ニテハハコヤナギト云、

〔和漢三才圖會八十三喬木〕柳〇中略

柳枝　去ㇾ風、消ㇾ腫止ㇾ痛、作二浴湯膏藥牙齒藥一、又其嫩枝削爲二牙杖一、滌ㇾ齒最妙、

〔和漢三才圖會八十三喬木〕贅柳(こぶやなぎ)〇〇　正字未ㇾ詳

按、贅柳生二山谷一叢生、高五六尺、葉似二白楊葉一而花穗與ㇾ柳無ㇾ異、其木枝皆有二縱脈起一、剝ㇾ皮如二堆文一、亦似二人肬贅一、故呼曰二贅柳一、木理濃美、可三以作二牙杖一、

〔人倫訓蒙圖彙五〕楊枝師　打楊枝、平楊枝、品々あり、木は、〇中略加賀國越前よりいづるは、こぶある木なり、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕箕山大鑑に、楊枝は、こぶにて直なるよし、房かみたるを用、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕こぶとは、こぶ柳をいふ也、

〔大和本草 雜木十二〕黑モジ　山中ニ生ズ、葉ハ漆ニ似テ、又椵ニ似タリ、葉ニ大小ノ異アリ、多ハ葉落ツ、皮黑クシテ香氣アリ、故ニ是ヲ用テ牙杖(ヤウジ)トス、皮ヲツケ用ユ、

○按ズルニ、近世小楊枝ヲ作ルニハ、多ク此木ヲ用キルナリ、

〔嬉遊笑覽 二中服飾〕今牙杖に削り造る木、黑もじ、かんぼく、白楊等あり、黑もじは、木の高さ一丈許に至り、葉椎に似て鋸齒なし、春若葉の出る時黃花咲、秋丸き實なる椵に似たり、皮は色青く、黑き斑あり、

〔和漢三才圖會 二十五容飾具〕楊枝　剔牙棒　齒木 ○中略

按、楊枝卽削楊柳枝、抒(さし)牙齒間者也、桃枝亦佳、但有節者不可用、

〔嬉遊笑覽 二中服飾〕かんぼく、同書〇大和本草云、肝木、漢名未詳云々、この木江戸にも處々にあり、葉は對生にして三尖なり、形楓葉に似て大さ一寸許、木はひよどり上戸に似たり、香氣あり、これには大和本草にも牙杖にするよしを云ず、

〔都風俗化粧傳 上顏面〕疣をとる傳

杉楊枝にて疣をなで、其やうじを黑やきにして、(やうじに火をつけ、ちやわんにてふせ置べし、)粉にして、胡麻の油にてとき、疣に付べし、

〔類聚名物考 調度十〕楊枝 ○中略 世に傳へし天滿宮の御詠といふものにも、竹のやうじと見えしは、まことゝも思はれねども、これらも、久しき證にや、

〔嬉遊笑覽 二中服飾〕牙杖の原、竹をも用ひたり、然るに菅家神詠とて、みる石の面に物は書ざりき竹のやうじもつかはざりけり、と云る歌を傳へたるは、何ものゝ、さかしらなりけん、抑意義なき事ながら、そのかみさる俗習ありしにこそ、

○按ズルニ、本文ノ竹ノ楊枝ノ歌ハ、類聚叢林和歌集卷四十二ニ菅家御詠トシテ之ヲ擧ゲタ

リ、以テ其古クヨリ世ニ行ハレタルモノナルヲ見ルベシ、

〔西鶴織留〕一古帳より八十八人口

今是のおかたの常住の風俗を見るに、○中略爐燵にむらさきぶとんをかけ、茶繻子の引敷、延の鼻紙に壺打のやうじ取添へ、たばこの火に、伽羅を燒かけ、せんじ茶を、臺天目にてはこばせ、手もとに源氏物語、いたづらに氣を移す事を、年中の仕事にして、○下略

〔嬉遊笑覽〕二中服飾西鶴織留に、傾城が人の妻となりたる處に、延の鼻紙に壺打のやうじ取添云々、その繪に、今のふさやうじの形をかけり、食後には必是を用ひたる也、

〔男色大鑑〕四詠めつゞけし老木の花の頃

今年主水○玉島は六十三、半右衞門○豐田は六十六まで昔に替らぬ心づかひ、二人共に一生女の顏をも見ず、此年迄世を過しは、是戀道少人を好る鑑ならん、今もまだ主水を若年のごとく思ひつづけて、黑き筋なき薄鬢に、花の露をそゝぎ、卷立に結なすもをかし、氣をとめて見しに、此人は角を入たるよしもなく、生付の丸額、是ぞかし、不斷も以前を忘れずして、壺打の楊枝手ふれて齒を磨くなど、髭をぬき捨、しらぬ人の見ては、かゝる分とはよもや思ふまじ、

〔人倫訓蒙圖彙〕五楊枝師　打楊枝、平楊枝、品々あり、粟田口の猿屋ハ、玉串村の者なるによりて、其名高し、

〔嬉遊笑覽〕二中服飾打やうじと云ひしは、今のふさやうじなり、平やうじ、今○文政年間もあり、平めにして、少しそりたるなり、茶菓子などに二本添て箸に用、むかしのは、大かた今の辨當箸よりも長しと見ゆ、

〔諸艷大鑑〕三一言聞身行邊

道行づくしの淨瑠利本、皮付の大楊枝、喜三郎が琢砂をたしなみ、○下略

〔嬉遊笑覽二中服飾〕箕山大鑑に楊枝は、〇中略皮付のやうじ凡卑なり、
〔大和本草十二雜木〕黑モジ　山中ニ生ズ、葉ハ漆ニ似テ又榎ニ似タリ、葉ニ大小ノ異アリ、冬ハ葉落ツ、皮黑クシテ香氣アリ、故ニ是ヲ用テ牙杖トス、皮ヲツケ用ユ、又ホヤウジト名ヅク、
〔嬉遊笑覽二中服飾〕大和本草にほやうじとあるは、黑もじの皮付にて、草の穗に似たるをもていふにや、これ又たけ長きにて、今の爪やうじをいふにあらず、
〔嬉遊笑覽二中服飾〕爪楊枝は、八文舍が色三線に、浮世男をいふ處こぎくの五つ折、爪楊枝を指こみ云々とあれば、此頃は小き楊枝も出來て、壷打などは懷中にもたざりしにや、
〔嬉遊笑覽二中服飾〕寸法、人の好みによりて用ゆるにや、〇中略近きころ文政年間迄も、今のごとき小きやうじはなかりき、
〔男色大鑑七〕袖も通さぬ形見の衣
猿に袴を着て看板出し、夷橋筋に根本浮世楊枝とて、芝居若衆の定紋をうちつけ置しに、それぞれのおもはく其子に枕のかたらひ、及びがたき人、せめては心晴しに、此紋やうじを手にふれて、口中琢ける時は、戀の君が美舌をくはふる心ちのして、哀や氣をなやましぬ、
〔嬉遊笑覽二中服飾〕西鶴大鑑にえびす橋筋に、根本浮世楊技とし、芝居若衆の定紋をうちつけ置しに云々とあり、其頃の俳諧集に、野郎の紋やうじ付合の句往々見えたるよし、柳亭子〇種彥いへり、思ふに紋の模を作り、楊の木の軟なれば、その模を打たるものと見ゆ、
〔懷子伽十上戀〕花もしにふるまふ網の鯉一種　重賴
立よりてこそ三輪の杉の木
初瀨女をもてなす茶の子そぎ楊枝
なじまぬ中もふかき心中

楊枝用法

〔嬉遊笑覽〕（二服飾）そぎやうじ、（中略）これは杉の割木なるべし、

〔九條殿遺誡〕遺誡幷日中行事（造次可張座右）
先起、稱屬星名號七遍、（微音、其七星、貪狼者子年、巨門者丑亥年、祿存者寅戌年、文曲者卯酉年、廉貞者辰申年、武曲者巳未年、破軍者午年、）次取鏡見面、次見曆知日吉凶、次取楊枝向西洗手、（下略）

〔類聚名物考〕（調度十）楊枝　やうじ
やうじをもて、歯を刺、口そゝぐ事、すでに天暦の比より見えたり、九條殿遺誡ハ、その比の物なるに、そのうちに見えたれば、そのまへつかたより有しことゝ見ゆ、

〔南海寄歸内法傳〕（一）八朝嚼齒木
毎日旦朝、須嚼齒木、揩齒刮舌、務令如法、盥漱清淨、方行敬禮、若其不爾、受禮禮他、悉皆得罪、其齒木者、梵云憚哆家瑟詑、憚哆譯之爲齒、家瑟詑即是其木、長十二指、短不減八指、大如小指、一頭緩、須熟嚼良久淨刷牙關、（中略）亦既用罷、即可俱洗棄之屏處、（中略）近山莊者、則柞條葛蔓爲先、處平疇者即楮桃槐柳、隨意預收備擬、無令闕乏、濕者即須他授、乾者許自執持、少壯者任取嚼之、耆宿者乃椎頭使碎、其木條以苦澀辛辣者爲佳、嚼頭成絮者爲最、麤胡葉根極爲精也、（即著耳、井穢耳入地二寸、）堅齒口香、消食去瘀、用之半月、口氣頓除、牙疼齒𤸎、三旬即瘳、要須熟嚼淨揩、令涎瘀流出、多水淨漱、（中略）豈容不識齒木、名作楊枝、西國柳樹全稀、譯者輒傳斯號、佛齒木樹實非楊柳、那爛陀寺目自親觀、既不取信於他、聞者亦無勞致惑、（下略）

〔禁秘御抄〕（上）一恒例毎日次第
抑御手水は、近代内侍内々供之、昔女官所獻也、今前後不定之間不用之、主水司供之、御手水女官昇之參立御手水間前、女官申御手水まいらせ候はん、女房あといふ、女官御楊枝二ヲ雙指御簾、まかりいかしまいらせ候はんといふ也、又女房あといふなり、

〔日中行事〕もとんのつかさの御手水をまいる、女官案にすへてもちてまいる、はんざふ二、たらひの中のはん〻ろかねのうつは物二すへて、（一には御てうづのこないろ）御やうじ二ぐしてまいらす、〇中略石ばいの壇に出おはしまして御拜あり、〇中略御拜の程、内侍一人、ひろ日さしに候て、御てうづうるはしくまいらすおりは、女官御手水まいらせ候んと二聲申す、女房あといふ、女官御楊枝二をみすにさして、まかりいだしまいらせ候と二こ〻申す、女房又あといふ、

〔兵範記〕久壽三年正月三日乙巳、早旦着₂束帶₁、先參₂殿下₁、〇藤原忠通御手水番人人七八許輩參會、〇皆衣冠中略次殿下出御、有₂御手水事₁、其儀、〇中略次高佐持₂參御手巾筥₁、（御手巾布二切帖入之、其上居₂御濱粉土器₁、其上安₂御楊箸一筋₁、）〇中略次殿下召₂御。。。楊箸₁、

〇按ズルニ、楊箸ハ即チ楊枝ナラン、

〔成氏年中行事正月〕朔日、早朝ニ公方樣御行水メサレテ以後、御手水ノヤク人、直垂ニテ致₂出仕₁トキ、足利ヨリマイル御年男御手水ヲ棙盥ニ入テ、御ヤウジ御手カケニ置テ、御中居マデ持テ參ル時、役人請取、御前ノ次ノ御座六間ニヒガシムキニ置申時、上﨟樣御持有テ、御手カケアル也、御陣之時ハ、役人緣塗小具足ニテ參リ、直ニ懸ラル、其後大御所樣御方、〇足利持氏御所樣〇足利政氏ヘモ役人參リ、御手水ヲ調進、上二日、三日、七日、十五日同前也、

〔都風俗化粧傳身嗜下〕朝起ては、歯をよく磨、楊枝をもて、歯の間の滓を去るべし、又楊枝をふかくつかひ、又〳〵むにになりて無用の時にやうじをつかふ人あり、甚だ歯を損じてあし〻、

又楊枝にて舌の上の滓をなでさり、食事の後は湯か茶を口にく〻みて、歯の間に挾たる食物の滓を吐₂去べし、

〇按ズルニ、楊枝ヲ以テ舌上ノ垢ヲ去ルコト、我ガ邦ニテハ、楊枝ヲノミ用キテ、別ニ刮舌刀ヲ

バ作ラザルナリ、然ルニ佛家ニテハ古クハ別ニ作リテ、楊枝トハ其用ヲ異ニセリ、但シ時ニ或ハ楊枝ヲ擘キテ刮舌刀ノ代用ニシタルコトモアリ、其詳細ハ、左ニ掲グル文ニ據リテ見ルベシ、

〔四分律五十三〕雜揵度之三

時諸比丘、舌上多垢、佛言聽作刮舌刀、彼用寶作、佛言不應爾、聽用骨牙角銅鐵白鑞鉛錫舍羅草竹葦木、彼不洗便擧、餘比丘見惡之、佛言不應爾、應洗、彼洗已不曬燥便擧生壞、佛言不應爾、

〔毘尼母經六〕晨起嚼楊枝、竟須刮舌者、佛聽用銅鐵木竹葦作刮舌刀、是名刮舌法、

〔南海寄歸内法傳一〕八朝嚼齒木

每日旦朝、須嚼齒木、揩齒刮舌、務令如法、〇中略用罷擘破、屈而刮舌、或可別用銅鐵作刮舌之篦、或取竹木薄片如小指面許、一頭纖細、以剔斷牙、屈而刮舌、勿令傷損、

〔女重寶記二〕女中よろづくいやうの事

一餅は、楊枝にさしてくふべし、又手にてつまみてもくふべし、

一眞桑瓜くふ事、たてに四つにわり、楊枝をそへ、さらに入出べし、楊枝をとり、瓜の中こをこきすて、楊枝にさしくひ給ふべし、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕女鑑寬永前後の書慶安三年板くわしのこと、御すはりなば、まづやうじをとり給ひて、つかはれ候はゞ、をとこのやうに、やうじを折られ候まじく候、又やうじもちやうの事、大りやく、ゆび二つにてもたれ候、又くわしをもまいり給ふべし、

〇按ズルニ、慶安ノ頃ニ在リテハ、男子ハ楊枝ヲ一タビ使ヒテハ、直ニ之ヲ折リテ捨テタルモノト見ユ、其原ハ佛家ノ說ニ據リタルモノナルベシ、左ニ其本說ヲ掲ゲテ、參考ニ供ス、

〔諸經要集二十雜要部三七〕護淨緣

五分律云、嚼已、應洗棄之、以恐蟲食死故、又三千威儀云、用楊枝有五事、一斷當如度、二破當如法、三嚼頭不得過三分、四梳齒當中三齒、五當汁澡自用刮舌、有五事、一不得過三反、二舌上血出當止、三不得大振手汚僧伽梨若足、四棄楊枝莫當人道、五當著屏處、

〔南海寄歸內法傳〕一八朝嚼齒木

每日早旦須嚼齒木、〇中略亦既用罷、即可倶洗棄之屏處、凡棄齒木、若口中吐水、及以洟唾、皆須彈指經三、或時謦欬過兩、如不爾者棄便有罪、

〔嬉遊笑覽〕二中服飾世につかひたる楊枝は、折て捨べし、若をらで打遣る時は、怪ありともいひ、又楊枝がくれなど、みな女童べのいふこと也、按るに、似せ物語寬永の草子男けいせいに知音して、即時もはなれず有わたるに、いたづらものになりぬべければ、終に知音はなるべしとて、この男いかにせん、吾かのさまよせ給へと、佛神にも申けれど、いやまさりてよせざりつゝ、なほわりなくいとすげなうあひしらひければ、御楊枝かるたなどつゝみかきつけて、もはやかはじといふせいもんとをたて、なむあひける云々と有、そのことわきまへがたけれど、これをもて誓に立る遊里のならひありしと見ゆ、されば楊枝に靈あるやうにいふこと、久しき俗傳と見ゆ、その原は上に引る寄歸傳の文に、やうじは人氣なき處に棄るに、欬(シハブキ)つまはじきなど種々の法あり、然せざれば、罪ありといへる事を附會していひ出し事と知らる、世話盡明曆二年板懸部に、〇中略片見楊枝とあれば、件の物語のかるた楊枝は、かたみとして贈り、重ねて逢まじき意にて、楊枝に靈あるのよしにあらじ、

〔永代重寶記〕一食物の作法

一楊枝をつかふ事、さきをみじかく持て、口に手をかざすごとくにして、脇へむきてつかひ、はな紙を取出し、口を拭ひ、楊枝をふところへ入るなり、

〔醍醐雜事記 八〕注進眞言院用途物事
楊枝卅枝〇中略
嘉承三年正月　日

〔醍醐雜事記 八〕眞言院後七日御修法用途物等事
楊枝卅枝〇中略
仁平三年閏十二月

〇按ズルニ、本文ノ楊枝ハ、衆僧ノ漱口用ニ供スル料ナルベシ、

〔沙石集 三下〕栂尾上人物語事
或遁世ノ長齋ノ上人、河内國ヘ請用シテユク、七里ノ道ヲ冬ノ日、時以前ニオハシマセト請ズ、イト道モアユマヌ馬ニノリテユクニ、クモリテ日影モ見エネ共、ハルカニ日タケテ覺ケレバ、今日ハ日サガリヌラントイフニ、檀那イマダ午時ニテゾ候覽トテ、種々ノ珍物ヲ以テ齋イトナミテスヽム、本ヨリ食者ナレバ、カヒ〴〵シクヲコナヒ、食後ノ菓子迄至極セメクヒテ、楊枝ツカフニ、鐘ノコヱキコユ、〇下略

〔雨窻閑話〕小野木家妻女并かちんの事
一細川幽齋侯の和歌の門人に、小野木縫殿助言郷といふ人あり、丹州福智山の城主たり、〇中略或日和歌の會を催す、其連中は小川土佐守、熊谷大膳亮、宇田下野守、木村宗八郎等なり、〇中略程なく歌始りて、食事時分に至りしかば、年の頃四十計の女、さもけなげなるが、翠簾の外に手をつかへ、今日の御客來に饗應奉るべき品なし、如何はからひ申さんと有りしに、妻女とりあへず、短冊に歌を書きて出だされけり、折節春雨の降りければ、
月さへも漏る宿なれば春雨のふるまふ物もなかりける哉

やゝ有りて黒く焼きこがしたる餅を、反故につゝみ、杉楊枝を添へて、引かれしとぞ、

楊枝筥

〔窻の須佐美追加下〕佐倉少將利勝朝臣大老たりし時、或國君執政たちに請れるは、近日茶をすゝめたく候、御出下さるべく候やと申されしかば、朝臣を始、各一同に、是は興ある事に候、某日皆可參と約束有けり、〇中略當日に及て、老臣達うちつれて行れければ、主人門内に迎て、辱よしを述、書院に招じ、やがて數奇屋に入られけるに、小き重箱にかいもちひ五つ入、ふたの上に楊枝をそへて出されけり、

〔江家次第十五〕大嘗會

卯日〇中略皇上召御手水(女藏人傳供、近例藏人奉之、〇中略)頭　次十姬十男以次參入、列居於中戸南、　次八姬之中二人相分共舁海老鰭槽、置御前短帖、

巳上一姬留候

一姬歸取楊枝筥、授留姬、姬取之置槽南邊、

楊枝指

〔嬉遊笑覽二中服飾〕こぎくの五ッ折爪楊枝を指こみ、〇中略

男女ともに楊枝さしと云もの、昔はなく、はながみの間に入るまでなり、賤の小手卷に、やうじさし、大かた女の拵へたる切封じの手紙に〆たるやうじ指なりしに、次第に色々の工夫して、黃土佐紙にて、小く拵へたる有、又折居にして疊むやうに〆たるもあり、とかくいやみなく辨理なるかたになりたり、かく云へるは、寛延頃なり、是にて楊枝も小くなりしを知る、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕賤小手卷、はな紙袋、昔は一ッ口にして脇入を入口のかぶせに銀の大なゝ平がなものさま〴〵物ずきして打たり、それを紫のふくさに包み、胴じめに眞田の廣きを廻し、銀の平き輪かなものをはめ、緒じめの如くしめ、其先に落し巾著を付て、內懷へ入て持たり、はな紙別に其儘入るか、又ははながみさし、はな紙押へとて、きれにてうすく拵へ、挾みて入たり、右のはなが

楊枝店

み袋は、今に女の用ることと替ることとなし、其後、三德といふものはやり、今なほ是を用、はながみさしも、色々工夫し、中に一ッ淺き口を付、楊枝などを入、是を田沼懸と云り、

〔人倫訓蒙圖彙五〕楊枝師　粟田口の猿屋は、玉串村の者なるによりて、其名高し、猿屋楊枝といふいはれ、からの猿は、齒あかくかほ白し、日本の猿は、齒玄ろきゆゑに、楊枝の看板たり、

〔嬉遊笑覽二服飾中〕商人世帶形氣二楊枝屋の看板のさる見るやうに守つてゐてなど云り、

〔男色大鑑七〕袖も通さぬ形見の衣

猿に袴を著て看板出し、夷橋筋に根本浮世枝楊とて、芝居若衆の定紋をうちつけ置しに、○中略世に又世をわたる業程悲しきはなし、道頓堀の眞齋橋に人形屋の新六といへる人、手細工に師子笛或ひは張貫の虎、またはふんどしなしの赤鬼、太鼓もたぬ安神鳴、これみな童子たらしの樣に拵へて、年中丹波通ひして、そのもどりには、竹の皮荒布に肩替て、玄づかなる心なく、元日より大晦日まで、夫婦の口過ばかりに、去とはせはしく、橋一つ南へ渡れば、常芝居のあるに、つひに見た事もなし、燈臺本油の耗(へる)をなげき、始末心より是なり、此人ある時道に行暮て、里遠く村雲山も時雨もよほして、風は松を噪がせて次第に淋しくなれば、やう／＼子安の地藏堂に立寄て、寒き一夜を臥しぬ、既に夜半と思ふ時、駒の鈴音けはしく耳驚かし、旅人かと立聞せしに、形も見えずして、御聲あらたにお地藏／＼と呼給ひて、今夜の產所へ見舞給はずや、丹後の切戶の文珠じやとのたまへば、戶帳のうちより、今宵は思ひよらざるとまり客あり、役々の諸神諸佛によきに心し給へといひ別れ給ひ、其夜の曉方に又文珠の聲し給ひて、今宵五畿內ばかりの平產一万二千百十六人、此內八千七十三人娘なり、中にも攝津國三津寺八幡の氏子、道頓堀の楊枝屋に願ひのままなる男子平產せし、○中略と先を見開きての御物語、あり／＼と聞しに、程なく常の夜も明白み、新六地藏堂を起別れ、丹波より難波に歸りて見しに、南隣楊枝屋に日も時も違はず男子產出し

て、今日六日とて親族集り、はじめて髮垂る祝言より、此子はそなはりて野郎下地なり、仔細は今からさへ髮付の色濃く、首筋髮際まで、此美しみならびなき太夫になるべしと、なほ嬰兒總角の比より朝暮大事に掛て育てける程に、〇下略

〔嬉遊笑覽書畫三〕西鶴大鑑七猿に袴をきせ、楊枝屋の看板とすることをいへり、齒の白きにとるにや、

〔江戸總鹿子名所大全五〕新材木町南通(北ハ新材木町方よし町まで) 此町筋商家大概

材木　竹や　よしすや　もとゆい　やうじ〇〇〇中略

御堀はた通(南ハ數寄や橋より、北ヘ鎌倉河岸迄、) 此町筋諸職商家やうじや〇〇〇

〔江戸名所圖會十六〕金龍山淺草寺　楊枝店

境內楊枝を鬻く店甚多し、柳屋と稱するものをもて本源とす、されど今は其家號を唱ふるもの多く、竟に此地の名產とはなれり、

〔近世奇跡考四〕淺草楊枝店始原

寬永の頃は、店をかまへず、ちいさき長櫃やうのものゝうへに、茶筅と楊枝をならべおきて賣けるよし、其頃の者十餘人、今に楊枝をあきなひて、櫃親といふ、(或云役店) これ櫃の上にて物を賣たる證の今に殘れる也、今觀音堂におきて、追儺をおこなふ時、鬼に扮するは、彼櫃親等のつとむる古例なりとぞ、以上、淺草菴主人(大垣市人)彼ひつおやのうち、古老のものゝ說なりとて、ものがたりき、

〔嬉遊笑覽二服飾中〕江戸にて、楊枝商人の多きは、淺草寺境內に勝る處なし、此商人古くより有しとなむ、昔は茶筅と楊枝を櫃のうへに幷べ置て賣たりとぞ、是寬永頃よりありしものといへるはおぼつかなし、

〔空華日工集〕應安五年二月十二日、赴長壽寺府君光仲之筵、官伴管領及弟侍中愛甲三品、僧壁少室

主人古光而已、其壁次三品話、嘗宿京之今熊野、山伏者某爲某女人祈邪氣、女人口吐出鐵釘、又吐出一物、乃楊枝幷眉造者、以其女人手書和歌故紙而纒之、稍見其物、逡巡而從去、

〔仁勢物語下〕おかし大けいせいやありけり、○中略かく片時もはなれず、有わたるに、いたづらものになりぬべければ、終に知音はなるべしとて、このおとこ、いかにせん、吾かのさまよせたまへと、佛神にも申けれど、いやまさりてよせざりつゝ、なをわりなく、いとすげなうあひしらひければ、御楊枝かるたなどつゝみ、かきつけて、もはやかはじといふせいもんをたてゝ、なむあひける、

〔男色大鑑一〕此道にいろはにほへと

やう〳〵西日になつて、樽は口せず轉し、水風呂の湯もすて、久三もとりまはし實く仕舞へば、女は噪しく木綿足袋をぬぎて袂に入、銀の笄を楊枝にさしかへ、楊も鼻紙袋にをさめ、紅の脚布を内懐にまくりあげ、上着の衣裏をかなしみ、首筋をとりのけ、木枝に掛置し木地笠をとり〳〵に、いそぐや暮の面影、

〔男色大鑑七〕螢も夜は勤の尻

きのふは田舍侍のかたむくろなる人に、其氣に入相ごろより夜ふくる迄、無理酒にいたみ、けふはまた七八人の伊勢講中間として買れ、○中略楊枝つかはぬ口をちかく寄られ、木綿のひとへなる肌着身にさはりておそろしきに、革たびの匂ひ籠りて鼻ふさげば、○下略

〔江戸總鹿子名所大全一名木〕楊枝杉、同所(麻布)に有、これも親鸞上人のさし給ふのよし、山中に有て、岩の中より生じたる木也、

〔類聚名物考調度十〕淨齒木

慈恩傳卷三、四ノ右、從此東行五百餘里、至韓索迦國云々、其側又有如來六年說法處、有一樹高七十尺餘、昔因佛淨齒木棄、其餘枝遂植根繁茂、至今邪見之徒、數來殘伐、隨伐隨生、榮茂如本、　今案に、淨齒木は卽ち楊枝なり、國朝にも古人宿德の楊枝箸などの生付て、今大木となれりといふ

事、所々に多くいふ事なり、和漢同日の談なり、

〔懷子伽俳諧十上〕はだへにそはゞいかに若衆
楊枝共扇共身はつかはれて　素仙

〔狗猧集俳諧十一〕ひる狐かやまたは狸か
眞白にけはふ女の高楊枝。。。　貞德
我妻の楊枝をつかふ口の中
きれいなりける芋のはの露　慶友

〔狗猧集十七〕一句ニ付句百五十句
有馬山湯には楊枝をつけ置て　德元

〔用捨箱上〕餠屋の看板
花紋日京保十四年印本言石撰
白糸餠(やせうま)に楊枝のむちや峠茶屋

〔諸艶大鑑三〕一言聞身行邊
道行づくしの淨瑠利本、〇中略喜三郎が琢砂をたしなみ、〇下略

〔嬉遊笑覽二中服飾〕みがき砂〇中略喜三郎が琢砂といふ事、諸艶大鑑に見えたるは、難波にて其頃の聞えたるものと見ゆ、

〇按ズルニ、琢砂ハ卽チ歯磨粉ナリ、而シテ正德ノ頃ニハ、難波ニテ喜三郎ト云フモノヽ作レル歯磨粉ヲ珍重シタリト見エタリ、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕世話盡、白雪や山のはぎはのみ。が。き。砂。、楊枝につらく似たる谷口、食籠を狩場の末に開かせて、

〔燕石襍志五〕俗呪方
養歯方　黒き蛤の肉を去、その一隻の貝へは鹽をつめ、亦一隻へは飯をつめ、合して火中に投じ、燒果て後掻出して搗碎き、毎朝これを以て歯を磨けば、よく口熱を去て、老後に歯の脱ること稀也、もし蛤の黒きを得ざるときは、青竹の節をとめて、五六寸に截とり、筒の中へ鹽をつめ、筒ともに燒て搗碎きたるもよし、亦翠實をとりて、これを鹽に和て、霜とするを松葉鹽といふ、云かれども蛤の功、竹と松とに勝れり、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕みがき砂　すべて香具屋にて賣しなるべし、江戸鹿子に、歯藥幷はぬき、竹川町入歯師安藤安志、日本橋通三丁目小野玄入、源助町廣祐玄策とあり、これらの家にても賣たる歟、○中略漢土には是を白歯藥と云、博聞類纂十一磁器を洗ふ法に、用白歯藥擦則光澤とあり、風來山人が歯みがきの報帖は、おかしく書るひきふだの始なり、下手談義にもおかしき引札あれども、これはそらごとを作りたる也、江戸には、常に房州砂を水飛して、龍腦、丁子など加へて、諸州にも白砂又白石等を粉となし、又は米糠を燒て用るもあれど、房州砂には及ばず、故にみがき砂は、江戸にまさるものなし、

器用部十一

澡浴具二

盥名稱

〔倭名類聚抄 十四澡浴具〕盥○說文云、盥(音管、一音貫、)澡手也、字從臼水臨皿也、楊氏漢語鈔云、澡盥(多良比)俗用手洗二字、

〔段注說文解字 五上〕盥、澡手也、(水部曰、澡洒手也、禮經多言盥、內則每日進盥、五日請浴、三日具沐、其間面垢請靧、足垢請洗、是則古人每旦必洒手而洒面、則不必旦旦爲之也、大學有湯之盤、鄭特牲內則之盥槃、故其銘曰、日日新、凡洒手曰澡、曰盥、洒面曰頮、濯髮曰沐、洒身曰浴、洒足曰洗、)从臼水臨皿也、(會意、皿者禮經之所謂洗、內則之所謂槃也、內則注曰、槃承盥水者、禮經注曰、洗承盥洗者棄水器也、古玩切、十四部、)

〔倭名類聚抄 十六漆器〕盥 說文云、盥(音與管同、俗用手洗二字、○中略)澡手也、

○按ズルニ、倭名類聚抄ニハ、盥ヲ調度部ノ澡浴具ト、器皿部ノ漆器具トニ重出シタルハ、其用ト製作トニ由リテ別チタルナルベシ、

〔箋注倭名類聚抄 四漆器〕盥○按、說文又云、从臼水臨皿、春秋傳曰、奉匜沃盥、是三體會意字、澡手謂沃水洗手、非謂所以澡手之器爲盥也、其所以澡手承水之器、謂之洗、士冠禮、夙興設洗、注、洗、承盥洗者、棄水器也、○中略又按、說文槃、承槃也、盥手者以匜沃水、以盤承之、故曰承槃、特牲疏云、尸盥匜水實于槃中、內則注云、槃承盥水者、吳語注云、槃承盥器也、大學有湯之盤銘、刻戒於盥手之承槃也、謂凡承受者爲槃者、轉注也、然則多良比、當以洗及盤充之、源君以盥爲手洗、非是、

○按ズルニ、右ノ文中ニ特牲疏ト云ヘレド疏ニアラズ、儀禮特牲饋食禮ノ文ナリ、

〔類聚名義抄 水五〕手洗タラヒ　〔同 皿九〕盥（管貫二音、タラヒ、洗手面盥、吳觀、）　澡盥タラヒ（水海同）　盤タラヒ、

〔伊呂波字類抄 雜物太〕盥タラヒ（澡手也）　水海　㮶　手洗（已上同）

〔運步色葉抄 多〕盥タライ

盥製作

〔延喜式 內匠十七〕伊勢初齋院裝束

手洗一口（徑一尺七寸、深六寸、）料漆一升、絹一尺、綿八兩、細布三尺、調布四尺、播墨五合、燒土六合、炭五斗、單功七人、

〔延喜式 主計二十四〕其畿內輸雜物者、（○中略）手洗盤二口、（徑二尺）

〔延喜式 木工三十四〕手洗（徑一尺五寸、深五寸、）長功三人、中功三人半、短功四人、

〔御產所之記〕一たらひ、これもゑを書くなり、松、竹、鶴、龜、白こをぬり、その上にきら、にてかくなり、

一白だらひ二つ、ゑやうは御たらひに同じ、

〔細純集〕御產所之式

一御產湯盥　三ツ白繪

內一ッ御腰溜盥、一ッ御胞衣洗盥ニ用、其跡御むつき洗ニ被ㇾ用ㇾ之、（○中略）

湯殿道具

一盤大中小　手桶二ッ

一柄杓二本　湯次二ッ（○中略）

右何（茂）白繪也

盥種類

〔榮花物語 煙後三十七〕大納言（○師房）よりはじめたてまつりて、捧物とりつゞきたり、いみじく見所あり、めでたきことになんありける、（○中略）春宮（○後三條）のは、か。ね。の。水。瓶。た。ら。ゐ。やがてすけなかの弁女御殿（○歡子）のはきやうだいの鏡、あついゑの少將もたり、（○中略）忠俊の前少將、前齋院（○娟子）のは、たらゐ

に水びん、みなかねなり、少納言さねむねもちてくる、

〔萬一記〕正安三年十月廿八日甲午、今日大嘗會御禊也、○中略次藏人兵部大輔經世持二參御手洗一、可レ爲二銀○器○一之由、女官申之、不レ可レ然之由、予下知畢、寛元旨令二違失一也、

〔嬉遊笑覽七祭祀〕寛政の末、品川海晏寺開帳ありて、山上なる銀杏の大木を心(シン)として、桐油合羽にて、大佛の像を造りて、白毫は大なる銅○手○洗○、螺髮は蜜柑籠、指の爪は、菅笠なり、觀せ物とす、

〔長門本平家物語十七〕廿九日○元暦元年三月かの、すけむねもちがさたにて、あたらしき湯ぶねかまへて、三位中將○平重衡にゆあみせ奉らんとす、ありがたくぞおもはる、○中略又とし十三四ばかりなる女童のむらさきの小袖きて、かみはをひし程なるか○な○も○の○う○ち○た○る○た○ら○い○にくし二入て來り、○下略

〔延喜式五齋宮〕供二新嘗一料

陶○手○洗各二口

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

頒二下諸司諸國一官符宣旨例、○中略

太政官符諸國、每レ國有レ符

應レ造二新器一○中略 尾張國○中略 𤭯○十六口○中略 參河國○中略 已豆伎𤭯各六十口○中略 備前國○中略 𤭯卅口○中略 已上人給料○中略

以前得二神祇官解一偁、爲レ供二奉大嘗會一、應レ須雜物、幷潔祓具如二上件一者、國承知、一事以上、依レ例行之、事有二期會一、不レ得二闕怠一、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸レ錢隨レ時增減、其畿內輸雜物者、○中略𤭯(ツチタラヘ)十口、受二五升一、○中略

畿內 和泉國行程上二日、下一日、 調○中略 𤭯八口 東山道 美濃國行程上四日、下二日、 調○中略 𤭯十口 山陽道

備前國(行程上八日、下四日、海路九日、)調(○中略)甈十二口

○按ズルニ、甈ハ支那ノ字書ニ見エズ、恐ラクハ本邦ニテ作レル字ナラン、楾ヲハニザフト云フト同類ナルベシ、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

頒下諸司諸國官符宣旨例(○中略)

太政官符宮內省、

應充行雜器事(○中略)　土師御手洗四口(○中略)

右得某國解偁、供奉大嘗會神態料、依例所請如件者、省宜承知、依件充之、

○按ズルニ、土師御手洗ハ、土師ガ造ル所ノ手洗ニシテ、謂ユル甈ナラン、

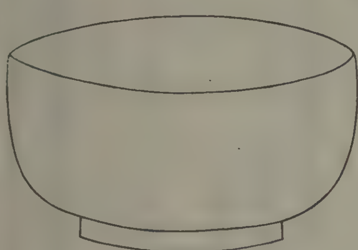
〔江家次第 七六月〕解齋事(謂六月十一月十二月十一日後晚、中卯日後晚、)

御手水大床子南頭、立白木机一脚、其上居白木手洗、(無手)

〔大嘗會指圖〕

白木御手洗

徑一尺一寸八分
高五寸

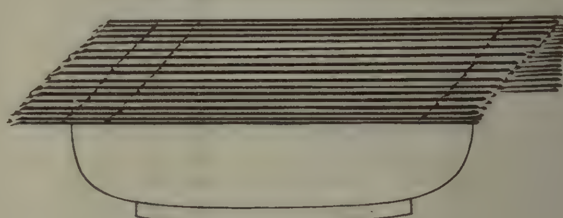


殿下御手水具

白木御手洗貫簀

竪一尺四寸六分

横一尺五寸餘



〔延喜式五齋宮〕造備雜物

漆。塗。手。洗。二口

〔延喜式十四縫殿〕三年一度雜物

漆槽六隻、漆手洗四口、各受二斗一〇中略

右中宮御服所料、依二前件一女官申二內侍一、卽付二辨官一行、

〔江家次第十七〕天皇元服御裝束

殿東西渡殿、各第一間南砌、立二白木案各一脚一、〇中略 註 其上置二黑漆手洗楾各一口、白巾一條、具一、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

次差二宮內省史生一、遣二五箇國一、監二作供神雜器一、河內和泉兩國一人、尾張參河兩國一人、備前國一人、先レ是所司預注二雜器數一申レ官、到レ國先祓、〇中略 然後始作、河內國鬮衜二十合、大御手洗盆十八口、瓶十八口、小手洗盆九口、堀女坏十六口、湯盆十六口、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

頒二下諸司諸國一官符宣旨例〇中略

太政官符諸國 每レ國有レ符

應レ造二新器一　河內國〇中略　大御手洗十八口　小御手洗九口〇中略　已上御料〇中略

以前得二神祇官解一偁、爲レ供二奉大嘗會一應レ須雜物、并潔祓具如二上件一者、國承知、一事以上依レ例行之、事有二期會一、不レ得二闕怠一、

〔笈埃隨筆十二〕奇婦

近き安永年間に、京一條寺の百姓二人連立、柴木を苅ん爲、叡山の北の尾、横川に近き山中にて、思ふ程柴をして、もはや歸らんとて立上り谷越に向ふを見れば、恐しき異形の者岩上に立居たり、〇中略 一さんに逃下り我家に走り入より、アツと呼び氣絶したり、〇中略 松宗能々見て、〇中略 又庭に大盥を取寄せ、冷水をなみ〳〵と湛へ、彼の齒の根も合ず震ひ居る病人を赤裸になし、大勢立懸り彼盥の水中へ押入しかば、〇下略

〔書言字考節用集七器財〕角楾ツノダラヒ

〔頭書增補訓蒙圖彙十一器用〕角盤はつのだらひ

〔女重寶記女用器財五〕角盥（つのだらひ）

〔筆の靈前篇三十〕手水の事

婚入之記には、はんざうとは、ひさげの事、たらひはもとより云に及ばず、たらひのつのはそばに成なり、是はてうづの爲なりとあり、其比は、主とひさげを用ひて、名のみをはんざうといへるなり、今半插に具するたらひを、はんざうだらひといひ、略きてはんざうとのみいふは、古のばんざうと異なり、さて右に角盥の角につきて、置樣の法ある事見えたり、是等をあしく見たるにや、角だらひの角を、湯つかふ人の膝の方に向け置きて、つかふ人其角に袖をかけて、自に臂のまくれ出るやうにして湯をつかふ、是其角の用なるよしいへる說あれど、更に取がたし、然樣にせば、盥を向ふ樣にくつがへす事あるべきなり、一方より推す意味になればなり、されば此角は持ありく時に、持つ手のすべらぬ料の具にして持時の用第一にて、湯をつかふ時の古實は、右の如く角は橫になりて、左右に在る樣に置事なりしなり、手水の爲なりといへるは、手水の時には、左右の手を同時につかへば、其袖を其左右の角にかけて濡れぬ樣にし、手を中にて合すれば、兩の角ひとしくおさるゝに因て、袖にかゝりても倒ふさるゝ事なきなり、是盥をつかふに便なるから出來し故實なり、

〔御湯殿の上の記〕天正十四年十一月七日、御ぶやうゐあり、　八日、くわんばく殿より、○中略御はんざうつのだらひ三つ、○中略色々まゐる、めでたし〳〵、

〔御厨子黑棚道具寸法之事〕水師棚之小道具

角の手洗、耳手洗につの二本耳のごとくに出る、○中略但角の手洗臺有べし、から草桐菊のもやう紋、三がいびしちらし付、又耳手洗常のごとし、ちらしからくさ同前也、

〔書言字考節用集器財七〕匜盥（ヽヽダラヒ）

〔女重寶記女用器財五〕匜盤（みゝだらひ）

〔和漢三才圖會容飾具二十五〕盥略○中

按有耳盥角盥之二種、俗以耳盥稱半插者誤也、凡洗面曰靧音誨類、

〔女用訓蒙圖彙二〕一御厨子黒棚の役は、小上臈の役なり、けしやうのまのかざり、一番にみゝだらひ、わたしがね、二にてうづだらひ、略○中

同御厨子黒棚かざりの事

一御厨子棚は、床の左にかざるべし、略○中

同中の棚、略○中左はみゝつのだらひ、略○中下置だらひつゆがえしを前にして、中にゐ長のゆたう、略○下

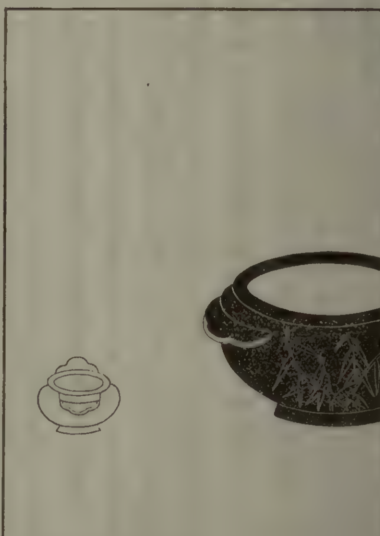
〔細純集〕御產所之式

御耳盥　一ツ

〔筆の霊前篇三十一〕手水の事

又今常につかふ耳だらひと云具も、角だらひと同じ意にて、其耳を持つを便としたる物なり、角だらひのやゝ轉りたる物と云べし、黒ぬりの耳盥にて、嗽茶碗に湯水を入たるを内に置て持出、客に手を洗はしむるは、全く古の半插角盥の意に違はず、然るを金にて造りて鐵漿なる具とのみすれど、其具は昔はかねはきと云物を用ひしにて別なり、娵入之記に、かねはきとて、常の御たらひみゝだらひなどのやうの物、つのも耳もなく黒ぬりにこしらへたる物なりとあり、角だらひの耳だらひになれる事は、角の長くて物にかゝりてくつがへる事などの多きを愁ひて、手かくる所のみを設たるが、耳だらひなり、娵迎之事と云書に、御つかひ候はんはんざうだらひ、又はおほせがきの硯箱あしあらひ、耳盥とあり、

〔女用訓蒙圖彙一女器財〕匜盤（みゝだらひ）



〔枕草子六〕犬ふせぎのかたより、法師よりきていとよく申侍ぬ、いくかばかりこもらせ給ふべきなどとふ、志か〲の人こもらせ給へりなどいひきかせていぬる、すなはち火おけくだ物などもてきつゝかす、はんざうに手水などいれて、たらゐの手もなきなどあり、

〔女中道具之沙汰〕金はきとて、常のつのだらひ、みゝだらひなどのやうの物、つのもみゝもなく、くろぬりにこしらへたるものなり、

わたしの事、是はかねはきだらひにわたす物なり、○下略

〔貞丈雜記八調度〕一わたしぎとはわたしがねの事也、渡器（ワタシキ）と書なるべし、はんぞうへわたす器（キ）と云意にてわたしぎと云也、きといへばとて、木にてこしらへたる物にてはなし、永享行幸記に御わたしき白とあり、是銀にてこしらへたるわたしがねなり、又云、わたしと計も云、婚入條々ニあり、

〔女用訓蒙圖彙一湯殿具〕手盥(てだらひ)





〔醒睡笑五〕人はそだち
山中に殿あり、國中にてさもとらしき武家より嫁をよぶに、おつぼねの中ゐのおはした、とのなどあり〳〵と供し、祝言事すめり、二日三日たてども、終に行水とも風呂とも沙汰せず、ものまかなへる形部左衛門といふをよび出し、つぼねちとお。洗。足。をお出しあれと申されしかば、形部かしこまり候、そのよし申させんとて、座をたち、年寄衆に皆よられよ、つぼねよりおほせられ候とふれたり、何事ぞとあつまりたる座にて、別の事になし、お洗足といふものを出せとなり此返事いかゞせんと、だんがうさま〴〵なりしあげくに、一のおとないひけるやう、一亂にうせたと申されよ、此儀天下一の思案といつて、つぼねへお洗足を出せと候へども、一亂にうせて御座ないと、局きゝもあへず、あらけうこつやと申されけり、形部けうこつといふも聞えらねば、またむつかしきことやとおもひ、いやけうこつも御洗足と一度にうせておりないと、
山家に入聟が市に出、用をとゝのへ、日のくれてより、吉うとの許に立よる、舅まづせ。ん。そ。くをまゐらせよとあれば、せんそくを夕めしの事と合點し、此方にてはやせんそくいたいたと、さらばあんどうをまゐらせよといふ、これもあんどうを聞えらねば、くひもの、事やとおもひ、これはかかるお時宜あんどうを給はる程ならば、せんそくをこそたべうずれ、
〔女中道具之沙汰〕みづしだな置物之事
あ。し。あ。ら。ひ。、み、だらひも一ツ、是ハいづくになりとも、

盥用法

〔女中道具之沙汰〕御湯だらひの寸法、高さ八寸、口の廣さ一尺五寸、二重にまげて、上下にかつら入べし、

〔細純集〕御婚禮御待請御支度覺

一御湯殿略○中

盥大中小　湯桶二ッ　水桶二ッ　手桶二荷　柄杓大中小略○下

〔譚話浮世風呂前編上〕午前の光景

西國の方からはじめて江戸へ出て、錢湯の勝手をしらず、きよろ〳〵とつゝ立てゐたりしが、下だらいにあたらしきもつこうふんどしが、ゆにつけてあるを見て、○下略

〔錢湯來歷〕湯屋萬年曆

慶安の頃迄は、男女共に洗湯へ行に別々に褌を持來りて、是をしめかへて、湯に入る、上る時は底淺き下盥にて洗ひ清し持かへる、是を湯もじといふ、其後手拭にて前を隱し湯に入し事に成しが、下盥は天保の初迄殘り有しが、不淨といひて近頃安○政は一同になし、

〔仁勢物語上〕おかしおとこ、女のもとに一よいきて、又もいかずなりにければ、女の物あらふ所にぬきかけをうちやりて、たらひに物の見えけるを、略○中かのこざりけるおとこのぞきて、

水そこに物やみゆらん馬さへもまめだらひをばのぞきてぞなく

〔後水尾院當時年中行事下〕一毎日の次第は、早旦御ひるなり、略○中内侍ひとへぎぬきて、御手水をもてまゐる、御手洗の中へ楾を入、御清手水のとき毎度かくのごとし、常の御手水は不入なり、楾のふたを仰て、深草土器を入ふす、はいぜんの人とり傳へて、御前におく、土器をとらせまし〳〵て、御口を三度すゝがせ給ひて後、かはらけを御手洗の中に投させ給ふ、此間はいぜんの人楾のふたをあらためて、御手水をかく、略○下

〔延喜式一四時祭〕供神今食料

手洗二口○中略

右供御雜物、各付內膳主水等司、神祇官官人率神部等、夕曉兩般、參入內裏、供奉其事、所供雜物祭訖卽給中臣忌部宮主等、一同大嘗會例、

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料（中略）十八男、十女、

手洗二口（中略）○中略已上寮充之

右主神司幷膳部所請

〔江家次第九九月〕行幸神祇官被立伊勢幣儀

次供御手水○註略

打敷、御手洗桙、手拭、臺、貫簀等如恒、

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、未明參河原頓宮、○註略大夫史以下行事官皆候、奉仕御裝束、○中略藏人左衞門權佐經房持參御手水、（貫簀御器等、重有頓無便宜、兩度可役歟、三物一度重可用立、可惟、）藏人少輔兼光持參桙、十一月八日乙丑、奉幣於諸社、被申大嘗會由於三社也、○中略殿下男○基經廊北幔外入照慶門直令着小安殿座給、上卿左大將同時入嘉喜門被參着、○中略此間殿下召御手水、主水司儲之、（御手洗桙手巾帶置柳筥、居土高坏、）藏人權佐經房兼光等役之、（先例四位侍從爲陪膳、今日五位役之如何、）

〔伏見院御記〕正應元年十月廿一日辛酉、今日爲禊除幸河原頓宮、○中略主殿寮舁御手水案立巽角砌、○中略藏人兵部少輔藤原顯世、持參御手洗、（手洗上置貫簀、）自巽方供之、宗實朝臣取之、置大床子上南方、先例於南向供御手水之由、關白申之間忽向南方、○註略次中盤上置銀器四口、皇后宮大進藤原賴藤持參之、次右衞門權佐俊光持參桙、宗實朝臣取之候、手洗上乍置貫簀、聊洗手、（不嗽也、）次本役人等次第參取御手水具退出、宗實朝臣退出、

〔萬一記〕正安三年十月廿八日甲午、今日大嘗會御禊也、○中略酉半許着御河東頓宮、○中略次主水司供

盥具

御手水、經西南方主水女官儲之、〇中略次藏人兵部大輔經世持參御手洗、可為銀器之由、女官申之、不可然之由、予下知畢、寬元旨令違失也、經世自屏風北第二間供之、次予持參御楾、其路如頭弁所為、相從陪膳故也、

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節事畢、〇中略大將五節裝束已下饗祿等注文、〇中略

一盥具　手洗二口　楾二口〇中略

一祿〇中略理髮〇中略楾手洗一具

〔江家次第九九月〕同殿安〇小行幸次第

上卿又着照慶門内座、召外記、問諸司具不、召辨問幣物具不、此間攝政洗手給、諸司供之、〇註略

打敷一枚近代無　手洗一口、楾二口、或三口

〔江家次第十七〕御元服

南殿巽坤角壇上、各立白木案一脚、各高一尺五寸、長二尺、弘一尺三寸、其上置手洗楾各一具、

〇按ズルニ、天皇御元服及ビ皇太子御元服等ノ時、手洗ヲ用キルコトハ、匜條ニモ載セタレバ參看スベシ、

〔空穗物語菊の宴一〕かくてきさいの宮賀正月廿七日にいでくる、おとねになんつかまつり給ける、まうけられたるもの、みづしむよろひ、〇中略御てうづのてうど、ゑろがねのつき、御たらひ、ぢんをまろにけづりたるぬきす、ゑろがねのはんざう、ぢんのけうそく、ゑろがねのすきはこ、からあやの御ひやうぶ、みきちやうのほね、すはうしたんなり、

〔海人藻芥〕手洗水ヲ置中居邊、楾、水瓶ヲ入手洗中置之、提ヲバ不入置之事也、

〔江家次第九九月〕行幸神祇官被立伊勢幣儀

次供御手水、〇註略　打敷、〇中略臺、貫簀等如恒、

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、未明參河原頓宮、〇中略藏人左衛門權佐經房持參御手水、貫簀御器等、重

盥雜載

（捧手洗上、頗無便宜、兩度可役勅、三物一度重可用立、可怔）

十二月十日丁酉、早旦着行事所、大嘗會威儀御物幷副御調度内覽

殿下、〇中略

大嘗會悠紀所

注進御物目錄事〇中略

手洗二口、打敷一帖、（長七尺五幅）貫簀一枚、棙三口、〇中略

白銅物〇中略　手洗臺二脚〇中略

大嘗會悠紀所

注進　副御調度事〇中略

手洗一口、（在打敷一帖長七尺、三幅、）貫簀一枚、棙一口、

〔伏見院御記〕正應元年十月廿一日辛酉、今日爲禊除幸河原頓宮、〇中略主殿寮舁御手水案立巽角砌、〇中略手洗上乍置貫簀聊洗手、不歟也

〔空穗物語菊の宴一〕かくてきさいの宮賀、正月廿七日にいでくる、おとねになんつかうまつり給ける、まうけられたるもの、〇中略御てうづのてうど、〇中略ぢんをまろにけづりたるぬ。き。す。〇下略

〔伊勢物語上〕昔男、女のもとに一夜いきて、又もいかず成にければ、女の手あらふ所にぬ。き。す。をうちやりて、たらひのかげに見えけるを、みづから、

われればかり物おもふ人は又もあらじとおもへば水の下にもありけり

〔秋の夜の長物語〕夜あくれば、又きのふの所に行て、御坊のかたはらにたゝずみたるに、わらはのいときよげなるが、ぬきすのまたの水すてんとて、門の外まで出たり、〇下略

〔新撰六帖一〕あした

老にける程もはかなし朝ごとのた。ら。ひ。の水にうかぶ面影

〔儀式 一〕賀茂祭儀

前祭擬禊、〇中略前一日所司臨川、供張如常、其日辨大夫史各一人、史生二人、官掌一人、率供奉諸司、先就禊所、〇中略其後陣次第也、〇中略韓櫃二荷在其間、一荷清器、一荷盥器、以今良為擔夫、並著紺衣、

〇按ズルニ、盥器ハ匜盥等ヲ總稱セルナラン、

〔延喜式 五齋宮〕凡齋王將入于初齋院、臨河頭為祓、〇中略至于期日齋王駕車赴向、〇中略盥器韓櫃、裝物韓櫃各一合、衣服韓櫃二合、祿物韓櫃六合、擔夫並用衞士、

〔延喜式 六齋院〕祓物

至于期日齋王駕車赴向、走孺十人、車副十四人、手振十人、取物十人、裝物韓櫃、盥器韓櫃各一合、

凡齋王於初齋院三年齋畢、其年四月始將參神社、先擇吉日臨流祓禊、供神料同初度禊、其儀、〇中略裝物韓櫃、盥器韓櫃各一合、

〔醍醐雜事記 八〕注進　眞言院用途物事〇中略

叩戸手洗各十口〇中略

右注進如件、

嘉承三年正月　日

〔醍醐雜事記 十一〕牛原御庄節器支配事〇中略

一南御庄所課〇中略

手洗一口大〇中略

右支配注文三方各分遣了

保元元年十月二日

〔伊勢物語 上〕おかしおとこ、女のもとに一よいきて、又もいかずなりにければ、女の物あらふ所に

ぬきかけをうちやりて、たらひに物の見えけるをみづから、

我ばかり物あらふ人はまたもあらじとおもへば水のしたにも有けり

とよむを、かのこざりけるおとこのぞきて、

水そこに物やみゆらん馬さへもまめだらひをばのぞきてぞなく

〔寶藏四〕盥

湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新といへるは、其身の垢を去るごとく、心の中のけがれをも、日々に革めよとの敎戒とかや、など男傾城とかやいへるもの、やうに、色しろからしめて、衣紋をたしなまんや、さりとてまた身は神明の舍る所なれば、こけ丸大臣のやうに穢にふれ、あかづける事をせんや、其わかちたゞ禮儀によつて身をきよむると、好色にひかれて容つくれるとに侍るのみ、猶我ばかり物おもふ人はまたもあらじとよめる情は、すてがたき物にして、

月の顏あらふたらひか空の海

鷄鳴告旦出幽房　手洗口漱少彷徨　想像奠星宮女恨　戀風肅颯水洋々

〔嬉遊笑覽八方術〕手洗を夜家の中にふせ置ば、盗賊來らずと云こと、何よりいへるか、帝京景物略、不以小兒女衣置星月下曰云云、怕賊星照、亦不置洗濯餘水、爲夜遊神飮馬也といへることあり、これ不角の點の付合に、月かげも紙帳の內へよせつけず、手洗も一味すりがまじなひ、

○按ズルニ、帝京景物略卷七春場ノ條ニ、兒見流火、則啐之曰、賊星夜不以小兒女衣置星月下曰、女怕花星照、兒怕賊星照、亦不置洗濯餘水、爲夜遊神飮馬也トアリ、本文云フ所ノ意ト異ナレドモ參考ノ爲此ニ附記ス、

洗

〔頭書增補訓蒙圖彙十一器用〕洗は古の盥洗のすて水をうくるの器也、俗にこれを飯銅といふ、

洗（せん）

はんだう、



〔商賣往來〕飯銅（はんどう）

○按ズルニ、飯銅ハ古ノ洗ナレド、後世其用ヲ變ジテ、火鉢ニ用キタルガ如シ、家什具篇火鉢條參看スベシ、

〔和漢三才圖會二十五容飾具〕○水盆（すいぼん）シユイホツ 唐音

三才圖會云、水盆、古之洗也、其高三尺、口徑尺五寸、天子黃金飾、今大明制、純用黃金、寬緣平底、列辨、俗謂芙蓉樣者、緣底俱鈒花爲飾、

按古之洗者、卽承盥洗棄水之器也、

〔延喜式二十大學〕陳設

設洗東階東南北向、罍水在洗東、篚在洗西南肆、

〔儀禮注疏一士冠禮〕夙興設洗○中略注、夙早也、興起也、洗承盥洗者、棄水器也、士用鐵、○中略水器尊卑皆用金罍及大小異、略○註疏（中略）釋曰、云洗承盥洗者、棄水器也者、謂盥手洗爵之時、恐水穢地、以洗承盥洗水而棄之、故云棄水器、云士用鐵者、案漢禮器制度、洗之所用、士用鐵、大夫用銅、諸侯用白銀、天子用黃金也、（中略）云水器尊卑皆用金罍及大小異者、此亦漢禮器制度、尊卑皆用金罍、及其大小異、此篇與鄕飲酒鄕射特牲、皆直言水不言罍、大射雖云罍水不云科、少牢云、司空設罍水於洗東有科、鄭注云、設水用罍沃盥用科、禮在此也、欲見罍科俱有飾文無者不具之意也、○下略

〔箋注倭名類聚抄 四漆器〕盥　予藏漢雙魚洗、有銘云、中平三年造、左右飾以魚、中平、漢靈帝年號也、○中略 予所藏洗用銅造、則知大夫之所用也、

〔延喜式 五十雜〕諸國釋奠式

器數 ○中略

洗一 ○中略

職掌 ○中略

洗所 掌一執洗、一執罍、一執篚、獻官盥具事、○中略

設洗直東榮北向、南北以堂深、罍水在洗東加勺、篚在洗西南肆、

〔玉葉〕承元三年六月三日乙丑、今日小兒有剃髮事、其儀先女房一條局、抱兒出、然上余着布衣剃始之、ミハサミ自前剃之也、其後女房剃之、其剃末ヲ紙置之也、其外無儀也、抑依不審引勘舊記之處、治承二年十二月二日、安德天皇御誕生也、中山內府記云、早旦以左兵衛尉則季取吉方水 淸水 小御洗入之、加入以石三小松山橘麥門冬芝、棙持參女房 用無障之人 取之置御所、

浴斛名稱

〔倭名類聚抄 十四澡浴具〕浴斛　楊氏漢語鈔云、浴斛、由布禰、下音胡谷反、

〔箋注倭名類聚抄 六澡浴具〕浴斛　見朝野僉載、北齊南陽王入朝條、北夢瑣言及唐濟瀆廟北海壇祭器碑、

〔伊呂波字類抄 由雜物〕浴斛 ユフネ

〔書言字考節用集 七器財〕杅 ユブネ

〔字彙 辰集木〕杅 雲俱切、音于、浴器、

〔頭書增補訓蒙圖彙 十一器用〕浴。桶。はゆぶね、杅同、

浴斛製作

〔延喜式 三十四木工〕神事幷年料供御

浴斛種類

○沐○槽、〈長三尺、廣二尺一寸、深八寸、〉長功六人、中功七人、短功八人、

○浴○槽、〈長五尺二寸、廣二尺五寸、深一尺七寸、厚二寸、〉長功八人、中功十人、短功十二人、

○牀、〈長八尺、廣五尺、高一尺三寸、厚二寸四分、〉長功十人、中功十二人、短功十四人、

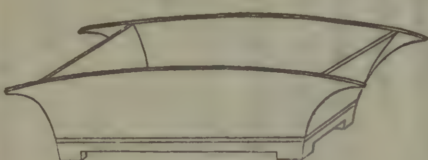
牀、〈長六尺、廣四尺、高一尺三寸、厚二寸四分、〉長功八人、中功十人、短功十二人、

牀、〈方四尺、〉長功三人、中功四人、短功五人、

○按ズルニ、牀二脚ハ沐槽ト浴槽トノ牀ナラン、又方四尺ノ牀ハ御湯殿御座ノ料ナラン、其文ハ雜載ニ載セタレバ參看スベシ、

〔大嘗會指圖〕

廻立殿御湯槽二



長三尺八寸五分
手長五寸四分
横二尺四寸五分
惣高一尺九分
厚一寸

〔類聚名義抄 三木〕沐槽 ユフネ

○案ズルニ、沐槽ユブネト訓アレドモ、洗頭槽ナリ、

浴斛用法

〔延喜式五齋宮〕造備雜物

沐槽一口、下案一脚、漆塗洗槽一口、下案一脚、漆塗

右殿部司所請

〔延喜式五齋宮〕年料供物

洗頭槽一隻、(中略)已上當國充之、○中略

右殿部所請

〔延喜式五齋宮〕供新嘗料(十八人男十女)

湯槽、圓槽、洗足槽各一隻、(中略)以上當國充之、○中略

〔延喜式六齋院〕齋王定畢所請雜物

行具　沐槽一口、浴槽一口、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合船壹拾壹口(木叉分五口、温室分六口之中一大、○中略)

以上資財等、天平十八年本記所定、注顯如件、

○按ズルニ、温室分ノ船ト云フハ、卽チ浴槽ナラン、

〔源平盛衰記二十六〕入道得病附平家可亡夢事

四日(○養和元年閏二月)入道(○平清盛)彌病ニ責伏ラレ給ヘリ、燃焦テ難堪ト宣ケレバ、百人ノ夫ヲ立テ、追續追續、比叡山ノ千手院ヨリ水ヲ結ビ下シテ、石ノ船ニ湛テ、入道其中ニ入テ冷シ給ケルニ、水ハ涌返リテ湯ニナレ共、更ニ苦痛ハ止ザリケリ、○下略

〔江家次第七六月〕中和院神今食御裝束(新嘗祭井十二月神今食同)

西庇戸内供御湯船、御床子等、御床子敷小疊、御湯船(東西妻)床子二脚、並立其北、(東西妻)件御湯船無杓、御湯殿西壁設樋傳御槽、樋口壁外居斗、御槽能蓋、(生絹近代布)

〔侍中群要 四〕供御湯事
御。槽。六月十二月替分主殿寮供、當官人已下女官候進、河藥藏人鳴弦、若西方御浴了、藏人問主殿官人名謁、

〔禁秘御抄 上〕恒例毎日次第
早旦供御湯、主殿官人奉行之、近代多經五位也、釜殿運湯須麻志女官二人取傳、藏人爲鳴弦、候戸外、內侍申具之由、御船。一、桶。二、內侍候御垢、

〔建武年中行事〕六月十一日、御神事一日よりはじまる、行幸あり、中略とのもんれう、御湯まいらす、御舟にとる也、めすほどにうめたり、そのゝちひの口より七たびまいらす、中略さて御舟に御ゆかたびらめしていらせ給、

〔榮花物語 三十八 玉の臺〕ある所をみれば、湯。ぶ。ね。のゆわかして、僧二三十人あみのゝしる、

〔康平記〕康平五年九月十一日乙卯剋、有內大臣殿藤原師實御產、中略酉剋有御湯殿、安主清忠向吉方令酌水、先下家司等持參御湯殿、家司職事等傳取、對南庇西第二間、先敷絹、其上立御槽、其東西立床子各一脚、御湯殿人幷迎湯料床子後敷打板各一枚、其上敷疊、其南立盆臺二脚、居盆十六口、四口四行居之、別置匏六柄絹篩二柄、御槽北立置物机、中略南榮居大桶二口、中略註侍二人傳舁獻之、下略

〔長秋記〕元永二年五月廿九日、未剋參院、改本院殿上爲中宮侍、以其北廊爲院殿上、中略未時、持參御湯殿具、先宮大夫屬宗房持打敷、少帖以紙裹之、其上生絹云々次並物机一脚、一階次盆臺二荷、各居盆八口、各有生絹覆、次床子二脚、打板二枚、御槽二、各有蓋、但一有覆、生絹、小打板二枚、居桶案一脚、居桶二口、杓二柄、瓠五口、中桶二口、小桶一口、御湯度打云々又荷桶四荷、皆仕丁等持之、中略著御○西間南廂階隱間幷其西間爲御浴殿、母屋際立御屛風、階隱間中央居御湯槽、南北行、下有打敷、上有覆、件槽中有小板二枚、東西行、御槽東西立床子、其東西敷廣打板、御槽北立置物案、御槽南立雙盆臺、東西行、件口立瓠杓五口、盆臺西邊置中桶二口、其口立尋常杓各一口、西間居御襁褓、立案居桶二

口、件桶立杓一柄、此間顯隆朝臣承仰云、廳官主計屬貞仲遣汲水、(東方水具)貞仲相具仕丁持參湯水、入案上桶、重親汲移少桶、清隆入簾中桶、實能混合、入十六瓮、多荷持二人、出自東中門、頭之持參水四荷、於二荷者、遣御湯殿、於二荷者、本宮侍長源重親下間南階取之、置御簾下、(階西間○中略)次夕御湯、其儀如朝、事了後、招權亮實能朝臣問簾中儀、先御浴殿三位向湯、二位相向著床子、(三位東、二位西、○中略)御浴殿三位、口袴綻出、足踏御槽中板奉浴云々、事了後、洗御䙚襁槽取出、自御湯殿持參北面、南方於事有其煩故也、○下略

〔長門本平家物語十七〕廿九日(○元暦元年三月)かの、すけむねもちがさたにて、あたらしき湯ぶねかまへて、三位中將(○平重衡)にゆあみせ奉らんとす、○下略

〔玉葉〕承元三年五月廿五日丁巳、今日御湯殿始也、○中略先造始浴具、奉行家司兼隆以吉時、○註略仰行事侍、召工國永、率木工等廿人許參入、於文車宿東廊造之、賜祿、(大工白布三段、少工各一段、)此間奉仕御裝束、○中略奉行家司職事幷役諸大夫等、於堂上傳衣置御湯殿也、(以下効之)其儀先進地鋪、(絹一帖、白生絹兩面、長一丈、弘五幅、)階間庇敷之、(南北妻出用、井反□之時、先敷白細布兩面、寸法同上、其上敷絹、)下家司一人取之、次進御槽一隻、(長三尺八寸、弘二尺七寸、在臺物、槽內有簀板、地絹三幅、長七尺、)(白銅金物)地鋪上南北妻居之、(下家司二人舁之)次進置物机一脚、(高三尺、長三尺、弘八寸、二階面押鼈甲、織物、徐絹紛、有白銅金物、下家司二人、白)立御槽北方、(東西妻地鋪上、或記云、置物机立南、瓮臺立北、失歟、自余記、併置物在北、)次進瓮臺二脚、(長五尺、弘一尺五寸、高一尺、脚別瓮八口、彫居之、二行相並、十二口、大槽六口、合白生絹地各一帖、[illegible]其之、上長八尺、弘二幅、)下家司四人舁之、脚別二人、立御槽南方、(東西妻二行立之、各掩絹、二脚間顯置其所、)次進床子二脚、(長二尺三寸、高一尺□寸、各敷白綾縁小疊、白裏、生絹、下家司二人取之、)次進打板二枚、(長三尺、弘二尺七寸、高四寸八分、在各白絹縁、布裏、白下家司四人舁之、相列二人、)東西床子後立之、(南北妻)次進絹飾二柄、(口徑一尺、其體如常杓、尻張生絹、下家司一人取之、)次進鉋六口、(下家司三人持之、人別三口、付袋鉋先、)此中一口結付七寶袋、(白生小袋、鉋口通欠結付之、金銀色色珠治丁子麝香等、)又一口結付錢袋、(中略)件雜具等遣醫師許、令調入云々、)各居東西瓮臺上、(各以中爲上、付袋鉋等在迎陽人方、醫師者同近ヶア、[illegible])洗御鉋衣槽一隻、(長二尺六寸、弘二尺三寸、有臺、)洗御䙚襁槽一隻、(長二尺六寸、弘二尺三寸、有臺、)各內々進之、不舁居御湯殿、次南階前去二許尺、立御湯案一脚、(東西妻、長三尺五寸、弘三尺、高三尺、)居桶三口、(大一、高一尺、口一尺一寸、居中央、北端、小二、高一尺、在坤巽、)柄長小杓一、

浴斛具

(在巽桶)仕丁等、著褌褌立之、(中略)○吉時汲吉方流水、(註略)○仕丁一人持杓如何、(註略)○一人(已上當色)相副行向汲之、即持參、(下家司相副)置多荷於案前、下家司以案上杓入水於案上巽桶、今一口多荷水桶遣釜殿令入御湯、(中略)○

次供御湯

仕丁二人、多荷置案前、下家司一人、移入御湯於巽桶、次合入湯水於大桶、試寒温、(中略)○次下家司二人、舁湯桶、(合入桶)持參南階下、獻之、六位二人舁之、就簾下授女房、(註略)○女房取之居盆臺下、(臺與槽間置之、但ウメタルハ置西端也、)次進御湯桶、(傳取置之、其儀同前、)次進水桶、(同前、凡自西次第東ザマヘ置也、)(中略)○

次供夕御湯、其儀如朝御湯間、汲吉方水、御湯之間洗胞衣、吉時舁居御槽於便宜所、其傍立床子一脚、女房左衞門佐著件床子、先以清水洗之、(中略)○翌日遣槽於御乳母許也、(中略)○廿九日、今日過七ケ日了、仍御湯殿改他所、以寢殿西廊二間爲其所、南北妻居御槽一隻、其立置物机一脚、槽南立盆臺一脚、(五十日間、可有此臺也、)槽左右立床子、各一脚、大足桶無足桶各二足居之、(有杓、實晴調進之、)仕丁以耳樋運御湯、(中略)○絹地鋪各一帖打板等給釜殿仕丁、

〔延喜式五齋宮〕年料供物

湯槽一隻、洗床一張、木案二脚、木蓋五枚、(中略)(已上當國充之)(中略)○

右殿部司所請

〔延喜式三十四木工〕牀三脚(方四尺、高九寸、御湯殿御座料、度別一脚、)(中略)○

右十一月新嘗會、六月十二月神今食料、充掃部寮、

〔延喜式三十六主殿〕新嘗會供奉料(中宮准此)

沐槽一隻、(加案)覆絁帷一條、(長五尺、廣三幅、)浴槽二隻、(加案)覆暴布二條、(長五尺、廣二幅、)下敷調布帷二條、(各二端)(中略)○

右新嘗會料依前件、其二度神今食者、並用件物、更不請料、事訖之後充神祇官、

〔延喜式三十六主殿〕供奉年料中宮准此

沐槽一隻、加案覆絁帷一條、長八尺、廣三幅浴槽二隻、覆暴布二條、長五尺、廣二幅、下敷調布帷二條、二條別二端洗沐一脚、覆暴布一條、長六尺、廣二幅、〇中略

右起十一月一日、迄來年十月卅日料、

〔延喜式三十六主殿〕三年一請

浴槽下敷曝布帷二條各二端

〔延喜式四十三主膳〕年料

沐槽一隻、加案覆絁一條、長八尺、弘三幅、浴槽一隻、加案覆暴布一條、長五尺、弘二幅、洗沐一脚、覆暴布一條、長六尺、弘二幅、

〔長秋記〕元永二年五月廿九日、未時持參御湯殿具、先宮大夫屬宗房持打敷、少帖以紙裹其上、生絹云々次並物机一脚、一階次瓮臺二荷、各居瓮八口、各有生絹覆、次床子二脚、打板二枚、御槽二、各有臺、但一有覆、居桶案一脚、居桶二口、杓二柄、瓠五口、中桶二口、小桶一口、御湯渡打云々又荷桶四荷、皆仕丁等持之、生絹、小打板二枚、

〔百丈淸規下〕西序頭首

知浴　凡遇開浴、齋前掛開俗牌、〇中略齋罷、浴頭覆維那首座住持畢、鳴鼓三下、浴聖桶内皆著少湯、燒香禮拜、想請聖浴、

日用軌範

其所脫衣作一袱覆轉、方換拖鞋、不得赤脚入浴、〇中略不得以湯水濺人身上、不得桶内泡脚、〇中略不得架脚桶上、不得笑語、不得槽上揩脚、不得戽水、不得起身撥桶澆身上、前後有人、須當遮護、脚布不得離身、有脚不入桶者、不得多用湯、

〔長秋記〕元永二年六月五日、〇中略御湯殿儀無鳴弦、〇中略仕丁荷御湯如日來、但無布覆、今日依雨以板爲覆、其形如屋棟、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、大嘗宮北鳥居前、木工寮造₌立廻立殿五間黒木屋一字₋、○中略東二間爲₌御湯殿₋、○中略其内東間中央東西妻立₌槽₋、有₌絹覆₋、又有₌蓋、

〔寶石類書五下〕波絹之事

三箇重事云、なみきぬといふは御湯舟におほふきぬ也、

〔守貞漫稿二十五沐浴〕小桶ハ京坂ト同制、高亘トモニ概六寸、銅或鐵輪ヲカケ、桶ハ槇材ノ正目制也、○中略

留桶大サ大概高六寸、亘リ八寸ニ一尺許ノ楕圓也、俗ニ云小判形ナリ、輪同前、是亦槇ノ正目或ハサワラ材也、　右五節ノ内七夕ヲ除テ中元ニ與フモアリ、又十月二十日前ニ留桶新制ニスルノ條ヲ紙ニ書テ、水槽ノ上ニ粘ス、此時常ニ留桶ヲ用フ、彼留桶ノ客等、各自錢ヲ與フニ有₌差、或ハ金二朱一分、又ハ錢三五百文二百文ヲ極下トス、其錢數ト名ヲ紙ニ書テ羽目板ニ粘ス、二十日至リ留桶小桶トモニ新制ヲ用フ、蓋輪ハ作リ改ムルニ非ズ、　天保前ハ外見ヲ好ムノ徒錢ヲ多ク與ヘテ、留桶ニ定紋ヲ漆書サセ、或ハ記號ノ烙印ヲスルモアリ、天保以來此コト廢ス、今用₌之ハ却テ數年ヲ用フノミ、留桶ノ客、何ノ浴戸ニモ男子ニハ十人ノ中一人、百人ニ十人バカリ、婦女ハ用₌之者十人ニ九人、不₌用₌之者百人ニ十人也、○中略右留湯留桶トモニ京坂ニハ更ニ無₌之行ヒ也、

〔譚話浮世風呂三編上〕人がらのよきかみさま、水舟のわきにて、小桶に水をくみゐる、これはそらおがみにて、詞づかひもあそばせづくしなり、

〔譚話浮世風呂初編下〕一人の盲人はおけに湯をくんで、ながし板の上を兩手でおしながらゆくとふろから出てくる盲人とあたまをかつちり、○下略

〔錢湯來歷〕湯語敎

喘洄聲呻₌淨瑠理₋、拌返而成₌炎腹立₋、終(ツヒニハアリテ)槪₌小桶₋湯(ヲユヲシ)爲₌仕舞(マハセ)₋、或風呂中、放₌灰墨₋

浴斛雜載

〔百丈淸規下〕龜鏡文

桶杓作ㇾ聲、用ㇾ水無ㇾ節、非ㇾ所ㇾ以報二浴主水頭一也、

〔譚話浮世風呂三編下〕おやしきから、去年あたりおいとまをいたゞいた歟、但しは不順でりやうちにでも下つてゐる歟、二十四五のぼつとりもの、〇中略おはしたのおはつはいはねどしるき部屋がた風俗、おとなりのお娘御をさそひ合せて三人づれ、留桶をひかへて、べん〳〵との長湯、〇下略

〔錢湯來歷〕湯屋萬年曆

享和の初頃迄は、客人により、銘々の印をつけし大きなる桶を、湯屋へ預け有しが、其頃、兩國邊にて、湯屋の若もの桶を拵へ置、背中を流す人に遣はせる、是を廻しをけと名づけて、後にをけ無盡はじまる、預り桶は、所により、殘り有しが、今〇安政年間は大體なし、

〔宇治拾遺物語十五〕今はむかし、天智天皇の御子に大友皇子といふ人ありけり、〇中略淸見はらの天皇〇天武そのときは春宮にておはしましけるが、〇中略春宮これを御らんじて、さらでだにおそれおぼしけることなれば、さればこそとていそぎ下種の狩衣袴を著給て、藁沓をはきて宮の人にもしられず、たゞ一人山を越てきたざまにおはしけるほどに、〇中略美濃國へおはしぬ、この國のすのまたのわたりに舟もなくて立給ひたりけるに、女の大なるふねに布入てあらひけるに、〇中略女申けるは見奉るやうたゞにはいませぬ人にこそ、さらばかくし奉らんといひて、湯舟をうつぶしになして、その下にふせたてまつりて、上に布をおほくをきて、水くみかけてあらひゐたり、〇下略

〔宇治拾遺物語三〕これも今はむかし、法輪院大僧正覺猷といふ人おはしけり、その甥に陸奥前司國俊、僧正のもとへ行てまいりてこそ候へといはせければ、たゞいま見參すべし、そなたにゐば

風呂桶

しおはせとありければ、まちわたるに、二ときばかりまで出あはねば、なまはらだゝしうおぼえて、〇中略いかにせんと思はすに、僧正はさだまりたることにて、湯ぶねに藁をこま〳〵ときりて、一はた入て、それがうへに筵をしきて、ありきまはりては、さうなくゆどのへ行て、はだかになりて、えさいかさいとりぶすまといひて、ゆぶねにさくと、のけざまにふすことをぞし給ける、陸奥前司よりて、むしろをひきあけて見れば、まことにわらをこま〳〵ときり入たり、それをゆどののたれぬのをときおろして、このわらをみなとり入て、よくつゝみて、そのゆぶねにゆ桶をしたにとり入て、それがうへに圍碁盤をうら返して、をきてむしろをひきおほひて、さりげなくて、たれぬのにつゝみたるわらをば、大門のわきにかくしをきてまちわたるほどに、二時あまりありて僧正小門より歸をとしければ、〇中略僧正はれいのことなれば、衣ぬぐはどもなく、れいのゆどのへいりて、えさいかさいとりぶすまといひてゆぶねへをどり入てのけざまにゆくりもなくふしたるに、ごばんのあしのいかりさしあがりたるに、尻ぼねをあらふつきて、としたかうなりたる人のしに入てさしそりてふしたりけるが、〇中略目をかみにみつけてしにいりてねたり、

〔物類稱呼 四器用〕桶をけ　上下總及武藏にて、こがといふ、(中略)すえふろをけ、なすえふろこがなどいふ、

〔倭訓栞 前編二十六不〕ふろ　浴室をふろと稱するも風爐より出たる語なるべし、湯ふろ居すゑふろ竈ふろ等あり、

〇按ズルニ、風呂桶ノ事ハ、居處部浴室篇ニ詳ナリ、

内衣名稱

〔倭名類聚抄 十四澡浴具〕内衣　温室經云、澡浴之法、七物、其七曰内衣、和名由加太比良、論語注云、明衣以布、爲沐浴衣也、

〔箋注倭名類聚抄 六屏障具〕帷　釋名云、帷、音維、加太比良、(中略)按加太不重之義、比良謂薄如葉也、以曳天爲奥、枚訓比良、同、帷所謂帳帷、几帳帷即是、後謂禪布衣爲加太比良、本書内衣訓由加太比良、是也、俗或以帷子字爲禪布衣非是、

内衣製作

〔類聚名義抄 六衣〕内衣ユカタヒラ

〔伊呂波字類抄 由雜物〕内衣ユカタヒラ　明衣同

〔運歩色葉抄 遊〕湯帷

〔易林本節用集 由食服〕明衣ユカタビラ　浴衣同

〔和漢三才圖會 二十八衣服〕浴衣ゆかた　内衣〈出温室經〉　明衣〈出論語〉　和名、由加太比良、　俗曰由加太、浴帷子訓下略、

〔女重寶記 五女衣服〕明衣ゆかた

〔倭訓栞 中編二十七由〕ゆかたびら　和名抄に明衣をよめり、浴衣なり、今ゆかたといふは、梵書にいふ内衣も同じ、

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕又今ゆかたといふは、湯帷子なり、中略○貞順故實集に、身拭と申よりは、御湯かたびら、と申は上り候とは、詞の上下をいふ、湯かたびらを身拭ともいひし也、手拭といひて湯に用ると同義なり後世略して湯かたと云、猿樂狂言記などに見えたり、

〔傍廂 前篇〕單物　帷子

當世は絹木綿など裏なきを單物といひ、生絹麻などの類を帷子といひて、着る時節も差別あり、さるべきことにあらず、すべて裏なき衣は皆單物なり、ひとへなるが故に片といひ、風にひらめく故にひらといへるにて、同じものなり、浴衣をゆかたといへるも、湯帷子の義なり、頂上の領巾ひれも、甲冑の母衣も、軍器の旗も、魚の鰭も鬣ひれも、ヒラの轉語にて、同義の名なり、ヒラメクハタメクなど同言なり、

〔和漢三才圖會 二十八衣服〕浴衣ゆかた中略○

按、浴衣夏用布、冬用木綿、常州眞岡曝、河州小曝、攝州北野明衣綅シマ、皆爲浴衣、木綿也、

〔守貞漫稿 男服 十四〕浴衣ハ白地ヲ專トシ、又晒シ木綿及眞岡木綿ヲ用フ、近年浴後ノミニ非ズ、卑賤ノ者ハ單衣及ビ帷子ニ代ヘ用フ、浴衣ノミ用フル者ハ袂ヲ縫ズ、廣袖也、單衣ニ代ル者ハ常ノ如ク袂ニス、（畫圖袂ニハ製セズ、方形也、）京坂ノ浴衣及ビ單衣ニ代ル者モ、男女トモ專ラ白地ニ藍小紋ノ極テ細密ナル者ヲ用ユ、（婦女ハ特ニ秋草等ノ形也、）是當今專ラトスル所也、或ハ大形紋ヲ用フモアリ、或ハ白地ニ藍縞或ハ鳴海絞リ、柳絞リヲ用フ、（絞ヲ用フルハ卑賤ノ小民ニ多シ）

〔禁秘御抄 中〕一御裝束事

御宿衣紅、（文立別儀）又白無文、チリヌキシヾラ常ノ事也、不用生宿衣、湯帷如常、內藏寮所進、近代無下輕微也、

〔延喜式 縫殿 十四〕正月齋會衆僧法服

講師讀師（中略）曝布湯帷二條、（別一丈六尺、中略）聽衆僧卅口、（中略）曝布湯帷卅條、（中略）

右法服依前件、（下略）

〔延喜式 玄蕃 二十一〕凡天皇即位、則講說仁王般若經、（中略）講師法服（中略）浴衣一領、（二丈二幅、）裳一腰、（三丈四尺、）（中略）

右講讀二師三衣什物依件儲供、若倉卒不堪縫作者、即以絁綿等相換供之、（講師絁三疋、綿廿斤、讀師絁二疋、綿十斤、）

〔南海寄歸內法傳 三〕二十洗浴隨時

若著三尺浴衣、褊小形露、或元不著、赤體而浴者、深乖教理也、應用四幅洗裙、遮身可愛、非直奉遵聖教、亦乃不愧人神、餘之可不、智者當悉、夜浴倘不改容、對人事無掩蔽耳、

〔御前義經記 一〕瀧詣のあひぼれ

瀧詣あまたある中に、今年三五の振袖、白き練絹浴衣、婉（こしもと）らしき小女郎側を離れず、

〔女禮秘傳集〕かみ樣の御ゆかたの事、布の裁目を何も兩方へ折伏て縫也、裾をば千鳥掛にすべし、

内衣用法

領をあけずしてぬふべし、領あけても不苦、

〔西宮記 臨時四〕明衣　古人沐浴之外不服之、近年不論老少用之、殿上侍臣藏人所人不服、(論語云、齋必有明衣布也、袗絺綌、必表而出之、)

〔侍中群要 四〕御湯殿事

供御帷間、隨女官告問云、誰々(加侍留、○中略)

御湯殿

御帷有召時、布可渡御匣殿由、仰内藏寮渡進之後、從御匣殿縫進、御頭洗時、又如此、但淬料布綿召藏司、御髮拭糠絹召藏司、(上古用絹云々)

〔禁秘御抄 上〕一恒例每日次第

早旦供御湯、(○中略)典侍(或上臈女房)進御湯帷、(○下略)

〔日中行事〕辰の時にとのもりのつかさ御ゆをくうず、(○中略)御湯殿へおりさせ給て御ゆめしぬれば、典侍もしは上臈の女房御ゆかたびらをたてまつる、

〔榮花物語 二十九玉の飾〕かゝるほどに九月(○萬壽四年)十餘日になりぬ、(○中略)その夜御前(○妍子)に人々さぶらふを、ともすればおこたらせ給て、ものなどおほせられなどせさせ給と思ふに、十四日のつとめていかでゆすこしあみんとおほせらるれば、(○中略)いそぎたちて參らせたれば、ゐざりおりさせ給て、日比の御まし御ぞ皆とりやらせ給て、あざやかなる御ぞをましなどにふさせ給て、殿(○藤原道長)おはせとあれば、かくと人まいりて申せば、ゆにまかりをりたり、たゞいままいると申させ給へるに、かぎりとみたるにぞいそぎのぼらせ給て、御ゆかたびらながらおはしましたるに、(○下略)

〔相模集〕ぶくにおはする人のゆかたびらの袖を蟲のそこなひたれば、ときかへて、ふるきはとまるをみるも、あいなうあはれにて、

ぬぎかふる袖をつたへてふぢごろもみるも涙のたより也けり

〔平治物語 二〕義朝野間下向事附忠宗心替事

義朝〈○中略〉聽テ湯殿ヘ入給ヘバ、三人ノ者〈○橘七五郎、濱田三郎、鷲七兵衞、〉隙ヲ伺ニ、金王丸御劒ヲ持テ御垢ニ參ケレバ、都テ可ㇾ討樣ゾナキ、程經テ御帷子進セヨト云ヘ共人モナキ間、金王丸腹ヲ立、走出ケル其隙ニ、〈○下略〉

〔明月記〕建仁三年十二月十日、宇治之間事、問₂有長朝臣₁少々散₂不審₁、〈○中略〉御寢所間、〈○中略〉其傍一間懸₂御直垂二具、〈唐物御直垂、小袴白綾紺唐綾等二、小袖御大口等有ㇾ之、小湯巾、御湯帷加ㇾ之、○中略〉風爐傍爲₂御湯殿₁居ㇾ船、御湯殿南爲₂公卿湯殿₁居ㇾ船、置₂湯帷少々₁、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年三月廿八日乙未、和泉前司行方、持₂參御息所御服月充注文於御所₁、將軍家〈○宗尊〉覽之、

　正月分〈○中略〉

御明衣二　今木二具

〔君臣言行錄 二〕志津ガ嶽ノ軍ハ秀吉一代ノ勝事、蟹江ノ軍ハ、東照宮御一世ノ勝事ト也、〈○中略〉東照宮ハ敵瀧川等蟹江ノ城ヘ取籠ルヨシノ注進ヲ聞召、沐浴シテ在マシヽガ、湯衣ヲキナガラ御馬ヲ出シ給フ、跡ニ從ヒ行者井伊兵部計ナリ、〈○下略〉

〔武道傳來記 六〕毒酒を請太刀の身

角之丞は水風呂に入りながら此體を見て、言葉をあはせ、母親に刀給はれといへるに、〈○中略〉母親浴衣をうちきせ、いさぎよくすべしといさめて、簾の內に見物して、〈○下略〉

〔北里十二時〕巳時

かたみにゆぶねの口にかゞまりゐて、あかかきながしつゝいへることよ、〈○中略〉まろがもとなる

は鼻ひらめにひたひはれて、わきくそさへ花やかなる老人なりき、されど老らかにもてなし、あへしらひてかへし、は人がらのにぎはしくたのもしげなればぞかしといひて、たかやかにわらひて、ゆかたびらないがしろにうちかけて、つゝむべき所もおほひだにせず、立ちはしりつゝいぬる、いとばうぞくなり、

〔好色一代男 一〕煩惱の垢かき

いか樣是を只は置れじと、うす約束するより、はやあがり湯のくれやう、ちらしをのませ、浴衣の取さばき、略〇中何國も替ることなし、

〔諸艶大鑑 四〕心玉が出て身の燒印

川原町四條の角屋に湯屋あり、菊屋の小八、二階座敷に東山の風待ども汗のやむ事なし、彼湯に入にまかりて、役者まじりの人込、ざつと揚場に散しなど香、明衣たゝむ間見合けるに、三十四五にて小作りなる男、そこねぬ鬢をなでける、略〇下

〔萬の文反古 五〕廣き江戸に才覺男

我等一萬兩の身體なれども、今に風呂屋へ供つれず、ゆかたを自首(みづから)にまきて入にゆき申候、

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕望一千句、けいせいのくどく風呂よりあがりきて湯かたの袖も匂ふかよひ路、略

内衣雜載

〔多武峯少將物語〕ゆかたびらたゞのといかにせさせ給へらむと、あはれ〳〵とみたまふるに、〇下

〔備前老人物語〕同人〇渡邊水庵風爐屋の竿に湯かたびらわり下帶數多かけ置、風爐をたく時は、男貳人板の間におきて、垢かき二三人おきて用事とゝのへさせ、略〇下

〔出陣荷物貫定〕役武者荷積

一湯帷子 百六十目　一ツ

士大將荷物貫目

一湯帷子 四百八十目　一ツ

〔倭訓栞 中編 阿 一〕あまのはころも　天羽衣也、○中略神今食などにいふは、御湯かたびら也といへり、

〔北山抄 五〕大嘗會事

主殿寮供御浴、自東供之方一郎着祭服、本書弔御衣、仁和記云、御東方小床、著天羽衣、供御湯畢、

〔江家次第 十五〕大嘗會

卯日、○中略主殿寮供御湯、用東戸、○中略仁和記云、御東方小床、著天羽衣、供御湯了、○中略治曆長元御記、乍著天羽衣入、令下御槽給、又以一領奉拭云々、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、○中略晩頭參大嘗宮、裝束如晝、先巡檢廻立殿御裝束、○中略次大嘗宮儀、○中略次神服氏人持參天羽衣、安置案二脚、有覆、一脚、參河國和世天羽衣也、絹云、一脚阿波國荒世天羽衣也、布云、宮主卜部兼衡神服氏雅景舁之、卜部兼貞、已上三人、小忌裝束、忌部明友等舁之、立神座北端、○中略次有御湯殿事、○中略先是內藏寮供天衣二領、一領著御令入御湯船、一領令上給之時著御、脫御浴之時、又供二領、凡四領儲之、

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日時剋、主殿寮供御湯、先取下水、以斗桶、次入御湯七度、次御湯殿人、○註略頭隆以右手合御湯、向神殿方撹遣御湯七度、次張蓋、二幅布也、次奏御湯取之由、主上渡御、次撤蓋、主上乍著御帷、令下御槽給、件槽東西妻也、其北立白木床子二脚、帷幷御河薬、故源右府御說、專不可令下御槽給、立床子可令沃懸給之、而後三條院仰云、乍著御帷令下御槽給之由、見朱雀院御記云々、次奉摩御背、三度次脫捨御帷於槽中、令上給、著他御帷拭御、○下略

〔康富記〕永享二年十一月十八日乙卯、是日大嘗會也、○中略戌剋天皇出御、○中略次有御湯殿事、頭左大弁、藏人左少弁源重仲等役之、天羽衣織手事、兼日參河守護與星野令相論、所詮勅使下向參河國、令星野被官人織進之云々、將亦御齋服兼不縫儲之、臨期雖仰采女可縫獻由、縫樣未覺悟之間、當座雖叶之旨申之、遂以內侍被縫獻之、仍神服出御及遲々云々、女工所內侍令齋籠縫給事云々、

今木

〔北山抄二六月〕同日〇十一日神今食事
主殿寮儲御浴於寢側、縫司獻天羽衣、
〔建武年中行事〕六月十一日御神事、一日よりはじまる、行幸あり、〇中略とのもんれう御ゆまいらす、〇中略うへのきぬぬぎてうへに明衣をきたり、下がさねおなじく著せず、〇中略さて御舟は御ゆかたびらめしていらせ給、三杓めして天の羽衣、御ゆかたびらをいふなり舟のうちにぬぎすてゝ、更に又くられうの御ゆかたびらをめしてあがらせ給、
〔伊呂波字類抄伊雜物〕今木イマキ御湯殿時著衣名也
〔後奈良院御撰何曾〕雪のうちに參りたり　ゆまき
〔嬉遊笑覽二上服飾〕ゆぐといふは、〇中略或はいまきなどいふは非がことなり、いまきは湯卷にて、湯殿に用る具にはあれど、異もの也、
〔西宮記臨時四〕天皇禮服
平生奉仕帝王御髮者、著今木衣、
〔侍中群要五〕定詞
今支奉仕御湯殿之人所著衣也、生白絹也、
〔禁秘御抄上〕一恒例每日次第
凡禁中著湯卷、上臈一人、典侍一人也、是候御湯殿故也、近代上臈中臈此役多著之、不可爲例、但少々聽之、
〔日中行事〕辰の時にとのもりのつかさ御ゆをくうず、すましといふ女官これをとゝのふ、內侍御湯のあつさぬるさをさぐりて、ことのよしを申す、御湯殿づかうまつる內侍いまきをきる事もあり、

湯具

〔紫式部日記〕御ゆどのはとりの時とか、（○中略）御ゆどのは宰相の君、御むかへゆ大納言君、（源廉子）ゆまきすがたどものれいならず、さまことにおかしげなり、

〔吾妻鏡　四十二〕建長四年四月一日甲寅、寅一點、親王（○宗尊）自闕本御出、未一剋出御固瀨宿、御迎人々參會此所、小時立、（○中略）其後有垸飯之儀、奧州（○北條重時）沙汰給、（○中略）次被納御厨子中物、（○中略）御明衣一、今木一（○中略）等也、各被置休所云云、

〔嬉遊笑覽　二上服飾〕東鑑建長四年壬子四月一日の條に、御明衣一今木一とみえたり、今木は詞に付て訓を借たるなり、婦人湯あぶる時は、この服を著けるなるべし、

〔吾妻鏡　四十六〕建長八年八月廿三日辛巳、將軍家（○宗尊親王）入御于新奧州（○北條政村）常葉第、（○中略）女房贈物衣今木小袖帷等也、

〔女重寶記　一〕大和詞

一ゆぐは　ゆもじ

〔嬉遊笑覽　二上服飾〕ゆぐといふは、男女ともに前陰を顯はして湯に入ることはもとなき事にて、必下帶をかきかへて湯に入るゆゑ湯具といふ、女詞にはゆもじとも云べし、或はいまきなどいふは非がことなり、いまきは湯卷にて、湯殿に用る具にはあれど異もの也、

〔尺素往來〕及晩可有例式之小風爐候、御浴具各可令隨身給也、

〔南海寄歸內法傳　三〕二十洗浴隨時

那爛陀寺有十餘所大池、每至晨時、寺鳴揵椎、令僧徒洗浴、人皆自持浴裙、或千或百、俱出寺外、散向諸池、各爲澡浴、其浴裙法、以氈布長五肘闊肘半、繞身使匝、抽出舊裙、廻兩頭令向前、取左邊上角、以右手牽向腰下、令使近身、併㩜右邊、壓入腰內、此謂著浴裙法、（○中略）若不向池、寺中洗者、著裙同此、

〔百丈清規　下〕日用軌範

開浴、浴具攜右手、入下間門內、問訊、歸空處、揖左右人畢、先以五條手巾掛笐竿上、展浴袱、取出浴具、放一邊、解上衣、未卸直綴、先脫下面裙裳、以脚布圍身、方可繫浴裙、將裩袴摺安袱內、次第脫直綴、與五條作一處、將手巾繫之、(古云、三通鼓響入堂時、觸淨須分上下衣、)其所脫衣作一袱覆轉、方換拖鞋、不得赤脚入浴、須於下間空處待次而浴、不得占頭首老宿坐處、(謂上間也)

〔后宮名目抄〕御ゆたも　下裳とかく

是は御ゆぐの事にて、末々にてはおゆもじなど申侍るは無下の事也、爲家よみ侍る歌にも、對の宮をいはひ奉りて、御產湯ひかせおはしまし侍る時に、

波よする松のゆたもによろづ代となれきて鳴や友鶴の聲、とつかうまつりけるも、このころばへなり、

〔女禮秘傳集〕御ゆぐの事、布を二町にして、風呂などの時も用也、又湯ほしとて布を六尺計にして、髮を包ませ給ふ也、髮を包て後にて引違へて、一方の端を長く餘して髮の上に疊て置也、湯風呂の時は女房兒などはかたびらを著べし、

〔世間母親容氣三〕舞子の老たるは運を開くさし鍋蚊帳は綠に、湯具は紅、鐵砲あれば、据風呂もあり、

〔賤湯來歷〕湯屋萬年曆

慶安の頃迄は、男女共に洗湯へ行に、別々に褌を持來りて、是をしめかへて湯に入る、上る時は底淺き下盥にて洗ひ清し持かへる、是をゆもじといふ、其後手拭にて前を蔽し湯に入し事に成しが、下盥は天保の初迄殘り有しが、不淨といひて、近頃(安政年間)は一同になし、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕宗因千句、ほの〴〵と赤ゆぐほせる春の日に、湯をあがりゆくふりをしぞ思ふ、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕ゆぐ(中略)湯に入とき用るを風爐ふどしと云、犬子集(寬永十年撰)わかれを惜みひくは

膝覆

風呂敷

だの帶、いつかまた逢んとかたる風呂の口、佐夜中山集〈片句〉さぞ出替を待し六尺、風呂のうらせばきを何と云たの帶、一代男草子〈七〉遊所のことをいひて、ふんどしのかきかへもなき人ゆく所にあらずとあるも湯具の事と見ゆ、〈○中略〉さきつ年上州草津の温泉に浴しに、まづ旅舍につく時、やどり居る間用ふべき調度借もし買もする其內に、定りて人每にひさく一柄、下。帶。一筋は必買て浴するに用ふ、今は世人丸裸にて湯に入るならひ故、その所の者も客人も、是は温泉なればかくする故あるべしとて、男女ともに湯具して入れ共、これ温泉に限りたる事にはあらず、

〔玉蘂〕承元三年五月廿五日丁巳、今日、御湯殿始也、〈○中略〉次小兒下湯、〈○中略〉次御浴殿人、〈坊門殿、中納言、也、余乳母實網〉女、著東床子取膝。覆。〈生絹二重三幅、長五尺、如袴指腰指、〉結付腰於自袴前野方〈内、縫之、付袖、〉出二足遣右左袴於床子南北以膝覆引掩之踏含槽內小板、〈○下略〉

〔書言字考節用集〈服食六〉〕風呂敷〈フロシキ〉

〔倭訓栞〈中編二十二〉〕ふろしき　俗に包袱の類をいふは、浴後に敷て、坐とする物の名より轉せるなるべし、若狹にてはひろしきといへば、ふろしきは廣敷の轉せるにや、

〔禮容筆粹〈五〉〕產屋道具之事

一湯。あ。げ。、是もさらし布の宜敷を用べし、尤幾つも有べし、則是風呂敷也、小兒の身をぬぐふべし、

〔本朝世事談綺〈器用二〉〕風呂敷

元は風呂の揚所に敷て、ゆかたにひとしきもの也、今物を包ふろ敷は、此名をかりたる物也、

〔貞丈雜記〈八調度〉〕ふろしきとは、風呂に入る時、湯殿に敷きて湯よりあがりたる時、足をのごふ物也、物を包むに布を縫ひつゞけたる形、かの風呂の敷物に似たる故、風呂敷といひならはしたる也、近世の詞なり、

〔棠大門屋敷〈一〉〕寶の山萬里の下り坂

あくる二日も元日にかはらぬことぶき、燒初とて風呂をとめさす、此代壹步づゝに極れ共、客の器量次第、風呂屋の馳走によつて、高下品々あり、風呂へは下帶ながら入、ふろあがる時、銘々の下帶濡ながら板の間に捨、幾筋にても極て湯汲が物となりぬ、太夫よりそろへのゆかた、四尺五寸の大風呂敷、いづれも是を敷、引ふね大臣の後へ廻て、ゆかたごしに御背を撫て、髮をときすき立て後、香をとめ、ひつゐこきにて、茶せん髮、やり手が役として、羽二重の大はゞを下帶だけに引さき、端縫なしに人數程出す、風呂屋より吸物にて酒をすゝむ、此仕拂金三ばいにおよぶ、

手拭名稱

〔新撰字鏡　戈〕䊷古内反、巾也、太乃己比、〔同　尸〕帍侯古反、巾也、太乃己比、

〔倭名類聚抄　十四澡浴具〕手巾　修復山陵故事云、白紵手巾廿枚、和名太乃古比

〔日本靈異記　下〕二目盲男敬稱千手觀音日摩尼手以現得明眼緣第十二

奈良京藥師寺東邊里、有盲人、○中略往來之人、見哀之者、錢米穀物施置巾上、○中略

巾○太○乃○己○比○

〔鑑鷀抄　上〕巾、同帝○炎帝神農氏作之、

〔事物紀原　八舟車帷幄〕手○巾○

禮浴用二巾、上絺下綌、雖上下異用、而無異名、此三代之制也、漢王莽之斥逐王閎也、閎伏泣、元后親以手巾拭之、於是始見手巾之目、其事雖出於三代、而制名當自漢世也、

〔嬉遊笑覽　二上服飾〕唐○山○の○手○巾○は、大かた竹布なり、長サ四尺巾一尺ばかり、兩端六七寸、種々に組て織たり、木綿よりは强し、故に長崎に來る商客は、皆此方の手巾を用となり、銷夏錄曰、篁竹葉疏而大、節相去六七尺、出九眞、彼人取嫩者槌浸、紡績爲布、謂之竹疏布と是なり、

〔類聚名義抄　六巾〕手巾タノコヒ

〔伊呂波字類抄　太雜物〕手巾タナコヒ

手拭原料

〔下學集 下絹布〕手巾(テノゴヒ)

〔運歩色葉集 多〕手拭(タナゴヒ)

〔易林本節用集 天食服〕手拭(テノゴヒ)

〔庭訓往來〕御札之旨、大齋之體、心事難₂申盡₁候、〇中略御布施物事、被物祿物等、可₂被₁レ略之歟、〇中略此外〇中略手。巾。〇下略

〔尺素往來〕布施物者、〇中略手巾、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕凡料理所須、〇中略木綿十八斤、手巾料調。布。三端二丈四尺、並以₂官物₁分₂付兩國₁、

〔延喜式 二十大學〕曝布三條 各長四尺、拭₂爵井手巾料₁、〇中略

右申₂省所₁受

〔延喜式 二十一玄蕃〕凡天皇即位、則講₂說仁王般若經₁、〇中略一代一講講師法服、〇中略湯巾料望陀布一條、〇二丈一尺中略手。巾。一條、以上各長三尺、並細。布。、〇中略讀師法服、〇中略湯巾料望。陀。布。一條、(中略)已上丈尺並同₂上條₁

〔甲陽軍鑑 九下品第二十六〕其夜〇天文十五年六月六日亥刻に勝時を執行あり、其儀式は、〇中略さいはいは、屋形樣〇武田晴信持給ふ、なんてんの御手水は、金丸筑前、。大。布(たよ)。の。御。手。巾。飯富源四郞、如₂此ありて、其夜はかる井澤に野陣なり、

〔梵舜日記〕寬永七年正月二日、早旦行水、〇中略次元碩へ唐。木。綿。手。巾。一、次祇園竹坊ニ扇二、入₂箱持參也、

〔守貞漫稿 十五男服〕夏ハ汗手拭ト號ケテ、從來晒。麻。布。ヲ用フ、長ケ二尺五寸或ハ一尺餘ノ物ヲモ用フ、蓋夏月モ木。綿。手。巾。ヲ專用スレドモ、男女トモニ禮晴服ニテ、他ニ往ク等ニハ、麻布巾ヲ用ヒ、又略褻ニモ、人品ニヨリテ麻布ヲ用フ、雜人ハ夏モ麻布ヲ用ヒズ、

手拭寸法

右ノ如ク從來ハ晒麻布ノミ用ヒシガ、江戸ニテハ、天保以來、生太布ヲ長一尺餘ニ裁テ、一隅ニ藍絞リヲ染テ用レ之、京坂モ弘化末ヨリ專ラ用フ、蓋三都トモニ晒布全ク廢セズ、今モ稀ニハ用レ之、晒布ハ全白ニテ絞リ染無レ之也、

〔山槐記〕治承四年二月十五日丁酉、藏人頭左中弁經房朝臣送書云、(去十三日書、今日到來、)來四月可レ有二御卽位事一、任二治暦例一於二太政官廳一可レ被レ行二其議一歟、(中略)四月三日乙酉、(中略)次攝政被レ參二神祇官一、於二郁芳門外一下車、被レ參二正廳倚座一、裝束儀、(中略)主水司供二御手水一、行事官掌相二副之一、無二打敷一、陪膳藏人頭重衡朝臣持二參手洗一、光長家俊各持二參樎一、盥定持二參御手巾一、(○白帶○插木)

〔後水尾院當時年中行事(上正月)〕朔日、四方拜とらの一剋なれば、とうより御ひるなる、常にならじます方にて先御手水まゐる、(中略)是より先に、はいせんの人、樎を御手洗の中よりとり出し、うちかへしたるふたをこあらためて、御手水をかけ參らす、御手拭には、大たかだんしを用ふ、(件の次第、御手水の時毎度の如此、)

〔後水尾院當時年中行事(下)〕一每日の次第は、早旦御ひるなり、(中略)はいせんの人、例のひとへぎぬをいだきて、御前にすゝみ、かけ帶ばかりをおく、内侍ひとへぎぬきて、御手水をもてまゐる、(中略)大たかだんし(御座の角のかきにつれて、西の御座に付おく、御紙に水を付て、)にて、御手をのごはれて御拜になる、

〔延喜式(四十主水)〕供御年料(中宮亦同)

御手巾紵四條(各九尺)

〔延喜式(四十三主膳)〕年料

御手巾紵四條(別長九尺、中略)

右坊依二主膳監解一申レ官請受、餘監署所レ請物准レ此、

〔延喜式二十一玄蕃〕凡藥師寺大般若經會、每年起七月廿三日盡廿九日、一七箇日、請僧沙彌各卅口、讀經并悔過、(沙彌讀金剛般若經)施物三寶絲卅絇、衆僧別絁一疋、綿一屯、調布二端、湯巾一條、(長八尺、幅二尺、○中略)沙彌別調布二端、湯巾、(○中略)准僧、(○中略)施物用本寺物、

司家年料(中宮亦同)

水部賜布潔襷五領、(別四尺)襷五條、手巾一條、(六尺)釆女女孺手巾四條、(別六尺)

〔延喜式三十三大膳〕年料

手巾四條(別五尺)

〔延喜式三十七典藥〕地黃煎料(○中略)

手巾一條(長五尺○中略)

右件雜物、九月一日申省請受、但地黃有多少、所須料隨亦增減、

〔延喜式十三中宮〕三月潔齋(九月准此)

調布四端四丈(四尺巾料○中略)

〔延喜式五十雜〕諸國釋奠式

器數(○中略)　巾二條(各長四尺)

○按ズルニ、本文ノ巾一條ハ、手ヲ拭フ料ニシテ、卽チ手巾ナラン、其證ハ、諸國釋奠式ニ、篚在洗西南肆、實爵三巾二、加冪、(爵三、俱先聖三獻爵也、巾二者一拭爵料、一獻者拭手料、)ト見エタレバナリ、

〔延喜式十四縫殿〕正月齋會衆僧法服

講師讀師、(○中略)手巾四條、(別三尺○中略)聽衆僧卌口、(○中略)手巾六十條、

〔延喜式二十一玄蕃〕凡藥師寺大般若經會、每年起七月廿三日盡廿九日一七箇日、請僧沙彌各卅口、讀經并悔過、(○註略)施物(○中略)衆僧別(○中略)手巾一條、(長三尺○中略)沙彌別(○中略)手巾襪等准僧、(○中略)施物用本寺物、

〔延喜式　十三　圖書〕正月最勝王經齋會堂裝（○中略）右佛像雜具、並收寮庫、臨事出用、官人二人、史生四人、供火爐火堂童子十二人、（用寮雜色人）各給潔衣一領、袴一腰、襪一兩、手巾一條料調布三丈一尺、（袍二丈、袴七尺、襪三尺、巾一尺、）

〔江家次第　十七〕天皇元服御裝束

殿東西渡殿各第一間、南砌、立白木案各一脚、（高一尺五寸、長二尺、弘一尺三寸、）其上置黑漆手洗棖各一口、白巾一條、（長一丈、）以白木懸之倚於東柱、（西准之）

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子（○近衞）加冠、（○中略）裝束（○中略）內藏官人持候白巾一條、（細布、長一丈、懸白削木、○下略）

〔甲陽軍鑑　十一上　品第三十五〕扨又山の上より信玄公御覽ずれば、北條陸奥守備より、白き羽織きたる武者一人先にすゝみ、勝賴備にむかつてかせぐ樣子、一段見事なり、（○中略）二人してわきうしろよりくみ生捕て參れとありて、貳十人衆頭伊藤玄蕃、あひ川甚五兵衞二人、御中間頭原大隅、石坂勘兵衞以上四人、如御意に仕り、軍始まると同時に、彼武者を生捕、白手巾のながきをもつてしばり、信玄公御前にひきすゆる、其名を尋被成候へば、北條陸奥守內大石遠江とて大剛の武士也、

〔好色一代男　四〕晝のつり狐

しるしの立くらみといふは、出合茶屋の暖簾に赤手拭を結び置ぬ、

〔嬉遊笑覽　二上　服飾〕昔々物語に、（○中略）柿の三尺手拭にて鉢卷して往還するもあり、今は此體にてありく人なし、落穗集にも酉年回祿に、澀手拭の鉢卷したる侍の事をいへり、（柿手拭は澀ぞめ也）

〔好色一代男　二〕髮きりても捨られぬ世

小耳にもおもしろき時は十五才にして、其三月六日より角をも入て、ぬれのきく折にふれて螢みるなど催して、石山に詣でけるに、然も其日は四月十七日、湖水も一際凉しく、水色のきぬ帷子

手拭種類以色爲名

に、とも色にさいはい菱をかすかに縫せ、あつち織の中幅前にむすび、今はやるふ。き。懸。手。拭。塗笠のうち、只人とも見えず、

〔嬉遊笑覧二上服飾〕一代男一に、ふきかけ手拭とあるは、今もある帽。子。ぞ。め。なるべし、

〔嬉遊笑覧二上服飾〕紅梅千句に、をどりに出さぬうら盆の宿、花。ぞ。め。の五尺の布や惜むらん、これ又手巾にて踊りに用るなり、

〔男色大鑑五〕涙の種は紙見世

大歌舞妓御法度の後、村山又兵衛が物まね狂言づくしに仕掛、太夫子あまた集めしに、其頃迄は都にも舞臺子のあそびは稀に、花代も一歩づゝになべて極め、今の世の飛子同前に客を勤めぬ、〇中略其時の子供は、まことの子どもにて、戀を重ねてあへども、御無心云事もなく、もてあそびとて、飛人形、又は染。分。の。手。拭。琢砂やう／＼四五分が物をとらすに、嬉しがりしに、〇下略

〔守貞漫稿十五男服〕手拭　テヌグヒト訓ズ、手巾也、晒木綿一幅ヲ長ク鯨尺二尺五寸ニ裁チ用フ、　木綿ハ播州木綿ヲ專トス

手拭ニ種々ノ染形ヲ用フ、縞ヲ用ヒズ、〇圖略

芥。子。玉。絞。リト云、手拭ニ多キ形也、地白ニ藍絞リ也、京坂ニテハ、シラミシボリヲ專名トス、木綿買ハケシタマト云也、江戸ハ木綿買ニ非ル人モ專ラ芥子玉ト云、シラミハ虱也、絞リ紋小ニシテ虱ノ大サ故ニ名ク、板ジメ染也、　又形芥子玉ニ似テ絞リ文ノ大ナルヲ豆。絞。リト云、絞文豆ノ大サ故ニ名ク、

半。染。手。拭。ト云、右圖〇圖略ノ如ク半斜ニ片白片藍ノ無地、或ハ片白片水淺葱、或ハ片白片淺葱ニ小紋アル物等小紋ハ白也、

右ノ二品等ヲ專トス、其他種々ノ紋ヲ染メ、或ハ絞リ用フ、　又手巾ニ、江戸ニテカ。メ。ノ。ゾ。キ。ト云

アリ、極テ淡キ水藍染ノ無地也、手巾全クヲ水淺木ニ染ル也、藍瓶ヲ覗クノミト云意ニテ名付ク、種々ノ摸樣ヲ染メ、或ハ絞ル物、地白文藍、或ハ地藍紋白モアリ、京坂祭祀等ニ出ル衆人ハ、紅染ヲ諸人一樣ニスル等アリ、其黨ノ有因目紋ヲ描ク也、江戸ニテハ更ニ紅染ヲ用ヒズ、祭祀等一樣ノ者モ藍染ニ坊名ヲ書ケリ、鄙ニハ常ニ紅文交ヘタル手巾ヲ用フ者アリ、

城州小原女ノ黒木賣ノ用フル所ハ、地瑠璃紺ニシテ、右圖略○圖ノ如ク、兩邊ニ和歌ヲ書ケリ、字白也、是一種ノ手巾、稀ニ他人モ用之ヲ好數トス、

大坂堂島ノ米買所用ノ手巾、地白ニ摸樣大形ニ紺染也、專ラ筆意摸セリ、摸樣種々大略圖略○圖ノ如ヲ專トシ、他准之也、普通手巾價百十六錢或ハ百二十四錢也、此堂島手拭ハ木綿厚ク紺色美ニシテ、價銀四五匁ヨリ金二朱許リニ至ル、是ヲ堅四ツ折ニシテ肩ニ掛ク、彼徒ノ標目トシ、或ハ實用ノ手巾ハ別ニ携フモノ多シ、

追書、天保中、手巾價六七十錢ヨリ百錢ニ過ズ、今慶應中、三百錢ヨリ三百四五十錢ヲ普通ノ物價トス、堂島手巾准之バ雖文ナル歟、後日聞得テ誌之、

以寸法爲名

〔嬉遊笑覽二上服飾〕不角が江戸總鹿子序に、すこぶる汗道具五尺手拭をしぼりぬ云々、手巾はむかしは短きはなし、中略 松の落葉小歌五尺手拭五尺手拭中そめて、おれにくりよより宿におけといへるは、古き三尺手拭の小歌をざれて作り替たる也、

〔懷子伽十夏上〕

あがるべき道夏山の高岸に　重貞

夏旅を四尺手拭手に持て

汗をいるゝや茶屋の腰掛　休甫

あせもあつさも打忘てよ

〔書言字考節用集 服食 六〕三尺手拭（サンジヤクノテヌグヒ）支那上古以₂烏羅三尺₁裹ₗ頭爲₂軍戎之服₁、然則本朝所ₗ制亦有ₗ據乎、

〔女用訓蒙圖彙 衣服 一〕三尺手拭（てぬぐひ）

〔出陣荷物貫定〕足輕一人ニ付

一三尺手拭十三匁　一筋　一手拭九匁　一ツ

旗指一人荷積

一三尺手拭十三匁五分　一筋　一手拭九匁　一筋

役武者荷積

一三尺手拭十三匁五分　一筋

士大將荷物貫目

一三尺手拭四十一匁　三筋　一手拭七十目　五筋

〔嬉遊笑覽 服飾 二上〕大幣端歌の内に、くれなゐの三尺手拭、かたみにせよとておいてゆく、

〔雅筵醉狂集 春 一〕藤花

咲藤のはなの玄なひをさし見れば玄かも鯨の三尺あまり

伊勢物語に、あやしき藤有けり、花の玄なひ三尺六寸ばかりなん有ける、○中略

紫帨（ナノゴイ）藤三尺

字彙、帨拭手者とあり、狂句前の物語を用ゆ、俗に三尺手拭といふあり、

以用法爲名

〔下學集 絹布 下〕汗拭（アセノゴヒ）又云₂腕巾₁

〔饅頭屋本節用集 財寶 安〕汗拭（アセノゴヒ）

〔易林本節用集 食服 阿〕汗拭（アセノゴヒ）

〔書言字考節用集 服食 六〕汗巾（アセノゴヒ）又作₂腕巾₁

〔和漢三才圖會衣服二十八〕帨(てのごひ)〇中略

按〇中略又有汗帨夏月懐之、以拭汗者用布、

〇案ズルニ、本文ノ汗帨ハ、夏月懐中シテ汗ヲ拭フニ用キルトアレバ、小サキ手巾ノ如キモノニシテ、古代ノ如ク長キモノニハアラザルベシ、

〔西宮記臨時八〕蹴鞠

應和二四廿八、御仁壽殿侍臣蹴鞠、昌子內親王賜汗巾、

〔雅亮裝束抄一〕その二かいのみなみに、むしろのうへに、からくしげたつ、四かくなるもの、ふたのうへに、ちゐさきかゞみのはこのやうなる物あり、あし四ある臺にすゑたり、それにならべて、みなみにかゞみのはこ、やつはながたなるがおほきなるををく、かゞみまもり ひれ あせたなごひいれたり〇中略そのみなみに鏡臺をはりてたつ、〇中略まづひれをかく、〇中略そのうへに、あせたなごひをかく、そのていゝからあやの三尺ばかりにてあるなるがなかに、ぬひめあり、そのぬひめを、ながさまになかおりにして、なかからのほどをとりほそめて、ひれのうへにまへざまに又ひきかくべし、

〔後照念院殿裝束抄〕汗拭布事

龍君命云、普賢寺殿〇基通御時ハ長五尺許也、

〔筆の霊前篇四十五〕汗拭布

是は手拭とは別にて、背に引とほして、背の汗を拭ふべくして、然長くは爲せるなるべし、

〔書言字考節用集六服食〕浴巾(ユテ)

〔和漢通用集衣服〕浴巾(ゆたなごひ)

〇案ズルニ、ユテハ、湯手巾ノ略語ナラン、

〔類聚名物考調度十〕かほのごひ　顔拭

手巾のこと也、いかさま手のみならず、必顏ものごふ物なれば、かくぞいふべきをや、

〔南海寄歸內法傳〕二十衣食所須

凡是衣服之儀、斯乃出家綱要、理須具題、其製豈得輕而略諸、〈○中略〉十三資具、〈○中略〉十拭面巾、

〔乳母の草子〕九條殿〈○伊通〉のきたのまん所の御かほに、はたけといふものいできて、見にくきほどにありし時、てんやくのかみ申けるは、たふをくれなゐにそめて御のごひ候はゞ、御かほのはたけよくなり申よし申ければ、夫よりしてこゝかしこより御顏のごひ參らせらるゝ也、

〔運步色葉集〕天 剃巾〈テイキン〉

〔延喜式〕二十一玄蕃 凡天皇卽位、則請說仁王般若經、〈一代一講〉一日朝晡二座講畢、宮中諸殿省寮等隨便莊嚴、設百高座、〈○中略〉其一座設高座一具、請七僧、〈○中略〉

講師法服〈○中略〉

剃髮巾一條、受剃髮巾一條、〈中略〉以上各長三尺、並細布、

〔延喜式〕三十八掃部 踐祚大嘗會、〈○中略〉酉剋官人已下掃部已上卜食人十人、持御座等物、自大嘗宮北門入、鋪白端御帖十枚、布端御坂枕一枚於悠紀正殿中央、又設打拂布一條、〈納楊筥〉

〔嬉遊笑覽〕二上服飾 打掃布は手巾なり

〔延喜式〕三十八掃部 年料鋪設

打拂布二條〈各長一丈三尺〉

諸司年料

打掃布四條〈各長一丈二尺〉〈○中略〉　打拂布三條〈各長一丈三尺〉〈○中略〉

右六月十二月神今食、新嘗祭供御料、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、未明出立參齋場、〈○中略〉次供神座、下官并掃部寮相共奉仕之、先

六尺疊四枚、南北行並敷之、(有ㇾ裏○中略)其上置打掃布、(件布置御簟、官人云、六尺五寸、)南北行引展置之、

〔延喜式四十三主殿〕年料

打掃巾一條(六尺)

○案ズルニ、打掃巾ハ打掃布ナラン、

〔延喜式五齋宮〕供神嘗料(十八男、十女、)

拂。細。布一丈二尺(中略)寮充之、已上

右掃部所請

年料供物

拂細布一丈二尺(已上寮充之○中略)

右掃部司所請

○案ズルニ、拂細布ハ、細布ヲ以テ作レル打掃布ナラン、

西洋手拭

〔締盟各國條約彙纂〕改税約書(慶應二年五月十三日(西暦千八百六十六年六月廿五日)英佛米蘭四公使ト於江戸各國文ヲ以、五通ニ認メ、各通ニ連名調印(各國皆同ヲ以テ、他ハ略シテ之ヲ載セズ))

第一條　各政府の名代として、此度約書を議定せし全權は、此約書に添たる運上目錄を採用し、各政府の臣民、皆堅く之を遵奉すべき事とせり、○中略

運上目錄　輸入品　第一種　手拭

手拭用法

〔侍中群要三〕供御盥事

主水司供御手水、女官取之參入、三人以上也、四位一人、五位一人、六位一人也、○中略四位供御巾、

〔江家次第十五〕大嘗會

御手水供了、三沃爲限、候戸外之姫伺御盥畢參入、○中略留姫取巾獻天皇、天皇拭。手。訖、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、未明出立參齋場所、○中略亥剋大忌公卿著大忌幄、豫宮厨家居膳、左中弁俊經朝臣、少納言等勸盃、有御湯殿事、○中略次召御手水、○中略藏人少輔大進等持棙御手巾等、

〔萬一記〕正安三年十月廿八日甲午、今日大嘗會御禊也、仍巳剋參入宮司、○中略次宸儀出御、○中略次主水司供御手水、（幔西南方、主水女官儲之、）藏人藤清隆取打敷傳頭左中弁、左中弁取之、自御帳南面簀子廻之供之、○中略次藏人右京權大夫仲高持參御手巾、

〔北山抄四拾遺雜抄〕御元服儀

當日早朝、所司設御冠座於紫宸殿御帳內之南面、○中略又設洗器於殿東西壇上、（盛匜盥於案上、各加手巾、主水官人分立、）（案下、內藏官人候手巾、主水官人候洗手、）○下略

〔江家次第十七〕御元服

南殿巽坤角壇上、各立白木案一脚、（各高一尺五寸、長二尺、弘一尺三寸、）其上置手洗、棙各一具、內藏官人一人相分候手巾、（件巾一丈、懸白木持候之、）

〔長秋記〕大治四年正月一日庚辰、皇帝（崇德）○中略加元服、○中略左近府生遠兼來談云、○中略攝政（藤原忠通）昇西壇立洗器所、南向、主水賓盛取棙立壇下、（北向）藏人內藏助元正取巾伏立其南、（北向）右兵衛督（藤原伊通）昇西壇經洗器西立其南、（東向）受棙向攝政、攝政洗手、（當賓上手洗也）事了以棙返給賓盛、內藏助進巾、右兵衛督乍持、同助引寄於布、攝政拭手、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子（近衛）○中略加冠、○中略主水佐藤原知盛取迎、內藏允中原基範奉巾、余（藤原賴長）拭手、（允取水、余引寄巾拭之、○中略）

裝束○中略內藏官人持候白巾一條、（細布長一丈、懸白削木、○中略）

御元服式○中略

當日早朝、所司設御冠座於南殿御帳內南面、〇中略又設洗器於殿東東面壇上、盛匜盥於案上、各加手巾、主水司官人分立案下、內藏寮官人候手巾、

〔管見記〕永享五年正月三日戊午、今日天皇〇御年十五御花園有御元服事、〇中略南殿東西立洗器机、各軒廊前立之、其上置黒漆楾一具、手巾、白布一丈、敷白幅木、

〔東寺要集二〕入道无品親王性信、治安三年三月七日庚午、鬼日、於仁和寺觀音院授兩部傳法灌頂、〇中略

一大阿闍梨御房〇中略

手巾一條有宮臺、

〔譚話浮世風呂四編中〕水汲て來ても盥はなし、杓から片掌へ水を請て、ごし〳〵とお顏の摘洗ちや、掛竿が一つぢやによつて、手巾と雜巾と取違て、顏拭ふ事がなんぼもあるぢや、

〔榮花物語二十四若枝〕けふも〇萬壽二年正月二十三日四條大納言、〇藤原公任うちのおとゞ、〇藤原教通まいらせ給はず、故うへ〇公任女の御忌月なりければ、うちのおとゞはむげにまいらざらんはおぼつかなくゆかしとて、御なをしにてうちに參らせ給て、女房の中にまじらせ給ひて、きぬのそでぐちつくろはせ給、かみかきなでなどせさせ給を、女房中々いとわびしう、身よりあせあゆなどは、これをやいふらんとわびしうおぼえて、おもてあかむ心ちすれども、身はひえたり、おほかたのありさまは、御まへの御覽ずるぞ、はづかしういかに〳〵と、人のかたちふるまひよりはじめ、きぬのありさまにほひなどを、御らんずとわびしくをの〳〵おもひつゝ、このなみゐてみ給ふらんめどもは、さはれたれともしられ奉らねば、御靈會のほそおとこのてのごひして、かほかくしたることゝちするに、このうちのおとゞほゝゑみまぎれさせ給ぞ、いみじうわびしき事なりける、

〔嬉遊笑覽七祭祀〕按るに、榮花物語〇中略云々、細男が覆面したるをいふなり、春日若宮御祭禮圖に、

細男六人、神樂舞奏之、立烏帽子白張、二人座して笛を吹、二人覆面を垂れ、腰に鼓を付、片手にて打ながら、立出て跡さまに退き座す、又二人覆面をたれ、右の袖を掩ひて立替り立出跡さまに退く、二三編如此とあり、

〔守貞漫稿男服十五〕手拭頰冠

頰冠リ、多クハ手巾ノ兩端ヲ、左ニテ捻テ挾ム也、略○圖同　或ハ鼻上ニ掛テ左頰ニ捻リ挾ム、卑賤中ノ卑賤風也、略○中

手巾全幅ノ儘カムリ、或ハ背ノ方三四分ニテ髻尻ヲ僅ニ出ス也、　又芝居ニテ男女情死等ニ往クヲ道行ト云也、其男ニ扮ス者ハ必ラズ手拭頰カムリヲナス者多シ、是ニハ專ラ全白ノ、手巾ヲ用フ、

手拭大臣冠リ、略○圖　江戸ニテ吉原カムリト云　三都士民モニ野歩等ニ爲之、或ハ薄暑ヲ避ケ、或ハ塵埃ヲ禦グ、　大臣ト云ハ芝居大盡ニ扮ス、大名等ノ扮ニハ、紫巾ヲ以テ月代ヲオヽフ、似之ガ故ノ名ナルベシ、　手巾二ツ折、背ノ兩隅ヲ髻後ニ一ツ結ビ止ム、

江戸天保中暫ク流行ル、手拭是モ二ツ折ニテ前ノ兩隅ヲ鼻ニ掛テ結ビ止メ、笠ナキ人薄暑ヲ防グ、盛暑ニモ無笠ハ爲之、略○圖

手拭米屋冠リ、　手拭ノ或ハ左、或ハ右ノ端ヨリ卷キ、上ノ方ヲ寄セテ卷終リノ端前隅ヲ挾ム也、

京坂ハ初メ眼ヲ覆フ許リニ卷キ被リ、終リニ隅ヲ額ニ出シ、眼ヲ覆ヒタルヲ上ニ引返シ挾ム也、

乃チ上圖略○圖ノ如シ、

江戸ハ初ヨリ目上ニ卷キ被リ、終リニ前隅ヲ上圖略○圖ノ如ク額ニ挾ム、

手拭喧嘩冠リ略○中　喧嘩冠リモ、右或ハ左ヨリ卷被、卷初ノ端ト卷終ノ端、背ノ兩隅ヲ髻尻ニ掛テ結ビ止ム、　喧嘩冠リト號スハ、江戸防火夫等、黨ヲナシテ爭イドムコトアリ、其時半紙二三十

枚ヲ水ニヒタシ頭ニ當テ、其上ヲ圖〇圖略ノ如クニ手巾ヲ冠スレバ、薦ロト云具ヲ以テ討ルトモ、深疵ヲ負ズト云リ、是等ノ事ヨリ名トスルナルベシ、

〔仁勢物語上〕おかしおとこほうかぶりして、ならの京、かすがのさとへ酒のみにいきけり、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕五元集、名月や居酒のまんと頰かぶり、明曆二年丙申二月廿四日町觸、跡々より如申觸候ほゝかぶり、頰覆面彌法度候間あみ笠の下、又は編笠なしにも、堅仕間敷候、むかしよりこの法度は有しなり、

〔速水見聞私記十五〕以手巾著頭事

玉篇曰、巾、儿銀切、佩巾也、本以拭物、後人著之於頭、

房〇房常　按、本邦田舍之者、以手拭著頭、異邦自古有之事也、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕古へ女は外に出るに、衣かつぎ深き笠を著、下ざまなるは、桂包みなどして覆面はせざりき、永正大永巳後手巾やうのものを頭にかぶり、上に笠きたり、これ覆面の類なり、〇中略俳諧懷子付合立かへりみる塗笠の內、ふくめんを誰ともしれぬ娄にて、寬文のころ迄も、ぬり笠の下に手巾なかぶれり、

〔甲陽軍鑑十下品第三十二〕景虎杉〇上三月中旬〇永祿三年に、相摸の小田原へ押込、既に蓮池まで亂入に、心もえらぬ關東侍大將衆に少も機遣なく、甲を脫、白布の手巾をもつて桂包と云物に頭をつゝみ、朱さいはいをとりて、諸手へ乘わり、下知し人をいきたる虫程共思はざる景虎のふりを見て、關東の諸侍大小共に、舌をふるひ、此大將を賴候はゞ、ゆく〳〵大事也と、面々身の上を思ふ人多き也、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕桂包といへるは、鬘づゝみなり、桂女に限れるにあらず、音の同じきによりて桂とかけり、手巾長からねば桂包ならず、

〔醒睡笑六〕兒の噂

一比叡山北谷持法坊に兒あまたあり、冬の夜豆腐一二丁を求め、田樂にする、老僧いひ出されけるは、その〳〵しうくをいふてくふべしと、大兒やがてわれは佛のつふりと申さん、三くしとりてのく、又ひとりは八日の佛とてやくしとりたり、後に小兒屏風のあけより出るを見れば、髮をばつとみだし、たすきをかけ、左右の手にて目口をひろげ、我は鬼なりみなくはうとありたけ取たれば、せんかたなさに、坊主はふるき手ぬぐひをあたまにかぶり、手をさし出し乞食に參りた、壹つ宛おもらかしあれと、老僧のはたらき三國一、

〔諸艷大鑑 二〕男かと思へばしれぬ人樣

土手の下道にかゝり、觀音堂の表門を壹町計北のかたへ行て、簾掛籠たる水茶屋あり、此内に入せけるに、數多はしたの女房こしもと御小袖をめしかへさせ、御手拭とり奉れば、又あるまじき若後家なり、

〔後はむかし物語〕京都の人はうはべ和らかにて、心ひすかしなど、さみする人多し、江戸ものゝ心持には、さ思ふべき道理もあれども、又江戸ものゝ及ばぬことも多し、おもふに物の流行、江戸ば足早く、京都は足遲し、十年跡〇寛政六年頃に京に登りて見たるに、帶の幅せまき、笄の長き等、江戸にてむかし流行せし事、其まゝにて有やうに思へり、主人と下女の髮は是非おなじうせず、頭に物かむらぬは、道のものに紛るとて、只うどは帽子をかむり、町家の外は被をきる也、尼も是非帽子かぶりて頭を顯さず、山下總右衛門といふ男、京よりはじめて江戸に來り、其尼の物かむらず羽織著たるを見て驚きたり、況手拭をかむりたる女などは、曾て無き事なり、是守りの正敷所なり、

〔諺話浮世風呂 四編上〕秋の時候

眞田の腰帶は男がしめて羽織をはさむ、晒の手巾は女中衆がかぶつて、野遊に出る、

〔當世風俗通 前編〕手巾

晒し木綿の白と、淺黄に染分たるを用ふ、これを頭にまとひて、頭。巾。の。代。とす、がむりやうに種々あれども、右に一種を圖す、〇略圖わろくかぶるときは、石踏直しにまがふ間、能々工夫すべし、猶口傳あり、

〔都風俗化粧傳容儀下〕女の頭にもの著たるは、ふるき禮なるが、田舍にては手拭をかしらに戴く、これを角。つの。か。く。し。といふて、禮の一つとす、

〔嬉遊笑覽服飾二上〕塵塚咄に、〇中略又一向宗門徒の婦人角かくしとかいひて寺參りにかぶるもの綿ぼうしの遺風なるべし、長崎歳時記、一向宗御正忌とて、男子は肩衣を着し、女子はさらし木綿、或は布西洋布の類を以て頭にかつぎ、是をおぼしといひ、俗にすみ手拭また角かくしと異名す、新婦兒女といへども皆是を用と云り、是は寛政丁巳の類梓なり、

〔秋齋隨筆下〕置手ぬぐひの事

今田舍者などが、頭に手ぬぐひを置は故實なり、あれはいにしへの山かづらといふものなり、日本紀四十一代文武天皇までは髮を不結、ひら〳〵髮で居たなり、その時節にはかづらといふて、木綿でも布でも髮はくゝりたるぞ、古今の歌に、

まきもくのあなしの山の山人と人も見るがにやまかづらせよ、と有しぞ、いにしへのかづらの餘風なり、

〔好色一代男三〕木綿布子もかりの世

住家四五丁は帷子の上張、置。手。拭。して、跡つけの男を待合せ〇下略

〇案ズルニ、置手拭ハ、手巾ヲ頭上ニ置キテ、裝飾ノ具トセルナリ、

〔好色一代男五〕後は樣づけで呼

吉野は淺黄の布子に赤前だれ、置手拭をして、へぎに切熨斗の取肴を持て、中でもお年を取られた方へ、手をつかへて、私はみすぢ町にすみし吉野と申遊女〇下略

〔昔々物語〕一むかしは往來する侍衆、上下着或は袴計にても、大方股立取、歩行馬上の人も股立にて乘、かきの三尺手拭はち卷して往還する有し、今はなし、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕鉢卷は男女ともにふるきふり也、田舍の女は木綿の單なる物を帶したる上に著、鉢卷するを禮服とす、今も武州近在また下總邊にて婚姻など賀祝の事ある時は、其家また親族の婦はつせといふ歌をうたふに、その體なり、(中略)むかし、女は靑澤な用ること少なければ髮亂れ易き故、包みもし鉢卷もせしなり、道三の養生物語に、夜いぬるには頭巾は毒なり、鉢卷よしとあり、昔人は髮に油け少きゆゑ、髮亂れば、いぬるもかやうのことゝあり、今駕籠かく者に、手綱染のやうなる布をたゝみて插むは鉢卷せむ料の手巾なり、乙州がそれ〳〵草に、六尺は鉢卷に懷をあづけ、鎗持は髭を是とすといへり、鉢卷とて頭に桶の箍かけたるやうに、手巾なゑごきて結ぶのみにはあらず、頭を包むはみな鉢卷なり、古畫には六尺の鉢卷種々の形あり、又神佛に詣る行人の頭つゝむも手巾なり、

〔落穗集九〕酉の年明曆三年大火の事

掃部守殿伊井には澀手拭の鉢卷にて、中略因幡守殿淺野へ御向被成、只今は不輕大火に其元は、何方へ御越候哉と有之に付、中略御機嫌相伺申度奉存罷出候と返答被申ければ、下略

〔我衣〕三尺帽子トテ、木綿ニテ頰カムリニシ、又帶ニモ用ユ、古ヘヨリ有リ、後ニ麻ニテ色々ノモヤウ染タルヲ、三尺手拭ト云、元祿ヨリ五尺手拭ニナル、今ノ腰帶コレナリ、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕今は三尺手拭といふもの旅客の腰帶とし、また賤者のひとへ帶となるのみなり、昔も武家の小者など布のゑごきたるを帶とするさま、古畫に見えたり、是も手巾なるべし、

〔秋齋間語三〕帶刀人常服にて主用に出る時、前ニ長手ぬぐひをはさむ事は、平服の時の相印也、夫故元來は其家々の染色を極め置、其家中は一統すべき事也、あるひは何の守組家中は何色々々と可極也、甲冑にては勿論火事羽織にても、家々の相印ありて知れよし、平服の時途中などにて不時に事起りし時、人數見分る爲なり、それを今は取ちがへて、いろ〳〵の銘々の物好、出來合の

巾箱

染摸様の手拭を用ひ、何の用と云事を不知様に成たり、

〔類聚名義抄　六巾〕巾箱タノコヒノハコ

〔伊呂波字類抄　太雑物〕巾。箱。タナコヒノハコ

〔儀式　一〕六月十一日神今食儀十二月准此

亥一剋薦御膳、其行立次第、〇中略次典水二人、一人執巾筥、一人執刀子筥、

〔延喜式　七践祚大嘗祭〕采女十人一人執刷筥、一人執巾筥、

〔延喜式　十七内匠〕年料革筥廿合、〇中略巾筥二合、各方一尺二分、深八分、

〔延喜式　三十一宮内〕供奉神事諸司行列

采女八人一人執刷筥、一人執巾筥、

〔延喜式　四十主膳〕年料

筥四合御巾料

〔江家次第　十五〕大嘗會

皇上召御手水、女蔵人傳供、近例頭蔵人奉之、〇中略典水二人一人執巾筥、一人執刀子筥、〇中略次取巾筥授之、如先開其蓋、〇下略

〔侍中群要　四〕男房人供御盥儀

御手水番依例装候御手水、〇中略次人進取御手巾筥、在御厨子、不具高坏、退當大床子西候、東面、〇中略御手水了供御手巾、事了立御、如本置雑具等、則退去、

〔禁秘御抄　上〕朝餉

二間、南平敷二枚、北上東北立屏風、絹屏風、〇中略御屏風内外案御調度、二階一、押錦唐匣筥一、〇中略手拭筥、〇下略

〔三中行事〕大床子につかせおはします、圓座の前の大床子のまへに御けふそくあり、御手をこして袖をか

かげすして、御手水をめす、（〇中略）御たなごひの箱にあるたのごひをとりて、御手を拭ふなり、

〔類聚雜要抄（三五節雜事）〕一盥具（〇中略）　手巾筥一合（加手巾）

行事說雅朝臣

〔兵範記〕久壽三年正月三日乙巳、早旦著束帶先參殿下、（〇忠通）御手水番人人七八許輩參會、（皆衣冠、〇中略）次

殿下出御、有御手水事、其儀、（〇中略）次高佐持參御手巾筥、（御手巾布二切、帖入之、〇中略）

仁安三年十一月廿二日己卯、（〇中略）御手水、神膳參列次第、（〇中略）次釆女十人、二人御手水役（謂之典水、一人

取搦枝筥、一人取手巾筥、）　十二月十日丁酉、早旦著行事所、大嘗會威儀御物幷制御調度內覽、（〇中略）

大嘗會悠紀所　注進　制御調度事　合（〇中略）　手巾筥一合（白鑞口、白地唐錦折立、）

〔續後拾遺和歌集（八離別）〕遠き國にまかりける人に、たなごひの箱つかはすとて、

左近大將朝光

別路のかたみにそふる玉くしげあけくれ我を人忘れめや

〔江家次第（九九月）〕行幸神祇官被立伊勢幣儀

手拭臺

次供御手水（主水司自北面簡第二間獻之、頭藏人役之、）

打敷、御手洗、棖、手拭臺貫簀等如恒、

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、未明參河原頓宮、（裝束如常、巡方帶付魚袋、）大夫史以下行事官皆候、奉仕御裝

束、（〇中略）次主水官人舁御手水具候幄西南角、（〇中略）藏人少輔兼光持參棖、同大進光雅持御手巾臺、

〔長秋記〕大治四年正月一日庚辰、皇帝（〇崇德）加元服、（〇中略）右府（〇藤原家忠）洗手時、主水內藏官人自宜陽殿

挾巾杖

方進出、經軒廊昇壇上、各立案南勤其役、挾巾杖如奏杖也、巾布長六尺許歟、

〔心記（禮儀類典所引）〕文治六年正月三日戊午、今日皇帝（〇後鳥羽）御元服也、（〇中略）其儀、（〇中略）手水案、豫立坤壇上、（東西

妻、〇中略）手巾插杖寄立案西妻、殿下（〇藤原基通、註略、）取手巾、（不拔杖、杖授內藏助、捧持之、）

手拭掛

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕衣桁○中略　帨架○手拭掛○中略

帨架、乃手巾掛也、毎居盥盞之傍閨房、

〔增補訓蒙圖彙六衣服〕手のごひかけを、帨架といふ、

〔調度口傳〕手拭掛之事

高サ一尺六寸、巾二尺、衣桁ノ如クシタル也、手拭、足拭手拭、コレハ一尺二寸、足拭ハ一尺四寸、

〔女用訓蒙圖彙二〕同御厨子黒棚かざりの事

手拭掛は黒棚の左の方に置べし

〔諸艶大鑑三〕樂助が較猿

さる人、庭櫻咲きて見にまかりしに、きのふも客のありし跡と見えて、紅梅染の手拭掛は信長時代物、檜垣の蒔繪、このもしかりしに、○下略

〔諸艶大鑑四〕情懸しは春日野の釜

是なる艳より鏁をおろし、釜掛てそこに袋棚、爰に懸物は大坂よりごとづかりて、宵にわたせし男の文を其まゝ、一夜に表具して、手拭かけの竹こそ枯つれ、蒔石は人もくづさず、

〔數奇道具定直段附後篇〕塗師宗哲

手拭掛金物共　　百五拾目

手拭ノ掛

〔筆の靈後篇四十五〕かせ杖

又手のごひのかせと云名あり、其は井蛙抄六に、短冊を泉の水の中に吹入られ、手のごひのかせにかけて、とりあげなどして、見ぐるしかりけりとある是なり、其は今の常の手拭かけとは異狀にて、丄かくざまなる上の方に、かくる所ありて、軒などにつりさげ、下のかせの所に、手拭をまとひかけしなるべし、○下略

手拭商

〔諸艶大鑑 二〕髪は嶋田の車僧けふ計はと忍び駕籠、松原通をいそがせ、因幡堂の前にてかならず肩替る間もいらちて行に、新町通の邊にむかしから染手拭屋あり、〇下略

手拭雜戯

〔薩戒記〕應永三十二年九月十日丙午、今日上皇〇後小松御二幸東山泉涌寺一、〇中略

次下北面六人著二布衣一、康秋二行、

一人持二御杓一、在二御右方一、杓黒漆蒔繪、菊入葉、有二金物一、付二御手巾一、卷二付柄一、懸レ肩持也、

〔貞丈雜記 八調度〕柄長杓には手巾を柄に結付る事也、前九年合戰の繪にも、柄長杓に手巾を付し體を書きたり圖左の如し、



一京極宮諸大夫尾崎大和守說云、昔遠所行幸ノ時杓ヲ持サレ候事有之、年中行事繪卷物ニモ、杓ニ手巾付シ體見エタリ、是ハ畢竟御手水ニ用ラレシ物也、

〔女用訓蒙圖彙二〕手水かけまいらする事

御手拭をばあふぎにすへて、持參る也、○中略又水繼に水にても湯にてもまいらするときは、たらいの中にをきて、其上に御手拭をたゝみて置べし、手拭はかたにかけて、手水をかくべし、かけはて、肩をよせ候へば、手拭をとり給ふ也、

〔譚話浮世風呂前編上〕御免なさい、田舍者はめりやす好の江戸子にて、ざつと一風呂、手巾を濡らすのみ也、

〔譚話浮世風呂三編上〕エヘン浮世風呂の風呂の中にて、女の數が五人六人七人ちかく居はべりて、○中略エヘンしやべり侍りて、又後にはたがひに湯をあびみあびずみ、かけみかけずみ、○中略くるひはべりしが、その湯がエヘン其湯がはね侍りければ、そこでかみさんはら立はべり、がつ點せぬとて四の五の侍りけるを、やう〳〵になだめ侍りて、百万年の御いはひといはひ侍るッ、ばんとうよしかチ、そこで歌に、錢金は涌出る湯屋の手ぬぐひで年のかしらをふくは來にけり

〔諸艷大鑑四〕忍び川は手洗が越

內儀も手拭、あられに大豆などいりませし菓子袋のはなむけ、心ざし有、下女ども、思ひ〳〵に御あかしをことづてける、

〔世間姑氣質二〕姑が寺參りを待て居る嫁が樂みは、生藥の欖の中、召遣ひの丁稚まで舌うちする

二日目のよい加減、

夫の留守なれば、常よりも見世戸立のしまりに念を入れ、四つ時より家內夜さとうふしけるが、○中略黑裝束に、大小きめし大男が五人ながらぬきみひつさげ、丁稚は前後もしらず寢入居る故、

嫁と姑をひきづり起し、後手にひつくゝり、胸元へぬきみをつき付、小體なれど金はありさうな內、有所をぬかせばよし、さもなくば今二人ともさし殺すと、いやおうならぬ命のつばぎはに、〇中略嫁があまり是はどうよくなといふ口を手拭にて縛り、〇下略

〔世事見聞錄六〕遊里賣女之事

偖昔の如き優に艶しき志ある遊女は一人もなく、〇中略己が身心惱亂したる儘に、我人を語らひ、或は出奔せんと欲して窻を破り、屋根を傳ひ、或は土臺を潛り、塀を越、堀を涉り抔する迚、見顯はされて折檻に逢ひ、又は逃課せて隱れ居るを搜し出され、是等公邊へ訴出れば、〇下略欠落のみ不埒に成て叱り咎られ、譯もなく引戾され、扨此時の仕置は別て强勢なる事にて、或は竹篦にて絶入迄に打擲き、又は丸裸に成し、口には轡のごとく手拭を喰せ、支體を四つ手に縛り上げ梁へ釣揚げ打事也、〇下略

古事類苑

器用部十二

家什具

家什具ニハ室内ノ裝飾、及ビ衣類器物等ヲ收藏スルニ用キルアリ、或ハ炭火ヲ置キテ煖ヲ取リ、若シクハ家屋ノ内外ヲ洒掃スルニ用キルアリ、厨子、黒棚、櫃、長持、簞笥、箱、籠ノ類ハ、其前者ニ屬シ、火桶、火鉢、箒、塵拈ノ類ハ其後者ニ屬ス、

厨子ハヅシト云ヒ、又竪櫃(タテビツ)トモ云フ、其構造ニハ二階、三階ナルモアリテ、蒔繪、螺鈿、黒漆等ヲ以テ之ヲ髹リ、調度若シクハ食物ノ類ヲ載スルモノナリ、

櫃ハヒツト云フ、唐櫃(一ニ韓櫃ニ作ル)明櫃、長櫃、小櫃、細櫃、杉櫃、小袖櫃等ノ別アリ、

長持ハナガモチト云フ、長櫃ノ類ニシテ、木地ナルアリ、髹漆ヲ施セルアリ、之ヲ荷フニ杤ヲ以テス、而シテ別ニ車輪ヲ施シテ以テ牽出ノ便ニ供スルモノアリ、之ヲ車長持ト云ヘリ、

簞笥ハタンスト云フ、又竪櫃ノ字ヲモ充ツ、

箱ハハコト云フ、筺、筥、筐、篋、函、笈、匣等ノ字ヲ用キル、木製アリ、革製アリ、其種類ニハ手箱アリ、隅赤アリ、柳筥アリ、亂筥ハ廣蓋ノ類ニシテ、文匣ノ事ハ文學部文匣篇ニ詳ナリ、

廣蓋ハヒロブタト云フ、原ト衣筥ノ蓋ナリト云フ、

籠ハカゴト云ソ、多ク竹ニテ作ル、又一種革ニテ作レルアリ、之ヲ皮籠ト云ヘリ、

葛籠ハツヾラト云フ、葛ニテ作レルニ由リテ此名アリ、

厨子

行李ハカウリト云フ、籐竹等ニテ作ル、又柳條ニテ作ル、之ヲ柳行李ト云ヘリ、
嚢ハフクロト云フ、口ヲ括リテ器物ヲ藏スルノ具ナリ、燧ニ燧袋アリ、弓ニ弓袋アリ、琵琶ニ琵琶袋アルガ如ク、收ムル所ノ器物ニ從ヒテ、其名ヲ異ニス、各篇ニ就テ見ルベシ、
火桶ハヒヲケト云フ、木ニテ作リ、外面ニ繪畫ヲ施スモノアリ、後世瓦ニテ作レルヲ瓦火桶ト云フ、又土火桶ノ名アリ、
火鉢ハ又飯銅、火爐ノ字ヲ充テ、共ニヒバチト云フ、木ニテ作レルアリ、土ニテ作レルアリ、金屬ニテ作レルアリ、其形狀モ亦一ナラズ、
火闥ハコタツト云ヒ、又アンクワト云フ、近世ノ創作ニ係ル、裀褥ヲ覆ヒテ以テ暖ヲ取ルノ用ニ供ス、
箒ハハヽキト云ヒ、後ニハウキト云フ、羽箒、棕櫚箒、竹箒、草箒等ハ、其用ノ最モ多キモノナリ、

〔倭名類聚抄木器十六〕厨子　辨色立成云、竪櫃〈竪立也、臣庾反、上聲之重、〉厨子別名也、
〔箋注倭名類聚抄四木器〕按說文、厨庖屋也、本書屋宅類載之、又有以厨爲匱樻稱者、晉書顧愷之傳、愷之嘗以一厨畫寄桓玄、又南史齊陸澄傳、王儉戲之曰、陸公書厨也、是謂收藏書畫之器爲厨、皇國厨子之名、蓋是義也、
〔伊呂波字類抄雜物部〕厨子ツシ　竪櫃〈同、横〉
〔東雅器用八〕厨子ヅシ　倭名鈔に讀むこと字音の如くにして、辨色立成を引て、竪櫃は厨子別名也と注したり、さらば古の時には、此物をタチビツとも云ひしなり、我國の厨子の事は、異邦の書にも見えし事あり、
〔倭訓栞前編十六〕づし　厨子と書り、二階三階四階等あり、ちう反つ也、類聚雜要に、壺厨子見ゆ、我邦の厨子の事、異國の書にも見えたりといへり、辨色立成に竪櫃ともいへり、

〔嫁入記〕一くろだなとは、ちがへだなの事なり、〇中略みづしとは此たなのしたを、四方ふさぎて、まひ戶をして、からじやうおろすやうにこしらへたるをいふなり、すこしひする物など入べき也、

〔貞丈雜記調度八〕一御厨子棚と云は、本は御厨子所にて食物を納め置く棚也、御厨子所は食物を調る所也、臺所の事、黑棚は厨棚也、クリヤダナヲ略シテクロダナト云也、クリヤトハ、竈ノ煙ニテフスボリ黑クナル屋ナルユヘクリヤト云也、クリハ黑也、ロトリト通音也、クリヤトモ即御厨子所ノ事ナリ、右二の棚、本は右の如くなる物なれ共、物を載ておくに便利なる物故、其形を移して花麗に作て貴人の傍に置也、御厨子棚も黑棚も、右は常に座敷に置て、手なるゝ道具どもを置たる棚也、今は武家にては婚禮の時ならでは、用ざる物と思ふはあやまり也、此棚のかざり樣とて定る法もなき事也、婚禮の時は、その節祝儀に附て、しげく用る物どもを、つかふ便よき樣に置く也、其置物ども心つかざれば、よろしからぬ故、舊記に記置たるが法式の如く成し也、

〔厨事類記〕威儀御膳

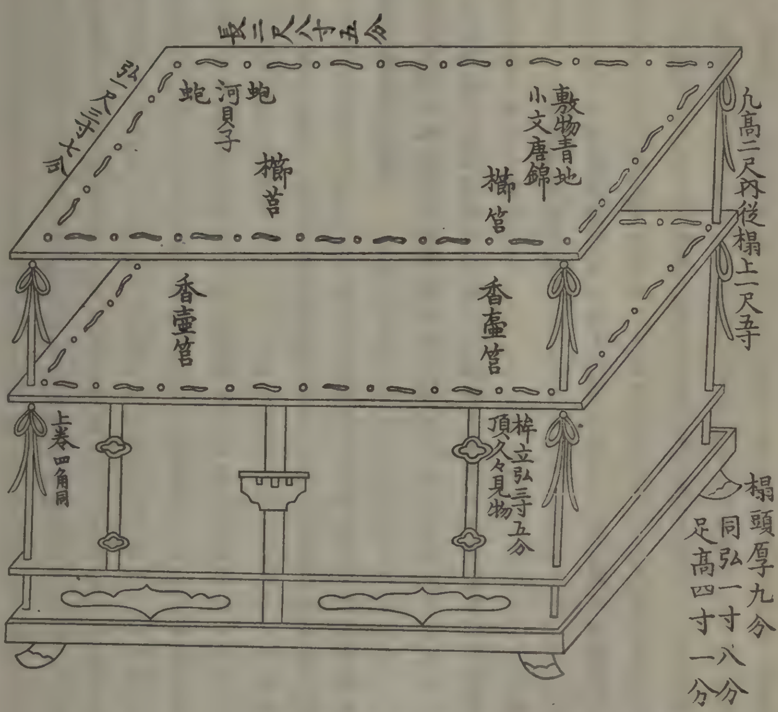
御厨子二脚三階高四尺、長五尺、弘一尺五寸、或高三尺九寸、或四尺九寸云々、

或蒔繪、或黑漆、或紫檀地螺鈿、后宮御產之時用榎木螺鈿、可依時儀、但近代塗胡粉雲母畫松鶴、

〔調度口傳〕一御厨子棚之事

此名目は大內の御厨所の棚を表し作りたる故の名なり、大サ長サ三尺三寸ニ總高サ二尺八寸、廣サ一尺三寸、梨子地蒔繪紋ぢらし、螺鈿を最上とし、其頃梨子地紋ちらし、黑塗蒔繪紋ぢらし、黑塗紋ぢらし、くろ塗鑄掛地等、其主の分限、又好に依べし、又沈の御厨子は沈木にて作る、又沈木を略して唐桑にて作り、又唐桑を略し、雜木に色を付るも有べし、又面押とて、上を錦にて張上、さし糸とて糸にてとぢ、其餘りを總角に結びたるも有、此事別にくはしく記す、是は公家の事也、武家方にて先はなき事なるべし、棚は二ツあり、厨子二ツ扉の內、上に大黑左ゑびす、右の蒔繪下には左獅子右狛犬、筆返し有、蝶あし也、

〔類聚雜要抄 四〕二階廚子一雙 甲乙相同也



小土居厚三分
同弘四分
塵居三分
榻長二尺八寸八分
同高五寸
同弘一尺四寸二分
同小土居塵居四分
角厚九分
同弘一寸一分
調木弘五分半
牙象高九分
階間五寸七分
上卷八料唐組一丈八尺、
蓋伏組唐組長六丈四尺、
脚別三丈二尺、

料木檜五寸(三寸半板三丈三尺、弘一尺四寸定、)木道單功三百(各百五十)蒔金百廿八兩三分(各六十四兩一分三朱)漆五升六合　磨料二千疋　裏塗十疋　金物料千八百卅二疋

〔類聚雜要抄〕二(調度)大治五年、院(鳥羽)幷待賢門院(璋子)移御仁和寺殿(法金剛院東御所)庇御調度如常、母屋壺厨子一雙被立之、(螺蒔鈿宮一雙、奥蓋造紙宮一雙、帳西間被立之、○中略)

小野宮差圖

庇立二階一脚(南北行、東向、)上層北火取、南泔器、(但火取有置二箇、西高説云々)下層南唾壺、手筥、北打亂筥、櫛巾、四方疊置筥上、

母屋立二階厨子一雙(東西行、南向、)東厨子上層香壺筥一雙、次層櫛筥一雙、西厨子上層菓子筥一雙、一次層藥筥一雙、

〔類聚雜要抄〕四二階厨子一雙(○中略)

甲厨子、納櫛手巾一帖、枕筥一合、(有枕二、居筥一、)薄樣(紅、紫、蘇芳、緑、白、)唐紙五帖、檀紙五帖、

乙厨子、納熨斗筥一合、(有熨斗一)薄樣五合、(櫻、卯花重、躑躅、紅葉重、)上紙五帖、

二階一脚

〔三中口傳〕三一鋪設裝束事

(妙音院)置物厨子物具置樣事

笛箱　琴和琴　琵琶　笛箱　琵琶　琴　和琴　置物厨子第一層　笛箱　琵琶　第二層

箏　第三層　和琴

(基親)臺盤所置物御厨子事

立御厨子二脚、其上層(除蓋層)居菓子六十合、(脚別卅合)下層居著預粥柿浸二鉢、(有匕)

御酒二瓶子　銀提銚子等(已上二脚相計居之、○中略)

厨子置物事

厨子ハ立テ所ノ依便宜上下ヲ可定也、左方上ナル所ナラバ、菓子ハ餅ヲ左ニ可居也、署預粥鉢ヲバ左方ニ居テ、空納ノ提ヲ右ニ可置也、鉢大ニシテ匙ヲ置、別折敷時鉢與提之間置之、右方上ナル所ナラバ、署預粥鉢ヲ右可居、是向折敷右方置之空納提ヲ左ニ可置也、匙ヲ別折敷ニ置時、又同前也、瓶子與手洗上下可隨菓子居樣、○中略圖上林御酒署預粥在提匙等棙手洗大盤所立置物厨子可置其所、中央可居火桶、

非壺厨子第一層有甲也者、第一層菓子常事也、署預粥入提テ置カバ、別提ヲ不可加居、○中略

御厨子置物

御硯箱檀紙箱等置之、アラハニ檀紙三帖許可置、

臺盤所置物厨子置紙檀紙事

南院女院入御之時、下層棙手洗、傍置檀紙一帖云々、今儀不覺悟、頗無其謂不可然事歟、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

南、蠻繪御厨子二脚式筥、黑漆日記御厨子二脚近代不納二代御記、只雜文書等及女嬬坏指油、不可說次第也、同置物御厨子二脚上玄上、中鈴鹿、下笛筥、蒔海部、小水龍、又笛二、納大抽子四、○中略

鬼間

二間格子也、南間常不上、有覆簾、卷之其内南北行立御厨子、置御膳具、○中略

臺盤所

中間臺盤東、黑漆厨子上置菓子等、○中略

朝餉

二間、○註略夜御殿方有副障子、御屏風内外案御調度、○中略螺鈿厨子二脚、非螺鈿、只近代蒔蠻繪、或以薄押、

〔御厨子黒棚三莊之卷〕御厨子道具

一手箱　一大短冊箱　一小短冊箱　一色紙箱　一大文箱　一水引箱

一沈箱　一硯箱　一料紙文鎭　一香盆　一香爐　一火とり

一燒から入　一香爐火筋　一炭團箱

〔乳母の草子〕おはしまさん所のさま、いかほどもじんじやうに、御づしのたな、三ぢうのちがひ棚、御をきもの、かゞやくやうに御沙汰候べし、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年十月癸卯、嵯峨太皇太后〇藤原嘉智子遣使奉賀天皇卌寶算也、其獻物黑。漆。平。文。厨。子。十基、〇盛二彩帛一中略黑。漆。厨。子。六前、〇盛二御菜一中略黑。漆。棚。厨。子。卌基、廿基盛二菓子唐餅一、廿基盛二餅物乾物一、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合厨子玖合佛物二合小、法物一合、通物六合、

〔古今著聞集十二偸盜〕博雅三位の家に盜人入たりけり、三品板敷の下ににげかくれにけり、盜人歸り、さて後はひ出て家中を見るに、殘たる物なく、みな取てけり、篳篥一を置。物。厨。子。に殘したりけるを、〇下略

〔古今著聞集十九草木〕天曆七年十月十八日、殿上の侍臣左右をわかちて、その〳〵殘菊を奉りけり、〇中略侍臣に仰て御箏を奉る、これよりさきに、御座の南の邊に、置物御厨子一脚をたてゝ、くだんの御箏ををきまうけたり、

〔源氏物語二帚木〕御とのゐ所も、れいよりはのどやかなる心ちするに、おほとなぶらちかくて、ふみどもなどみ給ついでに、ちかきみづしなる、色々のかみなるふみどもをひきいでゝ、中將わりなくゆかしがれば、〇下略

〔枕草子八〕いやしげなる物

やり戶づし、何もゐなかものはいやしきなり、

黒棚

〔永昌記〕長治二年正月十四日癸未、臨晩藏人文章生廣房奉仕御裝束、依有内論義也、其儀上御殿南格子等、撤日記御厨子、〇下略

〔吾妻鏡九〕文治五年八月廿二日己酉、申剋著御于泰衡平泉館、主者已逐電、家者又化烟、〇中略但當于坤角有一宇倉廩、遁餘焰之難、遣葛西三郎清重、小栗十郎重成等令見之給、沈紫檀以下唐木厨子數脚在之、其内所納者、牛玉、犀角、象牙笛、水牛角、紺瑠璃等笏、金沓、玉幡、金華鬘、以玉飾之蜀紅錦直、不縫帷、金造鶴、銀造瑠璃灯爐、南廷百各盛金器等也、

〔明月記〕寛喜二年正月十五日戊寅、後聞、行幸被儲置物、以錦造厨子、〇下略

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年四月七日甲申、今夜盜人推參幕府、盜取御厨子以下重寶、〇下略

〔將軍德川家禮典附錄十一〕右大將樣〇德川家定御婚禮之次第、天保十二辛丑年五月廿八日、〇中略

姫君樣御入輿御道具出來之內〇中略

一御厨子棚　一飾

梨子地、若松唐草兩御紋ちらし、

御覆花色純子、兩御紋付、　御飾御道具

〔書言字考節用集七器財〕黒棚クロダナ正曰二階黒棚

〔女重寶記五女用器財〕黒棚くろだな一流

〔類聚名物考調度六〕くろだな　黒棚

今の世に、女の調度のしつらひに、このもの有り、なにのゆゑをもしらず、是はむかしの二階厨子を唐様に作りたるものなり、

〔倭訓栞中編六久〕くろだな　黒棚と書り、厨子の類なれば、くりやだなの轉せし成べし、俟家の婚禮に用ゐるもの也、徒然草に、くろみだなといふは、膳棚の事なりといへり、されば黒棚もくろみだなにて、臺所にてすゝける義成べし、

櫃名稱

〈嫁入記〉一くろだなとは、ちがへだなの事なり、以上三ぢうなり、上下はいたをひたわたしにあるべし、中はたかくひきて違てこしらへ候、何にても、てぐさの物をおくなり、みづしとは此たなの㐂たを、四方ふさぎて、まひ戸をして、からじやうおろすやうに㐂たるをいふなり、すこしひする物など入べき也、

〈貞丈雜記調度八〉一御厨子棚と云は、本は御厨子所にて食物を納め置く棚也、○略註黒棚は厨棚也、クリヤダナヲ略シテクロダナト云也、クリヤト云ハ、竈ノ煙ニテフスボリ黒クナル屋ナルニヘ、クリヤト云也、クリハ黒也、ロトリト通音也、クリヤト云モ即御厨子所ノ事ナリ、

〈調度口傳〉一黒棚の事

すべて御厨子に同じ、厨子一ッ有、扉の內左布袋、右から子也、寸法も同樣御厨子に同じ、尤大小有ものなり、此は筆返しなし、ヲヒ足なり、又流義によりて、厨子二ッ付たるも有、大內の黒殿の棚を表すと云說有ども、歯黒棚の略なるべし、

〈御厨子黒棚三莊之卷〉黒棚道具

一拂箱　一小角赤　一元結箱　一櫛箱　一眉作箱

一黒歯箱　一亂箱　一渡金　一爪切箱　一昆布箱

一薄やう　一やはく文鎮

〈將軍德川家禮典附錄十一〉右大將樣○德川家定御婚禮之次第、天保十二辛丑年五月廿八日、○中略

姫君樣御入輿御道具出來之內○中略

一御黒棚濃梨子地、若松唐草兩御紋ちらし、　一飾

御覆花色純子、兩御紋付、　御飾御道具

〈倭名類聚抄十六木器〉櫃　蔣魴切韻云、櫃音貴、同、和名比都、俗有長櫃、韓櫃、明櫃、折櫃、小櫃等名、似厨向上開闔器也、

〈事物紀原八舟車帷幄〉匱

國語曰、夏之衰也、褒人之神化爲二龍、夏后布幣而策告之、卜藏其漦、及龍亡而漦在櫝、韋昭曰、櫝匱也、書武王有疾、周公作冊納之金縢之匱中、蓋櫝匱一器也、夏后謂之櫝、周始謂之匱、然則三代之制也、

〔日本釋名雜器下〕櫃　いつなり、入置たる物いづる也、いとひと通ず、

〔類聚名物考調度七〕櫃　ひつ

櫃には大小有りて、その形ちも同じからず、長櫃あり、横ひつあり、足付たるもあり、韓の製なるもありて、きはめたる形はなし、今の曲物の如くにして、樺にてとぢたるも有りと見ゆ、めんつ長鉢といふの類ひ是なり、新六帖に櫃河をよめる歌に、ひつ河の岸に匂へるかば櫻ちるこそ花のとぢめなりけれ、と有るにて志られたり、大なるは今の小袖櫃の如くにて、ながひつは今の長持なり、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕櫃音貴　匱本字　匣音洽、和名比都、　抽匣俗云引出　蓋音盍同櫃也、俗云不太、

切韻云、櫃似廚向上開闔器、

按、櫃匣總名、而有韓櫃、半櫃、長櫃俗云長持之異、今呼小者名箱、

〔雍州府志七土產〕輿○中略　長櫃、小袖櫃、擔子、臺子、燭臺、水風爐之類、多於二條南北新町造之、

〔播磨風土記賀毛郡〕伎須美野、右號伎須美野者、品太天皇○應神之世、大伴連等請此處之時、喚國造黑田別而問地狀、爾時對曰、縫衣如藏櫃底、故曰伎須美野、

〔日本靈異記中〕極窮女憑敬千手觀音像願福分以得大富緣第卅二

海使蓑女者、諸樂左京九條二坊之人也、產出九子、極窮无比、不能生活、向穗寺於千手像而願福分、一年不滿、大炊天皇○淳仁之世、天平寶字七年癸卯冬十月十日、不慮之外、敢其妹來、以皮櫃寄姉而往之、脚染馬屎曰、我今來、故是物置也、待之不來、故往問弟、弟答不知、爰内心思恠、開櫃而見、有錢百貫、○下略

〔下學集 器財下〕唐櫃（カラヒツ）

〔類聚名物考 調度七〕からふと　韓櫃

からひつを音便にてからふとといふ、比叡山より近江へ越る山路をもからふとごえともいふなり、折櫃を音便にてをりうづといふが如し、フとウとはつねにかようことばなり、入る物は何といふ定めもなし、あらゆるもの皆入しこと見ゆ、

〔貞丈雜記 調度八〕一唐櫃（からふととも云）に二品あり、長からびつと荷からびつ也、長からひつは長持の如く長し、是は一ッを貳人してかづく也、荷からひつは長唐びつの半分にて短し、是は二ッを棒の兩方にかけて、壹人して荷ふ也、何れも唐櫃には足六本あり、笈の足の如し、（小袖、鎧、其外何にても入る物定なし、）

一土佐國安喜郡東寺は、弘法大師開基也、其寺に大般若經を荷唐櫃に納めたり、其唐櫃寸尺如レ左、

ふた横壹尺八寸（但めんともに）　同深サ貳寸六分半（但内ノリ）　身總脇壹尺壹寸壹分　高サ壹尺五寸八分

足高サ壹尺六寸八分

總體赤漆也、春慶塗の如し、きちやうめん黑し、いかにも古物也と云、

一唐櫃には何れも棒通しの金物なき也、緒を以て棒にかゝげ付る也、然れどもあやうき故、中比より金物を打也、常に座敷などに置には、金物の棒通しあるはあし、、

〔延喜式 主計二十四上〕凡諸國輸庸、（壹岐對馬等島不レ輸、）○中略二丁白木韓櫃一合、（長五尺以下四尺五寸以上、廣二尺三寸以上、深二尺以下、一尺八寸以上、固作以二小平釘一、署二專當郡司名一、）三丁塗漆韓櫃一合、（長三尺四寸、廣三尺二寸六分、著脚從レ端入三寸、深一尺四寸、板厚六分、手取長一尺三寸四分、廣二寸三分、厚一寸六分、底下横木廣一寸五分、厚一寸二分、從二櫃底一至レ地二寸、從二櫃上一一尺一寸四分、蓋深二寸、上板緣端出二分、脚取六分、櫃表裏皆赤漆、四角及緣手取黑漆、）四丁塗レ漆著レ鏁韓櫃一合、

伊賀國略○中　庸、白木韓櫃九合、　伊勢國略○中　庸、韓櫃廿三合、（塗レ漆著レ鏁八合、白木十五合、）

〔禁秘御抄 上〕殿上

簡、（有レ袋、）朱辛櫃横敷前在レ硯、

〔大饗雜事〕一名簿唐櫃一合内黑、外朱、隅黑、
長二尺　弘一尺六寸五分　深九寸五分　足六足下高三寸　蓋深一寸一分　足鐵菱釘十八毎足三、黑漆、　鏁鎰黑漆

〔嫁入記〕一御物行やうの次だい中略　三ばん　になひからびつ中略
一になひからびつおほひの事、きぬたるべし、になひの事ながれに二はたばりに、あしのもとまではしして、あしとおなじほどながさをするなり、ひらのかたは、きぬをよこにするなり、つまにをのとをる所を、すこしほころばすなり、ぬいはじめのもとに、とぢかは有べし、かはの程はつねの上下のとぢかはのほどなり、そめやう、そうはみづ色、すそをこくそむべし、くろ色なり、又一色にもくるしからず、多分はすそご也、もんをつくるには、何にてもいは木のかたちを用ゆべし、むもんにもする也、家のもんをも付、縫やうふせ縫也、すそをかやして縫べからず、たゞたちめのままをくなり、ちどりがけに次たるもよし、
一長からびつのおほひの事、これもになひに同事なり、ながきまでの違ひなり、

〔調度口傳〕婚禮道具
一唐櫃の事
長サ二尺壹寸、はゞ壹尺六寸、ふた甲貳寸五分、高サ壹尺、足六本、箱より三寸程あまるべし、ヲヒ足なし、金具ひし鋲等あるべし、釻紐等有べし、又釻なく足を廻して紐を返す兩様なり、又串形板とて、ふたのふちくし形の板を打、其板にくばめたる所あり、其くぼ目に棒を當、足より布を通し、結の兩様なり、
一匂唐櫃の事
大概唐櫃のごとくして足なし、引出しを付て引出に香爐を入る、上のそこ板にすかしあり、

〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合韓櫃捌拾肆合佛物十八合、法物七合、功德分一合、溫室分物四合、悲田分七分、通物卅七合、

〔法隆寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合韓櫃參拾漆合

佛分壹合長三尺四寸廣二尺二寸

法分壹拾陸合

伍合二合長各三尺四寸廣二尺二寸一合長三尺七寸廣二尺三寸二合各長三尺廣各二尺一寸

右養老六年歳次壬戌十二月四日、納賜平城宮御宇天皇者、

貳合一長三尺八寸七分廣二尺二寸七分一長三尺八寸廣二尺四寸

右天平六年歳次甲戌三月、納賜平城宮皇后宮者、

陸合人々奉納二長各二尺七寸八分廣二尺三寸三分一長六尺二寸廣二尺五寸一長三尺三寸廣二尺三寸一長五尺九寸廣二尺三寸一長三尺二寸廣一尺九寸

通分貳拾合一長四尺三寸廣二尺三寸○下略

〔阿彌陀院寶物〕漆韓櫃一合長三尺一寸、廣二尺五分、深一尺三寸五分、著二金銅花形釘一在レ鏁、

〔東大寺要錄七〕一大佛殿納物

赤漆辛櫃四口○中略

永觀二年五月二日

〔吾妻鏡十〕文治六年○建久元年十一月十六日丙寅、大納言家○源頼朝送二遣唐櫃二合蒔繪於御所女房三位局一、被レ納二桑絲二百疋紺絹百疋一云云、大和前司重弘爲二御使一云云、

〔義經記二〕義經ひでひらに御對面の事

ひでひらを、秀平とおもはん者は、吉次に引出物せよと申ければ、嫡子やすひら、白かわ百枚、わしの羽百しり、よき馬三十疋、白くらおきてぞ引にけり、○中略秀平これを見て、ゑ丶のかわも、わしの

尾も、今はよもふそくあらじ、御へんのこのむ物なればとて、かいすりたるからひつのふたに砂金一ふた入てぞとらせける、

鬼一法眼の事

御さうし、人にゑのぶ程げに心ぐるしき物はなし、いつまでかくて有べきならねば、法眼にかくとゑらせばやとぞの給ひける、姫君は御たもとにすがり、かなしみ給へども、我は六たうに望み有、さらばそれを見せ給ひ候はんにやとの給ひければ、あす聞て父にうしなはれん事、力なしとおもひけれども、かうじゆをぐして、父の秘藏しける寶藏に入て、ぢう〳〵の卷物の中に、かねまきしたるからひつに入たる、六たう兵法一卷の書を取出して奉る、

〔徒然草　上〕堀河相國〈○源基具〉は、美男のたのしき人にて、そのことゝなく過差をこのみ給けり、一子基俊卿を大理になして、廳務をおこなはれけるに、廳屋の唐櫃みぐるしとて、めでたく作りあらためらるべきよし仰られけるに、此唐櫃は上古より傳りて其始をゑらず、數百年をへたり、累代の公物、古弊をもちて規模とす、たやすくあらためられがたきよし、故實の諸官等申ければ、其事やみにけり、

〔劍璽渡御記〕元弘元年十月六日、今日劍璽、自六波羅亭可有渡御禁中、〈○中略〉大藏省所進之新造辛櫃、〈杉白木也、其體如常、辛櫃緋綱、白木机、〉舁居簾前、

〔成氏年中行事　正月〕一同六日、從管領御引出物、以兩使進上、御劍御具足御小袖以下、唐櫃ニ入、

〔類聚名物考　調度七〕明櫃

あかびつと訓むべき歟、素木櫃なり、

〔延喜式　二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、〈○中略〉五丁明櫃四合、〈長三尺六寸四分、廣二尺二寸、深九寸、○中略〉一丁〈○中略〉明櫃二合、〈長二尺二寸四分、廣一尺七寸、深一尺一寸、〉一明櫃六合、〈長二尺、廣一尺六寸、深一尺一寸、○中略〉

攝津國〈行程一日〉調〈〇中略〉明櫃十合、大。明。櫃。二百卅五合、小。明。櫃。一百八十四合、

〔續修東大寺正倉院文書後集六〕錢用帳

同日〈〇天平寶字六年閏十二月六日〉下錢壹伯肆拾陸貫壹伯拾玖文〈〇中略〉

八十文明櫃二合直〈合別卌文〉

〔執政所抄下四月〕御賀茂詣事〈中申日〇中略〉

長。櫃。二合

横板四枚〈長一丈二尺、弘一尺五寸、〉　尻板二枚〈長八尺五寸、弘五尺六寸、〉　蓋板二枚〈長八尺九寸、弘二尺五寸、〉　鎧木樽二寸〈各一丈一尺、弘五寸、厚二寸、〉　小豆木八支〈長二尺、厚二寸、弘三寸、〉　大豆木二支〈長五尺、弘五寸、厚□□〉　算木二支〈大二支、長八尺五寸、弘三寸、厚三寸、小四支、長二尺五寸、弘三寸、〉　杦二支〈長一丈二尺、口徑二寸、〇中略〉

已上檜物御庄採進之、兼日下知下文了、於京作調之、

〔土左日記〕七日〈〇承平五年正月〉になりぬ、〈〇中略〉人の家のいけと名ある所より、鯉はなくてふなよりはじめて、川のも海のもこともの も、長びつにになひつゞけておこせたり、

〔枕草子五〕おもしろき萩すゝきなどを、うゑて見るほどに、ながびつもたる物、すきなどひきさげて、たゞほりにほりていぬるこそ、わびしうねたかりけれ、

〔續古事談二臣節〕宇治殿平等院ツクリテ、庄園寄ラレケルトキ、所々ノ米ヲスコシヅヽ、長櫃ノ蓋ニ、スナゴノヤウニマキナラベテ、〈〇下略〉

〔古今著聞集十九草木〕嘉保二年八月廿八日、上皇鳥羽殿にて、前栽合ありけり、〈〇中略〉右方の人々參りて灯臺をたつ、〈〇中略〉せんざい五なり、長櫃武者所各二人かきて、階の西にこれをおく、透。長。櫃。に丹青をほどこして、つくりばなをもてかざりたり、

〔看聞日記〕永享四年九月九日、抑入夜自室町殿小長櫃一合〈有金物結構〉入松茸木練柹一合賜之、三條執

長持

進上様御文長櫃之姿いたいけなる程に被進云々、

〔聚樂第行幸記〕行幸の時は見ざりし長櫃三十えだ、唐櫃二十荷、黑漆のうへに蒔繪して、いたずりのかな物に至るまで菊の御紋あり、おほひは唐織なり、前駈のさきに奉行をつけて遣はさる、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合赤檀小櫃壹合〈著金泥鏁子、佛物、〉

〔土左日記〕十六日、〈○承平五年二月〉けふのようさりつかた京へのぼるついでに見れば、山崎のたなる小櫃の繪も、まがりのほらのかたもかはらざりけり、

〔枕草子　一〕まつりちかくなりて、あをくちばふたあゐなどのものどもおしまきつゝ、ほそびつのふたにいれ、かみなどにけしきばかりつゝみて、ゆきちがひもて、ありくこそをかしけれ、

〔枕草子　七〕きよしと見ゆる物　あたらしきほそびつ

〔調度歌合〕八番　左　すぎびつ

三輪山にすみあるかひはなけれ共杉のゐるしを猶や賴まむ

〔女重寶記　五女用器財〕小袖櫃

〔易林本節用集　器財〕長持

〔書言字考節用集　七器財〕長持

〔女重寶記　五女用器財〕長持　一棹

〔嫁入記〕一長もちこしらゆるやう、はくふにて一はたばりに、だいのわたしの下よりまはして、おほひの下から、ひとへにふたの中にまむすびにするなり、そのあまりは、みよきほどなり、これをはらおびと申なり、手綱と申は、ほつけんなどをあかねにそめて、一寸ばかりにひらぐけにして、四のはしを一からみづゝからみて、ひらの方にてとりあはせて、ひぼのごとくむすびて、手綱のさきはすこしたるゝやうにしてをくなり、からみやうは、一まきづゝまくに、むき合てまくなり、

さすは臺の雲形の下より入て、くもがたにかはをつけてむすぶべし、ながもちのかずは二人もち一荷なれば、一人もち一荷たるべし、そう〳〵かずは半に有べし、おほひの事、をり物にてする也、きぬをうらに付候、これも臺のあしほど長さをすべし、すこしは足よりみじかきがよきなり、四すみを、ふたの上からほころばしてするなり、手綱はおほひの上よりするなり、手綱の上になるやうに、四のすみの中程に、ちをつくるなり、とりあはせゆふなり、

〔安齋隨筆後編三〕一軍用の長持は、底の廻り其外合せめにコクウルシを付て、水の入ざる樣にして置べし、川などにて舟に用る事あるべし、中の道具を出し、から長持にして水に入る也、二人計は乘るべし、竿にてこぐ也、深くカケゴをして置けば、板子になりて猶よろしき也、或書に見、

〔享保集成絲綸錄十九〕享保九辰年六月

覺〇中略

一長持眞の黑塗無用、溜塗木地を可被用事、〇中略

一長持、屛風箱等之覆は、可爲布木綿事、

六月

〔毛吹草三〕山城　塗長持

〔胸算用二〕尤始末の異見

もし又娘あれば、三十貫目の敷銀に、二十貫目の諸道具拵へて、我相應より輕き緣組よし、昔は四十貫目が仕入して、十貫目の敷銀せしが、當代は銀を呼ぶ人心なれば、塗長持に丁銀、雜長持に錢を入れて送るべし、

〔守貞漫稿後集四雜器〕大坂新町ノ太夫ト云上妓、昔は夜具ヲ揚屋ニ運ブニ、朱塗長持ヲ用フ、近世ハ麻布風呂敷ヲ用フ、長持ハ長櫃也、今俗ハ長持ト云、

〔寶藏五〕長持

ふる長持はなべて母君の器にして、家每に侍り、われよそながら其始めを見るに、ふかき窗に養る丶處女侍れば、まだしき友はらからの中より云よりて、納采の禮と丶のへる程こそあめれ、程につけつ丶一さほ二さほ十棹も丶さほ、きらをみがきて、其事をはからふ、〇下略

〔調度歌合〕六番　右　　　ながもち

徒らにあふこなければみしなかもちゞの恨の種とこそなれ

〔雍州府志七土產〕蔀遣戶幷障子〇中略　近世小袖櫃、肴棚、半長持、及眞那板等物亦造之、

〔むさしあぶみ上〕其中に此日ごろ重き病を請て、今をかぎりとみえし人を、火事に驚き、すべきかたなくて、半長持におし入、かき出し、辻中におろし置たりしに、何者とはしらず盜取、行方なくなりにけり、

〔雍州府志七土產〕蔀遣戶幷障子〇中略　長櫃、唐櫃、戶棚等物、悉西堀河三條邊造之、長櫃大者、其底兩所施小車輪、著繩而牽之、出入有便、是謂車長持、長持元謬長櫃者乎、

〔筵の花〕車戶棚

天正より以來、明曆のころまで都鄙ともに車長持と云へるものを家々に備へて、非常の具になしたり、其かたちは下にのするを見てしるべし、余〇山崎美成ことし文政二年四月、ふたらの御山へまうでしをり、古河といへるうまつぎにて、ある家に車長持あり、〇下略

〔むさしあぶみ上〕そのかみ明曆三年ひのとのとり正月の火災の事はきゝ及び給ふらん、〇中略はじめ通り町の火は傳馬町に燒きたる數万の貴賤此よしを見て、退あしよしとて、車長持を引つれて、淺草をさしてゆくもの、いく千百とも數しらず、人のなく聲、車の軸音、燒崩る丶音に打そへて、さながら百千のいかづちの鳴おつるも、かくやと覺へておびたゞしともいふばかりなし、〇中

中持

略か丶る火急の中にも盗人は有けり引すてたる車長持を取て方々へにげゆくこと、更におかしかりけるは、ゐはいやの某が、我一跡は是なりとて、つくりたてたる大位牌小位はい、漆ぬり箔彩いろ〱なりけるを、車長もちにうち入引出し、あまりに間近くもえきたる火をのがれんとて、うちすてたるを、いつの間にかとりて行、淺草野邊にて鎖をねぢきり、蓋を開たりければ、用にもなきゐはいどもなりけり。○下略

〔むさしあぶみ下〕樂齋房申やう、いかに狛物うりどのきゝ給へ、それがし、十八日の火事には、親類家中無事なりしかば、めでたきことなりとて、酒さかな買求め、十九日のあしたに祝事して數獻のみける酒に醉ふし、前後さらにしらざりしに、又火事よといふに、妻子ども我をいかにとかすべきとて、車長もちに押入、鎖をおろして引出し、芝口にうちすてたり、ぬす人どもあつまり、鎖をねぢきり、長持をうちわる音のね耳に入て目をさまし、あたりをさぐりまはせば、四方は板なり、そばにはかたな一腰、小袖なども手にさはれり。○下略

〔享保集成絲綸錄二十六〕天和三亥年正月

　覺○中略

一車長持、向後彌停止之事。○中略

　正月

〔國花萬葉記六攝津〕大坂名匠諸職商人幷諸問屋

長持屋　あはぢ町二丁メ　本町四丁メ　本天ま町　新町ノにし

〔倭訓栞中編十七那〕なかもち　東鑑に、貢馬三匹、中持三棹など見えたり、中取をいふにや、後世長持あり、そが中に車長持と云あり、

〔類聚雜要抄二調度〕一御裝束

簞笥

帳丑寅方迫障子、立壺厨子一雙、或立中持一雙、

〔平家物語六〕紅葉の事

あんげんの比ほひ、御かたたがひの行幸の有しに、〇中略やゝゑんかうにおよんで、程とをく人のさけぶこゑしけり、ぐぶの人々はきゝも付られず、主上〇高倉はきこしめして、たゞ今さけぶは何ものぞ、あれ見てまいれとおほせければ、うへぶしゑたる殿上人、上日の者におほせてたづぬれば、あるつじにあやしの女のわらはの、なかもちのふたさげたるが、なくにてぞ有ける、

〇按ズルニ、なかもちハ中持ナルカ、長持ナルカ詳ナラズ、暫ラク此ニ載ス、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年九月十五日丙寅、來月依可有御上洛、御出立間事等被經沙汰、〇中略

御京上間奉行事〇中略

一御中持事　堀藤次親家

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、〇中略

公文所送文云　好方給〇中略なかもち一合、内おゝいだいゆたんあり、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年八月九日丙辰、將軍家〇宗尊親王御上洛事、有其沙汰、來十月三日御進發必然之間、路次供奉人已下事被定之、〇中略

一御中持　木工權頭親家　進三郎左衞門尉宗長　長次郎左衞門尉義連

〔書言字考節用集七器財〕簞笥タンス本朝俗、謂書櫥爲簞笥、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕厨子　廚除儔二音俗作厨字非也、　一名竪櫃俗云太牟須今用簞笥字誤

按、書廚、茶廚、衣廚之數品不枚擧焉、晉顧愷之以一廚畫寄桓玄家者是也、〇中略

衣廚　今云小袖簞子、近世多用抽匣、其出納最捷便也、而名簞子或用簞笥二字者甚非、

〔調度口傳〕婚禮道具

一小袖簞笥之事

長サ貳尺八寸、横貳尺八寸、高サ三尺六寸、引出し五ッ、外ひらきなるべし、

一匂簞笥之事

小袖たんすをことく〲くすかしにして、下に香爐を入、香をたけば、上迄通る樣にしたる也、

〔皇都午睡三編上〕座敷廻り道具をいはゞ、京都第一にして、諸品器用にて立派なる事なり、簞笥、佛壇、戸棚の類ひ、戸障子、襖に至る迄、善美を盡せり、江戸は價も安けれど、都て手薄く、不斷澤山につかふには爲あしかるべし、〇中略大坂は見だめ不束にして、手丈夫なるを愛す、江都は又火早き土地ゆゑ、諸道具共、其日々々の用を辨じる計りにて、飾の道具は見たくてもなき位なり、〇中略相應の暮しの商人に、小袖簞笥一ッあらば極上なり、跡は皆背負ひ葛籠が、人數程あればよきと見えたり、故に佛壇、金屛風、重簞笥なんどに、美を盡す事を好まず、京都は大に異なり、

〔大江俊光記〕元祿十三年六月十五日、亥剋計ニ、中西長左衛門ヨリ嫁女ノ道具來、〇中略小袖簞笥一對、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方、大關以下左ノ如シ、〇中略薄煠ノ簞笥衣服ダンス、近年ハ白キヲ好ミ、僅ニスヽヲ以テ染ルノミ、

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

た　大坂之分　たんすや小袖　たんさいばし筋　同仕立　同金や市左衛門

〔江戸總鹿子新增大全七〕諸細工名物

簞笥、長持、小袖櫃類、　小傳馬町壹丁目

此所家々にあり、中にも横丁成田や甚兵衛尤細工勝てよし、此家の元祖久五郎、後に甚兵衛と云しは、根元の細工人也、今其子孫相續して繁昌せり、

箱名稱

〔新撰字鏡草〕匱篋箱三字波古

〔倭名類聚抄十六竹器〕箱篋　楊氏漢語抄云、箱音相篋苦協反筥居許反筐音匡篚音匪、已上皆波古、今案筐篚依二方圓一異レ名也、方曰レ筐、圓曰レ篚、見二唐韻一、

〔箋注倭名類聚抄四竹器〕廣韻、箱、箱籠、篋、箱篋、筥、筐筥、筐、筐籠、篚、竹器、方曰レ筐、圓曰レ篚、故五字皆訓二波古一、按説文、箱大車牝服也、匧藏也、篋匧或从レ竹、筥箱也、𥳓飯筥也、受二五斗一、匡飯器筥也、筐或从レ竹、匪器似二竹篋一、是篋匪正可レ訓二波古一、箱車服、筥筐並飯器、以爲二篋匪之稱一者轉注也、又説文、篚車笭也、不二與レ匪同一、後人以二匪竹造一、増レ竹作二篚一、與二車笭之篚一混無レ別、

〔類聚名義抄八竹〕篋篋俗正若夾反、笥ハコ、ツムハコ、木ケフ、コロモハコ、アマハコ、篚匪音ハコ、モノハコ、ハコノ物、箱音相、ハコ、篋ハコ

〔伊呂波字類抄波雜物〕筥ハコ　箱巾箱　篚竹器、方四寸、　筐音匡、管字作レ筥、　匲音廉、亦作レ奩、俗作レ匳、盛レ香也、又鏡也、　匭音軌、匣也、　筐　函　奭　笈　筐　匣已上ハコ

〔日本釋名下雜器〕箱　ふた籠なり、ふたの反ははなり、箱には必ふたあり、こは籠(コムル)なり、

〔東雅八器用〕箱ハコ　倭名鈔に楊氏漢語鈔を引て、篋筥筐篚皆讀てハコといふ、ハコといふ義不レ詳、柳筥などいふ者ありて、木をもて作りて、ハコといふものもあれど、倭名鈔にも、箱を竹器の類に載せしかば、ハコといふ者は、もとこれ竹をもて作れるものに始りて、これもまた籠るの義によれるとは見えたり、蓋讀でフタといふは、舊説に二つの義にて、箱の蓋を開きぬれば、二つとなるなどいふ事見えたれど、直指抄にこれは唯フタグの義にて、其開きし所を塞(フタグ)を云ひしと見えたり、

〔倭訓栞前編二十四波〕はこ　筥箱の類をいふ、蓋籠(フタコ)の義也、ふた反は也、

〔類聚名物考調度七〕筥　はこ
これはもと竹をあみて作れる物なり、今は木にて作れるをも、ひとしく筥といへるは轉語なり、

〔延喜式十七内匠〕年料革。筥。廿合、就中衾。筥。四合、二合各長二尺、廣一尺八寸五分、深五寸、二合各長二尺、廣一尺七寸、深四寸、衣。筥。六合、一寸長各長一尺五寸

箱製作

五分、廣一尺三寸、深二寸五分、)劔。緒。筥。一合、(長一尺二寸二分、廣一尺一寸二分、深二寸、)巾。筥。二合、(各方一尺二分、深八分、)唾。巾。筥。二合、(各長一尺五分、廣八寸、深八分、)櫛。筥。四合、(各長一尺一寸五分、廣一尺三寸、深一寸五分、)刀。子。筥。一合、(長一尺二寸、廣一尺、深一寸二分、)料牛皮十張、(各長八尺已下、七尺已上、)鹿皮十張、(各長五尺已上、)漆六斗六升四合、熟麻廿斤七兩、(張綱料)帛一丈五尺、石見庸綿廿二斤十兩、播墨二斗四合、黏料信濃調布四端二丈五尺、小麥二斗四合、伊豫砥五顆、青砥四枚、橡絁一疋三丈、(革筥工三人衣袴料)苧四斤九兩、(緣料)絹六尺四寸、油三升三合、鐵二廷、(皮燒井皮刀料)調布八尺八寸、炭九斛二斗五升、和炭二斛二斗三升、歩板六枚、(筥形料)單功七百六十一人、(工七百十人、夫五十一人、)

〔徒然草 上〕箱のくりかたに緒をつくる事、いづかたにつけ侍るべきぞと、ある有職の人に尋申侍りしかば、軸につけ表紙につくる事兩說なれば、いづれも難なし、文の箱はおほくは右につく、手箱には軸につくるも常の事なりとおほせられき、

〔延喜式 二十三民部〕交易雜物

越中國(中略)綿。筥。三百十九合、織。筥。廿八合、○中略　因幡國(中略)荒。筥。廿五合○中略

右以正稅交易進、其運功食並用正稅、○下略

〔法隆寺伽藍緣起并流記資財帳〕合革箱漆合

丈六分肆合　壹合(長一尺二寸、廣八寸五分)

右天平八年歳次丙子二月廿二日、納賜平城宮皇后者、

參合人々奉納　一合(長一尺七寸五分、廣一尺四寸)一合(長一尺七寸五分、廣一尺三寸)　一合長一尺二寸　廣一尺

佛分壹合(長七寸七分、廣六寸五分)　法分壹合(長一尺二寸、廣三寸)　木叉分壹合(長一尺二寸、廣九寸)

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合皮筥貳拾合(佛物)

合革筥貳百貳合(佛物七十六合、法物卅六合、通物九十合、)

〔日本靈異記 下〕如法奉寫法華經火不燒緣第十

牟婁沙彌者、榎本氏也、〈○中略〉發願如法清淨奉寫法花經一部、專自書寫、〈○中略〉供養之後、入於塗漆皮筥、不安外處、置於住室之翼階、時々讀之、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合櫃筥捌拾貳合

丈六分白筥貳合　右天平八年歲次丙子二月廿二日、納賜平城宮皇后宮者、

佛分漆塗筥參合

法分漆塗筥漆拾漆合〈廿合寺造者〉

伍合　右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮御宇天皇者、

貳合　右天平元年歲次己巳仁王會、納賜平城宮御宇天皇者、

伍拾合　右天平六年歲次甲戌三月、納賜平城宮皇后宮者、

〔吾妻鏡〕〈十五〉建久六年三月廿九日癸丑、將軍家〈○源賴朝〉招請尼丹後二品〈宣陽門院御母儀、舊院執權女房也、〉於六波羅御亭給、御臺所姬君等對面給、有御贈物、以銀作蒔筥、納砂金三百兩、以白綾三十端飾地盤云云、

〔下學集〕〈下器財〉柳筥（ヤナギバコ）〈編御柳枝作之、一尺四方也、〉

〔饅頭屋本節用集〕〈財寶也〉柳筥（ヤナイバコ）

〔書言字考節用集〕〈七器財〉柳筥（ヤナイバ）〈俗譌作柳葉、官家載冠纓及經卷短册等者、見江次第、〉

〔貞丈雜記〕〈八調度〉一やない箱は柳箱と書也、柳の木を廣サ五分程に三角に削り、いくらもよせてならべてすのこの如く、紙よりにて二所あみたる物也、長さもはゞも、上に居る物の大小によりて、長短不定也、足は折敷の足の如くにて、くりかたなし、それを紙よりてゆひ付る也、柳箱といへども箱にはあらず、臺の樣なる物也、是には何をのする物と云定めもなく、えぼし冠經文書籍硯筆墨の類、何にても相應の物をのする也、進物なども臨時にのする事有べし、ある人の云、近代用る柳箱は、柳箱のふた也、是は則柳箱のふたのさん也、野宮宰相殿〈定基卿〉のもとにて、古の柳箱を見た

りしに、ふたも有、身もあり、三角の木を紙よりにてあみて作りたる物也、其蓋は世に用るやない箱といふ物也云々、(中略)

一延喜式に柳箱トヂ糸生糸とあり、後世は元結也、生糸とはねらぬ糸の事也、

一やないばこをやないばといふ人あり、かたこと也、笑ふべし、然れども明月記に柳葉とあり、略語なり、雅亮裝束抄、源氏物語等にはやないばことあり、

〔雍州府志(七土產)〕柳筥　載諸品物之臺也、或謂柳筥、凡柳樹削麁皮、則其木色潔白、故始用柳、今間雖用檜木、總稱柳筥、造之法、割柳爲小片木、以紙捻編連之爲座、座之下左右著編木脚、凡編木之數、吉事用陽數、故五七九十一爲式、凶事用陰數、故六八十十二爲式、凡雖有大小長短、不過陰陽之定數、檜物屋造之、或造木笏淺沓家亦製之、一說上古未知割板時、伐樹枝編連之、大小隨其用而爲載物之臺、故編木無定數云、此義可取者乎、

〔延喜式(十七內匠)〕年料柳筥一百六十八合、(一尺六寸已下、一尺以上、)料柳一百三連、(山城國進之)織筥料生絲一十二斤、巾料調布一丈、浸柳料商布一段、長功三百卌六人、中功三百九十二人、短功四百卌八人、

〔延喜式(二十四主計)〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、(中略)三丁柳筥一合、(長二尺二寸、廣二尺、深四寸、○中略)

凡諸國輸調、(中略)絲一丁成絇、(中略)柳筥一合、(長二尺二寸、廣二尺、深四寸、)

〔內宮御神寶記〕伊勢太神宮　內宮(中略)

出座御裝束(中略)　錦御枕貳枚(中略)　納白柳筥壹合(方一尺五分、深二寸、赤地唐錦折立、)

帛袷御襪八條(中略)　納白柳筥壹合(方一尺五寸、深二寸、打敷色紙二枚、○下略)

〔續日本紀(九元正)〕養老六年十一月丙戌、詔曰、(中略)奉爲太上天皇(○元明、中略)造(中略)銅鋺器一百六十八、柳箱八十二、

〔枕草子五〕だいりは五節のほどこそすゞろに只ならで見る人もをかしうおぼゆれ、○中略山あゐ日かげなど、やないばこにいれて、かうぶりしたるをのこ、もてありくいとをかしう見ゆ、

〔徒然草下〕柳筥にすゆるものは、たてざまよこざま物によるべきにや、卷物などはたてざまにをきて、木のあはひより紙ひねりを通してゆひつく、硯もたてざまに置たる、筆ころばずよしと、三條右大臣殿仰られき、勸解由小路の家の能書の人々は、かりにもたてざまにおかるゝ事なし、必よこざまにすへられ侍りき、

〔書言字考節用集七器財〕隅赤(スミアカ)婦人具、有大小之制、

〔貞丈雜記八調度〕一大すみあか、小すみあかと云箱あり、かど〳〵を、雲がたの如く少高くして、それを朱うるしにてぬり、其外の所は黑くぬり、蒔繪をもする也、赤き所は羅をきせて、上江布目のみゆる樣に、朱うるしにてぬる也、冠なども上へ布目を見せてぬる、其如くにぬる也、寸法は婚入道具之記にあり、形は手箱のごとくにて、せい高からず、小すみあかには名香など入る、大すみあかにも相應の物入る、何を入る物といふ定もなし、何にても心次第に入る也、手箱などに同し、入物定なし、大小ともに同前也、大すみあかには、入レ子六ッ又は八ッ有、けはひ道具をも入る也、大すみ赤小すみ赤同じ體也、此箱古は常に色々の物入たる箱也、今は婚禮の時のかざり物にのみする也、

〔伊呂波字類抄天雜物〕手筥(テハコ)

〔女重寶記五女用器財〕手箱(てばこ)

〔類聚名物考調度七〕てばこ　手箱　手筥明月記

これは手具足を入る故いふなり、今は俗には手道具といふに同じ、手筥ともいふなり、

〔類聚名物考調度七〕皮子手筥　かはごてばこ

是は手筥を革にて作りしなるべし、今革文庫、或は革文箱などの類ひならん、されども中に檀紙を入たるなどを思へば、料紙筥にやあらん、

〔貞丈雜記調度八〕一手箱はすみあかの形のごとくせい高し、かけごあり、角々を丸みを付て、ふたの上もかうもり高也、梨子地蒔繪などする也、寸法等は婚入道具記にあり、古常に手まわりの物を、何にても入て置く箱也、入物定なし、此物も今はすたれて、常に用る人なく、婚禮の時のかざり物にのみする也、手箱を革にて作りし事もあり、

〔嫁入記〕一手ばこの内に、小ばこ四つあり、その内に入物、一にはおしろい、一にはたうのつち、一にはまゆずみ、一にはわけめのいとなどのやうのおけはひぐそくのたぐひなり、たゞしにつきなどに何の入とさだまりていふ事にはあらず、手ばこ大小に入物さだまらず、

一手箱のかけごの事、これも四つのものかずのうち、ほんのてばこのごとく、けはひのぐそくを入、ふくろにこめて、おこしなどの内にも御もたせられべし、かりそめの所にもようゐ有べし、〇中略

一手箱のをは、くみなり、

〔古事談一王道后宮〕一條院崩御之後、御手習ノ反古ドモノ、御手筥ニ入テアリケルヲ、入道殿御覽ジケル中ニ、叢蘭欲茂、秋風吹破、王事欲章、讒臣亂國トアソバシタリケルヲ、吾事ヲ思食テ令書給タリケリトテ、令破給ケリ、

〔和泉式部集續集下〕懸子なき手箱もたる人の、懸子のかぎりみにあるを見てこへば、とらせたるをあはずとて、かへし、にいひやる、

くやしくもみせてけるかなうらしまのこめて置たる箱の懸子を

〔明月記〕寛喜二年正月十五日戊寅、後聞、行幸被儲置物、以錦造厨子、以紫染物造手箱二合、各笠六納其中置

之、

〔書言字考節用集七器財〕玉匣（タマクシゲ）俗又作玉櫛笥（タマテハコ）

〔倭訓栞中編十三多〕たまてばこ　玉手箱也、浦島子によめり、風土記の歌に、玉くしげともよみたり、是は法苑珠林に龍宮寶篋亦未能算といへる意なるべし、

〔釋日本紀十二述義〕浦島子（丹後風土記曰、與謝郡日置里、此里有筒川村、此人夫日下部首等先祖名云筒川嶼子、（中略）所謂水江浦嶼子者也、（中略）女娘問曰、君欲歸乎、嶼子答曰、僕近離親故之俗、遠入神仙之堺、不忍戀眷、輙申輕慮、所望還本俗、奉拜二親、（中略）女娘取玉匣授嶼子謂曰、君終不遺賤妾、有眷尋者、堅握匣愼莫開見、即相分乘船、仍教令眠目、忽到本土筒川郷里、（中略）雖遷郷里、不會一親、既逕旬日、乃撫玉匣而感思神女、於嶼子忘前日期、忽開玉匣、即未瞻之間、芳蘭之體率于風雲、翩飛蒼天、嶼子即乖違期要、還知復難會、廻首踟蹰、咽涙徘徊、（中略）後時人追加歌曰、美頭能睿能宇良志麻能古我・多麻久志義、阿氣受阿理世波、麻多母阿波麻志、等許與弊爾、父母多知和多留、多由女久女波都賀未等、和禮曾加奈志企）

〔世間妾形氣一〕織姫のぼつとり者は取て置の玉手箱

夏の夜は浦島が子の箱なれやはかなく明てくやしからまし、○中略みめかたちはもとより、心の若々しさ、一ッとして古びのこゐは、我ながらもめんような玉手箱の奇特と、神酒を供へ燈明をてらして、彌勒の代までもかたち替らで、よい男百人も持し、かへさせ給へと、朝夕いのるかひ有りて、○下略

〔饅頭屋本節用集不財寶〕文匣（ブンカウ）

〔雍州府志七土産〕文匣　以紙貼宮之内外、塗漆於其上、或盛書冊、或藏雜品紙、是稱文匣、此外一切器物無不爲之、

張子　凡以紙造之物、比木板製造者則甚輕易、故旅裝之具、文匣幷挑燈之類悉張脱之、又以板造小筐宮、諸色絹裁之貼外面、又以絹造貼鳥獸花草之形、是謂御所文匣、凡本朝高貴所住稱御所、萬事盡風流也、故每物美麗稱御所樣、或謂內裏風、中華所謂都樣幷宮樣也、故斯細工亦謂御所文匣也、

〔明和新增京羽二重大全三〕御文庫所（井挾箱張箱）

烏丸通二條上ル町　諸口河内大掾　同通下立賣上ル町　大文字や喜兵衛 ○外三軒略

張貫文庫師　建仁寺町五條上ル　鉛屋善兵衛

〔諸問屋再興調十四〕商買品御書上　通町組内店組　小間物問屋

品書

一文庫類　革、絹張、藤張貫、烏丸無地、同箔繪、○中略

右之通私共仲間古來ゟ取扱ひ候品ニ御座候、以上、

嘉永五年子三月　茂兵衛 ○外一人略

〔守貞漫稿 六生業〕江戸ニ在テ京坂ニ無キ陌上ノ買人 ○中略 文庫賣

籠製筥ヲ紙張ニシ、黒漆ヲヌリタルヲ云、女子小裁等ヲ納ムノ器トス、此文庫及ビ黒漆帖ノ紙枕針筥鏡立竹尺等ノ類ヲ擔ヒ賣ル、

○按ズルニ、文匣ノ事ハ、文學部文匣篇ニ詳ナレバ、參照スベシ、

〔播磨風土記 飾磨郡〕枚野里 ○中略 所㆓以稱㆒筥丘㆒者、大汝少日子根命與㆓日女道丘神㆒期會之時、日女道神猶丘備㆓食物及筥器等具㆒、故號㆓筥丘㆒、

〔播磨風土記 揖保郡〕上筥岡、下筥岡、黒戸津、杇田、宇治天皇之世、宇治連等遠祖兄太加奈志弟太加奈志、二人請㆓大田村與富等地㆒、墾㆓田將㆒蒔來時、廝人以㆓杇荷食具等物㆒、於是杇折荷落、所以奈閉落處、卽號㆓黒戸津㆒、前筥落處、卽名㆓上筥岡㆒、後筥落處卽曰㆓下筥岡㆒、荷杇落處曰㆓杇田㆒、

〔後撰和歌集 十六雜〕元長のみこのすみ侍りける時、てまさぐりに何いれて侍りける箱にか有りけむ、ゑた帶してゆひて、又こむ時にあけむとて、物のかみにさし置きていで侍りにける後、常明のみこにとりかくされて、月日久しく侍りて、ありし家にかへりて、此箱を元長のみこに送るとて、　中務

亂箱

あけてだに何にかはせむ水の江の浦島の子を思ひ遣りつゝ

〔倭名類聚抄 十四 澡浴具〕巾箱　雜題猪髮啟子、詩云、委ニ質巾箱裏一、巾箱者盛ニ手巾一之器也、俗云打〇亂〇匣〇

〔箋注倭名類聚抄 六 澡浴具〕廣本无ニ名字一、巾箱見ニ漢武内傳、幽明錄、世語、述異記、異苑、齊書、北堂書鈔引之、按集異志、晉孝武太元中、帝每開ニ手巾箱一中有ニ鼓吹鞞角響一、〇中略　打亂匣〇中略　後世省呼ニ亂匣一、

〔書言字考節用集 七 器財〕亂箱(ミダレバコ)

〔女重寶記 五 女用器財〕亂筥(みだればこ)

〔和漢三才圖會 三十二 家飾具〕巾箱　打亂匣 和名抄　美太禮波古〇中略

按、巾箱者無ニ蓋一匣也、或云梳ニ髮盛ニ其亂髮一、故曰ニ亂箱一、

〔貞丈雜記 八 調度〕一打亂箱の事、貞衡云、打亂箱は手箱のかけご也、それを別に作りて打亂箱と云也云々、うちみだれといふはわろし、うちみだりと云べし、源氏物語繪合の卷に、うちみだりのはことあり、花鳥餘情に云、一條禪閤公作也　うちみだりの箱のふたの上にては、髮をけづる時、打みだし侍れば、宮の名とせる也云々、倭名抄云、巾箱者盛ニ手巾一之器、俗曰ニ打亂匣一云々、上古は手のごひをも入たる物也、唐木蒔繪等樣々あり、

〔類聚雜要抄 四〕打〇亂〇筥〇 長一尺一寸五分、蓋定、弘九寸五分、蓋定、深一寸、〇中略

料木三尺三寸、弘一尺一寸、　木道單功廿疋　髮上時料　裏蒔錦文金十兩二分　漆三合　磨料二百五十疋　裏塗一疋　口白鑞十一兩二分　螺鈿料五百五十疋　同堀入料十疋　堺料七十疋尻木　口置料十六疋　打亂筥納衣文綾一丈　承平四年、中宮御賀被ニ用之一、

〔新儀式 四 臨時〕天皇奉ニ賀上皇御算一事

當日早旦、行ニ幸寢殿御裝束一、其儀母屋東第三間立ニ太上皇大床子三脚一、〇註略　其上立ニ御脇息一、又置ニ唾壺打亂御匣等一、

〔江家次第十七〕御元服

北面厨子中有二二層一(中略)其二階下層置二唾壺筥一合一、西打亂筥一合一、(〇中略)次取二出二階一立二於東御屏風前一、其上立二御冠筥一、(〇中略)中層打亂唾壺同置之、

〔江家次第二十〕童五位元服

次置二櫛巾一(入二打亂筥一)

〔源氏物語十七 繪合〕院はいと口おしくおぼしめせど、人わろければ、御せうそこなどたえにたるを、その日に成て、えならぬ御よそひども、御くしのはこ、うちみだりの箱、(〇中略)心ことにと、のへさせたまへり、

〔類聚名物考調度七〕ひろぶた 廣蓋

是は今も有る物なり、衣服を多くはのする物なり、この器もとはころも筥の蓋なるを、今は衣筥はいつしかうせて、蓋のみ殘れり、肴物を今硯蓋にもるが如し、

〔貞丈雜記八調度〕一廣ぶたの事、ある有識の人云、廣ぶたは元は衣筥とて古代の器也、上古衣を納め置く箱にて、ふたも身もあり、古代は物事簡易にて、人に衣を給はる時は、直に衣筥のふたにすへて出しける也、後にはふたばかり別に作りて、ひろぶたと名付たる物也云々、

〔武雜記〕一廣蓋の事、其家々の紋を入候也、然間雖レ爲二新調一私の紋を入候間、御服をば入不レ申候、諸家へ御成候時は、御紋の廣蓋用意有レ之、

〔寸法雜々〕廣蓋

長さ貳尺四寸、又壹尺二寸にも、横壹尺八寸、又壹尺七寸、ふかさ大よこ手なり、

〔貞丈雜記八調度〕一うちゑだともうちおきとも云物は、金銀にて花がたなど色々に作りたる物也、廣ぶたに小袖入たる時の、おさへにする物也、婚入記に見へたり、花の枝を金銀を打て作るゆへ、

籠

うち枝と云、おさへにおく物故打おきとも云也、橘の折枝などもあり、

〔嫁入記〕一小袖はこうばいを上になして、二ッにをりて、そでをばよりはへてひろぶたにをく、人にひく時はほそものをさきになしてひくなり、小袖をあまたかさねて、ひろぶたにうくる時は、はきもとをいとにて、一重にしてゆふなり、

一ひろぶたひく時は、たゝみにつけて、なをすなり、中にてはあつかはぬものなり、

〔玉露叢十三〕一同年十〇寛永六年に江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、

一梨子廣蓋　十　　尾張大納言義直卿

〔倭名類聚抄十六竹器〕籠　唐韻云、籠〈盧紅反、一音龍、又力董反、古俗用旅籠二字、云波太古、今按所出未詳、〉

〔箋注倭名類聚抄四竹器〕按、廣韻上聲一董云、籠竹器、力董切、此所引即是、又平聲一東云、籠、西京雜記曰、漢制天子以象牙為火籠、盧紅切、其義相近、平聲三鍾云、籠篕籠、竹車𨍏、亦𥫗籠竹、音龍、非此義、源君併引一音龍、非是、〇中略按、今俗呼加與、蓋堅間荒籠之總稱也、

〔日本釋名下雜器〕籠　かごはかこみこむる也、又ことも云、こはかごの上を略せり、

〔東雅八器用〕籠コ　舊事紀に、鹽土老翁竹を取りて、太目籠𥫱籠を作る、または堅間を作るとも云ふ、堅間とは今之竹籠也といふことと見えたり、上古の時には、竹籠をカタマと云ひしなり、古事記には、無間堅間と𛀁るし、日本紀には、無目堅間と𛀁るされしによらば、𥫱籠といひ、堅間といふもの、其目あると、目なきとに因りて、其名も同じからぬなり、これをコといひしは、物をコムルの義なり、されば籠の字亦讀てコムルとは云ひし也、又讀てカゴと云ひしは竹籠也、カと云ひタケといふは轉語也、〈カといふ音を開て呼ぶ時は、タケといふ語となり、タケといふ語を、合せて呼ぶ時は、カといふ音になるなり、〉

〔延喜式三十八隼人〕凡應供大嘗會竹器、熬笥七十二口、煠籠七十二口、〈料篦竹口別六株〉乾索餅籠廿四口、〈口別十三株〉

籮。六口、〈口別五株〉十預前造備、送宮內省、

年料竹器

薫。籠。大一口、〈口徑二尺二寸、高二尺七寸、〉料篦竹五十株、中一口、〈口徑一尺八寸、高二尺、〉料篦竹卌株、〈○中略〉茶。籠。廿枚、〈方二尺〉料篦竹各六株、

凡年料雜。籠。料、竹四百八十株、用司國園竹、

〔饅頭屋本節用集比財寶〕鬚。籠。〈ヒゲコ〉

〔源氏物語初音二十三〕北のおとゞより、わざとがましくすあつめたるひげこども、ひわりごなど奉れ給へり、えならぬ五えうの枝に、うつれる鶯も、思ふこゝろあらんかし、

〔源氏物語浮舟五十一〕正月の一日すぎたる比わたり給て、わか君のとしまさり給へるを、もてあそびうつくしみ給ふひるつかた、ちいさきわらは、みどりのうすやうなるつゝみ文の、おほきやかなるに、ちいさきひげこを小松につけたる、又すぐ〳〵しきたてぶみとりそへて、あふなくはしり参る、

〔拾遺和歌集雜春十六〕亭子院京極のみやす所にわたらせたまうて、ゆみ御覽じて、かけ物いださせ給けるに、ひげこに花をこき入て、さくらをとぐらにして、山すげをうぐひすにむすびそへて、

かくかきてくばらせたりける、　一條のきみ

木のまよりちりくる花はあづさ弓えやはとゞめぬ春のかたみに

〔大和物語上〕故源大納言〈○淸蔭〉宰相におはしける時、京極のみやすところ、〈○藤原褒子〉亭子院の御賀つかうまつり給とて、かゝる事をなんせむと思ふ、さゝげ物一えだ二えだせさせて給へと、聞え給ひければ、ひげこをあまたせさせ給ふて、としこに色々にそめさせ給ひにけり、しきものゝおりものども色々にそめ、よりくみなにかとみなあづけてせさせ給ひけり、

皮籠

〔枕草子 五〕なまめかしきもの

ひげこのをかしうそめたる、五えふの枝につけたる、

〔胸算用 三〕都の顔見世芝居

京都にて加賀の金春勸進能を仕りけるに、〇中略江戸の者我一人見るために、銀十枚の棧敷を二間取りて、〇中略其後に料理間、さま〲の魚鳥、髭籠に折節の水菓子、

〔天保十三年物價書上 上〕旅籠引下ゲ直段取調申上候書付

一用心籠 壹番貳番一ト組ニ付

上 當三月直段金壹分ト六百文之處、五月書上金壹分ト四百文、今般御引下ゲ金壹分ト三百文

下 同斷金壹分ト四百文之處、同金壹分ト貳百文 同斷金壹分ト百四十八文〇中略

右者今般諸相場御定有之候ニ付、引下ゲ方取調候處、〇中略此段奉伺候、以上、

寅八月　拾三番組下谷金杉上町 諸色掛 名主 三左衛門

〔攝陽群談 十六名物土産〕宿野土器　能勢郡宿野村ニアリ、商之者足附ノ籠ニ入テ荷出ス、

武庫山籠　武庫郡武庫莊ノ土人作之、秣苅落葉ヲ拾フ篋ナリ、山家ノ俗能求之、〇中略

同山〇湯籠細工　同所〇有馬郡有馬ニアリ、花生、果盆、烟草入、盆、水瀧等、凡テ籠ヲ用ルノ器物好テ令造之、

〔江戸總鹿子新增大全 七〕諸細工名物

龜井町籠　小傳馬町の北の通、龜井町にて作る、萬籠細工あり、

〔下學集 下器財〕皮籠（カハゴ）

〔類聚名物考 調度 七〕皮子　かはご

今思ふに、皮子は加者婆古の婆を略ていふなり、もとは革にて作れるを、竹にて作りしをも、その

ま丶革子といひしも有るあり、

今世に有る竹のあじろの上を、紙張にして澀引たる物なり、

澀。革。子。　しぶかはご

〔今昔物語十六〕女人仕₌清水觀音₋蒙₌利益₋語第九

今昔、京ニ父母モ无ク類親モ无クテ、極テ貧シキ一ノ女人有ケリ、〇中略男ノ云ク、速ニ行キテ可₌告シ、但シ著給ヘル衣コソ、極テ見苦シケレト云テ、忽ニ皮子ヲ開テ、清氣ナル衣一重生口袴口取出テ女ニ著セテ、具シテ將行ク、

〔宇治拾遺物語三〕むかし大太郎とて、いみじきぬす人の大將軍ありけり、〇中略風の南のすだれをふきあげたるに、すだれのうちに、なにの入たりとはみえねども、皮子のいとかたくうちつまれたるまへに、ふたあきて、きぬなめりとみゆる物、とりちらしてあり、

〔方丈記〕すみかは折々にせばし、其家の有樣、よのつねならず、廣さ纔に方丈、高さは七尺計りなり、〇中略北の障子の上に、小さき棚を構へて、黑き皮籠三四合を置、即和歌、管絃、往生要集ごときの抄物を入たり、

〔七十一番歌合下〕五十三番　右　皮籠造

月見つゝいたづらふしのなきまゝによの程造る竹。か。は。ご。哉

逢事のしゆくせぬ柿のさねかはごしぶ〱にだに人のこぬかな

〔毛吹草三〕肥後　皮籠

〔下學集下器財〕葛籠(ツヅラ)

〔和爾雅五器用〕衣籠(ツヾラ)又云葛籠

〔貞丈雜記八調度〕一つゞらと云はつゞら櫃也、つゞらと云草のつるにて作る也、つゞら藤の事也、つ

葛籠

づらひつは、たてを丸藤にして、ぬきをわり藤にして組たる也、四方の角々とふちは、なめし革にて包む也、今はつゞら藤にて作りたるは少し、竹籠を紙にてはり、又は檜の木の薄板にて作り、紙にて張たるも多し、

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

定内匠寮雜工數事〈○中略〉

黑葛筥二人〈○中略〉

大同四年八月廿八日

つゞら

〔調度歌合〕八番　右

人めのみ玄げき深山を分わびてゆき丶休まぬつゞらをり哉

〔嫁入記〕一おつゞら、これはいろ〳〵の御てぐさの物入也、〈○中略〉

一つゞらのをは、くみなり、

〔大館常興日記〕天文八年閏六月十三日、御公事方記錄已下御箱二、幷つゞら三、當時御倉万松軒被仰付之、正實居住之間正實に申合、御倉へ可入置申哉段、御內談衆申談之、〈○下略〉

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕葛籠　俗云豆豆良

按、葛籠織藤蔓作之、以藤心爲經、以皮爲緯、自藝州廣島多出之、其四隅著皮漆髹之、凡宿直泊番人、每納寢衣、名番葛籠、小者名伏見三寸、民家嫁娶必用之、衣籠也、其賤者屢革也、出於江州高宮少出之、經緯用純藤組之、故剛靱而佳、

〔好色五人女 二〕こけらは胸の燒付さら世帶

緣の約束を極め、〈○中略〉二番の木地長持ひとつ、伏見三寸の葛籠一荷、糊地の挾箱一ツ、〈○中略〉取あつめ物數廿三、銀二百目付ておくられける、

〔本朝世事談綺 二器用〕萬年葛籠

元祿のはじめ、神田鍋町つゞら屋甚兵衞といふもの、はじめてこれを作る、此者元人形屋なり、張子細工よりもとづきて、經木を中へ入れ張立たる也、

〔調度口傳〕婚禮道具

一黑葛籠の事

長サ貳尺三寸、はゞ一尺四寸三分、深サ一尺二寸、ふた一はいにして、たんぬり金紋、又ふちを黑くぬりてまき繪などあり、世に万年つゞらと云、

〔七十一番歌合下〕五十三番　左　葛籠造

四十九ゐてんやにみゆるうりつゞらさし出はめる軒の月影

我戀はまださらされぬ靑つゞらくるとはすれどさねしよぞなき

〔人倫訓蒙圖彙六〕葛籠師　下地は近江若狹薩摩より造出す、室町通一條の上にて是を造る、

〔毛吹草三〕山城　室町塗葛籠　安藝　葛籠

〔元祿五年萬買物調方記〕京ニテつゞらや

寺町蛸藥師下ル町　仕立中買　同四條下ル町　かはごぬり　ぬり仕立や　烏丸中立賣ゟ下三丁目　同　室町一條上ル町　同つゞらくみ下地　高くら高辻下ル町

大坂ニテつゞらや

平の町堺すぢ西入　住吉や長兵衞　難波はしすぢ

〔江戸總鹿子六〕葛羅屋

日本橋南三丁目　仁兵衞　同南四丁目　庄右衞門　南傳馬町一丁目　仁左衞門

〔藝備國郡志上安藝〕土產門

葛藤箱　佐東郡夜須之人、以藤製筐筥、俗曰津々羅、或納衣服、又入雜具矣、

行李

〔和爾雅 五器用〕行李(カウリ)(和俗謂藤籃為行李、蓋以為一行器也、)

〔書言字考節用集 七器財〕骨柳(コリ)(本字篣筌、字彙屈竹為器、北方多以柳條為之、)

〔日本釋名 下雜器〕行李　もろこしの書に、たびに持行物を行李と云、和俗つゞらにてあみたる器を行李と云も、此意なり、こりと云はあやまり也、たびにゆく裝物を一行李二行李などもいへり、

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕行李(季與理通、加字里、)　篣筌(今云柳行李)

左傳云、不使一介行李告于寡君、注云一介一人也、行李遠行必有行囊也、又云人將行先治裝者曰行李、

按凡以貨齋一簡稱一行李者據于此矣、今織藤蔓作筒、呼名行李、出於江州水口者、小而精巧、有圓有方、以堪為櫛筒、出於江州高宮者、以眞藤作之甚佳、

篣筌　字彙云、篣筌屈竹為器、北方多以柳條為之、出於但州豐岡同出石、織杞柳條名柳行李、形長而方也、可容衣一二領、因州用瀨之產次之、形隋、(圖長也)　其小者用行人堪貯飯、

〔守貞漫稿 後集四雜器〕今世民間ニテ衣類等携へ行クコトアレバ、柳合利或ハ南部籠ノ類ニ納之、風呂敷ニ包ミ負之、或ハ行李及籠ニ納レズ、直ニ風呂敷ニテ包ミ携フコトモ專ラ也、

〔毛吹草 三〕山城　網代籠履　近江　籠履　越前　戸口網代籠履　但馬　柳籠履　備中　柳籠履　備後　柳籠履　日向　藤籠履

〔世間母親容氣 四〕母から呑込む酒屋の聟殿

實に世は、人間に驚く物なり、(中略)水口(近江)の骨柳(こり)、但馬より京へ出し、京にて縁を仕立て水口へ出すに、京の人十三里に近き道を買ふて歸れば、(下略)

〔續近世畸人傳 四〕雇人要助

花顚因にいふ、(中略)柳骨折の比よきに、れんじやくをかけて、笈のごとく仕立るものを用意し置

橦編

嚢名稱

べし、大家には數あるべし、小家にても一ツはあるべし、急火といふ時、物をいれて背に負べきため也、

〔下學集 下器財〕橦挽（シヤウベン）或編

〔異制庭訓往來〕金絲、銀絲、九蓮絲、堆朱、堆紅、堆漆、沈金、犀皮、桂筆、香合、是納筆筺二對。

〔梅園日記 五〕橦編

桂川地藏記に、魚腦橦挽（シヤウベン）、象牙引壺、頗黎巵、瑠璃壺とあり、先年岩瀨京傳、この橦挽はいかなる物ならんと問しに、知らざるよし答へたりき、後按ずるに、尺素往來に、六納（イレ）橦挽、三入葛箱、又下學集に、食籠、橦挽或編撮壤集に、葛籠、皮籠、橦鞭、異制庭訓往來に、筆筺、按に慶長板節用集二本俱に亦此二字あり松會板遊學往來に、犀皮、堆紅、堆朱、堆漆、鴟榻、桂漆、雲朱、世良田等之香箱、納橦椀一荷借進之、寬文二年板遊學往來に、朱漆木椀、厨子、楪子、馬上盞、唐折敷、同黑漆赤漆折敷各三束、納榻編一荷借進候、類集文字抄に、傷編、印籠、食樓など有を合せ考ふるに、筆榻傷は、倶に橦の假字なり、椀鞭筺は松會板遊學往來の、椀は梲の誤り也、皆編の假字にて、正字は橦編なるべし、橦字の音はテイにて、吳音チヤウなれども、聖字の吳音シヤウとひがよみしたるなり、釋日本紀の秘訓に、橦岸山（イカンサンノミナミ）とよめると同じ誤なり、これ橦條（カハヤナギノエダ）をもて編たる器なり、天文十一年池坊悪應記に、シヤウヘンの圖あり、〇圖略此シヤウヘンすなはち橦編なるべし、さてかの地藏記なるは、魚腦を以て、橦編の形に作りし物にや、

〔倭名類聚抄 十四行旅具〕嚢 蔣魴切韻云、袋音代、字亦作帒、和名布久路、嚢名、又魚帒、

〔箋注倭名類聚抄 六行旅具〕玉篇、袋嚢屬、嚢說文作㯻、云槖也、〇中略按魚袋非此用、又魚袋三字當刪、

〔干祿字書 平聲〕褭嚢上俗下正 〔同 去聲〕袋帒上通下正

〔事物紀原 八舟車帷幄〕布袋

召康公美公劉之厚於民也、其詩曰、乃褁餱糧、於槖於嚢、毛傳曰、大曰槖、小曰嚢、御覽云、古行者之食、

以布嚢貯糧則是、布嚢爲裹糧之用、自公劉之世已然矣、蓋在夏后之世者也、

〔日本釋名 下 雜器〕嚢　ふくろはふくる丶也、物を入ればふくる丶なり、るとろと通ず、

〔倭訓栞 前編 二十六〕ふくろ　嚢をいふ、日本紀に、嚢中玄櫛あり、和名鈔に、袋亦作帒と見ゆ、嚢は底なきもの也、袋は底あるをいふ、物を入ればふくる丶より名とすといへり、新撰字鏡に、帒をこしふくろとよめり、こしは腰なるべし、顯宗紀、人の名韓帒倭帒と見えたれば、古へ其製のことなる稱と見えたり、元正紀に、朝服之袋といひ、文武紀に、賜諸王卿等帒様といへるは、とのい帒にや、土佐の俗小袋を上指といへるは、矢ぼろより出たる名也といへり、雅亮抄に、ひらづ丶みのうはざしといひ、盛衰記に、うはざし入たるふくろもたせてと見えたり、

嚢種類

〔貞丈雜記 八 調度〕一袋と云ハ、布帛などにて縫ひたるばかりを云にあらず、弦卷の本名ハ弦袋と云、ものさし入る箱を尺袋と云、やり戸を入置所を戸袋と云、鷹の餌袋は竹籠也、公家の近衞の官人の腰に付る魚袋といふ物ハ、箱を鮫の皮にてはり、金銀にて魚を作りて付たる物也、何れも縫たる物にはあらざれども袋と云也、

〔橐囊輻湊 上〕目次
一餌帒　一琵琶帒　一笏帒　一劍袋　一殿上簡帒　一弓袋　一和琴帒　一侍所簡袋　一弦袋　一上差帒　一屠蘇袋　一柱帒　一箏帒　一笙袋　一宿物帒　一笠帒　一笛帒　一打ヵへ袋　一茱萸帒　一歌帒　一鉢帒　一帶帒　一七寶袋　一花帒　一藤綱帒

〔橐囊輻湊 下〕目次
一宣明帒　一書帒　一文書帒　一燧袋　一臂帒　一隨身符帒　一屛風帒　一針袋　一寶順帒　一雙六調度袋　一蒐褐袋　一藥袋　一麻袋　一柄立袋　一杖袋　一鞆袋　一紗袋　一鑰袋　一旗袋　一尺袋　一驛鈴袋　一坐袋　一筮蓍袋　一手箱袋　一栽袋　一母衣袋　一

水帒　一狹囊　一鞘帒　一灑水袋　一三衣帒　一保呂帒　一胡籙袋　一角袋　一尾袋　一魚帒

〔貞丈雜記八調度〕一上(ウハ)ざし袋は衣服を入る袋也、絹布などにて縫也、大サは定法もなし、衣服の入る程にして入る也、大にたゝみたると、小くたゝみたると、數多く入ると、少く入るとによりて、袋の大小あるべく、袋の口には組糸にてつがりをする也、(つがりとはかゞりの事)其つゞりに少ふとき組緒を通して、くゝり緒にする也、女房方故實に云、うはざし袋の事、男のうはざしは、つがりの數三十三有べし、女房衆のは、二十二か、三十あるべく候云々、これは大法を云なるべし、袋の大小によるべし、男のは數半にすべし、女のは數重にすべし、拐袋の總地には上ざしをする也、上ざしとは、はりがねのふとさのより糸にて、堅橫十文字に碁盤の目の如く、針目貳分許程づゝに、うら表共にさす也、如此上ざしする事は、物を多く入るに、袋のさけぬ爲也、袋は絹布にても織物にても縫也、色も不定、裏を附る、これも色不定、但表の色と同色なるが宜しき也、書札雜々聞書に云、うはざし袋へ圓坐を入て御持候事、是は御小袖をもませまじと云故實也、女房衆は無之事也云々、袋の中に圓坐を入、其上に小袖を入れば、持ありくに小袖もめぬ也、三議一統に云、上(ウハ)ざしのつゝみ持事、(うはざし袋の事)三ヶ條、小袖入たる包みの事也、その外扇、疊紙、上下(カミシモ)、小袖、あはせは申に不及候、侍ほどの者の持は、緒の結びぎはのくゝりを右に提て持也、小法師中間は、つゝみのくびをひつさげて左に持べし、雜色力者は緒を右にて取り、左にて裏をかゝへ持べし、或は遠き所は打かづく也云々、總じて上ざし袋は、小袖のみに限らず、何にても入る也、女房衆は小袖は勿論也、顏のけはひ道具、其外手箱に入て、うはざし袋に入て供に持する也、又袋の緒の結樣、長くばもろわな、緒短くばかたわなに結べし、定りなし、又古は公方樣御成の時も、上ざし袋を持せられし也、永祿十一年戊辰五月十七日、將軍義榮公、朝倉左衛門督義景が宅へ御成之記に、御うはざしの御袋被持也と見えたり、

嚢用法

いにしへは今時はさみ箱持するやうに、他行には必供の者に上ざし袋を持せし也、又夜具を入る丶、うはざし袋をばとのゐ袋と云、とのゐとば、とまり番をする事也、とまり番の夜具を入るゆへ、とのゐの袋と云也、

〔雍州府志 七土産〕表插嚢　凡裁唐織而縫大小嚢、以緒括諸物出入之口、又別赤色組緒自嚢口四隅垂四方、是爲飾、故謂上插嚢、是亦婦人嫁娶時、其大者盛衣服二三領、其小者盛簪、櫛、剃刀、剪刀、股等雜細之物、又赴他方時與中携之、甚爲有便、其內小者或稱調度嚢、倭俗男女常用雜細之器物謂調度、今誤調度謂數珠嚢、製此嚢者室町三條南有一兩家、

〔源平盛衰記 十三〕熊野新宮軍事

信連ハ、○中略宮○以仁王ヲ女房ノ形ニ仕立進セテ、佐大夫宗信ニケシカル直衣小袴キセ奉リ、黑丸ト云御中間ニ表差シタル袋持セテ、御所ヲ出シ進スル、

〔守貞漫稿 後集四雜器〕今世京坂小民ノ婦女等、野外ナドニ遊ブ時ダンブクロト云ヲ携フ者アリ、番袋ノ訛ナルベシ、其製絹縮緬ノ類ヲ表トシ、麻木綿等ヲ裏トシタル袷嚢ノ口周リニハ、カヾリ糸ヲ用ヒズ、異裁ヲ縫付ケ、是ニ組緒ヲ貫通シ、括之コト、上刺袋ト同ジ、表一色ヲ以テ製スアリ、或ハ小裁ヲ集メ、數色ヲ繼合テ製スモアリ、大サ方四五寸、或ハ七八寸、大小無定、形上刺嚢ト同意ニテ、上狹キニ非ズ、底モ方形ニテ周リニ縫目アリ、食類及ビ紙タバコ手巾珠數等ヲ納ム、衣類ヲ納ルコトハ稀也、京坂小民ハ男モ往々持之、江戸ハ男子ハ勿論婦女モ、如此袋ヲ携フ者甚ダ稀也、

〔古事記 上〕故此大國主神之兄弟、八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者、其八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心、共行稻羽時、於大穴牟遲神負帒、爲從者率往、

〔日本書紀 二神代〕一書曰、○中略彥火火出見尊具言其事、老翁卽取嚢中玄櫛投地、則化成五百箇竹林、

〔日本書紀 十四雄略〕十四年、根使主逃匿至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍見殺、天皇命有司二分子孫、一

分爲大草香部民以封皇后、一分賜茅渟縣主爲負囊者、卽求難波吉士日香香子孫、賜姓爲大草香部吉士、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合囊壹拾玖口（法物十一口、四天王物八口、）

〔禁秘御抄中〕一女房

得選　三人也、又髮上釆女兼之、○中略行幸時持大袋與內侍同車、是不可然事第一也、

〔今川大雙紙上〕鞢式法の事

一主人の御袋を持事、中間小者、りきしやにかはるべし、小者は袋の頭を取べし、力者は緒を執て、下をかゝへて可持也、

〔鶉衣續編上〕袋賛

器は入る物をして己が方圓に從へむとし、袋は入るゝ物に隨て、己が方圓を必とせず、實なる時は肩に餘り、虛なる時はたゝみて懷に隱る、虛實の自在をえる布の一袋、壺中の天地を笑ふべし、

　月花の袋や形は定まらず

火櫃

〔類聚名物考調度十一〕火櫃　ひびつ

俗に云ふ火鉢なり、韓櫃のさまにしたればいふ歟、

〔禁秘御抄上〕殿上

火櫃二（自十月至三月、至四月撤之、）

朝餉

二間、○中略御屛風內外案御調度、○中略火櫃春冬計也、（圓火櫃也、廻盤和繪、）

〔三中口傳三〕一鋪設裝束事

火櫃　尋常之時用之

炭櫃

〔倭訓栞前編十二須〕すびつ　炭櫃の義、炭取ともいふ、火函をいへり、

〔禁秘御抄上〕下侍

三間有二炭櫃一、四面敷レ疊、號二侍臣亂遊所一也、

〔枕草子一〕冬は、〇中略ひるになりてぬるくゆるびもてゆけば、すびつ火をけの火も、白きはひがちになりぬるはわろし、

〔枕草子二〕すさまじきもの　火おこさぬ火をけすびつ

〔枕草子十一〕雪いとたかく降たるを、れいならず御格子まゐらせて、すびつに火おこしてもの語などして、あつまりさぶらふ、

〔調度歌合〕一番　右　すびつ

埋火のまたにこがるゝかひもなくちりはひとのみ立浮名哉

火桶

〔饅頭屋本節用集比財寶〕火桶ヒヲケ

〔類聚名物考調度十一〕火桶の畫樣

古き火桶の繪に常夏を書たる有り、俊明が家にも傳へもたる桐火桶は、後水尾院或は東福門院の命婦とも云ひ傳へたるにも、この蘧麥の繪を書たり、桐火桶の香爐もまた同じ繪樣なり、或人云、定家卿の歌に、霜さゆるあしたの原の冬がれにひと花咲るやまとなでしこ、といへる意にて、一花を火によせたるならんといへり、芭蕉翁の發句に、霜の後撫子さける火桶かな、とせしはまたく此意によれり、

〔三中口傳三〕一鋪設裝束事

火桶　帖上置レ之、〇中略

火桶幷燈臺事

不ㇾ敷二龍鬢一程御所、被ㇾ儲二火桶一事、何事在ㇾ之哉、○中略

杉火桶散薄○中略

置二火於御火桶一三位基親被ㇾ計申ㇾ之、若宮入御之時、兵部卿

兩樣也、朝勤行幸、北面御所御炭櫃ニハ、入御了未ㇾ令ㇾ渡二此御所一給以前置ㇾ之、近習殿上人役之或又御對面之時置ㇾ之、同近習殿上人不ㇾ論二四位五位一置也、土器ニ入ㇾ火テ居二折敷一持參之、然者已渡御了、未ㇾ令ㇾ渡二御所中一給以前可ㇾ被ㇾ置歟、又後ニモ可ㇾ置歟、可ㇾ然有職可ㇾ宜ㇾ之、

〔大和本草火三〕炭火　古我邦ニ桐火桶アリ、今モ其製アリ、眞鍮ニテマルク小爐ヲ作、其外ニ桐ノ木ヲクリタルヲ室トシテ入、其フタニモ桐ヲ用ヒ穴ヲヒラキ、フタノウラヲ眞鍮ニテハル、其小爐ニ炭火ヲ入レ、寒キ時客ニ與ヘテ手ヲ令ㇾ溫、主人モ別ニ用テ客ニ對シテ手ヲアブル、中華ノ經鉏堂雜志ニ、倭人所ㇾ製ノ爐ノ事アリ、此火桶ナルベシ、又桐火桶ノ形ニ瓦ニテ大ニ器ヲ作ル、高八寸バカリ、ワタリ六寸バカリニ作リ、上ヲマルク、火氣ノ出ル穴ヲ處々ニアク、口ヲ小ニシテ其フタヲ四五寸、横四寸バカリ、厚四五分ニヤキ取手ヲ付、小穴ヲ三アケ、瓦火桶ト云、其內ニ宵ヨリカ子テ火ヲ入ヲキ、身ヲアタヽメントスル時、灰ノ內ニ炭火ヲ二三入、衾ノ內ニ入、上トメグリヲ小ブトンヲ以オホヒ、終夜身足ヲアタヽム、明日ニ至テ火久シク消ズ、炭火ヲ多クツイヤサズ、火ニテ衣ヲヤカズ其益多シ、又腹痛食滯ナドアル時、右ノフタヲヲホヒヲケバ熱クナルヲ、布袋或モミタルシブカミ袋ニ包ミテ、腹背腰ヲアタヽム、フタヲ二作リヲキテ、冷タル時取カヘテヤキ用ユ、腹痛食滯泄瀉感寒等ニ、是ヲ以腰腹ヲアタヽムベシ、腰ヲアタヽムルハ腹ヲ溫ムルヨリ最ヨシ、如ㇾ此腰腹ヲ溫ムレバ、煖氣內ニトヲリ、氣メグリテ病イユ、溫石ヲ用ルヨリハ容易ニ早クヤケテ、カハルガハルトリカエ、カロクシテ自由ナレバ便ㇾ用、世人未ㇾ知二此法之容易有一ㇾ效、故著ㇾ之爾、

〔萬寶鄙事記火三〕土火桶といふ物有、近年京都にはやる、桐火桶の形に似て大也、廻りに小窻多し、上

に蓋あり、ふたにも兩にまど有、中は取手有て、緒通しのあな有、下に灰を入て、おきをふたつばかり入れをけば、一日一夜きえず、ひるは上に衣衾をおほひて手をあぶり、膝をあたゝめ、よるは夜服の内に入て、終夜身をあたゝむ、甚だ老人に可なり、外をば紙にてはるべし、常の糊又しぶなどは離れやすし、大豆の煮汁のあめの如くなるを用、紙をもみ豆汁を糊として張るべし、この器湯(たん)婆(ぽ)温石を用るにまされり、物を書に、寒月手こゞゆる時もちひてもよし、

〔躬恒集〕ひをけの銘

夢にだにねばこそみえめ埋火のおきゐてのみぞ明しはてぬる

〔枕草子二〕火をけすびつなどに、手のうらうちかへし、しはのべなどして、あぶりをるもの、いつかはわかやかなる人などのさはしたりし、おいばみうたてあるものこそ、火をけのはたにあしをさへもたげて、ものいふまゝに、おしすりなどもするらめ、

〔枕草子九〕おほきにてよき物　火桶

人のいへにつきづきしき物　ちくわうゑがきたる火をけ

〔枕草子春曙抄九〕ちくわうゑがきたる　竹鶯畫也、桐火桶などに、竹に鶯などゑにかきし也、

〔源順集〕天元二年十月初の亥の日、右大臣殿〔〇藤原兼家〕の女御、ひをけどもにもちひくだものもりて、うちの女房どもにつかはす次でに、大臣殿にもひをけ一つ奉らせ給ふ、銀にてゐのこかめのかたを作りて、すゑさせ給へるに、くはゝれる歌、

綿津海のうきたる島をおふよりは動きなき世をいただけや龜

〔續古事談一王道后宮〕後冷泉院御時、主殿寮燒ケル時、〇中略大嘗會御火桶元三ノ御クスリ殿ムルタタラナンド、世ノハジマリノ物、皆燒ニケリ、

〔今物語〕宇治の左のおとゞ〔〇藤原頼長〕の御前に、銀をきり〇〇〇〇火桶につませられて、賴政卿のいまだわか

かゝりける時、召ありてきり火をけと、我名をかくし題にて、歌つかふまつりて、是を給はれど仰事有ければ、とりもあへず、

宇治川の瀬々の白浪落たぎりひをけさいかによりまさるらん、とよみたりけり、めでさせ給ひけるとなん、

〔兵範記〕仁安三年十月廿日戊申、早旦參院、申明日雜事、〇中略輕幄北間敷繧繝帖二枚、其上敷東京錦茵、爲平敷御座、東面其前居繪火桶、積炭副火箸、

〔徹書記物語〕一俊成はいつもすゝけたる淨衣の上ばかりうちかけて、桐火桶にうちかゝりて案じ給ひしなり、かりそめにも、自由にふしたりなど案じたりしことはなし、

〔百練抄十五後嵯峨〕寛元元年十月廿四日、今日五節儉約事、爲頭左中辨時高朝臣奉行被仰下五節所云云、〇中略

一出火桶可停止金銀銅飾等風流事

〔寶藏三〕火桶

こゝにひとつの掘出しもの有、其名を火桶といへり、其價おばゞのへそくり錢を以て求るにもやすく、焴炭いさゝかふきたてゝ、ひるはいだきて縮(かゞまり)し手をのばし、よるはそひぶして凍る膚をあたゝめて、天下の老をやしなふにたれり、なを俊成卿は常になえたる装束をきて、桐火桶を手まさぐりて、和歌をながめ給へりしと、傳へきくこそなつかしけれ、其形をうつしとめて、今も人人のもてはやせるは、よのつねのよりはいとちいさく侍るぞ、猶愛らしき姿なりけらし、

火桶には月花もなし老の友

〔芙蓉文集上〕火桶

火桶火丹學問靑　詠吟可恥不亡靈　五條三位六條叟自稱　歌道主人連誹丁

團女

火鉢

露は秋、しぐれは冬と見さだめてや、こそ〳〵と反古とり出て、火桶ひとつをはりまはす、是は何の翁ぞ、俊成頼政をならふにもあらず、只このひとりにて、我冬を過さんとなり、春より後はといはゞ、あらはるまじ、われなばもとの土にこそと、もしとはゞかくこたふべき、

膝もとの折敷の糊に一葉かな

〔毛吹草三〕山城　壺々火桶(ツボツボヒオケ)

〔饅頭屋本節用集財寶〕火鉢(ヒバチ)

〔下學集器財下〕飯銅(ハントウ)

〔書言字考節用集器財七〕飯銅(ハンドウ)又作盤銅、火鉢也、　火鉢(ヒバチ)

〔庭訓往來〕火鉢中略雖不載注文所進也、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕火爐　今云火波知

三才圖會云、周禮天官冢宰之屬、宮人凡寢中共爐炭、則爐亦三代之制、今火爐是也、

按、火爐俗云火鉢也、其製不一、可以禦寒、可以焙物、

〔茶道筌蹄五〕著用類

桐火鉢　千家所持桐蕪形、銅のヲトシ、金泥にて鳳凰の蒔繪あり、通樣の桐火鉢より至て古し、好み知れず、

手焙　利休形、アンカウ善五郎作、樂の瓢箪は宗入寫しなり、

〔後水尾院當時年中行事上四月〕朔日、毎事如例、けふよりおきずみの火鉢此名目いつの比よりのことにかを撤す、中略

十月朔日、毎事常の如し、けふより常の御所御座の左の方におき炭の火鉢をおく、炭の立やうあり、

〔宗五大草紙下〕殿中さま〴〵の事

一御對面所にはちうしやくの火鉢ををかれ候、十月朔日より火鉢ををかれ候、たて炭なるべし、私ざまにても急度したる時は立炭なるべし、又女中に置れ候御火鉢は、源氏の繪などに書たるやうに、臺にすはりたる御火ばち也、其臺はこくしつにぬりて、まきゑかな物あるべし、又炭さしそゆる事は手にて置べし、男女おなじ、

〔臨時客應接〕秋は九月節句頃より、春は三月末の頃迄、寒暖に随ひ、見計ひ火鉢を出すべし、火鉢は灰をよく掻平し、眞中へ火を置、其廻へ櫻炭を裝(ツギ)、若櫻炭なくば、雜炭にても體よく裝(ツギ)、

但炭から炭へ橋を掛たる樣に載たり、井桁毬打鐘木の形に、裝ぬ事と心得べし、

手早く團扇にて扇付、灰ならしにて炭の根へ、少し計灰を掻よせ、火鉢の縁臺等を拭持出、火鉢の大小に随ひ、左の膝の六七寸前へ出すべし、なをくでんあり

但耳鍬取手抔の付たる火鉢は、耳にても取手にても、左右にして出し、三足の類は貳本の足を客人の方へ向、壹本を手前にして出すべし、三本足の付たる物は、外の品も是に准ず、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一諸司御所の西の御六間、御屏風を立廻して、一獻の被構御座敷、〇中略御火鉢、蒔繪島御盃之臺有、

〔宗長手記〕大永六年十月、矢島へとて、木の濱舟に火鉢入て、あらしも雪も玄らずぞわたりし、

〔大館常興日記〕天文十年二月廿五日、爲御使祐阿來入、御火ばちもたせ被下候て、もと〴〵の御火ばちの趣いかゞ候ける哉、此御火ばち(足不付候也)何と哉覽、見にくきやうに被思食候、くわしく玄るし可申上候由仰也云々、仍もと〴〵のは例式ごとく三足(鬼のかたち也)にて御ざ候よし申上之、いつも御前にをかれ候は、只今拜見のよりは、今少ちいさめに御ざ候と存候、大がいはこれほどにて御ざ候、足三御ざ候、臺はから莚へり玄ゆすどんすのたぐいと存候、又御對面所にをかれ候は、これ

よりは今少大きめに御ざ候と存候、だいは御ざ候はず候つる、又大名所におかれ候も同前、臺は御ざ候つる、何も〳〵御火ばしそへをかれ候也、此趣申入也、　廿六日、爲御使祐阿來入、御火ばちの繪圖二拜見させられ候へば、禁中に御ざ候一ッは臺の御火ばち也、もと〳〵御前にをかれ候哉、いかゞ御ざ候ける哉、〇中略被尋下之、仍御返事言上、禁裏樣に御ざ候は、不及見申之間、不及言上候、臺の御火ばちは、もつぱら常御所御女中むきに御ざ候つる、

〔覆醬續集 二〕或贈手爐、大盈兩掌、形如袖爐、圓而有蓋、用見於詩、
玄冬苦寒時、此物宜書室、炭墼有火舍、博山無雲出、掌中握義轍、案上吹鄒律、呵硯手不龜、字字自泚筆、

〔玉露叢 十三〕一同年十〇寬永六年ニ江戶大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略
一盤銅　二十　佐竹修理大夫義隆〇中略　一御火鉢　五　奧平美作守忠昌〇中略
一カラ金盤銅　五　小笠原壹岐守貞政〇中略　一カラ金御火鉢　五　秋元越中守富期〇中略
一大中御火鉢　二　酒井讃岐守忠勝

〔浚明院殿御年賀記〕天明六年三月七日、五十御賀〇德川家治御祝儀御規式、
御內證獻上之品〇中略
御手火鉢　貳ッ　鳥居丹波守
但黑さはりに而、上に銀之菊有り、ひねり候へば八重菊に成る、

〔雲萍雜志 二〕長樂寺の環了といふ僧、宣德の火鉢を得たり、日々に寵愛して、絹にふき袖に撫て、晝夜かたはらをはなたず、〇下略

〔八水隨筆〕諸江仁右衛門〇後仁齋と云性理家の儒生也、本間半五郎殿の御方へ講釋にゆきしが、冬の事なれば、若き侍から金の火鉢を持出、仁右衛門が前に置、少しざりて手をつき、此火鉢を世上に云。

かみ火鉢と申候、ゑかみとは、いかゞしたゝめ候やと問ければ、仁右衛門答ふべき詞なくて、いまだ考不ㇾ申、追て可ㇾ得ㇾ御意と云しよし、

〔書言字考節用集 七器財〕獅嚙(シかミ) 首鎧立物

〔守貞漫稿 十八雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方、大關以下左ノ如シ、〇中略藤デ組ダ火鉢、藤ハ來舶ノ物〇中略
古風方ニ曰、〇中略見世先キノキン火鉢、キンハ佛氏ニ打鳴ス器ノ名

〔後奈良院御撰何曾〕三位の中將は、何ゆゑうたれ給ふぞ、　なら火鉢

〔毛吹草 三〕山城　土火鉢

〔國花萬葉記 六攝津〕諸職人商人買物所付
箱火鉢　平ノ町御靈ノ前　土火鉢　松や町筋仕出シ、御靈ノ前請店、

〔三省錄 後編附錄下〕予〇原得齋三四年已前に、土をもつて燒製したる火鉢を買たりしが、これを箱を指て、この火鉢をいれおきければ、今に毀れずして用ゆ、そのころまた隣家なるものも、予と共にかの火鉢を買たりしが、たゞありのまゝにて用ければ、二三ケ月を經て所々かけ、其上ものにふれて毀れたり、そのゝちに三ッ四ッ買しが、前のごとく久しからずして碎てけり、予がはじめ箱をこしらへたる物入りは、すこしく多けれども、そのたもつこと久しく、かの三ッ四ッの價に比すれば、はるかにすくなし、其上今に存す、これ儉ならん、

〔三十二番歌合〕二十九番　右
風呂火鉢瓦灯ぬり桶みづこぼしよきあきなひとならの土哉　ひばちうり

〔守貞漫稿 六生業〕箱火鉢賣
桐或ハケヤキノ筥火鉢ニ、瓦筥銅筥ヲ納レ、大小長短精粗其製種々アリ、二簣ニ積テ擔ヒ賣ル、

火爐　風爐

〔倭名類聚抄　十二燈火器〕火爐　聲類云、爐（音盧、揚氏漢語抄云、火爐比多岐、）火爐火所居也、

〔事物紀原　八舟車帷幄〕鑪

周禮天官冢宰之屬、宮人凡寢中共爐炭、則爐三代之制也、

〔干祿字書　平聲〕爐鑪（上俗下正）

〔和漢三才圖會　三十一庖廚具〕爐（音ひたき、比太岐）　地爐（地炒須比豆）　又名圍爐裏

字彙云、無釜之竈、其上燃火、若今火爐、詩小雅云、卬烘于煁者是也、

按、爐本盧字、後加火作爐、（俗作炉）火所居也、山家多不用竈、而構大煁于席中、每絓下一鍑、以爲炊爨、其繩設機升降自在、故謂之自在、

地爐（和名炭櫃之略）茶湯用之只稱爐、方一尺四寸、（内方九寸六分）

別居櫨於爐上、覆衣以煖手足、其櫨在四柱、如重臺、俗呼名櫨、（夜久名阿介、）一總名古太豆、（正字未詳）

〔延喜式　十七内匠〕加茂初齋院幷野宮裝束

白。銅。風。爐。一具、料白銅大三斤、炭四斛、油一合五勺、信濃布七尺五寸、長功十人、中功十二人、短功十四人、

白。銅。火。爐。一具、料白銅三斤、炭四斛、油一合五勺、信濃布七尺五寸、長功十人、中功十二人、短功十四人、

〔阿彌陀院寶物〕白銅火爐二口（金塗）（一口口徑一尺四寸五分、足五、一口口徑七寸、足四、）

〔大饗雜事〕一酒部所○中略

火爐具　鉢一口（金銅、雖夏可置火也、）　鑵子一口（金在輪）　白木臺一脚（修理職造進之）　長四尺　弘二尺六寸　深七寸　足高三尺四寸（自尻以下也）

〔延喜式　三十四木工〕神事幷年料供御

土。火。爐。（長三尺五寸、廣二尺五寸、高七寸、）長功二人、中功二人半、短功三人、

〔門室有職抄〕御所御裝束事〈○中略〉

爐ハ火桶ノ代也、然故ニ四方ニ指也、〈○中略〉但又以爐皆用晴儀也、

〔東大寺要錄〕〈五〉年中節會支度〈寬平年中日記〉

一歲末讀經〈○中略〉

火爐廿口〈直二斗〉

〔西宮記〕〈臨時三〉藤花宴

天曆三年四月十二日、於飛香舍有藤花宴、〈○中略〉當庇中戶南立五尺障子、其西有御酒具、赤漆火爐一口、在黑漆臺、

〔東大寺要錄〕〈七〉一大佛殿納物

大火爐一口〈臺八足、火舍足跡有四、而見在四足、上狛犬蓋、所司等陳云、別當平崇任中爲少盜被取云々、〉

鐵火爐一口〈○中略〉

永觀二年五月二日

〔續古事談〕〈一王道后宮〉一條院御時、臺盤所ニテ地火爐ツイテト云事アリケリ、

〔今昔物語〕〈二十八〉左京屬紀茂經鯛荒卷進大夫語第三十

今昔、左京ノ大夫□□ノ□□ト云フ舊君達有ケリ、〈○中略〉茂經ハ殿ヲ出テ、左京ノ大夫ノ許ニ行テ見レバ、大夫ハ出居テ客人二三人許來タリ、大夫其ノ主セムトテ、九月ノ下旬許ノ程ノ事ナレバ、地火爐ニ火オコシナドシテ、物食ハムト爲ルニ、墓々シキ魚モナシ、鯉鳥ナドモ用有氣也、

〔今昔物語〕〈十六〉從鎭西上人依觀音助遁賊難持命語第廿

今昔、太宰ノ大貳□□ノ□□ト云フ人有ケリ、子共數有ケル中ニ、弟子ナル男有ケリ、〈○中略〉男喜テ衣一ツ許著セテ、太刀ヲ持テ北面ノ居タル方ニ和ラ行テ臨ケバ、長地火爐ニ粗共七八ツ立テ、萬ノ食物置キ散シテ男共有リ、

火箸

〔窻の須佐美　一〕青山大膳亮幸利、廣間のかたへをしつらひ、火爐を設しめられ置れけり、立入る幕下の士、或時物がたりの序に、御家には作法嚴正なると承りしに、廣間のかたへに火爐ありと承り、定て深き御心にてあらめ、外の家にても、茶たば粉などは、きはまりたる事に候へども、火爐をかまふと云事聞も及ばざるゆへ珍敷覺候、おしへ承度といひしに答て、されば人はかげとひなたとなければ、過しがたき者なり、事なき時もおさへからむれば、一大事の時に曲事かゝるものにてあり、そのうへ番所々々に人を置は、不時の變ある時の警固にて有なり、されば支體すこやかに心屈せざる事大切なり、寒氣の時に玄ひてこらへ居る時は、手足こゞへて、事あるとても、持たる刀をも取落すやうになるなり、こゝを以てかまへしなり、(下略)〇

〔倭名類聚抄　(十二 燈火器)〕火筯　辨色立成云、火筯、(比波之、治據反、)(下)

〔下學集　(下 器財)〕火筯(ヒバシ)

〔饅頭屋本節用集　(比 財寶)〕火筯(ヒバシ)

〔和漢三才圖會　(三十一 庖厨具)〕火筯　火箸　火挾　撥火杖(比波之)　火杈　鐵杈(加奈末太不里、加奈末太、)

按火筯可ㇾ挾二火燼一也、火杈用二大竈一、可二薪進退一、

〔倭訓栞　(中編 二十一 比)〕ひばし　火筯の義、王百谷が雜字に見え、金ひばしは鐵筋と見えたり、銅もて造る者を降紅といへり、蝦夷にて火箸をあへばしといふ、あへは火の夷言なり、

〔三中口傳　三〕一鋪設裝束事

火桶幷燈臺事、(中略)〇火桶不ㇾ變二其體一者、火箸可ㇾ用二尋常金銅箸一、

〔海人藻芥〕火鉢置ㇾ炭、角折敷ニ入ㇾ炭令二持參一、取ㇾ手置ㇾ之、火ヲ入二土器一以二火箸一、又火箸ヲ指ㇾ灰、努々不ㇾ可ㇾ致事也、炭ヲ入二炭取一、全ク分略ノ義也、

〔門室有職抄〕御所御裝束事(中略)〇

炭斗

爐ニ火ヲ置ニハ、土器二ヲ重テ火ヲ入テ打鋪ニスヱテ可レ取出、箸ヲ不レ可レ具也、炭ヲサストキ、古ハ以レ箸不レ指シテ、チツカミテ取レ之云々、然共近來無二此儀一、皆以レ箸指レ之、仍全自レ近爐ニ箸二ツ置也、本ハ一可レ置也、非二主人一者不レ取之故也、

〔躬恒集〕火ばしの銘

多すぎばなげおかれなん物故に君が手にはたたなるべらなり

〔枕草子 八〕くらうなりぬれば、こなたには火もともさぬに、大かた雪の光いとしろう見えたるに、火ばししてはひなどかきすさびて、あはれなるもをかしきも、いひあはするこそをかしけれ、

〔徒然草 下〕御前の火爐に、火ををく時は、火ばししてはさむ事なし、かはらけよりたゞちにうつすべし、さればころびおちぬ様に心得て、炭をつむべきなり、八幡の御幸に、供奉の人淨衣をきて、手にて炭をさゝれければ、ある有職の人、しろき物をきたる日は、火ばしを用るくるしからずと申されけり、

〔殿中申次記〕正月七日
永正十六
一御火箸　壹膳　銀師後藤

〔臨時客應接〕火筴は銘々火鉢の類ならば、火鉢の縁片脇中程へ、立枠火鉢の類ならば、客人の前の縁へ、火筴の頭を揃、客人の右にして掛て出すべし、爾火鉢の類ならば、下の臺へ置て出すもよし、

〔三省錄 附四 晉〕水藩の檜山氏が、慶安五辰年四月十五日ゟ同廿二日まで、○註略　水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸ゟ水戸江下りたりし時分の賄料、請取品直段書付幷入用をしるしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、○中略

一火ばし　壹膳　代三拾文

〔倭名類聚抄 十二 燈火具〕炭○炭籠附 中略　野王按、羨 作レ篆、亦作レ筴、下反、字 炭籠也、

〔箋注倭名類聚抄 四 燈火具〕今本玉篇火部云、𤎖徂下切、竹部云、𥲋莊雅切、徂莊幷屬照母、乍屬牀母、清濁不同、此作乍恐誤、按廣韻有𥲋無𤎖、玉篇有𥲋𤎖二字、不云𥲋𤎖同、然說文有𤎖無𥲋、則知𥲋俗𤎖字、故云字亦作𥲋也、蓋𤎖本訓束炭、轉爲炭籠、故從竹作𥲋、○中略 今本玉篇火部云、𤎖束炭也、竹部云、𥲋炭籠束炭也、此所引蓋竹部文、按說文、𤎖束炭也、顧氏蓋依之、其作𤎖者、隸體不省也、

〔下學集 下 器財〕炭斗スミトリ

〔和漢三才圖會 三十一 庖厨具〕炭斗　須美止利 ○中略

按炭斗多用瓢、或蒲筍竹籠任所好、

〔三中口傳 三〕一鋪設裝束事

火桶幷燈臺事○中略 居火桶者、置物厨子邊可置炭取、

〔散木弃謌集 十 連歌〕みすとりの炭なきをみて　經仲

すみとりのすみもとられてゐたるかな

つく

ひもおこされぬ火をけのつらに

〔寳藏 四〕炭取瓢箪

許由に棄られて後、岸根の波にうきにうけども、たゞ名にながれたる計にて、顏淵はえて其樂をあらためず、それよりこのかた、こまの出しめづらしさも打たえて、花の名のみ人めきて、あやしきかきねにおひしげり、なりさがりてぞ侍める、○中略 中比利休居士の取たてにより、數奇屋のうちにもめし出され、貴人の御めにもかゝりなど、器の時をえて、飴をさえしられものゝ、手にはよりもつかずと聞及べり、

えだ炭はむべも火花のつぼみ哉

自在

火闥

棹柳楫、棨期客寓、置成立炭香烟霧、釣舟雖不失中流、綃一瓠千貫道具　　すみとり

〔後奈良院御撰何曾〕柚は皮ばかり　　すみとり

まろきもの、

〔書言字考節用集器財七〕自在ザイジ農家竈具、今按、高低自在之謂、

〔和漢三才圖會庖廚具三十一〕煁〇中略按、〇中略山家多不用竈、而構大煁于席中、毎縋下一鍑、以爲炊爨、其縄設機升降自在、故謂之自在、

〔飛州志七器用類并名品〕自在鉤　民間ノ圍爐裏ニ下テ、鍋釜ヲカケル鉤也、其上ノ鉤ハ榎ノ曲リヲ用イ、中ノ竿ハ朴ヲ用イ、下ノ鉤ハ桑ノ曲リヲ以テ作ルヲ、古法トストヘリ、來由未詳、

〔鶉衣後篇拾遺〕自在鍵頌

世ニ自在鍵と呼ぶ物あり、夫は爐上に下げて、茶釜藥罐をつるすに、延縮を心に任する物とぞ、〇下略

〔近世畸人傳四〕土肥二三

二三にさんは俗稱土肥孫兵衛といふ、〇中略後都の岡崎に住て自在軒といふ、纔に膝を容る計なり、火宅とも云らで火宅にふらめくは直に自在の鏁子也けり、是より軒の名によびける、

〔饅頭屋本節用集天地古〕火闥コタツ

〔倭訓栞中編一〕あんくわ　行火の義にや、あんこともいふ、衮毬をいふ、被香爐とも稱す、侯鯖錄に臥褥香爐とも見えたり、

〔骨董集上編中〕火燵

火燵といふものは、近古いできたるものなり、火燵のなき以前は、物に尻かけて、火鉢にて足を煖

たるよし、古き繪卷に其體をゑがけるあり、○中略下學集文安火燵の名目見えず、尺素往來に、竹爐生炭、木床置、衾、可備風雪之迫候とありて、火燵のこと見えざれば、文安文明の頃までは、火燵といふものなかりしなるべし、饅頭屋節用文龜中初刻詞花堂藏本火燵火踏かくのごとく見えたり、これをもて按に、いよ〳〵火燵は、文明以後にいできしものなるべし、○中略或は按に、火燵は地火爐のなごりならん歟、○中略此地火爐の制うつりて火爐となり、火爐におほひの樣をつくり出て、そをやぐらといひしなるべし、櫓と名づけしをもておもへば、戰國の時の制にやあらん、芝居の櫓の形に似たるゆゑの名にはあらざるべし、○中略

寛永二十年印本、ねずみ物語杏花園藏本に、富る者の事をいへる條に、冬は置火に高ごたつ、段子の蒲團を打かけて云々と見えたり、又寛永より明暦の頃の俳諧の句に、高火燵といへることおほかり、おほひの樣を高くつくれるから、櫓の號はいできしならん、

火燵幷地火爐再考追加

嫁迎記、よめいりのよいゑやうの事といへる條に、こそでのだいには、こたつのやうなる物にて候、くろくぬり候て、かな物などあるものにて候とあり、これは東山殿のころの事をかける古記なれば、當時はやくこたつといふ物のありし證とすべし、これによりておもへば、文明以後にいできし物とも決がたし、○中略宗長手記下卷大永六年十月の條に、ある夜爐火ゑどろなる火榻(こたつ)し、ねぶりかゝりて、紙子に火のつくをもゑらず、おどろきて云々、又同七年十二月の條に、このあかつき、火榻(こたつ)にあしさしならべて云々とあり、元本火榻の字にかなはつけざれども、火榻の二字をこたつとよむべき例は、明應の撰也といふ林逸節用集ニ、火燵(こたつ)脚榻(きやたつ)此きやたつと云物は、今ふみつぎ又ふみ臺と云物のたぐひなり、とかなをつけたれば、音便にて火をことよみ、榻をたつとよむ、當時の讀くせなるべければ、火榻の字をもこたつと讀べき也、

さて右の書に爐火ゑどろなる火榻し、とあるを考るに、當時こたつといへるは、今云こたつや

ぐらの事ときこゆ、今爐火をこたつと云はいにしへにたがへり、嫁迎記に、こたつのやうなるものとあるも、今の言にていはゞ、こたつやぐらのやうなる物といふ義ならん、いにしへの通例のこたつは、今のよりは、ひくゝありしなるべし、寛永のころ、別に高ごたつといへる物ぞ、今のこたつやぐらなるべき、さるからやぐらと云名をおひしこと、前にいへるがごとくならん、今も信州のこたつは、うへを板にてはりつめ、すこしあひだをすかして火氣をもらす、高サは通例よりひくきよし、それぞ古制のなごりなるべき、格子をつくるは後ならん、

〔後水尾院當時年中行事下〕一風呂こたつなどは宮中にはなし、させるゆゑもなけれど、只ありつけざる事は、何事もはじめがたく此類多し、

〔備前老人物語〕一渡邊水庵翁は、火燵きらひなれども、とし寄の火燵にあたらぬはすげなきもの也とて、いかにも火をよはくして、常によりそひて居られけり、寒き比客來れば、まづ火燵へより給へと請じられけれども、老人といひ、武功有る人といひ、たやすく近づく人すくなかりけり、かくては物語もゑまずとて、置火燵を出しければ、客も心やすく火にあたり、ゆるやかに四方山の物語せられしと也、客多き時は、なを置火燵を出されしと也、今時かく客あしらひする人まれなるべし、

〔覆醬續集四〕足爐釋名辟邪、俗曰非於計、
和氣盈裀褥、夢回心體胖、團爐埋焰炭、永夜忘玄寒、湯媼明奐寛湯媼傳有爾休妬、丙童吾所安、辟邪勝燕玉、煖老有餘歡、

〔萬寶鄙事記三火〕火燵に火を入る事、灰は藁をたきたる灰を用ひ、爐のうちをふかく掘り、灰を四方にあげて、其くぼき所に熾火を入、おきのめぐりを灰にて埋み、中を埋まず、性よき炭火を朝うづめば、其夜まで滅ず、夜うづめば、翌朝迄もきえず、但し風にあふ時は、はやくきえやすし、

湯婆
懷爐

〔圖花萬葉記 攝津 六〕諸職商人買物所付

火燵櫓　道修町

〔守貞漫稿 生業 六〕京坂ニ在テ江戸所無ノ、市街ヲ巡ル生業ニハ、〇中略櫓直シ、炬燵矢倉ノ古キ損ジタルヲ補ヒ、或ハ新製、或ハ古物ノ補ヒタルヲ擔ギ巡リテ、損破ノ櫓ト交易スルコト行燈ト同意、是亦定扮ナシ、蓋冬ノミ巡ルナリ、

〔書言字考節用集 器財 七〕湯婆（タンポ）所呼唐音、韵府、暖足瓶也、一名脚婆、又曾文清呼爲錫奴、見詩林廣記、　懷爐（クハイロ）

〔和漢三才圖會 家飾具 三十二〕湯婆　太牟保、唐音乎、

按、湯婆以銅作之、大如枕而有小口、盛湯置衾傍、以煖腰脚、因得婆之名、竹夫人與此以爲寒暑懸隔之重器、

〔覆醬集 四〕竹湯爐

辟寒重被臥茅齋、當與此君教老僧、惟匪郫筒能貯酒、一團和氣滿吾懷、

〔羅山詩集 器用 五十九〕和石丈山竹湯婆

箭樣軍持備小齋、煇湯酌注與吾儕、纏綿覓夜三冬暖、被底婆兒不免懷、

〔西鶴織留 一〕品玉とる種の松茸

或時宵に燒たる鍋の下に、其朝まで火の殘りし事、是は不思議と燒草に氣を付けて見しに、茄子の木犬蓼の灰ゆゑに、火の消ん事をためして、是は人のしらぬ重寶と思ひ付き、手振で江戸へくだり、銅細工する人をかたらひ、はじめて懷爐といふ物を仕出し、雪月の比より賣ける程に、是は老人樂人の養生、夜づめの侍衆の爲と成り、次第々々にはやれば、後には御火鉢御火入の長持灰とて看板出し、大分うりて程なく分限になり、〇中略林勘兵衞といふ名は、ひそかにしてのたのしやなり、

温石

〔武江年表 六〕此年間〇安永 記事

箱入温石始める

〇按ズルニ、温石ノ事ハ、金石部玉石篇ニ詳ナリ、

箒名稱

〔新撰字鏡 草〕荊䓷 二字波々支 䓼 波々支

〔倭名類聚抄 十六竹器〕箒 兼名苑云、箒音酒 一名篲祥歳反、和名波々木、

〔箋注倭名類聚抄 四竹器〕玉篇箒俗帚字、説文、帚糞也、从又持巾埽冂内、古者少康初作箕帚秫酒、説文又云、彗埽竹也、篲彗或从竹、〇中略 按、波波岐羽掃之義、謂以鳥羽除糞也、新撰字鏡又有䓷字、訓波波支、蓋皇國會意字、可以證羽掃之義、今俗譌呼保宇岐、南部謂之波岐、蓋古用鳥翅掃糞、謂之波岐波久、常是活用羽訓波者、然則所以掃之物、宜云波岐、猶謂所以扇之物為阿布岐也、南部謂之波岐者、蓋古言之遺也、後用草若竹造、亦名波岐、故用鳥羽造者、別謂之波波岐、然後波波岐又為所以掃之物總稱、再呼鳥羽造者、為登利波波岐、見千載集物名歌、今俗呼為波保宇岐、

〔事物紀原 八什物器用〕箕箒 世本曰、少康作箕箒、

飯帚 許愼云、陳留以飯帚為䈀、今人亦呼飯箕為梢箕、愼既漢人所記、疑皆秦漢時事耳、

〔下學集 下器財〕箒ハウキ 篲 二字義同、篲与帚同字也、

〔饅頭屋本節用集 波財寶〕箒ハウキ

〔書言字考節用集 七器財〕箒ハヽキ 文選註、掃除地者、 彗同 箒同字彙、俗帚之字、 條帚ワラハヽキ 獨帚クサハヽキ 椶箒シユロハヽキ

〔倭訓栞 中編二十波〕はゝき 箒をよめり、靈異記に篲も同じ、羽掃の義成べし、千載集物名に、鳥はゝき見えたり、豊後詞には、はゝきをはきといひ、はくことをはゝくといふなり、〇中略 竹はゝきを、くははゝきともいへり、かまはゝきは炊帚也、

〔後奈良院御撰何曾〕女房のかみそぎたるはふきにはうへもなし ほうき

〔和爾雅五器用〕帚（同箒）。條帚。。桾帚（同彗）。帶帚（書序指南云、除地之帚曰帶帚）、獨帚。棕帚。筅帚（同筅）。炊帚。芒箒。

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕帚（音周）箒（俗字）篲（俗字）彗（音遂）鬣（音獵）和名波波木

按帚有數品、羽。帚。可以掃茶具漆器、棕。櫚。皮。帚。可以掃筵席、棕櫚葉、莎草、及稈。心。帚。、其下品者也、竹枝黍地膚草可以掃庭砌、

〔本朝世事談綺二器用〕箒

掃帚と云草より起る、此草、茎のしなやかなるものなり、乾し葉をさりて塵を除るに用ひそめたり、よつて塵芥を除るものを、すべて箒と云也、本草云、子落則老、莖似藜可爲帚、棕櫚帚、竹帚、藁帚、羽。帚。など數品あり、又玉。帚。あり、玉は賛たることば也、無名抄に物をほむる詞と見て、くるしかるべきにやとあり、

〔和漢文操七〕箒傳　井童平

天地いまだひらけざる時は、霧のごとく霞に似たるを、天津朝起の神ありて、それを掃よせ給ひぬれば、ひとつの島となりけるを、伯耆の國と名づけ給ひ、唐詞には伯州ともいへる、世界に秀句のはじめなりとぞ、さて白幣青幣など、社をきよめ神を涼しむるより、天にかゝれば彗星とかゞやき、地におふれば箒木とさかふ、まして人間の用にたつ時は、金殿をひらきて、玉箒の歌によまれ、民間に光をやはらげては、藁。箒。の塵にまじはる、いとゞ飾羽の公義むきには、卓の香爐に名をならべて、三ッ羽一ッ羽は爐手前より、風爐の炭の時節をあたゝめ、大。羽。箒。は尻いざりして、茶人の風情をもつくるなるべし、しかるに棕。櫚。箒。といふ物は、山寺の兒そだちにて、髪も櫛の歯のはけ先たそろへ、わらび繩のまきめもかたげなれど、暖簾の奥の娘が手にふれて、あだなる心のつきそめしより、廊下に狂ひ、廣敷にうかれ、馬に乗られつ、鑓にふられつ、所さだめぬ轉寐に、性悪の名のたちそめて、箒々とはいはれけむ、源氏もはゝ木々の名のみ殘りて、今は紙袋の頭巾もなく、さか

さまになりて、蛛の巣をはらひ、あるは忍草のつり繩になはれ、あるは石菖の根をかくまれ、果は何やらの藥とて、食物醫者にむしられて、藥罐の中のうき目を見る、彼は一類もおほかる中に、竹箒と聞えたるは、心とければ命みじかく、おほくは市中にありながら、木の葉吹ちる秋のゆふべは、隱逸の心も忘れずとや、扨こそおほうちの朝ぎよめにも、諸司百官にさき立しが、いつしか御讓位の變にあひては、花もちりしく院の御所に、伴のみやづこもよそ〳〵しく、かくては宮づかへもおかしからずと、塵の此世をいとふ心より、もろこしの芳野も遠からで、國淸寺の會下に寒山和尙をたのみて、明暮の洒掃におこたらねば、心のちりも拂ふばかり、竹のうきふしも聞ぬ身となりて、むまにくるまのあとをだに見ず、虫かるを豐干の四睡、圖は、我もかたはらに寐ころびて、其時の名をとゞむべかりしに、繪師のあやまりて、五睡ならねばと、さしもなき事をいひつのり、浮世の煠はきに立かへりて、芥川の名に流れけむ、さるは箒傳のみにあらず、人も榮落のかぎりあれば、一季二季の奉公人とても、かゝる身のほどを忘れとなむ、

〔運步色葉集　多〕玉箒（タマハハキ）（正月子日、自天子百官ニ衣下、融山ノ鏡八廻命、千秋万歳義也、）

〔倭訓栞　前編十四　多〕たまはゝき　万葉集に、春正月三日召侍從竪子王臣等、令侍於內裏之東屋垣下、則賜玉箒肆宴と書し、また玉箒かりこ鎌麻呂とも見えたれば、地膚をいふなるべし、本草にも玉箒玉帚の名あり、今いふものは莔根草の莖にてこしらへたる也、〇中略南都東大寺正倉院に、子日鋤及玉箒ありて、其圖をみれば、別にかはれる體也、是古へ帝王躬耕、后妃親蚕の遺意なるべし、

〔觀古雜帖　初篇〕玉箒（俗稱ネンド草、亦コウヤ箒、或云、茶セン柴、野生宿根高二三尺、葉狀長キハ四尺ニ及ベリ、八九月小白花開ク、一蕚十二花、其狀白朮花ニ似テ小樣ナルモノ也、）東大寺ノ寶藏ナル玉箒ハ、長二尺許、箒鬚ノ抄每ニ紺色ノ細珠ヲ帽ラシメ、把ハ紫革ニテ包タル上ヲ、金ノ糸ガネニ五色ノ細珠ヲ貫タルモテマキシメタルガ、年ヲヘテ糸カネノ絕レ損ネタリト見ユルモノ二柄アリ、紺珠搖々トシテ塵ヲ驅ルノ具ニ非ズ、一時ノ儀箒ノミ、彼ノ萬葉集ナル

天平寶字二年正月三日ノ初子ノ玉箒卽是ナルベキコトハ、同寶藏ニ鐵鏤金嵌ノ儀鋤アリテ、其柄ニ子日辛鋤、天平寶字二年正月ト銘セル、同時ノ用相證スベキ也、但二柄ハ帝〇孝謙ト光明皇后トノ御ナラン歟、諸王卿ニ賜シハ其製ノ精麁今知ベカラズ、

〔萬葉集二十〕二年〇天平寶字春正月三日、召侍從竪子王臣等、令侍於內裏之東屋垣下、卽賜玉箒肆宴、于時內相藤原朝臣奉勅、宣諸王卿等、隨堪任意、作歌幷賦詩、仍應詔旨、各陳心緒作歌賦詩、未得諸人之賦詩幷作歌也

始春乃波都禰乃家布能多麻波婆伎手爾等流可良爾由良久多麻能乎、

〔萬葉集十六〕長忌寸意吉麻呂歌八首

詠玉掃鎌天木香棗歌

玉掃、苅來鎌麻呂、室乃樹與棗本、可吉將掃爲、

〔千載和歌集十九物名〕とりはゝき

秋の野に誰を誘はむゆき歸りひとりははきを見るかひもなし　刑部卿賴輔母

〔雍州府志七土產〕棕櫚箒。　五條大佛邊人製之、又八幡山南樟葉村之內、中芝土人是爲巧手、來賣京師、造之法、至秋剝取棕櫚毛皮束之、以圓竹爲柄、是謂棕櫚箒、近世棕櫚葉細割束之作箒、然不及毛皮、

〔相良文書三十六〕慶長拾一年丙午江戶御屋形作日記〇中略

永樂貳貫九百九十三文買にて　遣方〇中略

六月廿三日
一永樂三十五文。　しゆろはゝき二本

〔國花萬葉記一上山城〕金銀竹木土石

棕櫚箒　五條大佛の邊ニ造之

〔大江俊矩記〕文化三年十二月廿七日庚子、清涼殿御煤拂也、〇中略

一棕箒例年七本相廻處、當年六本仕丁持廻ニ付、例年七本之旨、自諸司申之處、表より受取候所、右之通故、尙表へ御通達被下度旨仕丁申之故、宜御沙汰可被下旨出納申之、仍番頭代へ其段申通、令吟味處、則乞物帳ニ棕箒七本と有之故、間違と被存也、何分早速相廻候樣、下知可給申之、早々相廻也、尤此序、羽箒長箒之員數も、出納へ相尋處、最初三四年は悉七本宛相廻候得共、次第ニ員數相減、近來は大方年々、兩品共五本宛ニ相成有之趣申之ニ付、左樣之儀於此方一向不存儀也、最初之定七本宛故、例年其通之事と存居儀也、尤年々催之節、例年之通〳〵と計相催事故、分而員數之儀不申候、於此方者、年々悉七本ヅヽ相廻儀と存居候事也、左候はヾ其儀も任序可及沙汰、併當年之所は其儘ニ而も可然、何卒來年より如元七本宛ニ相成候はヾ、宜敷と申置、扨番頭代へ懸合置、猶最初之處吟味可給、明年〻之覺悟ニ相成事と申入置、鴨指出候由承知、猶致吟味可置、則昨年之帳面被見候へば、羽箒五本と有之也、

〔皇都午睡〕三編上上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、〇中略竹箒をたか箒、

〔攝陽群談〕十六名物土產前垂島蟹胥　同郡〇西成大坂道頓堀ノ西ニアリ、前垂島ハ今ノ地名也、此島邊ノ蟹螯穴ヲ出テ水ニ遊ブ、漁者蘆ノ葉ニ陰テ伺時、竹箒ヲ以テ、數百ノ穴ヲ揺塞デ捕之、

〔本朝櫻陰比事〕三井戸は卽ち末期の水

子も持たざれば行末もの悲しく、今も知らぬ年齡になつて、毎日伏見に通ひ、竹箒を買求めて洛中賣廻りて、今日を暮しけるが、

〔胸算用〕一鼠の文使ひ

毎年煤拂は極月十三日に定めて、旦那寺の笹竹を祝物とて、月の數十二本もらひて煤を拂ひて の跡を取り、葺屋根の押へ竹に使ひ、枝は箒に結ばせて、塵も埃も捨てぬ、隨分細なる人ありける、

〔本朝食鑑〕三菜箒木字訓波岐木

箒用法

集解、庭園野徑處處多有、或田圃之界多種之、生苗葉如竹葉而細小、深青柔厚似有微毛、可作蔬茹、一科數十枚、攢簇團團、直上可比蒿之茂、莖赤或青亦有、性最柔弱、故將老時、乾枯可爲帚、野人呼稱草帚、作帚則勝於菉、作杖則劣於菉、夏秋開黃白花、結實最繁矣、

〔毛吹草三〕山城　䔲箒　蘭箒　大和　箒

〔三十二番職人歌合〕二十七番　右　庭掃

捨やらぬ世をばいかにかすへはゝき拂ふも庭の塵の身ながら

〔江戸總鹿子新增大全七〕諸細工名物

神田ばうき　いにしへは神田にて作りしゆへ此名ある由、今〈寛延〉は今戸端芝邊にて作るといえども、猶神田ばうきと云、

〔延喜式三十六主殿〕供奉年料〈中宮准此〉

箒二百卌把、〈月別廿把、寮所備、〇中略〉　右起十一月一日、迄來年十月卅日料、

〔西宮記五月〕六日幸武德殿

三府射、〈如前、〉左右門部衞士撤却西埒、〇中略　〈註〉掃部寮以箒令合穴、木工寮官人以丈尺正立球門、

〔侍中群要一〕上格子事

寛平小式云、主殿頭以下擁箒拂清庭墀、

〔古事記上〕故天若日子之妻、下照比賣之哭聲、與風響到天、〇中略　乃於其處作喪屋而、〇中略　鷺爲掃持、

〔古事記傳十三〕掃字を帚に用たる例は、字書には見えねども、波波伎は羽掃の意にて、體用の差のみなれば、御國には、古通用ひけむ、萬葉十六にも玉掃(タマハヽキ)とかけり、

〔枕草子七〕なを世にめでたき物

りんじのまつりのおまへばかりの事は、何ごとにかあらん、𤣥がくもいとをかし、〇中略　かんもり

づかさのものども、たゞみとるやをそきと、とのもりづかさの官人ども、手ごとにはゝきとりすなごならす、

〔後水尾院當時年中行事八月〕朔日、けふは御たのむとて、各おもひ〳〵の進物をさゝぐ、返しをたぶ、○中略みなせよりは御ようじの木一ゆひ、帯貳本參る、

〔玉露叢十三〕一同年○寛永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、○中略

一御箒　五十本　建部内匠頭○中略

一御箒木　二十本　織田修理亮

〔明良洪範十七〕松平丹後守在江戸ノ時、五葉ノ松ノ鉢植ヲモトメ秘藏セリ、歸國ノ節モ吾乘物ノ内ヘ入レテ持參シ、居間ノ椽ヘ置キ、朝夕ナガメテ樂メリ、然ルニ或朝坊主掃除ヲセシニ、此坊主未ダ十二三歲ナル子供ナレバ、箒ヲ持鎗ヲ遣フマチヲスル時、其松ノ枝ヲ折タリ、

〔胸算用五〕才覺のぢくすだれ

手廻しの賢き小供あり、我當番の日はいふに及ばず、人の番の日も箒取々座敷掃きて、數多の小供が毎日使ひ捨てたる、反古の圓ろめたるを、一枚々々皺伸ばして、日毎に屛風屋に賣りて歸るもあり、

〔七十一番歌合上〕廿一番　右　硫黄箒賣

晝なれやよはの月ともいかゞゆわうはゝきの塵も曇なき哉

我戀とゆわうはゝきのいつとなく離れぬ中とおもはましかば

〔守貞漫稿六生業〕箒賣

棕櫚箒賣ナリ、三都トモニ古箒ト新箒ト易ル、古キ方ヨリ錢ヲソユル、古帯ハ解テ棕櫚繩及ビタ

ワシ等ニ制シ賣ル、又江戸ニハ竹帚草帚ヲモ擔ヒ賣ル、京坂ニハ棕櫚帚ノ他ハ擔ヒ賣ルコト稀ナリ、竹帚ハ店ニ賣リ、草帚ハ酒造ノ他ハ用フルモ稀ナリ、

草箒賣

ハヽキト云草ヲ以テ造ル、江戸ニテ賣レ之コト、竹箒ト同ク荒物店以下並賣レ之、京坂ハ荒物ニモ不レ賣レ之、況ヤ擔賣專ニ無レ之、彼地用レ之ハ釀酒戸、釀醤戸等ノミ、蓋酒醤トモニ製レ之家、各巨戸故ニ、多クハ墨地ニハヽキヲ植テ用レ之、故ニ買物無レ之、

竹帚賣

京坂ハ荒物店デ賣レ之ノミ、江戸ハ荒物店及ビ番太郎ニモ賣レ之、又簀ニ積テ荷ヒ賣巡ル、三都トモニ價大略三十六文許、

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

は　京之分　とりのはゝき　四條河原町東へ入

は　大坂之分　はうきや　久太郎町一丁目　同竹ばうき　天神ばし北詰

ほ　京之分　はうきやわら　ゐのくま松ばら上ル丁

し　江戸之分　しゆろはゝき　本町通　同　通鹽町島田七兵衛　同　よこ山町二丁目いせや理兵衛　同　同五兵衛　同　しばゐ町　加兵衛

〔江戸總鹿子　六〕棕櫚箒屋

通鹽町　島田七兵衛　横山二丁目倉前　いせや理兵衛　芝井町　加兵衛　横山町　五兵衛

〔天保十一年武鑑〕御箒屋

すぢかい御門の外　山城屋權兵衛　よこ山丁三丁メ　島田七郎兵衛

箒雜載

〔續修東大寺正倉院文書後集六〕錢用帳

同日閏〇天平寶字六年十二月六日下錢壹伯肆拾陸貫壹伯拾玖文〇中略

四文箒。竹。二隻直

〔枕草子九〕人のいへにつぎ〴〵しき物　はゝきのあたらしき

〔枕草子十〕いみじくきたなき物　えせ板敷の箒

〔寳藏二〕箒

はゝきの名はさま〴〵なれど、星の名にこそあやしけれ、酒掃は小學の始にして、王公よりしもつかた、庶人のこらに至るまで、入學ぶべき道とかや、ふせやにおふる名のうさになどよめるも、其名かよひて聞ゆるをや、猶初雪の朝、落花の夕こそ心づかひは有べけれ、君ならずばはねの名に、香箱など丶かざり合て、友まつやみぎりぞ興あなる、

はきちぎりちぎる友まつや月の宿

陋室雖〻磨有〻那聲（ナンノタウメシキコト）　任他塵芥積〻前庭〻（サモアラバアレ）　樓櫚一本天然帚　風伯媒除日月檽

さいはらひ

〔北邊隨筆一〕さいはらひ

今俗さいはらひといひて、絹紙などをさきて、小竹にゆひつけ、塵をはらふ具とす、この名、神樂歌にみゆ、奈可止美乃古須水乎（ナカトミノコスゲヲ）、佐紀波良比（サキハラヒ）、伊能利志古登波（イノリシコトハ）云々、これよりいふ名なり、中臣のまをす大祓の祝詞の中に、天津菅曾乎、本苅斷末苅切氐、八針爾取辟氐云々とありて、菅をさきて、祓の具とせられしものなるをまねびて、塵をはらふ具とはなしけるなるべし、

塵拈

〔易林本節用集器財〕塵拈（チリトリ）

〔和爾雅五器用〕箕（チリトリ）出〻于曲禮〻

ちりとり

〔調度歌合〕七番　右

とはれねばうちも拂はぬ床ゆゑになど塵とりの名のみ立らむ

〔和漢三才圖會 三十二 家飾具〕華 音般 箕 音離 俗云知里止里 槅 箕之舌

華、箕屬、所以推棄之器也、華字非、从艸俗作撥非也、曲禮云、加帚於箕上、其箕舌曰槅、

〔玉露叢 十三〕一同年十〇寛永十六年二江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一塵拈　十　　松平主殿頭忠房

唾壺

〔和漢三才圖會 三十二 家飾具〕唾壺 俗云塵壺

物原云、田恒始作唾壺、事物紀原云、西京雜記所謂廣川王發魏襄王冢、得玉唾壺者是也、蓋此物戰國時已有其制也、

三才圖會云、今大明制皆以黄金爲之、壺小口巨腹、蓋大如腹盂、圓形如缶、蓋僅掩口、下有盤、俱爲龍紋、

按唾壺、此云塵壺也、今所用形狀不一、或隨有用之、拾入果蓏之皮及座席之塵、

〔延喜式 十七 内匠〕加茂初齋院幷野宮裝束

銀。唾。壺。一口 口徑八寸五分 料銀小七十八兩、炭二斗、和炭一石五斗、油一合五勺、鐵半廷、長功五人、中功六人、短功七人、

〔類聚雜要抄 二 調度〕一御裝束

母屋簾卷上、〇中略 屛風前立二階一脚、上層置唾壺、泔坏等、

〔禁秘御抄 上〕朝餉

二間 〇中略 御屛風内外案御調度、〇中略 唾壺、手拭筥、熨筥、

〔調度口傳〕一唾壺之事

銅。器。なり、古は唾をはく料也、尤直にはくべきにはあらず、客への馳走江もふけ置もの也、今は多

葉粉盆といふ物有、此飾おかず、

〔玉露叢十三〕一同年十六年寛永ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ献上物ノ品々〇中略

一塵壺　十　松平若狹守康信〇中略

一塵壺　十　嶋津万壽丸

〔寶藏三〕塵壺ちんと

おほくて見ぐるしからぬは、文車のふみ、塵塚のちりとは侍れども、文車にはおほからで、塵づかにのみつもれるはいかゞせん、此器も一座のちりづかなればとて、山もりならんは本意ならじ、塵や芥は拂ふこそいみじけれ、とても拂はゞ、此つぼよりはらはまほしきもの社あめれ、

塵にまぶしあくたにふれるむねの月

平生座右可₂隨身₁　一箇器財適₂主人₁　可₂會可₁レ看老君道　漆和レ光矣匣同レ塵

〔天保十三年物價書上上〕煙管引下ゲ直段取調申上候書付

一紙屑籠　九　三月直段廿四文之處五月書上二十文

寅八月　拾三番組下谷金杉上町諸色掛名主　三左衞門

古事類苑

器用部十三

屏障具一

屏障具ハ、多ク外見ヲ障蔽スルノ用ニ供スルモノニシテ、室ノ內外ニ由テ各〻其調度ヲ異ニス、乃チ幕、幔、絹垣、幄、帟等ハ專ラ室外ニ於テ使用シ、幌、斗帳、几帳、軟障、壁代、立蔀、簾、障子、屏風等ハ常ニ室內ニ於テ使用セリ、

幕ハマクト呼ブ、幕ノ字音ナルベシ、纏ノ義ナリトノ說モアレド、恐ラクハ牽强ナラン、而シテ後世ニ幕ト稱スルハ、古ノ幔ノ類ニシテ、旁ニ在ルモノヲ云ヘレド、延喜式ニ、幕一字ト書シタルヲ見レバ、當時幕トハ、上ヲ覆フモノ、名ナルベシ、其製作ハ、數條ノ布帛ヲ横ニ縫合セタルモノニシテ、廣サ五幅ナルヲ常トスレドモ、亦四幅ナルモアリ、六幅、七幅以上ナルモアリテ、必ズシモ一定セズ、長サモ亦用處ニヨリテ、長短一ナラズ、幕ノ使用ハ極メテ廣シト雖モ、中世ニハ多ク之ヲ陣中ニ用ヰタリ、陣幕ノ事ハ、兵事部幕篇ニ詳ナリ、

幔ハ、字音ヲ以テマント云フ、幕ノ類ニシテ障蔽ニ用ヰル、又斑幔ハマダラマクト云ヒ、又幔幕トモ云ヘリ、斑幔ト稱スルハ、赤黃紺等ノ布帛ヲ以テ、互ニ縫合シテ、彩色斑然タルガ故ナリ、或ハ横縫ヲ以テ幕ト爲シ、縱縫ヲ以テ幔ト爲セドモ、是レ後世ノ製ニ據リシモノニテ、延喜ノ大藏式ヲ按ズルニ、絁幔一條、長六丈、四幅、布幔一條、長四丈二尺、三幅ト云ヒ、幕一字、七幅、長一丈九尺五寸トアレバ、從前幔幕ノ別ハ、縫ノ縱横ニ由ルニアラズシテ、幅ノ狹長ト廣短

トニ由リシナラン、

屛幔ハ、幔ヲ屛墻ノ如クニ張ルノ名ニシテ、或ハ此ヲ諸門ニ懸クルコトアリ、而シテ幔門ハ、屛幔ニ設ケタル門戸ナルベシ、

絹垣ハ、キヌガキト云ヒ、亦音便ニキンガイトモ呼ベリ、絹ノ幕ヲ屛墻ノ如ク張リタルヨリノ名ナリ、

垣代(カイシロ)モ、其名ノ如ク、垣ノ代ニ用キルモノニシテ、絹垣ニ同ジケレドモ、垣代ニハ多ク布ヲ用キルヲ以テ異トス、

幄ハ、アゲハリト訓ジ、或ハアクト音讀ス、又其屋ノ形ヲ成セルヲ以テ幄屋トモ云ヒ、絹ニテ作リタレバ、キヌヤトモ云フ、蓋シアゲハリノ名ハ、揚張ノ義ニシテ、平張(ヒラバリ)ニ對スル名稱ナリト云フ、卽チ平張ニハ棟ナク、幄ニハ棟アリ、四周ハ、幔ヲ懸ケテ之ヲ圍ムヲ常トスレド、亦圍マザルコトモアリ、輕幄ハ幄ノ小形ニシテ、輕便ナルモノヽ稱ナルベシ、

帟ハ、ヒラバリト訓ズ、多ク平張ニ作ル、平張ハ、アゲハリノ棟アルニ對シ、上平ニシテ屋狀ヲ爲サヾルノ謂ナリ、帟モ亦幄ト同ジク專ラ屋外ニ設ケテ、日光ヲ遮リ雨露ヲ承クルニ供ス、謂ユル雨儀ニ近仗平張ヲ設クトアル是ナリ、

幌ハ、又帳ニ作リ、並ニトバリト訓ズ、戸張ノ義ナリ、布帛ヲ以テ作リ、常ニ牖戸ニ垂下シ、外見ヲ蔽遮シ、且ツ明ヲ取ルニ用キル、而シテ布ヲ以テ作レルヲ垂布ト云フ、今暖簾(ノレン)ト稱スルモノモ、亦トバリノ類ナリ、暖簾ノ事ハ、產業部商店篇ニ在リ、

帷ハ、カタビラト訓ズ、カタハ重複セザルノ義、ヒラハ薄キヲ云フ、布帛數條ヲ縫合シテ垂下スルモノヽ總稱ナリ、斗帳ノ帷、几帳ノ帷、壁代ノ帷等ハ各條ノ下ニ載セタリ、而シテ四月十月ノ朔日每ニ之ヲ新ニスルコトハ、歲時部更衣篇ニアレバ、宜シク參看スベシ、

帽額ハ、モカウト云フ、字或ハ冒甲、木額、面額ニ作ル、原ト上ニ御簾ヲ垂レ、下ニ几帳ヲ設ケ、簾ノ上邊ニ當リテ、長押ニ一條ノ布帛ヲ引クヲ云フ、後世ハ多ク御簾ノ上邊ノ縁ヲ稱シテ帽額ト云フ、今水引ト稱スルモノ即チ帽額ノ遺製ナリ、

斗帳ハトチヤウト音讀シ、常ニ御帳ト云ヘリ、後世佛龕ニ垂ル、帷幬ノ類ヲ、トチヤウト稱スルハ、蓋シ此名稱ノ遺レルナラン、其製作ハ、下ニ濱床アリ、之ヲ帳臺ト云フ、帳臺ノ四隅ニ土居ヲ置キ、柱ヲ立テ、桷ヲ組ミテ天井ヲ構フ、之ヲ帳ノ骨ト稱ス、而シテ八條ノ帷幬ヲ垂下シテ、其四周ヲ圍ム、之ヲ帳ノ帷ト云ヒ、其上方ニ一條ノ布帛ヲ纏フ、謂ユル帳ノ帽額ナリ、寸法ハ、殿舍ノ廣狹ニモ由レド、大略高八尺許、方一丈内外ナルヲ例トス、御帳ノ裝置ハ、大概母屋ノ中央ノ間ニ南面シテ之ヲ立ツ、東南西三面ノ帷ヲ卷キ、帳內ニ疊ヲ敷キ、其上ニ龍鬢ヲ敷キ、其上ニ茵ヲ設ケ、左右ニ獅子狛犬ヲ置キ、柱ニハ角、鏡ヲ懸ク、其周邊ニハ、厨子、唐匣、鏡筥、脇息、机等ヲ整置シ、几帳ヲ立テ、屏風ヲ設ケタリ、

斗帳ノ屬ニ、障子帳、屏風帳ト云フモノアリ、並ニ障子若シクハ屏風ヲ圍ミテ之ヲ作ル、又百子帳ト云フモノアリ、其製略、斗帳ニ同ジ、而シテ大嘗會御禊ノ外ハ、未ダ之ヲ使用セシヲ見ズ、

几帳ハ、キチヤウト音讀シ、或ハ基帳、木帳ニ作ル、漢土ニ未ダ此名アルヲ見ザレバ、恐ラク我邦ノ創製ナルベシ、几帳ノ製作ハ、土居ノ上ニ丁字形ノ枝柱ヲ立ツ、其下部ヲ足ト云ヒ、其上部ヲ手ト云フ、其手ニ帷幬一帖ヲ垂ル、之ヲ帷ト云フ、長サ枝柱ニ剰リテ下ニ曳ク、夏ハ生絹ニテ作リ、白泥ヲ以テ花鳥等ヲ畫キ、冬ハ朽木形ヲ用ヰルヲ例トスレドモ、裾濃、香染、綾、繡ノ類、其時好ニ隨ヒシコト諸書ニ散見ス、而シテ凶事ニハ必ズ鈍色ヲ用ヰル、其用法ハ略〻今ノ衝立等ニ同ジク、便宜ノ座ニ之ヲ立テ、多クハ婦女子ナドノ、身ヲ障蔽シテ、外見ヲ遮ル爲ニ

設ケタリ、

差几帳ハ、皇后皇女ナドノ歩行ノ時、侍女等ノ之ヲ捧ゲテ、其側ヨリ差シ蔽フモノニシテ、其製作全ク几帳ニ同ジク、唯用法ニ由リテ此名アリ、

行障、歩障ハ幔幕ノ類ニテ、帛絹ヲ以テ之ヲ製ス、祭祀、行幸、葬送等ノ時、御輿若シクハ靈柩ノ左右ニ張リテ、内外ヨリ之ヲ障屏スルノ用ニ供スルモノナリ、

軟障ハ、音讀シテゼンジヤウ、又ハゼジヤウトモ云フ、軟トハ硬強ニ對スル稱ナリ、此障子ハ、白生絹ヲ以テ表ト爲シ、紫綾ヲ以テ縁ト爲シ、白練絹ヲ以テ裏ト爲シ、紐ヲ著ケ綱ヲ具シ、其高サ簾ノ帽額ニ齊シクシ、其用法ハ稍〻壁代ニ近シ、繪ハ唐繪ニシテ、高松ヲ以テ主ト爲シ、四季ノ景ヲ畫ク、故ニ高松軟障ノ名アリ、

壁代ハ、カベシロト讀ム、壁ニ代フル帳ヲ謂ヘルニテ、其製作ハ略〻斗帳ノ帷ニ同ジクシテ、表裏兩面同一ノ絹ヲ用ヰル、紐ハ幅別ニ各〻一筋、兩面ニ在リ、長サ壁代ニ等シクス、而シテ軟障ノ如ク御簾ニ接シテ其内ニ懸ケ、其裾ノ餘リヲ簾外ニ出ダス、

立薦ハ字或ハ防壁ニ作リ、之ヲタツゴモト訓ゼリ、席ヲ垂レテ墻壁ノ用ヲ爲スモノナリ、又張席、懸筵等アリ、皆立薦ノ類ナリ、

蘧篨ハ、アムシロト云フ、アミムシロノ急呼ニシテ、卽チ編席ノ義ナリ、後世ニハ更ニアジロト省呼シ、常ニ網代ト書セリ、

簾ハ、スダレト訓ズ、簀垂ノ義ナリ、簀トハ竹ヲ編ミタル席ノ名ニシテ、之ヲ垂下シテ、外見ヲ障蔽スルニ由リテ此名アリ、簾ノ精巧ナルモノヲミスト稱ス、ミスハ御簾ノ義ニシテ、又翠簾ニ作ル、縁ト帽額トニハ綾錦等ヲ用ヰ、宮室又ハ神殿等ニ之ヲ垂ル、長押ニ懸クルヲ以テ常ト爲シ、長押ナキ所ニハ、簾臺ヲ立テヽ之ニ懸ク、其體恰モ衝立ノ如シ、伊豫簾ハ篠ノ細莖

ヲ以テ作ル、古來伊豫ノ國產ナルニ由リテ此稱アリ、此簾モ亦御簾ノ如ク室內ニモ用キレドモ、多クハ軒端ニ垂レテ、屋ノ內外ヲ障遮ス、其他製作ノ方法ト材料トニ由リテ、蘆簾、萱簾、菰簾、篠簾、繩簾、管簾等ノ別アレドモ、多クハ下品ニシテ殆ド之ヲ屋內ニ用キズ、

障子ハ、シヤウジト音讀ス、古ニ障子ト稱スルハ、今ノ衝立ナリ、中世ニ至リ帛布紙等ヲ兩面ニ貼リタル遣戶障子ノミヲ專ラ障子ト稱シ、從前ノ障子ヲバ特ニ衝立障子、又略シテ衝立ト稱シタリ、時ニ別ニ明(アカリ)障子アリ、遣戶ノ一面ニ薄キ白紙ヲ用キ、其一面ハ骨ヲ露シタルモノニテ、風塵ヲ障隔シ、室內ニ明ヲ引クヲ以テ主トス、近代ハ更ニ轉ジテ專ラ明障子ヲ稱シテ障子ト云ヒ、布帛若シクハ厚紙ヲ兩面ニ貼リタル遣戶障子ヲバ襖(フスマ)ト稱ス、襖ハ襖障子ノ略稱ナリ、襖ハ其一面若シクハ兩面ニ畫圖シ、詩歌ヲ題スルコトアレド、後世ニハ多ク唐紙ヲ用キル、故ニ襖ヲ稱シテ唐紙(カラカミ)ト云フ、唐紙トハ紋樣ヲ印シ、彩色ヲ施シタルモノナリ、古來障子ノ有名ナルモノハ、賢聖障子、年中行事障子、昆明池障子、荒海障子、馬形障子等ニシテ、皆禁裏ニ有ル所ナリ、

屏風ハ、ビヤウブト音讀ス、天武天皇ノ朱鳥元年ニ、新羅國ヨリ屏風ヲ貢セシヲ以テ、國史ニ見エシ始トス、古ノ屏風ハ、衝立ノ如キモノ、縁ニ、孔ヲ穿チ、革ヲ貫キ、以テ數枚ヲ連綴シタルモノナリシガ、後世ハ紙ヲ用キテ蝶番ト爲セリ、明ノ郎瑛ノ七修類稿ニ云ヘル歟屏風ハ、蓋シ是ナラン、歟屏風ハ、明ノ世ニ我國ヨリ支那ニ入リシモノニテ、我國ノ創製ナルベシ、屏風ハ、古今ノ製ヲ問ハズ、六枚ヲ相連ネテ一帖トスルアリ、或ハ二枚ナルアリ、四枚ナルアリ、又稀ニハ八枚ナルアリ、廣サハ一枚一尺八寸、高サハ三尺四尺、乃至七八尺ナルモアレド、通例ハ五尺ヲ度トス、而シテ二帖ヲ以テ一雙ト稱ス、屏風ハ、臺土居等ヲ設クルノ要ナク、屈曲、伸張都テ自由ナレバ、上ハ朝廷大小ノ儀式ヨリ、下ハ民間吉凶ノ禮節ニ至ルマデ、古來之ヲ

幕名稱

使用セザルナシ、屏風ヲ以テ外交ノ信物ト爲シヽコト、其例甚ダ多シ、以テ我國ノ屏風ノ外國ニ貴重セラレシヲ知ルベシ、

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幕　唐式云、衞尉等六幅幕、八幅幕、（音莫、和名萬久、）

〔箋注倭名類聚抄六屏障具〕按、釋名幕絡也、在表之稱也、說文在旁曰帷、帷在上曰幕、玉篇覆上曰幕、周禮幕人注、在旁曰帷、在上曰幕、幕或在地、展陳于上、依之幕所謂比良波利即是、與今人所呼幕不同、

〔段注說文解字七下巾〕幕、帷在上曰幕、（周禮注曰、在上曰幕、幕或在地、展陳於上、疏云、聘禮布幕、官陳幣、史展幣、皆於幕下、又賓入境至館、皆展幣、是幕在地、展陳於上也、）（按大徐本、此下有覆食案亦曰幕六字、蓋淺人所增、）从巾莫聲、（莫各切、五部、按周禮有幄帟字、鄭云、四合象宮室曰幄、王所居之帳也、帟王在幕若幄中、坐上承塵、皆以繒爲之、許無幄帟字者、木部有楃、本巾車帟則叚亦爲之、亦之言重也、其皆用禮故書與、）

〔周禮註疏一天官〕幕人、下士一人、府二人、史二人、徒四十人、（註、幕帷覆上者、中略鄭註云、在旁曰帷、在上曰幕、是其幕乃帷之覆上者也、）

〔事物紀原八舟車帷幄〕帳幕　幕人注云、在旁曰帷、在上曰幕、皆以布爲之、說文亦云、然則帷幕亦周制也、歸藏曰、女媧張雲幕而枚占神明、雖女媧之世有幕之名、而其物之興、當自周始也、

〔伊呂波字類抄末雜物〕幕（マク）帷幕

〔下學集下絹布〕幕（マク）

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕幕（まく）音莫　和名萬玖　唐音モッ○中略

按、周禮幕人、掌帷幕、在旁曰帷、以布爲之、疏曰、在旁施之、像土壁也、在上曰幕、又謂以幕覆棺、則幕在上覆張也、然則本朝帷與幕相誤、（猶甲冑勳鍬之名相誤也、）而今不改、陣幕、樂屋幕、船幕、屋幕、野幕、喪幕等數品有少異、

〔倭訓栞前編二十九末〕まく　幕をよむは纏の義なるべし、尋常幕、軍陣幕、家居幕、本式幕などの分あり、音にはあらじ、

〔古今要覽稿器財〕あ゜げ゜は゜り゜帷幕幄
幕、古事記、日本紀、三代實錄、令義解、延喜式、江家次第、倭名類聚鈔、體源抄、周禮、幕は康熙字典引釋名絡也といひ、和訓栞、まくは纒の義ならんといへり、いづれにも、はりまはしたる義なるべし、莫府など、ある莫は、幕の字と通用にて、軍旅にては定りたるすま居なく、幕をはりて陣所となすを以て、幕府と云、故に策を帷幕の中に決すなどの語あり、

幕初見

〔古事記中應神〕爾大雀命聞其兄備兵、卽遣使者令告宇遲能和紀郎子、故聞驚、以兵伏河邊、亦其山之上張絁垣、立帷幕、詐以舍人爲王、

〔古事記傳三十三〕帷幕は阿宜波理(アゲハリ)と訓べし、(中略)繼體卷に、帷幕をキヌマクと訓、和名抄にも、幕和名萬玖とあれども、此は字音とこそ聞ゆれ、又帷和名加太比良とあれど、此は帷と幕と二には非ず、二字を連ねて一物に訓べきなり、つねに帷幕とつゞきたる字なる故に、かく書るのみなり、帷も字書に幕也と云注あり、又斗婆(トバ)理とも訓べし、

〔日本書紀繼體十七〕九年四月、物部連於帶沙江停住六日、伴跛興師往伐、逼脫衣裳、劫掠所齎、盡燒帷幕(キヌマク)、

〔古今要覽稿器財〕あげはり帷幕幄
あげはりは、古事記に帷幕の字をあて、和名鈔に幄の字をあつ、帷は竪幅なるもの、幕は横幅なるものなり、されども古書に帷幕と連ね用ゆるは、ひとへにまくといふことにて、この差別はなきなり、幄はやねのごとくはり設けたるものにて、長七丈、廣二丈四尺延喜式などあれば、帷幕に比すれば甚大なるものなり、

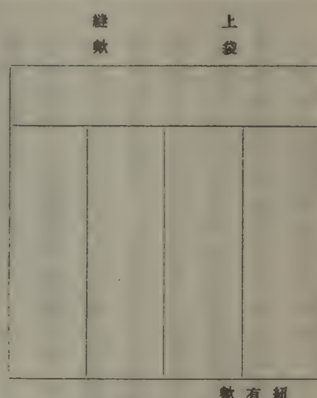
〔日本書紀景行七〕四年二月甲子、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國在佳人、曰弟媛、○中略則請天皇曰、妾性不欲交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕(オホトノ)之中、然意所不快、○下略

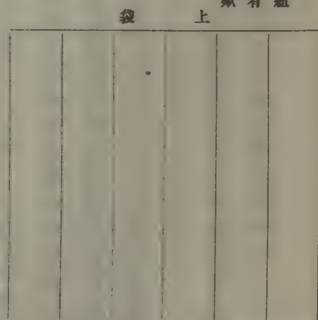
〔釋日本紀秘訓十七〕帷幕之中(ミアラカノウチニ)

幕製作

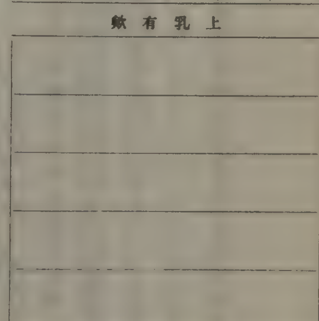
〔安齋隨筆後編十一〕一帷

横幅ノ上ニ帽額ニ付ルカ

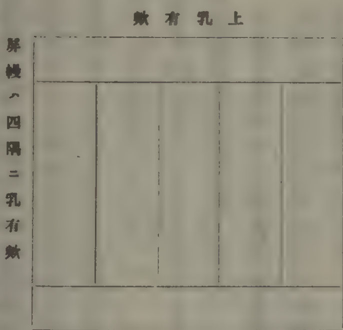




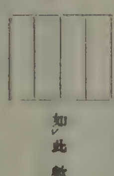
幕



一幔壁代此體歟、軟障亦是歟



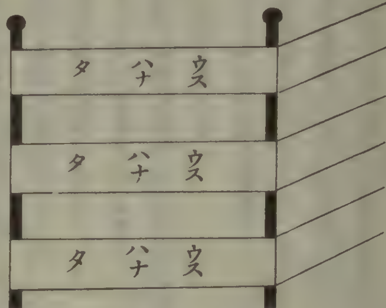
又云、承塵所々ニ乳ヲ付歟、袋縫歟、



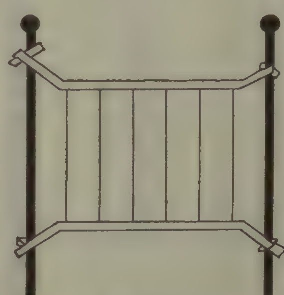


幕、尋常に用ひらるゝは、菊御文ある有り、又白標の幅交也、制作聊も普通の武家の幕に替りなし、

式正の幕の用度ありや不見及候也、又幄の屋を構らるゝには、纅の布を幕串へからみ付て、尋常の幕を張りたるごとくにする、



如此三布カ四布間ヲ、一布程ヅヽアケテ張らるゝ也、幕串尋常のごとし、



幔は八布也、上下にはゞ一寸程づゝの紐ありて、夫にて幕串へ結付る、

八布也、長サ四五尺也、依テ横ヘ長し、

〔安齋隨筆後編三〕一幕罫の名　或書に云、幕の罫の名の事、一ハチツケ罫、又一ノ罫とも、二ハ物見の罫、三ハ中ノ罫、四はおさめの罫、五ハ志ば引、如是申べし、常の時云也、陣中にてはまくといふべからず、(頭と云をいむ)ばくといふべし、幕、(マクバク)

〔貞丈雜記十一武具〕一後三年の繪に見えたる幕、四幅なり、五幅の幕一ツ見えたり、何れも上の幅二幅は黒く、下の方は白、又は上二幅白、下二幅黒もあり、紋はかりがねを書きたるもあり、鳩を向ひ合せて書きたるもあり、紋の付け所は、何れも上一幅に紋を書きたり、義家の陣御座所には、赤き幔幕なり、青白などにてもつかうの地紋あり、(たてもつかうなり、染物か織物か、繪なる故其わかりはなし、)又無紋青白幅交もあり、

〔古今要覽稿器財〕あげはり（帷幕幄）

古書に帷幕と連ね用ゆるは、ひとへにまくといふことにて、○中略これを用ゆるは、客來酒宴、昔請露破の節張設ると（三光院內府記）いひ、其制は、六幅幕、八幅幕と、（和名鈔引唐式）あれども、七幅の物も（延喜式）あり、近世は多く五幅を用ゆ、長さは一丈九尺五寸、（延喜式）二丈五尺、（體源抄）また三丈六尺、（大江眞忠相傳）近世は二丈八尺、これ一疋の布を用ゆる故と（本朝軍器考）いへり、其料は絹も布もあり、朝廷にて用ゆるもの、兵士の用ゆるもの皆同じく、當世は多く一重にて用ゆれども、古は必裏付るものにて、表料紺帛、裏緋帛といふこと（延喜式）見えたり、色は多く紺を用ゆ、

〔延喜式三十大藏〕造幄幕幔用度

絁幕一宇、（七幅）表料紺帛二疋一丈六尺五寸、裁得七條、（長各一丈九尺五寸）二戸表料紺帛一疋一丈五尺、（已上並緋帛、裏）（其數各准表、）裁得十條、（長各七尺五寸、戸別充五條、）紐卅六條、（長各一尺九寸、廣六寸、四重、）縫料緋紺絲各三兩、生絲七兩、長功日七人、中功日八人、短功日十人、

布幕一宇、（六幅）表料紺布二端三丈三尺、裁得六條、（長各一丈九尺五寸）二戸表料紺布一端一丈九尺六寸、（已上並白布、裏）（其數各准表、）裁得八條、（長各七尺九寸、戸別四條、）紐卅條、（長各一尺二寸、廣六寸、四重、）料紺布九尺、縫料生絲大二兩、長功日六人、中功日七人、短功日九人、

〔三中口傳三〕一庭上儀事

幔幕體事

幔幕事、幔ハ立サマニ縫（○縫一本作繼、以下同、）タリ、幕ハ横ニ縫也、大藏省主殿寮兩所ニ有之、○中略幕ト云ハ紺ノ布ヲ横ニ四幅ヲ縫也、○中略付柱テ屋ニ引ニハ用幕、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年九月十四日乙未、造幕四條料、紺絁十四疋六尺、緋絁十四疋六尺、緋絲一絢、生絲二絢、○中略賜大學寮、先是式部省修解偁、大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世言曰、令

云、凡學生公私有禮事、令觀儀式、又承和十二年宣旨云、車駕行幸之日、官人引文章生等陪從、然則朝堂之儀、公私之禮、節會宴享之日、巡狩遊獵之時、必須率學生縱觀陪從、而寮本无幕幔、臨事多闕、常成煩礙、諸司之例、申請二條、當寮領四百之生徒、非兩幕之可容、望請、四條以爲儲備、太政官處分、依請焉、

〔和漢三才圖會　三十二(家飾具)〕幕○中略

陣幕(軍陣張之)以二張爲陰陽一對、各用布六端、內一端判四、以三分絢三股左索(ナヒナミツグリノナハ)(黑白青色)爲手繩、其長出於幕端各三尺也、以一分爲乳。數二十八、表宿星、各長五寸二分、濶一寸二分也、物。見。穴。九、象日月及北斗七星、(皆拾大記之)略

〔體源抄　十八〕一幕布ノ長サ二丈五尺、チノアイ一尺二寸、ナワマゼ〳〵ナラバチモマゼ〳〵、一色也、マクックシノ長サ一丈五寸、サキ、

〔古今要覽稿　器財〕あげはり(帷幕幄)

陣幕は、二張を陰陽一對、また一雙といひて、二丈八尺の布十二幅(武器辨云、十二月をかたどる、)の內、二幅を乳と手繩の料、內三分を手繩とし、一分を乳とす、乳は延喜式に紐といひ、手繩は綱。といふものにて、手繩の長さ七間半、幕の兩端へ三尺づゝいづるやうにすと(和漢三才圖會)見えたり、乳は黑白青の三色を用ゆ、また高家は白なり、(大江眞忠相傳)乳付の間一尺二寸、色は手繩ませ色なればませ色、一色なればまた一色と(體源抄)あり、其數二十八なるは天の廿八宿に像り、陽とし、三十六なるは地の三十六禽に像り、陰とすと(本朝軍器考)いへり、かつはゞの綴目に、物見とて九の穴あるは、北斗七星と日月に像る(和漢三才圖會)なり、其表に纐纈をつく、

〔類聚名物考　調度五〕まく　幕

胤相云、審には難考候、古き繪卷物の中、軍營の中に幕うちたるでいなどとも違たるものと存候、大槩二間四方ばかりに柱をたて、桁を加へ、幕をかけ、前後に出入すべき戸を付て、戸にも幕をか

けたるものと見え候、乳もあれど綱を通さず、乳を以て桁に結び付たる歟、乳の內へ桁を通して、柱へさしたる體の物のやうに存候也、

〔安齋隨筆 後編十四〕一幕の乳廿八は、廿八宿にかたどる、其內に牛宿にあたる乳を除く事、一流の義あり、日本には吉備公の相傳也とて、別に前後まじはる事あり、中頃大內火災にかゝりし日は、牛宿にあたる日なりしによりて、牛宿を除きて廿七宿とせり、徒然草大成に見へたり、牛宿を除く事、古製になき事也、○又見二貞丈雜記一

〔鷲水閑談 二〕義經一の谷首實撿の事

源の義經一の谷首實撿の時、打給ふ御幕總白、是をふたじろといふむかしは引兩也、義經は曲彔にめされ、長刀を持給ふは、故實ある事也、幕は五行陰陽を表す、陰の方の物見を日天の物見といひ、陽の方の物見を月天の物見といふ、又貪狼、祿存、巨門、廉貞、文曲、破軍、武曲の七星の物見あり、內に五佛を納む、中尊を大日とし、陰の方に彌陀、觀音、陽の方に釋迦、不動、よしつねの幕の古法是也、

〔古今要覽稿 器財〕あげはり 帷幕 幄

幕に紋つくることは、そのはじめさだかならず、後三年合戰圖に、八幡殿幕の紋には鳩二ツづゝ向ひし狀をゑがき、二郎直實の幕も寫生に鳩二ツをゑがけり、これ其陣を別たん爲にせしものなるが、後世のつけかたとちがひて、鎌倉殿の幕は混白、足利殿二引幅の幕といふは、五幅の幕上中下白にて、中二幅紺なれば、自ら二引幅なり、その他三引幅、中黑、裙紅なども皆此例なり、新井君美說今のごとく輪の中に紋つくることは、文安比にやありけん、壒囊鈔にはじめて武士の幕紋といふことをゑるせり、

〔三內口決〕一幕事

尋常ニ用候幕ハ、家紋等、公家武家之差別無レ之候、

〔古今要覽稿器財〕あげはり帷　幕　幔
幕に大中小ありて、五歩六歩七歩といふよし懸得隨筆、武法軍器辨、見え、また小幕曰帟康熙字典といふことあれば、西土にても大小の別ちあることゝ志るし、

〔今川大雙紙上〕陣具に付て式法之事
大幕といふは、乳のかず八十一つく也、今は半幕也、小幕とは內幕也、

〔太平記二〕俊基被誅事幷助光事
俊基已ニ張輿ニ乘ラレテ粧坂ヘ出給、爰ニテ工藤二郎左衞門尉請取テ、葛原岡ニ大幕引テ、敷皮ノ上ニ坐シ給ヘリ、

〔日本書紀二十六齊明〕二年、是歲於飛鳥岡本更定宮地、時高麗百濟新羅並遣使進調、爲張紺幕(フカキハナダノアゲハリ)於此宮地而饗焉、

〔釋日本紀二十秘訓〕紺幕(フカイハナダノアゲハリ)

〔令義解五軍防〕凡兵士毎火、紺布幕一口、著裏、〇中略皆令自備、謂紺布幕以下、並皆私備也、

〔令義解六營繕〕凡在京營造、〇中略支料之外、更有別須、應科折、謂假令臨時遣幔幕、應須用束絁、卽年常者、支料之外、更科絁折布之類、故曰科折也、亦申太政官、

〔三代實錄四十三陽成〕元慶七年二月廿一日戊午、先是駿河國司言、戎具絁幕八條、調布幕二十九條、商布幕五條、機急之備、縫作年久、延曆年中以後、國申請大破不用、除弃改作、至是許之、

〔延喜式五齋宮〕造備雜物
紺絁幕一具

〔延喜式十六陰陽〕三元祭
神座九前、〇中略幕二條、一條橡東絁、一條紺調布、並隨破壞請換、

〔延喜式四十五左近衛〕幕卅條、絁十條、細布十條、調布十條、並廿年一度申官作換、

〔西宮記十二月荷前付兩班幣儀〕中務省北門北去三許丈、立七丈幄一宇、東西為妻以為運渡幣物之所、以東妻為幣物所以布幕引廻東西北并三面、又以同紺幕始従春華門西掖、南行折至中務省乾角、更折至于修明門東掖、皆悉引廻、

〔西宮記臨時四〕所々座體

同〇清涼殿殿上侍臣座、〇中略冬時内藏寮南面懸紫絹幕、同寮夏冬朔日改座、〇中略

左近陣座、〇中略參議座南邊小橋、公卿外不踏、冬大藏省懸紺幕、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事并用物事

用物九種〇中略

紺染幕布四端官庫之物

〔法隆寺伽藍緣起并流記資財帳〕合通分雜物參拾伍種〇中略

紺布幕肆張各十六幅

〔今昔物語二十八〕圓融院御子日參會曾禰吉忠語第三

今昔、圓融院ノ天皇位去ラセ給テ後、御子ノ日ノ逍遙ノ為ニ、船岳ト云フ所ニ出サセ給ケル、〇中略船岳ノ北面ニ、小松所々ニ群生タル中ニ、遣水ヲ遣リ、石ヲ立、砂ヲ敷テ、唐錦ノ平張ヲ立テ、簾ヲ懸、板敷ヲ敷キ、高欄ヲゾシテ、其ノ微妙キ事无限シ、其レニ御マシテ、其ノ廻ニ同錦ノ幕ヲ引廻カシタリ、

〔殿暦〕永久元年九月廿日戊申、參院參内、伊勢内宮瑞垣御門、去大風顛倒、仍可有假殿遷宮、而可被立假殿所、已被立新宮了、仍無可被立假殿所、然者公卿僉議云、乍御本殿引雲形等被修造と、非先例所に立假殿可渡給歟、十一月廿三日、今日伊勢ミヅガキノ御門有沙汰、〇中略仍被行御卜之處、陰陽

寮者共不快と申、神祇官者可有遷宮と申す、無遷宮氏隔雲形紺代修理條をば不快と申せり、仍付神祇官之御卜、可有遷宮之由、載宣命、

〔北邊隨筆三〕雲形

いにし文化六年己巳九月、伊勢に遷宮をろがみに降りけるに、その儀式どもふかく思ひあたらるゝ事ども多かりき、その時社頭にひきわたされし幕をみしに、おほきなる文字して雲形といふ二文字をかゝれたり、おもふに、これそのもとは繪して雲の形をかきたりけんを、その式を記錄しおくとて、雲形とかき置きたりしが誤りて、其文字をば幕にかき傳へけるなるべし、いつの世よりかしか文字にはかきけん、近きよのしわざにはあらざるべきを、思ひよる人もなかりけんぞくちをしき、又は思ひよれりし人もありつれど、さる式になりて傳はりし事なれば、え改めずてありけるにもあるべし、大かた神前の事はいとかしこけれど、これらは繪たるべき事必定ならんとおぼゆれば、いとあらためまほしき事なりかし、勘仲記云、正應元年七月廿四日丁未、晴、參院奏外宮御裝束用途事、中略今日祭物奉獻神宮了、行伊勢豐受太神宮假殿遷宮事、所奉送雲形布船代、山口木本鎭地後、鎭祭物等事、合雲形紺布、搠殿、中略右件雲形祭物等、任請奉送如件、正應元年七月廿四日、右官掌中原國有、左史生紀業弘、左少史中原景範云々、これらおもふべし、

〔松屋筆記九十二〕三幅白の幕皆白の幕

俗に白幕をみのじろとなへ、そは三幅の製より移りて、幾幅にもあれ、白幕にいふ事とおもへるは、いみじきひが事也、こはから糸草子四十一丁ウに、鶴岡にて今樣ありし事をいへる條に、みなじろの大幕へ、二三度四五どまひかゝり云々、又みなじろの大まくをなげあげて云々など見えて、皆白の義也、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

其門内外屏懸班幔、〇中略其御膳座去禊處五十丈、雙立五丈班幕二宇、中置輕幄、

〔西宮記十二月〕荷前付兩班幣儀

御在所東西幷南引班幕、以坤角爲門、但西班幕内殿上侍臣等祇候、同門巽角去八許丈、立十五丈幄一宇、南北爲妻北二間、内藏寮爲辨備幣物所、以班幕隔之、

御佛名

頭於御前定御導師次第僧、〇中略註行事藏人催事、内藏幷御厨子所請奏下上卿、〇中略主殿、御湯班幕〇下略

〔貞信公記〕延長九年〇承平元年三月五日、佐金吾來、左大辨、左中辨、右中辨、政大藏院主殿、班幕不可借諸家宣旨、仰左中辨、

〔類聚名物考調度五〕油幕　雨皮是也、今俗には桐油とのみいふは、本は桐油幕なり、

〔酉陽雜俎一禮異〕魏使李同軌陸操聘梁、入樂遊苑西門内青油幕下、梁主備三仗、乘輿從南門入、

〔古今要覽稿器財〕あげはり帷幕幄

太平記に油幕といふものあり、伊勢貞丈云、油幕はたゞ幕のことなり、唐の詞にて文をかざりて書たるなり、日本にて幕に油引ことはなしといへり、されども西土に油幕あることいまだ見ず、いづれよる所ある説ならん、

〔舜水文集十四〕油幕、多雨積久能自焚、須知所以置之者、

〇按ズルニ、油幕ノ事ハ、兵事部幕篇ニモ在レバ參看スベシ、

〔大相撲評判記上〕水引幕古實

四本柱の上に張幕を水引幕と號るは、東西の力者精力を勵まして勝負をいどむ、是陽と陽とを闘かはす事なり、陽氣相戰ときは陽火を生、たとへば檜と檜とすり合すときは火を生ずるが如

し、此理をもつて陽火を鎭むるため、水に表して水引幕といふ也、かるがゆゑにはる時も北より張出し、北にてはりをさむ、北は陰にして水德を主り、易によりては坎なり、尤絹の色は黒なるべけれども、是も後世風流の好みより色々の絹を用る也、

○按ズルニ、此ニ陽火ヲ鎭ムル爲ニ水ニ表シテ水引幕トイフ也トアルハ俗說ナリ、水引ノ解釋ハ帽額ノ條ニアリ、

〔劇場新話〕一引幕。舞臺の上に横にはりがねを渡し引張る也、明る時は左の上の方に絞り置く、京大阪の幕は布目を横に縫合せたるもの也、江戸にては布目を竪に縫合せる也、顏見せ春狂言などの時は、ひゐきの連中よりいろ〳〵仕出しの進物幕也、常には中村座は紺柿白の三色、市村座と木挽町は紺柿緑の三色を用ゆ、幕引といふものありて勤之、

〔西宮記正月上〕臣家大饗

延長八年正月四日、吏部記云、左大臣大饗云々、唯最屋北邊立障子、不施簾、立休幕、在酒部平張西、相違云々、

〔榮花物語音樂十七〕御堂供養、治安二年七月十四日とさだめさせ給へれば、○中略玄ばしありて春宮の行啓あり、○中略さて御やすまくにいらせ給ぬ、

〔中務內侍日記〕三月○正應元年十五日、御卽位行幸の儀式、關白殿左大將以下供奉の人々、めづらしく面白し、○中略主上○伏見御裝束めし改めて、還御のぎになるほどに、この御やすまくへいらせ給ひぬ、

〔禁秘御抄上〕殿上

六間、○中略春冬有垂幕、夕陽之時下釣蔀、

〔侍中群要三〕出陣事

幕用法

凡冬月、陣座南有垂幕、自幕外南可往返之、

〔侍中群要　八〕議所召事

諸司官人、褰垂幕入、著膝突、

〔三内口決〕一幕事

禁中左右近之陣有幕、大將ヲ號幕下事者、此子細ニ候、大將、中將、少將等、平生此近場ニ在陣之心ニ候、如此之條、幕之儀ハ、外樣用之事歷然候、〇中略總別幕ニ四ノ名候哉、平生尋常ノ幕、又軍陣ノ幕、家居之幕、本式ノ幕等候歟、尋常ニ用候幕ハ、家紋等公家武家之差別無之候、客來、酒宴、野遊、普請等、露破候處必施之候、

〔今川大雙紙　上〕陣具に付て式法之事

一幕打たる所へ入樣之事、兩手にて幕をつくばいながら折あげて入べし、又出る時は、左の手をつきて、右にてあげて可出也、努々家の紋の有所を出入事有べからず、紋のなき所をうちあげべし、秘すべし〳〵、

一幕にてかりそめも手などのごふ事なし、幕にかりそめにもかくる物とては、母衣に、旗、大將の御弓計也、

一幕の名所、幕はこわふと云物、いき出て幕と成る也、然る間のを五色にする也、大幕といふは乳のかず八十一つく也、今は半幕也、小幕とは內幕也、五四三二一、幕の名所也、

一幕をたゝみて、鎧甲の上に置時は、たゝみて三つに折、手繩にて十文字にゆふべし、鎧びつにゆたん有べし、其上に置べし、總じて鎧甲の上に置物は、はた、まく、征矢、是三ッより外はおかず、

〔內裏式　中　七月〕七日相撲式

先一日、〇中略張相撲司幕於閣庭東西、（去閣各十許丈、左右各三字、東西面、）閣東西一許丈、張五位以上幕各一字、

〔延喜式三十大藏〕七月廿五日相撲節、神泉苑立幄十二字、平張二條、幕一張、

〔類聚三代格十二〕太政官符

一禁制諸家幷諸人祓除神宴之日、諸衛府舍人及放縱之輩、求酒食責被物事、

右同前起請偁、〇中略諸衛府舍人幷放縱之輩、不緣主招、好備賓位、侵幕爭入、〇中略望請嚴仰所司、一切禁遏者、〇中略

貞觀八年正月廿三日

〔宗長息女婚禮記錄〕息女〇小笠原宗長女嫁武田晴信出給ふ時、〇中略道具の順は二の門にて定候也、〇中略

道具輿以下次第之事

一幕串一雙分　二幕箱〇中略

幕串を先に立候事、第一には八方天地の表相に依て、惡方を不用者也、四天を書籠、九字の印文をもつて加持するもの也、依之惡魔を降伏し、怨敵を退散して、陰陽和合の表相、何ものか如之乎、故に幕串を行列の眞先に立る也、

〇按ズルニ、婚禮ニ幕ヲ用キルコトハ、禮式部婚嫁篇ニ散見セリ、參看スベシ、

〔葉の一本花下〕東叡山

東叡山黑門より仁王門までの並木の櫻の下に花見衆なし、東照宮の御宮の脇後松山のうち清水のうしろに、幕はしらかして見る人おほし、幕のおほき時は三百餘あり、すくなき時は二百餘あり、此外に連立たる女房の上着の小袖、男の羽おりを、辨當からげたる細引に通して、櫻の木に結びつけて、かりの幕にして、毛氈花むしろ敷きて酒のむ也、

〔天寶遺事下〕裙幄

長安士女、遊春野、歩過名花、則設席藉草、以紅裙遞相插、掛以爲宴幄、其奢逸如此也、

幕具

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕幕〇中略

陣幕〇中略各用布六端、內一端判四、以三分絢三股左索(ナヒテミツグリノヒダリナハ)、黑白青色爲手繩、其長出於幕端各三尺也、

〔體源抄十八〕一幕布ノ長サ二丈五尺、チノアイ一尺二寸、ナワマゼ〱ナラバ、チモマゼ〱一色也、

〔古今要覽稿器財帷幕〕あげはり

陣幕は、〇中略二丈八尺の布十二幅〇中略註の內、二幅を乳と手繩の料、內二分を手繩とし、一分を乳とす、乳は延喜式に紐といひ、手繩は綱といふものにて、手繩の長さ七間半、幕の兩端へ三尺づゝいづるやうにすと和漢三才圖會に見えたり、

〔延喜式十七內匠〕幕桁一枚、長一丈三尺、周一尺五分、柱二枚、各長九尺、周七寸、料漆七合、掃墨五合、功一人、〇中略

野宮裝束

塗黑漆、〇中略幕柱二枚、桁一枚、長一丈五寸、〇中略單功廿九人、〔中略〕幕桁一枚六人

〔延喜式四十春宮〕凡月料、〇中略紺幕廿條、絁十四條、布六條、幕桁廿枚、柱卅枚、

〔體源抄十八〕一陣取時、先幕ヲハシラカシテ、幕串ヲ立時呪有、則振桙之法ヲ可用、是當家之口傳也、

〔古今要覽稿器財帷幕〕あげはり

幕串は、體源抄には長さ一丈五寸、幕一條に串六本打と見え、大江眞忠相傳には、一條に九本とあり、近代は大將十本、軍士八本、かどを八ツにも、六ツにもして、上を蜻蜓頭、或は頭巾頭にして、石突を鐵にて包み、頭より四寸ほど下に折釘を打と大諸禮に見えたり、幕串を竹にてするは忌事なり、此串を、晝は內、夜は外に打、また平生は內、軍陣には外に打、いづれにても左の方より打始るなど三議一統にあり、これらのこと家々の相傳同じからず、

〔宗長息女婚禮記錄〕息女〇小笠原宗長女嫁武田晴信出給ふ時、〇中略道具の順は二の門にて定候也、〇中略

幕雜載

道具輿以下次第之事

一幕串一張分　　二幕。箱。〇下略

〔倭訓栞前編二十九〕まく　軍陣にて敵のまくを引たるとも、うたせたるともいひ、御方のまくをうちたる、とりてなどいふ也、船にてははしらするといふとぞ、遊輿にては廻すといふ、

〔鹽尻十一〕一幕詞　幕用之詞、依品換詞、味方云討、敵方云引、敵方云走、味方云張、遊輿云廻、是小笠原家躾方法也、

〔類聚名物考調度五〕まく　幕

幕をば引といひし也、今の世にはうつといふ、かゝる語は、武家の世となりて、戰の場には忌詞のあればかくいひしにや、

〔古今要覽稿器財〕あげはり帷幕幄

陣幕は、二張を陰陽一對、また一雙といひて、〇中略かつ御方にては打といひ、敵にはひくといふ、をさむるといふべし、はづすとはいふべからず、しぼるといふべし、あぐるといふまじ等の故實あれども、後世のことにて古には所見なし、

〔俚言集覽末〕幕詞　しかたはなし、昔老たる侍のいへるは、誰も幕詞しらずしてかなはぬ事なれば、おさなきもの迄もよくしりて、其詞をつかふ、味方の幕は打といひ、敵の幕はひく、船にははしらかす、座敷棧敷にはかこふ、葬禮の場にははる、幕たゝむをしぼむといふは、備はりたる詞なれども、用捨の所ありて、幕あぐるといひ、又はおさむると云、或は野山の遊びなどにも、幕打、又はかこふ、扨たゝむをも、右の心持なり、ある人いはく、葬禮の幕はたる、旅所の幕はつるといふといへり、

〔吏科日記〕かどでしたる所は、めぐりなどもなくて、かりそめの萱屋のしとみなどもなし、すだ

れかけ、まくなど引たり、

〔俚言集覽末〕幕　品物名數抄、幕一帖は、陽幕陰幕合て云、一ッは片片、一張、一具、一條、一字、一口、一張、船に一走といふは不吉の詞、

幔名稱

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幔　唐韻云、幔〈莫半反〉帷幔也、〈俗名如字〉

〔箋注倭名類聚抄六屏障具〕按、帷幔猶言帷幔之幔也、帷謂自障圍、幔謂漫延張之、其狀不同也、釋名、幔漫也、漫漫相連綴之言也、然則幔者帷之不圍者、今人張幕以爲屏障者、蓋此類、又説文、幔幕也、段玉裁曰、幕是幎字、由作冪而誤也、説文又云、幎幔也、周禮有幎人、周禮注以巾覆物曰幎、禮、鼎有鼏、尊彝有幎廣雅、幔覆也、然則幔亦蒙上之物、與釋名義亦不同、

〔段注説文解字七下巾〕幎、幔也、〈謂冡其上也、周禮注曰、以巾覆物曰幎、禮經鼎有鼏、尊彝有幎、其字亦作冪、俗作冪、彝家幎稷是此字、魏都賦注引左傳冪館宮室塗塈曰冪者、亦作〉〈謂冡其上也、今本作坲、乃俗字、〉从巾冥聲、〈莫狄切、古音在十一部、〉周禮有幎人、〈天官所掌、供巾幎、今周禮作冪、〉幭、幎也、〈幎各本作幕、由作冪而誤耳、今正、凡以物冡其上曰幭、與幎雙聲、而互訓、釋名、玉篇、廣韵、以帷幔釋之、今義非古義也、〉从巾曼聲、〈莫半切、十四部、〉

〔事物紀原八舟車帷幄〕幔

六韜曰、天將雨不張幔蓋、拾遺錄曰、周穆王有鸞章錦幔、蓋周有其物也、

〔伊呂波字類抄末雜物〕幔〈マン帷幔〉

〔古今要覽稿器財〕とばり。。。幔

とばり、〈日本紀傍訓、倭名類聚鈔、〉とばりは外張の義にてあるべきにや、幔、〈三代實錄、延喜式、江家次第、倭名類聚鈔、三光院内府記、東鑑、庭訓往來、愚得隨筆、〉幔は漫の義にて、長くはりつらねたる義なるべし、

幔製作

〔三内口決〕一幕事〈中略〉○

又幔幕云ハ、色々立交也、〈有竪横、當時モ隨之儀、被行之時、其形少相殘候、〉纐纈ノ幔、〈紅紺立交也、有白文、〉舞立之時樂屋引也、

〔三中口傳三〕一庭上儀事

幔幕體事

幔幕事、幔ハ立サマニ継（継一本作縫、以下同、）タリ、（中略）大藏省主殿寮兩所ニ有之、二色ノ幔ト云ハ、紺ト白トヲ立ザマニ継也、（中略）屋ノ砌引ニハ用幔、（下略）

〔和漢三才圖會家飾具三十二〕幔音滿

按、幔幕官家用之、非凡下之所用、皆縱幅而十二、以純子縫之、一種似幔而上施横一幅、下耑不縫處六寸許、以革爲纈纈者、呼曰内幕、

〔古今要覽稿器財〕とばり幔

とばりは、卽ち幔にして、幔は、延喜式に四幅三幅とあれば、幕よりは幅甚せまきものにて、長さを六尺、或は四丈二尺としるしたり、延喜式に、幕の方を絁幕一字、布幕一字としるすも、野外に屋を設る義、幔の方を字といはずして一條としるしたるを見れば、たゞ飾に用ゐたるものならん、されどもまんまくなど、（増鏡、平家物語長門本、）幕の字を添ていひたるは、幕は凡て此類の總名なる故なるべし、扨これを張には、長き木を乳に通して張なり、故に貫柱といふこと（延喜式）見ゆ、其色臨時處分すと（同上）あるゆへ、定れる色なければ斑幔ともいふなり、はゞは古にも竪横の兩様あるよし、三光院内府記に見えたり、

〔令義解六營繕〕凡在京營造、（義解略）及貯備雜物、（中略）其年常支料、供用不足、（義解略）及支料之外更有別須、應科折、（謂、假令臨時造幔幕、須用東絁、卽年常支料之外、更科絁布之類、故曰科折也、）

〔延喜式大藏三十〕造幄幕幔用度

絁幔一條、（長六丈、四幅、）表裏料帛各四疋、（其色臨時處分、）貫柱紐卅二條、（長各一尺、廣八寸、）料帛一丈二尺六寸、固柱紐十條、（長各一尺九寸、廣三寸、）料帛三丈三尺、縫料練絲三兩、長功日三人、中功日三人半、短功日四人、

布幔一條、（長四丈二尺、三幅、）表裏料紺望陀布各三端、紐廿條、（長各二尺八寸、廣三寸、）料紺布六尺、綱五丈二尺、料熟麻大

一斤、縫料生絲三兩、長功日二人半、中功日三人、短功日三人半、

〔延喜式齋院六〕行具

斑。幔。九條、二條高各五尺、七條高各八尺、料緋帛十五疋一丈八尺、黃帛十五疋二丈四尺、縹帛十一疋三丈七尺五寸五分、縫料縹絲一絇八兩、黃絲一絇四兩、絲六兩、袋八口料、紺布三端一丈四尺、裏料布三端、並申官請二所司一、更進二內侍一、令二大藏省縫備一、

〔延喜式內藏十五〕元正預前裝二飾大極殿一、〇中略錦。幔。一條、

〔延喜式大藏三十〕造二幄幕幔一用度

絁。幔。一條〇中略布。幔。一條〇下略

〔倭名類聚抄屏障具十四〕幔〇中略但本朝式斑。幔。讀二萬多萬久一

〔伊呂波字類抄雜物末〕班幔マダラマク

〔古今要覽稿器財〕とばり幔

とばりは、卽ち幔にして、〇中略其色臨時處分すと同上延喜式〇あるゆへ、定れる色なければ、斑幔ともいふなり、

〔儀式二踐祚大嘗祭儀〕

其門內外屏懸二斑。幔。一〇下略

〔延喜式齋宮五〕造備雜物

斑幔四條

〔延喜式齋院六〕行具

斑幔九條

〔西宮記正月下〕賭弓

兵部省掌令持的、(木工入)自月花門、(外記候之)四府著、(中略)大藏省堺後張紺布、主殿自南殿角至永安門、曳斑幔、(○幔一本作幕)

〔吾妻鏡 六〕文治二年正月廿一日庚子、法皇(○後白河)今年六十御寶算也、仍可被行御賀之旨、爲被申行之、上絹三百疋、國絹五百疋、蘼牙等、此外斑幔六十帖所令進上京都也、

〔吾妻鏡要目集成〕斑幔　斑幔ハ町交ノ幔

〔大饗御裝束間事〕一鋪設裝束事

康和二年七月十七日、東三條大饗也、(○中略)西軒廊東砌引塞二色細幔、當軒廊馬途間用幔門、西御隨身所北砌寢殿軒廊南砌引渡同幔、又東中門同南北廊西砌去一許丈、自東對南砌□池岸南邊引塞同幔、又東御車宿、幷御隨身所北砌引塞纐纈幔、上客料理所南砌又引塞同幔、

〔兵範記〕仁安三年十月廿日戊申、早旦參院、申明日雜事、(○中略)合檐不爲妻、其內板敷、東西敷緣二枚、蔀屋半葺檜皮、其上葺苫、覆纐斑幔、(○中略)設甍器所兩幄、南西北三面去砌丈許、建廻纐纈幔、(三面引滿十五帖、西面有屛間、件幔借申白川殿、唐綾二色押銀文、在錦緣、美麗過差物也、蓋被用官行事所、葱花被押金薄、○中略)西幄南第二間當輕幄坤、立御屛風二帖、(○中略)件幄皆敷滿長筵、南西北三面副簾中曳纐纈幔五帖、件幔同申用白川殿、

〔玉海〕治承二年十月晦日己未、此日右中將良通爲春日祭使發向、以九條亭爲出立所、(○中略)出立所裝束、(○中略)車宿前東西行引纐纈幔、(先例出立所、引幔之由不見舊記、仍南庭不引幔、然而至車宿前、爲隱饗饌辨備所、尤可引之、仍以今案引之、)

〔江家次第 九 九月〕十一日小安殿行幸裝束

承明建禮等門中門東西(各當門)

東北行立白木柱、結白木管貫、第一間曳大藏省皂幔、

〔兵範記〕仁安三年十月廿日戊申、早旦參院、申明日雜事、(○中略)休息所南門內東去五丈立五間幄、爲裝束司候所、大幔西南角各去五丈立七間幄、爲次第司候所、大幔北乾角東去十丈立五間蔀屋、爲攝政

幔用法

休息所、

〔三中口傳三〕一庭上儀事

左府一本幔引故實事

幔入槇板ニ引垂所ヲバ可打付之、幔下三四寸計可上也、紐ヲバ内方ヘ可押入之、又籠柱可引之、

三條引幔故實

一帖ニテ過分所　或ハ疊、或ハ折リ反シ、隨所便宜計引之、

一帖ニテ不足所　不知多少、引違二帖定ル事也、

〔三中口傳五〕神泉御讀經事

幔引様　去東西北砌一許丈引之、三面屋皆柱外引廻幕、

〔延喜式内藏十五〕凡四月駒引及五月節、預前一日、裝飾武德殿、綴雜飾料、熏革半枚、絲五兩、車駕行幸者、懸御在所帳幔、

〔延喜式大藏三十〕二月十一月、園韓神祭懸幔、〇中略十月一日、左右近衞陣懸幔、三月卅日返納、同日外記并辨官所所懸幔、三月卅日返納、同日幔六條充勘解由使、三月卅日返納、〇中略凡在省紺幄十一字、五丈紺幄八字、紺輕幄七字、布幔百廿四條、皆收別倉、隨事供設、若有破壞者、申官縫換、但故弊者、任充公用、

〔西宮記十二月〕班幣十陵外舊陵獻幣儀也

當日參議已下著大藏正倉院、造酒居甘糟、班幄二宇、七丈幄一宇、立南大庭、五丈一宇立縫殿寮、五丈二宇正倉院大庭、一字參議、一字辨官、〇〇〇〇〇懸幔三十條、

〔大饗雜事〕一幔三十五帖皆斑幔也　延久記如此、同記、侍所前立蔀、不曳幔云々、永保三記、皆纈云々、

同柱八十本、平簡貫八十枚、三寸釘十三連、（久安記云、所々引幔、自寢殿東渡殿西作合南砌至南築垣、引二色幔、當東中門開幔門、以北幔出西五六尺、引之、西中門東砌引同幔、延久庭幔並中門內北門內庭幔、寛仁記、前庭引庭幔、昔書、康和記、車宿前纐纈幔、史生以下座、庭幔主殿寮引之、車宿並隨身所前、纐纈幔、）行事侍并下家司等、前日立柱、當日引幔、仰武士等召郎等令守護之、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年九月十四日乙未、造幔四條、料黃絁十六疋、賜大學寮、

〔台記別記〕仁平元年八月十日丁丑、東三條裝束、（中略）自東廊東妻至南木柴墻引纐纈幔、南木柴北四許丈西行、至□端引門幔、其東方有幔、（其南當幔門引幔一帖、東西行、）西庭引同幔、件幔不及南庭、當辨座後引同幔一帖、

〔兵範記〕仁平三年十月十八日癸酉、鳥羽東新御堂棟上也、（中略）南東兩面引幔、其中敷滿長筵二行、對座敷疊、爲院司座、

仁安元年十一月九日己酉、梅宮祭也、（中略）下官（信範、平）自東砌褰幔、自座後（東）著座、

〔延喜式十五內藏〕元正預前裝飾大極殿、（中略）緋綱八條、

〔延喜式十七內匠〕凡每年元正前一日、（中略）裝飾大極殿高御座、（中略）幔臺一十二基、（立高御座東西各四間、）

〔兵範記〕仁安三年十月廿七日乙卯、於大極殿、主基辨已下皆集會、職隆宿禰於悠紀方（高御座東母屋）開裝束司闈、悠記壇打丈尺、次幔代一脚立始之、主基方所行同前、

〔延喜式六齋院〕行具

紺絁幕七條、（裏緋）同色幔五條、（裏緑）柱桁四具、（請木工寮）

〔江家次第十八七月〕相撲召仰

自仁壽殿西溝西邊北行、自吳竹臺後北行、當昆明池障子程西折、竟簀子敷下、（並立幔柱引之）長橋內敷黃端帖二行、（東西行）爲相撲座、

屏幔

〔江家次第正月一〕元日宴會

春興殿南廊西面結管貫、張同幔、大膳職辨備所

又從右近陣東南角溝東方北行、厲射場殿西南角柱、更東折從同殿東南角柱亦北折、至軒廊東第二間西柱張同幔、右近陣東南角以北立幔柱、射場殿西南角以東、至于北廊第二間西柱、結管貫、

〔江家次第九九月九〕十一日小安殿行幸裝束

承明建禮等門中門東西門各當

東北行立白木柱、結白木管貫、第一間曳大藏省皂幔、

〔大饗雜事〕一幔三十五帖

平。筒。貫。八十枚

〔倭名類聚抄十四屏障具〕帳附几帳　釋名云、帳略○註　張也、施張於床上也、小帳曰斗、俗云斗帳、一云屏幔、

〔箋注倭名類聚抄六屏障具〕下總本屏風帳作屏帳、廣本作屏。幔。、按、屏幔見儀式新嘗會儀、五節舞儀、正月七日釋奠、菊花宴儀、內裏任官儀、大藏省式、紫式部日記、榮花物語御賀卷、玉飾卷、西宮記、北山抄射禮賭弓儀、皇太子元服儀、朝覲新儀式、大后御賀儀、但屏幔與斗帳不同、作屏風帳作屏幔、並不穩、恐必有誤、

〔紫式部日記〕たゞかう、殿上人の、ひたおもてにさしむかひ、ゑそくさゝぬばかりぞかし、へ。い。ま。ん。ひきおひ、やるとすれど、おほかたのけしきはおなじことぞ、見るらんとおもひいづるも、まづむねふたがる、

〔枕草子十一〕御經のことにあすわたらせおはしまさんとて、こよひまゐりたり、○中略おはしましつきたれば、大門のもとに、こまもろこしのがくして、獅子こま犬をどりまひ、さうの音つゞみのこゑに物もおぼえず、こはいづくの佛の御國などにきにけるにかあらんと、空にひゞきのぼる

やうにおぼゆ、内に入ぬればいろ〳〵の錦のあげはりに、みすいとあをくてかけわたし、へ。い。ま。ん。などひきたるほど、なべてたゞに此世とおぼえず、

〔枕草子春曙抄十一〕屏幔也、幕のたぐひ也、

〔榮花物語御賀二十〕ところ〳〵のあげはり、へ。い。ま。ん。などの色けざやかに、つなの色おどろ〳〵しきまであかうみえたるほどなど、けだかうめでたし、

〔延喜式大藏三十〕元正○中略前一日、殿○大極殿東南庭設皇太子及大臣輕幄、諸門懸屏幔、南三大門不須、○中略又豐樂殿○中略東西廊門南左右、幷諸門懸屏幔、○中略六月十二月神今食、中院東西廂殿懸幔、中門及掖門懸屏。幔。○中略十一日○九月奉伊勢太神宮幣、八省昭慶門東腋廊內懸幔、又同門及東西腋門懸屏幔、

〔西宮記正月上〕二日二宮大饗

有上皇及母后者、二日朝覲、○中略所司裝束、入門內、鋪縁道、立屏幔、臨其門下、自御輿步行、有鋪道御休所、

〔西宮記正月中〕一七日節會

天慶三年正月七日、上不出御、依兵亂止音樂、故不構舞臺、又依懸左近警固幕、施屏幔廊北柱云々、

〔江家次第十五〕卯日○大嘗會

寬平式云、是夜不警蹕、入御後殊禁高聲、仁和記云、入自南戶、先御西方御床、日記云、鈴櫃置御床南頭者、然而近例立左近陣前屏幔內云云、

〔類聚雜要抄三五節雜事〕移徙作法

一行事所雜物等○中略屏幔

〔大饗御裝束間事〕康平八五廿八記云、參殿申饗間事、屏幔、中門內幔、東西廊前屏幔如常儀、中門外幔如何、隨身所前立之、侍所前立蔀、前不立之、

幔門

〔西宮記 七月〕七月十六日相撲式
長元七年七月廿七日、於仁壽殿有相撲內取、○中略仁壽殿東庭南北、幷三面曳幕、南北各有幔門、左左仗廊北面、右御書所放立蔀、曳幕、
〔江家次第 九月〕十一日小安殿行幸裝束
其御屛風南北中間西去二許尺、立同御屛風一帖、爲屛代、東向、○中略
承明建禮等門中門東西各門當
東西行立白木柱、結白木管貫、第一間曳大藏省皀幔、昭慶門北退、門前曳屛代幔、臨門南退、昭慶門北退、
例幣次第
廳四面立幔、南者去廳三丈許、餘三方去廳二許丈、東幔南方有道、西子午行幔與東子午行幔相去五許丈、當廳第五間北開幔門、謂之屛代、
〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、○中略史生著幄之後、差隨身催鷹飼、御鷹飼左近府生下毛野敦方肸鷹、左肩雉、付雉於柴枝、犬飼持於幔門下、鷹飼取之、右懸肩右、牽犬飼、○註略入自西幔門、此間鷹飛鈴鳴、
〔大外記頼業記〕久壽二年十月廿六日、天子昇壇即位日也、○中略東第二同以西、除北間、立廻大宋御屛風十二帖、其西方立同屛風一帖、爲屛代、東向左右有路、屛風等皆張赤綱、置鎭子、
〔仁安三年即位御裝束次第〕南北腋中央、頗西去、立布障子一枚、爲屛代、在臺、此障子記文並應德記不見、而此四ヶ間爲女房候所之間、狼藉多端、不可無屛代、近代度々例、皆有屛代障子、仍立之、但馬道東屛代、任應德例立屛風、屛代同可用屛風也、而屛風不足間、立障子、東西屛代各別也、頗無其謂歟、
〔續古事談 五〕大饗ノ鷹飼ハ、中門ヲ通リテ幔門ノ本ニテ鷹ハスウルナリ、ソレニ東三條ハ、中門ヨリ幔門ノ許マデハルカニトヲシ、○下略

垣絹

〔秋齋間語 一〕勢州にて遷宮の時、神體をば一之禰宜捧てゆく、たすけの輩、絹にて是を覆ふをきんがいとなん、きんかいは絹垣なるべし、

〔倭訓栞前編七〕きんがい　絹垣と書り、古事記に綺垣と見え、儀式帳に生絁衣垣とも見ゆ、伊勢神宮遷座の時に用るもの也、

〔古事記中應神〕故天皇崩之後、○中略大雀命聞其兄備兵、即遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚、以兵伏河邊、亦其山之上張絁垣、立帷幕、○下略

〔古事記傳三十三〕綺垣は、綺を長く引延て、垣の如く立隔つるを云、大神宮儀式帳新宮遷奉儀式行事に、人垣立氏、衣垣曳氏、蓋刺羽等捧氏幸行とあり、今世にも、遷宮に絹垣とて此物あり、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事
絹垣帳一條長六丈、弘三幅、

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御裝束用物事
生絁衣垣一條長六尺、三幅、

〔古事記上〕爾其后、取大御酒坏、立依指擧而歌曰、○中略阿夜加岐能、布波夜賀斯多爾、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、○下略

〔古事記傳十一〕阿夜加岐能は、文垣之にて、文とは物の形畫き、彩色などせるを云なるべし、又は綾にもあるべし、綾としては疑もあるべく、又其を解べき由もあれど、此には略きつ、垣は帷帳などを云なるべし、太神宮儀式帳に、衣垣曳氏とあるも、絁を垣の如く引延隔つるを云るに准へて知べし、凡て加伎は内外を隔限る由の名なれば、何にても云べきなり、契沖は、文垣にて、垣をさま〳〵に彩たるを云かと云、師は、くみ垣なりと云れつれど、垣にては此にかなひがたし、其故は、垣の下にと云ては、戸外の庭に離るになるなり、かの妻ごみに八重垣作るなどとは、そのさま等しからぬをや、其上此次の閾に離るゝに、云々が下りにと云るは、みな閨中の床のさまを云るに、その一トつゞきの同閾にて、此のみ離れて庭の垣下なるべきにあらず、斯多は裏の意とも強ては云べけれど、まるにても被と垣とを一トつゞきに、同閾以ていふべきにあらず、垣と彼とは同類の物にあらず、もし垣ならば、衣にもと垣の類の物をいふこそ、古言の雅なれ、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、○中略葬者藏也、欲人之不得見也、廼者我民貧絕、專由營墓、

幔名稱

爰陳其制、尊卑使別、夫王以上之墓者、其內長九尺、濶五尺、(中略)其葬時、帷帳等用白布、

〔日本書紀通證三十孝德〕帷帳(中略)帳訓加伊之呂、延喜式所謂壁代也、古今集帳乃加多比耳之紐、

○按ズルニ、帳ヲ加伊之呂ト訓セタルハ、垣代ノ音便ナリ、日本書紀通證ニ壁代也トアルハ穩ナラズ、源氏物語紅葉賀ニ、四十人のかいしろいひしらず吹き立てたる云々トアルハ、樂人ヲイヘルナレド、此亦かいしろハ垣代ノ音便ナリ、

〔河海抄四紅葉賀〕四十人のかいしろ　長秋卿笛譜云、四十人之內、有序二人、破二人、垣代三十六人云々、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

天皇卽位之年、(中略)先禊一日、次官以下主典已上、向禊處供張幄幕、其御禊座雙立五丈紺幄二字、(中略)去之三丈懸紺布垣代、

〔內宮長曆送官符〕坐相殿神裝束

垣代生絹單帳壹條(長六丈、廣三幅、)

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合垣代帳陸條(四條表紺裏緋、一條廿三副、一條十一副、並通物、)

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合通分雜物參拾伍種(中略)

紫籠目紗垣代帳壹張(廣廿二幅)(中略)紺布垣代帳陸張(各三幅)

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幄　四聲字苑云、幄(於角反、和名阿計波利、)大帳也、

〔箋注倭名類聚抄六屏障具〕按、阿計波利有棟梁、蓋揚張之義、對平張之名、(中略)按、說文、楃木帳也、無幄字、則知楃幄古今字、大帳疑木帳之誤、釋名幄屋也、以帛衣板施之、形如屋也、周禮注、四合象宮室曰幄、漢書禮樂志注、帳上四下而覆曰幄、昭十三年左傳正義、幕大而幄小、按、幄在幕下張之、蓋帳臺之類、非阿計波利也、

〔段注説文解字 六上木〕楃、木帳也、周禮巾車、翟車有楃、字從木、釋文及各本從手、非也、釋文云、楃劉音屋、賈馬皆作幄、故幕人注曰、四合象宮室曰幄、許書無幄、有楃、楃蓋出巾車職、今本周禮轉寫誤耳、鄭云有楃、則此無蓋、謂上四車皆有容有蓋、翟車以楃當容、不云有蓋也、釋名云、幄屋也、以帛衣版施之、形如屋也、故許曰木帳、從木屋聲、於角切、三部、

〔漢書 禮樂志二十二〕天馬十、太初四年誅宛王獲宛馬作、○中略 照紫幄、珠熉黃、如淳曰、熉音殞、黃貌也、師古曰、紫幄饗祠之幄也、幄上四下而覆曰幄、言光照紫幄、故其珠色熉然而黃也、

〔楊升庵外集 經說二十八〕屋漏

詩抑之篇曰、尙不愧於屋漏、鄭箋曰、屋小張也、疏引周禮天官幕人職、掌帷幕幄帟注云、帷幕以布、幄帟以繒、帷幕是大帳、幄帟爲小帳、禮之用帷幕者、皆於野張之、以代宮室、其宮內不張幕也、幄則室內亦有之、今按、鄭玄解屋爲小幄、蓋以屋爲幄也、史記運籌帷帳之中、或作帷幄、帳與幄一物也、幕卽幕也、易井收勿幕、吳氏纂言、音幕是也、軍行之制、將於野次設幕、發令犒士臨之、詩人所詠青油幕也、其隱奧深居曰帳、密謀秘議臨之、所謂玉帳虎帳是也、

〔伊呂波字類抄 安地儀〕楃アケハリ　幄同上　幃幄アケハリ

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕幄音握　和名阿計波利

幄者帳、以布爲之、四合象宮室、三禮圖云、在上曰帟、四方及上曰帷、上下四方悉周曰幄、原始云、伏羲同母妹女媧氏、初作幕幄、使祭神者致感格、

〔古事記 中應神〕亦其山之上張絁垣、立帷幕、

〔古事記傳 三十三〕帷幕は、阿宜波理と訓べし、和名抄に、四聲字苑云、幄大帳也、和名阿計波利、書紀齊明卷に、張紺幕於此宮地とあり、繼體卷に幄幕をキヌマクと訓、和名抄にも幕和名萬玖とあれども、此は字音とこそ聞ゆれ、又帷和名加太比艮とあれど、此は帷と幕と二には非ず、二字を連れて一物に訓べきなり、つれに帷幕とつゞきたる字なる故に、かくは書るのみなり、帷にも字書に幕也と云注あり、又斗婆理とも訓べし、和名抄に、唐韻云、幌帷幔也、和名止波利とあり、そも／＼和名抄には、帷は加太比艮、幕は萬玖、帟は比艮波利、幄は阿計波利、幔は萬多艮萬久、幌は止波利、帳は俗音長などくさ／＼に分たれども、そはやゝ後のことにて、古はさしもあらじ、字も漢國にても通用ること常なれば、此の訓も右の字どもには泥まず、たゞ古き名に依て訓

べきなり、阿宜波理は幄字を用ひて、屋の如く上に張る名とは聞ゆれど、又横なるも通はしても云べし、横より上へかけて張故にもあるべし、かくて此は上なる絁垣ぞ、今世の幕のさましなる物なれば、幄幕は即後世の幄にてもあるべし、

〔倭訓栞前編二〕あげはり　日本紀に幕をよみ、倭名鈔に幄をよめり、上下四方悉くまとふて、宮室に象るをいふ也、揚張の義なるべし、

〔日本書紀斉明二十六〕二年、是歳於飛鳥岡本更定宮地、時高麗、百濟、新羅、並遣使進調、爲張紺幕於此宮地而饗焉、

〔釋日本紀秘訓二十〕紺幕（フカイハナダノアゲハリ）

〔古今要覽稿器財〕あげはり幄幕帷　あげはり古事記、日本紀、倭名類聚鈔、〈訓〉あげはりは揚張の義、屋のごとく上に張りて宮室に像りたるなり、弐かるに横もまた通じて言なり、故に倭名鈔に幄の字をあて、古事記に帷幕の字をあて、日本紀に幕の字をあてたるは、これらの字皆通じ用ゆればなり、玉篇にも、帷、幕、帳、幔等の字同じといへり、〇中略幄、延喜式、江家次第、說文、左氏傳、前漢書、幄は屋の義にて、やねをふきたるごとくおほひたる義なるべし、

〔倭訓栞前編二〕あく。。　幄を音にても呼べり、幄ノ屋、幄ノ座など見ゆ、

〔漢書九十九王莽傳〕後日未央宮置酒、内者令爲傅太后張幄。。坐於太皇太后坐旁、

〔松屋筆記六十三〕幄。。屋

古書に幄屋とあるは、帳を垂てかりそめに造たる屋也、小爾雅廣服六に、覆帳謂之幄、幄幕也とあり、

〔空穗物語田鶴の村鳥〕御まへことにいかめしうものまいりたりしも、つ。い。の。あ。くのまへに、なかとりあづまぎぬ、よききぬなどつみて、弐もつき給へり、

〔榮花物語音樂十七〕御堂供養、治安三年七月十四日とさだめさせ給ふ、〇中略それもその大もんのとに

幔製作

きぬやうちて、こゝらのそうのそこよりまいるべければ、近くは、えよりまいらず、行幸をだにみんとてぞ、立こみためる、

〔江家次第十四〕建禮門行幸裝束

門南霤以南去三丈立五丈簷合絹屋二字、(東西妻)屋庇柱外東西北曳廻絹斑幔、

〔延喜式三十大藏〕造幔幕幔用度

紺幔一字、(長七丈、廣二丈四尺、)表料紺帛十五疋三丈六尺、裁得卅九條、(長各二丈四尺、)長押三條、(長各六丈七尺、廣三寸、)表料紺帛四丈二寸、短押八條、(長各二丈四尺、廣三寸八分、)表料紺帛三丈八尺四寸、(已上並緋帛裏、其數各准表、)紐二百廿二條、(長各一尺九寸、廣三寸、)料緋帛一疋六尺六寸、長綱三條、(長各十丈五尺、廣九寸五分、)表料緋帛二疋三丈七尺五寸、心料調布七端二丈一尺、(長同表、廣二尺四寸、)横綱八條、(長各六丈三尺、二條各廣九寸五分、六條各廣六寸三分、)表料緋帛三疋八尺三寸、心料調布七端二丈一尺、(長同表、二條各廣二尺四寸、六條各廣一尺二寸、)縫料緋絲二斤四兩、生絲一絇一分、貫柱繩料熟麻大二斤二兩、長功日卌七人、中功日卌九人、短功日五十六人、

紺幔一字、(長五丈、廣二丈四尺、)表料紺帛十疋四丈八尺、裁得廿七條、(長各二丈四尺、)長押三條、(長各四丈九尺、廣三寸八分、)表料紺帛二丈九尺四寸、短押六條、(長各二丈四尺、廣三寸八分、)表料紺帛二丈八尺八寸、(已上並緋帛裏、其數各准表、)紐百五十八條、(長各一尺九寸、廣三寸、)料緋帛三丈七尺四寸、長綱三條、(長各九丈四尺、廣九寸五分、)表料緋帛二疋二丈一尺、心料調布六端三丈、(長同表、廣二尺四寸、)横綱六條、(長各六丈三尺、二條各廣九寸五分、四條各廣六寸三分、)表料緋帛二疋二丈四尺六寸五分、心料調布六端、(長同表、二條各廣二尺四寸、四條各廣一尺二寸、)縫料緋絲三兩、生絲九兩、貫柱繩料熟麻大一斤十一兩、長功日卌三人、中功日卌五人、短功日卌人、

〔雅亮裝束抄一〕ないらんのいゑに、もやのだいきやうを、すきのだい饗となづけてせらるゝ事あり、みさうぞくのてい、つねのもやのにおなじ事なり、○中略たちつくりのあくといふことあり、えんちかく三げんのあくをうちて、さうじのゑりかくるほどなるをたてたり、それはゑりをかけ

幄種類

てこひをきりて、御さかなにまいらするなり、そのあくは、ざのかみのかたにうちて、まんをあげて、ほう丁をそんざ御覽ずるなり、

〔延喜式三十大藏〕元正〇中略七日前一日、大膳職備節食所、立五丈紺幄一字、(木工預竪幄幔、柱桁、他皆效此、)

〔江家次第十四〕大嘗會御禊　皇后同輿儀

先是皇后出車、女御代出車、列立於頓宮北錦幄内、(相對立之、皇后南、女御代北、)

〔枕草子十一〕御經のことにあすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、〇中略おはしましつきたれば、大門のもとにこまもろこしのがくして、獅子こま犬をどりまひ、さうの音つゞみのこゑに物もおぼえず、こはいづくの佛の御國などにきにけるにかあらんと、空にひゞきのぼるやうにおぼゆ、内に入ぬれば、いろ〳〵の錦のあげはりに、みすいとあをくてかけわたし、へいまんなどひきたるほど、なべてたゞに此世とおぼえず、

〔續世繼一こがれのみのり〕三年(〇治曆)十月十五日には、宇治の平等院にみゆきありて、おはきおとゞ(〇藤原頼通)二三年かれにのみおはしまし、かば、わざとのみゆき侍りて、みたてまつらせ給とぞうけ給はりし、〇中略みだうの有さま、川のうへににしきのかりやつくりて、池のうへに、もからふねにふえのねさま〳〵きこえ、らべて、御前のものなどは、こがね白かね、色々の玉どもをなんつらぬきかざられたりける、

幄用法

〇按ズルニ、かりやハ幄屋ヲ云ヘルナリ、

〔延喜式三十大藏〕七日(〇正月)前一日、大膳職備節食所、立五丈紺幄一字、(木工預竪幄幔、柱桁、他皆效此、)八日〇中略同日(〇女王祿)内裏南庭西方、立五丈紺幄二字、(女王等所侍、十一月新嘗會亦同、)十七日大射、立七丈紺幄一字、懸幔、(蕃客入朝之日、設幄幔并數、并座處分、)〇中略二月八月釋奠祭、立五丈幄一字、懸幔、〇中略

四月十一月平野祭、立紺幄三宇、七丈一宇、五丈二宇、並懸幔、〇中略

四月賀茂祭日、立七丈幄四宇、五丈幄八宇、懸幔、上社七宇、下社五宇、〇中略

四月廿八日小月二十七日駒牽、武德殿南北立七丈幄五宇、五丈幄六宇、懸幔、

五月五日節、立七丈幄七宇、五丈幄七宇、平張二宇、懸幔、

六日、立七丈幄六宇、五丈幄六宇、懸幔、

六月、十二月神今食、〇中略立幄三宇、五丈幄一宇在中門外、七丈幄二宇在中和門外、新嘗祭亦同、

七月十四日、大膳職備盂蘭瓮供養所、立五丈紺幄一宇、懸幔、

七月廿五日相撲節、神泉苑立幄十二宇、平張二條、幕一張、

廿六日、紫宸殿前庭東西各立幄二宇、

九月九日節、神泉苑乾臨閣中庭立幄四宇、東二宇次侍從已上、西二宇文人、又立樂人幄一宇、〇中略

踐祚大嘗、朝堂院祭場立幄八宇、又豐樂院宴會、殿庭左立兩面七丈幄一宇、右立紺幄一宇、自餘同新嘗祭、

伊勢初齋院、幷入野宮之禊日、川上立幄十宇、

十二月供諸陵幣、〇中略設御座於建禮門外、立五丈紺幄二宇、次立七丈五丈紺幄各一宇、幷懸幔、又於正倉院立七丈紺幄一宇、列置幣物、立五丈紺幄二宇、一宇東面、懸幔、設參議以上一人座、一宇北面、設辨官以下座、〇中略

凡荷前物裹備之日、縫殿寮南庭立五丈紺幄一宇、懸幔、

凡臨時大祓所、立五丈幄二宇、七丈幄一宇、五丈一宇、設參議已上一人座、一宇設辨官座、七丈一宇諸司立祓、〇中略

凡在省紺幄十一宇、五丈紺幄八宇、〇中略皆收別倉、隨事供設、若有破壞者、申官縫換、但故弊者任充公用、〇中略

凡綿一百五十屯、古弊幄四宇、每年冬季充旋藥院、均分給彼院及東西悲田病者孤子等、

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀
天皇卽位之年、〇中略先禊一日、次官以下主典已上、向禊處供張幄幕、其御禊座雙立五丈紺屋二字、中置百子帳、(第一第二柱構於中流)去之三丈懸紺布垣代、其門內外屛懸斑幔、去之四丈立五丈幄、爲皇太子禊處、去之二丈立五丈幄、爲神祇官候處、去之三丈立五丈幄、爲置御輦之處、(方面各任地形)其御膳座去禊處五十丈、雙立五丈斑幕二字、中置輕幄、幄中東南邊立皇太子倚子、去之三丈立七丈幄、爲親王以下侍從已上候處、去之十丈立五丈幄、爲內膳司候處、其前設輕幄、爲進物所、又去御幄二丈立七丈幄二字、爲女御女孺以上候處、去之四丈立七丈幄、爲皇太子休息處、其大垣以紺布幔爲之、三面開門、一面臨流、去大垣三丈、立五丈幄、爲大膳職候處、去之四丈立五丈幄、爲太政官候處、

〔代始和抄〕御禊行幸事
大嘗會行れんとての十月に此事あり、〇中略長官次官以下をのく幄の座につきて事を行ふ川原の地を點じて南北四十五丈、東西四十丈に大綱をひき、札をたつる事あり、これより國司撿非違使等に仰て、汚穢不淨を禁め、牛馬の闌入をとゞめしむ、其後幄處分といふ事あり、諸司の著べき輕幄等をうたるゝ也、

〔兵範記〕仁安元年十月十五日乙酉、御禊點地也、〇中略大藏省立五丈幄二字、(子午妻合字)〇中略又立七丈幄、爲饗所、(東西妻)
三年十月廿日戊申、早旦參院、申明日雜事、次參殿下、內覽條々事、次向河原頓宮、木工寮立部屋五字、一字棟合、御膳幄一字、檜合御禊幄一字、衆日攝政殿休幕之上、募成功、令造進、云々、〇中略南西北三面引廻紺大幔、爲大垣、〇中略臨河東向立五間部屋二字、爲御禊幄、合檜不爲妻、其內板敷、東西敷緣二枚、部屋半葺檜皮、其上葺苫、覆纐斑幔、東幄中央間立百支帳、蓋葺檳榔、以紅梅色絹爲裏、其廻懸麹塵色涌雲綾帷六帖、(先例或用小葵文綾云々、每幅有紐、南西北垂帳、東西褰、帷廻引帽額、)〇中略去砌二丈許、建廻纐纈幔、(三面引滿十五帖、西面有屛間、件幔借中白川殿、唐綾二色押銀文、在錦緣、美麗過差物也、縣被用官行事所、葱花棧押金薄、)西面幔門二丈爲屛、

御禊幄西去三丈、北去十丈、建五間葺屋二字、合簷子午妻如巽幄、爲御膳幄、其內敷板、東西有緣覆表莚等如饗幄、但南北妻懸纐纈簷垂四面、懸御簾、其內敷薦、其上敷長莚、南幄中央引隔高松軟障五帖、(請藏人所、在關林坊御倉、)以東爲幄面、東幄敷滿兩地敷一帖、(長四丈許、弘一丈□□內藏司物敷、兼付條、)南第三間(中央間)立錦輕幄、其中敷赤地唐錦毯代、其上立平文大倚子、其上敷繧繝緣半帖、其上敷白織物褥、以青織物覆御倚子、御倚子前置御承足、裹白織物、其左右立平文置物机、(在高麗四、四角凡、精末濃結總等、)輕幄前置釆女草墪、輕幄北間敷繧繝緣帖二枚、其上敷東京錦茵、爲平敷御座、(東面西)其前居繪火桶、積炭副火箸、其北敷兩面緣帖一枚、爲攝政御座、南妻切二間、北妻切二間、簾中副立屏風各一帖、西幄南第二間當輕幄坤立御屏風二帖、其內北向立少障子、設裝器所、件幄皆敷滿長莚、南西北三面副簾中曳纐纈幔五帖、件幔同申用白川殿、敷緣緣帖八枚、爲女房候所、兩幄外南西北三面引廻班幔、如御禊幄、(件幔十餘帖、又申白川殿、)御禊幄南去五丈、西去五丈立五間幄、爲神祇官候所、四面引紺幔、巽角庭中立山城國進黑木案二脚、置路次諸社幣物、又公卿以下祓物設之、御膳幄南去五丈立七間紺幄一字、爲公卿座、(東妻當御所中央、)其四面各去五尺廻屏幔、(北西有幔門、)其南去二丈立七間幄一字、爲御前陪從座、(東妻當公卿幄第四間、)四面廻紺幔、

〔儀式十〕奉幣山陵儀

十二月上旬、(○中略)前一日、大藏木工等省寮、建禮門外橫立五丈斑幄二字、(北一字、其下備輕幄、設御座、南一字、爲陳設幣物之所、)其東三許丈縱立七丈幄一字、(○註略)其東縱立五丈幌一字、設外記史以下座、先是縫殿寮南庭立五丈幄一字、懸幔、設內侍已下褁別貢物座、大藏省正倉院中區縱立五丈幄一字、懸幔、設參議已上一人座、

〔江家次第三正月〕射禮

建禮門前立七丈幄、(天皇行幸建禮門、立斗帳、無出御之時、王卿著門前幄、)

〔雅亮裝束抄一〕大將あるじの事

幄屋　幄具

にしはれのいゐならば、ゑんでんのみなみにしのすみにあたりて、いぬゐたつみざまにすこしすぢかへて、あくをうちてゑくべきなり、こむのあくなり、

〔榮花物語とりべ野七〕かくて十月〇長保三年に御賀あり、土御門殿にてせさせ給ふ、〇中略諸大夫殿上人などは、あげはりにつきたり、

〔榮花物語御賀二十〕治安三年十月十三日、との丶うへ〇倫子の御賀なり、〇中略ところ〴〵のあげはり、へいまんなどの色けざやかに、つなのいろ、おどろ〳〵ゑきまであかうみえたる程など、けだかうめでたし、

〔續古事談一〕一條院ノ御時、大地震ノアリケル日、冷泉院仰セラレケルハ、池ノ中島ニ幄ヲタテヨ、オハシマスベキ事アリト仰セラレケレバ、人心エズ思ナガラタテヽ、御簾カケ疊シキタルニ、午時計リニワタリ給ニケリ、其後未時バカリニ大地震アリテ、遲ク出ル人ハ打ヒシガレケリ、

〔江家次第九月九〕行幸神祇官被立伊勢幣儀〇中略召使王於膝突給宣命、王取之出自東門、次大臣還幄屋、

〔江家次第十二〕於神祇官被立奉幣使儀〇註略正廳東第一間爲置伊勢幣所、〇中略第六間爲內侍候所敷帖（東有隔）東屋（爲幄屋）東第二間敷上卿座、

〔永和大嘗會記〕永和元年十月廿八日、天皇〇後圓融鴨河に幸して大嘗會の神齋のため祓したまふ、是を御禊の行幸といふ、上古は鴨河にかぎらざれども、天長以來おほくこの流に幄屋をまうけらる丶、

〔薩戒記〕應永卅三年十一月十三日壬寅、今日鎭魂祭也、〇中略又今度借請或人之次第曰、於宮內省跡儲七間幄屋、〇中略其東儲三間幄屋、〇下略

〔延喜式內匠十七〕幄一具、柱。十八株（六株各長一丈四尺、周一尺二寸、十二株各長一丈、周一尺、）料漆四升五合、播墨二升、單功七人幔。柱。

一枚、長一丈、周七寸、料漆二合二勺、掃墨一合、功少半人、幕桁一枚、長一丈三尺、周一尺五分、柱二枚、各長九尺、周七寸、料漆七合、掃墨五合、功一人、

〔大饗雜事〕一酒部所

二丈幄一字首書、康和記、黑漆骨、纐纈覆、蘇芳綱、東西行立之、久安、西中門南廊、東砌立酒部所幄、東西妻、

柱九本　棟一支　桁二支　梁二支　杭十二　槌一支　鐵布久志一柄　覆一帖十二幅

綱八筋大小

〔吾妻鏡七〕文治三年八月廿八日丙申、閑院遷幸料樂屋幄覆、アゲバリ幷御誦經幄覆以下、十月中可染進仙洞之由、被仰美濃權守親能之許云云、

〔代始和抄〕御禊行幸事

大嘗會行れんとての十月に此事あり、○中略長官次官以下をの〳〵幄の座につきて事を行ふ、○中略これより國司撿非違使等に仰て、汚穢不淨を戒め、牛馬の闌入をとゞめしむ、其後幄處分といふ事あり、諸司の著べき輕幄等をうたるゝ也、

〔延喜式五齋宮〕初齋院裝束

輕幄一具

〔任希古七夕臨泛昆明池詩〕長林代輕幄、細草卽芳筵、

〔延喜式十七內匠〕輕幄骨一具料漆七升、絹五尺、綿二屯半、掃墨二升、燒土二升、青砥一枚、炭一斛、單功卅人、

〔延喜式三十大藏〕凡在省紺幄十一字、五丈紺幔八字、紺輕幄七字、布幔百廿四條、皆收別倉、隨事供設、若有破壞者申官縫換、但故弊者任充公用、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

天皇卽位之年、○中略先禊一日、○中略設輕幄爲進物所、○中略次掃部寮官人左右各一人、相當輿騎陣胡床水

榻分在道左右、(胡床當於雨革、水樽當於蓋笠、)御茵松明在其內、(御茵在右、松明在左、)簀輕幄在其內、(簀在右、輕幄在左、)

〔延喜式 三十大藏〕元正、前二日、(中略)○前一日殿東南庭設皇太子及大臣輕幄、諸門懸屏幔、(南三大門不須)

〔儀式 十〕奉幣山陵幣儀

十二月上旬、(中略)○前一日、大藏木工等省寮、建禮門外橫立五丈斑幄二字、(北一字其下備輕幄設御座、南一字爲陳設幣物之所、)

〔西宮記 十二月〕荷前(付兩班幣儀)

建禮門南二許丈、樹五丈幄二字、(東西妻、爲合宇、)北一字立輕幄、立廻御屏風、敷御座、南一字敷薦、(薦南頭、薦上可立幣案、)爲立幣案之所、

〔江家次第 十四〕建禮門行幸裝束

門南霤以南去三丈立五丈簷合絹屋二字、(東西妻、)屋庇柱外東西北曳廻絹斑幔、其內鋪板敷、鋪滿廣薦幷長筵、(南薦少筵)其上北屋中央立輕幄、其內東西北立廻大宋御屏風二帖、其中鋪二色綾毯代、立平文大床子二脚、其上敷高麗褥、其上自藏人所受圓座一枚、敷之爲御座、

〔後二條關白記〕寬治七年四月十二日戊午、未剋參齋院、(中略)○著御河原之間、長官下所催行候也、上卿參會候、非必定事、或上達部前居檜破子之時候歟、　廿一日丁卯、著御祓幄了、件幄者設平尾之中、立輕幄一字、設後方屏風、(五尺二帖)　廿七日癸酉、於高陽院有競馬事、(中略)○馬場殿北廊懸御簾、卯酉屋懸御簾、雄埒東設輕幄五字、其東設平張爲廐馬、雌埒西設幄、其上設廐馬舍云々、

〔兵範記〕仁安三年九月廿七日乙酉、參攝政殿、次參裝束司行事所、(大膳職寢殿)大夫史隆職宿禰、判官史廣盛、史生守康以下四五人、官掌爲宗等參著、撿知御禊御裝束具、

御膳幷御禊幄覆七帖、輕幄覆、(鉑)骨、百支帳骨、幷覆檳榔毛、同帷六帖、(後)大宋屏風、大床子、面地鋪、御倚子覆、

如此物猶巨多、不遑記錄、其中古弊破損物者可調替、尋常物者或修理、或不可調替之由議定返

納了、

十月廿日戊申、早旦參院、申明日雜事、次參殿下、內覽條々事、次向河原頓宮、木工寮立蔀家五字、〇中略南第三間中央間立錦軟障、其中敷赤地唐錦毯代、其上立平文大倚子、

〔愚昧記〕建久元年八月三日甲寅、未時剋右中辨朝臣來示事々等、〇中略

一庭中御座打軟幔事、裝束司幷殿下□□も、皆神事之時用之、而借用佛事之條可有憚哉、

予答云、裝束司軟幔、荷前之時用之、如何、必不可爲神事也、

〔倭名類聚抄 十四 屏障具〕帟 周禮注云、平張曰帟、羊益反、和名比良波利、

〔箋注倭名類聚抄 六 屏障具〕冢宰之屬幕人注云、帟平張也、此所引蓋是、段玉裁曰、說文無帟字、蓋假亦爲之、亦之言重也、〇中略比良波利即平張之義、謂上平、不與阿計波利之有棟同也、按禮記檀弓注、帟幕之小者、釋名、小幕曰帟、張在人上奕々然也、周禮幕人注、帟主在幕若幄中坐上承塵、後漢書皇后紀注、帟幄中坐上者、卽承塵之類、蓋旁設帷、上施幕、其中有幄、幄中有帟也、則訓爲比良波利不允、

〔後漢書 十上 皇后〕東京皇統屢絕、權歸女主、外立者四帝、臨朝者六后、莫不定策帷帟、委事父兄、貪孩童以久其政、抑明賢以專其威、周禮、幕人掌帷幕幄帟之事、鄭玄注曰、帟幄中坐上承塵也、

〔伊呂波字類抄 比 雜物〕帟 ヒラハリ、平張曰帟、

〔江次第抄 一 正月〕平帳 如幄者也

〔倭訓栞 中編 二十一 比〕ひらばり 倭名抄に帟をよめり、江次第に平張と書り、周禮注に平張曰帟と見えたり、帟にうつゝといふ事は徒然草にみゆ、

〔俚言集覽 比〕平張 夏山雜談、平張とは假屋の事也、愚案、平張を假屋の事とするは後世のこと也、

〔空穗物語 樓の上之上〕大とのゝ、御まこにまうで給へるほどに、ひらばりいとちかし、みこ君わか君とあそび給て、いざかのひらばりにいかんとの給て、みこふにかゝげていりおはします、〇中略

がく人もみなひらばりにあつまりぬと、一院御らんじて、○下略

〔源氏物語二十四胡蝶〕春のうへの御心ざしに、佛に花たてまつらせたまふ、とりてふにさうぞきわけたるわらはべ八人、○中略みなみの御まへの山ぎはよりこぎ出て、おまへに出るほど、風吹てかめの櫻すこしうちちりまがふ、いとうらゝかにはれて、霞のまよりたち出たるは、いと哀になまめきて見ゆ、わざとひらばりなどもうつされず、おまへにわたれるらうをがく屋のさまにして、○下略

〔仙源抄飛〕ひらばり　平幔、左右樂人樂屋也、幄等同歟、

〔徒然草下〕見物の棧敷うつもよからぬにや、ひらばりうつなどはつねの事なり、棧敷かまふるなどいふべし、

帟製作

〔類聚名物考調度五〕ひらばり　平張　帟幄

神村胤相云、平張の事上に記す如く、大藏式に鋪設の事は見え候へども、内匠式に平張の注文は桁など〻云物見えず、然ば平張といふは、鋪設の上の名にて、別に幄の外平張と云物有にはあらざる樣に候、江次第等を合考侍るに、幄と大同少異にて、幄は右に記す如く柱に長短有、長きを中に立、短き柱を檐に立て、屋形をなし、幔を懸たる物と見え候、平張は幄の柱を用ひ設くれども、屋の形をなさず、同じ長さの柱ばかりを用ゐて、庇をなさず、今いはゆる天幕をはると云が如くしたるをいふ類に候、節會雨儀に設けたる事、江次第の中往々所見候、儀注の書廣相考候はゞ、證據もたしかなる說も出來べく候歟、先愚按憶說の方申入候、取捨云々、

帟用法

〔延喜式三十大藏〕五月五日節、立七丈幄七字、五丈幄七字、平張二字、懸幔、
七月廿五日相撲節、神泉苑立幄十二字、平張二條、幕一張、

〔新儀式四〕殿上侍臣賭弓事

若有賭弓、〇中略同正月十八日之儀、但南庭立平張二字、爲前後射手等座、前方北幄、後方南幄、是爲避暖日熾時炎聞、以左右近衞府平張立之、而近代必立件幄、漸爲流例也、

〔西宮記正月上〕二日二宮大饗
延長三年正月二日、吏部記云、中宮饗設玄輝門西、東宮設職御曹司、親王南面、公卿北面、設倚子、〇中略設樂人平張於南庭云々、

〔西宮記七月〕七月十六日相撲式
吏部王記、天慶三年閏七月十三日、依右大將請、詣彼家相撲人歸饗等、〇中略東南庭近寢殿立酒部平張一字、南庭東邊乾巽爲端、雙立平張二字、東爲相撲人座、西官人座、對後

〔江家次第正月三〕賭射裝束
紫宸殿壇去五六丈、東西行鋪諸衞射手座、北左近、次右近、次左兵衞、次右兵衞、每府二行、兩義本府各立平張、

〔日本紀略醍醐〕天延三年六月十六日丁巳、六衞府官人以下舍人以上、著束帶、愁申諸國不下行大粮米之由、忽無裁許之間、立平張於陽明門、著弓箭訴申之、被問先例無此例、仍壞平張畢、愁申事、召問在京國司、可令裁許者、

〔今昔物語二十八〕越前守爲盛付六衞府官人語第五
今昔、藤原ノ爲盛ノ朝臣ト云フ人有ケリ、越前ノ守ニテ有ケル時ニ、諸衞ノ大粮米ヲ不成ザリケレバ、六衞府ノ官人下部ニ至ルマデ、皆發テ、平張ノ具共ヲ持テ、爲盛ノ朝臣ガ家ニ行テ、門ノ前ニ平張ヲ打テ、其ノ下ニ胡床ヲ立テ、有ル限リ居並デ、家ノ人ヲモ出シ不入ズシテ責メ居タリケリ、〇中略早ウ此ノ爲盛ノ朝臣ガ謀ケル樣ハ、此ク熱キ日、平張ノ下ニ三時四時炮セテ後ニ呼入レテ、喉乾タル時ニ李鹽辛キ魚共ヲ肴ニテ、空腹ニ吉クツヾシリ入サセテ、酸キ酒ノ濁タルニ、牽牛子ヲ濃ク摺入レテ呑セテハ、其ノ奴原ハ不痢デハ有ナムヤト思テ謀タリケル也ケリ、

〔今昔物語二十八〕圓融院御子日參曾禰吉忠語第三

今昔、圓融院ノ天皇位去ラセ給テ後、御子ノ日ノ逍遙ノ爲ニ、船岳ト云フ所ニ出サセ給ケル、〈中略〉船岳ノ北面ニ、小松所々ニ群生タル中ニ、遣水ヲ遣リ、石ヲ立、砂ヲ敷テ、唐錦ノ平張ヲ立テ、簾ヲ懸、板敷ヲ敷キ、高欄ツゾシテ其ノ微妙キ事无限シ、

右近馬場殿上人種合語第卅五

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ種合セ爲ル事有ケリ、〈中略〉大臣屋ノ前ニ、埒ヨリ東ニ南北向樣ニ、錦ノ平屋ヲ卯酉ニ長ク立テ、同錦ノ縵ヲ引廻シテ、其ノ内ニ種合セノ物共ヲバ悉ク取置タリ、出納小舍人ナド平張ノ内ニテ皆此レヲ俸ツ、〈中略〉埒ヨリ西ニハ、其レモ南北ニ向樣ニ勝負ノ舞ノ料ニ、錦ノ平張ヲ立テ、其ノ内ニ樂器ヲ儲ケ、舞人樂人等各居タリ、

〔大鏡七太政大臣道長〕三月上の巳日、御祓にやがて逍遙し給ふとて、帥殿河原にさるべき人々あまたぐして出給へり、平張どもあまた打わたしたるおまし所に、入道殿〈藤原道長〉も出させ給ひたる、

〔權記〕正曆五年正月一日癸丑、節會如常、御南近仗陣階下之間甚雨、左仗施平張、右仗無其設、亞將走立、仗走入、事頗輕々、

〔小右記〕長元二年正月一日、雨雪無隙、已及夜漏、所司奏可付内侍所事、可改雨儀事、以頭辨重尹即令奏、仰云、依請、即仰大外記賴隆、以隨身令仰可引陣之由、左陣申云、賴隆仰云、可候日華門者、仰云、雨雪不止者可立平張、同差隨身仰右仗、又召賴隆異人問、案申云、雨儀之時、左右近陣候日華門下之由、見日記者、仰之甚謬事也、仰左右仗立平張可候之由、其後左右仗忽構立平張了、卽引陣、　二日、緣殿進、昨日被大外記賴隆云、昨日所申陣候所事、依正曆日記引勘年々例、立平張由所見、正曆例、昨日未引陣之間開門、幷右仗平張、早壞之由有仰、右將三人〈中將實基、隆國、少將資房、〉被勘責云々、

〔山槐記〕元暦二年〇文治元年八月廿八日戊寅、今日有東大寺大佛開眼事、〇中略又聞、自京中幷諸國參詣之輩、滿寺中、無其隙、或構平張、女房或乘車乘輿、

古事類苑

器用部十四

屏障具二

幌名稱

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幌　唐韻云、幌(胡廣反、上聲之重、和名止波利、)帷幔也、

〔箋注倭名類聚抄六屏障具〕古本新撰字鏡同訓、○中略蓋可閉戶之處、張之以取明也、今俗長暖簾之類也、○中略文選雪賦、月承幌而通暉、注引文字集略云、幌以帛明牕也、

〔伊呂波字類抄止雜物〕幌(トハリ、帷幔也)　幃(幃)　幬(巳上同、亦作胡禪幔也)

〔易林本節用集登食服〕幌(トバリ)　幔(同)　帷(同)

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕幌(とばり)(音黃)　和名　止波利　俗云暖簾(ノウレン)

唐韻云、幌者帷幔也、以布棉爲之、其幅無定、市鄽每戶懸幌、記屋號及所買之品類者、卽幌之屬也、

〔倭訓栞前編十八登〕とばり　日本紀に帳をよみ、古事記に幕をよみ、和名抄に幌をよみ、常に幔をよめり、戶張の義也、今いふ暖簾の類也、雲のとばり、霧のとばりなどよむは、見たてたる也、とばりあげは褰帳をいふ、玉葉集に、今上御卽位の時、大納言三位とばりあげつとめて、上階して侍りし時申つかはしける、

　高みくら雲のとばりをかゝぐとてのぼるみはしのかひもあるかな

〔日本書紀十二履中〕八十七年正月、大鷦鷯天皇崩、皇太子自諒闇出之、未卽尊位之間、以羽田矢代宿禰之女黑媛欲爲妃、納采既訖、遣住吉仲皇子而告吉日、時仲皇子冒太子名以奸黑媛、是夜仲皇子忘手鈴

幌製作

於黑媛之家而歸焉、明日之夜、太子不知仲皇子自行而到之、乃入室開帳居於玉床、

〔古事記 中應神〕其山之上張絁垣、立帷幕、

〔古事記傳 三十三〕帷幕は阿宜波理と訓べし、○中略又斗婆理とも訓べし、

〔日本書紀 十九欽明〕二十三年八月、天皇遣大將軍大伴連狹手彥、領兵數萬、伐于高麗、狹手彥乃用百濟計、打破高麗、其王踰墻而逃、狹手彥遂乘勝以入宮、盡得珍寶賄賂、七織帳、鐵屋還來、舊本云、鐵屋在高麗西高樓上、織帳張於高麗王內寢、以七織帳奉獻於天皇、

〔日本書紀通證 二十四欽明〕七織帳 禮玉藻、士不衣織、註織染絲織之、魏略西戎傳曰、終地金織帳、初學記曰、七綵帳、七綵芙蓉之羽帳、

〔催馬樂〕我家

わいへんは、とばりちやうをもたれたるを、おほぎみきませ、むこにせん、みさかなに、なによけむ、あはびさだをか、かせよけん、あはびさだをか、かせよけん、

〔梁塵愚按鈔 下〕とばりは幌也、ちやうは帳也、又帳をも則とばりとよむなり、

〔源氏物語 二帚木〕火あかくかゝげなどして、御くだ物ばかりまゐれり、とばり丁もいかに、そはさるかたのこゝろもなくては、めざましきあるじならんとのたまへば、○下略

〔延喜式 六齋院〕三年一請雜物

深縹帛四疋三尺五寸、○中略五丈二尺五寸、夏幌五條紺表料、三丈五尺、冬幌同料、○中略絹二百卅八疋一丈七尺九寸、○中略九疋二丈五丈二尺五寸、細裏料、八疋、冬帷料、三丈五尺細裏料、幌夏帷五條料、調綿三百廿三屯、○中略三十五屯冬幌五條料、絲二絇、縫冬斗帳幌料、○中略斗帳、幷苅安草八十二圍、半、○中略廿七圍、染幌七條表絹五疋四丈料、○中略錢十七貫七百卅文、九貫八百四十六文、染斗帳一具、壁代十八條、幌七條表絹廿二疋四丈二尺料、藍料、疋別三百文、七貫七百廿文、染同裏料淺縹絹廿五疋四丈四尺料、疋別三百文、

〔延喜式 五齋宮〕年料供物

幌三條 每年供之、讎殿寢、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合布。單。帳。漆拾陸張

佛分單帳貳拾捌長〈十六張絹、十二張麁、〉

一長一丈二尺三寸廣四幅　一長九尺七寸廣四幅　一長一丈四寸廣三幅
一長九尺五寸廣四幅　一長一丈二寸廣四幅　一長一丈五寸廣四幅
一長九丈〈〇丈恐尺誤〉九寸廣三幅　一長八尺八寸廣四幅　一長九尺廣三幅
一長二丈六寸廣四幅　一長一丈三尺廣二幅　一長一丈九寸廣四幅
一長九尺九寸廣四幅　一長七尺七寸廣三幅　一長九尺九寸廣四幅
一長一丈一寸廣三幅

以上絹

三長各八尺廣三寸　一長一丈廣五幅　一長一丈六尺廣四幅
一長一丈三寸廣五幅　一長九尺七寸廣二幅　一長一丈二寸廣四幅
一長七尺八寸廣三幅　一長八尺二寸廣三幅紺　一長八尺八寸廣三幅
一長一丈一尺廣三幅

以上麁

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合通分繡。帳。貳張〈其帶廿二條、鈴三百九十三、〉

右、納賜淨御原宮御宇天皇者、〇中略

合通分雜物　拾伍種

繡。八。部。帳。壹張〈長七尺、廣五尺、〉　帳壹張〈表〇紫、裹〇綠、在〇繡、〉　與。人。錦。帳。壹張〈長六尺二寸、廣五尺、〉

秘。錦。貳張〈一長七尺九寸、廣四尺九寸、一長七尺五寸、廣四尺九寸、〉　毛。錦。帳。貳張〈一長九尺一寸、廣四尺四寸、一長九尺、廣四尺四寸、〇下略〉

〔江家次第〈七六月〉〕中和院神今食御裝束

當日神嘉殿、〇中略北戶外庇內敷₂小筵二枚₁、爲₂御裝物所₁、南北東西戶懸₂絹。幌。₁、

〔內宮長曆送官符〕御裝束　伍拾肆種

大神宮御料〇中略

生○絁○單○幌○壹條（長七尺三寸、廣七幅、○中略）

坐相殿神裝束○中略

寶殿貳宇、生○絹○幌○貳條、（長各六尺三寸、廣四幅、○中略）

出座料御裝束○中略

細○布○袷○帳○壹條、（長九尺、廣四幅、依式九尺者、而天元二年一丈者、）生○絁○袷○帳○壹條、（長九尺、廣四幅、）

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合緋○絁○帳○捌張

佛分肆張（一長一丈五寸、廣四幅、一長一丈五尺、廣二幅、一長一丈二尺、廣四幅、一長一丈四寸、廣五幅、）

右、養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮御宇天皇者、

寺掃分肆張（一長六尺四寸、廣四幅、一長一丈五寸、廣三幅、二長各七尺五寸、廣四幅、）

右、納賜平城宮皇后宮者、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合絁○帳○貳拾張（佛物十張之中、緣二張、帛八張、溫室分物赤帛一張、常住僧物一張、通物緣八張、）

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡造大嘗宮者、○中略悠紀院所造正殿一宇、○中略戸懸布○幌○、（內藏寮所設、）

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

頒下諸司諸國官符宣旨例

太政官符大藏宮內省

大藏省、○中略幌料望○陀○布○三丈二尺、（已上縫殿寮所縫作、即縫女等卜食令縫、）

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合布○帳○參拾參張（佛物五張之中、四細○布○、一長○布○、溫室分十張之中、一細布、九長布、菩薩物二張、並細布、四天王物三張、常住僧物一張、長布、通物十二張之中、細布六、長布六、）

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕黃○帳○壹張（長九尺六寸、廣二幅半、）

緣○帳○壹張（長八尺八寸、廣□幅○中略）

幌用法

右、癸巳年十月廿六日仁王會、納賜飛鳥宮御宇天皇(○持統)者、

〔儀式　三〕踐祚大嘗祭儀

先祭七日、鎭大嘗宮齋殿地、(○中略)其大嘗殿所須(○中略)幌二具、筥三合、幷人給衾八條、單四條、預令縫殿寮縫備、

幌具

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事

太神正殿裝束六物(○中略)

御幌帳一條(長七尺三寸、弘四幅、○中略)

寶殿二字御幌二帳(長各六尺三寸、弘四幅、)

御門四間生絁御幌四帳

瑞垣御門帳一條(長七尺八寸、弘四幅、)　番垣御門帳一條(長八尺八寸、弘五幅、)　玉串御門帳一條(長八尺八寸、弘五幅、)　玉垣御門帳一條(長七尺四寸、弘三幅、)

〔內宮長曆送官符〕御裝束　伍拾肆種

大神宮御料、(○中略)肆御門幌肆條、

瑞垣御門(長七尺八寸、廣四幅、)　蕃垣御門(長八尺八寸、廣五幅、)　玉串御門(長八尺八寸、廣五幅、)　玉垣御門(長八尺四寸、廣三幅、)

〔行厨集　八人物部帷〕門帷(日門幃、又牙尺餘俱、部日蕺尺、用蕺枝、)

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御裝束用物事

止由氣太神御裝束物(○中略)

御幌帳壹條(長七尺三寸、四幅、○中略)寶殿一間御帳二條(長各八尺、各四幅、已上生絁、)

〔延喜式　十五內藏〕元正預前、裝飾大極殿、(○中略)帳二條、(淺紫綾表、緋綾裏、)

〔延喜式　四伊勢大神宮〕修飾神宮調度

垂布

正殿○中略硯懸鐶三枚、長各一寸五分、穴徑三分、頭徑六分、位金三枚、徑各一寸二分○中略北御門○中略硯懸鐶三枚、長各一寸五分、頭徑六分、位金三枚、徑各一寸二分○中略御門四間硯懸鐶十二隻、長各一寸五分、頭徑三分、位金十二枚、徑各一寸半

〔撮壤集 中 飾具〕垂布タレヌノ

〔下學集 下 絹布〕幃タレヌノ

〔易林本節用集 太 食服〕幃タレヌノ　帳同　幔同　帷同

〔倭訓栞 中編 十三 多〕たれぬの　類聚雜要、東三條室禮に、垂布見えたり、

〔俚言集覽 太〕垂布　麿筑波、美しき花は小家の軒端にて、と云句に、柳のいとの枝やたれぬの、

〔類聚雜要抄 一〕一母屋大饗

永久四年正月廿三日　内大臣殿○藤原忠通　母屋大饗寢殿指圖　東三條殿

長押母屋際ニ渡テ垂布ヲ懸

〔大饗雜事〕一垂布上客料理所

久安、上客料理所、西北二面、懸白垂布、其内副東西壁、立三屛風各一脚、敷紫端黃端等疊、御車宿西東、隨身所二間懸紺○○○垂布、

〔大饗御裝束間事〕所々座事

康和二七十七、爲隆記云、東三條○中略西中門北廊西戸以北、設諸大夫座、傍西壁、敷紫端帖三枚、同廊馬道北邊戸以北、設尊者前駈座、母屋三个間、東柱西面、其北間簾垂下懸渡紺垂布、○中略西渡殿爲上客料理所、日來於東御隨身所、調侍、今朝渡之、南北面懸白○○○垂布、其内三重棚各一脚、又敷紫端帖、爲其所人座、北政所屋、爲撿非違使座、半蔀戸等懸白垂布、其內對座、敷紫端帖六枚、

〔兵範記〕久安五年十月十八日丙寅、昨今日奉仕小松殿御裝束、○中略南妻戸懸紺垂布、敷紫帖一枚、

十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君○藤原頼長子師長元服事、年十二○中略雜色所、左近邊、今度以御車宿南妻、爲御所、懸白垂布、與方横切敷紫端帖一枚、其前立四尺黑漆食床一脚、爲長座、其東二行敷黃絹緣帖四枚、中央立八尺食床一脚、○下略

〔山槐記〕（裏書）仁平元年十月十六日壬午、行事藏人縫殿權助頼業豫仰所司鋪設裝束、其儀二行對座、〇（中略）西蔀懸垂布、（紺）

〔倭名類聚抄〕（十四 屛障具）帷　釋名云、帷（音維、和名加太比良、）圍也、以自障圍也、

〔箋注倭名類聚抄〕（六 屛障具）孝德紀同訓、新撰字鏡鋪字亦同訓、按加太、不複重之義、比良、謂薄如葉也、俗與校訓比良同、帷所謂帳帷、几帳帷卽是、後謂禪布衣爲加太比良、本書內衣訓由加太比良是也、以帷子字爲禪布衣、非是、〇（中略）按、依釋名所云、則帷後世軍營施之自圍、呼幕者之類、非加太比良也、

〔段注說文解字〕（七下巾）㡘、帷也、（釋名曰、㡘廉也、自障蔽爲廉恥也、戶㡘施之於戶外也、按與竹部簾異物、㡘以布爲之、簾以竹爲之、）从巾、（鄭云、帷以布爲之、）兼聲、（力鹽切、七部、）

帷、在旁曰帷、（周禮注同、釋名曰、帷圍也、所以自障圍也、）从巾、隹聲、（洧悲切、十五部、）匱、古文帷、（錯曰、从匚象周帀、）

〔伊呂波字類抄〕（加 雜物）帷（カタヒラ）　幃

〔運步色葉集〕（賀）帷子（カタヒラ）（左傳九、帷堂而哭、同十七、以帷縛其首、）

〔新撰字鏡〕（金）鋪（普胡反、陳也、遍也、布也、舒也、設也、加太比良、又巳之、）

〔後奈良院御撰何曾〕夏衣冬降にけり　かたびら

〔和漢三才圖會〕（三十二 家飾具）帷（かたびら）（音爲）　幃（同）　和名加太比良　今云水引是乎〇（中略）

按、本朝所謂帷、幕、帷、相誤也、所圖隨其誤耳、且又以衫衣爲帷子（カタヒラ）、（事詳于衣服類之下）蓋衫衣單布圍身體、似帷之圍屋舍者、故假稱加太比良、竟失本乎、

〔東雅〕（八 器用）帷カタビラ　倭名鈔屛障具に、釋名を引て、帷は圍也、以自障圍也、讀てカタビラといふと注したり、カタビラといふ義不詳、（倭名鈔澡浴具に、溫室經論語注等を引て、內衣明衣並讀てユカタビラといふと注したり、又俗に大帷子などしるして、帷の字讀てカタビラといふものあり、すべてこれらの名義不詳、）又倭名鈔に見えし幕マクといふは、其字の音也、又帟ヒラバリといふは、周禮注に平帳曰帟之義也、幄アゲハリといふは、小爾雅に覆帳謂之幄之義也、幔マダラマクといふは、本朝式斑幔之義也、幌をばトバリといふ也、凡帟帳之屬をハリといふは、釋名に帳張

也といふ義によれりとみゆ、さらば小帳曰斗之義によりてトバリといひしもしるべからず、和名鈔に、帳は此間に長といふと注せしは、字の音をもてよぶ也、俗亦讀てタレヌノといふ也、

〔倭訓栞前編六加〕かたびら　日本紀、倭名鈔に、帷をよめり、傍平の義、ひらばりなどいふが如し、古今集に、帳のかたびらとも見えたり、源氏巴抄に、夏はすゞし、冬はねり也といへり、新撰字鏡に鋪をもよめり、香壺のはこ、くすりの箱にもかたびらといふ物あり、ますけに見えたり、

〔玉勝間十一〕ゆかたびら　かたびら

浴して著る衣を、俗にゆかたといふは、同じ物語○榮花物語玉のかざりの卷に、御ゆかたびらとあるこれなり、ついでにいはむ、かたびらとは、今の世には布の衣をのみいへども、もとさにはあらず、裏なく一重なる物を、何にまれかたびらとはいふなり、

〔類聚名物考調度五〕帷　かたびら和名抄　幄　帳　幬　帷　幔　帟

幬、徒到反、禪帳、又説文、單帳也、爾雅、幬謂之帳、帷者幕也、幔也、在上曰帟、四旁及上曰帷、上下四旁周曰幄、此字注に依て按に、幬帳は總名にて、それを張様の形によりて名のかはるにや、帟はあげばりなり、帷まく也、幄は家の如くに引廻せしをいふ歟、幄のやと云にてしるべし、

〔古今要覽稿器財〕あげはり帷　幕　幄

帷、古事記、日本紀、字鏡、周禮、前漢書、帷は古文圍と通じて、四方にはりまはしたる義なり、周禮の注に、在旁曰帷、又三禮圖に、四旁及上曰帷とあり、また論語非帷裳必殺之を、疏に在下之裳、其制正幅如帷、名曰帷裳、則無殺縫とときたれば、帷裳などあるも、その幅を竪ざまにぬふを以てなるべし、○中略かたびら、日本紀、倭訓、和名抄、和訓栞云、傍平の義、布衫のことをさいふは、帷に用ゆる布もて衣にしたるものなり、論語疏には、正幅如帷、名曰帷裳とあり、二説いづれもいはれあり、

〔令義解職員一〕主殿寮

帽額

頭一人、掌供御輿輦、〇義解略蓋笠、繖扇、〇義解略帷帳、湯沐、洒掃殿庭、及燈燭、〇義解略松柴炭燎〇義解略等事、

〔周禮註疏天官一〕幕人、下士一人、府二人、史二人、徒四十人、(中略)釋曰、在此者、案其職云、掌帷幕幄帟綬之事、亦是安王身之事、故在此也、

〔延喜式内藏十五〕藍染綾一百疋、〇中略絞帷二條、料絁二丈四尺、別一丈二尺、〇中略押帷二條、料調布二丈五尺、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

頒下諸司諸國官符宣旨例

太政官符大藏宮内省

大藏省、〇中略帷一張料望陀布二丈一尺、

〔内宮長暦送官符〕御裝束　伍拾肆種

大神宮御料〇中略

生絁袷帷壹條長一丈三尺、廣四幅、〇中略

月夜見宮正殿肆宇　御裝束拾參種〇中略

土代生絹帷肆條

三條長各一丈、廣三幅、　一條長八尺八寸、廣三幅、

〔伊呂波字類抄毛地儀〕帽額モカウ帽額

〔倭訓栞前編毛三十三〕もかう　帽額と書り延喜式、江次第に見ゆ、本は首服也、通典に、古之人帽而額スと見えたり、帽子と抹額とをいふなるべし、〇中略類聚雜要に、面額とも書たる、今もつかふの紋といふも是なり、水引の事也、

〔新猿樂記〕六郎冠者、繪師長也、墨畫、彩色、淡作繪、丹調、山水、野水、屋形、木額モカウ〇中略等上手也、

〔類聚雜要抄二調度〕永久五年七月二日、關白〇藤原忠實右大臣殿〇右大臣忠實子忠通、恐内大臣誤、時爲内大臣、移御鴨居殿、障子帳東西遣戶障子、有各引物、南面立脇障子、在引物、後押障子、四面ニ面額〇チ引廻、斗帳定

〔鹽尻四十七〕一布のもかう徒然草を講ずる人、古書を不知して、妄なる説をなして、汰かし夫を秘事とす、甚數笑べきにや、

村上院御記曰、天暦八年正月八日、母后崩ず、二十四日、今朝撤尋常御簾、改懸蘆簾、以鈍色細布爲端帽額云々、西宮記も又同じさま也、通典に古の帽而額といへる故、帽額は頭の服と計心得るは非也、

もかうは常の簾にも、上の方の端を幅の儘に下を綴つけずして置を云、是はみすもかうなり、殿上昔は翠簾を垂れ、其上に帽額を引き、下に二尺の几帳を立て、もかうときちやうの間を物見にせしとかや、今俗に云水引は、昔の所謂帽額也、帽額の名は、もと首服也、夫をかりて上にある引物をもかうと呼也、扁榜を額といふも、門上に懸るゆへなり、尋常の翠簾には、平絹等の帽額也、されば簾の端、及帽額に畫く紋をもつかうといふは、幕に畫く紋を幕繪といふに同じ、但紫宸殿大禮の時、御即位大嘗會壁代の上に横に引く、其時の帽額の紋は、獸形也、一ツを執ていふべからず、

〔杜氏通典五十七禮〕帽

周成王問周公曰、舜之冠何如焉、曰、古之人、上有帽、而勾領或云、帽名、猶冠也、義取於加覆其首、本纚也、古者冠下有纚、以繒爲之、後世施幘於冠、因裁纚爲帽、

〔有職問答〕一徒然草に布のもかう、放免のつけもの秘事傳授のよし申候、如何樣成ものにて御座候哉、

答〇野宮定基々もかうとは、能、相撲などの舞臺のうへに曳申候ものにて候、今の世俗に水曳と申候、帽額と書てひたひかくしと申候、金襴などにて仕たるを金帽額と申候、白絹へ獅子などを書たるを獸形帽額と書て、ぶうぎやうのもかうと申候、此もかうを當世水引と申事も誤りにて候、上に張申候をもかうと申、下に張申候を水引と申候、

予〇小宮山昌世先年京都にて御即位の時見申候、紫宸殿の正面にも、獸形の帽額を張候而見え申

候、後に野々宮定基卿に承り候得ば、十二支を書候事本義のよし被仰候、

〔延喜式〕（十五内藏）凡正月七日預前節一日、寮官人率史生藏部装飾舞臺、設冒甲四條、下敷兩面帳一條、鎭子鐵廿廷、（並納布袋）

〔江家次第〕（二正月）七日節會裝束

尋常版位南去三許丈、構立舞臺、（○中略）其東西北面懸亘帽額、（不曝布綸）

〔延喜式〕（十五内藏）元正預前裝飾大極殿、鳳形九隻、順鏡廿五面、玉幡八流、玉冒甲十六條、

〔延喜式〕（三十大藏）元正前二日丞錄率史生藏部等懸繡額於大極殿、（綵料緋絲一鉤○中略）又豐樂殿張庇蓋懸繡額、（綵料緋絲同大極殿）

〔江家次第〕（三正月）賭射裝束

內藏寮入自月華門、懸御簾於校書殿東北第一二間、及南殿西庇二間西階戸間等、（南殿錦額）

〔倭訓栞〕（前編三十三毛）もかう　獸形帽額は十二支を畫く、御卽位にも紫宸殿に張たり、布の帽額は倚盧に用ゐさせらるゝ具なり、

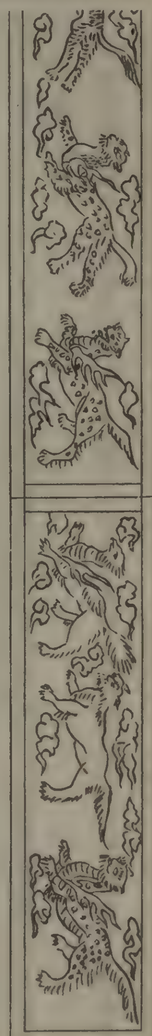
〔經信卿記〕治曆四年七月廿一日辛酉、今日御卽位也、（○中略）廳南簷懸十二辰帽額、（依長度廿二帖藏云々）

〔吉記〕治承四年四月二日甲申、自內退出之次、參左府、（○中略）獸形帽額可引否事、於治曆官廳無額、於南殿者有額、額上令引亘之如何之由申也、所存尤可被引也、額上計可除歟、　八日庚寅、御卽位御裝束事、可儀定、可參會大內者、午斜參入、先是左府被參上、（○中略）予（○藤原經房）參加之後、被披指圖、（○註略）又召出獸形帽額有檢知、

〔文安御卽位調度圖〕獸形帽額（長十八丈八尺）三幅（面白）小葵文綾練張裏緋染細布、（五幅）中部白張絹、　緣紫染小葵綾、緣弘七寸、（綾中破以白練縫唐草）

大極殿南榮上十一間、懸亘獸形繡帽額、（以蘇芳色細布爲裏）件帽額上下打亘綱、（件木綱白布之）

水引



〔尺素往來〕爲室内之飾、〇中略打敷、水引、胡銅、鍮石、

〔安齋隨筆前編五〕一水引　佛前ニ金襴などを、門字ノ形にかけるを水引と云、建武元年八月廿七日東寺塔供養記に、地鋪水引等依無之、自他所被渡之、野水抄引之と見へたり、貞丈按、佛前ノ水引ハ、御厨子引の略語なるべし、俗に佛龕を厨子といふ、厨子の前に引くゆへ御厨引と云なるべし、或説に、佛前の水引には帽額の二字を用ゆべしと云、按に、非なり、簾ノ帽額も、獸形帽額も、上に一文字に張て、其餘り左右に垂れず、水引と異なり、

〔類聚名物考調度五〕みづひき　水引

禪林小歌注、其前多立卓、金襴打敷、以金糸織金紗水引、今按に、水引とは世に云傳ふるは、天井よりたるゝ、故に水引と云とぞ、此名古へ見えず、もとは帽額もかうと云たるもの是也、御簾のもかうといへるも是也、後に水引と云名は出たり、又古へ水引の糸などいへるは異事にて、一名にして別物なり、

〔貞丈雜記家作十四〕一床飾に水引敷絹と云ふ事、〇中略水引の絹は床の左右の柱より降る絹なり、上を天の㡡と云ふ、婚禮又は具足著の時など、床飾に用ふるなり、貞丈按するに、此の事古儀也、床の上左右の柱までたれ下すは帽額なり、是本名なれ、

斗帳名稱

〔台記〕仁平二年二月廿七日癸亥、樂船雜具借用平等院、(中略)○水引、(左右及縫□邏之、紺唐綾、處々畫水文鱘鰲魚、上際畫千鳥、)

〔壒囊抄 二〕神輿ナンドノ水引ニ手長足長ト云物アルハ、實ニアル物歟、誠ニサル物アルベキ也、唐皇居ニハ皆奇仙異人畫ケリ、サレバ千字文ニモ宮殿構ヲ云ニ、仙靈ノアヤシキ人ヲ畫彩トヱガキイロドルト侍ベリ、然レバ吾朝內裏ニモ加樣ノ人形アルナリ、中ニモ手長足長ヲ畫ケルヲバ、荒海障子ト云也、其姿神輿ノ水引ニ書ケルナルベシ、

〔倭名類聚抄 十四 屛障具〕帳(附几帳) 釋名云、帳(猪高反、此間音長、)張也、施帳於床上也、小帳曰斗、(俗云斗帳、一云屛幔、)形如覆斗也、

〔箋注倭名類聚抄 六 屛障具〕按、文選注、華嚴經音義、並引何承天纂要云、在上曰帳、與釋名云張施於牀上合、卽帳臺上張施者、又帳臺四面上方、有橫一幅帳垂下如俗呼水引者、卽斗帳也、其狀如覆斗、故有是名、其四旁下垂至地者、當謂之幄、然履中紀、帳訓止八利、大神宮儀式帳有生絁御帳二條、似言垂下者、源君所擧、亦疑非牀上所施者、

〔段注說文解字 七下 巾〕幬、禪帳也、(禪、不重也、古樂府、紅羅複斗帳、則帳多複者、召南抱衾與裯、傳、禪被也、箋云、裯牀帳也、按鄭謂裯爲幬之假借也、不言禪者統辭也、釋訓曰、幬謂之帳、引伸爲覆幬、見左傳及中庸、中庸注曰、幬或作燾、)从巾𠷎聲、(直由切、三部、) 帳、張也、(以疊韵爲訓、釋名曰、帳、張也、張施於牀上也、小張曰斗帳、形如覆斗也、古亦借張字爲之、)从巾長聲、(知諒切、十部、)

〔爾雅正義 四 釋訓〕幬謂之帳(註、今江東亦謂帳爲幬、正義、召南小星云、抱衾與裯、鄭箋、裯牀帳也、疏引鄭志、張逸問、諸妾抱帳進御於君、何其碎、答曰、今人名帳爲裯、雖古無名帳爲裯、諸妾何必人抱一帳、施者因之如今漢抱帳也、案說文云、幬禪帳也、幬與裯通、而鄭志通云、古無名帳爲裯者、蓋於雅訓偶有不檢也、釋名云、帳張也、張施於牀上也、)

〔事物紀原 八 舟車帷幄〕帳幄 周官幕人、掌帷幕幄帟綬之事、注云、四合象宮室曰幄、王所居帳也、則帳幄當周制也、左傳有子我有幄、又衞侯爲虎幄、皆周事云、又所寢之幄、謂之帳者、黃帝內傳曰、王母爲帝設九眞十絕紗帳、此疑帳之起也、漢武帝作甲乙武張、蓋因此耳、

〔三國志魏東夷三十〕今西域舊圖云、〇中略大秦多、〇中略絳地金織帳五色斗帳、

〔運歩色葉集登〕斗帳

〔塵添壒囊抄十一〕斗帳事

靈驗所等本尊奉レ籠御帳ヲ斗帳ト云フハ、何ナル心ゾ、和名類聚鈔、小帳曰二斗、俗云、斗帳云二屏風帳一、如二形覆一小帳ナラネドモ、スガタ方ナルニ付テノキナドヲバ同ク斗帳ト云歟、

〔眞俗佛事編二〕斗帳

陀羅尼集經第三般若軌ニ、廿一種ノ供養物ヲ説中ニ、第七ニハ寶帳ト云ヘル、卽是ナリ、又七倶胝準提陀羅尼經曰、將二像於精室一、道場ナリ秘密供養、以二帛覆一像、念誦時去二覆帛一、斗帳ナリ瞻禮供養、念誦畢却以二帛覆一、愼勿レ令二人見一、今世靈像ヲ秘佛トスル本説ナリ又虛空藏求聞持法、畫像安置ノ法ヲ説テ、淨物覆レ之ト云ヘルモ、亦此寶帳ノ出處ナリ、

〔易林本節用集登食服〕斗帳トチヤウ神前斗作レ戸非

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕斗帳とちやうチヤン

釋名云、帳張也、施二張於床上一也、小帳曰二斗帳一、又云二屏幔一、形如二覆斗一、物原云、軒轅作二帷帳一、

按、佛龕之帳、凡曰二斗帳一、常用所二以避一レ不淨、或時開帳使二人直拜一レ之、

〔倭訓栞中編十六登〕とちやう　斗帳と書り、海錄に斗帳は小帳なりとみゆ、和名抄に出たり、屏幔も同じ、事林廣記に帳曰二斗兒一とも見ゆ、　紙帳は器服箋に見え、緞帳は絹帳也といへり、

〔類聚名物考調度一〕斗帳　戸帳

今神佛の前のを、戸帳といふは此斗帳歟、

〔嬉遊笑覽〕〔鹽尻四十七〕一佛前の戸帳は、海祿醉等に斗帳の字あり、小帳也、形如二覆斗一といへば、斗帳といふべし、

〔空穗物語藏開上〕うへのおとゞ、むまれ給へる君を、いときよくのごひて、御ほそのをきりて、このはかまにをしくゝみて、かきいだき給、中納言御帳のもとによりてついゐて、まづたまへやときこえ給、

〔大鏡一朱雀〕このみかどむまれさせ給ひては、御かうしもまいらず、よるひる火をともして、御帳の内にて、三までおほし奉らせたまひき、北野にをぢ申させ給ひてかくありしぞかし、

〔後撰和歌集十戀〕寛平のみかど、御くしおろさせ給ての比、御帳のめぐりにのみ、人はさぶらはせ給て、ちかうもめしよせられざりければ、かきて御帳にむすびつけゝる、歌略

〔金葉和歌集十雜〕後三條院かくれおはしまして後、五月五日、一品宮の御帳にさうぶふかせ侍りけるに、さくらのつくり花のさゝれたりけるをみてよめる、歌略

〔枕草子六〕御帳のまへに女房いとおほくさぶらふ、中略ひつじの時ばかりに、えむだうまいるといふほどもなく、うちそよめきいらせ給へば、宮もこなたによらせ給ぬ、やがて御帳にいらせ給ひぬれば、女房南をもてにそよめき出ぬめり、

〔中務内侍日記〕はつせにまいりつきて、のぼりらうを入るより、たうとくおもしろきことの世にあるべしともおぼえず、中略年月のあらましけふこそと、うれしきことかぎりなくて、御帳もあきておがまれさせ給ふ、

〔安齋隨筆後編十二〕一帳　類聚雜要に帳臺の圖有之候、然ども帳の全體不分明候、今愚按暗推を圖にして聞之、圖略

如帳ハ古今變異有之間敷歟、右委細可示給候、

雜要圖に玄隔參差なし、布每に垂紐あり、此布の數不覺悟也ハ地白綾にて、唐鳥唐花を五色の糸にて繡せり、紐には胡粉にて蝶鳥を畫けり、帽額はなし、長サハ濱床へ垂かゝりて、蚊屋の長ケのごとくな

斗帳製作

り、上の耳はフクロ縫にして、臺の桁へ打組をもつて結付く、前後に口あり、帳へ入御の時は、後の口より入御あり、還御も又同じ、正中に御倚子を居へ、朱ヌリにて青瑣あり、帳の裏は紫也、上、承塵あり、竪横布の事は不覺悟ニ御座候、白き平緒のやうに覺へ申候へども、是も袋耳にて桁へ打紐にて結付ケたるやう也、

〔家屋雜考〕戸帳　戸帳は、主人の好による事なれども、帳臺の入口へは、翠簾をたれず、必ず戸帳を用ふる事なり、すゞむしの巻に、御帳のかたびらよ、おもてながらあげてなどかけるも、此戸帳のことなり、(催馬樂に、我家(ワイヘン)はとばりちやうをもたれたる、大君きませ、むこにせん、とうたふも、帳臺などのさまなり、)

〔延喜式十七内匠〕御斗帳一具(高八尺一寸、方一丈二尺二寸、)土居料六七寸桁二枚、柱料簀子十四枚、天井料檜榑八材、熟銅大八斤、滅金小六兩二分、水銀小三兩一分、鐵二廷、膠小十二兩、漆一斗四升、掃墨四升、洗鬮料油四合、木賊四兩、篦十株、洗革方一尺、酢二合、天井裏料白綾一疋五丈三尺、表料帛一疋五丈三尺、縫料絲三兩、綾漆料帛三尺、石見綿四斤、調布三尺、下銅湯料調布三尺、巾料布三尺、黏料糯米二升、伊豫砥一顆半、青砥一枚、合漆料燒土一斗四升、炭二斛、和炭十一斛七斗五升、長功二百卅二人、(木工七十一人半、銅卌二人半、織八人、畫三人、漆百一人、張二人、夫十四人、)中功二百八十二人小半、(工二百六十六人、夫十六人小半、)短功三百廿三人、(工三百四人、夫十九人、)

〔延喜式十四縫殿〕斗帳

斗帳一具(高八尺、)帷八條、(四條七幅、四條六幅、並長一丈、)料絹十七疋二丈、(表裏各八疋四丈、)綿八十四屯、(七幅四條、別十一屯、六幅四條、別十屯、夏不須、)帽甲一條、料絹一疋一丈五尺、(表裏各三丈七尺五寸、)紐六十四條、料絹二疋、(條別長七尺五寸、廣四寸五分、)絲一絇、斗帳一具(高七尺、)帷八條、(四條六幅、四條五幅、並長九尺、)料絹十三疋一丈二尺、(表裏各六疋三丈六尺、)綿七十六屯、(六幅四條、別十屯、五幅四條、別九屯、夏不須、)帽甲一條、料絹一疋一丈五尺、(表裏各三丈七尺五寸、)紐六十四條、料絹一疋五丈二尺、(條別長七尺、廣四寸五分、)絲八兩、

〔延喜式五齋宮〕年料供物

斗帳、料絹七疋二丈四尺、綿卅屯、

〔延喜式内匠十七〕伊勢初齋院裝束

白木斗帳一具、(高八尺、方一丈)料五六寸桁二枚、簀子十枚、檜榑四材、熟銅大七斤、滅金小五兩、水銀小二兩二分、鐵一廷半、調布五尺五寸、伊豫砥、膠小六兩、木賊小三兩、帛一疋五尺、白絁一疋五尺、練絲三兩、糯米三升、炭七斗五升、和炭九斛二斗五升、長功一百十三人、(木工五十三人半、銅工卅一人、鐵工七人、臺二人、夫九人、)中功一百卅二人、(工一百廿一人小半、夫十一人大半、)短功一百五十一人、(工百卅八人大半、夫十二人小半、)

〔延喜式齋院六〕三年一請雜物

赤紫帛三疋五丈二尺、(二疋斗帳夏帳二具紐表料、一疋五丈二尺帳冬帳二具同料、○中略)絹二百卅八疋一丈七尺九寸、(中略卅六疋四丈八尺斗帳二具夏帳料、二疋同帽額料、二疋同紐裏料、卅八疋三丈四尺冬帳料、二疋帽額料、一疋五丈二尺紐裏料、○中略)調綿三百廿三屯、(百廿八屯斗帳冬帷二具料、○中略)絲二絇、(縫冬斗帳帷幷帽料、○中略)薪卅荷、(直十七荷、染斗帳帷幷壁代黄橡料、三荷染斗帳帷一具辛紅帷料、○中略)灰十四斛二斗、(直十斛二斗、染斗帳壁代帷料、○中略)紅花大六十九斤、(六十一斤、染斗帳壁代幷雜色人衣料、○中略)黄蘗大三十斤、(染斗帳壁代帷絹料、請大藏省、)錢十七貫七百卅文、(九貫八百十文染斗帳一具、壁代十八條、幌七條、表絹卅二疋四丈二尺藍料、疋別三百文、七貫七百廿文染同裏料淺縹絹廿五疋四丈四尺料、疋別三百文、一百廿文雇夫四人功料、別卅文、八十文雇女四人功料、別廿文、)酢六斗一升、(五斗六升染斗帳絹辛紅料、○中略)白米六斛四斗二升八合、(二斗、斗帳二具帷幷帽額絹、粥飼料、○下略)

〔類聚雜要抄四〕帳。疊。凡三帖(土數二帖、中數一帖)表。筵。一枚用之

桁。八支　組。入。九枚　柱。十二本

但后宮御料立濱床時者、(用九尺帳也、濱床ヲバ常帳臺謂之、)

濱。床。高九寸　弘方(八尺六寸一分、九尺六寸一分、)(八尺帳料、九尺帳料、)

帳。料。

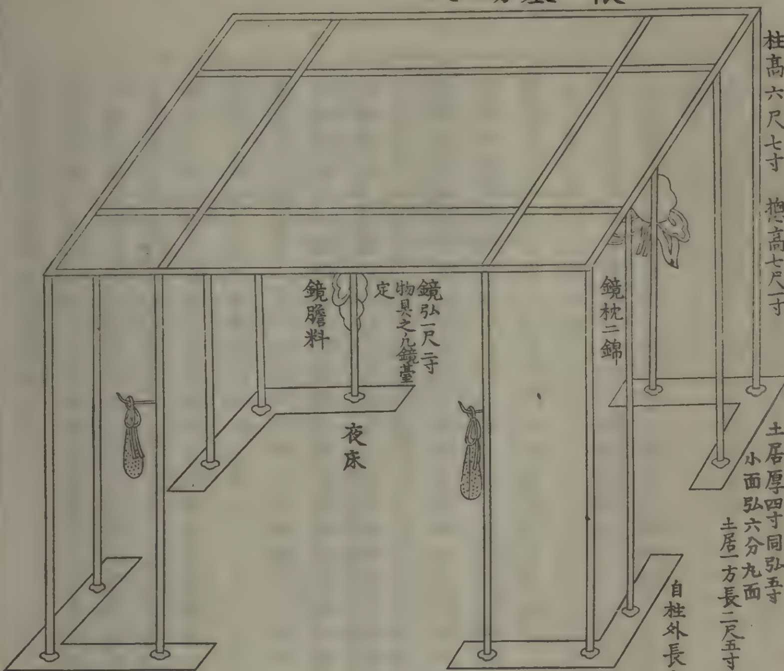
懸角(カケツノ)料丸緒二筋(長各八尺、糸一兩、)　同料志倍四口(代四疋、各一疋、)　鏡。二面(徑一尺二寸、直千疋、各五百疋、)　同料緒平組二

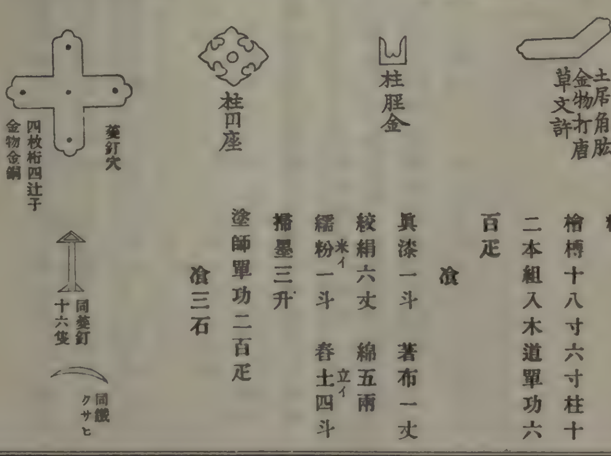
筋(代糸二兩)　同具入帷二帖(長各四尺六寸、弘一幅、竪二乃チ中折ニシテ、耳チ合中ニテ縫目チ中ニス、左右端ハ折目也、料唐綾三丈三尺二寸、各一丈六尺六寸、)

同具羅紐四枚(凡寸法等、鏡臺紐定、單功八十疋、各廿疋、唆乃米二石、各五斗、)　金銅金物皆具(直二千七百卅疋)　壓金十二枚　圓座

〔類聚雜要抄　四〕

帳一基方八尺





用途料

土居料七八寸木二丈五尺四五寸木四支桁料

檜榑十八寸六寸柱十二本組入木道單功六百疋

塗

眞漆一斗　著布一丈

絞絹六丈　綿五兩

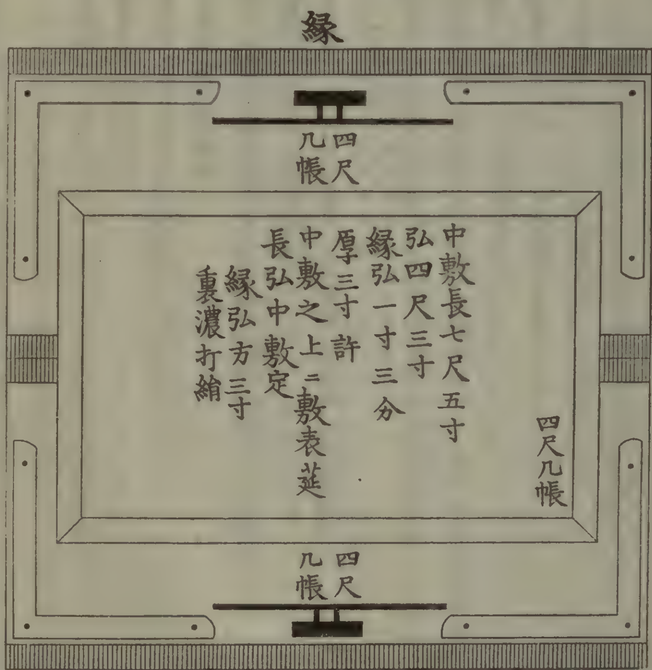
糯米イ粉一斗　舂土立イ四斗

掃墨三升

塗師單功二百疋

塗三石

同帳土居々樣





土居

地敷繧繝二帖各長八尺三寸弘四尺一寸四分

面額於中折鳥目下角各内へ一尺三寸ヲ折入天厚二寸五分許縁弘一寸五分金外行之折入事帷一ノ力弘也

十二枚　肱金四枚　組入緣四辻子十文字金物四枚　同辻子固菱釘四隻根長組入緣ニ増七分　同鐵

クサビ四隻　平肱金四枚大土居料　耳金廿隻　鐵丸釘十二隻長□口徑同上、柱首料、代十二疋、

帷。八帖内冬面練平絹、纐纈文、裏同白、古者張之已上、夏生平絹、以白泥畫野篠秋草等、裏冬同前也、塗之替、但后宮御料、又美麗時者、大文薄物用之、繪裏等同前、

四帖各五幅面料長各四九尺定

料八丈絹四疋四丈内面纐纈十八丈、長廿九尺、物乃八尺、廿九尺物乃、定幅二疋二丈、裏同前也、

四帖各四幅角料長各四九尺定

料八丈絹三疋四丈八尺面纐纈十四丈、長六尺、八尺物乃十一幅、定一疋四尺、長九尺、九尺物乃十大、裏同前也、

弘幅則一尺一寸八尺幔料一尺三寸九尺幔料

已上帷八帖料、八丈絹八疋一丈内、纐纈四疋五丈五尺、裏白張四疋五尺、染料、

紐。七十二筋内長九尺、弘各三寸、已上前津サキノツバ者、女ノ口面裏紐津々貫上縫纈之、

面料卅六筋蘇芳卅六筋、弘各一寸五分、四幅半、長各九尺、幅別八寸、濃卅六筋、弘各一寸五分、四幅半、長各九尺、幅別八寸、

筋別二色ヲ中折ニシテ、折目ヲ左右端ニ天中ヲ縫合也、又次樣二色ノ中ヲ縫合天、左右端ヲ

内へ小折入テ、白張裏付之、

裏。料。卅六筋、凡白、古者張、長九尺、九幅幅別四破、

各裁弘六寸餘、弘三寸ニ折久計天、件縫目ヲ中ニシテ折テ、有縫目方ヲ於面付之、

已上紐料、八丈絹二疋二丈内、蘇芳四丈五尺、濃四丈五尺、裏紐料一疋一丈、

面。額。五丈八尺幔料、五丈四尺八寸九尺幔料、帷面同具絹用之、

并用途八丈絹定九尺幔料十一疋四尺八寸、額面、八尺幔料十一疋、

纐纈四疋五丈九尺八寸内、四疋五尺、帷面料、五丈四尺八寸、面額料、　蘇芳打物四丈五尺　濃打物四丈五尺　白

古者張五疋一丈五尺内、帷裏四疋五尺、裏紐一疋一丈、

〔類聚雜要抄 四〕后宮御料ニ用濱床時者、帳帷(長一丈、弘幅別一尺三寸五分、)他事如前、(但立師子形時者、帳前南方、帷末之表ニ、戸之左右之際ニ相向天立之、左師子、右胡摩犬、)面額ハ幅ヲ常絹弘一尺一寸許也、中折ニシ天折目ヲ下ニス、角ハ左右ニ內へ帷一乃ガ弘ヲ折入天、外角ヲバ合テ引之、母屋室禮无方ニ引留也、去角五寸打之、(左右二隻)次當柱之中墨、(左右二隻)又一隻打中央、

(今勘之、郁芳門院御立后時、色々裏ヲ女房羽ニヒネリカサネテ、折目ヲ上ニシテ被引之、又待賢門院今宮御產度御調度、刑部大輔朝隆被沙汰間、予依分行、折目上ニシ天引之、伊與守基隆朝臣云々、折目ヲ上ニスル事无謂被申云々、是不知子細歟、)

中宮御產部類記〕元永二年五月廿八日癸酉、自子剋許、有中宮(璋子藤原)御產氣、仍寅剋宮司等參入、撤尋常御裝束、立白木。。。御帳、御几帳、屏風、敷白緣御座等、垂母屋御簾、其中立並白御几帳、(中略)

從內裏被調獻御調度事

藏人頭召陰陽師於所、令勘日時、差六位一人爲行事、先例或五箇月、或六箇月、隨日次被始之、

白木帳一具(塗胡粉、有金物、無帳臺、)

帷八帖　面白大文薄物　裏白帳小文綾　薄物帽額

白木御几帳十六本(四尺十二本、三尺四本、)　帷(如御帳、)　手(有金物、相副筒木、)

御屏風十二帖(五尺四帖、四尺八帖、)　面白張綾(文桐竹鳳)　緣高麗　裏香金物如例

〔江家次第 十七〕御元服

南殿母屋九間內懸壁代、(殊美麗、行事所新所調、)御帳(弘一丈二尺也、仍左右餘在次間各五寸許也、是內一丈間之故也、大嘗會御帳也、新加修理、)

〔類聚雜要抄 四〕康平三年八月十一日丁卯、後冷泉院移御高陽院御帳三基、內南殿御帳方一丈、高七尺五寸、(加土居定、)柱高七尺一寸、土居厚四寸、濱床方一丈三寸、(四脚造之、)高一尺、帷八帖、(五幅四帖、長各一丈二寸、四幅四帖、長各一丈二寸、弘各幅別一尺五寸、)清涼殿幷夜大臣(ヨルノオトヾ)御帳方九尺、柱高六尺七寸、土居厚四寸、凡高七尺一寸、濱床弘方九尺三寸、高九寸、帷長一丈一寸、弘幅別一尺三寸、

帳臺

凡今度御帳三基也、大内裏御帷大略如此云々、

今度御帳内、御座三帖被敷之、（地敷二帖外也）

御帳三基、御座十五帖、（已上繧繝端、各五帖、）

〔運歩色葉集　地〕帳臺

〔易林本節用集　知乾坤〕帳臺（チヤウタイ）

〔儀式　三〕踐祚大嘗祭儀

前祭一日、（中略）各裝飾豐樂院御座、（中略）塗漆斗帳一基、（方一丈四尺五寸）

〔延喜式　五齋宮〕初齋院裝束

白木斗帳一具、（高八尺、方一丈、）

〔延喜式　十七內匠〕野宮裝束

白木斗帳一具

〔延喜式　十七內匠〕賀茂初齋院幷野宮裝束斗帳二具（白木一具、漆一具、）

〔類聚雜要抄　四〕帳疊凡三帖（中略）桁八支　組入九枚　柱十二本

但后宮御料立濱床時者（用九尺帳也、濱床チバ常帳臺謂之、）

〔雅亮裝束抄　一〕もやひさしのてうどたつる事

おなじきまのもやに御帳あり、きさきの宮などのには、はまゆかあり、かたさ二尺ばかり、よつにして、さしあはせてをく、黑ぬりかなものをうちたり、（中略）きさきならぬには、はまゆかなし、

〔殿曆〕嘉承三年（○天仁元年）七月廿五日癸酉、行事藏人一人著吉服、今日新御帳を被立、而陰陽師光平申云、今日被立御帳不吉也、仍奏院仰云、延久度、不被立臺、付彼例不可立帳臺、以吉日可被立、後日者付仰旨令沙汰了、件御帳不立帳臺、（天、平敷立之、）著吉服、束帶、（纓卷）參御前、（劒平緒帶吉也）頭藏人等皆悉著吉服、女

帳帷

房同之、

永久二年十一月十八日己丑、今年主上〈○鳥羽〉始有帳臺御出、〈御直衣、蒲萄御指貫、紅出衣、浅御沓、〉其儀如常、〈右大將、中納言忠通、此外不參仕、是上皇御也、〉

〔愚昧記〕文治六年〈○建久元年〉正月三日戊午、今日主上〈○後鳥羽〉御元服日也、〈○中略〉太政大臣〈○藤原兼實〉入自西第二間、〈母屋廂同之、〉到西御屏風下、取御冠、出御帳西間、東折入自御帳間、〈欲步過此間、到東柱程、思出更退歸、〉跪帳臺下、奏祝詞、了昇帳臺、〈奉加御冠、退下、〉

〔經俊記〕建長三年六月廿七日丙辰、今日遷幸新造閑院日也、〈○中略〉今日立御帳等、先日被勘日時、了先是、大夫史淳方以下、行事官等參會、任吉時、午二點、〈○中略〉先立濱床、其上敷兩面御座二帖、〈東西行〉其上立御帳、懸帷、東西北面垂之、南面卷之、

〔春湊浪話〕〈上〉塗籠

又塗籠といふ名あり、是をば寢殿の廂に作る事なり、〈○中略〉今の俗に納戸物置といふ所に同じ、納戸といふ名も、むかしは帳臺の一名なり、鎌倉殿中の差圖にみへたり、今も其唱殘りて、殿中の帳臺を御納戸構といふなり、

〔名目抄〕〈雜物〉御帳帷〈ミチヤウノカタビラ〉

〔安齋隨筆〕〈前編二〉一帳帷　帳ノ帷ハ、タレヌノと訓て、家の入口に張る、幕のやうなる物なり、

〔源氏物語〕〈十三明石〉四月になりぬ、衣がへの御さうぞく、み帳のかたびらなど、よしあるさまにしいづ、

〔源氏物語〕〈三十八鈴虫〉よるの御帳のかたびらを、よおもてながらあげて、うしろの方に法花のまだらかけ奉りて、しろかねのはながめに、たかくことごとしき花の色をとゝのへて奉れり、

〔雅亮裝束抄〕〈一〉もやひさしのてうどたつる事

おなじきまのもやに、〈○中略〉そのゝちかたびらをかくべし、かたびらのてい、かべしろにおなじ、八

帖がうち、四帖は五の、四帖は四のあるなり、五のあるをすみにかくる人あれども、それはわろし、四のあるをすみ〳〵にかけて、五のあるを四方のくちにかくべし、

〔類聚雜要抄四〕帷卷上事（東西南面三方上之）
四尺之几帳高ニ上天、南面ハ紐前（ナキ）之津者女ロヲ爲面也、東西ハ同埼チ爲北、凡濃色方チ爲上、幷面シ天鉸之、

〔延喜式十四縫殿〕凡洗御帳帷料物、申内侍給之、其載帳車就馬寮請用之、

〔西宮記四月〕改御裝束
同日（〇三日）自殿上請下納所冬御帳帷、御几帳帷十六張、（四尺十、三尺六、）壁代十二條、（十月返上）

〔北山抄五〕大嘗會事
辰日裝束、（天慶巳日御插頭臺尙立云々、）南國豐樂殿東西第三間構壇、（樹高座壇、悠紀有東階、主基有西階、東修理職、西木工寮作之、）其上立御帳、卷三面帷、（永平又令卷乾艮二角云々、而天慶例如之、）

〔江家次第二正月〕七日節會裝束
御帳懸帷（掃部女孺供奉之、上東巽南坤西五面帷、垂乾北艮三方帷、藏人催之、）

〔建武年中行事〕四月ついたち、御衣がへなれば、所々御しやうぞくあらたむ、御殿御帳のかたびら、おもてすゞしにごふんにて繪をかくべし、かべしろみなてつす、よるのおとゞもをなじ、

〔小右記〕天元五年二月十八日辛巳、參內、明日東宮（〇花山）御元服雜事等、令催行之、南殿御帳帷仰掃部寮、女官等令懸、件等事以式部允公正令行、

〔榮花物語二十二とりのまひ〕六月（〇萬壽元年）にもなりぬれば、廿六日、かの藥師堂の供養、れいの事どもえもいはずめでたし、（〇中略）このほとけの御うしろ、ひんがしのかたに、まごとにとをたてたり、佛の御うしろには、みかうしをみじかやかにしわたして、むらさきのすそごの御帳にて泥してゑがき

て、むらごのひもしたり、いみじうなまめかしうみえたり、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿三日庚辰、悠紀主基御帳懸二白帷一、東西南三面卷二上之一、悠紀小葵文綾二色、紐如レ常、施レ給、寛治例也、主基白唐綾、以二色々糸一縫二竹桐鳳凰等一、天仁例云々、意趣如二軟障一、

〔宇治拾遺物語十一〕清水寺御帳給る女の事

いまはむかし、たよりなかりける女の、清水にあながちにまいるありけり、中略○なく〳〵觀音をうらみ申て、いかなる先世のむくひなりとも、たゞすこしのたより給候はんといりもみ申て、御前にうつぶし〳〵たりけるよの夢に、御前よりとて、かくあながちに申せば、いとおしくおぼしめせど、すこしにても、あるべきたよりのなければ、その事をおぼしめしなげくなり、これを給れとて、御帳のかたびらをいとよくたゝみて、前にうちをかるとみて夢さめて、御あかしのひかりにみれば、夢のごとく御帳のかたびらたゝまれてまへにあるをみるに、さはこれよりほかに、たぶべき物のなきにこそあんなれとおもふに、身のほどの思ひ知られて、かなしくて申やう、これさらに給はらじ、すこしのたよりも候はゞ、にしきをも御ちやうにはぬひてまいらせんとこそ思候に、此御帳計を給はりてまかり出べきやうも候はず、返しまいらせさぶらひなんと申て、犬ふせぎの內にさし入てをきぬ、

〔後拾遺和歌集十雜六〕一條院の御時、皇后宮かくれ給て後、御帳のかたびらのひもに、むすび付られたる文を見付たれば、內にも御覽せさせよとおぼしがほに、うた三つかきつけられたりける中に、○歌略

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

おなじきまのもやに御帳あり、中略○つぎにもかうをひく、もかうはかたびらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまにうらあはせに、なかおりにしてわなをゝもにて、うしとらのすみより

帷紐

帽額

斗帳裝置

はじめて、かみにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとに、むかひざまにとるぎあり、又うへにおほひたる五の、かたびらのはしにあて、、むかひざまにかたひだにとるぎあり、この定にとるには、すみのひだはあるまじ、又すみにとらばこのひだあるまじ、いづれにてもありなん、

〔類聚雜要抄　四〕面額。（五丈九尺帳料、八尺帳料帷面同具、五丈四尺絹用之）

○按ズルニ、此ニ面額トアルハ、斗帳ノ帽額ヲ謂フナリ、

〔儀式　三〕踐祚大嘗祭儀

前祭一日、（中略）〇各裝飾豐樂院御座、塗漆斗帳一基、（方一丈四尺五寸、一窠白綾覆、上白地摸摺爲帷懸、表、白絹爲裏、同色爲帽額、深蘇芳板押羅爲緒、）斗帳料鏡二面、（徑一尺一寸）御床子一脚、（長八尺、廣五尺、高一尺二寸、以藍染纈爲覆、長一丈四尺、五幅、淺黃遠山綾爲垂帷、）

〔儀式　六〕元日御豐樂院儀

前一日、內匠寮官人率雜工等、構立御斗帳於豐樂殿高御座上、

〔延喜式　十七內匠〕凡五月五日節、前一日武德殿構立斗帳又軟障臺二基、（立御座壇南西二間）以其神泉苑立斗帳亦同、但軟障十基、（御帳東西各五基）

〔北山抄　五〕大嘗會事

辰日裝束、（天慶、巳日御揺頭臺倚立云々、）兩國豐樂殿東西第三間構壇、（繼高座壇、悠紀有東階、主基有西階、東修理職、西木工寮作之、）其上立御帳、卷三面帷、（承平、又令卷乾艮二角、云々、而天慶例如之、）前後懸犀角鏡等、

〔雅亮裝束抄　一〕もやひさしのてうどたつる事

おなじきまのもやに御帳あり、きさきの宮などのには、はまゆかあり、たかさ二尺ばかり、よつにしてさしあはせてをく、黑ぬり、かなものをうちたり、そのうへにさしみてたるうげん二帖を北南にまく、みなみをまくらとするなり、このたゝみをつちしきといふ、そのうへに四のすみ〳〵

につちゐをすゑて、はしらをたてまはして、かもゐをきてのち、ぬりこのあかりさうじを、まごとにおほふ、たくみれうをかならずめすべし、御丁あたらしくは、よき日をもちてたつべし、ふるきはくるしからず、はしらはうしとらのすみよりたつるなり、その丶ちかたびらをかくべし、かたびらのてい、かべしろにおなじ、八帖がうち四帖は五の、四帖は四のあるなり、五のあるをすみにかくる人あれども、それはわろし、四のあるをすみ〳〵にかけて、五のあるを四方のくちにかくべし、つぎにもかうをひく、もかうは、かたびらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまにうらあはせに、なかをりにして、わなをゑもにて、うしとらのすみよりはじめて、かみにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとに、むかひさまにとるぎあり、又うへにおほひたる五の丶かたびらのはしにあて丶、むかひざまにかたひだにとるぎあり、この定にとるには、すみのひだはあるまじ、又すみにとらば、このひだあるまじ、いづれにてもありなん、さてのちつねのき丁を三本とりよせて、この御帳のみなみひんがしにしのくちに、はまゆかのうへにたて丶、そのき丁のいたゞきにたかさをあて丶、三方のくちの五の丶かたびらをあぐべし、そのあぐるやうは、かべしろあぐるにおなじ、うちとのひもしてむすぶやう、かべしろにおなじ、よつのすみ〳〵のかたびらはたれたり、又うしろのなかの五の丶も、すみのやうにたれたるなり、この三方のぎ丁をも、ひきおろすべし、この木丁をよせき丁とはいふなり、きさきならぬには、はまゆかなし、そのつちしきのうへに、つちゐのうちのりに、なかにうげん一帖なかすみにしく、みなみまくら、そのうへにからあやのおもて、にしきのへりさしまはして、わたいれたるが、うちうらつけたるをしきて、とぢつけたり、これをうはむしろといふなり、そのまくらの左右に八もじに、ゑたんぢのてのこき丁をたつ、まくらき丁といふなり、かたびらふたへおりものなり、それにそへてぢんのまくらふたつをくべし、○中略

御帳のまくらのなかのはしらの左右に、かみより一尺よをさげて、ひぢがねをうちて、みつのをふたつ、ひとつづゝを左右にかけたり、ぢんいろの木にてつくりて、しろかねのこを、くみませたり、ほそきさきのかたに、かなものをうちて、まろをつけてふさあり、あげまきにむすびたるかしらを、ひぢがねにかくべし、御あとのなかのはしらの左右に、又ひぢがねをうちて、おほきなるかゞみを左右にかけたり、其ていきやうだいのかゞみなり、〇中略

五せち所のこと

五せち所はびんぎの所によるべし、うちまかせては四けんもやひさしあるべきなり、そのうちにびんぎのもやひとつぼを、帳のまとしつらひて、四方にみすをかけて、そのうちにかべしろをひきまはしてあぐべし、もやぎはのみすもあげて、二けん三げんありとも、き丁をたてわたせ、この丁の三方には、五尺にても四尺にても、からゑやまとゑなりともたてまはして、そのうちに、うげん三帖をしく、はしまくらにしくべし、そのまへのひさしに、うげん二帖をしきて、そのうへにりうびんをしく、そのうへにしとねをしく、三尺のき丁をたつ、ひだりみぎ、びんぎによるべし、四尺の屏風をたてゝ、ものゝぐをく事つねのごとし、ひさしのてうどのていなり、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

帳四面有二几帳一、帷夏生、以二胡粉一畫二花鳥一、冬朽木形、疊三帖、繧繝御座敷、其上四柱角鏡、東面、濱床如レ恒、獅子　狛犬在二帳前南北一、左獅子、〇中略

夜御殿

四方有二妻戸一、南大妻戸一間也、帳同二清涼殿一、東枕、疊御座敷也、御枕有二二階一、奉レ案二御劒神璽一也、皆有レ覆、蘇芳、御劒東南、帳四角有二燈樓一、又帳南西北敷レ疊爲二女房座一、〇中略

一南殿紫宸殿

御帳如レ恒無二几帳一、有二獅子狛犬一、立二倚子一、

〔源氏物語湖月抄二十八野分〕孟鎮帷犀とて几丁など吹上るをとゞむる物あり、

〔安齋隨筆後編二〕一鎮帷犀略〇中貞丈按、鎮帷犀ノ犀ノ字は豺ノ字歟、あまいぬ、こまいぬ成べし、禁門の扉のあふるをおさへ、簾几丁の吹あくるをおさへるもの也、神前の扉の前にもあり、

〔禁腋秘抄〕紫宸殿

節會、二孟旬、主上春宮御元服ナドオコナハル、母屋ノ中央ニ御帳ヲタツ、中ニ御倚子ヲタツ、師子コマ犬、御帳ノ外ニアリ、略〇中

清涼殿

常ニワタラセ給殿ナリ、中殿トモ云、略〇中御帳ノ帳ヲカケタリ、四幅四條、五幅四帖也、三方ノ中ヲアケテ、後并ニ四ノ角ヲ垂タリ、四尺ノ木帳三本、三方ノアキタル下ニ立、後ハ三尺ノ木帳ナリ、御帳ノ帷ヲ垂タルガ故ニ、木丁御帳ノ艮ノ方ニスヂカヘテ立、内ニ雲繝ノ御座三帖ヲシク、御帳ノ前ノ下ニ左右ニ師子狛犬有、略〇中

夜ノヲトヾハ、御帳日ノ御座ノ如シ、壁代懸タリ、四ノ隅ニ燈爐有、掻灯ノ所ニクハシク見ヘタリ、御帳ノ御枕ノ方ニヅシ二、アトノ方ニ鏡カケタリ、萱ノ御座ニ同ジ、御イカナド此所ニタテラル、板敷ノ下、シツケヲ去ンタメ、三尺バカリ深ク堀タル由、古老傳ニ有由、長暦御記ニ見ヘタリ、

〔空穗物語吹上之下〕よにいりて、ついまつまいる、おたけ三尺ばかりのしろがねのこまいぬ、くちあふていすへて、ぢむをからのほそくみして、ついまつにながくたひて、よ一夜ともしたり、

〔枕草子五〕めでたきもの

みやはじめのさほうしゝこまいぬ、大しやうじなどもてまいりて、御ちやうのまへにしつらひすへ、略〇下

〔榮花物語六かゞやく藤壺〕中宮彰〇子藤原は四月二〇年長保つごもりにぞいらせ給、略〇中このたびは藤つ

ぼの御衣つらひ、大床子たて、御帳のまへの衣。ゝ。こ。ま。い。ぬ。などもつねの事ながらめとゞまりたり、

〔榮花物語初花八〕かゝる程に九月〇寬弘五年にもなりぬ、〇中略十日ほどのとするに、白御帳にうつらせ給ひ、その御衣つらひかはる、殿〇藤原道長よりはじめたてまつり、君達四位五位たちさはぎて、御几帳のかたびらかけかへ、御たゝみなどもてさはぎまいる程、いとさはがし、

〔類聚雜要抄二調度〕立調度例雖不注普通人事、時人數人向記之、藤中納言殿指圖云々、顯賴、

保延二年七月十六日壬午、播磨守家成朝臣嫁娶、中宮大夫男、美濃少將忠雅、庇調度如常、但鏡臺ニ入帷二帖用之、修理大夫重親立之、今案、不可爲例、但二帖鏡筥納、一帖ハ如常用ニ鏡臺、今一帖ハ昔調度ヲ朝夕ニ用時鏡覆料、近來兩三日晴不然、其事ヲ不弁之歟、母屋調度幷疊茵等、帳之東間ニ被用之、不可爲例、永久六年正月廿六日中宮立后之時有此室禮、立后室禮有樣事ヲ其後如此移、又嫁娶等ニ立調度、不得心事也、但造紙筥チ置蓋天、藥筥チ下階被置之、今案、不可爲例、但若代代御製在心歟、可尋之、母屋茵前之三尺几帳幷帳、戌亥角之五尺屏風等不被立之、不可爲例、不被用壁代幷屏風等、九尺被用之、不可爲例、普通ニハ可用八尺歟、

〔朔旦冬至部類記〕朝隆卿記云、久安元年十一、一日、〇中略南殿御裝束儀、昨日、裝束使令掃部女官等懸御帳帷壁代等、〇註略御帳帷卷三面、其內敷兩面疊三枚、東西妻邊差縁、掃部寮所造、帳臺上敷、件疊之上立御帳也、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿三日庚辰、早旦參大極殿、大夫史幷行事官皆參、奉仕節會御裝束、〇中略高御座東西第四間立御帳、悠紀在東、主基四、〇中略悠紀主基御帳懸白帷、東西南三面卷上之、悠紀小葵文、綾二色、紐如常、無繪、寬治例也、主基白唐綾、以色々糸縫竹桐鳳凰等、天仁例云々、意趣如歟、障、鏡懸角如常、件御帳、悠紀主基以板敷續、其上塗石灰、新造高欄塗朱漆、悠紀壇東北有登階、敷唐繝繝壇敷青打絹、押銀丸文、鋪帳臺面敷滿唐錦、悠紀赤地唐錦、弘七尺、長一丈餘、故殿御物也、申請白川殿、主基例錦幅申請院云々、後日返上、〇下略

〔山槐記〕治承四年二月廿一日癸卯、今日有讓位事、〇高倉〇中略母屋東第四間南階間也立御帳、渡物內、有濱床、繧繝端帖三枚、南北妻敷之、南腋柱二本懸角、北腋柱二本懸鏡、四面懸□、東南西上之、其□□三几帳三本、立□御帳事□□勘日時、又無立柱之次第、內匠寮立、兼日令藤人仰催也、其前立獅子形、

障子帳

〔玉蘂〕承久二年四月廿六日、東宮(○懷成)行啓一條第、(○中略)亮資頼朝臣申云、夜御帳依寸法不叶、不立之、爲數日御所者、爲之如何、仰云、大内御帳者、寸法不叶、仍里内多以新調御帳立之、可准之、夜御帳可被新調歟、然諾、

〔朔旦冬至部類記〕官方記云、建武二年十一月一日戊申、今日朔旦冬至也、仍被行旬儀、(○中略)御装束儀、御帳臺四面懸帷、東南西、幷御前左右角帷卷上之、御後幷同兩方角帷垂之、

〔類聚雜要抄(二度調)〕障子帳雜事

土居四枚、(長八尺六寸、厚三寸、弘四寸中、面弘五弘、樋分七分、同深六分、)四角同前、前一枚ハ角柱脇柱間一尺八寸、柱保曾穴間(定ニ其)(間脇障子)立料樋アリ、弘七分、深七分、後一支ハ中樋一筋、弘七分、長土居定、押障子料柱六本、高六尺九分、口徑一寸九分、(面半分)上津者女口長三分、保曾之餘長一寸九分、口徑二分餘、後二本ハ樋アリ、弘七分、高柱定、前脇柱四本、柱寄ヲ造付、弘六分、厚二分半、高ハ上小障子料二尺一寸、九行ヲ置(天)樋ヲ惠利タリ、弘七分、其下定、桁四支、長七尺八寸九分、口徑一寸九分、角面五分、前之一支ハ脇障子料、下之土定居、左右端ニ樋惠利タリ、殘三支ハ上小障子料、樋ヲ惠利タリ、弘七分、長ハ桁定、深七分、柱保曾金度保須穴、外左右八分、津者女口等、長各一寸九分、天井縁二支、口徑一寸九分、長七尺七寸三分、局上方、長一寸三分、イヤニ切之、下方、長九旬半、ウルハシク切之、十文字ノ金物之中ノ切組入、表穴間一尺、鴨居二支、長七尺五寸七分、弘厚一寸三分、下裏樋二筋惠利タリ、弘、長、中心、厚、土居樋之定、上ニ樋一筋、弘七分、深四分、長鴨居定、天井組入四枚、(弘方三尺七寸一分、厚四分半、子數方ニ二十四間ニクバル、)

同料障子骨九枚

後大一枚、(弘七尺六寸五分、長六尺一寸五(三イ)分、)遣戸四枚、(高各四尺九寸六分、弘各三尺八寸一分、)下張料國絹、(九丈九尺二寸、廿幅兩面定、)同料紙、(中六帖廿枚、一帖卌枚、)面絹、(九丈九尺二寸、廿幅兩面定、)戸脇二枚、(高六尺一寸四分、弘一尺八寸一分、)下張國絹、(三丈七尺、五幅兩面定、)同紙、(上卌二枚、中二帖、)面絹、(三丈二尺六寸五分、三幅兩面定、)組入表張料次絹、(四丈)同下張料粉色紙、卌(卅イ)枚、同中張料上紙、卌(卅イ)枚、同縁唐錦、(二丈七尺五分、六破)

定、但可ㇾ隨ニ錦幅一也、

已上、面料絹廿二丈三寸五分、（八丈絹定、二疋六丈三寸五分、四丈唐綾定、二疋餘、弘幅定、）下張國絹二疋六丈三寸五分（但用ニ麻布一時者、五段二丈三寸五分、四丈布定、）上紙五帖中紙十八帖、

同帳一基塗支度

眞漆一斗、春土二斗五升、（代米一斗）糯粉一斗、（代米一斗）播灰七升、著布一丈、絞絹一丈五尺、同綿四兩、糟取布五尺、械布二丈、木屎布一丈、伊與砥一果、青砥三果、單功百卌（廿イ）疋、（若百疋）

同金物支度

壓金六枚、（代六十疋、枚別十疋、）圓座六枚、（代六十疋、枚別十疋、）片切八枚、（代四百疋、枚別五十疋、）辻子金幷菱釘四隻、（代百廿疋、隻別卌疋、）鴨居片切六枚、（代九十疋、枚別十五疋、）耳金廿隻、（代廿疋、隻別十疋、）角懸二隻、（代四十疋、別二十疋、）上端臂金物四枚、□□□遣戸障子二間之懸金四具、（代卌二疋、具別八疋、）肱金十六枚、（代八十疋、枚別五疋、）引手金物八枚、（代四十疋、枚別五疋、）花釘百六十隻、（代五十疋、疋別十充、）押障子一間懸金四具、（代卌（卅イ）疋、具別八疋、）肱金四枚、（代廿疋、枚別五疋、）

已上千卌一

同張工料　六十疋內（之中廿疋、代能米一石、准ニ絹四十疋一、）

已上帳之支度等、木道匠官人代信忠、塗師修理屬淸時、銅細工散位正則、胡障子張豐國等所ㇾ注進也、

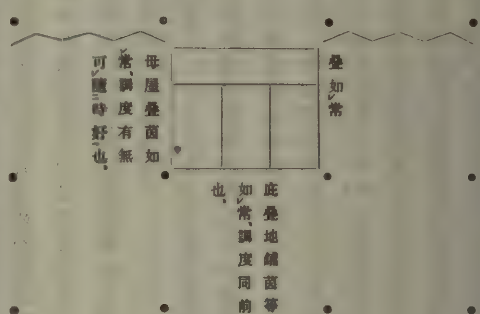
同引手糸（面長六寸三分之中、纏長二寸、裏和那長四寸三分、但美麗時者、兩面ニ付ㇾ纏也、）

〔類聚雜要抄二調度〕障子帳

障子帳指圖

母屋庇鋪設雜事等、凡如ㇾ常也、鏡懸角如ㇾ常也、

但小野宮殿嫁娶度障子帳、南ロニ左鏡、右角、各一被ㇾ用之、他事如ㇾ常也、



母屋、机足二階厨子一脚、蓋ニ手筥一双、次階ニ櫛筥一双、庇ニ二階一脚、蓋端ニ泔坏、奥ニ搔上筥、次階ニ小火取、下淺硯筥、前脇息、　殿下、少將、能實左衛門督、大納言也、

〔類聚雜要抄二調度〕永久五年七月二日、關白〇藤原忠實右大臣殿〇右大臣忠實子忠通、恐爲内大臣誤、時内大臣、移御鴨居殿、障子帳、東西遣戸障子、有各引物、南面立脇障子、在引物、後押障子、四面ニ面額ヲ引廻、斗帳定東西南面有渡、鴨柄懸角幷鏡等如常被用之、御座同前也、庇鋪設御調度等普通定、但不被用母屋調度之、

〔類聚雜要抄二調度〕大治五年、院幷待賢門院移御仁和寺殿、東法金剛院御所鳥羽障子庇御調度如常、母屋壺厨子一雙被立之、蒔繪櫛筥一雙、奥蓋造紙筥一雙、帳西間被立之、北庇二階、火取、泔坏、手筥、硯筥等被置之、令入從西門御、播磨守基隆朝臣造御堂幷殿舍諸事、

障子帳南面在脇障子幷戸、東西遣戸障子、在引物、如常、北押障子、東西南三戸在鴨柄、

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日庚子、申刻許向權辨亭、於四條東洞院新造家被經營也、右衛門佐光宗

令嫁第三女子也、寢殿中央母屋立障子帳、其中敷繧繝緣疊三枚、安張枕二、置白堅文織物直垂衣、不敷表筵、不置劒、頗無謂歟、又不安枕不審也、帳前敷同緣帖一枚、其上敷東京錦茵、立三尺几帳、其座右方四副母屋柱立二階、置居調度等如例、其後立泥繪四尺屏風一帖如例、

屏風帳

〔箋注倭名類聚抄六屏障具〕帳附几帳　釋名云、帳○中略小帳曰斗帳、俗云斗帳、一云屏風帳、○中略下總本屏風帳、作屏風帳、廣本作屏風帳、按○中略屏風帳與斗帳不同、作屏風帳、作屏風帳、竝不穩、恐必有誤、

〔類聚雜要抄二調度〕長承二年六月廿九日、前太政大臣女○藤原忠實女泰子參院、○鳥羽女御給屏風室禮、庇調度如常、不被用母屋調度、但院御所土御門、東洞院北東從院加修理、被儲諸事、藤中納言顯敦沙汰屏風室禮之指圖、依有尋三枚出來云々、一枚周防前司清實入道、一枚丹後守爲忠、一枚予、此三枚也、但人々指圖、於西中隔几帳東西北三方屏風ヲ比多無志天延立天、從內外以疊津女立タリ、又不敷母屋茵二枚、指圖大略同前也、此指圖被用了、但北屏風後ニ疊二帖敷之、又內之袙几帳許ヲバ不被用也、他事此定也、

長承二年十二月六日、院幷待賢門院移御小六條殿、屏風室禮大路如此、但內之不被用小几帳、又東中隔屏風南端一枚、西疊際ニ折天被立之、不尋常之可讚岐守經隆鳥羽北殿ヲ壞渡天造畢、儲諸事、庇調度如常、不被用母屋調度也、○中略

屏風室禮　屏風室禮圖修理大夫俊綱伏見第爲大殿御遊渡御料定也、但雖有野宴御休幕、於本所被儲之、○中略今勘、永久三年十一月日、內大臣殿(忠通)於土御門高倉內裏太政入道殿第備進五節給、件御裝束之次、大殿仰云、五節姬居所者屏風室禮也云々、仍勘合同前也、但五節所ニハ用壁代也、

〔近衞殿御婚儀次第〕文政八年二月六日、近衞內大臣殿○忠煕薩摩國守息女○島津齊興養女御婚儀、當日平旦、家司奉仕寢殿以下御裝束、其儀、○中略母屋中央間立廻御屏風、爲御帳代○○○今度不立如法帳

百子帳

〔安齋隨筆前編四〕一百子帳　貞丈云、我朝の百子帳も、本は唐の百子帳をまなびて作れるなるべ

し、唐の百子帳の製、事文類聚續集卷十一に見へたり、其文義を考るに、柳の木を撓め曲げて、帳の骨を作る、これを用る時には、骨を張り開き、これを用ひざる時は、骨を弛めたゝみて置くやうにしたる物にて、今世の保呂數屋の骨の如き、其骨を張ひらきて、上に青氈の帳を冒ひかける也、青氈は青き羅紗なり、(毛オリナリ)總體圓くして、頭高く、上尖りたるものと見ゆ、又文選、何平時が景福殿に、百子後宮と云語あり、注に百子又殿名とあり、百子殿といふ宮殿の名、是後宮にて妃妾の居處なるゆへ、百の子孫を產べき事を祝して百子殿と號する也、百子帳とは別の事なり、百子帳と號する意は、帳の骨の子數の多くあるゆへ、百子といひたる也、子とは骨をさして云也、此事かの事文類聚にあり、帳を作るに支度の多きゆへと云は非也、

〔漢書匈奴傳九十四〕漢使曰、匈奴父子同穹廬臥、(師古曰、穹廬旃帳也、其形穹隆、故曰穹廬)

〔南史夷貊傳七十九〕河南、宕昌、鄧至、武興、其本並爲氐羌之地、○中略有屋宇、雜以百子帳、卽穹廬也、

〔酉陽雜俎續集支植九〕木龍樹、徐之高冢城南有木龍寺、寺有三層磚塔、高丈餘、塔側生一大樹、縈繞至塔頂、枝幹交橫、上平容十餘人、座枝杪四向、下垂如百子帳、

〔月令廣義書夜二十三〕百子帳(詩話、唐人昏禮多用百子帳、制自戎虜穹廬之翻耳、捲柳爲圈、以相連鎖、百帳百圈、故名百子、)

〔事物紀原舟車帷幄八〕拂廬

唐書吐蕃處於大氈帳、名拂廬、高宗永徽五年獻之、高五丈、廣袤各二十七步、其後豪貴稍以靑絹布爲之、其始以拂於穹廬爲號也、宋朝每大宴犒、亦設於殿庭、曰拂廬亭、此蓋其始也、

〔代始和抄〕御禊行幸事

當日は大内より川原へ行幸なる、○中略河原頓宮にいたりては、まづ御膳幄に御輿をよせて下御ならせ給ふ、これより腰輿にめされて、御禊の幄にうつらせ給ふ、主上は百子帳の内の大床子に著御し給ふ、百子帳といふは、檳榔をもて頂をおほひて、四方に帷をかけて、前後をひらきて出入

するやうに飾りたり、其中に毯代をしきて、大床子を立たり、この床子につかせ給ふ也、百子の名、其說いまだつまびらかならず、一には百子は多きをいふ、此帳をつくる支度のおほき心をいふべし、

〔延喜式 三十八 掃部〕凡踐祚大嘗會祓禊儲料、輕幄、百子帳、軟障、大床子、屛風、帳、茵等、貯納寮家、臨事出用、

○按ズルニ、百子帳ノコトハ、神祇部大嘗祭篇御禊儀條ニ散見セリ、參看スベシ、

几帳名稱

〔倭名類聚抄 十四 屏障具〕帳 ○几帳附 ○中略 今按、帳屬有几帳之名、所出未詳、

〔以呂波字類抄 幾 雜物〕几帳 キチヤウ 本朝式几帳一基

〔名目抄 雜物〕几帳 キチヤウ

〔倭訓栞 前編 七 幾〕きちやう　几帳と書り、几に帳あるをいふなり、新猿樂記には基帳と書り、枕几帳、よせ几帳なども見えたり、袖に手を入て張出すを、袖几帳といへり、　細工に物の稜を消を、几帳面といへり、

几帳製作

〔延喜式 十七 内匠〕年料几帳八基、四尺四基、三尺四基、料檜槫八材、土居井枝柱等料、採三寮杣、熟銅十四兩、滅金一兩一分、水銀二分、漆二升、帛一尺二寸、絹二尺、布一尺二寸、石見綿十兩、掃墨六合、油三合、伊豫砥半顆、靑砥一枚、炭八斗、和炭一斛、單功七十七人、木作工卅人、漆塗工卅二人、作金物工十五人、

伊勢初齋院裝束

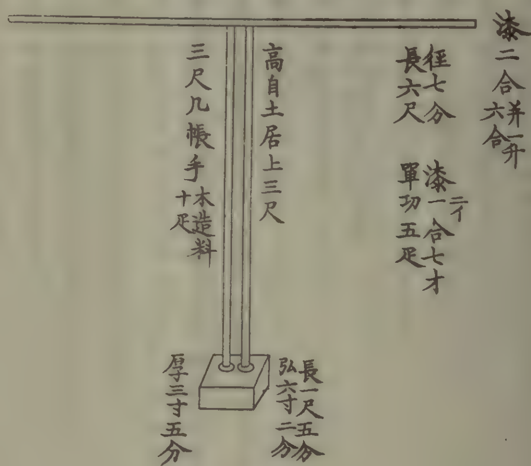
几帳六基、四尺二基、三尺二基、二尺二基、料檜槫三材、枝柱等料、尺九寸桁一枚、長三尺、六七寸桁一枚、長五尺、土居料、熟銅大八兩、滅金小一兩、水銀二分、漆一升五合、絹一尺五寸、細布一尺五寸、綿十兩、掃墨五合、油三合、伊豫砥半顆、靑砥一枚、炭六斗、和炭五斗、單功五十三人、木作工廿人、漆塗工廿人、鍛工十三人、

賀茂初齋院幷野宮裝束

几帳十基、三尺六基、一尺五寸四基、

几帳手

〔類聚雜要抄四〕



四尺几帳八本
木作料十五疋、塗料五疋、
手長八尺、又七尺五寸、口徑八分、又八分半、臺徑手定、高從土居四尺、土居長一尺二寸、弘八寸、又七寸三分、厚四寸五分、又四寸三分、入九寸、木一丈、土居入料檜榑二寸、手入料一寸、臺八料、
帷夏白生平絹ニ以白泥野篠秋草等書之、又大様繪胡粉用之、凡裏白粉張也、紐、冬濃打物、又黒打、夏者生平絹、黒染也、冬面纐纈三丈、裏三丈、紐四丈五尺、黒染、
凡五幅、長六尺、幅別ニ如中紐付之、又臨時美麗ニ調時者、白唐綾ニ纐纈之文ヲ以紫糸繡、又以金精畫文、夏唐之生物、以金精畫繪、紐赤色、織物總生臨時也、

〔枕草子三〕しきの御さうじの西をもての、○中略南のやり戸のそばに、き帳のてのさしいでたるにさはりて、すだれのすこしあきたるより、○下略

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事
りうびんしきたるたゝみのひんがしみなみすみに、三尺のくろぬりのてのき丁のおもて、つね

几帳足　几帳帷

のかうけちなるを、うしとらざまにすぢかへてたつべし、

〔大饗雜事〕一几帳帷　左レ手、久安記云、依レ及二深更一略レ之、母屋西第一間立レ之、可レ出レ祿故也、

〔新猿樂記〕三郎主者細工幷木道者也、○中略基帳足、屏風骨、○中略總風流曲節、無レ所レ可レ喩レ人、

〔空穗物語樓の上之上〕き帳のかたびらふとひきあけて御らんずれば、内侍のかみのひき給にはあらで、ほかげのあかきに、いぬ宮のいとしろううつくしげにて、ひきゐ給へるなりけり、

〔枕草子四〕ありがたきもの

みすのいとあをくおかしげなるに、きちやうのかたびらいとあざやかに、すそのつますこしうちかさなりて見えたるに、○下略

〔枕草子八〕むかしおぼえてふようなる物

きちやうのかたびらのふりぬる

〔今昔物語二十四〕碁擲寛蓮値二碁擲女一語第六

今昔、○中略寛蓮放出ニ上テ見レバ、伊與簾白クテ懸タリ、秋ノ比ノ事ナレバ、夏ノ几帳清氣ニテ、簾ニ重テ立タリ、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

帳　四面有二几帳一、帷夏生、以二胡粉一畫二花鳥一、冬朽木形、

〔松屋筆記八十九〕朽木形几帳

輿淸曰、くち木形の名義、伊勢貞丈が死木にはあらで、落葉したる木なめりといへるも、一わたりさもとおもはるれど、なほいかにぞや、こは朽木の枝の形なれば、然いへりと見ゆ、榮花若枝に、此春には、うもれ木となきにやとあるをも思ふべし、冬春の間は、几帳の帷の文樣朽木形なれば、朽木形の几帳といへり、されど朽木形のみに限れるにあらず、夏秋の間は、生に胡粉もて華鳥をゑ

がきたる帷を用ふ、几帳の圖、類聚雜要抄、（四卷）几帳制度考など考て知べし、

〔紫式部日記〕九日夜は、（○九日、中略、）こなひは、おもてくちきがたの木丁例のさまにて、（○下略）

〔枕草子五〕なまめかしきもの

あをやかなるみすのとたより、くちきがたのあざやかに、ひもいとつや〳〵かにてかゝりたる、ひものふきなびかされたるもおかし、

〔源氏物語二十權〕あなたの御とぶらひきこゆべかりけりとて、やがてすのこよりわたり給、くらうなりたる程なれど、にび色のみすに、くろきみ木帳のすきかげ哀に、（○下略）

〔源氏物語二十三初音〕空蟬のあま衣にも、さしのぞきたまへり、（○中略）あをにびの木帳、心ばへおかしきに、いたくゐかくれて、袖ぐち計ぞいろことなるもなつかしければ、（○下略）

〔左經記〕萬壽五年（○長元元年）四月一日丙寅、御几帳帷六帖、（○中略）並御帖等（○青色、鈍、略）令調獻宮、（日來朽木形帷也）

〔長秋記〕長承三年十二月四日己卯、御出家後、御几帳帷用青鈍、然而今度依爲吉事、被用朽木形、是下官之所申行也、自餘所々鋪設裝束如例、

〔龜山院御凶事記〕嘉元三年九月廿六日庚午、今日改御所御裝束、（○中略）昭訓門院御聽聞所、并女房聽聞所等、悉御簾今日不出之、出鈍色几帳帷、（同色紐、抑女院明日〈廿七日〉可有著服、仍其以前只不懸几帳、幷至今日八日出來、自來月一日可出冬几丁也、凡八黑幷鈍色几丁不可更衣、今月出生几丁者、雖及冬不可改也、然而今度自然遲々、十月一日出之間、可用冬几丁也、）

〔兵範記〕仁平三年六月十五日癸酉、（○中略）今日出御堂丈六佛前、被始行阿彌陀講、（○中略）北又庇御所垂御簾、出香染御几帳候、

〔類聚雜要抄四〕四尺几帳

帷長六尺、紐長帷定、（一尺二寸五六）幅料一疋　裹紐長三尺

〔類聚雜要抄四〕四尺几帳九本

木造料百卅五疋、各十五疋、塗料四十五疋、各五疋、金物五百卅疋、各十六疋、纐纈染料、
高廣可ㇾ隨ㇾ間、
金物直千三百廿疋、帖別ニ百廿疋、褺塗料、
隨ニ夏冬ㇾ白青紫末濃赤色生練等用之、但於ㇾ色者有ニ時好、美麗時者二倍織物用之、
〔枕草子 十二〕前の木だちたかふ庭ひろき家の、東南のかうしどもあげわたしたれば、涼しげにすきて見ゆるに、もやに四尺の几帳立て、前にわらうだをきて、○下略
〔類聚雜要抄 四〕康平三年八月十一日丁卯、後冷泉院移御、○中略
四尺几帳九本加ニ要庇定寸法、凡諸事母屋定、
〔類聚雜要抄 二調度〕立ニ調度ㇾ例
永久三年七月廿一日戊子、關白○藤原忠實右大臣殿○右大臣恐內大臣誤、時忠實子忠通爲ニ內大臣、移ニ御東三條、○中略東西南帷ヲ四尺几帳高二上天從ㇾ內同几帳立之、
〔類聚雜要抄 四〕三。尺。几。帳。一本
弘四幅、一帖料絹七丈二尺二寸、頗緬二丈一尺四寸、裏紛張二丈一尺四寸、紐黑蘇芳二丈九尺四寸、一幅四破定、帷几帳四尺定、但長五尺三寸五分、紐長帷定、弘四幅、一說五幅ニシテ幅ヲ細ク破之、但臨時ニ美麗ニ調時者二倍織物、又浮線綾象眼等隨ㇾ季被ㇾ用之、於ㇾ色者有ニ時好、紐村濃、又二倍織物、隨ㇾ帷用之、赤色唐織物、紐平絹定、但如ㇾ此物等隨ニ夏冬ㇾ用之、弘四幅、又細破天五幅ニスル有ㇾ說、如此之臨時色々帷者、隨ニ時好ㇾ也、長弘如ㇾ前、又袙。几。帳。ト謂者、長三尺六寸、紐長帷定、幅之如ニ中付、但四幅者常事也、又手長者三尺几帳ヲ用也、
〔空穗物語 樓の上之下〕入日のいとあかくさし入たるに、いぬみやゑろいうすもの丶ほそながに、ふたあいのこうちきを給とて、たけは三尺のきちやうにたらぬほどなり、
〔枕草子 十一〕御經のことにあすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、○中略三尺の御き

ちやうひとよろひをさしちがへて、こなたのへだてにはして、〇下略

〔類聚雜要抄 四〕康平三年八月十一日丁卯、後冷泉院移御、〇中略

三尺几帳一本（茵前料寸法、凡諸事毋屋定、）

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀

濱椿二尺几帳二基

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

おなじきまのもやに御帳あり、〇中略そのまくらの左右に、八もじに、ゑたんちのてのこき丁をたつ、まくらき丁といふなり、かたびらふたへおりものなり、それにそへてちんのまくらふたつをくべし、

〔類聚雜要抄 四〕康平三年八月十一日丁卯、後冷泉院移御、〇中略

枕几帳（手長一尺五寸、五口分匠土居長七寸、弘四寸五分、九上互角等高二尺内、寸土五居分厚二帷長二尺二寸、二乃紐二筋、濃蘇芳二倍織物、紐同前、蒔繪紫檀地間、但普通ハ不用、御堅時、帳内ニ二本用之、但用ニ一本ニ脱在云々、用ニ二本一時ハ、枕ニ八文字立之、用ニ一本一時ハ、枕ニ寄四小スザカヘテ立之、但母屋室禮之方ニ可立之、木造八疋、金物代卅疋、今案、大治年中春日内裏渡御、南方三尺、伊與守基隆沙汰、）

張工料（卑功卅疋、又廿五疋、食乃米五斗、又四斗、）

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

おなじきまのもやに御帳あり、〇中略さてのち、つねのき丁を三本とりよせて、この御帳のみなみひんがしにしのくちに、はまゆかのうへにたて、〇中略この木丁をよせき丁とはいふなり、

〔普廣院殿大將御拜賀雜事〕一端几帳事（同臺可被之由、攝政被申、）

〔西宮記 正月上〕供御藥事

天皇御東廂、（着御生氣御服、當例采女已上着御生氣衣服、）陪膳女藏人等候御厨子所、供御臺二基、〇中略内膳奉膳付采女、采

女取之授女藏人、女藏人傳取自御基帳上供之、（壇間御簾不上）宮內輔侍醫等於小板敷前一一書之、

〔江家次第　正月四〕臨時除目

晝御座如官奏時、

以晝御帳南北几帳立第二三間母屋際、（謂在東故、隆方朝臣曰、四年御屛風東面、仍御几帳謂在西云々、然而先例如此、事若然者帽額又可懸西歟、可在之、）

〔三中口傳　三〕屛風几帳事

弘間几帳ハ二本ヲ重テ立之（以左爲上）

御座中央立隔几帳事

准據無之

二帖ヲ立ル、屛風ニハ二帖ヲ引重テ可立、（以左爲上）屛風付几帳帷出樣、打任テハ几帳ノ手ヲ立ル事ナレバ、出几帳ト書ツレバ、隨所便宜閉付タルトモ、立手之樣ニテアリ、覆御簾ニハ所立手ナレバ、內ノ方ニ閉付タリ、覆御簾出几帳ト書ツレバ心得ラレタリ、几帳ハ雖弘間毎間一帖出之、

〔婚禮法式　上〕婚迎之部

一御料人の御座のそばに几帳を立る、几帳は婦人の形をかくす爲に立る也、几帳は京都の職人のこしらふる物なり、

〔空穗物語　樓の上之上〕ちいさきあふぎさしかくし給て、ゐざりいり給を、一院き帳のほころびより御らんじて、いとうつくしとおぼす、

〔源氏物語　二　帚木〕おとゞもわたり給ひて、うちとけ給へれば、御木丁へだてゝおはしまして、御物語きこえ給を、あつきにとにがみ給へば人々わらふ、

〔源氏物語　九　葵〕姫君いとうつくしうひきつくろひておはす、ひさしかりつるほどに、いとこよなうこそをとなびたまひにけれとて、ちいさき御木帳ひきあげて、みたてまつりたまへば、うちそば

几帳雜載

みて、はぢらひたまへる御さま、あかぬ所なし、

〔源氏物語四十六椎本〕こなたにかよふさうじのはしのかたに、かけがねしたる所に、あなのすこしあきたるをみをきたまへりければ、とにたてたる屛風を引やりてみ給、こゝもとに木丁をそへたてたる、あな口をしと思ひて、ひきかへるおりしも、風のすだれをいたう吹あぐべかめれば、あらはにもこそあれ、その御木丁をし出てこそといふ人あなり、おこがましきものゝ、うれしうてみ給へば、たかきもみじかきも、木帳をふたまのすにをしよせて、このさうじにむかひて、あきたるさうじよりあなたにとをらんとなりけり、

〔源氏物語五十二蜻蛉〕れいさやうの人のゐたるけはひにはにず、はれ〴〵しくしつらひたれば、中々木丁どものたてちがへたるあはひより、みとをされてあらはなり、

〔枕草子一〕御物いみなりける日、古今をかくしてもてわたらせたまひて、例ならず御きちやうをひきたてさせ給ひければ、女御あやしとおぼしけるに、御さうしをひろげさせたまひて、○下略

〔榮花物語十六本の雫〕かくて枇杷殿○妍子には、四月に御わたりあり、○中略このたびはひめ宮の御かた○禎子しつらはせ給へり、あやにうす物かさねたる、むらさきのすそごの御几帳ども、御帳のかたびらも同じやうにて、むらごのひもして、こんしやうでいなどして、しがきたり、御丁いとさゝやかにおかしげなり、何事もいとうつくし、

〔枕草子四〕頭中將の、そゞろなるそらごとをきゝて、○中略あさましう何のいはせける事にかとおぼえしか、さてのちに、袖。ぎ。ち。や。う。などとりのけて、おもひなをり給ふめりし、

〔安齋随筆前編十〕一袖几帳　袖几帳と云は、几帳のつくりざまあるにはあらず、人をも見じ我がかほをも人に見られじとて、袖をかほにおほふが、几帳立たるごとくなれば、その事を袖几帳と云也、枕草子に、頭中將齊信卿に、何人か清少納言の事をあしざまに申きかせけるにより

差几帳

て、齊信卿は清少納言を見じとて、袖をかほにおほひふたき給ひしが、後に清少納言あしからぬ事しれて、かほに袖おほふ事やみし事を、かの草子に、さてのちには袖ぎちやうなどとりのけて、おもひなをり給ふめりしと書ける、されば袖几帳と云は、枕几帳、三尺の几帳など云たぐひにはあらず、

〔俚言集覽〕几○帳○面　倭訓栞、細工に物の稜を削を几帳面といへり、愚按、元祿二年外宮遷宮記、御楯三基、以銀銅飾之、臺各有几帳面、柱本末押金薄、俗には物の辻つまあはせ正しくするやうの事をいへり、

〔安齋隨筆前編十五〕一差几帳　貞丈云、さし几帳は、女房の行之時、左右に童女を立て、几帳を捧げてもたせて、几帳にて顏を隱して行也、步障の類也、

〔類聚名物考調度五〕步障

さし几帳也、道行時に婦人などは、さしかくす物にて、三尺の几帳のほど有り、葬送の時にはわきて用る事、古書にも見えたり、又は行幸遠所の時にも用らる、

〔空穗物語藏開上〕御ゆどのはてぬれば、女御君いだかまほしうおぼせど、ちゝおとゞそひゐ給つれば、うへのをとゞいだき給て、御○几○帳○さ○ゝ○せていり給て、みやの御かたにふせ奉り給つ、

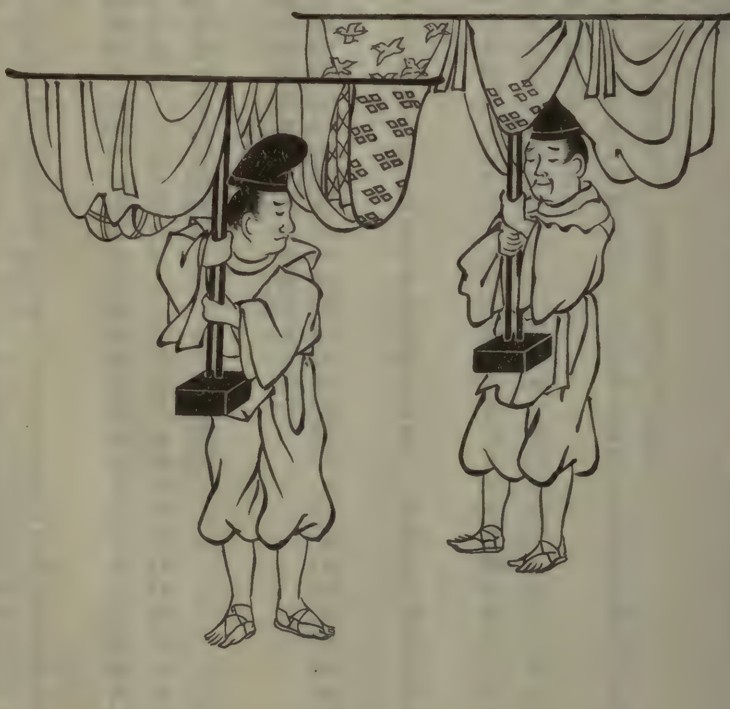
〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと○中略

まいりにはひめ君のくるま○中略ひめ君ののぼるすみとり○几帳は、いづれのもくら人五ゐのするなり、そくたい四人なり、たゞ五せち所へむかふ人は、よきほどなるいくわんにてむかふべきなり、○中略

ゑもつかひのさうぞくの寸法

五せちのはわらはは二人なり、○中略五せちのまいりをせんには、四人あるべし、ひめ君のちんより

〔年中行事繪卷朝覲行幸〕



をるゝき丁を、よほうにさしたるもたんれうなり、き丁のすみをば、くら人五ゐとりあはせてゐる、近代はゑもつかひさゝず、ごせのさしたるなり、ゑもつかひもわらはのつぎにたゞゐるなり、

〔江家次第十一 十一月〕五節帳臺試

時剋五節舞姫參入於玄輝門下車、公卿束帶相從、各入五節所、有筵道、諸大夫四人執几帳角、殿上人付童女傅等、(シキツカヒ)如例、○中略 舞姫等次第參入、經馬道入舞殿戸、先童女一人持火取、次童女一人持茵、次舞姫、下仕等本相從、理髮相具、取几帳三、次火取童入戸即歸、次茵童敷茵、居帳臺下、次舞姫居茵上、北面西上、次几帳一本立其後、自餘早歸、

〔江家次第十二〕齋王群行

次齋王入自嘉喜門、御前井寮頭助相扶、内侍及乳母二人、侍者二人、童女四人從之、近代女房三人、執几帳祗候之、○中略 闈司開戸、齋王入自同戸著座、著羅地摺袷襠長袖、同目染裳、著玉鬘、依未成人不可上髮歟、又御乳母可奉抱、女房三人取几帳、隱王座東南西三方、前例隱東南二方、由闈白被中、而長暦井延久御記如此、○中略 次以頭藏人召齋王、召寮頭仰之、主殿司等前行、寮官引御輿到殿北面東戸下、於階上駐御輿、闈司開戸、捧几帳之者二人相從、

〔中務内侍日記〕十二月 ○弘安十一年二月 大原のゝまつりなり、○中略 みやにまいりつきぬれば、辨しやうけいつきてことどもをこなふ、木丁さして御まへにまいりてみれば、○下略

行障

〔倭名類聚抄 十四 屛障具〕行障　唐鹵簿令云、行障六具、

〔箋注倭名類聚抄 六 屛障具〕通典、皇太后皇后鹵簿有行障六、即其事也、雲溪友議、載唐陸暢詠行障詩云、碧玉爲竿丁字成、鴛鴦繡帶短長香、強遮天上花顏色、不隔雲中笑語聲、

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕行障 カウシヤウ 葬具

〔名目抄 裏服〕行障(カウシヤウ) 同上○天子大行之時用之

〔類聚名物考 調度五〕行障

今案に、行障一名は歩障とも云ひ、又歩帳とも云ふ、行步の間に遮障故の名なり、本邦にては是を指几帳と云ふ、古へは常に用ゐし調度なり、その事物語日記などにも見えたり、道を行に、さしあげて持行ば、しかいふなり、〇下略

〔延喜式齋宮五〕初齋院裝束

小。行。障。二具

〔延喜式内匠十七〕伊勢初齋院裝束

小行障四具、料檜榑二材、熟銅大三斤、滅金小八兩、錏銀小四兩、信濃布一尺、白鑞薄六枚、方八寸細布六尺、阿膠六兩、漆一升六合、絹一尺六寸、搗墨四合五勺、炭一斛、和炭四斛、單功六十人、木工十人、漆十人、銅廿八人、白鑞十二人、

賀茂初齋院幷野宮裝束

小行障二枚、〇中略大行障四枚、

〔儀式一〕春日祭

比到社西方北門、前行大夫以下下馬列立、陪從女下車、執行障候輦下、

〔儀式一〕賀茂祭儀

其日、〇中略時剋齋王駕車赴向、〇中略齋王駕車從左右各十人、〇中略次執物左右各四人、一人大翳、一人大笠、一人挿蓋、一人行障、皆著紅染衣、

祭日、〇中略齋王先詣下社、〇中略腰輿在中路、其前後輿長左右各六人、相列相夾內外各三人、女孺一人執行障、在腰輿近前、

〔類聚雜例〕長元九年五月十九日丙申、及晚景左衞門府生坂上時通令人夫壞院東墻一本、爲御輿路、〇中略次御輿長等舁下御輿、駕輿丁等二十人傳荷之、本數四十人也、相替可供奉之、又此間行障等可持立、而有議不入院內、於墻外可備禮也、〇中略

步障

次御前僧廿人、〇註略次步障、(行障外左右各四條、條別長各六丈、五幅、以帛絹縫之、小舍人井後院藏人、召使等卌人、著衣冠、當色等、左右相分持之、條別五人、各以白木竿爲柄、前後引塞、)次火輿、(輿內立小案、居油坏於其上、明火、駕丁二人、布衣烏帽、著當色舁之、步障內立行障外、)次行障、(以帛絹縫之、長各五尺餘五幅、藏人所雜色以下十六人、著當色持之、御輿左右各五人、前後各三人、)次御輿、(在行障內、)次香輿、(口之中、中央居燒爐、引火舍、其四角立岡花、瓶等、供花持人如火輿、在行障外步障內、)次御膳辛櫃二荷、(各加生絹覆綱等、御厨子所仕丁等布衣烏帽子、著當色荷之、預衆等、著衣冠、當色等副之、在步障內、次可有御舉物辛櫃、而不行列、如何、)次關白相府、內大臣、藤大納言、權大納言、新大納言、左右宰相中將、右大辨、右兵衛督、三位中將、著各等衣冠、(卷纓)藁履等、持白木杖、行列步障內、(左相府內府扶持者兩人在此內、自餘步障外、)

〔建久九年內宮假殿遷宮記〕一同月十五日辛亥、御裝束奉裁縫行事、〇中略

行障柄二支〇中略

御裝束次第寸法〇中略

行障二條(長各五尺、弘各二幅、)　料絹二丈

〔倭名類聚抄十四屏障具〕步障　喪禮圖云、白布帷以障婦人、(今按、俗用步障是、)

〔名目抄服喪〕步障(ホシヤウ)(天子大行之時用之)

〔節用集門〕步障(ツイタチシヤウジ)

〔晉書石崇三十三〕崇字季倫、〇中略與貴戚王愷羊琇之徒以奢靡相尙、愷以飴澳釜、崇以蠟代薪、愷作紫絲布。步。障。四十里、崇作錦。步。障。五十里以敵之、

〔七修類藁事物四十五〕倭國物

古〇中略有硬屏風、而無軟屏風、有剔紅、而無縹霞彩漆、皆起自本朝、因東夷或貢或傳而有也、〇中略軟屏、(今圍屏也)弘治間入貢來使送浙鎭守、杭人遂能、(卽古步。障。)

〔空穗物語樓の上之上〕七月七日、いぬ宮御くしすまさせ奉り給とて、ろうの南なる山井のまりひきたるに、はまゆか水のうへにたて、內侍かみもろともにおはす、それもすましためり、人もみ

えぬかたなれど、ほ。う。せ。ふ。ひかせ給へり、

〔參考太平記 二〕南都北嶺行幸講堂供養事

比叡山ニ行幸成テ大講堂供養アリ、供奉ノ百寮悉君主ニ從ヒ奉ル、先一番ニハ、隼人、步障數百人、先先列ヲ引タリケル、

〔倭名類聚抄 十四 屏障具〕軟障　本朝式云、軟障一條、

〔箋注倭名類聚抄 六 屏障具〕延喜内匠寮掃部寮等式、並有₂軟障₁而無₂一條字₁此所₁引或是弘仁貞觀等式文、軟障又見₂續日本後紀、三代實錄、西宮記、新儀式、源氏物語須磨卷、蜻蛉日記₁按唐杜荀鶴松窻雜記、唐進士趙顏於₂畫工處₁得₂一軟障、圖₁一婦人、

〔廣韻 三 上聲〕輭 柔也、或从₂需、餘同、而兗切、　軟 俗

〔伊呂波字類抄 世 雜物〕軟障 ゼンシヤウ 本朝式云、軟障一條、

〔槐記〕享保十年六月十五日、古ヨリ輭障曲屏トテ、今日本ノ屏風ノコトニ用タルコト、歷々ノ書ニ見ヘタリ、尤ラシキ字ナリト思フカラ、イカヤウニモ漢ノ書ニアルベシト、近年思召テ、ヒタモノサガサルレドモ見ヘズ、宿儒老僧ナドニモ問ヘドモ不₂知ト答フ、源氏物語ナドニモ、輭障トイデテ、古ヘヨリセンセウト讀來レリ、季吟ナドノ湖月抄ニモ、センゼウト假名付シテ、出處モナケレバ、音義モ沙汰ナシ、何ト工夫シテモ、文字ハ漢字ナルベシト思召テ、久シキ御不審ナリシガ、コノ度フト通雅ニテ御覽當リナサレシガ、輭障曲屏ハ、其制出₂于日東₁ト書タリ、サレバコソ制モ文字モ、日本ヨリ出タルトハ、シラルレト仰ラル、總ジテ此公ノ御考、凡テ如₁此、一旦ニ大方ニ出處ニナルベキコト出テモ落著セヌヲ、ムリ濟シニセズ、數十年ヲヘテモ御失念ナキユヘ、御若年ヨリスマヌコトノ、近年濟タルコト多シ、

〔倭訓栞 前編 十三 世〕ぜむやう　蜻蛉日記にみゆ、源氏にはせんぜやうとも、まさすけにぜんざうと

もみゆ、軟障と書り、軟音善也、まさすけに東三條にありしは、さが野にかりせし少將をぞかゝれたりしと書るは、昆明池の障子の裏形也、野を書てかた方に屋形ありといへり、三代實錄に、紫宸殿の軟障と見えたり、細流に、ついたち障子などのやうなる物也といへり、七修類藁に、古有硬屏無軟屏、軟者圍屏也、圍屏與泥金綵漆皆出于日本と見えたり、これは今いふたゝみ屏風なるべし、住吉物語にかみびやうぶと見ゆ、西土の書にも紙屏あり、

〔源氏物語　須磨十二〕海づらもゆかしくて出たまふ、いとおろそかにせ゜ん゜ぜ゜や゜うばかりを引めぐらして、このくにゝかよひける陰陽師めして、はらへせさせ給、

〔源氏物語湖月抄　須磨十二〕軟障（ぜじやう）　細ついたち障子などのやうなる物也、假名にはせんじやうと書る本あり、只せじやうと可讀、明阿云、軟障有畫圖、松也、謂高松軟障、堂上立軟障、堂下引幔、又堂下ニモ有立之、内宴妓樂之時ト云々、略一注、幕のごとくなる物に、高き松など繪に書て、壁に添て引也、

〔源氏物語　玉鬘二十二〕この御てらになんたび〳〵まうでける、れいならひにければ、かやすくかまへたりけれど、かちよりあゆみたへがたくてよりふしたるに、豐後のすけ、となりのせ゜ぜ゜や゜う゜のもとによりきて、○下略

〔新猿樂記〕六郎冠者繪師長也、○中略軟障（ぜじやう）、扇繪等上手也、

軟障初見

〔續日本後紀　九仁明〕承和七年九月乙未、伊豆國言、賀茂郡有造作島、本名上津島、○中略巖壁伐波、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸夾纈軟障、卽有美麗濱、以五色沙成、

軟障製作

〔雅亮裝束抄　一〕もやひさしのてうどたつる事

た゜か゜ま゜つ゜のせんざうをかく、東三條にありしは、さ゜が゜野゜に゜か゜り゜せ゜し゜少゜將゜をぞかゝれたりし、これをたつることまれの事なり、○中略

だいきやうのこと

つくゑをたて丶きやうをばすふるなり、○中略もや三方にみすをかけて、おろしたるうへに、せんゑやうとて、まんのやうにて、きぬにたかきまつをはんたいにて、ゑきのきどもをかきたり、の丶一口口あるがひろきへりの、むらさきいろなるさしまはじたるを、みすのうへにひくなり、これらゑきのゑをかきたれば、春をひんがしにはじめてひくべし、もやのみすのもかうのゑものきはにおしあて丶ひくべし、もとひもをまんのやうにつけて、つなをぐしたれども、つなしてはひくべからず、つなのをはみすとせんゑやうとのなかにをしかへして、へりのなかにこはしのいたをいれて、もかうのゑものきはにをしあて丶はしらにとぢつけたるがよきなり、たけみじかくて、ゑものすかむなかへりみすふたつかいきあるをば、はなつきに人のするなり、そのぎわろし、ひとへりをひきかさねてひくべし、たゞしまはひろくて、せんゑやうはせばくば、ちがへることかなはじ、はなつきにもすべし、

〔大饗雜事〕軟障事

面ハ生絹ニ唐繪ヲカク、縱様ハ三尺七寸、鐵定横ヘハ六幅ナリ、上下左右ニ綾ヲ紫ニ染テ緣ニ付ク、其廣ハ六寸八分、金定白練ノ絹ヲ裏ニ付ク、緣ノ裏ハ紫ノ練絹也、紫ノ綾同緣トシヲ一寸バカリニタヽミテ乳ニ付ク、其數十也、綱ヲトホスベキ料ナリ、紫ノ練ノ平絹ノヒロサ一寸餘ナルニ、布ヲ縫タヽミタル綱ニテ張也、綱ノ長ハ一丈二尺、金定ノ上官ノ座ニ依テ、此軟障ヲ五帖或四帖、副御簾テ引之也、今注付タルハ一帖分也、

〔仙源沙勢〕せんざう　セジャウ共、軟障也、障子代ニ用之、唐綾ニテ張、結綱ニテメグリヲス、又云、殿上ノ引物也、白絹ニ松ヲ繪ニ書、高松ト號也、須磨巳日祓ノ所、藤ウラバ玉カヅラ泊瀨詣所ニ有、委ハ幔ニニタリ、赤モ青モアリ、

軟障用法

〔安齋隨筆(後編十二)〕一軟障は、四方紫の緣あり、はゞ八九寸程、中の布五幅と覺申候、畫は彩色畫高松也、上下に耳あり、尤兩面也、紐は綾をたゝみて用る也、

色紫

但古へは小鷹狩の軟障ありし由、今は其圖たへたりといふ、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、廿七日癸亥、同殿(○寢)母屋北面東第二三四間垂御簾、(○中略)副東北二面簾引唐繪絹軟障四帖、(高松、紫緣、)相對敷青緣出雲莚帖(白布裏、)六枚(南三枚、北三枚、)為外記史座、(東上、外記北、史南、帖東端去軟障五許尺、[illegible]座末并奥有往反路、)

〔兵範記〕仁安三年十一月廿三日庚辰、早旦參大極殿、大夫史并行事官皆參、奉仕節會御裝束、(○中略)同(○御幌)左右壇下立高松軟障、(新調也、至于東西壁下立之、悠紀方以唐綾纈為端、各八幅、寬治色法也、主基以赤地錦為端、天仁例云々、此條無調、諸事用寬治之由、御定先畢、行事自由也、以件軟障立隔母屋與廂、)十二月十日丁酉、早旦著行事所、大嘗會威儀御物并判御調度、(○中略)軟障六帖(各八幅、長九尺、面唐綾、裏綾張白絹、在緋綱、)

〔類聚名物考(調度五)〕軟障　ぜざう

今陽明家に有高松軟障といふ物の圖、世に有繪は一樣ならず、はり樣、かな裝束抄に有、殿上にはる事也、されども源氏須磨卷に、海邊にての祓に、地に設けたる事も有れども、是はもし左遷の時故、調度もとゝのはざる故に、不具の事をわざと書なしたるにやあらん、

〔新儀式(四臨時)〕行幸神泉苑覽競馬事

其儀母屋西面五間懸軟障

〔西宮記(正月上)〕二日二宮大饗

延長三年正月二日、吏部記云、中宮饗設玄輝門西、(○中略)參議用兀子、南北面、(設長押上王公座後、屛風上張軟障、)

〔北山抄(三拾遺雜抄)〕射禮儀

前一日、供張御裝束、(○註略)門北簷懸御簾、南庇敷借板敷、其上立蓋張、東西立御屏風各一帖、(○註略)其後
横施軟障、(○中略)

內宴事

(眞壽)藏人式、前一日、藏人、(○中略)仁壽殿承香殿之間、東邊南北妻、懸軟障一條、(用所唐圖軟障)

〔北山抄五〕大嘗會事

辰日裝束、(○中略)御座左右壇下、以軟障引隔母屋與北庇之間、(承平記云、東壁、及北壁東第一間施之、天慶悠紀記云、自壇北階東、開柱東、東階北開柱北立廻、一方各二條、四幅云々、)

〔江家次第十三〕於大極殿被行臨時仁王會儀

殿北登廊假敷板敷、爲休幕、引高松軟障、立大宋屏風、

〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年二月廿七日癸巳、是夜偸兒剝取紫宸殿軟障、爲警夜近衛舍人所捕獲、

〔大饗御裝束間事〕一鋪設裝束事

康平八五廿八、記云、(○中略)六月三日大饗也、(○中略)母屋東面二間南横切、并北鴨柯懸簾、(不卷上)其上引
軟障五帖、(○中略)

同(○永保)三年正月廿二日、六條右府記云、(○中略)廿六日任右大臣大饗也、於三條殿設之、(○中略)對代母
屋、并北横切鴨枝懸簾、(不卷上)其上曳軟障五帖、(○中略)

上官座事

治安元七廿五、小記云、大府饗、(閑院)東對西庇設外記史座、(小野宮儀)外記座、西對南庇東上對座、(東北相對)鋪
緣緣疊、座後引軟障、又到東面母屋簾、同引軟障、西對南東等庇不懸簾、(以渡殿爲限)

永承二八一、土記云、西對東廂、(三條北高倉東亭)南上對座、設上官座、座後施軟障、不敷親王座、預居饗、

康平三七十七、記云、西北渡殿、(東三條)母屋三間設外記史座、(綠端疊、東上對座、外記著北、預垂母屋北簾、并第四間簾、副簾引軟障、○中略)

康和二七十七、爲隆記云、東三條西渡殿從西第一二三間、設外記史座、(當第三間東柱渡簾臺、懸簾、同第一二三間北柱南面、同懸自)(御簾、其上引渡木客唐綾軟障四帖、其內舖滿弘筵、東上對座、敷菅疊六枚、)

〔大饗雜事〕一軟障(四帖或五帖)在綱

(永保三正廿二時範記云、副御簾引唐綺軟障、永久五帖云、寛治外記史座上去軟障三許尺、爲舖綵事座也云々、)

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日

一攝政不可著人下、諸卿參上之間、可讓內弁於民部卿、但自何方可退哉、

民部卿申云、直可被參自高松軟障東妻、不待卿著座可令參給歟云々、

〔兵範記〕仁安元年十一月十六日丙辰、今夜節會、(中略)左右壇下立高松軟障、(迄于東庇壁下引之、爲母屋與庇隔也、)三年十一月廿二日己卯、未明出立參齋場所、(中略)悠紀主基御帳、懸白帷東西南三面卷上之、(悠紀小葵文綾、二色、紐如常、施繪、寛治例也、主基白唐綾、以色々糸縫竹桐鳳凰等、天仁例云々、意趣如軟障、)　廿五日壬午、裝束司令所司奉仕大極殿御裝束、(中略)南廂第四間立小忌卿相座、其前立臺盤居饌、御帳以東母屋際引軟障、(至于東壁下)御帳以西一二間、母屋際立廻障子二枚、其西引軟障、(至于西廂殘一間、)更折南又引軟障、(至于南母屋際)

〔儀式六〕元日御豐樂院儀

前一日、內匠寮官人率雜工等構立御斗帳於豐樂殿高御座上、立軟障臺。九基於高御座東西、(五基、高御座東西四間、一基當西一戶立、三基立殿西二間、)

〔延喜式內匠十七〕凡諸節、前一日、官人率雜工等、豐樂殿立軟障臺六基、(三基立高御座東三間、一基立四間、二基立母屋西二間、〇中略)

凡五月五日節、前一日、武德殿構立斗帳又軟障臺二基、(立御座壇南西二間、)以其神泉苑立斗帳亦同、但軟障十基、(御帳東西各五基、)

〔西宮記正月下〕內宴(綾綺殿母屋立軟障、事、仰掃部寮、〇中略)

主上出御、(中略)坊家別當進舞妓奏、(中略)註發音聲、妓女著座、(入自綾綺殿東北戶、經軟障南妻著、)

壁代名稱

〔北山抄〈三　拾遺雜抄〉〕内宴事
内匠寮參入、立軟障臺於所々事、

〔大饗雜具目錄〕大饗雜具〈永享四年七月廿五日〇中略〉
一軟障五帖　一同綱〈三箇歟〉

〔伊呂波字類抄〈加　雜物〉〕防壁〈カヘシロ　壁代〉

〔名目抄〈雜物〉〕壁代〈カベシロ〉

〔仙源抄〈賀〉〕かべしろ　壁代也

〔倭訓栞〈中編四　加〉〕かべしろ　延喜式に壁代と書り、帷をいふ也、又防壁をも訓せり、延暦儀式に、壁代生絁帷と見ゆ、

〔古今要覽稿〈器財〉〕かべしろのちやう　かべしろ
かべしろのちやうは、延暦廿一年伊勢太神宮儀式帳に見えたれば、それより古くありしものなるべし、けだし上古の家作は壁を用ゆる處すくなければ、時にのぞみ帳をはりて座を設くるなり、この帳壁に代用ゆるが故に、かべしろの帳とよびしが、のちにはたゞかべしろとのみよぶことになりたり、その製作は、雅亮裝束抄および類聚雜要抄に見えたり、〇中略壁代、生絁御帳、〈太神宮儀式帳〉按に壁の代に用ゆる帳なれば、壁代の帳とよべるなり、猶垣の代に用ゆるを垣代といひ、舟の代に用ゆるを舟代といふと同じ、壁代帷、〈江次第〉壁代、〈西宮記〉かべしろ、〈源氏物語〉

〔空穗物語〈國讓下〉〕おとゞつとめて殿のうちをみ給へば、〇中略かべしろはしろくてあたらし、

〔空穗物語〈藏開中〉〕三條殿のかくて源中納言殿のうぶやの七日のよになりぬれば、きのかみにおほみあるじのことゞもを、おとこ女方おまし所もつらふことつかうまつる、〇中略かべしろには、しろきあやをうちやうしたり、

〔源氏物語三十四若菜〕みなみのおとゞの西のはなちいでにおましよそふ、屏風かべしろよりはじめ、あたらしうはらひしつらはれたり、

〔源氏物語湖月抄三十四若菜〕かべしろ　和白き衣を、かたびらのやうにしてかくるもの也、

〔狭衣三〕しやうじよりとをりて、あまたたてかさねられたる御几帳どもにつたひつゝ、かべしろの中に入たちて見たまへば、こなたは宮達の御かたなるべし、丁のまへにふたところふし給へり、

壁代製作

〔西宮記十二月〕御佛名
頭於御前定御導師次第僧、○註略行事藏人催事、内藏并御厨子所、請奏下上卿、○中略縫殿、調壁代

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物
深縹帛四疋三尺五寸、四丈四尺、夏壁代紐表料、一疋五丈二尺、冬壁代同料、○中略絹二百卅八疋一丈七尺九寸、（中略）十九疋一丈二尺、壁代夏帷料、四丈四尺、紐裏料、五十一疋一丈二尺、冬帷料、一疋五丈二尺、纈裏料、○中略調綿三百廿三屯、（中略）百六十屯、冬壁代十八條料、○中略薪卅荷、直、十七荷、染斗帳帷、並壁代黃白纈料、○中略灰十四斛二斗、直、十斛二斗、染斗帳壁代帷料、○中略苅安草八十二圍半、卅一圍中、染壁代十八條表絹廿疋四丈料、○中略紅花大六十九斤、六十一斤、染斗帳、壁代、并雜色人衣料、○中略黃蘗大卅斤、染斗帳、壁代帷絹料、請大藏省、錢十七貫七百卅文、九貫八百十六文、染斗帳一具、壁代十八條、帳七條表料絹卅二疋二丈二尺、藍料、疋別三百文、七貫廿文、染同裏料淺縹絹廿五疋四丈四尺料、疋別三百文、

〔雅亮装束抄一〕もやのひさしのてうどたつる事
次にもやのみすをかく、もやはしんでんによりて四けん、もしは五けんにてもあるなり、七けん四めんのしんでんならば、もや五けんにみすをかけて、うちにかべしろを引まはすべし、○中略かべしろはそのみすのたかさにつきて、四方をあげまはすべし、かべしろのおもてはみすのかたにあて、かくべし、こはしのいたをいれて、まづ南より一方づゝあげて、よつのみすをばとぢあはせて、みすのやうにまきあげて、うちとのひもをもてあげたるしたに、一むすびしてのち、とり

あはせて、すそよりかみざまに七八寸ばかりにおりかさねて、その一むすびのまたに、すそをまたうらにしてさしはさむべし、ひもごとにこの定なり、

かべしろのおもては、れいのき丁のやうにて、うらはまろくやうして、ひもはおもてはすはうなから、こきうちなからをあはせてあり、うらのひもはみなまろきなり、ひろさ三寸ばかりにかさねて、おもてのひもかべしろにおなじ、

〔類聚雜要抄二調度〕小野宮差圖

母屋四面、壁代卷上、高四尺、几帳上三寸許上之、簾同前、○中略

已上、殿下少將能實渡給時如此也、

〔類聚雜要抄四〕帳帷形 壁代此定ニテ七幅、長九尺八寸也、

壁代十三帖許 凡夏冬絹幷縫様帳帷定、紐同前也、

纐纈染料 脫文歟

高各九尺八寸、弘各七幅、常絹弘定、

帖別七乃兩面定、十四乃料、

八丈絹一疋七尺二寸

已上兩面定、百八十二幅料、八丈絹十四疋一丈三尺七寸、

紐幅別如幅中付之、凡夏冬色帳帷紐定也、縫様同前也、幅別十四筋、內面料七筋弘三寸五分、裏七筋、

長各九尺八寸、

凡雜事如二帳帷一也

十四筋料絹六丈八尺六寸 絹一乃二破定

已上、百八十二筋、內面裏各九十一筋料、八丈絹十一疋一丈一尺八寸、

壁代用法

壁代上事

凡四方ヲ五尺屏風之上レ高ニ

南面紐前之津者女口ヲ爲レ西、内之稀ニ鉸レ之、爲ニ上濃色一、東西同前ヲ爲ニ北鉸ニ事□北面南定東西北面、是三方立レ廻五尺屏風、南面之御簾ヲ四尺几帳之高ニ上天、其下ニ同几帳ヲ立渡、

〔安齋隨筆後編十一〕一壁代は、白綾の立幅也、南面也、上下に袋乳ありて、檜卷木とて、鎗の柄のごとくなる檜の卷木を入る也、紐あり、紫の平グケ紐也、御帳の紐と同じ、蝶鳥をゴフンにて書く、又は白糸にて縫にもする也、

此卷やう、翠簾へ添へて卷き、又別に卷く等習ひあり、鉤にもカクルなり、上は長押へ〽如レ此、ヒルカギにて懸くるなり、大凡長ケは九尺程、廣サは間に從ふなり、

〔古今要覽稿器財〕かべしろのちやう　かべしろ

或說云、壁代は總體白き平絹を用ゆ、但あはせ縫なり、おなじく裏は紫羽二重にて縫、紐は表うらともに同じ所に縫付るなり、胡粉にて蝶鳥の形を畫きて、綴糸は糠ぬきのより糸を以てぬふ、長さ七尺三寸、幅一尺一寸、仕立あげのつもりなり、但一流の分なり、おの〱鯨尺を用ゆ、

按に、此說信じがたし、長七尺三寸といふは鯨尺也といへば、曲尺にて九尺一寸二分五厘にあたる、類聚雜要抄に九尺八寸といふとあはず、また主殿寮雜話に一丈といふともあはず、また幅一尺一寸といふもいかゞ、古書には六幅または七幅といひて、廣さを尺にてはからず、疑らくは後人推量していへるならん、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

黑酒殿者、構以二黑木一葺二部用一萱、薦爲二壁代一、白酒殿者、構以二白木一、自餘同二黑木殿一、

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束略○中壁代絹帳二條一條長六丈、廣六幅、一條長九尺、廣二幅、

度會宮裝束〇中略壁代絹帷二條、一條長六丈、廣六幅、一條長一丈八尺、廣如上、〇中略戸上壁代帷一條、長八尺五寸、廣二幅、

〔延喜式五齋宮〕年料供物〇中略壁代帳十一條、(中略)縫殿寮縫備、每年供之、

造備雜物〇中略壁代紗帳一具、(中略)以上請內藏寮、

年料供物　寢殿壁代帳料絹十三疋一尺七寸、綿卅七屯、〇中略右女部司縫備

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事

太神正殿裝束六物

壁代生絹御帳二條長各二丈二尺、弘各廿六幅、

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御裝束用物事

止由氣太神御裝束物　壁代生絁帷二帳高各一丈一尺、各廿一幅、

〔內宮御神寶記〕御裝束

太神宮御料　正殿御裝

生絹壁代單帳參條　壹條、長六丈、弘六幅、　壹條、長四丈五尺、弘六幅、　壹條、長九尺、弘貳幅、

〔外宮御神寶記〕外宮正殿御神寶之事

御裝束之事

一壁代すゞしかたびら　壹條長二丈三尺、弘六幅、　一かべ代すゞしかたびら　壹條長九尺、弘二ふく、

〔江家次第一正月〕元日宴會

身屋〇南殿九間內四面壁代帷褰之

〔江家次第二正月〕七日節會裝束

身屋〇南殿九間內四面壁代帷褰之

〔江家次第六四月〕二孟旬儀

御裝束　其日平旦、掃部寮女官上紫宸殿御格子、懸御帳、帷、壁代、(冬旬用之)

〔江家次第十七〕御元服

南殿母屋九間懸壁代、

〔禁腋秘抄〕夜ノヲトヾハ、御帳、日ノ御座ノ如シ、壁代懸タリ、

〔大鏡(七太政大臣道長)〕西宮殿も、十五の宮もかくれさせ給ひにし後に、故女院の后におはしまし、おり、この姫君をむかへとりたてまつらせ給ひて、東三條殿の東對に帳をたて、、かべしろをひき、わが御えつらひにいさゝかおとさせ給はず、(○下略)

〔河海抄(一桐壺)〕とむじきろくのからひつ　屯食事、延長七年二月十六日、當代源氏二人元服、垂母屋壁代、撤晝御座、其所立倚子、爲御座、孫庇第二間有引入左右大臣座、(○下略)

〔大饗御裝束間事〕康平八五廿八記云、(○中略)六月三日、大饗也、(土御門高倉亭)寢殿南廂西五間、西庇二間、并上下鴨柯間垂簾、內懸四尺几帳帷、(或說、母屋懸夏壁代云々、雖號壁代、實是帳帷云々、)

同(○永保)三年正月廿二日、六條右府記云、(○中略)廿六日、任右大臣大饗也、於三條殿設之、其儀、寢殿母屋南面東五間東面三間、(度々例用二間、而今度依座狹用三間、)并南北西鴨枝東庇北鴨枝障子上懸簾、(內懸壁代、但上下鴨枝內懸几帳帷、)

〔永昌記〕長治二年正月十四日癸未、臨晚藏人文章生廣房奉仕御裝束、依有內論義也、其儀上御殿南格子等、撤日記御厨子、南壁代不撤也、(卷上、在格子上、)

〔長秋記〕大治四年正月一日庚辰、新中納言云、攝政供御祝、退下時、帳臺退行、右廻起座給、左肩當壁代程也、

〔三長記〕建永元年十一月十五日、召修理大夫給宣命、次召予、(○藤原長兼)予立ザマニ微唯一揖、左廻參進、立母屋際(壁代內程)向北一揖、

〔正中御飾記〕次壁代、生絹帳貳條、先以陸丈壁代絹、自東乃南脇始(天)奉仕也、自上迄下一通(留)、舷金五

隻充也、自下志天上佐萬江奉仕也、先一人者下仁肱金一隻於打天、一人書足代仁登天上江引上天、肱金一隻於打之後、次第仁引通天間久波天一間別三所、五並奉仕之、如先規書御柱乃中仁奉打之、然間壁代絹與柱乃際寄合天、但志為神寶被破損之間、去文永遷宮之時、肱金百三十二隻仁今十八隻於申副天、御柱乃間方之壁際仁押纏天奉仕之、已上百五十隻、官下也、

壁代具

〔大饗雜事〕一壁代　在綱(永久三夏壁代)

〔大饗雜具目錄〕大饗雜具(永享四年七月廿五日○中略)

一壁代(夏)　一同綱

立薦

〔倭名類聚抄(十四屏障具)〕縛壁　釋名云、縛壁以席縛著於壁也、漢語鈔云、防壁、(多都古毛)

〔箋注倭名類聚抄(六屏障具)〕下總本傳作縛、刻版本同、原書作摶、按楚辭九歌云、薜茘柏兮蕙綢、王逸注云、柏榑壁也、洪興祖曰、榑一作摶、未知傳縛榑摶孰是、

〔伊呂波字類抄(太雜物)〕縛壁(タツコモ)

〔倭訓栞(中編十三多)〕たつごも　和名抄に防壁をよめり、立薦の義也、儀式帳に蒲立薦あり、

〔古事記(下履中)〕本坐難波宮之時、○中略爾阿知直白、墨江中王火著大殿、故率逃於倭、爾天皇歌曰、多遲比(タヂヒ)怒遲(ヌニ)泥牟登斯理勢婆(ネムトシリセバ)、多都碁母(タツゴモ)母、母知氏許麻志母能(モチテコマシモノ)、泥牟登斯理勢婆(ネムトシリセバ)、

〔古事記傳(三十八)〕多都碁母々は、防壁もなり、下の母は辭、和名抄に、釋名云、縛壁以席縛著於壁也、漢語鈔云、防壁、多都古毛とあり、大神宮儀式帳に蒲立薦三張、(外宮儀式帳にも如此見えて、三張は三枚とあり、)主計式に、防壁一枚(長四丈、廣七尺、)と見ゆ、此らと、この御歌とを合せて思ふに、席を續合せて、屏風の如く立る物と見えたり、名は儀式帳に書る如く、立薦の意なるべし、(和名抄の縛壁は少し當りがたし、縛著於壁と云は違へり、)

〔延喜式(五齋宮)〕齋宮鋪設

蒲(カマノ)防壁(カベシロ)(タツコモ)十枚

右以京庫物充之、隨壞替之、

〔皇大神宮儀式帳〕鋪設○中略蒲立薦三張　以上、宛太神宮司、以祭日敷用、

張筵

〔延喜式主計二十四〕凡中男一人輸作物、〇中略防壁(タツコモ)一枚、長四丈、廣七尺、

〔松の落葉三〕むしろ

むしろはくさ〴〵あり、〇中略又張筵といふあり、これはとにはりて塵のたち來るをふせぐものなり、西宮記四の卷相撲のくだりに、三府佐著二牀子一給二張筵一云々、有二飛塵一者主殿灑レ水、掃除撤二張筵一とあり、

〔延喜式掃部三十八〕雜給料

張席一具、長二丈、廣七尺二寸、料長席二枚、曝布一端、生絲六兩一分二銖、麻一斤九兩、縫帳料十三兩、縄料十二兩、縫官人單六人、

〔江家次第七八月〕相撲召合裝束

從二南廂東第一間半一至二于西端一立二張筵一、有二緒四處一、欄東西端階東西妻下也、

懸筵

〔貞丈雜記家作十四〕一かけむしろと云ふ事、舊記にあり、三好亭へ御成記、又東山殿年中行事に有り、〇中略是れ疊の表にへりを付けて、暖簾の如く下ぐるなり、

〔類聚名物考調度五〕かけむしろ　懸筵

今も禁裏仙洞ともに用らるゝ也、紅端の疊の表を二帖をよせ合せて、長き御廊などにかけらるるもの也、京都將軍の時代に用られしは、常の一枚を又中半よりきりたると見ゆ、今はさにはあらず、

〔家屋雜考〕掛筵(カケムシロ)　こは疊表へ縁をつけて、帳の如く垂れたるなり、長祿二年以來申次記に、室町御所の事を注して、掛筵と申すは、上の御末と、中の御末との間に、高敷居有レ之、其上より掛けられ候なり、筵は二枚にて候へども、一枚を中を分けて、緣を常のごとくさし候へば、小數四枚になり候なり、一間の所にかけ申すなりなどみえたる是なり、

籧篨

〔東山殿年中行事〕上ノ御末、中ノ御末ハ三間、梁ニ九間ニテ、間ハ遣戸高閾也、眞中ニ柱有、其際ノ戸兩方ヘ一本宛開ク、此口ニ掛筵アリ、（但二枚ノ筵ニキリ緣ヲトリ縫合云々、）朝夕御膳獻ズルニモ此際ニテ中臈ノ御陪乘ニ渡ス、此時褰掛筵、

〔倭名類聚抄（十四屏障具）〕籧篨　說文云、籧篨、（渠除二音、和名阿無師路、）麁竹席也、方言曰、江東謂之籧篨、（籧篨二音）

〔箋注倭名類聚抄（六屏障具）〕所引文原書無載、按原書（說文）○籧訓積竹矛戟矜、非此義、廣韻云、籧篨、籧篨字從艸、然原書籧訓籧蒢、一曰薺根、亦非此義、廣韻又云、籧篨籧篨也、然籧篨二字原書不載、唯有籧篨、云粗竹席也、與此不同、此恐誤出典也、○（中略）原書（方言）卷五云、簟、宋魏之間謂之笙、或謂之籧苗、自關而西謂之簟、或謂之𥳑、其麁者謂之籧篨、自關而東或謂之篕掞、郭注云、江東呼籧篨爲籧、此所引蓋郭注、然籧篨、簟麤者之總稱、非江東方言、故說文云、籧篨粗竹席也、其呼爲籧者、江東方言也、玉篇云、籧篨竹席也、江東人呼籧即是、源君所見方言、注脫爲籧二字、遂誤以籧篨爲江東所呼之名也、新撰字鏡、篨字簟字並同訓、按阿无師路、當是阿美无志路之急呼、即編席也、後又省呼阿志路、作網代、借假耳、又按、籧篨竹席之麁者、簟之類、宜在坐臥具、而在于此可疑、

〔伊呂波字類抄（安雜物）〕籧篨（アムシロ）　網代（同俗用）　籧籧（アムシロ同紀用蘆蔣）

〔鋸屑譚〕藍輿之屬にあんだといふものあり、編版の訓なり、又阿之路は編筵の訓にて、和名抄に見えたり、

古事類苑

器用部十五

屏障具三

簾名稱

〔倭名類聚抄十四屏障具〕簾 野王曰、簾音廉、和名須太禮、[illegible]竹帳也、

〔段注說文解字五上竹〕簾、堂簾也、小徐曰、此皆及釋名、簾帷皆作慊、疑簾或與簾別、或者此簾字後人所加之乎、所不能決也、按巾部曰、幭帷也、又曰、在旁曰帷、周禮幕人掌帷幕幄帟綬之事、注曰、王出宮則有是事、在旁曰帷、在上曰幕、帷幕皆以布爲之、四合象宮室曰幄、帟者王在幕若幄中坐上承塵、幄帟皆以繒爲之、然則幙施於次、以蔽旁、簾施於堂之前、以隔風日而通明、幃以布爲之、故从巾、簾析竹縷爲之、故其字从竹、其用殊、其地殊、其質殊、學者可以無疑矣、从竹廉聲、力鹽切、七部、按韋昭注國語曰、薄簾也、薄今字作箔、

〔事物紀原八舟車帷幄〕簾

莊子曰、有張毅者、高門懸箔、無不走也、而談藪有戶下懸簾、明知是箔、則懸箔卽簾矣、荀子有局室蘆簾之文、由此推、疑三代物、禮曰、天子外屏、諸侯內屏、大夫以簾、士以幃、

〔行厨集八人物稱謂〕簾曰湘簾、曰曲簾、亦曰蝦鬚、又曰妓衣、夏侯家宴客、諸妓無衣、隔簾作樂、時號簾爲妓衣、簾與箔同、用幾桂、

〔山堂肆考三十七器用〕蝦鬚

唐陸暢詩、勞將素手捲蝦鬚、瓊室流光更綴珠、玉漏報來過夜半、可憐潘岳立踟躕、又宋蘇易簡詩、蝦鬚半捲天香散、

〔新撰字鏡竹〕箔文薄反、須太禮、 簃可基反、簾也、須太禮、

〔伊呂波字類抄須雜物〕簾スダレ、音廉、編竹帳也、 箔同、音泊、 簿已上同、曲禮云、帷薄、

〔下學集下器財〕箔スダレ 簾スダレ二字義同

〔易林本節用集器財下〕簾(スダレ)(レン)　箔(同)(ハク)

〔和爾雅器用五〕簾(スダレ)(薄箔並同)

〔藻鹽草居所六〕簾

たまだれ(たまだれのこすのまとなしなどよめり、みすのまよりかよふ心也、まれたまだれのあみめのまよりふく風ともよめり、)伊よす、いよすだれ、みす、こす、こすのと(外也、戸にはあらず、)こすだれ、玄のすだれ、あしすだれ、玉すだれ、こすのきけき、(きけきとはしけきと云、鬮也と云、)云、こもすだれ、青葉のすだれ、(翡翠のすだれとて、四月一日新き御すだれをかくる也と云々、)白きすだれ、(かげしろきひとへの衣うちなびきあふ日もすすしまろきすだれに)こすのまとほし、(透也、こすのまをとりたる也、玉だれのこすのまとほしともよめり、)すとばかりもいへり、(後撰集にあり、みす)也、すだれのうごかし、玉すだれのあみめのま、玉すたれていとのたえま、玉すだれすける心、(拾遺)す丶けたるいよすだれ、かけさげられて、あしすだれ世にすゝけたるなにはの女、

〔日本釋名器雜下〕簾　すはすく也、竹をあみて其あいだすけり、たれはのきにかけて下へたれさがる也、みすは御簾也、こすは小簾なり、こまかなるすだれなり、

〔東雅器用八〕簾スダレ　倭名鈔に、野王云、簾は編竹帳也、讀てスダレといふと註したり、古の俗、凡竹をもて作れるものをスといふ、(實讀て、スノコといひ、簾讀て、スクといふがごとし、)タレとは垂也、

〔和漢三才圖會家飾具三十二〕簾(音廉)　箔(音泊)　簿(同)　和名須太禮　捷(音捷)　和名奈波須太禮

釋名云、簾也、自障爲廉恥也、編竹障蔽内外者也、

物原云、周公作簾、

〔萬葉集相聞四〕額田王思近江天皇(○天智)作歌一首

君待登、吾戀居者、我屋戸之、簾動之、秋風吹、(○卷八作簾令動秋風之吹)

〔源氏物語夕顔四〕この家のかたはらに、ひがきといふ物あたらしうして、かみははじとみ四五けん計あげわたして、すだれなどもいと玄ろうすゞしげなるに、おかしきひたいつきのすきかげあ

またみえてのぞく、

簾製作

〔延喜式　七踐祚大嘗祭〕凡大嘗殿所須、(中略)簾十六張、預令掃部寮造備、

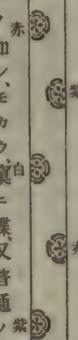
〔大内裏圖考證　十附錄〕春日權現驗記繪、春日社、錦額簾、

簾ノ竹、(綠青染ノウヘ、アミ糸、二筋アミ、ヘリノ間ニ二ツ也、三ヶ所ヅヽ、合テ八ヶ所也、)赤白紫白赤白紫白赤白紫白赤、如此村濃也、(チ、黑ニテ筋引、)



如此、白キハ少キ也、(ヘリヘリ右ノ端ニツ、中五ヶ所、左)

イヅレモ同ジ、其テイ(ニ三ツ也、)并縁五色ニテ、窠文アリ、(菊ニ似タリ)



如此、地文ノ上ニ金泥ニテ窠文ヲカケリ、窠ノ體普通ノミスノ如シ、モカウ窠ニ蝶、又普通ノ如キ也、ミスノモカウ、并ニミスノ上ノ方ニ鏡ヲカケタリ、佛像ヲ金ニテカケタリ、金銅ノ蝶形アルベキ、

春日若宮神主祐定記曰、嘉禎二年四季云、

御簾肆間、(高各五尺五寸、弘各五尺八寸、)縁五、各面紺地錦、縁帽額、裏淺黃、紺平絹、金銅大文二枚、蝶形六枚、帽額付之、金銅小文十六枚、平文四十六枚、肱金四枚、縁付之、在鉤二枚、栗形二口、丸緒二筋、志部總懸緒四筋等、御簾一間、(高五尺五寸、弘五尺八寸、)縁五、面紺地、縁帽額、裏淺黃、紺平絹、金銅大文二枚、蝶形六枚、帽額付之、金銅小文十六枚、半文四十六枚、肱金四枚、縁付之、在鉤二枚、栗形二口、丸緒三筋、志部總懸緒三筋等、丸緒、(上)赤、(中)白、(下)紫、志部、(中)白、赤、(上)紫、(下)

簾種類

〔八雲御抄　三下雜物〕簾　たまだれ　いよすだれ　みす　あしすだれ(なにはのほかはかりあり)　こす　こすのすだれ　いよすだれ(惠慶歌)　こすのすだれ　たまだれのあみめのまよりふく風(後撰)　又たまだれのこすのまとをしと云、万也、小簾回通りけり、見すのひまより通こゝろ也、

〔和漢三才圖會　三十二家飾具〕簾(〇中略)

按、簾有₂數品₁、大抵簸竹以編成、爲₂屏障₁也、又爲₂著屏₁、出₂於伏見₁、一種、以₂細莖蘆₁編成者、出₂於豫州₁、呼曰₂

伊豫簾、

年をへて世にすゝけたるいよすだれ懸さげられて身をばすてゝき　光俊

捷者、草簾也、編草障戸者、今垂縄、名縄簾者是也、

〔伊呂波字類抄　美雑物〕御簾　ミス

〔下學集　下器財〕翠簾　ミス　日本俗或作御簾云々

〔易林本節用集　美器財〕御簾　ミス　翠簾　同

〔倭訓栞　前編三十美〕みす　簾をいふ、御簀の義也、或は翠簾をよめり、おほひみすといふ物、まさすけに見えたり、みすまきあげと源氏槿○に見えたるは、香爐峰雪撥簾看といふ意也といへり、

〔和漢三才圖會　三十二家飾具〕鉤簾　こす　翠簾　みす　俗云古須　今云美須　共和訓之下略也　簾之鉤　俗云古末利

按、鉤簾極細篾竹簾也、其縁以綾純子縫包之、有眞紅絲總、端有鉤、以掲卷簾、其簾青翠色、故名翠簾、宮殿神前用之、京師有簾工家、神前鉤簾掛於梱外、尋常掛於梱内、

〔類聚名物考　調度五〕鉤簾　こす　小簾

おもふに後世のものに、これをこすと訓り、鉤簾音訓相交へたる事、尤そのことわりなし、思ふに鉤は加末と訓べし、すだれをつり上る時かけ置時のかま也、唐の書に鉤と鎌とは同じくかよへり、加末をかうとのべたるは、古とのみつゞめていへるにまがへるならん、

〔空穗物語　藏開中〕三條殿のかくて源中納言殿のうぶやの七日のよになりぬれば、きのかみにおほみあるじのことゞもを、おとこかた女方おまし所しつらふことつかうまつる、みすには、あさぎにして、みどりのきをはしにはさしたり、南のひさしにめぐりてかけたり、

〔枕草子　四〕ありがたきもの

みすのいとあをくおかしげなるに、きちやうのかたびらいとあざやかに、すそのつますこしう

ちかさなりて見えたるに、〇下略

〔枕草子八〕故殿の御ふくのころ、〇中略れいのやうにかうしなどもなく、只めぐりてみす。ばかりをぞかけたる、中々めづらしうおかし、

〔明月記〕寛喜三年九月三日丙戌、殿下御所之中、以康入道新造厩牛屋、立御馬五疋御牛三頭、剰懸御所翠簾、

〔夫木和歌抄三十二簾〕こすげのすだれ　よみ人しらず

玉だれのこすのすだれをゆきがてにいはねられねど君はかよはず

〔鶴岡放生會職人歌合〕右　御簾編

夕まぐれこすの間とをる月影はくまなきよりもあはれなる哉

〔倭訓栞中編二伊〕いよすだれ　伊豫浮穴郡露峯の山中より出る篠簾也、六帖に、

年を經て世にすゝけたるいよ簾かけさげられて身をばすてゝき物にいよすとも見えたり、其篠至て細く、一間にあまりて延やかに生立ものといふ、

〔安齋隨筆後編四〕一伊與簾　源氏所々に見へたり、下さまの家、又ゐなかびたる所にいよすの事をいへり、うきふねの卷にも、宇治の宮の所にも、いよすさら〳〵となるもつゝましといへり、今も伊豫國にて作る也、今昔物語にも伊與簾見へたり、

〔伊豫古蹟志二浮穴郡〕露峯邑、〇中略斯邑織簾、其篠誕之節兮、小而長矣、和歌者流所詠、伊與簾是也、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等、刺史執鞭之圖也、〇中略常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂、〇中略伊豫手箱、又砥、又鰯、又簾、

〔源氏物語三十六柏木〕例のわたり給へる庭も、やう〳〵あをみ出る若草みえわたり、〇中略わけ入たまふいよすかけわたして、にびいろの木丁の衣かへしたる、

〔枕草子八〕いやしげなる物

いよすのすぢふとき

〔夫木和歌抄三十二簾〕六帖題　いよすだれ　光俊朝臣

年をへてよにすゝけたるいよすだれかけさげられて身をば捨てき

百首歌中　恵慶法師

あふ事のまどをにあめるいよすだれいよ〳〵われをわびさする哉

〔殿暦〕永久三年九月廿日丙戌、今日御幸沙汰營之、廿一日丁亥、寢殿西第一二三四間母屋南面卷之、南西面庇垂之、北庇幷自餘所懸伊豫簾、

〔兵範記〕久壽三年正月廿四日丙寅、院導勝陀羅尼供養也、〇中略北庇御前以白革懸伊豫簾、可被懸黑簾也、伊豫簾頗不審也、

〔明月記〕建曆三年正月廿五日、先是少將諷誦物、布結之如恒、相具文奉送寢殿南面庇三間本自爲公卿座所也懸伊與簾、以紙上之、以白革懸之、

〔易林本節用集多器財〕珠簾タマスダレ

〔伊勢物語下〕むかし男、みそかにかたらふわざもせざりければ、いづくなりけんあやしさによめる、

ふくかぜにわが身をなして玉すだれひまもとめつゝいるべきものを

かへし

とりとめぬ風にはありとも玉すだれたがゆるさばかひまもとむべき

〔夫木和歌抄七葵〕寬喜元年女御入內御屏風、人家有樹陰簾懸葵、　西園寺入道太政大臣

もろかづら日かげやをそきたますだれあけてもすゞしならの下風

〔後撰和歌集戀九〕題しらず　　よみ人しらず

君により我身ぞつらき玉だれのみすは戀しと思はましやは

〔類聚名物考調度五〕玉垂　たまだれ

玉垂は小簾といふべき枕ことば葉なるを、後世にはそのまゝ簾の事とせり、古歌には玉垂の小瓶ともつゞけたれば、いかで小簀の事とはすべきを、すべて後世にはこの類多し、見し玉垂のうちぞゆかしきといふ歌を、小野小町が歌といへるは、その出る所つまびらかならず、據とするにたらず、

〔金槐和歌集秋〕秋のうた

玉だれのこすのひまもる秋風はいも戀しらに身にぞしみける

〔宗祇廻國記中〕金澤にて、〇中略此在所に稱名寺といへる律院侍り、〇中略三重の塔婆にまうでけるに、老僧に行あひぬ、此塔の由來などたづねければ、これにこそ揚貴妃の玉の簾二かけ安置し侍れ、〇中略一見をゆるし侍るべき由申す、まことにふしぎなる機緣なり、簾のながさ三尺四寸、ひろさは四尺計にて、水精のほそさ、よのつねのみすよりもなほほそく、かたちは見え侍らず、玉妃のそのいにしへに、九花帳に預侍りけんことなどおもひやり侍れば、千古の感緒今更肝に銘じて、昔人袖をぬらし侍りき、

とをき世のかたみをのこす玉すだれおもひもかけぬそでのつゆかな

〔雅筵醉狂集附錄〕五色　白

高樓の水精の鉤簾まきみれば銀世界なり雪のあけぼの

薛昭蘊詞、水晶簾未捲とあり、圓機活法無名氏雪詩、恍疑銀世界、明訝水晶宮、

〔類聚名物考調度五〕かやすだれ　萱簾

花鳥餘情、夕顔のすだれなども、いとしろう云々といへる注に、伊與簾また葦すだれの類なり、

〔倭訓栞中編一阿〕あしすだれ　蘆簾也、字荀子に見ゆ、天子諒闇の時、倚廬にしつらはるゝ物なるよし村上院御記に見えたれば、常には憚る事也、難波などには常にもよめりといへり、今すだれあしといふものは、葭なりといへり、俗によしずといへり、

〔楊升庵外集八宮室〕簾　荘子注、蘧篨竹席、今蘆簾也、按三國呉安東將軍徐盛、植木衣葦、爲疑城假樓、注以蘆簾遮其外、蓋今俗名蘆箔也、簾方肺切、

〔令義解一職員〕掃部司

正一人、掌薦、席、牀、簀、苫、及鋪設、洒掃、蒲、藺、葦、簾等事、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

天皇即位之年、〇中略次鎮稲實殿地、〇中略蔀廻以葦、開東戸、懸葦簾、高萱御倉者葺蔀以青草、

〔西宮記臨時四〕人々裝束、　喪服〇中略

天暦八年正月四日、大后於昭陽舍崩、〇中略二十四日撤尋常御簾、改蘆簾、以鈍色細布爲端冒額、

〔金槐和歌集戀〕すだれによする戀

津の國のこやのまろやのあし簾まどをに成ぬ行あはずして

〔夫木和歌抄三十二〕六帖題あしすだれ　民部卿爲家

すくもたく難波をとめがあしすだれよにすゝけたる我身なりけり

信實朝臣

世中のはてはすゝけのあしすだれあしくかけゝるわかのうみ哉

〔鶴岡放生會職人歌合〕右　御簾編

よな〳〵は思かくるをあしすだれなどふし〳〵のあはずなりけん

〔類聚名物考調度五〕菰簾　こもすだれ

こもにてあみたるすだれ也、今も田舍の賤屋にはこの物あり

〔散木弃謌集二夏〕おなじ心をよめる(○左京大夫經忠の家にて蚊遣火をよめる)

かやり火の煙になる丶こもすだれ物むつかしき我こ丶ろかな

〔夫木和歌抄三十二簾〕六帖題忍のすだれ　正三位知家卿

へだつれどまばらにあめる忍のすだれ忍のぶ人めの身こそかくれね

〔枕草子五〕五月の御さうじのほど(中略)あきのぶの朝臣いへあり、そこもやがて見んといひて車よせておりぬ、ゐ中だち、事そぎて、馬のかたかきたるさうじ、あじろびやうぶ、みくりのすだれなど、ことさらにむかしの事をうつしいでたり、

〔枕草子春曙抄五〕實九里簾にや、其製可尋之、

〔倭訓栞前編三十一〕みくり(中略)倭名抄に、三稜草を訓せり、新撰字鏡には莇をよめり、今伏見にて、うきやがらといへり、歌にみくりなはとよめるは、繩なるべし、袖中抄に、遍照寺の母屋の御簾は、みくりのつると申物にて侍るは、此物なるにや、枕草紙に、みくりのすだれと見えたり、あひば草ともいふ、

〔和爾雅五器用〕萐簾(ナハスダレ)同、草簾也、編草障戸、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕萐(音捷)　和名奈波須太禮

萐者草簾也、編草障戸者、今垂繩名繩簾者是也、

〔雅筵醉狂集春〕ある人の下屋敷の茶屋にて、藤を讀侍る、

藤のはな茶屋の軒ばにか丶りけり繩暖簾(ナハノレン)のごとく土がま

〔本朝世事談綺二器用〕簷簾(くだすだれ)

簾用法

古來よりありといへども、賣物とする始は、正德のころ、築地小笠原家の道具持、沖忠右衞門と云者作レ之、兩國橋東岸山本善兵衞見世にてはじめて賣、

〔類聚名物考調度五〕覆御簾　おほひみす、覆鉤簾、○中略今按に、おほひみすは覆翠簾にて、外みすの事也、柱の外へ付てかくる翠簾にて有れば、覆とはいふ歟、尋常の內みすは柱の內へつけてかくるなり、此事秘事なり、

〔家屋雜考〕翠簾(スダレ ミス)　翠簾は、大抵母屋と、廂と二重なり、然れども臨時の補理によりて、そのさま一様ならず、其掛やうを註せる事ども、ゝ、またあまたありて一定せず、○中略總じて簾をかくる事、格子の內へたるゝを內みすといひ、外へ垂るゝをおほひみすといふ、母屋は內みす、廂は覆簾(オホヒミス)常の事なり、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

おほかたみすをかくることは、もやはおほひみすつねの事なり、

〔禁秘御抄上〕一淸涼殿○中略

鬼間

二間格子也、南間常不レ上、有二覆簾一、卷之

〔倭訓栞中編五〕きりすだれ　禁秘抄に、切簾と見えたり、

〔禁秘御抄上〕一淸涼殿○中略

臺盤所

西立二布障子一、其外號二切簾(ミスト)一一間懸、遣戸御簾二間也、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

まづゑんでんのひさしに、みすをかけまはす、はれのかたをうはかへにす、

次にもやのみすをかく、もやはしんでんにより四けん、もしは五けんにてもあるなり、七けん四めんのしんでんならば、もや五けんにみすをかけて、うちにかべしろを引まはすべし、もやのみすをあげんことは、れいのき丁をもやにたて、、そのてのうへにつかせて、あぐることもあり、それ無下にさがりたらば、そのてのうへに、こぶしをにぎりあて、、ふたこぶしばかりすかしてあぐべし、みすのこのつきやうは常のごとし、○中略おほかたみすをかくることは、もやはおほひみすつねの事なり、はれならむかた、うはかへにかくべし、ひさしもおほひみすならんところは、はれうはかへにしてかくべし、おほひみすといふは、はしらのうへに、ひとへりをひきちがへて、すんほうをとるなり、ながさはなげしのしたより、しものなげしのはなくぎのかくる、程にとるなり、あぐることは、もやは女房のことあらんには、さけてあぐべし、き丁のてのうへ、またすこしすかして、そのうへに、ふたこぶしをすかしてあぐといふ、行幸だいきやうなどのみさうぞくには、たかくあぐべし、もやもひさしもあぐるには、こはしといひて、いたをうすくけづりて、いれてまきたるがよきなり、おほかたみさうぞくのよきといふは、みすよくあげて、もかうよくひきしき、○下略

〔門室有職抄〕御所御装束事

御疊ヲ引カサチムニ、下ヘ可向、御簾ハ御所タカクバ、母額(キヤビタイ)ヨリモヒモヒトタケヲ可置、御所ヒキクバ、母額ト同程ニ可卷也、母屋ノ御簾ハ、五尺屛風ヲ下ニ立ニ、不障程ヲ可計也、○下略

〔建武年中行事正月〕ひの御座の御簾南のはし北のがくの間をたれたり、此間に承香殿の人むかしはさぶらひけるとかや中三間あるひは二間御簾そのまゝにあげたり、をの〳〵木丁をたてわたす、ちかごろより内などにて、あたりの間一間中はんにあぐることあり、ひが事なり、いまの代には本儀にまかせて、つねのときのごとくこうまろをにあぐ、

〔三內口決〕一翠簾

本式主殿之時、母屋之簾各別也、小壁無之候故、自裏板直掛之、仍其長過分候、無鉤丸、其外廂、妻戶、格子等、常之翠簾無差別候、其外、廂、妻戶ハ、可有鉤丸、（此外ハ不可有鉤丸）大炊御門一家ニハ、有子細一切不用鉤丸候、限此一家候、

〔宗五大草紙上〕みすかくる事

一かぎもこまるもうちに有べし、內へ卷てかくべし、又かぎなければ、杉原を四に折てたゝみて、おなじ程さまへ引出して、それにてあげてゆふべし、神社の前のみすは、かぎもこ丸も外にあるべし、

〔進退記〕御簾高く卷上る事

一御簾のかけ樣、神前の御簾は、かぎもこまるも外にあり、人間のみすは鉤もこまるも內にあるものなり、然間卷時は內へ卷て鉤に懸べし、又みす高く卷くには引合にても杉原にても、三たけ四たけにもつぎて、四ッに折て、みすの內へ、もつかうきぬの下より、兩方へ同程に引出して、兩方同じごとくにして、みす高く卷上てゆふべし、ゆひ樣、一むすびしてねぢかふ也、兩方のねぢかふ所、むかひあふ樣に見あはせてする也、其時はかぎもこまるもまきこむる也、自然みす高く卷上られ候事あらば如此すべし、みす卷時は、兩人にてみすの外へ參て卷べし、時により一人にても卷べし、

〔故實拾要七〕翠簾

簾ヲ掛タル間へ入時ハ、簾ノ兩端ノ方ヨリ可入也、中ヨリ不可入、簾ノ垂長垂テ、內へ難入事雖有之、手シテ搖提ゲ不可入也、前簾ヨリ跪テ可入也、

〔西宮記正月上〕小朝拜

延喜十年正月一日、太子參上、命婦時子、授太子祿、(天德四年正月在此例、)太子不參之時、下母屋御簾等、撤晝御座、(○中略)

節會

延喜十六年正月一日、御南殿坐帳中、只下御簾在內、(齊衡貞觀等例也、)近仗不警蹕、(兼有定云々、)諸衞開門常例、此後有諸奏、勘先例、仁壽四年正月、不御南殿、中務奏御曆等、又貞觀十三年、不出御、御曆奏付內侍所、齊衡二年正月七日、御南殿、不卷御簾、御弓付內侍奏、不御猶奏、甚違事意、又在簾中不可有勅答、仍依貞觀齊衡等例、付內侍所令奏之、

〔江家次第 六三月〕石淸水臨時祭

出御(麴塵袍、櫻下重、藏人頭應召、取御插鞋、自殿上方參入、褰御簾、)

〔江家次第 二十〕賀茂詣

前一日御裝束(家司職事各一人行事)下母屋御簾、(以御厩綱結之、)其內懸壁代、上對南廂南御簾四間、幷四面妻戶間御簾、(但東孫庇御簾不上、)

〔大饗雜事〕一御簾

寢殿(首書、久安、西庇妻戶簾、內方懸之、自餘懸外方、永久三記云、西廂南第一間妻戶放、簾卷上之、帽額下四五寸許卷之、鉤緒如尋常儀、有總幷緋糸懸緒、)

母屋　南面　西面　　庇　南面　東面　西面

公卿座、上西面、　辨少納言座、末南面、

西對代(首書、久安記云、上官座不懸由、有議放之、永久記、上官座南面不懸御簾、先例也、永承記、西對東廂懸簾卷上、)

輿方(北也)　東　　端方(南也)　西

〔龜山院御凶事記〕嘉元三年九月廿六日庚午、今日改御所御裝束、(○中略)南御聽聞所、(昭訓門院御座間、)幷素服所等、各一間、押に南堂中三方懸黑御簾、(綠帽額鼠色、以白糸爲懸緒、)但素服所東北二面、懸覆伊與簾、(以白革懸之、無假粧革、)

簾具

同南面妻戸同懸簾、堂場以北東西、皆懸黑御簾、○中略 抑伊與簾、常儀以白革懸之、而院御方稱大治例（朝隆卿記有所見云々）以藍革懸之、有假粧革、但於假粧革者、猶可被撤歟之由、予爲談申了、

〔撮壤集中家屋〕簾スダレ　箔（同）　○簾臺レンタイ○

〔西宮記正月中〕一御齋會

南殿儀（御物忌時儀也）母屋東三間東面、（木工立簾臺）幷同南懸御簾、○下略

〔江家次第正月一〕元日宴會

身屋九間內四面壁代帷褰之（若天皇不出御之時、從身屋東第四間西柱南北行構簾臺、西五間身屋南面亦懸之、御簾內當御帳東立亘太宋御屛風、件簾臺木工寮奉仕、）

〔江家次第正月二〕七日節會裝束

身屋九間內、四面壁代帷褰之、若天皇不御之時、從身屋東第四間西柱南北行構簾臺、懸錦額御簾、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿四日辛巳、早旦弁官分給、○中略 次藏人光雅、六位基光等奉仕神宴御裝束、以前廊四ヶ間、准清暑堂也、其儀小安殿馬道敷滿長筵、步廊四ヶ間、敷滿同筵道、南面垂御簾、（東西長押巡打簾代、懸弘御簾、本ハ懸梁、今寄北也、主基行事所懸之、）

〔山槐記〕治承二年十月廿五日乙卯、未刻參宮、自今夜被始孔雀、

弘庇敷上假板敷與母屋平頭也、打簾代懸御簾、其內立明障子、

〔和爾雅器用五〕簾鉤スダレカヾ○

〔揚升庵外集宮室八〕銀蒜

歐陽六一放玉臺體詩、銀蒜鉤簾宛地垂、東坡哨遍詞、睡起畫堂、銀蒜珠幙雲垂地、蔣捷白苧詞、早是東風作惡、旋安排一雙銀蒜鎭羅幙、銀蒜蓋鑄銀爲蒜形、以押簾也、元經世大典、親王納妃、公主下降、皆有銀蒜簾押幾百雙、

〔枕草子九〕心にくき物

いみじうしつらひたる所のおほとなぶらはまいらで、長すびつにいとおほくおこしたる火のひかりに、御几帳のひものいとつやゝかに見え、みすのもかうのあげたる、このきはやかなるもけさやかに見ゆ、

〔類聚雜要抄 二調度〕一御裝束

母屋簾 上巻 四尺几帳高 有鉤、各懸壁代

〔貞丈雜記 十四家作〕一みすのこまると云は、みすのふさの事なり、本名こうまるおと云なり、鉤丸緒と書くなり、後醍醐天皇年中行事ニアリ 禁裏將軍家には、こうまろお紫を用ひらる、平人のこう丸緒のふさ、黄赤黒と三段に染むるなり、

〔雅亮裝束抄 一〕もやのだいきやうのみそうぞくおなじことなり、〇中略 もやきはのみすのこのをとほすやうこそかはれ、つねはかみのこはしにつけて、うちにひきさげてこそはあれども、これはこはしにつけて、やがてこはしのきはより、とへもかうのしたにひきいだして、もかうのしたよりひきさげて、もかうのしものきはより、またみすのなかをうちへひきとほして、あぐることのあるなり、こながらとほすなり、是をみすをぬふとはいふなり、

〔兵範記〕仁安四年二月十三日庚子、皇大后宮日吉行啓也、〇中略 此間上皇自北面方、密々渡御七條殿御棧敷、〇中略 御簾鉤幷丸緒絲等總水朱付 左右手下、是御簾中出几帳帷儀也、

〔大鏡 三一條〕院にならせ給ひて、御目を御らんせざりしこそいといみじかりし、〇中略 いかなるおりにか、時々は御らんずる時もありけり、みすのあみをの見ゆるなどもおほせられて、〇下略

〔後撰和歌集 十六雜〕これかれ女のもとにまかりて、物いひなどしけるに、女のあなさむの風やと申ければ、

讀人しらず

玉垂のあみめのまより吹風のさむくはそへていれんおもひを

〔倭訓栞前編毛三十三〕もかう。帽額と書り、延喜式、江次第に見ゆ、本は首服也、通典に、古之人帽而額スと見えたり、帽子と抹額とをいふなるべし、それを借て翠簾(ミス)の縁に懸る物の名とせる也といへり、清少納言が、夏のもかうのあざやかなるといへる是也、類聚雜要に、面額とも書たる、今もつかふの紋といふも是なり、水引の事也、○中略西宮記に、撤二尋常御簾一改レ簾以二鈍色細布一爲二端帽額一と見えたり、白樂天が詩に、錦額簾高捲と、錦を用ゐたる帽額なりといへり、

〔白氏文集律十五〕題周皓大夫新亭子二十二韻

東道常爲レ主、南亭別待レ賓、○中略錦額簾高卷、銀花盞慢巡、○下略

〔貞丈雜記家作十四〕一みすのもこうと云は、簾の上の方に萌黃色の絹に、黒く如此なる紋をいくらも染たるを、一幅横(ヒトノヨコ)にはりたるを云、俗にもつこうきぬと云也、もかうは帽額と書也、ひたゐをおほふとよむ、出入る人のひたゐの上におほふ故の名也、人の家の紋に、もつこうと云紋も、帽額に染たる紋なれば、もつかうと云也、又みすのもこう、禁裏將軍家には金らんを用らる、常の人の簾には、右に云如くなるもかうを用ゆ、しかうは簾の外にあり、内にはなし、

〔江家次第正月二〕七日節會裝束

身屋九間四面壁代帷褰之　若天皇不レ御之時、從二身屋東第四間西柱一、南北行構二簾臺一、懸二錦額・御簾一、西六間身屋南面又懸之、御簾內當二御帳東一立二亘大宋御屛風一、件簾臺木工寮供奉、錦額中略○尋常版位南去三許丈構二立舞臺一、○中略其東西北面懸二亘帽額一、不レ懸二額綸一

〔江家次第正月三〕賭射裝束

懸二御簾於校書殿東庇北第二間、及南殿西庇二間西階戸間等一南殿錦額

〔江次第抄正月一〕錦額　延喜大藏式云、大極殿懸二繡額一云々、錦額者簾之帽額也、

〔江家次第七月八〕相撲召合裝束

從殿東第三間西柱東邊構簾臺、(自北障子下至南廂南柱、木工寮供奉之、)懸錦額御簾、又自第四間以西六箇間、竝西戶間懸同御簾、(但戶間懸內)

〔西宮記　臨時四〕天曆八年正月七日、左大臣定奏任御葬司事、○中略廿四日、撤尋常御簾、改蘆簾、(以鈍色細布爲端帽額)

〔空穗物語　樓の上之上〕もかうのすのなかに、なげしのゝもにゐて、わらははかうらんにいたりてたゝけば、大將おはしたり、○中略ゝん殿に二所おはしますべくして、みすのもかうには、大もんのにしきをせさせ給、たかくまきあげて、御はまゆかにまきゝして、○下略

〔枕草子　二〕にくきもの
いよすなどかけたるをうちかづきて、さら〳〵とならしたるもいとにくし、もかうのすは、ましてこはき物のうちをかるゝ、いとしるし、それもやをらひきあげて出入するは、さらにならず、

〔枕草子　五〕なまめかしきもの
夏のもかうのあざやかなるすの、とのかうらんのわたりに、○下略

〔枕草子　九〕心にくき物
いみじうしつらひたる所の、おほとなぶらはまいらで、長すびつにいとおほくおこしたる火のひかりに、御几帳のひものいとつやゝかに見え、みすのもかうのあげたるこのきはやかなるもけざやかに見ゆ、

〔徒然草　上〕諒闇の年ばかり哀なる事はあらじ、いろの御所のさまなど、板敷をさげ、あしの御簾をかけて、布のもかうあら〳〵しく、御調度どもおろそかに、○中略異樣なるぞゆゝしき、

〔安齋隨筆　後編二〕一布のもかう　つれ〴〵草に見えたり、源氏朝貌の卷に、にび色のみすに黑き木丁のすきかげあはれに云々、是は槿齋院の服中の事也、(細只今服したるによりて也、花鳥)

簾商

服者の所の御簾のへり、もつかうには、にび色の布を用る也、黒き木丁とは、几帳の手黒ぬりにして、まきゑらてんをし、かたびらは是もにび色也、

〔榮花物語御裳着十九〕枇杷どの〇妍子一品宮〇禎子内親王の御もぎとて、〇中略治安三年四月一日ぞ奉りける、〇中略西のたいの御しつらひの、玉をみがゝせ給へるを、御覽せさせんの御いとなみ、いはんかたなくおかしげなり、からにしきをへりにしたり、御ぐどもの蒔繪らてんのひま〳〵に、たまをいれさせたまへり、おほかたえまねびつくさず、みすのへりにはあをき大もんのをり物をぞせさせ給へる、

〔十訓抄七〕小野右大臣〇藤原實資とて、世には賢人右府と申、〇中略あたらしく家を造て移徙せられける夜、火鉢なる火のみすのへりに走りかゝりけるが、やがても消ざりけるを、しばし見給けるほどに、やう〳〵とゆづり付て、次第にもえあがるを、人あざみてよりけるを、制てけさゞりけり、

〔吉記〕承安三年七月九日、未明、御簾編等令召遣、成長許畢、今日内令編出料也、

〔鶴岡放生會職人歌合〕右　御簾編〇歌略

〔七十一番歌合上〕廿三番　左　翠簾屋

雫とみて卷あぐるかな玉すだれいとさやかなる秋夜の月〇中略

人めさへあな耻かしややぶれみす丸ねばかりにあかすよは哉〇中略

新御所の御わたましちかづきて、いそがはしさよ、この御殿より御いそぎのみすにて、

〔人倫訓蒙圖彙六〕翠簾師　唐土の楊竹氏といふ者、車の物見にかけんために作れりと、日本にては崇神天皇の御代にあり、禁裏みす師富小路竹屋町下ル丁和泉、烏丸竹屋町德助、同三右衞門、民間に用る雜品の簾は、伏見にこれを造る、又伊與簾京に上す也、江戶本吉原德方、京橋一丁目市左衞門、

〔雍州府志 七 土產〕翠簾　禁裏院中之翠簾、谷口和泉守製之、公方家之所用者、望月某造之、其餘簾箔、大佛邊伏見町造之、茶亭窻間所掲之伊豫國產細竹簾、別有其家、

〔守貞漫稿 五 生業〕簾賣　初夏以來、三都トモニ竹簾葭簀等ヲ賣ル、其扮定ナシ、

〔枕草子 三〕しきの御さうじの西をもての、〇中略女は、ねおきたるかほなんいとよきといへば、ある人のつぼねにゆきてかいばみして、又もし見えやするとて、きたりつるなり、まだうへのおはしつる折からあるをえしらざりけるよとて、それよりのちは、つぼねのすだれうちかづきなどし給ふめり、

〔枕草子 六〕正月に寺にこもりたるは、〇中略小法師ばらの、もたぐべくもあらぬ屛風などのたかき、いとよくしんたいし、たゝみなどほうどたてをくと見れば、たゞつぼねに出て、犬ふせぎにすだれをさら〳〵とかくるさまなどぞいみじく、しつけたるはやすげなり、

〔枕草子 十一〕雪いとたかく降たるを、れいならず御格子まいらせて、すびつに火おこして、もの語などしてあつまりさぶらふに、少納言よ、かうろほうの雪はいかならんと、仰られければ、みかうしあげさせて、みす高くまきあげたれば、わらはせ給ふ、人々も皆さる事はしり、歌などにさへうたへど、思ひこそよらざりつれ、猶此宮の人には、さるべきなめりといふ、

〔十訓抄 一〕同院〇一條院一雪いと面白く降たりける朝、端近く出居させ給て、雪御らんじけるに、香爐峯のありさまいかならんと被仰ければ、清少納言御前に候けるが、申事はなくてみすをしあげたりける、世の末まで優なる例に云傳られける、彼香爐峯の事は、白樂天老の後、此山のふもとに一の草堂をしめて住ける時の詩に云、

遺愛寺鐘欹枕聽　香爐峯雪撥簾看

とあるを帝仰出されけるによりて、御簾をばあげけるなり、彼清少納言は、天曆の御時、梨壺の五

人の歌仙、清原元輔女にて、其家の風吹傳へたりける上、心さま優にて、折につけたる振舞いみじき事多かりけり、

〔源氏物語槿二十〕時々につけても、人のこゝろをうつすめる、花もみぢのさかりよりも、冬の夜のすめる月に、雪のひかりあひたる空こそ、あやしう色なき物の身にしみて、此世のほかのことまで思ひながされ、おもしろさも哀さも殘らぬおりなれ、すさまじきためしにいひをきけん、人の心あさゝよとて、みすまきあげさせ給、〇下略

〔好古日錄末〕織簾

寶曆間一女子アリ、其母一故家ノ女ニシテ、物語ノ葉子若干卷ヲ藏メ、常ニ此ヲ讀シム、女子强記輙ク讀テ其辭ヲ記憶シ、常言往々古詞ヲ用ユ、簾ヲ編ヲ、ミスヲ織ルト云シガ、何ノ書ニ出タルニヤ、所出ヲ問ントスルニ、早世ス、按ニ國史補ニ、門簾以粗竹織成、不加緣飾、トアレバ、古昔此間ニテモ織ト云シナラム、

〔見た京物語〕遊女體の居る廓に懸る簾、布交せの如く墨にて横筋をぬりてあり、もやうに矢の羽などぬりたるあり、

〔遊京漫錄上〕奈良の藥師につたへたりし唐簾のいともふるきを得てよめる、　濱臣

もろこしのみぬ花鳥のあやすだれあやしや千世の物をわが得し

清水大人の都にて得給ひぬとて、花鳥のかたいとおかしく物したる、古きすだれを見せ給ひければ、　茂雄

花鳥ののこるにほひのあやすだれかけてしのびし昔をぞみる

〔俚言集覽須〕すだれあけ　越後國は雪國にて、初冬より暮春迄は、町々宿々の門口簾をたれて降雪をふさぎおり、やう〳〵八十八夜の比より雪もふらずなりて、初めて簾をあけて商ひをひら

障子名稱

くを云、

〔倭名類聚抄 十四 屛障具〕障子　漢語鈔云、障子、屛風之屬也、

〔白氏文集 三十四 律詩〕題謝公東山障子〈○略〉

〔朱氏談綺 下 居處〕格子 シヤウジ

〔壒嚢鈔 十八〕一或人曰、唐にも我國のごとき障子ありやと、曰、總の字則ゑやうじの事なり、

〔伊呂波字類抄 志 地儀〕障子 シヤウジ 〔同 志 雜物〕障子 シヤウジ

〔八雲御抄 三下 雜物〕障子　ゑとろ　覆入鹿非吉事

〔撮壤集 中 家屋〕障子

〔藻鹽草 六 居所〕障子

ゑとろ 覆入鹿非吉事と八雲御説、此儀前内府西殿へ尋申處に、佐伯連子麻呂稚犬養連網田斬入鹿臣、是日雨下潦水溢庭、八席障子覆鞍作屍と、如此注給者也、入鹿の名を鞍作とあらたむる也、ゑやうじのかみ 是近代よめる歌也 とりゐゑやうじ、通入障子也、紫宸殿御後、七通中間障子の名也、

〔夏山閑話 一〕障子と云は、絹にてはり、繪など書たるを云也、賢聖の障子の類なり、今いふからかみふすまのごとし、俗にせうじといふは、あかり障子の事也、

〔貞丈雜記 十四 家作〕一障子と云は、厚く裏表より張りて、或は繪など書き、或はからかみにてはりたるをば、襖障子と云、又薄き紙、又は生絹などにてはりたるをば、あかり障子といふ也、障子と云は總名也、間々を障へへだつる物なる故、障子と云也、

〔江談抄 四〕古渡南横迷遠水、秋山西繞似屛風〈江佐國〉

又被命云、一昨日江都督被申云、江佐國淳和院眺望詩、上句無其謂、予所案得、寒樹東横應障、日、此句今案如何云々、但東字下字未思、障子者本障日也、然則其對可謂叶、〈○下略〉

〔空穗物語 嵯峨の院 三〕御帳のうちそのへんをめぐりてみ給へば、藏人の少將なをしすがたにて、

かべしろとみさうじとのはざまにたてり、

〔源氏物語二帚木〕かうしをあげたりけれど、かみ心なしとむつかりておろしつれば、火ともしたるすきかげ、さうじのかみよりもりたるに、○下略

〔家屋雜考〕障子　障子は屏障とて、戸、建具、衝立の類をもいふ名なれば、格子をさして、障子としるせる事ども、中古以來の書に多し、明障子といふもの、そのかみは絹布などを用ひし故、うすものの障子などいふ事あり、省格子の略なり、古代は紙あれども、後世の如く薄紙のかたきはなかりし事故、厚紙にてはりたるを被障(フスマ)などいひ、また紋がらなどあるを唐紙障子とはいひし事なり、

〔松の落葉三〕障子からかみ

いにしへ障子といへるは、へだてにものするたぐひをすべていへる名なり、今の世にしやうじといへるものをば、むかしはあかり障子といひたりき、そは古今著聞集に、あかり障子のやぶれよりきとみればといへるにてしられたり、紙ひとひらなるゆゑに、やぶれよりもの丶見ゆるなり、同書に、清涼殿の弘庇についたち障子をたて丶といへるは、今ついたてといふもの丶さまなり、狹衣物語に、かみしやうじに、よべの御ぞをなんかけてさむらひつるとあるも、ついたちやうのものにこそ、かみしやうじとは、紙もてはれるをいふ、きぬにてもはるゆゑに、か丶る名はあるなりけり、又江家次第五の巻に、候於鬼間障子外(暫開二障子戸一)と見え、宇治大納言物語に、へだてのしやうじのかけがねを、かけてきにけると見えたるなどは、今ひらき戸といふものとおもはる、されば何にまれ、へだてにものするを、みなしやうじといへるになん、　からかみとは、からの紙のめづらしきをもてはやして、いにしへはもの丶へだてに、かくることありしをいへり、うつぼの物語樓の上の巻に、三尺のから紙をかけたまへりとあるを見てしるべし、さて後は此からかみを障子にはりて、今のさまにはなれるなるべし、長門本の平家物語には、から紙のしやうじをたて

障子製作

たりけるを、ほそめにあけてといへり、今のに同じ、

〔和漢三才圖會〕三十二 家飾具 障子(しやうじ)(チヤンツウ)

和名抄云、障(隔也塞也)屏風之屬也、

唐史言、楊國忠選妓肥大者、行列遮風、謂之肉障、

按、以杉木纖削、縱横組成、單貼紙、以可防風、名之明障子、(檜次之、又次之、)横腰以下施板者、名腰障子、以避下吹雨、

いぐしさすついなのよはの杉さうじ一よ明れば春に社なれ

〔和爾雅〕五 器用 障子(シヤウジ) 骨格(ホネ)

〔雍州府志〕七 土産 都遣戸幷障子 倭俗良賤家宅、(中略)縱横以細木爲骨、貼白紙於外面、以二枚建六尺三寸一間之際、左右便開闔、違日又防風、是謂障子、言障風日之義也、又號明障子、隔紙一片而因引明也、内外兩面貼紙、是謂太鼓張、是亦雖引明、不如一方張之者、又兩面以厚紙張之、謂襖障子、未張紙之前號障子骨、

〔禁秘御抄〕上 一清涼殿(中略)朝餉

後涼殿布障子、如渡殿無土居、(立少柱打付、有用之時撤之、)

〔源氏物語〕五十三 手習 さるべきおりにやありけん、さうじのかけがねのもとに、あきたるあなををしへて、まぎるべき木丁など引やりたり、

〔十訓抄〕二 土佐判官道清と云者有けり、(中略)女房あなむつかしやと云て、袴をきておくの方へ入る、中障子引たてゝかけがねうちかけて、また云事なかりけり、

〔類聚雜要抄〕二 調度 移徙作法(中略)

永久五年七月二日、關白(忠實)(○藤原)右大臣殿(○右大臣恐內大臣誤、時忠實子忠通爲內大臣、)移御鴨居殿障子帳、東西遣戸障

障子種類

子、有㆓各引物㆒、

〔もゝしき 一〕荒海障子幷布障子等引手、製皮如㆑圖、〇圖略

藍革一枚　文菱　赤革一枚　無文

〔おほうみのはし〕中つかさのみこ、御數寄屋をいみじくこのみ給ひて、たてさせ給ふ、御ふすまの門松、萬歲など、年のはじめの景物をゑがゝせたまひて、引手をあはびの貝にし、御ふくろだなのひきてを、丸のゝもじにせさせたまひけるを、民部卿〈冷泉大納言爲村〉見給ひて、

しめかざり松を引く手ののしあはび間毎にめでたう候はれける、と申されければ、みこかしこく興ぜさせ給ひける、

〔消閑雜記〕すべて人の心は、ものに著せず、とゞこほりなきやうにもてなすべきことなり、これ無事の上の有事なり、よく工夫すべきことなり、

我戀は障子のひつて嶺の松火打袋に鶯のこゑ、此うたの心は戀慕の一念あれども、目前の障子の鐶鉤とうちみて、やがて嶺の松とき、過ぎ、火打袋のこちく〳〵を、いかにや〳〵とおもふうちに、そのまゝ鶯のこゑなりけりとうつりし念頭、一點もとゞこほらず、當下一念の今日底なり、

〔延喜式 十五內藏〕元正預前裝飾大極殿、〇中略障子十二枚、〈緋紅花綾表、白綾裏、〇中略〉與㆓內匠主殿掃部等寮㆒共依㆑例裝束、

〔台記別記〕久安六年正月七日乙酉、今日無㆓上達部殿上人諸大夫饗㆒、所々敷㆑筵、〇中略寢殿簾中調度未㆑立、上達部座障子可㆑張㆑絹、今日猶爲㆓唐紙㆒、不㆑可㆑然、〈九日張㆑絹〉

〔類聚名物考 調度四〕案に布障子とは、多く白布にて張て、墨繪書たるもの多し、春日權現驗記の畫卷物にも、白き障子に、墨繪にて牡丹に獅子書たるもの有、これ布障子なり、

〔安齋隨筆 後編二〕一藏人所布障子　源氏桐つぼの卷、弄花抄に云、藏人所は、禁中、仙洞、執柄大臣家

にもあり、殿上の間の次の間に布障子をへだて、藏人所と云、地下の者候する所也、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

卯日平明、〇中略次倉代十輿、作二黑木四角屋形一葺二檜葉一、其裡張レ布、塗以二白土一、其屋形以二白細布一爲二鷲障子一、立二于四面一、

〔江家次第七八月〕相撲召合裝束

前一日、令三主殿寮掃二除南庭一、〇中略置二殿東廂布障子二枚於北廂一、掃部寮官人率二史生以下供奉一、但近例本無二此障子一、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿〇中略渡殿

北副二高欄一立二布障子二間一、立レ柱打付、畫二打毬一、

〔枕草子八〕板屋せばき家もたりて、〇中略底いときよげにて、紫がはしていよすかけわたして、ぬのさうじはりて住居たる、

〔中右記〕天永三年十月十九日癸卯、可レ渡二御新造大炊殿一也、予〇藤原宗忠依レ爲二上卿一、辰時許著二束帶一參仕、〇中略見二廻所々之處一、朝干飯壺布障子、皆悉畫二馬形一、里亭多相二具打毬一也、仍俄可レ畫二具打毬圖一之由、下二知繪師信貞一、則令レ畫レ圖、了令二立替一、

〔狹衣三上〕おはしつきたれば、かどなどもなくて、たゞくぎぬきといふ物をぞ玄たりける、道するゐをいれて、もしありし山ぶしやあると、たづねさせ給へば、玄ばしありて、とくたゞいらせ給へとあれば、玄るべするまゝに入給へり、すこしはなれたる所の、かみさうじなどばかりにて、あらあらしきかりそめのゐどころと見えたり、

〔本朝無題詩二屛風付畫障〕書二懷題一紙障一　藤原通憲

寸祿斗儲求豈得、生涯本自任二浮沈一、顧レ身遂識榮枯分、在レ世獨慵遊宦心、晉桂當初難レ入レ手、吳桐何日遇二知音一、一篇狂句一壺酒、箇裡時々足二醉吟一、

〔散木弃謌集九雜〕隆源阿闍梨、七條房にまうすべきことありて、たび〲まかりけるに、いたはるこ

と有とて、あはざりければ、がみさうじにかきつけはべりけり、

こりはてぬにゑの初雁あさにする宿にもあらで人かへしつる

〔散木弃謌集十雜〕よしの山の君といふ僧の房の、たきのかみ障子にかきつけたりける、

瀧のいとみにくる人もなし

これをきゝて、すゑにかきつけ侍りける、

谷川の心ぼそさにかきたえて

〔明月記〕文暦二年〇嘉禎元年三月十日、夜月明而映梅花、開紙障子望閑庭、

〔日本書紀二十四皇極〕四年六月戊申、佐伯連子麻呂、稚犬養連網田、斬入鹿臣、是日雨下、潦水溢庭、以席障子覆鞍作屍、

〔日本書紀通證二十九皇極〕席障子所謂紙障子、襖障子之類、漢語鈔障子、屛風之屬、倭名鈔、鄣亦作障、和名之度美、所謂波之度美、蓋鄣也、周禮註、鄣覆暖障光者也、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

五間正殿一字、構以黑木、〇中略其堂東南西三面、並表葺、裡席障子、

〔運歩色葉集須〕杉障子

〔海人藻芥〕家々文事、各當家の文ヲ、車輿ノ網代以下ニ付之、或杉障子ノ緣ノ繪、或ハ唐紙障子ノ文等、一切ノ家中家具ノ蒔繪以下ニ、皆家ノ紋ヲ付ル也、

〔明月記〕嘉祿三年〇安貞元年正月廿日庚午、今日杉板障子三間畫圖了立詑、女繪文字木書之、

〔秋の夜の長物語〕更行かねのつく〳〵と、月のにしにめぐるまで待かねたる所に、からかきの戸を人のあくるをとするに、書院の杉障子よりはるかに見いだしたるに、〇下略

〔下學集下器財〕襖障子

〔易林本節用集不器財〕襖障子

〔後奈良院御撰何曾〕もろこしにたのむ社のあればこそまいらぬまでも身をばきよむれ

唐。紙。せ。う。じ。

〔後奈良院御撰何曾之解〕もろこしの社は唐神の意なり、身をきよむるは精進の意なり、精進障子、ともにさうじといへば、合せてからかみさうじと解たるなり、さて此ものは、今からかみとのみいふは略語なり、ふすまといふは、もと衾の名なるを、臥席の間にたつるよりかくもいふなり、からかみ障子とつゞきて一種の名なり、今世にいふ如く、からかみと障子とふたしなにはあらず、今いふ障子は、むかしはあかり障子といへり、たゞ障子といふ時は、すなはち裏表ともに張かさねたる、今のふすまのことなり、間を障へへだつるによりて障子といふなり、子は金子、扇子、鍵子などいふに同じ、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕障子

寢間障子 俗用衾字非也、衾者寢衣之類、以障子格兩面張塞、不見明、而可以隔寢間及防風、又有鈕鐶而可禦盜、

〔倭訓栞前編二十六不〕ふすま　ふすま障子は、襖の字を書り、紙被に似たるよりの名なるべし、唐詩纂要に紙門とも見えたり、

〔松屋筆記八十四〕被障子

今世からかみといふは、被障子の事也、三内口決、殿幷家作等事ノ條に、本主殿ノ間ニ有帳臺南面與公卿座之間被障子二間云々、此被障子からかみの事也、

〔貞丈雜記十四家作〕一ふすま障子と云は、表裏よりはりたるを云、今はから紙といふ人有り、

〔倭訓栞前編六加下〕からかみ　韓紙の義もあり、千載集にか。ら。か。み。の。か。た。ぎ。と物名に見えたり、俗に衾障子をさかいへり、西土に粉箋と云ふ印紙也といへり、

〔玉勝間十二〕から紙

同記〇台記別記に、寢殿簾中調度未立、上達部座障子可張絹、今日猶爲唐紙、不可然とある、この唐紙は、唐國の紙をたうしといふ、それにはあらじ、これは今の世にも、衾障子にはる、紋ある一種の紙あるそれなるべし、これを唐紙といふよしは、ひまなく紋の有て、よのつねの紙とはそのさま異なれば也、すべてよのつねなると、ことなる物をば、唐某といふ、つねのこと也、さていにしへに障子といへるは、多くは衾障子のことにて、今いふ障子はあかり障子也、さて又ふすま障子といふよしは、衾をひろげたらんやうに張たる故也、今世にこれをたゞにふすまとのみいふは、庖丁刀というべきを、庖丁とのみいふと同じたぐひの省名也、又此衾障子をから紙ともいふは、件のから紙して張たるよしにて、唐紙障子のはぶき也、

〔雍州府志七土產〕韓紙　倭俗是謂加羅加美、今處々製之、然東洞院二條南岩佐氏所製尤爲宜、張襖障子專用之、

〔千載和歌集十八物名〕からかみのかたぎ
よとともに心をかけて頼めども我からかみのかたきこゝろしか

〔撮壤集中家屋〕明障子(アカリ)

〔水蛙眼目〕或人物語云、中院禪門と阿佛房とゐられたる所へ爲氏まかりて、えんにてこはづくりて、あかり障子をあけてゝらんとせられけるを、阿佛房障子の尻をゝさへて、あかり障子をかくし題にて一首あそばし候へ、あけ候はんと被申ければ、とりあへず、
いにしへのいぬきがかひしすゞめの子飛あがりしやうしとみるらん、とよまれければ、あけてわらひて入られけり、たはむれながらにくき心にてやありけん、源承法眼の說とてかたりき、

〔後奈良院御撰何曾〕火をともし候ぞ御入候へ　あかりせうじ

〔倭訓栞中編一阿〕あかりしやうじ　明障子也、唐山の牕なるべし、まさすけに、ぬりこのあかりさう

じと見えたり、ぬりこは塗子也、障子紙は、天工開物に糯紗紙と見ゆ、

〔柳亭記上〕疊　障子

昔の障子は、今いふからかみなり、大内のあら海の御障子となふるものなど、畫からかみなるは、たれ〳〵も知る事なり、その障子の骨に、たゞ一重紙を張るは、明をとらんが爲なれば、明り障子といひしが、今の障子なり、俗に障子の板を腰といふ、その板のなきを、明障子といふとはたがへり、からかみといふは、唐紙に張たる障子といふ事なるべけれど、ふすまといふ意更に考へえず、十訓抄二巻初丁ウラ、御使を椽にすへ、あかり障子をへだてゝ、こゝに謁す、古事談三の卷、美作守顯能の許に云々の條に、雜色相具シテ遣タリケレバ、明障子ノ内ニ讀經シテアリ云々、明障子といひし事、是より古くありしが、意をとめず見すごして、何の書なりしか忘れたり、見出して書加ふべし、

〔江談抄二雜事〕先考成衡○大江以明障子立四面、其中曝涼家文書、

〔十訓抄二〕江帥は又めでたき相人なりけり、清隆卿因幡守の時、院の御使として來れり、帥持佛堂に入て念誦の間なりければ、御使を椽にすへて、あかり障子を隔て此に謁す、○又見古事談

〔雅亮裝束抄一〕その二かゐのみなみに、○中略おなじきまのもやに、○中略かもゐをきてのち、ぬりこのあかりそうじをまごとにおほふ、

〔三中口傳三〕中ノ間明障子用紙事

中間明障子、爲紙事常事也、

〔明月記〕天福二年八月廿二日戊子、今日藻壁門院周忌御法事、○中略後日參拜、見端立明障子御墓上、置石倉立犬禦云々、

〔徒然草下〕相摸守時頼○北條の母は、松下禪尼とぞ申ける、守をいれ申さるゝ事有けるに、すゝけた

るあかりさうじのやぶればかりを、禪尼手づから小刀して、きりまはしつゝはられければ、せうとの城介義景、其日のけいめいして候けるが、給はりてなにがし男にはらせ候はん、さやうの事に心得たる者に候と申されければ、其男尼が細工によもまさり侍らじとて、猶一間づゝはられけるを、義景みなを張かへ候はんは、はるかにたやすく候べし、まだらに候もみぐるしくやと、かさねて申されければ、尼も後は、さは〳〵とはりかへんとおもへども、けふばかりはわざとかくて有べきなり、物は破たる所ばかりを修理して用る事ぞと、わかき人に見ならはせて、心つけんためなりと申されける。○下略

〔遯齋偶筆〕あかり障子のこは尋常にすべし、巧に過たるほどくらし、

〔安齋隨筆後編十四〕一雨。障。子。をはるには、糊に酢を少し加へたるがよし、からかさつくろひにも、酢のりよし、

〔鳩巣小說下〕一堀田筑前守殿○中略存生ノ內ハ、常憲院樣○德川綱吉○中略役者ヲ御近習ニ被召仕候コトナド無之候、一度御能有之筈ノ處、俄ニ雨天ニ相成候テ、油。障。子。ヲ可申付由、牧野備後守ドノ申サレ候、筑前殿被申候ハ、タトヒ公家衆ナド御馳走ノ御能ニテ、一度モ二度モ延候以後、雨天ニ候ハバ油障子被仰付御能有之可然候、是ハ御慰ノ御能ニテ候、雨天ニ候ハヾ、イク度モ御延引ナサレ、イツニテモ晴天ノ節仰付ラレタルガヨク候由、達テ申上ラレ、御能止、

〔下學集器財下〕衝立障子

〔節用集器財門〕衝。立。障。子。

〔易林本節用集器財津〕衝立障子

〔倭訓栞中編十五都〕ついたて　俗に屛風を云、衝立の義也、七修類藁にいふ硬屛も是なるべし、枕草子に、ついたてさうじと見えたり、肥前につきたて、豐州にさらふといふ、

〔貞丈雜記 十四家作〕一今世ついたてと云物、古はついたち障子といひし也、

〔枕草子 九〕人のいへにつき〴〵しき物

つゐたてさうじ

〔古今著聞集 十一畫圖〕小野宮のおとゞ、つゐたち障子に松をかゝせんとて、常則をめしければ、他行したりけり、さらばとて公望をめしてかゝせられにけり、後に常則をめして見せられければ、かしら毛芋に似たり、他所難なしとぞ申ける、常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世には稱しける、

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事 中略〇

この屛風たつる所に、ついたてさうじをたつる事あり、おもてきぬ、にしきのへりをゝしたり、

〔江家次第 九九月〕十一日小安殿行幸裝束 中略〇

從小安殿中央戸東西掖至大極殿北戸東西掖、南北行曳大藏省綱、立班幔、同殿馬道東三間傍柱內、立信濃布大障子、西四間又立同障子、馬道內東西掖南北立同障子、其間南北行立同大衝立障子、

〔永昌記〕嘉承元年七月廿三日壬子、今日又御物忌、可有九社奉幣 中略〇 其儀、小安殿南面除東一間幷馬道、立布障子、馬道東西立同突立障子五基、二基立東、二基立西、一基立中央、

〔名目抄 雜物〕通障子（ツレシヤウジ、トヲリ）

〔倭訓栞 中編十五都〕つゐやうゐ 通障子と書り、禁中にあり、建武年中行事に、とほり障子といふ人あり、ひがこと也、大なるついたて障子に、みすかけたる也と見えたり、

〔江次第抄 一正月〕通障子 或訓透（トヲリ）障子、誂也、長一丈二尺、高七尺許、上下張錦、內張隼人簀、大衝立障子、懸御簾者也、

〔右大辨忠長朝臣記〕注進、南殿通障子事、御絹一疋代一貫二百文、かうらい六尺代一貫文、五三支代百五十文、三色木三支代百五十文、かみ代二百文、漆師代五百文、かな物代一貫二百文、番匠手間代

五百文、からかみしの手間代五百文、みすあり、以上五貫四百文、右注進如件、應永卅四年十月廿九日遠廣判、

〔新儀式　五〕皇太子加元服事

皇太子將加元服、○中略又御帳西立通障子二基、

〔江家次第　十七〕東宮御元服

一不推通障子事

案舊記、件通障子自例北去一尺七寸、爲覽威儀御膳也云云、

〔左經記〕寛仁二年正月七日辛丑、早旦攝政殿○藤原賴通令參下給、御元服賀表○中略出通障子西妻、取表筥還出、奉攝政殿、

〔運歩色葉集　登〕通入障子（トリイシヤウシ）紫宸殿后七間中間障子名

〔易林本節用集　登乾坤〕通入障子（トリイシヤウジ）紫宸殿後七間中間云障子、又作鳥居障子、

〔槐記〕享保十二年八月十二日、華表ノ字ヲ、トリキト訓ズルハ不當ト、淺見安正ガ申タリ、モト鳥居ト云ハ、、トシタ形ナモノヲトリキト云、トリイ障子ナド云モ、ツイタテニ障子ヲハメタルモノ也、トテモ漢字ノナキモノハ、假名ニテ鳥居ト書ガヨシト仰ラル、（中略）鳥居トカキテモカナ也

〔安齋隨筆　後編十一〕一鳥居障子

請問

鳥居障子ハ、衝立障子の事歟、如何、通障子別なる事勿論

鳥居障子は通障子にては無御座候哉、通り入ルとかな書にて、鳥居障子と申由、承り傳る計御座候、舊記の考は無御座候、

〔兵範記〕久安五年十月廿五日癸酉、今日任太政大臣云々、○中略

西第二間鳥居障子上、同垂二御簾一、

〔もゝしき二〕清涼殿

母屋東西鳥居障子五間　各絹張、紺青引、極彩色、本文之通、

土佐土左守光貞

北一ノ間　同二ノ間　同三ノ間　同四ノ間　同五ノ間

東廂南面（大唐戸東也）　同

（鳥居障子一間、極彩色、各畫之上色紙形アリ、鳥居障子之上、小壁張附、各絹紺青引、極彩色、本文之通、）

〔躬恒集〕同（○延喜）十六年九月廿二日、近江介のせうそくに、法皇明日石山に御幸あるべし、いとまあらばけふ中にくべしと云々、仍まかりたれば、屛風障子あり、これに所々のおもむきを題すべきとあれば、よのうちにかくべし、其題も汝かけとあり、いなふれど□□□あればかき侍りぬ、（○中略）

いづみにてよづみはてぬと思ひしをけふぞあふみにうかぶべらなる

〔類聚雜要抄（二調度）〕御裝束行事（○中略）

永久五年七月二日、關白（○藤原忠實）右大臣殿（○右大臣恐大臣誤、時忠實子忠通爲二内大臣一、）移二御鴨居殿障子帳、東西遣戸障子、有二各引物、南面立二脇障子、在二引物、後押障子、

〔明月記〕嘉祿三年（○安貞元年）四月五日、高野老僧以二木筆一書二墨繪諸遣障子、昨日持來由有レ命、障子被レ張二唐綾、筆勢實以珍重、見了參二東殿一云々、

〔撮壤集（中家屋）〕腰障子

〔安齋隨筆（後編十四）〕一昔の腰障子は、人のつくばひて影の見へざる程に、こし高かりしなり、今のこしひくき障子は、古田織部の物數寄にて、近代の作也、

〔親長卿記〕長享二年三月十一日、申料紙於内裏、張安禪寺殿正面屛障子八間了、可有御作善之故也、

〔源氏物語二帚木〕にしおもてのかうしそゝきあけて、人々のぞくべかめり、すのこの中の程にたてたる、こ。そ。う。じ。のかみより、ほのかにみえ給へる御有さまを、身にしむ計おもへる、すき心どもあめり、

〔もゝしき一〕清涼殿小障子十分一之圖（絹張表猫、裏竹ニ雀、緣軟錦如昆明池、金物金銅　緣臺足等黑漆　○圖略）

〔もゝしき二〕清涼殿

小障子（仕立同上（絹張緣軟錦極彩色））　畫（表猫　裏竹ニ雀）　土佐左近將監

〔西宮記臨時八〕藤花宴

天曆三四十二、於飛香舍有藤花宴、○中略　當庇中戶南立五。尺。障。子。、其西在御酒具、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿○中略

二間○中略

懸御本尊寄。障。子。也

〔もゝしき二〕宜陽殿

陣座寄障子　養由基射猿　土佐左近將監

〔運步色葉集久〕畫障。

〔尺素往來〕書院置物者、○中略　障子者、彩色四季之倭畫、招繪所令（ウツサ）圖之、

〔類聚名物考調度四〕障。子。の。色。紙。形。　障子は、今俗にいふふすま也、紙布綾にても張事也、それに畫をかき、或は色紙形を押事なり、

〔帝王編年記十二嵯峨〕弘仁九年四月庚辰、是日有制、改殿門號題額、凡大内賢。聖。幷昆。明。池。荒。海。障。子。等、弘仁年中各被施畫圖、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

弘廂（板九枚、北有荒海障子、南方手長足長、北面宇治網代布障子、墨繪也、二間與上御局之際立昆明池障子、閑院無上御局、仍荒海障子副二尺許、爲路立之、南昆明池、北嵯峨野小鷹狩、南切妻有鳴板、號見參板、不打付也、）年中行事障子（向上戸立之、春東方也、人一人路程置立之、○中略）

渡殿

二行各二疊敷黃端、公卿在殿上之日、不論花族諸家非色又著之、不然之時、可然之人不著之、北副高欄立布障子二間、（立柱打付）畫打毬、向下戸、橫女官戸路通立障子、（馬形、號波馬也）其西南二間有遣戸、其下一間籠下女房住、如手水物置燒火置水、自中古事歟、高遣戸侍臣已下參所也、○中略

臺盤所

中間臺盤東漆廚子上置菓子等、其南立馬形障子、鬼間方與一間出也、○中略二間際程副北立馬形障子、西立布障子、其外號切簾、一間懸、遣戸御簾二間也、抑臺盤所東北障子、到鬼間マデ和繪也、

朝餉

二間（南北平敷二枚、立屛風、絹屛風、）（北上東）夜御殿方有副障子、○中略臺盤所方障子和繪、御手水間方障子畫猫、後涼殿布障子如渡殿無土居也、（立少柱打付、有用時撤之、如五節肩脫也、近代引馬繪是鮮事也、宗忠公記打毬騎馬唐人之由也、○中略）簀子南立馬形障子、○中略

一南殿（紫宸殿）

北障子、號賢聖障子、（賢聖畫之、上色紙形、近代不書本文、彼等藝能也、此障子裏方畫唐花、御帳間戸、畫獅子狛犬、障子上畫負書之龜、本文心、障子戸三也、）

〔古今著聞集十一畫圖〕南殿の賢聖障子は、寬平の御時始てかゝれける也、其名臣といふは、馬周、房玄齡、如晦、魏徵、（自東一）諸葛亮、蘧伯玉、張良、第五倫、（同二）管仲、鄧禹、子產、蕭何、（同三）伊尹、傅說、太公望、仲山甫、（同四）李勣、虞世南、杜預、張華、（自西四）羊祜、揚雄、陳寔、班固、（同三）桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、（同二）董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通、（自西一）等也、此人々の影をかゝれける、彼麒麟閣の功臣を圖せられたる跡をおはれけ

るにや、はじめは色紙形に銘をかゝれたりけり、されば道風朝臣の申文にも、七度けがせるよし載たり、其銘いつ比よりかゝれずなれるにか、當時はみえず、色紙形ばかりぞ侍りける、承元に閑院の皇居燒、卽造內裏ありけるに、本は尋常の式の屋に、松殿作らせ給たりけるを、此度あらためて大內に摸して、紫宸、淸凉、宜陽、校書殿、弓場、陣座など要須の所々たてそへられける、土御門の內裏のかゝりける所とぞ聞えし、地形せばくて紫宸殿の間數をちゞめられける、○中略くはしく尋て注すべし、大內にては、此障子をみなはなちをかれて、公事の時計ぞ立られける、御秘藏の儀にて侍けるにや、建曆に閑院にうつされて後は、すべてとりはなたるゝ事なし、又鬼間の壁に白澤玉をかゝれたる事は、むかし彼間の鬼のすみけるを、鎭られける故にかゝれたる事とは申つたへたれども、たしかなる說をしらず、又淸凉殿の弘廂についたち障子を立て、昆明池を圖せられたり、そのうらに野を書て、片方に小屋形あり、又近衞司の鷹つかひたるをかけり、是は雜藝に侍る嵯峨野に狩せし少將の心とぞ、彼少將といふは、大井川のほとりにすみける季綱の少將の事にや、かの大井の家を出て、嵯峨野に狩しけるをうつしけるにこそ、又荻の戶のまへなる布障子を、荒海の障子と名付て、手長足長など書たり、その北うらは、宇治の網代を書り、淸少納言が枕草子に、此障子の事も見へたり、一條院このかたにかゝれたるとこそ、大かた淸凉殿の唐繪にも、みな書ならはせる事ども侍り、

渡殿に、はね馬よせ馬の障子を立て、又同じ渡殿の北邊、朝がれゐの前に、馬形の障子侍り、陣座の上に、李將軍が虎を射たる障子をよせかけ、校書殿には、養由基が猿を射たる障子を寄立たり、これみないづれの御時よりといふ事をしらず、由緖かた〳〵おぼつかなし、閑院に大內を移されて後、よせ馬の障子、幷に李將軍養由が障子など沙汰なかりけるを、四條院御時西園寺相國禪門修理せられける時、頭中將資季朝臣申起てたてられたりけりと興ある事也、此障子の繪本ども、鴨

居殿の御倉にぞ侍なる、建長造內裏の時、繪所の預前加賀守有房、繪本をもたざりければ、取出してかゝせられけり、昔し彼馬形の障子を金岡が書たりける、夜々はなれて萩の戸の萩をくひければ、勅定有て其馬をつなぎたるていを書なされたりける時、はなれず成にけりと申傳へ侍るは、誠なりける事にや、

〔本朝文粹 六奏狀〕請殊蒙天恩被遷山城守兼任近江權介狀　小野道風

右道風、謹撿近代拜除之例、自當寮頭登四品之榮爵者、不改年暦預一國之烹鮮焉、〇中略道風從加爵級、數移星灰、〇中略少藝小能、非神非妙、然而紫宸殿之皇居、七廻書賢聖之障子、大嘗會之寶祚、兩度驗畫圖之屏風、臨時奉勅不可勝計、〇下略

〔名目抄 禁中所々名〕賢聖障子（ケンジヤウノシヤウジ）

〔大內裏圖考證 十上〕賢聖障子

諸書作御障子又北障子、西宮記作障、江次第作絹御障子、長秋記作賢聖圖障子、

西宮記 旬 曰、天皇出御、中略有天氣稱唯、經東庇母屋障邊西行、過障戸之間、江次第 元日宴會 曰、南殿北廂立御障子、件障子、尋常可立、而近例除南殿有事日之外放之、置於南殿西御膳宿、件御膳宿、內匠寮官人隨身參入開之、并藏人備之、江次第 相撲召合裝束 曰、上南殿御格子、注略洒掃殿上、注略置殿東廂布障子二枚於北廂、中略御帳乾角傍絹御障子、立廻五尺之大宋御屏風二帖云々、

〔河海抄 一桐壺〕紫宸殿 謂之南殿 御帳同淸凉殿無几帳、立御倚子、北ニ立賢聖障子、御帳間戸書師子狛犬、又御帳外南面母屋、庇南格子ハ、常ハ被下之由、見建暦御記、

〔類聚名物考 調度四〕賢聖の障子

賢聖の障子の畫は、むかし漢の宣帝の時に、畫功臣十一人於麒麟閣と見えし、是後世に至りても、功臣の像を圖するの始なり、

〔皇年代略記陽成〕首書 物狂帝、元慶元三月、大納言南淵年名設尚齒會宴、二年九月、太上天皇奉賀太皇太后五十筭、扶桑略記、二月四日乙未、○中略是日天皇出綾綺殿遷幸二條院、賢聖障子始被立之、

〔日本紀略醍醐〕延長六年六月廿一日、仰少內記小野道風、令書漢朝以來賢君明臣德行於清涼殿南廂粉壁、

〔日本紀略醍醐〕延長七年九月口日、令少內記小野道風改書紫宸殿障子賢臣像、先年道風所書也、帝給御衣、

〔內安錄〕一賢聖御障子の色紙形、本文之書は、書博士の甲斐流にて、恰好釣合奇妙也、唐樣にても不釣合、御家流にても不釣合也、醫者の手迹のチヤン唐樣も釣合よき物也、

〔鳳闕見聞圖說上〕紫宸殿

南面ノ中央に、紫宸殿と云額有、○中略岡本治部大輔賀茂保孝の筆也、內に賢聖障子あり、江戶法印榮川院狩野典信の畫也、上に傳あり、保孝の書也、

〔本朝畫史上古畫錄〕巨勢金岡、○中略畫皇居南庇東西障子、作歷代鴻儒像、所謂紫宸殿賢聖像是也、金岡始畫之、小野道風書其贊詞、其後數百年來、當時繪所預畫之、或一時有名畫史應詔者、至今不絕、當其撰者爲畫家之榮焉、贊詞亦如是、雖然贊詞不傳、金岡所圖古像之粉本十二人者、余家世所藏也、最有銘存于今、惜哉此外之像不相傳、只使當時能書搢紳書名於其上、多世尊寺家書之、近世持明院家獨掌此事矣、○中略或記、晚年剃髮、閑居仁和寺、醍醐帝有勅令畫賢聖障子、金岡假著髮叉戴冠、粧男子之容貌、登紫宸殿畫之云々、

〔隨意錄三〕宇多帝時、巨勢金岡以善畫圖擅名當時、帝勅令圖古聖賢像于南庇東西障子、爾後以爲舊例、後堀河帝時、辨內侍者、藤原信實之女也、見賢聖障子有言曰、擇我朝忠臣孝子、如許圖之書之、則此國亦有忠孝人、須勸勵、嗚呼無撰之之世哉、時帝聽之大感嘆、賜女位、內侍固辭不肯受云、此內侍之言實是矣、其慮賢乎丈夫哉、

〔後二條關白記〕寛治七年正月十三日辛卯、南殿御障子、賢聖圖目錄、卅二人、

〔大內裏圖考證十上〕古文書賢聖列

東一間　馬周　房玄齡　杜如晦　魏徵
二間　諸葛亮　蘧伯玉　張良　第五倫
三間　管仲　鄧禹　子產　蕭何
四間　伊尹　傅說　太公望　仲山甫
戸間　文龜　獅子狛犬
四間　叔孫通　賈誼　文翁　董仲舒
三間　倪寬　蘇武　鄭玄　桓榮
二間　班固　陳寔　揚雄　羊祜
西一間　張華　杜預　虞世南　李勣

年中行事後附賢聖障子次第

東一　魏徵　杜如晦　房玄齡　馬周
二　第五倫　張良　蘧伯玉　諸葛亮
三　蕭何　鄧禹　公孫僑　管仲
四　仲山甫　太公望　傅說　伊尹
中
四　叔孫通　賈誼　文翁　董仲舒
三　倪寬　蘇武　鄭玄　桓榮
二　班固　陳寔　揚雄　羊祜

西一　張華　杜預　虞世南　李勣

〔大內裏圖考證　十上〕賢聖障子

世尊寺補任曰、行俊卿、應永六年正月五日叙從三位、書賢聖障子、并時簡賛、

按、右粉本、今傳世者、有馬周、房玄齡、杜如晦等圖、圖上記小傳、所謂銘者卽是矣、又有魏徵、諸葛亮、遽伯玉三圖、亦傳世、稱賢聖障子粉本非是也、此三像者、大學寮九哲中之圖也、

〔好古小錄　上〕賢聖障子粉本（畫者姓名不傳、但正和前粉本也、）

畫所預家ニ傳ル所、馬周、房玄齡、魏徵、杜如晦、四人ノ粉本也、按土佐家傳云、刑部大輔吉光、正和中南殿障子書賢聖ト、此等ノ摸本今傳ラズ、惜ムベシ、

〔好古小錄　上〕大學寮九哲粉本（殘缺、畫者姓名不傳、）

畫所預家ニ傳ル所、世ニ誤テ賢聖障子ノ粉本トス、畫力賢聖障子ノ粉本ニ及バズ、

〔もゝしき　二〕紫宸殿

賢聖御障子（東四間、西四間、）（像之上各有色紙形、絹張、緣軟錦、青地、）

北面　極彩色花鳥

中央門戶　畫極彩色　獅子狛犬　中央戶之上　同　負文龜本文之心

東面之戶裏　同　花鳥

（江戶法印榮川院）狩野典信

〔賢聖障子名臣冠服考證　下〕右臣謹按、寬平中、畫員神泉苑監巨勢金岡所畫賢聖障子名臣圖、歷朝寶愛、離合設之、是以屢免回祿、至建曆中猶存、順德帝朝取自士御殿置之閑院、以其釘定不可動、似建長之火遂失處所矣、旋又造內、又粗竄改、則障子圖既非舊也、嗣後兵燹相踵、禮文掃地、雖其竄改者亦不可見也、幸也傳馬周、房玄齡、杜如晦三圖粉本、描法可觀、章服皆合唐志、假令非寬平之舊、亦可依焉、又年中行事書屛摸本賭射圖內、存羊祜以下至倪寬八圖、但圖大僅寸計、他物又蔽斷、其詳不可知焉、然

以意近而察之、其梗槩亦不悖志說、是亦可據也、今此二本、十有一圖、並依舊圖、不敢加私、又就閻立本十八學士圖、李公麟孔門弟子圖、內取遽伯玉、虞世南二圖、其餘則本之六經傳注禮家圖說、考之歷代志、及六典、通典、玉海、文獻通考、圖書集成等書、旁搜索諸家雜記、參以蘭亭修禊圖、二王像張易之理瓜圖等諸名蹟、與大學頭臣林信敬等雜議詳定、授畫員臣狩野典信、新立圖者凡十有九名、幷舊圖十有一名、旁取圖二名、通計三十有二名、彩繪備焉、年代縣邈、圖記寡徵、臣等寡陋、非敢謂當時之禮容必審如斯矣、庶幾乎載籍之文義、無大滅裂也、其引證取捨之說、謹繕寫上呈如此、

寛政二年八月日　　儒員臣柴邦彥記

〔栗山文集序記二下〕賢聖障子名臣像縮本帖子記

紫宸殿母屋北極九間、隔以袚槅、以寛平中勅令畫歷代名臣、稱之曰賢聖障子焉、每障高七尺、濶七尺有五寸、衣以白縑、四邊軟錦、池三寸飾之、四圍又護以二寸髹漆木貼、凡全障之大、高八尺、濶八尺有五寸也、當中一障有戶、雙扇高五尺有五寸、濶各三尺有二寸有五分、紙鈕開闔、以通御路、其左扇則畫獅子、右扇畫狛犬、皆向內而蹲、高可二尺有五寸、戶上平額一尺有五寸、當負文龜、龜甲大七寸許、其餘八障、東西分設、每障四像、像長約三尺有五六寸、東則列馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵、諸葛亮、遽伯玉、張良、第五倫、管仲、鄧禹、子產、蕭何、伊尹、傅說、太公望、仲山甫十有六圖、西則列李勣、虞世南、杜預、張華、羊祜、揚雄、陳寔、班固、桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通十有六圖、東第二障西邊與西第二障東邊、皆有戶、偏扉高如中戶高、其濶則四障之一、第五倫與班固皆在戶、上邊池護貼亦附戶開闔焉、各像上方糊列金畫彩箋二幅、以錄其小傳、箋長尺有一寸、其濶八障之一、五色斑駁、兩兩相比、以襲衣次也、各障背面、亦皆白縑衣之、畫以花枝翔禽、金彩繪飾、四散爛然、所謂錦花鳥也、是皆寛平舊制、寛政二年勅禮官考進改造、而畫員藤原廣行作圖者、○下略

〔改訂賢聖障子名臣冠服考證下〕覺

賢聖障子人形圖、京都ゟ御好之趣ニ相直候分、左之通ニ御座候、

一張良　鬚を添　一鄧禹　黑衣ニ相改　一子產　西正面ニ相直

一伊尹　冠薄白ニ相改　一傅說　衣深衣ニ相改　一虞世南　紛を綬之色ニ相直

一張華　方心曲領幷木劒を相直　一杜預　方心曲領木劒相除、衣を絳朝服ニ相改、

一揚雄　黑幘黑衣ニ相改

右之外、綬之分ハ、皆房玄齡が圖之通ニ相改申候、以上、

三月

〔改訂賢聖障子名臣冠服考證下〕覺

京都ゟ被差越候、魏徵、孔明、蘧伯玉三人之圖、博士乘掛紙之趣、賢聖障子粉本之由ニ有之、幷右圖肩書に、右三人之姓名相見え申候へ共、右圖は元來土佐家傳來、孔門九哲之圖ニ而、始之壹人は伯牛と肩書付候本も有之候、住吉內記所持、慶安年中摸本とも、十哲之圖と有之候、何レにも衣服冠木劒等之樣子、李龍眠が孔門弟子の圖と同樣にて、九哲之圖に紛無御座候、決而賢聖障子之摸本には無之候、依之此度御取用ニ相成不申候間、やはり先達而相伺候通之圖に相極メ申候、但シ肩書ニ、右三人之名前キレ〲ニ有之候は、賢聖障子之古圖斷絕之時、押而右三圖を用られ候事も有之、其時之色紙形之切レにても有之候哉、又は後人之杜撰ニ有之候哉、其所は不分明に候へ共、古代賢聖障子之圖に無之候儀は、一覽相分り申儀に御座候、又陶淵明解綬之圖は、趙子昂が繪にて御座候、是亦引證ニ仕がたく候間、相用不申候、

右申上候、以上、

四月

〔西宮記十月〕還宮後儀

延喜十一年十二月十六日、御南殿、○中略此日賢聖障子爲修治撤却、仍施屛風供奉裝束也、

〔江家次第八七月〕相撲召合裝束

母屋殿○南西壁下敷長筵三枚、其北端絹御障子頭立亘漢書御屛風二帖、

〔紫淸兩殿圖別勘乾〕宗直按、絹御障子、謂賢聖障子也、以之考之、賢聖障子者以絹製之、

〔長秋記〕天永四年○永久元年正月七日、女官四人、理髮著裳、唐衣、中結、著袴、出自賢聖圖障子西戶、經通障子西、副西壁出南廂、折東行也、

〔山槐記〕治承四年四月十九日辛丑、有紫宸殿巡撿事、○中略皇太后大夫朝方參會、殿下自高御座東間入母屋、撤賢聖障子也、

〔明月記〕嘉祿二年十一月廿一日、節會衣蒙押倒賢聖障子、板障子也、

〔年中行事秘抄正月〕殿上年中行事障子事

仁和元年三月廿五日、太政大臣昭宣公獻年中行事障子、今案、彼年始被立年中行事障子歟、見小野宮記云、

〔もゝしき二〕淸涼殿

年中行事障子畫年中行事、絹張、緣軟錦、

〔鳳闕見聞圖說中〕年中行事障子　もゝしきニ云、畫年中公事被書也、絹繪、緣軟錦と有、然れ共予思ふに、淸涼殿の南殿上に至る所へ立られしは、ついたち障子にして、畫にあらず、年中の公事を書せられたるなり、

〔夜鶴庭訓抄〕年中行事障子

十二月の月、文字を十二樣に書べし、書かへてかく事、もじは行ごとにあれば、書かへがたし、されどそれも月をかふるていに、一月づゝもかはりて書べし、すゞしのきぬにて、墨のいかにもつか

ぬをば、はじかみをいれてすりて書也、秘說也、

〔榮花物語 十二 玉の村菊〕この御時の御卽位、○後一條 大嘗會御禊などの程の事ども、すべてめづらしくやむごとなき事かずしらず、年中行事の御障子にも、かきそへられたる事ども、いとおほくなむあなる、

〔江談抄 二 雜事〕喫鹿宍人當日不參內裏事

又被命云、喫宍當日、不可參內裏之由、見年中行事障子、○中略 又年中行事障子被始立之時、不知何世、可撿見也、

〔宣胤卿記〕文明十二年三月廿七日丁未、去夜除目、今日至未剋以外事也、○中略 外記復本列、次予揖○註略入無名門、○註略昇自右靑璅門、○註略經年中行事障子南(自小板敷直東行セズ、年中行事障子方ヘ昇也、不經上戶、)幷御殿南簀子、登自孫庇南妻、

〔台記〕久安三年七月廿六日戊子、依吉日初立年中行事障子、去十三日造始之、令宮內大輔定信(違障子於彼家令書)書之、造幷立日、令雅樂頭泰親擇申之、(不召泰親、以親隆消息問之、)延久元年七月、故京極殿(于時右大臣一上、)依一條左大臣(○源雅信)例、被立之由見御曆、因之所立也、先日以可立之狀申禪閤(○藤原忠實)及攝政殿(○忠實子忠通)矣、

○按ズルニ、此年中行事障子ハ、禁中ノモノニ非ズト雖モ、今類ヲ以テ此ニ載ス、

〔玉蘂〕承元四年九月一日丙戌、仲基入道來談占事、松殿(○九條基房)御時、土居障子被書年中行事、(被寫內裏文殿年中行事、同書之、)是先例云々、

〔夏山閑話 一〕昆明池の障子は、名目こんめい池なり、こんめい池といふはわろしとなり、

〔漢書 六 武帝〕元狩三年、減隴西北地上郡戍卒半、發謫吏穿昆明池、(如淳曰、食貨志以舊吏弄法、故謫使穿池、更發有貲者爲吏也、臣瓚曰、西南夷傳有越巂昆明國、有滇池、方三百里、漢使求身毒國、而爲昆明所閉、今欲伐之、故作昆明池象之、以習水戰、在長安西南、周回四十里、食貨志又曰、時越欲與漢用船戰、遂乃大修昆明池也、)

〔もゝしき 二〕淸涼殿

昆明池障子 絹張、綠𦆅錦、極彩色、
　畫 表昆明池ノ圖 裏嵯峨野小鷹狩　畫ノ上面有色紙形、絹張、　土佐土左守

〔もゝしき 二〕昆明池障子北面
　嵯峨野 題爲泰卿　秋草のいろ〳〵咲みだれたる袖はへて小鷹狩する所　雅威卿
さがの野や花の千種の色鳥に心をうつす秋のかりびと

〔鳳闕見聞圖說 中〕混明池障子　清涼殿の椽側に立らる、○中略予が見し時、御障子の上に元德四年作昆明池、在長安西南四十里云々とありて、昆の字にてはなく、混の字なりし、

〔江家次第 八七月〕內取御裝束
自仁壽殿西溝西邊北折、自吳行臺後北行、當昆明池障子程西折、竟簀子敷下、並立幔柱引之 長橋內敷黃端帖二行、東西行 爲相撲人座、

〔大鏡 五太政大臣兼通〕御かふりめしよせて、さうぞくなどせさせ給ひて、うちへまいらせ給ひて、陣のうちはきんだちにかゝりて、たきぐちのちんのかたより、御前へまいらせ給ひて、こうめいちのさうじのもとにさしいでさせ給へるに、ひの御ざに東三條大將御前にさぶらひたまふほどなりけり、

〔辨內侍日記 上〕正月○寶治三年 十五日、まことやけふは人うつひぞかし、いかゞしてたばかるべきなどいひて、○中略こめいちのしやうじのもと、御ゆどののなげしのしもの一間に、勾當內侍どの、みのどの、きりみすのもとに、中納言のすけ、兵衞督どの、年中行事のしやうじのかくれに、少將、辨なども、かゞひしかども、あかつきまで出給はず、

〔鳳闕見聞圖說 上〕清涼殿
昆明池御障子 表昆明池圖 裏鷹匠 畫、極彩色、

〔塵袋抄二〕神輿ナンドノ水引ニ、手長足長ト云物アルハ、實ニアル物歟、誠ニサル物アルベキ也、唐皇居ニハ皆奇仙異人畫(エガケリ)、サレバ千字文ニモ、宮殿ノ構ヲ云ニ、仙靈ノアヤシキ人ヲ畫彩トエガキイロドルト侍ベリ、然レバ吾朝ノ內裏ニモ、加樣ノ人形アルナリ、中ニモ手長足長ヲ畫ケルヲバ、荒海障子(アラウミ)ト云也、其姿神輿ノ水引書ケルナルベシ、喩ヘバ長臂國者手長、長脚國者足ナガシ、兩國並タレバ、長脚人長臂人ヲ肩ニ乘テ海ニ入リ、魚ヲ取テ兩人分用ル姿也、

〔蒼梧隨筆一〕荒海障子之事

按に、件の布障子は、凡高サ九尺ほどにて、其畫は墨繪なり、是乃ち金岡が圖せしものといへり、（滋野井殿御說松陰拾葉にあり）然して今寫して世に傳る卷軸の圖は、件の布障子を寫したるものには非ず、其初巨勢の金岡が圖せしは卷軸にて、鴨居殿の寶藏にありしを、金岡自ら寫して布障子へ畫しものなり、故に元本といへるは此卷軸の圖なり、よて布障子は燒失して亡びたりといへども、其元本なる卷軸は現在するを、畫所の預り土佐の家に其卷軸のうつし現在せるを、滋野井故亞相入道公麗卿のうつして藏し給へるを乞願て、密にうつしたるものなり、嘉樹素より土佐の家に件のうつし侍りて、夫より懇望して寫せる人も多く侍れば、此圖は世に流布する事尤あるべし、努々又世になき希代のものにも非れども、嘉樹がうつせしものは、金岡が圖せしを、土佐家へうつし、夫をまた故亞相入道のうつして、小傳を書添へ給へるを眞寫せしものなり、故に今由來を筆記する事かくの如し、

明和八年八月　橘嘉樹

〔もゝしき二〕淸凉殿

弘廂北荒海障子（布張墨畫）（畫名所四面有二色紙形）　土佐土左守

〔もゝしき二〕荒海障子北面

〔鳳闕見聞圖說中〕

清涼殿

墨畫荒海御障子

金物赤銅四隅肱金左右

鋲九ツ宛但上下ハナシ

荒海之裏　布障子

網代之圖墨畫



宇治川（題雅成親）あじろさしたる所　　光祖卿

紅葉を波のよせくる宇治河やあじろの床も錦さしけり

〔枕草子　一〕清涼殿のうしとらのすみの、北のへだてなる御さうじには、あらうみのかたいきたる物どものおそろしげなる、手ながあしながをぞかゝれたる、うへのみつぼねの戸をしあけたれば、つねにめに見ゆるを、にくみなどしてわらふほどに、〇下略

〔拾遺和歌集　四冬〕寛和二年、清涼殿のみさうじに、あじろかける所、　よみ人しらず

あじろ木にかけつゝあらふからにしき日をへてよする紅葉なりけり

〔鳳闕見聞圖説　下〕渡廊　殿上より虎間に出る所也、著聞集に、渡殿に、はねむまよせむまの障子を立て、又同じ渡殿の北邊、朝かれゐの前に、馬。形。の。障。子。侍りと云々、案に渡殿とあるは渡廊なるべし、則朝餉間の南に當れり、其處に、はね馬よせ馬のついたち障子有、又春曙抄に、わたどの廊下也と云々、

〔侍中群要　八〕御書使事

被物、令持從者、參殿上口、自取御返事幷持祿、懸肱昇了、祿落置焉駕障子（〇焉駕、前文作巴褊馬、）北方、自大盤所令通見云々、

〔雲圖抄〕祭日御禊儀

今曉行事藏人、臺盤所廊、幷御裝物所前引縄、懸舞人陪從裝束、分給時主上出御鬼間、（或垂御簾、近代不垂、非也、）馬形障子撤之、

〔枕草子　五〕五月の御さうじのほど、〇中略あきのぶの朝臣いへあり、そこもやがて見んといひて、車よせておりぬ、ゐ中だち事そぎて、馬のかたかきたるさうじ、あじろびやうぶ、みくりのすだれなど、ことさらにむかしの事をうつしいでたり、

〔枕草子春曙抄五〕禁中の下侍臺盤所などに、馬形の障子あり、禁秘抄に、馬形號波禰馬也とある是也、かやうの事をなぞらへたる障子なるべし、

〔小右記〕寬仁三年正月一日己未、四方拜云々、〇中略攝政出自大盤所、被候殿上、供御御藥、訖撤晝御座、立御倚子、前出馬形障子下、

〔扶桑略記二十二〕仁和四年〇帝王編年記作寬平四年九月十五日、午二剋勅令畫師巨勢金岡畫于御所南庇東西障子、令直方、興基、惟範、時平朝臣等擇詩、弘仁後鴻儒之堪詩者、卽令金岡圖其狀矣、

〔後二條關白記〕康和元年二月卅日、右中辨能俊朝臣來、淸凉殿御障子繪本文勘文覽之、正家朝臣所奏上也、事希代事也、先覽殿之後可奏歟、

〔源平盛衰記二〕淸盛息女事

御娘八人御座ケルモ、皆取々ニ幸シ給ヘリ、一ハ〇中略花山院左大臣兼雅ノ御臺盤所ニ成給ヘリ、〇中略此御臺所ハ御美モ嚴ク、情モ深ク御座ケル上、天下ニ類ナキ繪書ニテゾ御座ケル、紫宸殿ノ御障子、〇長門本作花山院公卿座障子ニ、伊勢物語ヲ繪ニ書セ給フ御事アリ、〇中略八ハ大納言有房卿ノ北方也、繪書花結諸道ニ達シ給ヘリ、〇中略手跡サヘ嚴シテ、畫圖ノ障子ニ、百詠ノ心ヲ繪ニ書セ給テ、ヤガテ一筆ニ色紙形ノ銘ヲモ書給タリケレバ、院モ希代ノ女房ナリトゾ仰ケル、

〔菅家文草六〕近院山水障子詩六首

水仙詞

寄託浮査問玉都、海神投與一明珠、明珠不是秦中物、玄道圓通暗合符、

〔後二條關白記〕寬治七年三月十日丁亥、密々參高陽院、書記詩歌於障子、雖堪□鳥跡、殿下仰書之、

〔本朝畫史上古畫錄二〕土佐局、善畫、仕待賢門院、曾並岡山下法金剛院有待賢門院離宮、使土佐局畫倭國名勝地圖於其障子、所在其上色紙形之歌者、法性寺殿下書之、詳見于三語集、

障子用法

〔九暦〕天德三年正月十日、道風令書障子給祿事、

〔江談抄 五 詩事〕粟田障子坤元錄詩撰者事

又被申者、粟田障子詩、輔正卿撰之、坤元錄詩、維時卿、然則作者與判者、各互有長短、隨其功也、粟田詩以言以帥殿〇藤原伊周方人不被入之、怨言云、雖坤元錄絕句、一首者何不能入哉云々、故文章博士實範後傳聞此事、不被許此書云々、

〔大鏡 三 太政大臣實賴〕故中關白殿〇藤原道隆東三條つくらせ給ひて、御障子にうたゑどもかゝせ給ひし色紙形を、此大貳〇藤原佐理にかけとのたまはするを、いたく人さはがしからぬほどにまいりて、かゝれなばよかりぬべかりけるに、〇中略日たかくまたれたてまつりて、まいり給へりければ、すこしこつなくおぼしめさるれど、さりとてあるべき事ならねば、かきてまかりいで給ふに、女のさうぞくかづけさせ給ふを、〇下略

〔明月記〕文暦二年五月廿七日己未、予〇藤原定家本自不知書文字事、嵯峨中院障子色紙形故予可書由、彼入道〇宇都宮頼綱懇切、雖極見苦事、憖染筆送之、古來人歌各一首、自天智天皇以來及家隆雅經卿、

〔扶桑略記 五 天武〕九年十一月、因皇后病造藥師寺、〇中略西院安置彌勒淨土障子、

〔吉記〕承安三年七月九日庚子、辰刻參院、奏御堂雜事七ヶ條、其中御堂障子繪、可被畫法花經佛像、幷地獄之類、全不可憚之由有其仰、　十二日癸卯、天晴有餘勢、午刻參院、卽渡御新御堂、予追御障子繪事等、仰云、御堂之內御所、幷左右廊、可畫廿八品也、於別御所者、可畫平野幷高野御幸也、可仰常盤源二光長者、先紙形可令書土代之由仰、行事盛綱了、　十三日甲辰、辰刻參院、〇中略又被仰云、御堂障子繪法花經事、勘出要文可進土代之由、可仰觀智僧都、　廿日辛亥、早參院趣奏御堂雜事、〇中略一殿上廊障子繪事、申云、被畫本文可宜歟、仰云、仰永範卿長光朝臣等可令勘申、

〔類聚三代格 十二〕勅、於圖書寮所藏、〇中略障子、幷雜圖繪等類、一物已上、自今以後、不得輙借親王以下

及庶人、若不奏聞私借者、本司科違勅罪、

神龜五年九月六日

〔枕草子 二〕にくきもの

又やり戸などあらくあくるもいとにくし、すこしもたぐるやうにてあくるはなりやはする、あしうあくれば、さうじなどもたほめかしごほめくこそしるけれ、

〔進退記〕御障子開閉の事

一戸障子のあけたてあらきは尾籠也、つくばひてかた手をつきてあけたてすべし、すべて御障子をあけたて、又は御簾などあげおろし候時、御前の方を見候事狼藉也、よそ目する事有べからず、

〔類聚國史 百八十二 佛道〕弘仁三年二月壬辰、屏風一帖、障子卅六枚、施入東寺、障子卅六枚施入西寺、

〔古事談 一 王道后宮〕上東門院被奉生後一條院御産之時、事外有煩ケレバ、入道殿サワガセ給テ、自御所令走出給テ、御産事外令澀給、コハイカヾスベキ、御誦經ナド、カサ子テ可行也ト被仰之間、御言未了ニ、有國申云、御産ハ已成候ヌル也、不可及重御誦經ト申程ニ、女房走參テ、御産已成候ヌト申ケリ、事落居之後、有國ヲ召テ、イカニシテ御産成ヌトハ知ツルゾト、御尋アリケレバ、御障子ヲ引アケテ出給ツレバ、障子ハ子ヲ障ト書テ候ニ、廣アキ候ヌレバ、御産成ヌト存候ツルナリト申ケリ、

〔源平盛衰記 六〕大納言音立事

新大納言成親卿ヲバ、速ニ死罪ニ行バヤト、入道ハオボサレケレ共、小松大臣〇平重盛ノ樣々被宥申ケレバ、道ガ子ナガラモ耻カシキ人ニテオハスレバ、其敎訓モ難背シテ、死罪マデノ事ハナケレ共、西光法師ガ白狀ニ、安カラズ被思ツヽ、大納言ノヲハスル後ノ障子ヲアラヽカニアケテ出給

屛風名稱

ヘリ、

〔倭名類聚抄　十四屛障具〕屛風　西京雜記云、七尺屛風、（屛音瓶、經反）

〔段注說文解字　八上尸〕屛、屛蔽也、（此複擧字之未刪者、小雅、萬邦之屛、傳曰、屛蔽也、引伸爲屛除、按古無平仄之分、）

〔山堂肆考　三十七器用〕屛風所以障風、亦所以隔形者也、古者扆之遺象、又有牀屛、枕屛、

〔行厨集　八人物稱謂〕屛風（曰罘罳、又凡漆屛、雕屛、畫屛、各從本名、用遊座、）

〔事物紀原　八舟車帷幄〕屛風

周禮掌次設皇邸、鄭司農云、邸後板也、康成謂後板屛風、禮記明堂位曰、天子負斧扆而立、陸法言云、今屛風扆遺象也、三禮圖曰、屛風之名出於漢世、故班固之書多言其物、徐堅爲初學記亦載漢劉安羊勝等賦、然則漢制屛風、蓋起於周皇邸斧扆之事也、

〔恒言錄　五俗儀〕屛風

史記孟嘗君列傳、屛風後常有侍史、周禮掌次設皇邸、鄭司農云、邸後版也、康成謂、後版屛風與、（平聲）司几筵王位設黼依、注依其制如屛風、然、（常生案觀禮依、鄭注如今綈素屛風也、淮南王有屛風賦、鑑案史記正義引、燕丹子八尺屛風可超而越、）

〔漢書　六十六陳萬年傳〕萬年嘗病、召咸敎戒於牀下、語至夜半、咸睡、頭觸屛風、

〔南史　二十一王微傳〕微兄遠、字景舒、位光祿勳、時人謂、遠如屛風、屈曲從俗、能蔽風露、言能不乖物理也、

〔古文苑　三賦〕屛風賦　羊勝

屛風鞈匝、蔽我君王、重葩累繡、沓璧連璋、飾以文錦、映以流黃、畫以古烈、顒々昻々、蕃后宜之、壽考無疆、

〔白氏文集　三十九論〕素屛謠

素屛素屛、胡爲乎不文不飾、不丹不靑、當世豈無李陽氷之篆字、張旭之筆迹、邊鸞之花鳥、張藻之松石、吾不令加一點一畫於其上、欲爾保眞而全白、吾於香爐峯下、置草堂、二屛倚在東西墻、夜如明月

入我室、懷一作曉如白雲圍我牀、我心久養浩然氣、亦欲與爾表裏相輝光、爾不見當今甲第與王宮、織成步障錦屛風、綴珠陷鈿貼雲母、五金七寶相玲瓏、貴豪待此方悅目、然肯寢臥乎其中、素屛素屛、物各有所宜、用各有所施、爾今木爲骨兮紙爲面、捨吾草堂欲何之、

〔鄴中記〕石虎作金銀鈕屈膝屛風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸之像、讚者皆三十二言、高施則八尺、下施四尺、或施六尺、隨意所欲也、

〔朱氏談綺下器用〕屛風ピヤウブ又圍屛

〔釋日本紀二十一秘訓〕屛風ヒヤウブ

〔伊呂波字類抄比雜物〕屛風ヒヤウブ

〔下學集下器財〕屛風ビヤウブ屛退也、郞退風之義也、

〔撮壤集中飾具〕屛風ヒヤウブ

〔藻鹽草十七調度〕屛風

もろこしの屛風のこゑ、此子細神樂の所にあり屛風一ひら、枚、源氏、あじろ屛風、源氏、蓬屛風とかく、障子のほねの樣にして、黑漆にして、網代をくみて、糸にてとぢ付る也、屛風には心をたてゝおもひけん行者はかへりちごはとまりぬ、びやうぶの浦にて西行よめり、屛風の浦、名所也

〔和爾雅五器用〕屛風ビヤウブ　貼金屛風キンビヤウブ　畫屛風エビヤウブ　圍屛クワイビヤウ　六曲屛風ロクマイビヤウブ

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕屛風ひやうふ

屛所以蔽也、有畫屛、繡屛、金屛、石屛、格子屛等之制、事物紀源云、禮明堂位、天子負斧扆而立、則屛風名出於漢世、

按、屛風大抵高六尺以下而六曲也、矮小者爲枕屛風、濶而二曲者俗稱廉手カツテ屛風、其矮者稱茶爐前フロサキ、皆兩面貼紙、其法、骨格縛ホネシバリ　襲張ミノハリ　襲縛ミノシバリ　泛張ウケハリ　表張ウハハリ

〔倭訓栞中編二十一比〕びやうぶ　屛風なり、日本紀より見えたり、から繪やまと繪などふるくいへ

り、西土にいふは衝立屏風多し、摺疊のものを連屏といへり、會典に日本貢物に塗金裝綵屏風あり、枕屏風も西土の書に見えたり、漢書の御屏風、雲圖抄にみゆ、大宗、戯騎を圖畫すといふ、地獄變の御屏風あり、地獄の變相なるべし、潜確類書に、吳生畫景雲寺地獄變相、時京師屠沽漁器之輩、覽之懼罪改業者往々有之、率皆脩善とみゆ、びいどろ屏風は雲南より出るよし、華夷珍玩考に見えたり、料絲燈屏風といへり、一帖といふ事、江記にみゆ、一隻なり、

〔空穗物語國讓下〕おましどころあたらしく、きよげなるびやうぶ几帳など立たる、とりつかひ給べきてうどなきよし、

〔源氏物語二十二玉鬘〕此へだてによりきたり、けどをくへだてつるびやうぶだつもの、名殘なくをしあけて、〇下略

〔源氏物語五十東屋〕あきたるさうじを今すこしをしあけて、屏風のつまよりのぞき給に、宮とはおもひもかけず、例こなたにきなれたる人にやあらんと思て、おきあがりたるやうだい、いとおかしうみゆるに、例の御こゝろはすぐし給はで、きぬのすそをとらへ給て、こなたのさうじはひきたて給て、屏風のはざまにゐ給ひぬ、

屏風初見

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年四月戊子、新羅進調從筑紫貢上、〇中略亦智祥健勳等別獻物、金銀、錦霞、綾羅、金器、屏風、鞍皮、絹布、藥物之類、各六十餘種、

〔和事始三器用〕屏風(ビヤウブ)

天武天皇朱鳥元年、新羅國より種々の物を調貢す、又智祥健勳等が獻るもの丶中に屏風あり、日本紀に見えたり、是より屏風ありけるにや、

屏風製作

〔延喜式十七內匠〕年料五尺屏風骨五十帖料、榲榑大七十五材、以二一材半一充二一帖一、五十材近江國所レ進、廿五材上奏所レ請、檜榑十材、七材押木一千二百枚料、三材鑄レ釘押形料、波多板四枚、作二鑄物押形一料、熟銅百卌二斤十三兩二分、卌九斤十三兩二分作二駄金一千二百枚一料、以二十二兩一充二廿四枚一、斤別加二

〈損分一兩、九十三斤鑄五分花釘一萬八千六百隻料、以一斤得二百隻、〉滅金百三兩四銖、〈五十兩、塗肱金料、以一兩充廿四枚、五十三兩四銖、塗花形釘料、以一兩充三百五十隻、〉滅銀廿五兩二分、〈鑄肱金料、以二分充廿四枚、〉水銀八十三兩二分二銖、〈廿五兩、塗肱金料、卅九兩三分二銖、塗釘料、十八兩三分、合滅銀料、〉鐵四廷、〈三廷鑄釘湯鑄料、一廷鑄押形固料、〉釘漆一斗二升五合、〈以二合五勺充押木廿四枚、〉絹一丈、布二端二丈、石見綿四斤二兩、麻大十斤、掃墨四升、油一升、酢九升三合、猪髮十把、篦百五十株、〈塗花形釘金料、〉筆十五管、〈畫肱金料、〉墨二廷、〈同料、〉洗革四枚、伊豫砥七顆、青砥三枚、炭七十一斛七斗、和炭六十七斛九斗、單功二千八十四人、〈作骨功二百五十人、以一帖充五人、作肱金工千三百人、火作四百人、錯磨四百人、鑄打堺瑩五百人、作花形釘四百卅四人、鑄六十二人、錯三百十人、塗瑩六十三人、夫百人、○中略〉

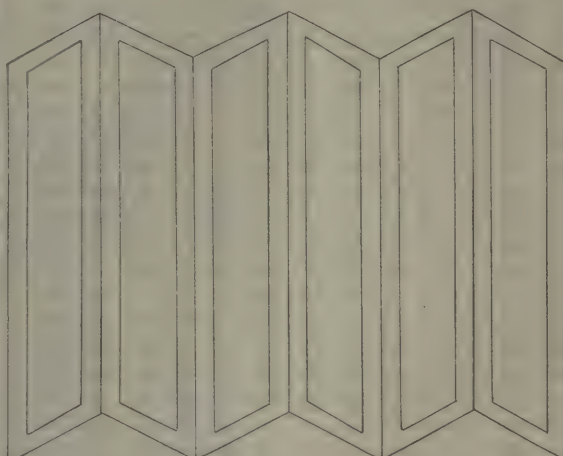
屛風一帖、〈高五尺、畫雁井草木之類、〉骨料榲榑二材半、檜榑一材、〈長五尺二寸、方二寸、〉肱金料熟銅大一斤、花形釘料半熟銅大三斤、滅金小二兩二分、水銀小一兩一分、表料白絹三丈、裏料縹帛三丈、番料緋帛五尺二寸、緣料紫綾一丈四尺、朱沙一兩、金青一兩、白青一兩二分、綠青六兩、白綠二兩、丹三兩、同黃三分、青黛二分、胡粉五兩、中烟子二枚、紫土二兩、金薄卅枚、墨一挺、膠十四兩、筆料鹿毛二兩、切金薄革一條、〈方一尺、〉練絲一兩、漆二合、掃墨一合、絞漆料帛一尺、石見綿四兩、調布一尺、洗刷料油五勺、金薄料綿二兩、中〈○中下恐脫烟字〉子料調布二尺五寸、瑩釘料調布三尺、下銅湯料調布一尺、下張料商布二段一丈、黏緣料薄紙十四張、中張料紙六十五張、番中黏料紙五張、石灰二合、紫革一條、〈長一尺、廣八寸、〉糯米二升、小麥三升、炭五斛三斗、和炭一斛五斗、長功五十二人、〈木工三人、銅十五人、畫廿人、漆二人、張十一人、夫一人、〉中功六十人大半、〈工五十九人小半、夫一人小半、〉短功六十九人小半、〈工六十七人大半、夫一人大半、○中略〉

伊勢初齋院裝束

五尺屛風四帖料、榲榑十材、〈骨料、〉檜榑一材、〈押料、〉○炭三斛、〈鑄釘幷塗金料、〉和炭六斛、〈作肱金料、〉熟銅大三斤十二兩、〈作肱金料、〉半熟銅大十二斤、〈鑄釘料、〉滅金十兩三分、水銀五兩二分、一窠白綾十二丈四尺、〈表料、〉縹絁十二丈四尺、〈裏料、〉紫綾五丈六尺、〈緣料、〉緋絁二丈、〈番料、〉調布二丈、〈番中張料、〉商布九段一丈五尺、〈下張料、〉練糸一兩、〈中張布縫料、〉紙二百五十張、〈中張料、〉薄紙五十六張、〈緣料、〉紫革一枚、〈長二尺五寸、緣形料、〉膠小四兩、〈塗緣料、〉石灰八合、〈合麥粉料、〉糯米八升、〈張布料、〉小麥一斗二升、

料〈張紙〉單功一百卅九人、〈木工十六人、漆工五人、鍛冶工十七人、細工五十六人、鑄工三人、張工卅八人、夫四人、〉

〔類聚雜要抄 四〕五尺屏風十二帖



月次繪、四季ヲ各當二三帖一畫レ之、春〈上中下〉
母屋四箇間、東西北三方料、
一帖雜事
面弘一尺八寸二〈三イ〉分、內緣二筋、各弘一寸一〈四イ〉分、但當時可レ有レ隨二絹弘一事、
骨六枚料、檜大榑四寸、高五尺、弘一尺八寸二〈三イ〉分、但當時可レ隨二絹弘一、
鼠木廿四筋、長十二、厚十二、黑塗、骨鼠等、工作料准絹六〈八イ〉疋、乃米一斗、
下張圖絹十帖、同中紙九帖、同上紙六十枚、內六枚香中子料、

裏料織物三丈、〈赤色建涌雲、又唐綾文等間、〉番絹五尺三寸、〈五破定、茜染、〉同中子白細布五尺三寸、〈五破定、〉緣軟錦一丈三〈三イ〉尺五寸、〈十二破定、糸用途尺別一兩、織料能米一斗、買直二八尺別十五疋、〉番中子白革三寸、〈革高定、〉鏤形卅六枚料、赤革弘三寸許、〈革高〉
金物　帖肱金廿四枚、〈長五寸、枚別〉料買直二百卅疋、但釘三百五十隻、〈打之中間廿六隻如レ常〉若泥繪時堋物料四百五十疋、凡一
釘〈肱金上手二隻、同間三隻、同長手四隻、番間九隻、下肱金凡上定、釘直一疋五隻、〉

繪雜事紺青三兩、緑青廿兩、銅黄二分、緑彤三尺、蘇芳三兩、陶砂二分、雜丹料廿疋、單功料卅疋、饗料乃米五石、
張料乃利七升、工饗料乃米五斗、又四斗、同單功卅疋、又十五疋、
髹漆〇中略
已上母屋具〇中略
四尺屛風二帖、内一帖泥唐繪、調度後料、繪十二月之内、枚別當二二月一書之、一帖泥大和繪、鳥居障子前料、繪如前、但是不用書通一、設不有湯繪事在、面弘、一尺八寸二分、内緑二筋、弘各一寸一分、但可隨二當時絹弘一也、面小葵文白生綾二丈四尺六寸、骨六枚、料榅榑三寸、弘一尺八寸二分、高四尺、作料六疋、又乃米一斗、髹木廿四筋、長十二筋、短十二筋、泥繪料蒔繪螺鈿、下張國絹八丈八尺　同料中紙八帖　同上紙五十五枚内五枚中子料　番裏二丈四尺赤色地浦霞、唐菱間織物、番茜染絹四尺五寸五破定　同中子細布四尺五破
同料白革三寸若赤　縁唐錦一丈一尺五寸十二破定、但可依幅也、紺精三兩　緑精廿兩　雜丹料廿疋
泥六兩　臂金廿四枚直枚別五疋　釘三百卅隻、之中卅隻料料加之、直一疋二五隻、臂金上手二隻、上間三隻、同長手二四隻、喬間二八隻、下分金物上定、　鋲形卅六枚一枚二鋲形六枚、片方緑二三枚、上中下三所二押之、上下八角也、
已上庇具〇中略
五尺屛風六帖加又庇定
骨造料卅六疋、帖別六疋飡乃米六斗、各一斗
張工料單功百八十疋、各卅疋乃利乃米四斗二升、各七升
繪師雜丹料百廿疋、各廿疋飡三石、帖別五斗〇中略
已上北庇具

〔夏山閑話一〕屛風は風をへだつる也、釋名に障風也とあり、裏形の鳥は風鳥と云て、風を喰ふ鳥也と、本式の屛風は、表は絹にてはり、裏は織物なり、大宋の御屛風此外色々名目有などいふ是也、御儀式に用ひらるゝ屛風絹ばかりなり、近代蕃客來聘のとき、關東にて賜る屛風も絹ばかり也と聞し、

〔類聚名物考 調度四〕屏風裏形 べうぶうらがた
今も屏風の裏形には雀形とて、必しも多く是を用ゆる、是ふるき物にて、春日權現驗記の畫卷物のうちに、屏風のうらの方書るに、やはり今の雀形也、摸様は墨にて黑く書て、地色は黃赤色にて檜皮色の如し、薄き柿色なり、是等も鳥襷の類なるべし、今堂上方にて用ひらるゝ、年賀の屏風も、裏は絹にて張て、朱にて雀形の如きものをおす也、蘇芳の方といへり、或人云、屏風の裏の雀形は雀にはあらで、比翼の鳥なりといへり、相おもふことのふかく、つがひはなれぬといふ縁なるべしといへり、是も口かしこきいひざまなれども、物にも見えず、その本據なし、依て信ずべからず、

〔源氏物語 十二須磨〕色々の紙をつぎつゝ、手ならひをし給ふ、めづらしきさまなるからの綾などに、さまざまの繪どもをかきすさび給へる、屏風のおもてどもなど、いとめでたく見所あり、○下略

〔河海抄 六須磨〕屏風の表裏有₂兩説₁云々、然而此ものがたりには、繪のかたを表にもちひたり、紅葉の賀卷にも在ㇾ之、或説云々、宇多西宮兩説也、宇多蘇芳の方を面に用、西宮說には繪を面とす、仍或屋の母屋廂の屏風の表つらひも兩家各別也、此物語は、むねと西宮の説を本とするによりて、繪を面とする事有₂其謂₁云々、水原抄

〔原中最秘抄 上〕屏風の繪、おもてうら兩說あり、此物語には、繪のあるかたを面に用之、西宮左大臣、繪を面にする義をもちふる間、此物語、彼大臣事をかけり、一說は蘇芳の方を面になす、大臣大饗之時此義也、又車寄の四枚屏風、蘇芳を面に用ひる也、

〔菅家文草 五詩〕屏風 十扶
屈曲初知用、施來不ㇾ畏風、貴宜羅帳裏、功見玉筵中、人馬無₂來去₁、煙霞不₂始終₁、丹靑知有ㇾ巧、開合又西東、

〔有德院殿御實紀附錄 十六〕ある日御閑燕の御なぐさみに、御みづから十曲の聯屏に、水墨の山水をなされける、其さまいかにも磊落として、神逸の風韻をきはめられしかば、御みづからも御得

意におはしましけるにや、成島信遍をめして、席上にてこれに詩を題せよと仰らる、信遍その時左右に侍座せし小姓の人々に墨を磨しめ、筆濡させ、其身は御庭におりて、假山のあたりこゝかしこ徘徊し、やがて歸り來り、草稿もなさず、御畫の上に、おもふまゝに長篇の詩をすら〳〵と題しければ、御けしきことにうるはしく、あまたたび御賞歎ましましける、

〔大内裏圖考證別錄下〕屏風八。。枚。。折。。　九條家藏、利瑪竇世界圖屏風、八枚折、

屏風六。。枚。。折。。　年中行事畫賭弓圖、大宋屏風六枚折、門室相承有職抄曰、屏風云々、普通ハ六枚折也、

〇中略東大寺三倉、鴨毛屏風六枚折、東寺山水屏風六枚折、

〔橘庵漫筆四〕六枚屏風は異邦淸士になし、今は本朝にならひて摺屏と號し、これを用ると、朱舜水茶話に見えたりと、南嶺は書たれど、東大寺の鴨毛の屏風は、正しく唐朝の傳來也、又蕭氷厓が詩に、小窻雲影破瑠理、六曲屏風白紵詞と云たれば、淸士になしとばかりも定めがたし、

〔明月記〕寛喜二年六月廿一日辛巳、十三日行幸、〇中略屏風四帖、六枚二四枚二皆以染物作之、

〔古今著聞集七能書〕知足院入道殿、〇藤原忠實法性寺殿〇忠實子忠通と、久安の比より御中心よからずおはしましける時、法性寺殿まいらせ給たりけるに、こゝろみ申されんれうにや、四。。枚。。屏。。風を一帖めしよせさせ給ひて、是に物書て給へと申されたりけるに、〇下略

〔貞丈雜記十四家作〕一四。。枚。。折。。屏。。風の事、今世の俗語に、武士の切腹する時のみ用ふると云ふは、あとかたもなき說なり、不吉の物にあらず、古代は禁裏にて、正月にも用ひられ、又賀にも用ひらると見えて、古書にあり、躬恒集、ゑぎ延喜十四年二月十四日おほせによりて奉る、いづみの大將の四十賀の屏風四帖、四枚ノ事うちよりてうじてつかはす、又兼盛集に、内の御屏風四帖四枚ノ事わか、春正月ゑ會する所、

あたらしき年のはじめにあひくれど此の春ばかりたのしきはなし、と見えたり、此等を以

て常に用ふる物と知るべし、

〇按ズルニ、屏風四帖トアルハ、四枚折ヲ云フニアラズ、四隻ノコトナリ、古今著聞集ニ、四枚屏風を一帖めしよせさせ給ひて云々トアルニテ知ルベシ、

〔門室有職抄〕御所御裝束之事

屏風ハ至極ノ長五尺也、又四尺也、三尺也、普通六枚也、車寄屏風ハ四枚也、

〔太平記二〕南都北嶺行幸事

大塔ノ二品親王ハ、時ノ貫首ニテ御坐セシカドモ、今ハ行學共ニ捨ハテサセ給テ、朝暮只武勇ノ御嗜ノ外ハ他事ナシ、御好アル故ニヤヨリケン、早業ハ江都ガ勁捷ニモ超エタレバ、七尺ノ屏風未必シモ高シトセズ、〇下略

〔江家次第十四〕大嘗會御禊

宸儀渡御南殿、〇中略先是皇后御於南殿御帳後六尺御屏風內御座、

〔法成寺攝政記〕寬弘三年三月三日乙巳、御帳東邊立六尺兩面御屏風、爲中宮御在所、

〔類聚雜要抄四〕五尺屏風、〇中略面弘一尺八寸二分、

〔西宮記七月〕相撲召仰

內取（先於本府有內取、仁壽殿壇上立御倚子、若大床子、御後立五尺御屏風、〇下略）

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛卯、入道前大相國七十御賀御裝束儀、（高陽院土御門御座〇中略）寢殿南庇東第一二間爲入道殿御所、副北戶幷廂御障子、東西行立亘四尺五寸泥繪御屏風二帖、（彈正忠宗兼說、以詩畫之）

〔延喜式十七內匠〕賀茂初齋院幷野宮裝束

屏風六帖（五尺二帖、四尺四帖）

〔西宮記七月〕七月十六日相撲式

吏部王記、天慶三年閏七月十三日、依右大將請、詣彼家相撲人歸饗等、寢殿南廂設客座、下母屋簾、施四尺屏風、

〔空穗物語樓の上之下〕三尺のびやうぶ四でふ、からあやにもろこしの人のゑかきたりけるを、ここにてたいゑやうのはらせ給て、ひとよろいづゝ、ふたつのらうのはまゆかのうしろにたてたり、

〔延喜式内匠十七〕屏風一帖、中略骨料榲榑二材半、檜榑一材、長五尺二寸、方二寸、

伊勢初齋院裝束

五尺屏風四帖料、中略榲榑十材、骨料檜榑一材、押料

〔類聚雜要抄四〕五尺屏風十二帖

一帖雜事中略骨六枚料、榲大榑四寸、高五尺、弘一尺八寸二分、但當時可隨絹弘、

襲木廿四筋、長十二、短十二、黑塗、骨襲等工作料、准絹六疋、乃米一斗、

〔榮花物語二十七衣珠〕御屏風どもには、中略へりにはからのにしきの、ぢあをきをせさせ給へり、おそひには皆まきゑしたり、うらにはかう染のかたもんのおりもの也、

〔調度歌合〕二番　右　びやうぶ

いもにこひうきとし月をふるびやうぶ骨もあらはにやせなりに見

〔貞丈雜記十四家作〕一禁裏の御屏風は、てうつがひの所革なり、革を鋲にて打付くるなり、紙のてうつがひの如く、うらへも表へも折る事はならず、定めたる如く一方へ計折る也、これらは名ある御屏風の事なり、是れ唐風なるべし、御内所にて常に立つる新調の御屏風は、常の如く成るべし、

〔類聚名物考調度四〕錢形屏風　今年安永五年三月、京東福寺にて開帳ありしに、禁裏より御寄附の御物の屏風あり、蝶番を紅革にて丸く切て、銀の鋲にて打下たり、是を錢形の屏風と書付あり、

いぶかし、この名御所にては似付ぬことなり、すべて名目に心得違多く見ゆ、泔盃なども知らで、こんはいと音語にとなへし、賀の屏風の蝶番の事は別に樣式有、

〔秋齋間語四〕賀の屏風の事、總別屏風の製、昔は丁つがひの所、上下二所に革にてわなを付、其わなへ切れを通し、それをちやうつがひのかわりにせし、屏風の本體是也、賀屏風は其切れを五色にするなり、今の几帳と云物、屏風の本體なり、

〔類聚名物考調度四〕年賀屏風

今按に、賀の屏風の事、前に樣式ありて、てうつがひは、丸き紅革を鋲にて打付て、蝶番とす、いかさまそれより昔は、組のわなにても有しなるべし、五色にするとはいぶかし、物に見えず、暗推の說なり、几帳を本體とする事は僻ごとなり、屏風几帳は、本朝の昔も西土にても異物也、その事一向の妄說なり、

〔大内裏圖考證別錄下〕四方押木　綵番屏風

東大寺鴨毛屏風、押木黑塗、穿穴在金物、金物貫紐爲番、東寺山水屏風、押木黑塗、打金銅鐶、在座金物、以紫組紐結之爲番、

〔延喜式十七内匠〕屏風一帖、○中略 番料緋帛五尺二寸、

伊勢初齋院裝束

五尺屏風四帖料、○中略 緋絁二丈、（番料）調布二丈、（番中張料）○中略 紫革一枚、（長二尺五寸、錢形料、）

〔玉海〕治承二年十一月十四日癸酉、此日中宮御產第三夜也、○中略 寢殿西北廊、○中略 副北障子、（不懸簾、件障子絹障子也、）立亘白綾四尺屏風、（縁地白軟錦、番如件茜絹也、）

〔延喜式十七内匠〕屏風一帖、○中略 縁料紫綾一丈四尺、

伊勢初齋院裝束

五尺屏風四帖料、〇中略紫綾五丈六尺、緣料〇中略薄紙五十六張、緣料

〔類聚雜要抄 四〕五尺屏風十二帖〇中略

緣軟錦一丈三尺五寸十二破定、糸用途尺制一兩、織料能米一斛、買直ニ八尺別十五疋、

〔大內裏圖考證 別錄下〕屏風緣　福富草子夢合僧房緣赤同、一圖緣白、小。緣。赤、醍醐松橋坊、錢形十二天屏風、有二小緣大緣等一山水畫、無二小緣一同水元坊、綵番十二天屏風、有二小緣大緣等一山水畫、無二小緣一

〔半日閑話 二編 一〕一壹寸八歩古法の者七ッ〇中略

屏風緣〇中略　右中院通茂卿の御話之由

〔禁秘御抄 上〕一清涼殿〇中略　朝餉二間南平敷二枚北上東北立二屏風一絹。屏。風。

〔空穗物語 藏の上〕きさいの宮賀、正月廿七日にいでくる、〇中略御てうどの、てうどしろ、かねてつきつ、〇中略から。あ。や。の。御。び。や。う。ぶ。、みきちやうのほね、すわうしたんなつ冬ありがたし、

〔紫式部日記〕ひんがしのたいのにしのひさしは、上達部の座、北をかみにて、二行に南のひさしに、殿上人の座は、にしを上なり、し。ろ。き。あ。や。の。御。び。や。う。ぶ。どもを、もやのみすにそへて、とざまにたてわたしたり、

〔榮花物語 八初花〕五日の夜は、殿の御うぶやしなひせさせ給、十五夜〇寬弘五年九月の月くもりなく、秋深き露のひかりに、めでたきおりなり、上達部殿上人まいりたり、東のたいに西むきに、北をかみにてつき給へり、南のひさしに北むきに、殿上人の座はにしをかみなり、し。ろ。き。あ。や。の。御。屏。風。を、もやのみすにそへてたてわたしたり、

〔玉海〕治承二年十一月十四日癸酉、此日中宮御產第三夜也、〇中略寢殿西北廊東第二間以西、六ケ間敷二滿長筵一、無二叠緣一鋪子等副二北障子一、不レ懸レ簾、件障子絹障子也、立二亘白。綾。四。尺。屏。風。一、緣地白軟錦、番如レ例、茜絹也、

〔榮花物語二十七衣珠〕かくて御調度共いできぬれば、大宮〇藤原彰子この月〇萬壽三年正月のうちに覺した、せ給、御屏風どもにはきなるから綾をはらせ給へり、またゑしてさるべき心ばへ有事どもを、大納言〇藤原行成さま〳〵にかき給へり、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿五日壬午、裝束司令所司奉仕大極殿御裝束、〇中略御帳乾艮兩角立縫物御屏風、

〔枕草子八〕いやしげなる物

ぬのびやうぶのあたらしき、ふりくろみたるはさるいふがひなき物にて、中々何とも見えず、あたらしくしたてゝ、櫻の花おほくさかせて、ごふんすさなどいろどりたるゑかきたる、

〔東大寺獻物帳〕納物〇中略

御屏風壹佰疊〇中略

鵰纈屏風十疊各六扇、高五尺五寸、廣一尺九寸、碧絁背、漆木畫帖、漆鐵打、擋布袋、

一疊面背□〔白綾付紙〕鵰纈縁紫山納接扇

一疊面紅鵰纈縁背青〔褐〕鵰纈縁紫山納接扇

一疊面背緋鵰纈縁紅鵰纈接扇

一疊面紫鵰纈縁背〔褐〕青鵰纈縁紅鵰纈接扇

二疊並面背紅鵰纈縁紫山納接扇

一疊〔面白綾鵰纈背青褐鵰纈〕縁紫山納接扇

二疊並面背緋鵰纈縁紅鵰纈接扇

一疊面背〔白綾〕□鵰纈縁〔紅鵰纈〕接扇〇中略

〔大内裏圖考證別錄下〕布張屏風　相國寺光源院什物、布屏風、高五尺、幅毎枚一尺八寸、表布張、白紵引無縁、畫白菊、胡粉、葉紺青、型紺青、流水、紺青上下縁青引、此繪オキアゲ畫也、高サ一分餘許、裏同白布張、有唐紙形歟、ハゲテ不見、押木白木赤杉也、毎枚四方トモニ押木アリ、藍革ヲ番ゴトニ上ヨリ下マデ二ヘニテ付テ、鋲ヲ打タリ、鋲ノ員左右ノ長キ方九ツ、上下ノ短キ方四ツ打タリ、赤金ノ鋲ナリ、位金ナシ、卽此鋲二ツ藍革ヲ打付タリ、已上以傳說記文凡六七百年前ノ古物也、

〔住吉物語〕かみびやうぶに、やまとゑかきたる一よろひたて、もやのみすにくちきがたのきやうかたびらかけて、いとあるべかしくしつらひたり、

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、大將五節裝束以下、饗祿等注文、〇中略小師〇中略屛風一帖、唐紙、

〔康富記〕嘉吉三年五月廿八日壬午、藏人權右中辨俊秀爲六月會勅使、自今日被參向延暦寺者也、〇中略參著勅使坊、以東塔南谷西尊院爲勅使坊、疊兩三帖、反古張屛風等雖有之、其外具足更以無之、

〔源氏物語 四十六椎本〕二月の廿日の程に、兵部卿の宮はつせにまうで給、古き御願なりけれど、おぼしもたゝで、年ごろになりにけるを、宇治のわたりの御中やどりのゆかしさに、おほくはもよほされたまへるなるべし、〇中略こゝはまたさまことに、山里びたるあじろ屛風などの、ことさらにことそぎて、み所ある御しつらひを、さるこゝちしてかきはらひ、いといたうしなし給へり、

〔河海抄 十七椎本〕普通のあじろにて張たる屛風也、昔は山庄などの古めかしき調度には定事なり、漆骨に片面を張て、細組にて閉合たる物也、蓬屛風と云也、又ひあじろの屛風といふ物あるか、くるまのひあじろは、竹とひに白く曝てくみたるもの也、其體物歟、

〔仙源抄 阿〕あじろ屛風　蓬篠、竹ニテクミタル屛風也、

〔誠齋雜記〕吳隱之爲度支尙書、以竹蓬爲屛風、坐無氈席、

〔蜻蛉日記 中之下〕故あせち大納言の領し給ひし宇治の院に至りたるに、〇中略所のあづかりしけるもの、まうけをしたれば、たてたる物主の是なめりと見る物見より、簾、網代屛風、黑かいの骨に朽葉の帷子かけたる几帳ども、いとつき〴〵敷も哀とのみ見ゆ、

〔述齋偶筆〕樂翁君の雅尙、よのつねならざりしは、人も知る所なれど、其中にも意表に出しは、玫瑰板のいと大なるを屛風に嵌せられき、こは君もと多病にして、老後雪月をながくめでらるれば、風寒に傷められしこと屢なりしを、防がんための料なりけり、君は儉素を專らとして、痛く華美

を戒められしが、雪月の爲には、かゝる物をさへ備られし事、いと貴とからずや、

〔大館常興日記〕天文十一年四月五日、小屏風、(馬の繪、二まいびやうぶ也、)長谷川かたより來也、

〔槐記〕享保十三年五月三日、風爐先ノ小屏風ハ、必ズ立ルコトニアラズ、壁モナク兩方トモニフスマナドノ處ニハ、小屏風ナケレバシマラヌモノ也、又風爐ヲ前エ引出シテ飾レバ、尙以テ入ラヌ也、(〇下略)

〔視聽草(七集二)〕文政五年壬午三月、大君(〇德川家齊)五十御年滿御祝儀として、仙洞より御小屏風一雙を被進、紺地泥畫の根引松に折枝竹を、土佐光孚が筆にて、五色(青、黄、赤、薄紅、薄紫、)の小色紙に、左之和歌どもを、花山院(愛德江)一筆に書しめ給ひしよし、或人其歌を寫し置けるを借てこゝに寫す、(〇歌略)

〔著作堂一夕話(中)〕烟花城書畫展覽の目錄

寬政十二年九月廿五日、東山雙林寺において展覽する所の烟花書畫の目錄、京師の友人より借抄す、左の如し、(〇中略)

屏風(三品)

一和州家隆兩筆腰屏風　賀樂狂夫所藏

〔古今著聞集(八好色)〕御室(〇覺性法親王)御寢所を御覽じければ、紅のうすやうのかさなりたるをひきやりて、歌かきて、御枕屏風にをしつけて有たりける、

〔山堂肆考(器用三十七)〕敬夫枕屏

邵康節過友人家、晝臥、見其枕屏、畫小兒、題詩其上云、遂令高臥人、欹枕看兒戲、

〔茶道早合點(下)〕風爐先屏風

兩面二枚屏風なり、長さ二尺ばかり、はゞいろ〳〵有、紙張又はあじろ等有、流義によりて品多し、

〔運歩色葉集(久)〕晝屏

〔本朝畫史 一〕畫式

朝廷所レ用ニ繪畫ー者多、〇中略上世毎レ有ニ慶事ー令レ畫ニ屏風ー當時使ニ歌人書ニ其上ー或先ニ倭歌ー後ニ繪畫ー其法可レ依ニ時代ー所レ謂大嘗會御屏風、御賀御屏風是也、如今四方拜御屏風、大宋御屏風、皆有ニ粉本ー而官家之役人所藏也、毎レ造ニ內裏ー乃以ニ舊本ー調ニ進之ー尤不レ擇ニ能畫ー聊隨ニ舊例ー耳、然畫之用可レ知大者也、

〔徒然草 上〕屏風障子などの、繪も文字も、かたくなる筆やうしてかきたるが、みにくきよりも、宿のあるじのつたなくおぼゆるなり、

〔才葉抄〕一屏書寫などは、子細有事也、道風の筆を見しが、綾の屏風に大きらかなる下ゑを書たりしに、頭をさしつどへて、只行草に、筆に任せて書りと見ゆ、大體此體無有也、

〔秋齋間語 四〕屏風に色紙を張る事、寸法は八寸に六寸七分にする也、一枚を二色に染分る也、青黄赤白黑の五色を用、是古實なり、小笠原流などにも、色紙短冊のはり樣あり、少々相違あり、

〔類聚名物考 調度四〕屏風に色紙短冊押樣の事

今按に、經師の傳に、屏風障子へ色紙張には、長角半といへる習ひ有、たとへば四季の詩歌ならば、二枚ならべて張、是を長といふ也、戀の詩歌ならば一枚はあげ、一枚はさげて、上の色紙の左の下の角と、下の色紙の右の上の角とつぎ合せて、石疊のさまに押を角と云也、又雜の詩歌ならば、前の色紙の左のわきの中比へ、後の色紙の頭を並べて押、是を半といふ也、是故實なりとかや、



屏風に押す色紙染分の事

今案に、屏風に押色紙がたは、二枚づゝ並べて張て、色は二色に染分るなり、御所方の御屏風を拜見せしに、みなその定也、今年安永五年三月廿一日、御室御座敷拜見せしに、堂上方寄合書の中屏風を立られしも、右の如し、經師家の傳に、長角半と云張樣ありといへども、古へはさのみその定も聞えず、ことに此にいへる五色なりとて、黑く染たらんには、墨にては物かくべからず、わけもなきことなり、

〔貞丈雜記十四家作〕一古の屏風の繪に、扇ながし、扇づくしといふ事あり、扇ながしと云ふは、流水に扇をいくらも書きたるなり、扇づくしと云ふは、水はなくて扇計いくらも書きたるなり、其の扇の面に色々の繪樣を書くなり、

〔明月記〕寬喜二年六月廿一日辛巳、十三日行幸、〇中略屏風四帖、〇中略一以護袋寫色紙形、一押扇紙、

〔古今和歌集十七雜〕たむらの御時に、女房のさぶらひにて、御屏風のゑ御覽じけるに、瀧おちたりける所おもしろし、これを題にて歌よめと、さぶらふ人におほせられければよめる、

三條の町

思ひせく心の中のたきなれやおつとはみれど音のきこえぬ

屏風のゑなる花をよめる　つらゆき

咲初し時よりのちはうちはへて世は春なれや色のつねなる

〔古今著聞集十一畫圖〕帥のおとゞに屏風を賣人有けり、公茂弘高などに見せられけり、公茂弘高をまねきていひけるは、此野筋、此松、汝及べからず、おそらくは公忠がかく所か、弘高承伏しけり、公茂が云、公忠は屏風をかくとては、必ずその屏風のひらのすみごとに、おのれが名をかけり、こゝろみにはなちて見るに、あんのごとく公忠が字ありけり、いみじかりける事也、

〔乳母のふみ〕ゑは、わざとたてたる御のうまでこそ候はずとも、人のかたちなどうつくしくかきならひて、物語ゑなど詞めづらしくつくり出て、もたせおはしまし候へ、大かたゑとてもかたくならぬほどにかきならひて、御屏風の墨がき、色紙などをもかゝせおはしましたらんこそ、よき御事にて候へども、それまでおよび候はずはのことにて候、

〔兵範記〕仁安三年九月廿九日丁亥、早旦行水解除參行事所、諸國召物多辨濟、大夫史同參著、御調度塗調、螺鈿地少々居具、又蒔繪物、宗茂畫繪樣、四尺御屏風、同墨畫、擬御插頭臺風流、銅細工劒造召付之、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

その二かいのうしろに、やまとゑの四尺の屏風を、もやのはしらのきはよりはしさまに、きやうだいなどのうしろまでたつべし、ひさしのませばくてひだふかくは、たゝみておくのはしらのきはに二三枚もたゝめ、はしにみちあるやうにたつべし、から繪のもたつることあれども、つねはやまと繪なり、

〔枕草子八〕むかしおぼえてふようなる物

からゑの屏風のおもてそこなはれたる

〔尺素往來〕書院置物者、〇中略屏風者、水墨、八景之唐繪、請或僧令寫之、

〔永昌記〕保安五年六月五日、七夜六日、今日以後鳴弦殿上人一人、〇中略公卿座如夜々儀、但撤白屏風、立倭畫屏風、

〔殿暦〕永久三年九月廿日丙戌、今日御幸沙汰營之、　廿一日丁亥、母屋西第二三四間、東西北三方立廻五尺泥繪倭繪御屏風五帖、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、大嘗會悠紀所注進御物目錄事、〇中略

御屏風十帖、○中略四尺六帖、和繪

〔日本紀略〕醍醐延長六年十二月□日、令大内記大江朝綱作御屏風六帖題詩、令少内記小野道風書之、

〔小右記〕長德五年○長保元年十月卅日己卯、藤相公同車參左府、西京中略○右大辨行成書屏風色紙形、華山法皇、主人相府、右大將右衛門督、宰相中將、源宰相、和歌書色紙形、皆書名、後代已失面目、但法皇御製不知讀人、左府云、書左大臣、件事奇怪事也、主人責余和歌、致獻詞、不承引、右大辨書了、主人志馬大丞下庭中、執馬綱小拜出、余黃昏歸、今日主人爲余有和歌、

〔權記〕長保六年正月廿六日辛亥、依左府召詣、書明日女一宮御對面料四尺屏風四帖色紙形和歌、申雜事、入夜歸來、

〔古今著聞集〕七能書知足院入道殿、法性寺殿と、久安の比より御中心よからずおはしましける時、法性寺殿まいらせ給たりけるに、こゝろみ申されんれうにや、四枚屏風を一帖めしよせさせ給ひて、是に物書て給へと申されたりけるに、御硯引よせさせ給て、墨をゑばしすらせ給て、中にもちいさかりける筆をとらせ給て、紫蓋之峯嵐疎と三句を大文字にて、四枚に書みてさせ給てまいらせられたりければ、禪閤御覽じて、これは重物なりとて、やがて寶藏に收られけるとぞ、

〔明月記〕寬喜元年十一月十四日戊寅、早旦詣相國、奉謁、歌事猶被示合、有不甘心事等、只今參入可申、先可持參此歌由被命、件歌書之、二卷也、先參殿申其由、屏風已調出在御前、但云畫圖之體、總天金物等甚疎荒、末代事、爲事知此歟、期日可直由被仰、行兼承之、所調也、繪兼康也、小時相國被參於二棟南面、又評定、被入替、今度書定了、有長讀上、又書付之、殿下五首、元日、鹿、田家、千鳥、雪、太相國八首、若菜、柳、櫻、更衣、菖蒲、秋風、月、鵜、大將六首、梅、早苗、菊、紅葉、氷、重陽、下官七首、霞、葵、瞿麥、虫、雁、水鳥、臨時祭、宰相三首、山吹、郭公、網代、前宮内卿七首、網引、納涼、六月祓、野花、鷹狩、炭竈、歲暮、○中略三位知家二首、山井、藤、○中略撰定了、有長朝臣可清書由被仰、行能朝臣依召參入、於屏風者明日可給、予先給之、可撰字由申之、予申此由、但普通之假名可

書由被仰、(如此物多用真名假名也)但有所存歟、小々可加由被仰、(○中略)候女院之間、殿下又入御、仰云、炭竈歌相國猶有可入之志云々、九首如何、家隆又可減乎、(○中略)追可被仰行能朝臣云々、竊按、九首頗自由事歟、十九日癸未、予參間、以親房朝臣奉書遣召行能朝臣、未時許參入、(束帶)女院還御之後、以親房朝臣被仰、今度御屏風、清書殊以感思食、且依爲長保吉例、雖非尋常馬故可給之也、召中院廊、御隨身二人(臈下)引御馬、(糟毛)行能朝臣下中門切妻沓脱、渡橋出庭、取御馬綱一拜退出、家面目何事過之乎、書樣存故實、殊有所思書之云々、春始ハ万葉集之歌之體、其次如宣命書之、自余以只假名書之云々、

〔國師日記〕一同日(○元和二年十月十九日)狩野祖酉より書狀、九月晦日之日附にて來、先年誂候帝鑑之屏風出來候由申來、久右衛門方江被相渡置候得と、久右衛門方江手形遣す、案左ニ有之、祖酉江も則返書遣す、

〔貞丈雜記(四十家作)〕名ある御屏風とは、太宋の御屏風、月次御屏風、漢書の御屏風、地獄變の御屏風の類なり、太宋の御屏風は、唐人打毬の繪なり、月次の御屏風とは、年中行事の繪なり、漢書の屏風は、漢書に載せたる政事どもを書くなり、地獄變の御屏風は、地獄の繪を書きたるなり、是れは十二月晦日、御佛名の時に立つなり、又坤元錄の內屏風といふもあり、坤元錄といふ書に載せたる山河などの形を繪がきたるなり、朗詠の覺明の注に、坤元錄の屏風の詩と所々にあり、詩をも書けるなるべし、

〔江談抄(二雜事)〕諸御屏風等有其員事

又云、諸御屏風等有其數、所謂漢書、打毬、坤元錄、變相圖、賢聖、山水等御屏風之類是也、隨時立之、委事見裝束司記文歟、

〔枕草子(十一)〕きら〳〵しきもの

こんげんろくの御屏風こそおかしうおぼゆる名なれ、かん玄よの御屏風はおゝしくぞ聞えた

る、月次の御屏風もおかし、

〔江次第抄 正月一〕大宋或四帖　大宋屏風、畫ニ唐人打毬一也、四方拜御屏風、漢書、月令、大宋、先規非レ一、然而漢書月令、近代不レ見、

〔殿暦〕永久五年四月廿五日癸未、新所障子畫、繪師法師ヲ召、令レ見ニ舊高名屏風一、

〔名目抄 雜物〕大宋御屏風（タイソウノゴビヤウブ）

○按ズルニ、大宋ヲ或ハ大宗ニ作レルモノアリ、恐ラクハ誤ナラン、大宋屏風ノ名ハ、本ト宋國渡來ノ屏風ヲ摸シタルヨリノ名ナルベシ、東大寺獻物帳ニ、大唐勤政樓前觀樂圖屏風、大唐古樣宮殿畫屏風等ノ名アリ、以テ參照ニ備フベシ、

〔大内裏圖考證別錄 上〕大宋屏風 打毬御屏風

年中行事畫、賭弓圖、二枚之內初一枚繪ニ唐人歩行打毬一、一枚一人、一帖六人、第二枚畫ニ唐人馬上打毬一、一枚一人、一帖六騎也、歩騎共持ニ打毬杖一、屏風押木黑緣、紺地文白菱、裏靑同緣、紺地文白菱、

〔西宮記 八月〕駒牽次

裝束記文云、當日早旦上ニ御格子一、但不レ撤ニ障子一、南廂西第四間中央鋪ニ廣筵一、立ニ大床子御座一、其北母屋柱西立ニ太宋御屏風二帖一、

〔西宮記〕一天皇元服

敷設等事

南方料、○註略 御帳帷壁代、藏人所調之、御屏風二帖、用ニ大宋御屏風一、○中略 北廂料、御簾五間、殿上引五南 五尺屏風五帖、不レ見ニ調否一之由、寛仁被レ用ニ大嘗會御屏風一、

〔江家次第 七八月〕相撲召合裝束

御帳乾角傍ニ絹御障子一立ニ廻五尺大宋御屏風二帖一、

〔江家次第九月九〕同十日〇九月小安殿行幸次第

其東第一門西邊、立太宋御屛風三帖、（北南妻、并之立切屛風）

〔江家次第十九月〕射場始

御後立太宋御屛風二帖（南柱內東向立、以二帖中央當御後、依有傾奏書也、南北行以緋綱并鐵鐶子固也、）

〔江家次第十七〕東宮御元服

御帳東北去五許尺、鳥北障子立大宋御屛風一帖、（西向、以綱鐶子等固之、他屛風准之、）

〔後二條關白記〕寬治五年正月一日辛酉、南殿御裝束次第、□□□西中門內地邊立幄云々、壁代懸之云々、御幄東北邊大宗御屛風一帖立之、件御屛風者、內辨進奏之處也

〔辨內侍日記上〕廿二日〇寬元四年十一月今宵は帳臺の心みなり、〇中略常の御所の御障子の方は臺盤所なり、女房だち袖をつらねていなみたり、なかに大宋の御屛風をたてたれども、ひきくて御所へ參る人々も、あなたの公卿どもにめを見合はすもまばゆくて、むかし女房のやうにゐざりありきしもおかし、

〔辨內侍日記下〕十二月二〇建長年十六日、野前の使の立つ日也、南殿の庭に幔引まはして、大宋の御屛風などたてゝ、みくらやづかひなどが、雪はかきたれふるに、あらしを玄のぎて、使々いそがしもよほすけしき、いと寒げなり、

〔大內裏圖考證別錄上〕馬。。形。屛。風。（按大宋屛風）

〔西宮記四月〕警固

天皇御南殿（御座在南庇中間、立馬形御屛風二帖、廣鋪二枚、毯代上立大床子、）

〔西宮記八月〕駒牽事　上野御馬

日元長牽信濃御馬、〇中略御座後立馬形五尺御屛風二帖、

〔左經記〕寬仁二年十月十六日、立后節會、南廂從西第三間至六間立之、副母屋南立也、卯酉爲妻、又副第六間御簾、并殿北障子立數帖、子午爲妻、第三間西立一帖、子午爲妻、（已上五尺馬形御屏風）御屏風之内、敷滿長筵等、十二月五日、陸奥交易御馬御覽、御座後立馬形五尺屏風二帖、

〔類聚名物考〕（調度四）山水屏風　せんすいのべうぶ

〔江家次第〕（七八月）相撲召合裝束

若可設皇后御座者、第六間西邊立六尺御屏風、（東向）其御屏風西相傍立山水御屏風、同二帖（西向、皆合、）近例又第七八間北邊立廻同屏風、（傾南向、○中略）（中本宮屏風六）其西間西邊南北行立漢書御屏風一帖、（東面）近例無件屏風、立本宮山水御屏風、（東向）

〔江家次第〕（十二神事）齋王群行

裝飾御座、鋪兩面端帖二枚、其上敷二色綾端帖、（帖中）後立墨容御屏風、（近例又立大宋御屏風）其艮方東戸間、母屋内北柱頭設齋王御座、（○中略）後東西柱間、鋪薦筵立山水御屏風、（近例又立大宋御屏風）

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、御裝束儀、寢殿母屋、（○中略）母屋同四面懸壁代、西北二面立亘五尺山水御屏風、（○中略）御著袴所東間北東二方立泥繪四尺御屏風、（○中略）立亘五尺山水御屏風、

〔安齋隨筆〕（前編一）坤元錄御屏風　清少納言枕草子に此名見へたり、（○中略）坤元錄、易ニ乾ヲ天トシ坤ヲ地トス、唐土ノ土地山海等ノ事ヲ載タル書也、其山海川澤ノ名撰出シ畫カシメ、其畫ニ詩ヲ作ラシメテ書セラレシ御屏風也、

〔日本紀略〕（三村上）天曆三年十二月日、仰左大辨大江朝綱朝臣、令撰坤元錄、爲詩題廿首、仰采女正巨勢公忠、令圖屏風八帖、仰朝綱朝臣、文章博士橘直幹、大内記菅原文時等作詩、式部大輔大江維時撰定

之、右衛門佐小野道風書之、皇后宮使藏人右衛門權佐兼權大進定經勤仕之、左衛門尉能盛以下衛府以上者二人雖中詩臣、假依無例停止了云々、

〔江談抄 四〕五嶺蒼々雲往來　但憐大庾萬株梅（天暦十年内裏御屏風詩、菅三品、）

廣州山中嶺有五、其一在大庾、嶺上多梅樹、南枝先花開、此御屏風詩題目者、左大辨大江朝綱奉勅、自坤元錄中撰進三人作詩、卽朝綱、文章博士橘直幹、大内記菅原文時也、參議大江維時蒙詔評定、釆女正巨勢公忠畫、左衛門佐小野道風書、並當時秀才也、總八帖、廿首、三人作六十首、選定江十首、橘二首、菅八首、作者遲思不如此詩、或人云、紀在昌不入作、内心竊爲歎云々、

〔古今著聞集 十一畫圖〕能通、繪師良親に、屏風二百帖に繪をかゝせたりけり、其中坤元錄屏風をば、良親相傳の本にてなん書侍ける、大女御まいり給ける時、二條殿にまいらせさせてんけり、色紙形は四條大納言ぞかゝれける、更に又爲成をしてうつされけり、正本は一の人の御相傳の物に侍にこそ、

〔紀貫之集 一〕延喜六年、月次の御屏風八帖料歌四十五首、依内勅奉之、

行て見ぬ人もしのべと春の野のかたみにつめる若ななりけり

〔古今著聞集 五和歌〕天暦の御時、月次御屏風の歌に、擣衣の所に兼盛詠て云、

秋ふかき雲井の雁のこゑすなり衣うつべきときや來ぬらん

紀時文、件の色紙形をかく時、筆をおさへていはく、衣うつを見て、うつべき時やきぬらんと詠ずるいかゞ、兼盛にやがてたづねらるゝ所に、申ていはく、貫之が延喜御時、同屏風に、駒迎の所に、逢坂の關のし水にかげ見えていまやひくらん望月の駒、と詠ず、此難ありやいかゞ、時文口をとづ、しかも時文は貫之が子にてかくなんそしりける、よく〳〵淺かりけり、

〔江家次第 一正月〕四方拜事

其上立御屏風八帖年月令御屏風也、近代無之、太宗或四帖云云、不可然、往

〔おもひのまゝの日記〕四月十日比、やがて立后あり、御調度、深き寶藏よりめし出され、月次の御屏風の下繪、色紙歌の心ばへなど、ことにえりとゝのへさせ給ふ、

〔明月記〕寛喜元年十一月九日癸酉、備後前司來談、宰相來會、愚歌三首詠改、今日淸書了、高檀紙七枚續之端作、　月次屏風十二帖和歌

名字無官者如此歟

正月元日如此書之不書題、子細只若栄雷等字也、

〔類聚名物考調度四〕四季屏風　しきのべうぶ

春夏秋冬四季の、花鳥などかきたるをいふ、

〔禁秘御抄上〕一淸涼殿

五間北第一間母屋爲御路次、（中略）第五間四季御屏風、〇中略　石灰壇以東爲面、此御屏風之中、在陪膳圓座、四季御屏風、三尺、南第一間母屋御簾下、

〔禁腋秘抄〕淸涼殿

一間ノ母屋ノ下ニ、四季ノ御屏風一帖繪ヲ端ニ向立タリ、ソノ内ニ配膳ノ圓座アリ、

〔禁秘御抄上〕一恒例毎日次第

內侍兼敷大床子圓座於石灰壇南間中央、立廻四季御屏風、垂御簾、或不垂、

〔侍中群要十〕立替御屏風

石灰壇御屏風一帖四季立替云々　石灰壇屏風四季立替之近代一帖書四季〇中略　御厨子東御屏風一帖四季立替云々

〔日中行事〕石ばいの壇におはしまして御拜あり、たつみにむかひて兩段再拜、その外御心にまかすべし、一間の母屋の下に、南むきにたてたる四季の御屏風とりて、御後の方御傍にたてゝ、大床

子の圓座をその内にしく、○下略

〔類聚雜要抄四〕五尺屛風十二帖

月次繪、四季ヲ各當ニ三帖畫之、春上中下、母屋四箇間、東西北三方料、○中略

四尺屛風二帖内一帖泥唐繪、調度後料繪十二月之内、枚別當ニ二月書之、一帖泥大和繪、

〔古今著聞集十一畫圖〕一條前攝政殿、左大臣におはしましける時、居すへたてまつらんとて、一條室町の御所を、光明峯寺入道前備中守行範に仰て修理せられにけり、寛仁三年十月廿七日御わたまし有けり、つくりども、少々あらためられけり、寢殿二棟の障子より、つねの唐繪は無念也とて、平等院寶藏の四季の御屛風を、二條前關白殿長者にておはしましけるに申されて、取出してうつされにけり、人々の姿もみな昔繪にてぞ侍るなる、いと見所あり、武德殿の競馬の所に、みもしらぬ人のすがたどもおほかり、嵯峨野の御幸に、御輿の上に虎の皮をおほひたるなど、ふるき事どもをかゝれたる、いと興有り、承保の野行幸には、虎のをばおほはれざりけるとなん、近衞大殿の御相傳の屛風どもは、皆寶物にて侍うへ、そんじたればとて、四季の大和繪を、一月を一帖に書て、あたらしく調せられたるとなん、可然事の時、客の座に立らるゝ也、元日の節會は、豐樂院の儀をぞ書て侍なる、延喜の御時の月の宴、御溝水のながれやうなど、ふるきにたがへずかゝれたる、いと興ある事になん侍なる、

〔古今著聞集十一畫圖〕弘高、地獄變の屛風を書けるに、樓の上より桙をさしおろして、人をさしたる鬼を書たりけるが、殊に魂入て見えけるを、みづからいひけるは、おそらくは我運命つきぬと、はたしていく程なくてうせにけり、六條宮具平御堂に申給ひけるは、布障子の役などには、今は弘高をばめさるべからず、輕々なるべき事也、弘高聞て自愛しけり、此弘高は、金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子也、

〔年中行事秘抄十二月〕十九日御佛名始事

閏月例

長曆三年閏十二月十九日乙巳、物忌、今日始佛名、殿上御裝束如恒、但地獄變御屛風、內裏火災夜燒亡、仍以大宋御屛風立之、故實也、

〔雲圖抄〕十二月十九日御佛名事

以地獄變御屛風七帖立七ヶ間也、有綱鎭子等、或書云、若無件御屛風之時、用漢書御屛風、

〔枕草子四〕御佛名のあしたぢごくゑの御屛風取渡して、宮に御らんぜさせ奉給ふ、いみじうゆゝしき事限りなし、是見よかしとおほせらるれど、さらに見侍らじとて、ゆゝしさにうへやにかくれふしぬ、

〔榮花物語三樣々のよろこび〕しはす〇永延二年の十九日になりぬれば、御佛名とて、地獄ゑの御屛風など、とうでゝしつらふも、めとゞまりあはれなるに、〇下略

〔大內裏圖考證別錄上〕漢書屛風。。。。　年中行事畫、內宴圖、草木山形、無人物、是畫傳寫不細密、故如此歟、

黃木黑緣、靑地文白菱、裏紫文黑鳥襷、

〔江家次第七八月〕相撲召合裝束

東方御簾西邊、立亘五尺漢書御屛風、南北行西向、件御屛風不及北障子五尺許、近例依無漢書御屛風立大宋御屛風、以緋綱鐵鎭子等固之、下亦同、

同廂第四間以西、六箇間北邊、立亘同御屛風、南向、又第四第六間北邊御屛風、中央迫開往反路、

〔雲圖抄〕正月正朔寅剋四方拜事

立廻御屛風四帖、往古或八帖、先例用漢書御屛風、

〔北山抄五〕大嘗會事

勘標幷御插頭御屛風等本文。。作風俗。。。舞詠事。。

〔袋草紙一〕大嘗會歌次第

先從國々註進所々名於行事辨下作者許、作者撰便宜所々、(各可避禁忌)諷詠之、進行事辨所、以風俗歌下樂所、(以之人作樂)以屏風歌下繪所、(以之書圖之)若和歌有遲々之時、所々名ニ書詞先進之、和歌ハ追進之、(○下略)

〔兵範記〕仁安三年九月一日己未、内藏權頭長光朝臣獻大嘗會悠紀方本文一通、(○中略)

勘申悠紀方御屏風四帖本文事

一帖

後漢元初三年〻〻〻〻〻〻

成王時點兵之國〻〻〻〻〻〻

漢宣帝神雀元年〻〻〻〻〻〻

二帖　三帖　四帖

已上本文各三如右

年月日　　位官姓名如初

〔寶石類書調度十三〕宗直按、本文ノ屏風ト云ハ是也、如此考、本文繪ニ書テ、其本文ヲ上ニ色紙形ニ書事也、和歌屏風トハ別ナリ、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿三日庚辰、早旦參大極殿、大夫史拜行事官皆參奉仕節會御裝束、(○中略)御帳艮乾兩角壇上立五尺御屏風、(件屏風新調也、艮二帖、乾二帖立之、各書本文繪、朝方卿書色紙形、主基一同、)

〔寶石類書調度十三〕宗直考、非和歌屏風也、今度和歌屏風立所粗知之由、有御吟味、是屏風立所克准據歟、

〔壬生家記〕天明文政大祀、本文和歌御屏風調進手續、從土佐守光孚差出分、

天明七年八月廿二日、今日御用ニ付、非藏人口(江)罷出候樣、大嘗會傳奏奉行衆被仰渡候旨申來、尤

土佐守左近將監兩人共也、卽刻參ル、〇中略左之通奉書四ツ折御書付壹通御渡候、

本文御屛風　八帖　和歌御屛風　十二帖

右各新造調進

本文御屛風繪所　土佐守光貞　和歌御屛風繪所　左近將監藤原光時

九月二十日、中山前大納言殿江被召、卽刻參、表ノ口ニテ、前大納言殿、頭辨殿、御兩所被仰渡者、先御書博士より本文色紙形目書付被差出候、則御渡在之候處、軸之處花田白並ビ同樣ニ相成候ニ付、左之通相定メ調進可仕旨也、

本文御屛風之御色紙

一帖　第一紅　二紅梅　三黃　二帖　第一萌黃　二花田　三白

三帖　第一花田　二白　三紅　四帖　第一萌黃　二花田　三紫

右之通今度御治定也、〇下略

〔西宮記臨時三〕菊宴

承和五年十月七日、菊宴、〇中略倚南面立墨。容。御。屛。風。二帖、

〔江家次第十二〕齋王群行

第二間內差進西當階下少向巽裝飾御座、鋪兩面端帖二枚、其上鋪二色綾端帖、中帖後立墨容御屛風、近例又立太宋御屛風、

〔榮花物語本の雫十六〕このごろ〇寬仁四年中ぐうのだいぶにて、ほうずじのおとゞ〇藤原爲光の御この、大なごん〇藤原齊信におはする、みこあまたおはしぬべかりしを、みなうしなひ給て、たゞひめぎみひとりをぞえもいはずかしづきたてゝもたせ給へる、〇中略このとのゝ三位中將やう〇藤原長家ひとりおはすれば、それにやとおぼしたちて、むことりきこえ給、としごろはなにごとをかは、たゞこの

御かしづきよりほかのことなくおぼしたれば、御てうどどもよりはじめ、よろづの御ぐどもかがやくやうに、漢書の御屛風、文集の御屛風どもなどしあつめ給なれば、げに內春宮にまゐり給はんもたへてみえたり、

〔江談抄五〕美材書文集御屛風事

又云、小野美材、內裏文集御屛風書了、奧書大原居易古詩聖、小野美材今草神云々、

〔類聚名物考調度四〕樂府屛風　がふのべうぶ

白氏文集に新樂府五十餘首あり、是を古へはことの外にもてはやしたる事、物に多くみえたり、紫式部日記、淸少納言記にもみゆ、是を屛風にもかゝれしなるべし、畫か書か、その事は未考、

〔本朝畫史上古畫錄二〕師足以畫鳴于時、畫樂府屛風、具載大鏡、

〔增補考古畫譜三〕樂府屛風

春村曰、師足といへる高名の畫師、いにしへあることなし、もろたるは弘高の誤なり、塙忠寶云、所藏大鏡古抄本には、ひろたかとあり、以て證すべしといへり、畫工便覽に諸垂とし、皇后宮大進など、官名をさへに推當に記せるは非也、

〔大鏡五太政大臣爲光〕男君太郞は、左衞門督さねのぶときこえさせし、〇中略いみじき上ごにてぞおはせし、この關白殿のひとゝせの臨時客に、あまりゑひて御座にゐながら、たちもあへ給はで、ものつき給へるにこそ、かう名のもろたかがかきたる樂府の御屛風にかゝりて、そこなはれたんなれ、

〔本朝畫史上古畫錄二〕宇多天皇、世奉稱寬平法皇、至政道則不及論之、天性嗜畫圖、寄心於丹靑、嘗寫長恨歌之意、圖亭子院之屛風、

〔伊勢集上〕長恨歌の御屛風、亭子院のかゝせ給て、所々よませ給ける帝の御手にて、

紅葉ばに色見えわかでふる物はものおもふ秋の泪なりけり〇中略

これはきさきにかはりて

よるべする雲の舟だになかりせば世をうみなかに誰かとはまし

〔小右記〕治安四年九月十九日甲辰、大床子後御屏風一帖、今日中間爲風被吹、顛倒懸御後、極不便也、阿闍梨圖、左頭中將公成走出自御裝物所、壘執、諸卿云、不可更立、仍持去、件御座屏風、關白所調也、所畫云々、

〔基長卿記〕寶永四年二月十五日、神泉苑重物、保元平治合戰圖屏風一雙、故法眼筆、人形如動、甚奇物也、畫具比、元爲官物之處、依不吉之圖被寄附、被建東寺寶菩提院預之經數年、筆勢妙術又無類、主上内々其筆勢絶妙候間、被聞召及、暫時可有叡覽候由、予爲兄弟之預之間、内々申遣了、今日從非藏人部屋取寄、密々御内義江遣入叡覽、近日可被返却候由仰也、三月八日、去月十五日令備天覽屏風、保元平治合戰、畫工元信、筆跡絶妙無比類、東寺寶菩提院在家藏、是元神泉苑江自内裏被寄附屏風也、彼院兼帶之間在東寺、予爲兄弟之間、召寄入叡覽、今日被返下、

〔一話一言十二〕一關ノ屏風ノコト、神泉苑ニ有保元平治戰ノ圖也、眞跡ハ古法眼ト云、古右京ト東寺ノ寶庫ニアル由、其圖ヲ雪溪ノ寫也、東福門院御寄附ノ由、畫體能ク人情ヲ盡シタル故ニ、人ノ物言ガ如シト云、關ノ屏風ト稱スルナラン、

〔本朝畫史二上古畫録〕弘法大師、〇中略其書冠古今、畫亦造於神妙、〇中略今高雄山有山水屏風、

〔菅家文草七銘〕畫圖屏風、松下道士贊六首、讃岐旅館屏風畫也

獨坐　寄身質樸、陶性孤摽、合眼而坐、不臣帝堯、

〔康富記〕文安四年十一月廿七日乙卯、今日前局務師鄉朝臣來語、三條帥大納言有言付、諸家系圖屏風可書給之由被命、件本、前局務入道性存之中書本也、此本可渡予之由被示之、明春可書給之由、帥卿被示之云々、

〔宣胤卿記〕永正十四年十一月廿七日、太平記四十册、今日一見畢、〇中略又今所持之屏風和歌、幷御遊

等。繪。其年號不審之處、太平記第四十卷、貞治六年三月廿九日中殿御會人數等分明也、此屏風其時節物歟、古物也、〈先年於山門感得之〉繪ハ當時繪所光信朝臣先祖光行書之由、光信朝臣先年稱之、詩。歌。者爲秀卿手跡歟之由、爲廣卿演說之、爲秀卿ハ貞治之御人數也、此中殿御會此度以後無之、

〔本朝畫史〈上二 上古畫錄〉〕皇后藤氏、名明子、忠仁公良房女、而文德帝后、清和帝母公也、世號染殿后、〈訓曾迷土乃其左其〉尤巧畫艸花、近世豐臣太閤秀吉公得其所畫白。菊。屏。風。珍之、高六尺、撒金銀密飾地、

〔續武家閑談〈十一〉〕一小。倉。色。紙。ハ、元來伊勢國司北畠殿處持ニテ、屏。風。一雙ニ百枚ヲシテアリケルヲ、連歌師宗長勢州ニ來リケルトキ、國司コレヲ授ケラル、宗長達テ辭退シテ、屏風片々ヲ請用ス

〔東照宮御實紀附錄〈二十二〉〕慶長十六年九月、西域より世。界。の。圖。の。屏。風。船來せしかば、駿府へ進らせられしに、御覽ありて、後藤庄三郎光次、長谷川左兵衛藤廣を御前にめして、萬國の事ども御尋問ありて、討論せられしなり、

〔東大寺獻物帳〕納物〇中略

御屏風、壹佰疊〈畫屏風廿一疊、鳥毛屏風三疊、鳥畫屏風一疊、夾纈六十五疊、臈纈十疊、〉

山水畫屏風一具兩疊十二扇〈並高七尺二寸、濶二尺三寸半、赤紫綾縁、以檜木付紙假作、班竹帖、鐵釘、黑漆碧絁背、紫皮接扇、揩布袋、〉

國圖屏風六扇〈高六尺、廣二尺二寸、紫綾縁、前面及兩端碧牙撥鏤帖、金銅隱起釘、上頭縁木帖、金銅付紙浮漚釘、下頭縁木帖、黑漆釘、背後紅牙撥鏤帖、金銅浮漚釘、碧綾背、紫皮接扇、縁綾幞緋付紙縁裏、〉

大唐勤政樓前觀樂圖屏風六扇〈裝束及幞並同前圖屏風〉

大唐古樣宮殿畫屏風六扇〈高五尺四寸五分、廣一尺七寸五分、緋地錦縁、漆木帖、前後金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、揩布袋、〉

大唐古樣宮殿畫屏風六扇〈高五尺、廣一尺九寸、裝束與前同、〉

古樣山水畫屏風六扇〈高五尺八分、廣一尺九寸、緋地錦縁、漆木帖、金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、黃絁袋、帛絁裏、〉

古樣本草畫屏風一具兩疊十二扇〈一高五尺三寸、一高五尺二寸、緋地錦縁、漆木帖、金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、黃絁袋、帛裏、但五尺二寸碧地錦縁、碧絁背付紙〉

子女畫屏風六扇高五尺、廣一尺九寸、緋地錦緣、漆木帖、金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、揩布袋、

古人畫屏風一具兩疊八扇並高五尺三寸、廣一尺九寸、緋地錦緣、漆木帖、金銅釘、碧絁背、紫皮接扇、黃絁袋、帛絁裹、

舞馬屏風六扇高五尺、廣一尺八寸、紫地錦緣、金銅釘、漆木帖、碧綾背、緋皮接扇、黃絁袋、白練裹、

子女屏風六扇高五尺、廣一尺八寸、紫地錦緣、漆木帖、金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、揩布袋、

古樣宮殿畫屏風六扇高五尺、廣一尺八寸、紫地錦緣、漆木帖、金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、揩布袋、

素畫夜遊屏風一具兩疊十二扇並高五尺、廣一尺八寸二分、紫綾緣、赤染木帖、黑漆釘、碧絁背、紫皮接扇、揩布袋、○中略

烏毛立女屏風六高四尺六寸、廣一尺九寸一分、緋紗緣、以木假作斑竹帖、黑漆釘、碧絁背、緋夾纈接扇、揩布袋、

山水畫屏風六扇高五尺、廣一尺九寸、紫綾緣、白帖木、金銅釘、紫皮接扇、黃絁袋、帛絁裹、○中略

百濟畫屏風六扇高四尺七寸、廣一尺七寸、緋地錦緣、漆木帖、金銅釘、碧綾背、緋皮接扇、黃絁袋、帛絁裹、

古人宮殿屏風六扇高五尺一寸、廣一尺八寸、紫綾緣、白木帖、金銅釘、碧絁背、紫皮接扇、揩布袋、

古人畫屏風六扇高五尺一寸、廣一尺八寸五分、紫綾緣、白木帖、金銅釘、碧絁背、紫皮接扇、揩布袋、

山水夾纈屏風十二疊各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、揩布袋、

一疊面紫目交緣背紅夾纈緣緋絁接扇

一疊面紫目交夾纈緣背夾纈緣緋絁接扇

一疊面紫目交臈纈緣背紅臈纈緣緋絁接扇

一疊面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接扇

一疊面紅臈纈緣背滅紫臈纈緣緋絁接扇

一疊面背夾纈緣紅臈纈接扇

一疊面背夾纈緣紅夾纈接扇

一疊面背白橡臈纈緣緋絁接扇

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇

一疊面紅臈纈緣背皂目交臈纈緣緋絁接扇

一疊面夾纈緣背紅臈纈緣緋絁接扇

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇

花室草木鶴夾纈屏風七疊各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、揩布袋、

一疊面皂橡目交臈纈緣背皂臈纈緣緋絁接扇

一疊面背夾纈緣緋絁接扇

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇
一疊面背夾纈緣紅臈纈接扇
一疊面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接扇
一疊面背白橡臈纈紅臈纈接扇
一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇

驎鹿草木夾纈屏風十七疊（各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、揩布袋、）
一疊面白橡臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇
（付紙）鹿 一疊面白橡臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇
一疊面背滅紫臈纈緣緋絁接扇
（付紙）鹿 一疊面背紅臈纈緣緋絁接扇
一疊面背夾纈緣緋絁接扇
（付紙）鹿 一疊面背夾纈緣緋絁接扇
一疊面背滅紫目交臈纈緣緋絁接扇
一疊面雲繝綾緣白（背付紙）橡目交臈纈緣緋絁接扇
一疊面夾纈緣背紅臈纈緣緋絁接扇
一疊面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接扇
一疊面夾纈緣背皂目交臈纈緣緋絁接扇
一疊面滅紫臈纈緣背紅臈纈緣緋絁接扇
一疊面夾纈緣背紅臈纈緣緋絁接扇
一疊面夾纈緣背紅臈纈緣紅臈纈接扇
一疊面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接扇
一疊面紅臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇
一疊面夾纈緣背紅臈纈緣緋絁接扇

鳥木石夾纈屏風九疊（各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫（帖付紙）帖、烏油釘、揩布袋、）
一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇
一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇
一疊面夾纈背皂目交臈纈緣緋絁接扇
一疊面雲繝綾緣背白橡臈纈緣緋絁接扇
一疊面背夾纈緣紅臈纈接扇
一疊面滅紫目交臈纈緣背白橡目交臈纈緣緋絁接扇
一疊面白（紫付紙）橡臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇
一疊面背夾纈緣紅臈纈接扇
一疊面白橡臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇

鷹木夾纈屏風一疊（六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、面背夾纈緣、緋絁接扇、揩布袋、）

鷹鳥夾纈屏風四疊（各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、揩布袋、）

付紙鳥木一疊面夾纈縁背紫目交臈纈縁緋絁接扇
一疊面背夾纈縁紅臈纈接扇
付紙鳥木一疊面山納縁背白橡付紙臈纈縁緋絁接扇
一疊面夾纈縁背白橡臈纈縁緋絁接扇

鷹鶴夾纈屏風一疊（六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、面夾纈縁背皂臈纈、縁緋絁接扇、揩布袋、）

古人鳥夾纈屏風四疊（各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、揩布袋、）
一疊面背山納縁緋絁接扇
一疊面背滅紫臈纈縁緋絁接扇
一疊面紫臈纈縁背夾纈縁緋絁接扇
一疊面背夾纈縁緋絁接扇

烏草夾纈屏風十疊（各六疊、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、漆木畫帖、烏油釘、揩布袋、）
一疊面紫山納背緋臈纈縁緋絁接扇
一疊面紫臈纈縁背夾纈縁紅臈纈接扇
一疊面紫臈纈縁背夾纈縁紅臈纈接扇
一疊面背夾纈縁紅臈纈接扇
一疊面紫山納縁背緋臈纈縁緋絁接扇
一疊面雲繝付紙納綾縁背緋夾纈縁緋絁接扇
一疊面背夾纈縁紅臈纈接扇
一疊面紫臈纈縁背夾纈縁紅臈纈接扇
二疊並面背紫夾纈縁紅臈纈接扇○中略

右件、皆是先帝翫弄之珍、內司供擬之物、追感疇昔、觸目崩摧、謹以奉獻盧舍那佛、伏願用此善因、奉資冥助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑾花藏之宮、住蹕涅槃之岸、

天平勝寶八歲六月廿一日○署名略

〔本朝畫史上古畫録二〕慧心院僧都、諱源信、姓卜氏、和州人、寛仁元年化、常作彌陀來迎圖、且雕刻之、今和州當麻寺中有十界圖屏風、又洛東新黒谷有二河白道圖屏風、蓋上古風致也、

〔好古小録上〕上宮太子傳畫

數種アリテ、法隆寺繪殿ノ圖ヲ巨擘トス、近年本寺朽敗ヲ恐レ、屏風トナシテ寶藏ニ秘ス、

〔好古日録末〕書翰屏風

相國寺心華院ニ、六曲屏風二座アリ、外國ノ書翰ヲ粘ス、名テ書翰屏風ト云、萬曆貳拾玖年捌月朝

鮮禮曹參議鄭曄復書一通、(有封皮)萬曆參拾貳年柒月朝鮮曹參議成以文復書一通、安南國弘定二年(國朝慶長六年辛丑)五月五日書二通、弘定四年五月十九日書一通、弘定六年五月初六日啓一通、(有禮單及封皮)又報書一通、(有封皮)弘定柒年伍月拾參日書一通、(有禮單及封皮)天安國弘定七年肆月拾伍日曉示一通、(有封皮)呂宋書一通、東捕塞癸卯年(慶長八年癸卯)四月書一通、乙巳年(慶長十年)季春三月書一通、同年四月書三通、無國名禮單二通、(安南疑東捕塞)凡二十八張、戊申ノ火隻字存セズ、惜ベシ、余嘗摸寫スル者纔ニ其影子ヲトヾム、

〔好古小錄 上〕承安五節圖屏風摸本(元畫卷)

老長所寫ノ畫卷ヲ以、光信屏風一坐ニ寫シテ、畫卷ハ傳ハラズ、今ノ畫卷ハ、御厨子所預宗直朝臣、屏風ノ摸本ヲ以畫卷トナス者也、

〔好古小錄 上〕大著色僊樂圖屏風粉本一坐

此畫元光長寫ス所ニシテ、光信此ヲ摸ス、其圖據ルベキコト多シ、一說ニ、光信圖スル所ト云、非ナリ、又一種僊樂圖屏風摸本(著色ナシ)アリテ、原本光信ノ所寫ト云、是畫所預光信ニ非ズ、狩野光信所寫ノ摸本也、其圖甚劣レリ、

〔好古小錄 上〕東大寺鴨毛屏風畫

今存スル者十六枚、中一枚ニ天平勝寶三年十月ノ八字アリ、千有餘年ノ畫、實ニ賞スベシ、

〔好古小錄 上〕鴨毛屏風(二座)

國朝古昔ノ篆字存スル者、印篆ノ外、纔ニ此屏風、及藥師寺尾瓦ノミ、

〔好古日錄 末〕鴨毛屏風

俗ニ東大寺ノ鴨毛屏風ノ文字、羲之ノ書ト云、論ズルニ足ラザル事ナレドモ、是古來ノ俗說トミユ、康治元年五月六日記云、開勅封倉御覽寶物、(中略)聖武天皇玉冠及鞍、(中略)王右軍鳥毛屏風、有良田之贊、(下略)康治元年記ニ載ル所如此ナレバ、其俗說舊タリ、又傳ヘテ鴨毛屏風ハ西土所造ト云、固ヨリ

非ナリ、屏風ノ畫側ニ、天平勝寶三年十月ノ八字アリ、傅粉ヲチヲ其字鮮ニミユ、

〔東大寺獻物帳〕納物〈○中略〉

御屏風壹佰疊〈○中略〉

鳥毛篆書屏風六扇〈高五尺、廣一尺八寸、紫綾縁、赤染木帖、黒漆釘、碧絁背、夾纈絁接扇、揩布袋、○中略〉

鳥毛帖成文書屏風六扇〈高五尺、廣一尺九寸、紫綾縁、木假作班竹帖、黒漆釘、碧絁背、黄膈纈接扇、揩布袋、〉

鳥書屏風六扇〈高四尺一寸、廣一尺六寸七分、紫絁縁、漆木帖、前面金銅釘、上頭下頭、背後並黒漆釘、碧絁背、緋絁接扇、緋絁袋、帛絁裹、〉

〔東大寺要錄〕〈八〉勅封倉鴨毛屏風銘文

種好田良、易以得穀、　君賢臣忠、易以至豐、　諂諛之語、多悦會情、　正直之言、倒心逆耳、

正直爲心、神明所祐、　禍福無門、唯人所召、　父母不愛、不孝之子、　明君不納、不益之臣

清貧長樂、濁富恒憂、　孝當竭力、忠則盡命、　君臣不信、國政不安、　父母不信、家道不睦、

〔類聚名物考〕〈調度十六〉東大寺鴨毛屏風幷銘

此屏風は、上古聖武天皇の御物なりとて、今奈良の東大寺の什物とす、屏風二枚、長各四尺九寸三分、幅一尺九寸三分、邊縁一分半、その中には花絨をもて飾りて、鴨頭の緑毛をもて、此銘九十六字を織出せり、文字大さ四五寸許あり、古へ坐右の銘なるべし、禍福无門唯人所招の語は、春秋左氏傳に見えたり、父母不愛不孝之子、明君不納不益之臣は、鹽鐵論に出づ、君臣不信國政不安、父母不信家閨不睦の語は、説苑に原きて書りと見ゆ、

〔本朝世紀〕康治元年五月六日戊戌、早旦開勅封倉、御覽寶物、昨日俄有議、召遣辨一人、藏人左中辨源師能、大監物藤時員等、隨身鎰參向、〈件鎰印在鈴辛櫃也〉鏁相澀、數剋不開得、有議切局畢、寶物之中聖武天皇玉冠、及鞍、御被、枕、碁局、笛、竹簫、八竿、〈其形如笙〉王右軍皀毛屏風、侍臣等運置之、件屏風有良田讃、召判官代高階通憲令讀之、

〔小右記〕永觀二年十月十日丙戌、高御座後立二御屏風四帖一、織二孔雀形一、各二帖、

〔經信卿記〕治暦四年七月廿一日、艮乾兩角立二孔雀形御屏風四帖一、後聞、改二置第一內一、

〔雅亮裝束抄〕一もやひさしのてうどたつる事

おほかたみさうぞくのよきといふは、みすよくあげて、もかうよくひきしき、むしろよくのしてちりひろひ、もやにたつる十二帖の屏風、よくのしてたてなどするをよしとはいふなり、屏風は春夏秋冬をまづひろげてみをきて、はるはいかさまにもひんがしにたつるなり、もやひさしのてうどは、御所のはれにつけども、屏風をたつることは、春をひむがしにたつべきなり、屏風をのすといふは、いたくひだをすへてたつるなり、さてつぎめごとに、いとにてとぢあはせたるなり、もやのなんどのうへにも、又うるはしきもやぎはにも、みすをかけておろして、そのうへに屏風をたつるには、はしごとにくりかたをうちて、やりなはなどのやうなるつなを、みすのうへにひきわたして、それに屏風をとぢつくる、うるはしき事なれども、このごろはところせしとて、たゞみすばかりにとぢつけたるなり、〇中略そのたゝみ二枚かなたのかしらに、にしひんがしざまに、てうのはしらにあて丶、五尺の屏風二帖を、なかをひきかさねて、一けんがうちにたつ、

〔源氏物語〕五十東屋そなたにこれかれあるほどに、宮〇匂宮はたゝずみありき給て、にしのかたにれいならぬわらはのみえつるを、いま參りの有かなど覺して、さしのぞき給、なかのほどなるさうじのほそめにあきたるよりみ給へば、さうじのあなたに一尺ばかりひきさげて屏風たてたり、

〔兵範記〕久安五年十月十八日丙寅、昨今日奉二仕小松殿御裝束一、其儀、〇中略母屋西弁北、母屋際、及東庇戸上、副二御簾一立二亘四尺屏風六帖一、以春立東、

〔玉藥〕承元三年三月廿三日、此日故攝政前太政大臣良經長女有二入宮事一、〇中略御裝束儀、〇中略母屋三

ケ間之内、四面懸二壁代一、額巻上之、四尺几帳與二御簾一同程也、三面南北東立二廻五尺屏風一、帳後不レ立之、帳南北妻屏風、當二帳東妻一立レ之、五尺屏風畫二四季景物一、南立二夏一帖一、東立二春二帖一、北立レ冬、秋無二立所一、仍庇南北際四尺屏風、繪二秋一也、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御屏風は、必々松竹の金屏立云々、屏風は人の物著用の如くに立ル、上座は人の物著るごとく、其より下座へは、上座の屏風下にかさなるやうにたつる也、

〔雅亮裝束抄〕一だいきやうのこと

もやぎはのみすをおろして、其うへに屏風をたつることつねのごとし、ひんがしみなみのはしよりたつべし、これはにしはれのぎなり、ひんがしはれならば、ひんがしのひさしを、弁少納言のざにはなるべきなり、屏風そのおりは、この少納言のざのしもより、春はたつべきなり、

〔九暦〕天德元年正月十八日、喚二木工頭道風朝臣一勸酒、被二女裝束一襲一、依レ書二大饗料屏風一、

〔公任卿集〕寛仁二年正月、入道前太政大臣大饗し侍りけるに、屏風の繪に、山里にもみぢ見る人きたるところ、

山里の紅葉みにとやおもふらむ散はてゝこそとふべかりけれ

〔婚禮推陳記〕嫁輿よりおり給ふ所は、三の間か又は二の間たるべし、○中略輿の廻りに屏風を立て、婁の下座・江見えざる樣にさすべし、○中略

師傳に、○中略屏風は、鶴龜松竹の白繪の屏風也、裏形と胡粉にて龜甲形付たる白繪の屏風也、

〔小右記〕長德五年○長保元年十月廿八日丁丑、彼此云、昨於二左府一○藤原道長撰二定和歌一、是入。內。女。御。○上東門院料。屏。風。歌、花山院法皇、右衛門督公任、左兵衛督高遠、宰相中將齊信、源宰相俊賢、皆有二和歌一、上達部依二左府命一獻二和歌一、往古不レ聞事也、何況於二法皇御製一哉、又有二主人和歌一云々、今夕有レ被レ催二和歌一之御消息一、令レ申二不レ堪由一、定有二不快之色一歟、此事不レ甘二心事一也、

〔榮花物語八初花〕東宮は枇杷殿におはしますす、𛀙はす○寛弘六年に成ぬれば、かんのとの○藤原妍子の御ま

いりなり、〇中略その御ぐどもの屏風どもは、ためうち、つねのりなどがかきて、道風こそはゑきしがたはかきたれ、いみじうめでたしかし、そのかみの物なれど、たゞいまのやうにちりばまず、あざやかにもちゐさせ給へりしに、これはひろたかゞかきたる屏風どもに、侍従中納言〇藤原行成の書給へるにこそはあめれ、

〔後水尾院宸記〕御ぅぶや以下の次第

覺

一御たんじやうの御だうぐ〇中略

御びやうぶ、松竹つるかめ、ゑろゑ、ふかべりなし、

〔伊勢家秘書誕生之記〕第四屏風

一屏風も白張に、雲母にて松竹鶴龜ヲ書也、裏のかたは龜甲を雲母にて押なり、へりは練龜甲を繪に書なり、

〔大鏡五太政大臣公季〕このおほきおほとの丶御は丶うへは、延喜の御門の御女、女四宮ときこえさせき、延喜いみじく時めかしおもひたてまつらせ給へりき、御もぎの屏風に、公忠辨、ゆきやらでとよむはこのみこの宮なり、つらゆきなどあまたよみて侍りしかども、人にとりてすぐれの丶しり給ひしかとよ、

〔新儀式四臨時〕奉賀天皇御筭事

中宮職立御厨子於殿西第三間、納御衣什物等類也、法皇被賀之時、無此御厨子、唯母屋四間副北御障子立淳和御手跡御屏風三帖、

〔古今和歌集七賀〕さだやすの御子の、きさいの宮の五十の賀奉りける御屏風に、櫻の花のちるゑたに、人の花見たるかたかけるをよめる、　藤原のおき風

いたづらに過る月日はおもほえで花見てくらす春ぞすくなき

もとやすのみこの七十賀のうしろの屏風によみてかきける、　紀貫之

春くればやどにまづさく梅の花きみがちとせのかざしとぞ見る

内侍のかみの右大將藤原朝臣の四十賀しける時に、四季の繪かけるうしろの屏風にかきたりけるうた、

かすが野にわかなつみつゝ萬代をいはふ心は神ぞ志るらむ〇以下略

〔紀貫之集二〕延喜十五年九月廿二日、右大臣殿〇藤原忠平の奉レ爲二清和七宮御息所一被レ奉二六十賀一時屏風歌、

かぞふれどおぼつかなきに我宿の梅こそ春の數は志るらめ

〔紀貫之集三〕同年〇承平六年の夏、八條右大將の北方、本院の北方七十賀し給ふ時の屏風の歌、大將仰給ふ時に、人の家松、

かはらずもみゆる松かなうべしこそ久しきことのためし成けれ

〔類基朝臣集〕先代の皇后〇藤原安子の九條の右大臣殿〇藤原師輔の五十賀奉り給ふ御屏風に、竹ある家、

ながきよを思ひしやれば呉竹の暮行冬もをしからなくに

〔紀友則集〕右大將の四十賀の屏風の歌

珍しき聲ならなくに郭公こゝらの年をあかずも有哉

〔殿暦〕天永三年十月十三日丁酉、家司惟信、太宮司朝實、令レ參二宇治平等院御寶藏一開之、故宇治殿〇藤原頼通御賀御屏風八帖取出之、來月院御賀御屏風本料也、

〔後京極攝政記〕建仁三年十一月廿三日丁亥、今日於二上皇二條御所一被レ賀二入道正三位釋阿九十算一、〇中略件屏風四帖被二新調一、延喜例四帖四季各一帖也、上皇以下當世歌仙等詠二和歌一、撰定之後仰二繪師一被レ圖之、予〇藤原良經依レ仰今日書二色紙形一、可レ被レ仰二他人一之由雖レ申二請之一、永可レ被レ留二置御所一、猶可レ書之由有レ仰、仍

書之、屏風遲之間、入夜書了、和歌在別、

〔類聚三代格十二〕勅、於圖書寮所藏、○中略屏風、障子、并雜圖繪等類、一物已上、自今以後、不得輙借親王以下及庶人、若不奏聞私借者、本司科違勅罪、

神龜五年九月六日

〔類聚雜要抄二調度〕長承二年六月廿九日、前太政大臣女參院、女御給屏風室禮、庇調度如常、○中略屏風室禮之指圖、依有尋三枚出來云々、○中略

但人々指圖、於西中隔几帳、東西北三方、屏風ヲ比多無志天延立天、從内外以疊津女立タリ、

〔古今著聞集三政道忠臣〕爲輔中納言口傳にかゝれて侍なるは、人は屏風のやうなるべき也、屏風はうるはしうひきのべつればたふるゝなり、ひだをとりてたつればたふるゝ事なし、人のあまりにうるはしくなりぬればえたもたず、屏風のやうにひだあるやうなれど、實にうるはしきがだもつなりと侍るとかや、

〔善隣國寶記中〕應永八年

日本准三后某、上書大明皇帝陛下、○中略某幸秉國鈞、海内無虞、特遵往古之規法、而使肥富相副祖阿、通好獻方物、金千兩、馬十疋、薄樣千帖、扇百本、屏風三雙、○中略某誠惶誠恐、頓首頓首謹言、

同九年

日本國王臣源表、臣聞太陽升天、無幽不燭、時雨霑地、無物不滋、○中略是以謹使僧圭密梵雲明空通事徐本元仰覲清光伏獻方物、○中略金屏風三副、○中略爲此謹具、表聞臣源、○下略

〔大明會典九十七朝貢〕日本國

洪武七年、遣僧人來朝貢、以無表文却之、其臣亦遣僧人貢馬及茶布刀扇等物、以其私貢仍却之、十四年、國王遣使來、復却其貢、僧人俱發陝西四川各寺居住、二十五年、復來朝貢、後定爲十年一來貢、

貢物、○中略塗金粧彩屏風○下略

〔七修類藁 四十五事物〕倭國物

古○中略有硬屏風、而無軟屏風、○中略皆起自本朝、○明因東夷或貢或傳而有也、○中略軟屏、今圍屏也、弘治間入貢來使、送浙鎮守、杭人遂能、即古步障

〔善隣國寶記 中〕文明四年壬辰遣朝鮮國書　横川製之

日本國義政、奉書朝鮮國王殿下、○中略不腆土宜具于別幅、切希采納、不宜、○中略別幅、

裝金屏風貳張○下略

〔南浦文集 中〕與呂宋國船主書

一別之後、已閲三霜、思慕之心、未曾頃刻有忘之也、○中略今吾子幷婦人所投贈者、皆難得之貨也、一々拜受焉、我今呈吾子以金屏風一雙、寄婦人以酒肴之一器、雖不腆之物、物以遠至爲珍、伏乞幷以笑納、恐懼不宜、

〔外蕃通書 二十七〕東照宮復賜伊伽羅諦羅國主御書載異國日記

日本國源家康、復章伊伽羅諦羅國主麾下、遠勞船使、初得札音、貴域之治政、所上紙墨、目擊道存、○中略菲薄之土宜、具別幅投贈之、聊表寸忱者也、順序自裔、

慶長十八年歲舍癸丑秋上旬　御印○中略

別幅

一押金屏風　五雙

〔羅山文集 十三外國書〕復朝鮮國王奉台命撰之

日本國源御諱奉復朝鮮國王殿下、聘价遠馳、禮意益敬、○中略交道有義、不渝舊約、則彼此之好也、有小信物、附使价還、宜如別幅撿領、餘冀亮察、不宜、

寛永十三年十二月二十七日源　御諱御朱印

別幅

撤金六曲屏風貳拾雙○下略

〔正德朝鮮國聘使錄〕復書

日本國王源御諱○家宣奉復朝鮮國王殿下○中略有少謝儀、附諸歸使、願符善禱、永介純釐、不備、

正德元年辛卯十一月　日○中略

所賜朝鮮國王、有畫圖金屏二十雙、蓋其九雙十五圖、皆有傳贊、高玄岱所撰幷書也、錄于左、

孝德天皇白雉圖一隻、狩野探信所畫、○傳贊略、以下同、　文武天皇慶雲圖一隻、與前一雙、畫工同上、　源經信兼三船才圖一雙、狩野養朴所畫、　大江匡房賦四百句圖一雙、與前一對、畫工同上、　平重盛諫父圖一雙、狩野春湖、　楠正成教子圖一隻、與前一對、畫工同前、　紫式部編書圖一隻、狩野洞松所畫、　清少納言捲簾圖一隻、與前一雙、畫工同前、　源爲朝大箭圖一隻、狩野柳雪所畫、　源義仲陷倶利加羅圖一隻、狩野探雪所畫、　源盛綱渡藤戸海圖一隻、狩野永叔所畫、　巴女殺敵圖一隻、狩野養朴所畫、　板額拒敵圖一隻、與前一雙、畫工同前、　平義秀破門圖一隻、狩野探信所畫、　泉親衡負船圖一隻、與前一雙、畫工同前、

此他金屏圖畫十一雙目

朝覲行幸圖住吉内藏畫、一雙、　釋奠圖畫同上、一雙、　唐樂和樂圖狩野永叔畫、一雙、　犬追物圖狩野如川畫、一雙、　富士三保圖狩野養朴畫、一雙、　吉野龍田圖狩野洞松畫、一雙、　住吉玉津島圖狩野春碩畫、一雙、　松島圖狩野探雪畫、一雙、　祇園會圖狩野春笑畫、一雙、　花鳥畫狩野休碩畫、一雙、　鵜飼圖狩野梅雪畫、一雙、

〔本朝畫史〕畫考

趙宋宣和畫譜曰、宣和徽宗年號、當本朝天仁帝(鳥羽)時、宣和譜宣和殿所製、○中略太平興國中、宋太宗年號、當本朝天祿年中、日本僧與其徒五六人、附海舶而至、○中略其后再遣弟子、以金塵硯、鹿毛筆、倭畫屏風、奉表稱賀、今御府所藏海山風景風俗圖是也、

〔宋史四百九十一外國〕日本國

日本國者、本倭奴國也、○中略雍熙元年、日本國僧奝然、與其徒五六人浮海而至、○中略二年、隨台州寧海縣商人鄭仁德船歸其國、後數年仁德還、奝然遣其弟子喜因奉表、○中略稱其本國永延二年歲次戊子二月八日、實端拱元年也、又別啓、貢佛經、納靑木函、○中略鹿皮籠一、納○中略倭畫屏風一雙、

○按ズルニ、信物ニ屏風ヲ用キシコト、外交文書中多ク見ル所ナリ、今悉ク之ヲ載セズ、

屏風袋

〔源氏物語五十東屋〕こなたは離れたる方にしなして、高き棚厨子一よろひばかりたて、屏風の袋に入れこめたる、所々によせかけ、何かのあらゝかなるさまにし放ちたり、

〔河海抄十九東屋〕屏風納袋事、今世いたくなきことにや、上古のこと歟、又ゐ中びたる體歟、

〔類聚雜要抄二調度〕一被加以前御調度外御物事、○中略又屏風具袋、疊納之時用其袋云々、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、早旦著行事所、大嘗會威儀御物幷判御調度、○中略

大嘗會悠紀所　注進御物目錄事○中略

御屏風十帖在靑色薄物袋臺二脚○下略

屏風商

〔雍州府志七土產〕屏風　所々製造之、特四條通沼津某家、兩曲、六曲、大小屏風、撒金、墨畫、隨所好而有之、

〔胸算用五〕才覺のぢくすだれ

手廻しの賢き小供あり、我當番の日はいふに及ばず、人の番の日も、箒取々座敷掃きて、數多の小供が每日使ひ捨てたる、反古の圓ろめたるを、一枚々々皺伸ばして、日每に屏風屋に賣りて歸るもあり、

屏風雜載

〔類聚名物考調度四〕屏風牒

按に、八枚屏風、二枚屏風と云ふを、西土にて幾牒と云、又は幾疊とも、後世には何曲ともいへることとあり、

〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合屏風壹拾玖牒佛物一牒、温室分九牒、通物九牒、

〔類聚名物考調度四〕屏風一隻

屏風一隻はかた〳〵にて一雙にあらず、是をひとひらと云、ひらは枚を訓り、又一枚々々をも一ひらと云、六枚屏風ならばむひら也、連歌の句にも一ひらにとも、又はひら〳〵にともいへるは、一枚毎枚のことなり、源氏物語あづまやの巻に、一ひらといふ詞あり、

〔故實雜々聞書〕一びやう風は一雙と常に申候、又立樣の事、上座の次第に上にかさなり候歟、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年三月三日乙巳、參內、南殿奉ㇾ仕御裝束、○中略北障子邊立ㇾ五尺二階子、○中略其東立ㇾ四尺畫屏風一雙、南北妻、

〔伊勢家集〕故中宮の春宮の女御とまだ聞えし時、題給はせて歌よませ給ひし御屏風の和歌、梅の花のたよりに、物いひたる人とおもはせて、ゑに男の行あひて、物いひはじめたるを、一のひらにか丶せ給へるおとこ、○歌略

〔源氏物語五十東屋〕さうじのあなたに一尺ばかりひきさげて、屏風たてたり、そのつまに木丁すにそへてたてたり、かたびらひとへをうちかけて、しをん色の花やかなるに、をみなへしのをりものとみゆる、かさなりて袖ぐちさしいでたり、屏風のひとひらた丶まれたるより、心にもあらでみゆるなめり、

〔河海抄十二梅枝〕身づからひとよろひはかくべし

一雙、草子二帖也、屏風の一よろひも二枚也、

〔住吉物語〕かみびやうぶに、やまとゑかきたる一よろひたて丶、もやのみすにくちきがたのきやうかたびらかけて、いとあるべかしくしつらひたり、

〔類聚國史百八十佛道二〕弘仁三年二月壬辰、屏風一、障子四十六枚、施ㇾ入東寺、

〔田氏家集中〕元慶五年冬、大相國以拙詩草五百餘篇始屏風十帖、仍題長句謹以謝上、

常嗟雅頌聖時空、收拾博偏報國功、雖識骨輕無足買、恐拋石質有堪攻、蓬蒿獻草任垂白、行年五十餘、垂白可知、菅蒯開花欲奪紅、曾在昌齡成帝號、玄宗立王昌齡爲詩帝、不言詩上玉屏風、

〔本朝無題詩二屏風附畫障〕見屏風春所獨吟、　法性寺入道殿下〇藤原忠通

晩夏自元感正頻、屏風獨見會文賓、庭叢雨打添繁茂、門柳煙飜帶麴塵、嵐渡嶺櫻□□白、雪遷溪木惜餘匂、園中成望往來客、林下易留羈旅人、遊子塞垣調笛曉、漁翁河海艤舟辰、松杉緑老枝經歲、桃李紅深花染春、句曲山前霞色發、雲和樓上月光新、一吟一詠數盃酒、驚眠破夢不才身、

〔枕草子六〕正月に寺にこもりたるは、〇中略小法師ばらのもたぐべくもあらぬ屏風などのたかき、いとよくまんたいし、

〔野守鏡上〕一心をすなほにして、心をすなほにせざる事、それ歌の心は、屏風をたつるに同じ、みなひきはへて一おりする所なければ、たつ事をえざるごとく、たゞすなほなる計にて、ひとおりの節なきは彼大すゝき、其難をまねき侍るにや、

明治四十二年四月二十七日印刷
明治四十二年四月三十日發行

神宮司廳

昭和七年三月一日印刷
昭和七年三月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一一〇五四番　三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）